独立行政法人評価年報

平成 23 年度版

政策評価・独立行政法人評価委員会

はじめに

本書は、平成23年度末時点で102を数える独立行政法人について、平成23年度中に行われた業務実績評価等の当委員会の活動及び政府の取組を整理して、一覧的に国民の皆さまにお示ししようとするものです。

独立行政法人に対しては引き続き国民の厳しい目が向けられ、当委員会としても厳格な評価の取組が求められています。平成23年度は、当委員会が平成22年５月に改訂した「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び当委員会独立行政法人評価分科会が平成23年４月に策定した「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」等に基づき、各府省の評価委員会の評価結果について横断的な視点から二次評価を実施し、政府全体の評価の厳格性・信頼性を確保するとともに、評価の質の向上を期しています。

独立行政法人が行う事業及び事務は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであり、独立行政法人は業務を効果的かつ効率的に実施することが求められています。また、独立行政法人の経営の質の向上を図り、国民の信頼を得るために、業務の運営状況を国民に対し透明化するとともに、その評価に関する情報をより多くの方々に提供することは、大変有益であると考えております。

本書では、第１部で、独立行政法人制度の動向、法人数・役職員数、予算・財務の状況等をまとめ、独立行政法人制度全体を概観し、第２部で、上述の平成23年度に行われた業務実績評価の結果等について読者の見やすさに配慮しつつ整理するとともに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績評価に関してもその概要を取りまとめております。さらに、巻末には、独立行政法人に関する各種の基礎的な資料を掲載しております。

本書が各位のお役に立つことを期待するとともに、当委員会の活動、独立行政法人制度の的確な運用について、各位の御理解と御協力をお願いいたします。

政策評価・独立行政法人評価委員会

目　　次

第1部　独立行政法人の状況…… 1
第1節　独立行政法人の制度等 ……3
1　独立行政法人とは……3
2　独立行政法人制度の経緯……4
(1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行……4
(2) 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行……4
(3) その他の独立行政法人 ……5
(4) 独立行政法人通則法の改正の状況 ……5
3　独立行政法人制度の特徴……6
(1) 業務の効率性・質の向上……6
(2) 法人の自律的な業務運営の確保……7
(3) 業務の透明性の確保……7
第2節　法人数の状況 ……8
1　法人数の推移……8
2　主務省別の法人数……10
第3節　役職員の状況 …… 12
1　職員の状況……12
(1) 職員数の状況…… 12
(2) 独立行政法人の職員規模 …… 12
(3) 職員の給与水準 …… 13
2　役員の状況……15
(1) 役員数…… 15
(2) 役員の報酬の状況…… 17
(3) 役員の退職手当の状況 …… 17
3　総人件費の状況 ……18
第4節　財務・会計の状況…… 19
1　独立行政法人の会計制度等 ……19
(1) 独立行政法人の会計処理の原則 …… 19
(2) 独立行政法人の財務諸表等…… 19
(3) 独立行政法人の財務諸表等に係る監査…… 20
2　各種データ……20
(1) 資本金…… 20
(2) 予算 …… 21
(3) 決算 …… 27
(4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況…… 28
(5) セグメント情報等 …… 29

(6) 財政状態及び損益…… 30
(7) 運営費交付金債務…… 31
(8) 目的積立金…… 32
(9) 行政サービス実施コスト…… 33

第2部 独立行政法人評価の状況……35
第1節 独立行政法人評価制度等の概要 …… 37
1 独立行政法人評価制度の概要……37
(1) 業務実績評価 …… 37
(2) 中期目標期間終了時の見直し等…… 37
2 評価委員会の構成……40
(1) 府省評価委員会等の構成 …… 40
(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成…… 43
第2節 平成 23 年度における業務実績評価の状況…… 45
1 府省評価委員会等による業務実績評価の状況 ……45
(1) 評価活動の概要 …… 45
(2) 評価基準等…… 45
(3) 評価結果の反映状況等…… 53
2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況 ……66
(1) 取組方針等…… 66
(2) 評価活動の概要 …… 68
(3) 平成 24 年度以降の当面の視点等の決定…… 70
(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況…… 70
3 業務実績評価結果の概要……77
【本概要の見方】……77
① 内閣府……79
国立公文書館…… 80
国民生活センター…… 82
北方領土問題対策協会…… 86
沖縄科学技術研究基盤整備機構…… 88
② 総務省……91
情報通信研究機構…… 92
統計センター…… 94
平和祈念事業特別基金…… 96
郵便貯金・簡易生命保険管理機構…… 98
③ 外務省…… 101
国際協力機構…… 102
国際交流基金…… 106

④　**財務省**……**109**
酒類総合研究所……110
造幣局……112
国立印刷局……114
日本万国博覧会記念機構……116
農林漁業信用基金……118
奄美群島振興開発基金……120
住宅金融支援機構……122
⑤　**文部科学省**……**125**
国立特別支援教育総合研究所……126
大学入試センター……128
国立青少年教育振興機構……130
国立女性教育会館……132
国立科学博物館……134
物質・材料研究機構……136
防災科学技術研究所……138
放射線医学総合研究所……140
国立美術館……142
国立文化財機構……144
教員研修センター……146
科学技術振興機構……148
日本学術振興会……150
理化学研究所……152
宇宙航空研究開発機構……154
日本スポーツ振興センター……156
日本芸術文化振興会……158
日本学生支援機構……160
海洋研究開発機構……162
国立高等専門学校機構……164
大学評価・学位授与機構……166
国立大学財務・経営センター……168
日本原子力研究開発機構……172
日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）……174
⑥　**厚生労働省**……**177**
国立健康・栄養研究所……178
労働安全衛生総合研究所……180
勤労者退職金共済機構……182
高齢・障害者雇用支援機構……184

福祉医療機構……186
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園……190
労働政策研究・研修機構……192
雇用・能力開発機構……194
労働者健康福祉機構……196
国立病院機構……198
医薬品医療機器総合機構……200
医薬基盤研究所……202
年金・健康保険福祉施設整理機構……204
年金積立金管理運用……206
国立がん研究センター……208
国立循環器病研究センター……210
国立精神・神経医療研究センター……212
国立国際医療研究センター……214
国立成育医療研究センター……216
国立長寿医療研究センター……218
⑦　農林水産省……221
農林水産消費安全技術センター……222
種苗管理センター……226
家畜改良センター……228
水産大学校……230
農業・食品産業技術総合研究機構……232
農業生物資源研究所……234
農業環境技術研究所……236
国際農林水産業研究センター……238
森林総合研究所……240
水産総合研究センター……242
農畜産業振興機構……244
農業者年金基金……248
農林漁業信用基金……250
⑧　経済産業省……253
経済産業研究所……254
工業所有権情報・研修館……256
日本貿易保険……258
産業技術総合研究所……260
製品評価技術基盤機構……262
新エネルギー・産業技術総合開発機構……264
日本貿易振興機構……266

原子力安全基盤機構……268
情報処理推進機構……272
石油天然ガス・金属鉱物資源機構……274
中小企業基盤整備機構……276
⑨　国土交通省……279
土木研究所……280
建築研究所……282
交通安全環境研究所……284
海上技術安全研究所……286
港湾空港技術研究所……288
電子航法研究所……290
航海訓練所……292
海技教育機構……294
航空大学校……296
自動車検査……298
鉄道建設・運輸施設整備支援機構……300
国際観光振興機構……302
水資源機構……304
自動車事故対策機構……308
空港周辺整備機構……310
海上災害防止センター……312
都市再生機構……314
奄美群島振興開発基金……318
日本高速道路保有・債務返済機構……320
住宅金融支援機構……322
⑩　環境省……325
国立環境研究所……326
環境再生保全機構……328
⑪　防衛省……331
駐留軍等労働者労務管理機構……332
⑫　法務省……335
日本司法支援センター……336
⑬　国立大学法人・大学共同利用機関法人……339
第3節　平成 23 年度における中期目標期間終了時の見直しの状況……342

資料編……349
資料1　独立行政法人関係法令……351
資料1-1　独立行政法人通則法　（平成 11 年法律第 103 号）……351

資料1-2　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令
（平成 12 年政令第 316 号）……362
資料2　独立行政法人一覧……366
別添　独立行政法人国立病院機構　病院一覧……367
資料3　国立大学法人等の一覧　……370
資料4　独立行政法人の常勤職員数の推移　……372
資料5　独立行政法人の役職員の給与水準（平成 24 年度）　……374
資料5-1　職員の給与水準……374
資料5-2　独立行政法人による平成 24 年度対国家公務員指数の推計値等一覧……378
資料5-3　役員報酬の支給状況……390
資料5-4　役員の退職手当の支給状況……397
資料5-5　総人件費改革の取組……399
資料5-6　給与、報酬等支給総額……408
（参考1）最広義人件費……410
（参考2）最広義人件費の内訳……412
資料6　独立行政法人の役員の状況……414
資料7　独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況……416
資料8　今後の業績勘案率の取組……418
資料8-1　役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明……418
資料8-2　業績勘案率に係る基本的なチェックの手順……420
資料9　財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況……422
資料 10　独立行政法人の資本金……424
資料 11　独立行政法人の予算（収入）……426
資料 11－1　独立行政法人の平成 20 年度計画における予算額（収入）……426
資料 11－2　独立行政法人の平成 21 年度計画における予算額（収入）……428
資料 11－3　独立行政法人の平成 22 年度計画における予算額（収入）……430
資料 11－4　独立行政法人の平成 23 年度計画における予算額（収入）……432
資料 11－5　独立行政法人の平成 24 年度計画における予算額（収入）……434
資料 12　独立行政法人の予算（支出）　……436
資料 12－1　独立行政法人の平成 20 年度計画における予算額（支出）……436
資料 12－2　独立行政法人の平成 21 年度計画における予算額（支出）……438
資料 12－3　独立行政法人の平成 22 年度計画における予算額（支出）……440
資料 12－4　独立行政法人の平成 23 年度計画における予算額（支出）……442
資料 12－5　独立行政法人の平成 24 年度計画における予算額（支出）……444
資料 13　平成 24 年度独立行政法人に対する財政支出……446
資料 14　独立行政法人の決算（収入）……448
資料 14-1　独立行政法人の平成 18 年度決算（収入）……448
資料 14-2　独立行政法人の平成 19 年度決算（収入）……450

資料 14-3　独立行政法人の平成 20 年度決算(収入)……452
資料 14-4　独立行政法人の平成 21 年度決算(収入)……454
資料 14-5　独立行政法人の平成 22 年度決算(収入)……456
資料 15　独立行政法人の決算(支出)……458
資料 15-1　独立行政法人の平成 18 年度決算(支出)……458
資料 15-2　独立行政法人の平成 19 年度決算(支出)……460
資料 15-3　独立行政法人の平成 20 年度決算(支出)……462
資料 15-4　独立行政法人の平成 21 年度決算(支出)……464
資料 15-5　独立行政法人の平成 22 年度決算(支出)……466
資料 16　運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成 22 年度)……468
資料 17　法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 22 年度)……470
資料 18　独立行政法人の財政状態及び損益……472
資料 18－1　純資産と主な資産・負債の状況(平成 22 年度)……472
資料 18－2　当期総利益(損失)の状況(平成 22 年度)……474
資料 19　運営費交付金債務の状況……476
資料 20　目的積立金及び利益剰余金等の状況……482
資料 20－1　目的積立金及び利益剰余金等の状況(平成 22 年度)……482
資料 20－2　国庫納付による支出の状況(平成 22 年度)……484
資料 21　行政サービス実施コストの状況(平成 22 年度)……486
資料 22　府省独立行政法人評価委員会　委員会名簿　(平成 24 年4月1日現在)……488
資料 23　中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて
(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)……502
資料 24　独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)……503
資料 25　独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面
の取組方針　(平成 19 年7月 11 日　政策評価・独立行政法人評価委員会)……504
資料 26　平成 19 年度業務実績評価の取組について　(平成 20 年7月 14 日　政策評価・
独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会)……505
資料 27　入札・契約の適正化に係る評価における関心事項(平成 20 年9月5日　政策評価・
独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会　随意契約等評価臨時検
討チーム)……505
資料 28　独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点
(平成 21 年3月 30 日　政策評価・独立行政法人評価委員会)……506
資料 29　業務実績評価の具体的取組について……507
資料 29－1　平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について
(平成 22 年5月 31 日　政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評
価分科会)……507

資料 29－2　平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について
（平成 23 年4月 26 日　政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）……509
資料 29－3　平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について
（平成 24 年5月 21日　政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）……509
資料 30　独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月7日　閣議決定）……510
別添　各独立行政法人について講ずべき措置……513
資料 31　独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日　閣議決定）……544

第１部 独立行政法人の状況

第１節 独立行政法人の制度等

（独立行政法人とは）
①公共性の高い事務・事業のうち、
②国が直接実施する必要はないが、
③民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの
を実施する法人。
（特徴）
・業務の効率性・質の向上
・法人の自律的な業務運営の確保
・業務の透明性の確保
（根拠法令）
・独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（資料1-1「独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）」参照）
・各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律　等

１　独立行政法人とは

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの等を実施する、国とは別の法人格を有する法人である。平成 13 年に導入されたこの法人制度は、具体的には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）等に定められている。

独立行政法人は、平成 13 年1月の中央省庁等改革の実施に合わせ、主として国の機関から分離されたいわゆる「先行独法」と、特殊法人等から新たに独立行政法人化されたいわゆる「移行独法」などに分類される。

なお、通則法を準用する法人等として、日本司法支援センター、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）がある。

図表1．独立行政法人とは

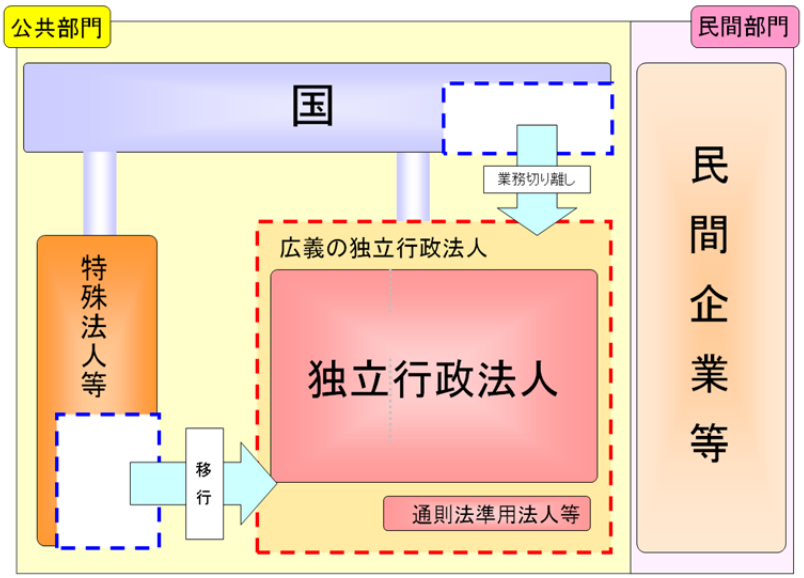

2　独立行政法人制度の経緯

（1） 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議最終報告（平成9年 12月3日）において導入が提言された制度である。その後、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第103 号）に制度の基本的な考え方が規定され、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年4月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）により、89 の国の事務・事業について独立行政法人化の方針等が決定された。

これらを踏まえ、平成 11 年7月、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた通則法が制定され、以降、これを踏まえて関係法令の整備も進められた。

他方、平成 11 年 12 月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 161 号）等 59 の個別の独立行政法人の設置について定める法律（以下各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律を「個別法」という。）が制定され、続いて、12 年5月に、独立行政法人教員研修センター法が制定された。

さらに、平成 12 年 12 月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により、個別法の制定まで至っていなかった国の事務・事業についての独立行政法人への具体的な移行方針が定められた。

このような過程を経て、まず、独立行政法人国立公文書館（以下個別の独立行政法人名については、正式名称から「独立行政法人」の文字を省略する。）等 57 の独立行政法人が、平成 13 年4月に設立された。

（2） 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行

中央省庁等改革においては、特殊法人等の改革も行われており、その中で、国の行政機関が行ってきた事務・事業についての独立行政法人化とは別に、特殊法人等の独立行政法人化も進められた。

まず、平成9年 12 月の行政改革会議最終報告において、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない」との考え方が示された。これを受けて、12 年 12 月の「行政改革大綱」において、特殊法人等については、個別の事業の見直し結果を踏まえ、法人ごとに「当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する」こととし、特に、「廃止又は民営化される法人以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく独立行政法人への移行を検討する」との方針が決定され、この方針に沿って特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）が制定され、特殊法人等改革を進める機関として、内閣に特殊法人等改革推進本部が設置された。そして、各特殊法人等の個別事業についての徹底した見直し及び同見直しを踏まえた組織形態の見直しが進められ、13 年 12 月に、「特殊法人等整理合理化計画」として、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行することが閣議決定された。

特殊法人等改革推進本部は、平成 14 年 10 月に、「特殊法人等整理合理化計画」に従い設立又は統合する独立行政法人（以下「新独立行政法人」という。）の役職員は原則として非公務員とするこ

となどを内容とする「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」を決定し、これを受け、同本部事務局は、15 年4月に、新独立行政法人に関する「独立行政法人の中期目標等の策定指針」を各府省に通知した。

このような経緯を経て、「特殊法人等整理合理化計画」の対象特殊法人等のうち、平成 15 年度には 26 特殊法人及び 15 認可法人等が、16 年度には9特殊法人及び9認可法人等が独立行政法人に移行した。また、17 年度には道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに日本高速道路保有・債務返済機構が設立されたほか、2特殊法人が独立行政法人に移行した。さらに 18 年度及び 19 年度にはそれぞれ1特殊法人が独立行政法人に移行した。

（3） その他の独立行政法人

（1）及び（2）のほか、平成14年度に2法人、15年度に4法人、16年度に5法人、17年度に3法人、19 年度に1法人の独立行政法人が設立された。

また、平成 17 年 12 月に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、国の特別会計は「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」こととされ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）において国立高度専門医療センター特別会計、国有林野事業特別会計等7つの特別会計において経理される事務・事業の全部又は一部についても、独立行政法人化等が定められた。これを受け、22 年4月に国立高度専門医療センター特別会計において経理されていた6つの組織（国立がん研究センター等）が独立行政法人に移行した。

（4） 独立行政法人通則法の改正の状況

平成 20 年4月には、各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会を廃止し、新たに総務省に独立行政法人評価委員会を設置して、独立行政法人の評価機能を一元化すること、内閣によるガバナンスを強化すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が第 169 回通常国会に提出されたが、21 年7月に未審議のまま廃案となった。

また、平成 22 年5月には、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、独立行政法人の財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図ることを目的に、不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載を義務付けること、政府出資に係る不要財産について、国庫への返納又は売却収入の納付、これに伴う減資等の規定を整備すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 37 号）が可決・成立し、平成 22 年 11 月に施行された。

その後、独立行政法人についての事業仕分けの結果等を踏まえ、平成22年12月には、すべての法人のすべての事務・事業の徹底的な見直しを行い、閣議決定が行われた（資料 30 独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針）。さらに、24 年 1 月には、無駄を排除しつつ法人の政策実施機能を最大限発揮させることを目指し、独立行政法人の制度及び組織を抜本的かつ一体的に見直す閣議決定が行われた（資料 31 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針）。この閣議決定に基づき、同年5月には、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分して、各法人のガバナンス体制を強化する等の新たな行政法人制度を構築すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案等が第 180 回通常国会に提出されたが、24 年 11 月にて未審議のまま廃案となった。

図表２．　独立行政法人制度の経緯

平成9年	12 月	**「行政改革会議最終報告」**において独立行政法人制度の導入を提言
10 年	6月	**中央省庁等改革基本法**（平成 10 年法律第 103 号）成立。独立行政法人制度の創設を規定
11 年	4月	**「中央省庁等改革の推進に関する方針」**（平成 11 年4月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）において、独立行政法人制度の骨格及び 89 の事務・事業の独立行政法人化の方針を決定
	7月	**独立行政法人通則法**（平成 11 年法律第 103 号）成立。独立行政法人の運営の基本、その他制度の基本となる共通の事項を規定
		独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 11 年法律第 104 号）成立。独立行政法人制度の導入に伴い、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、その他関係法律の規定を整備し、経過措置を規定
	12 月	**国立公文書館法の一部を改正する法律**（平成 11 年法律第 161 号）等 59 法人の**いわゆる個別法**成立（**「独立行政法人教員研修センター法」**（平成 12 年法律第 88 号）は平成 12 年5月成立）
		独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 220 号）成立
12 年	6月	**独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令**（平成 12 年政令第 316 号）制定
	12 月	**「行政改革大綱」**（平成 12 年 12 月1日閣議決定）において、平成 13 年4月の独立行政法人移行及び今後の独立行政法人移行の方針を明示
13 年	1月	**独立行政法人通則法**（平成 11 年法律第 103 号）施行
	4月	国立公文書館等 57 独立行政法人が発足
	12 月	**「特殊法人等整理合理化計画」**（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）により、特殊法人等の事務・事業の大部分を独立行政法人に移行することを明示
14 年	10 月	**「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」**（平成 14 年 10 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定）において、新独立行政法人の役職員は原則として非公務員とすることや、主務大臣は明確かつ具体的な中期目標を設定すること等を決定
15 年	4月	**「独立行政法人の中期目標等の策定指針」**（平成 15 年4月 18 日特殊法人等改革推進本部事務局）において、各主務大臣及び各法人が中期目標及び中期計画を策定するに当たり指針とすべき事項を提示
	10 月	特殊法人等から移行した独立行政法人の設立開始
17 年	12 月	**「行政改革の重要方針」**（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において、国の特別会計は、「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」ことを決定
18 年	6月	**簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律**（平成 18 年法律第 47 号）成立。特別会計において経理される事務及び事業の一部について独立行政法人化すること等を規定
19 年	12 月	**「独立行政法人等整理合理化計画」**（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）により、独立行政法人の徹底的な縮減等を決定
21 年	12 月	**「独立行政法人の抜本的な見直しについて」**（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）により、すべての独立行政法人のすべての事務・事業を抜本的に見直すこと等を決定
22 年	5月	**独立行政法人通則法の一部を改正する法律**（平成 22 年法律第 37 号）成立。業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けること等を規定（11 月施行）
	12 月	**「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」**（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）により、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、見直しが必要な事項について講ずべき措置を決定
24 年	1月	**「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」**（平成 24 年1月 20 日閣議決定）により、現行制度及び全ての法人の組織のあり方を抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置を決定
	5月	**「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」**等を閣議決定

（注）政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

３　独立行政法人制度の特徴

（1）　業務の効率性・質の向上

ア　中期的な目標管理と第三者による事後評価、業務・組織全般の定期的見直し

主務大臣は、3年以上5年以下の期間において各独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、各独立行政法人はこの中期目標に基づき中期計画及び年度計画を策定し、これらの計画に基づき、適正かつ効率的に業務を運営する。そして、毎年度及び中期目標期間の業務実績について第三者機関による評価（独立行政法人の主務省に置かれる独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）による一次評価及び総務省の政策評価・独立行政法人

評価委員会による二次評価）が行われる。さらに、中期目標期間終了時には主務大臣による法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われる。

図表3. 目標管理と第三者による事後評価及び見直し

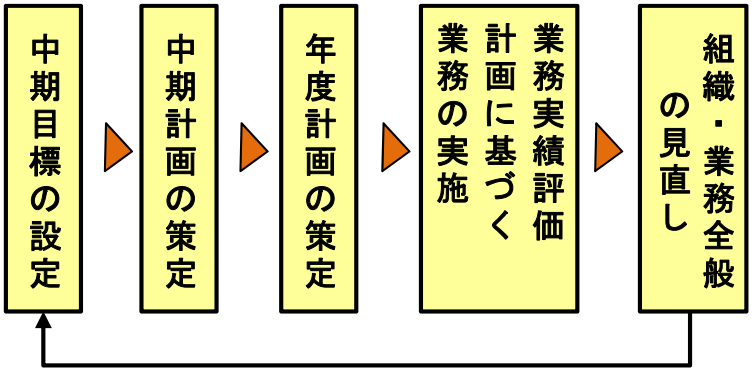

イ　企業的な経営手法による財務運営

独立行政法人は、企業会計原則を基本とした会計処理を行い、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査（一部の小規模な独立行政法人を除く。）を受けるとともに、業務の遂行状況の適確な把握及び業績の適正な評価に資するため、国民等に対し有用な財務情報を提供することとしている。

（2） 法人の自律的な業務運営の確保

独立行政法人の長は役員（理事）を任免する権限を有し、民間人登用を含めた適材適所の役員人事を行うことが可能である。

また、法令等により組織の名称・数及び組織ごとの定員が定められている国の行政機関とは異なり、法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて効率的かつ効果的な組織編成・人員配置を行うことが可能となっている。また、役職員の給与等については、法人の業績や役職員個人の業績等が反映される仕組みを導入している。なお、独立行政法人には、法人の目的や業務の性質に応じ、役職員に国家公務員の身分を与える「特定独立行政法人」と、それ以外の独立行政法人（以下「非特定独立行政法人」という。）があり、前者については、人事管理に関し、国家公務員に係る法制の適用がある。

さらに、国の一般的な予算管理においては、毎年度事前に予算査定を受け、原則として、他の費目への移用・流用や次年度への繰越ができない等の仕組みとなっている。これに対し、独立行政法人制度においては、例えば、国から交付される運営費交付金については、予定された使途以外の使途に充てることも可能であり、また、経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画で定められた使途の範囲内で取崩して使用することができるなど、効率的かつ効果的な財政運営が可能となっている。

（3） 業務の透明性の確保

独立行政法人制度においては、法人の組織・業務運営等の透明性が重視されており、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果等については、すべて公表が義務付けられ、官報等への公告及び閲覧による公表のほか、ホームページへの掲載などの積極的な公表が求められている。

第２節 法人数の状況

１ 法人数の推移

中央省庁等改革の柱の一つとして国の組織の一部を分離することにより平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき 15 年 10 月以降、特殊法人等が独立行政法人に移行したこと等により、17 年 10 月に 113 法人を数えるまでに達したが、その後の統廃合等により、24 年4月現在、102 法人となっている(図表4及び図表5参照)。

これらのうち、役員及び職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人は、当初 52 法人であったが、組織・業務全般の見直しの中で非公務員化を推進した結果、平成 24 年4月現在、8法人(全体の 7.8%)となっている(資料2「独立行政法人一覧」)参照)。

なお、国立大学法人については、通則法を一部準用している国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき設立されている国立大学法人が 86 法人、大学共同利用機関法人が4法人ある(平成24年4月現在)(資料3「国立大学法人等の一覧」参照)。

図表4. 法人数の推移

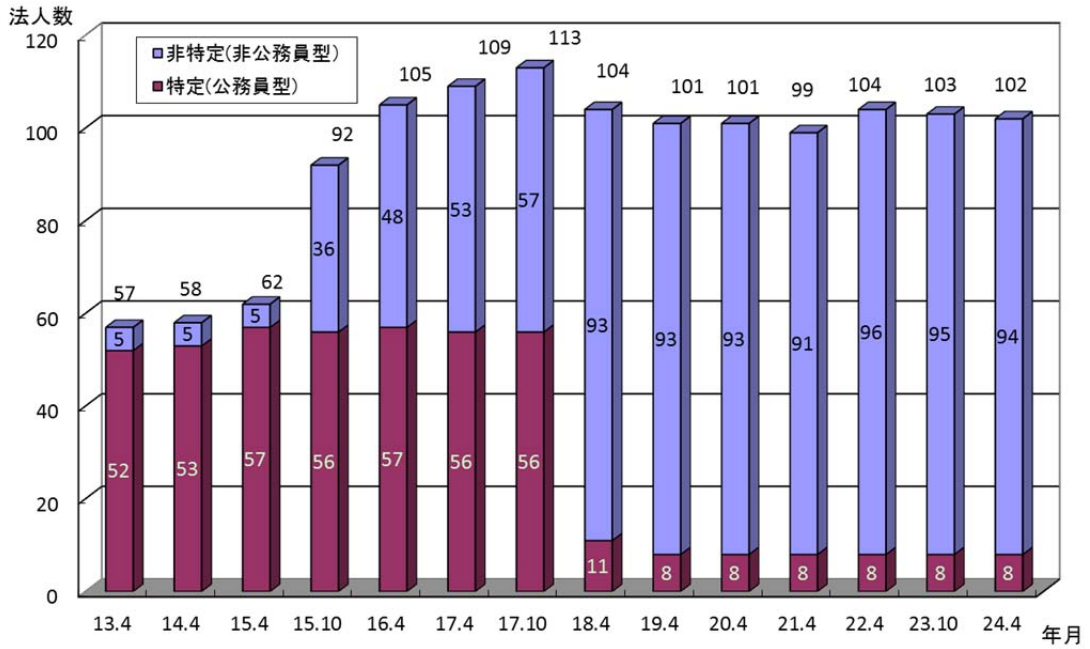

(注)1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。

図表5. 法人数の推移（明細）

年　月	設　立	統合・廃止・名称変更等 （独立行政法人該当分のみ）	法人数
平成13年4月	（57 法人） **【内閣府】**国立公文書館 **【総務省】**通信総合研究所、消防研究所 **【財務省】**酒類総合研究所 **【文部科学省】**国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、教員研修センター **【厚生労働省】**国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所 **【農林水産省】**農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター **【経済産業省】**経済産業研究所、工業所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構 **【国土交通省】**土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校 **【環境省】**国立環境研究所		57
～14年4月	（1法人）**【内閣府】**駐留軍等労働者労務管理機構		58
～14年7月	（1法人）**【国土交通省】**自動車検査		
～15年4月	（3法人）**【総務省】**統計センター **【財務省】**造幣局、国立印刷局		62
～15年10月	（30 法人。主に「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月閣議決定）に係るもの。） **【内閣府】**国民生活センター、北方領土問題対策協会 **【総務省】**平和祈念事業特別基金 **【外務省】**国際協力機構、国際交流基金 **【財務省】**通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構 **【文部科学省】**科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会 **【厚生労働省】**勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構 **【農林水産省】**農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、緑資源機構 **【経済産業省】**新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構 **【国土交通省】**鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター	（独立行政法人の数に増減なし） **【文部科学省】** ○航空宇宙技術研究所→宇宙航空研究開発機構 **【農林水産省】** ○農業技術研究機構→農業・生物系特定産業技術研究機構	92
～16年1月	（1法人）**【経済産業省】**情報処理推進機構		
～16年2月	（1法人）**【経済産業省】**石油天然ガス・金属鉱物資源機構		
～16年3月	（1法人）**【厚生労働省】**雇用・能力開発機構		
～16年4月	（10 法人）**【文部科学省】**日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター **【厚生労働省】**労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構 **【環境省】**環境再生保全機構	（独立行政法人の数に増減なし） **【総務省】** ○通信総合研究所→情報通信研究機構	105
～16年7月	（2法人）**【経済産業省】**中小企業基盤整備機構 **【国土交通省】**都市再生機構		
～16年10月	（1法人）**【国土交通省】**奄美群島振興開発基金	（独立行政法人の数に増減なし） **【経済産業省】** ○工業所有権総合情報館→工業所有権情報・研修館（名称変更）	
～17年4月	（1法人）**【厚生労働省】**医薬基盤研究所		109
～17年9月	（1法人）**【内閣府】**沖縄科学技術研究基盤整備機構		
～17年10月	（3法人） **【文部科学省】**日本原子力研究開発機構 **【厚生労働省】**年金・健康保険福祉施設整理機構 **【国土交通省】**日本高速道路保有・債務返済機構		113
～18年4月	（1法人） **【厚生労働省】**年金積立金管理運用	（10 法人減） **【総務省】**○消防研究所（廃止）	

		【文部科学省】 ○国立オリンピック記念青少年センター、国立青年の家、国立少年自然の家→国立青少年教育振興機構 **【厚生労働省】** ○産業安全研究所、産業医学総合研究所→労働安全衛生総合研究所 **【農林水産省】** ○農業者大学校(廃止。なお、一部業務は農業・食品産業技術総合研究機構に移行) ○さけ・ます資源管理センター→水産総合研究センターへ統合 ○農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、農業食品研究所→農業・食品産業技術総合研究機構 **【国土交通省】** ○北海道開発土木研究所→土木研究所へ統合 ○海技大学校、海員学校→海技教育機構	104
～19 年4月	(1法人) **【国土交通省】**住宅金融支援機構	(4法人減) **【内閣府】** ○駐留軍等労働者労務管理機構(防衛省に所管変更) **【文部科学省】** ○国立博物館、文化財研究所→国立文化財機構 ○国立特殊教育総合研究所→国立特別支援教育総合研究所(名称変更) **【農林水産省】** ○農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所→農林水産消費安全技術センター ○林木育種センター→森林総合研究所へ統合	101
～19 年 10 月	(1法人)**【総務省】**郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
～20 年4月		(1法人減)**【農林水産省】**○緑資源機構(廃止。なお、一部の業務は森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターに承継)	101
～20 年 10 月		(1法人減)**【財務省】**○通関情報処理センター(特殊会社化)	
～21 年4月		(1法人減)**【文部科学省】**○メディア教育開発センター(廃止)	99
～21 年 10 月		(1法人減)**【文部科学省】**○国立国語研究所(廃止)	
～22 年4月	(6法人)**【厚生労働省】**国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター		104
～23 年 10 月		(1法人減)【厚生労働省】 ○雇用・能力開発機構(廃止) ○高齢・障害・求職者雇用支援機構(名称変更)	
～23 年 11 月		(1法人減)【内閣府】○沖縄科学技術研究基盤整備機構(学校法人沖縄科学技術大学院大学学園の成立に伴い解散)	102

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2　主務省別の法人数

平成 24 年4月現在、独立行政法人は 102 法人設置されており、当該法人を所管している府省は 11 府省となっている。主務省別に独立行政法人の設置状況をみると、最も多いのは文部科学省の 23 法人であり、次が国土交通省の 20 法人となっている(図表6参照)。

図表6. 主務省別の法人数（平成 24 年4月1日現在）

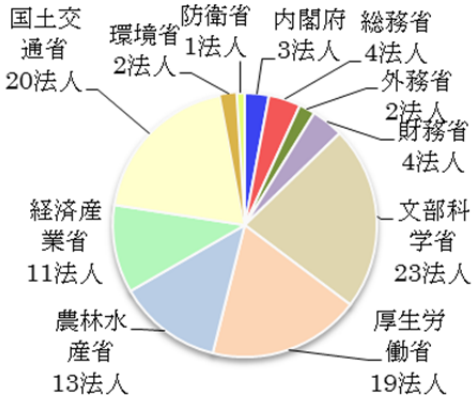

（注）1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省に記載している。
3 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。
4 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。
5 原子力安全基盤機構の主務省は、平成 24 年9月 19 日からは、経済産業省ではなく原子力規制委員会（環境省の外局として新設）

第３節 役職員の状況

１　職員の状況

（1） 職員数の状況

平成24年1月1日現在における独立行政法人の常勤職員数（任期付きの常勤職員数を含む。）は計139,971人となっており、23年1月1日現在の139,213人に比べ758人増加している（図表7参照）。その要因としては、医療の質・安全の確保の観点による医療及び看護師の増加による国立病院機構の1,397人の増加等となっている。（資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照）。

図表7．独立行政法人の常勤職員数の推移

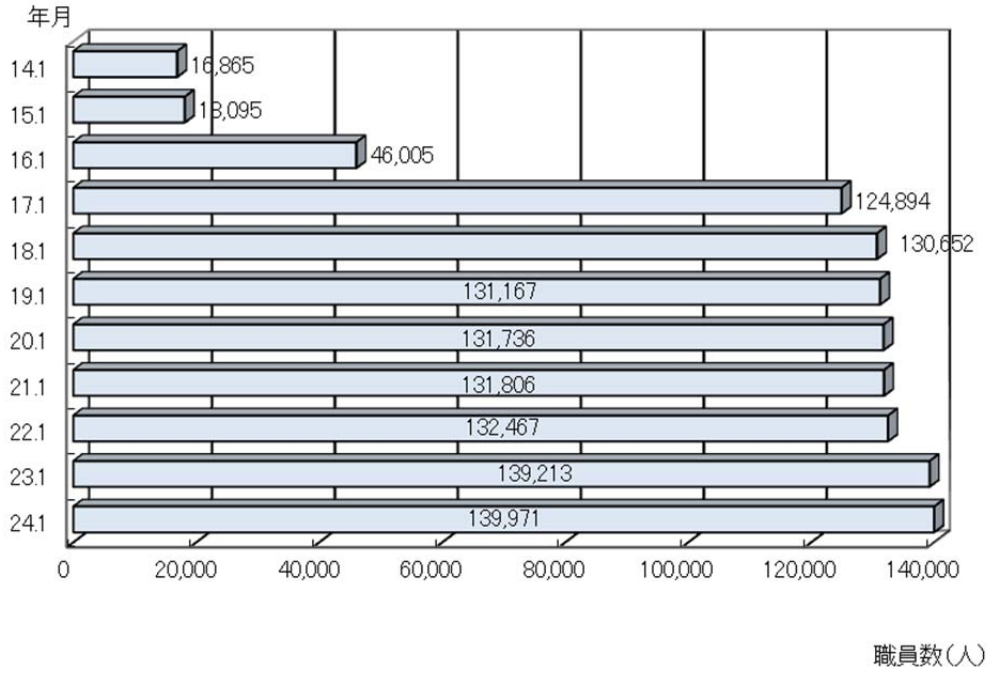

（注） 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

（2） 独立行政法人の職員規模

平成24年1月1日現在における独立行政法人102法人について、常勤職員数（任期付きの常勤職員数を含む。）の規模別にみると、職員数100人未満の法人が26法人、100人以上300人未満の法人が27法人あり、300人未満の法人は合計で53法人となり全体の52%を占めている（図表8参照）。

図表8. 独立行政法人の常勤職員規模別法人数（平成 24 年1月1日現在）

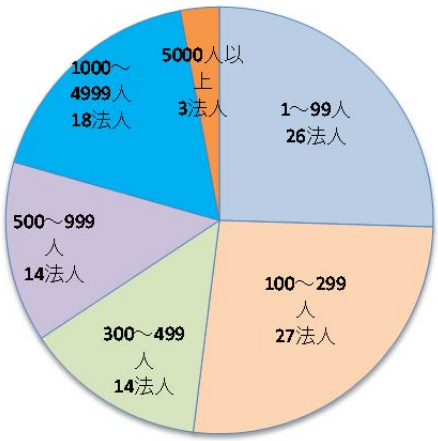

（注） 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

（3） 職員の給与水準

独立行政法人制度は、各法人が自律的に業務運営を行うことを基本としていることから、職員の給与については、通則法に基づき、各法人が定めることとなっている（図表9参照）。

図表9. 通則法が定める独立行政法人の職員給与等に関する考慮事項

	特定独立行政法人 （通則法第 57 条第1項及び第3項）	非特定独立行政法人 （通則法第 63 条第1項及び第3項）
給与	• 職務の内容と責任 • 職員が発揮した能率	• 職員の勤務成績
給与の支給基準	• 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける国家公務員の給与 • 民間企業の従業員の給与 • 当該特定独立行政法人の業務の実績 • 中期計画に係る通則法第 30 条第2項第3号の人件費の見積り • その他の事情	• 当該独立行政法人の業務の実績 • 社会一般の情勢

また、法人運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準を公表することとされ、平成 23 年度分については、各主務大臣及び各法人がホームページにおいて公表するとともに、総務省行政管理局において当該公表内容を取りまとめたものを 24 年9月7日に公表している。

それによれば、各法人の常勤職員について、平成 23 年度の対国家公務員指数（年齢勘案）は、平均で事務・技術職員が 105.7、研究職員が 100.2、病院医師が 109.7、病院看護師が 102.3 となっている（図表 10 及び資料5－1「職員の給与水準」参照）。

図表 10.　職員の給与水準

○独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(抜粋)
(1)職員の給与水準
　事務・技術職員の対国家公務員指数は、年齢勘案で前年度比 0.2 ポイント増加、年齢・地域・学歴勘案で前年度比 0.1 ポイント増加。
　これは、対国家公務員指数の算出基礎となる年間給与額について、国は給与改定臨時特例法により 24 年 6 月に調整される 23 年度分の引下げ(年間平均▲0.23%)を反映させて算出している一方、法人は 23 年度分の支給実績から算出していることによる影響と考えられる。

	平均年間給与（単位:千円）	対国家公務員指数（年齢勘案）			対国家公務員指数（年齢・地域・学齢勘案）		
	平成 23 年度	22 年度	23 年度	対前年度差	22 年度	23 年度	対前年度差
事務・技術職員	6,926	105.5	105.7	0.2	103.9	104.0	0.1
研究職員	8,866	100.4	100.2	▲0.2	103.8	104.5	0.7
病院医師	13,688	110.2	109.7	▲0.5	109.2	109.0	▲0.2
病院看護師	4,927	101.2	102.3	1.1	100.0	101.2	1.2

　また、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、主務大臣が、法人による給与水準の適正化に関する取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証することとされている。
　この検証の結果、おおむね適正とされている法人もある一方、更なる改善に抜本的に取り組む必要がある、一層の給与水準の見直しについて十分な検討を求めるなどとされた法人もあった。

(注)独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(平成 24 年 9 月7日総務省行政管理局)による。

(参考)

「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成 14 年 10 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定)(概要)

法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で分かりやすく公表する

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成 15 年9月9日策定、20 年3月 18 日最終改定)(概要)

①役員の報酬等の支給状況、
②職員給与の支給状況等(雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等)と給与水準の国家公務員との比較、
③総人件費(給与、報酬等支給総額等)
などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行う

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 22 年 11 月 1 日閣議決定)(抄)

独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準も十分考慮して給与水準を厳しく見直すよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。
今後進める独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、独立行政法人の総人件費についても厳しく見直すこととする。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月7日閣議決定)(抄)

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22 年11 月1 日閣議決定) に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成 23 年6月3日閣議決定)(抄)

○ 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第4条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 23 年 10 月 28 日閣議決定）（抄）

○ 独立行政法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第4条第 13 号に規定する独立行政法法人をいう。以下同じ。）の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」（平成23年6月3日閣議決定）に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

今後進める独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、独立行政法人の総人件費についても厳しく見直すこととする。

2 役員の状況

（1） 役員数

独立行政法人の役員については、法人の長1人及び監事を置くことが義務付けられるとともに、必要に応じて他の役員（以下「理事等」という。）を置くことができることとされている（通則法第 18 条第1項及び第2項）。

なお、法人の長の名称、理事等の名称及び定数、監事の定数は、個別法で定めることとしている（通則法第 18 条第3項）。

ア 役員規模別法人数の状況

平成 24 年1月1日現在における独立行政法人 102 法人において実際に任命されている役員の数をみると、法人の長 101人、理事等 342 人、監事 209 人であり、役員数の規模別にみると、法人の長及び理事各1人の法人が 25 法人（24.5%）あり、最も多くなっている(図表 11 参照)。法人の長及び理事等の数が最も多い法人は、国立病院機構の 15 人（理事長及び副理事長各1人、理事13人）となっており、当該法人は、職員数も最多となっている。

また、法人の長及び理事等の数が最も少ない法人は、航空大学校（理事長1人のみ）であるが、航空大学校については個別法上、別に理事1人を置くことができることとされている(資料6「独立行政法人の役員の状況」参照)。なお、監事の数は、農業・食品産業技術総合研究機構、中小企業基盤整備機構等においては3人であるが、その他の法人においては2人となっている。

図表 11. 法人の長及び理事等の数の合計別に見た独立行政法人の状況（平成 24 年1月1日現在）

法人の長及び理事等の合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
法人数	1	25	23	21	6	8	6	4	2	3	0	2	0	0	1	102

（注） 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

さらに、これら 102 法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、法人の長については全員が常勤、理事等については 342 人のうち非常勤が 40 人（12%）、監事については 209 人のうち非常勤が 118 人（56.5%）となっている。

イ 役員に占める退職公務員等の状況

役員については、「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）等に基づき、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の役員への就任状況が公表されている。

平成 23 年度については、各独立行政法人等が平成 23 年 10 月1日現在の状況について公表しており、同日現在の独立行政法人（103 法人）の役員就任の形態別状況をみると、役員 655 人

（非常勤を含む。）のうち退職公務員が就任している者が 45（6.9％）人、国から出向している者が 135 人（20.6％）、独立行政法人等の退職者が就任している者が 160 人（24.4％）となっている（図表 12 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照）。

図表 12.　役員に占める退職公務員等の状況（平成 23 年 10 月1日現在）

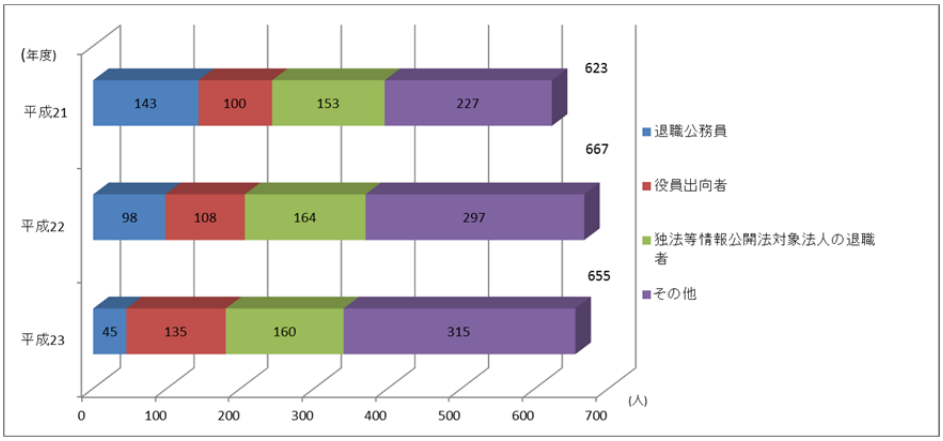

（注）1 「平成 23 年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」（平成 23 年 12 月 22 日総務省及び内閣官房）等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者（①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員（ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。）又は④国からの役員出向者を除く。）をいう。
3 「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第8条第1項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。
4 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の対象法人の退職者（当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者）をいい、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いた者を含む。

同様に、平成 23 年 10 月1日現在の独立行政法人 103 法人の子会社等の役員への退職公務員等の就任状況をみると、退職公務員又は独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は 80 法人、役員 763 人のうち退職公務員から就任している者が 68 人、独法等情報公開法の対象法人の役員における当該法人の退職者から就任している者が 172 人となっている。（図表 13 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照）。

図表 13.　独立行政法人の子会社への退職公務員

（単位：法人、人）

年　度	退職公務員・独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	役員数	うち退職公務員数	うち当該法人の退職者数
平成 21	104	1,219	144	246[44]
平成 22	92	966	103	189[19]
平成 23	80	763	68	172[16]

（注）1　「平成 23 年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」（平成 23 年 12 月 22 日総務省及び内閣官房）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　「子会社等」とは、子会社（他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、法人の子会社とみなす。）及び一定規模以上の委託先（売上高に占める法人の発注に係る額が３分の２以上である委託先）をいう。
3　「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者（①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員（ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。）又は④国からの役員出向者を除く。）をいう。
4　退職公務員が法人役職員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に［　］内書きで計上している。

（2） 役員の報酬の状況

独立行政法人の役員の報酬については、各法人において支給の基準を定めることとされており（通則法第 52 条第2項及び第 62 条）、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされ（通則法第 52 条第3項及び第 62 条）、職員の給与水準と同様に主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比較できる形で公表することとされている。

総務省行政管理局は、平成 24 年9月7日に、23 年度における独立行政法人の役員の報酬等の水準について、職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。これによると、各法人の常勤役員の報酬の合計額はそれぞれ法人の長が 18 億 1,238 万円、理事が 45 億 9,648 万円、監事が 11 億 9,673 万円となっている（資料5－3「役員報酬の支給状況」参照）。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

（3） 役員の退職手当の状況

独立行政法人の役員の退職手当についても、報酬と同様に、通則法第 52 条及び第 62 条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、独立行政法人等の役員が高額の退職金を得ることについて批判があったことから、役員の退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）において、平成 16 年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の 100 分の 12.5 を基準とし、これに府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請された（図表 14 参照）。

図表 14.　独立行政法人の役員の退職手当に関する閣議決定

○ 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）（抜粋）

1 独立行政法人

(1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額の 12.5／100 を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。

(2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。

独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。

(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 15 年9月 16 日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 23 年 10 月 28 日閣議決定）（概要）

3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

これを受けて、各法人は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する規程の改正・制定を行っており、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についてはすべての法人において、府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定することとしている。

また、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、府省評価委員会は、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされ、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要な場合、府省評価委員会に対して意見を述べることができることとされている。

これを受けて、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の独立行政法人評価分科会は平成 16 年7月 23 日、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。この中で、役員退職金に係る府省評価委員会からの業績勘案率の通知に対し意見を述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする、②府省評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会は、平成 21 年3月 30 日には、それまでの 500 余件の事例の審議における意見等を踏まえて、業績勘案率に関する考え方や検討の手順を改めて確認し、より実務に役立つように、上述の「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」の補足説明等として取りまとめ、各府省評価委員会に通知している。(資料8-1「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」及び資料8-2「業績勘案率に係る基本的なチェックの手順」参照)。

業績勘案率の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成 23 年度中にその支払いを受けた常勤役員は、法人の長が 12 人、理事が 48 人、監事(常勤)が 22 人の計 82 人で、その支給総額は、法人の長が 9,514 万円、理事が2億 1,022 万円、監事が 7,687 万円となっている(図表 15 及び資料5－4「役員の退職手当の支給状況」参照)。

図表 15. 常勤役員の退職手当の支給状況(平成 23 年度)

	法人の長	理　事	監　事
退職常勤役員の人数	12 人	48 人	22 人
退職手当(確定額)の支給総額	9, 514 万円	21, 022 万円	7, 687 万円

(注)1 「独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表」(平成 24 年9月7日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 「理事」には副理事長等を含む。

3 総人件費の状況

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、各法人は、平成 18 年度以降 5 年間で 5%以上の人件費の削減を基本として取り組んできた。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)において、「人件費改革を 2011 年度まで継続する」こととされている。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行ってきており、これまでの取組をみると、基準となる平成 17 年度実績に比して、人件費の削減を行う 78 法人(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増により人件費が増加している病院関係 8 法人を除く。)においては▲10.5%減少、人員数の削減を行う 16 法人においては▲13.9%減少となった(資料5-5「総人件費改革の取組」参照)。

第４節 財務･会計の状況

１　独立行政法人の会計制度等

（1） 独立行政法人の会計処理の原則

独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によることとされている（通則法第 37 条）。ここで、企業会計原則は株式会社等の営利企業を直接の適用対象としているため、公共的な性格を有し利益獲得を主たる目的としないなど営利企業とは異なる特殊性を有する独立行政法人にそのまま適用することは、本来伝達されるべき会計情報が伝達されないなどの事態を生じかねない。

このため、独立行政法人の会計については、企業会計原則を原則としつつ、上記の特殊性を考慮した「独立行政法人会計基準」（平成 12 年2月 16 日独立行政法人会計基準研究会決定）に基づいて処理されている。

なお、平成 22 年の通則法の改正に対応し、不要財産の国庫納付等に係る会計処理に関する改正（平成 22 年 10 月 25 日改正）がなされたほか、国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改訂の独立行政法人会計基準における適用の検討及び減損に係る会計処理による投下資本の回収計算の考え方の検討の結果を反映した改正（平成 23 年6月 28 日最終改正）がなされている。

（2） 独立行政法人の財務諸表等

独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書）を作成し、当該事業年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない（通則法第 38 条第1項）。

また、独立行政法人が財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書並びに監事の意見（会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見）を付けなければならないこととされている（通則法第 38 条第2項）。

図表 16.　独立行政法人の財務諸表等

種　類			概　要
財務諸表	貸借対照表		独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日現在の資産、負債及び純資産の状況を示したもの。
	損益計算書		独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する収益、費用の状況を示したもの。
	利益の処分又は損失の処理に関する書類		独立行政法人の当期未処分利益の処分又は当期未処理損失の処理の内容を明らかにするもの。
	その他主務省令で定める書類	キャッシュ・フロー計算書	当該事業年度の独立行政法人のキャッシュ・フローの状況を活動区分別に示したもの。
		行政サービス施コスト計算書	納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人の業務運営に関して最終的に国民の負担に帰せられるコスト情報（行政サービス実施コスト）を一元的に集約して表示するもの。
	附属明細書		上記の書類に係る明細書
事業報告書			財務情報や定性的情報などを用いて独立行政法人の事業報告を行うもの。
決算報告書			独立行政法人の決算（予算執行の状況）を明らかにするもの。

（注）1　政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　財務諸表については「独立行政法人会計基準」において独立行政法人の財務諸表の体系と整理されているものを記載。

さらに、移行独法の中には、民間企業等に対する出資を業務とする法人もあることから、独立行政法人とその出資先を公的な資金が供給されている一つの会計主体としてとらえ、公的な主体である独立行政法人の説明責任を果たすため、一定の関係にある法人を有する独立行政法人は財務諸表とともに連結財務諸表を作成することとされている。

（3） 独立行政法人の財務諸表等に係る監査

個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人、100 億円以上の資本金を有する法人及び負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上に達している法人については、監事による監査のほか、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査を受けることが義務付けられている（通則法第 39 条、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）第2条）。

この結果、平成 22 年度の財務諸表等については 104 法人のうち 82 法人において、通則法第 39 条の規定に基づく会計監査が実施されているほか、6 法人において、法人の任意により公認会計士又は監査法人による通則法第 39 条に準じた監査が行われている(資料9「財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況」参照)。

2　各種データ

（1） 資本金

平成 22 年度末日現在における資本金規模別の法人数の状況をみると、資本金 1,000 億円未満の法人は 104 法人のうち 76 法人（資本金を有しない7法人を含む）となっており、資本金が 1,000 億円以上の法人（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）は 28 法人となっている（図表 17 及び資料 10「独立行政法人の資本金」参照）。

図表 17. 資本金規模別の独立行政法人数（平成 22 年度末現在）

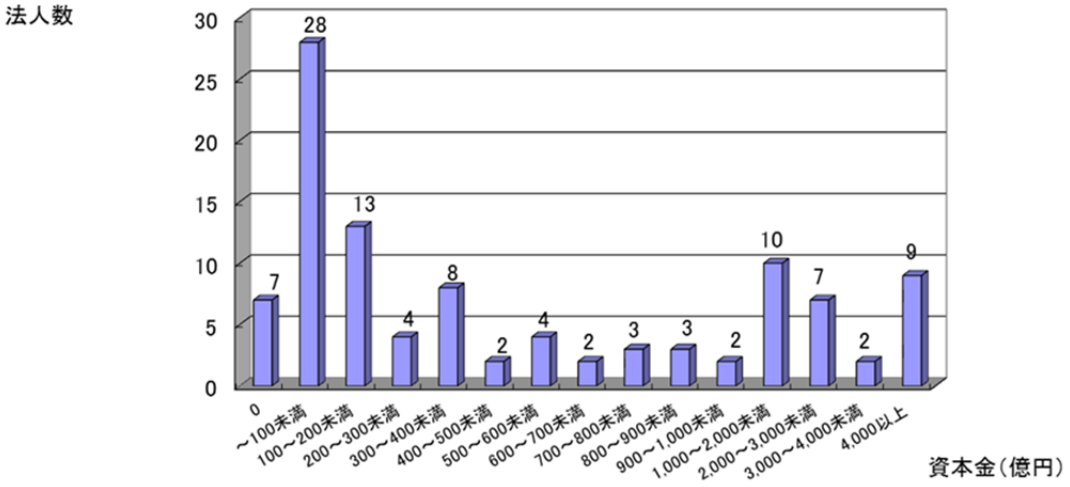

（注）1　各独立行政法人の貸借対照表（法人単位）に基づき政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　国際協力機構の有償資金協力勘定の財務等に関する数値については独立行政法人国際協力機構法第 16 条の規定により、独立行政法人評価の対象外であること等から集計に含めていない（以下同じ）。

なお、平成 22 年度末現在の資本金上位5法人は図表 18 のとおりである（資料 10「独立行政法人の資本金」参照）。

図表 18.　資本金　上位5法人（平成 22 年度末現在）

法 人 名	金　額
日本高速道路保有・債務返済機構	5兆1,144億円
福祉医療機構	2兆　582億円
中小企業基盤整備機構	1兆1,148億円
都市再生機構	1兆　582億円
日本原子力研究開発機構	8,086億円

（注）1　各法人の貸借対照表（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　億円未満は四捨五入。
3　国際協力機構の有償資金協力勘定に係る資本金は集計に含めていない。

（2）　予算

ア　予算総額

独立行政法人全体における当初予算（収入）（自己収入等によるもの及び過年度からの繰越分で当該年度予算に組み込まれたものを含む）の推移をみると、平成 24 年度は、102 法人で 58 兆 2,116 億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）となっている。ここで、23 年度と 24 年度を比較すると、予算額は 2,217 億円減少している。主な増減理由としては、年金積立管理運用に係る予算 1 兆 7,489 億円の増加、日本高速道路保有・債務返済機構に係る予算 5,630 億円の増加、郵便貯金・簡易生命保険管理機構に係る予算1兆 5,320 億円の減少、住宅金融支援機構に係る予算1兆 4,740 億円の減少等が挙げられる。（図表 19 及び資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。

図表 19. 独立行政法人全体の当初予算（収入）の推移（総額）

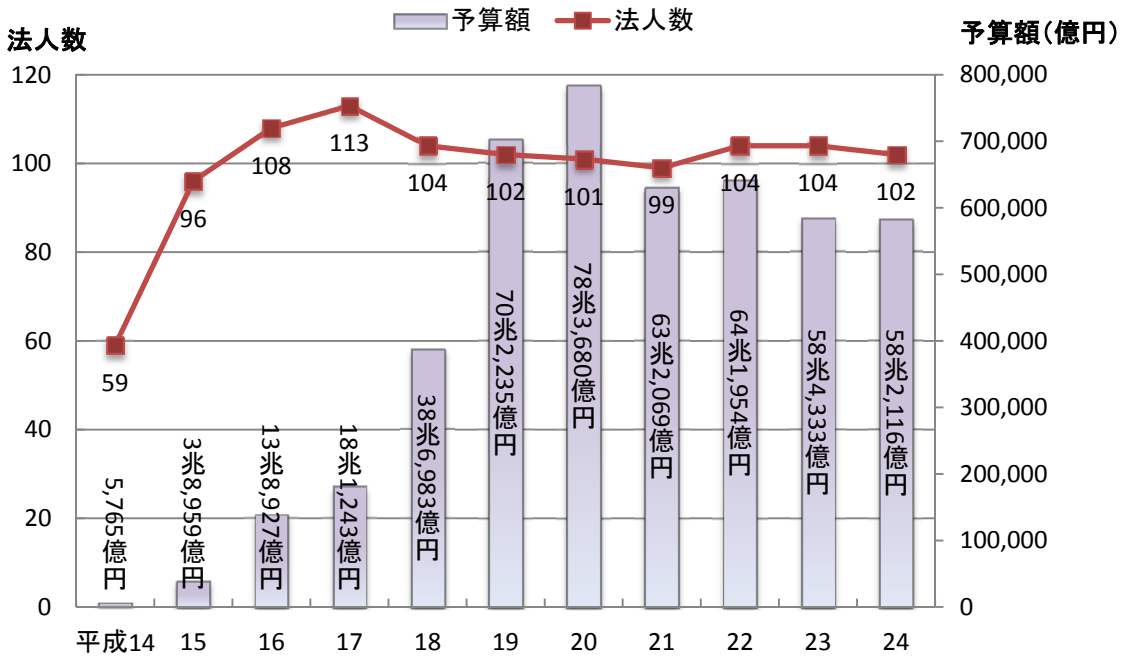

（注）1　各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
3　国際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は国際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため除いている。

図表 20. 平成 24 年度の独立行政法人全体の当初予算（収入）の内訳（項目別）

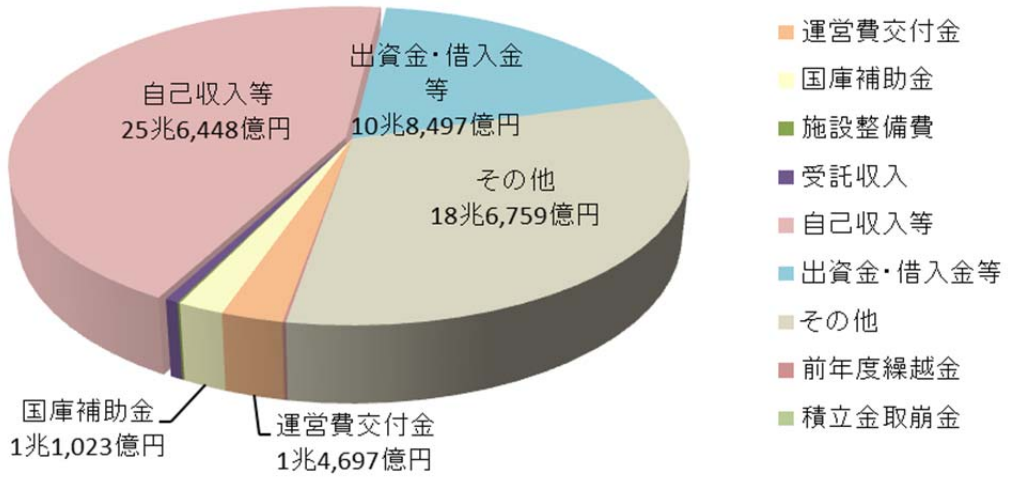

（注）1　各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　国際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は国際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため評価の対象外とし、集計に含めていない（以下同じ）。

平成 24 年度の当初予算（収入）の状況を規模別にみると、102 法人（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）のうち 43 法人（42.2%）については、予算規模が 100 億円未満となっている一方、予算規模が 1,000 億円以上の法人は 26 法人（25.5%）となっている。

図表 21. 予算規模別の独立行政法人の状況（平成 24 年度）

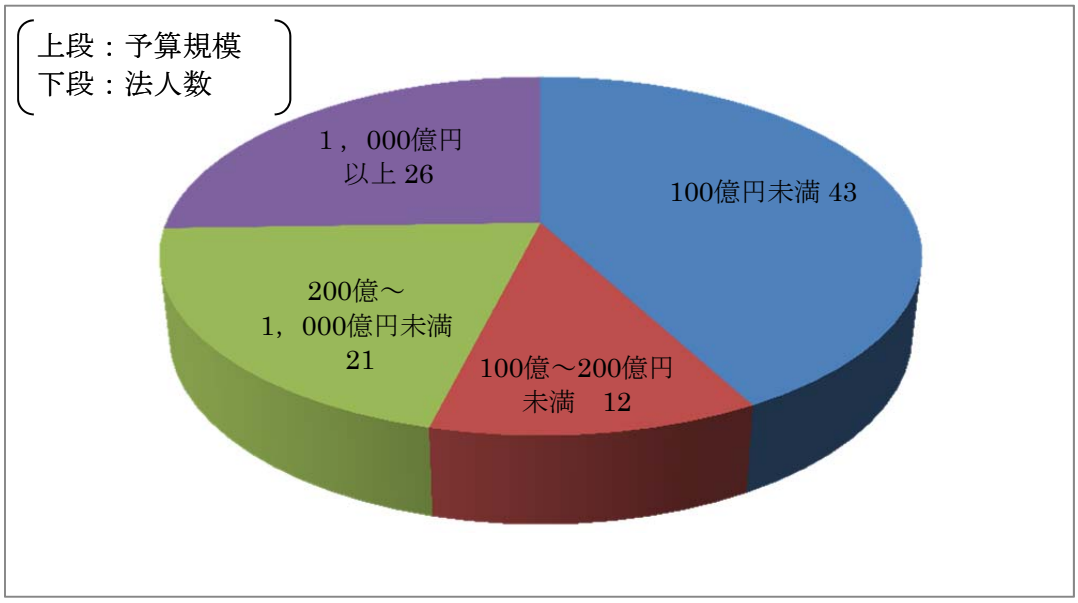

（注）各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、当初予算（収入）の上位及び下位5法人は下記のとおりとなっている（資料 11－5「独立行政法人の平成 24 年度計画における予算額（収入）」参照）。

図表 22. 予算規模上位・下位の5法人（平成 24 年度）

法人名	金額
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	17兆0,642億円
年金積立金管理運用	12兆4,351億円
住宅金融支援機構	8兆1,933億円
日本高速道路保有・債務返済機構	4兆5,763億円
都市再生機構	2兆5,412億円

法人名	金額
国立女性教育会館	7億円
国立健康・栄養研究所	8億円
国立特別支援教育総合研究所	10億円
酒類総合研究所	11億円
教員研修センター	13億円

（注）1　各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　億円未満は四捨五入。

イ　運営費交付金

多くの独立行政法人に対しては、法人の業務運営の財源に充てるため、毎年、国から運営費交付金が交付されている。当初予算（収入）における運営費交付金（過年度からの繰越しで当該年度の予算に組み込まれたものを含む）の総額の推移をみると、図表 23 のとおり、平成 24 年度は合計で1兆 4,697 億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）と、23 年度の1兆 5,119 億円と比較して 422 億円減少している（資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照。また、独立行政法人に対する国の財政支出については、資料 13「平成 24 年度独立行政法人に対する財政支出」を参照）。

図表 23. 独立行政法人全体の運営費交付金の推移

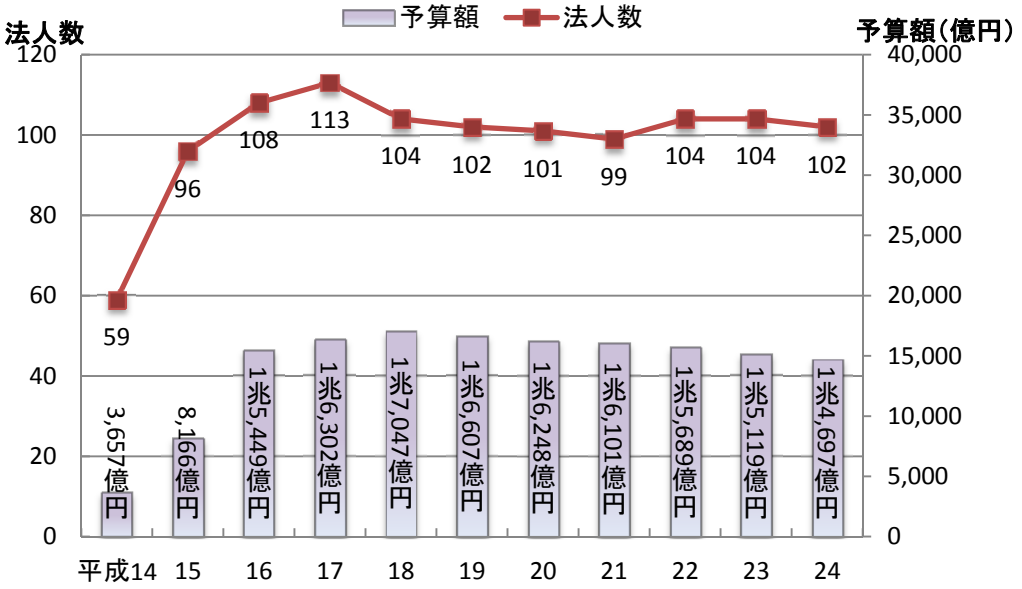

(注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ウ 自己収入等(受託収入含む)

i 受託収入

独立行政法人の当初予算における国、特殊法人、民間等から委託を受けた研究等の受託収入の推移については図表 24 のとおりとなっており、平成 24 年度は合計で 3,281 億円(国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず)と、23 年度の 2,695 億円と比較して 586 億円増加している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 24. 独立行政法人全体の受託収入の推移

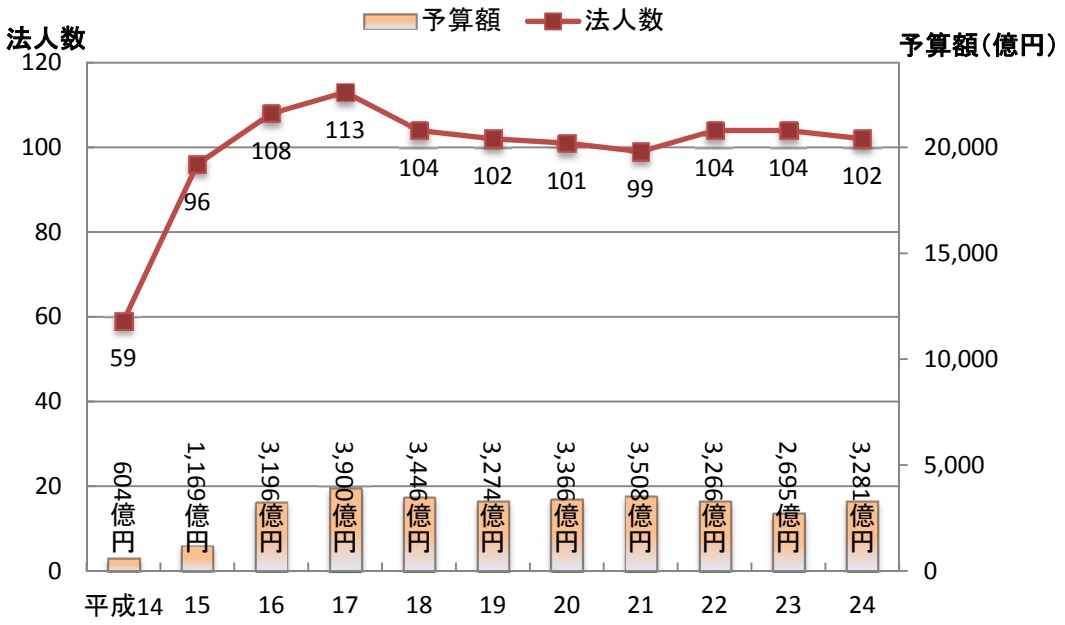

(注)1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ii　受託収入を除く自己収入等

独立行政法人の当初予算における受託収入を除く自己収入等の推移をみると図表 25 のとおりとなっており、平成 24 年度は合計で 25 兆 6,448 億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）と、23 年度の 27 兆 7,431 億円と比較して2兆 983 億円減少している（資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。

この理由は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の自己収入等に係る予算が1兆 6 ,883 億円減少、年金積立金管理運用独立行政法人の自己収入等に係る予算が 2,361 億円減少したこと等による。

図表 25.　独立行政法人全体の自己収入等の推移

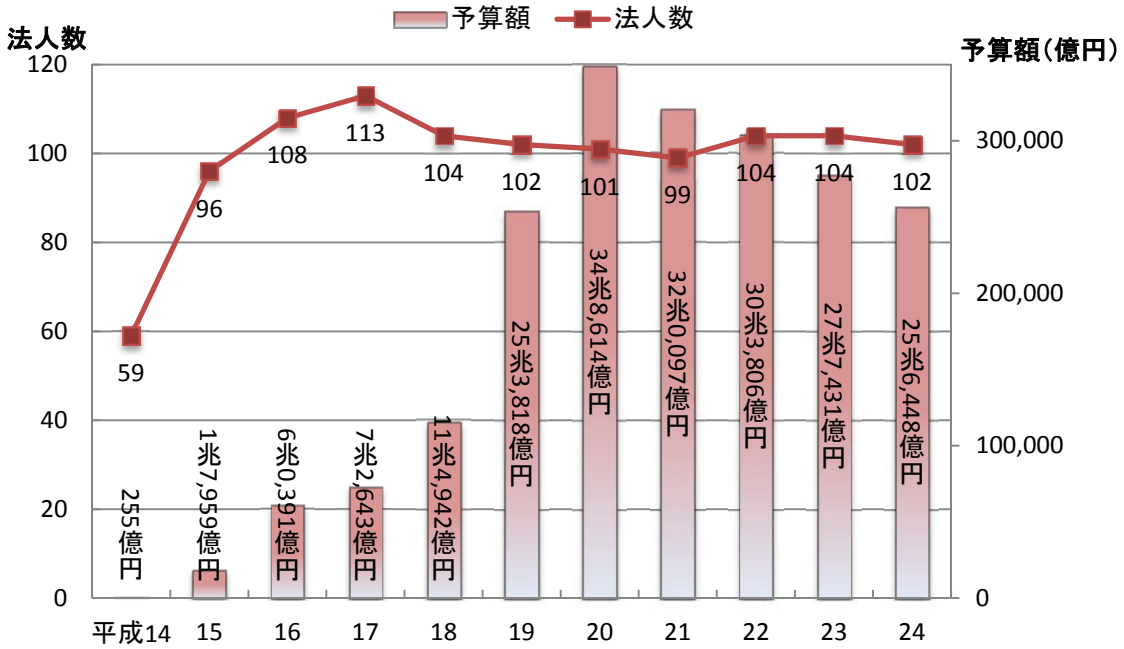

（注）1　各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
　　3　国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の平成 24 年度計画予算（当初予算）において見込んでいる自己収入等の多い上位5法人は下記のとおりである（資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。

図表 26.　自己収入等に係る収入予算　上位5法人（平成 24 年度収入当初予算）

法 人 名	金　額
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	13兆5,000億円
年金積立金管理運用	3兆5,639億円
日本高速道路保有・債務返済機構	1兆5,544億円
住宅金融支援機構	1兆2,779億円
都市再生機構	1兆0,020億円

（注）1　各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　億円未満は四捨五入。

エ　出資金・借入金等

独立行政法人の当初予算における出資金及び借入金等の状況の推移をみると、図表 27 のとおりとなっており、平成 24 年度は合計で 10 兆 8,497 億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）と、23 年度の 10 兆 7,152 億円と比較して 1,345 億円増加している（資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。この理由は、日本高速道路保有・債務返済機構の予算が 4,011 億円増加、都市再生機構の予算が 3,642 億円増加し、住宅金融支援機構の予算が 2,781 億円減少、年金積立金管理運用独立行政法人の予算が 2,152 億円減少したこと等による。

図表 27. 独立行政法人全体の出資金・借入金等の推移

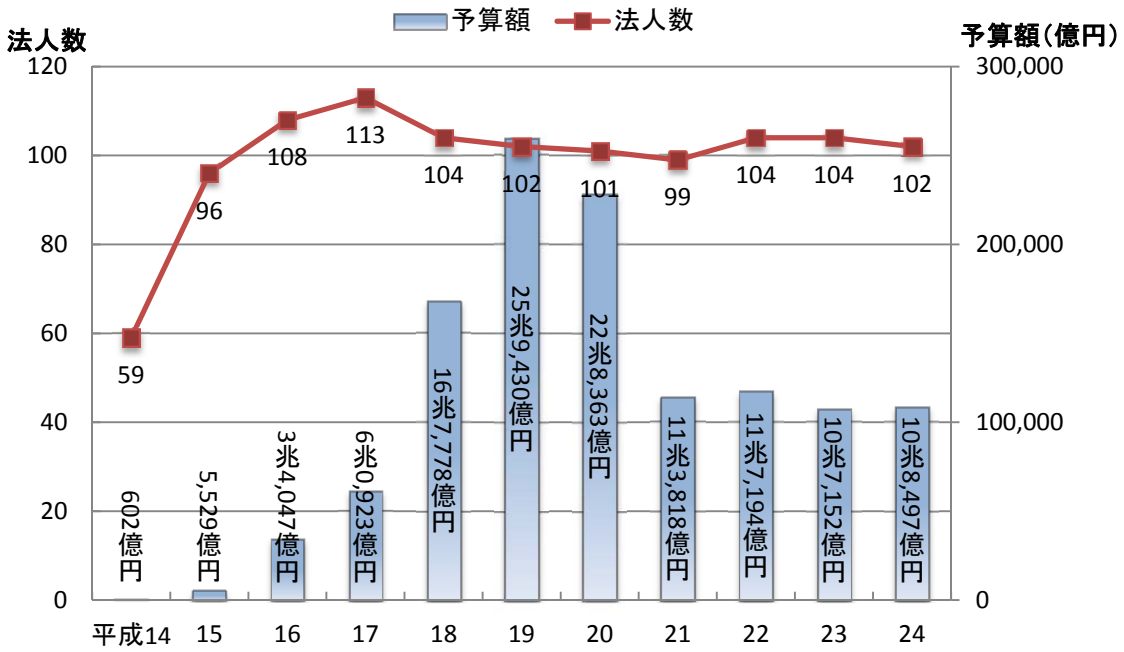

（注）1　各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
3　国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の 24 年度計画予算において見込んでいる出資金及び借入金等の多い上位5法人は下記のとおりである（資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。

図表 28. 出資金・借入金等に係る収入予算　上位5法人（平成 24 年度収入当初予算）

法 人 名	金　額
日本高速道路保有・債務返済機構	3兆0,219億円
住宅金融支援機構	2兆9,370億円
日本学生支援機構	1兆6,920億円
都市再生機構	1兆4,778億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	9,543億円

（注）1　各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　億円未満は四捨五入。

オ　施設整備費

独立行政法人に対して、国は、法人が施設の整備に必要な財源として、施設整備費の補助を行っている。独立行政法人の当初予算における施設整備費補助金の総額の推移をみると、図表29のとおりとなっており、平成24年度は合計で618億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）と23年度の600億円と比較して18億円増加している（資料11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。

図表 29.　独立行政法人全体の施設整備費の推移

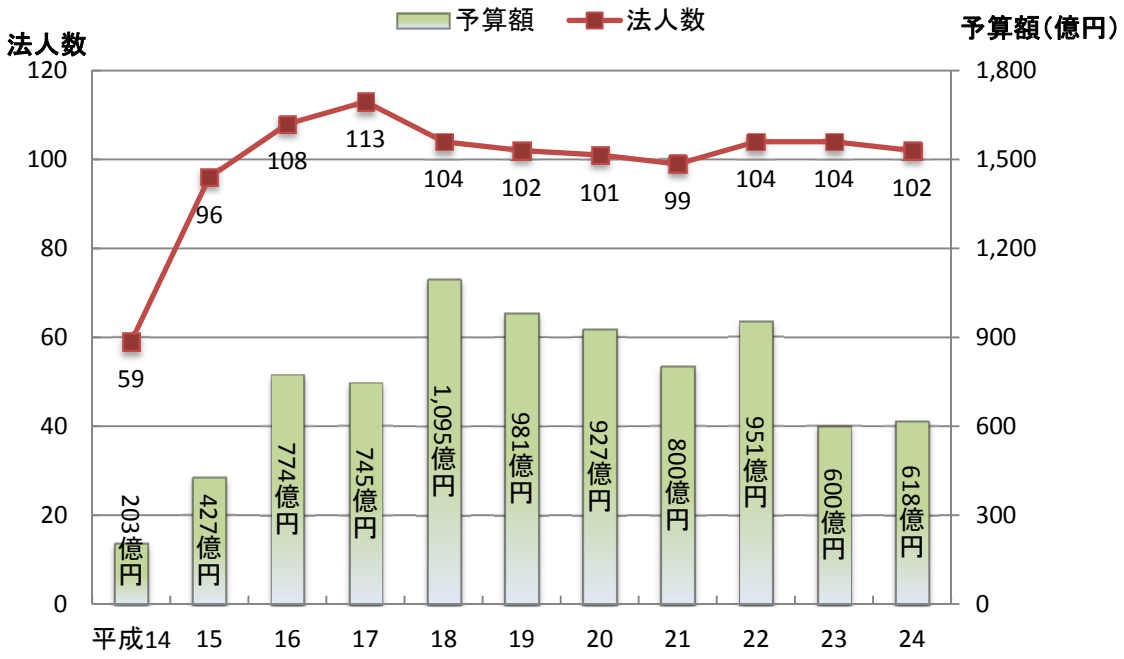

（注）1　各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
3　国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

（3）　決算

平成22年度までに設立された104法人の22年度決算の総額は、収入で58兆8,542億円（国際協力機構の有償資金協力勘定を除く）、支出で69兆1,004億円となっており、収入について予算額（64兆1,954億円）と比較すると、決算額が予算額よりも5兆3,412億円少ない（資料14－5「独立行政法人の平成22年度決算（収入）」及び資料15-5「独立行政法人の平成22年度決算（支出）」参照）。

また、収入決算額の内訳をみると、運営費交付金が1兆6,075億円、国庫補助金等が1兆4,393億円、施設整備費補助金が1,302億円、国や特殊法人等からの受託収入が3,752億円、自己収入等が25兆8,368億円、出資金・借入金等が10兆1,350億円、その他が19兆2,532億円、前年度繰越金が763億円及び積立金取崩金が7億円となっており、平成22年度当初予算と比べ、自己収入等が4兆5,438億円減少し、出資金・借入金等が1兆5,844億円減少し、その他が3,719億円減少している。

自己収入等が当初予算と比べて減少した主な理由は、年金積立金管理運用による4兆2,306億円の減少等によるものであり、出資金・借入金等が当初予算と比べて減少した主な理由は、住宅金融支

援機構における1兆3,718億円の減少等によるものである。(資料11－3「独立行政法人の平成22年度計画における予算額(収入)」及び資料14－5「独立行政法人の平成22年度決算(収入)」参照)。

図表 30. 独立行政法人の収入に係る予算及び決算額の対比(平成22年度)

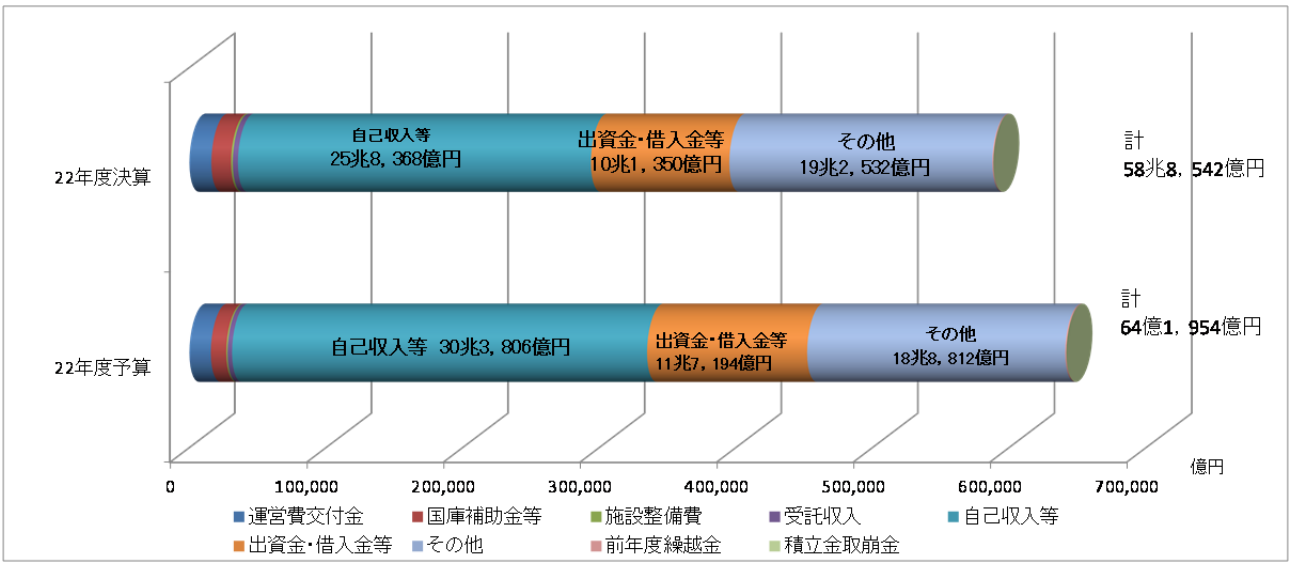

(注) 1 各法人の年度計画及び決算報告書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 億円未満は四捨五入。
3 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

(4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況

独立行政法人特有の制度である運営費交付金は、独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、業務がなされるまでは交付金の交付をもって収益と認識することは適当ではないことから、独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理し、中期目標の期間中、業務の進行に応じて収益化を行うものとされている。

また、この収益化の方法については、

ⅰ)業務の達成度に応じて収益化を行う方法(業務達成型)、

ⅱ)一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う方法(期間進行型)、

ⅲ)業務のための支出額を限度として収益化する方法(費用進行型)

の3つの考え方が示されている。

平成22年度末現在の104法人のうち、運営費交付金が交付されていない15法人を除く89法人について、運営費交付金の収益化の方法をみると、ⅰ)費用進行型のみを採用しているのが61法人、ⅱ)業務達成型のみ採用しているのが8法人、ⅲ)期間進行型の方法のみを採用しているものが0法人ある。さらに、ⅳ)業務達成型と期間進行型の方法を使い分けている法人が6法人、ⅴ)期間進行型と費用進行型を使い分けている法人が8法人、ⅵ)三つの方法すべてを使い分けているものが6法人となっている(資料16「運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成22年度)」参照)。

なお、平成19年11月の「独立行政法人会計基準」の改定により、運営費交付金の収益化基準のうち成果進行型が業務達成型へと名称が改められるとともに、費用進行型を採用する場合、当該方法を採用した理由を財務諸表において「重要な会計方針」として注記しなければならないこととされた。

（5） セグメント情報等

ア 勘定別財務諸表

独立行政法人においては、個別法により区分して経理することが求められる場合、法人全体の財務諸表に加えて、区分した経理単位（以下「勘定」という。）ごとの財務諸表を作成することとされている。

平成 22 年度末日現在、104 法人のうち 39 法人（37.5%）において法定勘定が設けられており、勘定数が最も多い5法人は下記のとおりである（資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況（平成 22 年度）」参照）。

図表 31. 勘定数が最も多い5法人

法 人 名	勘定数
福祉医療機構	15
中小企業基盤整備機構	8
新エネルギー・産業技術総合開発機構	7
農畜産業振興機構	7
医薬品医療機器総合機構	6

（注）各法人の財務諸表等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

イ セグメント情報

独立行政法人は、勘定別に財務諸表を作成するほか、附属明細書においてセグメント情報を開示することが求められている。各法人の平成 22 年度の附属明細書によれば、22 年度までに設立された 104 法人のうち、27.9%に当たる 29 法人は法定勘定区分以外のセグメントを有していない一方、72.1%に当たる 75 法人が法定勘定区分に加えて複数のセグメント区分を有している（資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況（平成 22 年度）」参照）。

図表 32. セグメント区分の実施状況（平成 22 年度）

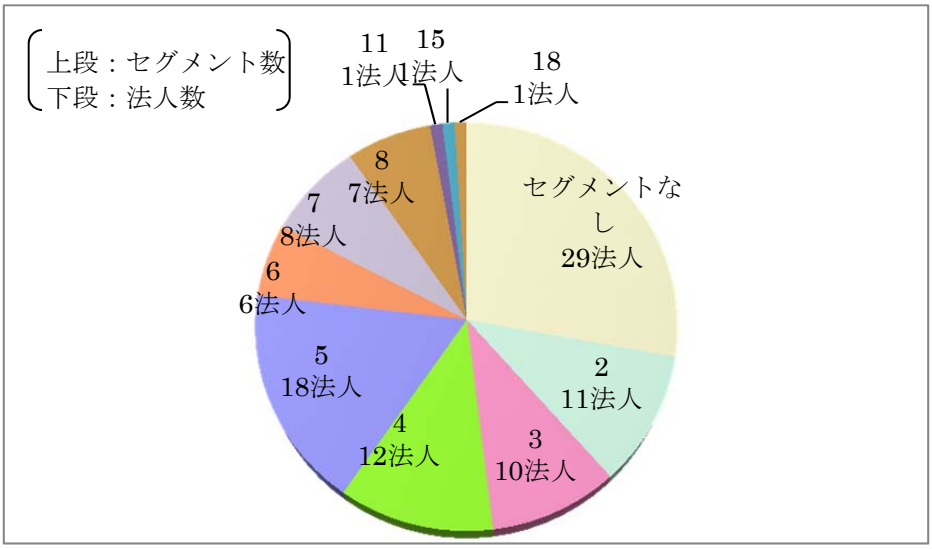

（注） 各法人の附属明細書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

ここで、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考としつつ当該法人の業務内容等に応じて、各法人において個々に定めることとされている。

この点、セグメント情報の開示を行っている 75 法人のうち、事業の種類別にセグメントの設定を行っている法人が 71 法人、また、施設の区分別に設定を行っている法人が2法人、事業と施設の別を組み合わせて設定を行っている法人が2法人となっている(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 22 年度)」参照)。

(6) 財政状態及び損益

平成 22 年度末現在の 104 法人について、貸借対照表に計上された財政状態の状況をみると、全体で資産が 331 兆円、負債が 308 兆円、純資産が 23 兆円(資料 18-1「純資産と主な資産・負債の状況(平成 22 年度)」参照)となっており(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、21 年度の純資産約 24 兆円から、5,554 億円純資産が減少している。

このうち、純資産の減少の理由は、福祉医療機構の 6,479 億円の減少等による。

次に、平成 22 年度までに設立された 104 法人について、損益計算書上に計上された損益の状況をみると、82 法人が合計で9,175 億円の利益を計上し(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)、2 法人が損益ゼロ、さらに 20 法人が合計で 4,432 億円の損失を計上している(資料 18-2「当期総利益(損失)の状況(平成 22 年度)」参照)。

また、各法人の当期損益の分布(図表 33)をみると、当期損益が△10 億円未満～10 億円未満の法人が 59 法人となっており(国際協力機構の有償資金協力勘定を除く)独立行政法人全体の 56.7%を占めている。

図表 33. 当期総利益（又は損失）の状況（平成 22 年度）

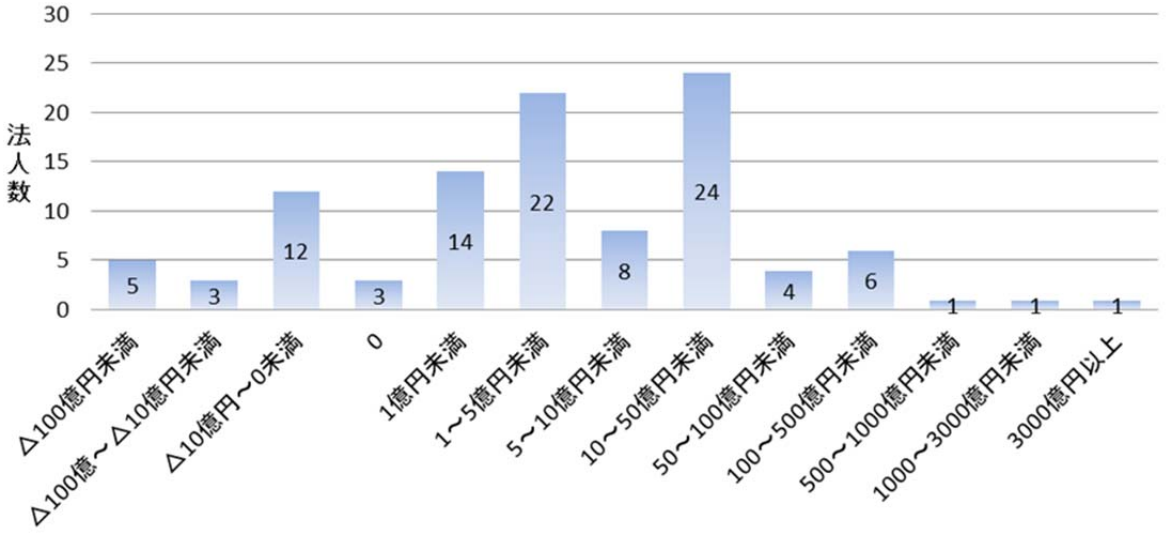

（注）1 各法人の損益計算書（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、平成 22 年度における各法人の当期総利益又は損失が最も多い5法人は下記のとおりである（資料 18-2「当期総利益（損失）の状況（平成 22 年度）」参照）。

図表 34. 当期総利益又は損失が最も多い5法人（平成 22 年度）

（当期総利益最多5法人）

法人名	金額
日本高速道路保有・債務返済機構	4,289億円
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,597億円
福祉医療機構	651億円
国立病院機構	495億円
都市再生機構	445億円

（当期総損失最多5法人）

法人名	金額
年金積立金管理運用	3,281億円
住宅金融支援機構	366億円
中小企業基盤整備機構	254億円
勤労者退職金共済機構	183億円
宇宙航空研究開発機構	174億円

（注）1 各法人の損益計算書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 億円未満は四捨五入。
3 国際協力機構は有償資金協力勘定を集計に含めていない。

（7） 運営費交付金債務

独立採算制を前提としない独立行政法人に対しては、国の予算において所要の財源措置を行うものとされ（通則法第 46 条）、平成 22 年度においては、運営費交付金として 88 法人に対して総額1兆6,074 億円が交付されている。

また、平成 22 年度末現在、運営費交付金債務を計上している法人は 47 法人でその金額合計は 2,355 億円となっている。なお、運営費交付金債務の計上額が最も多い5法人は下記のようになっている（資料 19「運営費交付金債務の状況」参照）。

図表 35.　運営費交付金債務残高　上位5法人（平成 22 年度末現在）

法 人 名	金　額
新エネルギー・産業技術総合開発機構	596億円
国際協力機構	309億円
日本原子力研究開発機構	172億円
宇宙航空研究開発機構	168億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	166億円

（注）1　各法人の附属明細書（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　億円未満は四捨五入。

（8） 目的積立金

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、法人の経営努力により生じた額として主務大臣の承認する金額（以下「目的積立金」という。）について、翌年度以降、中期計画の「剰余金の使途」の項目で定めておいた使途に充てることができることとされており（通則法第 44 条第3項）、その額は、法人における経営努力を示す指標の一つとしても位置付けられる。

なお、平成22年度末現在、目的積立金を有している5法人は下記のとおりである（資料20-1「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照）。

図表 36. 目的積立金残高を計上している法人（平成 22 年度末現在）

法 人 名	金　額
住宅金融支援機構	3168.8億円
国立病院機構	256.0億円
日本原子力研究開発機構	86.4億円
科学技術振興機構	1.9億円
理化学研究所	0.2億円

（注）1　各法人の貸借対照表（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　百万円以下は四捨五入。

また、平成 22 年度までに設立された 104 法人の当期総利益又は損失の総額として 4,743 億円の利益が計上されているが（国際協力機構の有償資金協力勘定を除く）、このうち利益処分により目的積立金として主務大臣の承認を受けたのは、2法人で総額 1.5 億円となっており、下記のとおりである（資料 20-1「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照）。

図表 37.　平成 22 年度利益処分における目的積立金の積立額

法 人 名	金　額
理化学研究所	0.61億円
科学技術振興機構	0.84億円

（注）1　各法人の利益処分に関する書類に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　百万円未満は四捨五入。

（9） 行政サービス実施コスト

独立行政法人においては、法人の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを明らかにすることを目的として、主務省令に基づき、「行政サービス実施コスト計算書」を財務諸表の一つとして作成することとされている。同計算書は、「業務費用」、「損益外減価償却相当額」、「損益外減損損失相当額」、「損益外利息費用相当額」、「損益外除売却差額相当額」、「引当外賞与見積額」、「引当外退職手当増加見積額」及び「機会費用」（国有財産の無償使用及び国の出資等を行っていなければ、本来国の収入となったと考えられる国民負担額）で構成されており、これらから算出される行政サービス実施コストには、実質的に国民負担に帰するコストが網羅的に含まれることから、法人の評価に当たって、これを用いることにより、法人の業務によりもたらされるベネフィットとの比較検討を行うことが可能となる。

まず、平成 22 年度までに設立された 104 法人について、22 年度の行政サービス実施コストの状況をみると、業務費用が2兆 8,747 億円、損益外減価償却相当額が 2,157 億円、損益外減損損失相当額が 287 億円、損益外利息費用相当額が 24 億円、損益外除売却差額相当額 78 億円、引当外賞与見積額が△9億円、引当外退職給付増加見積額が△50 億円、機会費用 2,764 億円、法人税及び国庫納付額の控除が△400 億円となっており、合計では3兆 3,598 億円となっている。（資料 21「行政サービス実施コストの状況（平成 22 年度）」参照）。

次に、22 年度において行政サービス実施コストの規模別の法人数をみると、同コストが0億円以上 50 億円未満の法人数が最も多く、35 法人となっている（図表 38 及び資料 21「行政サービス実施コストの状況（平成 22 年度）」参照）。

図表 38. 行政サービス実施コスト規模別の法人数 （平成 15～22 年度）

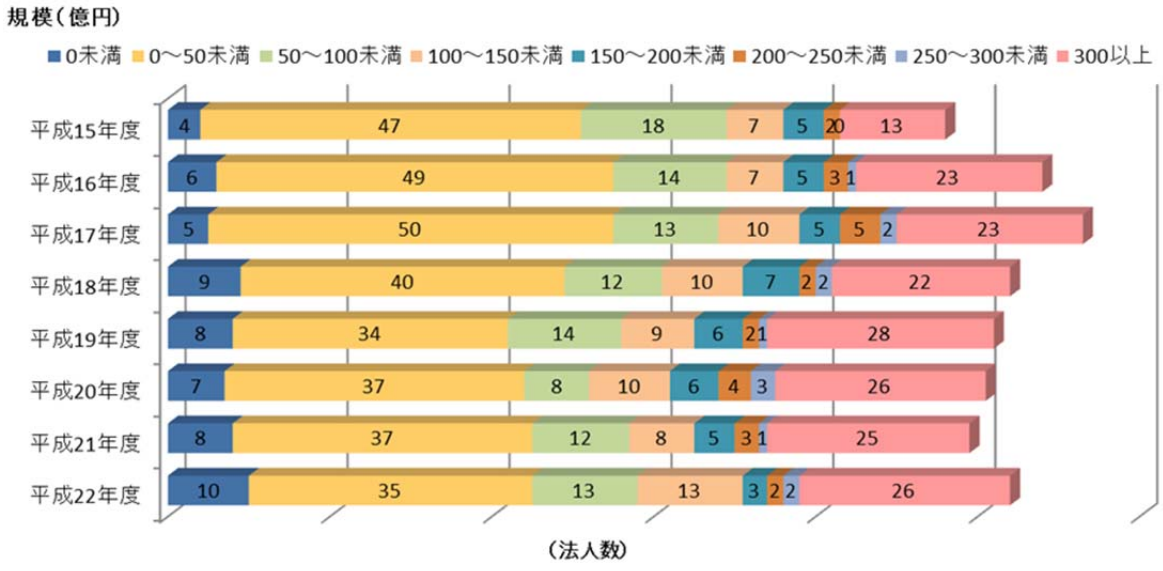

（注） 各法人の行政サービス実施コスト計算書（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成 22 年度における各法人の行政サービス実施コストについて、上位及び下位の5法人は下記のとおりである（資料 21「行政サービス実施コストの状況（平成 22 年度）」参照）。

図表 39. 行政サービス実施コストが最多・最少の5法人（平成 22 年度）

（最多5法人）

法 人 名	金 額
年金積立金管理運用	3,282億円
国際協力機構	2,377億円
宇宙航空研究開発機構	2,222億円
日本学術振興会	2,135億円
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2,006億円

（最少5法人）

法 人 名	金 額
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	△307億円
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	△269億円
日本貿易保険	△203億円
年金・健康保険福祉施設整理機構	△179億円
国立印刷局	△49億円

(注)1 各法人の行政サービス実施コスト計算書（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 億円未満は四捨五入。

第２部 独立行政法人評価の状況

第１節　独立行政法人評価制度等の概要

１　独立行政法人評価制度の概要

（1） 業務実績評価

ア　意義

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自律性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされている。評価の結果は、法人の業務運営の改善のみならず、役職員の人事、処遇等にも反映させることとしており、これらの仕組みを通じ、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図ることが求められている。

このように、事後評価が独立行政法人制度の不可欠な要素となっていることから、独立行政法人の業務の実績の評価は、中立・公正な立場から客観的に実施されることが重要である。このため、各府省に第三者評価機関である府省評価委員会を設置して評価を行うとともに、さらに総務省に全政府レベルの第三者評価機関である政策評価・独立行政法人評価委員会を設置し、独立行政法人の評価の客観的かつ厳正な実施を確保する仕組みとされている（府省評価委員会の詳細については、資料 22「府省独立行政法人評価委員会　委員会名簿（平成 24 年4月１日現在）」を参照）。

イ　府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

独立行政法人の各事業年度における業務実績の評価に当たっては、ⅰ）府省評価委員会は、「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定」（通則法第 32 条第2項）を行い、その評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するとともに、必要に応じ、業務運営の改善等についての勧告をすることができる（同条第3項）、ⅱ）政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会から通知された評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる」（同条第5項）こととされている（図表 40「業績評価及び見直しのスキーム」参照）。

また、独立行政法人の中期目標期間における業務実績に関する評価に当たっても、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会が各事業年度における業務実績に関する評価等と同様に評価等を行うこととされている（通則法第 34 条）。

（2） 中期目標期間終了時の見直し等

ア 意義

独立行政法人については、各独立行政法人の中期目標期間の終了時において、主務大臣がその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。

また、この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。

さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

イ 主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

通則法においては、独立行政法人の中期目標期間の終了時の見直しについて、主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会それぞれの所掌事務が、次のように定められている。

（ｉ） 主務大臣の検討

独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる」（通則法第 35 条第1項）こととされている。

（ⅱ） 府省評価委員会の評価

主務大臣の検討に当たり、府省評価委員会の意見を聴くことが義務付けられている（同条第2項）。

（ⅲ） 政策評価・独立行政法人評価委員会の評価

政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる」（同条第3項）こととされている。

ウ 見直しの仕組み

通則法第 35 条の定める中期目標期間の終了時の見直しに当たっては、平成 15 年8月1日に閣議決定された「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」に基づき、次の手順で行われることとされている（図表 40 及び資料 23「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年8月1日閣議決定）」参照）。

① 主務大臣は、基準第2（事務及び事業の改廃に係る具体的措置）及び基準第3（組織形態の見直しに係る具体的措置）に掲げる具体的措置を盛り込んだ法人の組織・業務全般の見直しについての当初案（以下「見直し当初案」という。）を作成し、その実現に向けて当該法人に係る国の予算要求を行う。

② 政策評価・独立行政法人評価委員会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう、早期に主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘（以下「勧告の方向性」という。）を行う。

③ 主務大臣は、予算編成過程において、政策評価・独立行政法人評価委員会による勧告の方向性等の指摘が最大限活かされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し当初案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、見直し案を決定する。

なお、当該見直し案の決定に際しては、行政改革推進本部の議を経ることとされていたが、平成 21 年 12 月 25 日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、当該議を経ることを要しないこととされている（資料 24「独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）」参照）。

図表 40. 業務実績評価及び見直しのスキーム

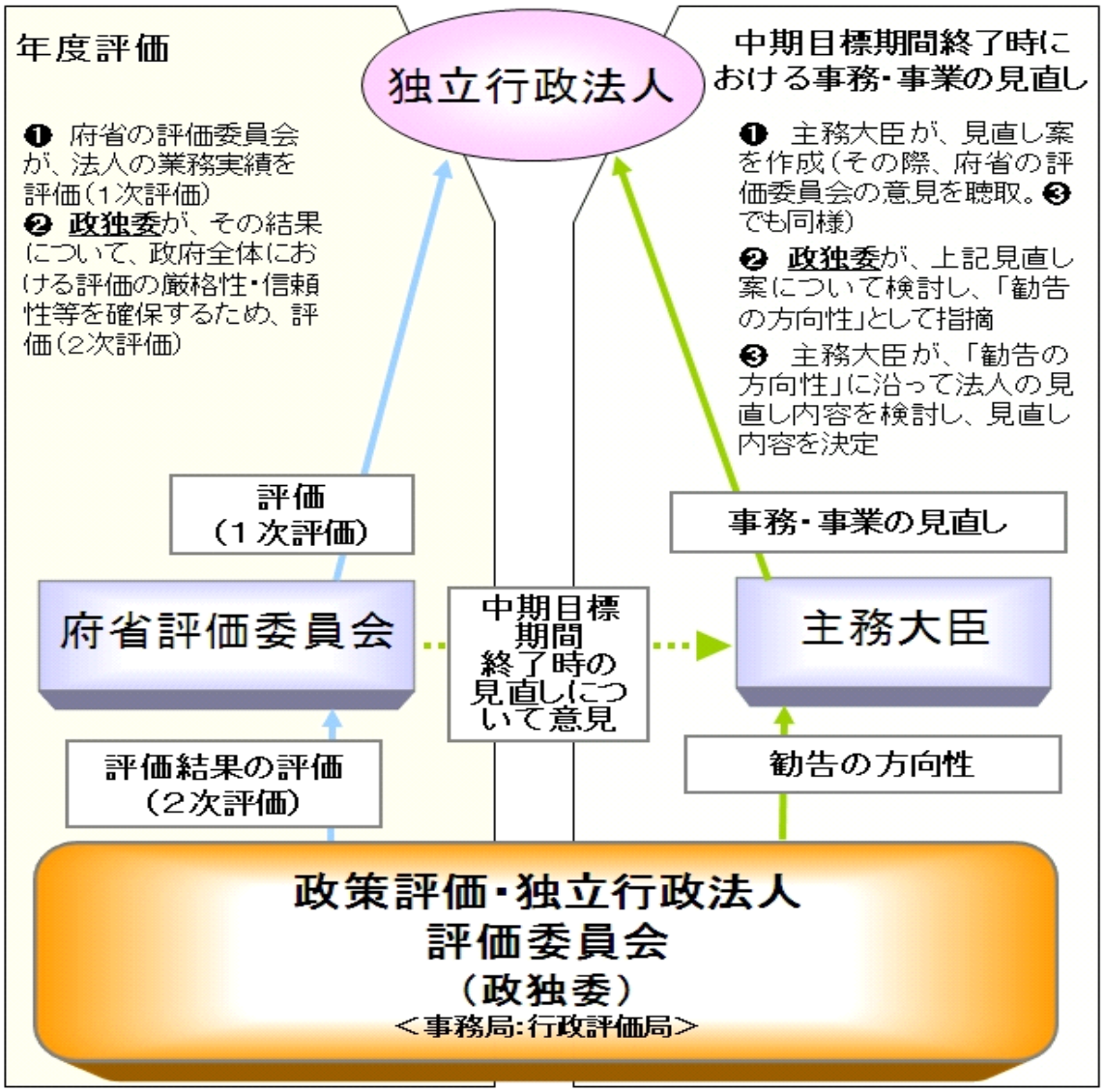

2　評価委員会の構成

（1） 府省評価委員会等の構成

平成 24 年4月現在、府省評価委員会は独立行政法人を所管する 11 府省に設置されており、102 の独立行政法人と通則法が準用される日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を対象として、通則法に基づく評価等の事務を行っている。府省評価委員会別の対象法人数は、最大が文部科学省で23法人、次に国土交通省が20法人（他府省と共管の法人を含む。）となっている。また、総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）に基づく日本司法支援センターの評価等のため、法務省に日本司法支援センター評価委員会が、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人の評価等のため、文部科学省に国立大学法人評価委員会が設置されている。

これらの委員会の委員の構成等をみると、4人ないし 30 人の委員が任命されており、委員会によっては、委員に加えて臨時委員や専門委員を任命している。さらに、法務省及び防衛省を除く府省評価委員会等においては、当該委員会に、単独の法人又は業務の性格等の類似する複数の法人単位に分科会や部会を設置し、機能的な評価を行っている（図表 41 及び資料 22「府省独立行政法人評価委員会　委員会名簿（平成 24 年4月1日現在）」参照）。

図表 41.　府省評価委員会の構成（平成 24 年4月現在）

委員会						委員会に置かれる分科会・部会						
名称	委員数				対象法人数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時委員	専門委員	計			委員	臨時委員	専門委員	計	法人数	名称
内閣府独立行政法人評価委員会	14	-	-	14	4	国立公文書館分科会	5	-	-	5	1	国立公文書館
						沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会	5	-	-	5	1	沖縄科学技術研究基盤整備機構（文部科学省と共管）
						北方領土問題対策協会分科会	5	-	-	5	1	北方領土問題対策協会（農林水産省と共管）
						国民生活センター分科会	5	-	-	5	1	国民生活センター
総務省独立行政法人評価委員会	15	-	39	54	5	平和祈念事業特別基金分科会	3	-	7	10	1	平和祈念事業特別基金
						情報通信・宇宙開発分科会	6	-	17	23	2	情報通信研究機構（財務省と共管）、宇宙航空研究開発機構（文部科学省と共管）
						郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	3	-	6	9	1	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
						統計センター分科会	3	-	9	12	1	統計センター
外務省独立行政法人評価委員会	13	-	1	14	2	国際交流基金分科会	9	-	-	9	1	国際交流基金
						国際協力機構分科会	9	-	-	9	1	国際協力機構
						コンプライアンス部会	2	-	1	3	2	国際交流基金・国際協力機構

委員会						委員会に置かれる分科会・部会							
名称	委員数				対象法人数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時委員	専門委員	計			委員	臨時委員	専門委員	計	法人数	名称
財務省 独立行政法人 評価委員会	18	26	-	44	10	農林漁業信用基金分科会	2	3	-	5	1	農林漁業信用基金（主務省は農林水産省及び財務省）
						住宅金融支援機構分科会	2	3	-	5	1	住宅金融支援機構（主務省は国土交通省及び財務省）
						造幣局分科会	2	5	-	7	1	造幣局
						国立印刷局分科会	2	5	-	7	1	国立印刷局
						日本万国博覧会記念機構分科会	2	5	-	7	1	日本万国博覧会記念機構
						酒類総合研究所分科会	2	5	-	7	1	酒類総合研究所
						情報通信研究機構部会	2	1	-	3	1	情報通信研究機構（総務省と一部共管）
						中小企業基盤整備機構部会	2	1	-	3	1	中小企業基盤整備機構（経済産業省と一部共管）
						奄美群島振興開発基金部会	2	1	-	3	1	奄美群島振興開発基金（主務省は国土交通省及び財務省）
						農業・食品産業技術総合研究機構部会	2	1	-	3	1	農業・食品産業技術総合研究機構（農林水産省と共管）
文部科学省 独立行政法人 評価委員会	24	-	-	24	24	初等中等教育分科会	2	10	-	12	2	国立特別支援教育総合研究所、教員研修センター
						高等教育分科会	4	22	-	26	6	大学入試センター、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本学生支援機構、国立高等専門学校機構、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）
						社会教育分科会	2	11	-	13	2	国立女性教育会館、国立科学博物館
						スポーツ・青少年分科会	3	11	-	14	2	国立青少年教育振興機構、日本スポーツ振興センター
						科学技術・学術分科会	9	57	-	66	9	物質・材料研究機構、放射線医学総合研究所、理化学研究所、防災科学技術研究所、宇宙航空研究開発機構（総務省と共管）、日本学術振興会、科学技術振興機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構（経済産業省と共管）
						文化分科会	4	12	-	16	3	国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	30	-	-	30	22	調査研究部会	6	4	-	10	3	国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、医薬基盤研究所
						高度専門医療研究部会	5	4	−	9	6	国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター
						国立病院部会	4	3	-	7	1	国立病院機構
						労働部会	6	5	-	11	5	勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構
						医療・福祉部会	5	4	-	9	3	福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、医薬品医療機器総合機構
						水資源部会	2	1	-	3	1	水資源機構（国土交通省、農林水産省、経済産業省と共管）
						年金部会	4	3	-	7	3	農業者年金基金（農林水産省と共管）、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用

委員会						委員会に置かれる分科会・部会							
名称	委員数				対象法人数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等		
	委員	臨時委員	専門委員	計			委員	臨時委員	専門委員	計	法人数	名称	
農林水産省独立行政法人評価委員会	25	-	36	61	16	農業分科会	9	-	15	24	7	農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金(厚生労働省と共管)、農林漁業信用基金(主務省は農林水産省及び財務省)、水資源機構(国土交通省、厚生労働省、経済産業省と共管)	
						農業技術分科会	5	-	9	14	5	農業・食品産業技術総合研究機構(財務省と共管)、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、土木研究所(国土交通省と共管)	
						林野分科会	5	-	7	12	1	森林総合研究所	
						水産分科会	6	-	5	11	3	水産大学校、水産総合研究センター、北方領土問題対策協会(内閣府と共管)	
経済産業省独立行政法人評価委員会	19	-	-	19	13	経済産業研究所分科会	1	2	-	3	1	経済産業研究所	
						工業所有権情報・研修館分科会	1	3	-	4	1	工業所有権情報・研修館	
						通商・貿易分科会	2	8	1	11	2	日本貿易保険、日本貿易振興機構	
						産業技術分科会	5	12	-	17	3	産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本原子力研究開発機構(文部科学省と共管)	
						技術基盤分科会	2	9	-	11	2	製品評価技術基盤機構、原子力安全基盤機構	
						資源分科会	2	8	-	10	2	石油天然ガス・金属鉱物資源機構、水資源機構(国土交通省、厚生労働省、農林水産省と共管)	
						情報処理推進機構分科会	1	4	-	5	1	情報処理推進機構	
						中小企業基盤整備機構分科会	2	3	-	5	1	中小企業基盤整備機構(財務省と共管)	
国土交通省独立行政法人評価委員会	28	58	-	86	20	土木研究所分科会	4	6	-	10	1	土木研究所(農林水産省と共管)	
						建築研究所分科会	2	5	-	7	1	建築研究所	
						交通関係研究所分科会	3	5	-	8	3	交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所	
						港湾空港技術研究所分科会	3	3	-	6	1	港湾空港技術研究所	
						教育機関分科会	2	9	-	11	3	航海訓練所、航空大学校、海技教育機構	
						自動車検査分科会	3	3	-	6	1	自動車検査	
						鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	4	3	-	7	1	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
						国際観光振興機構分科会	2	3	-	5	1	国際観光振興機構	
						水資源機構分科会	2	4	-	6	1	水資源機構(厚生労働省、農林水産省、経済産業省と共管)	
						自動車事故対策機構分科会	3	4	-	7	1	自動車事故対策機構	
						空港周辺整備機構分科会	2	4	-	6	1	空港周辺整備機構	
						海上災害防止センター分科会	3	4	-	7	1	海上災害防止センター	
						都市再生機構分科会	2	5	-	7	1	都市再生機構	
						奄美群島振興開発基金分科会	1	3	-	4	1	奄美群島振興開発基金(主務省は国土交通省及び財務省)	
						日本高速道路保有・債務返済機構分科会	5	3	-	8	1	日本高速道路保有・債務返済機構	
						住宅金融支援機構分科会	3	5	-	8	1	住宅金融支援機構(主務省は国土交通省及び財務省)	

委員会						委員会に置かれる分科会・部会							
名称	委員数				対象法人数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時委員	専門委員	計			委員	臨時委員	専門委員	計	法人数	名称
環境省独立行政法人評価委員会	7	6	-	13	2	国立環境研究所部会	5	4	-	9	1	国立環境研究所
						環境再生保全機構部会	4	4	-	8	1	環境再生保全機構
防衛省独立行政法人評価委員会	5	-	-	5	1						1	駐留軍等労働者労務管理機構
日本司法支援センター評価委員会	10	-	-	10	1						1	日本司法支援センター
国立大学法人評価委員会	20	6	-	26	90	国立大学法人分科会	8	6	-	14	86	国立大学法人
						大学共同利用機関法人分科会	6	-	8	14	4	大学共同利用機関法人

(注)1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 平成 24 年4月1日が委員の改選中等であった府省については平成 24 年7月 1 日の状況を掲載している。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成

政策評価・独立行政法人評価委員会には、政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会が置かれており、独立行政法人等(日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。)の評価に関する事項については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人評価分科会が担っている。政策評価・独立行政法人評価委員会は、委員長及び6人の委員で構成されており、独立行政法人評価分科会は、委員長、委員4人(うち分科会長1人)及び臨時委員 22 人で構成されている(平成 24 年4月1日現在)。

独立行政法人評価分科会では、ワーキング・グループを設けて府省評価委員会等が行った業務実績に係る評価結果の点検作業等や中期目標期間終了時の事務・事業の見直しに係る検討作業を迅速、効率的かつ効果的に行っている。ワーキング・グループには、府省別の5つのワーキング・グループ並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人について検討を行う「国立大学法人等評価ワーキング・グループ」がある。

図表 42.　政策評価・独立行政法人評価委員会名簿　　〔平成 24 年4月1日現在〕

委員長	岡　素之	住友商事㈱代表取締役会長

【政策評価分科会】		
分科会長	谷藤　悦史	早稲田大学政治経済学術院教授
委員	藤井　眞理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
	森泉　陽子	神奈川大学経済学部教授
臨時委員	青山　彰久	読売新聞東京本社編集委員
	牛尾　陽子	財団法人東北活性化研究センター アドバイザリーフェロー
	小野　達也	鳥取大学地域学部教授
	加藤　浩徳	東京大学大学院工学系研究科准教授
	門脇　英晴	㈱日本総合研究所特別顧問
	城所　幸弘	政策研究大学院大学教授
	小峰　隆夫	法政大学大学院政策創造研究科教授
	佐藤　主光	一橋大学大学院経済学研究科教授
	清水　涼子	公認会計士 関西大学大学院会計研究科教授
	白石　小百合	横浜市立大学国際総合科学部教授
	高橋　伸子	生活経済ジャーナリスト
	立花　宏	㈱情報通信総合研究所特別研究員
	田中　常雅	東京商工会議所特別顧問 東京商工会議所人口政策委員会共同委員長
	田中　弥生	独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授
	堤　盛人	筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授
	中泉　拓也	関東学院大学経済学部教授
	前多　康男	慶応義塾大学経済学部教授
	森田　朗	学習院大学法学部教授
専門委員	大竹　文雄	大阪大学社会経済研究所教授

【独立行政法人評価分科会】		
分科会長	阿曽沼　元博	順天堂大学客員教授 滉志会がん医療グループ代表
委員	田渕　雪子	㈱三菱総合研究所主席研究員
	山本　清	東京大学大学院教育学研究科教授
	森泉　陽子	神奈川大学経済学部教授
臨時委員	縣　公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
	浅羽　隆史	白鴎大学法学部教授
	荒張　健	公認会計士
	石田　晴美	文教大学情報学部准教授
	稲継　裕昭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	梅里　良正	日本大学医学部准教授
	岡本　義朗	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング㈱政策研究事業本部主席研究員
	梶川　融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員（CEO）
	川合　眞紀	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 独立行政法人理化学研究所理事
	河野　正男	横浜国立大学名誉教授
	河村　小百合	㈱日本総合研究所調査部主任研究員
	木村　琢麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	柴　忠義	北里大学理事長・学長
	鈴木　豊	青山学院大学大学院教授 会計プロフェッション研究科教授
	瀬川　浩司	東京大学先端科学技術研究センター教授
	園田　智昭	慶応義塾大学商学部教授
	髙木　佳子	弁護士
	玉井　克哉	東京大学先端科学技術研究センター教授
	野口　貴公美	中央大学法学部教授
	宮内　忍	公認会計士
	宮本　幸始	日本ユーティリティサブウェイ㈱代表取締役社長
	山谷　清志	同志社大学政策学部教授

第２節 平成 23 年度における業務実績評価の状況

平成 23 年度においては、国立公文書館等 104 の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務について、通則法に基づく評価制度発足後 10 回目の業務実績の評価が実施された。また、86 の国立大学法人と4つの大学共同利用機関法人について、国立大学法人法に基づく7回目の業務実績の評価が実施された。さらに、日本司法支援センターについて、総合法律支援法に基づく5回目の業務実績の評価が実施された。

１ 府省評価委員会等による業務実績評価の状況

（1） 評価活動の概要

府省評価委員会では、平成 23 年6月末までに、104 法人から 22 年度の業務実績報告書の提出を、また、22 年度末に中期目標期間が終了した 42 法人から当該中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、いずれもほぼ8月下旬までに評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。また、日本司法支援センター評価委員会においては、6月末までに 22 年度の業務実績報告書の提出を受け、8月下旬に評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。国立大学法人評価委員会においても、6月末までに 22 年度の業務実績報告書及び中期目標期間の業務実績報告の提出を受け、10 月下旬に 22 年度の業務実績に係る評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。これらの審議の内容や評価の結果については、各府省のホームページ等において公表されている（法人ごとの評価の結果の概要は、第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照）。

なお、平成 23 年度に中期目標期間が終了する9の独立行政法人を所管する6つの府省においては、これらの独立行政法人等の中期目標期間終了時における主務大臣の検討に当たり、それぞれ、当該府省に置かれている府省評価委員会の意見を聴いている。

（2） 評価基準等

独立行政法人の業務実績の評価については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年4月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価（例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価）基準による」こととされている。

府省評価委員会では、同方針及び通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごと又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、同様の評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似している。各評価基準は、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準とに区分されている。また、独立行政法人等の業務実績の評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に定めた項目ごとの業務の進ちょく状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評価するいわゆる「総合評価」とに区別されているものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に応じて数段階の評定の中から評定を付する段階別の評価方法を採るものが多いが、総合評価については、数段階の評定の中から評定を付する評価方法を採るもの（「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法を採るものを含む。）と記述式により評価結果を記述するものとに分かれている（図表 43

参照)。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価基準についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価と同様としている場合が多い。

図表 43. 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣府独立行政法人評価委員会	• 年度計画の項目等に即し4段階評価。 • 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A＋評価を行うことが可能。 ▫ 定量的な指標が設定されている評価項目の場合 A:中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B:中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C:中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D:中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 ▫ 委員の協議により評価するとされている評価項目の場合 A:満足のいく実施状況 B:ほぼ満足のいく実施状況 C:やや満足のいかない実施状況 D:満足のいかない実施状況 • 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。	記述式 • 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 • 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
総務省独立行政法人評価委員会	• 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、 AA:中期目標を大幅に上回って達成 A :中期目標を十分達成 B :中期目標を概ね達成 C :中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある D :中期目標を下回っており大幅な改善が必要	• 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネージメント等について、それぞれの観点から評価。 • 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。
外務省独立行政法人評価委員会	• 中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。 イ:中期計画等の実施状況が当事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。 ロ:中期計画等の実施状況が当事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 ハ:中期計画等の実施状況が当事業年度において計画通り順調である。 ニ:中期計画等の実施状況が当事業年度において計画に対してやや順調でない。 ホ:中期計画等の実施状況が当事業年度において順調でない。	記述式 • 項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績及び改善の方向性等の指摘事項、その他の意見等を記述式により評価する。
財務省独立行政法人評価委員会	• 中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。 A＋:中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。 A:中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。 B:中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。 C:中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。 D:中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要。 • 評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な	記述式 • 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。 • 当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	評価の文言を用いることも可能。 • 客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。 • 評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評定項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。	
文部科学省独立行政法人評価委員会	• 中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評定を行う。段階的評定の区分及び定量的な評価を行う際の各段階別評定の達成度の目安については、次の考え方とする。 S:特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。) A:中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が 100 パーセント以上) B:中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が 70 パーセント以上 100 パーセント未満) C:中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が 70 パーセント未満) F:評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限り F の評定を付す。) • 各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人でほぼ共通となっている、項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評定を行う。 ▫ 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 ▫ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 ▫ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 等 • 評定に当たっては、定量的な指標を用いる等して、原則、客観的かつ具体的な評定基準を設定することを基本とする。定性的な評価基準を設定する際にも、定量的な指標を補完的に用いる等により、客観的かつ具体的な評定基準の設定に努める。 • 複数の評価項目、指標を組み合わせて評定を行うことも可能とする。 評定に併せ、改善すべき項目、目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。	記述式 • 項目別評価を総括する全体評価として、 ▫ 評価結果の総括 ▫ 各事業年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)(評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載) ▫ 特記事項(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等) について記述する。
厚生労働省独立行政法人評価委員会	• 中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。 S:中期計画を大幅に上回っている。 A:中期計画を上回っている。 B:中期計画に概ね合致している。 C:中期計画をやや下回っている。 D:中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。	記述式 • 国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期計画の達成度について評価する。 ▫ 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。 法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。
農林水産省独立行政法人評価委員会	• 各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。ただし、いずれも、小項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計して大項目の評定を行う。	• 各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。
	○農林水産消費安全技術センター • 小項目に単年度において達成すべき数値目標が定めら	• 総合評価は、中項目の評価結果について、S評価とされた中項目を3点、A評価とされた

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	れている場合 ▫ 中期目標又は中期計画上「以上」又は「少なくとも」とされている場合 s:数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた a:数値の達成度合が 100%以上 b:数値の達成度合が 70%以上 100%未満 c:数値の達成度合が 70%未満 d:数値の達成度合が 70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった ▫ 上記以外の場合 s:数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた a:数値の達成度合が 90%以上 b:数値の達成度合が 50%以上 90%未満 c:数値の達成度合が 50%未満 d:数値の達成度合が 50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった • 小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合 ▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 s:設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a:設定した指標が達成された b:設定した指標が概ね達成された c:設定した指標が達成されなかった d:設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった ▫ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 s:設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a:設定した指標が達成された c:設定した指標が達成されなかった d:設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった	中項目を2点、B評価とされた中項目を1点、C評価とされた中項目を0点、D評価とされた中項目を－1点とし、その集計に当たっては、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準とし、原則として、次の3段階評価で行うものとする。 A:中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上 B:中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%以上 90%未満 C:中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%未満 • ただし、上記評価の結果、A評価となった場合には、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価となった場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
	○種苗管理センター • 定量的に定められている項目の評価 中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間(5年間)で除して得られた数値(年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値)を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。 ▫「～以上」等の記述となっている項目 S:目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A:目標値に対して、100%以上の達成度合 B:目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C:目標値に対して、90%未満の達成度合 D:目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった ▫「～程度」等の記述となっている項目 S:目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A:目標値に対して、90%以上の達成度合 B:目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C:目標値に対して、80%未満の達成度合 D:目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった • 定性的に定められている項目の評価 S:順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A:順調に進んでいる	• 各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	B:概ね順調に進んでいる C:不十分又は問題あり D:不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった ※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。	
	○家畜改良センター • 定量的指標の場合 ▫ 例:「○○程度」と目標が設定されている場合 S:数値の達成度が 90%以上であって、特に優れた成果が得られた A:数値の達成度が 90%以上 B:数値の達成度が 50%以上 90%未満 C:数値の達成度が 50%未満 D:数値の達成度が 50%未満であって、その要因が法人の不適切な業務運営にあった なお、達成度の範囲については、目標の設定の仕方(「○○以上」等)により異なっている。 ▫ 定性的に定められている項目の評価 S:計画を大きく上回り、優れた成果が得られた A:計画どおり順調に実施された B:概ね計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されなかった D:計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった	• 項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、原則として、次の3段階評価を行う。 A:計画どおり実施された又は計画を上回り実施された B:概ね計画どおり実施された C:計画どおり実施されなかった • 上記の評価の結果、A評価となった場合は、各大項目の達成状況及びその要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合は、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
	○農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター S:計画を大幅に上回る業績が挙がっている A:計画に対して業務が順調に進捗している B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている C:計画に対して業務の進捗が遅れている D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	機関の総合評価は、各評価単位の評価結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績(学術的・社会的インパクトの大きい)等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。
	○森林総合研究所 s:中期計画を大幅に上回り業務が進捗している (達成割合が 120%以上) a:中期計画に対して業務が順調に進捗している (達成割合が 90%以上 120%未満) b:中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている (達成割合が 60%以上 90%未満) c:中期計画に対して業務の進捗が遅れている (達成割合が 30%以上 60%未満) d:中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている (達成割合が 30%未満)	• 総合評価は、全ての評価単位を対象として、達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととする。 • なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。
	○水産大学校及び水産総合研究センター S:計画を大きく上回って業務が進捗している A:計画に対して業務が順調に進捗している B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている C:計画に対して業務の進捗が遅れている D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている ▫ 定量的評価指標が設定されている場合 S:数値の達成度合いが 120%以上 A:数値の達成度合いが 80%以上 120%未満 B:数値の達成度合いが 60%以上 80%未満 C:数値の達成度合いが 30%以上 60%未満 D:数値の達成度合いが 30%未満	• 各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。 ① S評価の有無・内容 ② 財務諸表の内容 ③ 業務運営の効率化への取組状況 ④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績 ⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況
	○農畜産業振興機構 • 定量的に定められている項目の評価 ▫ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 a:数値の達成度合が 100%以上 b:数値の達成度合が 70%以上 100%未満 c:数値の達成度合が 70%未満 ▫ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。	• 中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	• 定性的に定められている項目の評価 ▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 a:設定した指標が達成された b:設定した指標が概ね達成された c:設定した指標が達成されなかった ▫ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 a:設定した指標が達成された c:設定した指標が達成されなかった ただし、a評価の小項目について、達成率等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じｄ評価とすることができる。	
	○農業者年金基金 • 定量的に定められている項目の評価 ▫ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合 a:数値の達成度合が 100%以上 b:数値の達成度合が 70%以上 100%未満 c:数値の達成度合が 70%未満 ▫ 上記以外の場合 a:数値の達成度合が 90%以上 b:数値の達成度合が 50%以上 90%未満 c:数値の達成度合が 50%未満 • 定性的に定められている項目の評価 ▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 a:設定した指標が達成された b:設定した指標が概ね達成された c:設定した指標が達成されなかった ただし、a 評価の小項目について、達成状況等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。	• 大項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。
	○農林漁業信用基金 • 定量的に定められている項目の評価 ▫ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 A:数値の達成度合が 100%以上 B:数値の達成度合が 70%以上 100%未満 C:数値の達成度合が 70%未満 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 ▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 A:設定した指標が達成された B:設定した指標が概ね達成された C:設定した指標が達成されなかった ▫ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 A:設定した指標が達成された C:設定した指標が達成されなかった 必要に応じ、達成状況その他の要因を分析し、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。	• 中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して3段階評価を行う。 ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。
経済産業省独立行政法人評価委員会	• 委員会における年度評価は、次の①～③の3項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。 ① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ② 業務運営の効率化に関する事項 ③ 財務内容の改善に関する事項 ④ その他業務運営に関する重要事項 • 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。 ①業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われているか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。 ②役職員の給与等の水準は適正か。 ③資産(出資を含む)は有効に活用されているか。	• 委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(②については、分割して算定した評点をまとめずに直接合算を行う。) ① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項:50～60% ② 業務運営の効率化に関する事項:20% ③ 財務内容の改善に関する事項:20% ④ その他業務運営に関する事項:0～10% • 評点は、AA＝5、A＝4、B＝3、C＝2、D＝1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	④欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。 ⑤リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。 • 各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。 AA:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を越えた極めて優れたパフォーマンスを実現。 A:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現。 B:法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成。 C:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。 D:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。	合算された評点をXとすると、 AA:4．5＜X≦5．0 A :3．5＜X≦4．5 B :2．5＜X≦3．5 C :1．5＜X≦2．5 D :1．0≦X≦1．5 委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。
国土交通省独立行政法人評価委員会	• 年度業務実績報告の各項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。 SS:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。 S :中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 A :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 B :中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。 C :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。 • 各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付すこととする。特に、SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。	• 個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体を概観するため、各評定ごとの項目数の分布状況を示すこととする。 • 法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。 • なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。 • 業務運営評価により算出された段階的評価の評定及び記述による業務全体に対する評価を踏まえ、総合的な評定を行う。評定は、5段階（SS、S、A、B、C）により行う。
環境省独立行政法人評価委員会	• 中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況を評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。 • 各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。 （注）評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。 S:中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A:中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。 B:中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。 C:中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。 D:中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。 • 国立環境研究所の研究業務の評価は、研究所において実施する外部専門家による研究評価結果も積極的に活用。 • 法人横断的事項として、契約、給与水準・総人件費改革、保有資産、内部統制、当期総利益（又は当期総損	• 各評価項目に環境省評価委員会が定める評価比率を配分し、各評点を合算する。 • 各評点は、S＝5、A＝4、B＝3、C＝2、D＝1とする。 • 各評点を合算した結果（Xとする）、以下のとおりとする。 S:4.5＜X A:3.5＜X≦4.5 B:2.5＜X≦3.5 C:1.5＜X≦2.5 D:X≦1.5

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	失）、剰余金・欠損金、関連法人（国立環境研究所）、債権管理（環境再生保全機構）について評価。	
防衛省独立行政法人評価委員会	• 年度計画の項目等に即し4段階評価。 • 委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA^+評価を行うことが可能。 ▫ 定量的な指標が設定されている場合 A：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B：中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D：中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 ▫ 委員の協議により評価される場合 A：満足のいく実施状況 B：ほぼ満足のいく実施状況 C：やや満足のいかない実施状況 D：満足のいかない実施状況 • 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。	記述式 • 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 • 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
日本司法支援センター評価委員会	• 中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階で評価。 なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目を評価。 A：当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らし順調である。 B：当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らしおおむね順調である。 C：当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らし順調でなく、業務運営の改善等が必要である。 ただし、B評価については、委員の協議により、必要に応じて、業務の実績が比較的良好な場合にはB＋と評価できるものとする。 • 評価は、実績報告書、法人が自ら行った評価等の資料を参考に、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である特性を勘案し、委員の協議により客観的に実施。	記述式 • 項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法人の実績全体について評価。 • 自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含め評価。
国立大学法人評価委員会	○年度評価 •「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の4項目については、以下の5種類により進捗状況を示すとともに、特筆すべき点や遅れている点にコメントを付す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに十分留意する必要がある。 ▫ 特筆すべき進捗状況にある ▫ 順調に進んでいる ▫ おおむね順調に進んでいる ▫ やや遅れている ▫ 重大な改善事項がある •「教育研究等の質の向上」については、全体的な状況を確認し、注目すべき点についてコメントを付す。	• 当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価。 • なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 ▫ 戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価 ▫ 業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事業年度における中期計画の進捗状況を調査・分析し、業務の実績全体について総合的に評価。 ▫ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、年度評価では専門的な観点からの評価は行わず、年度計画に係る事業の外形的な進捗状況を確認する。
	○中期目標期間評価 •「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「その他の目標（「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」を除く。）の項目（※大学共同利用機関法人については、「共同利用等に関する目標」を加える。）については、以下の5種類により評定する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な教育研究等の改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。なお、これらの水準は、	• 中期目標期間の業務実績の全体について、各法人の自己点検・評価に基づき、記述式により評価。 • なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 ▫ 中期目標の達成に向けて、中期計画が

	基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意する必要がある。 ▫ 非常に優れている ▫ 良好である ▫ おおむね良好である ▫ 不十分である ▫ 重大な改善事項がある その他の目標のうち、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」については、その特性に配慮し、「業務運営・財務内容等の状況」と同様の方法により各法人が行う自己点検・評価に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う教育研究の評価結果を参考にしつつ、自己点検・評価の妥当性も含めて総合的に検証する。 ・ 「業務運営・財務内容等の状況」については、以下の4段階により各法人が自己点検・評価を行う。 ➢ 計画を上回って実施している ➢ 計画を十分に実施している ➢ 計画を十分には実施していない ➢ 計画を実施していない その結果を評価委員会が妥当性を含めて総合的に検証し、その検証を踏まえ、以下の5段階により評定する。 ➢ 非常に優れている ➢ 良好である ➢ おおむね良好である ➢ 不十分である ➢ 重大な改善事項がある • 教育研究の評価については、国立大学法人等の特性に配慮して、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。	十分に実施されているかとの観点から、業務の実績全体について総合的に評価。 ▫ 戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価。 ▫ 評価に当たっては、各法人の多様な役割に十分配慮し、また、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意。 ▫ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、国立大学法人評価委員会が、(独)大学評価・学位授与機構に対し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行う。

(注)各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 評価結果の反映状況等

ア 独立行政法人の業務運営への反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成 21 年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、意志決定の迅速化、自己収入の拡大、業務体制の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

図表 44. 府省評価委員会の評価結果の反映状況

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
内閣府	国立公文書館	体制整備の検討について、公文書管理法の施行に向けて、抜本的な体制拡充に向けた取組の強化が必要であり、特に専門職員の処遇についてより一層の検討が求められると指摘されたことを踏まえ、非常勤の専門職員(公文書専門員)9名を前年度に引き続き採用を行い、常勤職員に関しては 2 名の計画的削減を行う一方、平成 23 年度政府予算案に 8 名の新規定員化措置を計上し、採用のための選考審査等準備を行った。当該新規定員の採用にあたっては専門職員の育成及び一定のキャリアパス形成という観点も踏まえ選考を行い、公文書専門員(非常勤)の中から採用された。さらに、館の組織体制を見直し、上記新規定員の効率的配置、企画部門及び利用審査の充実のための組織の新設と人員の再配置について検討を行い、成案を得た。専門職員の在り方に関しては、各種の研修や業務上の研究課題等を討議するための会議、国際会議や海外出張における業務執行を通じた OJT などによりその育成に努めるほか、時宜を捉えて可能な限り体制整備・拡充のための取組に努めた。

	北方領土問題対策協会	法人の長による内部統制について、適切な把握を担保するための取組みを文書にて整備することを期待するとされたことを踏まえ、「コンプライアンス規程」及び「公益通報者の保護に関する規程」を作成した。 国民世論の啓発に関する各事業のアンケート調査について、更なる改善につながるようなアンケートの実施を期待するとされたことを踏まえ、自由記述欄を設け各事業への要望等を記載してもらい、これらの結果に基づき次年度以降の事業内容の改善を図った。 元島民等の援護について、元島民の高齢化等に鑑み支援のさらなる強化を期待するとされたことを踏まえ、自由訪問の回数を1回増の5回として、支援の強化を図った。 協会の保有する啓発施設の整備について、老朽化に対する今後の計画的な対応を期待するとされたことを踏まえ、老朽化が進んでいる「北方館」及び「別海北方展望塔」の施設について、外壁、窓枠、暖房設備、トイレの改修などを実施した。
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	「学園移行後も、厳格な予算執行管理の確保や研究部門と事務部門の連携の確保に留意し、適切な管理体制が構築されるよう、計画的に取組を進める必要がある」と指摘されたことを踏まえ、平成 23 年度途中の独立行政法人から学校法人への移行に備え、予算編成過程から主任研究者と課長級以上の職員で構成するマネージャーズ・コミッティでそうした事情を繰り返し周知するなど、研究部門と事務部門の情報共有する中で、適切な予算執行管理が行われるよう努めた。 また、平成 23 年 6 月、大学内の各種基本方針や規程類の整備のため、国内外の専門家と機構職員からなるタスクフォースを設置したところであり、学園移行後の管理体制の在り方についても、同タスクフォースを中心に、今後、機構の研究者及び事務職員から幅広く意見を聞きながら作業を進めることとしている。
	国民生活センター	「業務経費について、今後も費用対効果を踏まえ、経費の削減に努められたい。」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度においては、PIO-NETのホストコンピュータのサーバシステムへの切替及びこれ係る運用支援業務について一般競争入札を実施し、賃借料等を削減したほか、業務参考資料について、電子掲示板「消費者行政フォーラム」の活用による電子配信を行うことにより、印刷製本費を削減するなど、業務経費の削減に努めた。
総務省	情報通信研究機構	NICT の認知度を高める努力は今後も極めて大切なことであると指摘されたことを踏まえ、各研究テーマにふさわしい出展に絞り、選択と集中により効率的に研究成果をアピールした。 また、国際的に戦略的でインパクトの大きい活動へのチャレンジを期待したいと指摘されたことを踏まえ、新世代ネットワーク技術領域に関する研究開発においては、戦略的な最先端技術研究を行い、マルチコア光ファイバによる伝送速度の世界記録を実現した。
	統計センター	業務運営の効率化について、継続してコスト構造の分析を行うことにより、統計センター内部の要員投入量だけでなく、外部委託も含めたトータルのコストの評価が可能となるよう、引き続き取り組むことが望ましいと指摘された。これを踏まえ、平成 22 年度は、統計センターの事業で生じる業務量を把握し、各業務の運営において生じた人件費・物件費を計算し、前年度比較に加え、計画との比較分析を行った。 製表業務の品質を数値化するため、委託元府省等に対し、製表業務に対するアンケートを実施したことは評価できるが、結果がほぼ 99%満足となっており、今後、設問内容や回答方法の改善が望まれると指摘された。これを踏まえ、平成 22 年度の製表業務に対する満足度調査の実施に当たり、委託元府省の回答が、「満足」の場合もその理由を記述するように自由記入欄を設けたほか、統計センターの製表業務に対する改善要望についても自由に記述する欄を設け、製表業務に対する満足度、改善要望等の把握に努めた。 統計データの二次利用について、引き続き、積極的に周知・広報を行い、利用者アンケートによるニーズ把握を行うなど、利用者の利便性に資する取組を行うことにより、法人の自己収入増加につなげることが望まれると指摘された。これを踏まえ、統計センターホームページに公的統計の二次利用サービスに係る情報を掲載しているほか、連携協力協定を締結している機関等と共催で、二次利用に係る手続等の説明会を行い、二次利用に係る手続等の紹介や利用相談を実施するなど、積極的な広報を行った。また、日本統計学会等のメーリングリストを用いて、統計センターの二次利用の情報を発信したほか、日本統計学会等の機関誌へ統計センターの二次利用の取組についての寄稿も行っ

		た。その他、二次利用に対するニーズ把握のアンケートを二次利用の利用者に対して実施し、利用の手引のわかりやすさ、相談窓口の対応等、利便性について高い評価を得た。
	平和祈念事業特別基金	職場環境に関しては、セクシャル・ハラスメントへの対応において、職場環境に配慮した措置をさらに徹底することが求められると指摘されたことを踏まえ、平成 22 年7月に「セクシャル・ハラスメント及びパワーハラスメント防止の取り組みについて」会議を開催し職員へ周知するとともに、新たに女性相談員を配置し、相談体制の再整備を行い、管理を徹底し、一層の配慮に努めた。
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	委託先、再委託先が調査結果をどのように業務改善に反映したかを把握するなど、調査分析の成果を検証し、よりきめの細かい調査分析実施に役立てる努力が必要との指摘を踏まえ、利用者の不満や業務改善の必要性がより的確に把握できるよう利用者意向調査の質問内容を一部見直し、実施。調査結果については、委託先及び再委託先に送付し、調査により把握した利用者の不満等を、利用者の満足度や業務品質の維持向上の参考とし、今後の業務改善の際に活用するよう委託先に要請するとともに、調査結果に基づき改善が必要な具体的な項目について、認識と改善策の報告を求めるなどの対応を実施。
外務省	国際協力機構	組織運営の機動性の向上について、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、「今後もモニタリングにより課題を把握し、組織体制の定着に向けた取組を継続することが期待される。」と指摘されたことを踏まえ、22年度に実施した定期モニタリングで確認された課題に加え、内外の環境を踏まえ、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項を網羅的にとりまとめ、そのうち優先的に対応すべき課題について、役員のリーダーシップの下、組織全体の業務サイクルとして取り組む体制を整備した。
	国際交流基金	コンプライアンス体制について、「業務実施監理委員会があり、業務の意思決定手続に際し重大な問題が生じたときに、再発防止のための必要な措置を検討することが目的とされているが、本来かかる委員会は、問題の発生を未然に防ぐために機能するべきであり、前述の契約監視委員会の機能ともあわせて勘案し、同委員会のあり方については再検討が必要と思われる」と指摘されたことを踏まえ、平成 22 年度中に、コンプライアンス推進体制の構築と具体的な取り組みなどコンプライアンスを推進するために必要な事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定した上で、業務実施監理委員会を廃止し、より包括的な機能をもつコンプライアンス推進委員会が設置された。
財務省	酒類総合研究所	鑑評会について共催相手である「(日本酒造組合)中央会との更なる負担割合の検討等、一層の努力が必要である」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度は、公開きき酒会は中央会が中心となって開催し、本格焼酎鑑評会については人材派遣関係費用及び分析費用の一部を中央会が負担するなど収支相償の考え方を基本に共催相手に応分の負担の求めるよう努めた。
	造幣局	「今後は、マネジメント研修の強化、役職員の経営課題の共有など新たな展開が望まれる」との意見を踏まえ、以下のとおり対応した。 新任課長における課題設定力及び問題解決力等の養成といった、マネジメント力の向上に役立つ研修を実施して、組織力強化に貢献できる人材育成を目指すこととする平成 23 年度研修計画を策定した。 平成23年度の経営上の重点項目を理事長が定め、各部署においてはこれに基づきそれぞれのレベルの組織目標を定め、全職員がこれらを認識した上で業務に取り組むようにした。
	国立印刷局	東京病院の運営について、「キャッシュ・フローベースでの黒字化達成や病院の移譲に向けてさらに努力が必要とされる」と指摘された。平成 22 年度においては、診療体制の強化、大学病院や地域医療機関との連携強化などにより収益の増加を図るとともに、保守契約の見直し等により費用の削減に努めた結果、キャッシュ・フローベースの医業損益は▲38 百万円となり、前年度と比較して 48 百万円(56%)改善した。また、病院の移譲については、過去に打診を行ったところも含め公的医療機関に対して幅広く打診を行った。
	日本万国博覧会記念機構	環境保全への積極的な貢献について、「大学や研究機関、NPO法人などと連携し、長期にわたり壮大な事業である「自立した森再生事業」に取り組んできたこと」が高く評価され、「今後は一般都市公園にはない環境分野の成果の集約と発信を期待したい。」と指摘されたことを踏まえ、これまで蓄積してきた「自立した森づくり」の成果や課題を世界に向けて発信するため、名古屋で開催された生物多様性条約COP10 の併催行事である「生物多様性交流フェア」に専用ブースを出展し、情報発信を行った。
文部科学省	国立特別支援教	研究活動について、「5年から 10 年を展望した国の基本政策などとの整合性を確保し、より長期的な研究計画の立案・実施を行うなどの工夫が必要となるも

	育総合研究所	のと考えられる」と指摘されたことを踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施することとした。また、特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して特定の包括的研究テーマ（領域）を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設することとした。
	国立青少年教育振興機構	自己収入の確保について、「新たな収入を含め自己収入を継続的に獲得できるよう、引き続き、良質なプログラムの提供や利用者の確保に努めることが求められる。」と指摘されたことを踏まえ、各施設の研修支援活動プログラムのうち、指導者の配置等に必要な実施経費等について、平成 22 年 4 月より有償化（受益者負担の導入）した。また、国立オリンピック記念青少年総合センターの施設使用料を改定し、増収を図ることとしている。引き続き受益者負担の在り方について検討を行うなど、自己収入の確保を図った。
	物質・材料研究機構	環境・エネルギー分野への取組について、「他機関との連携の下、機構の先端的共通基盤とインフラを最大限活用しつつ、社会的ニーズに迅速に対応する研究開発体制を強化すべき。」と指摘されたことを踏まえ、プロジェクトリーダーを実用化側機関との協力枠組みに初期から組み込むとともに、プロジェクト進行途中においても、社会的ニーズ、国家戦略や国際情勢の変化等に応じてプロジェクトの研究計画や研究組織の見直し等を進める。特に、資源安全保障に係る社会的ニーズの高まりを受け、長年、物質・材料研究に取り組んできた機構の総合力を活かし、レアメタル、レアアース等を可能な限り海外に依存しないことを目的とした研究開発を組織的に推進するため、平成23年度より「元素戦略材料センター」を設置した。
	防災科学技術研究所	研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進等について、「今後一層の社会貢献が期待される中、阪神淡路大震災から15年を経過して、社会の地震防災に対する認知レベルの低下とそれに伴う研究の必要性の認識の低下が懸念される。」と指摘されたことを踏まえ、第3期中期計画（平成23年度～平成27年度）において、新たにアウトリーチ・国際推進センターを設置し、我が国における自然災害の軽減に関する研究成果と国際協力に関する情報等を社会に発信する機能をより一層強化し、研究活動、研究成果の理解増進等を図ることとした。また、平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震を受け、4月17日に緊急報告会を実施した。
	国立美術館	業務の効率化について、「民間委託を推進すると同時に、今後は業務委託に伴う人件費削減等の効果を検証しつつ、業務の効率化を図ることが望まれる。」及び「総合評価方式の導入や複数年契約の拡大等について工夫して取り組みつつ、競争契約の推進を図ることが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、施設の管理・運営（展示事業の企画等を除く。）については、平成21年度より東京国立近代美術館（本館及び工芸館）で実施している民間競争入札について、その成果の検証等を実施し、その結果を踏まえて、当該館における対象範囲の拡大や他施設への導入に取り組むこととし、また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付け閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、競争性のない随意契約及び一般競争入札等における一者応札・応募となっている案件について、平成 22 年度には公告期間を 10 日から 20 日に延長するなど、契約の点検及び見直しを行った。
	科学技術振興機構	全体的事項について、「第 4 期計画や新成長戦略の実現に資する成果を創出し、科学技術による課題解決型国家の実現に貢献していくことが重要である。政策課題対応型の研究開発機関として、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションや共通基盤・産業基盤等の研究開発に、優先的に資源を配分していくべきである。」と指摘されたことを踏まえ、「戦略的創造研究推進事業」において新成長戦略等、わが国の科学技術に関する政策に添うよう、新技術の創出に向けた研究開発を推進するとともに、グリーン・イノベーションの実現を目指す「先端的低炭素化技術開発」の予算を拡充した。（平成 23 年度予算額 56,749 百万円） 基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体の活性化を目指し、様々な研究機関が作成したライフサイエンス分野データベースの統合化に向け、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業」を開始した。（平成 23 年度予算額 1,699 百万円）
	理化学研究所	研究資源活用の効率化並びに予算、収支計画及び資金計画について、「財政制約、法人制度に係る改革議論、他の研究開発法人との連携強化への要望等を踏まえつつ、理研独自であるべき姿や取り組むべき分野の検討を行うことが必要である」と指摘されたことを踏まえ、今後の理研の在り方や研究の方向性

		について、外部有識者を含む研究戦略会議や研究テーマに関する理事長ワークショップ等により検討を行い、所内における財政マネジメントについては、毎年度の資源配分方針を策定し、運営費交付金のみならず、競争的資金の間接経費等についても再配分の仕組みを導入。また、知財関連の施策としては、実施例を追加することで企業が望む実施許諾の可能性が高まる特許について、連携推進部の支援によりデータ取得を推進するなど、研究者等のインセンティブを阻害せずに「強い特許」を獲得する施策を行っている。
	日本学生支援機構	返還金の回収強化について、「回収強化の方策を実施し、回収率向上に向けた取組の充実が図られており評価できるが、機構全体での業務執行管理のあり方及び組織・体制等について必要な改善を図るとともに、個々の回収強化策の効果を検証しつつより効果の高いものにより注力するなどして、更なる回収率向上に努める必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、平成 22 年8月に実施した組織改編により、「奨学事業本部」(以下、「本部」) を設置して、業務を進めていく上での指揮系統をより明確にするとともに、奨学金事業全体を把握した上で戦略的に統括することを可能とした。あわせて、本部の下に、「奨学事業戦略室」を設け、奨学金事業部門内における企画・調整、さらには、機構の管理部門との連携強化により、機構全体で課題の共有が図られるよう改善した。
	国立美術館	収蔵庫等保存施設の狭隘・老朽化への対応と適切な保存環境の整備等について、「一国を代表する美術館のコレクション形成を目指すため、まだまだ不十分な収蔵環境の改善が求められる。」と指摘されたことを踏まえ、平成21年度補正予算で認められた映画フィルムの収蔵専用施設である相模原分館増築工事が、平成22年度末に竣工した(平成22年度執行額2,098百万円)。加えて、平成22年度において映画フィルム等収納設備工事の予算措置がなされたことから、これを着工した(平成22年度予算額996百万円)。
	国立健康・栄養研究所	栄養情報担当者(NR)認定制度については、当研究所の位置付けや関与の在り方、また本制度自体の社会的意義や認定されたNRのその後の活動の実績等について十分な検討を行い、今後の展開と方針を明らかにすべきであると指摘されたことを踏まえ、NR制度に当研究所が関与しないことを前提に第三者機関へ業務移管を行うこととし、その際にはアドバイザリースタッフの習得事項を満たす科学的な水準の維持と中立・公正な制度運営の確保、既に資格を有している者の活動や養成講座受講生などの資格取得の取扱い等について配慮について検討を行った。
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	「原著論文及び原著論文に準ずる学会発表の出版物の減少が見られることから、質の確保についても努める必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、行政施策に反映させうるような研究成果を出しつつ、原著論文等学術に貢献しうる論文を公表することの両立に努めた結果、行政施策に貢献するとともにこれら学会発表の出版物が増加した(10 報増の 125 報)他、11 人の研究員が関連学会の奨励賞などを受賞するなど質量共にレベルアップした。
	勤労者退職金共済機構	「中退共事業における退職金未請求、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新に対しては、より一層の縮減を図ることが求められる」と指摘されたことを踏まえ、中退共事業における退職金未請求問題について、新たな発生を防止するため、平成 22 年度からは、退職後3ヶ月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、退職した被共済者に請求を促すよう事業主に対して要請通知を行うとともに、機構から直接被共済者に請求手続要請を行った。
	高齢・障害者雇用支援機構	「65 歳希望者全員継続雇用の推進、70 歳まで働ける企業の普及促進等、政府の高年齢者雇用の目標達成に寄与する必要がある。」との指摘を踏まえ、高年齢者雇用確保措置の未実施企業等に対して、高年齢者等雇用アドバイザー等が公共職業安定所の担当職員と同行訪問を実施するとともに、新たな賃金制度や雇用形態などを取り入れ希望者全員の継続雇用制度を導入できた事例、70 歳雇用を実現している企業事例の紹介を通じて、各企業の実情に応じた相談・援助を積極的に実施した。 「就職の困難性の高い障害者の就業ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の充実により、医療・教育・福祉等の関係機関との一層の連携強化を図り、潜在的ニーズへの対応を含め、幅広い職業リハビリテーションサービスの効果的な実施を図る必要がある。」との指摘を踏まえ、地域障害者職業センターにおいて関係機関の職業リハビリテーションの実施状況等の情報を収集して、職業リハビリテーションの実施に意欲的な機関に対し、関係機関職員を実習生として受け入れての支援ノウハウの説明・解説、実際の協同支援の場面を通しての支援の実施方法等についての説明、解説を行うほか、関係機関の就業支援担当者を対象とした就業支援基礎研修、地域職業リハビリテーション推進フォーラムの開催など、関係機関に対する効

		果的な職業リハビリテーションのための専門的な助言・援助、研修をあらゆる場面で積極的に実施した。
	福祉医療機構	業務管理(リスク管理)の充実について、「今後とも更なる業務改善活動の活性化を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、サービスの品質管理に関する国際規格であるISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するよう努めているが、福祉貸付事業において融資相談から事業完了に至るまでの必要な審査事項等を顧客にとって明確にするという課題から、融資のポイント(ガイドライン)を新たに作成・公表し利用者サービスの向上を図った成果等を踏まえ、今後とも同取組みの更なる充実を推進することとしている。
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	地域移行の推進について、「施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に添った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に努め、地域移行の同意等の拡大にも重点を置いて取り組まれたい」と指摘されたことを踏まえ、地域移行の推進に向けて、まず施設利用者本人の意向を丁寧に聴取した上で、当該利用者がおかれている個々の状況について、利用者やその保護者等に対して丁寧に説明を行い、新たに制作した、地域移行して5年経過した者の現在の暮らしを紹介するDVDを活用して同意を得るなど、具体性のある取組を行うとともに、来園の機会が少ない等のために地域移行に関する説明を受けることが少ない家族に対して、家庭訪問等を行い、理解と同意を求める取組を行った結果、平成22年度においては、22人が地域移行のために退所し、保護者から新たに地域移行の同意を過去最大の33人から得ることができた。
	労働者健康福祉機構	労災病院事業については、「今後とも、今日の「労災病院の役割」を更に高めつつ、国民にこの役割をわかりやすく伝え、理解を求めていくことが必要である。その上で地域貢献という観点から、地域医療連携や救急医療の面においても、公的病院として貢献をしていただくことを期待する。」との指摘を踏まえ、①個々の病院単位ごとの政策医療、地域医療事情、経営状況等の検証を行い、その結果を公表するとともに、②労災指定医療機関をはじめとした地域医療機関へのニーズ調査及びその結果を踏まえた、各労災病院において、時間外・休日、FAX・メール等による迅速な紹介患者の受入れ、③労働災害等への対応を含む、救急患者に対する医療の提供が常に可能となる体制の整備推進等に取り組んだ。 労災疾病研究では、「職業と疾病との関連性を多面的に研究・開発できる国内唯一の研究機関であることから、今後の取組に大いに期待する。」との指摘を踏まえ、労災疾病等13分野研究医学研究において、①本部研究ディレクターの追加配置による研究の管理、支援体制強化、及び分野横断的研究テーマの策定、②新規研究への着手(例:「アスベスト関連疾患(中皮腫)における、中皮腫の新規治療法の実用化」)等、研究・開発・普及計画に、より積極的に取り組むとともに、③「勤労者医療フォーラム」の開催や、アジア諸国での実践的ワークショップの開催等、普及活動についても積極的に取り組んだ。
	雇用・能力開発機構	機構が保有する職業訓練や就職支援に係るノウハウについて、「都道府県・民間教育訓練機関等の職業訓練実施機関への積極的な提供」と指摘されたことを踏まえ、都道府県や民間教育訓練機関の職業訓練指導員等を対象として指導員再訓練を実施するとともに、都道府県及び民間教育訓練機関の代表者が出席する地方運営協議会等会議の場を活用し、「就職支援マップ」、「学卒者訓練における就職支援事例」、「就職支援行動ガイド」等の就職支援のためのツール及びその活用方法等の紹介等を行った。
	労働政策研究・研修機構	労働政策研究について、「取り上げるテーマや機構が行う必然性について、対外的に分かりやすく、説得力をもって説明できるようにすることが望ましい。」と指摘されたことを踏まえ、調査研究の公表に当たっては、機構が当該調査研究を行う必要性を分かりやすく研究報告書等に記載することとした。 また、労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理について、「労働政策研究の推進等に不可欠な業務であり、今後も、より一層情報の収集・整理の在り方を工夫し、行政や他の研究等に貢献していくことを期待する」との意見を踏まえ、平成 22 年度より、緊急の政策課題に的確に対応した調査・分析など機動的な情報収集をこれまで以上に積極的に実施することとした。
	国立病院機構	「災害時における活動や災害に備えた人材育成は国立病院機構にとって極めて重要な業務のひとつであり、今後も一層の貢献を期待する。」との指摘については、平成23年3月に発生した東日本大震災への対応として、震災発生後、速やかに現地対策本部を設置し医療班を派遣する等、延べ8,000人日の職員を被災地に派遣した。

		なお、具体的な活動内容については以下の通りである。 【具体的活動内容】 ○災害医療チーム(DMAT)　33班(約160人) 　岩手県、宮城県、福島県等で航空搬送や中核病院でのトリアージを実施 ○医療班　50病院より77班(399人) 　岩手県、宮城県、福島県の54か所の避難所で延べ1万1千人以上に巡回診療等を実施 ○放射線スクリーニング活動　18病院より11班(47人) 　福島県の21か所の避難所等で延べ1万1千人以上にスクリーニング検査を実施 ○心のケアチーム　39班(178人) 　岩手県、宮城県、福島県の被災者等へメンタルヘルスケアを実施 等
	医薬品医療機器総合機構	「医療機器審査部門については、改良医療機器等その他においては目標とする審査機関を下回った。医療機器審査部門の増員計画は、平成21年度から5年間で段階的に増員させる計画になっているが、初年度である平成21年度は計画的に増員されたことから、今後も審査期間の短縮と合わせて計画的に達成されることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、増員及び新規採用者の研修の強化等、優秀な審査員の確保及び資質向上に全力を挙げるとともに、3トラック制(新医療機器、改良医療機器、後発医療機器の3トラック)の導入、後発医療機器審査についてバディー制の導入(熟練者と新人が2人1組になって審査を行う)、医療機器審査第三部の創設(平成23年11月～)等、医療機器審査の充実のための各種取組みを実施した。 　その結果、平成23年度において、新医療機器(優先品目)、新医療機器(通常品目)、後発医療機器の総審査期間について平成22年度より大幅に短縮するなど、目標を上回る成果を達成した。
	医薬基盤研究所	基盤的技術研究について、次世代ワクチンの研究開発の分野では、今後、広く医療の分野での実用に繋がることを期待すると指摘されたことを踏まえ、マラリアワクチン開発を進め、GMP製剤の作成に成功し、非臨床試験を全て終了させ、大阪大学医学部附属病院と共同で治験開始を予定している。 　薬用植物資源研究について、薬用植物の分野では、今後、主な漢方生薬原料について、国内で簡易かつ安定的に栽培できるようにするため、薬用植物資源研究センターのさらなる活動を期待すると指摘されたことを踏まえ、「薬用植物(甘草)の人工栽培システムの開発」が内閣府の第9回産学官連携功労者表彰(厚生労働大臣賞)を受賞し、また、セリバオウレンの閉鎖型栽培施設での養液栽培を進め、生薬評価試験用の試料の生産を行う等、研究を進めた。
	年金・健康保険福祉施設整理機構	「平成20年のリーマンショック以降、低迷する不動産市況にある中にもかかわらず、施設整理機構の設立目的に沿って、適切に業務を遂行しつつ、独立行政法人設立の意義を十分に果たしているとともに、高い売却額と経費節減を大幅に実現した点はパフォーマンスとして非常に大きな成果であろう。また、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対する対応を始めとして、施設整理機構の業務運営において、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、最終事業年度に向けて引き続き指導力を発揮した積極的な取組みを期待したい。」との評価結果を踏まえ、平成22年度も低迷が続く経済環境の中、全ての施設について個別に譲渡する方針とし、地元自治体との粘り強い折衝による連携強化、民間の発想を最大限に生かした企画提案型の買受者開拓等、機構が持つ全てのノウハウを結集、文字通り総力戦を展開し、年金福祉施設等全物件の譲渡を完了するとともに、当機構が目標としてきた「時価を上回り売却すること」、「出資価格を毀損しないこと。」を達成した。
	年金積立金管理運用	透明性の向上について、「今後も、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、広報活動の充実・強化を図るよう、一層の努力を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度において、情報公開・広報活動の更なる充実の観点から、ホームページの全面見直し(リニューアル)を実施した。また、法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した、国民向けコンテンツを新たに作成し、掲載するなど、国民に対しより一層の広報活動の充実・強化に努めている。
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	保有している特許について、保有の必要性について検討するとともに、維持経費の観点から見直すことが必要であるとの指摘を踏まえ、職務発明規程の見直しに向けた検討を行い、規程の改正事項について整理を行った。

	種苗管理センター	ばれいしょ原原種の配布に当たって、ウイルス等の問題が発生した場合には、早期の原因究明と対策についても、引き続き取り組まれたいと指摘されたことを踏まえ、平成 21 年度にこれまでの系統と異なることが判明したジャガイモYウイルス欧州型えそ系統について、発生要因の解明のため研究機関及び大学と共同研究を実施し、平成 23 年度においては当該系統の判別手法に関する調査を行った。
	家畜改良センター	財務分析について、牧場間比較等を充実させることにより、更なるコスト削減に努めるべきとの指摘を踏まえ、牧場間で、収入では売払廃用牛の契約方法、売払牛乳の平均乳脂肪率・無脂乳固形分率及び売払牛枝肉の出荷先別・格付別単価を、支出では飼料費（牛用）及び肥料費の品目別契約方法並びに電気料の職員1人当たり使用量・金額を新たに掲載し、詳細な要因分析を行い、更なるコスト分析に努めた。
	水産大学校	専攻科の三級海技士免許取得率、二級海技士免許筆記試験合格率を向上すべきとの指摘を受けて、前年に比べ、三級海技士免許取得率が14ポイント（82.4→96.4％）、二級海技士免許筆記試験合格率が11ポイント（70.7→81.5％）向上した。
	農業・食品産業技術総合研究機構	化学物質等の適正な管理について、「薬品管理システムの全研究所への導入を進めるとともに、調査・対策委員会等を組織し、リスクマネジメントを徹底する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、研究所の管理部門の立合いの下で、徹底的な点検を実施した。また、理事長を委員長とする毒劇物等管理委員会を設置するとともに、規制物質管理を行う担当者を配置し、毒物・劇物管理マニュアル及び毒物劇物等取扱規程を策定のうえ、これら規定に従った適正な管理の指示、管理規定を策定した。マニュアル及び規程の遵守徹底と薬品管理状況について本部役職員による実地検査を実施し、管理状況の確認と改善についての指導を行った。薬品管理システムについては、中央農業総合研究センター他に試行的に導入し、23 年度には機構全体に拡大して導入することとしている。
	農業生物資源研究所	職場の安全対策について、「新たに「ヒヤリ・ハットの報告」等の取組を始めているが、軽度の労働災害の発生が続いている」と指摘されたことを踏まえ、職場巡視時の指導や各種セミナー等への参加を通じて職場の安全に関する個々の意識向上に努めるとともに、過去の労働災害発生状況・原因と労働災害防止に関する情報を所内ネットワークで周知し、再発防止と注意喚起を図っている。また、引き続き労働災害の防止と予防に結びつく行動として、ヒヤリ・ハット報告運動を実施している。
	農業環境技術研究所	産学官連携、協力の促進・強化について、「関係機関との連携強化に伴い、研究成果管理の重要性が増しており、適切な仕組みの整備を期待する」と指摘されたことを踏まえ、共同研究における実施および成果に関してその適切な管理を図るため、共同研究の実施報告や共同研究者の受入等について定めた「共同研究実施規程実施細則」を策定した。また、研究所において作成した有用な研究試料の取扱いや他機関への提供を適正に行うために、その手続きを定めた「研究試料取扱規程」を策定した。
	国際農林水産業研究センター	海外滞在職員等の安全対策について、「海外における十分な健康管理対策など一層の安全対策に取り組むことを期待する」と指摘されたことから、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を進めている。特に、海外出張職員等の安全確保のための連絡体制を強化するとともに、感染症に対する啓蒙活動等を実施し、職員の海外における円滑な業務推進を支援している。
	森林総合研究所	「我が国の森林・林業の再生への貢献など国民生活に寄与する研究成果をより多く生み出していくことが強く期待されている中、個々に研究を進めるのではなく、達成目標に向かって研究の方向性を定めるなど、より一層のコーディネートの強化を図られたい」と指摘されたことを踏まえ、社会のニーズに積極的に応える研究を推進するため、当所諮問機関である研究所評議会の開催や種々の講演会・シンポジウムを通して、外部有識者や一般市民から幅広い助言を得て、研究内容や研究計画のコーディネートに反映させた。また、重点課題評価会議を開催し、外部評価委員を招いてピアレビューを実施し、研究の推進について基本方針を検討するとともに、研究成果の社会還元への方向性を得た。
	水産総合研究センター	平成23年度から5年間の第3期中期計画に盛り込まれた研究所と栽培漁業センター及びさけますセンターの組織の一元化においては、研究開発をより効率的・効果的に行えるように整備されることが望まれるとの評価結果を踏まえ、平成 23 年度に栽培漁業センター及びさけますセンターを各研究所へ統合し、さけます事業所についても、近隣の事務所へ統合した。このように、栽培漁業センター及びさけますセンターの有する種苗清算や放流技術と研究所の持つ資

		源、増殖、環境、経済分野などの総合的な調査研究能力を有機的に機能させることにより、資源変動要因の解明、再生産効果の検証、成育場の保護、漁業管理方策の提案などの一体的取り組みが可能になり、沿岸域における資源造成と合理的な利用技術の開発を目指す体制が整った。
	農畜産業振興機構	人件費について、削減に向けた取組を継続することを期待するとの意見を踏まえ、給与水準及び管理職手当の引き下げ、ポストオフ、管理職への昇格抑制の取組により、目標を上回る削減を行った結果、職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、平成 18 年度の 114.1 から 8.7 ポイント改善し 105.4 と目標を上回る削減となり、着実な引き下げを図った。
	農業者年金基金	随意契約については、引き続き契約の妥当性を確保するとともに「随意契約等見直し計画」が早期に達成されるよう取り組まれたいとの意見を踏まえ、真にやむを得ない場合を除き一般競争入札等に全て移行し、また「随意契約等見直し計画」の取組の状況についてホームページにおいて公表した。
	農林漁業信用基金	事業の効率化については、引き続き、事業費の削減に取り組むことを期待するとの意見を踏まえ、引受審査の厳格化や部分保証の実施等事業費の削減に向けた十分な取組を行い、法人全体の事業費総額を平成 19 年度予算対比で 28.6%削減した。
経済産業省	日本貿易振興機構	内部統制への対応について、継続性が重要であり、今後も体制の強化が望まれると指摘されたことを踏まえ、アウトカム向上委員会を活用し、リスク評価やコンプライアンスの現状把握を進める等、内部統制の充実、強化に向けた取組みの強化に努めた。
国土交通省	土木研究所	技術の指導及び研究成果の普及について、「個別事例に対する的確な技術指導ができることは土木研究所の存在価値を示す重要要素であるので、自己研鑽も含めて今後もさらなる充実を望む。」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災時には、土木研究所も被害を受けたが、早急に外部からの要請に対応できるよう災害対策本部を設置し、東北の被災地への応急復旧の技術指導に早期から取り組むことができた。
	建築研究所	技術の指導について、「研究活動とのバランスに留意しつつ、引き続き環境問題、災害調査に対する技術指導に取り組まれたい。」と指摘されたことを踏まえ、研究活動とのバランスに留意しつつ、平成 22 年度は、東日本大震災の建築物被害調査や、建築基準法、省エネ法等の技術基準に関する技術的支援等に取り組んだ。
	交通安全環境研究所	成果の普及、活用促進について、「研究所の研究成果の高さを知らしめるためにも、今後とも学術的立場を高める取り組みの継続が重要である。」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度においては、機械学会、電気学会、自動車技術会等の関係学会シンポジウム、関連国際学会等での論文及び口頭発表を 155 件(研究職員一人当たり 3.5 件)実施した。このうち査読付き論文の発表は 44 件行っている。このうち国際学会において 48 件(研究職員に占める割合約 105%)の研究発表を行ったほか、学会における 6 件(研究職員に占める割合 14%)のオーガナイザー、座長、編集委員を務めた。
	海上技術安全研究所	国際活動の活性化について、「国際基準策定のリーダーシップをとり続けることとすべく、今後も一層国際的情報発信を行うことを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、国際海事機関(IMO)への提案文書の作成や、会合への出席、作業部会長としての会議運営等の人的貢献を更に推進するとともに、国際ワークショップ等を開催し、我が国の取組みをアピールした。 また、研究開発成果の普及について、「成果の発信に一層努め、理解促進を図ることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、セミナー、シンポジウム、研究発表会、講演会の開催、論文等の所外発表、一般公開、実験公開等を通じ、更なる成果の発信に努めた。
	港湾空港技術研究所	戦略的な研究所運営について、「絶えず、法人の理念、使命と目標と戦略のベクトルが整合しているのかを検証しながら、その都度、具体的目標に適切に対応できる研究所運営を引き続き実行していただきたい。」と指摘されたことを踏まえ、高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応することを目的とした研究体制の改編を行うとともに、評議員会、経営戦略会議における議論を踏まえ中期計画の策定を行った。
	電子航法研究所	経年劣化が激しかった実験用航空機の更新について、平成 20 年度に立ち上げた「次期実験用航空機選定委員会」において、中間報告をとりまとめるとともに、航空機に係る外部専門家(コンサルタント)を活用して機体要件等に関するデータ収集と整理をすすめ、最終報告をとりまとめ、第 3 期中期目標期間中の更新を計画していたところ、「更新時期を定めた上での計画的対応が必要である」と指摘されたが、平成23年3月11日の東日本大震災で当該実験用航空

		機が被災したため、被災状況を平成23年度の府省評価委員会に報告し、早急な対応が必要となったので当初の更新計画を前倒しして実施した。
	航海訓練所	航海訓練の実施について、「教育訓練の内容に関しては、業界のニーズを十分に取り上げ、それに対応した実習を実施することが重要である。」と指摘されたことを踏まえ、船員教育機関、海運業界等の関係者との意見交換会、練習船の視察会を開催し、関係者に航海訓練所の業務、教育訓練に対する理解を図ると共に、業界のニーズを把握し練習船の教育訓練に反映した。また、内航用練習船の建造にあっては、内航海運業界、学識経験者等の委員で構成する「大成丸代船建造調査委員会」を設置し、業界のニーズを反映した内航用練習船を建造するための基本構想及び仕様等を定めた。
	海技教育機構	業務運営の効率化について、「海運会社からの業務協力体制を確保、推進し、充実させることを検討されたい。」と指摘されたことを踏まえ、海技教育機構の業務運営に海運企業の知見を活用するため、海運会社から教員の派遣を受けた。さらに、東日本大震災で損害が生じた宮古海上技術短期大学校については、海運会社・団体から寄付金を受け復旧を図った。 また、海技大学校においては、中堅船社が集まる会議に定期的に参加して、情報交換等を行い、海運会社のニーズに対応した効果的・効率的な業務の実施を心がけている。
	航空大学校	教育の質の向上について、「今後の新たな技能証明（MPL）の資格設置など、パイロット養成のあり方も変革の時期にあり、長期的な検討が必要である。」と指摘されたことを踏まえ、平成22年以降航空局及び航空会社と、MPLを含む今後の乗員養成に関する意見交換を実施するなど検討を進めている。
	自動車検査	審査方法の改善について、「自動車審査高度化施設の運用開始に向けて、今後も電子化、IT化を進め、効率的な業務の実施とともにユーザー利便の充実を図っていただきたい。」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度は、3次元測定・画像取得装置については、全国で運用し、国土交通省の自動車検査情報システムへ取得した画像を提供するとともに、取得した車両の画像を活用して、2件の不正事案を発見した。 なお、自動車審査高度化施設については、全国への施設導入が完了し、導入時期に応じて順次運用した。また、新たに導入した事務所職員に特別研修を実施した。平成23年度は、業務の質の向上に資する検査の高度化施設を活用し、これにより二次架装、受検車すり替え等の不正受検の防止に努めることとしている。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	技術開発の推進について、「常に国際的に技術の推移を見極め、その最先端を維持するよう努力してほしい。」と指摘されたことを踏まえ、機構の鉄道建設技術に関する講演・プレゼンテーションへの要請に積極的に応えて、機構の技術力を世界の関係者にアピールすることにより、日本の鉄道システムの海外展開の一助となすこと、及び世界の鉄道技術関係者との交流を図ることを目的として、毎年海外で開催されるセミナー及び国際学術会議に職員を派遣し、講演やプレゼンテーションを実施した。
	国際観光振興機構	海外宣伝業務について、「「訪日外国人3000万人プログラム」への積極的な連携・貢献を図ること。」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度は、機構の海外事務所のネットワークを活用し、マーケティングプロモーション活動を行うとともに、海外訪日旅行市場の最新情報を観光庁にタイムリーに提供し、「ビジット・ジャパン事業（以下「VJ事業」という）」の企画・立案業務に貢献した。また、国内受入体制整備支援業務等にも積極的に取り組んだ。さらには、地方自治体、民間事業者等の事業パートナーに対し、情報提供やアドバイスを行った。平成23年度は「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）の指摘等を踏まえ、VJ事業の海外現地マネジメント業務を行うなど、VJ事業の効果的実施に資するとともに、国内受入体制整備支援業務等にも取り組み、「訪日外国人3000万人プログラム」への一層積極的な連携・貢献を図った。
	水資源機構	環境の保全について、「ダム事業は、常に環境への影響を十分に考慮して実施される必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度は、新築及び改築事業のうち9事業（思川開発、武蔵水路、木曽川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダム、大山ダム、小石原川ダム、豊川用水二期及び両筑平野用水二期）では、動植物、生態系、水質及び景観等自然環境の保全を図るため、自然環境調査や環境影響予測を実施し、このうち6事業において、影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じた。 また、7事業では、モニタリング調査を実施し、その効果を検証しているところである。

		さらに、3事業において、環境保全協議会の設置や工事ごとに環境保全管理担当者の配置を行い、工事関係者と一体となって環境保全に取り組んだ。
	自動車事故対策機構	組織運営の効率化について、「確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。」と指摘されたことを踏まえ、管理体制のスリム化として、管理職の配置に係る見直しを進め、平成 22 年度においてさらに1人を削減し、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた平成 18 年度比 10%を上回る 15.5%（△30 人）の削減を行った。 また、支所における大規模な講習会や業務繁忙期の診断業務等において、主管支所の職員が支所へ出向いて業務を行う等、業務の繁閑に柔軟に対応した要員の弾力的運用を実施した。 さらに、平成 20 年度よりインターネットを活用した新適性診断システム（i-NATS）の導入を行い、平成 22 年8月に全支所導入を完了した。これにより導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所借料の値下げ交渉等を実施することで賃借料の削減を図っており、平成 22 年度までに 118,163 千円、1,346 ㎡削減した。 加えて、指導講習業務及び適性診断業務に係る自己収入比率については、トップセールス等による積極的なPR等を行い、受講者・受診者数の拡大及びIT化による事務の効率化等により経費の節減を行った結果、平成 22 年度において 61%となった。
	空港周辺整備機構	組織運営の効率化について、「中村地区問題、大井地区整備、共同住宅事業、代替地造成事業等が終了し、民家防音工事補助事業に定額制を導入したこと等により、業務は減少しているので、組織及び役職員の再編・スリム化を検証する時期。」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度においては、民家防音事業の効率化等に伴い、大阪国際空港事業本部11名、福岡空港事業本部2名、計13名の定員削減を行い、組織及び定員の再編、スリム化を行った。 また、「凍結された独法整理合理化計画の精神を受け継ぎ、昨年の独法の抜本的見直しの閣議決定及び今後の中期目標・計画の見直しが行われる中、空港周辺対策、組織の在り方のいかなる方向付けにも迅速に対応できるよう、業務改善の準備を整えておくべき。」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度においては、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて行われた国及び関係自治体等による意見交換会に参加する等の協力を行うとともに、機構内にワーキンググループを設置し、経営統合に向けた検討作業を行った。
	海上災害防止センター	随意契約について、「21年度に設置した契約審査委員会及び契約監視委員会の活用や情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ること。」と指摘されたことを踏まえ、随意契約及び一者応札・応募となった契約について、点検、見直しを行い、新たな「随意契約等見直し計画」を平成22年6月に策定した。 また、本計画に基づき、平成20年度に46件だった随意契約については、23件まで引き下げ、計画を達成している。
	都市再生機構	入札及び契約の適正化の推進について、「新たな「随意契約見直し計画」においては、平成 22 年度中には、随意契約から競争性のある契約へ移行することとされており、見直し計画の着実な実施を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、平成 22 年 6 月に策定した「随意契約等見直し計画」において、「競争性のない随意契約」によらざるを得ないものとなっている契約及び過去に締結した協定等に基づき当該協定等期間中は「競争性のない随意契約」によらざるを得ないものを除き、原則として平成 22 年度をもって「競争性のない随意契約」を完了し、一般競争入札等に移行した。なお平成 22 年度においても随意契約の見直しに係る取組を着実に実施し、「競争性のない随意契約」について平成 20 年度に 866 億円あったものを 384 億円まで削減した。
	奄美群島振興開発基金	債権管理体制について、「高い割合でのリスク管理債権及び多額の繰越欠損金を抱える状況となっていることから、引き続きリスク管理債権割合の抑制、財務内容の健全化を進める必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会で定期的な協議を行った。
	日本高速道路保有・債務返済機構	業務リスクの管理について、「経済危機や高速道路制度の変革など変動要因が多数存在する中で、また協定締結時の高い透明性が要請される中で、よりきめ細かいモニタリングと機敏な対応が従来にもまして必要とされている。」と指摘されたことを踏まえ、「高速道路の料金割引に関する基本方針（H22.12.24）」

		及び「高速道路の当面の新たな料金割引について(H23.2.16)」等の政府の方針を踏まえ、国民への意見募集を行った上で高速道路利便増進事業に関する計画を変更するとともに、協定及び業務実施計画を見直した。協定の見直しに当たっては、かかる政府の方針を踏まえ、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて、最新の知見に基づき十分検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提として、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を定めた。なお、平成 20 年 11 月の交通需要推計を採用し、新規引受債務の限度額について精査するとともに、計画管理費についても道路が常時良好な状態に保たれるよう留意しつつ、その算定を、厳格に行い債務返済計画を見直した。 平成 23 年3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う災害への対応に関する政府方針に従い、高速道路利便増進事業等で予定されている新たな料金割引の実施については当面延期し、現在の料金割引を継続することとした。高速道路施設への震災対応に関しては、会社による応急復旧が概ねなされたところであるが、今後は、国、会社等とも協力しつつ、状況に応じて適時適切な対応を図る。 今後とも、金利動向や各高速道路の交通量・料金収入については、毎月モニタリングを行うなど債務返済の見直しについて定期的な把握に努めていく。
	住宅金融支援機構	住宅資金融通業務について、「会計検査院の指摘に対する是正措置を着実に実行する必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、バリアフリー対応高円賃登録賃貸住宅融資に関し、会計検査院から指摘を受けた事項(借入者に対して貸付条件を遵守させる措置及び高齢者の入居に結びつくような実効性のある措置の実施)については、入居者募集開始時までに高円賃登録の確認を徹底するなどの取組を行うことにより、会計検査院から、指摘の趣旨に沿った措置を講じているとされた(平成 22 年 11 月)が、平成 23 年度に、本店及び一部の支店において、上記の取組が適切に実施されていない旨、会計検査院から再度指摘を受けたため、再発防止策を早期に策定し取組の徹底を図っているところである。
環境省	国立環境研究所	財務の効率化について、契約の見直しについては、規程の見直し等様々な努力を続け、一定の成果を上げているが、更なる透明性・競争性の確保のための工夫が求められる。 と指摘されたことを踏まえ、「随意契約等見直し計画」 等に基づき、参加者確認公募方式の導入、一者応札事案のフォローアップ等の取組を行った。
	環境再生保全機構	公害健康被害補償業務について、「オンライン申請を強力に推進する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、申告・納付説明会において、オンライン申告のデモンストレーション等を行うとともに、オンライン申告の導入促進依頼文書を発送するなどの措置を講じた。その結果、平成 22 年度のオンライン申告件数は、3,152 件(平成 23 年3月末現在)で全申告に対する比率は、約 38%と平成 21 年度実績と比較して8%増加した。
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況について、機構法に定める主たる事務所のあり方として適切なものとは言い難く、業務運営の効率化の観点から望ましいものではないと指摘されたことを踏まえ、平成23年2月に本部事務所を東京都港区に移転・集約した。
法務省	日本司法支援センター	民事法律扶助の迅速な援助の提供について、審査体制の更なる合理化を含む援助申込みから代理援助又は書類作成援助が行われるまでの期間の短縮へ向けた取組が期待されるとの意見を踏まえ、援助開始決定時における書面審査の活用を推進するなどした。

イ　独立行政法人の役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)及び「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績に

ついての評価結果の役員報酬、人事への反映について」(平成 14 年 5 月 31 日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡)により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成24年9月までにすべての府省で、その所管する法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成 22 年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。

評価結果の役員人事への反映状況については、平成24年9月現在、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省の各府省又はその所管する法人において、公表されている。

図表 45. 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

○ 「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)(抜粋)
Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項
3 独立行政法人
(2) 組織及び運営の基本
ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。

○「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)(抜粋)
Ⅱ 新たな公務員制度の概要
3 適正な再就職ルールの確立
(2) 特殊法人等への再就職に係るルール
③ 独立行政法人
イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を 受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。

ウ 独立行政法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成 14 年7月9日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣(当時)から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。

2　政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

(1)　取組方針等

ア　14 年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 13 年度業務実績の評価に併せて、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

イ　15 年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成 14 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(報告)(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」(平成 15 年7月 31 日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

ウ　16 年度における評価の取組

平成 15 年 10 月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運営業務等を行う法人が新たに多数設置されたことを踏まえ、独立行政法人評価分科会では具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、16 年2月以降、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、16 年6月 30 日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会を開催し、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成 15 年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」として、17 年7月 11 日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

エ　19 年度における評価の取組

平成 19 年度には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を決定、公表した。(資料 25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成 19 年7月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。

オ　20 年度における評価の取組

平成 20 年度においては、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。（資料 26「平成 19 年度業務実績評価の取組について」（平成 20 年7月 14 日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）参照）。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年8月 10 日閣議決定）において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を取りまとめた（資料 27「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年9月5日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム）参照）。

カ　21 年度における評価の取組

平成 21 年度においては、業務実績評価について、当面の取組方針における評価の視点を削ることなく構成を整理した上で、新しい視点を加えた「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点」（以下「評価の視点」という。）を政策評価・独立行政法人評価委員会で決定した（資料 28「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年3月 30 日決定　平成 22 年5月 31 日最終改正政策評価・独立行政法人評価委員会）参照）。また、評価の視点に沿って、独立行政法人評価分科会で決定した「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」において特に留意するとした。契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、各府省の協力を得て実態調査を実施し、その結果を当委員会の二次評価のみならず、各府省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

キ　22 年度における評価の取組

平成22年度においては、独立行政法人の保有資産の有効活用や国庫納付等の推進が大きな課題となっていること及び平成22年3月に総務省の研究会で内部統制について考え方がとりまとめられたことを踏まえ、評価の視点を改正するとともに、独立行政法人評価分科会において「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」を策定した（資料29-1「平成21年度業務実績評価の具体的取組について（平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）」参照）。また、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）に基づく行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、評価が実施された。保有資産について各府省及び各法人の協力を得て実態把握を実施し、調査結果を二次評価で活用した。

ク　23 年度における評価の取組

平成23年度においては、3月に発生した東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的、効率的に行うものとし、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこと等を内容とした「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した（資料29-2「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」（平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）参照）。また、二次評価においては、内部統制の更なる充実・強化を図るために参考となる留意点・取組を提示した。

（2） 評価活動の概要

平成 23 年8月下旬ないし9月下旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成 22 年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行った（分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表 46 及び図表 47 を参照）。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが整理した作業結果を踏まえ、府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見（以下「個別意見」という。）を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意見（以下「共通意見」という。）を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した（各府省評価委員会等に対する個別意見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照）。

当該意見の検討に当たっては、法人のミッションを踏まえつつ、内部統制や保有資産を始めとする前年度の指摘事項等のフォローアップに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った（図表49参照）（平成23年12月９日通知）。

図表 46. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審　議　内　容
平成 23 年 3月3日	独立行政法人評価分科会	・平成 22 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標（案）等について ・役員の退職金に係る業績勘案率案について
4月 26 日	独立行政法人評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率案について ・「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」の策定
7月 25 日	独立行政法人評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率案について ・平成 23 年度の事務・事業の見直しについて
10 月6日	独立行政法人評価分科会	・見直し当初案に関する各省ヒアリング（経済産業省、文部科学省） ・役員の退職金に係る業績勘案率案について
10 月 14 日	独立行政法人評価分科会	・見直し当初案に関する各省ヒアリング（厚生労働省、国土交通省、総務省、外務省）
11 月7日	独立行政法人評価分科会	・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の検討状況について ・平成 22 年度業務実績評価について
12 月9日	政策評価・独立行政法人評価委員会	・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）について ・平成 22 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見（案）について
	独立行政法人評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率案について
平成 24 年 3月5日	独立行政法人評価分科会	・平成 23 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標（案）等について ・役員の退職金に係る業績勘案率案について

図表 47.　平成 23 年に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況（業務実績評価に関する日程を含む）。

名称 （（ ）は開催数）	構成委員	対象法人	開催日	
第1ワーキング・グループ （11 回）	河野臨時委員 山谷臨時委員 木村臨時委員 河合臨時委員 宮内臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管 13 法人	６月 27 日 ７月 14 日 ７月 20 日※ ８月５日※ ８月 26 日※ 10 月７日	10 月 20 日 10 月 28 日 11 月 21 日 ２月 10 日 ２月 17 日
第2ワーキング・グループ （12 回）	鈴木臨時委員 稲継臨時委員 岡本臨時委員 荒張臨時委員 瀬川臨時委員	財務省所管7法人 経済産業省所管 11 法人 環境省所管2法人 法務省所管1法人	４月 28 日 ７月８日 10 月３日※ （WG ＆委員視察） 10 月 14 日※ （WG ＆委員視察） 10 月 24 日	10 月 27 日※ （WG ＆委員視察） 11 月２日 11 月８日 11 月 14 日 11 月 21 日 ２月９日 ２月 20 日
第3ワーキング・グループ （7 回）	柴臨時委員 浅羽臨時委員 森泉委員 宮本臨時委員 野口臨時委員	文部科学省所管 22 法人	７月５日 ７月 12 日 ９月 30 日 10 月 28 日	11 月 25 日 ２月 13 日 ２月 21 日
第4ワーキング・グループ （9 回）	山本委員 田淵委員 高木臨時委員 石田臨時委員 園田臨時委員	国土交通省所管 20 法人	７月４日 ７月 19 日 ９月 20 日 ９月 28 日 11 月１日	11 月 16 日 11 月 30 日 ２月１日 ２月 21 日
第5ワーキング・グループ （8 回）	縣臨時委員 梶川臨時委員 玉井臨時委員 河村臨時委員 梅里臨時委員	内閣府所管4法人 厚生労働省所管 20 法人 防衛省所管1法人	４月 15 日 ６月 29 日 ７月 11 日 ７月 20 日※	10 月５日 10 月 31 日 11 月 18 日 ２月 14 日
国立大学法人等評価ワーキング・グループ （1回）	浅羽臨時委員 河野臨時委員 柴臨時委員 野口臨時委員 宮本臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学共同利用機関法人	11 月 21 日	

（注）１　政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　２　開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したものである。なお、ワーキング・グループと現地視察を同日に開催したものについては、その旨を（　）書きで記載している。

（3） 平成 24 年度以降の当面の視点等の決定

平成 24 年5月 21 日には、平成 23 年度業務実績評価にあたって特に留意すべき事項等を定めた、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した（資料29-3「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）参照）。その中では、平成 22 年度業務実績評価において重点事項とされた保有資産の管理・運用、内部統制の充実・強化等についてのフォローアップのほか、東日本大震災に関連した被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組及び自然災害等のリスクに対する法人独自の取組等の評価を中心に取り組むこととしている。

（4） 独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成 21 年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表 48.　政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
内閣府	国立公文書館	「次年度の評価に当たっては、公文書管理法の施行に伴い増加する業務に適切かつ効率的に対応しつつ、組織や予算の肥大化を防ぐため、既存の事務及び事業について、具体的な業務フローや事務処理手順を洗い出し、分析した上で、無駄の排除、外部委託等の活用という観点から徹底した見直しが行われているか、法人の取組について厳格に評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、館内に既存事務・事業見直しのための担当チームを設置し、業務フローや事務処理手順の洗い出しと見直しを実施した。当該見直し結果を平成 23 年度予算に的確に反映（減額）させたほか、常勤職員 2 名の削減を行うなど、各般の効率化に取り組んだ。一方で公文書管理法の全面施行に向けて、館に求められる機能を十全に実施するため、平成23年度政府予算案に常勤職員 8 名に係る新規定員化措置を計上したほか、既存の組織体制にとらわれない作業グループを柔軟に編成するなど各般の工夫を行い、国民に対するサービスの一層の向上に努めた。
	国民生活センター	「今後の評価に当たっては、早期警戒指標の有効性、情報提供の効果についても評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、指標の利用状況等についてユーザーヒアリングを行い、指標事業の有効性について確認した。また、「今後の評価に当たっては、年間の記者説明会の開催回数や情報提供件数にとどまらず、収集情報の分析、取りまとめ、公表といった情報提供に至る各プロセスが適時に行われているかについても評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、情報提供に至るプロセス及び公表の迅速性について報告し、評価を受けた。
総務省	情報通信研究機構	「今後の評価に当たっては、事業仕分け等の評価の結果にも言及した評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価調書において、事業仕分け等の評価結果を反映した適切な取り組みが行われているか、法人の取組状況について評価した。
	統計センター	「今後の評価に当たっては、業務・システムの最適化は、最適化計画の完了後に計画どおりの最適化が図られた否かが重要であり、計画途中段階の年度において最上級の評定を付することには慎重であるべきだとの認識も参考としつつ、厳格な評価を行うことを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、当該意見を参考としつつ、「独立行政法人の評価の基本的な考え方（平成 13 年 12 月 14 日総務省独立行政法人評価委員会決定）」及び「統計センター分科会における評価の考え方」に基づき、厳格な評価を行った。

	平和祈念事業特別基金	「今後の評価に当たっては、中期目標等において法人の達成すべき目標を明確にさせた上で評価を行い、また、最上級の評定を付すに当たっては、その目標に対して具体的に何が大きく上回ったのかを明らかにすべきである」と指摘された。平成 22 年度の業務実績評価においては、最上級の評定を付すに当たって、具体的目標に対して何が大きく上回ったのかを明らかにした上で、実績に基づく評価を行った。
外務省	国際協力機構	「今後の評価に当たっても、事業仕分けの評価の結果等を踏まえた本法人の取組について、より適切な評価を行うことを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、22年度の業務実績においては、行政刷新会議による事業仕分け（第1弾・第2弾）の評価の結果等を踏まえた法人の取組を重点的に評価し、評価委員会としての認識を評価結果に記載した。
	国際交流基金	会計検査院の平成 20 年度決算検査報告において運営方法改善の必要性を指摘されたフィルムライブラリー充実（本部）事業について、「今後の評価にあたっては、前払い上映権付きフィルムの使用実績や残存回数、同年度における同フィルムの契約更新の状況等についても業務実績報告書で言及させた上で、これについての貴委員会の認識を評価の結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 22 年度業務実績報告書に、上映許諾期間があり上映権を前払いしている「制限付きフィルム」の年度当初と年度末時点での所蔵本数及び上映権の残状況、年度中の利用状況について詳細な情報を掲載した上で、評価を行った。
財務省	造幣局	実物資産について、「今後の評価に当たっては、見直しの基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うとともに、具体的な指摘がなかった資産等を使用する法人を含め、全ての法人について、利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているかとの観点から引き続き評価を行うことが必要である」と指摘されたことを踏まえ、基本方針において指摘された資産については、国庫納付の状況等を確認した上で、また、その他の資産についても、その必要性等を確認した上で評価を行った。 内部統制について、「法人の内部統制の現状を的確に把握した上で、内部統制の充実・強化を促進するための取組が適切か、課題がないか等について、各府省評価委員会としての見解を評価の結果で明らかにする必要がある」と指摘されたことを踏まえ、内部統制に係る取組みの適切性を評価結果において明らかにした。 契約事務に係る執行体制等について、「今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価の結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、契約審査体制等の実効性が保たれ、有効に機能していることを、評価書に記載した。
	国立印刷局	実物資産について、「今後の評価に当たっては、見直しの基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うとともに、具体的な指摘がなかった資産等を使用する法人を含め、全ての法人について、利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているかとの観点から引き続き評価を行うことが必要である」と指摘されたことを踏まえ、基本方針において指摘された資産については、国庫納付の状況等を確認した上で、また、その他の資産についても、その必要性等を確認した上で評価を行った。 知的財産について、「今後の評価に当たっては、特許等の知的財産を有効かつ効率的に活用する観点から、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うこととなった場合の取組状況や進捗状況等について明らかにさせた上で、その適切性について評価を行うべき」と指摘されたことを踏まえ、保有の必要性等を業務実績報告書に記載した上で適切性について評価を行った。 内部統制について、「法人の内部統制の現状を的確に把握した上で、内部統制の充実・強化を促進するための取組が適切か、課題がないか等について、各府省評価委員会としての見解を評価の結果で明らかにする必要がある」と指摘されたことを踏まえ、内部統制に係る取組みの適切性を評価結果において明らかにした。 契約事務に係る執行体制等について、「今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価の結果において明らかにすべきである」と指摘されたことを踏まえ、契約審査体制等の実効性が保たれ、有効に機能していることを、評価書

		に記載した。
	酒類総合研究所	契約事務手続きに係る執行体制や審査体制の確保に関する評価において、「『契約事務における一連のプロセス』及び『執行、審査の担当者（機関）の相互牽制』についての実態が明らかになっていないとともに、これら事項に留意した検証が評価結果において言及されていない状況がみられた。今後の評価にあたっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、法人の実体とともに、評価の結果において明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、契約業務におけるプロセスと監事による監査結果の理事長への報告や契約監視委員会によるチェックといった審査体制等について報告を受け、それを踏まえた評価を行った。
	日本万国博覧会記念機構	法人のミッションの役職員への周知徹底について、「今後の評価に当たっては、ミッションを役職員により深く浸透させるための取組みにも留意した評価が行われることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、理事長は常に機構の果たすべきミッションを念頭に置き、理事会等において役職員に対し、業務運営の具体的方針や具体的施策の推進を指示し、コンプライアンスに関する研修を行った。また、全職員が参加のうえ、機構が抱えるリスクの洗い出し、分析、評価を行い、「独立行政法人日本万国博覧会記念機構リスク対応計画」を策定し、リスク回避のための対応を強化した。
文部科学省	国立女性教育会館	「今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、自ら定めた評価の観点である質的活用状況について具体的に明らかにした上で、調査研究成果の提供に係る評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、S評定を付す際には、「S 評定の根拠（A 評定との違い）」との項目を付記し、S評定を付す定量的根拠を明らかするようにした。 保有資産の管理・運用等について、「今後の評価に当たっては、法人の設置目的に照らし合わせた上で、各施設の利用実態、稼働状況等を明らかにした上でその保有の必要性についての評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、利用率と研修事業との目的に照らして、抜本的な見直しがなされ、草原運動場やテニスコートの一部廃止及びそれに伴う借地の一部返還、室内プールの休止を決めた。
	日本学術振興会	「特別研究員（RPD）」に係る評価に当たって、S評定とすることの説明が十分なものとなっていなかったため、「今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、評価項目についてこれまで以上に、いかに特に優れた実績を上げたかを具体的に説明すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、S評定を付す際には、「S 評定の根拠（A 評定との違い）」との項目を付記し、S評定を付す定量的根拠を明らかにするようにした。
	日本原子力研究開発機構	「高速増殖原型炉もんじゅの燃料交換片付け作業中における炉内中継装置の落下」について、外部機関への連絡は、本来、事象発生後迅速に行うべきところ、外部への第1報の通報が事象発生から約1時間30分後と、現場担当者の認識不足等の原因により迅速に対応できなかった等とされていることについて、「原子力安全・保安院の評価を経て講じることとなる再発防止策が真に有効に機能するか等の観点からの評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、炉内中継装置落下の通報遅れについては、厳格な原因究明に基づき適切に再発防止策が講じられていることを確認した。
厚生労働省	全法人共通	政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務実績評価についての意見を受け、内部統制については、法人の長のマネジメントの発揮状況等に留意した監事監査の実施状況及び監事監査で把握した改善点等について、次年度の業績評価資料に反映する見直しを行った。
	高齢・障害者雇用支援機構	地方業務について、23 年度からの委託方式の廃止及び機構による直接実施に向け、22 年度に直接実施に移行した「9道県の先行的取組を通じて得られた知識、経験を 23 年度からの全国実施に当たり業務の実施方法等に的確に反映するとともに、職員に周知徹底することが必要である。」との指摘を踏まえ、23 年度の全国実施に向けては、職員の採用・研修や事務所の開設など執務環境の円滑な整備、労働局や事業主団体等を通じた実施主体の変更に係る周知の徹底を図るとともに、業務実施体制の合理化や管理経費の徹底した効率化を図ることとした。 なお、22 年度の先行9道県においては、新設した実施部門に対し、本部から職員が現地に赴ききめ細かい指導を重ねて行うこと等により、業務目標を達成した。
農林水産省	農業生物資源研究所	「今後の評価に当たっては、ミッションを役職員により深く浸透させるための取組にも留意した評価が行われることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、平成22年度に係る業務実績の評価では、理事長が自ら職員と直接意見を交

		わし、法人のミッションを徹底させるとともに、階層構造を簡略化し、理事長が現場の問題を把握できる仕組みを構築していることを確認した上で評価を行った。
経済産業省	原子力安全基盤機構	（保有資産の見直し） 「今後の評価に当たっては、勧告の方向性や見直しの基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うとともに、具体的な指摘がなかった資産等を使用する法人を含め、全ての法人について、利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているかとの観点から引き続き評価を行うことが必要である。」と指摘されたことを踏まえ、機構に対して保有資産の管理・運用等に関する資料を作成させ、部会において説明を求め、評価を行った。 （内部統制の充実・強化） 「評価結果において言及されていない内部統制事項については、貴委員会の見解を明らかにするためにも今後の評価において言及すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価書において内部統制に係る要求事項毎にその評価結果を記述（言及）した。 また、「当委員会の意見を踏まえて、今後、各府省評価委員会において、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、既に機構が構築しているQMS体制の下での活動と内部統制に係る各要求事項との関係を整理し、今後、充実・強化すべき事項等を確認しつつ評価を行った。
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	「今後の評価に当たっては、法人内における内部統制システム、事件再発防止策について適正な運用がなされているかについて評価すべきである」と指摘されたことを踏まえ、事件内部調査、第三者委員会での原因究明後の調査報告書が発出され、事業体制及び内部統制の見直しを行った点を確認したが、本事件は業務運営に当たって問題となる事象との考えで評価結果に言及することとした。なお、役職員への研修等を通じたコンプライアンス意識向上や監事への情報伝達強化等を実施している事実を評価シートに記載し、同事実を踏まえた上での評価であることを明示した。 「今後の評価に当たっては、契約審査体制等が契約の適正確保の観点から有効に機能しているかについて評価すべきである」と指摘されたことを踏まえ、随意契約削減検討会議による事前チェックと、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会によるモニタリング等が有効に機能していることを確認した上での評価であることを明示した。
国土交通省	交通安全環境研究所	リコール技術検証業務について、「今後の評価に当たっては、このような指摘への対応など、本法人が次期中期計画に基づき行う取組の進捗状況について業務実績報告書等で明らかにした上で、法人の取組が適切なものとなっているかという観点から、引き続き重点的に評価を行うよう留意すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、22 年度業務実績評価において、自動車の新技術や不具合への対応、ユーザー目線にたった迅速かつ確実な対応のための体制強化への取組が行われており、適切であると評価している。
	自動車事故対策機構	安全指導業務（指導講習事業、適性診断事業）について、「今後の評価に当たっては、民間参入の促進によって支援を必要とする団体が増加することが予想されることから、支援体制の強化のみならず、それによってどの程度認定団体が増加したのか定量的な成果も明らかにした上で、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、22 年度業務実績評価において、認定取得支援を実施したほか、新たに認定を受けるに至った団体数を明らかにしたうえで、閣議決定を具現化するために積極的な取り組みが行われていると評価している。 交通遺児等への生活資金の貸付業務について、「今後の評価に当たっては、貸倒懸念債権等の増加要因について景気の低迷以外の要因がないか検証した上で、「債権回収マニュアル」の徹底以外にも具体的な改善方策を検討するよう、評価の結果において法人に促すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、「債権回収マニュアル」の徹底やその他の方策に取り組んでいるものと認められるが、貸倒懸念債権は 22 年度も増加しており、引き続き貸倒懸念債権の抑制に向けた取り組みに努めることを期待すると評価している。
	空港周辺整備機構	契約手続きに係る執行体制・審査体制について、「今後の評価に当たっては、法人の業務特性、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかどうか検証した上で、評価の結果において明らかにすべきである。」

		と指摘されたことを踏まえ、22 年度業務実績評価において、所定の規程類に基づき適正に執行・審査が行われており、審査機関における監査結果についても理事長に対して報告がなされており、適切であると評価している。
	都市再生機構	消防用設備点検業務及び共同聴視施設維持管理業務に係る契約について、「今後の評価に当たっては、本件と類似の事案の再発防止を図る取組が着実に実施されているかという観点から契約事務の適切性について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、22 年度業務実績評価において、委託料の算定内容の検査、確認を十分行うよう指導を行い、適正な執行万全を期するよう周知徹底をはかるなど、再発防止の取組みを行っていると評価している。
	日本高速道路保有・債務返済機構	道路業務収入について、「今後の評価に当たっては、高架下の占用許可物件に係る占用料の算定や徴収の審査の適切性について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、22 年度業務実績評価において、各高速道路会社に対して、占用許可申請書のチェックポイント等の周知をはかることにより、審査の一層の適正化を改めて要請するなど、連携体制の強化を図っているほか、占用許可の更新時において、更新時点においても減免すべき理由及び根拠を厳格に確認しており、適切であると評価している。
	住宅金融支援機構	バリアフリー対応賃貸住宅融資について、「今後の評価に当たっては、是正措置の取組状況及び再発防止のための取組状況を業務実績報告書等で明らかにした上で、その取組が着実に実施されているかについて評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、22 年度業務実績評価において、平成 20 年度に会計検査院から受けた指摘については、入居者募集開始時までに高円賃登録の確認を徹底するなどの取組を行うことにより、会計検査院から、指摘内容に沿った措置を講じているとされた（平成 22 年 11 月）が、その後、一部支店において、これらの取組が適切に実施されていないことが判明したため、これらの取組を再度徹底するための方策を実施することが求められると評価している。
法務省	日本司法支援センター	今後の評価に当たっては、「内部統制の充実・強化に当たり、法人の取組状況に対する貴委員会としての見解を評価の結果において言及すべきである」と指摘されたことを踏まえ、内部統制事項について、総合評価表において言及した。

図表 49. 独立行政法人の業務実績に関する二次評価意見（報道資料）

平成 23 年 12 年9日

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果（概要）

―政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」―

（平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見）

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価（＝一次評価）を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（委員長：岡素之・住友商事（株）代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長：阿曽沼元博・順天堂大学客員教授・滉志会がん医療グループ代表）は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価（＝二次評価）を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P. 4～17を参照。

1 平成22年度業務実績評価に対する意見（二次評価）について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等（※）の平成22年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。

（※） 独立行政法人104法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(1) 二次評価の主な視点（平成22年5月31日委員会決定）

① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。

② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。

③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の二次評価における具体的取組

上記の評価の視点に沿って法人のミッションを踏まえた評価を行うことを基本にしつつ、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、特に、内部統制や保有資産を始めとした昨年度の指摘事項等のフォローアップに留意しながら、二次評価を効果的・効率的に実施。

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア 内部統制の充実･強化

●今回は、法人の長のマネジメントに関する、①重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底、②ミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応についてフォローアップ
●昨年度の評価結果では言及されていなかった法人の多くで今回は言及されており、内部統制に関する評価はおおむね定着
●今後は、内部統制の更なる充実・強化を図る必要があるため参考となる主な留意点、取組を提示

①組織にとって重要な情報等の把握
　○業務執行ライン以外からの情報伝達の仕組みの整備　等
②法人のミッションの役職員に対する周知徹底
　○各役職員における自らの職務の位置付け（何のためにその職務を行うのか）、重要性の認識
　○トップと現場等における双方向の意思疎通　等
③リスクの洗い出し、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応

（注）独立行政法人における内部統制＝「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」（「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告」（平成22年３月公表））

イ その他

●基本方針への対応等：○基本方針の指摘事項に基づく法人の取組に係るフォローアップの継続実施等
●震災に関連した評価：○被災者支援や復旧・復興対応の取組の場合　⇒　法人のミッションとの関係に留意
　○業績低下等による目標未達成業務の場合　⇒　震災との関係を精査

（注）基本方針 ＝「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）

2

(2) 府省評価委員会に対する個別意見

（合計５３事項について指摘）

① 昨年度の二次評価意見等で指摘した事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価を行うべき。

- ✓ 医薬品医療機器総合機構（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 水産大学校等（農林水産省評価委員会）
- ✓ 自動車事故対策機構等（国土交通省評価委員会）　など７法人（５評価委員会）

② 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価等を行うべき。

- ✓ 北方領土問題対策協会（内閣府評価委員会）
- ✓ 国際交流基金等（外務省評価委員会）
- ✓ 国立文化財機構、日本学術振興会（文部科学省評価委員会）
- ✓ 国立国際医療研究センター等（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 農畜産業振興機構等（農林水産省評価委員会）
- ✓ 港湾空港技術研究所等（国土交通省評価委員会）　など３７法人（８評価委員会）

③ 法人に対して効率性･生産性の向上の視点等に立った業務運営の改善等を促すような評価を行うべき。

- ✓ 情報通信研究機構（総務省評価委員会）
- ✓ 日本貿易保険、原子力安全基盤機構等（経済産業省評価委員会）　など9法人（3評価委員会）

3

３　業務実績評価結果の概要

【本概要の見方】

本概要は、独立行政法人等に対する府省評価委員会の評価の結果と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を、平成 22 年度の業務実績に対する評価を中心に法人ごとに簡潔に整理したものである。

本概要における記載事項は、以下のとおり整理している。

なお、国立大学法人評価委員会及び日本司法支援センター評価委員会の評価結果の概要と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等についても、独立行政法人に準じ記載している。

① 「法人名」：平成 22 年度末における法人名を記載しており、法人名の右に記載している〈特定〉は同年度において特定独立行政法人であったことを、〈非特定〉は同年度において非特定独立行政法人であったことを示している。
括弧内は、22 年度末において法人の長に就いていた者の氏名を記載している。

② 「目的」及び「主要業務」：各独立行政法人等の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた個別法において規定された法人の目的及び業務のうち主要なものを記載している。

③ 「委員会名」、「分科会名」：平成 22 年度における業務の実績の評価を行った委員会及び分科会（部会）並びにその長の氏名を記載している。

④ 「ホームページ」：法人のウェブサイトのトップページ及び府省評価委員会による平成 22 年度における業務の実績の評価結果が掲示されているウェブサイトのURLをそれぞれ「法人」及び「評価結果」に記載している。

⑤ 「中期目標期間」：平成 22 年度を含む中期目標期間を記載している。

（「1. 府省評価委員会による評価結果」）

⑥ 表中の斜線は、当該年度において評価項目としていないものを示している。

⑦ 表中の「－」（〈総合評価〉を除く。）は、当該年度において評価項目としているが評価対象とすべき実績がないものを示している。

⑧ 平成 22 年度を含む過去最大5事業年度の評価結果について記載している。また、当該期間において中期目標期間が終了している法人については、当該中期目標期間の業務の実績の評価についても併せて記載している。

⑨ 「評価項目」は、原則として、府省評価委員会が定める評価項目の上位2段階目までを記載しており、本表に記載している期間中において評価項目の変更がある場合には、変更前、変更後の項目をいずれも記載している。なお、項番は、府省評価委員会の定めるものとは必ずしも一致するものではない。

⑩ 表中の各欄には、府省評価委員会が定める評価方法に基づく評価結果（評定）を記載している。

⑪ 「評価項目」に記載している評価項目単位で評定が付されていない場合には、当該評価項目単位より下位の複数の評価項目の評定とそれらの数を記載している（例：a×2,b×1）。

(「2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.○.○)(主なものの要約)」)

⑫ 「(1)総合評価」は、府省評価委員会における総合評価において評定を付している法人については(総合評価に至った理由)を、評定を付していない法人については(総合評価の内容)を、府省評価委員会が平成23年度に行った22年度の法人の業務実績評価結果の総合評価結果の内容を要約し記載している。

⑬ 「(2)項目別評価」の「1との関連」は、「1. 府省評価委員会による評価結果」に付している項番に対応している。

⑭ 「(2)項目別評価」の「独立行政法人の業務実績」は、(1との関連)に記載した評価項目に係る法人の主な業務実績を要約し記載している。

⑮ 「(2)項目別評価」の「府省評価委員会による評価結果等」は、府省評価委員会が平成 23 年度に行った 22 年度の法人の業務実績評価の結果のうち、「独立行政法人の業務実績」に対応する主なものの内容を要約し記載している。

(「3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)」)

⑯ 府省評価委員会が平成 23 年度に行った 22 年度の法人の業務実績評価を受け政策評価・独立行政法人評価委員会が取りまとめた意見のうち、当該法人に対するものを記載している。

①　内　閣　府

法 人 名	独立行政法人国立公文書館(平成13年4月1日設立)＜特定＞ (館長:高山 正也)
目　　的	移管を受けた歴史資料として重要な公文書等(以下「歴史公文書等」という。)を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 行政機関からの委託を受けて、行政文書の保存を行うこと。3 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。5 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。6 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。7 上記1から6までの業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	国立公文書館分科会(分科会長:御厨 貴)
ホームページ	法　　人:http://www.archives.go.jp/ 評価結果:http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	第2期 中期 目標期間	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA⁺評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第2期中期目標期間には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化					－		
(1) 民間委託の促進							
(2) 業務執行体制の見直し			－		－		
(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況					－		
(4) 業務の効率化	A×2	A×2	A⁺×1 A×1	A×2			
(5) 業務・システム最適化計画	A	A	A	A			
(6) 総人件費改革に関する措置	A	A	A	A			
1.業務運営の効率化							
(1) 業務の効率化						A	
(2) 経費の節減						A	
(3) 人員配置の見直し						A	
(4) 総人件費改革に関する措置						A	
(5) 随意契約の見直し						A	
(6) 業務・システムの最適化						A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 体制整備の検討	A	A	A	A		A	
(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置						A×6	
(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	A×40	A×47	A×55	A×8	－	A×34	
(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置						A×10	
(5) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	A×10 B×1	A×12	A⁺×2 A×9	A×3	－	A×12	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	－	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A	A	A	A	－	A	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画						A	
(2) 人事に関する計画	A	A	A	A×2	－	A×2	
(3) 中期目標期間を超える債務負担		A	A	A		A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 独立行政法人国立公文書館の業務の実績について、平成22年度からスタートした第3期中期目標の初年度の実施状況について調査・分析し総合的に評価を行ったところ、各取組は計画に即し順調に実施され、目標を達成し、あるいはそれを上回る成果を上げている。館長以下役職員は、「パブリック・アーカイブズビジョン」の基本理念の実現を目指し、自主的、主体的な努力の成果が認められる。
- 公文書管理法の全面施行に向けて、既存事務・事業について業務フローや手順を洗い出し徹底的な見直しを行い、同時に組

織体制を見直し、既存定員の効率的配置、企画・利用審査部門の充実化、既往人員の再配置等に取り組んだことで、新たな段階の公文書館運営に対応する準備が整いつつあることは大いに評価されるべきである。
- また、コスト削減にも取り組みながら業務の効率化を進めており、昨年度指摘された随意契約についても詳細な分析を行うなどして、見直しを図ることで効率化が図られている。
- 館の見学実施要綱等の検討について、業務に支障のない形で書庫見学が認められるような、利用者層の拡大に向けた弾力的な取組みを期待したい。
- 個別の評価事項についてはいずれも堅実に対応され、求められている実績も着実にあがっていると評価されるが、今後は、国民への説明責任の全うという公文書館に与えられた使命を果たすために、計画に定められていることのみならず、計画に定められていないことについても、公文書館独自の取り組みやさらなるサービス改善に取り組むことが期待される。
- 内部統制に関する取組状況については、今後、小規模組織ならではの検討や提案がなされることが期待される。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化	1(1)	• 館内に、理事を長とする課室横断的な既存事務・事業見直しのための担当チームを設置し、業務フローや事務処理手順の洗い出しと見直しを実施した。当該見直しによる一層の効率化の成果を平成23年度予算に的確に反映(計75百万円を減額)させた。	• 既存の事務及び事業について、館内に理事を長とする見直しのための担当チームを設け、業務フローや事務処理手順の洗い出しと見直しに真摯に取り組んだ。この見直しの結果、平成23年度予算において、対前年度比約75百万円に及ぶ効率化措置を達成したことは評価できる。
随意契約の見直し	1(5)	• 随意契約の妥当性や一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)への移行について見直すとともに、一般競争入札等の参加要件の緩和や公告期間の充分な確保等により競争性の確保に努めた。また、契約監視委員会において、その改善状況についてのフォローアップを行った。	• 館が作成した「随意契約見直し計画」に基づいた一般競争入札等の参加要件の緩和や公告期間の充分な確保等により、随意契約見直しが着実に進んでいることは評価できる。
体制整備の検討	2(1)	• 館の組織体制を見直し、新規定員の効率的配置、企画部門及び利用審査の充実化のための組織の新設と既往の人員の再配置について検討を行い、成案を得た。	• 平成23年度に向けて館の組織体制全般について見直しを行い、平成23年度に採用する8名の新規定員を含め、既往の人員等の効率的な配置及び再配置、企画部門や利用審査部門の充実化措置等の検討と工夫を行い、公文書管理法の全面的な施行に備えた万全の準備体制構築に取り組んだことは評価できる。
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	2(5)	• アジ歴の取組を広く広報するメールマガジン「アジ歴ニューズレター」を創刊した。 • なお、バックナンバーはアジ歴ホームページに掲載している。 • インターネットによる各種広報について、一時中止して利用状況の変化を調査した。この結果を踏まえ、利用者の類型別に広告効果を高めるため、「効果的広報の調査研究」を実施した。 • 調査研究の結果を踏まえ、アジ歴ホームページの改訂を行った。 • 国内の関係諸機関が所蔵するアジア歴史資料の調査報告書に、新たに公開の了承を得た58機関を追加し、公開の対象となっているすべての機関について公開が完了した。 また、第1次・第2次・第3次各報告書を横断して収録機関を通覧できるよう、「収録機関総覧」の更新を行った。 • 毎年度の事業としてモニター・アンケート調査による情報収集と分析を行っている。本年度は2～3月に実施し、86名の応募者のうち65名から回答を得た。 • アジ歴に対する要望、提言が得られており、今後の事業の展開や資料提供システムの改善に適宜反映させていく。	• メールマガジン「アジ歴ニューズレター」の創刊、利用者の類型別に広報効果を高めるための「効果的広報の調査研究」の実施とその結果を踏まえたホームページの改訂を行うなど、国内・海外の関連機関・組織、国民に向けた積極的な広報のための諸策が講じられており評価できる。今後は、国民にとってより望ましい利活用のあり方についてセンターの積極的な活動を期待したい。 • 国内に所在するアジア歴史資料に関する平成20年度調査報告書について、新たに所蔵機関の承諾が得られた58機関を追加してHP上で公開するなど、利用者の利便性向上に大きく資する試みを効率的に行っている点は評価できる。今後は、モニターアンケート結果の分析及び活用、またモニターアンケート以外の調査手法による利便性の向上に期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人国民生活センター(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:野々山 宏)
目　　的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。
主要業務	1 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。2 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。3 上記1及び2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。4 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。5 国民生活に関する情報を収集すること。6 重要消費者紛争の解決を図ること。7 上記1から6の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	国民生活センター分科会(分科会長:山本 豊)
ホームページ	法　　人:http://www.kokusen.go.jp/ 評価結果:http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期 目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA⁺評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 一般管理費及び業務経費	A	A	－	A	A	A	
(2) 最適化計画の策定	A	A	－				
(3) 人件費				A	A	A	
(4) 給与水準				A	A	A	
(5) 随意契約の見直し				A	A	A	
(6) 保有資産の有効活用				A	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 消費生活情報の収集等	A×6	A×9	－	A×9	A×9 B×2	A×8 C×1	
(2) 国民への情報提供	A×7	A×7	－	A×12	A×10	A×10	
(3) 苦情相談	A×8	A×7	－	A×5	A×5	A×5	
(4) 裁判外紛争解決手続の実施				A	A	A	
(5) 関連機関との連携	A×8	A×8	－	A×8	A×10	A×10	
(6) 研修	A×9	A×9	－	A×8	A×7	A×7	
(7) 商品テスト	A×5 B×1	A×6	－	A×7	A×7	A×7	
(8) 調査研究	A×2	A×2	－				
(9) 中核機関としての役割強化				A	A	A	
(10) 地方公共団体に対する支援					A	A	
3.予算	A	A	－	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の処分等に関する計画							
6.剰余金の使途							
7.その他内閣府令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	A	A	－	A			
(2) 人事に関する計画	A×3	A×2	－	A×2	A×2	A×2	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A	A	－	A	A	A	
(4) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 消費者庁の設立に伴い、国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として、その業務について質の向上を図りつつ、効率的かつ効果的に実施していくことが求められる。平成22年度は効率化・合理化を進めながら、その要請にこたえるべく計画に即して業務を遂行したものと認められる。
- 業務運営の効率化については、一般管理費(人件費を除く)、業務経費、人件費の削減に努めている。
- 消費生活情報の収集・分析・提供については、PIO-NETの刷新等に関し、消費生活センターから改善希望項目についてヒアリングを実施し、システム改善を段階的に実施するとともに、都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当部局が霞ヶ関WANとLGWANの相互接続を利用してPIO-NET2010を利用できるようにした。現在、国民生活センターにおける組織の在り方の見直しや、関係機関との連携や役割分担の在り方が問われている時期ではあるが、地方消費者行政支援や情報提供・情報共有の在り方について、利用者の立場に立った業務の推進が図られることを期待する。
- 国民への情報提供については、報道機関等を通じた情報提供に積極的に取り組み、記者説明会については目標件数を上回

る実績を達成した。事業者名を含めた情報提供に適切に取り組み、消費者保護、被害の拡大防止に寄与した。東日本大震災の発生に伴い注意情報を掲載したコーナーをホームページに新設したほか、緊急性が高い問題につき、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供したと認められる。

- 苦情相談の充実・強化については、助言、移送、共同処理等の実効性を向上させることを通じて、経由相談を適切に実施するとともに、直接相談を適切に実施したと認められる。さらに、土日祝日相談窓口についても計画を適切に実施したと認められる。
- 裁判外紛争解決手続については、重要消費者紛争の適正・迅速な解決のために適切に実施したと認められる。今後も、紛争解決委員会が、法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組まれることを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
消費生活情報の収集・分析・提供	2(1)	• 中央省庁、地方公共団体に対し、定期的に早期警戒指標を提供するとともに、消費生活相談早期警戒システム(PIO-ALERT)の運用開始後の提供のあり方を検討し、PIO-ALERT上で両指標を利用できる環境を構築した。その結果、PIO-ALERT上では、両指標を即時に抽出し、表示することが可能となった。 特商法指標開発後の平成21年1月から平成23年3月までに特商法違反で行政処分された事業者または特商法違反で警察に従業員が逮捕された事業者は203社あることが確認されている。この203社について、行政処分等された時点の直近の指標値を調べた。PIO-NETデータが存在しなかった2社を除いた200社のうち、111社(54.7%)が指標値の上位50位以内に入っていた。特商法指標が集計単位としている「購入・契約先キーワード」は1年度で約13万種類 が入力されており、200社は0.15%に当たる。特商法指標が特商法違反で行政処分される事業者を予測した確率は高いと考えられる。また、特商法指標を利用している法執行部門にヒアリングを行ったところ、法違反被疑行為を発見するための端緒情報として有用であるとの意見が多かった。 また、急増指標を活用した情報提供は6件実施した。発表した情報は報道機関が取り上げ、消費者への注意喚起が行われた。 など	• 平成21年1月から平成23年3月までに特商法違反で行政処分された事業者または特商法違反で警察に従業員が逮捕された事業者203社について、行政処分等された時点の指標値を調べたところ、54.7%が指標値の上位50位以内に入っており、特商法指標が特商法違反で行政処分される事業者を予測した確率は高いと認められる。また、特商法指標を利用している法執行部門にヒアリングを行ったところ端緒情報として有用であるとの意見が多く、指標事業の有効性が確認された。 など
国民への情報提供	2(2)	• 平成22年度においては、記者説明会を機動的に25回、ホームページまたはFAX公表を11回開催し、目標の50件を大幅に上回る68件の情報提供を行った。 なお、情報提供の際は、各部が集まり討議する消費者トラブルタスクフォースにて事案を選定し、役員会の審議を経て確定後、調査・分析を実施している。また、注意喚起事案については、消費者庁と事前に早い段階で情報共有を図るべく、定期的に事案検討タスクフォースを開催している。そして、報告書作成後は、役員会の審議及び内部決裁を経た上で公表している。 消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な被害が生じている緊急事案については、迅速な公表に努めており、PIO-NET情報等が端緒の公表事案(商品テスト事案を除く)37件のうち、10件については、事案の選定から1月以内、15件については、1月以上2月以内に調査・分析を行い公表に至っている。。 • 平成22年度に報道機関等を通じて行った情報提供(68件)のうち、商品テスト結果や取引関連に関わるものなど27件において事業者名を含む情報提供を行った。 など	• 報道機関を通じた情報提供に積極的に取り組み、目標の50件を上回る実績を達成したと認められる。 • 事業者名を含めた情報提供に適切に取り組んだと認められる。 • 消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な事故が生じている緊急事案については、迅速な公表に努めており、PIO－NET情報等が端緒の公表事案(商品テスト事案を除く)37件のうち、10件については、事案の選定から1月以内、15件については、1月以上2月以内に調査・分析を行い公表に至っている。 など
苦情相談	2(3)	• 職員及び消費生活相談員で構成する6分野	• 職員及び消費生活相談員で構成する6分野

		の専門チームを設け、弁護士、医師はじめ外部の専門家からのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送、共同処理等、直接相談においてはあっせんの充実に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止のため消費者への注意喚起、関係機関への情報提供、要望等を行った。 など	の専門チームを設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送、共同処理等、直接相談においてはあっせんの充実に取り組んだ。 • センサー機能維持の観点に立って、直接相談を適切に実施したと認められる。相談業務に関する国の方針決定を踏まえつつ、今後とも、中核的機関として、移送相談とセンサー機能維持等の観点との適切なバランスに配慮しつつ、相談業務に取り組むことを期待する。 など
裁判外紛争解決手続の実施	2(4)	• 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、紛争解決委員会において重要消費者紛争に関し、和解仲介手続を実施し、終了した事案の手続の結果概要の公表を行った。	• 紛争解決委員会が、独立行政法人国民生活センター法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組むことができるよう、事務局として適切にサポートしたと認められる。なお、次年度以降、申立ないし受理から初回期日までの所要日数・あっせん案の提示までの所要日数等、迅速性の評価に関わるデータを提供するよう期待する。
商品テストの強化	2(7)	• 平成22年度に152件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために13件の情報提供を行った。 記者説明会等を通じて公表した13件については、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。また、業界・事業者に対しては商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。 • 専門性が高いテストの実施や評価に当っては、独立行政法人や大学、医療機関の専門的な知見や技術情報等をテストに活用した。 など	• 152件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために13件の情報提供を行った。記者説明会等を通じて公表した13件については、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。また、業界・事業者に対しては商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。 • 定型的なテストは、(財)日本食品分析センターなどに56項目のテストを委託し、におい成分の確定等の専門性の高いテストは、(財)機械振興協会などに41項目のテストを委託し、テスト業務の効率化・内容の充実に繋げた。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 本法人は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を開発し、これに基づく情報を消費者庁等に対して定期的に提供している。
「早期警戒指標」の整備に関しては、昨年度の当委員会意見として、「今後の評価に当たっては、早期警戒指標の有効性、情報提供の効果についても評価を行うべきである。」との指摘を行っている。
貴委員会の評価結果をみると、「早期警戒指標」のうち「急増指標」については、「急増指標を活用した情報提供を6件実施し、報道機関を通じて、消費者に注意喚起した」としているのみで、その有効性や情報提供の効果についての評価が行われていない。
今後の評価に当たっては、「早期警戒指標」のうち「急増指標」について、消費者被害の未然防止・拡大防止にどう寄与しているかとの観点から、その有効性や情報提供の効果についての評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人北方領土問題対策協会(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:間瀬　雅晴)
目　　的	北方領土問題等についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。
主要業務	1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 (昭和五十七年法律第八十五号)第二条第四項 に規定する交流等事業(同項第一号 に掲げるものに限る。)を実施すること。3 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。4 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したものに対し必要な援護を行うこと。5 1～4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。6 北方地域旧漁業権者等法第4条 に規定する業務(貸付業務という。)を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	北方領土問題対策協会分科会(分科会長:上野 俊彦)
ホームページ	法　　人:http://www.hoppou.go.jp/ 評価結果:http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA⁺評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価及び中期目標期間の業務実績について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価及び第1期中期目標期間には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化				A×7	A×6	A×6	
(1) 一般管理費の削減状況	A	A	－				
(2) 業務経費の削減状況	A	A	－				
(3) 能力向上の内容・方法	A		－				
(4) 役職員の給与水準見直し	A	A	－				
(5) 主たる事務所の移転		A	－				
(6) 随意契約の適正化		A	－				
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 国民世論の啓発に関する事項	A×16	A×14	－	A×9	A×11	A×9	
(2)北方4島との交流事業				A×3 B×1	A×4	A×4	
(3)北方領土問題等に関する調査研究	A×1 B×1	A	－	A	A	A	
(4) 元島民等の援護	A×9	A×10	－	A×3	A×3	A×3	
(5)北方地域旧漁業権者等に対する融資事業				A×4	A×4	A×5	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	－	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
(1) 一般業務勘定							
(2) 貸付業務勘定	A	A	－	A	A	A	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	－	A	A	A	
6.剰余金の使途	A	A	－		－	－	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画					A	A	
(2) 人事に関する計画	A	A	－	A×2	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
- 長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあって、少ない要員ながら全体として計画に即した着実な取組が行われている。
- 協会の活動内容について、今後広く国民に周知されるよう一層の努力を期待したい。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(国民世論の啓発に関する事項)	2(1)	○ 支援実績 ・県民大会　34回　18,447千円 ・研修会・講演会　18回　2,680千円 ・キャラバン・署名活動等　37回　9,553千円 ・パネル展　37回　3,391千円 ・北連協等が行う啓発事業　10回　16,209千円 合　計　136回　50,280千円	• 北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や啓発施設の展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認められる。 • 青少年や教育関係者に対する啓発の実施については、北方領土問題青少年・教育指

		○ 支援条件 • 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという北方領土問題への政府の基本的立場に合致していること。 ○ 支援対象 • 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。 など	導者現地研修会、北方領土問題ゼミナール等が予定通り実施された。また、ここ数年、各府県単位で教育者会議設立の取組が順次進んでいる点を評価する。その一方で未設置県もあり、更なる設置の努力を期待したい。同時に、国内の教育者だけの意見交換に留まらず、将来的には、ロシア側(例えば北方四島のうち住民のいる三島)の教育関係者との交流をも視野に入れるなど、教育者会議の活動ビジョンについて更なる検討を期待したい。 など
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方領土問題等に関する調査研究)	2(3)	• 今年度は「メドヴェージェフ・ロシア大統領の国後島訪問の意味と今後の対ロ戦略について」を主要テーマとし、分野の異なる北方領土問題の有識者に訪問の意味とその背景、更には今後の対ロ戦略について両国関係、国内事情及び国際情勢等多角的な視点から分析等を行った研究レポートをホームページ上で情報の提供を行った。 • また、日ロ両国間の北方領土交渉の情報の収集に努め、北方領土に関するトピックスを全国の返還運動関係者に提供し、各種事業や会議等で発信してもらうことにより返還運動の推進に役立て、当該情報は、ホームページ上でも公表した。 など	• 北方領土問題等に関する調査研究は、計画どおり実施され、適宜ホームページ等で公表するなどの努力が行われていると認められる。なお、こうした調査研究について、既存の研究成果の収集と把握が行われることを期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 北方領土返還要求運動については、第2期中期計画(平成20年度から24年度)において、「事業の実施による効果について、事業の内容の充実状況や国民の参加数等の状況、参加者の反応の状況等の指標により把握するとともに、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する」こととされている。
  貴委員会の評価結果をみると、北方領土返還要求運動について、事業の内容の充実状況や国民の参加数等の状況、参加者の反応の状況等当該事業の効果を測る基本的な指標に基づく評価は行われていない。また、啓発事業について、本法人では、この基本的な指標とは別の適切な指標を設定し、事業効果を測るとしているが、中期目標期間の半分以上が経過した現在においても、指標は設定されておらず、その具体的な検討状況も明らかになっていない。
  今後の評価に当たっては、北方領土返還要求運動に係る事業を評価する上で前提となる参加者数等の基本的な情報を明らかにさせた上で、当該事業の効果を客観的かつ適切に評価するとともに、啓発事業による効果を把握することが可能な定量的な指標を早急に設定させ、厳格な評価を行うべきである。
- 「北方領土を目で見る運動」(北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうために設置された啓発施設)については、第2期中期計画において、「保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する」こととされている。
  貴委員会の評価結果をみると、施設来館者からの「有意義であった」とのアンケート調査結果だけをもって、好評価とされており、施設来館者からの具体的な改善要望の把握状況や同要望に対応した施設の改善状況も明らかにされていない。
  今後の評価に当たっては、啓発施設の更なる有効活用を図る観点から、施設来館者からの改善要望等の把握状況及び施設の改善状況等を明らかにさせた上で、施設の有効活用に向けた取組の適切性について評価を行うべきである。
- 北方領土問題等に関する調査研究事業については、第2期中期計画において、調査研究結果を国民に対して分かりやすく情報提供するだけではなく、「事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る」こととされている。
  貴委員会の評価結果をみると、当該調査研究事業については、計画どおり実施され、ホームページ等で公表されたことだけをもって評価が行われており、事後における実施効果の検証結果等に基づく事業の見直し状況についての評価は行われていない。
  今後の評価に当たっては、調査研究事業の的確な見直しを促す観点から、個々の調査研究の実施効果を客観的かつ適切に測ることが可能な指標を早急に設定させた上で、成果の低い事業や必要性の低下した事業の積極的な改廃が適切に行われているか評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(平成17年9月1日設立)＜非特定＞ (理事長:シドニー・ブレナー)
目　　的	沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発、その成果の普及・活用の促進。 2 研究者の交流を促進するための業務を行うこと。 3 科学技術の研究開発を行う者への施設や設備の提供。 4 国際的に卓越した科学技術研究者の養成。 5 大学院大学の設置の準備。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会(分科会長:平澤 冷)
ホームページ	法　　人:http://www.oist.jp/ja 評価結果:http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/oindex.html
中期目標期間	3年間(平成21年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	第1期 中期 目標期 間	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－		－	－	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA⁺評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 研究活動	A×2 B×1	A×3			A	A	
(2) 研究・教育活動、研究者の採用			A	－		A＋	
(3) 研究成果の普及	A×2	A⁺×1 A×2	A×2	－	A	A	
(4) 研究者養成活動	A×2	A	A	－	A	A	
(5) 大学院大学設置準備活動	B	A	B	－	A	A＋	
(6) 施設整備	A	A	A	－			
(7) 効果的な広報・情報の発信等					A	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 組織運営及び財務管理	A×9 B×1	A×12 B×1	A×5 B×1	－			
(2) 活動評価	A	－	A×2	－			
(3) 管理運営業務の効率化					A	A	
(4) 予算の適正かつ効率的な執行					C	A	
(5) 入札・契約の適正化及び調達事務の効率化					A	A	
(6) 給与水準の適正化					A	A	
(7) 保有資産の有効活用					A	A	
(8) 効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化					B	A＋	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	－	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	A	－	－	－	B	A	
(2) 人事に関する計画	A	A	B	－	A	A	
(3) 積立金の処分に関する事項							
(4) 事務局体制の整備					B	A	
(5) 社会的責任を果たすための取組					A×3 C×1	A×4	
8.整理合理化計画等に基づく措置		A×3					

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度においては、大規模な主任研究者の採用活動により研究体制が着実に拡充された。大学院大学設置等に関する認可申請も予定通りに行われるなど、開学に向けた取組が順調に進んでいる。また、その他の学校法人移行、開学に向けた準備も着実に実施されている。
- 従来、施設整備における予算超過問題に示されるように、機構の管理運営面には脆弱な点が見られたものの、平成22年度中に専任の事務局長が配置され、その活発な活動と相まって、事務局体制が整備され、改善が進んだものと評価できる。
- 職員全員が参加するミーティングにおける組織理念・ミッションの共有、外部専門家によるリスクアセスメント等、年度途中に決定された学長予定者の主導の下、さまざまな取組が年度をまたいで組織的かつ計画的に進められている。

- 昨年度も指摘したように、沖縄において国際的に卓越した教育研究を行い沖縄の自立的発展に資するという大学院大学の理念を実現するためには、広く国民の理解を得ることが必要不可欠である。広く国民の信頼を得て、開学及び学校法人への移行を迎えられるように、業務運営の効率化とともに、一層のガバナンスの向上に努めていただきたい。
- 平成22年度から第1研究棟とセンター棟が本格的に利用に供され、このことが組織体制の向上に格段に寄与したものと思われる。現在、第2研究棟と講堂の建設が進められている。開学後の体制整備のためには、沖縄県を始めとする関係機関との協力の下、主としてうるま地区においては地域クラスター展開に資する取組を進めるとともに、恩納村地区では、今年度の採用過程や過年度から進めてきたワークショップ等で明らかな第一級の研究者と学生に対する吸引力の源泉となっている研究施設を、今後も一体的に整備することが必要不可欠である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・教育活動、研究者の採用	1(2)	• 前年度までに引き続き、国内外の優れた研究者の獲得に努めた結果、平成22年度に5名の主任研究者が新たに着任し、その総数は27名となった。 • さらに、大学院大学の設置認可申請に向けて、教授等の教員となる研究者の採用を加速させ、平成22年6月以降、広範囲な採用活動を実施した。特に、生命科学と物理科学のバランスをとり、更に学際性を高める観点から、物理学等の分野での採用に努めた。 • 募集に当たっては、これまでに国際ワークショップ等を通じて構築してきた世界的なネットワークを活用するとともに、機構のウェブサイトでの告知、主要な学術誌(Nature、Science)への広告掲載、他の大学・研究機関等への推薦依頼等によって行い、15名程度の採用予定に対し569名の応募があった。これを受け、選考委員会による書類審査、面接、セミナーの開催等による絞込みを進め、平成23年3月末までに14名の就任が内定した(6月15日現在で19名が内定)。 など	• 平成24年の開学に向け、先端的な学際分野における教育研究という大学院大学の理念を踏まえた形で、研究体制の拡充が計画的かつ組織的に実施された。研究者の質も大学院大学の理念に見合ったものが確保されているものと認められる。 • 研究機器の共用化等の取組を通じて、効率的な研究リソースの整備に努めている。 • 論文発表数、学会発表数はともに大幅に増加しており、研究活動の進展が認められる。インパクト・ファクターの高い学術誌に掲載されており、その質についても高いものであったと認められる。 • 特許出願件数及び特許件数は増加している。研究成果の事業化に向けた取組にも一定の進展が見られた。
大学院大学設置準備活動	1(5)	• 大学院大学の開学に向けては、文部科学大臣に対する学校法人沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為の認可申請及び沖縄科学技術大学院大学設置の認可申請の準備を計画的に進めた。 • 大学院大学の初代学長については、沖縄科学技術大学院大学学園設立委員により選考が進められ、平成22年7月8日の設立委員会合(第3回)において、スタンフォード大学線形加速器センター(現SLAC国立加速器研究所)(SLAC)で所長等として活躍してきたジョナサン・ドーファン博士が決定された。 など	• 大学院大学設置に向けた準備については、平成22年7月に初代学長予定者として決定されたジョナサン・ドーファン博士の主導の下、計画的かつ組織的に取組が進められ、大学設置等に係る文部科学大臣への認可申請が平成22年度末に予定通り実施された。 • 規程の整備等、学校法人設立及び開学に向けた準備についても着実かつ組織的に進められている。学校法人移行後、新たに整備された規程類を適切に実施することが期待される。 • 内外の優秀な学生を獲得するための戦略についても、大学院大学の目的を踏まえた検討が進められている。
効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化	2(8)	• 監事は、エグゼクティブ・コミッティ等の機構内の重要会議に随時出席するとともに、重要決定事項について適時に報告を受け、機構の業務運営全般について適時・適切な報告・情報提供を受けた。 • 定期監査は、6月、9月、12月、2月の計4回実施した。 • これらの監査に当たっては、監事監査に関する内部統制事項を踏まえ、入札、契約手順、給与水準、保有資産の利用状況等をはじめ、機構の業務運営全般に関し厳格なチェックを行った。 など	• 監事は常勤体制の下、定期監査及び随時監査を適切に実施した。監事の所見は機構内の各種会議等を通じて、役職員に伝達され、ガバナンス及び内部統制の強化、業務運営の改善に役立てられている。 • エグゼクティブ・コミッティを組織し定期的開催等、法人のミッションを共有し、業務運営状況の把握・進捗管理等を行い、理事長のリーダーシップをサポートするための取組が行われている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし。

②　総　　務　　省

法 人 名	独立行政法人情報通信研究機構(平成 16 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:宮原　秀夫)
目　　的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの。3 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備の機器の試験及び較正を行うこと。6 業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。8 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。9 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。10 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じること。11 基盤技術研究円滑化法等に規定する業務を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永　規彦)
分科会名	情報通信・宇宙開発分科会(分科会長:森永　規彦)
ホームページ	法　　人:http://www.nict.go.jp/ 評価結果:http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000015.html
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	備考
＜総合評価＞	*	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * 第2期中期目標期間:NICTのミッションを踏まえ、5年間にわたる第2期中期目標期間の業務実績をみた場合、全体的にその目標を十分達成し得たと評価することができる。 H22 年度:平成 22 年度は第2期中期目標期間の最終年度(5年目)に相当し、中期計画を締め括るにふさわしい研究業務、業務運営等がなされたと評価できる。 H21 年度:総体的に見れば、当該年度における中期計画は十分達成されたと評価できる。 H20 年度:平成 20 年度における中期計画の達成度は良好であると評価できる。 H19 年度:(H18 年度に導入された)新しい仕組みを着実に運用し、全体的に所期の目標を十分上回る成果が得られたものと評価できる。 H18 年度:中期目標・中期計画のうち当該年度における計画目標を総体的にみて期待されるレベルを上回って達成したと認められる。
＜項目別評価＞							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	AA	A	A	A	A	A	
(2)研究開発計画	AA×5 A×12	AA×4 A×10 B×3	AA×6 A×9 B×1	AA×4 A×11 B×1	AA×3 A×13	AA×3 A×14	
(3)高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	A	AA	A	A	A	A	
(4)利便性の高い情報通信サービスの浸透支援	A	AA	A	B	A	A	
(5)その他							
2. 業務運営の効率化							
(1)組織体制の最適化	A	B	B	B	A	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	B	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画 (1)予算計画 (2)収支計画 (3)資金計画 **4. 短期借入金の限度額** **5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画** **6. 剰余金の使途**	A	A	A	A	A	A	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1)施設及び設備に関する計画 (2)人事に関する計画 (3)積立金の処分に関する事項 (4)その他研究機構の業務の運営に関し必要な事項	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.2)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 22 年度は第2期中期目標期間の最終年度(5年目)に相当し、中期計画を締め括るにふさわしい研究業務、業務運営等がなされたと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	1(1)	• 機構が自ら実施する研究開発課題について、外部評価委員会による評価を実施し、その結果を踏まえて内部評価を実施することにより、研究資源の効率的・効果的配分を実現するための総合的な評価システムを運用した。特に、平成22年度は第2期中期目標期間の最終年度であるため、外部評価委員会において研究グループごとに研究成果に対する期末評価を実施した。 など	• 運営費交付金が縮小する中で、研究開発課題の3領域への重点化、戦略的人材獲得・育成（人件費の制約の範囲内でのパーマネント職員の積極的採用、特別招聘制度の活用等）、外部評価及び内部評価の総合的実施と同評価に基づく資源配分の柔軟な変更及び事業仕分けへの対応など、必要な施策が着実に行われている。 など
高度衛星通信技術に関する研究開発	1(2)	• 東日本大震災における災害対応WINDS 運用として、東京消防庁と連携して平成23年3月15日から気仙沼と東京消防庁をWINDS で接続しHD 画像伝送やデータ伝送支援を実施、さらに3月20日からは防衛省と連携し、物資供給拠点となった航空自衛隊松島基地と入間基地および鹿島宇宙技術センターをWINDS で接続しHD画像伝送やデータ伝送およびインターネット接続支援を実施しブロードバンド衛星通信の有効性や耐災害性を発揮した。 など	• 技術試験衛星「きくⅧ号」によるアンテナビーム指向補償技術等の実証、超高速インターネット衛星「きずな」により衛星経由でのインターネット通信の有効性を、東日本大震災での震災対策支援を含め様々なアプリケーション応用として実証した点を評価する。 など
高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	1(3)	• 平成22年度の海外研究者の招へいについては、国内2機関に3カ国から3名を招へいし、情報通信技術の研究開発と人的交流を促進した。国際研究集会については3件を助成し、その円滑な運営に寄与した。 など	• 「海外研究者の招へいによる研究開発の支援」では、招へい研究者数は3名である。これは目標5名を下回っているが、応募が少なかったためであるので、情報通信研究開発の国際的連携の枠組みを構築、展開する上で有用な施策であることに鑑み、海外あるいは日本の研究機関に所属する外国人の研究者に対して情報通信研究機構（NICT）の認知度をアップするための周知方法等に工夫が必要である。 など
人事に関する計画	7(2)	• 中期計画に記載した人件費削減に係る目標の達成に向け、人件費削減施策を継続するとともに、人件費の制約の範囲内でパーマネント職員を積極的に採用し、人件費削減目標達成と新規採用増加の両立を実現している。 • 平成22年度の人件費は38億9129万円（平成17年度比5.1％減）となっており、平成17年度基準額から5％以上削減するという中期計画における人件費削減目標を達成した。 など	• 総人件費の削減率は平成17年度比5.1%減となっており、目標（5.0%以上減）を達成しつつ、採用増を実現している。 • 総合職のラスパイレス指数が 104.8 となっているが、大部分の職員が都市部を勤務地とし、地域手当の支給率が国家公務員平均より高いというやむを得ない事情によるものである。研究職の指数 96.4 であり、機構全体では国家公務員の水準を下回っている。また、他の独立行政法人より指数は低くなっている。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

- ユニバーサル・プラットフォーム技術に関する研究開発業務について、貴委員会の平成 21 年度業務実績の評価結果では、「ユーザ適応化技術と地域適応型通信基盤技術の両分野において、中期目標に掲げられた項目は、ほぼ達成されてはいるものの、両者の成果に関しての関係性・相関性についての国民目線での平易な説明が望まれる」等の指摘がされている。一方、平成 22 年度業務実績の当該項目の評価結果等をみると上記指摘事項に対する改善状況が業務実績報告書及び評価結果において必ずしも明らかにされていない。今後の評価に当たっては、評価の実行性を高めるため、過去に指摘を行った事項について、適切に改善が行われているかどうかを明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人統計センター(平成 15 年4月1日設立)＜特定＞ (理事長: 戸谷 好秀)
目 的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 国勢調査等の製表を行うこと。2 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。4 業務に必要な技術の研究を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	統計センター分科会(分科会長:佐藤 修三)
ホームﾍﾟｰｼﾞ	法人:http://www.nstac.go.jp/ 評価結果:http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000015.html
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 ＊ 総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務運営の高度化・効率化	AA	AA	AA	AA	AA	A	
(2)効率的な人員の活用	A	A	A	A	A	A	
(3)業務・システムの最適化	A	A	A	AA	AA	AA	
(4)随意契約の見直し				A	A	A	
(4)製表業務の民間開放に向けた取組		A	A				
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表	AA×3 A×6	AA×4 A×7	AA×3 A×10	AA×3 A×7 B×3	AA×5 A×6 B×1	AA×3 A×10	
(2)受託製表	A×11	A×11 B×1	A×15 B×1	AA×3 A×9 B×1	AA×1 A×9 B×1	A×10	
(3)統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	A	A	A	A	AA	AA	
(4)技術の研究	A	A	A	A	AA	A	
(5)製表結果の精度確保・秘密の保護				A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	－	－	－	－	－	－	
6. 剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7. その他の業務運営							
(内部統制)						A	
(1)施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	－	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分				－	－	－	
(4)その他	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.2)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 中期計画においては、投入量を分析し、その結果を活用して業務運営の高度化・効率化を推進することとされているところ、項目別評価を総合すると、平成22年度においても、21年度に引き続き各種統計調査の製表業務が基準に基づき進められ、概ね要求された品質で期限までに結果が提供されていると認められる。
- 経常的な業務経費及び一般管理費の削減については、前年度比22.3%の削減を達成した結果、効果比較年度の19年度に対する割合は69.4%となり、中期計画における目標数値（平成24年度までに85%以下）に向けて着実に削減を達成しつつある。また、常勤役職員数についても、中期計画における目標値である「平成24年度末に前期末（平成19年度末）比94%以下」に向けて着実に削減を達成しつつあり、これらの効率化を引き続き推進することが望まれる。
- 役職員の給与については、対国家公務員で95.4、対他法人で90.5となっており、適正な水準に保たれていると認められる。
- 業務・システムの最適化計画の実施については、平成23年度までに約3.9億円の削減目標を立てているところ、22年度までにおいて、効果比較年度の18年度に比べて約5.3億円の経費削減を実現しており、同計画に掲げた施策はすべて完了した。
- 新統計法に基づき平成21年度から新たに開始された公的統計の二次利用業務について、件数、手数料収入を増加させて

おり、利用者のニーズ把握に取り組むなど順調に業務が実施されていると認められる。
- 製表業務に関する技術研究については、オートコーディングシステム及びデータエディティングシステムに関する研究が重点的に進められており、22年度において、ＯＣＲ機により認識されたデータを用いて直接産業大分類に格付する技術の研究を行っており、文字入力に係る経費及び処理期間を短縮し、オートコーディングシステムによる更なる省力化が期待される。今後も、国勢調査及び経済センサス-活動調査における実用化に向けた研究が進められており、更なる省力化が期待される。
- 人材の確保・育成による組織の能率向上も着実に進められている。
- 以上のことから、全体としては、第２期中期目標期間（平成20～24年度）の３年目となる22年度については、当該時点において中期計画を十分達成したものと認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務・システムの最適化	1(3)	• 最適化計画に基づき、平成 22 年8月に 17 年国勢調査用ホストコンピュータのダウンサイジングを実施し、クライアント／サーバシステムへの移行を完了した。 また、これに伴うデータ移行作業については、統計調査集計システム(13 調査 20 システム)、長期保存データ(約 58,000 ファイル)及び中間保存データ(約 17,000 ファイル)の移行を完了した。これらにより、最適化計画に掲げた施策はすべて完了した。 なお、次期最適化計画策定に向け、クラウド等を視野に入れた、統計センターLANシステムの合理化等について、検討を開始した。	• 業務・システムの最適化計画に基づき、平成 22 年8月に 17 年国勢調査用ホストコンピュータのダウンサイジングを実施したことで、効果比較年度の 18 年度に比べて約 5.3 億円の経費削減を実現し、十分効率的に業務を行っている。 など
国勢調査	2(1)	• 国勢調査に係る実績は、44,181 人日(対計画 4,684 人日(10%)減)であった。 投入量減少の主な要因としては、OCR読取状況の遅れに伴い、人口等基本集計のデータチェック審査事務の着手が遅れたことなどが挙げられる。 など	• 投入量については、OCR読取状況の遅れに伴い、人口等基本集計のデータチェック審査事務の着手が遅れたことなどにより、業務全体では予定より減少(対計画 4,684 人日(10%)減)している。また、調査票の提出方法に全封入提出方式を採用したほか、郵送提出方式及び一部にオンライン回答方式を導入する等新しい調査手法と増大する業務量に対応するため、三つ折り調査票を読み取れるOCRの導入、民間委託の活用など新たな取組により、一定程度効率的な業務運営が行われていると認められる。 など
公害等調整委員会事務局委託業務(公害苦情調査)	2(2)	• 公害苦情調査の実施状況 区分 / 提出状況(予定 / 実績 / 期限 / 適合度) / 満足度 公害苦情調査 / 平成 21 年度調査 / 予定 22.10 / 実績 22.10.12 / 期限 ○ / 適合度 ○ / 満足度 a など	• 公害等調整委員会事務局から提示された製表基準書に基づき、適切に作成した事務処理マニュアルにより製表業務が行われ、定められた期限までに製表結果を提出している。統計センターに委託した製表業務に対する同局の満足度についても、「満足」という状況である。また、投入量は予定より減少(対計画 123 人日(51%)減)しているが、この減少は、公害等調整委員会事務局から提出された調査票等情報(磁気データ)の内容検査が充実したことによる統計センターの疑義処理件数が従前より大幅に減少したことによるものであり、効率的な業務運営が行われていると認められる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 本法人の平成 22 年度における職員(事務・技術系職員)の給与水準は、対国家公務員指数で 95.4(年齢勘案)と 100 を下回っており、貴委員会の評価結果では「適切に保たれている」とされている。
  しかしながら、本法人の給与水準については、対国家公務員指数で 100 を下回っているものの、給与水準の公表が開始された平成 15 年度以降、一貫して上昇している傾向にある。
  今後の評価に当たっては、独立行政法人の給与水準については依然として国民の厳しい視線が向けられていること、基本方針において、「評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う」こととされていることなどを踏まえ、当該年度の給与水準の適切性だけでなく、上記の給与水準の上昇の理由等を含めて、その適切性・妥当性について評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人平和祈念事業特別基金(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:福井　健一)
目　　的	今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。
主要業務	1　関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。2　関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。3　関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。4　戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十五号)第三条第一項の特別給付金の支給を行うこと。5 関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業(平成19年度より「特別記念事業」を実施)を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永　規彦)
分科会名	平和祈念事業特別基金分科会(分科会長:亀井　昭宏)
ホームページ	法　　人:http://www.heiwa.go.jp/ 評価結果:http://www.soumu.go.jp/main_content/000127298.pdf
中期目標期間	5年間(平成 20 年 4 月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期 目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	*	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 *第1期中期目標期間:目標を十分達成 H22:目標を概ね達成 H21:目標を十分達成 H20:目標を概ね達成 H19:目標を概ね達成 H18:目標を十分達成 H17:目標を十分達成
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務経費の削減	AA	A	A	A	A	A	
(2)外部委託の推進	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)随意契約の見直し				A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資料の収集、保管及び展示	AA×2 A×1	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	A×2 B×2 C×1	
(2)調査研究	AA×1 A×1	A×2	A×3	A×1 B×1	A×2		
(3)記録の作成・頒布、講演会等の実施等	AA×3 A×1	A×2 B×2	A×2 B×2	AA×1 A×3	A×4	A×4	
(4)書状等の贈呈事業	A×3	A×1 B×1	A×2 B×1	A			
(5)特別記念事業等		A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×3	A×2 B×1	A	
(6)特別給付金支給事業						A×3 B×1 C×1	
(7)その他の重点事項	A×4 B×1	AA×1 A×3 B×1 D×1	AA×1 A×3 B×1	AA×1 A×4 B×2	AA×1 A×4	AA×1 A×3 C×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	A	－	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	－	－	－	－	A	－	
6. 剰余金の使途	－	－	－	－	A	－	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	－	
(2)人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A	A	―	
(3)その他業務運営に関する事項	A×3	A×3	A×3	A×4	A×3 B×1	A×4	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.2)(主なものの要約)

(1)総合評価

（中期計画全体の評価）

- 平和基金の目的である慰藉の念を示す事業について、平和祈念展示資料館における資料の展示業務では、企画展の開催など展示内容の充実を図るとともに、様々な手法による積極的な広報活動などを行い、入館者数は目標の89.1％となった。また、平和祈念展や講演会等の開催などを行い、入館者増に対し一定の効果があったほか、これらのアンケートでは資料館でのアンケートとともに過半数の方から満足の回答を得ていることから、目標どおりの成果を上げていると評価できる。
- 平和基金が22年9月末をもって特別給付金支給事業以外の業務を実施しないこととなったことに伴う資料の移管については、総合情報データベースを整理し、ハード及びソフトを更新したうえ、総務省に引き継いだことは評価できるが、使用関係がきちんと整理されていないものや、指定された収納場所に収納されていないものがあるなど、円滑に移管されたとはいえない状況があり、改善の余地があった。
- 22年6月16日のシベリア抑留者特措法の成立により平和基金が新たに取り組むこととなった特別給付金支給事業については、10月25日の請求受付開始までの事前準備が不十分であったことなどから受付開始直後の膨大な請求の集中に対し当初の認定に遅れが生じ、標準処理期間内に処理できなかったものが多数生じたものの、法案立案時の推計による対象者数67,000件に対し、事業開始から5か月余りで62,277件を受け付け、56,448件の認定を行い、51,802件の支給を行ったことは評価できる。対象者が御高齢であることをかんがみ、今後も迅速な処理に努めることが望まれる。
- 経費総額や人件費の削除については、引き続き更なる削除のための努力を行っていくことを期待したい。
- 以上のことから項目別評価を総合すると「目標を概ね達成」と認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
基金解散後の資料等の在り方	2(1)	• 基金解散後の資料等の在り方 平和祈念展示資料館の展示資料及び美術品専用倉庫に別途保管の実物資料は、総合情報データベースシステムの資料データ管理システム及び図書システムへデータ入力。実物資料とデータを照合し9月末に国に移管。実物資料の一部について、使用関係がきちんと整理されていないもの、指定された収納場所に収納されていないものなど、円滑に移管したとはいえない状況が見受けられた。	• 平和祈念展示資料館 資料等の移管について、総合データベースシステムについては適切に国に移管したものの、実物資料の一部について、円滑に移管したとは言えない状況が見受けられたことから、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。
特別給付金の支給	2(6)	• 受付開始から2週間余りの間に約42,000件の申請が行われたことから、時間外勤務、休日出勤で対応するとともに、11月下旬からは、事務処理体制の拡充、昼夜交替制勤務等を積極的に行うことにより認定実績を上げた。 • 特別給付金の認定通知を送付する際に、内閣総理大臣からの書面も添付することにより、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するように努めた。	• 特別給付金の支給については、法案立案時推の推計対象者数の90％以上の方からの申請を受け、そのうち80％以上の方に支給することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。
ホームページの充実	2(7)	• 年度計画の上半期（4～9月）のアクセス件数は、579,544件で目標の38万件に対し153％の達成率。（前年度上半期のアクセス件数は、491,490件）4月から運用開始したインターネット資料館は平和祈念展示資料館の紹介をしており、基金ホームページとの相乗効果があったことから多くのアクセスがあった。 • 「平和の礎(海外引揚者が語り継ぐ苦労)追補版」の全文を電子データとして掲載 • 特別企画展等の開催情報や語り部の参加情報について掲載 • 平成22年10月に基金ホームページの全面更新を行い、特別給付金の支給情報等を中心に適宜情報提供	• ホームページの充実については、新たにインターネット資料館を開設し、基金ホームページとの相乗効果を図ったことにより、目標のみならず、前年度上半期のアクセス件数を大幅に上回ったアクセス件数を得たほか、内容の充実などに適宜努めたと認められることから、「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

- 該当なし

法 人 名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構（平成 19 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：平井　正夫）
目　　的	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。
主要業務	1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。）の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行う。 2 整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。）の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行う。 3 1及び2の業務に附帯する業務を行う。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会（委員長：森永　規彦）
分科会名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会（分科会長：下和田　功）
ホームページ	法　　人：http://www.yuchokampo.go.jp/index.html 評価結果：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000015.html
中期目標期間	4年6か月間（平成19年10月1日～平成24年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞		－	－	－	1. AA、A、B、C、D の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 ※ 総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「－」と記載している。
＜項目別評価＞					
1.業務運営の効率化					
(1)組織運営の効率化	AA	AA	A	A	
(2)業務経費の削減	A	B,A	A,A	A,A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					
(1)資産の確実かつ安定的な運用	A	A,A	A×4	A,A	
(2)業務の質の確保、標準処理期間の設定	A	A	A×2	AA,A	
(3)監督方針の策定、確認等	B	A	-	－	
(4)業務の実施状況の継続的な分析	A	A	B	A	
(5)照会等に対する迅速かつ的確な対応	B	B	B	A	
(6)情報の公表等	A	A	A	A	
(7)預金者等への周知	A	B	B	B	
3.財務内容の改善に関する事項					
(1)予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額	-	－	－	－	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	-	－	－	－	
4.その他業務運営に関する重要事項					
(1)施設及び整備に関する計画					
(2)適切な労働環境の確保	A	A,A	A	A	
(3)機構が保有する個人情報の保護	A	A	B	B	
(4)災害等の不測の事態の発生への対処	A	A	A	A	
(5)その他	C	A	A,A	A,A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.2)（主なものの要約）

(1)総合評価

（中期計画全体の評価）

- 業務経費の削減については、契約監視委員会の体制増強等により、業務運営コストの平成 22 年度の決算額を予算額と比較して 31.4%低減。一者応札・一者応募については、平成 21 年度の 32%から 43.3%へ上昇。
- 人件費については、超過勤務手当等の削減に引き続き取り組み、中期計画期間の目標値を現段階で上回る人件費削減を達成。
- 提供するサービスの質の確保について、郵便貯金管理業務については、機構において重大事故に関する傾向分析が行われ、高額払戻者への案内送付等の犯罪防止の取組を開始し、再委託先の監督については、局長を対象にした研修等を実施。現金過不足事故及び委託先・再委託先での犯罪発覚件数が前年度よりも減少。保険金等の支払い業務については、目標に定めた「標準処理期間内9割以上の処理」を達成。また提供サービスに対する利用者調査の結果では、9割以上が民営化前と比べ向上あるいは維持と回答。業務の実施状況の継続的な分析については、委託先や機構が受けた意見を分析し、改善提案を実施。アンケート調査の実施や、その結果の管理業務への反映などフィードバックも見られネット調査を利用するなどコストパフォーマンスの観点から効率性が高いと評価できる。
- 預金者への周知等については、今年度より従前の対応に加え、郵便貯金払戻証書について、「払戻しをお勧めする通知」を権利消滅の2ヶ月前にも送付する取組を実施。満期保険金等の事前の案内書について、満期等の3ヶ月前に送付するとともに、満期保険金等の請求手続を満期等の3ヶ月前から行うことができることとし、事後の支払案内書を満期等の3ヶ月後にも送付することとした。また、顧客への周知活動については、新聞広告、ラジオ広告、周知用チラシの作製及び郵便局への配

布等、複線的な対応を実施。
- 予算、収支計画及び資金計画について、高金利時代の郵便貯金の満期時期との関係で権利消滅金が多額であったが、内容についての検討を実施。
- 災害等の不測の事態の発生への対処については、緊急事態対応計画全体の検証・見直しを実施し、「緊急時連絡体制網」及び「緊急時非常参集体制」を速やかに現行化。委託先に対して、また、それぞれ委託先を通じて再委託先に対しても、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」等、関連する文書について報告を求め、災害等の対応体制について確認を実施。東日本大震災の際には、委託先・再委託先に対して、東北地方を中心とした支店、サービスセンター、郵便局の被害状況・業務の実施状況等について確認を実施し、委託先、再委託先とも十分な連携体制を整備。
- 環境保全の取組については、グリーン調達については1品目を除く35品目が目標を達成。
- 内部統制、役職員のイニシアティブについては、法人のミッションを踏まえ、理事長のリーダーシップが発揮できるよう各種社内会議等で経営方針及び指示の徹底を図っており、法令遵守等のモニタリングも日常的に実施。

以上のことから、各種の個別評価を踏まえると、中期目標・計画は十分に達成したものと考えられる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
提供するサービスの質の確保	2(2)	• 委託先に対する監督項目及び監督方針を定め、確認指導等を実施。委託先に対し公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務、生命保険業務と同等以上の質の確保を求めた結果、業務の質については、現金過不足事故が減少傾向にある等、一部改善された。また、「利用者の評価等に関する調査」の結果から、公社業務と比較すれば全般的に向上していると認められた。 • 再委託先に対する監督項目等を規定した監督方針を定め、委託先を通じて確認・指導等を行うことにより再々委託する場合も含め公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに再委託先が行う銀行業の代理業務、生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保することを求めた。再委託先の監督に当たっては、委託先を通じ報告を求め、指導等を行う一方、実地監査は再委託先に対し直接実施した。 • 郵便貯金管理業務においては、標準処理期間の達成状況について確認し、指導した結果、いずれの取扱いについても、通年では、標準処理期間内の処理割合9割以上を達成。簡易生命保険管理業務においては、標準処理期間について、標準処理期間内での処理状況について報告を受け、いずれの保険金等の支払種別についても、標準処理期間内の処理割合9割以上を達成。	• 現金過不足事故は、前年度比 40%以上減少。機構において重大事故に関する傾向分析が行われ、高額払戻者への案内送付等の犯罪防止取組が開始された結果、委託先の犯罪発覚件数はゼロとなる。苦情対応について、本年度から機構としての分析を行いホームページ上で概要公表。以上から機構は委託先に対して十分な監督を行っており、一部では大きな改善があったと評価できる。 • 監督業務については、機構が保有する郵便貯金の支払業務を民間企業に委託又は再委託することとなっている現行制度に鑑み必要性は明白、さらに事故件数の減少、少人数での運営という点で、有効性及び効率性は非常に高いものと評価できる。 • 保険金等の支払い業務については、再委託先の支払い管理体制、支払い点検の取組状況の報告を受け、適正な支払い状況を確認するとともに、速やかな対応が実施されるよう標準業務処理期間を定め、その確認を行っている。目標に定めた「標準処理期間内9割以上の処理」が達成されている。以上から「目標を十分達成した」と評価した。
預金者等への周知	2(7)	• 郵便貯金について、預入・据置期間が経過する日の2ヶ月前に「満期のご案内」を、さらに10年を経過した貯金となる日の 2 ヶ月前に「満期日経過のご案内」を送付し早期払戻しを勧奨。また、預入・据置期間経過後の郵便貯金残高を毎月把握し、機構のホームページに掲載、毎月更新し、満期を経過した郵便貯金の早期受取りを呼びかけ。 • 郵便貯金払戻証書については、平成23年2月から、従前の 4 ヶ月経過時点の送付に加え権利消滅の2ヶ月前にも「払戻しをお勧めする通知」を預金者に送付。 • 簡易生命保険管理業務においては、保険金等の請求漏れを防止するため、平成 21 年度から、満期保険金等の事前の案内書について、満期等の 3 ヶ月前に送付するとともに、満期保険金等の請求手続きについても、満期等の3ヶ月前から行うことができるとしている。満期保険金等の請求がなかった場合の事後の支払い案内書について、従前、満期等の1年1ヶ月後に送付、これに加え満期等の3ヶ月後にも送付することとした。支払通知書発行後、3ヶ月、6ヶ月又は1年経過しても保険金等の受取りがない契約の残存状況について、毎月把握しその残存状況及び早期受取りのお知らせを機構ホームページにより公表。	• 郵便貯金払戻証書について、権利消滅の2ヶ月前にも送付する取組は預金者への更なる周知の強化につながる取組。 • 満期保険金等の事前案内について、満期等の3ヶ月前に送付。請求手続きを満期等の3ヶ月前から行うことができることとしたこと。満期保険金等の請求がなかった場合、事後の支払案内書を満期等の3ヶ月後にも送付することとしたことは保険金等の請求漏れの防止に繋がる。 • 周知活動は新聞広告、ラジオ広告、チラシの作製及び郵便局への配布等、複線的な対応。こうした取組は早期受取り等を勧奨する上でも有効であり、引き続き実施することが必要。 • 睡眠貯金残高、権利消滅額は大幅に増加。今後も睡眠貯金残高や権利消滅額の減少に向け、個別案内周知の充実や住所不明口座を減少させる取組の充実など一層効果的な対応を検討することが期待される。以上から「中期目標を概ね達成」したものと考えられる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

③　外　　務　　省

法 人 名	独立行政法人国際協力機構(平成 15 年 10 月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:緒方　貞子)
目　　的	開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
主要業務	1 国際約束に基づく開発途上国への技術協力(研修員受入、専門家派遣等)。 2 有償資金協力の実施(国際約束に基づく円借款、海外投融資)。 3 国際約束に基づく無償資金協力の実施。 4 開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興への協力を目的とした国民等の協力活動の推進(ボランティア、市民参加協力等)。 5 海外移住者・日系人に対する支援、指導等。 6 技術協力等のための人材の養成及び確保。 7 業務に関連する調査及び研究の実施。 8 国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南　直哉)
分科会名	国際協力機構分科会(分科会長:井口　武雄)
ホームページ	法人:http://www.jica.go.jp/ 評価結果:http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/hyoka_22.html
中期目標期間	5年間(平成 19 年4月1日～平成 24 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	第１期中期目標期間	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。 2. また、外務省評価委員会では、平成 21 年度業務実績評価から評定方法を変更している。詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の機動性の向上	A	S	A	A	ハ	ハ	
(2)業務運営全体の効率化	A	A	A	A	ハ	ハ	
(3)施設、設備の効率的利用	S	S					
(4)改正機構法の施行に向けた準備			A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)統合効果の発揮				A	ハ	ハ	
(2)事業に関する横断的事項				A	ハ	ロ	
(3)各事業毎の目標							
(ｲ)技術協力				A	ハ	ハ	
(ﾛ)有償資金協力				A	ハ	ハ	
(ﾊ)無償資金協力				A	ロ	ハ	
(ﾆ)国民等の協力活動				A	ロ	ロ	
(ﾎ)海外移住				A	ハ	ハ	
(ﾍ)災害援助等協力				S	イ	ロ	
(ﾄ)人材育成確保				A	ハ	ハ	
(ﾁ)調査及び研究				A	ハ	ハ	
(ﾘ)受託業務				A	ハ	ハ	
(以下、(1)～(8)は平成 19 年度評価までの分類)							
(1)総論	A	A	A				
(2)技術協力	A	A	A				
(3)無償資金協力の実施促進	A	A	A				
(4)国民等の協力活動	A	A	A				
(5)海外移住	A	A	A				
(6)災害援助等協力事業	S	S	A				
(7)人材育成確保	S	S	A				
(8)附帯業務	A	A	A				
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	ハ	ハ	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	A	ハ	ハ	
5.不要財産の処分等						ハ	
6.重要資産の譲渡等	A	A	A	B	ハ	ハ	
7.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
8.その他業務運営に関する事項	－	－	－	－	－	－	
(1)施設・整備に関する計画	A	A	A	A	ハ	ハ	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	ハ	ハ	
(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項			A	A	ハ	ハ	
(4)中期目標期間を超える債務負担						ハ	
(5)その他必要な事項	A	A	A	A	ハ	ハ	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.24)(主なものの要約)

(1)総合評価

(全般的評価)

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)の平成 22 年度業務実績については、JICAが「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行(20 年 10 月1日)による旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合効果を一層発揮し、より質の高い事業を推進すべく、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応するための国別の分析を強化するとともに、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を有機的に運用するプログラムの戦略性強化に取り組んでいること等を確認し、総じて順調であると評価できる。

(今後の業務において特に考慮すべき事項)

- 中東地域において、経済成長の恩恵が市民に届いていないといった要因で起きた民主化運動の動き等から、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(InclusiveandDynamicDevelopment)という機構が掲げるビジョンが示す、成長の果実を適切に分配しながら発展を遂げることの重要性が改めて認識された。また、東日本大震災の発生に際して、我が国がこれまで援助の対象としてきた開発途上地域を含む多くの国・地域から支援の申し出があった点は、人々の交流、資源や生産物の加工等さまざまな方面で、日本が海外と強い結びつき中にあることを証明するものである。これらの点を踏まえ、日本がこれまでの繁栄を享受しより一層の成長を遂げるためには、各国との連携を深化させることが不可欠であり、機構は我が国のODAの実施機関として、開発途上国の発展に引続き貢献を行っていくべきである。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営における機動性の向上	1(1)	• 平成 22 年度は、統合後の定期モニタリングの結果等を踏まえて、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項をとりまとめるとともに、組織横断的な中期的課題に対する取組について、組織的な検討に着手した。 • 海外拠点についてはサウジアラビア事務所を廃止するとともに、海外拠点の配置適正化や体制の包括的な見直しについて、今後の協力の方向性や事業規模等を踏まえ検討を行っている。 • 国内拠点については、22 年度の利用者数は増加した。地域と国際協力をつなぐ役割を強化し、国民の理解と支持を促進するとともに国際協力の裾野も拡大すべく、国内事業及び国内拠点のあり方について検討を行った。 など	• 平成 22 年度は、統合後の定期モニタリングの結果等を踏まえて、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項をとりまとめるとともに、組織横断的な中期的課題に対する取組について、検討に着手した。 • 海外拠点についてはサウジアラビア事務所を廃止するとともに、海外拠点の配置適正化や体制の包括的な見直しについて、今後の協力の方向性や事業規模等を踏まえ検討を行っている。 • 国内拠点については、22 年度の利用者数は増加した。地域と国際協力をつなぐ役割を強化し、国民の理解と支持を促進するとともに国際協力の裾野も拡大すべく、国内事業及び国内拠点のあり方について検討を行った。また、国内拠点の第三者検証結果も踏まえ、各センターで地域の国際協力との結節点としてセミナー、イベント、出前講座等を通じ、地域の大学、NGO、自治体、民間企業等との関係団体の協働の場の形成や市民参加協力の拡大に努めた。 • 在外強化のため、海外拠点の権限・機能強化の検討及び現地の実情に応じた現地職員の一層の活用が望まれる。また、海外拠点の経理業務のうち本部で代替可能な業務の本部移管について、できる限り広範囲の移管を期待する。海外拠点の配置適正化については、卒業移行国向け支援の必要性や開発協力の今後の方向性、我が国他機関との連携状況等にも鑑み、中長期的な視点での判断が求められる。国内拠点の配置適正化について、入館率が低めの国内拠点については、運営方法の見直し及び業務改善の取組を行うとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえた広尾センターの機能移転、大阪及び兵庫国際センターの統合等については、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績も考慮し、検討をさらに進めることを期待する。 など
統合効果の発揮	2(1)	• 開発効果の最大化を実現すべく、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応するため、外務省の「国別援助方針」への参考に供すること、実施機関として質の高い事業を行うことを目的に開発課題や過去の経験・教訓、協力のアプローチに関する分析・考察等に重点をおいた国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定に着手したほか、これまで機構で実施してきたプログラム強化の取組を促進するため、外務省との間でインドネシア、	• 開発効果の最大化を実現すべく、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応するため、外務省の「国別援助方針」への参考に供すること、実施機関として質の高い事業を行うことを目的に開発課題や過去の経験・教訓、協力のアプローチに関する分析・考察等に重点をおいた国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定に着手したほか、これまで機構で実施してきたプログラム強化の取組を促進するため、外務省との間でインドネシア、ラオス、バングラ

		ラオス、バングラデシュ、ガーナ、タンザニアの5カ国において試行的にプログラムを形成することを初めて合意した。これにより、AWを踏まえてプログラムを形成・実施することが外務省と機構の共通の手続きとして確認され、案件形成・採択に係る政府の意思決定プロセスにプログラム・アプローチが明確に位置付けられることとなり、より包括的・効果的なアプローチ及び事業展開が期待される。 • このような取組の結果、調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化、技術協力の成果の資金協力による拡大、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援の実現等、統合によるシナジー効果が発現してきている。 など	デシュ、ガーナ、タンザニアの5カ国において試行的にプログラムを形成することを初めて合意した。これにより、AWを踏まえてプログラムを形成・実施することが外務省と機構の共通の手続きとして確認され、案件形成・採択に係る政府の意思決定プロセスにプログラム・アプローチが明確に位置づけられることとなり、より包括的・効果的なアプローチ及び事業展開が期待される。 • 調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化、技術協力の成果の資金協力による拡大、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援の実現等、統合によるシナジー効果が発現してきている。 など
事業に関する横断的事項	2(2)	• 広報については経費の節減に努めながらも、広報効果の向上に向け平成 21 年度に策定した新広報戦略に基づき、専門広報と一般広報の双方の促進や広報業務実施体制の一層の強化を図りつつ、さらなる対外発信を強化するため、新たな取組手法を積極的に導入した。 • 海外広報については現地向けの研修やフランス語による発信の開始等に取り組み、21 年度比で大幅な報道実績の増となった。 など	• 広報については、政府の指摘も踏まえ、経費の節減に努めながらも、広報効果の向上に向け前年度に策定した新広報戦略に基づき、専門広報と一般広報の双方の促進や広報基幹業務化の一層の推進を図りつつ、さらなる対外発信を強化するため、新たな取組手法を積極的に導入した。 • 戦略的に広報活動が展開されており、アクセス数等の数値実績も良好である。国内向け広報の進展は評価できる。今後は国際社会における機構の取組の発信強化の観点から、在外広報を一層強化することを期待するとともに、引続き認知度等に関するモニタリングが求められる。 など
国民等の協力活動	2(3) (ニ)	• NGOとの連携については、草の根技術協力事業について、NGO側の要望にも応える形で、NGO等の参画促進や事業成果発現につなげるべく、個々の事業規模を拡大する制度改善を行い、募集を開始するとともに、経理手続き等の簡素化を一層進めた。 • NGO－JICA協議会において、技術協力におけるNGOとの連携や民間連携に関する分科会を設置し、具体的な連携の方策について検討を進めた。 など	• NGOとの連携については、草の根技術協力事業について、NGO側の要望にも応える形で、NGO等の参画促進や事業成果発現につなげるべく、個々の事業規模を拡大する制度改善を行い、募集を開始するとともに、経理手続き等の簡素化を一層進めた。また、NGO－JICA協議会において、技術協力におけるNGOとの連携や民間連携に関する分科会を設置し、具体的な連携の方策について検討を進めた。 など
災害援助等協力	2(3) (ヘ)	• 平成 22 年度は、21 年度に認定を受けた都市型捜索救助の国際的な能力検定であるIEC「重(ヘビー)」級認定を踏まえ、実際の派遣において同能力を発揮できる準備態勢の構築及び訓練体制の見直しを行うとともに、国際緊急援助隊の派遣(救助チーム3件、医療チーム2件、専門家チーム4件)を実施した。 • パキスタン洪水被害では、洪水起因の諸病に対応すべく効果的な医療活動を展開した結果、延べ 3,501 名という多数の患者の診療を行い、現地の医療ニーズに的確に対応した。 など	• 平成 22 年度は、21 年度に認定を受けた都市型捜索救助の国際的な能力検定であるIEC「重(ヘビー)」級認定を踏まえ、実際の派遣において同能力を発揮できる準備態勢の構築及び訓練体制の見直しを行うとともに、国際緊急援助隊の派遣(救助チーム3件、医療チーム2件、専門家チーム4件)を実施した。特にパキスタン洪水被害では、洪水起因の諸疾病に対応すべく効果的な医療活動を展開した結果、延べ 3,501 名という多数の患者の診療を行い、現地の医療ニーズに的確に対応した。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 貴委員会では、評価項目のうち、①組織運営の機動性向上(指標:国内拠点の配置状況)、②NGO等との連携、国民参加支援(指標:草の根技術協力事業の実績、NGO人材育成研修等の実績、NGO等が活動するために必要な情報の整備国数、地球ひろばによる活動支援実績)、③開発教育支援(指標:国際協力経験者による体験還元(出前講座)の実績、国内機関訪問への対応実績、開発教育に関するJICAホームページの充実、教員の国際協力現場への派遣実績、開発教育に関する研修の実施実績)、④人材養成確保(指標:国際協力人材センターによる情報提供件数及び利用者数、専門家等登録件数)等については、事業ごとに設定されている定量的かつ具体的な目標値(以下本意見において「目標値」という。)も踏まえた上で評価を行っているとしている。

  しかしながら、目標値については、年度計画等において明示されていないため、いかなる客観的基準に基づき評価が行われたのかについて、国民に対して十分に明らかになっているとは言い難い。

  今後の評価に当たっては、これらの評価項目に係る各事業を含め、本法人の実施する事業について、定量的かつ具体的な目標の設定が可能かつ適当なものについては、年度計画等で目標値を明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人国際交流基金(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:小倉　和夫)
目　　的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい。2 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。3 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。4 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。5 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る)。6 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究。7 1～6の業務に附帯する業務。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南　直哉)
分科会名	国際交流基金分科会(分科会長:建畠　哲)
ホームページ	法人:http://www.jpf.go.jp/j/ 評価結果:http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikin_22/index.html
中期目標期間	5年(平成 19年4月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	第１期中期目標期間	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. また、外務省評価委員会では、平成 21 年度業務実績評価から評定方法を変更している。詳細な評価基準(手法)は第2部第2節１(２)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化に関する事項	－	－	－	－	－	－	
(1)　業務の合理化と経費節減	A	A	A	A	ハ	ロ	
(2)　組織運営における機動性、効率性の向上	A	A	A	A	ハ	ハ	
(3)　業績評価の実施	A	A	B	B	ハ	ハ	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	－	－	－	－	－	－	
(1)　国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施	A	A	A	A	ハ	ハ	
(2)　効果的な事業の実施	A	A					
(3)　国民に対して提供するサービスの強化	A	A	A	A	ハ	ハ	
（項目別評定）							
(4)　文化芸術交流の促進	A	A	A	A	ハ	ハ	
(5)　海外における日本語教育、学習の支援	A	A	A	A	ロ	ロ	
(6)　海外日本研究及び知的交流の促進	A	A	A	A	ロ	ハ	
(7)　国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等	A	A	A	A	ハ	ハ	
(8)　その他	A	A	A	A	ハ	ハ	
(9)　アジア大洋州地域	A	A					
(10)　米州地域	A	A					
(11)　欧州・中東・アフリカ地域	A	A					
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	ハ	ハ	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要な財産の処分	－	－	A	－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	－	－	－	－	－	－	
(1)　人事管理の為の取り組み	A	A	A	A	ハ	ハ	
(2)　施設・設備の改修、運営	B	A	A	A	ハ	ハ	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.24)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成 22 年度の独立行政法人国際交流基金の業務実績全体を総括すれば、主要な中期的数値目標の達成に向けた効率化・経費節減、中期計画に沿った各事業分野の事業実施、外務省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会による平成 21 年度業務実績評価の指摘事項を踏まえた改善努力等、総じて順調な取組が行われたと評価できる。また、行政刷新会議による事業仕分けの指摘事項及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に対し、適切に対応・検討をしたことも評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 業績評価の実施	1(3)	• 国際交流基金は、次の方法により自己評価を実施。	• 評価指標の設定、評価データの収集、外部評価の実施評価結果の反映について、改善の努

		① 事業担当部署によりプログラム評価を実施。 ② ①の結果について、外部専門家に評価を依頼。 ③ ①、②の結果を集約し、外部有識者からなる「国際交流基金評価に関する有識者委員会」に諮り、基金の自己評価内容、課題等について意見を求め、自己評価の妥当性を点検。 • 外務省評価委員会の平成 21 年度業務実績評価における各種指摘について、例えば以下のとおり、順次対応。 ① 文化人招へい事業により来日した各国の文化芸術関係者の帰国後の活動について情報収集を行い、日本関係のプロジェクトを企画実施している事例の確認。 ② JFIC 来場者数拡大のための基金所蔵資料を活用した展示等のイベントの実施。 • 専門評価者及び「評価に関する有識者委員会」の中には、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者を含めた。	力が継続されている。事業の質的なインパクトを把握・分析するため、平成 22 年度には4か国の個別事業を対象とした「評価手法に関する調査研究」を実施している。 以上を踏まえ、中期計画の実施状況は順調である。 今後は、その成果も踏まえ、より適切な評価手法の開発や評価の実施に基づいて、より一層の事業目的等の明確化が図られることが望まれる。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 日本語能力試験	2(5)	• 海外各試験実施地の現地実施経費については、原則として受験料収入で支弁することを奨励しており、平成22年度では、受験料収入のみで賄えない実施地は1都市のみ、基金の負担額は 50 千円(平成 21 年度は、1都市(82 千円))。 また、現地の収支が黒字となり余剰金が発生した場合は、基金に還元を求めており、22 年度は 623 百万円(20 年度は 799 百万円)の還元。 • 海外において日本語能力試験を 56 か国・183 都市で実施し(平成 21 年度は 52 か国・172 都市)、421,546 名(同 555,849 名)が受験。	• 新試験への移行に伴う影響から受験者数は減少したものの、年複数回試験の本格実施に伴い、海外実施地は国数、都市数とも着実に増加したほか、試験の内容改訂やより正確な日本語能力の判定に結びつく得点化等も着実に行われるなど、量的な面での拡大と質的な改善が同時に達成されており、優れた実績として高く評価できる。 ただし、受験者の推移については平成 23 年度以降も注視する必要がある。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 知的交流の促進	2(6)	• 中期計画による重点化方針に基づき、米国(事業実績額が知的交流事業全体に占める割合 55.4%)、中国(同 19.6%)、韓国(同 3.0%)に重点化して実施。 • 6月にワシントンDCでの政策関係者との意見交換及びオピニオン投稿技術を高めるためのメディアトレーニング実施、10 月にはモンタナ州にて日本のメディア関係者やアメリカ研究者らを交えての合宿討論を実施。 • 地理的・歴史的関係の深い中国、韓国を中心に、アジア・大洋州地域としての共通の課題解決のための議論を深める事業、日本及び域内での将来的なネットワーク構築を目指した若手リーダーや若手研究者の育成や交流を目的とする事業等を実施。 • 欧州については世界的な共通課題に関する知的交流強化、ネットワーク構築を中心とした事業を、中東・アフリカについては知的対話を深める会議の開催、フェローシップ供与などの事業を実施。	• 外交上特に継続的対話と理解が必要とされる重点地域、東アジア(中国、韓国)及び米国における知的交流、次世代交流の促進にむけて、対日理解と中核者となる指導者を養成、ネットワーク強化のため、人材、機関との交流、支援事業を実施している。 • 米国の主要なシンクタンクであるアメリカン・エンタープライズ研究所とランド研究所で日本研究が強化されたり、中国からブロガーを含む 46 名の有力世論形成者を招へいするなど、米国と東アジアへの重点化が着実に進展していること、支援対象機関・フェローから高い評価を得ていることなどから、事業の実施は順調と判断できる。 今後は、重点化だけでなく、対象を広げた事業の実施も必要と考えられる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

〔個別意見〕

• 日本語国際センター及び関西国際センターに設置されている図書館の来館者数について、貴委員会では、「昨年度と同水準で推移するなど、中期計画の実施状況は順調である」と評価している。

しかしながら、これらの図書館の来館者数については、目標値が設定されておらず、また、平成 22 年度の来館者数をみると、日本語国際センターについては、21 年度の 19,691 人から 19,744 人へと微増しているが、関西国際センターについては、21 年度の 16,202 人から 15,836 人へと減少していることから、昨年度と同水準で推移していることをもって順調と評価することの妥当性が不明である。

また、本法人では、経費削減及びより広範な情報提供を目的として、平成 21 年 12 月をもって定期刊行物である「をちこち」を休刊とし、22 年8月から「をちこちウェブマガジン」を公開している。

同ウェブマガジンへのアクセス件数についての貴委員会の評価結果をみると、「「をちこちウェブマガジン」へのアクセスが相応のレベルに達している」と評価している。

しかしながら、同ウェブマガジンへのアクセス件数を年間に換算すると約 39,000 件となり、休刊した「をちこち」の年間発行部数(42,000 部)と比べ少なくなっている実態からみると、貴委員会が、アクセスが相応のレベルに達しているとしていることの根拠が不明である。

今後の評価に当たっては、国際センターに設置されている図書館への来館者数の目標値及び「をちこちウェブマガジン」のアクセス件数の目標値を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

④　財　務　省

法 人 名	独立行政法人酒類総合研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:木崎 康造)
目 的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。 2 酒類の品質に関する評価を行うこと。 3 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。 4 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 5 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	酒類総合研究所分科会(分科会長:阿部 啓子)
ホームページ	法 人:http://www.nrib.go.jp/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A⁺、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 短期借入金については、なし又は計画額以内の借入の場合に「○」と評価。 3. 重要財産の処分については、未実施の場合に「○」と評価。 4. 剰余金の使途については、実績なし又は中期計画に沿った使用の場合に「○」と評価。 5. 施設・設備の整備については、未実施の場合に「A」又は「○」と評価。 6. 「※」については、中期目標期間のみの評価項目。 7. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入。 8. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	B	A	A	A	A	
(1)業務運営	A×2	A×1 C×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	
(2)職場環境の整備、職員の資質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)施設・機器等の効率的使用及び業務・システムの最適化	A	A	A	B	A	A	
(4)物件費の経費節減							
(5)事務の効率的処理							
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)酒類の高度な分析及び鑑定	A	A	A	A	A	A	
(2)酒類の品質評価	A	A	A	B	A	A	
(3)酒類及び酒類業に関する研究及び調査	A⁺×1 A×12 B×1	A⁺×2 A×11 B×1	A⁺×2 A×10 B×2	A⁺×1 A×9 B×1	A⁺×2 A×8 B×1	A⁺×3 A×10 B×1	
(4)研究・調査の成果の公表及び活性化	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A×3	
(5)成果の普及	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(6)酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	A	A	A	A	A	A	
(7)酒類及び酒類業に関する講習等	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(8)その他の附帯業務	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
財務内容の改善※							
(1)運営費交付金・自己収入※							
(2)借入金の抑制※							
4. 短期借入金	○	○	○	○	○	○	
5. 重要な財産の処分(譲渡等)	○	○	○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	○	○	○	○	○	○	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(3)施設・設備の整備							

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.6)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 22 事業年度は、独立行政法人移行後 10 年目であり、第 2 期中期目標の最終年に当たるが、平成 21 年 11 月の行政刷新会議の「事業仕分け」の評価結果の内容を受け、平成 22 年4月1日付で中期計画を変更した。当研究所の業務の実績は、本中期計画に照らして順調であった。
- 研究業務については、特別研究4課題、基盤研究7課題とも中期計画に沿って意欲的な研究活動が展開・推進され、充分な研究蓄積と価値ある成果の発表がなされたことが認められる。特に、酒類の品質安定性を高めるための研究、麹菌や酵母におけるポストゲノム手法による醸造特性の解明に関する研究及び麹菌総合データベースシステムの開発とその一般公開への取組みは当研究所ならではのものであり高く評価することができる。
- 研究以外の業務については、特に、赤レンガ酒造工場の一般公開における動員数及び講習会等における満足度から参加者の支持を得られていると認められ評価することができる。また、鑑評会や講習等については、共催化の進展及び収支相償の考え方に基づき、共催相手からの応分の費用負担を進めているところであるが、今後においても一層の拡大と更なる進展を期待したい。
- 予算、収支計画等については、厳しい予算状況の中で、中期計画に沿った業務運営の効率化が図られたほか、理事長のリーダーシップ

を発揮するための「理事長裁量予算」の活用等も適切であると認められる。また、収入、支出のバランスは概ね良好であり、監事による監査結果等も踏まえた健全な運営がなされていることが認められる。
- 人事については、中期計画に沿った人事計画が順調に進められており、非常勤職員の活用、若手任期付研究員の採用なども適切である。引き続き、職員の資質の向上と快適で活力ある職場環境の整備に配慮することを期待する。
- 今後とも、業務の効率的かつ効果的運営に努めるとともに、大学、各種研究機関、民間企業、業界団体との連携を強化しつつ研究活動を活性化させ、研究レベルの維持・発展を図り、酒類や醸造微生物研究における特色ある研究拠点として、国内はもとより国際的にも他の研究機関とは異なるユニークな研究所として確固たる地位を築かれるよう更なる展開を期待したい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営	1(1)	• 理事長裁量枠予算(59 百万円) • 公的研究費の不正使用を防止するため、不正使用に係る調査及び不正使用を行った者に対する懲戒に関する事項を追加するため規定を改訂・公表 • 「独立行政法人酒類総合研究所における研究活動等の不正行為への対応に関する規程」を策定・公表	• 「裁量労働制」の積極的活用、「理事長裁量予算」の活用などこれまで進められてきた施策が継続されており、効率的かつ効果的な業務運営が行われていると評価できる。 • 法令遵守体制も一層整備され、中期計画の最終年度として、順調な進展があり、全体的に成果を着実に上げていると評価できる。
酒類の高度な分析及び鑑定	2(1)	• 国税庁の依頼により、次の分析等を実施。 ➢カルバミン酸エチルの分析(151 点) ➢炭素安定同位体比の分析(27 点) ➢酒質保全効果について検討し、清酒とワインについてその効果を認めた。 ➢酒類等に含まれる酵母及び酵母DNAの検出 • 民間等からの受託分析:96 件 • 浮ひょうの校正:512 点(うち国税庁 417 点) など	• 清酒のカルバミン酸エチルの分析、民間からの受託分析を実施するとともに浮ひょう等の計器校正、分析機器の整備、分析法の改良、受託試験醸造等も中期計画に沿って着実に行われ、分析・鑑定業務の目標を達成した。特に炭素安定同位体比分析による酒類原材料の判別や酒類に含まれる酵母及び酵母 DNA の検出などは酒類総研が行うべき高度な分析業務として適切と認められる。
酒類の品質評価	2(2)	• 全国新酒、本格焼酎の各鑑評会を開催。 • 22 年度は、全国新酒鑑評会については、公開きき酒会は日本酒造組合中央会が中心になって開催し、本格焼酎鑑評会については、人材派遣関係費用及び分析費用の一部を日本酒造組合中央会が負担した。 など	• 外部組織との共催化を進めるとともに、共催化したものについては収支相償の考えに基づき、共催団体に応分の負担を求めている。このほか、酒造組合等の実施する鑑評会への支援等も実施するなど目標の達成に向けた努力が認められる。
酒類及び酒類業に関する研究及び調査	2(3)	• 特別研究:4課題(麹菌培養環境応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発等) • 基盤研究:7課題(酒類の飲酒生理に関する研究、酒類の品質向上に関する研究等)	• 多くの分野において年度計画に沿った良好な進捗が見られる。特に、酒類の品質安定性を高めるための研究、麹菌や酵母におけるポストゲノム手法による醸造特性の解明に関する研究及び麹菌総合データベースシステムの開発とその一般公開への取組みは当研究所ならではのものであり高く評価することができる。
成果の普及	2(5)	• 研究等成果の提供等。 ➢清酒官能評価講習での活用:2回、24 人 ➢ワイン用ブドウ品種の登録 • 講演会及び講習会への講師派遣:37 件 • 遺伝子資源の提供:46 件、348 遺伝子資源 • 刊行物の発行 ➢酒類総合研究所報告:700 部 ➢広報誌「NRIB(エヌリブ)」:2回、28,000 部 など	• 研究論文、特許及び分譲対象菌株リストのデータベース化とホームページの公開がされている。また、ワイン用ブドウの多型解析の研究成果を基に、国際ブドウ・ワイン機構へのワイン用ブドウ品種「甲州」を登録申請(平成 22 年 8 月登録)したことは高く評価できる。また、一般消費者・国民に研究成果をわかり易く伝えるための刊行物の発行、ホームページの公開、施設公開等の状況も良好であると認められる。
酒類及び酒類業に関する講習等	2(7)	• 酒類製造者を対象とした講習の実施。 ➢清酒製造技術講習:2回、31 人 ➢酒類醸造講習:2回、28 人 • 酒類流通業者を対象とした講習の実施。 ➢酒セミナー:14 回、479 人 ➢酒類販売管理情報の提供:HP 掲載等 など	• 受講者数、参加者の満足度等から専門的な講習といった開催の意義と目標は達成されているとともに、その実施に当たっては、収支相償の考えの下、酒造組合等との共催化に向けて努力している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人造幣局(平成 15 年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:新原 芳明)
目 的	貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。
主要業務	1 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。2 貨幣回収準備資金に関する法律(平成 14 年法律第 42 号)第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。7 1から6の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	造幣局分科会(分科会長:牟田 博光)
ホームページ	法 人:http://www.mint.go.jp/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A+、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「－」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	B	A	A	
(1) 事務・事業の見直し				A×1 B×1	A×2	A×2	
(2) 組織の見直し				A	A	A	
(3) 保有資産の見直し				B	A	A	
(4) 内部管理体制の強化	B	A	A	B	A	A	
(5) その他				A	A	A	
(6) 組織の再編等	A	A	A				
(7) 業務処理・製造工程の効率化	A	A	A				
(8) 人材の有効な活用	A	A	A				
(9) 経費の削減	A	A	A				
2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 通貨行政への参画				A	A	A	
(2) 貨幣の製造等				A×3	A×3	A×3	
(3) 勲章等の製造等				A×1 B×1	A×2	A×2	
(4) 貨幣の製造等	A+×1 A×4	A×5	A+×1 A×4				
(5) 勲章等の製造等	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1				
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5. 重要な財産の譲渡等	○	－	○	－	○	○	
6. 剰余金の使途	○	○	○	－	－	－	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	B	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	B	A	B	A	A	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	A	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.6)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の第3年度目に当たる平成 22 年度は、全体的に見て中期目標を着実に推進した展開となっている。当年度は、経費縮減に向けた取組みをはじめとする事務及び事業の見直し、組織の見直し、保有資産の見直し等が課題とされているところであるが、これらの課題に対し取り組んだ結果、全体としては成果が出ていることから、計画は達成されたものと言える。
- 固定的な経費の削減については、一般管理費及び事務費の効率的使用の結果、前中期目標期間中の平均額に対して 19.0%削減と目標(8%以上削減)を大幅に上回る削減が行われた。総人件費・総人員数の削減については、それぞれ平成 17 年度実績に対して 17.0%削減(目標:平成 18 年度から5年間で5%以上削減)、15.2%削減(目標:平成 18 年度から5年間で 10%以上削減)と、ともに中期計画の目標を達成した。
- 保有資産の見直しについては、既に廃止した保養所・職員宿舎などを売却するとともに、独立行政法人通則法の一部改正により不要財産の国庫納付を行う枠組みが整備されたことを受け、平成 22 年度までに処分した資産の売却収入を国庫納付するなど見直しは進

んでいる。契約については、新たに策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組みを実施したが、随意契約件数は、計画時に想定されていなかった新たな随意契約があったことから 26 件となり、計画の 18 件を上回った。
- 貨幣及び勲章の製造においては、数量面、品質面ともに、発注者との契約どおりに、確実な製造と納入が行われた。これに加えて、他の業務分野の柱である貨幣セットの販売も販売数が増加するなど好調である。財務状況は利益面を含めて健全である。品位証明事業についても、公共的役割を果たしつつ採算面に配慮するという課題を引き続き達成することができた。一方で、宝飾品小売市場の落ち込みにより、受託数量が減少傾向にあることから、市場動向を踏まえた対応も必要である。
- 環境保全面では、エネルギー消費原単位の引下げが、本局、広島支局及び造幣局全体のすべてにおいて対前年度比で増加しており、目標の1%減を達成できなかった。これは、猛暑による空調用の電気・ガスの使用量の増加が要因と思われるが、改善策の検討が望まれる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織の見直し	1(2)	• 本局の四条畷宿舎及び枚方宿舎、東京支局の男子寮、広島支局の五日市宿舎4号棟及び第二男子寮を廃止した。 • 広島支局庁舎分室を廃止した。	• 職員宿舎については、廃止・集約化計画に沿って着実な取組みが行われた。また、広島支局庁舎分室については廃止が行われた。
その他	1(5)	• 平成 23 年度の各部門の作業計画及び販売計画等について、策定作業を例年よりも前倒しして9月から開始し、各部門や経営陣で十分に議論し、それぞれの課題やリスクを認識した上で 11 月に原案を策定し、その後更に議論を積み重ね、3月に最終的な決定を行った。	• 平成 23 年度の各部門の作業計画及び販売計画等の策定に当たり、各部門や経営陣で十分に議論し、それぞれの課題やリスクを認識した上で、造幣局を取り巻く環境及びそれを踏まえた今後の方向性等について各種計画に反映させた。
通貨行政への参画	2(1)	• 平成 22 年度における研究開発計画に従って、調査及び研究開発を実施し、これまでの研究成果として平成 22 年度において実用化、製品化されたものが1件ずつあった。	• 偽造防止等の研究開発については、研究開発計画に従って実施され、これまでの研究成果として2件の実用化等が実現した。
貨幣の製造等	2(2)	• 貨幣製造実績:8億 357 万枚 • 市中から回収された 500 円貨について、2億 60 万枚の選別作業を行い、再使用することが適当な貨幣 3,000 万枚を納品した。	• 貨幣の製造量の変更にも柔軟に対応した生産管理の下で、高品質で純正画一な貨幣を、財務大臣の定める製造計画に従って製造し、納品貨幣の返却件数ゼロを維持し、年度計画を確実に達成した。
貨幣の製造等	2(2)	• 貨幣セット販売実績:2,089,873 セット(21 年度:1,915,366 セット) • アンケート調査(顧客満足度):4.2(目標:5段階評価 4.0 以上) • 国内外で開催される主要国際マネーフェアに参加し、取引実績のないディストリビューターとも積極的に接触し、取引先の新規開拓を図った。	• 貨幣セットの購入者や造幣局主催のイベントなどへの来客者に対してアンケートによる満足度調査を実施し、5段階調査で目標の 4.0 を上回る 4.2 となり年度計画を達成した。 • 取引先の新規開拓を図った結果、アメリカ、ポーランド、ベルギーの業者・機関3者と新たに取引を開始することができた。
勲章等の製造等	2(3)	• 勲章等製造請負契約に基づく 26,982 個を確実に製造、納品。 • 金属工芸品受注・販売実績:34,062 個	• 勲章は精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により確実に製造することとし、内閣府との間で締結した契約に基づき 26,982 個を確実に製造・納品した。
勲章等の製造等	2(3)	• 貴金属の品位証明受託実績:179,089 個 • 貴金属製品の品位証明については、国際規格に準拠した品位判定基準及び品位区分表示の導入並びに品位証明記号の見直し等の対応準備に取り組んだ。	• 貴金属の品位証明については、サービス向上の一環として、国際規格に準拠した品位判定基準及び、品位区分表示の導入並びに品位証明記号の見直し等の対応準備に取り組んだ。
予算、収支計画、資金計画	3	• 当期総利益:1,931 百万円 • 経常収支比率:107.8%(目標 100%以上) • 棚卸資産回転率:3.18 回(目標:平成 19 年度実績(2.32 回)を上回る。)	• 大幅な経費削減を行った結果、経常収支比率及び棚卸資産回転率は、年度計画の目標値を上回り、年度計画を達成した。
人事に関する計画	7(1)	• 平成 22 年度は目標管理の考え方を採り入れた新たな人事評価制度への移行初年度に当たり、説明会の開催及び試行期間を経て、新制度に移行した。	• 目標管理の考え方を取り入れた新たな人事評価制度を導入し運用を開始したところであり、各人の能力向上、スキルアップに積極的に取り組んでいる点は評価できる。
環境保全に関する計画	7(4)	• 光熱水量使用量の対平成 21 年度増減率:電気 1.6%増加、ガス 6.9%増加、水道 10.6%減少。 • エネルギー消費原単位(前年度比):本局 7.1%増加、広島支局 0.1%増加、造幣局全体 2.4%増加(目標:△1%以上改善)。	• 光熱水量使用量は、対前年度比で電気及びガスの使用量が増加しているが、猛暑による空調用の電気・ガスの使用量の増加が要因と思われる。 • エネルギー消費原単位は、本局、広島支局及び造幣局全体の全てにおいて、対前年度比で増加しており、目標の1%減を達成できなかった。今後の対応策の検討が求められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立印刷局(平成 15 年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:南木　通)
目　　的	銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。
主要業務	1 銀行券の製造を行うこと。2 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。3 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。4 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。5 国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷を行うこと。6 1から5の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田　博光)
分科会名	国立印刷局分科会(分科会長:岩村　充)
ホームページ	法　　人:http://www.npb.go.jp/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A+、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「－」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	B	B	B	B	A	
(1) 事務及び事業の見直し				A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 組織の見直し				A	B	A	
(3) 保有資産の見直し				B	A	A	
(4) 内部管理体制の強化				A	A	A	
(5) 事業運営の効率化目標、その他				B	B	B	
(6) 効率的かつ効果的な業務運営の確立	A	B	B				
(7) 内部管理体制の強化	B	B	B				
(8) 業務運営の効率化に関する指標	A	A	A				
2. 業務の質の向上	B	B	B	A	A	A	
(1) 通貨行政への参画				A	A	A	
(2) 銀行券の製造等				A	A	A	
(3) 旅券、印紙等の製造等				A	A	A	
(4) 官報、法令全書等の提供等				A	A	A	
(5) 銀行券の製造等	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1				
(6) 官報、法令全書等の提供	A	A	A				
3. 予算、収支計画、資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	-	
5. 重要な財産の譲渡等	○	○	○	－	○	○	
6. 剰余金の使途	－	－	－	－	－	-	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	B	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	B	A	B	A	B	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	A	B	A	A	
(5) 印刷局病院	B	B	B				

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.6)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 主たる業務である銀行券の製造においては、量的にも、質的にも、確実な製造と納入が遂行され、業務の効率化も計画どおりに進められるなど、全体的に見て中期計画に沿って概ね順調な業務展開となっている。
- 業務運営の効率化においては、偽造面などの守秘性に問題を生じさせない範囲で、引き続き外部への業務委託を行うほか、政府刊行物サービス・センターについて廃止を決定するなど、中期計画どおり実施した。工場別の固定的な経費の削減は、7工場すべてにおいて前中期目標期間の平均額を下回り、総人件費・総人員数の削減については、それぞれ対前年度比 3.5%削減、1.5%削減となったことに加え、基準年度(平成 17 年度)に対しても 13.5%削減、11.5%削減となり、ともに中期計画の目標を達成した。虎の門工場の印刷機能の滝野川工場への移転について手続きが進められたほか、独立行政法人通則法の一部改正により不要資産の国庫納付を行う枠組みが整備されたことを受け、大手町敷地、市ヶ谷センター及び久我山運動場の現物による国庫納付や平成 22 年度までに処分した資産の売却収入の国庫納付が行われるなど、組織・保有資産の見直しは着実に進展している。
- 東京病院の移譲については、その前提となる病院経営の健全化に注力しているところである。目標としてきたキャッシュ・フローベースでの黒字化まであと一歩となっているが、移譲に向けては具体的な成果を得るまでには至っていない。
- 業務の質の向上に関しては、銀行券及び旅券等の内外における動向調査を行い、偽造防止技術に係る研究・開発から情報収集、提供まで、順調な展開となり、また旅券の製造等の業務や官報の提供についても中期計画に沿って、支障なく行われている。
- 予算・収支計画・資金計画においては、人員の削減や製造体制の見直しによる効率的な製造の結果、経常収支率が113%と年度目標(100%)を上回る水準となっている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事務及び事業の見直し	1(1)	• セキュリティ製品事業のうち、銀行券等以外の製品については、国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化。 • 情報製品事業については、公共上の見地から必要な事業に限定。 • 政府刊行物サービス・センターについては、平成 24 年度までに廃止することとした。 • 官報については、守秘性に問題がない業務の一部について、一般競争入札により契約を締結し外部委託を実施。 • 東京病院については、他の医療機関等への移譲に向けて、東京都北区と協議を進めるとともに、公的医療機関に対しても幅広く打診を実施。	• セキュリティ製品事業及び情報製品事業については、民間において対応可能と認められる製品からは撤退しており、国立印刷局の特性を生かした分野に特化している。 • 政府刊行物サービス・センターについては、廃止することを決定した。 • 官報については、守秘性に問題のない入力・校正等業務の一部について一般競争入札により契約を締結し、引き続き外部委託を実施している。 • 東京病院については、病床利用率が向上し、収支改善が進んでいる。他の医療機関への移譲については、具体的な成果が得られていない。
組織の見直し	1(2)	• 工場別の固定的な経費は、すべての工場で前中期目標期間中の平均額を下回った。 • 平成 22 年度末総人員数:4,474 人(17 年度末総人員数(5,056 人)に対して 11.5%減) • 間接部門の人員数については、平成 22 年度期末は 1,703 人となり、平成 20 年度期首に比べ 8.5%(158 人)削減。	• 工場別の固定的な経費については、7工場すべてにおいて、前中期目標期間中の平均額を下回り、削減が着実に実行されている。 • 人員削減について、総人員数は中期計画の目標を達成した。また、間接部門の人員数の削減については、総人員数の削減率を上回った。
保有資産の見直し	1(3)	• 大手町敷地、市ヶ谷センター及び久我山運動場(帳簿価額合計 987 億円)については、政府の方針に沿って、現物を国庫納付。 • 過年度及び平成 22 年度の不要財産の譲渡収入(合計 259 億円)を国庫納付。	• 独立行政法人通則法の一部改正により、不要財産の国庫納付を行う枠組みが整備されたことを受けて、大手町敷地等について現物を国庫納付した。 • 平成 22 年度までに処分した資産の売却収入等を国庫納付した。
銀行券の製造等	2(2)	• 財務大臣の定める製造計画を達成。 • 印刷部門等における二交替勤務体制による機械稼働及び製紙部門における長期連続操業による機械稼働を継続。 • 平成 16 年度から 19 年度までの実績平均を 100 とした総合損率の相対比率 製紙部門:99　印刷部門:61	• 財務大臣の定める製造計画どおり、年間 33 億枚の製造・納入を支障なく確実に達成。 • 製造工程での品質管理・保証体制の強化を図るために検査装置を拡大設置したこと等により、総合損率の相対比率について、中期計画で定めた目標を達成した(目標:16 年度－19 年度実績平均を 100 とし、製紙・印刷部門ともに 100 以下　実績:製紙 99、印刷 61)。
旅券、印紙等の製造等	2(3)	• 旅券の製造に当たっては、二交替勤務体制を継続し、安定的かつ確実な製造を実施。 • 次期旅券仕様に向けて、偽変造・改ざん防止技術を高度化した旅券の試作品の作製・検討を進めるとともに、ICチップのセキュリティ強化策について検討し、必要となる装置の導入に向けた準備を推進。 • 印紙等については、国立印刷局が開発した独自の偽造防止技術を平成 23 年度発行予定の特許印紙の仕様変更に反映。	• 旅券及び印紙の製造は、数量、品質両面とも確実に行われている。 • 偽造防止技術に関する秘密情報の管理を徹底するとともに、次期旅券仕様に向けて、偽変造・改ざん防止技術を高度化した旅券の試作品の作製を行うなど検討を進めている。 • 印紙等については、国立印刷局が開発した独自の偽造防止技術を平成 23 年度発行予定の特許印紙の仕様変更に反映させるなど成果を上げている。
官報、法令全書等の提供等	2(4)	• 官報特別号外(緊急官報)の製造訓練を実施(9月、12 月)。東日本大震災発生に際しては、特別号外 14 件を迅速かつ確実に発行。 • 政府調達公告記事の入稿受付期日を4日間短縮。 • 官報訂正記事箇所:100 ページ当たり 41(前中期目標期間の実績平均値を 100 とした相対比率) • 「インターネット官報の無料公開(公開期間の拡大)」について、内閣府と連携して対応。	• 官報の迅速かつ確実な製造と緊急事態発生時への対応体制の強化に努めている。 • 政府調達原稿受付システムの新規運用に伴い、特殊法人等の政府調達公告記事の入校受付期日の短縮を図った。 • 官報の訂正記事箇所数について、中期計画を大幅に上回って達成(計画:前中期目標期間の実績平均値(100 ページ当たり)を 100 とし、毎年度 100 以下、実績:41)したほか、インターネット版官報のあり方については、無料公開について内閣府と連携して対応を図るなど検討を進めた。
予算、収支計画、資金計画	3	• 経常収支率:113%(目標 100%以上) • 営業収支率 セキュリティ製品事業:108% 情報製品事業:132% • 当期純利益:5,190 百万円	• 人員の削減及び人件費以外の経費の削減に努め、採算性を向上させた結果、経常収支率は中期計画の目標(100%以上)を上回る 113%、事業別の営業収支率はセキュリティ製品事業は約 108%、情報製品事業は約 132%となった。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中井 昭夫)
目 的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。
主要業務	1 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 2 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	日本万国博覧会記念機構分科会(分科会長:橋本 介三)
ホームページ	法 人:http://www.expo70.or.jp/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5 年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第一期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」の評価について、H15 年度は公園事業、基金事業ごとに評価を実施。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「―」を付している。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務の効率的処理	A×7	A×7	A×7				
(2)共通事項				A×2 B×2	A×3 B×1	A×3 B×1	
(3)公園に関する事項				A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	
(4)基金に関する事項				A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	B	A	A	A	A	
(1)利用者に対するサービスの向上	A×3 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1				
(2)環境保全への積極的な貢献	A×2	A×2	A×2				
(3)環境保全に関する計画の策定	A	A	A				
(4)地域社会への積極的な貢献	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3				
(5)効果的な助成金の交付	A×2	A×2	A×2				
(6)助成金交付の選定手続き等における客観性及び透明性の確保	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1				
(7)公園に関する事項				S×1 A2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(8)基金に関する事項				B×2	B×2	B×2	
(9)公園事業への繰入れの拡大				B	B	B	
(10)基金の管理及び運用における客観性及び透明性の確保	A×2	A×2	A×2	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	B	
(1)公園に関する事項				A	A	B	
(2)基金に関する事項				－	－	－	
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5. 重要な財産の譲渡・処分	－	－	－	－	－	－	
6. 剰余金の使途	A	－	A	－	－	－	
7. その他業務運営に関する事項	B	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)公園整備等に関する計画	B	A	A	A	A	A	
(3)公園内の安全管理				B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.6)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 22 年度は、万博開催 40 周年記念として前年度に引き続き利用者ニーズに的確に対応した多彩なイベントの企画、活発な宣伝活動を行い、入園者数はほぼ前年度並を確保し、スポーツ施設等の利用件数は前年度より増加したものの、入場料等収入は年度計画を下回った。
- 人件費削減については、再任用職員の非常勤化、業務の効率化による超過勤務の抑制等の取組みにより、中期計画を上回る削減を達成しているほか、経費の削減についても競争的契約の徹底や NPO 法人等民間ノウハウの積極的な活用により、中期計画の達成に向けて順調に推移している。このような状況の中、前年度よりは利益が減少したものの、中期計画の達成に向けて順調な業績を挙げているものと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(2)	• 総人件費を除く一般管理費が 1,937 百万円で年度計画を上回る更なる削減となった。 • 18 年度に対する削減率は△6.5%の削減となっている。	• 競争的な契約の徹底、NPO 法人等民間のノウハウの活用等により、一般管理費の削減については、△6.5%の削減となっており、中期計画の目標達成に大幅に近づいている。。
公園敷地の有効活用等	1(3)	• 未利用地に係る平成 22 年度中の新規の貸付として、2件の貸付を行い、これによる 22 年度貸付料収入は約 1,7 百万円。 • ネーミングライツの売却については、万博記念競技場を対象に利用団体と検討してきたが、協議は進展させることはできなかった。	• 未利用地の土地貸付は、これまでに定期借地権設定契約を締結するなど、安定的な収益の確保に寄与している。 • ネーミングライツについては、施設使用者側の事情もあり、協議の進展はなかった。
公園に関する事項(利用者に対するサービスの向上)	2(1)	• 自然文化園・日本庭園の各ゲートに意見箱を継続設置し、平成 22 年秋から新たに施設や公園運営面等における満足度調査も実施した。また、聴き取り調査やアンケート調査など各種調査により、延べ3,946 人の来園者の意見等からニーズを把握・分析し、早急に対応可能なものは適切な対応を行った。 • 平成 21・22 年度のアンケート調査結果を踏まえ、希望の多かったイベントの拡充、便益施設等の充実、広報宣伝の強化などの対応を実施した。 • 平成 22 年度は「日本万国博覧会開催40周年」にあたるため、新規の周年事業に加え、毎年間断なく実施しているイベント等の開催、参加型のスポーツ大会など、年間を通じて様々なイベント等を実施し、利用者の満足度を高めた。	• 利用者ニーズや潜在的なニーズをアンケート調査により把握のうえ、多彩なイベントの企画や、地元のみならず全国・海外への広報努力などによる利用者の拡大を図った。その結果、猛暑や東日本大震災による自粛ムードの中で、入園者数をほぼ前年度並確保していることは、特に優れた成果をあげていると評価できる。 • 今年度は日本万国博覧会開催 40 周年記念事業や岡本太郎生誕 100 周年、生物多様性条約締約国会議など、機構の大きな節目に当たる事業に対し、的確かつ積極的に対応するとともに、マスコミへの情報発信など広報活動にも積極的に取り組んだところは高く評価される。
基金に関する事項(助成金の交付に係る選考手続等における客観性及び透明性の確保)	2(8)	• 助成事業の条件や対象となる費目などを記載している募集要項に記載されている「資金使途予算表」の記入例に注意すべきポイントを新たに記載した。 • 基金事業のこれまでの助成実績、平成 23 年度助成事業の募集情報・交付決定状況、特色のある助成事業等を掲載した広報誌を作成し、関係省庁等に送付するとともに、万博公園近隣の駅構内及び公園内に配置した。 • 平成 22 年度助成事業から、万博表示の徹底を図るため、日本万国博覧会記念基金交付規程を改正し、正当な理由なく広報物や成果物等に万博表示を行わなかった助成事業者については、助成金を減額することとした(適用事例はなし)。	• 基金事業の広報活動を中心に引き続き努力が重ねられていることは評価できる。 • 基金事業ニュース「万博レポート」は、内容が分かりにくいことから、国民目線でわかりやすく編集することが期待される。
基金の運用及び管理における客観性及び透明性の確保	2(10)	• 基金の管理運用にあたっては、より効果的な運営に努め、責任体制を明確化するため、内部組織体制の整備、運用方針の決定、毎月開催の「債券運用会議」における運用資産明細表の報告に取り組んできた。 • 基金の管理・運用については、規程に基づき適正な管理・運用に努めた。また、透明性確保の観点から、基金の運用状況や運用益の使途について、ホームページで公表した。	• 基金の管理及び運用を適正に行うとともに、責任体制を明確にするため、役員及び幹部職員による「債券運用会議」において、債券運用方針を決定している。 • 「債券運用会議」を毎月開催し、前月分までの運用資産明細表により、債券の償還、再運用、利金収入の状況や助成金の支払い状況等を報告している等、客観性及び透明性の確保に十分配慮しているものと認められる。
公園内の安全管理	7(3)	• 万博公園安全管理連絡会の構成団体に、「事故災害発生時対応マニュアル」及び「施設安全点検マニュアル」の従業員への周知徹底を要請するとともに、平成 20 年に制定した安全に関するマニュアルの再検討に資するため、改善意見等の提出を要請した。 • エキスポランド跡地内のプール再開に係る企画提案公募を行う際に、建築基準法等に基づく関係行政機関の検査・許可に適合する運営方法を条件とし、採択された受託者により前記の検査・許可を得たのち、監視要員の配置など適切な安全確保に努めた。	• 万博公園安全管理連絡会議において、事前に募った意見を元に、「事故災害発生時対応マニュアル」、「施設安全点検マニュアル」の改正等を行うなど、引き続き安全管理体制の維持及び安全教育の徹底に取り組んでいる。 • エキスポランド内のプール再開に際しても安全確保に努め、事故対応や落雷対応策、AED による救命措置、東日本大震災への対応など適切な対応が着実に浸透しているものと認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成 15 年 10 月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:堤　芳夫)
目　　的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1　農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2　林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3　漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4　農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5　漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田　博光)
分科会名	農林漁業信用基金分科会(分科会長:櫻井　宏二郎)
ホームページ	法　　人:http://www.affcf.com/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第一期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A+、A、B、C、Dの5段階評価。ただし、2段階評価が適当な項目については○×による評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	A	
(1)事業の効率化	B	A	A	A×1 B×3 C×1	A×1 B×4	A×2 B×2 C×1	
(2)業務運営体制の効率化	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	B×2	B×2	
(3)経費支出の抑制	A	A	A	A×3	A×3	A×3	
(4)内部監査の充実	A	B	A	B	A	A	
(5)内部統制機能の強化				A×1B ×2	A×1 B×2	A×1 B×2	
(6)評価・分析の実施	B	B	B	B	A	B	
(7)情報システムの整備	B	B	A	B	A	A	
(8)調達方式の適正化				A×1 B×3	A×4	A×4	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	A	A	A	
(1)事務処理の迅速化	A×3	A×2 B×1	A×3	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	
(2)国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	
(3)適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A×2 B×2	A×1 B×3	A×4 B×1				
3. 財務内容の改善	B	B	B	B	B	A	
(1)適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定				B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	
(2)引受審査の厳格化等				A×1 B×4	A×4 B×1	A×4 B×1	
(3)モラルハザード対策				A×2 B×1	A×3	A×3	
(4)求償権の管理・回収の強化等				B	A	A	
(5)代位弁済率・事故率の低減				A	A	A	
(6)基金協会及び共済団体等に対する貸付け				B	A	A	
(7)資産の有効活用				B	B	B	
4. 予算、収支計画及び資金計画	－	－	－	B	B	B	
5. 短期借入金の限度額				－	－	－	
6. 重要な財産の譲渡等の計画	－	－	－				
7. 剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	－	－	－	B	B	A	
(1)職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)				A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	
(2)積立金の処分に関する事項				○	○	○	

8. 施設及び設備に関する計画	－	－	A			
9. 人事に関する計画	A	B	B			
10. その他						
(1)人事に関する計画						
(2)積立金の処分						

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.6)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 事業規模や人件費等の量的な指標に関しては概ね目標を達成しているものと評価でき、中期目標の達成に向け、自発的な取組みを強化することが期待される。他方、大口保険引受案件の事前協議で得られた情報や様々なリスクに関する情報の活用方法等については、一層の努力が必要となるほか、今後の経済情勢を勘案すれば、さらに慎重な計画が求められる。長期的に安定した制度の運営に向けて果敢な取組みを期待するとともに、より一層の経営努力によって社会経済的な負託に応えてもらいたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業の効率化	1(1)	• 事業費について19年度予算対比で28.6%の減少(削減目標 3%)。 • 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務について、引受審査の厳格化、部分保証等の取組を実施。 • 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金のあり方に関する検討会を開催し、農業信用保険業務については、引き続き検証していくとされ、漁業信用保険業務については、現時点では民間で対応することは困難であるとの分析結果が得られた。 など	• 事業費の削減は目標を達成しているものと認められ、評価できる。 • 効率化に向けて様々な取組みを導入したことについては評価できる。 • 「民でできることは民で」という考え方を踏まえた議論が必要である。また、検討会のあり方を再検討する必要もあるのではないか。 など
経費支出の抑制	1(3)	• 一般管理費について 19 年度予算対比で40.4%の削減(削減目標9%)。 • 人件費について17年度決算対比で13.5%の削減(削減目標5%)。 など	• 一般管理費の削減やコスト意識徹底化の取組みについては評価できる。 • 人件費の削減については、独自の取組みが行われており評価できる。民間の動向を踏まえて一層の努力を期待する。 など
事務処理の迅速化	2(1)	• 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、1項目で8割(目標)未満となったが、他はすべて目標を上回る結果となった。 など	• 目標を達成できなかった項目に関する事情・背景は理解でき、事務処理は標準処理期間内に概ね行われていると評価できる。 など
国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	2(2)	• ホームページアクセス分析において、毎年度アクセスの多い、契約関連情報のページについて、利用者により分かり易く情報提供できるように、入札公告のページと契約公開事項のページを分割する改修を行った。	• ホームページ等における情報公開の充実については、民間調査機関から高評価を受けていることからも、評価できる。他方、アクセス分析については、その結果をどのように活用するかが重要である
引受審査の厳格化等	3(2)	• 農業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議件数は 534 件。大口保険金請求対象案件について事前協議を実施。 • 漁業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議件数は52件。大口保険金請求対象案件についてはすべて事前協議を実施。 など	• 特段の問題はないと判断できる。 • 基金協会との連携の強化を評価できる。 など
求償権の管理・回収の強化等	3(4)	• 22 年度の回収実績は 4,539 百万円(目標4,516 百万円、達成度合い 100.5%)。回収実績向上のため、基金協会との連携強化に努めたほか、債権回収業者(サービサー)への案件委託を実施する等の取組を行った。 など	• 回収金収入の目標については全体として達成されており、特に林業信用保証における達成率の上昇については評価できる。他方、サービサーを更に活用できる体制作りについては急務である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成 16 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:澤田　正晴)
目　　的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴う必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4　前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田　博光)
分科会名	奄美群島振興開発基金部会(部会長:横山　彰)
ホームページ	法　　人:http://www.amami.go.jp/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	第一期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A+、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「－」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
(1)業務運営体制の効率化	B	A	A	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	B	A	A	A	A	A	
2. 業務の質の向上	B	A	A	A	A	A	
(1)保証業務	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2)融資業務	A×1 B×1	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	
(3)保証業務、融資業務共通事項	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	C	C	C	C	C	C	
(1)財務内容の改善①(保証業務)	C	C	C	C	C	C	
(2)財務内容の改善②(融資業務)	C	C	C	C	C	C	
(3)財務内容の改善③(余裕金の運用)	B	B	B	B	B	B	
(4)予算、収支計画及び資金計画	B	C	C	C	C	C	
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	○	－	－	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	－	－	－	－	－	－	
6. 剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7. 施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	－	
8. 人事に関する計画	B	B	B	B	B	B	
9. その他業務運営に関する事項			－	A			

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.6)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、業務運営の効率化や業務の質の向上、人事に関する計画については、一定の評価が認められるものの、財務内容及び予算、収支面では繰越欠損金の増加等大きな課題が残っており、更なる改善方策の検討が必要である。
- 業務運営の効率化については、全体として、順調に年度計画を達成しており、職員研修の実施、コンプライアンス体制の充実、理事長を主体とした内部統制の確立に向けた取り組みや監事による適切な監査の実施、調達方式の適正化への取り組み状況に加え、一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績をあげる等、業務の合理化・効率化を積極的に実行している。特に、内部統制については、法人の長として組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等の周知徹底に努めていると評価できる。さらに、対国家公務員ラスパイレス指数については、前年度に比して 2.8 ポイントの改善がなされている等、業務の合理化・効率化に向けた取り組みを実施していることは評価できる。今後は、効率的な体制を活用し、迅速な顧客情報のデータベース化が望まれる。
- 業務の質の向上については、標準処理期間内の事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努める他、貸付対象事業の実施状況の確認を適切に行うため、個別融資先に対する事業完了報告に係る説明資料の徴求、実施確認等の事業完了確認事務を徹底して行っている。また、利用者等の利便性向上のため、情報提供や、基金役員による地域の事業者に対する研修会を実施するなどコンサルタント機能の充実も着実に実施されているが、アンケート調査等により把握した利用者ニーズの業務への反映が必ずしも明確でない。
- 人事に関する計画については、概ね順調に達成しているが、今後とも能力、資質に応じた適切な人員配置を行い、業務環境が厳しい中で職員のインセンティブの確保等、業務効果を見据えた対応が必要である。
- 一方、財務内容については、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等によりリスク管理債権は昨年度より減少し、回収率を含めて計画は達成しているものの、保証債務残高等の減少や経済状況の低迷、リスク管理債権算定区分の基準変更等の影響もあり、リスク管理債権割合については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている。今後は、第二期中期計画の達成に向けて、当基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえ、新規発生の抑制に向けた努力と事業再生によるリスク管理債権の圧縮、償却処理等を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを加速し、財務の健全化を実現する必要がある。なお、リスク管理債権の算定区分の基準変更は妥当である。
- 予算、収支面での実績については、計画を下回ったことに加えて、収支が大幅な赤字となっており、収支の改善に効果があるような対策を検討する必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営体制の効率化	1(1)	• 年間延べ 15 名の通信講座の受講及び外部機関の研修を実施。 • コンプライアンス関係規程及びマニュアルの改正を行いコンプライアンス委員会の組織体系の見直しを実施。 • 入札について、「入札に係る総合評価方式の運用マニュアル」及び「再委託の適正化を図るための運用基準」を制定。 • 競争入札の実績なし。随意契約は4件、3,879 千円(21 年度 4 件、3,689 千円)、企画競争・公募は1件、5,880 千円(21 年度1件、3,465 千円)。 など	• 事業者再生支援委員会、審査委員会、業務の評価・点検チーム、コンプライアンス委員会等の活用、業務課での期中管理の実施など効率的な運営体制が維持され、その中で、職員研修の実施、コンプライアンス体制の充実、理事長を主体とした内部統制の確立に向けた取り組みや監事による適切な監査の実施、調達方式の適正化への取り組みが行われ、業務の合理化・効率化に向け、各指標とも順調に達成している。効率的な体制を更に活用し、迅速な顧客情報のデータベース化が望まれる。
一般管理費の削減	1(2)	• 一般管理費は対 20 年度計画比で△10.1%(目標6%)。 • 総人件費は対 17 年度比で△19.5%(目標5%)。 • 対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術)は 93.4(21 年度 96.2)。 など	• 一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績をあげており、順調に達成。特に、対国家公務員ラスパイレス指数については、22 年度は 93.4 と前年度に比して 2.8 ポイントの改善。また、福利厚生費についても法令上必要な支出のみであり、問題は認められない。
保証業務	2(1)	• 標準処理期間内に処理を行った割合は 88.6%(105 件中 93 件)。 • 保証申込の全案件について中小企業信用情報データベースシステム(CRD)による事業者の財務諸表の分析、スコアリングを行い、結果等を保証の審査項目として活用。 • 鹿児島県主催の「中小企業融資制度研究会」での協議、奄美基金主催の「保証業務関係者会議」での意見徴収・交換等を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切であるかどうか内部で検討し、23 年4月からの保証制度等の改善に活かした。	• 標準処理期間内に処理を行った割合は計画を達成。また、金融機関との情報交換、CRD の活用による事業者の財務諸表の分析、スコアリングも計画どおり行われた。 • 「保証業務関係者会議」を開催しその協議を踏まえて改善に生かす等、適切な保証条件の決定に向けた調査・検討及び見直しが諮られており、年度計画を順調に達成している。なお、適切な保証条件の設定に留まらず、保証対象事業の実施状況の確認を適切に行うために、関係金融機関との情報交換を随時行っている。
融資業務	2(2)	• 標準処理期間内に処理を行った割合は 97.8%(93 件中 91 件)。 • 関係金融機関との情報交換を随時行ったほか、融資申込の全案件についてCRDによる事業者の財務諸表の分析、スコアリングを行い、結果等を融資の審査項目として活用。 • 株式会社日本政策金融公庫の金利情報を毎月入手するとともに、奄美基金主催の「融資業務関係者会議」での意見徴収・交換等を行い、現在の融資制度、融資条件等の設定が適切であるかどうか内部で検討を行った。 • 個別融資先に対する事業完了報告に係る疎明資料の徴求、実地確認等事業完了確認事務の徹底を図った。	• ほぼ全ての案件を標準処理期間内に処理し、計画を達成。また、金融機関との情報交換、CRD の活用による事業者の財務諸表の分析、スコアリングも計画どおり行われた。 • リスク区分に応じた段階的な金利の設定、融資の条件や需要に関する「融資業務関係者会議」の開催等、適切な貸付条件の設定に向けた調査・検討が行われており、年度計画を順調に達成している。なお、適切な貸付条件の設定に留まらず、貸付対象事業の実施状況の確認を適切に行うため、個別融資先から事業完了報告に係る説明資料を徴求し、また、実施確認等の事業完了確認事務を徹底して行っている。
財務内容の改善①(保証業務)	3(1)	• リスク管理債権割合は 53.5%(計画 38.6%、21 年度実績 48.0%)。 • 求償権回収率は 5.9%(計画 5.8%、21 年度実績 4.4%)。 など	• リスク管理債権割合の抑制については、年度計画を大幅に下回っている。経済状況の低迷等の影響もあるものの、引き続き、新規発生の抑制に向け努力を行うとともに、事業再生によるリスク管理債権の圧縮、償却処理の検討等が必要である。
財務内容の改善②(融資業務)	3(2)	• リスク管理債権割合は 52.4%(計画 42.3%、21 年度実績 48.0%)。 • リスク管理債権回収率は 8.8%(計画 8.7%、21 年度実績 8.1%)。 • 21 年度末における繰越欠損金は 5,201 百万円(21 年度末より 146 百万円増加)。	• リスク管理債権割合の抑制については、年度計画を大幅に下回っている。経済状況の低迷等の影響もあるものの、引き続き、新規発生の抑制に向け努力を行うとともに、事業再生によるリスク管理債権の圧縮、償却処理の検討等が必要である。
予算、収支計画及び資金計画	3(4)	• 収入総計 2,941 百万円(計画 3,289 百万円)、支出総計 1,919 百万円(計画 3,296 百万円)。 • 総利益総計△146 百万円(計画 38 百万円)。 など	• 予算及び収支が保証、融資業務ともに計画を下回ったことに加え、収支が赤字となっており、繰越欠損金を更に増加させていることから、業務上の改善策を検討し、引き続き、財務内容の健全化に取り組む必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人住宅金融支援機構(平成 19 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:宍戸 信哉)
目 的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:牟田 博光)
分科会名	住宅金融支援機構分科会(分科会長:川口 有一郎)
ホームページ	法 人:http://www.jhf.go.jp/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成 19 年4月1日～平成 24 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	1. A+、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「－」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞					
1. 業務運営の効率化	A	B	B	B	
(1)組織運営の効率化	B	B	B	B	
(2)一般管理費等の低減	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3)業務・システム最適化	A	A	A	A	
(4)入札及び契約の適正化	B	B	B	B	
(5)業務の点検	B	B	B	C	
(6)積極的な情報公開	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	B	
(1)証券化支援業務	A×3 B×5	A×2 B×5 C×1	A×4 B×5	A×4 B×5	
(2)住宅融資保険業務	A×1 B×2	A×1 B×2	B×3	A×2 B×1	
(3)住情報提供業務	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	
(4)住宅資金融通業務	A×1 B×2 C×1	A×1 B×2 C×1	B×2 C×2	B×3 C×1	
(5)団体信用生命保険等業務	B	B	B	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	
(1)収支改善	B	C	B	C	
(2)繰越損失金の低減					
(3)リスク管理の徹底	A×1 B×4	B×4 C×1	B×5	B×5	
(4)予算、収支計画及び資金計画	－	－	－	－	
4. 短期借入金の限度額	○	○	○	○	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	－	－	－	－	
7. その他業務運営に関する事項	A	B	B	B	
(1)施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	
(2)人事に関する計画	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3)積立金の使途	－	－	－		

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.6)(主なものの要約)

(1)総合評価

- 本機構では、選択と集中による業務の効率化が着実に進展しており、特に一般管理費やシステム・コストの大幅削減などの点において、中期目標に近づきつつあると言える。また、適切な融資審査の実行を担保するために、取扱金融機関ごとのモニタリングを実施するなどして違反がないことを確認しており、証券化市場の育成に努力していることが伺える。
- 他方、東日本大震災の影響もあって、証券化支援事業でのリスク管理債権比率が想定以上の高まりを見せるなど、適切な債権管理がより一層求められているほか、機構職員の収賄事件や過年度の会計検査院指摘事項への不完全な対応など、臨時的なリスク要因に対応しきれていない。
- 組織運営のさらなる適正化について、法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化やコンプライアンス関連組織の充実、内部監査部門の強化を行うなど、改善の努力が必要であり、組織をスリム化しつつ内部統制の維持・強化を図るという課題への更なる取組みを期待したい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	1(2)	• 一般管理費は対平成 18 年度比で▲21.2%(目標▲15%)。 • 全額繰上償還請求債権に占める債権回収会社を活用したものの割合は 88.1%(21 年度 86.1%)、債権回収会社による回収金額は 2,019 億円(21 年度 2,053 億円)。 • 22 年度においては、団体信用生命保険業務における、保険金請求業務、債務弁済業務等手続の外部機関への委託を行い、業務の効率化を行い、経費面においても、従前の人件費と、今回の年間外部委託費を比較して、約 3.8 百万円を削減。 など	• 一般管理費が大幅に削減されている。また、業務の効率化及び組織体制の合理化が推進されており、順調である。 など
証券化支援業務	2(1)	• 22 年度に証券化支援業務に参入した金融機関(1機関)との間で協定書を締結。メガバンクやモーゲージバンク等 41 機関のヒアリング等を実施。 • 22 年度における、フラット35買取(付保)金額は 21 年度と比較して 177.3%の増加、優良住宅取得支援制度利用率は 88.6%(21 年度実績 49.7%) • 22 年度における国内外の住宅ローンに関する調査結果へのアクセス件数は、21 年度と比較し 44.4%増加・ • 標準処理期間内に処理した件数シェアは 172,800 件中 148,804 件の 86.1%(21 年度は 80,336 件中 67,656 件の 84.2%)。 • 22 年4月より、長期優良住宅認定関係費用、住宅省エネラベル適合性能評価申請手数料、借換えの場合の金銭消費貸借契約書貼付の印紙代等を融資の対象とし、借換えに伴って行われる連帯債務者の追加、融資住宅・土地の持分変更を可能とした。 • 融資率上限の引上げ、借換融資の対象化、優良住宅取得支援制度の拡充等を実施。 など	• 融資条件の把握や融資審査のモニタリング、適切な工事審査の実施の確保については順調である。また、優良住宅取得支援制度の利用率が大幅に上昇しており、調査結果へのアクセス件数も大幅に増加している点においても、順調である。 • 処理率が目標の8割を超えており、順調である。 • 融資対象となる諸費用の拡大等は効果があり、順調である。 など
住宅資金融通業務	2(4)	• 東日本大震災については、震災による被害の大きさに鑑み、震災日当日に、機構本店(東京都)に被災者対応本部、東北支店(仙台市)に現地被災者対応本部を設置し、被災者の支援のため、組織一丸となって、災害復興住宅融資の円滑な実施にあたっての態勢整備等、適時適切な取組を行った。 • バリアフリー対応賃貸住宅融資について、21 年度に会計検査院から指摘を受けた事項の処理状況について会計検査を行った結果、一部の支店において、高円賃登録前に入居者募集を開始するなど、是正改善処置に係る取組が適切に実施されていないことが判明。 など	• 東日本大震災に対応するため、迅速な情報収集を行い、災害復興住宅融資を実施した。また、まちづくり融資についても、融資制度の説明等の対応を的確に実施している。しかしながら、バリアフリー対応賃貸住宅融資については、昨年度に会計検査院から指摘を受け、改善措置を講じたものの、一部の支店においては改善措置が適切に実施されていないことが判明しており、全体としてやや順調ではない。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

⑤　文　部　科　学　省

法 人 名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:小田　豊)
目　　的	特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1　特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行うこと。2　特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。3　1に掲げる研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。4　特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。5　特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	初等中等教育分科会(分科会長:舘　昭)
ホームページ	法　　人:http://www.nise.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期 中期目標 期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．　S、A、B、C、Fの5段階評価 2．　なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3．　府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)研究活動	A	A	A	A	A	A	
(2)研修事業	A	A	A	A	A	A	
(3)教育相談活動	A	B	A	A	A	A	
(4)情報普及活動	A	A	S	A	A	S	
(5)国際交流活動	A	A	A	A	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.外部資金導入の推進	A	A	A	A	A		
5.会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施	A	A	A	A	A		
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
- 特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究、研修等に取り組み、十分な成果を挙げている。
- インターネットによる講義配信の充実が図られ、教員の資質向上に大きな役割を果たしていると認められる。また、学校コンサルテーション機能を充実させるための教育相談データベースに関する取組においては、各都道府県のセンター等に働きかけ「教育センター相談連携連絡協議会」を開催するなど、各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献する取組は評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究活動	1(1)	• 平成20年度に策定した研究基本計画「特別支援教育推進のための研究基本計画－障害のある子どもの教育の充実を目指して－」(平成20年8月に発行)に基づき、長期的展望に立った障害のある子どもの教育の在り方、特別支援教育制度の推進・改善に関する総合的研究、各障害種別の教育内容・方法に関する研究など各研究課題を戦略的・体系的に立案し、実施。 • 教育現場のニーズ調査を都道府県教育委員会、全国特別支援学校長会など154の組織・団体等を対象に、また、障害のある子どもの保護者、団体等のニーズ調査を全国特別支援教育推進連盟を対象に実施したほか、教員、保護者、社会一般からもWebサイト上での意見募集を実施し、国や自治体、教育現場の意見や要望を各研究班の戦略的・体系的な研究活動の企画に反映。 など	• 研究の実施に当たっては、平成20年8月に研究所が策定した研究基本計画に基づき、国の政策課題及び教育現場の喫緊に対応した課題等に対応して、具体的にどのような研究課題があるのかを明示して、確実に研究活動が行われているものと認められる。 • 研究課題の企画立案、実施においては、教育現場のニーズ調査を各研究班の戦略的・体系的な研究活動の企画に反映させ、研究を深化させたことを評価する。 • 教育現場のニーズ調査では、関係機関・団体から意見が寄せられ、有効に機能していると認められる。ただし、教育現場のニーズと研究ニーズは、概念上異なるものであり、両者の適切な使い方とともに、その違いを意識しての取組が求められる。 など

研修事業	1(2)	• 特別支援教育研究研修員制度は、実施要項において、引き続き以下の研究系ごとに募集人員を定め、募集人員は10名として照会を行った。その結果、5道県教育委員会から、4研究課題に、計5名の推薦を受け、関係教育委員会と調整を図り、審査の結果、全員を受け入れ。 • 研修修了直後のアンケート調査(5名中、5名回答)では、研修全体の満足度(「とても有意義」「有意義」の合計)が100% など	• 研究研修員制度は、受講者や教育委員会へのアンケート結果から、実施された研修の質は高いと認められるが、特定の都道府県からの参加であり、掲げられた定員充足率が目標を大きく下回っていることから、都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上という観点から、高い評価は与えられない。 • 都道府県側には、特別支援教育の核となる人材育成のニーズがあるはずであり、都道府県による違いはどのような理由によるのか、派遣を決定しない理由は何なのかを把握して、今後の制度の在り方を検討する必要がある。 など
教育相談活動	1(3)	• 限定した教育相談の実施状況は、臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談:26 件、発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談:16 件、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談:29 件で、計 71 件の実施。 • 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談への対応については、海外に赴任される、または海外に在住している方々を対象に年間通じて教育相談に対応。平成 22 年度は、11 の国・地域からの相談があった。 など	• 特別支援教育のナショナルセンターが担うべき三つの内容に限定して教育相談を実施していることを評価する。相談件数は年度によって若干の変動はあるが、22年度についても一定水準を維持しており、確かな需要のもとで対応がなされている。 • 今後、潜在的なニーズの高い海外日本人学校との連携も重要になると考えられ、継続した取組が必要である。 など
情報普及活動	1(4)	• 図書の増加冊数は購入・製本によるもの 1,370 冊、寄贈 266 冊で計 1,636 冊であり、購入・製本によるものは年間 1,200 冊を上回った。 • データベースの新規登録件数は、年間 9,615 件であり、目標の 6,000 件を上回った。 • データベースへのアクセス件数は、4,406,856 件であり、目標の 500,000 件を上回った。 • 発達障害教育情報センターの Web サイトのコンテンツの追加を行うとともに、内容のさらなる充実と分かりやすさの向上を図って Web サイトのリニューアルを行った。また、発達障害のある子どもの教育情報に関するハブとして機能することを目的とした情報の収集・整理・提供についての研究や教材・教具の活用に関する研究を行い、ユーザーとの双方向性の向上を図った。 など	• 図書、資料等やデータベースの新規登録数、データベースのアクセス件数など目標値を大きく上回り、情報発信センターとしての機能を十分発揮していると認められる。 • 発達障害教育情報センターのWebサイトのリニューアルが行われ、Webサイトの充実が図られるとともに、双方向性研修講義の試行など、今後に期待できる取組が進められている。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人大学入試センター(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:吉本　高志)
目　　的	大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)における教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1　大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。2　大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。3　大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。4　1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:佐野　慶子)
ホームページ	法　　人:http://www.dnc.ac.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1.　S、A、B、C、Fの5段階評価。 2.　なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3.　府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)組織の整備状況と業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)管理運営業務の効率化状況	A	B	A	A	B	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)センター試験の円滑で適切な実施状況	A	A	A	A	A	A	
(2)調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況	A	A	A	A	A	A	
(3)進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供状況	A	A	A	A	A	A	
(4)管理・運営と事業等に関する情報の積極的な公開状況	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画の策定	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画の策定・実施状況等	A	A	A	A	A		

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- センター試験の実施に関して、受験者数が増加する中、経費削減を果たしつつ、業務全体を通じて適切かつ安定的に行っていることは高く評価できる。
- 大学入試に関する専門的な調査研究を行う我が国唯一の中核機関として、新たに「入学者選抜研究機構」を設置し、大学入学者選抜方法の改善のために必要な調査研究を、精力的に実施していることは評価できる。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月閣議決定)等に基づき、当初計画されていなかった事業の見直し・縮小に速やかに対応しつつ、大学入学志願者の進路選択及び高等学校関係者の進路指導に資する大学情報の提供を積極的に行っていることは評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織の整備状況と業務の効率化	1(1)	• 平成22年4月1日現在では、課長補佐以下の職員71人中31人、約44%が人事交流者となっている。22年度は、職員に多様な職務の機会を与えることで資質能力の向上を図るとともに、人事の停滞による組織の硬直化を防ぐため、センター試験業務に支障を来さないように配慮しながら積極的に国立大学等と人事交流を行い、17人が転入し、20人が転出した。 その他、これまで私立大学、公立大学との人事交流を検討するため、私立大学や公立大学協会等関係団体と協議を重ねた結果、4月1日より私立大学から1人を受け入れた。 • 研究組織については、センター試験の実施を支える基盤的研究等を実施してきた「研究開発部」に加え、平成22年度は、平成20年8月の文部科学省独立行政法人評価委員会の「平成19	• 業務内容の変化に応じ、事務組織の改変は適宜行われている。なお、転出、転入者がかなり多い状況(連年40%超)を踏まえ、人事交流が、業務に支障を来たさないような配慮をしつつ、センター試験への私立大学の参加が拡大していることを踏まえ、私立大学などとの交流は、より積極的に推進することが望ましい。 • 基盤的研究の充実は肝要であり、センターの目的に即した研究が円滑に遂行されるために、新たに発足した「入学者選抜研究機構」は、それに適うものと評価できる。機構勉強会の開催等による連携協力体制の強化など一定の役割を果たしつつあり、今後、大学との共同研究等を通じて、組織外との連携がより広く行われるような方策を検討するなど、

		年度に係る業務の実績に関する評価の結果」の指摘を踏まえ、⑴社会的要請の高いテーマに関するプロジェクト型研究の遂行、⑵国内外における研究連携の推進、⑶研究情報発信の促進を目的とする「入学者選抜研究機構」を4月に新たに設置した。 など	調査・研究を一層、拡充・推進していくことが望ましい。 など
管理運営業務の効率化状況	1(2)	• 平成22年度は目標値△3%以上に僅かに達しなかったが、中期計画期間中に前倒しで効率化を実施しており、中期計画期間における目標値（対平成17 年度実費△15%以上）を超える削減を平成21年度で既に達成した（△21.5%）。 など	• 一般管理費の効率化について、中期目標期間における目標値を超える削減は前年度までに既に達成しているが、定量的判断基準から、一般管理費の削減については、未達成となっている。3%削減が未達成であったことについて、分析・評価するなど、今後の年度計画作成に活用することが望ましい。 など
センター試験の円滑で適切な実施状況	2(1)	• 試験問題作成要領等について試験実施結果等に基づき、外部の大学教員等で構成される試験企画委員会の意見を踏まえ、見直しを行った。 • 教科書データベースについては、新たに発行された高等学校用教科書24冊を追加登録した。 など	• 良質な試験問題を作成するという目的に関し、試験問題の作成、それへの専門家の協力状況、良質な試験問題を作成するための点検組織の整備状況、教科書データベースの追加作成など、すべてにおいて適切に対応している。 など
調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況	2(2)	• 科学研究費補助金等の競争的資金を積極的に活用しており、平成22年度においては、科学研究費補助金による研究を14件（新規2件、継続12件）行った。 さらに、平成23 年度科学研究費補助金については、10件の新規申請を行い、8件が採択（採択率80.0%）された。 など	• 科学研究費補助金の獲得及び計画に掲げられた研究をはじめとして大学の入学者選抜方法の改善に資するための研究を着実に行っている。また、申請件数、獲得実績ともに向上していることは評価できる。但し、本調査研究に係わるセンターによる経費に照らして、得られた成果が相応であるか否かについては十分に精査し、より入学者選抜方法の改善に広くつながるような研究調査の可能性に関して検討することが必要である。 など
進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供状況	2(3)	• これまでハートシステムとホームページは別システムで運用されていたが、情報提供の強化、利便性の向上及び管理運用の合理化を図るため、平成 22 年4月にシステムの統合を行った。この結果、平成 22 年度のハートシステム訪問数は 1,205,014 件（前年度は 872,749 件）であった。 など	• ハートシステムについては、センターホームページとのシステムの統合による効果があったとしても平成22 年度において、訪問者数は3割を超える増加があった。このことを踏まえ、ハートシステムについては発展的解消ととらえ、信頼できるサイトへのリンクなどにより合理化を図りつつ、大学入学志願者が、その能力・適性に応じた適切な大学選択が可能となるよう、また、高等学校の進路指導担当者が適切な進路指導を行うことに資するための情報提供の取組みが必要である。 など
施設・設備に関する計画の策定	3(1)	• 現在保有している 14 台の OMR については、老朽化に加え、装置に対するメンテナンス保証が平成 22 年度で終了することから、平成 18 年度より計画的に更新を進めており、平成 22 年度においては2台更新し、合計 13 台の更新を行った。残り1台については、平成 23 年度に更新する予定である。 など	• 施設及び整備に関する計画は、大学入試センター試験を適切に実施していく上での機器の更新や防災、セキュリティ確保等のために必要なものであり、適切に実施している。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構(平成 18 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:田中 壮一郎)
目 的	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修(以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。)及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修(以下この項において「青少年研修」という。)のための施設を設置すること。2 1の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。3 1の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。4 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。6 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。7 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。 イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者(以下この号において「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動。 ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動。 ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	スポーツ・青少年分科会(分科会長:小林 寛道)
ホームページ	法 人:http://www.niye.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人は平成 18 年4月に「(独)国立オリンピック記念青少年総合センター」、「(独)国立青年の家」と「(独)国立少年自然の家」の3法人が統合している。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
(1)青少年をめぐる諸課題への総合的・効率的な対応状況	B	A	A	A	A	A	
(2)企画立案機能の強化状況	B	A	A	A	A	A	
(3)業務の効率化状況	A	A	A	A	A	A	
(4)施設の効率的な利用の促進状況	B	B	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)企画事業の実施状況	A	A	A	A	A	A	
(2)研修支援事業の実施状況	A	A	A	B	A	A	
(3)連絡・協力の促進に関する取組み状況	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究事業の実施状況	B	A	A	A	A	A	
(5)助成業務の実施状況	A	A	A	A	A	A	
(6)附帯業務の実施状況	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)収入の確保等の状況	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
(1)短期借入金の借入状況	－	－	－	－	－	－	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	－	－	－	A	A	－	
(1)重要財産の処分等の状況	－	－	－	A	A	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
(1)剰余金の使用等の状況	－	－	－	－	－	－	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備の整備状況	A	A	A	A	A	A	
(2)人事管理の状況	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 機構が実施した青少年の現状に関する調査結果等を踏まえ、「機構活性化プラン」など重点課題を設定し、青少年教育のナショナルセンターとして、新たな課題に取り組まれていることは評価できる。今後とも、公立施設等と連携し、青少年の体験活動の推進に総合的に取り組み、我が国の青少年教育を牽引する役割を果たしていくことを期待する。
- 施設の総利用者数は過去5年間の平均値486万人を上回っており、一般の利用も含めて、施設が有効に活用されていることがうかがえる。宿泊室稼働率も全体として6割を超える稼働率を確保しており評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
施設の効率的な利用の促進状況	1(4)	• 総利用者数 4,995,555 人(平成21年度 4,862,280人) • 宿泊室の稼働率 60.3%(平成21年度 61.4%) など	• 総利用者数は、過去5年間の平均値486万人を上回っており、一般の利用も含めて、施設が有効に活用されていることがうかがえる。 • 青少年利用と一般利用の割合は、83:17であ

			り、適切な規模であると考える。 • 宿泊室も全体として6割を超える稼働率を確保しており評価できる。（なお、平成21年度は、耐震改修等により、一部宿泊室が利用できなかったことにより、結果として稼働率が高くなっている。） など
研修支援事業の実施状況	2(2)	• 研修支援事業は、教育目標をもって施設利用を希望する団体・グループに対して、施設設備を提供するとともに、必要に応じて施設職員がプログラムや活動に対して助言・指導を行うものである。平成22年度における企画事業参加者等を含む総利用者数は、約499万5千人である。このうち、当該研修支援事業として受け入れた平成22年度の利用者は約471万5千人であり、平成21年度の約462万1千人に比べ約9万4千人増加した。このうち、青少年利用は約391万1千人（対前年度比約8万4千人増）となっており、中期目標として示された「青少年の団体宿泊訓練や青少年教育指導者その他の青少年教育関係者の研修利用の促進を図り、年間350万人程度を確保する。」を大きく上回った。 なお、花山は、平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震で被災したため、平成22年5月9日まで受入を停止した。また、岩手山、磐梯、花山、那須甲子、妙高は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、県災害対策本部等の要請を受けて、避難者等を受入れた。 東日本大震災に伴う申し込みの取り消しは、上記5教育施設を含め25教育施設で、約1,400団体、約11万6千人（平成23年3月31日現在）であった。 など	• 青少年及び青少年教育関係者の受け入れ状況は、中期目標で示された350万人を大きく上回っており、評価できる。 • 利用状況としては、1泊2日の利用が多いが、新学習指導要領を踏まえた長期宿泊体験活動を推進する観点から、各教科の目標・内容と関連づけたプログラムについて、学校に対して積極的に利用を働きかけていくべきである。 など
調査研究事業の実施状況	2(4)	• 平成22年度は、調査研究体制の充実を図るため、以下の措置を講じた。 (1)調査研究成果の発信機能の充実 教育事業部の調査研究・情報課の業務と総務企画課の広報業務を一体化し、総務企画部に調査研究・広報課を設置することにより、調査研究成果の発信機能の充実を図った。 (2)専門的知識・技術を有する外部有識者の協力を得た調査研究体制の構築 調査研究の充実を図るため、外部の有識者を含めた調査研究協力者会議（子どもの体験活動の実態に関する調査研究会、困難を抱える子どもの体験活動に関する調査研究会）を設置し、調査研究内容や事業内容について専門的な観点で分析を行った。 (3)客員研究員の採用と機構職員の研究員への登用による調査研究体制の強化 大学で調査研究に従事する3名の客員研究員を採用するとともに、調査研究の知識や経験のある機構職員を研究員に登用することにより、調査研究体制の強化を図った。 など	• 調査研究体制は、機構本部の組織を改編するとともに、外部の有識者の協力を得ながら、専門性の高い職員を配置することで、その強化が図られている。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立女性教育会館(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:内海　房子)
目　　的	女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。
主要業務	1　女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。2　1に掲げる施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。3　1に掲げる施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。4　女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。5　女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。6　女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	社会教育分科会(分科会長:山本　恒夫)
ホームページ	法　　人:http://www.nwec.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1.　府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞							
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	A	A	
1 基幹的指導者に対する研修の実施	A	A	A	A	A	A	
2 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施等	A	A	A	A	A		
3 喫緊の課題に関する調査研究の実施等	A	A	A	A	A	A	
4 喫緊の課題を担当する指導者に対する研修の実施	A	A	A	A	A		
5 課題解決に関する研究者や行政関係者・女性団体等指導者の交流機会の提供	A	A	A	A	A		
6 男女共同参画等に関する基礎研究の成果の提供	A	A	A	S	A	A	
7 男女共同参画等に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、ポータルとデータベースの構築・提供	S	S	S	S	A		
8 女性アーカイブの構築	A	A	A	A	A		
9 利用者への学習情報提供	A	A	A	A	A	A	
10 利用者の拡大への努力	A	A	A	A	A		
11 女性関連施設等男女共同参画等に関する全国の関係機関等との連携協力体制の充実	A	A	A	A	S	S	
12 男女共同参画等に関する国際協力・連携に資する研修の実施	A	A	A	S	A	A	
13 海外の研究者等との交流・女性関連施設等との連携等、相互の研究成果の交換・活用	A	A	A	A	A		
14 地球規模の課題に資する調査研究の実施等	A	A	A	A	A		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	A	A	A	
1 広報の充実	S	A	A	A	A	A	
2 運営及び業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
3 外部資金の導入	A	A	A	A	A		
4 自己点検・評価等による業務の改善	A	A	A	A	A	A	
Ⅲ.財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	A	A	
1 予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
2 施設・設備の計画的整備	A	A	A	A	A		
3 関係機関・団体との人事交流等	A	A	A	A	A		

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
- 第2期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。
- 国立女性教育会館は、職員数が少数にも関わらず、事業に応じてチーム制を敷き、ボランティアを活用しながら、ナショナルセンターとして男女共同参画及び女性教育に関する基幹的な女性教育指導者等の育成、調査研究等による喫緊の課題への対応、情報の収集・提供、他機関との連携、国際貢献、業務の効率化、外部資金の導入等に着実に取り組んでおり、第二期中期目標期間最終年度として確実に成果が上がったものと評価できる。特に、平成21年度評価結果を踏まえ、行政機関、女性関連施設・団体、大学・学術関係団体、企業等の 75 機関に拡大した戦略的・体系的連携協力体制が構築されたことは高く評価する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
喫緊の課題に関する調査研究の実施、成果をもとにした学習プログラム・参考資料の	Ⅰ.2	・ 本調査においては、「社会企業団体」やNPO組織などそのものに対する団体調査と活動を担う女性に対する個人調査の2つの側面から実施。調査の実施にあたっては、内閣府チ	○喫緊の課題としての適切な研究テーマ設定に基づく調査研究結果は、「有用度」95%という高い回答を得ており、うち「非常に有用」が高率である。研究成果の「報告書」を活用し

作成		ャレンジサイト掲載の団体等の中から 314 団体を対象とした。 ・ 調査研究の報告を行った平成 22 年度「交流学習会議」での「有用度」は 95.0%(「非常に有用」46.7%、「有用」48.3%) (回答者数:77 名、回答率:49.0%)	た地域への広がりが期待される。 など
女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する全国の関係機関・団体との連携協力体制の構築	Ⅰ.11	・ 女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する全国の関係機関・団体等との連携協力体制について、年度計画の6機関以上を上回る 75 機関との連携を達成。 など	○行政機関、関連団体、大学、企業、海外の団体等、多様な個所と連携体制をとっており、従前には見られない企業連携がなされている。22企業は高く評価したい。また、NWECより他団体へ43件も講演していることは評価できる。 など
広報の充実	Ⅱ.1	・ 内閣府から受託した調査研究における社員研修のヒアリング先として選定された企業(10ヶ所)の人事担当者を訪問する際、併せて会館のPRを実施し、社員研修の新規利用開拓を図った。 ・ 男女共同参画関係の全国会議や理事長、理事、その他の職員が講師となった講演会等47ヶ所に利用案内・調査研究成果報告書等のパンフレット・チラシ等を一括送付し、広報の充実を図った。 (送付先の例:NHKアーカイブス、男女共同参画社会づくりに向けての全国会議、新潟市教育フォーラム等) ・ 新たな利用として人事院による国家公務員研修(平成23年5・6月に延べ2,080人の利用)を誘致した。 など	○企業に対する新規利用の開拓及び大学や団体に対するターゲットを絞った広報など、効果的な広報活動に努めた点を評価する。 ○情報媒体の掲載数については、内訳を記載するよう改善を要する。 など
運営及び業務の効率化	Ⅱ.2	・中期目標に掲げた「中期目標期間中に一般管理費については平成17年度と比して15%以上、業務経費については平成17年度と比して5%以上の削減を図る」を実現するため、各課への予算配分に当たって効率的な執行を指示するほか、常に事業実施にあたって予算を意識させた。 この結果、平成22年度においては一般管理費について、中期目標期間中に15.1%の削減を図ったほか、その他の事業経費についても14.3%の削減を図った。 ＜22年度中の経費削減＞ ○改修工事時に施設の断熱効果を高める工事や照明器具の省エネ対応を行った。 ○改修工事に伴う休館期間中には、施設管理費の節減を図った。 ○交渉により古紙の買い取り価格をキロ単位約7,000円から15,000円とした。 ○プール利用を中止し、ランニングコストの削減に努めた。 ・連携機関が経費を分担した例として、日米シンポジウムについては、米国国立科学財団、日本学術振興会、科学技術振興機構が約800万円を支出している。	○一般管理費及び事業経費のいずれも中期目標期間中の削減目標を上回る成果を上げている。 ○公共料金以外の契約については、競争入札の導入が徹底されており、契約の適正化が進んでいると評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立科学博物館(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (館長:近藤 信司)
目 的	博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。3 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 1から3に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。5 1に掲げる博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	社会教育分科会(分科会長:林 良博)
ホームページ	法 人:http://www.kahaku.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)社会的有用性の高い自然史・科学技術史体系の構築	A	A	A	A	A	A	
(1-1)自然史、科学技術史研究の状況	S	A	A	A	A	A	
(1-2)研究者等の人材育成の状況	A	A	A	A	A	A	
(1-3)国際的な共同研究、交流の状況	A	A	A	S	A	A	
(2)ナショナルコレクションの体系的構築と継承	A	A	A	A	A	A	
(2-1)標本資料の収集・保管状況	A	A	S	A	A	A	
(2-2)標本資料情報の発信状況	A	S	A	S	S	A	
(2-3)標本資料等に関するナショナルセンター機能の状況	A	S	A	A	A	A	
(3)人々の科学リテラシーの向上	A	A	A	A	A	A	
(3-1)展示公開及びサービスの状況	S	S	A	S	S	S	
(3-2)学習支援事業の実施状況	A	S	S	S	S	S	
(3-3)日本全体を視野に入れた活動の状況	A	A	S	A	A	A	
(3-4)知の社会還元を担う人材育成の状況	A	A	A	A	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務運営・組織の状況	A	A	A	A	A	A	
(2)経費の削減と財源の多様化の状況	S	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)外部資金等の積極的導入と管理業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備の状況	A	A	A	A	S	A	
(2)人事管理の状況	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。
- ナショナルミュージアムとして、高い質の研究業績をもとに国内外で博物館活動を実施し、質の高い標本資料の収集・保管・供覧等に努めるとともに、若手研究者等人材育成にも尽力している。
- 展示のみならず国民の科学リテラシーの涵養を図るためのプログラム開発を行うなど良好な社会還元が図られている。各種数値目標も目標値も上回る成果をあげている。
- 外部有識者を参加させた経営委員会、研究評価委員会の開催や、入館者を対象とした満足度調査を通して、業務運営の質的向上を図るとともに、官民競争入札の開催を積極的に進めるなど、業務改善を推進している。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
社会的有用性の高い自然史・科学技術史体系の構築	1(1)	• 経常研究及びプロジェクト研究としての総合研究、重点研究を当初計画に沿って進め、成果を得た。主な研究成果は内外の学術誌に発表したほか、展示や学習支援活動に反映した。名古屋で開催された COP10 等のサイドイベントにおいて、講演や展示を実施し、当館を	• 実証的・継続的研究である経常研究、プロジェクト研究ともに着実に進められており、自然史科学等の我が国の拠点として多様な生物群を対象に分類学的・生物地理学的研究を行うなど、その責務を果たしている。一般に外部資金の獲得が困難な博物館にあって、科研

		始めとする研究機関の取り組みを紹介した。また、科学研究費補助金の獲得に努めるとともに、外部からの寄付金他、各種研究資金制度を積極的に活用し、研究を推進した。 • 日本学術振興会特別研究員だけでなく、大学と連携した連携大学院制度、当館独自の制度である特別研究生、外国人共同研究者等の受入制度で若手研究者を受入・指導することにより、大学等他の機関では研究、教育が縮小傾向にあり人材育成が困難となった自然史科学等、自然科学に関する基礎研究分野について、その後継者の養成を図った。 など	費等研究資金も、目標としていた科研費新規採択率が全国平均を上回るなど順調に確保されている。研究活動の成果である論文発表が引き続き活発であり、COP10 等で発表するなど成果の発信が積極的に行われている。 • 大学等で人材育成が困難になりつつある自然史科学等基礎研究分野について、大学院生、ポスドク等を受け入れ、育成に努めていることは評価できる。昨年度、連携大学院の協定が締結された九州大学大学院の教育・研究に研究者の参画がはじまり、自然史等の中核的研究機関としての役割を着実に果たしている。 など
ナショナルコレクションの体系的構築と継承	1(2)	• 平成 21 年度に館内の標本資料を一元的に管理・閲覧できる標本・資料統合データベースを公開したが、その後も同データベースの充実に努め、標本・資料統合データベースに格納されたデータ件数は約 113 万件となった。標本資料の属性データや書誌情報、高解像度の写真が付されたタイプ標本データベース等、その他公開している様々な分野のデータベースとあわせ、約152万件のデータを公開した。また、平成 22 年度に新たに標本・資料統合データベースに、すべてのコレクションを横断検索できる機能を加えた。この機能によって、科学研究の分野において生物多様性の研究や環境保全資料として活用が可能となっただけでなく、教育活動や一般の人が科学リテラシーを高める活動に利用することが可能となり、データベースの活用方法が拡大した。 など	• 約 25 万件の標本資料情報を新たに公開したことは欧米の主要な博物館のコレクション数に占めるデータベース化数に比べても高い割合であり、高く評価できる。また、標本・資料統合データベースを運用するとともに、すべてのコレクションを横断検索できる画期的な機能を実装するなど、データベースの機能充実に努めるとともに、標本資料を研究利用だけでなく全国の博物館等に貸し出すなど有効活用を図った。 など
人々の科学リテラシーの向上	1(3)	• 入館者の確保 平成 22 年度実績:1,862,655 人 平成 21 年度実績:1,774,179 人 中期目標期間累計:8,916,265 人 （目標に対し 148.6%達成） • 科学博物館の有する資源を一体的に活用するとともに、学会や企業等の社会の様々なセクターと連携した学習支援活動を実施した。また、それぞれの世代や学習目標に応じたプログラムを開発するとともに、科学リテラシー涵養活動の考え方をプログラム集としてまとめ、国内外の博物館関係や科学教育関係者に広く提示した。学校との連携としては、新学習指導要領に対応させて開発した科学的体験学習プログラムに関し、各地の教育委員会、理科部会等と連携した教員研修を実施、また、教育研究所、教育センター、小中学校の理科教育研究会の全国組織や教育系学会等でプログラム等に関し発表を行うとともに、プログラムの実施やプログラム集の配布、書籍の刊行など全国への普及を行った。 など	• 国際生物多様性年を踏まえた特別展等の取組は時宜を得たものであった。またわかりやすい展示とすることで入館者も 186 万人に達するなど、努力が認められる。東日本大震災の影響を受けるまでは、過去最高の入館者数を記録した平成 19 年度を上回るペースで入館者数を伸ばしており、賞賛に値する。 • 様々なセクターとの協働を積極的に行い、各学校段階・教員に対する学習支援を推進している。特に世代等に応じ開発された科学リテラシー涵養に資するプログラム集はすばらしいものであり、高く評価する。学校との連携という点では、「科学的体験学習プログラムの体系的開発」は、開発されたプログラムや連携システムの普及段階に入り、実施する傍ら、プログラム集を再編集し出版する等、更なる利用促進が図られており、積極的な取組が認められる。 など
業務運営の効率化	2	• 経営委員会の実施 • 来館者満足度調査等の実施 • 研究活動に関する外部有識者を交えた評価の実施 • 官民競争入札等の活用 など	• 業務の運営に外部有識者を参加させた経営委員会、研究評価委員会を組織し、積極的に他者の意見・評価を傾聴する適切な組織運営が行われ、リスクマネージメントを中心としたトップマネージメントも有効に機能している。また、入館者を対象とした満足度のアンケートを通して、利用者の期待の把握を行い業務運営の質的向上を図るとともに、民間競争入札を導入するなど、業務改善に努めている。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人物質・材料研究機構（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：潮田 資勝）
目　　的	物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 3 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 4 物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永 宗之助）
分科会名	科学技術・学術分科会（分科会長：門永 宗之助）
ホームページ	法　　人：http://www.nims.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間（平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. H17 年度までは、S，A，B，Fの4段階評価。 2. H18 年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	S×1 A×8	S×1 A×7 B×1	S×1 A×7 B×1	S×3 A×6	S×3 A×6	S×3 A×4	
(2)研究成果の普及及び成果の利用	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	A×2	
(3)中核的機関としての活動	S×2 A×5	S×2 A×6	S×2 A×6	S×1 A×7	S×2 A×6	S×2 A×6	
(4)その他	A×2	A×2	A	A×2	A×2	－	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)機構の体制及び運営	A×7	A×7	A×6 B×1	A×6 B×1	A×7	A×4	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	－	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要資産の処分、担保に供しようとするときの計画	－	－	A	A	A	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	A	A	－	
7.その他主務省令で定める事項							
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)国際的研究環境の整備に関する計画	A	A	S	S	S	S	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H22.8.12)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 世界トップレベルの研究開発が多数なされており、質、量の両面で中期計画どおり、又は中期計画を上回って成果を創出していることから、物質・材料研究の中核的機関としての責務を十分に果たしていると評価できる。
- 平成 22 年度の実績としては、理事長の強力なリーダーシップの下で、NIMS-サンゴバン次世代材料研究センターや低炭素化材料設計・創製ハブ拠点の設置等の業務を遂行したことや、特許料収入を大幅に増加させたこと等が評価できる。研究者・技術者の養成に着実に取り組むとともに、海外企業等との連携、交流も進み、我が国を代表する国際的な研究機関として、世界の中で存在感を増してきている。
- 新物質・新材料の創成のための研究開発、環境・エネルギー問題の解決などの社会的ニーズに対応した研究開発に取り組み、優れた成果を上げている。また、論文の被引用数や海外からのアクセス等から、機構の研究成果が量から質へと着実に移行していると判断できる。
- 管理・運営面では、組織・体制の見直しや経費の合理化・効率化等が着実かつ意欲的に進捗していると評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	1(1)	• 分子メモリーの1 つのビットによって4 ないし5 つの状態を制御する多値操作を実現し、分子メモリーによる世界最高記録密度を更新（190 テラビット/平方インチから2.28 ペタビット/平方インチに）。多探針STM のAFM化や高感度スピン計測法の開発などが進展し、超並列マルチプローブ法を実現する新制御システムとAFM 機能を装備した多探針走査プローブ顕微鏡（APM）を完成。多探針AFM では絶	• 光センサー機能を有する原子スイッチの開発、分子メモリーによる世界最高記録密度の更新など、顕著な成果が得られたと評価できる。 など

		縁性の基板上にある導電性構造の伝導計測を実証。更に、原子スイッチに光センサー機能を付与し、人工網膜などへの応用の可能性を開拓。また、固有ジョセフソン接合を用いたTHz発振周波数を可変できることを見出し、微小Al 超伝導構造体を連結させた磁束量子デバイス、外界雰囲気に敏感に反応する鉄系超伝導体を開発するなど、デバイス化に向けた重要な成果を得た。 など	
研究成果の普及及び成果の利用	1(2)	• 特許出願:特許経費を 2 億円まで削減する方針の下、国内 160 件(前事業年度 212 件)、国外 137 件(同 115 件)の合計 297 件(同 327 件)の出願を行った。出願関連経費は 214 百万円であった。国外特許は経費負担が国内特許に比して大きいため、出願に当たっては、知的財産の活用促進の観点から、実施許諾の可能性を目利きし厳選。 • 特許等実施関係:契約件数 94 件(内新規契約 13 件)(同 87 件(内新規契約 16 件))の特許実施許諾の契約を締結し、実施料として323 百万円(同 187 百万円)の収入を得た。 など	• 国外特許の出願の際には実施許諾の可能性を目利きするなど、特許の出願・権利化について、厳選していると評価できる。 • 特許出願数は、特許経費が削減される中で297 件と数値目標を下回っており、今後、特許出願数の増加に一層務めるべきである。なお、特許専門職の雇用による内製化や外国出願時の目利き等の取組については、評価できる。 など
中核的機関としての活動	1(3)	• 強磁場施設等の大型設備について、「共同研究による施設及び設備の共用に関する規程」に基づき、広く外部の材料関係研究との共用を促進。特に、強磁場施設については、外部研究機関との共同研究の形態で 81 件(前事業年度 87 件)の共用を実施。 など	• 適切な体制の下で、強磁場施設等の大型設備の共用を促進していると評価できる。 • 強磁場施設について、外部研究機関との共同研究件数が81 件と数値目標を大きく上回っており、高く評価できる。 など
機構の体制及び運営	2(1)	• 主たる業務であるプロジェクト研究に直結した効率的・機動的な研究推進組織(20 センター)、設備の共用促進など中核的機関としての活動を着実に実施する組織(共用基盤部門(8 ステーション))の体制により業務を推進していたが、昨年度より、萌芽的研究を中心に独創的な研究を行う組織(2 ラボ)を各研究領域の萌芽ラボとして再編し、引き続き、研究の方向性を明確にした課題設定を行い、研究領域内の融合促進を図った。低炭素研究ネットワークにおけるサテライト拠点として、我が国の研究者の低炭素研究を支援・加速するため、低炭素化材料設計・創製ハブ拠点を機構内に設置し、拠点内に材料創製・合成グループ、材料加工グループ、材料評価グループ、材料設計・シミュレーショングループを設けて、ネットワーク内部・外部からの支援・連携要請に対して、物質・材料の設計指針を導き出し、飛躍的に性能を向上させる仕組みを構築。 など	• 各プロジェクト研究に対応した20 センターと、次期プロジェクトのシーズとなる萌芽的研究を主体とする2 ラボにより、研究の方向性を明確化した課題設定を行うとともに、新たに低炭素化材料設計・創製ハブ拠点を設置する等、機動的・効率的な研究運営が行える体制を構築していると評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人防災科学技術研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:岡田　義光)
目　　的	防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1　防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2　1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3　研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4　防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。5　防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永　宗之助)
ホームページ	法　　人:http://www.bosai.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)防災科学技術の水準向上を目指した研究開発の推進	A×9 B×3	S×1 A×10 B×1	S×2 A×9	S×1 A×10	S×1 A×10	S×2 A×10	
(2)災害に強い社会の実現に資する成果の普及及び活用の促進	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)中核機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力	A	A	A	A	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)組織の編成及び運営	A	A	A	A	A	A	
(2)業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要資産の処分、担保に供しようとするときの計画	A	A	A	A	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	A		
7.その他主務省令で定める事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)能力発揮の環境整備に関する事項	A	A	A	A	A		
(4)情報公開	A	A	A	A	A		
(5)中期目標期間を超える債務負担	－	－	－	-	A		

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。
- 特に、今期で終了する課題に関して、他機関を含めた成果の継承について配慮が行われている。
- 地震観測データを利用した地殻活動の評価及び予測に関する研究については、地殻活動モニタリングシステムの運用の実現、地殻活動モデルで最新モデルの構築など着実に成果を上げた。
- 東日本大震災に際しては、基盤的地震観測網のデータに基づいた解析結果を政府の地震調査委員会等に適時に提出したほか、「ALL311東日本大震災協働情報プラットフォーム」を迅速に立ち上げて被災地支援の活動を行うなど、災害対応へ貢献した点は高く評価できる。。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
防災科学技術の水準向上を目指した研究開発の推進	1(1)	• 大地震の発生モデルの構築 • 上記の地殻活動モニタリングシステムで得られる様々な観測データの解析に加えて、機動観測等を追加的に実施することにより、日本列島及び周辺域における地殻活動もモデル構築を行っている。これらか	• 大地震の発生モデルの構築については、基盤的地震観測に加え、機動観測のデータも活用することにより、日本列島及び周辺域における地殻活動を説明する物理モデルの構築が進展した。紀伊・東海地方におけるフィリピン海プレート境界の数値

		ら得られた知見に基づいてプレート境界のすべり現象に関する物理モデルの構築・高度化を実施し、フィリピン海プレートの現実的な沈み込み形状に基づく数値シミュレーションによって、紀伊・東海地域で実際に観測されているような主要なセグメント境界とゆっくりすべり現象の活動パターンが再現された。一方、内陸活断層の解析対象としている濃尾断層帯では、これまで臨時地震観測や反射法地震探査、電磁気探査が実施され、今年度は反射法地震探査の再解析を行い断層の深部構造がより明確になった。以上のように、前年度に引き続き、地殻活動に関する極めて重要な知見が多数集積されるとともに、スローイベントに対しては、数値シミュレーションによって一部の現象を詳細に再現する段階まで物理モデルを構築することができた。 など	シミュレーションでゆっくり滑り活動が良く再現されるなど、着実に進展しており、年度計画に基づいて中期目標の達成に向けて順調に実績をあげている。ただし、東北地方太平洋沖地震の発生によって、モニタリング手法や地震発生モデルのあり方について今後取り組むべき新たな課題が浮き彫りになっており、今後の対応に期待したい。 など
災害に強い社会の実現に資する成果の普及及び活用の促進	1(2)	• 総務省、文部科学省、国土交通省および気象庁が開催する講演会や啓発DVD の作製などに関して、E-ディフェンスで実施した実験映像の提供を行った。また、地方公共団体の耐震補強を担当している部署等に対してE-ディフェンスで実施した実験映像の利用を働きかけた結果、22 都府県、108 市町村（市町村は延べ利用数）においてWeb 上や防災講習会などで実験映像が利用されている。また、当研究所が技術開発を行っているMP レーダが国土交通省河川局に採用され、局地的大雨・集中豪雨の実況監視を強化することを目指して10 エリアに計26 台のMP レーダネットワーク（当研究所が開発したアルゴリズム（特許2件を含む）が実装されている）が整備されるとともに、MPレーダ情報を活用した都市型水害予測の社会実験として江戸川区、藤沢市、横浜市、東京消防庁と共同研究を行っている。さらに、災害リスク情報の利活用では、地域の防災力を向上することを目的として、愛知県の協力のもと自主防災活動高度化モデル事業を実施した。また、「災害リスク情報プラットフォームの開発に関する研究」の一環として、内閣府社会還元加速プロジェクトの「きめ細かい災害情報を国民一人ひとりに届けるとともに災害対応に役立つ情報発信システムの構築」の実証実験（新潟県三条市、見附市）に参加した。 など	• 研究成果の活用促進に向けて、多くの国及び地方公共団体等の関係機関との連携によって防災行政への積極的な働きかけを行った。MPレーダに関する技術開発の成果が活かされ、平成22年度から国土交通省河川局がMPレーダの実運用を開始し、防災科研で開発された技術が確実に防災行政に貢献している。また、それを踏まえた都市型水害予測の社会実験は、最も特筆すべき取り組みである。 • その他の研究領域（たとえば災害リスク情報や雪氷災害対策）の領域においても研究成果の社会への実導入を強く意識した多くの取り組みが行われた。また、日頃から地方自治体等との協力関係を着実に築いてきており、それが東日本大震災における迅速な行政支援活動に繋がったことも、大いに評価される。 • 国等の委員会への情報提供については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び関連の地震や平成23年1月26日に噴火活動を開始した霧島山新燃岳の火山活動等の発生に的確に対応し、国等の委員会への情報提供が331件（＞＞目標100件）に上るなど、計画を大きく超えて責務を果たしている。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人放射線医学総合研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:米倉 義晴)
目 的	放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。5 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法 人:http://www.nirs.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. H17 年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18 年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	S	A	A	S	S	
(1)放射線に関する研究開発等	S×4 A×21 B×4	S×5 A×21 B×3	S×7 A×21 B×1	S×4 A×25	S×6 A×23	S×2 A×6	
(2)研究成果の普及及び成果の活用の促進	A	A	A	A	A	A	
(3)研究活動関連サービス	A×4	S×1 A×3	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	
2. 業務運営の効率化	A	B	A	A	A	A	
(1)一般管理費の削減、業務の効率化	A	A	A	A	A	－	
(2)人件費削減	A	A	A	A	A	－	
(3)給与構造改革	A	A	A	A	A	－	
(4)研究組織の体制のあり方	A	C	A	A	A	A	
(5)企画調整機能・資源配分機能の強化、組織運営・マネジメントの強化	A	C	A	A	A	A	
(6)効果的な評価の実施	A	B	A	A	A	A	
(7)管理業務の効率化	A	C	B	A	A	A	
(8)国際対応機能	B	A	A	A	A	－	
(9)緊急被ばく医療業務の効率化・適正化	A	A	A	A	A	－	
(10)研究病院の活用と効率的運営	A	A	A	A	A	A	
(11)技術基盤の整備・発展	A	A	A	A	A	A	
(12)人事制度	B	B	B	A	A	A	
(13)内部監査体制の充実強化	A	C	B	A	A	－	
3.財務内容の改善に関する事項	A	B	A	A	A	A	
(1)外部研究資金の獲得	A	A	B	A	B	－	
(2)自己収入の充実	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の効率化	A	C	A	A	A	A	
(4)資産の活用状況	A	A	A	A	A	－	
4.予算、収支計画等	A	B	A	A	A	－	
(1)予算、収支計画、資金計画	A	C	A	A	A	－	
(2)短期借入金の限度額	－	A	A	－	－	－	
(3)剰余金の使途	A	A	A	A	A	－	
5.その他業務運営に関する事項	A	B	B	A	A	A	
(1)施設、設備の長期計画	S	C	B	A	A	A	
(2)人員について	A	A	A	A	A	－	
(3)人事について	B	A	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 第2期の中期計画通り、着実に実施されている。
- 重粒子線がん治療研究については、治療対象疾患の適応拡大、次世代照射装置の開発に取り組み、スキャニング照射装置を備えた新治療研究棟での臨床試験の準備を完了した。また、重粒子線がん治療の成果を積極的に国内外に発信し、普及に向けた中心的な役割を担った。分子イメージング研究では、OpenPETの試作機により三次元画像を得ることができ、新規プローブの開発についても腫瘍イメージングや脳・神経疾患への応用を目指して順調に進められている。
- 放射線安全研究及び緊急被ばく医療研究は、低線量放射線の年齢別影響研究、緊急被ばく時の線量評価法、防護剤の開発研究において、着実な進展があった。これらの成果が、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応では明らかな成果として現れている。
- 理事長主導の下、一般管理費の削減、人件費の削減、給与構造改革などの効率化を進め、研究所内の意志疎通の促進を図るなど、着実な運営がなされた。東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については、研究所あげての献身的、誠実な対応を行ってきたが、今後も研究所の役割は重大であり、積極的かつ適切な支援を続けていくことが望まれる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
放射線に関する研究開発等	1(1)	• 重粒子線治療の効率化とそれを実践するための体制整備をさらに押し進めた結果、治療患者登録数は前年度に引き続き650 名を超え691 名（先進医療458、臨床試験233）。1 日あたりの治療患者数は前年度とほぼ同数を維持。 • 新治療棟における治療の流れを検討し、これをマネジメントする重粒子線治療管理システム（TMS）の製作、他の診療情報システムとの連携についても具体的に検討。治療計画に関しても、重粒子スキャニング照射用治療計画計算エンジンの完成を受けて、実症例データを用いた評価を実施。 など	• 高度先進医療として重粒子線がん治療を行うとともに、適応例の拡大、治療期間の短縮、治療システムの高度化等の臨床研究を着実に実施し、年度目標を達成している。今後治療患者数を増加させるためには質的な技術の革新が必要である。 など
研究活動関連サービス	1(3)	• 成果の発信 分子イメージング研究センターシンポジウム（参加者164 名）、放射線防護研究センターシンポジウム（参加者182 名）、重粒子医科学センターシンポジウム（参加者646 名）を開催し、各シンポジウムの成果は、報文集にまとめて広く配布した。（配布先件数 分子イメージング研究センターシンポジウム:491 件、放射線防護研究センターシンポジウム:211 件、重粒子医科学センターシンポジウム:654 件） など	• 外部へのプレス発表の方針が確立されており、プレス発表の増加、日本語版ホームページ改良によるアクセス件数の増加、シンポジウムや講演会の積極的な開催等の多様な広報活動や情報発信に取り組み、研究所の成果が広く国民に対し示された。原著論文も、第1 期中期目標期間と比べ数・質とも多くなり、高く評価できる。 など
研究活動関連サービス	1(3)	• 東日本大震災に伴う福島原子力発電所事故対応 1. 専門家の派遣 2. 緊急被ばく医療体制の運用 3. 従事者等への対応 4. 電話相談 など	• 東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故に対し、直後からの初動対応を始めとして研究所の緊急被ばく医療体制の機能と役割を十分に発揮し、適切に対処して素晴らしい活躍をしており、目標を達成している。 • 一方で、東日本大震災が、複合災害であったことへの対応について被ばく医療体制のインフラのあり方について新たな課題があたえられた形となり、研究所がさらにイニシアティブをとって被ばく医療業務に関して、国民にもっと分かる形で指導、助言を行うことを期待する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立美術館（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：青柳　正規）
目　　的	美術館を設置して、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1　美術館を設置すること。2　美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3　2に掲げる業務に関連する調査及び研究を行うこと。4　2に掲げる業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。5　2に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	文化分科会（分科会長：前田　富士男）
ホームページ	法　　人：http://www.artmuseums.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間（平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第 2 期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開	A	A	A	A	A	A	
(2)ナショナルコレクションの形成・継承	A	A	A	A	A	A	
(3)ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化	B	A	A	A	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務の効率化の状況	A	A	A	A	A	－－	
3.財務、人事、施設整備に関する目標	A	A	A	A	A	A	
(1)財務の状況	A	A	A	A	A	－	
(2)短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	－	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	A	A	A	A	A	－	
(4)剰余金の使途	A	A	A	A	A	－	
(5)人事の状況	A	A	B	A	A	－	
(6)施設整備の状況	A	A	A	A	A	－	
(7)関連公益法人	A	A	A	A	A	－	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）
- 第2期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。
- 平成22年度の独立行政法人国立美術館の活動は、当初の目標を期待どおりに達成した。各館の常設展（所蔵作品展）と国立新美術館の年次展、すなわち「アーティスト・ファイル」及び「文化庁メディア芸術祭」に文化的感性を養成する実りある成果がみられ、企画展も充実した水準にあることは、高く評価できる。
- 研究部門と管理部門が体系的・組織的に活動しており、業務運営の効率化・財務内容の改善に寄与していると認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開	1(1)	• 所蔵作品展 入館者数：1,051,827 人（目標数：823,000 人） • 企画展 入館者数：3,450,921 人 （目標数：2,196,400 人） • 国立美術館5館合同企画展 出展数：170 点 入館者数：29,143 人 • 巡回展 • 東京国立近代美術館フィルムセンター映画上映等【上映会】 入館者数：109,098 人（目標数：105,500 人）	• 常設展は、近年重視される方向にあり、特にテーマ設定を明確化した展観は、いわば小企画展として入館者からの注目度も高い。4 館それぞれの個性・相違を生かした取組も興味深く、高く評価できる。各館とも、もっぱら所蔵作品中の特定の優作を静かに鑑賞しようとするリピーターの存在も忘れることなく、バランスのよい展覧会運営がなされていることは評価に値する。 • 常設展の広報は以前に比較して改善されているが、「テーマ・コレクション展」のかたちをとる場合は、そのテーマの設定や前回のテーマからの継続性など、ホームページで丁

		• 東京国立近代美術館フィルムセンター映画上映等【展覧会】 入館者数:13,552 人(目標数:11,000 人) など	寧に紹介する努力を怠らないでほしい。また、一般向けに、わかりやすい 100 字キャプションなどが必要である。 • 国立美術館 5 館合同企画展である「陰影礼讃」は、国のコレクションの活用という点で、各館の連携に基づき、資源のよく生かされた好企画であり、恒例化されることが望ましい。 一方で共同企画であるがゆえに、テーマの掘り下げにやや不足があったと思われる。こうした共同企画の努力はおよそ中断すべきでない以上、5 館による研究水準での綿密な協力と真摯な取り組みなど、今後の改善をおおいに期待したい。 • 企画展については、キュレーション・コンセプトの欠如したいわゆる名品展などはやはり自己点検すべき段階にあると考える。 など
ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化 (ナショナルセンターとしての人材育成)	1(3)	• 美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修の実施 平成 22 年度「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」を実施した。 ＊参加者数 112 名 ＊実施期間:H22.7.26～H22.7.28 ＊会場:東京国立近代美術館及び国立新美術館 本研修においてH22 年度「教員免許状更新講習」を実施した(受講者 12 名、全員に履修証明書を授与)。 • 先駆的・実践的な教材やプログラムの開発 など	• 美術館を活用した鑑賞教育の充実のため、美術館教育普及関係者や教員を対象とした研修会を実施するなど適切に行われたが、より一層の拡充が求められる。 • 鑑賞教育の充実のために学校に教材を貸し出すなど、適切に実施されたと評価できる。 • 企画展・上映会等の共同主催と共同研究については、目標は達成しているが、展覧会主体の協力の側面が強く、ナショナルセンターとして中期的な展望が望まれる。今後は、公立美術館などとの連携も視野に入れたネットワークの構築が必要である。 など
ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化 (フィルムセンターの取組状況)	1(3)	• 国際フィルム・アーカイブ連盟(FIAF)の正会員としての活動 ○フィルムセンター主幹が、H21.5.30 に FIAF 会長に就任した。 ○ユネスコ世界視聴覚文化遺産の日記念特別イベントとして「講演と上映 3D 映画の歴史」を開催した。 • 日本映画情報システムの運営 文化庁が実施する「日本映画情報システム」に対して、資料提供、当館公開データベースへの接続に関する協力を行った。 また、「日本映画情報システム」に関連し, 所蔵映画フィルムの調査カード及びコマ抜き情報の閲覧を許可し、データベース作りへの協力を行った。 • 所蔵映画フィルム検索システムの拡充 481 件を新たに公開。 公開件数:5,627 件 • 映画関連団体等との連携 ○福岡市総合図書館(FIAF 加盟機関)、オーストラリア国立映画音響アーカイブ等へ映画フィルムの貸与を通じて協力を行った。 ○前年度に実施したアンケートに基づいて「全国映画資料館録」を刊行し, 映画関連資料を所蔵する全国各地の機関にかかわる情報集積と公開に取り組んだ。 • フィルムセンターの東京国立近代美術館からの独立の検討 など	• フィルムセンターの活動実績は、同センター主幹が国際フィルム・アーカイヴ連盟(FIAF)会長を務めていることをはじめ、海外の機関との連携など、国際交流に大きく貢献しており、極めて大きな意義が認められる。 • フィルムセンターは、文字どおり我が国の映画文化振興の中枢的機関として機能している。とりわけ調査研究成果の学会での発表や、雑誌等での論文掲載など、館外に積極的に発信しており、極めて高く評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立文化財機構(平成 19 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:佐々木 丞平)
目 的	博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。4 第一号の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。5 文化財に関する調査及び研究を行うこと。6 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 7 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。8 第二号、第三号及び前三号の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設(次号において「地方公共団体等」という。)の職員に対する研修を行うこと。9 第二号、第三号及び第五号から第七号までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。10 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:前田 富士男)
ホームページ	法 人:http://www.nich.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人は平成 19 年4月に(独)国立博物館と(独)文化財研究所との統合により発足している。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
＜項目別評価＞						
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	
(1)歴史・伝統文化~~等~~の保存と承継の中心的拠点としての収蔵品の整備~~等~~と、次代への継承	A	A	A	A	A	
(2)文化財を活用した日本の歴史・伝統文化の国内外への発信	A	A	A	A	A	
(3)我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与	A	A	A	A	A	
(4)文化財に関する調査及び研究の推進	A	A	A	A	A	
(5)文化財の保存・修復に関する国際協力の推進	S	A	A	A	A	
(6)情報発信機能の強化	A	A	A	A	A	
(7)地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	A	A	A	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	
3.財務・人事	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
- 第2期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。
- 独立行政法人国立文化財機構の平成22年度に係る業務は、効率化を図りながら、各館・各研究所の特徴を活かしており、確実な成果をあげている。
- 研究成果の公表・展示の工夫・展示表示の多言語化・学習ツールの開発など、国民全体に配慮された運営が行われてきており、また来館者の満足度や財務・人事などの経営改善を図る仕組みが整備されていることが高く評価できる。
- 文化財に関する調査及び研究においては、ナショナルセンターとして多彩な先端的で時世にあった研究テーマが設定され、当該調査・研究が着実に実施されるとともに、論文・学会発表・刊行物等を通じて、研究成果が適切に発信されており、我が国の文化財研究をリードしていると極めて高く評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
歴史・伝統文化~~等~~の保存と承継の中心的拠点としての収蔵品の整備~~等~~と、次代への継承 (収蔵品修理、保存処理)	1(1)	• 計画的な文化財の本格修理を実施した。(176件) • 修理契約委員会を 21 年度に設置し、22 年度も引き続き同委員会を開催し、契約の透明性を高めた。(各館) • 紙本などの修理技術者として保存修復課に 3 名のアソシエイト・フェローを配置し、館内で実施する館蔵品の本格修理、応急(対症)修理を本格化させた。(東博) • 本年度新たに「長期受託文化財修理実施要項」を策定し、長期にわたり展示に活用する寄託品の修理を、館の修理費を用いて実施することとし、京都・妙法院所蔵の重要文化財木造	• 文化財修理については、限られた予算の中にあり、長期的な視野のもとで、破損の現状等により優先順位を付けて計画的に実施していると認められる。 アソシエイト・フェローの配置が効果を上げ、修理実績を増やすことにつながったと評価できるが、本来は十二分な専任の修復スタッフを配置する必要があり、そうした人材も育成すべきである。 また、外部の専門家を交えた修理契約委員会による契約の透明性の確保に

<table>
<tr><td></td><td></td><td>千手観音立像（第 20 号）の修理に着手した。（奈良博）
• 収蔵品のほか、九州をはじめとする館外所蔵者負担による文化財修理 23 件のため、保存修復諸施設を積極的に活用し、うち 6 件については現地修理を行った。（九博）</td><td>ついても、各博物館で軌道にのせ、公私立博物館へのよい影響ともなり得る観点からも評価したい。
なお、奈良国立博物館で導入した「長期受託文化財修理実施要項」の策定については、博物館運営の透明性の視点から評価できる。
など</td></tr>
<tr><td>我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与

（収蔵品貸与の推進）</td><td>1(3)</td><td>• 文化財の貸与件数
件
<table><tr><th></th><th>H22 年度</th><th>H21 年度</th></tr><tr><td>東京国立博物館</td><td>1,315</td><td>1,104</td></tr><tr><td>京都国立博物館</td><td>297</td><td>428</td></tr><tr><td>奈良国立博物館</td><td>159</td><td>108</td></tr><tr><td>九州国立博物館</td><td>165</td><td>89</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,936</td><td>1,729</td></tr></table>• 文化財の貸与先施設数
件
<table><tr><th></th><th>H22 年度</th><th>H21 年度</th></tr><tr><td>東京国立博物館</td><td>150</td><td>124</td></tr><tr><td>京都国立博物館</td><td>74</td><td>68</td></tr><tr><td>奈良国立博物館</td><td>43</td><td>34</td></tr><tr><td>九州国立博物館</td><td>34</td><td>22</td></tr><tr><td>合計</td><td>301</td><td>248</td></tr></table>など</td><td>・ 21 年度比でも収蔵品貸与実績が大きく伸びており、各博物館において、公私立博物館等に収蔵品の貸与を積極的に行っていると評価できる。
特に、京都国立博物館における収蔵品貸与に関わる情報は、ウェブページなどで公開し、国民へのサービス向上に資するものとして評価できる。
今後は、収蔵品の次代への継承という文化財の保護の観点も十分考慮しつつ、保存状況も勘案した無理のない収蔵品貸与の推進を望む。
など</td></tr>
<tr><td>情報発信機能の強化

（公開施設の運用）</td><td>1(6)</td><td>• 黒田記念館・平城宮跡資料館・藤原宮跡資料室・飛鳥資料館の展示公開
• 平城宮跡資料館のリニューアルオープンに伴う、常設展示の大幅展示替え
• 平城遷都 1300 年記念事業終了後、同事業のツアーガイド（ボランティア）73 名を新たに研究所のボランティアとして受け入れ研修を実施
• 飛鳥資料館において、特別展示「キトラ古墳壁画四神」等を開催
など</td><td>• 平城宮跡資料館常設展示の大幅展示替え、飛鳥資料館のキトラ古墳壁画の特別公開等、広く国民の理解を得る展示を企画・実施し、来館者数も目標値を大きく上回ったことが高く評価できる。
「平城遷都 1300 年記念事業」にあわせて、調査・研究成果を生かした展示を行い、当該記念事業のためのツアーガイド（ボランティア）を育成し、配置したことから、国民に対し、古代日本文化の理解と普及に貢献していると認められる。
など</td></tr>
<tr><td>業務運営の効率化</td><td>2</td><td>• コンプライアンス体制の維持、内部統制の整備
○「独立行政法人国立文化財機構職員倫理規程」及び「独立行政法人国立文化財機構役員の倫理に関する取り扱い」等を策定し、転任者も対象とした初任者研修時に説明を行い、職員の意識改善を図っている。
○「独立行政法人国立文化財機構保有個人情報管理規程」に基づき、本部事務局及び各施設における保有個人情報の管理状況について保有個人情報管理監査を行った。
など</td><td>・ コンプライアンス及び内部統制の整備・運用については、規程に基づき個人情報保護監査を行う等、有効に機能していると評価できる。今後も、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全に努めることが望まれる。
など</td></tr>
</table>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 文化財の展示の充実に係る評価指標の一つである博物館の入場者数について、貴委員会の評価結果をみると、平成 20 年度は「入場者数は、ミュージアムでは重要な評価指標であり、より詳細な分析が望まれる」としているところであるが、21 年度及び 22 年度の評価結果においては、入場者数に係る詳細な分析が明らかとなっていない。
また、平常展を魅力あるものにし、再来館者の増加を図るとした目標を掲げながら、各館における再来館者が増加したか否かについて、評価結果において言及されていない。
今後の評価に当たっては、入場者数に係る詳細な分析に基づく評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人教員研修センター(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:遠藤　純一郎)
目　　的	校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1　校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。2　学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	初等中等教育分科会(分科会長:舘　昭)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.nctd.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	4年間(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第3期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞						
1. 国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	
(1)学校教育関係職員に対する研修の実施状況	A	A	A	A	A	
(2)学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導・助言・援助の実施状況	A	A	A	A	A	
(3)都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関する内容・方法等の情報の収集・蓄積と活用	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	B	A	A	A	
(1)経費等の縮減・効率化の達成状況及び契約の見直し状況	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の点検・評価の実施状況	A	C	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	－	－	－	－	－	
6. 剰余金の使途	－	－	－	－	－	
7. その他主務省令で定めた業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	
(1)用地購入、施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	
(2)適正配置等による人員の抑制と人件費の削減状況等	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 受講者アンケートの結果等から受講者の満足度や研修の活用状況を数量的に把握するとともに、教育現場のニーズ等を適切にとらえたことで多様で質の高い研修が実施されており、国の教育水準を確保するための人材育成について成果を挙げたと認められる。
- 理事長のリーダーシップのもと、小規模法人の特色を生かしながら、内部統制の強化と財務内容の改善が着実に図られている。
- 業務運営については、一般管理費、業務経費ともに、6.0%、5.5%削減するなど、目標を大幅に達成し効率化が図られている。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
学校教育関係職員に対する研修の実施状況	1(1)	• 中期計画及び年度計画に基づき、平成22事業年度に実施すべきとされた24研修については、全て実施した。また、年間の受講者数は、約8,500人であった。 • 実施すべきとされた地方公共団体からの委託を受けて実施している研修を除く21研修のうち、計画に定める受講者数の85%以上の参加者を得た研修は、17研修(81.0パーセント)であった。	• 「全研修事業に対する参加率85%以上の研修」の割合が81%に低下したが、各自治体の財政状況やニーズ等を考慮しつつ、研修の見直しを図っていることは評価できる。 • 「教職員等中央研修」の参加率が78.8%と85%を下回っていることについて、各自治体の財政難による旅費削減の影響があると考えられるが、前年度に引き続き非宿泊研修の拡充を図り、関西圏において参加率91%の実績を上げたことは評価できる。 • 「カリキュラム・マネジメント指導者養成研修」に新たに「情報教育の専門コースを設けた

区分	H21年度	H22年度
実施した研修	21研修	21研修
うち参加者が85%以上	18研修	17研修
参加率が85%以上の研	85.7%	81.0%

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>修比率
参加率が85%を下回った要因は、都道府県の財政状況の悪化に伴う教職員旅費の縮減や、研修によっては十分な周知期間が確保できなかったこと等が考えられる。こうした状況の中で、平成23年度の研修の企画にあたり、外部有識者による企画委員会等を開催し、改善意見を聴取するとともに、都道府県教育委員会のニーズを踏まえ、下記のとおり見直しを行った。

(ア)「教職員等中央研修」(参加率78.8%)
○ 研修内容・方法の見直し
(イ)「カリキュラム・マネジメント指導者養成研修」(参加率80.0%)
○ 指導者を養成する専門コースを新たに実施
(ウ)「子育て支援指導者養成研修」(参加率83.3%)
○ 平成22年度をもって廃止
(エ)「教育課題研修指導者海外派遣プログラム」(参加率61.4%)
○ 平成23年度より定員を500人から300人に見直し
など</td>
<td>が、十分な周知期間が確保できず、参加率が63．2%となっている。周知期間の工夫とともに、研修対象者の選定方法と活用がどのようになっているのか、具体的にどの程度の期間が必要であるかを検討し、次年度に改善を要する。
• 「海外派遣プログラム」の参加率は61.4%であり、国としてでないとできない研修先や課題に取り組み海外派遣プログラムの特徴をさらに工夫・宣伝する必要がある。また、帰国後の現地学校・教員等との交流活動などをしやすくする工夫や支援体制も考慮されてよい。
など</td>
</tr>
<tr>
<td>経費等の縮減・効率化</td>
<td>2(1)</td>
<td>• 経費等の縮減・効率化に向けて、年度計画に掲げた事項を踏まえつつ、国内固定電話の利用契約や専用回線の借上契約を随意契約から一般競争契約に移行するなどの契約方法の見直しを行うとともに、研修会場の借り上げ経費等の節減に努めたことにより、一般管理費については対前年度比3%以上、業務経費についても対前年度比2%以上の削減目標を達成した。
(金額の単位は百万円)
<table>
<tr><th>区分</th><th>21年度
予算</th><th>22年度
決算</th><th>縮減率</th></tr>
<tr><td>一般
管理費</td><td>300</td><td>282</td><td>△6.0%</td></tr>
<tr><td>業務
経費</td><td>675</td><td>638</td><td>△5.5%</td></tr>
</table>
など</td>
<td>• 研修事業の質を確保しつつ、経費等の縮減・効率化が適切に行われており、経費節減のための経営努力を評価する。その際、随意契約の見直し等に対する取組を行っていると認められる。
• 一般管理費、業務経費の削減額が目標を大きく上回るなど、経費効率化などの成果が顕著である。
など</td>
</tr>
<tr>
<td>業務運営の点検・評価の実施</td>
<td>2(2)</td>
<td>• 平成22年度においては、前年度の自己点検・評価委員会における意見を踏まえ、以下の改善を行った。
・ 引き続き、随意契約の見直し、一般競争契約への移行を一層推進したほか、一般競争契約においても公告期間の長期化や競争参加資格要件の緩和及び仕様内容の見直しを行うことにより競争性の向上を図り経費を節減した。
・ センターの果たしてきた役割・実績について、関係者にとどまらず、国民一般に理解・支持を広めていくために、センターホームページのトップページのデザインを改善し、研修修了者の成果活用の具体例について容易なアクセスを可能とした。
• 役職員の情報の共有、職員に対する指示の徹底を図ることにより、各職員が目的を持って業務を遂行できるようにするとともに、リスクの回避及び低減を図っている。
• 内部統制上の課題(リスク)となる主なものは、①教員研修の質の向上を阻害する要因及び、②契約の適正化を阻害する要因であり、この2点に関して把握と対応に努めている。
など</td>
<td>• 自己点検・評価委員会の評価結果を業務運営の改善の重要な一要素として位置付け、業務運営の改善に十分に生かしており、評価できる。
• ホームページを関係者のみならず、国民一般に理解・指示を深めるためトップページのデザインを改善したことは評価されるが、研修内容についても一般向きにわかりやすく、アクセスしやすくする必要がある。
• 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能してると認められる。
• 内部統制上の課題(リスク)となるものの把握と対応に努めていることが確認された。
• 研修の質の向上の最大の評価は各自治体の受講者派遣人数、その割合である。財政難のなかで派遣者の多い自治体、そうでない自治体の研修への評価、要望の違いなどを分析して受講者増に結びつけるなど、調査をその分析方法のさらなる改善が求められる。自治体の研修所のモデルとなる調査手法を開発してこそ、ナショナルセンターとしての存在意義がある。都道府県別の受講者人数の公表も求めたい。
など</td>
</tr>
</table>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人科学技術振興機構(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:北澤 宏一)
目 的	新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。4 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。5 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。6 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、研究者の交流を促進するための業務等を行うこと。7 5及び6に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く。)。8 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法 人:http://www.jst.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 19 年4月1日～平成 24 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	第1期中期目標期間	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)新技術の創出に資する研究	S×2 A×4	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×4	S×2 A×3	S×1 A×4	
(2)新技術の企業化開発	A×5	A×5	A×4	A×4	A×6	S×1 A×1	
(3)科学技術情報の流通促進	S×1 A×5	A×6	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	
(4)科学技術に関する研究開発に係る交流支援	A×4	A×6	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×2	
(5)科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	S×1 A×3	S×1 A×3	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(6)関係行政機関の委託等による事業の推進	A	A	A	A	A	A	
2.業務運営の効率化			A	A	A	A	
(1)組織の編成及び運営	A	A	S	S	A	A	
(2)事業費及び一般管理費の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)人件費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4)業務・システムの最適化	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－		－	－	－	－	
5. 重要な財産の譲渡等	－		－	A	A	A	
6. 剰余金の使途	A		－	－	－	－	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	－	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	－	－					
(2)人事に関する計画	A	A					
(3)中期目標期間を超える債務負担	－	－					

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。平成22年度も、「新技術の創出に資する研究」、「新技術の企業化開発」、「科学技術情報の流通促進」、「科学技術に関する研究開発に係る交流・支援」、「科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進」など、機構の行う業務は中期計画通り順調に進捗しており、イノベーションの創出、研究開発力の強化、科学技術外交の戦略的展開、国民の科学技術リテラシーの向上等に大きく貢献している。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
新技術の創出に資する研究	1(1)	• 23 年 3 月に開始した CREST・さきがけの公募において、東日本大震災で被災した研究者からの研究提案について特に必要な場合には特	• 世界で初めて液体シリコンを用いた塗布プロセスにより高性能の太陽電池の作製に成功したほか、iPS 細胞からNKT細胞

		例措置を講じることを検討するとした柔軟な対応をHPで告知した。 • ERATO において、環境整備期間と特別重点期間を新設するとともに、研究機関と機構が協働し、研究総括をリーダーとした時限的な研究組織（バーチャルインスティテュート）を新たに編成する「協働実施体制」を開始するなどの制度改革に取り組んだ。 • 大学等との委託研究契約の複数年度契約においては研究費繰越事務手続きを簡素化するとともに研究費の執行に係る適正な履行（合目的性、適正性）の確認方法を見直し、研究機関の負担を軽減し、効率的かつ効果的な研究費執行を促進した。 など	（免疫の制御やがんの免疫学的監視などの役割を担うリンパ球）だけを大量に作り出すことに世界で始めて成功するなどの研究成果が得られるなど、特に優れた実績を挙げていることから評定をSとする。 • 今後も優れた研究成果に対し機動的に支援する取組を続けるとともに、事業仕分けを踏まえた効果的効率的な事業運営の実施及び体制の整備を行う必要がある。 • 研究成果をイノベーション創出につなげるため、事業内の研究領域間の連携を始め、他の事業との連携を更に強化する必要がある。 など
科学技術情報の流通促進	1(3)	• JDream Ⅱシステムに関して、ハードウェアのリプレイスを実施し、能力を増強しつつ経費を削減した。また、初心者向けサービスである JDreamPetit や JDreamDaily 等について、代替サービスへの誘導等の措置を実施した上で当該サービスを終了し、運用経費を合理化した。 • 22 年 4 月の行政刷新会議における事業仕分けで「事業の実施は、民間の判断に任せる」との判定になったことを踏まえ、22 年 7 月 29 日に外部有識者・専門家が参画する「JST 文献情報提供事業のあり方に関わる有識者会議」を設置し、事業の必要性、問題点、事業を民間に移行するにあたっての方向性等について検討を行った。 など	• 経営改善計画に基づく単年度黒字化の達成、事業仕分けにおける「事業の実施は、民間の判断に任せる」との判定に対する方向性の検討などを着実に実施している。事業仕分けの結果および「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に沿って、引き続き検討を進めるべきである。 • 東日本大震災及び電力需給の逼迫の影響で、23 年度は大幅な売上減少の懸念があり、これまで以上に事業環境が厳しくなる可能性があるが、収入の維持・増加、経費削減、収益性の悪化が予想されるサービスの見直し等できる限りの施策を実施し、収益性の向上に努める必要がある。 など
科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	1(5)	• SSHについて、「地域別」「研究目的別」の学校間連携プログラムである「中核的拠点育成プログラム」、「重点枠（研究連携/国際連携/教員連携）」を再編・拡充し、22 年度よりコア SSH（地域の中核的拠点形成/全国的な規模での共同研究/海外の理数系教育重点校との連携/教員連携）を開始した。 • 「地域の中核的拠点形成」プログラムでは、SSH 中核拠点校を中心としてSSH 指定校以外を巻き込んだ取組を促進させ、SSH の成果をSSH 校以外の意欲・能力ある生徒にも拡大した。（本プログラム参加校の約 8 割（延べ 246 校）、参加生徒の約5割（延べ1,727 人）をSSH 校以外の学校・生徒が占める） など	• 今後も、将来の科学技術を担う人材を育むため、地方自治体と協力して、子どもたちの意欲を引き出し、才能を伸ばしていくための取組を強化していく必要がある。 など
組織の再編及び運営	2(1)	• イノベーション創出の推進と科学コミュニケーションの推進を両輪とし、「イノベーション推進本部」及び「科学コミュニケーション推進本部」の 2 推進本部体制のもと、それぞれの推進本部において各事業の連携・連絡の強化に努めた。また、研究機関監査室と監査室を統合し、研究倫理・監査室を設置したほか、研究支援部を廃止し、総務部及び経理部に集約・再編する等、組織の効率化に努めた。 • 日本科学未来館については、事業仕分けの結果を受け、22 年 10 月 1 日より、科学技術広報財団への委託を取りやめ直轄運営とした。 • 東日本大震災に際しては、毎週行われる早朝会議にて、必ず震災に対する情報収集を行い、必要な対策や対応指示を行った。それにより各事業において早期に震災に対応した事業運営を実施することができた。 など	• 今後も、理事長のマネジメントが発揮できる独立行政法人という特徴を活かし、優れた研究成果に対する緊急かつ機動的に研究を加速するための支援や事業仕分けを踏まえたさらに効果的・効率的な事業運営の実施、明確なビジョンによる効率的な組織運営や組織の活性化等、研究成果をイノベーション創出に繋げるための活動を今後とも着実に行うとともに、引き続き東日本大震災の被害に対する柔軟な事業運用や被災地支援を行う必要がある。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人日本学術振興会(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:小野　元之)
目　　的	学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1　学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。2　優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。3　海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。4　学術の応用に関する研究を行うこと。5　学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。6　学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。7　4及び6に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。8　学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永　宗之助)
ホームページ	法　　人:http://www.jsps.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務	A	A	A	A	A	A	
(1)総合的事項	S×3 A×8 B×1	S×3 A×8 B×1	S×1 A×7	S×1 A×7	S×1 A×7	A×2	
(2)学術研究の助成	S×2 A×4	S×1 A×5	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	A×3	
(3)研究者の養成	S×2 A×5	A×9	S×1 A×8	S×1 A×11	S×1 A×8	S×2 A×4	
(4)学術に関する国際交流の促進	A×18	A×19	A×7	A×7	A×7	A×5	
(5)学術の応用に関する研究の実施	A	A	A	A	A	A	
(6)学術の社会的連携・協力の推進	A	A	A	A	A	A	
(7)国の助成事業に関する審査・評価の実施	A×2	A×5	A	A	A	A	
(8)調査・研究の実施	A	A	A	A	A	A	
(9)情報提供及び成果の活用	A×2	A×2	A	A	A	A	
(10)前各号に付帯する業務	A×3	A×4	A×3	A×3	A×3	A	
(11)平成 21 年度補正予算(第1号)に係る業務					S×2 A×1	S×2 A×2	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	S	S	A	A			
(2)職員の能力に応じた人員配置	A	A		A			
(3)省エネルギー、廃棄物削減に向けた取組	A	A					
(4)情報インフラの整備	A×2	A×2		A×2			
(5)外部委託の促進	A	A		A			
(6)随意契約の見直し及び監査の適正化				A			
(7)決算情報・セグメント情報の公表				A			
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－		－	－	－	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	－	－		－	－	－	
6. 剰余金の使途	－	－		－	－	－	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A	－	－	－	
(1)施設・整備に関する計画	－	－		－	－	－	
(2)人事に関する計画	A	A		A	A×2	A	
(3)積立金の処分に関する事項				－	—	－	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標の達成に向けて、中期計画、年度計画等を踏まえ、各事業を着実に実施するとともに、新たな事業に取り組むなど、学術研究の推進に寄与している。
- 研究者の養成について、男女共同参画に対する先導的な活動として、研究現場への復帰支援を促進する特別研究員(RPD)の採用期間を2年間から3年間に延長するなど、支援強化の取り組みは、関係研究者等の強い要望に応えるものであり高く評価できる。また、将来、我が国の学術研究の発展に寄与することが期待される優秀な大学院博士課程学生の顕彰制度として、平成 22 年度に新たに「育志賞」を創設したことは高く評価できる。

- 総合科学技術会議及び文部科学大臣が定めた運用基本方針等に基づき、全く新しい制度として「最先端・次世代研究開発支援プログラム」の公募・審査・交付決定を短期間で効率的に行うとともに、「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」の公募・審査を行い、適切な提案を採択するなど、国の施策を踏まえた事業を迅速且つ的確に行ったことは高く評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
総合的事項	1(1)	• 学術研究に高い識見を有する研究者による学術顧問会議を 3 回開催し、専門的見地からの幅広い助言を聴取。 • 東日本大震災に対して、被災により研究遂行が困難となった研究者および大学等研究機関に対して、研究費の繰越や手続きの簡素化等を実施し、今後の研究活動の継続性等について配慮するなど、学術支援体制を充実。 など	• 今回の東日本大震災に対して、被災により研究遂行が困難となった研究者および大学等研究機関に対して、研究費の繰越や手続きの簡素化等を実施し、今後の研究活動の継続性等について配慮するなど、学術支援体制を充実させたことは評価できる。 など
学術研究の助成	1(2)	• 科学研究費委員会を開催して、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」や、学術システム研究センターにおける制度の改善に関する検討結果を踏まえ、評価基準をより適切な表現とするための見直しや、新たに「特別推進研究」の追跡評価に係る規定を整備するなど、平成 22 年度には「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」が3回改正されている。 など	• 「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」の評価基準を、より適切な表現に改めるとともに、同規程に平成 23 年度に実施する「特別推進研究」の追跡評価(平成 22 年度までは文部科学省で実施)に係る評価基準等を新たに定める改正をしており評価できる。 など
研究者の養成	1(3)	• 男女共同参画学協会連絡会等の要望を踏まえ、学術システム研究センターに設置した特別研究員作業部会で検討を行い、特別研究員(RPD)の復帰円滑化のため、さらなる支援が必要との結論を得た。 • 平成 22 年度(平成 23 年度分募集)から、RPD 採用期間を2 年間から3 年間に延長するための制度改正を実施。 • 平成 23 年度採用分募集要項を平成 22 年 2 月に発出し、年度内に審査・選考を実施。 など	• 平成 22 年度においては、特別研究員(RPD)に対して円滑に研究奨励金を支給しており、女性研究者が研究と出産・育児を両立するための支援という観点から評価できる。 • 既採用者に対しても同制度が適用されたことは高く評価できる。このことは、出産・育児により研究者を断念する、女性研究者の減少傾向の是正にもつながり、我が国の研究分野における男女共同参画への高い効果が期待される。 など
平成21年度補正予算(第1号)に係る業務	1(11)	• 頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラムの公募要領を整備し、公募・審査業務を実施。審査にあたり、国際事業委員会の下に設置した本プログラムの国際企画委員会に領域別の審査・評価部会(人社系、理工系、生物系、学際系)を置き、大規模大学等特定機関に応募が偏重しないよう工夫(一機関からの申請を 5 件までに限定)しつつ公募を行った結果、申請のあった 212 件について同審査・評価部会において、書面審査及び面接審査を実施。 など	• 従来の派遣事業と相互補完する形で創設された頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラムプログラムの趣旨を着実に理解し、本法人が行ってきた、これまでの高等教育・学術研究に対する審査・評価のノウハウを活かしながら、公募・審査や補助金の交付等を適切かつ柔軟に行っており、業務実績として高く評価できるものである。 など
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	2(6)	• 調達契約の基準を国と同一にするなど独立行政法人日本学術振興会契約規則等を整備しており、これらに則り適切に調達契約を実施。 • 契約にあたっては、「随意契約等見直し計画」を踏まえ、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を実施した。なお、一般競争入札の実施件数増加による業務量増加への対応にあたっては、研究者等へのサービスの低下を招かないよう、適切な人員配置や、調達請求課との連携を密にするなどの対応を行った。 など	• 業務効率化に向けて、規則等を整備し、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮するなどして実施しており、評価できる。 • 一般管理費については、対前年度比 3%以上の削減を図るため、業務の合理的かつ効率的な執行に取り組み、平成 22 年度実績として、平成 21 年度予算に対して3.1%の削減を達成しており、評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

・本法人は、海外事務所として 10 海外研究連絡センターを有しているが、貴委員会は、これらのセンターの全てについて、「個々の必要性をゼロベースで検討しているか」との視点に立って、本法人における各センターの必要性や見直しの方向性に関する検討状況について評価を行っているとしている。しかしながら、貴委員会の評価結果においては、本法人におけるこれらの検討状況や、その検討結果が妥当であると判断した理由が明らかにされていない。
今後の評価に当たっては、各海外研究連絡センターについて、本法人における検討状況を的確に把握し、その理由の妥当性について明らかにすべきである。

法 人 名	独立行政法人理化学研究所(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:野依　良治)
目　　的	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1　科学技術に関する試験及び研究を行うこと。2　1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3　研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。4　科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永　宗之助)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.riken.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	－	1. H17 年度までは S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18 年度からは S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				＜項目別評価＞				
1. 国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の質の向上	A	A	A	**1. 国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の質の向上**	A	A	A	
(1)科学技術に関する試験及び研究	S×4 A×14	S×8 A×11	S×5 A×10	(1)先端的融合研究	A	A	S	
				(2)戦略的・重点的な研究開発	S	S	S	
(2)施設及び設備の共用	A	A	A	(3)最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究	A	A	A	
(3)特定先端大型研究施設の共用の促進に関する業務	A	A	A					
(4)成果の普及・活用の促進	A×4 B×1	S×1 A×4	S×1 A×4	(4)研究環境の整備・研究成果の社会還元及び優秀な研究者の育成・輩出等	A	A	A	
(5)研究者及び技術者の養成、及びその資質の向上	A	A	A					
(6)評価	S	S	S	(5)適切な事業運営に向けた取組	A	B	A	
(7)情報公開	A	A	A					
2. 業務運営の効率化	A	A	A	**2. 業務運営の効率化**	A	A	A	
(1)研究資源配分の効率化	A	A	A	(1)研究資源配分の効率化	A	A	A	
(2)研究資源活用の効率化	A×8	A×7 B×1	A×2	(2)研究資源活用の効率化	A	A	A	
				(3)総人件費改革への取組	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	**3. 予算、収支計画及び資金計画**	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－		**4. 短期借入金の限度額**	－	－	－	
5. 重要な財産の使途	－	－		**5. 重要な財産の処分・担保の計画**	－	A	A	
6. 剰余金の使途	－	A		**6. 剰余金の使途**	－	－	A	
7. その他								
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	**7. その他**	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A					

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H22.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

• 研究成果については、目標を達成するとともに、反陽子と陽電子を閉じ込める八重極磁気瓶を開発し反水素原子の捕捉を確

認することに成功(「Physics World」誌において2010年Breakthrough of the Yearの第1位に選出)したことや、ヒトの免疫反応が人体と同じ様に誘導可能なマウスを開発したこと等目標を更に越える期待以上の世界的にも優れた研究成果が多数得られていることを評価する。
- 研究のさらなる推進のために、理事長主催の理研研究政策リトリートを開催する等、法人の経営の視点を研究現場に浸透させる取組を行っていることを評価する。
- 「野依イニシアチブ」の基本理念の下、「個人知から理研知、さらに社会知へ」を掲げた社会知創成事業を開始したことを評価する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
先端的融合研究	1(1)	• メタマテリアルを構成する金属ナノ共振器の大量生産手法として、DNA を用いて自己組織的に金ナノ粒子のリング構造を基板に固定化することに成功。また、走査型トンネル顕微鏡(STM)によって固体表面上の分子ひとつひとつの性質を調べる手法を確立したり、金属酸化物の薄膜表面上で化学反応を選択的に制御することに初めて成功。 など	• 順調に計画を遂行していると評価できる。さらに、固体表面上の個々の分子を調べる手法の確立や、化学反応の選択的な制御の成功は、当初計画で予期し得なかった成果であり、次世代ナノテクノロジー、特に分子ナノデバイスの組み立て技術を開拓するキーテクノロジーが誕生したという観点から、高く評価できる。 など
戦略的・重点的な研究開発	1(2)	• オールジャパンの植物科学研究の推進に向け、大学・他研究機関 9 機関(理研、東北大、筑波大、東大、名大、基礎生物学研、京大、奈良先端大、岡山大)での植物科学研究ネットワークを構築し、JSPSの最先端研究開発戦略的強化費補助金を獲得して、最新の機器を整備。また、グリーン・イノベーションに向けて地球規模の環境、エネルギー、食糧、健康などの持続的社会の構築に貢献する研究開発に関する課題提案を行い、基礎科学からの社会貢献を進めている。 など	• 植物科学研究ネットワークの構築や、国際会議の主催等により、理研は植物科学分野において主導的な役割を担い、最先端の機器を整備した基盤を構築したことは、当初計画で予期しなかった成果であり、オールジャパンのグリーン・イノベーションに貢献する研究を主導しているという観点から、高く評価できる。 • 外部機関・企業との連携や特許申請を促進してきたことは高く評価できる。今後も、積極的に社会知につなげるための取組を進めて欲しい。 など
最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究	1(3)	• ゲノム設計システムを用いて、広く一般から参加者を募ってゲノム設計技術を競うコンテスト「合理的ゲノム設計コンテスト」という新しい取り組みを実施した。これについては、「Nature」で取り上げられたこともあり、国内外から 66 名の参加があり、高校生 2 人(いずれも日本人)を含む 6 人が課題を提出した。 など	• 当初計画で予期し得なかった成果であり、ゲノム設計システムを用いて、広く一般から参加者を募ってゲノム設計技術を競うという新しい取り組みであるという観点から、高く評価できる。 など
法令遵守、論理の保持等	1(5)	• 平成 21 年 9 月に発覚した背任事件に係る調査委員会が行った要因分析、そこから導き出される再発防止策についての研修会を開催した。 • 「研究不正防止のための講演会」は、内容や実施目的について研究者との意見交換を行い、その結果も踏まえて検討した結果、これまで全職員を対象として任意参加形式にて実施した本講演会による研究不正防止教育を、形式を変更しラボマネジメントの内容も組み入れた管理職対象の必修研修の一環として平成 23 年度より実施する方向で計画を策定した(平成 23 年 4 月実施済み)。 • 法律セミナーは日本語で行ったが、外国人向け視聴教材を作成し、所内ホームページで公開している。また、セミナー講師(弁護士)の意見も踏まえて職員向け啓発冊子の作成を行い平成 23 年 4 月に配布するよう準備を行うなど、一度のセミナー開催に終わらないコンプライアンス教育に繋げている。 など	• 今後、理研のマネジメント及びガバナンスの一層の強化を図っていただきたい。とくに研究倫理、研究費の管理、ハラスメント防止の教育が重要である。 • 法令の遵守、倫理の保持に向けた種々の取組が積極的に行われていることは評価するが、それらの取組がどのような具体的な効果を導出しているのか、検証を行う必要がある。また、それらの検証を通じて不断の見直しに努められることを要望する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人宇宙航空研究開発機構(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:立川 敬二)
目 的	大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。2 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。3 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。4 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。5 1から4に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。7 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。8 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法 人:http://www.jaxa.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	－	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18 年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。 ※「外部委託の推進」と合わせて評価
＜項目別評価＞				＜項目別評価＞				
1.国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務	A			**1.国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上**	A	A	A	
(1)自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化	S×1 A×12	S×2 A×11	S×2 A×10 B×1	(1)衛星による宇宙利用	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	
(2)宇宙開発利用による社会経済への貢献	A×10	S×3 A×7	S×3 A×8	(2)宇宙科学研究	A×2	A×2	A×2	
(3)国際宇宙ステーション事業	A×5 B×2	S×1 A×5	S×1 A×6	(3)宇宙探査	S	S	S	
(4)宇宙科学研究	S×2 A×13 C×1	S×4 A×11 C×1	A×7 B×1	(4)国際宇宙ステーション(ISS)	S×1 A×1	S×2	S×2	
(5)航空科学技術の研究開発	S×1 A×6	S×2 A×5	S×2 A×4	(5)宇宙輸送	A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	S×1 A×1 B×1	
(6)基礎的・先端的技術の強化	S×2 A×6	S×3 A×5	S×2 A×5	(6)航空科学技術	A	A	A	
(7)大学院教育	A	A	A	(7)宇宙航空技術基盤の強化	A×2	A×2	A×2	
(8)人材の育成及び交流	A	A	A	(8)教育活動及び人材の交流	A×2	A×2	S×1 A×1	
(9)産業界、関係機関及び大学との連携・協力	A×2	A×2	A	(9)産業界、関係機関及び大学との連携・協力	A	A	A	
(10)成果の普及・活用及び理解増進	A×2	A×2	A	(10)国際協力	A	A	A	
(11)国際協力	A	S	S	(11)情報開示・広報・普及	A	A	S	
(12)打上げ等の安全確保	A	A	A					
(13)リスク管理	A	A	A					
2.業務運営の効率化	A			**2.業務運営の効率化**	A	A	A	
(1)3機関統合による総合力の発揮と効率化	A×3	S×1 A×2	S	(1)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	
(2)大学、関係機関、産業界との連携強化	「産学官による研究開発の実施」及び「大学共同利用システム」と合わせて評価			(2)業務の合理化・効率化	A×2	A×2	A×2	
(3)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	(3)情報技術の活用	A	A	A	
(4)業務・人員の合理	A×4	A×4	A×4	(4)内部統制・ガバ	A×4	A×4	A×4	

化・効率化			A	ナンスの強化			
(5)評価と自己改革	A	A					
3.予算	A	A		**3.予算、収支計画及び資金計画**	A	A	A
4.短期借入金の限度額	－	―	A	**4.短期借入金の限度額**	－	－	－
5.重要な資産の処分・担保の計画	－	―		**5.重要な資産の処分・担保の計画**	－	－	－
6.剰余金の使途	－	―		**6.剰余金の使途**	－	－	－
7.その他	A			**7.その他**	A	A	A
(1)施設・設備に関する事項	A	A	A	(1)施設・設備に関する事項	A	A	A
(2)安全・信頼性に関する事項	A	A	A	(2)人事に関する計画	A	A	A
(3)国際約束の履行	「国際協力の推進」と合わせて評価			(3)安全・信頼性に関する事項	A	A	A
(4)人事に関する計画	A※	A※		(4)中期目標期間を超える債務負担	－	－	－
(5)中期目標期間を超える債務負担	－	―		(5)積立金の使途	－	－	－
(6)積立金の使途	－	―					

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H22.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度は、年度計画に即して全般に安定的に運営を行っており、第2期中期計画の達成に向けて順調に進捗している。地球観測衛星による国内外への貢献、小惑星探査機「はやぶさ」のサンプルリターン成功など宇宙科学・探査分野における成果獲得、国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」の科学実験と日本人宇宙飛行士の活躍、航空分野の技術開発の進展など、数多くの成果を上げ我が国の高い科学的レベルと技術力を世界に示した。また、その成果を活用して、青少年への宇宙航空教育、広報活動等に尽力した。
- 東日本大震災においては、陸域観測技術衛星「だいち」が被災状況把握に、超高速インターネット衛星「きずな」や技術試験衛星Ⅷ型「きく8号」が通信インフラ確保に貢献した。これらの成果を今後の衛星開発に反映し、国民の安全・安心への希求に応えられるよう取り組んでいくことが期待される。
- 「こうのとり」2号機ミッションを完璧に成功させたことや、官民で進める宇宙システムの海外展開を支援し、外国衛星の受注に繋げたことは、我が国の宇宙技術への信頼性を高め、プレゼンスの向上に寄与した。今後も、スペースシャトルの退役による「こうのとり」の責務の増大やアジアを中心とした宇宙インフラ需要の増加等、国際情勢の変化に柔軟に対応し、成果の最大化を図っていくことを期待したい。
- 業務運営においては、組織の見直し、経費・人件費の合理化・効率化等が着実に進められている。今後とも、プロジェクト等の成果の検証を通じ更なる業務効率化と質の向上、裾野の拡大や成果の社会還元の拡充が期待される。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国際宇宙ステーション(ISS)	1(4)	• JEM の軌道上運用を確実に実施し、JEM 利用環境の提供を継続。JEM は、他国の実験棟に比べ不具合発生も少なく安定な状態で効率よく運用されており、システムの信頼性の高さを示した。 ISS での実験実施数: 日本 46 件、米国 75 件、ロシア 41 件、欧州 29 件、カナダ 4 件 • 安全かつ確実な日本人宇宙飛行士のスペースシャトル搭乗、ISS 長期滞在、及び実験運用の実施。 など	• 信頼性の高い宇宙実験環境を提供し、顕著な科学的成果獲得に貢献した。また、日本人飛行士の ISS 長期滞在などの活動を含めて、国際的な ISS 計画全般にも貢献し、宇宙開発における日本のプレゼンスを高めた。 • ISS/JEMの宇宙劇場化が必要な部分もあろうが、その比重が大きくなりすぎると、国民有識層の支持低下を招くことが危惧される。東日本大震災と原発事故によって、日本はこれまでの日本と同質ではなくなる可能性があることを変化要素として織り込みつつ、JEM の利用に叡智を投入してもらいたい。 など
宇宙輸送	1(5)	• H－IIA2機、H－IIB1機の打上げについて、機体・設備の要因による延期なしの OnTime 打上げを実現。 • H－IIBロケットについて、2段機体の制御落下を実現するシステムの開発やフェアリングの改良などを行い、平成23年1月に2号機の打上げに成功するとともに、第2段制御落下実験についても成功。 など	• H-IIA/B の打ち上げにおいては、打ち上げ成功率(95%)、On Time 打ち上げ率(70%)は世界最高水準であり、技術開発や信頼性・運用性の向上も進められている。経費削減にも努力した。 打ち上げ延期に伴う再打ち上げ費用と日数の削減、短縮にも取り組んでいる。また、年間打ち上げが可能となった点は、衛星ビジネス実現に向け、大きな成果と評価。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人日本スポーツ振興センター(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:河野　一郎)
目　　的	スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務。2 国際競技力向上のための研究・支援等業務。3 スポーツ振興のための助成業務。4 スポーツ振興投票業務。5 災害共済給付業務及び学校安全支援業務。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	スポーツ・青少年分科会(分科会長:小林　寛道)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.naash.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(2)組織及び定員配置の見直し	A	A	A	A	A	A	
(3)業務運営の点検・評価の実施	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)スポーツ施設の運営・提供	A	A	A	A	A	A	
(2)国際競技力向上のための研究・支援等	A	A	A	A	A	A	
(3)スポーツ振興のための助成	B	B	B	A	A	A	
(4)災害共済給付	A	A	A	A	A	A	
(5)スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進	A	A	A	A	A	A	
(6)学校給食用物資の取扱い			A				
(7)一般勘定の積立金の使途	A	A					
(8)NTC中核拠点施設の供用開始に向けた準備等	A	A	A				
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A	A	
(1)スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化	C	A	A	S	S	S	
(2)自己収入の確保及び予算の効率的な執行	B	B	B	A	A	A	
(3)資金の運用及び管理	A	A	A	A	A	A	
(4)予算、収支計画及び資金計画	B	A		A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－		－	－	－	
5. 重要な財産の譲渡・担保	B	－		B	B	B	
6. 剰余金の使途	－	－		－	－	－	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)その他の業務運営	A	A					
(4)中期目標期間を超える債務負担	B	A					
(5)積立金の使途				A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 日本スポーツ振興センターの平成22年度に係る業務の実績については、計画に沿って、業務運営の効率化、業務の質の向上及び財務内容の改善に努めており、第2期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。
- 特に優れた実績を上げている業務は、以下のとおり。
- スポーツ振興投票等業務については、広告宣伝活動、インターネット販売・決済手段の拡充などの取組による売上向上と経費節減により、当初の目標額(156億円)を大幅に上回る約242億円の収益(国庫納付金約81億円、スポーツ振興投票事業準備金繰入約161億円)を確保しており、大いに評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の節減	1(1)	• 平成 19 年度に比較して、一般管理費は、約 48 百万円(9.8%)、人件費(管理系)は約 176 百万円(22.5%)を削減。一般管理費総額で、目標値(9%)を上回る約 224 百万円(17.6%)の削減を達成。事業費は、平成 21 年度に比較して約 456 百万円(5.6%)を削減し、目標値(1%)を上回る削減率を達成。 など	• 一般管理費、事業費及び人件費の削減実績が計画を上回っており、評価できる。 • 今後は、スポーツ選手等利用者の活動に支障が生じない範囲で省エネルギー対策を講じるなど、更なる努力を期待する。 • また、用紙代の削減方策として、必要に応じ、紙質やカラー印刷の抑制に努めることを期待する。 など
大規模スポーツ施設における稼働日数の確保	2(1)	• 長年蓄積してきたスポーツターフ等、施設・設備の維持管理に関するノウハウを活かし、ナショナルスタジアムとして高水準な施設条件を維持した上で、競技者や観客等に安全かつ快適な施設を提供。 • 国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やアマチュアスポーツ等の利用促進により、稼働日数の確保に努めるとともに、スポーツの利用を第一に確保しつつ、本来目的に支障のない範囲内でスポーツ大会等の利用がない日については、コンサート、ファッションショー等スポーツ以外の一般利用への利用を促進。 など	• ラグビー場及び代々木第二体育館については、東日本大震災や国際競技規則の改正等に伴う工事により一定の休業を余儀なくされたが、各施設とも稼働日数の確保に努めており、評価できる。 • 今後は、稼働日数だけの評価ではなく、施設の保守・点検や定期的な大規模修理を日程に組み入れた考え方が必要であり、事前に想定できる休業がある場合には、それを勘案して年度計画を設定することが必要。 など
国際競技力向上のための総合的支援	2(2)	• 国際競技力向上に関わる情報を、国内主要紙、国内主要通信社、国内外ウェブサイト、主要国スポーツ関係機関の公刊資料及び独自の調査活動等から収集及び分析。 • ロンドン事務所の活用について、UK スポーツをはじめとした欧州のスポーツ関係機関等と連携し、国際競技力向上に関わる情報を収集。UK スポーツとの共同プロジェクト、セミナー等を開催。競技団体に対し、ロンドン五輪会場、交通事情、トレーニング場所等の現地情報を提供。 • ナショナルトレーニングセンターで練習中に撮影した映像をSMART-system(映像データベース)にリアルタイムに登録し、選手、コーチ、遠隔地の関係者に映像を即座に共有できるSMART-system(映像データベース)コンテンツ自動登録システム(CERDAS)を開発。バレーボール、シンクロナイズドスイミングで利用を開始。 など	• 国際競技力向上のための国内外の情報収集・分析を積極的に行っており、特に国外での活動として、ロンドン事務所が欧州のスポーツ関係機関等と連携し、ロンドン五輪に向けた英国の情報収集に努めていることは評価できる。また、SMART-system は選手からの評価も高い。 • 今後も、特に大学等の持っている人材や施設とのスムーズな連携により、一層の効果が発揮できるものと期待。 など
スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化	3(1)	• 平成 22 年度の売上は、「BIG」の当せん実績等を中心とした広告宣伝活動、インターネット販売・決済手段の拡充など、売上向上効果が期待できる事項への取組等により、当初の売上目標額 630 億円を大きく上回る約 848 億円を達成。これにより、平成 22 年度の収益は、当初の目標額(156 億円)を大幅に上回る約 242 億円(国庫納付金約 81 億円、スポーツ振興投票事業準備金繰入約 161 億円)を確保。 • 平成 22 年度売上目標額 63,000,000 千円 • 平成 22 年度売上実績額 84,811,945 千円 など	• スポーツ振興投票等業務は、広告宣伝活動、インターネット販売・決済手段の拡充などの取組による売上向上と経費節減により大幅な収益を確保しており、大いに評価できる。 • 今後も、くじ購入者の動向・需要をみながら、確実な売上が得られるよう、継続的に努力することを期待する。 など
重要な財産の譲渡・担保	5	• 市場環境の悪化(売却損発生の恐れあり)及び独立行政法人通則法の一部改正予定を踏まえ、譲渡に向けた作業を中断していたが、通則法の改正(平成 22 年 11 月 27 日施行)を受け、国庫納付に向けた必要な手続きを実施。 など	• 独立行政法人通則法の改正を受け、現物での国庫納付に向けた手続きを進めていることは評価できる。 • 早期に国庫納付が完了するよう、引き続き適切に対応する必要がある。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人日本芸術文化振興会(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:茂木 賢三郎)
目　　的	芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動、ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの、ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動、2 劇場施設(伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。3 その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。5 2の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:前田　富士男)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.ntj.jac.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 国民に対して提供するサービス、その他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)文化芸術活動に対する援助	A	A	A	A	A	A	
(2)伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	A	A	A	A	A	A	
(3)伝統芸能伝承者養成・現代舞台芸術実演家等の研修	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究の実施・資料の収集活用	A	A	A	A	A	A	
(5)劇場施設の利用	B	B	B				
(6)附帯する業務	A	A	A				
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)外部評価の実施	A	A	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の使途				A	A	A	
(4)その他振興会の業務運営に関し必要な事項(運営委託)	A	B	A	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。
- 平成22事業年度の独立行政法人日本芸術文化振興会の活動は、おおむね年度計画どおりに実施され、成果をあげたことは評価できる。今後さらに広報・宣伝・営業活動を工夫し、一層の充実を図ることが期待される。
- 世界的な経済危機であり、欧米が文化予算を削減せざるを得ない状況のなか、これだけの予算を確保して、文化支援を継続し

ている状況を、高く評価する。新しい文化を創造していくことを基本に、バランスのとれたきめ細かな支援を行っていることが評価できる。
- また、伝統芸能の分野においては後継者養成をはじめ、公演記録や調査研究といった分野でも高い成果をあげているが、今後は、現代舞台芸術分野の調査研究などでも高い成果をあげることを期待したい。

(2)項目別評価

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>(1との関連)</th><th>独立行政法人の業務実績</th><th>府省評価委員会による評価結果等</th></tr>
<tr><td>文化芸術活動に対する援助</td><td>1(1)</td><td>• 22 年度助成金の交付実績
芸術創造活動特別推進事業助成金:4,277,600 千円(466 件)
芸術文化振興基金助成金:1,466,500 千円(804 件)
• 助成対象活動の調査及び助成方法の検討
① 会計調査:100 件(調査活動件数:278 件)
② 公演等調査:314 件
合計:414 件(目標:250 件以上)
など</td><td>• 文化芸術活動に対する援助が安定して行われていることは評価できる。
• 情報システムの機能強化により、申請書受理から交付決定までの期間が大幅に短縮されたことは評価できるが、削減分がどのように活かされたか検証が必要である。
• 助成の目的、成果、使途、効果等について追跡調査等を実施するなど明確にし、国民にさらに広く周知する必要がある。
など</td></tr>
<tr><td>伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演</td><td>1(2)</td><td>• 公演実績(伝統芸能)
<table>
<tr><th>分野</th><th>公演数</th><th>回数</th><th>入場者数</th><th>目標</th></tr>
<tr><td>歌舞伎</td><td>7公演</td><td>196 回</td><td>222,296 人</td><td>217,600 人</td></tr>
<tr><td>文楽</td><td>10 公演</td><td>376 回</td><td>171,425 人</td><td>172,990 人</td></tr>
<tr><td>舞踊等</td><td>21 公演</td><td>30 回</td><td>16,579 人</td><td>16,245 人</td></tr>
<tr><td>大衆芸能</td><td>62 公演</td><td>286 回</td><td>53,775 人</td><td>52,900 人</td></tr>
<tr><td>能楽</td><td>47 公演</td><td>56 回</td><td>33,948 人</td><td>33,178 人</td></tr>
<tr><td>組踊等</td><td>29 公演</td><td>45 回</td><td>16,548 人</td><td>15,847 人</td></tr>
</table>
※目標は東日本大震災による中止分を除いたもの

• 公演実績(現代舞台芸術)
<table>
<tr><th>分野</th><th>公演数</th><th>回数</th><th>入場者数</th><th>目標</th></tr>
<tr><td>オペラ</td><td>11 公演</td><td>53 回</td><td>76,297 人</td><td>72,300 人</td></tr>
<tr><td>バレエ</td><td>7公演</td><td>36 回</td><td>39,773 人</td><td>46,632 人</td></tr>
<tr><td>現代舞踊</td><td>4公演</td><td>13 回</td><td>4,488 人</td><td>4,646 人</td></tr>
<tr><td>演劇</td><td>8公演</td><td>156 回</td><td>48,105 人</td><td>44,072 人</td></tr>
</table>
※目標は東日本大震災による中止分を除いたもの
など</td><td>(伝統芸能)
• 伝統芸能各分野とも充実し、意欲的な取り組みが見られたと評価できる。
• ただし、復活、復曲については、江戸期のものが多く、近代以降のジャンル作品の上演についても検討が必要である
(現代舞台芸術)
• 全体的にレパートリーに変化が見られ、意欲的な面が感じ取れたことは評価できる。話題性のある公演が多く、新国立劇場の意味を考える上でも効果的である。また、演目のバランスもよく、多彩な印象を与える点も評価できる。
• 新国立劇場の開場から10年以上の年月を経たことから、今後は、オペラ・バレエ・演劇における新国立劇場の存在の定着に向けて更なる努力を望む。
など</td></tr>
<tr><td>調査研究の実施・資料の収集活用</td><td>1(4)</td><td>• 調査研究等の実施状況(伝統芸能)
○上演資料集の刊行実績
歌舞伎:7冊(計画:7冊)
文　楽:5冊(計画:5冊)
組　踊:3冊(計画:3冊)
○配布実績
歌舞伎・文楽:出演者及びスタッフ各 150 件、研究者等 70 件、研究機関等 50 件
組踊:出演者及びスタッフ各 101 件、研究者等 31 件、研究機関等 85 件

• 図書の収集・閲覧等
<table>
<tr><th>区分</th><th>収集</th><th>閲覧</th></tr>
<tr><td>伝統芸能情報館</td><td>収集図書:3,992 冊</td><td>閲覧室利用者数:4,240 人</td></tr>
<tr><td>能楽堂</td><td>収集図書:657 冊</td><td>閲覧室利用者数:4,201 人</td></tr>
<tr><td>文楽劇場</td><td>収集図書:922 冊</td><td>閲覧室利用者数:800 人</td></tr>
<tr><td>国立劇場おきなわ</td><td>収集図書:489 冊</td><td>閲覧室利用者数:1,220 人</td></tr>
</table>
など</td><td>• 調査研究、資料収集等、着実に実施されており、評価できる。
• 特に、歌舞伎・文楽分野の調査研究は、国立劇場ならではの研究・資料の充実が高く評価できる。
など</td></tr>
</table>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人日本学生支援機構(平成 16 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:梶山 千里)
目 的	教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。2 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。3 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。4 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。5 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。6 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。7 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。8 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。9 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:荻上 紘一)
ホームページ	法 人:http://www.jasso.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞					＜項目別評価＞			
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	**1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上**	A	A	
(1)業務の効率化	A×3	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	(1)共通的事項	A×2 B×1	A×3	
(2)組織の効率化	A×2	A×2	A×2	A×2	(2)奨学金貸与事業	A×2 B×2	A×3 B×1	
(3)評価	A×3	A×3	A×3	A×3	(3)留学生支援事業	A×10	A×9 B×1	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	(4)学生生活支援事業	A×3	A×3	
(1)共通的事業	A×3	A×3	A×3	A×3	(5)その他の附帯業務	A	A	
(2)学資の貸与その他援助	S×1 A×5	A×5 B×1	A×6	A×6	**2. 業務運営の効率化**	A	A	
(3)留学生への学資の支給その他の援助	A×5	A×5	A×5	A×5	(1)業務の効率化	A×4	A×4	
(4)留学生寄宿舎等の設置及び運営等	A×3	A×3	A×3	A×3	(2)組織の効果的な機能発揮	A×2	A×3	
(5)日本留学試験の実施	A×2	A×2	A×2	A×2	(3)内部統制・ガバナンスの強化	A×3 B×1	A×5	
(6)日本語予備教育の実施	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	**3. 予算、収支計画及び資金計画**	A	A	
(7)留学生交流推進事業	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	**4. 短期借入金の限度額**	A	A	
(8)大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供	A×2	A×2	A×2	A×2	**5. 不要財産等の処分等に関する計画**		A	
(9)学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究	A×3	A×3	A×3	A×3	**6. 重要な財産の処分等に関する計画**	A	A	
(10)その他附帯業務状況	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	**7. 剰余金の使途**	－	－	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	**8. その他業務運営に関する事項**	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	A	A	A	(1)施設及び設備に関する計画	A	A	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	－	－	－	－	(2)人事に関する計画	A×2	A×2	
6. 剰余金の使途	－	－	A	A	(3)中期目標の期間を	－	－	

					超える債務負担		
7. その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	(4)積立金の使途	－	－
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	(5)情報セキュリティ対策に係る計画		A
(2)人事に関する計画	A×3	A×3	A×3	A×2			
8. 財務内容の改善に関する事項				A×4			

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 奨学金の回収の抜本的強化、留学生支援事業、学生生活支援事業の推進、保有資産の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。
- 奨学金事業については、初期延滞債権の回収率の向上や法的措置の未実施件数の大幅減少、減額返還制度の導入など困窮者に対する新たな返還促進策等を積極的に実施しており、留学生事業については、学習奨励費について渡日前入学者予約制度における大学推薦枠の設置や学生生活支援事業については、研修内容の精選と参加者のニーズを踏まえた工夫改善を行っており、その結果参加者の高い満足度を得ているものと認められる。
- 奨学金事業については、回収率の向上に向けた努力は見られるものの、引き続き回収率が目標値を達成しなかったことや、回収促進の課題として、延滞者の実態把握の方法改善や長期延滞債権の削減等の課題があることから必要な改善措置が講じられる必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
奨学金貸与事業	1(2)	＜返還金回収実績(単位:千円)＞ 区分 / 要回収額 / 回収額 / 回収率(22年度) / 回収率(21年度) 8年以上: 16,440,252 / 858,419 / 5.2% / 4.4% 1年以上8年未満: 43,128,691 / 4,845,587 / 11.2% / 10.2% 7年以上8年未満: 3,163,752 / 268,551 / 8.5% / 6.7% 6年以上7年未満: 3,755,930 / 340,564 / 9.1% / 7.3% 5年以上6年未満: 4,517,457 / 437,970 / 9.7% / 7.7% 4年以上5年未満: 5,542,295 / 607,339 / 11.0% / 8.4% 3年以上4年未満: 6,753,049 / 753,323 / 11.2% / 9.6% 2年以上3年未満: 8,544,661 / 1,015,938 / 11.9% / 11.1% 1年以上2年未満: 10,851,547 / 1,421,902 / 13.1% / 13.8% 1年未満: 17,671,277 / 5,603,493 / 31.7% / 31.2% 3月以上1年未満: 11,656,934 / 2,712,690 / 23.3% / 24.1% 3月未満: 6,014,343 / 2,890,803 / 48.1% / 46.0% 延滞計: 77,240,221 / 11,307,499 / 14.6% / 13.9% 当年度: 361,146,679 / 341,927,767 / 94.7% / 94.1% 総計: 438,386,899 / 353,235,265 / 80.6% / 80.0% ＜回収率＞ 全体 / 当年度分 / 延滞分 平成21年度: 80.0% / 94.1% / 13.9% 平成22年度: 80.6% / 94.7% / 14.6% など	• 総回収率は80.6％と目標値の80.7％には及んでいないが、震災の影響を考慮すると前年度より0.6％改善したことは評価できる。ただし、目標値にわずかながら至っていないことから回収率向上に向けたさらなる努力が望まれる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人海洋研究開発機構(平成 16 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:加藤　康宏)
目　　的	平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。2 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。4 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。5 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。6 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永　宗之助)
ホームページ	法　　人:http://www.jamstec.go.jp/j/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	第1期 中期目 標期間	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 国民に対して提供するサービス、その他質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)海洋科学技術に関する基盤的研究開発	A×6 B×1	S×1 A×7	S×2 A×6	S×1 A×7	A×6 B×2	A×12	
(2)研究開発成果の普及及び成果活用の促進	A	A	A	A	A	A×3	
(3)学術研究に関する船舶の運航等の協力	A	A	B	A	A	S×1 A×4	
(4)科学技術に関する研究開発または学術研究を行うものへの施設・設備の供用							
(5)研究者及び技術者の養成と資質の向上	A	A	A	A	A	A×4	
(6)情報及び資料の収集・整理・保管・提供							
(7)評価の実施							
(8)情報公開							
2. 業務の効率化	A	B	A	A	A	A	
(1)組織の編成						A×3	
(2)柔軟かつ効率的な組織の運営							
(3) 業務・人員の合理化・効率化							
3. 予算、収支計画及び資本計画	B	A	A	A	A	A×6 B×1	
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5. 重要な財産の処分又は担保の計画	－	－	－	－	－	－	
6. 余剰金の使途	－	－	－	－	－	－	
7. その他の業務運営	A	A	A	A	B	A	
(1)施設・設備に関する計画							
(2)人事に関する計画							
(3)能力発揮の環境整備に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期の中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している。世界的に注目される研究成果があがるとともに、異なる研究領域やプログラムに属する研究者による横断的な研究が推進される、研究テーマの明確化と絞り込みが図られるなど、中期目標・中期計画の第2期目として、総じて事業計画の推進が軌道にのってきたと考えられる。
- 特に、研究船の運用について、計画的なメンテナンスや効率的な運航、適切な安全対策の実施により、高い稼動率を確保していることや東日本大震災への迅速な対応については高く評価できる。
- また、業務運営については、リスクマネジメント基本方針の策定や、研修等の開始、他法人との東京事務所の共有化など効率化に取り組んでいる。
- 前年度の指摘事項を踏まえた改善に取り組んでおり、引き続き、達成目標に対する進捗状況の明確化や中長期を踏まえた戦略に沿った事業の展開を図ること、調達額の低減に尽力すべきである。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海洋科学技術に関する基盤的研究開発 (地球環境変動研究)	1(1)	• 中期計画にある気候変動過程の研究では、重力波パラメタ化を用いない気候モデルを長期積分し、地球温暖化に伴う赤道成層圏準二年振動(QBO)への影響を世界で初めて明らかにした。また、東アジアモンスーンの寒気吹き出しに伴う熱帯擾乱の生成過程を明らかにした。 • Argo 全球観測網構築のため、Argo フロートを太平洋、インド洋、南太平洋に58 台投入するとともに、データの品質監視・解析を進める。国際Argo計画の推進に貢献。 • 大深度観測用次世代フロートを製作し、実験室内における動作試験や容器の耐圧試験などの様々な試験を開始した。 • インド洋・太平洋の国際的な熱帯係留ブイ網を維持強化した。インド洋で3基運用体制を確立、国際インド洋ブイ網(RAMA)に貢献した。 • 北極海における「みらい」による海洋物理・生物化学観測およびシベリア・モンゴルにおける雪氷水文観測をほぼ順調に実施した。 など	• 海洋環境変動研究の研究活動は、初年度に比較し、整理されて実行されており、多方面にわたり進展が認められる。 • まず、インパクトが大きく、質の高い論文が発表されており、世界に誇れる研究成果が多数生み出されているものと判断できる。また、本研究において得られたデータや成果は、研究者のみならず、気象庁や水産庁をはじめ広く一般社会で活用されている点も評価できる。 • 観測研究について、機構に期待されている基盤的観測を着実に実施している。また、観測データを予測研究に用いるなど、研究グループ間の連携に配慮して進めている点も評価できる • 予測研究について、数値モデルを用いた予測研究結果は、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)や研究者コミュニティ、漁業関係者など幅広く利活用されていることが認められる。また、(1)不確実性の低減を目指した全球地球温暖化予測研究、(2)局地的な現象や大規模な現象の細部を表現可能な予測手法の開発研究、(3)数年から数十年程度の短期的な気候変動の予測と実用化の研究は、我が国の気候変動の予測に役立つと考えられる。 など
海洋科学技術に関する基盤的研究開発 (独創的・萌芽的な研究開発の推進)	1(1)	• 限られた予算の中、機構内の競争的研究資金制度であるアウォード制度を適切に運用した。 • またアウォード制度と並行して、既存の研究組織に捉われない組織・分野横断型の制度として「ラボシステム」を運用している。 • 機構が行っている活動と社会との関わりを一層強化するための具体的な方策を明らかにするため、「環境・社会システム統合研究フォーラム」として2 つの話題で計7 回の会合を実施し、外部有識者との意見交換を通じて機構がとるべき行動を示唆頂いた。また、その内容を報告書としてまとめ、職員が参照できるようにしている。 など	• 海洋研究開発機構独自の制度であるアウォード制度は、成果を上げていると認められる。ラボシステムのひとつである「システム地球ラボ」は優れた業績を上げており、評価できる。 など
その他の業務運営 施設・設備に関する計画 能力発揮の環境整備に関する事項	 7(1) 7(3)	• 全ての船舶・深海調査システムについて、5ヶ年で整備を実施すべき主要整備計画リストを作成、定期的にリストを見直しつつ、安全を最優先としながら優先度の高いものから整備を実施した。また、検査工程の見直しや一部船舶の定期検査年度の繰り上げを行い、年度毎の費用の平準化を図った。 • 中期計画に定められた期末職員数を達成するため職員を削減した。 • 年度当初に採用計画を策定し、定められた人件費枠の中で計画的に採用を行った。 など	• 施設及び設備に関する計画は存在し、それらは、順調に進捗していることが認められた。 • 全ての船舶・深海調査システムについて、5 ヶ年で整備を実施すべき主要整備計画リストが作成されている。また、検査工程の見直し等により、年度毎の費用の平準化が図られている。 • 人材育成について、「職員育成基本計画」が平成21 年度に策定されており、平成22 年度は本計画に基づいて具体的に研修等の立案・実施が進められている。したがって、人事に関する計画は存在し、当該計画の進捗は順調に進んでいると認められる。今後は、目的とした改善につながったのかを評価することも重要である。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H22.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立高等専門学校機構(平成 16 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:小畑　秀文)
目　　的	国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。
主要業務	1 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。3 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:上原　春男)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.kosen-k.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	第1期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A		
業務の効率化、資源配分の状況							
業務の効率化状況							
経費配分状況							
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)教育に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2)研究に関する事項	A	S	A	A	A	A	
(3)社会との連携、国際交流等に関する事項	S	A	A	A	A	A	
(4)管理運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(5)その他	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A		A	A	
収益の確保状況							
予算の効率的な執行状況							
適切な財務内容の実現状況							
4. 短期借入金の限度額	－	－	－		－	－	
5. 重要な財産の処分	A	－	A		A	－	
6. 剰余金の使途	A	A	A		A	－	
剰余金の発生状況 剰余金の使用状況							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項					A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A		A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A		A	A	
(3)設備に関する災害復旧に関する計画	A	－	－		－		
(4)積立金の使途					A	－	
8. 財務内容の改善に関する事項				A			
(1)自己収入の増加				A			
(2)固定的経費の削減				A			

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 51校の国立高専を束ねる高専機構ならではのスケールメリットを活かした事業として、モデルコアカリキュラム策定に向けた取組みの推進、学習到達度試験の実施とその結果の教育内容・方法への反映など、教育の改善・充実への取組みは高く評価される。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
教育に関する事項 (入学生の確保)	2(1)	• 国立高専の特徴、進路状況、学生生活などの内容が掲載された広報資料を活用し、中学生及び保護者に対して積極的に情報提供を行い、入学志願者を増加させるための取組を推進した。 • また、各学校近隣地域の教育委員会や中学校	• 少子化や理系離れといった我が国の教育界全体がおかれる厳しい状況の中、入試方法改善のための各種取組みを進めたことは入学志願者確保に一定の効果があったと評価できる。しかしながら、志願者数が目標に達せず、かつ前年度より減少していることか

		などに広報資料を配付・説明等を行うことによって、当該地域の中学生やその保護者、学校関係者に対しての理解の促進を図ったほか、「キャリア教育（進路指導）担当指導主事会議」、「全国中学校進路指導連絡協議会」などの全国的な会議の場で資料配付・説明等を行うことにより、全日本中学校長会等の全国的な組織への理解の促進を図った。 • さらに、各学校における地域の中学校との連携状況について、その取組事例を各学校で共有し、連携の推進を図った。 ○男女別志願者数 22入試 / 23入試 / 前年度からの増減 男子 14,320人 / 14,178人 / 142人減(−1.0%) 女子 2,904人 / 3,002人 / 98人減(+3.4%) 計 17,224人 / 17,180人 / 44人減(−0.3%) など	ら、中期計画通りに進捗しているとは言えないため、地域の中学校長会等との連携のより一層の強化など、今後の努力の継続を期待する。 など
教育に関する事項（教育の質の向上及び改善のためのシステム）	2(1)	• 平成 23 年度末を目途に、高専本科及び専攻科における必要最小限の学習・教育到達目標を達成するためのモデルコアカリキュラムを策定するため検討を進めた。 • 機構内組織を改組（「教育内容・方法の改善検討専門部会」の設置、「カリキュラム検討WG」の委員増員（情報系分野3 名増員の11 分野27名体制））するとともに、大学、産業界の外部有識者から特別委員（15名）を選任して、数学、物理、機械・材料系、電気系等11分野における分野別到達目標の検討を行った。なかでも、基幹的科目「数学」、「物理」は、学習到達度試験実施専門部会委員との連携・協議を含めて、検討を実施した。 など	• モデルコアカリキュラム策定に向けた取組みの進展など、教育の質の向上及び改善のための取組みは中期計画を上回る成果を上げたと評価できる。今後も継続的・積極的に進められたい。 など
社会との連携、国際交流等に関する事項	2(3)	• 高専の教育研究機能の向上と地域経済の活性化の推進を図る拠点として、すべての学校に地域共同テクノセンターを整備し、企業との共同研究や技術開発相談などを行っている。平成22年度は企業からの技術相談を2,200 件受け、この中から技術相談から共同研究・受託研究に発展した事例が82件42,372 千円、特許出願に至ったものが2 件となり、地域産業界との連携が進んでいる。 • 高専のシーズと企業ニーズのマッチング支援やインターンシップ支援等を目的として民間企業及び自治体、金融機関とも積極的な交流を図っている。なかでも、自治体との連携協定締結件数は43校が延べ86の自治体（平成23 年3月時点）、金融機関とは34 校が延べ75 の金融機関（平成23年3月時点）と協定を締結して、地域社会との連携や地域産業の技術支援を実施した。 など	• 地域経済活性化の拠点として各高専の地域共同テクノセンターが機能している点や、地域の小中学校と連携した理科教育支援活動等は高く評価できる。 など
管理運営に関する事項	2(4)	• ガバナンス・内部統制体制の強化・充実に向けた検討 ○本部監査室の設置（平成22年5月10日） ○「高専機構意見箱」の設置（平成22年5月10日）及び「高専意見箱」の設置（8月1日） ○「危機管理体制点検・整備委員会」の設置 ○入試採点誤り再発防止会議の設置（平成22年10月4日設置／11月11日再発防止策取りまとめ） ○リスク管理本部（危機管理室、法規調査室）の設置（平成23年4月1日） など	• 「高専機構意見箱」の設置、「危機管理体制点検・整備委員会」によるガイドラインの策定、リスク管理本部によるハンドブックの作成など地道な取組みが着実に進んでいる。 • 法人のスケールの大きさが管理運営上のデメリットとならないよう、今後は経営と現場の距離を縮めるよう更なる継続的努力も求められる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人大学評価・学位授与機構（平成 16 年4月1日設立）＜非特定＞ （機構長：平野　眞一）
目　　的	独立行政法人大学評価・学位授与機構は、独立行政法人通則法及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法に基づき設立されました。 機構は、大学等（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいう。以下同じ。） の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、 大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、 多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的として、次の業務を行います。
主要業務	1. 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。2. 学校教育法に定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与すること。3. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。4. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5. 文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	高等教育分科会（分科会長：佐野　慶子）
ホームページ	法　　人：http://www.niad.ac.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間（平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21年度	H22年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評定自体について評価を付さない取扱いとしているため、総合評価に「－」を記入している。
＜項目別評価＞					＜項目別評価＞			
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	**1. 業務運営の効率化**	A	A	
(1)業務の効率化	A	A	A	A	(1)既存経費の見直し、業務の効率化	A	A	
2. 国民に対して提供するサービス、その他の質の向上	A	A	A	A	(2)業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置	A	A	
(1)大学等の教育研究活動等の総合的状況についての評価	A	A	A	A	(3)(独)国立大学財務・経営センターとの統合に向けた組織体制の整備	－	－	
(2)学位授与	A	A	A	A	(4)契約に関る事項	A	A	
(3)調査及び研究	A	A	A	A	**2. 国民に対して提供するサービス、その他の質の向上**	A	A	
(4)情報の収集、整理、提供	A	A	A	A	(1)総合的事項	A	A	
(5)その他の業務	A×3	A×3	A×3	A×3	(2)大学等の教育研究活動等の状況についての評価	A	A	
(6)業務運営	A×2	S×1 A×1	A×2	A×2	(3)学位授与	A	A	
3～6. 財務内容の改善	A	A	A		(4)調査及び研究	A	A	
(1)財務内容の改善に関する事項等	A	A	A	A	(5)情報の収集、整理、提供	A	A	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A		(6)認証評価	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	(7)その他上記の業務に付帯する業務	A	A	
					3～6. 財務内容の改善	A	A	
					7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	
					(1)人事に関する計画	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 第2期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。

- 業務のアウトソーシングやペーパーレス化、組織の絶えざる見直しによる、業務量に応じた事務体制の柔軟な人員の再配置等、業務運営の効率化が着実に実行されている。
- 評価文化の定着に向けて着実に業務を遂行していることは評価されるとともに、学位授与のきめ細かい対応は、学習意欲のある学生・社会人にとって有益であると評価される。
- 高等教育の国際的な質保証ネットワークの一翼を担い、国際機関等の行う会議等への積極的な参加、日中韓における質保証の連携の緊密化、質保証の国際会議開催を通してアジアにおける質保証の連携強化を図るなどの国際的な質保証に関する取り組みは高く評価される。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
学位授与	2(3)	・ 機構が授与する学位の趣旨について広く社会の理解を得るため、機構ウェブサイトにおいて、制度の趣旨、概要、Q&A及び授与者数等のデータを提供している。また、学位授与申請案内(「新しい学士への途」)やパンフレット等の出版物については、申請者にとってより分かりやすい内容となるよう毎年度改訂し、ウェブサイトにおいてPDF形式で公開している。 ・ 平成22年度から新たに、11月に開催された全国生涯学習フォーラムにブースを出展したほか、各都道府県の職業能力開発センターのキャリア形成支援窓口においてリーフレットを配布し、機構の学位授与制度について幅広く一般に周知した。 ・ 電子申請の積極的な推進や、試験会場の増設など、申請者の利便性の向上に資する方策を実施している。 など	・ 短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型による学位授与事業は適確に実施されていると評価される。 ・ 当該年度の省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対して審査等が適切に実施され、3 月中に多数の学生に学位を授与することができたことは評価される。 ・ 学位の趣旨について広く社会に情報発信することは重要であるとともに、学習意欲を持つ向上心のある市民のサポートが教育の根幹であり、学位取得に向けた努力をしている対象者に対する、懇切丁寧な対応は評価される。 ・ 省庁大学校の課程修了者に対する学位授与の経費について、収支均衡を実現したことは評価される。機構が国から様々な援助を受けていることを踏まえ、一層の効率化が図られることを期待する。 など
認証評価	2(6)	・ 大学の評価体制については、評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会7部会(委員29 人、専門委員 42 人)、財務専門部会1部会(委員2人、専門委員3人)を設置した。また、評価結果(案)において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立について、審議を行う意見申立審査会(専門委員7人)を設置した。さらに、各評価部会間の横断的な事項や評価結果(原案)の調整等を行う運営小委員会を設置した。専門委員については、大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、144 人(評価部会 36 人、財務専門部会3人、意見申立審査会7人、選択的評価事項に係る書面調査担当の委員 98 人)を選考した。選考に当たっては、外部等の有識者で構成する専門委員選考委員会を設置し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。 ・ 大学機関別認証評価に係る手数料について、1学部(1研究科)当たりの手数料を、平成 23 年度実施分より1学部当たり 30 万円から 35 万円、1研究科当たり 20 万円から 35 万円に引き上げた。 など	・ 認証評価は、実績が積み上がり業務プロセスも効果的となっており、的確に運営されていると評価される。 ・ 多数の専門委員を確保し、評価体制を整備したことは評価される。 ・ 申請があった大学、短大、高等専門学校について全て実施出来たことは評価される。 ・ 大学機関別認証評価にかかる手数料について、平成 23 年度実施分より、民間認証評価機関の手数料に準ずるよう評価手数料を引き上げたことは評価できるが、実費には未だ遠い。評価が民間機関で行われるには少なくとも実費回収できるだけの手数料とすることが必要である。 など
財務内容の改善	3	・ 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、次のとおり業務ごとのセグメント情報を毎年度開示しており、平成22年度についても文部科学大臣に財務諸表等の届出を行うとともに開示することとしている。 など	・ 財務、予算管理、資金管理に関して適切に運営がなされており、また、固定的経費の削減が適切に行われていると評価される。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立大学財務・経営センター（平成 16 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：豊田　長康）
目　　的	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資することを目的とする。
主要業務	1　国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。2　国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。3　国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。4　国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。5　高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。6　国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	高等教育分科会（分科会長：佐野慶子）
ホームページ	法　　人：http://www.zam.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間（平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21年度	H22年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	1．Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｆの５段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第２節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評定自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞					＜項目別評価＞			
1．業務運営の効率化	A	A	A	A	**1．業務運営の効率化**	A	A	
(1)業務内容の精査、組織の見直し状況	A	A	A	A	(1)内部統制、組織の見直し及び業務改善の状況	A	A	
(2)業務内容の見直し、外部委託の推進等による効率化	A	A	A	A	(2)外部委託の検討・実施状況	A	A	
(3)事務情報化の推進、事務処理の効率化	A	A	A	A	(3)事務情報化の推進状況	A	A	
(4)業務の効率化	A	S	S	S	(4)見直しの実行性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	B	A	
2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	(5)効率化の実施状況	S	S	
(1)国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言	A	A	A	A	(6)随意契約の適正化等の状況	A	A	
(2)施設費貸付事業及び施設費交付事業	A	A	A	A	(7)大学評価・学位授与機構との統合の状況	－	－	
(3)寄付金の受け入れ及び配分	B	B	B	B	**2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上**	A	A	
(4)高等教育財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究	A	A	A	A	(1)国立大学法人等の産管理等に関する協力・助言の施状況	A	A	
(5)セミナー・研修事業の開催	A	－	－	A	(2)施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況	A	A	
(6)国立大学法人等の財務・経営の改善に資する情報提供	A	A	A	A	(3)高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究の実施状況	A	A	
(7)財務・経営の改善に関する協力・助言	A	A	A	A	(4)財務・経営に関する情報提供等の実施状況	A	A	
(8)大学共同利用施設の管理運営	A	A	A	A	(5)国から承継した財産等の処理の実施状況	B	B	
(9)国立大学法人財務・経営情報システムの構築	A	A	A	A	**3．予算、収支計画及び資金計画**	A	A	
(10)旧特定学校財産の管理処分	A	A	A	A	**4．短期借入金の限度額**	－	－	
(11)承継債務の確実な徴収及び償還	A	A	A	A	**5．重要な財産を譲渡・担保する計画**	－	－	
3．予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	**6．剰余金の使途**	A	A	
4．短期借入金の限度額	－	－	－	－	**7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項**	A	A	
5．重要な財産を譲渡・担保する計画	－	－	－	－				
6．剰余金の使途	－	－	－	－				
7．その他主務省令で定める業務	A	A	A	A				

運営に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第二期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。
- 国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付や財務・経営活動の向上に資する調査研究を行い、22年度は、事業仕分けや東日本大震災の影響を受けながらも、中期計画・年度計画に即し、国立大学法人ときめ細かい連携をとり、真に国立大学法人等を支援する姿勢で的確に業務を遂行し、各業務の効率化と品質向上に役員及び職員一丸となって取り組んだ結果、計画を上回る実績をあげた。
- 本センターは設立以来、国立大学法人等と財務・経営面における情報交換、情報共有を行うことで、国立大学法人側からの信頼感も厚くなり、特に国立大学附属病院における施設整備等は国民医療の最後の砦としての機能を維持するために、大きな役割を果たしている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
見直しの実行性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	1(4)	(1)客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映 ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)への対応 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、平成23年度から廃止とされる予定の事業等について、組織及び事業の見直し等の対応を実施した。 ①国立大学財務・経営支援懇談会 当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言をいただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会(第3回)」を開催した。 ②独立行政法人評価委員会による評価結果への対応 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、当センターにおける研究成果を業務展開に明確に反映させる方策として、当センター役職員及び外部委員で構成される「病院経営分析検討チーム」の設置等や大学共同利用施設利用者の満足度調査に係るアンケートの回収率強化、広島大学本部地区跡地の処分に係る広島大学等の関係者との密接な協議など、必要な対応を実施した。 (2)決算情報、セグメント情報の公表の充実等 平成21年度決算から、「大学共同利用施設の管理運営事業」を「国立大学法人等に対する財務経営支援事業」から独立して表示した。 など	・ 独立行政法人の事務・事業の見直しの結果に沿った組織及び事業の見直し等を実施した。 ・広島大学跡地処分に関しては、現在の社会状況から見てもやむをえないとせざるを得ない中、広島大学等の関係者との密接な協議を行うなど、必要な取組がなされていると判断される。 ・国立大学財務・経営支援懇談会や病院経営分析検討チームの設置等、業務運営の深化を通じて決算情報、セグメント情報の公表の充実等が図られた。 など
国から承継した財産等の処理の実施状況	2(5)	(1)旧特定学校財産の管理処分 ① 広島大学本部地区跡地の状況 広島大学本部地区跡地(以下、跡地という)については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」(以下、「プロジェクト」という。)として、その利用が図られることとされ、その事業予定者が平成19 年4月24 日に決定されていたが、平成20年度に事業予定者から当該プロジェクトからの撤退の申出がなされたため、平成21年度、広島市において事業スキームの再構築がなされた。これを受け、当該跡地の処分に向けて、広島市や広島大学とより密接な協議をするため、平成22年度には、当センターが中心となり当該跡地に係る関係者(広島市、広島大学及び都市再生機構等)と打合せを11回実施しており、早急に処分できるよう努めている。 ② 東京大学生産技術研究所跡地の状況 東京大学生産技術研究所跡地について、平成19 年度より独立行政法人国立美術館に分割購入を前提とした跡地購入のための予算が措置されている。 平成22年度は、平成22年4月23日付で独立行政法人国立美術館と当該跡地についてセンター持ち分の売買契約を締結し、5月1日付けで所有権を移転した。また、未売却のセンター持ち分については、貸付を継続して行った。	・ 広島大学本部地区跡地に関しては、状況を打開すべく努 力が重ねられているものの引き続き、「達成すべき目標(計 画)」に沿った努力が必要である。

	なお、来年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持ち分を売却していく予定である。 (2)承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、平成22年度の要回収額61,435百万円に対し、61,435百万円を回収し、回収率100％であった。また、承継債務の償還については、回収した全額を国に償還した。 なお、平成23年3月末現在において、貸倒懸念債権等は存在しない。 など	・ 財政融資資金へ確実に償還されていることは評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成 17 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:鈴木 篤之)
目 的	原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 原子力に関する基礎的研究を行うこと。2 原子力に関する応用の研究を行うこと。3 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究。ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究。ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究。ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究。4 3に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの(原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。)を行うこと。イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物の埋設の方法による最終的な処分。(以下「埋設処分」という。)ロ 埋設処分を行うための施設(以下「埋設施設」という。)の建設及び改良、維持その他の管理並びに埋設処分を終了した後の埋設施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理。6 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。7 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。8 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。9 1から3までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。10 1から9の業務に附帯する業務を行うこと。11 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第5条第2項に規定する業務を行うこと。12 1から11の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、又は処理する業務を行うことができる。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法 人:http://www.jaea.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 22 年4月1日～平成 27 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	第1期中期目標期間	評価項目	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－		総合評価	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞						項目別評価		
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	**1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上**	A	
(1)エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した研究開発	S×2 A×6	S×1 A×7	S×1 A×6 C×1	S×1 A×7	S×1 A×6 B×1	(1)エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発	A×4 B×1	
(2)量子ビーム利用のための研究開発	S×1 A×2	S×2 A×1	S×1 A×2	S×2 A×1	S×2 A×1	(2)量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発	A	
(3)原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	S×1 A×2	(3)エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成	S×1 A×3	
(4)自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分に係る技術開発	A	A	A	A	A	(4)原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動	A×5	
(5)原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	(5)自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発	A	
(6)放射性廃棄物の埋設処分				A	A	(6)放射性廃棄物の埋設処分	A	
(7)産学官との連携の強化と社会からの要請への対応	A×9	A×9	S×2 A×7	A×10	A×10	(7)産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動	A×8	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	**2. 業務運営の効率化**	A	
(1)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	A	A	(1)効率的、効果的なマネジメント体制の確立	A	
(2)統合による融合相乗効果	A	A	A	A	A	(2)業務の合理化・効率化	A	
(3)産業界、大学、関係機関との連携強化による効率化	A	A	A	A	A	(3)評価による業務の効率的推進	A	
(4)業務・人員の合理化・効率化	A	A	A	A	A	**3. 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計**	A	
(5)評価による業務の効率的推進	A	A	A	A	A	**4. 短期借入金の限度額**	－	
3. 予算、収支計画及び資金計	A	A	A	A		**5. 重要な財産の処分等に関**	－	

画						**する計画**	
(1)予算	A	A	A	A	A	**6. 剰余金の使途**	―
(2)収支計画						**7. その他、主務省令で定める業務運営に関する重要事項**	
(3)資金計画							A
(4)財務の内容に関する事項	A	A	A	A	A	(1)安全確保及び核物質等の適切な管理の徹底に関する事項	A
4. 短期借入金の限度額	―	―	―	―	―	(2)施設及び設備に関する計画	―
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	―	―	―	―	―	(3)放射性廃棄物の処理及び処分並びに原子力施設の廃止措置に関する計画	S
6. 剰余金の使途	―	―	―	―	―	(4)国際約束の誠実な履行に関する事項	―
7. その他業務の運営に関する事項	A	A	A	A	A	(5)人事に関する計画	A
(1)安全確保の徹底と信頼性の管理に関する事項	A	B	A	A	A	(6)中期目標の期間を超える債務負担	―
(2)施設・設備に関する事項	A	A	A	A	A		
(3)放射性廃棄物の処理・処分並びに原子力施設の廃棄措置に関する事項	B	A	B	A	A		
(4)人事に関する計画	A	A	A	A	A		
(5)中期目標期間を超える債務負担	―	A	A	A	A		

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 22年度の業務実績はおおよそ計画どおり進んでおり、中期目標及び計画を達成することは可能と判断される。
- 先端原子力科学研究においてスピン流創出に関する新機構の発見など新たな知見を獲得したこと、放射性廃棄物の処理において国内最初のコンクリートのクリアランスを実施したこと及び人形峠の掘削土を幅広い層の理解と協力を得て処分を終えたことは、高く評価できる。
- 東日本大震災の発生を受け、緊急時対応に取り組むとともに、研究施設の安全確認や研究計画の見直し検討など必要な対応が行われている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成	1(3)	・ 年度計画に基づき、我が国の科学技術の競争力向上に資するため、原子力科学の萌芽となる未踏分野の開拓を進め、スピン流創出に関する新機構やHg-180 の質量非対称な核分裂の発見及びURu2Si2 の相転移の解明など既存の知識の枠を超えた新たな知見を獲得するとともに、微生物起源の化合物によるセリウム元素の特異な吸着を発見、新奇ハイパー核を探索するための検出器の性能確認、世界最高水準の高スピン偏極陽電子ビームの開発などを行った。 ・ 世界で初めて超伝導体への磁気(電子スピン)注入に成功した。これは超伝導現象は電子スピンで生じる磁気とは相容れないというこれまでの概念を覆す成果であるとともに、超伝導体に注入されたスピンは、通常の金属中よりも100 万倍も安定に存在することを実証した。これまで不可能と考えられていた超伝導体でのスピン制御を初めて可能にするものであり、この成果はスピン情報を用いた革新的計算機技術へ新たな道を拓く優れた成果である。 など	・ 先端基礎研究センターでは、国際的メンバーによる研究テーマの事前評価、アドバイザーの委嘱、外国人グループリーダーの採用、黎明研究の国際公募といったマネジメントによって、超並列高速計算の性能をもつ革新的計算機技術等への活用が期待されるスピン流創出に関する新機構の発見など新たな知見を獲得し、質の高い論文作成を重視してNature 関連雑誌3 報、Science 1 報、Physical ReviewLetters 13 報など国際的に評価の高い専門誌への発表を大きく増加する一方、査読付論文についても一人当たり約2報の水準を保つといった優れた成果があがっており、S評定に該当すると判断する。今後は、研究に使用する設備・施設への震災の影響を踏まえ、適切に研究計画が進められることを期待する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

・ 該当なし

法 人 名	日本私立学校振興・共済事業団(平成 10 年1月1日設立) (理事長:河田 悌一) ※平成 15 年 10 月1日より、助成業務について独立行政法人同様に評価を実施。
目 的	私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。2 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。3 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。4 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配布を行うこと。5 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永 宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:佐野 慶子))
ホームページ	法 人:http://www.shigaku.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1310261.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－		＜総合評価＞	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「総合評価」には「－」を付している。
＜項目別評価＞				＜項目別評価＞				
1. 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	**1.国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上**	A	A	A	
(1)共通事項	A	A	A					
(2)補助事業	A	A	A	(1)私立大学等に対する補助事業	A	A	A	
(3)貸付事業	A×2	A×2	A×2	(2)学校法人等に対する貸付事業	A	A	A	
				(3)学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A	A	A	
(4)受配者指定寄付金事業	A	A	S	(4)受配者指定寄付金事業	A	A	A	
(5)学術研究振興基金事業	A	A	A	(5)学術研究振興基金事業	A	A	A	
(6)教育条件・経営情報支援事業	A×4	A×4	A×4	(6)事業に関する情報開示	A	A	A	
2. 国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	**2.業務運営の効率化に関する事項**	A	A	A	
				(1)効果的な業務運営体制の確立	A	A	A	
				(2)経費等の縮減・効率化	A	A	A	
				(3)契約の適正化	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	**3.予算、収支計画及び資金計画**	A	A	A	
(1)適切な財務内容の実施等	B	B	B	(1)収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	A	A	A	
(2)財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	(2)財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	
(3)人件費改革に向けた取組	A	A	A	(3)人件費の削減等	B	A	A	
(4)期間全体に係る予算	A	A	A	(4)期間全体に係る予算	A	A	A	
(5)期間全体に係る収支計画				(5)期間全体に係る収支計画	A	A	A	
(6)期間全体に係る資金計画				(6)期間全体に係る資金計画	A	A	A	
				4.短期借入金の状況	－	－	－	
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A×5	A×5	A×5	**5.その他主務省庁で定める業務運営に関する事項**	A	A	A	
				(1)施設・設備に関する計画	－	－	－	

					(2)人事に関する計画	A	A	A	
					(3)研修等助成に関する計画	A	A	A	
					(4)中期目標期間を超える債務負担	—	—	-	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.24)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第二期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。年度計画に基づき、業務の着実な実施と改善・充実を行うことにより、各業務の質の向上や効率化にきめ細かく取り組み、計画を順調に達成している。特に、経営改善計画の作成支援においては、学校法人自身が実態に合わせた分析を行うことにより、取り組むべき課題を早期に認識するための自己診断チェックリストをホームページ上で掲載するとともに、経営改善計画の作成支援を希望する学校法人の経営相談を行い、計画に基づく実施状況に合わせたフォローアップをするなど充実した活動を行っている。今後も私立学校の振興に資するため、各業務の改善・充実を実施することを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
私立大学等に対する補助事業	1.(1)	• 補助金制度への理解を深め、補助金の適正な申請及び使用等を促すための取組として行った補助金事務担当者研修会において、参加者全員を対象としてアンケートを実施した結果、参加者の理解度は経験者編が92.8%(回収率71.9%)、入門者編が91.8%(回収率85.8%)となり、目標とした80%を大きく超えた。 ＜参考＞ 21年度:政策レベル91.5%(72.8%) 実務レベル90.7%(77.4%) • 平成23 年度予算における制度の見直しの内容を反映させることとし、平成24年度の完成に向け、骨子案を作成した。(平成24年度発行予定) • 文書による注意喚起の徹底 • 事業の実施状況について大学等に対し実地調査を行う。 など	• 研修会等、補助金制度への理解を深める取組を順調に実施し、事業の実施状況について大学等に対し実地調査を適切に行っている。 会計検査院からの指摘事項、金額共に減少していることは活動の成果と評価できる。 研修内容のアンケート回収分については理解度が目標値の80%を上回っているが、入門者に比べ経験者を対象とした研修会におけるアンケート回収率が70%余りと低いので、より一層の回収努力が望まれる。 なお、アンケート結果により、次年度開催計画の改善点を見いだすなど、適切な分析がなされている。
学校法人等に対する貸付事業	1.(2)	• 平成22年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権の割合が3.0%以下となるよう以下の取組を行った。 ①貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握する。 ②返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行い、3か月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努める。 ③貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。 • 回収率 区分 / 平成22年度 / 平成21年度 回収計画額(A) / 63,112,490千円 / 59,064,053千円 回収実績額(B) / 62,613,936千円 / 58,566,348 千円 回収率(B/A) / 99.21% / 99.16% など	• 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングにより早期に経営状況等の変化を把握、電話や文書などによる督促、外部専門家との連携等の延滞債権の回収に向けた取組を順調に行った結果、リスク管理債権の割合は、年度計画で設定された数値目標3.0%以下の1.90%になっており、適切な債権管理がなされていると評価できる。 なお、貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額(貸付金等残高に占める割合)が若干、増加していることから、震災関連の法人を含めて、将来、不良債権化する可能性がある債務を有する法人に対して、より一層の指導、措置を講じることが望まれる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

⑥　厚　生　労　働　省

法 人 名	独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:徳留 信寛)
目　　的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。 2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。 3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。 4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法　　人:http://www.nih.go.jp/eiken/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa10.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期 中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立							
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用							
(3) 運営体制の改善に関する事項	A	A	A	B	A	A	
(4) 研究・業務組織の最適化に関する事項	A	B	A	A	A	A	
(5) 職員の人事の適正化に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(6) 事務等の効率化・合理化に関する事項	B	A	B	B	A	B	
(7) 評価の充実に関する事項	A	B	A	B	A	A	
(8) 業務運営全体での効率化	A	A	B	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 社会的ニーズの把握							
(2) 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施							
(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表							
(4) 成果の積極的な普及及び活用							
(5) 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進							
(6) 研究に関する事項	S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×1 A×5 B×2	A×6 B×2	
(7) 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項	A×2 B×2	A×1 B×3	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	A×2 B×2	
(8) 情報発信の推進に関する事項	B	A	S	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保							
(2) 予算、収支計画及び資金計画							
(3) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項	A	A	B	A	B	B	
(4) 経費の抑制に関する事項	A	B	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画							
(2) 職員の人事に関する計画							
(3) セキュリティの確保	B	A	A	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に資する調査研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、中期目標とそれに基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価する。ただし、以下の点について留意し、今後のさらなる改善と効率化を期待する。
  - ① 重点調査研究の一つである「日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究」について、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」公表に合わせて、積極的な普及啓発活動が実施されている点は評価できるが、これらの活動の成

果について検証する方策を取り入れることが期待される。
② 若手研究者による創造的・萌芽的研究については、独自性を重視して独り立ちできる研究者を育成するという観点で進めてきたが、予算削減により実施が見送られた点については、今後、組織としての調査研究のすすめ方についての工夫と再構築が望まれる。
③ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置のうち、栄養情報担当者(NR)認定制度については、省内事業仕分けの結果を踏まえ、既存の資格取得者に不安や混乱が生じないよう十分配慮しながら、第三者機関への移管について今後の展開と方針を明らかにすべきである。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項(研究水準及び研究成果等に関する事項(健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。))	2(6)	• 査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌76報、和文誌19報の計95報(2.7報／特別研究員以上の研究員一人当たり)。また、原著論文については、インパクトファクターが2.0以上の学術誌に42報掲載。なお、優れた研究成果を国際的な場で積極的に発表するために、所内公募により4件の海外渡航旅費の付与を実施。 • 国内外の学会における発表は、国際学会(国内での開催を含む)42回、国内学会158回の計200回(5.7回／特別研究員以上の研究員一人当たり)。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会7回、国内学会14回。また、研究所で実施した調査研究について、マスメディアより53件の問い合わせ有り。 など	• 原著論文の採択や特別講演、招待講演を含む学会発表が質量ともに計画を大幅に上回り、高い研究レベルが評価できる。
法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項(健康増進法に基づく業務に関する事項)	2(7)	• 当研究所のホームページ上に平成22年国民健康・栄養調査の適正な実施に資する情報や調査員のトレーニング教材を掲載するなど、国民健康・栄養調査及び各自治体独自に実施する健康・栄養調査等に関して、技術支援を実施。また、地方自治体に勤務する行政栄養士等を対象とする技術研修セミナーを2種類(調査実践編、食事しらべ編)企画し、東京と大阪で計6回開催し、延べ244名が参加。 • 昨年度開発した食事しらべ2009年版は、健康・栄養調査に関わる集計業務に要する時間と各保健所(自治体)で行われているデータの取りまとめならびに対象世帯への結果返却に要する時間を短縮させることに貢献しており、今年度はそれを改訂して食事しらべ2010年版を作成。この食事しらべ2010年版と、栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を主たる目的とした「標準的図版ツール(2009年版)」を、利用申し込みのあった自治体に配布。健康・栄養調査に関わる業務を効率化することは、地方自治体が健康増進施策の立案や評価を効果的に実施することに寄与。 • 平成22年度は、特別用途食品申請食品7品目(特定保健用食品7品目)の分析を遅滞無く実施。また、消費者庁受託事業を遅滞なく実施。 • 登録試験機関間の精度管理に関する試験を引き続き実施し、精度管理体制の基盤を確立。 など	• 健康増進法に基づく業務「国民健康・栄養調査」及び「特別用途食品の表示許可に係る試験」については、調査や分析の精度管理および精度向上に努めていただけでなく、東日本大震災に際し、災害時の健康・栄養に関する情報を適切に発信する等研究機関としての役割を果たした点は高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:前田 豊)
目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法　　人:http://www.jniosh.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa10.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第1期中期計画期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。(なお、"A:中期目標を上回っている。中期目標をおおむね達成している。")
＜項目別評価＞							2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
1.業務運営の効率化							3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	S×1 A×2	A×3	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	B	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	A	A	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った研究の実施	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	
(3) 学際的な研究の推進	A	A	A	B	A	A	
(4) 研究項目の重点化	A	A	A	A	A	A	
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A	B	A	A	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×3 A×2	S×2 A×2 B×1	S×2 A×3	S×1 A×4	S×2 A×3	S×1 A×4	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	S	A	A	S	S	S	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	
(9) 公正で的確な業務の運営	A	A	B	A	A	B	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	B	A	A	A	A	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	A	A	A	
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	B	A	A	A	
(2) 施設・設備に関する計画	A	A	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度の業務実績については、業務運営の効率化を行いながら、労働安全衛生に関する質の高い研究を実施しその成果を学会発表やインターネット等を経由して普及し、また、労働災害の原因の調査等の実施に高い実績を挙げ、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立(業務運営の効率化に伴う経費削減)	1(1)	• 平成21年度に統合したグループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV会議システムの一層の活用等により、清瀬・登戸両地区間の移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化。 • 競争的研究資金等の外部研究資金の獲	• 随意契約の見直しにより随意契約を5件約3,600万円までに減少させたこと、省エネルギー対策の推進により光熱水料を対20年度比で22.5%減、対21年度比で5.6%削減を達成したことは高く評価できる。また、大型の受託研究を獲得し、競争的資金・受託研究の合計額は過去最高額を更新したことは高

		得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、文部科学省及び日本学術振興会の科学研究費補助金14件(うち研究代表者10件)、厚生労働科学研究費補助金9件(うち研究代表者2件)の合計23件4,336万5千円の競争的研究資金を獲得。 • 受託研究については、国(厚生労働省)からの1件、地方自治体からの1件、民間機関からの12件の合計14件、2億6,964 万7千円を獲得。なお、受託研究のうち1件は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)からの大型受託研究「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」(2億4,879万8千円)。 など	く評価できる。ただし、科研費の獲得高が漸減しており、獲得戦略の練り直しが必要である。
成果の積極的な普及・活用(学会発表等の促進)	2(6)	• 平成22年度の講演・口頭発表等は345回となり、平成22年度計画に掲げた数値目標340回に対して5件上回った。また、論文発表等は403報となり、同目標の170報の2.4倍。 • 論文発表等の内訳は、原著論文81編、原著論文に準ずる学会発表の出版物44編、著書30編、行政報告書等102編、その他の専門家向け出版物等146編。 • これらのうち、国際学会における講演・口頭発表等は85件、英文による原著論文及び原著論文に準ずる学会発表の出版物80編。	• 講演・口頭発表は、数値目標の340回を上回る345回であり、また、論文発表は数値目標の170報を大きく上回る403報である。さらに、11人の研究員が関連学会の奨励賞などを受賞していることも高く評価できる。他論文への引用件数が10件以上となる原著論文(平成21年までの3年間に発表されたもの)の数も数値目標の10報を上回る12報であり、質量共に研究成果がレベルアップしていることを高く評価する。今後これらの原著論文が具体的な行政施策に反映される等の行政的、社会的貢献度をデータとして整備できれば、さらに際だったものになると思われる。
労働災害の原因の調査等の実施	2(7)	• 平成22年度に災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は85%(目標80%以上)。 • 平成22年度に実施した災害調査の15件中11件、刑事訴訟法に基づく鑑定等の17件中16件、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等の12件中12件について、それぞれ依頼先に調査結果等を報告。なお、労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づく鑑定等は17件、労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等は12件。 • 労働災害の原因調査等については、行政からの要請等に即座に対応できるよう緊急連絡網及び出動体制を整備し、的確に対応。また、各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターによる進行管理の徹底、災害調査等報告会における発表と討議等を通じて、災害調査等の質の改善に努めた。 など	• 労働災害の原因の調査等は、本研究所の重要なミッションであり、災害調査15件、刑事訴訟法に基づく鑑定等17件、労災保険給付に係る鑑別・鑑定12件を的確に実施している。また、依頼元である労働基準監督署等において、「報告書を災害の再発防止の指導や送検・公判維持のための資料として活用している」とする割合が85%と極めて高いことは高く評価できる。なお、労働災害の原因の調査は、学術的に見ても大変貴重であり、将来、成果を公開する方向での検討が必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:額賀 信)
目 的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。2. 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第9条第1項に規定する業務を行うこと。3. 上記1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法 人:http://www.taisyokukin.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou10.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 内部統制の強化				B	A	A	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A	A×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 確実な退職金支給のための取組				A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	
(2) サービスの向上	A×3	A×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	
(3) 加入促進対策の効果的実施	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 累積欠損金の処理	B	B	A	C	A	B	
(2) 健全な資産運用等	B	B	B	B	B	B	
4.その他業務運営に関する事項				B	B	A	
(1) 積極的な情報の収集及び活用	B	B	B				
(2) 建設業退職金共済事業の適正化	A	A	A				
(3) 中期計画の定期的な進行管理	B	B	B				
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	A	A	A	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

① 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）及び林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）においては、東日本大震災の影響等により国内株式及び外国債券の収益がマイナスとなったことなどから累積欠損金が増加したが、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。

② 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第２期中期計画の達成に向けて平成23年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、加入者が目標に達しなかった建設業退職金共済事業（以下「建退共事業」という。）については、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。

③ 中退共事業における退職金未請求、特定業種退職金共済事業（以下「特退共事業」という。）における共済手帳の長期未更新に対しては、引き続き被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。

④ 管理部門のスリム化や、各共済事業それぞれの資産を区分して管理することを前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築など、更なる効率化に努めることが求められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
確実な退職金支給のための取組	2(1)	• 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知(加入通知書)した(加入通知書発送 439,272人)。 また、既加入の被共済者については、年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の	• 中退共事業における退職金未請求者に対する取組については、熱心かつ合理的に取組を行っており、とりわけ、被共済者に対し制度加入の認識を高めるため、「加入通知書」や「加入状況のお知らせ」の発行による加入周知に努めるなど、過去への取

		中の一部を被共済者単位で切り離せる仕様とした「加入状況のお知らせ」を事業主に送付し、配布を依頼した。 • 退職後3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行うことに併せて、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 • また、22年度計画以外の新たな取組として、21年度に住所情報の提供依頼を行い、得られた情報に基づき本人へ請求要請を実施したが、未請求となっている20年度の脱退者に対する2回目の請求要請通知を1,191人に発送した。　など	組だけでなく、将来に向けての制度加入周知の取組などは高く評価される。 • 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
加入促進対策の効果的実施	2(3)	• 中退共事業においては、適年の未移行企業に対して各地で制度説明会の開催や相談会の開催、アンケート調査による個別企業訪問等を積極的に実施して加入促進に努めた結果、目標を大幅に上回る(達成率108.8%)加入者の獲得となった。 • 建退共事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施してきたが、この度の東日本大震災の影響等により加入目標をわずかに下回った。 • 清酒製造業退職金共済事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼をするとともに、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨に重点を置いた活動を実施した結果、目標の達成率は104.0%であった。 • 林退共事業においては、国有林野事業受託事業体、認定事業体並びに緑の雇用実施事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨や、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施した結果、目標の達成率は104.8%であった。　など	• 加入促進対策の効果的実施については、企業への個別対応等の努力がなされており、中退共事業、特退共事業ともにほぼ目標数値を大きくクリアしていることは、現下の経済状況では高く評価されるべきである。 • 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
累積欠損金の処理	3(1)	• 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めた。 • 中退共事業においては、平成22年3月に開催された労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会で示された累積欠損金の解消の考え方の前提において、「中長期的な観点で確実な運用を実施することが肝要であり、短期的な金融動向に応じて現行の累積欠損金解消計画を改定することは適当ではない。」とされたことを踏まえ、現行の累積欠損金解消計画を継続することとした。 • 「資産運用の基本方針」に定めている最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施するとともに、加入促進対策の実施により掛金収入の確保に努め、着実な累積欠損金の解消に努めた。 • ホームページへの事業所名の掲載可否に関する事務等の効率化を図り、経費節減に努めた。業務経理への繰入額を22年度決算においては、予算と比較して371百万円(中退共事業363百万円、林退共事業8百万円)節減した。　など	• 累積欠損金の処理については、資産運用と加入促進により改善の努力が行われており、市況ゆえに欠損金は増えたものの、運用自体は概ねベンチマーク並みである。 • 全体としては、概ね中期計画どおりと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：戸苅　利和）
目的	高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。2 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校のうち職業能力開発促進法に規定されたものの運営を行うこと。6 納付金関係業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：猿田　享男）
分科会名	労働部会（部会長：今村　肇）
ホームページ	法　　人：http://www.jeed.or.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou10.html
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1.S、A、B、C、Dの5段階評価。 2.なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3.府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化 (1) 効果的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮 (4) 給付金及び助成金業務の効率化	A	S	A				
1.業務運営の効率化 (1) 効果的・効率的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 事業の費用対効果 (4) 障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業規模の配慮 (5) 給付金及び助成金業務の効率化				A	A	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 関係者のニーズ等の把握 (2) 業務評価の実施及び公表 (3) 高年齢者等や障害者の雇用情報等の提供並びに広報の実施	A	A	A	A	A	A	
(4) 内部統制の在り方							
(5) 高年齢者等及び障害者雇用支援業務の連携によるサービスの充実							
(6) 高年齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること	A	A	B	A	A	A	
(7) 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと	A×3	A×3	A×2 B×1	S×1 A×2	A×2 B×1	A×3	
(8) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと	A	A	A	A	A		
(9) 障害者職業センターの設置運営業務の実施	S×1 A×2	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2	
(10) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施	A	A	A	A	A	A	
(11) 納付金関係業務等の実施	A×5	A×3 B×2	A×1 B×4	A×6	A×6	A×6	
(12) 障害者の技能に関する競技大会の開催	A	S	A				
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A	A	
(2) 人事に関する計画 (3) 施設・設備に関する計画	B	A	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 適切に業務を実施したと評価できるが、次年度以降については次の点に留意して業務を進めることを期待する。

① 65 歳希望者全員継続雇用の推進、70 歳まで働ける企業の普及促進等、政府の高年齢者雇用の目標達成に寄与するために、定期刊行誌等を積極的に活用し、啓発効果を更に高める必要がある。また、障害者も高齢化するため、高齢者雇用支援と連携した新しい視点からの取組について、検討する必要がある。

② 精神障害者、発達障害者等他の就労支援機関では対応が困難な障害者の就業ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の更なる充実により、医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワーク形成を一層強化する必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 業務運営の一層の効率化及び効果的実施等の観点から、地域障害者職業センター管理事務の集約化(7地域で集約化実施。北海道・沖縄を除く全国 45 か所の管理事務を 11 センターへ集約化)等の組織体制の見直しを実施。 • 目標を上回る予算上の削減を行うとともに、予算執行の節減に取り組み、一般管理費では19.4%減、業務経費では20.0%の節減を実現。また、競争性のある契約への移行を着実に進め、随意契約は前年度比件数ベースで 50.9%の減、金額ベースで 86.8%の減と大幅に減少。 • 中小企業定年引上げ等奨励金について係別担当制を廃止し柔軟な対応で効率的審査体制を構築する、受託法人等における処理期間 15 日以内ルールの徹底を図る等により、平成 24 年度までの5年間で平均処理期間を5%短縮する目標に対して、3年目で目標を大幅に上回る平均処理期間 21.8%短縮を達成。 など	• 地域障害者職業センターの管理事務の集約化等管理業務の効率化を図るとともに、経費削減、給付金及び助成金の平均処理期間の短縮などいずれも目標を大きく上回っており、高く評価できる。 • 特に経費削減については、極めて高い努力が認められ、大きな成果を上げている。 • なお、給付金・助成金の平均処理期間の大幅短縮も評価できるが、今後更なる努力を期待する。
障害者職業センターの設置運営業務の実施	2(9)	• 全ての数値目標を達成するとともに、全指標で平成21年度実績を上回り、10指標で過去最高の実績となり、以下の「評価の視点」に対応した。 ① 過去最多の29,864人に対し職リハサービスを提供。また、公共職業安定所、地域の就労支援機関等との連携を通じて、他の就労支援機関では支援が困難な障害者に対する支援を積極的に実施(平成21年度比精神障害者14.1%増、発達障害者25.5%増)。職業リハビリテーション計画の策定件数は24,493件となり、平成21年度実績の5.6%増となった。 ② 職業準備支援は、個々の障害者の支援ニーズに対応した個別指導方式での支援を推進し、精神障害者、発達障害者への支援に重点を置いて実施。厳しい雇用情勢が続く中、就職等に向かう次の段階への移行率(88.1%)、就職率(67.5%)ともに過去最高となった。 ③ 精神障害者総合雇用支援は、目標(1,950人)を上回る2,459人(平成21年度2,023人)に対して実施。精神障害者総合雇用支援を受けた障害者に対するアンケート調査では、「大変効果があった」「効果があった」との回答が99.1%と、目標(80%)を大幅に上回る過去最高の評価を得た。 など	• 12 指標すべてで平成 21 年度実績を上回り、このうち、職業準備支援修了者の就職率や精神障害者総合雇用支援の復職・雇用継続率など 10 指標で過去最高の実績となっており、障害者への支援に大幅な貢献を果たしていると高く評価できる。 • また、精神障害者の職場復帰支援などの意欲的取組は高い公共性を持ち、民間では実施が難しい事業を着実に実行していることも高く評価できる。さらに利用者からの評価も高く、障害者雇用支援のきめ細かな充実への努力が認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:長野 洋)
目　　的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野　俊樹)
ホームページ	法　　人:http://hp.wam.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo10.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期 目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A				
(2) 業務管理の充実	A	B	A				
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	A	A				
(4) 利用者に対するサービスの向上							
(5) 業務・システムの最適化の実施							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備				A	A	S	
(2) 業務管理(リスク管理)の充実				A	A	S	
2. 業務運営の効率化							
(1) 業務・システムの効率化と情報化の推進				A	A	A	
(2) 経費の節減				A	A	A	
3事業毎の業務運営の改善に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業	A×2	A×2	A×2				
(2) 福祉医療経営指導事業	A×2	A×2	A×2				
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2	A×2				
(4) 退職手当共済事業	A	A	A				
(5) 心身障害者扶養保険事業	B	A	B				
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)	A×2	A×2	A×2				
(7) 年金担保貸付事業	A×2	A×2	A×2				
(8) 労災年金担保貸付事業	A×2	A×2	A×2				
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務							
(10) 承継教育資金貸付けあっせん業務	A	A	A				
3. 業務の質の向上に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業				A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	S×2 B×1	
(2) 福祉医療経営指導事業				A	A	A	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業				A×2	A×2		
(4) 社会福祉振興助成事業						A	
(5) 退職手当共済事業				S	S	S	
(6) 心身障害者扶養保険事業				B	B	B	
(7) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)				B	A	A	
(8) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業				A	A	A	
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん				A	A	A	

業務						
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	A	A			
(2) 貸付原資についての自己資金調達の拡大						
(3) 貸付事業におけるリスク管理の徹底						
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保				A	A	A
(2) 自己資金調達による貸付原資の確保						
(3) 資産の有効活用						
5.その他業務運営						
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
福祉貸付事業	3(1)	• 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府において策定された「経済危機対策」(平成21年4月10日)の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施(555件189,110百万円)、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施(538件、33,177百万円)。その結果、平成22年度における審査件数は1,432件となり、平成21年度実績(699件)に比べて約205%増と大幅に資金需要を増加させたところであり、この増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援。 • 平成22年度からお客さまからの要望が多かったユニット型特別養護老人ホームの償還期間の延長(20年⇒25年)及び社会福祉法人における保証人免除制度を創設し、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備。 など	• 国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、特に介護基盤の緊急整備、保育所等の整備に対する優遇融資、また、東日本大震災の被災者に対し、専用回線(フリーダイヤル)による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 など
医療貸付事業	3(1)	• 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない(実際の事業費を対象とする)ことに加え、通常より高い融資率(80⇒90%)を適用するなど優遇融資を実施(実績:94件、137,405百万円)。その結果、病院の施設整備資金の審査件数が118件となり、平成21年度実績(43件)に比べて約274%増と大幅に資金需要が増加。 • 平成21年度に引き続き、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施(実績:101件、12,336百万円)。 • 出産育児一時金等の直接支払制度の実施(平成21年10月)により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げなどを講じた経営安定化資金により融資を実施(実績48件、1,053百万円)。 • 平成22年度からお客さまからの要望が多かった保証人免除制度を創設し、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備。	• 国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、特に病院の耐震化整備事業の融資、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、経営安定化資金による緊急融資、出産育児一時金等の直接支払制度の実施により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、経営安定化資金による融資の実施、また、東日本大震災の被災者に対し、専用回線(フリーダイヤル)による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 など

		• 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、運転資金等の融資相談などに対する専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備。 など	
退職手当共済事業	3(5)	• 都道府県に対する補助金の早期入金の働きかけ、実務研修会での積極的な指導、事務処理のピーク時における柔軟な人員配置などに取り組んだ結果、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間が39.0日となり、中期計画の目標値75.0日を大幅(36.0日短縮)に短縮。 • 電子届出システムについて、利用率では前年度を2%上回る81%になるとともに、利用者アンケート意見を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性の向上に努めるなど、共済契約者の事務負担軽減に関して大きく寄与。また、平成22年度の掛金納付対象職員届の処理において、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて10分の1以下に抑制。なお、当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、電子届出システムの利用率の向上に努め、事務処理を効率化。 • 東日本大震災において被災されたお客さまに対して、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、掛金の納付期限に係る延長措置を実施。 など	• 退職手当金支給に係る平均処理期間の大幅短縮、電子届出システムの高い利用水準率、利用者の手続き面での事務負担の軽減などによる機構の事務効率化の実現、また、東日本大震災の被災者に対し、専用回線(フリーダイヤル)による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、掛金の納付期限に係る延長措置など、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:遠藤 浩)
目　　的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野　俊樹)
ホームページ	法　　人: http://www.nozomi.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo10.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3	A×2 B×1	
(2) 効率的な施設・設備の利用	A	B	B	B	A	A	
(3) 合理化の推進	A	A	A	B	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 自立支援のための取組み	A	A	A	S×3 A×1	S×1 A×3	S×4	
(2) 調査・研究	A×2 B×1	A×1 B×2	B×3	A×1 B×1	A×2	A×2	
(3) 養成・研修	A	B	B	A	A	A	
(4) 援助・助言	A	A	B	B	A	A	
(5) その他の業務	A	B	B	B	A	A	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	A	B	B	B	B	B	
(7) 業務の電子化	A	B	B				
3.財務内容の改善							
(1) 自己収入比率	A	B	B	B	A	A	
(2) 経費節減を見込んだ予算							
4.その他業務運営							
(1) 人員の適正配置	A	A	A	A	A	A	
(2) 人事評価システム							
(3) 施設整備、改修	A	B	B	B	－	B	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の3年度目として更なる成果を上げたものと評価する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
自立支援のための取組み(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	2(1)	• 平成22年度においては、22人が地域移行のために退所し、22年度の目標値を達成した。(独立行政法人となった平成15年10月以降の合計は111人。)。 • これにより、平成22年度末の施設利用者数については、342人となり、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、約3割1分の減 • 本人・保護者の同意が得られ、現在関係自治体や事業所と調整中となっている者は、平成22年度末現在で、39人 など	• 重度知的障害者の自立(地域移行)に向けた取組については、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでおり、地域移行した者に対しては、生活の適応状況をフォローアップしていることが認められる。 • 平成22年度においては、年度目標(15名～20名)を昨年度と同様に上回り、22名の施設利用者が出身地等のケアホーム等での生活に移行すべく、のぞみの園を退所していることを評価する。
自立支援のための取組み(本人及び保護	2(1)	• 保護者総会や各寮毎に行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機	• 従来から取り組んでいる1)保護者総会、保護者懇談会等を利用した、 保護者への個

者の同意を得るための取組)		会を利用して、地域移行の取組みの状況等を説明。 • 地域移行に関する説明の際には、視覚で地域での生活を理解していただくため、既に地域移行した者の生活の様子を撮影した写真を編集したDVDを活用 • さらに、DVDを写真の編集から動画化したバージョンアップタイプとして、今年度新たに地域移行して5年経過した者の、現在の暮らしを紹介するDVD「地域移行あれから5年」を制作し、移行後の暮らしぶりについて理解と安心を得られるよう活用 • 地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」を年間6回作成し、保護者全員に配布 • さらに、少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、出身地等の地域移行先の社会資源を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていることの理解を求めた。 • 平成22年度は、生活支援部と地域支援部等との連携強化を図り、生活寮と家族等の連絡状況を基に、39家族を対象者として家庭訪問等の取組みを実施 • この結果、平成22年度においては、33人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、目標値を達成 • 地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施 など	別面談、2)地域移行された方の生活の様子を映像化したDVDの活用、3)施設利用者の地元の事業所を調査し、保護者へ紹介、4) 地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」の定期発行(年間6回)、5)来園機会が少ない保護者宅等への訪問、6)移行予定先事業所での宿泊体験に加え、平成22年度においては、地域移行して5年経過した者の現在の暮らしを紹介するDVDを制作し、移行後の生活の理解と安心を得られるよう活用したことなどの取組みを行った結果、新たに同意 した保護者が33名となり、年度目標の25名程度を大幅に上回ったことを評価する。
自立支援のための取組み(行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援)	2(1)	• 平成22年4月1日から、「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、9人を他の職と兼ねて命じた。 • 併せて、犯罪に関わった知的障害者への支援に経験を有する専門家を参事(社会生活担当)として委嘱し、同参事の指導の下、同プロジェクトチームの支援技術向上のための研究・検討を行った。 • 平成20年度2人、平成21年度3人、平成22年度4人の受け入れを行う。 平成22年5月に設置された群馬県地域生活定着支援センターの依頼に基づき、矯正施設(刑務所・少年院)から受け入れるため、本人に対する面接・調査を行った結果対象者は矯正施設を退所後の帰住先がなく、また、ほとんどの者が福祉の支援を受けておらず、所持金もわずかな状況であり、今後福祉の支援に繋げることにより、地域での生活が可能と判断されたため、入所を決定した。 • 社会生活への適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的かつ効果的に施設入所支援、就労移行支援を提供し、22年度には、2人が地域生活へ移行した。因みに、現在まで延べ5人が地域での暮らしを送っている。 • 平成23年1月から、矯正施設等を退所した知的障害者への地域生活に向けての専門的な支援を提供するために、「自活訓練ホーム」(定員7人)を試行的に開設した。 • 支援に当たっては基本方針となる「基本方針(職員向け)」「ガイドブック(利用者向け)」を作成・精査し支援方法の確立を目指している。 など	• 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援 「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(以下「矯正施設等退所者」という)への支援事業」については、矯正施設等退所者の中には福祉サービスを受けていないケースが多く、このことが再犯を繰り返す一因と考えられることから、矯正施設等退所者が地域社会での生活を円滑に行える支援手法を確立し、全国の福祉施設等における当該支援事業の取組みの普及拡大に資するため、平成20年度から先駆的に取り組んでいる。平成22年4月1日からは、「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、関係職員9人を他の職と兼ねて任命した。 • その受入実績は、平成20年度2名、21年度3名、22年度4名の合計9名であった。いずれも、性犯罪、累犯窃盗を犯した中軽度の知的障害者や人間関係が作れず出身地に戻れないなど支援の難しい事例であるが、9名のうち5名(22年度2名)が地域生活に移行したこと、平成23年1月から空き寮を活用した「自活訓練ホーム(定員7名)」を試行的に開設し、自立に向けての専門的な支援を行うための体制を整えたことは評価する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人労働政策研究・研修機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:山口 浩一郎)
目 的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 亨男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法 人:http://www.jil.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou10.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	B	A	A	B	
(1) 労働政策研究			A×4 B×1	A×4 B×1	A×5	S×1 A×4	
(2) 労働政策についての総合的な調査研究	A×5	A×5					
(3) 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×2	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	
(4) 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	B	B	B	B	B	B	
(5) 労働政策研究等の成果の普及・政策提言			A×2	A×2	A×2	A×2	
(6) 調査研究結果等の成果の普及・政策提言	A×5	A×5					
(7) 労働行政担当職員その他の関係者に対する研修			A	A	A	A	
(8) 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	A	A					
(9) その他の事業	A	A	A	A	B	A	
3.予算、収支計画及び資金計画 **4.短期借入金の限度額** **5.剰余金の使途**	B	B	B	B	A	A	
6.その他業務運営に関する重要事項							
6.人事に関する計画	B	A					
7.人事に関する計画			B	A	A	A	
7.施設・設備に関する計画	B	B					
8.施設・設備に関する計画			B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度の業務実績については、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。今後も、機構に課せられた使命を高いレベルで効率的に達成していくため、それぞれの業務のバランスを考慮しながら重点化を進め、業務間の連携を密にして業務運営を行っていくことが望ましい。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
労働政策研究	2(1)	• 研究テーマについては、労使懇談会、総合評価諮問会議等を通して把握した労使のニーズや意見を十分に踏まえ、研究部門内はもとより部門横断的な議論によって機構としての問題意識や考え方を整理し、平行して厚生労働省においても中長期的な政策課	• 研究テーマの策定に当たっては、厚労省との密接な連携の下、機構の問題意識や労使のニーズを踏まえて決定する体制を構築している。 • また、新たに緊急調査の枠組みを整備し、7件の調査を実施するなど喫緊の政策課題

		題を踏まえ調査研究を必要とする政策的論点等を整理した上で、機構役員等と厚生労働省政策統括官等との意見交換の場であるハイレベル会合等を通じて考え方を突き合わせ、非正規雇用や新成長戦略（基本方針）の内容等を視野に入れた研究を含む重要性の高いテーマを選定 • 喫緊の政策課題により機動的に対応することを目的として、新たに緊急調査の枠組みを整備し、労働政策の企画・立案に必要な調査ニーズを四半期ごとに把握することにより、政策の企画・立案に必要な調査を時機を逸することなく短期間（原則3ヶ月程度）で実施することとした。初年度である22年度は7件の緊急調査を実施 • 調査研究成果は各般の政策の企画・立案に活用されている。行政の白書、審議会・研究会の報告書、専門図書等への引用件数は611件となり、過去最高であった前年度（540件）を大きく上回った。中でも審議会・研究会等での引用は、前年度を約100件上回る過去最高の153件となった。また、労働政策審議会等、厚生労働省の審議会等だけでなく、雇用戦略対話（首相官邸）、新成長戦略実現会議（内閣府）、中央教育審議会（文部科学省）、産業構造審議会（経済産業省）をはじめ、他省庁の審議会等においても機構の調査研究成果が数多く活用	に機動的に対応したことは高く評価できる。 • この結果、様々な府省庁の白書、審議会・研究会等、専門図書において、引用された調査研究成果は過去最高の「611件」となった。とりわけ、審議会・研究会等での引用が大幅に増加するなど、政策の企画立案、政策論議の活性化に質・量の両面で寄与しており、中期計画を大幅に上回っていると評価できる。
労働行政担当職員その他の関係者に対する研修	2(7)	• 厚生労働省研修実施要綱及び地方労働行政職員研修計画等に基づき、研修コースの新設（新任労働基準監督官Ⅱ研修）等の見直しを行うなど厚生労働省の要望に対応した研修実施計画を作成し、研修生からのアンケート結果の分析も踏まえ、以下のとおり研修を効果的かつ効率的に実施した。 • また、基礎的、一般的な知識やスキルの習得に係る科目については、引き続き民間活用を図ることとし、外部講師の活用や企画競争による研修委託を行った。 • 研修成果の普及を図るために「イヴニングセッション（課外活動の時間を利用したワークショップ）」を開催し、研究に即した話題を提供し討議を行うとともに、研修生から現場における問題意識や提供した研究成果に対する課題等を吸い上げている。 • 全体で「有意義」との回答率は、前年度の実績（97.0%）同様、年度計画（85%以上）を大きく上回る98.0%となった。 など	• 政策ニーズを踏まえた研修コースの新設や研修生の要望等を踏まえた科目内容の拡充・見直しなどを行うとともに、調査結果と研修実績を活用した研修教材や研修プログラムの開発、イブニングセッションの積極的な開催など研究部門と研修部門の一層の連携がなされた結果、研修生を対象としたアンケートにおいて、「有意義」との回答が中期計画の「85%以上」を上回る「98.0%」に上っており、中期計画を上回っていると評価できる。 • また、研修終了後、一定期間経過した時点における職場での研修効果の測定の試行をはじめたことは評価できる。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年3月1日設立)＜非特定＞ (理事長:丸山 誠)
目 的	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 公共職業訓練を実施する公共職業能力開発施設の設置・運営。 2 企業の雇用管理改善に関する相談・講習・研修、助成金の支給。 3 勤労者の計画的な財産形成促進のための勤労者財産形成融資。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法 人:－ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou10.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成23年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 組織体制、経費削減	A	A					
(2) 助成金等の支給	B	B					
(3) 職業能力開発業務	B	B					
1.業務の改善に関する事項							
(1) 雇用開発業務について			A×1 B×1	A×2	A×1 B×1	A×2	
(2) 職業能力開発業務について			A×4 B×5	S×1 A×6 B×2	A×6 B×3	S×1 A×6 B×2	
(3) 勤労者財産形成促進業務について			B	B	B	A	
(4) 助成金の支給、融資等の業務			A	B	A	A	
(5) 上記に個別に掲げる業務以外の業務							
2.国民に対して提供するサービスの質の向上							
(1) 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実	B	B					
(2) 雇用開発業務(相談、講習等)	A	A					
(3) 雇用開発業務関係助成金等	B	B					
(4) 連携及び人材ニーズ把握	B	B					
(5) 在職者訓練	A	A					
(6) 離職者訓練	A	A					
(7) 学卒者訓練	A	A					
(8) 新分野展開・指導員育成	B	B					
(9) 若年者対策、キャリア・コンサルティング	A	A					
(10) 調査・研究	B	B					
(11) 職業能力開発関係助成金等	B	B					
(12) 財形業務	B	B					
(13) 情報提供、福祉施設の譲渡等の業務、特例業務	B	B					
2.組織・業務実施体制等の改善に関する事項							
(1) 組織人員体制について			B	B	A	A	
(2) 業績評価の実施による業務内容の充実について			B	B	A	A	
(3) 経費削減等について			A	A	A	S	
(4) 情報提供について							
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1) 予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金	B	B					
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 予算、収支計画及び資金計画			B	A	A	A	
(2) 短期借入金の限度額、剰余金の使途							
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事、施設・設備	B	B					
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人員に関する事項			A	A	B	B	
(2) 施設・設備に関する事項							
(3) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として適切に業務を実施してきたと評価できるが、一方で、今後は、特に以下の点に留意する必要がある。
  ① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管後も、引き続き、地域産業のニーズに対応した高いレベルの職業訓練を行うとともに、震災対策にも的確に対応した職業訓練を行うよう必要な取組を行うこと。
  ② 職業訓練指導員に対する訓練については、産業構造の変化や技術革新へ的確に対応できるよう、専門性の拡大・レベルアップや新たな職種を担当する技能を習得するための質の高い訓練を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への業務移管後も引き続き実施するための必要な取組を行うこと。
  ③ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等に基づく保有資産の見直しを引き続き着実に進めること。
  ④ ラスパイレス指数が依然国家公務員よりやや高い水準にあることを踏まえ、給与水準の適切性の検証を引き続き進めること。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
職業能力開発業務について(高度技能者の養成のための職業訓練について)	1(2)	• 訓練生に対して、きめ細かな就職支援を実施し、キャリア形成論や企業へのインターンシップなどをカリキュラムに取り入れるとともに、個別の就職支援の強化を図り、高度技能者養成訓練修了者のうち就職希望者の就職率は97.5%となり、対前年度比1.1ポイントの増と高い就職率を維持し、中期計画の目標の95%以上を大幅に上回った。 • 産学連携の一環として共同研究を65件、受託研究を12件実施したほか、工業高校や高等専門学校、大学等との連携を230件実施した。また、地域の企業誘致や企業支援等について、人材育成や技術支援の面から協力するとともに、地域における「ものづくり」の啓発を行うため「ものづくり体験教室」を233回(参加人数30,328人)開催した。 など	• 大学卒業者の就職率が厳しい状況の中、訓練生の就職率が97.5%と目標を上回ったことに加え、中小企業等との共同研究や職業能力開発大学校指導員による工業高校等への支援などを通じた地域社会に開かれた施設運営などの取組を行っており、中期計画を大幅に上回っていると言える。
組織・業務実施体制等の改善に関する事項(経費削減等について、情報提供について)	2(3)、(4)	• 一般管理費及び業務経費(運営費交付金を充当するものに限る。)については、人件費、物件費の削減や施設機能維持や施設整備等に係る修繕を緊急的なものに限定したこと等により、平成21年度予算額に対し、51億円削減した。なお、経費削減の基準となる平成18年度の予算額923億円に比べて、平成22年度の決算額625億円となり、中期計画の削減目標17.8%を大きく上回る32.3%の削減を達成した。 • 人件費については、21年度と比較して7.3%削減、17年度を基準として26.7%削減し、中期計画の目標(平成18年度以降の5年間で、5%以上削減)を大幅に上回った。その結果、ラスパイレス指数は2.2ポイント減の104.4となった。 • 随意契約の見直しについては、民間職業訓練機関等に対する職業訓練の実施委託に係る契約及び雇用促進住宅の管理運営等業務の委託の契約などについてより透明性・競争性の高い一般競争入札(最低価格落札方式)に入札方式を変更した。 など	• 事務消耗品等の一括購入を推進したほか、契約の見直しについても積極的に取り組み随意契約を減少させたほか、ラスパイレス指数の低下に向けて給与等の見直しを行った。また、全ての数値目標を達成しており、中期計画を大幅に上回っていると言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:名川弘一)
目　　的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 療養施設の設置及び運営を行うこと。 2 健康診断施設の設置及び運営を行うこと。3 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法　　人:http://www.rofuku.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou10.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	第1期中期 目標期間	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第２部 第２節１(２)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A	A	A	A	A	
(2) 一般管理費、事業費等の効率化							
(3) 労災病院の再編による効率化	S	A	-	A			
(4) 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止							
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	A	A	A	A	A	A	
(2) 療養施設の運営業務	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×4 B×1	A×6	S×1 A×4 B×1	S×2 A×4	
(3) 健康診断施設の運営業務	B	A	A	A			
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務	A×2	A×2	A×2	A×2	A	S	
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	A	B	B	B	B	B	
(6) 未払賃金の立替払業務	A	A	B	A	A	A	
(7) リハビリテーション施設の運営業務	A	A	A	A	B	A	
(8) 納骨堂の運営業務	B	A	B	B	B	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	B	B	B	B	A	
4.短期借入金の限度額	B	B	B	B	B	B	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	B	B	B	A	
(2) 施設・設備に関する計画							

2. 府省評価委員会による平成22度評価結果(H23.8.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 労災病院事業では、急性期に対応した高度・専門的医療の提供、地域医療支援の一層の推進、労災疾病研究では、アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患分野において国内の労災指定医療機関等に対する成果の普及に加え、アジア諸国に対する普及指導への取組などが認められ、また、平成23年3月の東日本大震災では発生直後から被災地への医療チームの派遣など、その取組には積極的な姿勢が認められる。
- 今後においては、労災疾病等に関する診断・治療法の一層の普及活動、メンタルヘルス不調者の職場復帰の支援など社会的なニーズに的確に対応した活動など、医師等の職場環境にも配慮しつつ、更に積極的な取組が進められることを期待する。また、業務運営の効率化、収支改善等に向けた取組については、本部のガバナンスにより、医療機器の共同購入、コンサルタントの活用による調達コストの削減、給与カーブの見直し等を行う一方で、平成22年度改定の診療報酬制度への的確な対応、上位施設基準の取得、平均在院日数の短縮、救急対応の充実等による医業収入の確保などにより、独立行政法人への移行後、はじめて当期利益を確保した取組は評価できる。
- 今後とも、これらの取組を確実に推し進め、効率的な業務運営を期待する。

など

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
療養施設の運営業務（勤労者医療の地域支援）	2(2)	• 平成22年度については、以下のとおりすべての目標を達成した。 ・ 紹介率59.5%（計画達成率110%）(22年度計画:54%以上) ・ 逆紹介率47.8%（同120%）(22年度計画:40%以上) ・ 症例検討会等の参加人数20,993人（同105%）(22年度計画:2万人以上) ・ 受託検査件数33,799件（同113%）(22年度計画:3万件以上) ・ 労災指定医療機関等における満足度78.7%（同105%）(22年度計画:75%以上) • 「地域医療支援病院」について、平成22年度は2施設（合計19施設）が新たに承認。 • 東日本大震災発生直後に、機構本部に災害対策本部を立ち上げ、国や自治体等からの医療救護班派遣要請等を積極的に受けるとともに、機構独自の労災病院の医師等による医療救護班を派遣するなど迅速に対応。 ・ 被災地への医療チーム派遣（64医療チーム延べ281人を派遣） ・ 被災患者の受入（入院患者延数:305人、外来患者延数:1509人） ・「被災患者受入相談窓口」の設置（相談実績:24件） ・ 放射線スクリーニングの実施（福島労災病院:253件、東北労災病院:14件） など	• 勤労者医療の地域支援の推進については、地域医療機関に対してニーズ調査を行い、その結果を踏まえ、各労災病院において時間外・休日、ＦＡＸ・メール等による紹介患者の受付などに積極的に取り組んだ結果、患者紹介率、逆紹介率、症例検討会・講習会参加人数、受託検査件数等の目標数値を全て達成し、地域医療支援病院についても、新たに2施設（合計19施設）の承認を取得するなど高く評価できる。 • また、東日本大震災への対応についても、発生直後から、医療チームを被災地等に派遣するなど迅速な組織的対応が図られ、労災病院としてミッションを的確に果たしているものと評価する。
療養施設の運営業務（労災疾病等にかかる研究・開発）	2(2)	• 研究成果の普及については、国内外の関連学会等で平成22年度目標である「分野ごとに国外２件以上、国内10件以上」の計156件を大きく上回る計334件（国外45件、国内289件）の発表を実施。 • データベース（ホームページ）のアクセス件数については、第２期研究計画や第１期研究成果の英語版の掲載など最新情報への更新に努め、平成22年度目標である21万件の約1.5倍となる約31万７千件となった。 • 「アスベスト関連疾患分野」、「粉じん等による呼吸器疾患分野」は、アジア諸国から研究成果が高く評価（モンゴルにおける実践的ワークショップの開催、ベトナム医師団による岡山労災病院の訪問、中国・台湾からも現地や日本での研修の依頼）。「筋・骨格系疾患（腰痛）分野」では、研究成果が週刊誌・ラジオ・ケーブルテレビ・新聞に取り上げられ一般国民にも研究成果を普及。 • 「勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援（両立支援／がん）分野」では、がんの治療と就労の両立支援をテーマとした「勤労者医療フォーラムＩＮかながわ」を開催し、約100名の参加を得た。 など	• 労災病院グループでは、産業保健関係者とのネットワークを活用しながら、蓄積された多数の労災疾病等に係る臨床データや、疾病と職業の関連性に係る情報などを基礎として、労災病院の特徴を活かした研究・開発、普及を進めている。その中でも、特にアスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患に関する診断、治療法等ついては、アジア諸国からも注目され、モンゴル国からは、厚生労働省を通じて専門医の派遣要請を受け、研修等を実施するなど、国内はもとより国外においても研究成果の普及活動にも積極的に力を注いでいることは高く評価できる。 • また、今後も患者の増加が予測されるアスベスト関連疾患（中皮腫）は、独立行政法人理化学研究所と共同で早期発見が可能な遺伝子マーカーの研究開発を進めているが、加えて、中皮腫の新規治療法を実用化するため、新たに岡山労災病院を中心とした共同研究コンソーシアムの発足に着手し、また、中国、ベトナム、台湾等との共同研究の準備も進められていることなど、これらの取組についても、今後のなお一層の積極的な活動を期待したい。 • 更に、生活習慣病やうつ病などの疾病の治療と就業の両立支援に関わるプロジェクトは、労災病院のミッションに沿った具体的な取組として評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:矢崎 義雄)
目　　的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。 2 医療に関する調査及び研究を行うこと。 3 医療に関する技術者の研修を行うこと。4 1～3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	国立病院部会(部会長:猿田 享男)
ホームページ	法　　人:http://www.hosp.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu10.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	第1期中期 目標期間	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×3	S×2 A×2	
(2) 臨床研究事業	S	S	S	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	A	A	S	S	
(4) 災害等における活動	A	A	A	A			
(5) 総合的事項					A	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	S×1 A×3	S×1 A×3	S×2 A×2	S×1 A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
3,財務内容の改善に関する事項							
(1) 経営の改善	S	S	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善	S	S	S	S	S	S	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 医療機器・施設設備に関する事項							
(3) 再編成業務の実施							
(4) 機構が承継する債務の償還							

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.24)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 業務進行状況の迅速な把握と業務改善に努めており、特に積極的な業務運営の効率化と収支改善に向けた取組は、中期目標に掲げる経常収支に係る目標を7期連続して達成したことに加え、純利益495億円を計上するなど全体として大きな成果を上げている。
- 診療事業においては、引き続き、地域連携クリティカルパスの実施や紹介率・逆紹介率の着実な向上、地域医療支援病院の増加など、地域医療への取組を一層強化し、地域医療に大きく貢献しているほか、医療の標準化の推進や臨床評価指標の改善及び公表に取り組み、また、重症心身障害や筋ジストロフィー、結核などの政策医療にも着実に取り組んでいることを高く評価する。
- 臨床研究事業においては、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM(根拠に基づく医療)の推進に向けた取組が順調に進捗しているほか、質の高い治験の推進に向けた取組も大いに実績を上げており、これを高く評価する。

など

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
診療事業	1(1)	• 平成22年4月に、総合研究センター診療情報分析部を設置し、各病院のレセプトデータ、DPC調査用データ等診療情報について収集・分析を行うためのシステム「診療情報データバンク(MIA)」を平成22年10月に構築。 • 臨床評価指標については、平成21年度に各領域の作業委員会から候補としてあげられた	• クリティカルパスについて、実施件数が増加しており中期計画に掲げた目標に向けた着実な進展を評価する。また、EBMの推進に向けた取組として厚生労働省の新規事業である「医療の質の評価・公表等推進事業」に参加し、計測マニュアル及び報告書の公表を行うとともに、臨床評価指標の充実に向けた取組

		臨床評価指標について、①臨床評価指標としての適切性、②DPCやレセプトデータからの抽出可能性等の視点に基づいて見直し検討を行い、臨床評価指標の定義および適用基準・除外基準の精緻化を図った。最終的に疾病横断指標は14指標（プロセス指標：9、アウトカム指標：5）、領域別指標は73指標（プロセス指標：68、アウトカム指標5）の合計87指標について計測することを決定。 • クリティカルパスは実施件数が増加し、普及が進んでおり、チーム医療の推進、患者に分かりやすい説明、医療の標準化が着実に進展。 など	として、新たに87の臨床評価指標を作成したことを高く評価する。その他、長期療養者をはじめとする患者のQOLの向上に資する取組を評価する。
臨床研究事業	1(2)	• 新型インフルエンザA（H1N1）ワクチンに関して、厚生労働省の要請を受けて平成21年度に実施した免疫原性に関する臨床試験（4病院、対象被験者200名）及び免疫原性に関する小児臨床試験（8病院、対象被験者360名）について終了報告書を作成。また、平成22年度においても、新型インフルエンザ（H5N1）ワクチンに関する研究（8病院、対象被験者561名）を迅速に実施し、国の新型インフルエンザ（H5N1）ワクチンの備蓄方針決定に不可欠な情報収集を行った。 • 平成22年4月に国立病院機構総合研究センター診療情報分析部を設置し、各病院のレセプトデータ、DPC調査用データ等診療情報について収集・分析を行うためのシステム「診療情報データバンク（MIA）」を構築するとともに、臨床評価指標の定義および適用基準・除外基準の精緻化を図った。 • EBM推進のための大規模臨床研究については、平成16年度から19年度に選定した18課題の患者登録（約30,000例）が終了し、得られた成果を学会で発表。 など	• EBM推進のためのエビデンスづくりとして、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展している。特に、新型インフルエンザワクチンに関する研究を行い、国のワクチン備蓄方針決定等に不可欠な情報収集を実施するなど、ワクチンに係る有効性・安全性の情報収集において重要な役割を果たしたことを高く評価する。また、治験について、医師主導治験の体制整備、難易度の高い治験の積極的実施、さらに、平成21、22年度の承認医薬品の約5割の治験に関わるなど、ドラッグラグ解消に向けた治験の推進を行ったことを高く評価する。
経営の改善	3(1)	• 各病院の機能・規模による病院の運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬にかかる上位基準の取得等を図るとともに、材料費、人件費及び委託費等に係るコスト削減に努め、個々の病院においても収支相償以上を目指し収支改善を推進したことにより、平成22年度の経常収支率は、107.1%となり、年度計画を達成した。 • 平成21年度決算（経常収支）において31病院あった赤字病院（再編成施設を除く）については、20病院（△11病院）に減少し、収支改善が進んだ。 など	• 機構発足以来7期連続経常収支黒字、さらには純利益495億円を計上するなど特段の実績をあげており、赤字病院も11病院減少するなど着実に経営改善がなされていることは高く評価できる。
固定負債割合の改善	3(2)	• 固定負債については、平成22年度に338億円（△5.7%）の削減、平成21年度からの2年間の累計では840億円の削減（△14.1%）となり、中期計画の目標（平成20年度末固定負債残高5,971億円を平成21年度からの5年間で1割削減）を大幅に上回るペースで縮減。 • 医療機器・建物への投資については、平成22年度に496億円（18．4%）の投資を行い、平成21年度から2年間の累計では、1,231億円（45.6%）の投資を行っており、中期計画の目標（5年間で2,702億円）達成に向けて着実に進展。 など	• 国時代の膨大な負債と老朽化した病院を数多く抱えながらの経営の中で、建築単価の見直しをはじめとした様々な経営努力により、着実に固定負債を減少させるとともに、内部資金を活用して病院機能向上のために必要な整備量を確保し、約定通りの償還を確実に行った結果、長期借入金を大幅に削減しつつ必要な投資を行ったことを高く評価する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（平成16年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：近藤　達也）
目　　的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 健康被害救済業務（①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等を行うこと。）2 審査関連業務（①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導および助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GLP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP／QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。）3 安全対策業務（①　医薬品や医療機器などの品質、有効性および安全性に関する情報の収集・解析および情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導および助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。）
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：猿田　享男）
分科会名	医療・福祉部会（部会長：真野　俊樹）
ホームページ	法　　人：http://www.pmda.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo10.html
中期目標期間	5年間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	第一期中期目標期間	H21年度	H22年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－		－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×1 S×1	
(3) 国民に対するサービスの向上	B	A	A	A	A	A	
2.部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 健康被害救済給付業務	S×1 A×3	A×4	A×4	A×4	A×4	A×4	
(2) 審査等業務及び安全対策業務	A×8 B×1	A×7 B×2	A×8 B×1	A×7 B×2	A×7	S×1 A×6	
3.財務内容の改善							
(1) 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成、当該予算による運営	A	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項 (2) セキュリティーの確保	A	A	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による22年度評価結果(H23.8.22)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）
- 全体としてPMDAの設立目的に資するものであり、評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
健康被害救済給付業務	2(1)	• 平成22年度の支給・不支給決定件数は、1,021件であった。うち、8ヶ月以内に決定した件数は765件であり、達成率は74.9%であった。また、6ヶ月以内に決定した件数は434件であり、対前年度（360件）比20.6%増であり、達成率も平成21年度36.4%から平成22年度42.5%に向上。 • 「平成22年度医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」を実施した。その調査結果等も踏まえ、新たな広報媒体を取り入れる等積極的な広報を実施するとともに、関	• システムの強化・改修、外部専門委員による専門家協議、診断書記載要領の拡充等の取組を引き続き実施した結果、事務処理期間8ヶ月以内の処理の割合を70%以上という平成22年度計画の数値目標に対し、実績は74.9%であった。また、6ヶ月以内の処理件数を前年度から増加させるという年度計画についても、前年度360件から今年度434件と増加させており、計画を上回ったものと評価する。今後は、平成25年度までに6ヶ月以内の処理を60%以上とするという数値目標の

		係団体の協力の下、ホームページを活用した広報資料の提供、学会及び各種研修会に積極的に参加するなど、救済制度の普及のため、精力的に広報活動を展開した。救済制度に関する相談を広く受付ける体制を確保し、利用者の利便性の向上に努めた。 • 平成17年度に実施した医薬品の副作用による健康被害実態調査の結果を踏まえ、平成18年度より開始した医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に対するQOL向上等のための調査研究事業を引き続き実施。また、平成22年1月から福祉の専門家を配置し、精神面のケア及び福祉サービスの利用に関する助言を行う「精神面などに関する相談事業」を開始し、保健福　祉事業の拡充を図っている。また、平成22年8月から、生物由来製品を介した感染等により健康被害を受けた者に対して調査を実施し、その日常生活の状況等の実態を把握することにより健康被害を受けた者のQOL向上策等のための調査研究事業を開始。 など	達成のために、更に処理効率を上げることを期待する。 • 交通機関（電車）、病院、ドラッグストアへの広報ポスターの送付、掲載依頼、病院の院内ビジョン、フリーマガジンを利用しての広報、学会や講演会などでの制度の説明等による広報活動の成果により、健康被害救済制度の認知度は上がってきているものと評価する。今後とも、救済制度に関する一般国民の確実認知度を平成25年度までに10％以上にするという中期計画の達成に向けて、更なる努力を期待する。 • 健康被害救済制度受給者及びその家族に対する「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施するとともに、平成22年8月から「先天性の傷病治療によるC型肝炎患者に係るQOL向上等のための調査研究事業」を立ち上げたことを評価する。
審査等業務及び安全対策業務	2(2)	• 総合科学技術会議の意見具申等を踏まえた審査体制の強化を行うために、平成19年度から、増員及び新規採用者の研修等に全力を挙げるとともに、申請品目の多寡に応じて、弾力的に審査員を配置するなど、承認審査等の処理能力を高めるための各種取組みを精力的に進めてきた。その結果、新医薬品の総審査期間（中央値）については、優先品目（目標10ヶ月）は9.2月、通常品目（目標16ヶ月）は14.7月であり、平成22年度の目標を上回っている。特に通常品目については、承認件数が90件を超える中、総審査期間を平成21年度より大幅に短縮。 • 後発医療用医薬品等の行政側期間（中央値）について、後発医療用医薬品（目標10ヶ月）は6.9月、一般用医薬品（目標8ヶ月）は4.0月、医薬部外品（目標5.5ヶ月）は5.2月であり、平成23年度までに達成すべき目標を既に平成22年度において達成。 • カルタヘナ法に関する事前審査については、第2種使用等の確認を13件実施し、行政側期間（中央値）（目標3ヶ月）は2.5月であり、第2期中期計画期間中の目標を達成。 など	• 総審査期間（中央値）については、新医薬品の優先品目は目標10ヶ月に対して実績9.2ヶ月、通常品目は目標16ヶ月に対して実績14.7ヶ月、後発医療用医薬品は行政側期間の目標10ヶ月に対して実績6.9ヶ月、一般用医薬品は行政側期間の目標8ヶ月に対して実績4.0ヶ月、医薬部外品は行政側期間の目標5.5ヶ月に対して実績5.2ヶ月といずれも目標を大きく上回っており、増員と研修等による質の向上策の効果が出てきているものと高く評価する。また、新医薬品審査の承認件数について、優先品目は20件、通常品目は92件であり、承認件数全体として増加していることも高く評価する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 医薬品の承認審査事務については、平成21年度及び22年度の当委員会の意見として、貴委員会に対し、「目標未達の場合における要因分析と改善策を法人に明らかにさせた上で、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。」との指摘を行っている。貴委員会の評価結果をみると、「総審査期間（中央値）については、新医薬品の優先品目は目標10か月に対して実績9.2か月、通常品目は目標16か月に対して実績14.7か月などいずれも目標を大きく上回っている」ことをもって「S」評定（中期計画を大幅に上回っている）としている。しかしながら、新医薬品の通常品目の審査期間のうち申請者側期間については、平成22年度目標の5か月に対して実績が6.4か月と目標値を下回っているにもかかわらず、法人において目標未達要因の分析や改善策が明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間や行政側期間それぞれの目標の達成状況を確認し、実績が目標値を下回った場合には、その要因分析及び改善策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人医薬基盤研究所(平成17年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:山西 弘一)
目 的	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、共通的・普遍的な研究開発、試験研究用生物資源の研究開発、研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品及び医療機器等の開発のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 基盤的技術研究(医薬品等の開発に資する共通的技術の開発)。2 生物資源研究(研究に必要な生物資源の供給及び研究開発)。3 研究開発振興(研究の委託、資金の提供、成果の普及)。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法 人: http://www.nibio.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa10.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価 項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	第1期中期 目標期間	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 機動的かつ効率的な業務運営	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	A	A	B	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 全体的事項	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2 B×1	
(2) 基盤的技術研究	A×3 B×1	S×2 A×2	S×3 A×1	S×4	A×4	S×2 A×1	
(3) 生物資源研究	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	
(4) 研究開発振興	A×3 B×1	A×4	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	A×2 B×1	
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	A	B	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項 (2) セキュリティの確保 (3) 施設及び設備	B	A	B	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.12)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
- 全体としては、当該研究所の目的である画期的な医薬品等の開発支援に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
全体的事項(戦略的な事業の展開(社会的ニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた戦略的事業展開・研究成果の普及及びその促進))	2(1)	• 研究成果の公表、普及については、講演会やシンポジウム、一般公開、生物資源利用講習会、査読付論文数、特許出願数のいずれも中期計画における目標を大幅に上回る成果を達成。 • 国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図るために基盤的技術研究を3事業へ重点化するとともに生物資源研究の難病・疾患資源研究等研究分野への重点化を図るとともに、外部評価等で相対的に評価が高かったプロジェクトについて研究資金の追加交付を実施する等、効率的な組織の再編等を推進。 • 基盤的技術研究で得られた成果を広く社会に還元するとともに、製薬産業・バイオベンチャー等における創薬研究を支援するために、世界最大規模の高品質毒性統合データベース(名称:Open TG-GATEs)を開発し、公開したほか、創薬ターゲット候補の絞	• 研究を次世代ワクチン対策、医薬品等毒性等評価系構築、難病対策という国の政策課題の解決に必要な3事業に重点化する等、戦略的に展開している。また、世界最大規模の高品質毒性統合データベース(Open TG-GATEs)の公開や世界でも類を見ない統合データウェアハウス(Target Mine)の開発等、研究が進展していることは評価できる。 • ホームページ・セミナー・研究所の一般公開等を通じて研究成果の一般の人々への普及を図っていることや、査読付き論文発表数等の研究成果の公表、普及等の成果指標についてもいずれも計画を大幅に上回っていることなどから、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。

		込みを支援する世界でも類を見ない統合データウェアハウス(名称:Target Mine)を開発し、公開。 など	
基盤的技術研究(医薬品等の毒性等評価系構築に向けた基盤的研究)	2(2)	• ES細胞やiPS細胞等の各種幹細胞の分化誘導系を利用し、医薬品等の毒性等評価系を構築するための「橋渡し研究」として、iPS細胞由来肝細胞を効率よく分化誘導する極めて画期的な独自技術の開発、マウスiPS細胞を用いた血液細胞の分化誘導を可能とする画期的独自技術の開発、ヒト間葉系幹細胞の無血清培地条件の開発などの研究を推進し、中期計画を大幅に上回る画期的な成果を達成。 • 世界最大規模(約8億件)の高品質毒性データベースであるトキシコゲノミクスデータベース(Open TG-GATEs)の公開やそのデータベースとインフォマティクス技術を活用して、9種の安全性バイオマーカー候補を抽出するなど、中期計画を大幅に上回る画期的な成果を達成。 • トキシコゲノミクス研究に関するこれまでの産学官連携活動が基となり平成22年6月、「日本学術会議会長賞」を授与。 など	• iPS細胞由来肝細胞を効率よく分化誘導する極めて画期的な独自技術の開発、分化誘導肝細胞の肝毒性を呈する薬物への応答に関する成果、マウスiPS細胞を用いた血液細胞の分化誘導を可能とする画期的独自技術の開発、ヒト間葉系幹細胞の無血清培地条件の開発、世界に類を見ない大規模・高品質のトキシコゲノミクスデータベース(Open TG-GATEs)の公開、そのデータベースとインフォマティクス技術を活用して、9種の安全性バイオマーカー候補を抽出する等、行政・社会ニーズに対応した研究成果を出していると考えらる。また、これらの研究については学会等の外部からの評価も高く、特にトキシコゲノミクス研究については「日本学術会議会長賞」を受賞するなどしており、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。
研究開発振興(基礎研究推進事業)	2(4)	• 創薬等研究に深い経験と知識を有するプログラムディレクター、プログラムオフィサーによる丁寧な進捗管理・指導、外部評価委員による厳正な二段階評価(書面評価及び面接審査)等を行うことにより、実用化が見込まれる研究プロジェクトの割合が4割に達し、さらに、治験の段階にまで進んだ研究が7件に達するなど中期計画を上回る成果。 など	• プログラムディレクター、プログラムオフィサーによる進捗管理・指導は適切に実施されており、実用化が見込まれる研究プロジェクトが4割に達したこと、治験の段階まで進んだ研究プロジェクトが7件に達したこと、東日本大震災においては委託研究費の繰越しを承認するなど柔軟な対応を行ったこと、72か所の委託研究機関に対する会計実地検査を実施したことは評価できる。これに加えて、テーマ選定や外部評価委員による評価等により質の高い研究成果が出ており、全体としては中期計画を上回ったと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（平成17年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：水島　藤一郎）
目　　的	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「国民年金法等改正法」という。）第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
主要業務	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。2 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。3 上記に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：猿田 享男）
分科会名	年金部会（部会長：山口　修）
ホームページ	法　　人：http://www.rfo.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin10.html
中期目標期間	8年6か月間（平成17年10月1日～平成26年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞						
1.効果的な業務運営体制の確立						
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S	S	A	S	S	
(2) 業務管理の充実	S	S	A	S	S	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	S	S	A	S	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	S	S	S	S	
(1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	S	S	S	S	S	
(2) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	A	A	A	A	S	
(3) 買受需要の把握及び開拓	S	A	S	S	S	
(4) 情報の提供	A	A	A	A	S	
3.財務内容の改善	S	S	S	S	S	
4.その他業務運営						
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	S	
(2) 国庫納付金の納付	A	A	A	A	A	
(3) 外部有識者からなる機関	A	A	A	A	A	
(4) 機構の保有する個人情報の保護	A	A	A	A	A	
(5) 厚生年金病院に係る整理合理化計画を踏まえた対応						
(6) 終身利用老人ホームの譲渡				S	S	

2．府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.19)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）
- 平成22年度の業務実績については、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡が平成22年9月末までに完了し、当初の目標期間内に達成したこと、また、平成22年10月に解散予定であったものが、平成22年8月の法改正により、存続期限が2年間延長され、しかも、年金福祉施設等の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等に業務がシフトするといった施設整理機構業務のウエイトが大きく変化した中で、迅速かつ効率的に業務運営方法の見直しと組織・人員体制の変更を行うなど、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、新機構への改組に向けて引き続き指導力を発揮した積極的な取組みを行ったことは大いに評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	• 効率的な業務運営体制の確立 ① 譲渡関連業務の体制の縮小・見直し 300施設の譲渡が完了し、平成22年10月以降、譲渡業務は厚生労働省から指示された社会保険病院等の譲渡に限られることから、入札業務を担当していた業務推進部を廃止した。なお、社会保険病院等の譲渡に備え、企画部に併任職員で構成する入札チームを設置した。	• 年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の売却から社会保険病院等の運営という性質が大きく変化した法人のミッションの中で、迅速に組織・人員体制の見直しを図り、また、業務推進部を廃止し調査部を新設するなど新たなミッションに速やかに、柔軟に対応し、効率的な業務運営体制を構築した点は、独立行政法人の模範となるものであり、大いに評価できる。

		② 調査部の新設 中期目標等の改正により社会保険病院等の運営・管理の一環として新たに行うこととされた社会保険病院等の経営状況の把握等の業務に的確に対応するため、調査部を新設した。 ③ 適正人員の再配置 譲渡業務の減少及び、前記①②の組織改変にあたり、出向者・直接採用者の業務内容の見直しを行い、新たな業務に対応するため職員の再配置を効率的に行うとともに、職員数を削減した。 ④ 外部委託の活用 ・ 社会保険病院等に係る財務調査業務の委託 ・ 表題登記の委託 ・ 施設売却のためのアドバイザリー業務・売却業務の委託 など	
年金福祉施設等の譲渡又は廃止	2(1)	○ 社会保険病院等を除く年金福祉施設等 • 平成22年度の売却額は決算ベースで491億円であり、計画比＋75億円となった。厳しい経済環境の中でも多様な買受需要の開拓を行った結果、直近の価格である売却原価に対し＋190億円(162.8%)、出資価格に対して＋44億円(109.9%)となった。 • その結果、年金福祉施設等全物件の売却が完了。売却額合計は2,185億円となり、売却原価比で+1,026億円(188.5%)、出資価格比で+184億円(109.2%)となり、当機構が目標としてきた「時価を上回り売却すること」、「出資価格を毀損しないこと」を達成した。 • 譲渡に当たっては一般競争入札により、公正性・透明性に十分意を用いた運営を行っており、現状、機構の運営に関して外部からの指摘等はない。また、譲渡後の施設の利用状況については公序良俗に反する使用等が行われていないか全件チェックを行っており、そのような事例はない。 • 雇用と公共性への配慮については、機構の基本方針として事業譲渡を原則とし、入札参加者への雇用継続依頼、各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼を直接面談にて行った。その結果、事業継続率は74%、雇用継続率は72%となった。 ○ 社会保険病院等 • 厚生労働大臣から譲渡の指示があった健康保険岡谷塩嶺病院については、新病院建設計画を着実に推進するため、早期譲渡を求める岡谷市の意向に配慮し、短期間で同市への譲渡を完了させた。 • また、社会保険小倉記念病院について、厚生労働省の指示に基づき、経営委託先である平成紫川会に対し、平成23年3月31日付けで委託契約解除に係る事前の通知を行い、平成24年3月31日をもって委託契約を解除することとした。 ○ 設立時からの譲渡実績 • 平成22年度までの社会保険病院等を含めた全譲渡施設数は302施設、売却額合計は2,221億円となり、売却原価比で+1,048億円(189.3%)、出資価格比で+206億円(110.2%)となった。 など	○ 年金福祉施設等(病院を除く)に関すること。 • 不動産市況が低迷する中にあっても、平成22年度においては、売却原価比で約1.6倍を確保するとともに、出資価格を上回る売却額を確保し、全物件の売却が完了した。 • 施設整理機構発足以来の売却額合計は2,185億円となり、売却原価比で+1,026億円(188.5%)、出資価格比で+184億円(109.2%)といった、施設整理機構が目標としてきた、時価を上回り売却すること、出資価格を毀損しないことを達成したことは、大いに評価できる。 • また、単に施設譲渡の目標を達成しただけではなく、雇用と公共性への配慮も行い、その結果、事業継続施設は74%、雇用継続施設は72%となっていることは、評価に値するものと言える。 ○ 社会保険病院等に関すること。 • 厚生労働省から譲渡指示を受けた社会保険浜松病院及び岡谷塩嶺病院の譲渡に、地元自治体の意向に配慮し、地域医療に貢献できる譲渡が行われたことは、評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人（平成18年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：三谷　隆博）
目　　的	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
主要業務	1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。2 前記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：猿田 享男）
分科会名	年金部会（部会長：山口 修）
ホームページ	法　　人：http://www.gpif.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin10.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	第1期中期 目標期間	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営能力の向上	A	A	A	A	A		
(3) 業務管理の充実	A	A	A	A	A		
(4) 事務の効率的な処理	A	A	A	A	A		
(5) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A	A	A	S	
2. 業務の質の向上							
(1) 受託者責任の徹底	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(2) 情報公開の徹底	A	A	A	A	A		
2. 業務の質の向上							
(1) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備等						A	
(2) 調査・分析の充実等						A	
3. 財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A×4	A×4	A×3 B×1	A×4	A×4		
(2) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(3) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	S×1 A×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3		
(4) その他	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1		
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 管理・運用の基本的な方針、運用の目標						A	
(2) リスク管理						A	
(3) 運用手法、財投債の管理・運用						A	
(4) 透明性の向上						A	
(5) 基本ポートフォリオ						B	
(6) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮						A	
(7) 年金給付のための流動性の確保						A	

2．府省評価委員会による平成23年度評価結果(H23.8.19)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）
- 年金積立金の運用については、単年度においてもベンチマークとの対比で見て、プラス又は概ねベンチマーク並みの収益率を確保できている。また、市場の価格形成等に配慮しつつ、必要な資金を円滑かつ確実に確保できたことは高く評価する。今後も、市場動向も踏まえつつ、必要な資金を確保することは依然として重要であり、引き続き慎重な対応が求められている。長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを期待したい。
- また、管理運用法人の管理運営体制については、業務運営体制の見直しが行われており、業務運営が適切に行われていると評価する。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体	1(1)	• 平成22年7月20日に、年金特別会計へのキ	• 組織編成及び人員配置の見直しについては、

制の確立		ヤッシュ・アウト対応等の機能強化のために、法人全体のキャッシュマネジメントを司る部署として企画部に資金業務課を新設するとともに、キャッシュ・アウトに必要となる市場動向分析のための調査室の体制強化（増員）を行った。そのために、管理部門の業務の見直し等を行い、人員体制を18名から13名に大幅に縮小するとともに、運用部門へ人員を振り替えた。 • 職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、平成21年度に引き続き、人事評価を実施した。 • 平成22年度においては、平成21年度下期実績評価（10～3月）を4～5月に実施し、その結果を6月期の賞与に、平成22年度上期実績評価（4～9月）を10～11月に実施し、その結果を12月期の賞与に反映させた。 • また、能力評価（1～12月）については、平成23年1～2月に実施し、3月にフィードバック面談を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成23年4月の昇給等へ反映させた。 • その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。	キャッシュ・アウト等に対応するための資金業務課の新設、調査部門の強化など体制強化を図る一方で、管理部門を縮小するなど業務運営体制の整備を行った。 • また、職員の専門性向上のための取組については、大学院への入学補助制度の活用等による専門実務研修の実施が図られており、着実に成果をあげている。さらに、人事評価制度の実施において、実績評価の結果の奨励手当への反映や、能力評価の結果に基づく職員へのフィードバック面談の実施及びその結果の昇給への反映など、職員の勤労意欲の向上や業務遂行能力の向上に資する取組が行われており、また、平成22年度においては、無駄削減等の取組を評価に反映するなどの工夫を行っている。 • これらから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。
業務運営の効率化に伴う経費節減	1(5)	• 外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用受託機関の選定に当たり、当該運用委託手数料の水準を含めた総合評価を実施し、外国債券6社6ファンド、外国株式6社6ファンドを選定した。 • これにより、外国債券パッシブ及び外国株式パッシブ運用受託機関の見直しによる運用委託手数料の引下げ効果は、平年度ベースで約6割の手数料の節減（約10.6億円）が図られることとなった。 • 受託資産額が現在の運用委託手数料表の上限を超える又は超えるおそれのある運用受託機関等に対し、運用委託手数料の逓減効果が働くよう運用委託手数料の協議を行い、節減を図った。　など	• 管理運用委託手数料の水準について引下げを図り、経費の節減を実現している。特に、外国債券パッシブ運用及び外国株式パッシブ運用に係る運用受託機関構成の見直しの際に、手数料水準を含めた総合評価を実施して管理運用委託手数料の更なる引下げを図った結果、管理運用委託手数料額は前年度比で約12億円減少し、大幅な経費節減効果が得られるようになった。 • また、人件費節減の取り組みについても、質の高い人材を確保することが求められる中で、引き続き、人件費の削減が達成されている。 • これらから、中期計画を大幅に上回っていると判断し、S評価とした。
年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	4(1)	• 平成22年度においては、国内債券、国内株式及び外国債券についてはプラスの超過収益率となり、外国株式、短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となった。 • 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。 • 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受けるなどの方法により行っている。 • 平成22年度においては、定期ミーティング及びリスク管理ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 • このうち、リスク管理ミーティングについては、平成22年度の総合評価が一定水準以下の運用受託機関について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。　など	• 資産ごとに市場運用の結果を評価するための指標であるベンチマークとの対比で見ると、国内債券、国内株式及び外国債券についてはプラスの超過収益率、外国株式及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率という結果であった。 • また、運用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングを実施し、毎月1回、各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題の有無を確認し、必要に応じて運用受託機関との協議を通じ改善を促すなど、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行っている。 • これらから、中期計画を上回っていると判断し、A評価とした。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立がん研究センター(平成22年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:嘉山 孝正)
目 的	がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 4 3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 5 1～4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法 人:http://www.ncc.go.jp/jp/index.html 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞		
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		
(1) 研究・開発に関する事項	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項		
2.業務運営の効率化		
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	
4.短期借入金の限度額		
5.重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画		
6.剰余金の使途		
7.その他業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備整備に関する計画	A	
(2) 人事システムの最適化		
(3) 人事に関する方針		
(4) その他の事項		

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、初年度において中期目標に掲げる経常収支に係る目標を達成したことは評価する。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。
- 東日本大震災に関連して、医療支援チームや放射線スクリーニング支援チームを派遣するなど国の危機管理対応にも大きく貢献したことを評価する。
- 中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立がん研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(臨床を志向した研究・開発の推進)	1(1)	• 研究所の組織再編、先端医療開発推進会議の設置、理事長直属の組織として学際的研究支援室の設置、リサーチ・カンファレンスの開始などトランスレーショナルリサーチを推進するための体制整備等により、革新的な研究・開発が推進される体制を整備。 • 手術検体等の試料を一元的に管理するバイオバンクの整備を進めるとともに、新たな包括同意書に基づき初診患者の血液献体を採取・保存するシステムの構築を進め、臨床試料及び情報を研究に活用する	• 研究所研究部・室の組織見直し、先端医療開発推進会議の設置、学際的研究支援室の設置など、トランスレーショナルリサーチを推進するための体制を整備するとともに、センター内バイオバンクを設置し病理組織試料を一元的に管理する体制を整え、全初診患者に対して新たな包括同意書に基づき血液検体を採取・保存するシステムの構築を進め臨床試料及び情報を研究に活用するための体制を構築しており高く評価するとともに、トランスレーショナルリサーチの推進に期待。

		ための体制を構築。 • 都道府県がん診療拠点病院連絡協議会に臨床試験部会を設置し、他施設共同による臨床試験の効率的な実施と質の担保を図るがん臨床開発ネットワークの構築に着手。 など	
研究・開発に関する事項(担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進)	1(1)	• がんの本態解明に関しては、当センターの各部門と大学・国立高度医療研究センター等からなる多施設共同研究体を組織し、ゲノム・エピゲノム・プロテオーム解析拠点及びデータベース拠点を立ち上げた。 • 医薬品及び医療機器の開発に関しては、臨床研究及び治験の実施件数は対前年度比15%増、同4%増となり、中期計画目標(平成21年度対比5%以上)を大きく上回り、目標を達成した。 • 研究基盤整備に関しては、バイオバンクのための新たな包括同意書を作成し、初診患者の血液検体を採取・保存するためのシステム構築を開始し、病理検体の新規受入バイアル数も7,350と平成22年度計画目標(5,200バイアル程度)を大幅に上回るなど、研究・開発推進のための企業・大学・学会等との連携も着実に推進された。 など	• 重点的な研究・開発を推進するため、企業との連携においては88社、合計123件の共同研究を実施し、外来研究員を27社から55人受け入れていること、大学等とも24機関、合計28件の共同研究を進め、9大学との連携を進めている。ゲノムやプロテオミクスを応用した高精度診断マーカーや、最先端イメージング技術を応用した新しい画像診断技術などの診断技術の開発を推進した。産官学連携による新たなイメージング技術を用いた診断機器の共同開発の臨床試験を実施した。以上の実績と取り組みについて高く評価する。
効率化による収支改善、電子化の推進	2(2)	• 施設設備部門に専門知識の高い人員体制を整え、見積査定作業の精度向上を図り、徹底的に無駄遣いを排除し、経費削減に努めた。 • 収益については、診療報酬の上位基準の取得、病床稼働率の改善や全身麻酔を伴う複雑な手術の件数の増加等により、病院収益が増加。 • 電子化について、職員に対する通報等の文書を一斉メールとして配信することにより効率化を図るとともに、各種委員会資料をホームページに掲載することにより、全職員へ周知。 • 財務会計システムの導入し、企業会計原則の会計処理の下で月次決算を行うとともに、診療科別の経営データを毎月とりまとめ、財務状況を把握するとともに、経営改善に努めた。 など	• 国立がん研究センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理により、平成22年度の損益計算において経常収支率107.2%(経常利益29.6億円)と年度計画を達成している。また一般管理費の節減について、19.1%減と大幅に年度計画を上回っている。以上の実績と取り組みについて高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 法人共通の評価項目(「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」)について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。
  今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人国立循環器病研究センター(平成22年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:橋本 信夫)
目 的	循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4. 前期3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法 人:http://www.ncvc.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞		
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		
(1) 研究・開発に関する事項	A×3	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項		
2. 業務運営の効率化		
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	
4. 短期借入金の限度額		
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画		
6. 剰余金の使途		
7.その他業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備整備に関する計画	A	
(2) 人事システムの最適化		
(3) 人事に関する方針		
(4) その他の事項		

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、初年度において中期目標に掲げる経常収支に係る目標を達成したことは評価する。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。
- 東日本大震災への対応のため、患者受入体制を整備するとともに、医師等派遣要請があれば即対応できるよう派遣チームを2チーム編成した。循環器病疾患に関する情報をホームページのトップから見られるようにするとともに、直通電話(ホットライン)を開設し、循環器専門医師による電話相談体制を整備した取り組みは評価する。
- 中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立循環器研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
医療の提供に関する事項	1(2)	• インフォームドコンセントを引続き実施し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明や情報開示等を適宜行い、患者・家族との情報の共有化に努めている。 • 患者の自己決定の支援の一環として、患者とのコミュニケーションスキルの向上のため、医療メディエーション研修基礎編を、33名の医師・看護師・薬剤師・技師・事務の多職種の職員に対し実施した。日本メディエーター協会より認定証が交付された。 • 先天性心疾患における病態とその外科手術を立体的に表現することができる3次元	• 患者・家族がインフォームド・コンセントに基づく治療の選択・決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明や情報開示等を行い、患者・家族との情報の共有化に努めている。患者とのコミュニケーションスキルの向上のために、医療メディエーション研修を医師・看護師・薬剤師・技師・事務職と多職種の職員に対し実施し、日本メディエーター協会から認定証の交付を受けていることや、先天性心疾患の病態と外科手術を立体的に表現できる3次元CGモデルを開発し患児家族の理解度を向上させるなど、患者の自己決定を支援する取

		CGモデルの開発をおこなうことにより、CGの特性を利用した説明展開を充実させ、先天性疾患の外科手術に対する患児家族の理解度の向上を実現した。	組みは評価できる。
効率的な業務運営に関する事項、電子化の推進	2(2)	• 経営戦略や事業計画を通じた経営管理等により、平成22年度 経常収支率104．6%となった。 • 診療努力、病棟構成見直し、診療報酬改定、材料費の削減、給与制度の適正化当により、当期総利益1,566,635千円となった。 • 材料費の節減 後発医薬品の採用・使用の推進による医薬品費削減 医薬品・検査試薬及び診療材料の共同購入によるコストの削減 6NC共同入札事業の実施による単価契約の推進 ≪材料費率≫ 平成21年度 8,453,844千円 48.2%→ 平成22年度 7,489,584千円 30.6% • 医業未収金については、1ヶ月以上支払いが無いものに、督促状を送付。また、督促状送付しても支払いのないもの、支払いの約束日を過ぎているものに対し、電話督促を実施し回収に努めた。 ≪医業未収金比率≫ 平成21年度 0.07%→平成22年度 0.05% • 新入院患者の獲得のための諸方策の実施 案内パンフレットの更新 地域医療機関等への働きかけ ≪新入院患者数≫ • 平成21年度9,141名→平成22年度9,493名	• 国立循環器病研究センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、材料費削減等の費用の節減や、収入の確保等の経営管理により、平成22年度の損益計算において経常収支率104.6%（経常利益10.7億円）と年度計画を達成しており高く評価する。
その他業務運営に関する事項	7(2)	• 組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度冬期業績手当において一部の役職職員に対する業績評価を実施した。その他の職員についても平成23年度夏期業績手当において業績評価を実施する。	• 個々の職員の業務実績を適切に反映させることができるよう業績評価制度を導入し、一部の役職職員に適用させた。23年度からは常勤職員全員に適用させる。また、室長（研究者）・医長（医師）以上の職員については、業績の反映をより徹底させるため年俸制を採用した。 • 以上の実績と取り組みについて評価する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

- 法人共通の評価項目（「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」）について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。
  今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 経常収支率については、中期計画において、中期目標期間中の5年間を累計し100パーセントとなるよう取り組むこととされている。他方、年度計画をみると、目標値を100パーセントに設定せず、100パーセント未満の水準としている法人がみられる。
  これらの法人における経常収支率に関する貴委員会の評価結果をみると、目標値を100パーセント未満に設定している理由やその妥当性も明らかでない中、実績が100パーセントに未達であったものの、目標値を上回っていることを理由に「A」評定（中期計画を上回っている）としている。
  今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである。
- 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。
  今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（平成22年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：樋口 輝彦）
目 的	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。 4 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。 5 1～4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 6 1～5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：猿田 享男）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井 良三）
ホームページ	法 人：http://www.ncnp.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞		
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		
(1) 研究・開発に関する事項	S×1 A×2	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項		
2.業務運営の効率化		
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	
4.短期借入金の限度額		
5.重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画		
6.剰余金の使途		
7.その他業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備整備に関する計画	A	
(2) 人事システムの最適化		
(3) 人事に関する方針		
(4) その他の事項		

2．府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.18)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、初年度においては年度計画に掲げる経常収支率を上回る成果であった。今後、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。
- 東日本大震災に対しては、東北地方太平洋沖地震メンタル情報サイトをいち早くホームページ上で開設し、心のケアに関する支援を行うとともに現地への専門家派遣等、迅速かつ適切な対応を行った。
- 中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立精神・神経医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項（担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進）	1(1)	• ヒト筋レポジトリー検体の中から、コリンキナーゼをコードするCHKB遺伝子の機能喪失遺伝子変異による新規の先天性筋ジストロフィー例を発見。この疾患は骨格筋に特徴的な巨大ミトコンドリアを持ち、精神遅滞を合併。コリンキナーゼは真核生物の主要なリン脂質のホスファチジルコリン合成経路の酵素であり、この経路の酵素欠損によるヒト疾患の報告は世界初であり、骨格筋及び脳における重要な役割を示唆。 • これまで行われてきた筋ジストロフィー犬に	• 筋疾患について、ヒト筋レポジトリーの中から新規の先天性筋ジストロフィーを発見するとともに、精神疾患については自殺された方の家族へのケアに配慮した詳細な聞き取り調査（心理学的剖検）を実施し、自殺対策としてサポート体制構築の重要性を示唆するなど、発症機序や病態の解明につながる研究を実施した。筋ジストロフィー等の希少疾患の患者登録を推進することで、疾患の罹患、転帰その他の実態及びその推移に関するデータを的確に把握し

		おけるジストロフィン遺伝子のエクソン6／8スキップの成果を受けて本年度は、対象となるDuchenne型筋ジストロフィー(DMD)患者数が最大となるエクソン51スキップについて、筋ジストロフィー・マウスを用いてその効果を実証。またDMD患者登録制度の創設と国際標準の臨床評価系の導入が評価され、国内では約20年ぶりとなる筋ジストロフィーに対する治験を平成23年1月に開始。 • 自殺された方の家族へのケアに配慮した詳細な聞き取り調査(心理学的剖検)の結果、負債を抱えた中高年自殺既遂者の心理社会的特徴を対照と比較し、周囲の支援の有無に有意差ありのため、自殺対策として、サポート体制構築の重要性を示唆。 など	た。以上の実績と取り組みについて高く評価する。
医療の提供に関する事項(高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供)	1(2)	• 高度先駆的な医療の提供として、先進医療制度を活用してミトコンドリア病の遺伝子診断(8症例。その他の遺伝子診断128症例)や光トポグラフィー(259症例)を実施し、また、パーキンソン病患者に薬剤血中動態モニターに基づく高度先駆的治療(51件)等を実施。 • 最新の知見に基づいた医療の提供等のため、多部門、多職種が連携して研究及び医療の提供等を行う専門疾病センターを整備。平成22年度においては、多発性硬化症センター、筋疾患センター、てんかんセンター、パーキンソン病・運動障害疾患センター、地域精神科モデル医療センターの5センターを設置、運営した。各専門疾病センターにおいて、先端的な基礎研究に基づいた新規治療法の開発を推進するとともに、診療科横断的なチーム医療及び最新の知見に基づいた診断等を実施。 • 統合失調症の対象患者において、認知機能障害を改善するため、コンピュータを用いた認知機能改善プログラムを実施(12名)し、併せて就労支援センターやハローワークと連携することにより、就労に結びつけるプログラムを実施。 など	• 先進医療制度を活用したミトコンドリア病の遺伝子診断やうつ症状の鑑別診断補助のための光トポグラフィ検査の実施、パーキンソン病患者の薬物治療に重要な薬物血中動態モニターに基づく高度先駆的治療の実施、ならびに統合失調症の患者に対するコンピュータを用いた認知機能改善のためのプログラムの実施などに精力的に取り組んでおり、評価する。 • 専門疾病センター整備されたことで、今後一層、高度先駆的医療の提供が進み、最新の知見に基づいた標準的な医療の提供が推進されることを期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 法人共通の評価項目(「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」)について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供」に関する評価項目においては、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている例がみられる。今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである。
- 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人国立国際医療研究センター(平成22年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:桐野 高明)
目 的	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。4. 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。5. 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6. 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。7. 前記1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法 人:http://www.ncgm.go.jp/index.html 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞		
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		
(1) 研究・開発に関する事項	A×3	
(2) 医療の提供に関する事項	S A×2	
(3) 人材育成に関する事項	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	S A×2	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項		
2. 業務運営の効率化		
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	
4. 短期借入金の限度額		
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画		
6. 剰余金の使途		
7. その他業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備整備に関する計画	A	
(2) 人事システムの最適化		
(3) 人事に関する方針		
(4) その他の事項		

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、年度計画に掲げる経常収支率を上回る成果であった。今後、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。
- 東日本大震災の対応では、センター病院から発生直後にDMATを派遣するとともに、宮城県東松島市に医療支援チームを継続的に派遣し、また、国府台病院からこころのケアチームを石巻地域へ派遣し,避難所を中心に巡回して被災者の心の諸問題の解決を支援する等、国の危機管理対応に大きく貢献しており、評価する。
- 中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立国際医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

など

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(研究・開発に関する事項)	1-(1)	• 臨床を志向した研究・開発の推進に向けて、当センターの中心疾患である糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患について、研究所に糖尿病研究センター及び肝炎・免疫研究センターを設置するとともに、橋渡し研究、データマネジメント等に取り組む国	• 臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床家を育成するため、研究所・病院の双方の関係者が一堂に会するPhysician scientist育成に向けた懇話会を開催するとともに、早稲田大学理工学部と研究者同士の交流会や理化学研究所と研究シーズに関する意見

		際臨床研究センターの充実強化など研究体制の整備を推進した。 など	交換会を実施し、連携強化を図っている点にについて評価する。
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上（医療の提供に関する事項）	1－(2)	• 当センターの特徴の一つである総合医療機能を基盤とした、全科的総合救急医療及び精神科救急医療の提供を積極的に実施した。 • 国の感染症である黄熱予防接種の実施等感染症に係る機能を十分に活用した医療の提供を行った。 • 数値目標は、中期計画を大幅に上回って、着実に実施している。 など	• 海外渡航前検診とワクチン接種などの渡航相談及び帰国後の疾患治療を行った。また、ミャンマー難民受入れに伴う健康診断や診療の実施、総合感染症後期研修プログラムによる研修の実施などは、国際医療研究センターならではの取組であり、高く評価する。
予算、収支計画及び資金計画等	3～6	• 寄附金、受託研究等外部資金の獲得を可能とするため、寄附受入規程や受託研究取扱規程を整備するなどにより、外部資金の受入体制を構築し、確実に獲得を行った。 • 投資については、関連する委員会等で償還確実性や必要性等の検証を行い、計画的に実施することとし、平成22年度は、自己資金を活用することで、外部からの新規借入を行わず整備を行った。 • 固定負債については、確実に返済を行い、残高を減少させた。 など	• 寄附受入規程を制定し、寄附金等の外部資金の獲得を可能とする体制を構築するとともに、受託研究取扱規程の全面的見直しにより、民間企業等より外部資金を受託しやすい体制を整え、受入件数が前年度に比べ大幅に増加した。また財政融資資金等外部からの新たな借入を行わず、必要な整備は自己資金により対応したため、固定負債（長期借入金）を確実に償還し残高を減少させた点について評価する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

- 「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 「その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供」に関する評価項目については、法人ならではの取組として「海外渡航者に対するワクチン接種やミャンマー難民への受入協力、総合感染症に関する研修」を実施したことをもって、「S」評定（中期計画を大幅に上回っている）としているが、中期計画において、目標達成度を測るべき定量的な指標が明らかでないため、中期計画を大幅に上回る実績を単年度で確実に上げたと言えるかどうか不明である。今後の評価に当たっては、法人で実施すべき取組に係る適切な指標を設定させた上で、評定の考え方や根拠等を明らかにした厳格な評価を行うべきである。
- 経常収支率については、中期計画において、中期目標期間中の5年間を累計し100パーセントとなるよう取り組むこととされている。他方、年度計画をみると、目標値を100パーセントに設定せず、100パーセント未満の水準としている法人がみられる。これらの法人における経常収支率に関する貴委員会の評価結果をみると、目標値を100パーセント未満に設定している理由やその妥当性も明らかでない中、実績が100パーセントに未達であったものの、目標値を上回っていることを理由に「A」評定（中期計画を上回っている）としている。今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである。
- 「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人国立成育医療研究センター（平成22年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：加藤 達夫）
目 的	母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2. 前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3. 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4. 前記3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：猿田 亨男）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井 良三）
ホームページ	法 人：http://www.ncchd.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞		
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		
(1) 研究・開発に関する事項	S A×2	
(2) 医療の提供に関する事項	S A×2	
(3) 人材育成に関する事項	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項		
2. 業務運営の効率化		
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	
4. 短期借入金の限度額		
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画		
6. 剰余金の使途		
7.その他業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備整備に関する計画		
7.その他業務運営に関する事項		
(2) 人事システムの最適化	B	
(3) 人事に関する方針		
(4) その他の事項		

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.29)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）
- 独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、初年度において中期目標に掲げる経常収支に係る目標を達成したことは評価する。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。
- 中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立成育医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項	1(1)	• 治験推進室においては、規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした、医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。医師主導治験については計画・立案段階から支援している2課題（4プロトコル、主任研究者が他施設に所属）を引き続き遠隔で調整業務を実施・支援している。平成22年度は、新たな医師主導治験（主任研究者が当センターに所属）2課題について計画・立案段階から支援を開始した。臨床研究について	• 規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。また臨床研究については、計画・立案支援を12件、実施支援を5件実施するとともに、臨床研究推進室においては、データマネージャーを1名増員し、臨床試験・研究の支援数は4例と、いずれも前年度に比べ増加している。 • 以上の実績と取り組みについて評価する。

		は、平成22年度は臨床研究の計画・立案支援を12件（平成21年3件）、実施支援を5件（平成22年度からの継続含む）実施した。このように治験推進室において支援する臨床研究数は増加しつつある。 • また、臨床研究推進室においては、データマネージャを1名増員し、特に院内での臨床試験・研究（新しい治療の臨床的評価等）の支援数（プロトコル作成、データ管理）は4例に増加している。 など	
医療の提供に関する事項	1(2)	• セカンドオピニオン外来については、病院ホームページにおけるセカンドオピニオンの掲示について全面的な見直しを行い充実を図った。具体的には、はじめにセカンドオピニオンの主旨について「患者やその家族が自ら治療法を選択し、納得して治療を受けていただくために、病気の診断や治療法について主治医以外の専門医から『第二の意見』を聞くものである」ことを明記し、セカンドオピニオンを受けたいと希望する全ての方々が満足できるように、対象診療科及び担当医師と対応疾患の標記、対応時間及び料金についての説明など、全てが分かるよう、ホームページ内容の充実を図った。また、セカンドオピニオン外来を通常外来から離れた落ち着いた環境で行えるようにしたことや、このような条件に見合う外来を各診療科に呼びかけて新たに整備し、セカンドオピニオン外来開設数を5枠から44枠に増やすことができた。これらの整備を通じて、セカンドオピニオン外来受診件数については、平成21年度の29件から39件（34.5％増）と、目標を大きく上回ることができた。 など	• セカンドオピニオン外来については、ホームページの全面的な見直し、外来枠の増加等を行うことにより、実施件数が年度計画を遙かに上回る対前年度10件（34.5％）増の39件となったことは評価できる。また多職種の連携を常に行いつつ、疾患を克服する診療体制の基盤整備を行い、多数の診療科が関与する臨床カンファレンスを統合する等チーム医療の推進に取り組んでいる。
その他業務運営に関する事項	7(2)	• 組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施した。また、一般職員への導入準備として説明会を開催した。 など	• 個々の職員の業務実績を適切に反映させるために業績評価制度を導入し、一部の役職職員に適用させた。また、学校訪問や就職説明会への参加等、看護師確保に努力するとともに、新人看護師の教育対制を充実させ、基礎看護実践能力獲得のための支援体制を強化し、新卒1年未満での離職率を低減させた。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

- 法人共通の評価項目（「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」）について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。
  今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供」に関する評価項目においては、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている例がみられる。
  今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである。
- 法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。
  今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人国立長寿医療研究センター(平成22年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:大島 伸一)
目 的	加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1. 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。2. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。3. 前記2に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。4. 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。5. 前記1から4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6. 前記1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法 人:http://www.ncgg.go.jp/index.html 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo01.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞		
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上		
(1) 研究・開発に関する事項	A×2 B	
(2) 医療の提供に関する事項	A×2 B	
(3) 人材育成に関する事項	B	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	B	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項		
2. 業務運営の効率化		
(1) 効率的な業務運営体制	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	
4. 短期借入金の限度額		
5. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画		
6. 剰余金の使途		
7.その他業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備整備に関する計画		
7.その他業務運営に関する事項		
(2) 人事システムの最適化	A	
(3) 人事に関する方針		
(4) その他の事項		

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.18)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、初年度においては年度計画に掲げる経常収支率を上回る成果であった。今後、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。
- 東日本大震災に際し、災害医療班を岩手県釜石市に派遣するとともに、計画停電により人工呼吸器が使用できなくなる患者宅へ、センターが開発したバックアップ電源装置の貸し出しを行った。被災された高齢者等の生活不活発病に関する避難所における調査の実施や高齢者に対する情報提供として褥瘡治療マニュアル、廃用症候群等に関する情報をホームページ上に掲示したことは評価する。
- 中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立長寿医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

など

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(研究・開発に関する事	1－(1)	• 高齢者特有の疾患のうち、特に認知症に関して認知症先進医療開発センターならびにもの忘れセンターを設置し、重点的に研究・開発を推進。認知症先進医療開発	• 研究から臨床へのインフラ整備をしたことについて評価するも今後の成果に期待。歯髄ヒト歯髄幹細胞を用いて歯髄を完全に再生させる治療法の開発、アルツハイマ

項)		センターにおいては、認知症の予防、診断、治療ならびにケアの新しい手法を開発するべく、企業や自治体とも密接な連携を構築し活動を開始。 • 一方、特に認知症予備軍と考えられる(軽度認知機能低下)高齢者に対し、認知機能低下抑制のための介入研究も実施。 • もの忘れセンターでは、認知症の基礎研究推進にも貢献するとともに、認知症の様々な事象にも多職種連携で対応できるモデル的な認知症疾患センターとして活動を開始した。 など	一病の発症予防法を開発する研究、骨粗鬆症の発症メカニズムの研究及び加齢に伴う生体機能変化等の研究について評価する。また国内ベンチャー企業との連携も評価できる。
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(研究・開発に関する事項)	1−(1)	• 病院・研究所による共同研究は、成果の臨床現場への活用を目指して活発に行った。 • 認知症に関する研究・開発に関しては、平成22年度に新たに認知症先進医療開発センターならびにもの忘れセンターが設置され、認知症の予防、診断、治療ならびに介護までの先進的研究が開始された。独法化を契機に、研究・開発における企業との連携強化が行われた。治験に関しては、昨年度に比較し質的にも量的にも拡大すべく対応した。 • 数多くの職務発明が承認され、特許出願の手続きも進めた。 など	• 基礎研究の成果を臨床現場へ反映させるため、平成22年度に新たに、認知症先進医療開発センター、もの忘れセンター及び歯科口腔先進医療開発センターを設置し、体制整備を強化した。また、病院・研究所による共同研究数を対前年度29%増と計画目標を大きく上回った。 • 以上の実績と取り組みについて評価する。
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(医療の提供に関する事項)	1−(2)	• 認知症、運動器疾患、感覚器疾患、歯科口腔疾患等の高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的医療を開始している。 など	• 画像・バイオマーカーを用いた認知症早期診断法の開発や骨折の早期診断法の開発等により、認知症、運動器疾患、感覚器疾患、歯科口腔疾患等の高齢者に特有な疾患の予防、診断、治療及び機能低下の回復のための高度先駆的医療を提供していることは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 「研究所と病院との共同研究」、「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」、「多職種から構成される医療チームによる診療」及び「経常収支率」について、中期計画又は年度計画をみると、定量的な数値目標を設定している法人と設定していない法人がみられる。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。
- 「業績評価制度の導入」においては、法人によって導入状況に大きな違いがないにもかかわらず、評定が区々となっている。今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

⑦　農　林　水　産　省

法 人 名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター(平成 19 年 4 月 1 日設立)＜特定＞ (理事長:吉羽 雅昭)
目 的	一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産物、飲食料品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。4 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導を行うこと。5 3に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。6 4及び5に掲げるもののほか、3に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。7 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。8 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。9 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。10 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。11 1～10 の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 19 条の9第2項第6号の規定による検査並びに第 20 条の2第1項から第3項までの規定による立入検査。2 肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号)第 30 条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第 33 条の 3 第 2 項の規定による立入検査及び質問。3 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 13 条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第 15 条の3第2項の規定による立入検査。4 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)第 57 条第 1 項の規定による立入検査、質問及び収去。5 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成 20 年法律第 83 号)第 13 条第 1 項の規定による立入検査、質問及び集取 6 地力増進法(昭和 59 年法律第 34 号)第 17 条第1項の規定による立入検査。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)第 32 条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野 雄二郎)
ホームページ	法 人:http://www.famic.go.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	1. A、B、C の 3 段階評価。(必要に応じて、A 評価とした場合には要因を分析し S 評価に、C 評価とした場合には要因を分析し D 評価にすることができる。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第２部第２節１(２)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成 19 年 4 月に(独)農林水産消費技術センター、(独)農薬検査所及び(独)肥飼料検査所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の 3 法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
＜項目別評価＞						
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	
(1)組織体制の強化	A	A	A	A	A	
(2)業務運営能力の向上	A	A	A	A	A	
(3)外部委託による業務の効率化	A	A	A	A	A	
(4)分析機器等に関する効率化	A	A	A	A	A	
(5)業務運営の効率化による経費の抑制	A	A	A	A	A	
(6)人件費の削減	A	A	A	A	A	
(7)生産段階における安全性等の確保に関する業務	A	A	A	A	A	
(8)農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	A	A	A	A	A	
(9)情報提供業務	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	
(1)食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	S	A	A	A	A	
(2)情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	A	A	A	A	A	
(3)窓口業務の全国における実施	A	A	A	A	A	
(4)検査・分析能力の継続的向上	A	A	A	A	A	
(5)肥料関係業務	A	A	A	A	A	
(6)農薬関係業務	A	A	A	A	A	
(7)飼料及び飼料添加物関係業務	A	A	A	A	A	
(8)土壌改良資材関係業務	A	A	A	A	A	
(9)食品表示監視業務	A	A	A	A	A	
(10)登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務	A	A	A	A	A	
(11)JAS 規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	A	A	A	A	A	
(12)農林物資の格付業務	A	A			A	
(13)国際規格に係る業務	A	A	A	A	A	
(14)農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	A	A	A	A	A	
(15)依頼検査	A	A	－	－	A	
(16)緊急時の要請に関する業務	A	A	A	A	A	
(17)リスク管理に資するための有害物質の分析業務	A	A	A	A	A	
(18)カルタヘナ担保法関係業務	－	－	－	－	－	
(19)国際協力業務	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	
(1)経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組	A	A	A	A	A	

(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	
(3)自己収入の増額に係る取組	A	A	A	A	A	
(4)随意契約の適正化に係る取組	―	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	
5.重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	－	A	－	－	A	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分に関する事項	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「依頼検査」、「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」、「重要な財産の譲渡又は担保に関する計画」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政・独委」という。))」及び「平成22年度業務実績評価の具体的取組について(平成23年4月26日政・独委)」並びに「平成21年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成22年12月22日政・独委)」を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。
- 法人では「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査プロジェクトチーム」を設置し、農林水産省からの指示に基づき放射能の測定に積極的に対応している。測定の実施に当たっては放射線の被曝等、職員の健康管理に十分注意することが必要である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織体制の強化	1(1)	• 次のとおり組織運営及び組織体制の整備を行うことにより、検査等業務の効率的かつ効果的な推進及び緊急時や繁忙時における機動的で柔軟な業務運営を実施。 ○ 平成21年度の業務実績評価結果、平成22年度の業務進捗状況、監事監査・内部監査・苦情処理結果等を踏まえ、マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、中期目標・中期計画の確実な進捗管理、内部統制の充実・強化、一般競争入札における競争性の確保等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示。 ○ 本部の各部及び各地域センターのすべての業務部門にスタッフ制を運用し、各部課長等の指示により、業務の進捗状況等に対応して必要な検査態勢にスタッフ職員を集中的に配置する等の業務内容を調整するなど、効果的に運用。 ○ 各分野の専門家からなるプロジェクトチーム(3件)を設置し、各部門で蓄積された専門的知見を最大限に活用するなど統合メリットを最大限に発揮。 (設置したプロジェクトチーム(PT)) ・前作に使用された農薬の作物残留分析等PT ・一体的分析試験業務実施体制及び検査・分析能力向上のための研修のあり方検討PT ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査PT	• 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 • 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。
食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	2(1)	• センター全体として取り組むべき課題について、専門技術的知見を有する職員から構成するプロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施(設置したプロジェクトチームについては、上記「組織体制の強化」に記載)。 • 以下の取組等の実施により、緊急的にセンター一体となって被害のまん延の防止及び危	• 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 • 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。

		害原因の特定に努める必要が生じた場合にあっては、プロジェクトチームの設置やスタッフ制の活用などを行い、検査等に係る知見やノウハウの結集を図りつつ、総力をあげて検査等を迅速かつ効果的に実施するための体制を整備。 (取組の例) ・「緊急調査分析実施マニュアル」に基づき、連絡体制並びに想定される要因及びその内容分類ごとに専門的知見を有する職員(平成22年度末現在の登録数:延べ69人)と機器について、登録内容を見直し、更新。 ・同マニュアルに基づき、訓練や情報収集を行い、緊急事態の発生に備えるとともに、想定される調査の内容別分類に係る研修を実施(2回、3名)。	
自己収入の増額に係る取組	3(3)	• 自己収入(飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)について、講師派遣の要請に積極的に対応する等の自己収入の増額のための取組を行った結果、平成22年度予算額を上回る自己収入(6,071千円)を得た。	• 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 • 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 本法人では、業務運営上重大な問題である「内部監査で抽出した不適合事項」及び「窓口業務に係る苦情」が発生している。 これらの事項の評価については、監事監査及び外部有識者を含めた業務評価委員会において点検・評価が行われ、必要な改善等が図られている等としているが、貴委員会の評価結果等をみると、これら不適合事項等の内容並びに講じた措置の内容について業務実績報告書及び評価結果において、何ら明らかとされていない。 今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点からも、法人の業務運営上重大な問題である事項については、当該事項の内容及び講じた措置について明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人種苗管理センター(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:野村　文昭)
目　　的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1～4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 種苗法の規定による集取を行うこと。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野　雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野　雄二郎)
ホームページ	法　　人:http://www.ncss.go.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価 なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞					A	A	
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の効率化	A	A	A	A	－	A	
(3)種苗生産の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の重点的な実施	A	A	A	A	A	A	
(6)植物遺伝資源の保存及び増殖の効率化	A	A	A	A	A	A	
(7)業務運営一般の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)種苗生産業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(6)遺伝資源業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取組	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要な財産の処分等に関する計画	A	A	A	A	A	A	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 平成22年度事業は、大項目について全てがA評価となっており、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政独委」))」及び「平成22年度業務実績評価の具体的取組について(平成23年4月26日政独委)」並びに「平成21年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成22年12月22日政独委)」を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A評価)ものと判断した。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	1(3)	• 前年度に確立した農場の新しい役割分担の下に、ミニチューバー生産の拡大、品種構成の一部見直し等による生産計画を作成し、当該計画に即した生産の実施。	• ばれいしょ原原種生産において、気象の変動による需要量の変化に対応し、規格外種子を活用して、その売り上げを1千万円増加させたことは評価できる。

		• 整理合理化計画に即し、民間企業が作出した早期普及品種(アンドーバー)の種いも(ハウスチューバー)を受け入れ、原原種110袋を生産・配布。また、マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等からなる協議会を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見交換、情報共有を行うとともに、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(22年12月閣議決定。以下「見直しの基本方針」)を踏まえ、原原種配布価格の引上げについて意見交換を実施。 • 原原種の気象の影響による供給量の変動及び需要量の変化に対応し、原原種配布先との調整を行い、供給量の不足した品種について規格外種子を配布。また、整理合理化計画及び見直しの基本方針に即し、余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の41%に当たる17,109袋について一般用種いもとして販売。	• ばれいしょ原原種生産における需給変動への規格外種子の活用については、気象変動とそれに伴う生産等予測だけでは対応できない部分もあり、難易度が高い業務であるが、的確に対応して増収につなげている。
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等	2(1)	• センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、栽培試験方法等の検討を行い、20 種類の植物の栽培試験対象植物の拡大。 • 栽培試験対象植物の種類数の拡大に合わせ保存する対照品種の充実に努め、85 種類 459 品種を新たに収集するとともに、累計 5,322 品種(前年度 5,650 品種)を保存。 • やぶこうじ、バドレア ダヴィディー(フサフジウツギ種)等 14 種類について審査基準案の作成に着手し、13 種類について審査基準案を作成し、農林水産省に報告。 • UPOVの審査基準を参考にするとともに、農林水産省及び学識経験者からなる検討委員会において種類別審査基準案の検討を行い、平均作成期間8か月で作成。	• 栽培試験方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を20種類拡大し、目標の2種類程度を大きく上回る達成状況となっている。 • 栽培試験対象植物種類数の拡大に合わせ保存する対照品種については、新たに目標の1.5倍以上の459品種の拡大を図っている。 • 新規植物の種類別審査基準案の作成期間の短縮に向けて、現地調査の活用による効率化に取り組んだ結果、目標の1.5年以内を大幅に上回る8か月となっている。
農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	2(2)	• 257件の依頼検査のうち、芽生評価が不適切であったため再検査を行い報告が遅れたもの1件(52日)を除き、依頼のあった日から44日以内に報告。 • カルタヘナ法に基づく立入検査の指示があった際に検査を実施する国内流通種子のうち、とうもろこし36点及びえだまめ12点を対象に遺伝子組換え種子の混入についてモニタリングを実施。 • 消費・安全局長の指示により、未承認の遺伝子組換えパパイヤ種子が流通していないか調べるため、パパイヤ種子29点及び苗1点の採取並びに種子の検査を行い、結果を速やかに報告。	• 農作物の種苗の検査について、検査能力の維持は予算との関連性が高いが、効率化を進める中で迅速化にもよく対応している。 • カルタヘナ法に基づく立入検査について、遺伝子組換え体混入の可能性のあるパパイヤ種子を検査した結果、我が国初の未承認の栽培用種子が流通したケースとなったが、センターは行政機関との緊密な連携のもと、検査法の妥当性の確認、集取、検査・報告に迅速かつ的確に対応したことは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法　人　名	独立行政法人家畜改良センター(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:矢野　秀雄)
目　　的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 家畜、家きんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 飼料作物の種苗の検査を行うこと。5 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。6 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。7 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去。8 種苗法の規定による集取。9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去。10 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第 20 条の政令で定める事務
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野　雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野　雄二郎)
ホームページ	法　　人:http://www.nlbc.go.jp/index.asp 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月 1 日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. 原則としてS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務対象の重点化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化及び組織体制の合理化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の縮減	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)家畜改良及び飼養管理の改善等	A	A	A	A	B	A	
(2)飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	A	A	A	
(3)飼料作物の種苗の検査	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究	A	A	A	B	A	A	
(5)講習及び指導	A	A	A	A	A	A	
(6)センターの資源を活用した外部支援	A	A	A	A	A	A	
(7)家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	A	A	A	
(8)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.剰余金の使途	－	A	A	A	A	A	
6.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 個別に評価を行う最下位項目については、S評価1項目、A評価 105 項目、C評価1項目であり、大項目についてはすべてがA評価となった。
- 特筆すべき事項として、家畜改良及び飼養管理の改善のうち、飼養管理の改善については、政策課題に対応した家畜の管理技術、飼料の生産・利用技術、放牧利用技術等の改善に努め、畜産関係者にその成果を情報提供するための実証展示等を行い、見学者を 1,500 名以上受け入れる計画に対し、受入見学者数が 815 名と計画を下回ったことからC評価とした。口蹄疫などの家畜伝染性疾病対策として、畜産関係者が家畜防疫の徹底の一環として、畜産関係施設への立入を自粛していたことが主な原因であると考えられる。
- センターの資源を活用した外部支援のうち、行政機関への協力について、平成 22 年4月に宮崎県で発生した口蹄疫発生に係る防疫措置等にセンターから延べ 4,097 名の職員を派遣し、また、全国各地で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置等に延べ 71 名の職員を派遣し、緊急対応に当たらせた。これらの他、宮崎県の新燃岳の噴火及び東日本大震災の発生直後には被災した畜産農家に対し 993 トンの粗飼料を提供するなど自然災害に係る緊急支援を速やかに実施したことは評価できる。加えて、派遣等に伴い通常業務を停滞させないため、各牧場において業務の割振りを柔軟に行うとともに、派遣者の業務を補完するなどにより超過勤務手当が増加する中、人件費を 17 年度比で5%以上削減する目標も同時に達成していることも加味しS評価とした。

- 特筆すべき事項に加え、業務の重点化や組織体制の見直しなどの取組による業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する取組、自己収入増加への取組や資金の重点的な活用などの財務関連の取組等について総合的に評価した結果、A評価とした。
  今後は、中期計画の着実な達成に向け、引き続き的確な業務運営に努めるとともに、22 年度中に発生した家畜伝染性疾病や自然災害の教訓を踏まえ、遺伝資源の保護やリスク管理を図るために、畜産の専門機関であるセンターの牧場・支場を更に活用することが有効であることから、このような視点からの業務運営についても引き続き積極的な取組を求める。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 業務の進行管理 法令遵守の推進	1(2)	• 中期目標・中期計画の達成に向けて、年度計画に対する業務の進行状況を四半期ごとに点検・分析するとともに、役員会、牧場長会議において、計画達成を図るための対応方針の検討を実施。 また、業務運営に当たっては、農山漁村の6次産業化にも十分留意しつつ、効率的に実施するなど、計画どおり順調に実施。 • 内部統制の充実・強化を図り業務を適正に行うため、コンプライアンス推進計画に基づく取組を行った。具体的には、コンプライアンス推進月間を設けて役職員行動規範及び内部通報制度の周知徹底を図った。また、契約監視委員会等の開催による契約事務適正化の点検、監事監査及び内部監査の実施など、計画どおり順調に実施。	• 個別に評価を行った結果、年度計画どおり順調に実施されたと認められる。 • コンプライアンス委員会等における各種点検結果の業務への反映の確認及びこれまで発生した業務上の事故、不祥事に対する調査・検証結果等を踏まえ、対応策を検討し適切に実施されたい。特に 22 年度に発覚した職員による私的積立金等の流用事件に関しては、第三者による検証委員会の検証結果を踏まえ、しっかりした再発防止策の検討を行われたい。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 調査研究	2(4)	• 生産性に関する形質として、乳用牛の生時体重、牛の過剰排卵反応性、豚の繁殖性及び鶏の腹腔内脂肪量について、DNAマーカーを分析し候補遺伝子の探索と機能解析を行うなど、計画的どおり順調に実施。 • 高泌乳牛における発情の微弱化や受胎率低下の要因調査を行うため、乳量と発情行動等との関連性、栄養状態の検討並びに分娩前後の血液生化学性状の調査を行い、更に、濃厚飼料の給与方法の改善により分娩後の栄養状態が改善する知見を得るなど、計画通りに順調に実施。	• 個別に評価を行った結果、年度計画どおり順調に実施されたと認められる。 • 調査研究について、様々な課題に継続的に取り組んでいることは評価できる。特に繁殖技術の改善及び問題点(受胎率の低下等)の解決に向けた取組で得られた知見については、積極的に生産現場へ普及するよう努められたい。また、調査研究については、引き続き課題の重要度や目標の達成度を評価し、重点化を図ることにも努められたい。
予算、収支計画及び資金計画 財務内容の改善		• 資金の配分については、事業実施上の重点課題、事業の進捗状況等に応じて配分することにより資金を柔軟に使用し、より効率的な事業の運営の実施。 • 収入については、当初予算は運営費交付金及び施設整備費補助金とも計画どおりであった。また、受託収入については業務の一環として受託を積極的に行ったことにより、予算額(141,422 千円)に対して決算額(238,170 千円)と約 68%の増収に、諸収入については農畜産物売払代のうち製品売払代(家畜、枝肉等)が前年度実績より伸びたことにより、予算額(666,366 千円)に対して決算額(1,169,898 千円)と約 76%の増収。	• 予算、収支計画及び資金計画を作成し、事業の効率化を推進することで経費の節減を図りつつ、業務が効率的に運営できるよう資金の適切な配分に努め、計画どおり順調に実施した。 • 効率化やコスト低減につながる創意工夫に対する予算措置、職場の活性化につながる効率化・外部化等の取組に対する予算措置、収入増加等につながる予算措置など、業務の効率化等を推進するための予算配分を工夫しており、評価できる。 引き続き、経費節減を図りつつ、業務の効率的な運営ができるような取組を行われたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人水産大学校(平成 13 年4月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:鷲尾　圭司)
目　　的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1　水産に関する学理及び技術の教授及び研究。　2　1に掲げる業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野　雄二郎)
分科会名	水産分科会(分科会長:小川　和夫)
ホームページ	法　　人:http://www.fish-u.ac.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月 1 日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)教育研究業務の効率化							
(3)業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)事務の効率的処理							
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学理及び技術の教育	A	A	A	A	A	A	
(2)学理及び技術の研究	B	A	A	A	A	A	
(3)就職対策の充実	A	A	A	A	A	A	
(4)教育研究成果の利用促進	A	A	A	A	A	A	
(5)その他の活動							
(6)学生生活支援等	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減(業務経費及び一般管理費)							
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加							
(3)資金の配分状況							
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要資産の譲渡等	－	A	－	－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	A	A	A	A	A	A	
(2)施設・船舶・設備等整備							
(3)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(4)積立金の処分	－	－	－	－	－	－	
(5)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(6)環境対策・安全管理の推進	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(所見)

- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
水産に関する学理及び技術の教育	2(1)	• 入試制度について改善を行うとともに、高校訪問等により意欲の高い学生の確保に努め、平成23年度入試における募集定員に対する倍率は4.5倍となった。 • 練習船による実習の中で、東日本大震災で大きな被害を受けた水産関連被災地への支援を行うべく準備を進めた。 • 入学段階から、学科の教育職員と練習船の海事教育職員が連携して、海技士の魅力、就職状況等を説明するとともに、水産関連海運会社	• 本科、研究科とも入学定員管理の課題をまだ残している。本科では、定員がわずかだが一般的な基準となる110%を超えているため、注意をされたい。研究科の水産資源利用学専攻は、今も定員管理を厳格にしなければならない水準にある。 • 東日本大震災への支援を練習船による実習に組み入れるなど、社会の動き、とくに今回のような水産に関わる社会変動をカリキュラムに反映されたことは大いに評価で

		等の見学及び説明会への参加を促して水産関連業界の実状を把握させたほか、個別の進路指導を通じて専攻科進学に意欲ある学生の教育を充実した。 など	きる。 • 航海士、機関士の高齢化が進んでおり、今後、益々水産系海技士の需要は高まる。また、中国、韓国などでは海洋権益の確保のため水産系海技士の養成に力を入れていると聞く。水産系海技士を養成する機関は国内で限られており、官庁船の航海士、機関士に占める本校の卒業生の割合は高く、水産系海技士の養成についてアピールが必要。
就職対策の充実	2(3)	• 平成22年度卒業・修了者の就職率は96.4%、このうち水産関連分野への就職率(内定者ベース)は79.6%、進学者のうち水産分野への進学率は90.3%であった。就職及び進学を合わせた水産分野への就職若しくは進学の割合は80.8%であった。 • 就職ガイダンス・合同企業説明会の開催等について学内委員会で検討し、就職対策方針を明確化し、教授会等を通じて全ての教職員に周知徹底させた。 など	• 就職が厳しい社会情勢のなかにあって、水産業及びその関連分野への就職率79.6%は立派な成果。ぜひとも維持・継続してほしい。さらに1年次からの動機づけ授業は、これからも効果を発揮することとして期待したい。 • H22年度卒業・修了者の就職率96.4%は厚労省HPによるH22年度大学就職率91.1%(過去最低水準)を大きく上回っており、きめ細かな就職対策が功を奏した結果と評価できる。また、水産業及びその関連分野への就職率も本科、専攻科、水産学研究科それぞれで、目標の75%を超えており、評価できる。
教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等	2(4)	• 広く一般市民を対象として公開講座「魚醤 ー魅惑の水産発酵食品ー」を開催した。また、引き続き、地元水族館において周年に亘ってオープンラボを開催し、約2万人の参加を得た。 など	• 公開講座やオープンラボという取り組みは、水産大学校ならではの内容である。今後は中高生を対象にしたイベント等も大いに進めてもらいたい。そして、国内で唯一の農林水産省所管の水産専門の高等教育機関として水産教育の意義を大いに高めてもらいたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 本法人が保有する2隻の練習船(耕洋丸、天鷹丸)については、中期計画において、実習生定員に対する乗船実績や教育内容の重点化等を踏まえ、適正かつ効率的な運用を行うこととされている。学生乗船率は、練習船ごとに定められた学生ベッド数に占める乗船学生数の割合で算出するため、年度ごとの乗船率にはある程度の増減が伴う。第2期中期目標期間(平成18年度から22年度)の天鷹丸の学生乗船率をみると、18年度=82パーセント、19年度=87パーセント、20年度=85パーセント、21年度=100パーセント、22年度=87パーセントと82パーセントから100パーセントの範囲で推移しているものの、22年度の学生乗船率は87パーセントであり、21年度と比較して13パーセント減少していることについて、評価結果等において、その理由が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、練習船の効率的運用に向けた取組について、国民に対する分かりやすい評価を行うという観点から、過去の学生乗船率と比較して大きな変動が生じた場合には、その変動が生じた理由を明らかにさせた上で、厳格に評価を行うべきである。
- 水産業及びその関連分野への就職については、第2期中期目標において、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。」とされている。これについては、昨年度の当委員会意見において「水産業を担う人材を育成するという本法人の目的に照らして適切な評価を行う観点から、水産業及びその関連分野への就職割合の算定方法を見直し、進学者のうち水産分野への進学率等を考慮した評価を行うべきである。」との指摘を行っている。貴委員会の評価結果をみると、当委員会の指摘を踏まえ、本科、専攻科、研究科全卒業者に占める水産関連分野への進学及び就職割合(以下「水産関連分野進学・就職割合」という。)等を基に評価し、「A」評定(計画に対して業務が順調に進捗している)としているものの、研究科における「水産関連分野進学・就職割合」(71.4パーセント)が目標の75パーセントを下回ったことに対する評価が行われていない。今後の評価に当たっては、学科ごとの人材育成に関する適切な取組を促す観点から、本科、専攻科、研究科それぞれの「水産関連分野進学・就職割合」についても、厳格に評価を行うべきである。
- 専攻科(船舶運航課程、船用機関課程)については、第2期中期目標において、「二級海技士免許筆記試験の合格率80%を目指す」とされている。貴委員会の評価結果をみると、専攻科全体としてその他の項目の実績も勘案し、「A」評定(計画に対して業務が順調に進捗している)としているのみで、船舶運航課程における二級海技士(航海)免許筆記試験の合格率が78.9パーセントと目標の80パーセントを下回ったことに対する評価が行われていない。今後の評価に当たっては、専攻科の課程(船舶運航課程、船用機関課程)ごとの二級海技士免許筆記試験に関する適切な取組を促す観点から、各課程それぞれの当該試験の合格率について、厳格に評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成 18 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:堀江 武)
目 的	1 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2 1のほか、農業機械化促進法(昭和 28 年法律第 252 号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと(3に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。4 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。5 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。6 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(5に掲げる業務に該当するものを除く。)。7 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあっせんすること。8 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあっせんすること。9 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。10 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。11 農業機械化促進法第 16 条第1項に規定する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ホームページ	法 人:http://www.naro.affrc.go.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h22/top.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. 小項目をS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成 18 年4月に(独)農業・生物系特定産業技術研究機構、(独)農業工学研究所及び(独)食品総合研究所の3法人が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	B	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	A	B	B	B	B	B	
(3)生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	A	A	A	A	
(4)生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	A	A	A	A	
(5)農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	A	A	A	A	
(6)行政との連携	S	A	A	A	S	S	
(7)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(8)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	―	―	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	A	A	―	A	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	―	―	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	S	S	S	
(3)情報の公開と保護	A	B	A	A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	A	B	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」、研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画」、「第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて、中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	• 運営費交付金によるプロジェクト研究に総額1,189 百万円、重点事項研究強化費に 249 百万円を配分し、効率的な研究推進を図った。重点事項研究強化費の一部を迅速な行政対応のための経費として拡充し、「口蹄疫対応関連調査」「花粉媒介用ミツバチ不足に関する調査」に対して配分した。また、農林水産省については85 件(予算額6,517 百万円)、他府省については7件(予算額 136 百万円)の政府受託研究を実施し、政策上重要な研究課題に重点的に取り組んだ。 • 農林水産省の「実用技術開発事業」については、中核機関として継続 31 課題、新規採択 26 課題を実施し、総額 1,744 百万円を獲得した。文部科学省および日本学術振興会の「科学研究費補助金」については、研究代表者として継続 101 課題、新規採択 63 課題を実施し、総額361 百万円を確保した。その他の資金 857 百万円を含め、22 年度に獲得した競争的研究資金の総額は 2,962 百万円であった。 など	• 運営費交付金については、レギュラトリーサイエンス等の社会的要請の高い 35 課題を選定し、1,189 百万円を重点配分するとともに、理事長のトップマネジメント経費を活用し、口蹄疫対応や花粉交配用ミツバチ不足等の行政課題に迅速に応えるなど、効率的な活用が図られており評価できる。 • 外部資金への応募奨励と支援により、平成 22 年度は、2,962 百万円の競争的研究資金を獲得した。高額機械、圃場、家畜の共同利用や、施設等の廃止・集約による維持管理費の削減に取り組んでいることは評価できる。 など
行政との連携	2(6)	• 災害対策基本法に基づく指定公共機関として、東日本大震災、霧島連山・新燃岳噴火等に職員を派遣して、被災した防波堤、ダム等の対策等に迅速に対応した。 • 東日本大震災に伴い発生した原子力発電所被害による放射性物質の農産物・食品への影響に対して、消費者や事業者に正確な情報を迅速に提供するため、3月 22 日に食品総合研究所のホームページ上に情報サイトを公開し、逐次更新している。家畜伝染病発生時の緊急防疫活動では、口蹄疫の確定検査において 292 例の口蹄疫を確定した。 など	• 東日本大震災の発生に際し、「東日本大震災・農研機構対策本部」を設置し、直ちに農地・灌漑施設の緊急被害調査や2次災害防止のための提言を行うとともに、放射性物質の農産物・食品への影響について情報サイトを開設し、消費者等への情報提供に努めている。また、口蹄疫発生に際しては292 例を確定し、清浄性確認のために 8,361 頭を検査するなど、国からの緊急要請に対して通常業務を停滞させることなく迅速かつ組織的に対応したことは高く評価できる。引き続き、被災農地の復旧や原発事故対応等のために、技術的な貢献を行うことを強く期待する。 など
人事に関する計画	7(2)	• 研究職員の採用は、任期付研究員を主体にパーマネント選考採用と当機構独自に実施した研究職員採用試験による試験採用を組み合わせて行った。 • 21 年度に策定した男女共同参画行動計画ならびに次世代育成支援行動計画に基づき、科学技術振興調整費女性研究者支援モデル事業を活用した、意識啓発のためのセミナーの開催、業務と家庭生活を両立させるためのパンフレット・冊子の発行、育児に携わる女性研究者への研究支援要員の配置(45 名)、支援研究費の配分(2 件)等を実施した。 など	• 研究職員の確保については、任期付研究員や選考採用に加えて、農研機構独自の採用試験を実施し 9 名を採用したほか、平成 23 年度採用に向け新たに 2 分野において独自採用試験を行うなど、中期目標達成に向けた人材確保のために熱意ある取組を行っており、高く評価できる。 • 男女共同参画を着実に進めるため、育児に携わる女性研究員への研究支援要員の配置など、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に取り組んでおり、平成 22 年度の研究職員採用における女性の応募者数や採用者数が大幅増となったことも評価できる。 など
環境対策・安全管理の推進	7(4)	• 規制薬品についての一斉点検を平成 22 年7月に実施し、規制薬品に係る法令・諸規定の教育・訓練、不要薬品の廃棄処分を行った。また、理事長を委員長とする毒劇物等管理委員会を設置するとともに、規制物質管理を行う担当者の配置、毒物・劇物管理マニュアルおよび毒物劇物等取扱規程の制定、本部役職員による実地検査の実施等、これら薬品の適正な管理システムを構築した。 など	• 化学物質の管理については、平成 20 年度、21 年度と不適切な管理が判明したことから、規制薬品の一斉点検、利用されていない薬品類の定期的な廃棄、本部役職員による実施検査などの取組を行うとともに、規制薬品の一元管理システムの導入準備がなされるなど、改善が見られた。薬品類の転倒防止措置が適切に講じられたことにより、東日本大震災において大きな被害に至らなかったことは評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

〔個別意見〕
• 該当なし

法 人 名	独立行政法人農業生物資源研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:石毛　光雄)
目　　的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1　生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2　昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。3　蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。4　原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。5　農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で林木の品質改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野　雄二郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤　修)
ホームページ	法　　人:http://www.nias.affrc.go.jp/index.html 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h22/top.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	B	A	A	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	B	A	A	A	A	
(3) 専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	－	－	－	－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	A	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3　予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第7 その他　農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
産官学連携、協力の促進・強化	1(4)	• 生物研の持つ研究資源と、外部機関の知識・技能を融合して研究を推進するため共同研究契約を締結して、研究を実施した。22年度には、血友病モデルブタの開発、リョクトウ遺伝資源の多様性に基づく国産種子によるもやし生産体制の確立、カイコ染色体置換系統を用いた有用遺伝子解析に関する研究等新たに16件の共同研究契約を締結し24組織と共同研究を行い、連携協力及び研	• 産学官連携では、血友病モデルブタの開発など、新たに16件の共同研究契約を締結している。また、共同研究の成果として12件の国内特許出願が行われており評価できる。 など

		究推進を図った。共同研究の成果のひとつとして、特許の共同出願を実施し、22年度は35件の国内特許出願中、12件が共同研究の成果であり、連携、協力の効果が認められる。 など	
バイオテクノロジーによる有用物質生産技術の開発	2(1)	• 植物における遺伝子組換え技術の高度化・効率化に関しては、インディカ品種カサラスが日本晴より格段に高い形質転換能力を持つことを見出し、更に標的遺伝子の切断と削り込みにより、ジーンターゲットの効率を 100 倍程度向上できることを示した。また、ジンクフィンガーヌクレアーゼを利用したノックダウン植物体の作出に世界で初めて成功した。 • 機能性作物の開発では、スギ花粉症緩和米の医薬品作物の開発に向けた実用化系統の増殖や医薬品としての審査に必要なデータ集積作業が進展した。その他の血圧調整やコレステロール調整などの機能を有する生活習慣病予防米についても開発が進み、特に、血圧調整機能を有するノボキニン蓄積米については、ラットへの長期投与試験により高い効果が確認された。 • 組換えカイコによる医薬品等の生産では、ブタ IL-2、ウマ HA、ウシ IFN γ等を中部絹糸腺で発現する遺伝子組換えカイコを作出した。 • 家畜・家きんの遺伝子組換え技術の高度化・効率化については、ヒト癌治療への応用を目指して代表的癌抑制遺伝子 p53 ノックアウトモデルブタを開発し、これまでの生活習慣病モデルブタの開発と合わせ、体細胞クローン技術を利用した遺伝子組換え技術の水準の高さを示した。 • 3 次元組織培養に適した新しいコラーゲンビトリゲルチャンバーを開発し、更にそれを利用してヒト角膜上皮モデルを構築するとともに、このモデルを利用した眼刺激性の定量的評価の可能性を示唆した。	• 課題全体として順調に進捗していることに加え、複数の課題については、実用化を見据え民間企業と共同で研究を行っており高く評価できる。 など
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	• ジーンバンクが保存する遺伝資源に対する配布要請に応じ、植物遺伝資源 7,997 点、微生物遺伝資源 1,597 点、動物遺伝資源 114 点、DNA 等 32 点の配布を行った。また、世界のイネコアコレクション 23 セット(1,587 点)、日本在来イネのコアコレクション 18 セット(900 点)を配布した。 など	• 研究成果のデータベース化、ジーンバンクが保存する遺伝資源の配布(9,740点)、世界と日本のイネコアコレクションの配布(2,487点)、イネcDNA、Tos17変異系統、遺伝解析材料の配布(566件)など、基礎・基盤研究の成果活用に向けた取組は評価できる。 など
環境対策・安全管理の推進	7(4)	• 研究所内にある化学物質を一元的に管理するため、21年度に試験運用を行った化学物質管理システムを、22年度4月から本格的に運用開始した。同システムには、研究室等にあるすべての化学物質の登録を義務づけた。不適正な管理下にある化学物質として、22年度に、麻薬、国際規制物資及び特定毒物に該当するもの3件が発見された。 • 農環研地区バイオプラントリサーチセンターにある遺伝子組換えイネを栽培中の温室で、9月に、天窓が一時的に開放状態となっていた。関係監督官署へ届出を行い、その指示・指導の下で適切な処置を行った。本件については、10月1日に文部科学省より厳重注意を受けた。 など	• 平成22年4月からの化学物質一元管理システムの運用に伴い、使用頻度の低い古い薬品等の確認と廃棄処分に研究所全体で取り組んだ結果、不適切に管理されている化学物質が3件発見された。これは、独法化に伴う移管手続きの不備や新規麻薬指定への未対応が要因となっており、引き続き化学物質の管理に関する法令遵守の徹底にも取り組む必要がある。 • また、平成22年9月には、遺伝子組換え温室の不適切な管理が発見された。これに対しては、関係監督官署の指示・指導の下で、施設の改修、入室許可の厳格化、法令遵守や教育訓練など、再発防止の徹底を図っているが、遺伝子組換え実験に対する信頼を失わないためにも、入室記録の整備や施設の抜き打ち検査による再発対策の検証など、更なるリスクマネジメントの徹底を期待する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人農業環境技術研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:佐藤　洋平)
目　　的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1　農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習。 2　前号の業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野　雄二郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤　修)
ホームﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.niaes.affrc.go.jp 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h22/top.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期 中期目標	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	B	A	A	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×6	A	A	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	S	A	S	S	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	－	－	－	－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	B	B	B	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	• 中期目標の達成に有効な外部資金について、引き続き積極的に応募し、前年度からの継続実施も含め、計101件、約14億7,600万円を獲得した。うち、競争的資金については58件、約3億8,500万円となっており、課題件数は前年同、獲得金額は対前年で増加した。 • 研究本館を始めとする各施設の建設から30年近くを経過し、各施設や設備の老朽化が進んでいる。このため、施設整備費補助金や運営費交付金による第2期の修繕計画を策定し、研究環	• 外部研究資金の獲得に関しては、公募型研究経費獲得予算が若干の減額となったものの、競争的研究資金の獲得額は大幅に増えている。 • 研究施設の老朽化対策や研究機器の共同利用は着実に進んでいるが、更に施設・設備の効率的利用に向けて、独法間の連携を強めることが期待される。 • 研究職員の業績評価システムを改善し、競争的環境の醸成を図っていること、一般職員や技術専門職員についても、第Ⅰ種衛生管理者や危

		境の維持や整備を計画的に実施した。 • 一般職員では、簿記研修を実施し、業務上必要な知識の資質向上を図った。また、第Ⅰ種衛生管理者受験準備講習会に1名参加させるとともに、第Ⅰ種衛生管理者試験の合格を果たした。 など	険物取扱者の合格者を出すなど、人材育成に努めていることは評価できる。 など
農業生態系における有害化学物質のリスク管理技術の開発	2(1)	• ディルドリン残留ほ場で 8 科 18 作物を栽培し、各作物の可食部および株元土壌を分析したところ、可食部への移行率（可食部中濃度／土壌中濃度）はウリ科作物が高く、ウリ科以外ではダイコン、ニンジン、バレイショが高い傾向にあった。また、可食部への移行率を残留基準値で除した基準値超過指標値を算出したところ、ダイコンやバレイショは残留基準値が低いため、基準値超過指標値はカボチャやズッキーニと同様に高い値となった。以上から、ディルドリン残留ほ場におけるキュウリの代替作物としては、他のウリ科作物、および残留基準値の低い根菜類（ダイコン）やイモ類（バレイショ）は避けるほうが適切であることが示された。 • 水田で使用する農薬について、その物理化学性、環境条件、流域特性などの情報を用いて、河川水中の農薬濃度を精度良く予測し、地図上に濃度分布を表示することができるシミュレーションモデル（GIS 結合型 PADDY-Large モデル）を開発した。このモデルでは、どの地域でどの時期に河川水中の農薬濃度がどの程度で推移するのかを可視的に評価することができる。 など	• 有機化学物質のリスク低減技術の開発については、ディルドリン汚染地でのキュウリ代替作物選定のため、ディルドリンの各作物の可食部への移行率を解明するとともに、ウリ科野菜に関する残留性有機汚染物質（POPs）の汚染度予測技術を開発した。 • リスク評価については水田で使用する農薬の河川水中での農薬濃度予測モデルを開発しており、これらの点は評価できる。 など
専門研究分野を活かしたその他社会的貢献	2(3)	• 行政の要請に対応して実施したものとして、平成22年度においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、米、麦、農耕地土壌を対象としたセシウム濃度のモニタリングデータ（1959～2001年）及び土壌情報に加えて、チェルノブイリ事故対応時の分析結果や作物への移行に関する既存知見を農林水産省に提供したほか、平成23年4月8日に原子力災害対策本部が発表した「稲の作付に関する考え方」における「水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標」について、指標案の作成に外部専門家として貢献した（理事長他2名）。 など	• 平成23年3月に発生した福島原発事故に伴い、農林水産省から要請のあった農作物及び土壌の放射能濃度の測定に取り組むとともに、1959年から2001年にわたって蓄積してきた米麦や農耕地土壌に含まれるセシウム濃度のモニタリングデータの提供、原子力災害対策本部における「水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標」作成への協力など、専門分野を活かした社会貢献は高く評価できる。 など
環境対策・安全管理の推進	7(4)	• 平成22年11月、廃棄予定薬品の処分を委託した廃棄物処理専門業者の作業員が薬品保管庫内で搬出のための仕分け作業中に硝酸と蟻酸を搬出用ポリタンクに混入し密封をしたため、化学反応による気体の急激な発生によりポリタンクが破裂した。この事故により窓ガラスと薬品保管庫扉が破損し、室内にガスが充満し、作業員1人に薬品が飛散したが、直ちに緊急用シャワーで洗浄し救急搬送をした。また、消防署員による現場確認と薬品除去を行うとともに、関係機関への報告を実施した。この事故を受けて、委託業者に対して厳重注意を行い再発防止対策を講じるよう申し入れをし、改善方針を提出させた。 など	• 消防法に定める危険物や長期保管されている薬品の縮減を続けているが、委託先の廃棄物処理業者の過失による事故が起きたことから、委託業者への注意喚起を徹底するとともに、廃棄物破棄業務等の外部委託契約の際に、安全対策など業務の質にも配慮するといった再発防止の取組が必要である。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:飯山　賢治)
目　　的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1　熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習。2　1の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野　雄二郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤　修)
ホームページ	法　　人:http://www.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h22/top.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	B	A	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	B	A	A	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	S	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	―	―	―	―	―	―	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	―	―	―	―	―	―	
6.剰余金の使途	―	―	―	―	―	―	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3　予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第7　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	• 内部統制について監査を行う監査室を理事長直属の組織として整備している。監査室のみに限らず、研究動向把握、研究戦略構築を行う研究戦略調査室、予算配分、研究計画および評価等を行う企画調整部、労務、人事、財務を行う総務部が、役割分担しつつ業務を行うことで、日常的な法令遵守、課題対応は実施している。 • 役員会、運営会議、常任幹部会において、主要事項の意志決定、業務の円滑な推進を行い、内部統制に関わる重要な各種委員会(業務効率化推進、リスク管理、研究倫理、安全衛生、緊急時対策、契約審査、契約監視)により、現状把握と課題対応を行っている。 など	• 内部統制については、理事長自らが役職員に対し、法人のミッションを周知させるとともに、理事長直属の監査室の設置、研究戦略調査室の強化を図り、内部統制の現状把握に努めている。また、業務効率化推進、研究倫理など、内部統制に関わる委員会を設置し、課題対応を行っているが、特に、開発途上地域における調査研究活動に伴う緊急案件に対しては、理事長による迅速な意思決定が行われており評価できる。 など

研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	• 現地先行調査のための経費では、事前に示された次期プロジェクト構成イメージに沿った10課題を採択し、次期プロジェクトの設計に活かすようにした。研究成果の普及を促進するために、3課題を採択し、アジアバイオマスプロジェクトの成果と展望を解り易く国内外にアピールするための模型の作成等を行った。 • 平成22年度はオープンラボ施設「島嶼環境技術開発棟」(熱帯・島嶼研究拠点)を外部の1機関(大学)が継続利用した。 など	• 運営費交付金については、年度末の評価会議の結果を翌年度の予算配分に反映させているほか、理事長インセンティブ経費を用いて次期プロジェクト構築のための現地先行調査を行うなど、効率的利用が図られている。 • 研究施設・設備の共同利用は進んでいるが、オープンラボ(熱帯・島嶼研究拠点)は世界的に見ても類のない研究施設であるが、他機関の利用実績が伸び悩んでいることから、利用促進に向けた新たな取組が期待される。 など
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	• 学術雑誌、機関誌等に177報の査読論文(うち、(独)緑資源機構から継承した業務関係の論文を除き174報)を発表し、中期計画上の数値目標(112報/年度)を達成した。 • 学会・シンポジウム等の口頭発表は196件であった(うち、(独)緑資源機構から継承した業務関係の口頭発表を除き195件)。 • 平成22年度はJIRCAS全体では、14件のプレスリリースを行った。 など	• 査読論文、国際シンポジウム等の開催、プレスリリースについては、いずれも本年度の数値目標を上回る取組が行われている。 など
環境対策・安全管理の推進	7(4)	• 海外出張職員等の安全及び健康管理の確保に努めることや職員の海外における円滑な業務を支援するとともに経理処理の適正化を徹底するため、一般職職員をタイ、中国、ガーナ、コロンビア及びマレーシアへ出張させ、実態調査や会計経理事務の指導を行った。 など	• 海外滞在職員等の安全対策としては、「JIRCAS危険レベル別対応策」に基づき、渡航延期、出張中止等の対応を取っている。一般職員を海外派遣し、安全及び健康管理の実態調査を行うとともに、静止衛星を利用した携帯電話を採用するなど、現地との連絡体制を充実させていることは評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 熱帯・島嶼研究拠点に設置されているオープンラボ施設「島嶼環境技術開発棟」については、昨年度の当委員会意見において、利用実績が低調な状況に鑑み、「利用機関数だけで評価を行うのではなく、利用日数についても評価を行った上で、積極的に利用促進を図ることを促す評価を行うべきである」との指摘を行っている。

  同開発棟の平成22年度の利用実績は、年度計画での4機関に対し1機関となっており、貴委員会の評価結果をみると「他機関の利用実績が伸び悩んでいることから、利用促進に向けた新たな取組が期待される」としているものの、利用日数については、引き続き業務実績報告書等では明らかにされておらず、利用促進を促す評価が十分に行われているとは言い難い。

  今後の評価に当たっては、利用機関数のみならず利用日数も明らかにさせた上で、利用促進を促す評価を行うとともに、引き続き利用実績が低調な場合には保有の必要性も含めた厳格な評価を行うべきである。

- 本法人では、平成21年に東南アジア事務所で現金横領事案が発覚(23年9月に和解成立。)し、貴委員会の評価結果をみると、海外会計事務の適正な執行の確保など、事後対応に係る評価が行われている。

  次年度の評価に当たっては、引き続き法人における適切な業務運営を確保するため、内部統制の充実・強化に資する評価を行うとともに、国民への説明責任を果たす観点からの法人の対応の妥当性について適切な評価を行うことを期待する。

法 人 名	独立行政法人森林総合研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:鈴木 和夫)
目 的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。3 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3の業務に附帯する業務を行うこと。5 旧独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	林野分科会(分科会長:酒井 秀夫)
ホームページ	法 人:http://www.ffpri.affrc.go.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19 年4月に(独)森林総合研究所と(独)林木育種センターが統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。また、(独)森林総合研究所は平成 20 年4月に(独)緑資源機構の業務の一部を承継したが、紙面の都合上、承継前の(独)緑資源機構の評価項目は記載していない。
＜項目別評価＞						
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	
(1)経費の抑制	a	a	a	a	a	
(2)効率的・効果的な評価の実施及び活用	a	a	a	a	a	
(3)資源の効率的利用及び充実・高度化	a	a	a	a	a	
(4)管理業務の効率化	a	a	a	a	a	
(5)産学官連携・協力の促進・強化	b	a	a	a	a	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	s×1 a×12 b×1	s×1 a×12 b×1	a×13 b×1	s×2 a×12	s×3 a×11	
(2)林木育種事業の推進	s×1 a×4	a×5	a×5	a×5	a×5	
(3)水源林造成事業等の推進		s×1 a×13	a×14	a×14	a×14	
(4)行政機関等との連携	a	a	a	a	a	
(5)成果の公表及び普及の促進	a	a	a	a	a	
(6)専門分野を活かしたその他の社会貢献	a	a	a	a	a	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取り組み	a	a	a	a	a	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加に係る取り組み	a	a	a	a	a	
(3)法人運営における資金の配分状況	a	a	b	a	a	
(4)長期借入金等の着実な償還		a	a	a	a	
(5)業務の効率化を反映した予算計画の実行及び遵守		a	a	a	a	
4.短期借入金の限度額	－	A	－	A	A	
5.重要な財産の譲渡に関する計画		A	A	A	A	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	
7.その他農林水産省令で定められている業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	a	a	a	a	a	
(2)人事に関する計画	a	a	a	a	a	
(3)環境対策・安全管理の推進	a	a	a	a	a	
(4)情報の公開と保護	a	a	a	a	a	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の評定)

・52 評価単位の大半については、「a:中期計画に対して順調に進捗している」と判断した。また、計画していた目標を量的・質的に上回る成果を上げ特に優れた成果を上げたと判断した2評価単位については、「s:中期計画を大幅に上回り業務が進捗しているとした。

・大項目に関しては、いずれも「A」と評定した。

・総合評価については、上記の評定結果をもとに、評価基準の定める方法により「A」と評定した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の抑制	1 (1)	＜試験・研究及び林木育種事業＞ • 経費削減計画を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を引き続き強化。主な削減は、本所（つくば）の契約電力を3,200kwから3,135kwへ引き下げたこと、軽自動車1台の利用を減らしたことがあり、また、育種部門との共同調達をさらに推進し、北海道地区のトラクター用軽油、コピー用紙、暖房用燃料の共同調達、東北地区の健康診断、本所・育種センターのコピー用紙等共同調達を実施し、平成22年度の業務経費は、前年度に比し5.5%減、一般管理費は前年度に比し4.8%の減となった。さらに管理部門等の統合メリットの発現により、18年度一般管理費比10％相当額121,953千円以上の183,974千円を削減した。 ＜水源林造成事業等＞ • 一般管理費 平成20年度に本部事務所(川崎市)を1フロアーに縮減し借上げ経費を削減したこと、平成22年度においては、従来から取り組んでいる室内の温度管理・昼休みの消灯等による電気料削減、消耗品のリサイクルによる活用等に加え、農用地部門の出先事務所の一部解約による事務所借料削減などにより、一般管理費全体で46.2%を削減し目標を達成。 • 人件費 退職者の不補充に加え職員の他法人への移籍等に取り組んだ結果平成22年度末の職員数(461人)は平成19年度末(667人)と比べ206人の減となった。また、旧機構から承継した職員について、研究所の給与体系を適用することとし、給与水準の引き下げを図っている。この結果、人件費は平成19年度比較して40.1%を削減し目標を達成した。 など	• 試験・研究及び林木育種事業の業務経費、一般管理費については、年度計画を上回る経費の削減を行ったことは評価できる。また統合による一般管理費削減も大きい。 • 経費の抑制が業務に支障をきたしてはならないが、工夫して効果的に経費抑制に努められたい。
森林への温暖化影響予測及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発	2(1)	• アジアフラックス活動の一環として、可搬型移動観測システムによる比較観測を行い、CO_2フラックス観測サイトの検束精度の検証を進めた。今年度は国際的基準や過去の分析値を参考に土壌とリターの異常値を判別する基準を作成した。これまでに収集した4年分のデータに適用したところ収集データの精度が高いことが判明。このデータは京都議定書報告に使われるモデル推定値の検証に用いられる予定。 など	• IPCC、気候変動枠組条約、COP16などの国際的な議論、国際交渉において貢献し、独立行政法人としての存在感を示した。温暖化防止対策にかかる科学的な裏付けを世界に向けて提示した点は高く評価できる。
森林生物の生命現象の解明	2(1)	• 森林生物の生命現象の解明に必要なゲノム情報の充実を図るため、スギの心材形成機構の解明に必要な遺伝子の機能解明を進めた。心材形成の場である移行材で心材形成時期に活性の上昇が報告されている酵素等に対応する15種類の遺伝子を識別し、移行材、辺材、内樹皮、針葉、雄花、雌花、球果等で発現料を比較。そのうち6月（心材形成停止時期）よりも11月（心材形成時期）の移行材で発現料が多い7種類の遺伝子が心材形成に関わると予測され、それらはショ糖分解酵素、解糖系の酵素、メチル基供与体合成酵素や活性酵素の消去に働く酵素等に対応していることを明らかにした。これらの遺伝子は心材形成に深く関係していると考えられ、将来の材質改良技術の開発に繋がるものである など	• 樹木やシイタケのゲノム情報の解明や各種機能遺伝子・遺伝子構造の解明は森林総研のミッションの面からも、また学術面においても大きな成果である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)（個別意見）

• 該当なし。

法 人 名	独立行政法人水産総合研究センター(平成 13 年 4 月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:松里 壽彦)
目 的	1 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。2 海洋水産資源開発促進法(昭和 46 年法律第 60 号)第 3 条第 1 項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。
主要業務	1 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。3 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。4 さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。5 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと。(6に掲げるものを除く)6 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。7 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。8 1～7の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	水産分科会(分科会長:小川 和夫)
ホームページ	法 人:http://www.fra.affrc.go.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D の5段階評価(A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)効率的・効果的な評価システムの確立と反映	A	A	A	A	A	A	
(2)資金等の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)効率的、効果的な研究開発等を進めるための配慮事項	A	A	A	A	A	A	
(2)研究開発等の重点的推進	A	A	A	A	A	A	
(3)行政との連携	A	A	A	A	A	A	
(4)成果の公表、普及・利活用の促進	A	A	A	A	A	A	
(5)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)予算及び収支計画等	A	A	A	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
(3)重要な財産の譲渡等	－	A	－	－	－	－	
(4)剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)(職員の)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分	－	－	－	－	－	－	
(4)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(5)環境・安全管理の推進	A	A	S	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的かつ効果的な研究開発等を進めるための配慮事項	2(1)	• 大中型まき網漁業においては、省人・省エネルギー効果を取り入れた完全単船型まき網漁船を用いて新たな操業システムの開発に取り組み，対象資源の高付加価値化等の合理的利用等により平成18～22年度の5カ年平均の水揚金額で想定採算ラインの80%以上を達	• 大中型まき網漁業の改善が進み、年による変動を考えても水揚げ金額で好成績が得られている。遠洋底引き網漁業でも同様であり、研究と漁業との結び付きが漁業振興につながる良い例である。企業的操業もさることながら、現状の漁業への研究成果の普及と立証にさ

		成し、本操業システムをほぼ確立した。調査結果は，省コスト型の完全単船型まき網操業システムとして広く業界関係者に提示し、普及を図る予定である。 など	らなる尽力を期待したい。 など
水産物の健全な発展と安全・安心な水産物供給のための研究開発	2(2)	• 生産地域の活性化のための水産業の生産基盤整備技術の開発を目指し、22年度は千葉県銚子沖のキンメダイ蝟集場所の地形の詳細を明らかにし、人工海底山脈と50m型高層魚礁の組み合わせで漁場造成ができることを明らかにした。 • 安全・安心な水産物供給技術の開発を目指し、22年度は、魚介類122種のDNA 塩基配列による判別法及びアサリの殻の多元素分析による原産地判別法の妥当性を確認した。 など	• キンメダイ漁場の地域活性化に向けて数々の調査・研究が行われ、よく進捗した。対象が絞られているので、地域の多くの機能について検証することができ、派手な成果ではないが、生産地域の活性化へのモデルとなる。 • 魚介類122種のDNA判別法の確立、アサリの産地推定などとそれらのマニュアルの整備は、研究センター内にとどまらない社会的ニーズへの対応として評価できる。 など
成果の公表、普及・利活用の促進	2(4)	• 見学や出前講義に対応し、各研究所及び本部において小学生から大学まで幅広い対象に水産研究に関する講義を行った。 • 研究成果やセンターの活動についてプレスリリースを43件実施した。ウナギの完全養殖達成など主要な成果については報道関係者にレクチャーを行った。完全養殖達成については、業界紙のみならず一般紙やテレビ等で大きく報道がなされた。75件の主要な研究成果をホームページに「成果情報」として掲載し、成果の普及を図った。 • センターの知名度を、インターネットの懸賞サイトを活用したアンケートで調査し、「センターを知っている」との回答を回答 32%から得た。21年の同様調査の 21%から 1.5 倍増加した。 など	• 多方面にわたり成果の情報発信を積極的に行っていると判断する。特に、小学生から一般まで幅広く研究内容を公開して紹介している点は、国民に対する水産の理解に貢献していると考えられ、高く評価する。 • 成果の利活用は、すべての計画につき、目標を上回る順調な進展がみられる。ウナギ完全養殖成功やウナギに関わる展示等が大きな効果につながっていることは高く評価できるが、一方で一過性にならないよう今後にも期待したい。 • 国民との双方向コミュニケーションは、多くの企画が実施され、発信された。印刷媒体、インターネット媒体、出展や発表会と最近は目にする機会も多くなり、盛んに行われていることがうかがえる。地域とのネットワーク強化も進み、順調である。センターの認識度も高まっており、開かれたセンターとして国民への発信が期待される。 など
施設及び船舶整備に関する計画	4(1)	• 第二期中期計画の施設整備5カ年計画に基づき、中央水産研究所における食品安全検査施設改修工事を含め、22年度整備計画5案件を計画通り年度内に完工した。また21年度工事の繰越1案件についても計画通りに完工した。 • 西海区水産研究所の陽光丸代船建造は、予定通り11月末に竣工した。 など	• 第二期中期計画の施設整備5カ年計画に基づく22年度整備計画5案件および21年度繰越1案件を完工したこと、および西海区水産研究所の陽光丸代船建造を竣工したことは、評価できる。 • 今後もセンターの調査研究開発がより一層効率的・効果的に行えるように施設および船舶を計画的に整備することが望まれる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:木下 寛之)
目 的	主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生産者の経営安定を図るため、 (1)肉用子牛の販売価格の低落時における肉用子牛生産者への補給金の交付 (2)肥育牛生産者及び養豚農家への補塡金の交付 (3)飲用牛乳に比べて価格が安いバター・脱脂粉乳向けの加工原料乳の生産者への補給交付金の交付 (4)主要野菜の著しい低落時の野菜生産者への補給金の交付 (5)さとうきび及びでん粉原料用かんしょ生産者等への交付金の交付等を実施。 2 農畜産物の需給調整・価格安定を図るため、 (1)畜産物にあっては、①国家貿易機関として、指定乳製品等(バター、脱脂粉乳等)の輸入及び売渡し、②豚肉及び牛肉の価格低落時における買入れ、価格高騰時における売渡し等を実施。 (2)野菜にあっては、野菜の需給調整・価格安定を図るため、野菜の価格高騰時における出荷の前倒しや、価格低落時における市場隔離等の需給調整等を実施。 (3)砂糖・でん粉にあっては、内外価格差を調整するため、輸入糖や輸入コーンスターチ用とうもろこし等から調整金を徴収し、さとうきび生産者、でん粉原料用かんしょ生産者及び製造事業者に対し交付金を交付。 3 畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農産物需給等に関する情報の収集・整理・提供を実施。 4 BSEや鳥インフルエンザの発生、配合飼料価格の高騰、燃油価格の高騰等に対応した緊急対策等の実施。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野 雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野 雄二郎)
ホームﾍﾟｰｼﾞ	法 人:http://www.alic.go.jp 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. 小項目を a、b、c の3段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減・効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)経費の削減(抑制)	A	A	A	A	A	A	
(3)業務執行の改善	A	A	A	A	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A	A	A	A	A	
(5)補助事業の効率化等	A	A	A	A	A	A	
(6)業務運営能力等の向上	A	A	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)畜産関係業務	A	A	A	A	A	A	
(2)野菜関係業務	A	A	A	A	A	A	
(3)砂糖関係業務	A	A	A	A	A	A	
(4)でん粉関係業務		A	A	A	A	A	
(5)情報収集提供業務	A	A	A	A	A	A	
(6)蚕糸関係業務	A	A	A				
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費及び一般管理費節減に係る取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2)資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
(3)「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用				A	A	A	
(4)余裕金の効率的な運用状況	A	A	A				
4.短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(1)運営費交付金	－	－	－	－	－	－	
(2)国産糖価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(3)でん粉価格調整事業		A	A	A	A	A	
(4)生糸売買事業	A	A	A				
5.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
6.重要な財産の譲渡等	－	－	－	－	－	－	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)長期的な借入れを行う場合の留意事項				－	－	－	
(3)施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	－	

(4)前期中期目標期間繰越積立金の処分				A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の中項目の積み上げ結果(3段階評価)を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等、監事監査の結果等を勘案して評価を行った結果、大項目の評価は、7項目中5項目が中期計画の達成に向けて順調に行われている。なお、他の2項目については、中期計画において予定されていないこと又は業務の実施に至らなかったこと等により評価対象外である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 補助事業の適正、効率的な実施の確保(補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し、基準等の見直し)	1(5)	• 22 年度事業の実施要綱の制定・改正を通じて、次の見直しを実施。 ○ 補助金経由の在り方 国産飼料資源活用促進総合対策事業他5事業について、中央団体を経由していたものを機構からの直接交付方式へ変更。 ○各法人等における基金造成の在り方 基金方式から単年度事業方式に変更及び中央団体を経由していたものを機構からの直接交付方式に変更したことに伴い、畜産特別資金融通事業他7事業について、中央団体に造成していた基金を廃止。 • 畜産業振興事業により造成した基金については、昨年度に実施した基金の見直し等を踏まえ、中央団体等の基金について規模等の検討を行い、平成 22 年度中に 22 基金から 385 億円を返還させた。更に、3事業(家畜疾病経営維持資金融通事業、家畜飼料特別支援資金融通事業、肉用牛導入資金保証基盤整備事業)については、単年度事業方式へ変更することにより、中央団体に造成していた基金を平成 23 年度に廃止することとした(平成 23 年度に 105 億円を返還予定)。	a(取り組みは十分であった) a(取り組みは十分であった) • 畜産業振興事業により造成した基金については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等に準じて定めた基準に基づき、平成 21 年度に基金の見直しが実施され、22 年度は見直し結果等を踏まえて 22 基金から 385 億円を返還させるとともに、基金の廃止を進めるなど積極的に取り組んでいる。 なお、基金の保有割合については、一定のルールに従い合理的に算出されたところであるが、法人の基金については、今後、さらなる基金の見直しを進め、規模の適正化に努められたい。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 需給関連情報の的確な収集と提供(調査報告会の開催等の取組)	2(5)	• 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応に積極的に取り組んだ。また、機構が行った情報提供に関する個別の照会に対しては面談等による詳細説明を行うなど適切に対応。	b(取り組みはやや不十分であった) • 調査報告会の開催については、海外事務所の閉鎖業務等の制約はあったものの、前年度実績を大きく下回ったことから「b」評価としたものである。今後は、調査成果の普及と情報ニーズの把握のため、外部の者を対象とした調査報告会の積極的な実施に取り組まれたい。
その他省令で定める業務運営に関する事項 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)	7(1)	• 毎月の超過勤務時間を集計した結果、直接交付事業、緊急対策等の実施により対前年度比 110.2%と増加。 また、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備するため、適時適切に人事異動を行い、平成22年度で21名の部門間異動を実施し、職員の適正な配置に取り組んだ。 • 期末の常勤職員数は、期初と同じ 215 名。 人件費総額は、計画の 2,027 百万円を下回る 1,830 百万円。	a(方針通り順調に実施された) a(計画どおり順調に実施された)

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 貴委員会では、①乳業施設の整備については「乳業施設の整備件数／乳業施設の整備計画の採択件数」を、②肉用牛対策（生産性の向上のための実証調査等）については「事業実績上の実施件数／事業実施計画上の実施件数」を、③国産食肉に係る知識等の普及度の向上については「実施件数の合計／事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数」を評価指標として、それぞれ評価を行っており、いずれも「a」（達成度合は、90％以上であった）評定としている。

  しかしながら、貴委員会の評価結果においては、①については整備計画の採択件数のみ、③については実施件数の合計のみしか明らかにされていないこと、②については評価指標の実態について何ら明らかとされていないことから、評定に至った理由が不明なものとなっている。

  今後の評価に当たっては、評定の根拠を明らかにするため、評価指標に係る実態を明らかにした上で、評価を行うべきである。
- 全国規模の交流会及び現地交流会の開催について、貴委員会の評価結果をみると、延べ 133 ブースの出展及び 866 名の参加があったこと等をもって、「a」（取り組みは十分であった）評定としているが、交流会を開催したことによる成果である商談件数については明らかにされておらず、評価も行われていない。

  今後の評価に当たっては、当該交流会の目的に沿った適切な取組を促す観点から、評価対象事業年度末等、特定の時点における商談件数等についても明らかにさせつつ、評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人農業者年金基金(平成 15 年 10 月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:伊藤　健一)
目　　的	農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。
主要業務	1　農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料等の運用、給付金を受けようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理。 2　旧制度の給付金を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給者の管理。 3　農地等を借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務。 4　割賦売渡債権及び貸付金債権に係る管理業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野　雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野　雄二郎)
ホームページ	法　　人:http://www.nounen.go.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5 年間(平成 20 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第１期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. A、B、C の 3 段階評価。(必要に応じて、A 評価とした場合には実績及び達成度等を総合的に勘案し S 評価に、C 評価とした場合には要因を分析し D 評価にすることができる。)
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営経費の抑制	A	A	A	B	A	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の合理化	A	A	A	A	A	A	
(4)委託業務の効率的・効果的実施				A	A	A	
(5)業務運営能力の向上等	A	A	A	A	A	A	
(6)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)農業者年金事業	A	A	A	A	A	A	
(2)年金資産の運用	A	A	A	A	A	A	2. なお、詳細な評価基準(手法)は第２部第２節１(２)「評価基準等」を参照。
(3)制度の普及推進等	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
長期借入金		A	A	A	A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
5.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
剰余金の使途	－	－	－				
6.重要な財産の譲渡・担保の計画				A	A	－	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分	－	－	－	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象の中項目すべてについてA評価となった。また、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会)」及び「平成22年度業務実績評価の具体的取り組みについて(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)」等を踏まえ、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
運営経費の抑制	1(1)	• 一般管理費(人件費を除く。)については、業務の効率化を進め、前年度比3.25%削減する計画に対し、実績で28.3%の削減を達成した。 また、事業費については、委託業務の効率化を進め、前年度比1.36%以上削減する計画に対し、実績で9.2%の削減を達成した。 • 人件費については、17年度比5%以上削減する計画に対し、実績で15.6%の削減(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。)。 など	• 一般管理費及び事業費については、それぞれ年度計画を上回る削減がされている。 • 人件費については、平成17年度に比べ平成21年度実績で15.6%削減されており、年度計画を上回る削減がされている。
組織運営の合理化	1(3)	• 内部統制の推進・強化に向け、以下の取り組み	• 内部統制に係る取組みについては、理事長

		を行った。 ○ 理事長が、「(独)農業者年金基金の仕事の取組方針」を役職員に配布し、独立行政法人農業者年金基金の目的を達成するよう使命感を持ち、サービス精神を持って仕事に取り組む、法令を遵守し高い倫理観を持ち、個人情報の取り扱いについて最善の注意を持って取り組む事等を指示し、毎月、監事、理事及び幹部職員により開催する「役員部課長会」及び年3回実施する中長期の課題及び年間スケジュールについて部室単位での理事長ヒアリングにおいてこれらの徹底を図るとともに、その取り組み状況をモニタリングした。 ○ 理事長及び理事と監事の意見交換会、コンプライアンス委員会の開催(年4回)を開催するとともにリスクの高い分野に優先的に対応する手法を導入し内部監査等を実施 ○ 監事監査において、上記の基金の目的達成、内部統制の推進における理事長のリーダーシップの発揮、独立行政法人整理合理化計画、独立行政法人農業者年金基金中期計画に基づくに基づく平成22年度計画の達成状況等について監査を受けた など	が「(独)農業者年金基金の仕事の取組方針」を作成・周知徹底が行われている。 また、役員及び幹部職員による「役員部課長会議」や年3回のヒアリング等によるリーダーシップを発揮する環境整備及び組織全体で取組むべき課題の把握・対応が行われ、加えて内部監査においてはリスクの高い分野において優先的に対応する手法を導入し高度化を図るとともに、監事による理事長のマネジメントに留意した監査を行い、理事長宛の報告が行われており、内部統制の現状の把握等も行われている。
農業者年金事業	2(1)	• 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないよう、新制度に加入し、待機者となっている当該者が65歳の誕生日を迎える3ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。働きかけの送付者に対する裁定割合は90.3%であった。 • 提出のあった申出書等に係る標準処理期間内処理割合は、平成22年8月処理分が98.2%、平成23年2月処理分が97.8%で、調査2回の平均期間内処理割合は97.9%であった。審査の段階で申出書等の不備が判明した場合は原則として審査した翌日に不備箇所の状況がわかる書類を申出書等に添付して該当業務受託機関に返戻した。	• 被保険者資格の適正な管理や年金裁定請求の勧奨、迅速な事務処理等は適切な年金給付を行うために必要不可欠なものであることから、今後とも適正な業務実施に努められたい。
年金資産の運用	2(2)	• 年金給付等準備金運用の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用。 ① 被保険者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用。 ② 受給権者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用。 ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。 ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。 など	• 年金資産の運用については法令等を遵守した運用が行われ、また、資金運用委員会を開催し運用結果の評価・分析も適切に行われている。また、運用収入等について、各加入者に対し通知を行う等適切に情報提供が行われている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成 15 年 10 月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:堤　芳夫)
目　　的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1　農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2　林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3　漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4　農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5　漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:淵野　雄二郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:淵野　雄二郎)
ホームページ	法　　人:http://www.affcf.com/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. A、B、C の3段階評価(必要に応じて、A 評価については、業務の実績及び達成度合を総合的に勘案し、S 評価に、C 評価とした場合には、要因を分析し、D 評価とすることができる。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の(削減・)効率化	A	A	A	A	B	A	
(2)業務運営体制の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4)人件費の抑制				A	A	A	
(5)内部監査の充実	A	A	A	A	A	A	
(6)内部統制機能の強化				A	A	A	
(7)評価・分析の実施	A	A	A	A	A	A	
(8)情報処理システムの整備(効率的・段階的な開発・運用)	A	A	A	A	A	A	
(9)調達方式の適正化				A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)事務処理の迅速化	A	A	A	A	A	A	
(2)情報の提供・開示	A	A	A	A	A	A	
(3)意見の収集				A	A	A	
(4)保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A	A	A	A			
3.財務内容の改善に関する事項				A	A	A	
(1)適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定				A	A	A	
(2)引受審査の厳格化等				A	A	A	
(3)モラルハザード対策				A	A	A	
(4)求償権の管理・回収の強化等				A	B	B	
(5)代位弁済率・事故率の低減				A	A	A	
(6)基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収				A	A	A	
(7)資産の有効活用				A	A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	A	A	B	B	B	A	
(1)経費節減(業務経費一般管理費)	A	A	A	B	B	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	―	―	―	-	-	―	
(3)業務収支の均衡	A	A	B				
(4)責任準備金の適切な計上	A	A	A				
5.長期借入金の条件	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額	―	―	―	A	-	A	
7.剰余金の使途	―	―	―	―	―	―	
8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人員に関する指標	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の確保及び養成	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分に関する事項				A	A	A	
9. 重要財産の譲渡等	-	―	A				
10.施設及び設備に関する計画	-	―	A				

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 法人の中期計画項目について、法人からの自己評価をもとに、評価基準に基づき評価を行った。その結果、1つの中項目及び2つの小項目にB評価があったものの、総合評価は指数化した評価の基準に従い、A評価とした。
  今後とも、役職員が一体となった取組を通じ、農林漁業者の信用力補完という当法人の重要な役割が十全に発揮されることを期待するとともに、B評価となった項目については改善努力を期待する。なお、本年度においてS評価、D評価とした項目はなかった。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業費の(削減・)効率化	1(1)	• 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)の削減度合(19 年度予算対比) 単位:百万円 平成19年度予算(A) / 平成22年度決算(B) / 増減率(B−A)÷A 事業費総額 13,727 / 9,798 / △ 28.6% うち保険金(農業) 9,328 / 5,986 / △ 35.8% (漁業) 2,663 / 2,392 / △ 10.2% 代位弁済費 1,540 / 1,362 / △ 11.6% 回収奨励金 28 / 23 / △ 16.9% 求償権管理回収助成 28 / 28 / 0.0% 求償権回収事業委託費 140 / 7 / △ 95.1% • 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権管理回収事業委託費)については、97 億 98 百万円の支出であり、19 年度予算対比で 28.6%の削減となった。	• 事業の効率化については、全勘定を合算した事業費総額でみれば引受審査の厳格化や部分保証の実施等事業費の削減に向けた十分な取組が行われ28.6%減少(対19年度予算比)していることからA評価とした。 また、低利預託原資貸付業務については、閣議決定に従い平成23年度中に政府出資金を返還することからA評価とした。
求償権の管理・回収の強化等	3(4)	• 22年度の回収金収入の目標は45億16百万円であるが、回収実績は45億39百万円であり、達成率は100.5%となった。農業信用保険業務においては、目標30億29百万円に対して実績は31億18百万円で達成率は102.9%、林業信用保証業務においては、目標4億35百万円に対し実績は5億44百万円、達成率は125.0%、漁業信用保険業務においては、目標10億52百万円に対して実績は8億77百万円、達成率は83.3%であった。 など	• 求償権の管理・回収の強化等については、法人全体では目標を達成しているものの、漁業信用保険業務においては、大口回収案件の減少などにより目標が達成できていないことからB評価とした。漁業信用保険業務においては、基金協会との更なる連携強化等により、より一層の取組強化などによる求償権回収率の向上に期待する。
経費節減	4(1)	• 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、97億98百万円の支出であり、19年度予算対比で28.6%の削減となった。一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、4億18百万円の支出であり、19年度予算対比で40.4%の削減となった。 • 当期損益は、法人全体で13億53百万円の当期総利益を計上した。利益剰余金は93億59百万円となった。 これを勘定ごとに見ると、農業信用保険勘定では、14億54百万円の利益計上、林業信用保証勘定では、有価証券売却損2億86百万円を計上したこと等により当期純損失15億91百万円となった。漁業信用保険勘定では、有価証券売却損1億15百万円を計上したものの、6億31百万円の利益計上、農業災害補償関係勘定では、有価証券売却益を計上したこと等により1億16百万円の利益計上、漁業災害補償関係勘定では運用利回りの低下等財務収益が減少したものの、3百万円の利益計上。 など	• 経費の削減の取組については、事業費総額が削減されている。 なお、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定の有価証券売却損については、時価が著しく下落したことから、余裕金運用管理要領に基づき当該有価証券を売却したことによる。これは、東京電力第1福島原子力発電所事故によるものであることや要領に基づく売却によるものではあるが、なお一層適切な運用を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映について、貴委員会の評価結果をみると、業務実績報告書に記載されている「業務遂行へのインセンティブを向上させるため、今中期計画期間中に能力評価、目標管理を導入することとし、できる限り前倒しに、新たな人事評価制度を本格導入するため、取り組んでいる。22 年度については、評価の試行等を行った」こと及び「役員の期末調整手当や退職手当については、役員給与規程及び役員退職手当規程により算出された額に業務実績評価結果に応じた業績勘案率を乗じて得た額を支給している」ことのみをもって、「A」(取り組みは十分であった)評定としている。
  しかしながら、業務実績報告書の記載では、平成 22 年度に行われた試行が職員の給与・退職金等にどのように一層反映されることとなるのかが明らかにされていないため、「業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるよう努める」としている年度計画に対し、何を持ってA評定としたのか不明である。
  今後の評価に当たっては、評定に至った理由、根拠等を明らかにした上で、厳格な評価を行うべきである。

⑧　経　済　産　業　省

法 人 名	独立行政法人経済産業研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中島 厚志)
目 的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。3 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。4 1～3の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	経済産業研究所分科会(分科会長:小野 俊彦)
ホームページ	法 人:http://www.rieti.go.jp/jp/index.html 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2011/index.html
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	B	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	B	
2 サービスの質の向上	A						
(1)調査及び研究業務		A	A	A	A	A	
(2)政策提言・普及業務等		A	A	A	A	A	
3 財務内容	C	B	B	B	A	B	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 調査及び研究業務に係る各種項目の数値目標を達成しており、質的にも高い評価を得ている。特に内部レビューを経て公表された研究論文数が過去最高件数であることや、METI 関係課室からの評価が全プロジェクトで A 評価となったこと等は、高く評価できる。国際シンポジウムや学界等で発表された論文数が目標値を大きく上回るとともに、著名な学術賞を受賞する等、外部からも高い評価を受けた。政府発行の各種白書等へ研究成果が多数引用されている点は、政策立案への貢献とともに、政策ニーズを反映した研究が着実に実施されていることを実証している。平成 22 年度においても、引き続き、海外の研究機関等と国際ワークショップの開催や新たな研究テーマでの共同研究を進める等、ネットワークを深化させる取組を積極的に行ったことは評価できる。
- 出版刊行数、シンポジウム・BBL の開催数等アウトプット指標は目標値を上回っており、特に研究書の出版数及び BBL への参加人数は、過去最高の実績となり、活発な活動による成果であると評価できる。国際的な活動として、APEC 中小企業大臣会合の日本での開催にあわせて、政策当局と連携して同大臣会合と併催のシンポジウムを開催し、アジア太平洋地域政策における研究ネットワークの拡大を図った点は評価できる。ウェブサイトについては、レイアウトや閲覧環境の改良が重ねられており、外部からも評価されている。各種データベースの蓄積・運用は、着実に実施されている。データへのアクセス数も堅調に推移しており、データベースの活用が定着してきたものと評価できる。RIETI－TID は、2010 年通商白書の生産性分析に利用される等、通商白書に必要な分析を行う上で重要なデータベースとして評価されており、平成 22 年度も、統計の利便性向上を図るための改良に取り組んだ。また、AMU は、最近の円高の進行等を踏まえて、産業別の実行為替レートを日次で提供するシステム構築に着手。ニーズに応えるタイムリーな取組を実施しており、評価できる。
- 新たに設置した外部諮問委員会では、研究の進捗状況や効率性、施策への反映度等が検証されている。こうした取組は、研究所の成果に対する客観的な評価を得るための措置としても有用であり、評価できる。新会計システム及び謝金システムを導入して業務の効率化を推進するとともに、研究支援体制の強化にも繋げた点が評価できる。内部統制については、法人のミッションや理念を繰り返して徹底することで危機感を共有し、組織全体の活性化、やる気の創出へと繋げた。さらに、中長期目標達成に向けたリスク要因を洗い出し、「内部統制の現状把握・課題対応計画」を作成したことは評価できる。契約監視委員会による監視が適切に行われており、その結果、不適切とされた事例が無かったことは、契約が適切であると判断できる。人事制度の運用や人件費の数値管理等について厳しくコントロールした結果、人件費総額は、基準年度(平成 17 年度)比で約 17.5%の削減を達成しており、評価できる。
- 効率的な予算執行による業務運営を行うことが出来ており、昨年度に引き続き、欠損金が発生することもなく、健全な予算管理が行われている。特に、プロジェクトの進行について、より管理を徹底するために問題点を洗い出したことは、今後の計画作成に寄与するものと評価できる。利益剰余金 6.5 億円を国庫に返納できたことは、様々な場面における効率化の結果であるため評価できる。このような業務効率化を図りつつも、各アウトプット指標における目標は達成してきたところであるが、第3期は研究プロジェクトの進行管理徹底等を通じて、更なる成果の充実を目指すこととする。競争的資金について、過去最高額の獲得となった。これは組織として収益に対する意識が向上し、組織としての合理化・改善意欲が向上したと評価できる。政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」(平成 22 年 11 月)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月閣議決定)において指摘された分室について、移転を実施して、面積を約 4 割削減したことは、施設の徹底的な効率利用の観点から評価できる。

(2)項目別評価

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>(1との関連)</th><th>独立行政法人の業務実績</th><th>府省評価委員会による評価結果等</th></tr>
<tr><td>調査及び研究業務</td><td>2(1)</td><td>
• 内部レビューを経た論文の公表数(目標:55 件)
<table>
<tr><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr>
<tr><td>90 件</td><td>103 件</td><td>113 件</td><td>121 件</td><td>200 件</td></tr>
</table>
• METI 関係課室へのアンケート結果(目標:B評価)
<table>
<tr><td>研究領域</td><td>①ニーズ</td><td>②インパクト</td></tr>
<tr><td>Ⅰ 少子高齢化</td><td>A (2.86)</td><td>A (3.71)</td></tr>
<tr><td>Ⅱ ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ</td><td>A (2.90)</td><td>A (3.90)</td></tr>
<tr><td>Ⅲ ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｱｼﾞｱ</td><td>A (2.92)</td><td>A (3.69)</td></tr>
<tr><td>隣接領域</td><td>A (2.64)</td><td>A (3.64)</td></tr>
</table>
• 学術誌、専門誌等で発表された論文数(目標:32 件)
<table>
<tr><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr>
<tr><td>50 件</td><td>51 件</td><td>80 件</td><td>65 件</td><td>60 件</td></tr>
</table>
• 国際シンポジウム、学会等で発表された論文数(目標:72 件)
<table>
<tr><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr>
<tr><td>86 件</td><td>121 件</td><td>217 件</td><td>253 件</td><td>167 件</td></tr>
</table>
</td><td>
• 内部レビューの論文数が過去最高件数であることや、METI からの評価が全プロジェクトで A 評価であること等、申し分のない結果である。
• 内部レビューを経た論文の公表数が過去最高の件数に達したこと、基盤政策研究領域代表者において政策当局のニーズを反映する研究内容であり、政策立案に貢献しているとする評価も高い。国際シンポジウムや学会等で発表された論文数も目標を大きく上回っている。METI 関係課室による政策形成へのインパクトの評価が昨年度よりも高くなったことは、前年度指摘された改善点を修正できたことを示しており、評価できる。
• 政府発行の各種白書等へ研究成果が多数引用されている点は、政策立案への貢献とともに、ニーズを反映しているものと判断できる。
• 海外の研究機関等と国際ワークショップの開催や新たな研究テーマでの共同研究を進める等、ネットワークを深化させる取組を積極的に行ったことは評価できる。
• 政策に資する研究という観点が重視されており、そこでの改善も進んでいる。これ以上に調査及び研究面で向上するには、政策当局との意思疎通をよりよく図る仕組みを検討することと海外とのネットワークを育成し海外発信をより高めて行くことが望まれる。
</td></tr>
<tr><td>政策提言・普及業務等</td><td>2(2)</td><td>
• 研究成果を取りまとめた研究書の出版刊行総数(目標:4冊)
<table>
<tr><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr>
<tr><td>3冊</td><td>8冊</td><td>6冊</td><td>5冊</td><td>10 冊</td></tr>
</table>
• シンポジウムの開催総数(目標:4回)
<table>
<tr><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr>
<tr><td>6件</td><td>14 件</td><td>7件</td><td>8件</td><td>4件</td></tr>
</table>
• BBL セミナーの開催総数(目標:50 回)
<table>
<tr><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr>
<tr><td>54 件</td><td>64 件</td><td>69 件</td><td>64 件</td><td>57 件</td></tr>
</table>
• HP のヒット総件数(目標:40 万件)
<table>
<tr><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr>
<tr><td>74 万件</td><td>88 万件</td><td>130 万件</td><td>171 万件</td><td>141 万件</td></tr>
</table>
• 研究1本当たりのダウンロード平均総数(目標:2,400 件)
<table>
<tr><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr>
<tr><td>4,362 件</td><td>4,819 件</td><td>4,334 件</td><td>4,098 件</td><td>4,008 件</td></tr>
</table>
• ニュースレター月平均発行回数(目標:3回/月)
<table>
<tr><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr>
<tr><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td></tr>
</table>
• 印刷物による広報誌発行総回数(目標:5回/年)
<table>
<tr><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr>
<tr><td>7回</td><td>5回</td><td>5回</td><td>5回</td><td>4回</td></tr>
</table>
• 外部レビューアンケート結果(参考値):評価B
</td><td>
• 研究書の出版数及び BBL への参加人数が過去最高の実績となり、活発な活動による成果であると評価できる。また、震災を受けたテーマ設定を行うなど、政策ニーズをふまえた活動が行われている。
• RIETI 設立 10 周年で RIETI の存在感は向上した。日経の経済教室での成果等に現れている。
• 年度の政策提言、普及に関しては、各種指標をみても多大な成果があったと思われる。むしろ問われるのは、震災後の来年度以降である。「成長」の視点での経済、産業政策でのこれまで以上の提言、普及をお願いしたい。
• 政策提言及び普及活動に工夫が行われている。研究書の刊行、シンポの開催、HP のヒット数、論文ダウンロード数など、良好な実績と言える。ウェブサイトについてはレイアウトや閲覧環境の改良が重ねられており、外部の評価も高い。ただ、外部レビューでは評価は B であり、改善する余地が残されている。
• 国際的な活動として、APEC 中小企業大臣会合の日本での開催にあわせて、政策当局と連携して同大臣会合と併催のシンポジウムを開催し、アジア太平洋地域政策における研究ネットワークの拡大を図った点は評価できる。
• 政策へのインパクトがどのようにすれば上がるのか、政策当局からの意見も聴取しながら、検討して欲しい。社会への研究成果の普及については、HP の充実やタイムリーなテーマでのシンポや BBL の開催を引き続き行うことが中心となるだろう。
</td></tr>
</table>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人工業所有権情報・研修館(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:清水 勇)
目 的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。2 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。3 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 上記のほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 工業所有権に関する相談に関すること。6 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。7 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。8 1～7の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	工業所有権情報・研修館分科会(分科会長:早川 眞一郎)
ホームページ	法 人:http://www.inpit.go.jp/index.html 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2011/index.html
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	B	B	B	B	B	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第２部第２節１(２)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	B	B	B	A	A	B	
2.サービスの質の向上	B						
(1)情報提供		B	A	B	B	B	
(2)流通		B	A	A	B	B	
(3)人材育成		B	B	A	A	A	
3.財務内容	B	B	B	B	B	B	
4.その他業務運営に関する重要事項	A	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
- 知財立国の実現に不可欠な社会全般への情報提供と人材育成を適正に行っている。特に、業務環境の変化やユーザーニーズに細やかに対応し、都度業務の改善が継続的に図られている点は高く評価できる。
- 各種の日常業務の確実・迅速な実施を完璧に行っている点を高く評価する。また、社会の今後を見据えた対応策を積極的に準備・実施しており、この点についても役職員の真摯な取組を高く評価する。
- 中国における出願件数の爆発的な増加、中国企業による海外企業への訴訟の増加など中国における知的財産を巡る情勢は深刻さを増しており、日本が生き残るために、今後は、特許庁とともに海外(中国)へ目を向けた事業展開が必要になってくるのではないか。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	(業務の効果的な実施) • 人員配置及び業務・組織体制の見直し(職員の削減、地方閲覧室をすべて閉室) • 一般管理費は前年度比 4.1%、業務経費は前年度比 3.5 %の削減を達成 • 契約の妥当性を諮るための契約審査委員会及び契約監視委員会の開催 • 随意契約(少額随契以外)だけでなく、一般競争入札を含めた契約締結状況を HP に公表し、透明性を確保 • 理事長以下全役員及び部長以上が出席する運営会議を毎月開催、各事業の進捗・目標の達成状況の管理と目標達成を阻害するリスク要因の洗い出しを図る体制を整備 • 業務の効率化を図り、職員の削減を行ったことにより、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)に基づく5年間で5%以上の削減目標を大幅に達成(△10.7%)	• 現状に甘んじず業務運営全般に渡って効率化の努力が継続されていると評価できる。 • 特に、理事長によるリーダーシップを機軸とした内部統制が的確に機能し、入札・契約の適正化、人件費の削減等の重要課題につき着実な改善が見られ、おおむね目標以上の効率化を達成していると評価できる。
情報提供	2(1)	(工業所有権情報普及業務) • 特許電子図書館(IPDL)検索回数:86,001,923 回、蓄積件数:約 8,040 万件 • IPDL トップページ及びセカンドページについて視覚障害者に配慮した配色への変更、音声読み上げソフトに対応するインデックスの付与等の機能改善を実施 • 整理標準化データ作成件数:14,129,047 件	• 情報・研修館に集積する知的財産に関する様々な情報、ノウハウを広く普及させる取組みが適切に行われていると評価できる。 • 基幹業務である特許電子図書館による情報提供サービスが高水準で活用されており、特許電子図書館の充実など創意工夫に満ちた積極的な活動はユーザーの利便性の面からも高く評価できる。 • 相談内容の情報共有化及び FAQ への反映等に

		• 公開特許公報発行からPAJ提供までの期間を、前年度より2日間短縮 （工業所有権関係公報等閲覧業務） • 閲覧室利用者：20,594 名 • 地方閲覧室の閲覧指導員へのスキルアップ研修（検索手法の向上）を実施 （審査・審判関係図書等整備業務） • 審査・審判資料を購入・提供 ➢ 内国：図書 479 冊、雑誌 9,917 冊 ➢ 外国：図書 40 冊、雑誌 5,965 冊 ➢ 非特許文献：3, 174 冊 ➢ 意匠カタログ：内国 12,007 件、外国 3,000 件 • HP に掲載した閲覧可能な図書等リストを更新、閲覧サービスの充実 （工業所有権相談等業務） • 相談件数：45,805 件 • 産業財産権相談サイトの開設、FAQの提供 • 相談を通じて把握したユーザーニーズを特許庁へフィードバックし共有（提供件数 171 件） （情報システム業務） • 初心者ユーザーでも自ら手続きが可能となる「かんたん願書作成ツール」を作成・提供	よる相談業務の効率化は人件費削減にも寄与しうるものであり高く評価したい。
流通	2(2)	• 特許流通アドバイザー派遣（83 名） ➢ 企業訪問回数：20,166 回 ➢ 22 年度成約件数：1,272 件 • 自治体が確保する技術移転人材（特許流通アシスタントアドバイザー54 名）に対し、特許流通アドバイザーの指導のもと、特許流通等ノウハウ継承のための支援を実施（成約件数：36 件） • 特許流通アドバイザーの育成指導を完了した地域の技術移転人材（自治体特許流通コーディネータ 55 名）に対し、地域において自立的に活動できるよう支援（成約件数：103 件） • 特許情報活用支援アドバイザー派遣（52 名） ➢ 企業訪問回数：10,849 回 ➢ 企業戦略サポート実績：575 件	• 中小ベンチャー企業、地方にも配慮した特許流通のための諸施策に積極的に取り組み、所要の成果を上げていると評価できる。 • 今後はこれまでの特許流通促進事業の経験を活かして知的財産流通のノウハウを情報として提供し、あるいは研修を実施するなど、情報・研修館らしい形態での事業の展開を望む。
人材育成	2(3)	（特許庁職員に対する研修） • 特許庁の研修計画に基づき、6,017 名に研修を実施（満足度 98.2%） （調査業務実施者の育成研修） • 調査業務実施者育成研修を4回実施（受講者 392 名、満足度 99.8%） • 面接評価における評価項目の再検討、区分追加者への質問例の見直しのため、特許庁と協議 （民間企業等の人材に対する研修） • 中小・ベンチャー企業向けの研修、弁理士等知的財産専門人材向けの研修、特許情報検索に関する研修、行政機関等職員に向けた研修について、年度計画で設定した回数はすべて達成（満足度 98.9%） • 海外における人材育成機関と連携し、情報交換及び相互協力を推進（日中韓知的財産人材育成機関長会合等） • （大学の知的財産管理機構の整備支援） • 大学知的財産アドバイザーを 26 大学等に派遣 • （工業所有権教育用教材の整備・提供及び活用の支援） • 高校生、高専生、大学生を対象とした「パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト」を開催	• 特許庁内外の人材を活用できる情報・研修館ならではの研修業務について多面的かつ密度高く実施されており、内容・回数・受講者の満足度など全般的に高い水準で成果を上げている点は高く評価できる。 • 民間企業等に対する人材育成は民間事業としては成立しない領域であり独立行政法人が取り組むに値する事業である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人日本貿易保険(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:鈴木 隆史)
目 的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。
主要業務	1 貿易保険の事業を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。3 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険の事業を行う国際機関等を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易保険部会(部会長:横田 絵理)
ホームページ	法 人:http://nexi.go.jp/ 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2011/index.html
中期目標期間	3年間(平成 21 年4月1日～平成 24 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	第2期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	A	B	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。ただし「財務基盤の充実」については＋又はーの2段階評価。 2. 平成 18 年度以降は、大項目単位でも評価を実施。17 年度以前は中項目単位のみ。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	B	C	C	B	B	A	
(1)業務運営の効率化	B	C	C	B	B	A	
(2)次期システムの効率的な開発及び円滑な運用	B	B	B	B	A	B	
2. サービスの質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)商品性の改善	A	A	AA	A	A	A	
(2)サービスの向上	A	A	A	A	A	B	
(3)利用者のニーズ把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備	A	B	A	A	B	A	
(4)重点的政策分野への戦略化・重点化	A	A	AA	A	A	AA	
(5)民間保険会社による参入の円滑化	A	A	A	A	B	B	
3. 財務内容	A	A	B	A	A	A	
(1)財務基盤の充実	＋	＋	＋	＋	＋	＋	
(2)債権管理・回収の強化	A	A	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成 22 年度において、平成 22 年6月に閣議決定された「新成長戦略」など国の政策動向に沿って機動的・積極的に対応し、実績を積み上げた。環境変化や新たなニーズを踏まえたサービスの向上、リスク審査の充実等に取り組んだ。加えて、東日本大震災へも迅速な初動対応を行った。中期計画及び年度計画の目標を総じて上回るペースで達成したと評価できる。このため、「サービスの質の向上」全体の評価はAとする。
  業務運営においては、高い専門性確保を含む業務の質の充実と効率性の向上との両立を追求した。業務費及び一般管理費、人員については、それぞれ計画を上回る削減を達成した。給与水準の適正確保の取組を進め、ラスパイレス指数は低下した。システム整備を進めつつ、契約事務を顕著に改善した。このため、「業務運営の効率化」全体についてはAとする。
  財務内容については、健全性は維持されている。モニタリングを通じた事故防止や債権管理・回収の取組とそのシステム対応が進展した。信用事故債権の回収実績率は目標を大きく上回った。このため、「財務内容」全体についてはAとする。
  現下の日本経済の置かれた状況にかんがみ、国際競争力を支える制度インフラとしての貿易保険の政策的役割は、ますます重要となっている。日本貿易保険は、サービス向上、専門性確保、リスク管理強化、効率的運営等に努めつつ、持続的な事業基盤を一層確固たるものとするといった期待に十分応える実績を上げたと評価できる。以上を総合し、今年度評価はAとする。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 業務費(人件費を含む)を20年度実績比で約 3.1%削減、一般管理費を 2.9%削減。 • 国家公務員との給与水準の比較(ラスパイレス指数の状況) ➢対国家公務員(行政職(一)):128.7 ➢地域・学歴勘案:107.2 • 監事による監査により、随契適正化を含めた入札・契約の状況を重点に監査を実施。 • 円滑なシステム運用を実施し、保守費用は、12.7 億円となり、目標(16.1 億円)を下回った。 • 22年度は、より適切な機密性情報管理を実施するため、機密情報マニュアルの見直しを実施。 など	• 業務費及び一般管理費は計画を上回る削減を達成。 • 給与水準については、国家公務員に比べて高くなっているが、地域・学歴構成による影響とともに、国際金融等の専門的人材の確保のため、労働市場における給与水準の影響があることを踏まえれば、合理的な理由があると認める。 • 競争性のない随意契約の比率は、前年度の34%から 6%(金額ベース)に大幅改善、一者応札・一者応募についても前年度の 30%から12%(件数ベース)に低下した。 • システムの保守費用は、目標を下回り、内部統制に係るシステム対応や情報管理の取組も着実に進めた。
商品性の改善	2(1)	• ストックセールス:2件の引受を実施。海外拠点経由取引の一部を新たに付保対象として引受を実施。	• 海外拠点経由取引についての付保対象拡大、簡易通知型包括保険の導入、L／C条件の適用国の大幅削減、設備財包括保険における保

		• 継続反復型汎用品輸出に係る2年未満包括保険「簡易通知型包括保険」を開発し、引受を開始。 • 慎重なリスク分析を行った上で、設備材包括保険におけるEF格バイヤー向け料率の引下げを実施　など	険料率一部見直し、貿易保険付保債権の信託制度の開始など、利用者のニーズや環境変化を踏まえ、計画より広範囲にわたる商品性改善を行った。
サービスの向上	2(2)	• WEBによる情報提供サービス:簡易通知型包括保険(H22年10月受付を開始)のWEB申込み等に対応。 • 海外輸出信用機関との再保険ネットワークを拡充(台湾、韓国)。 • 意思決定、業務処理の迅速化:概ね達成 ➢保険料算出・試算の照会など (目標:翌営業日など→目標どおり) ➢支払保険金に係る平均査定期間 (目標:全件60日以内→88件中25件未達成、平均50日以下→35日と目標を達成) • ホームページやメールマガジンで新たな取組みについてタイムリーに公表。　など	• WEBサービス対応やアジア輸出信用機関との再保険ネットワークの拡充、関係金融機関との連携強化、中小企業輸出代金の流動化等によるサービス向上を着実に進めた。 • 信用保険事故が高水準で推移したにもかかわらず、支払保険金に係る査定期間を平均35日間(目標は平均50日)に抑えるなど、迅速化に係る目標については、被保険者がエビデンスを入手するために時間を要した等のやむを得ない事情があった一つ(全件60日以下)を除き達成した。こうした点を踏まえ、今年度評価はBとする。
利用者のニーズ把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備	2(3)	• ホームページ大幅刷新等による情報提供、一般紙等への記事掲載により、潜在的ユーザーの認知度向上に寄与。既存利用者への各種会合等により、ニーズを把握。 • バイヤー格付モデルの見直しへの取組。 • 各部・各支店にてモニタリング業務の推進に努めた。 • 国際金融ビジネス等専門的な研修実施。 • 毎日、幹部連絡会を開催し、理事長へリスク対応等を含めた業務報告を行い、役職員にフィードバックする仕組みを導入。また、「NEXI経営目標」を策定し、これに基づいた目標管理制度を確立。　など	• 利用者のニーズ把握や制度普及に向けてホームページの大幅刷新と未利用者向けページ新設、関係機関と連携したセミナーの拡充、メディアへの多くの記事掲載等を実現。 • リスク分析・評価の高度化に向けて、バイヤー格付モデルの刷新、包括的なモニタリングの強化、専門能力向上のための各種研修などの取組を前進させた。 • 年度計画をブレークダウンした経営目標を通じた管理、毎朝の幹部連絡会を通じた重要情報の共有と方針・指示の徹底等の取組を実施。
重点的政策分野への戦略化・重点化	2(4)	• パッケージ型インフラの海外展開支援 ➢現地通貨為替対応:2から20通貨へ拡大、一定の融資に対する付保率の引き上げ ➢インフラ整備:電力(2件)・通信(1件)・水ビジネス(2件)分野の引受を行った。 • 中堅・中小企業への国際展開の支援 ➢バイヤー登録時の信用調査料の無料化を実施:22年度までに574件(312社) • 金融危機への機動的な対応。 ➢海外日系企業の運転資金支援 400億円(累計8,800億円)の引受け • 資源・エネルギーの安定供給確保の支援。 ➢資源エネルギー総合保険の引受け:3件 • 環境社会構築の支援。 ➢地球環境保険の引受:5件　など	• 国の「新成長戦略」を踏まえ、パッケージ型インフラ海外展開の支援のため、政策変更リスクの引受対象化、為替リスク対応強化付保率引上げ等の制度改善を相次ぎ公表した。具体的な案件の発掘・組成や付保にも積極的に取り組み、電力、通信、水ビジネス分野等で引受実績を積み上げた。 • 中小企業の国際展開支援、海外日系企業の運転資金支援、資源・エネルギー、環境、航空機、農業分野等でも機動的に対応し、各分野で保険引受や協力締結などの実績をあげた。このように、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れた実績を上げたことを踏まえ、今年度評価はAAとする。
民間保険会社による参入の円滑化	2(5)	• 民間保険会社との協調保険について、具体的案件の組成に向けた検討を行った。 • 販売委託先の民間保険会社に対して、個別の要望に応じて貿易保険制度の改善や情報の提供を行った。　など	• 業務委託を通じた保険契約は横ばい程度にとどまった一方、新規委託先の積極開拓、民間保険会社の海外子会社とのフロンティング契約(NEXIが現地保険会社から再保険を引き受ける形態の取引)の導入など、民間保険会社の事業機会拡大に向けた取組は前進した。
財務内容	3	• 現預金及び有価証券残高:大規模な保険金支払に対しても一定の流動性が確保されている水準。当期総利益:216億円。 • 非常事故債権:遅延が続いていたコンゴ民主共和国のリスケ債権は、パリクラブ合意に至り、的確な対応を実施した。　など • 信用事故債権:民間回収専門業者(サービサー)15社を活用し回収。債権回収実績率は、69.9%。(目標20%)	• 財務基盤については、中期計画に沿って適切な経営努力が行われている。純資産額増加など、健全な財務内容は維持されていると認める。 • 債権管理・回収については、包括的なモニタリングや、関係機関との連携の強化を通じて、事故発生の防止、債権管理・回収の取組を推進。債権データ管理システムの機能を向上させ、債権管理業務を効率化。信用事故債権の回収実績率は70%となり、目標(20%)を大きく上回った。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

保険金査定業務については、現行中期目標において、信用リスクに係る保険金の補正期間を含めて査定期間を60日以下とするとの目標水準が定められている。当該業務に関する貴委員会の評価結果をみると、査定期間が60日以下で処理できなかった未達成案件は、平成21年度(88件中38件)に引き続き、86件中25件となっているが、その未達成の理由について被保険者がエビデンスを入手するために時間を要したというやむを得ない事情によるものとの認識を示すにとどまっている。今後の評価に当たっては、保険金査定の事務処理の一層の迅速化を図るため、目標を達成するために必要な取組を促すような評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人産業技術総合研究所（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：野間口　有）
目　　的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。 2 地質の調査を行うこと。 3 計量標準の設定、計量器の検定、検査、研究・開発及びこれらに関する業務並びに計量に関する教習を行うこと。 4 1～3に掲げる業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。5 産業技術強化法第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を推進すること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：室伏 きみ子）
分科会名	産業技術分科会産業技術総合研究所部会（部会長：室伏 きみ子）
ホームページ	法　　人：http://www.aist.go.jp/ 評価結果：http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2011/
中期目標期間	5年間（平成 22 年4月1日～平成 27 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	第2期中期目標期間	H22 年度	備考
＜総合評価＞	B	A	A	A	A	1．AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2．「2 サービスの質の向上」について、平成 19 年度以降は、中項目単位で評価を実施。 3．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞						
1 業務運営の効率化	C	B	B	B	A	
2 サービスの質の向上	－	－	－	－	－	
(1) 研究開発マネジメント					A	
(1) 質の高い研究成果の創出とその活用のために講じる方策	A	A	A	A	－	
(2) 鉱工業の科学技術	A	A	A	A	A	
(3) 地質の調査	A	A	A	A	A	
(4) 計量の標準	B	A	A	A	A	
(5) 情報の公開	B	A	A	A	－	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	

2．府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.30)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価に至った理由）
- 中期計画で掲げたミッション（①21世紀型課題の解決、②オープンイノベーション機能の強化）達成に向け、22年度はいずれの分野においても、ほぼ順調に計画通りの成果が得られ、一部の分野や研究課題においては計画を上回る成果も得られている。
- 特に国立研究所としての立ち位置を理解し、産と学との連携のハブになる努力を具体的に開始している点、また絶えず具体的かつ社会的アウトカムを意識した業務運営に努力している点については高く評価したい。
- ポスト東日本大震災の社会に資する一連の災害、資源、エネルギー研究の成果を高く評価するとともに、すべての分野で、基盤・標準化技術、実用化技術の双方のバランスの取れた先端的研究成果を紛れもなく上げている。
- 「研究関連・管理部門」を3本部に統合・スリム化し、理事長のマネジメント力強化のため、6分野ごとに「研究統括」「副研究統括」「研究企画室」を設置した研究実施体制の刷新は、研究開発支援機能強化に繋がる施策と高く評価する。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 新体制へ移行し、より効率的かつ質の高い業務を行うことができる体制とした。 ➢研究業務推進部（室）の設置 ➢15 部署を 3 つの本部組織に統合し、特に、産学官連携に関する8部署を「イノベーション推進本部」として単一の組織に統合 ➢6研究分野ごとに「研究統括」、「副研究統括」及び「研究企画室」を設置 • 人件費削減については、総人員数の管理及び定期昇給幅抑制により、平成17値年度比で△5%を確保した。 • 研修業務について、アウトソーサーを企画競争により決定。23年度中には、「官民競争入札等監理委員会」による市場化テストを導入。	• 業務運営の効率化に向けて、産総研が一体となって取り組み、着実に成果を挙げている。 • 研究分野間の融合、協働や、産学連携の加速が期待できる研究企画、人材統括、研究統括という実践的な機能分割体制をすべての分野ごとに設置した取り組みは、特筆すべき業務改善の英断として高く評価したい。 • 官民競争入札について、研究支援業務の質の向上と業務効率化の推進のため、市場化テストの導入を進めている。
研究開発マネジメント	2(1)	• 研究組織の機動的な見直しを実施。標準化活動を横断的に管理する組織として、「国際標準推進部」及び、「標準化戦略会議」を設置。 • 「重点課題と戦略的取り組み」において、産業界と共有する長期的な目標値や機能性の技術指標を提示。 • 地域センターの重点化分野における研究成	• 社会の要請に基づき、わが国の科学・技術の基盤を確立するための基礎研究から、産業に直結する研究・開発までの本格研究を担う機関として、常に組織の機動的な見直しや再編成を行い、リソース配分の最適化を図っている。 • 「標準化戦略会議」を設置し、研究開発と標準化を一体として運営する研究戦略は、産業界を含め国への貢献は大である。

		果の創出や地域企業への橋渡しを重点的に実施。 • 中小企業との共同研究を 611 件、技術相談を 1,878 件実施。また、各地域センターでは、「地域事業計画」を策定。 • 技術研究組合を活用した共同研究やプロジェクトの実施、オープンイノベーション・ハブ機能強化を推進。また、米国との連携では、17 件の研究テーマを開始。	• 地域の特殊性や地政学に応じた地域センター研究計画の戦略的な重点化も高く評価できる。 • 「イノベーションハブ戦略」の推進により、つくばイノベーションアリーナ構想の推進、技術研究組合への参画、中小企業支援、国際標準推進等、産総研独自の視点を活かした体制の強化と、研究実績の向上に結び付いていると判断される。
鉱工業の科学技術	2(2)	• 化合物薄膜フレキシブル太陽電池では、10cm 角基板上のサブモジュールで従来の世界最高効率を上回る 15.9%を達成。新型太陽電池について約 100 件の測定を実施。産業界に一次基準セルを 10 個、二次基準セルを 23 個供給。 • 再生医療支援技術に資する iPS 細胞作製技術に関して、新たに 4 種類の異なる組織から iPS 細胞を樹立し、iPS 細胞に特徴的な遺伝子群の特定に成功。さらに、応用性、利用可能性の高い細胞からの iPS 化に成功。 • 非金属製車椅子の製品化モデルを試作し、JIS 走行耐久性試験をクリア。 • 単層カーボンナノチューブの大量生産装置の開発を行った。様々な合成条件を最適化することで、幅 50cm の金属シートの全面に均一かつ緻密に成長させることに成功。 • 高移動度の単結晶性有機半導体薄膜を独自のダブルショットインクジェット印刷技術によって形成する技術を開発。 • 低消費電力イベントドリブン型無線センサ端末用カスタム高周波 IC を試作し、それを用いてスタンバイ電力 1μW 以下のプロトタイプ端末を実現。さらに、MEMS 用クリーンルームおよび製造装置の消費エネルギーを一括でモニタリングするシステムを試作、導入。	• 次世代型太陽光発電研究をはじめとする再生エネルギーの技術開発や、レアメタルの有効利用技術など、基盤・標準化技術で多様な成果を上げているに留まらず、燃料電池用水素貯蔵技術、HEMS 開発など、すぐにも社会化が期待できる実用化技術の開発にも成功している。 • iPS 細胞の標準化技術や、バイオプロセス活用による高効率・高品質の物質生産技術、遺伝子組み換え作物の作出技術の開発、また、健康な生き方を実現するための技術（金属探知器に反応しない車いすの開発など）において、優れた成果が挙がっている。 • ナノカーボン材料の量産化、多様なMEMS の開発、モバイルフレキシブルディスプレイを実現するデバイスの開発など、先端性を持ちながら、早期の実用化が期待できる数多くの成果を上げている。
地質の調査	2(3)	• 地質の調査を実施し、地球科学基本図の作成及び関連情報を整備。また、防災の観点から、重要な約 20 の活断層情報のデータベースへの追加、及び活火山のデータベースの更新を実施し、ウェブにて配信。Google Maps 上で活断層を検索できるように改良。 • 地中熱ポテンシャル評価手法の開発に着手し、地中熱ポテンシャルマップを作成。	• 国土および周辺地域の有効利用のために、地質情報の知的基盤構築、地質現象の将来予測と評価技術の解明等において、産総研の総合力を活用した地道な取り組みが進められ、成果を挙げている。 • 資源価格の高騰の中で、自国資源の確保に資する一連の資源調査研究とポテンシャル評価は、今後の国策として極めて重要である。
計量の標準	2(4)	• 新たに 9 種類の計量標準を開発し、うち 4 種類について整備が完了して供給を開始。 • マンモグラフィ X 線標準に関連して Mo/Rh の線質について標準の校正技術を開発。さらに、前立腺がん治療用のヨウ素 125 医療用密封小線源に対する線量標準の校正技術を開発。 • アジア太平洋計量計画において、1つの技術委員長ポストを新たに獲得。	• 産業競争力の強化に向けた国家計量標準の整備が着実に実行されており、国家計量標準の高度化や、計量標準と関連する工業標準化の推進も、適切に進められている。 • 国際的な活動も顕著であり、国際計量標準化への貢献にも優れた成果が挙がっている。
財務内容	3	• 一般管理費については、前年度比3％以上、業務費については前年度比1％以上の効率化を実施。 • 海外を含む外部機関からの研究資金受入や研究施設の外部利用に関する制度等の外部との連携推進の検討とあわせて、共同研究・受託研究、人材の受入、技術研究組合参画研究に関する所内インセンティブ制度の拡充を図り、外部資金獲得および連携制度活用に係るモチベーションを向上させ、外部資金による研究規模の拡大を推進。 • 知的財産権に関する方針を策定し、周辺技術や応用技術についても、戦略的に特許を取得するとともに効果的に技術移転を行った。	• 運営費交付金の減少が続く中、また経済環境の悪化で民間企業の研究費の削減が続く中、共同研究等の外部資金の獲得額が増加している点は評価できる。 • 地域における研究サイトの見直しと廃止等、保有資産の有効活用も順調に進められており、遊休施設の処分も進んでいる。 • 知的財産に関しても、特許出願・管理の是非を審査する体制を構築し、研究成果の戦略的な知的財産権化を図り、技術移転を見据えた効率的な特許取得と維持を図ることが方針として決定され、実施に移されている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人製品評価技術基盤機構(平成 13 年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:安井 至)
目 的	工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。2 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。3 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。4 評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。5 工業標準化法、ガス事業法、電気用品安全法等、各種法令に基づいた立ち入り検査等の実施
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	技術基盤分科会 製品評価技術基盤機構部会(部会長:向殿 政男)
ホームページ	法 人:http://www.nite.go.jp/index.html 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2011/index.html
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.サービスの質の向上	A						
(1)バイオテクノロジー分野		A	A	A	A	A	
(2)化学物質管理分野		A	A	A	A	A	
(3)適合性認定分野		A	A	B	A	A	
(4)生活安全分野		AA	AA	B	AA	AA	
3.財務内容の改善	B	B	A	B	B	B	
4.マネジメント	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
- 中期目標を達成するための計画の内容を真摯に実現している。総合評価は高い。
- 社会の必要とする人材の育成、製品安全等に関わる情報の時宜を得た提供、内部統制システムの強化を、トップが率先垂範しており、優れたマネジメントが行われていることを評価。
- それぞれの分野で業務を積極的に展開していることは評価できる。また、ガバナンスや内部統制を強化して、統一性を持たせる努力は認められるが、未だ統一性に欠ける面が現実にはあり、総合性を発揮する可能性があるにもかかわらず、それを十分に生かしていないきらいがある。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
生活安全分野	2(4)	(製品安全関係業務) • 事故情報収集件数は昨年度と比べ増加(4,371 件→4,788 件 9.5%増)、現場調査(63 件、前年同期 78 件)・事故品確認(1,388 件、前年同期 1,393 件)を着実に実施 • 大臣から調査指示のあった重大事故に関する原因究明調査を的確に実施(1,007 件、前年同期 1,040 件) • 事故の再発・未然防止を図るため、事故情報公開の迅速化を推進(新規公開:4,518 件) • 国内外関係機関との連携を強化 • 製品事故情報の調査・分析等が、行政施策に反映(6件) • 経年劣化事故(953 件)を抽出し、分析。扇風機、石油ふろがま等の結果を公表して注意喚起 • 重大製品事故のリスク分析を実施(1,058 件)、結果を経済産業省に提供して未然防止に寄与 • 事故原因究明結果を経済産業省へ提供し、事故の未然・再発防止に貢献 • 国民への注意喚起が必要とされる製品事故について、定期的(1回/月)にプレス説明会を実施 (標準化関係業務) • 高齢者・障害者等が安全で使いやすい製品の普及等のため、福祉用具の転落防止機能等 65	• 法令に基づく業務成果が中軸である。関連制度の保護法益を減退させることなく、迅速な活動が展開されていると評価する。 • 製品安全関係業務において、多数の事故品確認・現場調査を実施し、また、ライター問題への対応、経年劣化問題など国民目線に立った対応をとるなど、質・量の両面において中期計画を上回る極めて優れたパフォーマンスを実現した。また、標準化関係業務などでは、確実な業務が行われている。 • 事故原因究明による再発防止を図ることで国民の安全と安心を担保する取り組みから、潜在的な社会リスクの評価・洗い出しや事故を未然に防止するための取り組みへと進展している点を高く評価。経年劣化分析の取り組みはこれまでに蓄積されてきた事故分析データを保有する NITE ならではの先駆的取り組みであり、このようなリスク先取りの取り組みを継続すべき。 • 事故再発・未然防止を図るべく、調査・分析結果が行政施策に反映されると同時に事故情報公開の迅速化に取り組んでいる。わかりやすい視覚的な注意喚起を多様な層に向けて実施すべく講師派遣や事故事例研究会への参画、DVD 教材の作成等がなされている。非常に高いレベルで、社会の生活の安全性確保のための情報源として安定した地位を築いている。

		機能について、福祉用具共通試験方法を開発しパブリックコメントを踏まえて公表 • ライターを使用した子供の火遊び事故防止のために、CR機能等についての試験方法を制定し、JIS 化を実施 • 事故情報の収集・分析から、規格基準の改正提言を取りまとめ • 電気用品安全法技術基準性能規定化及び品目大括化・法令手続合理化についてのアクションプランを策定 (法令に基づく立入検査等業務) • 効率的・効果的な実施体制の下、的確に実施 (講習関係業務) • 電気講習(定期講習)は、口蹄疫、東日本大震災の影響により4会場(宮崎、青森、栃木、神奈川)の開催を中止(延期)した以外は計画どおり実施 • ガス講習(再講習)は、東日本大震災の影響により1会場(宮城)の開催を中止(延期)した以外は資格・認定講習を含め、計画どおり実施	
マネジメント(マネジメントの改善)	4	(事業への対応) • 講習業務の試験における問題の誤りについて、再発防止策を検討 • 認定審査資料の紛失について、根本原因分析結果に基づき、再発防止策を検討、策定 • 一連の事象が、現在の組織文化に要因があるのではないかとの指摘を踏まえ、検証 (リスク管理対応) • リスク管理委員会において、上記発現リスクに対する再発防止、未然防止に向けた議論を実施 • 各部門におけるリスク対応を再調査し、リスク事例を情報共有 • 今後、危機管理規程及び対応マニュアルの整備を行う予定 (長期ビジョンから個人の業務目標まで一貫したマネジメントを実現) • 1年半をかけた全所的な経営管理設計 • 長期ビジョン策定・フォローアップ ➢ 第3期中期計画への棚卸し ➢ 各分野別アクションプラン策定 • 若手職員による中長期戦略の検討 分野別戦略PT(20回) 理事長と若手職員による意見交換 • 4位一体による社会的リスクの低減に向けた深掘りの議論 ➢ 共通課題の抽出、相違点の確認等 • 内部統制システムの周知徹底 ➢ 全職員を対象としたセミナー開催 ➢ 5S活動(CNN:Challenge Next NITE)を検討開始 • NITEの内部統制の取組を他の4独法に紹介 (東日本大震災対応) • 直ちに災害対策本部を設置し、被害状況を把握 • 微生物のバックアップ事業について、物資の入手が困難な中、自家発電用の燃料、液体窒素の確保を行い、微生物を死滅させることなく保存 • ガス資格有効期間の延長、震災により受講できなかった者のための講習会の手配、MLAP、JCSSの有効期限の延長等を実施	• 企画管理機能について「リスク管理」では、リスクの可視化が明確に追及され、「内部統制」では、予防管理が実施され、システム・リスクへの対応も整理されている。「目標管理」では、PDCA サイクルが作動している。「能力評価」では、共通理解に基づく合理性が担保されている。「成果普及」では、費用対効果の課題、アウトカム評価の課題も残されているが、他の独立行政法人と比較して極めて質の高い検討がなされているなど、体系的な対応を実施していると評価。 • 職場の中核であるミドルマネジメント層の活性化を図るべくトップとのコミュニケーション等を推進されると良いのではないか。 • リスク管理委員会を開催し、組織全体のリスクについて、共通認識を図るとともに、各部門におけるリスク対応を再調査し、リスク事例の共有化を実施している。また、職員参加による理事長ヒアリングを実施するなど、トップがリーダーシップを発揮して、業務リスクの低減、業務の質の向上を図るべく、質の高いマネジメントが実施されている。 • 内部統制では、理事長のイニシアティブの下で他の独立行政法人に先んじた取り組みが進んでおり、その成果が浸透しつつある。今後も定着を進めて欲しい。 • 試験問題の誤りや認定資料の紛失等が発生した。内部統制の強化を図るべく、情報共有化や規程・対応マニュアルの整備を検討されているが、あってはならないことであり、組織全体の課題として対応策を全職員の腹に落とし込むことが重要。 • 今回の事例では「頭では分かっている」ことが実現できていないことが明らかになった。それを踏まえた組織文化検証PTでは、適切な改善策が打ち出されているが、肝腎なことは、当たり前のことを当たり前に実行するという、やさしそうで難しい課題をどう定着させるかである。そのためにも理事長以下の日常的なアプローチと併せ、組織内の「気楽なコミュニケーション」を大事にして欲しい。 • リスク管理委員会を軸に内部統制は体制として完備されている。ただし、今回の試験問題の出題の誤り、認定業務に係る文書の紛失の事例に見られるように、NITE 及び関係者の「責任」と「リスク対応」に対する「思考及び行動の基本指針」が醸成され実行される体制になっていない可能性がある。体制を整備しても問題は発生するが、皆が組織のために最大の努力を払う風土(共通認識)が生まれれば、公的トラブルに限らず、種々の問題発生を極小に抑える強い組織力が期待できる。

3. 当委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法　人　名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：村田　成二）
目　　的	石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること。また、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、認証された排出削減量の取得に参加すること及び排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の規定に基づく約束を履行することに寄与すること。
主 要 業 務	1 次に掲げる技術であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。 イ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術、 ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術、 ハ エネルギー使用合理化のための技術。 2 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術に関する研究開発を行うこと。 3 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。4 1に掲げる技術の有効性の海外における実証を行うこと。5 1ハに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。6 エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに1ハに掲げる技術に関する指導を行うこと。7 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。8 産業技術力強化法に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。9 京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動、認証された排出削減量の取得及び排出量取引に参加すること。等
委 員 会 名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：室伏　きみ子）
分 科 会 名	産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会（部会長：岸　輝雄）
ホームﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.nedo.go.jp/ 評価結果：http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2011/
中期目標期間	5年間（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 平成 19 年度以降は、「2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」を3つに細分化し、評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	A						
(1)研究開発関連業務		A	A	A	A	A	
(2)新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等		A	A	A	A	A	
(3)クレジット取得関連業務		B	B	AA	A	A	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	A	B	B	

2．府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.30)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価に至った理由）
- 第2期中期目標においては、産業技術及びエネルギー・環境を巡る状況を認識し、我が国産業競争力強化、エネルギーの安定供給及び地球環境問題への対応という課題に対して、技術を核として産学官の叡智を結集し、政策当局との緊密な連携の下、民間の能力・知見を最大限に活用しつつ経済社会の持続的成長の実現に向けたイノベーション創出を推進する役割を果たすことが期待されている。
- その際、NEDOの特徴を活かし、かつ、時代の変化に的確に対応しながら、より一層の業務の効率化を図りつつ、特に次の3点に①グローバルな視野をもとにした技術開発戦略の構築② 事業の戦略的な重点化③ 変化に迅速に対応する機動的なプロジェクトマネジメントに重点を置いた対応が求められており、平成22年度NEDOの評価を実施するにあたり、総合的な評定を実施。① NEDOの実施している業務と国の政策の方向性との整合性② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上③ NEDOの行う事務・事業の効率的かつ効果的実施に留意し総合的に評定を実施。
- さらに、新エネルギー・産業技術総合開発機構部会では、評価ポイントを明確にするため、「業務運営の効率化」、「研究開発関連業務」、「新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等」、「クレジット取得関連業務」及び「財務内容その他」の項目について評価事項個別に評価を行い、個々の評価の積み上げにより評価項目及び総合の評価を実施した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 「国際部」及び「スマートコミュニティ部」を新設し、「蓄電技術開発室」をスマートコミュニティ部下に移管。米国に「シリコンバレー事務所」を新設し、国際案件の企画立案を強化。また、機構全体で、部の数を 20 から 18 へスリム化。 • 企画段階では、NEDO職員自らが新たなプレーヤーや技術シーズの発掘等を実施。実施段階では、中間評価結果を受け、計画の見直しやテーマの絞り込み（10 件）等を実施。事業終了後は、事後評価、追跡評価等を実施し、その結果から	• プロジェクトのグローバル展開や国際的なネットワークを活用した国際案件の企画立案等の強化が行われ、柔軟かつ機動的な組織体制の構築が行われていること等を評価。 • 業務全般(企画段階・実施段階・事業終了後)のPDSサイクルを確立し、運用が行われていること等を評価。 • 業務効率化等による人件費等の削減、情報システム関連経費の抑制等、一般管理費削減に向けた具体的な方策を評価。

		得られた知見や教訓を今後のマネジメントへ活用すべく、プロジェクトマネジメントガイドラインに反映。 • 業務効率化等による人件費等の削減、情報システム関連経費の抑制、石炭関係経費の節減等を実施し、一般管理費の19年度比▲13.4%削減を達成。 • 機構運営の重要事項は、理事長が統括する運営会議で審議を行い、内部統制に係る理事長のリーダーシップと監事の監査機能の強化を確保。 • 年度計画策定にあたり、総務企画に担当者を配置し、機構内横断的に徹底して審査することで、業務の有効性と効率性を確保。	• 運営会議にて重要事項の審議を行うとともに、監事も運営会議に参加することで、内部統制に係る理事長のリーダーシップと監事の監査機能の強化を確保した。コンプライアンスマニュアルの作成・配布し、コンプライアンス推進委員会を開催し外部講師による階層別研修 15 回、職員研修／基礎研修 12 回を全職員を対象に実施したこと等を評価。
研究開発関連業務	2(1)	• 研究開発マネジメントの高度化 ①中間評価、事後評価、追跡調査の結果等より62件の事例を抽出し、その中から今後のマネジメントの高度化に寄与すると考えられる9事例を厳選し、「NEDO研究開発マネジメントガイドライン」を改訂。 ②実施プロジェクト数を平成22年度104件に重点化。 • 研究開発の実施 ①特許出願の 22 年度実績は、国内 449 件、海外 153 件。 ②15～19 年度までに実用化・企業化促進事業が終了した案件における 22 年度での実用化達成率が 31.5%。 ③若手グラントにおいては、5 件のプレスリリースを実施。また、22 年度の論文数は 848 本(予算 31 億円、28 本／億円)。 • 人材育成及び技術経営力 ①若手研究者への研究開発助成等を通じて約 1,700 人の人材養成に貢献。 ②研究委託・助成先の中小企業、ベンチャー企業等に対し、NEDO職員と技術経営の専門家・公認会計士等が、コンサルティングを行うなど、技術経営力の強化に関する助言業務を実施。	• 「NEDO研究開発マネジメントガイドライン」を改訂し、機構内の普及のための職員研修を実施や、「企業インタビュー2010」の実施、「技術戦略マップ2011」の策定などを評価 • 実施プロジェクトの重点化、グリーンイノベーション、ライフイノベーション等に資する既存事業の強化、企画型研究開発事業の新規事業について費用対効果、アウトカム目標を明確化し、テーマ公募型事業について費用対効果分析を実施したこと等を評価 • 新規プロジェクトのパブリックコメントの実施。平成21年度に終了事業の事後評価を実施し全てが合格であり、うち9件は優良の結果を得たこと等を評価 • 実用化・企業化促進事業については、概ね中期計画等に掲げられた評価事項を達成するものと評価。 • プレスリリースによる若手研究者の成果の対外的発信を支援し、論文発表などを評価 • 産業技術人材養成については、概ね中期計画等に掲げられた評価事項を達成するものと評価。 • 技術経営力の強化に関する助言業務を延べ22回開催、「プロジェクトマネジメント研修」を実施し、NEDO公開講座を3回実施。
新エネルギー・省エネルギー導入普及促進関連業務	2(2)	• エネルギー安全保障や地球温暖化対策の政策に基づき、横断的な取り組みを実施。また、産学官オールジャパン体制で、製鉄プロセスの CO2 削減への取組を実施。革新的 CO2 回収型石炭ガス化技術開発を電源開発(株)と共同で開始。 • 「NEDO再生可能エネルギー白書」を策定し、HPでPDF無料公開(約 10 か月で約 8 万回のURL閲覧)。研究開発と実証データ分析、基準・標準化に関する取組を一体的に推進。CIS薄膜太陽電池として世界最高のエネルギー変換効率 17.2%を達成。 • 実証試験、導入普及業務により、22 年度は新たに 72 万トンの CO2 を削減。	• 省エネ効果として原油換算で約18．1万kl／年の削減が見込まれ、安全性・快適性にも優れたノンフロン型省エネ冷凍空調機器・システムの改良・開発研究を推進。日本を代表する高炉メーカーと大学等による産学官のオールジャパン体制で、製鉄プロセスのCO2削減への取り組みを実施したこと等を評価。 • 「NEDO再生可能エネルギー白書」を策定し、HPで公開。固体酸化物系燃料電池（SOFC）の商用化に向け、研究開発と実証データ分析、基準・標準化に関する取り組みを一体的に実施。2011年10月には世界初となるSOFC型の家庭用燃料電池「エネファーム」の販売を予定する等を評価
クレジット取得関連業務	2(3)	• 計画的なクレジット取得と政府への確実な移転を実施。その結果、ポーランド共和国と計 400.0 万トン(二酸化炭素換算)のクレジット購入契約を締結。また、総契約量累積は、9,782.3 万トンとなり必要な契約量は確保したものと認識。	• ポーランド共和国とのGISによるクレジット取得契約を計 400 万トン（二酸化炭素換算）の締結、総契約量累積は、9，782．3 万トンとなり、現時点において必要な契約量は確保したものと認識されたこと等を評価。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

- 「独立行政法人における運営費交付金の状況について」(平成 23 年 10 月 17 日会計検査院から国会及び内閣宛て報告)において、「運営費交付金の額の算定に当たり、控除した利息収入等の額と実績額との間に著しいかい離が生じている法人」として指摘されている。このため、今後の評価に当たっては、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意し、運営費交付金算定の控除対象自己収入の額が運営費交付金から発生する利息収入の実態を可能な限り反映しているかについて、厳格な評価を行うべきである。
- 会計検査院の平成 22 年度決算検査報告において、18 年度に行った地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業の実施に当たり、共同研究に要する経費の計上が適正を欠いたため、法人負担額の支払 26,045,250 円が過大であり不当であると指摘されている。今後の評価に当たっては、本法人が講じた措置等について明らかにするとともに、事業者に対する指導、審査及び確認が行われているかについて厳格な評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人日本貿易振興機構(平成 15 年 10 月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:林 康夫)
目 的	我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。2 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。3 貿易取引のあっせんを行うこと。4 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。5 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。6 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。7 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。8 6、7に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。9 6～8に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。10 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会(部会長:田中 明彦)
ホームページ	法 人:http://www.jetro.go.jp/indexj.html 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2011/index.html
中期目標期間	4年間(平成 19 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	第1期中期目標期間	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. サービスの質の向上について、19 年度以降は、中項目単位で評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞								
1. 業務運営の効率化	B	A	B	B	B	B	B	
2. サービスの質の向上	A	A						
(1)対日投資拡大			A	A	A	A	A	
(2)我が国中小企業等の国際ビジネス支援			A	A	A	A	A	
(3)開発途上国との貿易取引拡大			A	A	A	A	A	
(4)調査・研究等			A	A	A	A	A	
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	B	
4. その他	B	B	B	B	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
- 対日投資拡大については、東日本大震災等により我が国への投資活動が停滞した中で例年と同程度の対日投資案件発掘・支援件数を確保した点を評価。
- 中小企業等の国際ビジネス支援では、業務サポートが手厚く、商談件数の向上に比例し、成約件数の増加等の費用対効果が確実に出ている点を高く評価。
- 開発途上国との貿易取引拡大については、商談件数等の目標値を大幅に上回る成果を達成。開発途上国との振興に大きな成果をあげた点を評価。
- 調査・研究等については、タイムリーな情報提供と、個別企業の事業活動に役立つ情報提供、双方の充実度が増している点を評価。
- 各種経費、人件費の削減については目標を上回る効率化を達成。また、地域経済界、ユーザー等のニーズを積極的に吸い上げ、課題に対して改善策をフィードバックしている点を評価。
- こうしたことから、総合評価は「A」と評価。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 一般管理費は年度平均で▲5.81%、業務経費は年度平均で▲3.04%と目標を上回る効率化を達成 • 給与構造改革等の総人件費改革への取組が行われ為替変動等の影響を除いて▲13.9%と目標を達成されるとともに、ラスパイレス指数も圧縮 • 借館契約が満了となったシンガポール、上海、マドリード、パリなどの海外事務所について、利用者の利便性向上および在外公館や他独立行政法人の在外事務所との近接化を図りつつ、移転等により借館料を削減 • 理事長のリーダーシップの下、21 年度に実施した体系的な整理に基づき、アウトカム向上委員会やその他日常的なモニタリング、研修等を通じて「内部統制の目的の明確化と全員参加型での取組」や「職員ひとりひとりの内部統制センスのボトムアップ」に重点的に取り組んだ • 産業界や公的機関等の有識者で構成するジェトロ運営審議会を4回(東京2回、大阪2回)開催し、各界のオピニオン・リーダーにジェトロ事業の説明を行うとともに、ジェトロ事業運営全般に関わる意見を聴取 • アウトカム向上委員会を4回開催し、PDCA サイクルに基づく業務改善やサービス利用者からの意見を踏まえた業務改善	• 各種経費、人件費の削減については目標を上回る効率化を達成。 • 国庫予算が縮減傾向にある中で、固定概念にとらわれず、様々な工夫で経費を下げている。 • PDCAサイクルに基づき、内部の問題を把握し、分析し、対策をとる仕組みが出来ている。 • 内部統制の充実、強化に向けた取り組みが着実に行われている。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>への活用を図った
• 対日投資ハンドブック発行事業及び ASEAN・インド物流円滑化支援プログラムについて、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け廃止</td><td></td></tr>
<tr><td>対日投資拡大</td><td>2(1)</td><td>• 発掘・支援案件数（目標：平均 1,200 件以上）
<table><tr><td></td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>発掘・支援件数</td><td>1,259 件</td><td>1,279 件</td><td>1,295 件</td><td>1,240 件</td></tr><tr><td>[参考]誘致成功件数</td><td>125 件</td><td>123 件</td><td>121 件</td><td>111 件</td></tr></table>• IBSC 入居者、投資誘致成功外国企業に対して実施した役立ち度調査の結果では、4段階評価上位2つの評価を得る割合がそれぞれ 100%、99.1%
• 太陽電池、電気自動車、リサイクルといった新エネルギー分野の企業進出、訪日外国人観光客拡大に資する案件（格安航空会社）、大手アパレル小売企業の地域展開などの誘致
• 外国企業による国内地域への投資を促進する一環として、国内 5 展示会において、地域中小企業・自治体等のマッチングを支援</td><td>• 対日投資案件発掘・支援件数は例年に引き続き目標を達成。定性的に見て、困難な状況の中で日本経済活性化につながるような興味深い案件をかなり成約させた点を評価。</td></tr>
<tr><td>我が国中小企業等の国際ビジネス支援</td><td>2(2)</td><td>（輸出促進）
• 輸出商談件数（目標：平均 25,000 件以上）
<table><tr><td></td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>商談件数（合計）</td><td>42,648 件</td><td>34,882 件</td><td>54,197 件</td><td>62,791 件</td></tr><tr><td>[参考]成約件数</td><td>7,127 件</td><td>5,289 件</td><td>14,464 件</td><td>17,727 件</td></tr></table>• 役立ち度アンケートにおける上位2項目の評価を得た割合は、全ての支援ツールで9割超
• 中国において日用品や家具等の分野で、上海での常設ショールーム開設、上海・北京・成都の 3 都市での商談会開催、成都におけるアンテナショップでの展示即売、さらに中国全土をカバーするインターネット販売等を実施し、「B to B」と「B to C」の両面から重層的に販路開拓支援
• 海外からバイヤー・有識者を招へいし、地域中小企業等が地元にいながらバイヤーと商談を行うことができる機会を提供
• 輸出有望案件発掘支援事業を通じて、優れた技術・製品を持ちながらも輸出経験のない中小企業に対し、輸出指導、海外バイヤーの発掘、商談随行、契約締結支援などを一貫して支援
（在外企業支援）
• 役立ち度アンケートにおける上位2項目の評価を得た割合は、全ての支援ツールで9割超
• 知的財産保護活動において、ジェトロが事務局を担う国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）と日本政府は、中国政府機関に対し、行政罰の強化、商標の不正出願の取締り強化、輸出入業者の管理・監督強化等を要請
• インド4都市で、日本ブランドの低価格の消費者向け製品の現地消費者ニーズの把握を目的としたアンテナショップ的事業を実施
（国際的企業連携支援）
• 商談件数（目標：平均 3,500 件）
<table><tr><td></td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,454 件</td><td>22,492 件</td><td>13,465 件</td><td>16,228 件</td></tr></table>• 役立ち度アンケートにおける上位2項目の評価を得た割合は、全ての支援ツールで9割超
• 環境・エネルギー分野において、アジアを中心とする新興国での専門見本市出展に大きな反響
• インフラ開発に可能性の大きい新興国を中心に政府機関や国営企業等と協力し、各国インフラ・プロジェクト情報やビジネスマッチングの機会を提供</td><td>（輸出促進）
• 商談件数、役立ち度評価とも当初年度計画を大きく上回る成果をあげた。特に新興国向け販路の開拓やバイヤーの招聘等により、成約件数を大幅に増やしたことを高く評価。
（在外企業支援）
• 知的財産権の保護、現地政府や現地商工会議所との連携による現地日系企業の事業環境の改善という点において、多くの具体的な成果をあげた。
（国際的起業連携支援）
• 商談件数は、目標を大きく上回り、地域間交流支援事業など海外企業とのアライアンスの形成に大きく貢献。定性的にも、環境・エネルギー分野での成果があがった。</td></tr>
</table>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 本法人の海外事務所については、昨年度の当委員会意見として、勧告の方向性や基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うことが必要であるとの指摘を行ったところであるが、貴委員会の評価結果において、本法人の取組が基本方針に沿って適時適切に行われたのか言及されていない状況がみられた。また、本法人については、基本方針のフォローアップ結果において、「22 年度中に得た結論も踏まえつつ、個々の事務所の必要性の見直しや他機関との共用化を進めるための具体的な工程を明らかにし、早期に実施する必要がある」と指摘されているところである。今後の評価に当たっては、上記の基本方針のフォローアップ結果を踏まえて本法人が講じた措置の適切性について、評価結果において明らかにすべきである。

法 人 名	独立行政法人原子力安全基盤機構(平成 15 年 10 月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:曽我部 捷洋
目　　的	原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。
主要業務	1 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行うこと。2 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うこと。3 原子力災害の予防、拡大の防止及び復旧に関する業務を行うこと。 4 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保(安全確保)に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。 5 安全確保に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 1～5に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏きみ子)
分科会名	技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会(部会長:大橋 弘忠)
ホームページ	法　　人:http://www.jnes.go.jp/ 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2011/
中期目標期間	5年間(平成 19 年4月1日～平成 24 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	第1期中期目標期間	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	B	B	A	A	A	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価(ただし、17年度まではA、B、Cの3段階評価)。 2. 「2. サービスの質の向上」については、19 年度から、中項目を設定した上で、中項目のみの評価に変更。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	B	A	B	B	A	
2. サービスの質の向上	B	B					
(1)検査等業務			A	A	A	C	
(2)安全審査関連業務			AA	A	A	B	
(3)防災関連業務			A	A	B	B	
(4)安全研究・安全情報関連業務			A	A	A	B	
(5)国際業務、広報業務			A	A	A	A	
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	
4. その他業務運営に関する重要な事項	B	B	－	－	－	－	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H22.9.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
- 平成22年度においては、必要な人材の確保や体制整備をはじめ、業務の効率化に向けたさまざまな取り組みを着実に推進するとともに、検査等業務、安全審査関連業務、防災関連業務、安全研究等関連業務、国際業務等についても適切に業務を実行し、概ね業務計画を達成している。
- また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に対しては、原子力安全の専門機関として、又、機動性を有する独立行政法人として原子力安全・保安院等を支援し、事故対応に万全を期すよう対応を図っている。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に対し、技術専門支援機関として、保安院等への専門家派遣や技術情報提供を行うため、組織を機動的・弾力的に運営。 • 契約監視委員会において「随意契約等見直し計画」の実施状況についてのフォローアップを行った結果、見直し計画は順調に進捗し、又、一者応札が減少し、競争性が高まったことなどにより、契約ベースで約16億円の経費が削減。 • 総人件費については中期目標年度には中期目標を達成できる見込みであるとともに簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律についても達成できる見込み。	・東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に際して、緊急事態支援のための人員配置の調整や予算の組み替えを柔軟に行うなど、独法のメリットである機動的・弾力的な組織運営を図ることで、原子力安全・保安院等の緊急要請に対して、迅速に対応できている。 また、業務経費等の削減を図る観点から、物品及び役務の調達等については、平成21年度以降、一般競争入札への移行を積極的に推進することで、随意契約割合は順調に減少している。 同時に、一者応札の割合や落札率の低減に向けた取り組みも積極的に行われており、着実にその成果が得られている。給与水準及び総人件費についても、同様に低減に向けた取り組みが計画的に行われており、総人件費に関する目標は十分に達成された。
検査等業務	2(1)	• 電気事業法及び原子炉等規制法に規定される検査等(立入検査を除く)について、全種類合わせて796 件実施。検査員の延べ出張日数は7602 人・日に上ったが、遅滞なく処理を実施し、標準処理期間を越えて処理を行ったものはなかった。 • 高速増殖原型炉もんじゅの炉心確認試験の実施に際し、系統構成等の妥当性確認、「長期停止プラント(高速増殖原型炉もんじゅ)の設備健全性確認計画書」に基づき実施する設備点検等に関する妥当性確認について、立入検査を実施した。(24人・日) • 東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所第2、3 、4 号機	• 通常の検査に加え、柏崎刈羽原子力発電所第2号機等の再起動に向けた設備の点検状況や島根原子力発電所の保守管理の不備に係る改善状況の確認、更には長期サイクル運転を目指す東北電力㈱東通原子力発電所第1号機の保全計画書に係る科学的根拠の確認を目的とした立入検査等にも対応した。 • その一方で、検査業務の適正な実施において、改善が求められる事案が2件発覚しており、品質マネジメントシステムの仕組みのもとで原因究明と再発防止対策が検討されているが、今後、その改善状

		の設備に係る点検状況の妥当性確認における、機種分類ごとの点検方法の確認及び安全上重要な設備の点検状況確認等に基づき立入検査を実施。（10人・日） • 「島根原子力発電所第1号機及び2号機の保守管理の不備並びに定期事業者検査の一部未実施に係る報告徴収に関する調査報告書（中間）の提出について」の報告内容に関する確認について、立入検査を実施。（14人・日） • 東北電力㈱が経済産業大臣に届け出た東通原子力発電所第1号機の保全計画書のうち定期検査ごとに実施する点検等の実施頻度の設定に係る科学的根拠の確認を目的とした立入検査を実施（27人・日）。 • 保安規程（保全計画書）の技術検討業務については、平成22年度は計104件の保全計画書に対して、個別プラント毎に、技術検討を実施し、検討が終了した103件の検討結果が原子力安全・保安院に報告。 • 東北電力㈱東通原子力発電所1号機の長期サイクル運転実施に関しては、技術評価体制を確立し、2回の保守管理検討会及び立入検査を行い、技術評価を実施。	況についてフォローアップしていくことが求められており、機構の検査等業務の運営に当たって問題となる事象が発生したものとして、C評価とした。
安全審査関連業務	2(2)	• 中国電力㈱上関原子力発電所設置許可申請について、原子力安全・保安院の安全審査業務を支援した • 日本原子力発電㈱敦賀発電所3 号及び4 号の増設に関する設置変更許可申請の一部補正について、大破断LOCA 事象のクロスチェック解析を実施。 • 使用済燃料輸送容器等の核燃料輸送物設計承認申請について、臨界安全解析に関するクロスチェック解析を実施。 • 日本原燃㈱混合酸化物燃料(MOX)燃料加工施設の設計及び工事方法の認可（設工認）申請について、臨界安全及び遮へいのクロスチェック解析を実施。 • 日本原燃㈱再処理施設の低レベル放射性廃物管理施設【増設】事業変更許可申請及び日本原燃㈱返還廃棄物管理施設事業変更許可申請について、（クロスチェック解析を実施せず）申請者の解析結果のレビューを実施することで、国の安全審査支援を実施中。 • BWRの燃料棒熱機械設計コードに関するトピカルレポート（BWR燃料メーカー2社）の技術評価を実施。技術評価結果については、意見公募を行い技術評価報告書のとりまめを実施。その後、燃料のPCI（ペレット・被覆管相互作用）による燃料の破損基準に関するトピカルレポート（PWR燃料メーカー2社）が提出され、現在技術評価を実施中。	• 許認可等に関するクロスチェック解析、耐震バックチェックのクロスチェック解析、高経年化対策に関する技術評価など、機構が有する最新知見や解析コード等を用いた解析評価等の技術支援が的確に行われた。 • また、新技術等に係る安全審査の実効性向上を図る観点から導入されたトピカルレポート制度の定着に向けた技術支援も的確に行われた。以上のことから、概ね中期計画等に基づき展開されており、B評価が妥当である。
防災関連業務	2(3)	• 保安院緊急時対応センターに専門家を常駐させ、技術的支援を実施。事故対策に係る安全解析や技術情報の提供を実施。JNES 緊急事態支援本部に職員を24 時間体制で常駐させ、保安院からの各種要請に迅速に対応。 • 事故発生以降、原子力安全・保安院からの要請に対して年度予算を組み替えるなどして、福島オフサイトセンター（OFC）における現地対策本部の活動を中心として、4．6億円程度（4月30日現在）の防災資機材の提供、運営支援等を決定・実行。こうした緊急支援については継続中。 • 3 月15 日から原子力安全・保安院コールセンターや福島県庁にベテラン職員を派遣し、問合せ窓口対応を実施中。4 月上旬の原子力安全・保安院のIAEA及びOECD/NEAへの事故報告の支援を実施。	• 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に対して、原子力防災規程に基づき、迅速に理事長を本部長とする緊急事態支援本部を設置し、専門家の派遣や技術情報の提供、役務・資機材の提供、国内外への情報発信等を行うなど、原子力安全の専門機関として、また独法の機動性を活かして原子力安全・保安院等の活動を支援している。以上のことから、概ね中期計画等に基づき展開されており、B評価が妥当である。
安全研究・安全情報関連業務	2(4)	• 原子力安全研究評価委員会において、平成21 年度に機構が行った試験研究等の事業を対象とした評価を実施。発電炉・新型炉分野及び基盤技術分野ではそれぞれ2テーマが「Ⅱ（Ⅰ＞Ⅴ）」以上の高い評価を得た。核燃料サイクル・廃棄物分野では「Ⅱ（Ⅰ＞Ⅴ）」以上の高い評価はなかった。また、その他のテーマは概ね計画通りの「Ⅲ」の評価を得た。 • 海外における核物質防護検査に係る規制情報、防護訓練に係る国内外の技術情報等について、原子力安全・保安院が行う核物質防護検査制度の充実等の検討に資するために調査・分析結果を提供した。	• 発電炉・新型炉分野、核燃料サイクル分野、耐震等の基盤技術分野において、平成22年度は約50テーマの安全研究事業が進められたが、各テーマについては、計画段階から外部委員による研究評価委員会において、その必要性や技術内容の妥当性等について客観的に評価されて実施しており、更に、その成果についても同評価委員会での評価を受けた結果、そのほとんどは概ね計画通りに行われたとの評価を受けている。 • 国内外の原子炉施設等の運転情報や放射線管理に係る情報等の収集、整理、データベース化に加

		• 日米技術情報交換会合を通じての米国の核物質防護対策の新たな現状についての情報及び仏国の核物質防護対策に関する規制情報を入手した。 • 規制ニーズとの整合性から適切でない研究テーマ1件を取り止め、3件について予算規模の削減等を行うとともに喫緊の課題に重点化した安全研究を実施し、計画の最適化を図った。 • 安全情報データベースの登録作業内容をチェックし、来期以降の登録作業に反映した。その結果、平成23年度の登録作業予算を前年度比で約25%削減。	え、核物質防護関係の情報収集・分析等も着実に進められた。 • また、当初計画にはなかったものの、規制当局の要請を受けて、核燃料サイクル施設における検査制度等について、その現状分析、課題の抽出、改善に向けた取り組み案の提案等を取りまとめた。以上のことから、概ね中期計画等に基づき展開されており、B評価が妥当である。
国際業務、広報業務	2(5)	• 国際機関等を通じ海外主要原子力発電国における調査を行い、海外における原子力安全及び安全規制に係る情報を収集した。また、我が国における原子力安全及び安全規制に係る情報等を海外に発信した。 • 震災関係について、海外への情報発信を積極的に行い、海外要人に事故情報を提供。また、原子力安全保安院の国際機関での事故報告の支援やアジア各国へ事故状況説明を実施。 • 「第2回技術支援機関(TSO)国際会議」のホスト機関として会議の運営等でIAEAを支援。本会議には、45カ国、5国際機関から130名、国内からは100名の合計230名が参加。 • ベトナムのVARANS局長・機構理事長の間で協力覚書(MOU)を締結し、耐震研修、熱流動等研修を実施した。 • 全面的に刷新したホームページのユーザビリティ等について改善を図り、その結果、(株)日経BPコンサルティングが実施した「独立行政法人Webサイトユーザビリティ調査2010/2011」の調査結果でJNESが全独立行政法人中1位になった。 • 「変わる世界の中で:JNESの取組み」と題して、JNESの国際的な取組に関するシンポジウムを実施(参加者数:419名)。	• 第2回技術支援機関国際会議や第1回柏崎国際耐震安全シンポジウムなどを開催・支援し、また、ベトナムをはじめとするアジア諸国に対する協力・支援を幅広く進めており、国際協力、国際展開の点で多大な成果を得ている。震災対応でも国際的な情報発信・伝達に大いに貢献している。 • 広報業務においては、ユーザーニーズを踏まえて全面的に刷新したWebサイトが、ユーザビリティ調査で対外的に高く評価された。以上のことから、質又は量の観点から中期計画を上回るものであり、A評価が妥当である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 貴委員会の評価結果をみると、「3. 業務運営の効率化」において、「常時、非常時ともに理事長のリーダーシップが発揮され、各部門間での相互点検の仕組みも機能し、内部統制については既に一定のレベルに達している。また、検査等業務のみならず、全業務にQMSを推進しており、業務の質の向上に向けた継続的改善が図られている」としている。しかしながら、多発する検査ミスを始め、国民の信頼を失墜する重大な事象が発生しており、本法人の内部統制が一定レベルに達したとは、到底言い難い。今後の評価に当たっては、本法人が原子力の安全基盤を確立するために設立されたという趣旨に鑑み、本法人職員の意識改革のみならず、検査業務を含む全業務に関する実施及び管理の在り方について抜本的な見直しを促すような評価を行うべきである。
- 東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「福島原発事故」という。)への対応は、本法人のコア・ミッションであるが、貴委員会の評価結果をみると、防災関連業務の一つとして平時の手法により評価が行われ、総合評価へのウエイト付けについても5パーセントとして取り扱われており、福島原発事故の対応という重大性を踏まえた評価が行われていない。今後の評価に当たっては、福島原発事故の対応について、その重大性を踏まえたウエイト付けを行った上で厳格な評価を行うとともに、新たな原子力安全規制組織の下で実施される本法人の業務の実績評価に当たっては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故調査・検証委員会」における検証結果等を踏まえ、客観的で明確な目標と的確な評価指標の設定を行った上で、厳格な評価を行うべきである。
- 検査等業務については、法人の業務運営上重大な問題である検査ミスが複数発覚したにもかかわらず、貴委員会の評価結果をみると、「JNESの検査等業務の運営に当たって問題となる事象が発生したものとして、C評価とした」としているだけで、その原因や対応策に関する評価が行われていない。今後の評価に当たっては、適切な検査業務の推進と検査ミスの再発防止を促す観点から、検査ミス等の業務改善を求めるべき事象が発生した場合には、その原因及び対応策を含め厳格な評価を行うべきである。
- 安全研究業務については、緊急性が高いとは認められない研究が行われているなど、適切な研究マネジメントシステムが構築されていない状況にあるが、貴委員会の評価結果をみると、本法人が設置している外部委員による研究評価委員会の研究の質に関する評価結果を紹介するにとどまっており、研究課題の選定の適切性や研究マネジメントの妥当性等に関する評価が行われていない。今後の評価に当たっては、安全研究業務について、本法人に求められる役割やミッションを踏まえた研究マネジメントシステムを適切に評価するため、客観的で明確な目標と的確な評価指標の設定を行った上で、厳格な評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人情報処理推進機構(平成 16 年1月5日設立)＜非特定＞ (理事長:藤江　一正)
目　　的	プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。
主要業務	1　情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラムであつて、その開発を特に促進する必要があり、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。2　1のプログラムについて、対価を得て、普及すること。3　情報処理サービス業者等が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。4　情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。5　情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価を行うこと。6　情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。7　情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対する教材の開発・提供及び指導・助言を行うこと。8　情報処理技術者試験に関する試験事務。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏きみ子)
分科会名	情報処理推進機構分科会(分科会長:松山　隆司)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.ipa.go.jp/ 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2011/
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	B	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2. サービスの質の向上」については、18 年度を除き、大項目単位の評価は行っていない。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A						
(1)情報セキュリティ対策の強化	A	A	A	A	A	A	
(2)ソフトウェアエンジニアリングの推進	A	A	A	B	A	A	
(3)IT人材育成の戦略的推進	A	A	A	A	A	A	
(4)開放的な技術・技術標準の普及等				B	B	A	
(5) ソフトウェア開発分野	B	B	B				
(6)情報発信等(シンクタンク機能を含む)	B						
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 業務運営の効率化については、PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直し等により、業務効率化や人件費削減率が、数値目標に対して達成または大きく達成していることに加え、情報処理技術者試験に係る市場化テストによる経費削減や書籍販売/有料化セミナーの実施による自己収入の拡大、積極的な情報発信によりマスメディアへの掲載件数の増加等を実現したこと、サービスの質の向上については、主要事業のうち、①情報セキュリティ対策の強化については、スマートフォンや制御システムへの先行的な対応を行うとともに、累計ダウンロード数が100万件を超えた「安全なウェブサイトの作り方」策定等、わが国の情報セキュリティレベルの向上に大きく貢献したこと、②IT人材育成の戦略的推進については、ITスキル標準を一般的に広げるためのパスポート試験の実施等による情報処理技術者試験の受験者数が増加したこと、財務内容については平成21年度に引き続き自己収入を増加させていること等、質・量のいずれかの一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現した項目が多数あることから、平成22年度の総合評価は「A」評価とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 情報処理技術者試験実施業務の民間移管により地方支部を順次廃止する他、業務終了に伴いソフトウェア開発事業部を廃止。 • 書籍販売及びセミナー有料化を推進。 • TV・新聞・雑誌等へのメディア掲載件数は、前年度比 54%増。 • 人件費について、平成 17 年度比 12.1%減(目標6%)を達成するとともに、市場化テストの実施により、試験運営業務に係る経費について、前年度比 51.4%の削減を達成。	• 業務・組織の効果的・効率的な運営に向け、組織改編等の新たな取組みを積極的に開始していることを評価。 • 自己収入の拡大に向けた取組みを行っていることを評価。 • 情報発信力の強化に積極的に取り組んでいることを評価。 • 人件費や業務運営経費の削減に真摯に取り組み、目標値を大きく上回る削減等を達成していることを評価。
情報セキュリティ対策の強化	2(1)	• AndroidOS に感染するウイルス等について、わが国の被害発生の確認を待たずに注意喚起し、ウイルス対策ベンダと連携して対策方法を公開。内外のIT通信大手によるスマートフォンの安全対策への連携に繋がる。 • 累計ダウンロード数が 100 万件を超えた「安全なウェブサイトの作り方」の策定、「情報セ	• スマートフォンや制御システム等に対するセキュリティ対策等の新たな分野に対して、機敏かつ着実に対応を行ったことを評価。 • 中小企業の情報セキュリティ水準の底上げ、及び、わが国の情報セキュリティレベルの向上に大きく貢献していることを評価。 • 社会的に重要なシステム、組込み機器、生体

		キュリティ対策ベンチマークシステム」の改訂（平成 22 年度は、旧版含め約 93,000 件のアクセス）を行う等、普及啓発活動を強化。 • 重要インフラ制御システムのセキュリティ向上のため、各種調査を実施、結果を公開。	認証等のセキュリティ強化に向け、業界に先んじた取組みを推進し、有効な成果を提供していることを高く評価。
ソフトウェアエンジニアリングの推進	2(2)	• 「重要インフラ情報システムの信頼性向上の取組みガイドブック～情報システムの信頼性管理に必要な組織内の役割分担と活動の枠組み～」等の策定、公開。 • 米国で発生したトヨタ自動車のプリウス問題に端を発する情報システムや組込みシステムの安全性、信頼性について、第三者が検証する「ソフトウェア品質監査制度（仮称）」として具体的な枠組み案を策定。 • ETSS 導入推進者制度の枠組みを構築、動画共有サイトによる講演の動画配信を実施。 • 米国商務省国立標準技術研究所（NIST）及び仏国原子力庁ソフトウェア工学応用研究所（LIST）等、海外政府関係機関とのネットワークを強化し、政策協議等を開始。	• 重要な社会インフラ分野における情報システムの信頼性確保に向けた取組みや、エンタプライズ系と組込み系システムが一体的に連動した情報システム・ソフトウェアのディペンダビリティの確立に向けた活動について、高く評価。 • わが国の産業競争力に大きな影響を与えるとともに、国民生活の安全性向上にも大きく寄与する取組みであり、高く評価。平成 25 年度運用開始を目指し、取組みの加速を期待。 • 地域・中小企業のためのシステム構築手法の提供について、柔軟な取組みを評価、ただし、システム構築手法の提供によりどの程度効率的になり高信頼化されたかを、明示すべき。 • 海外有力機関との国際連携強化、日本発の国際標準の推進等を高く評価。
IT人材育成の戦略的推進	2(3)	• 共通キャリア・スキルフレームワークの深化に向けた基本構想書を作成。平成 22 年度の情報処理技術者試験応募者数は、直近5年間で最多の 623,596 名（前年度比 1.6％増）。特に、IT パスポート試験の応募者数は、過去最多の 135,254 名。 • 中小 IT ベンダー人材育成優秀賞を創設し、3件の優秀賞を選出。 • フィリピンにおいて、スキル標準制定のためのセミナー等を実施。ITPEC 加盟国に対して IT パスポート試験をアジア共通試験として新たに実施し、セミナーを開催。ISO のプロジェクトマネジメントの国際標準化に向けた委員会において、日本のポジション及び IT スキル標準をベースとしたコンピテンシ部分の採用を要請し、編集委員会原案に反映。	• 共通キャリア・スキルフレームワークの普及や、クラウド時代の人材育成検討等を積極的に進めている点を評価。 • 中小企業の IT 人材育成については、ITSS 活用促進を国内中小企業に促す堅実な活動と評価、さらに充実させるべき。 • IT のグローバリゼーションへの人材面での対応については、フィリピン版 IT スキル標準の準備、アジア共通試験の実施、ISO プロマネ国際標準化活動の原案反映を評価。
開放的な技術・技術標準の普及等	2(4)	• 日本発のプログラム言語としては初めて、Ruby 言語の技術仕様書が JIS 規格として制定（平成 23 年3月）。 • 債務保証事業については、平成 21 年度より新規引受けを終了し、平成 22 年度は、信用基金政府出資約 90 億円を国庫に返還。	• 日本発のプログラム言語 Ruby が JIS 規格となったことは、大きな成果。
財務内容	3	• 情報処理技術者試験の試験手数料収入が、平成 21 年度より約 50 百万円増加。書籍等の成果物の販売や、セミナーの有料化を順次開始する等、自己収入の拡大に向けた取組みを実施。 • 幹部が全ての地域 SC を訪問して、経営の現状等についてヒアリングを行い、経営改善への指導、助言を行う。地元自治体等の関係機関に対しても、積極的な活用を要請。	• 自己収入の拡大に努め、情報処理技術者試験や情報セキュリティ評価認証手数料、書籍販売やセミナー参加費の増加により、平成 21 年度より 112 百万円の増額となったことを評価。 • 地域事業出資業務については、経営状態の把握、助言等、堅実に事業を実施していると評価。一方、各地域 SC を取り巻く状況は設立当初から大きく変化しており、今後の方向性の見直し等の検討を行う必要がある。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

- 暗号モジュール試験・認証業務については、昨年度の当委員会意見として、「法人全体の業務実績にとどまらず、各業務の実績を踏まえ、年度計画等の達成状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである」との指摘を行っている。貴委員会の評価結果をみると、平成 22 年度において暗号モジュール試験の認証手数料が減少したことについて、その原因を「昨年度より試験部分を民間へ移管しており」と説明されているが、試験部分が民間に移管されたのは 19 年度からであり、実際の原因は企業からの申請件数が減少したことによるものである。今後の評価に当たっては、昨年度の当委員会の指摘の趣旨を的確に踏まえるとともに、業務実績の推移について、その原因を適切に精査した上で評価を行うべきである。
- 地域のIT人材育成支援のためのライブ型eラーニング研修については、年度計画において、年間延べ 160 会場以上実施することとされている。当該業務に係る平成 20 年度から 22 年度における実績をみると、延べ会場数の目標は達成しているものの、1会場当たりの受講者数及び全受講者数は連続して減少している。貴委員会の評価結果をみると、延べ実施会場数についての評価は行われており、また、受講者数拡大のための取組には着目しているものの、受講者数についての評価は行われていない。今後の評価に当たっては、研修の目的に沿った適切な取組を促す観点から、実施会場数だけでなく、受講者数の推移及びその原因等にも着目した評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(平成 16 年2月 29 日設立)＜非特定＞ (理事長:河野 博文)
目 的	石油及び可燃性天然ガス並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに付属する選鉱、製錬その他の事業等に必要な資金を供給するための出資。2 金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け。3 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の採掘等に必要な資金に係る債務の保証。4 石油等及び金属鉱物の探鉱をする権利等の取得。5 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証。6 石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査。7 金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査に必要な助成金の交付。8 金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供。9 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造調査に必要な船舶の貸付け。10 国の委託を受けた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理。11 前号の業務に関連する石油の取得、保有及び譲渡。12 石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付け。13 金属鉱産物の備蓄。14 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け。15 金属鉱業等による鉱害防止のために必要な資金の債務保証。16 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定による鉱害防止積立金の管理。17 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに必要な費用の支払い。18 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導。19 地方公共団体の委託を受けた坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設の運営。20 1～19 の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会(部会長:橘川 武郎)
ホームページ	法 人:http://www.jogmec.go.jp/index.html 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2011/index.html
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	A	C	
2. サービスの質の向上	A	A					
(1)石油開発	A	A	A	A	A	A	
(2)金属開発	A	A	A	A	A	A	
(3)資源備蓄	A	A	A	B	A	A	
(4)鉱害防止	B	B	B	A	A	A	
3. 財務内容の改善	B	A	A	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 資源外交の支援、機構トップによる積極的な資源外交等によりカンボジアでの陸上鉱区の地質構造調査の開始やロシア企業保有の東シベリア鉱区における共同スタディ契約の締結へ結びついたこと、探鉱出資5件、資産買収出資1件を採択し最重点国の一角と位置付けているイラクで我が国企業がガラフ油田の権益獲得に成功したこと等は高く評価できる。
- 金属資源開発は6カ国7首脳との会談でも主要な議題となっており JOGMEC は政府の支援を行っていること、ボツワナ・地質リモートセンシングセンターにおいて SADC 諸国(南部アフリカ開発共同体)の計8カ国と事業実施していること、18 カ国 44 地域で JV 調査を実施(譲渡3件を含む)したこと、JOGMEC 法改正により新制度第1号・2号となる大型案件を採択したこと等は高く評価できる。
- 東日本大震災発生後、経済産業大臣の放出指示を受け制度創設来初の国家備蓄石油ガスを適切に放出したこと、第2期中期コスト削減目標である年平均上限 477 億円に対し、一般競争入札導入によるコスト削減効果(約 50 億円)も含め、434 億円に抑制できたこと等は高く評価できる。
- 地方公共団体に対する地道な技術支援に取り組み鉱害防止支援を着実に進展させていること、大幅なコスト削減を目指す硫酸還元菌利用のパッシブトリートメント研究が着実に進展していること、海外の資源保有国政府との連携を図っていること等は高く評価できる。
- JOGMEC 法を改正したことにより、①市中借入による資産買収出資業務の新設、②借入金を原資とする新たな出資機能を安全かつ積極的に運用する為の財務／税務、法務、HSE の外部専門家を活用(22 年度実績:石油 18 件、金属 14 件)、③資金調達部門を一元化し、各種の資金調達の効率化を追求し、業務・システムの最適化が図れたこと、人件費について職員俸給水準引下げの継続実施等により対 17 年度▲18.6%を達成していること、随契削減について国備基地操業委託への入札導入及び徹底した全般的見直しにより、随契比率の大幅な改善の達成に寄与したこと等は高く評価できる。
- 様々な事業を推し進めている一方で、三次元物理探査船「資源」の運航業務を巡る収賄容疑で元職員が逮捕された。逮捕直後に内部調査(不正防止推進チーム)と並行して、弁護士、公認会計士、大学教授等で構成される第三者委員会を設置し、原因究明後、調査報告書が発出され、事業体制及び内部統制の見直しを行ったが、本件は法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生したと考え評価の要因とした。
- 当期損失▲74 億円を計上しているが、この原因は主に、事業の成否が明らかでない段階の探鉱出資株式を保守的に評価するため、公認会計士協会による「金融商品会計基準の実務指針」の考え方を準用し、出資額の1／2を評価損として機械的に計上(▲128 億円)したことによる。本件については、「業務運営の適切性」を検証した結果、機構の業務運営に問題があるものではないと判断した。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等

業務運営の効率化	1	• JOGMEC 法改正による機能強化を最大限に活用すべく、審査体制の強化・機動的な組織改編を実施 • 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)への対応を推進(個別措置事項 20 項目のうち 19 項目が措置済み・実施中) • 一般管理費については▲3.3%、業務経費については▲14.7%の削減 • 総人件費については▲18.6%の削減、ラスパイレス指数については、21 年度 121.2 から 22 年度 117.0 と 4.2 ポイント低下 • NEDO との間で「海外事務所共用化委員会」を設置し、近接事務所の効率的利用に係る検討を開始 • 随契比率は件数ベースで 17%(21 年度比▲25%)、金額ベースで 19%(21 年度比▲39%)と、国備基地操業委託への入札導入及び徹底した全般的見直しにより、随契比率の大幅な改善の達成に寄与 • 三次元物探船「資源」を巡る事件では、第三者委員会調査報告に基づき、原因究明を行うと共に、再発防止のための内部統制強化、コンプライアンス強化等の対策を実施	• 「独法見直し基本方針」で示された事務所等の見直しについて具体的に取り組みを進めている。 • 一般管理費、業務経費の削減に継続的に取り組んでいることを評価する。併せて適切な業務運営を維持するために削減の限界にも注視する必要がある。 • 機構の業務の遂行には、技術開発、技術者の育成および確保、諸外国との協力、交流のための体制の構築が必要であり、コスト削減との均衡を考える必要がある。 • 職員の年齢構成は極めて歪であり、30 歳代職員の激減(平成 18 年度 140 名、22 年度 101 名)は大きな懸念事項である。 • 一者応札になる理由について、発注仕様や発注情報開示の観点のみでなく、当該案件の業務内容が一般競争入札になじまないことに起因していないかどうかの検討も必要と思われる。 • 探査船「資源」の不正事件は大変遺憾で残念であるが、事件に対して、JOGMEC は、第三者委員会による外部調査委員会も設置し、厳正な処分や再発防止策を立て鋭意取り組んでおり、この点は評価出来る。
石油開発	2(1)	• 政策的に重要な産油国国営石油会社等と新規 MOU 等6件締結 • 我が国企業に先駆けた、東シベリアで初の露企業との試掘で油・ガス発見 • 最重点国の一角イラクで大型資産買収出資案件を採択 • 債務保証案件:サハリン-1 プロジェクト(ロシア)のオドプト油・ガス田から生産開始 • CO_2EOR や GTL 技術を活用して産油国との強固な協力関係構築 • メタンハイドレート調査は世界初の海洋産出試験に向け、掘削準備作業開始	• 産油・産ガス国との協力関係を継続的に構築することは重要であるが、重点地域への経営資源の積極投入と、協定に基づく具体的かつ早期の事業推進を期待する。 • 機構の資金支援および技術面での貢献を通して産出国との協力関係を確立したことは評価される。 • 機構が今後の資源探査およびその技術の展開において拠点として機能することを期待する。 • GTL、メタンハイドレート等のエネルギー源の拡大を指向する技術開発を着実に推進した。また、石油・天然ガス資源保有国との技術的な協力関係の構築においても成果が認められる。さらなる進展を図るために機構の技術開発、情報発信の一層の強化を期待する。
金属開発	2(2)	• 活発な首脳外交と連携し、レアメタル探鉱開発協力等に係る MOU11 件締結 • 日越首脳会談にて、越首相から、レアアース探鉱・開発のパートナーに日本を指名 • 有望鉱化帯を確認した JV 調査 3 案件を譲渡。他の JV 案件でも有望な調査成果相次ぐ • JOGMEC 法改正で可能となった資産買収出資制度を活かし、第1号(ニオブ)、第2号(レアアース)のいずれも大型案件を採択 • 債務保証案件:チリ・エスペランサ銅鉱山から日本向け精鉱出荷開始 • 世界最新鋭の新調査船「白嶺」建造が順調に進捗 • 廃超硬工具リサイクル技術開発:大幅な生産コスト削減に成功、事業化レベルに到達	• 政府の資源外交の支援強化について、JOGMEC が主体となって後押ししており、ボリビアやベトナム等のレアアース開発案件等では具体的な成果に結びつけている。 • JOGMEC 法改正で可能となった資産買収出資制度を活用し、喫緊の課題であるレアアースの大型案件等に対し、機動的に対応しており大変評価出来る。 • 海洋資源調査では海底熱水鉱床及びコバルトリッチクラストに関する現地調査を実施し、実際にデータを取得している。将来の海洋資源権益確保に繋がる今後の取り組みに期待したい。さらに取得したデータを民間企業等が活用できるよう、引き続き成果の発信も積極的に行っていただきたい。
財務内容の改善	3	• 53 億円の自己収入を計上 • 当期損益については、自己収入 53 億円と探鉱出資 233 億円に係る保守的評価損▲128 億円のバランスから▲74 億円 • 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において指摘のなされた保有資産については、東日本大震災に関連する1件(箱根研修施設)を除き全案件の処分が完了	• 金利低下の影響にも拘わらず、ほぼ前年度と同様の収入を確保したことは高く評価できる。 • 当期損益は前年度より拡大したが、積極的な事業拡大と機能として求められるリスクマネー供給拡大の結果、構造的に表れる現象としてみるべきである点を考慮する必要がある。 • 鉱害保証債務基金や宿舎買換資金残など、不要資産を適切に国庫納付することができた。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 「独立行政法人における運営費交付金の状況について」において、「運営費交付金の額の算定に当たり、控除した利息収入等の額と実績額との間に著しいかい離が生じている法人」として指摘されている。このため、今後の評価に当たっては、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意し、運営費交付金算定の控除対象自己収入の額が運営費交付金から発生する利息収入の実態を可能な限り反映しているかについて、厳格な評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成 16 年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:前田　正博)
目　　的	中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。
主要業務	1新たな価値を創造する事業展開の促進(専門家の派遣、ビジネスマッチング、ファンド出資、インキュベーション事業等)に関する業務。 2経営基盤の強化(中小企業大学校における人材育成、工場等の共同化や商店街等における施設整備に対する融資の実施、地域の経営資源の活用等による事業化支援、中心市街地等における商業機能強化支援等)に関する業務。 3 経営環境変化への対応の円滑化(中小企業再生支援協議会への支援、再生ファンドへの出資、小規模企業及び中小企業を対象とした共済事業等)に関する業務。 4 期限の定められている業務(産業用地の分譲等)。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏　きみ子)
分科会名	中小企業基盤整備機構分科会(分科会長:加護野　忠男)
ホームページ	法　　人:http://www.smrj.go.jp/ 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2011/index.html
中期目標期間	5年(平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	第1期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. サービスの質の向上について、19 年度以降は、中項目単位で評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	AA	
2. サービスの質の向上	A						
(1)新たな価値を創造する事業展開の促進		A	A	A	A	A	
(2)経営基盤の強化		A	A	A	A	A	
(3)経営環境の変化への対応の円滑化		B	A	A	A	AA	
(4)期限の定められている業務		B	B	A	B	B	
3. 財務内容	B	B	C	B	B	B	
4. 業務運営に関する総括的・横断的事項	A	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 多くの企業が業績不振に苦しむ環境下にあって、売上高平均伸び率、課題解決率、事業化率等について、所期の目標を高い水準で達成した上で、さらに当初計画の目標以外でも業績の向上、雇用確保等の点において大きな事業効果が得られたことは高く評価できる。
- 中小企業にとって経営環境が厳しさを増す中で、地域資源活用や農商工連携に係る認定企業の事業化に向けたフォローアップ支援の充実、国際化に対する支援ニーズを踏まえた支援策の拡充、人材育成、高度化事業等、地域・中小企業活性化のための対策等を高い水準で実施したことは高く評価できる。
- セーフティネットの充実と再生支援の強化について、機構の全国ネットワークを活かし、中期計画目標を大幅に上回る成果を実現したことは高く評価できる。加えて、災害時における緊急対策の内容の充実度は高く評価すべきものである。
- 経費削減や人員抑制等の業務効率化を進めつつ、全体を通して質の高い支援を実現したこと、当初の中期計画にはなかった災害時における対策についても初動が素早く、組織を挙げて効率的に次々と打ち出したことは高く評価すべきものである。特に東日本大震災の際には、災害対策本部や現地支援拠点の設置等における初動の素早さ、その後の緊急対策に向けての迅速な対応は他法人と比べても際立つ。
- 法人全体として、254億円の損失を計上したが、東日本大震災の影響(東日本大震災に係る貸倒引当金繰入影響額219億円、東日本大震災は小規模企業共済勘定の資産運用にも多大な影響)等によるところが大きい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 一般管理費:21～22 年度の 2 ヶ年平均比 6.2%削減(中期計画目標　毎年度平均で前年度3%以上)、総人件費:対 17 年度比 16.5%、(中期計画目標　18 年度からの5年間で5%以上を 23 年度まで継続)、運営費交付金を充当して行う業務経費(退職手当を除く):前年度比　9.7%削減(中期計画目標　毎年度平均で前年度比1%以上) • 口蹄疫、東日本大震災への迅速な対応 ➢ 口蹄疫については、5月 21 日に共済契約者のための緊急相談窓口を設置　など ➢ 東日本大震災については、3月 11 日に災害支援本部、3月 14 日付けで災害対策本部、4月1日より震災緊急復興復興事業推進部の設置を決定 • 業務の改善と新たなニーズへの対応 ➢ 新事業創出支援事業によるプロジェクト支援と専門家派遣による経営支援との連携支援を促進 ➢ 日本ファッション・ウィーク(JFW)等の廃止　など	• 中期計画目標において設定された削減目標(一般管理費、総人件費、業務経費)について、いずれも目標を大きく上回る削減を実現したことは非常に高く評価。 • 新たな事業に取り組むため、専門家の確保等支援体制の整備を円滑に行うとともに、口蹄疫等により被害を受けた中小企業者への支援や東日本大震災で被災した中小企業者への支援を行うため、現地支援拠点を設置するなど緊急の災害対策に迅速に対応したことは非常に高く評価。特に初動が素早く、組織を挙げて効率的に各種対策を次々と打ち出した点は高く評価。 • 事業の評価等を行い、業務の改善や事業の廃止等に取り組むなど、新たなニーズへの対応を図ったことは高く評価。

新たな価値を創造する事業展開の促進	2(1)	• 専門家継続派遣事業 ➢ 支援企業の課題解決率 97.7%(中期計画目標 80%) ➢ 支援企業の売上高平均伸び率 25.1%(中期計画目標 25%) • 販路開拓コーディネート事業 ➢ 支援企業数 121 社 ➢ マッチング率 78.7%(中期計画目標 50%) • インキュベーション事業 ➢ 事業化率 60.0%(中期計画目標 30%) ※22 年度支援終了企業のうち事業化に至った割合 など	• 専門家継続派遣事業については、支援企業の課題解決率、支援企業の売上高平均伸び率を高い水準で中期計画目標を達成したことは高く評価。 • 販路開拓コーディネート事業については、大都市圏への販路開拓支援を行うに当たり機構の全国ネットワーク等を活かした支援を実施し、厳しい経済環境下にあっても、中期計画目標を大きく上回るマッチング率を達成したことは高く評価。 • インキュベーション事業については、インキュベーションマネージャーが機構の支援ツール等を活用した支援を実施したことにより、中期計画目標を大きく上回る事業化率を達成したことは高く評価。
経営基盤の強化	2(2)	• 地域資源活用支援事業 ➢ 事業化率 83.3%(中期計画目標 50%) • 農商工連携支援事業 ➢ 事業化率 70.2%(中期計画目標 50%) • 中小企業の国際化 ➢ 海外展示会等出展支援企業数 127 社(16 展示会) • 人材育成事業(中小企業大学校) ➢ 受講者数 28,415 人、研修回数 966 回 ➢ 受講者の役立ち度 97.2%(中期計画目標 50%) • 高度化事業 ➢ 事業実施目標達成度 82.4%(中期計画目標 80%) など	• 地域資源活用支援事業、農商工連携支援事業について、事業化に向けたハンズオン支援等を実施し、中期計画目標を大きく上回る事業化率を達成したことは高く評価。 • 中小企業の国際化に関する支援策を拡充し、高い事業効果が現れたことは高く評価。 • 人材育成事業(中小企業大学校)については、政策課題に対応した研修を幅広く実施するとともに、中期計画目標を大きく上回る受講者の役立ち度を達成したことは高く評価。 • 高度化事業については、中期計画目標を上回る事業実施目標達成度を達成したことは高く評価。
経営環境の変化への対応の円滑化	2(3)	• 中小企業倒産防止共済 ➢ 加入件数 31,372 件(目標 16,000 件) ➢ 審査期間 10 営業日以内の割合 93.1%(中期計画目標 80%) • 小規模企業共済の加入件数 ➢ 加入件数 93,305 件(目標 60,800 件) • 中小企業再生ファンドの組成促進 ➢ 出資契約数3ファンド(累積数 22 ファンド) ➢ 出資契約額 70 億円(累積額 335 億円) ➢ ファンド総額 233.5 億円(累積額 794 億円) ➢ 投資先企業数 12 社(累計 156 社) ＜参考＞再生完了企業数 30 社、雇用者数 1,261 人 • 災害発生時における機動的な対応 (東日本大震災) ➢ 災害対策本部等の設置、各種緊急対策の実施、現地支援拠点の設置、現地への専門家チームの派遣、震災復興支援アドバイザー制度の創設 (口蹄疫) ➢ 相談窓口の設置、職員及び専門家の派遣、宮崎県口蹄疫復興中小企業応援ファンド創設の支援 など	• 中小企業倒産防止共済事業、小規模企業共済事業については、年度計画目標を大きく上回る加入件数を達成したことは非常に高く評価。また、中小企業倒産防止共済事業における貸付審査期間について、中期計画目標を大きく上回る審査期間 10 営業日以内の割合 93.1%を達成したことは非常に高く評価。 • 中小企業再生ファンドについては、東北地方初のファンド、北陸地方初のファンド、全国型ファンドの計3ファンドを組成し、中小企業へのリスクマネー供給の下支えに貢献したことは高く評価。さらに、22 年度は 30 社が再生を果たし、1,261 人の雇用確保に貢献したことは非常に高く評価。 • 東日本大震災の発生に際し、直ちに災害対策本部等を設置し、災害時におけるこれまでの支援策を超えた緊急対策を直ちに実施するとともに、機構のネットワークを重視した新たな対策を迅速に実施したことは非常に高く評価。 • 口蹄疫等により被害を受けた中小企業者に対し機動的な対応を行ったことは非常に高く評価。
財務内容	3	• 法人全体の当期総損失 254 億円 • 小規模企業共済勘定 ➢ 繰越欠損金 7,740 億円、運用利回り 0.87% • 一般勘定 ➢ 17 年度末の不良債権額(1,765 億円)に対する 22 年度末不良債権額 853 億円(中期計画目標 17 年度末不良債権額 1,765 億円を 22 年度までの5年間で概ね半減) • 保有資産の有効活用 ➢ 八雲寮跡地について売却を完了し、計画に基づく職員宿舎の売却を完了 • 不要資産の国庫納付 ➢ 第1種信用基金 28 億円、第2種信用基金の経過業務に係る不要額 0.4 億円、産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金4億円等を国庫納付 など	• 法人全体において、東日本大震災の影響等により当期総損失 254 億円を計上したものの、小規模企業共済勘定において繰越欠損金削減計画に基づき安全かつ効率的な運用を実施し、運用利回りは 0.87%とプラスを確保したことは高く評価。 • 高度化事業において、17 年度末の不良債権額を 22 年度末までの5年間で概ね半減する目標を達成したことは高く評価。 • 事務・事業の見直しの基本方針等を踏まえ、職員宿舎等について措置を講じたことは高く評価。 • 事務・事業の見直しの基本方針について、中期計画を変更し、措置内容を反映させるとともに、不要資産の国庫返納等 22 年度おいて実施するとされた措置を着実に実施したことは高く評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 福利厚生施設として利用する共有持分権については、貴委員会の評価結果において、基本方針等を踏まえ、平成 22 年6月に売却を決定し、評価委員会の承認を得て入札公告を実施し、売却手続を完了したことにつき高く評価できる旨言及している。しかしながら、当該共有持分権については、売却手続を進めているものの、入札不調のため、平成 23 年 10 月末現在において、売却するに至っていない。また、基本方針のフォローアップ結果においては、「22 年度中に国庫納付・売却することとされた資産のうち、現時点でまだ納付等が行われていないものについては、納付等に係る課題を解決し、可及的速やかに納付等を行う必要がある」と指摘されているところである。今後の評価に当たっては、基本方針に基づく措置事項を推進する観点から、必要な取組を促すような評価を行うべきである。

⑨　国 土 交 通 省

法 人 名	独立行政法人土木研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:魚本 健人)
目　　的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。
主要業務	1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 土木技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく土木に係る建設技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国の委託に基づく国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計。6 前記1～5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	土木研究所分科会(分科会長:石田 東生)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.pwri.go.jp 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	極めて順調	極めて順調	S	A	A	1. 総合評価は、18 年度から20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、18 年度から20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価の項目3.の( )内は、第2期中期目標期間の評価に関する項目。 5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	4 点×2	4 点×2	4 点×2	S×2	S×1 A×1	S×1 A×1	
(2)技術的課題に対する取組	3 点	3 点	3 点	A	A	A	
(3)他の研究機関との連携等	4 点	4 点	4 点	S	S	S	
(4)競争的研究資金等の積極的獲得	4 点	4 点	4 点	S	A	A	
(5)技術の指導及び研究成果の普及	4 点×6 3 点×1	5 点×1 4 点×5 3 点×1	5 点×1 4 点×6	S×4 A×3	S×2 A×5	S×3 A×4	
(6)水災害・ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ国際ｾﾝﾀｰによる国際貢献	4 点	5 点	5 点	SS	S	S	
(7)公共工事等における新技術の活用促進	3 点	3 点	3 点	A	A	A	
(8)技術力の向上及び技術の継承への貢献	3 点	3 点	3 点	S	A	A	
2.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性の向上	3 点	4 点	4 点	S	A	A	
(2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	3 点	3 点	3 点	A	A	A	
(3)業務運営全体の効率化	3 点	4 点	4 点	S	A	A	
(4)施設、設備の効率的利用	4 点	3 点	4 点	S	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)	3 点	3 点	3 点	A	A	A	
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	―	―	―	―	―		
5.重要な財産の処分等に関する計画	―	―	―	―	―		
6.剰余金の使途		―	―	S	A		
7.その他の主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	3 点	3 点	3 点	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3 点	3 点	4 点	S	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
- 個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定はＡとする。

(法人の業務の実績)
- 重点プロジェクト研究の実施により、道路・河川施設の耐震技術の研究として、堤防の耐震点検マニュアルがまとめられ、豪雨や地震による土砂災害の危険度の予測手法が研究される等、災害対策に結びつく研究が行われた。また、近年の大雪などに備える寒冷地における路面の凍結予測の研究や、視程障害対策、吹きだまり対策として、定量的評価法が提案され、道路吹雪対策マニュアルに反映された。研究成果が、国民の安全で安心できる暮らしに役立てられており、優れた成果であると評価。
- 東日本大震災に関連して、外部からの技術指導の要請に対する職員派遣(53 名)と土研独自の自主調査に対する職員派遣(90 名)は、土研の存在意義を示すものであり、高く評価できる。 など
- 以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	1(1)	・「重点プロジェクト研究」、「戦略研究」、「一般研究」及び「萌芽的研究」の研究カテゴリーと合わせ、「研究方針研究」により長期展望に基づき、将来必要となる技術等の抽出や研究の方向性の検討を行うなど、体系的に研究を推進した。このうち、研究所の中期目標の達成に係わる重点プロジェクト研究及び戦略研究に対し、全研究予算の73.1%を充当するなど、中期目標の達成に向けての重点的な研究開発を進めた。	・重点プロジェクト研究および戦略研究に 60%以上(年度計画)を充当するとした目標を大幅に上回る73.1%の実績を上げたことを高く評価。 ・重点プロジェクト研究の実施により、道路・河川施設の耐震技術の研究として、堤防の耐震点検マニュアルがまとめられ、豪雨や地震による土砂災害の危険度の予測手法が研究される等、災害対策に結びつく研究が行われた。また、近年の大雪などに備える寒冷地における路面の凍結予測の研究や、視程障害対策、吹きだまり対策として、定量的評価法が提案され、道路吹雪対策マニュアルに反映された。研究成果が、国民の安全で安心できる暮らしに役立てられており、優れた成果であると評価。
他の研究機関との連携等	1(3)	・国内における民間企業等との共同研究については、継続課題と新規課題をあわせた 22 年度の実施件数は 85 件であり、80 件程度という年度計画を達成した。 ・国内の研究機関等との積極的な情報交流や、より高度な研究の実現と研究成果の汎用性の向上を図るため、国内機関との協定の締結や、協力活動を行った。 ・国際共同研究のうち、土木研究所独自で締結している研究協力協定については、新たに4件の協定締結を行った。また、国が締結する科学技術協力協定に基づいた活動として、道路分野における先端技術及び材料に関する日仏ワークショップ等を開催した。	・共同研究は、年度目標の 80 件を上回る 85 件を実施したことを評価。 ・橋等の構造物の老朽化の顕在化に関連して、構造物内部を透視し、劣化状態を把握するための技術開発を進めるために、関連分野で実績のある理化学研究所と連携協力協定を提携し、研究連携を開始したことを評価。 ・海外の研究機関との共同研究が推進されており、国際会議も盛んに行われ、研究成果の普及にも貢献しており、優れた成果と評価できる。 ・国際会議は継続を含め 16 件開催(主催・共催)され、中には、ロシア・極東国立交通大学との「道路研究交流会議」等、将来の連携を見据えた会議の開催を評価。
技術の指導及び研究成果の普及(技術の指導)	1(5)	・平成 23 年3月に、東日本大震災を契機として、「独立行政法人土木研究所緊急災害対策派遣隊設置・派遣要領(平成 20 年9月制定)」の改正を行った。この改正により、独立行政法人土木研究所緊急災害対策派遣隊に下水道分野を新たに位置づけ、リサイクルチーム、水質チームを構成員に追加した。 ・東日本大震災等の緊急対応や東北地方太平洋沖地震の調査結果のホームページ公開等を行った。また、各地で発生した地震災害、土砂災害、道路斜面災害等の災害に対し、国土交通省や地方公共団体からの要請を受け、現地調査や復旧対策等の指導助言を行い、延べ 87 人の職員を派遣した。 ・上述の災害時以外でも、国や地方公共団体より要請を受け、現地調査、安全性照査、復旧・対策方法の指導等を積極的に行った。	・東日本大震災に対する技術指導、新燃岳噴火に伴う土砂災害に対する技術指導などをはじめ、寒冷地対策、道路保全、ダム河川、水災害等様々な技術分野における指導は、土木研究所の社会に還元される貢献として、すばらしい成果であると評価できる。 ・東日本大震災に関して、土木研究所も被害を被ったが、その日のうちに災害対策本部を立ち上げ、外部からの技術指導要請等に対応可能な体制を整えた。そのうえで、外部からの技術指導の要請に対する職員派遣(53 名)及び土木研究所独自の自主調査に対する職員派遣(90 名)は、今後の災害対策につながるものとして高く評価できる。 ・東日本大震災における、復旧活動等を技術的側面から支援し、かつ自主的な取り組みを行ったことは、意義がある。また今後の復旧活動にも多く期待されるので、継続的な取り組みを検討されたい。
水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	1(6)	・平成 18 年3月に UNESCO の後援のもとで設立した水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)の機能を活用し、世界の水災害の防止・軽減に資することを目標とした研究・研修・情報ネットワーキング活動を、国内外の関連機関と連携を図りつつ、積極的に推進することとした。 ・研究活動については、「総合的なリスクマネジメント技術による世界の水災害の防止・軽減に関する研究」の一環として、発展途上国における総合的な洪水リスクマネジメント方策の事例研究等について、国内外の関係機関と共同研究・連携を行いながら研究を推進した。 ・平成 22 年8月に UNESCO から公表された、UNESCO 外部監査報告において、ICHARM が最も活動的(active)であると報告された。	・多数のアジア人に対する IFAS の研修などが行われており、優れた成果と評価。 ・政策研究大学院大学と連携し、災害対策のための人材育成を目的に、新たに博士課程「防災学プログラム」を開講したことを高く評価。 ・バングラデシュ、インドネシアなどの途上国を対象に、様々な新技術メニューを展開し、防災技術の向上に貢献したことを評価。 ・東南アジアなどにおいて、防災技術の向上に貢献し、UNESCO から高く評価されていることが認められる。 ・ICHARM の活動が、外部評価において高い評価(UNESCO 外部監査報告、ユネスコ調査団から「最も活動的である、最も優れている」)が得られたことを評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし。

法 人 名	独立行政法人建築研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:村上 周三)
目 的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく建築・都市計画技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づく特殊な建築物の設計。6 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修。7 前六号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	建築研究所分科会(分科会長:西川 孝夫)
ホームページ	法 人:http://www.kenken.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間
＜総合評価＞	順調	順調	極めて順調	A	A	A
＜項目別評価＞						
1.業務運営の効率化						
(1)組織運営における機動性向上	3 点	3 点	4 点	A	A	A
(2)研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	4 点	3 点	4 点	A	A	A
(3)業務運営全体の効率化	3 点×3	3 点×3	3 点×3	A×3	A×3	A×3
(4)施設、設備の効率的利用	3 点	3 点	4 点	A	A	A
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上						
(1)研究開発の基本的方針	4 点×1 3 点×1	4 点×1 3 点×1	5 点×1 4 点×1	S×2	S×2	S×1 A×1
(2)他の研究機関等との連携等	4 点×2	4 点×2	4 点×2	S×2	A×2	A×2
(3)外部資金の活用	3 点	3 点	3 点	A	A	A
(4)技術の指導	4 点×5	4 点	5 点	S	S	S
(5)研究成果の普及等		4 点×4	5 点×1 4 点×3	S×3 A×1	S×2 A×2	S×2 A×2
(6)地震工学に関する研修	4 点	5 点	5 点	S	S	SS
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)	3 点	4 点	4 点	A	A	A
(1)予算						
(2)収支計画						
(3)資金計画						
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	
5.重要財産の処分計画	－	－	－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	A	
7.その他業務運営に関する事項						
(1)施設及び設備に関する計画	3 点	3 点	3 点	A	A	A
(2)人事に関する計画	3 点	3 点	3 点	A	A	A

備考

1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。
2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。
3. 第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。
4. 項目別評価の項目3.の( )内は、第2期中期目標期間の評価に関する項目。
5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。
6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定は A とする。

(法人の業務の実績)

- 社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して、研究所予算の 71.3%(目標は概ね 70%)を充当し、設計用長周期地震動の設定方法や今後の低炭素社会における先進的なエコ住宅に関する技術的知見など、建築基準法等の技術基準に反映されるような優れた実績を上げていることを評価。
- 将来の技術基準への反映に向けた基盤研究では、前年度を上回る数の競争的資金による研究を推進し、アジア等蒸暑地域における省エネ住宅に関する研究など重点的研究開発課題に発展したものの他、海外での災害事例を参考にした研究、ソフト技術の開発等に取り組み、優れた実績を挙げていることを評価。
- 長期にわたり強震観測網の整備と維持管理を地道に続けるとともに、特に長周期地震動の観測体制を整備してきたことにより、東日本大震災では数多くの観測結果を収集・公開し、外国の研究機関からも活用・称賛を受けていることを評価。
- 機動性のある組織体制の構築、契約の透明性・公平性の確保、予算の適切な範囲での執行、内部統制の確保、適正な人員管理など、業務運営の効率化に着実に取り組んでいる。 など
- 以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等

研究開発の基本的方針（社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応）	2(1)	・ 重点的研究開発課題に対して全体研究予算（外部資金等を除く）の 71.3%を充当（中期目標期間の目標値：概ね 70%）するなど、中期目標の達成に向けて重点的な研究開発を推進した。具体的には、「低炭素社会の構築」「超高層建築物の安全対策」「アスベスト対策」など、重点的研究開発課題に対応する研究課題として13課題に取り組み、いずれも建築基準法等の技術基準に反映しうる成果を得た。	・ 社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して、研究所予算の 71.3%（目標は概ね 70%）を充当し、13 課題を実施した。 ・「低炭素社会の構築」「超高層建築物の安全対策」など社会的要請の高いテーマを重点的研究開発課題として設定し、建築基準法、省エネルギー法、住宅品質確保法など国の技術基準に反映されうる、質の高い成果を上げた。
技術の指導	2(4)	・ 建築研究所は、国土交通省の建築基準整備促進事業における技術指導などにより、建築基準法、住宅品質確保法、長期優良住宅法に基づく技術基準の策定に参画したほか、建築改修工事監理指針など営繕関係の技術基準等に対しても職員を派遣して技術的支援を実施した。	・ 建築基準法や省エネ法など国土交通省の関係法令に関する技術的支援を積極的に行った結果、22 年度に建築基準法に関する4件の技術基準が公布された。特に省エネ法については、建築研究所理事長が検討会の主査となり、2020 年度までにすべての新築建築物の省エネ基準義務化を導くこととしたことは、今後の低炭素社会における住宅・建築物の在り方を先導するもの。
研究成果の普及等（研究成果の国際的な普及等）	2(5)	・ 建築研究所は ISO（国際標準化機構）国内委員会に参加することで、これまでの研究の成果を ISO における建築分野の国際標準の策定にも数多く反映されている。また、日本における CIB（建築研究国際協議会）の中核機関であり、平成 22 年5月からは、これまでの建築研究所の業績が国際的に認められ、建築研究所理事が CIB 副会長に就任した。さらに、建築研究所理事長は RILEM における日本国代表を務めており、また建築研究所は RILEM の運営方針原案を検討する委員会（Management Advisory Committee）のメンバーでもある。	・ ISO（国際標準化機構）、CIB（建築研究国際協議会）等の国際協議会に、日本を代表する機関として参画し、国際標準の策定に貢献した。特に CIB では、建築研究所理事が CIB 理事職（25 名）から副会長に選出されており、このことは、建築研究所の国際的な貢献と業績が高く評価されたものと言える。 ・ アジア等の国々に向けた「蒸暑地域住宅の研究/研修プログラム」の一環として、建築研究所が世界に先駆けて開発した蒸暑地域向けの省エネ住宅設計技術は、資源・エネルギー消費の増加が著しいアジア地域の省エネ・省資源に大いに貢献している。
地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動	2(6)	・ 建築研究所は、建築研究所法 12 条6～7号に基づき、国際協力機構（JICA）と協力して、開発途上国の研究者や技術者を対象に、1962 年より地震学、地震工学、津波防災に関するその時々の最先端の知見・技術を取り入れつつ、開発途上国における地震災害の拡大を背景に、国際的な強い要請を受けて国際地震工学研修を実施してきている。 ・ 国際地震工学研修では、地震工学等に関する知識の深化、技術の進歩が早いことから、常に最新のデータや技術的知見を反映するよう、毎年研修内容等の見直しを行っており、国際地震工学研修の内容を充実させることを目的に実施する研究を、所の基盤研究として実施している。平成22年度は、所内予算で7課題、所外予算で7課題を実施した。 ・ 建築研究所では、国際地震工学研修の概要、最新情報、関係する研究の成果をホームページにより広く世界に向けて発信している。地震カタログ、講義ノート、E ラーニングシステム、修士論文概要の公開を積極的に推進した結果、平成 22 年度の国際地震工学センターのホームページアクセス件数は 166 万件となった（平成 21 年度は 163 万件）。	・ 開発途上国から目標を上回る 33 名（目標：30名程度）の研修生を受け入れ、国際地震工学研修を着実に行うとともに、政策研究大学院大学と連携し、地震学コース、地震工学コース、津波防災コースに計 22 名の研修生を受け入れ、全員に修士号学位を授与した。中国耐震建築研修も 20 名を受入れ目標（20 名程度）を達成した。 ・ グローバル地震観測研修は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効に向けた我が国の国際貢献として実施しており、また、中国耐震建築研修は中国・四川大地震に対する我が国の復興支援策として位置づけられており、我が国の耐震分野において、建築研究所は大きな役割を果たしている。 ・ 研修内容を充実させるための研究として 14 課題に取り組んだほか、それら成果を活かして、国際ワークショップの開催、地震カタログの改良・更新・公表や英文講義ノートの充実・公表などに取り組み、極めてよく国際協力・指導に努めていると評価できる。 ・ これらの活動成果を国際地震工学センターのホームページより広く世界に発信した結果、アクセス件数は前年度の 163 万件を上回る 166 万件となっており、成果普及の積極的な取り組みは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

- 該当なし。

法　人　名	独立行政法人交通安全環境研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:大橋　徹郎)
目　　的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1　運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発。2　1に掲げる業務に係る成果の普及。3　道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証。4　道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査。5　前各号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田　仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角　洋一)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.ntsel.go.jp 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間
＜総合評価＞	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	A	A
＜項目別評価＞						
Ⅰ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上						
1.質の高い研究成果の創出	5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	5点×1 4点×6	S×4 A×3	S×2 A×5	S×3 A×4
2.自動車等の審査業務の確実な実施	4点×2 3点×1	4点×3	4点×3	S×1 A×2	A×3	A×3
3.自動車のリコールに係る技術的検証の実施	4点	4点	4点	A	A	A
4.自動車の国際基準調和活動への組織的対応	4点	4点	4点	S	S	S
5.組織横断的事項	4点	4点	4点	A	A	A
Ⅱ.業務運営の効率化						
1.研究活動の効率的推進	4点	4点	4点	A	A	A
2.自動車等の審査業務の効率的推進	4点	4点	4点	A	A	A
3.管理・間接業務の効率化	3点	3点	3点	A	A	A
Ⅲ.予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	3点	A	A	A
Ⅳ.短期借入金の限度額		－	－	－	－	－
Ⅴ.重要財産の処分計画		－	－	－	－	－
Ⅵ.剰余金の使途		－	－	－	－	－
Ⅶ.その他業務運営に関する事項	4点	4点	3点	A	A	A

備考

1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。
2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。
3. 第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。
4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。
- 自動車の側面衝突時の乗員保護装置や子供乗員の衝突安全技術に加え、次世代制動支援システムや安全運転支援システム等の予防安全技術に係る国内・国際基準案の策定、ハイブリッド車等の自動車の更なる低燃費化に向けた燃費評価法の提案や国際基準調和活動を通じた排出ガス、騒音に係る世界統一基準の検討を行い、鉄道の安全性確保に資する各種センシング技術や運転状況記録装置の技術基準策定や安全・環境性能を両立した新交通システムの導入支援研究を実施するなど、特に社会的・国際的関心の高い分野において良好な成果を挙げており、安全で環境に優しい交通社会の実現に対し直接的な貢献が認められる。これら陸上交通の安全・環境に関する社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面での成果を、少数精鋭の人員により効率的に実現するための努力が払われている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的・計画的な人材確保	Ⅰ1	• 今後継続的に見込まれる定年退職者の推移をにらみ、計画的な人材確保戦略を採用している。一般公募により3名の任期付研究員を採用した。採用に関しては、世代、分野に偏りが生ずることが無いよう配慮した。 • 衝突安全性、車輪・レール工学、材料強度学、材料疲労学などの専門分野を有する客員研究員 15 名を招聘し、研究プロジェクトの構成員として活用した。	(総合評価) • 民間からの専門家の登用など様々な工夫がある。

自動車の安全の確保	Ⅰ1	• 事故時の死亡、重傷化を抑制するため、衝突時の乗員被害を軽減する車両構造に求める性能要件を追求し、一層多様な事故形態にも安全性が適正に評価できる衝突試験法の改善に取り組んだ	(総合評価) • 自動車の側面衝突時の乗員保護装置や子供乗員の衝突安全技術に加え、次世代制動支援システムや安全運転支援システム等の予防安全技術に係る国内・国際基準案の策定、ハイブリッド車等の自動車の更なる低燃費化に向けた燃費評価法の提案や国際基準調和活動を通じた排出ガス、騒音に係る世界統一基準の検討を行い、鉄道の安全性確保に資する各種センシング技術や運転状況記録装置の技術基準策定や安全・環境性能を両立した新交通システムの導入支援研究を実施するなど、特に社会的・国際的関心の高い分野において良好な成果を挙げており、安全で環境に優しい交通社会の実現に対し直接的な貢献が認められる。
自動車等の審査業務の効率的推進	Ⅱ1	• 自動車審査部では、審査業務を実施し、整備不具合適合箇所についても、審査の過程で改善させることにより、基準に適合しない又はそのおそれのある自動車が市場に出回ることを防止した。 • また、安全・環境基準が定められていない試験的な自動車について大臣認定に係る審査を行うことにより、基準の策定・改善を目的とした公道走行による試験の実施が認められることとなり、環境負荷が低減されるクリーンな自動車等の開発・実用化に貢献した。	(総合評価) • 審査部においては、自動車技術の高度化への対応に向けた研修制度等による審査能力の向上や先行受託試験制度等による審査の効率化に加え、国際基準調和活動への参画による研究部門と連携した試験法の確立に努めており、リコール技術検証部では所内リソースを活用した体制強化による効率的な不具合情報の収集・分析と技術検証を行うなど、研究部門・審査部門・リコール部門が常に情報を共有し、技術基準策定等の各業務を相互に連携して効率的に実施している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし。

法 人 名	独立行政法人海上技術安全研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:井上 四郎)
目 的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 1に掲げる技術に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームﾍﾟｰｼﾞ	法 人:http://www.nmri.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	A	A	1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第 2 期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
Ⅰ.中期計画の期間							
Ⅱ.基本方針							
Ⅲ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.戦略的企画と研究ﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄの強化	4 点	4 点	4 点	A	A	A	
2.政策課題解決のために重点的に取り組む研究	5 点×1 4 点×3	5 点×1 4 点×3	5 点×1 4 点×3	S×2 A×2	S×1 A×3	S×3 A×1	
3.基礎研究活動の活性化	4 点	4 点	4 点	A	A	A	
4.国際活動の活性化	4 点	5 点	4 点	S	S	S	
5.研究開発成果の普及、活用の促進	4 点	4 点	4 点	S	S	A	
Ⅳ.業務運営の効率化							
1.柔軟かつ効率的な組織運営	4 点	4 点	3 点	A	A	A	
2.事業運営全般の効率化	3 点						
Ⅴ.財務に関する事項	3 点	3 点	3 点	A	A	A	
Ⅵ.業務運営に関する重要事項	3 点	4 点	3 点	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。
- 行政の技術課題を解決することを任務としているが、各分野において秀でた実績をあげ、高いレベルで行政支援を実現している。特に、「海上輸送の安全の確保」、「国際活動の活性化」及び「研究開発成果の普及及び活用の促進」の分野では、研究所の持てる能力を発揮して年度計画を上回る目覚ましい成果を上げている。そのうち、IMOへの積極的かつ効果的な参加及び行政の支援、中でもCO2 排出削減のための我が国提案を元にした条約改正案の策定に貢献した研究所の活動については、他の行政分野には見られない成果である。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 日本造船業の技術優位性につながるように更なる努力を期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
政策課題解決のために重点的に取り組む研究	Ⅲ2	• 各研究について、年度計画に記載された措置事項を着実に実施するとともに、政策課題(社会・行政ニーズ)、技術現状等の研究開発課題を取り巻く環境変化を踏まえた措置内容の見直し等を実施しつつ取り組んだ。	• 年度計画を全て達成していることに加え、特に実海域再現水槽、操船リスクシミュレータ等を用い、実際の海難事故を高い精度で再現・分析し、海事局の再発防止策立案等に貢献した点から、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

国際活動の活性化	Ⅲ4	• 研究所の国際活動に関する基本的な考え方として、船舶の安全性向上、環境保全に関する各種課題に対し、研究成果を基に、国際機関における国際基準案、国際規格案の策定作業をリードし、国際社会に貢献するとともに、我が国海事産業の優位性を確保することに寄与することとしています。 • この考え方を踏まえ、研究所は、研究成果や専門的知見に基づき、基準案や規格案を作成及び国際機関への提案を行うとともに、これらの提案を裏付ける技術的資料を作成することに加え、国際機関の会議に研究者を出席させ、提案の実現に努めた。	• すべての事項、全ての事項について年度計画を超える成果を上げるとともに、特に、IMOへの積極的かつ効果的な参加及び行政の支援、中でもCO2 排出削減のための我が国提案を元にした条約改正案の策定に貢献した研究所の活動については、年度計画を超える目覚ましい成果をあげていることから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
研究開発成果の普及び活用の促進	Ⅲ5	• カッターボート転覆事故の解析調査をはじめ、運輸安全委員会より事故原因解析の調査3件を受託しており、解析結果は同委員会の報告に活用され、事故原因究明に貢献しました。また、フェリーありあけの船体傾斜事故については、運輸安全委員会が推定した船体傾斜に至る過程を実海域再現水槽により再現することにより検証することに成功し、今後の事故防止対策の検討に貢献することが出来ました。さらに、22年7月に発生したホルムズ海峡におけるタンカー事故に関し、国土交通省に設置された調査委員会にセンター長が委員として参加するとともに、航海データ記録装置(VDR)のデータ分析による航跡を明らかにし、また、損傷箇所の調査を行い、その結果を委員会に提出し、事故原因調査に貢献しました。 • IMO において船舶からの排ガス規制を強化する条約改正が採択され、環境保全のため、特に規制を強化すべき海域を放出規制海域(ECA)として指定し、他の海域よりNOx、SOx 規制が一段と強化される枠組みとなりました。国土交通省では、「船舶からの大気汚染物質放出規制海域(ECA)に関する技術検討委員会」(ECA 技術検討委員会)において、我が国周辺海域におけるECA 設定について検討を行っています。研究所は、同委員会に委員として参加し、検討に加わるとともに、我が国周辺海域の大気汚染の現状及び船舶から排出される大気汚染物質の量等に関する調査を受託し、同委員会へ報告し、検討に貢献しました。	• 全ての事項について年度計画を超える成果を上げるとともに、特に、海難事故解析における運輸安全委員会への貢献、知財に関する積極的な取り組み、数値目標を大きく上回る成果発信については、年度計画を超える目覚ましい成果を上げていることから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人港湾空港技術研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:高橋　重雄)
目　　的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1　次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発(港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること、港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること、港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること、飛行場の整備及び保全に関すること)。2　1の各事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発。3　1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及。4　1の各事項に関する情報の収集、整理及び提供。5　前四号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田　仁)
分科会名	港湾空港技術研究所分科会(分科会長:黒田　勝彦)
ホームページ	法　　人:http://www.pari.go.jp/ 評価結果:www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	A	A	1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)戦略的な研究所運営	4 点	4 点	5 点	S	S	S	
(2)効率的な研究体制の整備	4 点	4 点	4 点	S	SS	S	
(3)管理業務の効率化	4 点	4 点	4 点	A	A	S	
(4)非公務員化への適切な対応	3 点	3 点	4 点	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)質の高い研究成果の創出	4 点×6	4 点×6	5 点×1 4 点×5	S×3 A×3	S×3 A×3	S×3 A×3	
(2)研究成果の広範な普及・活用	5 点×1 4 点×7	5 点×1 4 点×6 3 点×1	5 点×2 4 点×6	S×4 A×4	S×5 A×3	S×3 A×2	
(3)人材の確保・育成	4 点×2	4 点×1 3 点×1	4 点×2	A×2	A×2	A	
3.適切な予算執行	3 点	3 点	3 点	A	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3 点	3 点	4 点	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3 点	3 点	4 点	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 経済が冷え込み、企業の研究活動への投資が低下しているため、当法人が所有する実験施設を積極的に活用して企業等の研究機関との共同研究を推進して頂きたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な研究所運営	1(1)	• 経営戦略会議による審議、関係行政機関との意見交換等を踏まえ、3層3段階による研究評価システムを活用し、質の高い研究成果の創出に取り組んでいる。特に、社会的ニーズ・緊急性の高い研究課題については、研究資源を重点的に配分し、例えば、羽田空港再拡張事業等における調査・建設から維持管理に至るまでの幅広い事業プロセスでの技術指導や助言を行うなど、研究成果の社会還元を図っている。	• 研究所運営の基本方針を達成するため、理事長によるトップマネジメントを中心とした迅速な意志決定に努め、戦略的な研究所運営に取り組んでいる。具体的には、経営戦略会議を年4回開催し、フレキシブルな組織編成、第3期中期計画の策定など、重要な方針を確認しながら効率的な業務運営を目指した取り組みを行っており、優れた実施状況にあると評価できる。 • また、社会・行政ニーズを適切に把握するため、行政機関・民間企業団体との意見交換及び人事交流を通じて質の高い研究成果を創出できるような研究所運営を反映したことは高く評価できる。 • 以上、経営戦略会議等による効率的な研究所運営、他機関との意見交換等などの「戦略的な研究所運営」の取り組みにより、羽田空港再拡張事業に関する技術支援、東北地方太平洋沖地震・津波後の災害調査をはじめとして臨機応変に対応するなど社会に貢献しており、中期目標の達成に向けて、優れた実施状況にあると評価できる。
研究体制	1(2)	• 津波災害が太平洋沿岸諸国で頻発している	• 高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に

の整備		状況を受けて、「津波防災センター」を「アジア・太平洋沿岸防災研究センター」に改編するなど、研究ニーズに迅速に対応可能な研究体制を整備した。この結果、東北地方太平洋沖地震に際しても、国等からの派遣要請に基づき迅速かつ適切に研究者を被災地に派遣し、当法人が得意とする津波再現実験や津波シミュレーションを活用して被災要因を究明するなど、他機関に先駆けて調査成果を挙げることができた。	対応するため、研究センターの改編など研究体制の見直しを図り、限られた人数で効率的な研究が行われていることは高く評価できる。具体的には、津波災害が太平洋沖で頻発している状況を受けて、タイムリーに津波防災センターをアジア・太平洋沿岸防災研究センターに改編している。このことは、東北地方太平洋沖地震・津波後において、迅速な災害調査活動を展開し、他機関に先駆けて調査成果を挙げることに繋がっており、極めて高く評価できる。 • さらに、国内の研究活動だけでなく、海外との研究機関との連携を図りながら、アジア太平洋など国外に関する研究活動も行っており、実績としても非常に評価されている。 • このように、研究センターの改編や横断的な研究が可能となる研究領域制の活用などにより、東北地方太平洋沖地震・津波等災害発生時の災害調査研究、羽田空港再拡張プロジェクトの完成に向けた技術支援が積極的になされていることは高く評価できる。
研究の重点的実施	2(1)	• 平成 22 年度は、11 の研究テーマの中に 11 の重点研究課題を設定し、重点研究課題に含まれる研究実施項目の研究促進を図った。平成 22 年度の重点研究課題の研究費の全研究費に対する配分比率の実績値は、77.6%であった。	• 港湾・空港における地震や津波・高潮防災に関する研究など、社会・行政ニーズ及び重要性のある 11 の重点研究テーマを定め、研究費の 77%以上を充当し、年度計画の数値目標を大幅に達成するとともに、「港湾空港における地震や津波・高潮防災に関する研究」など質の高い研究成果をあげるなど、中期目標の達成に向けて、優れた実施状況にあると評価できる。 • また、重点研究課題のうち特に緊急に実施すべき特別研究(遠心力場における水・地盤・構造物の相互作用実験技術の構築など)を7件実施している。 • 以上のように、社会・行政ニーズに応えるべく、非常に緻密な組織体制を構成し、人員・資金など限られた研究資源を適切かつ重点的に投入することで質の高い研究成果をあげていることは、高く評価できる。
災害発生時の迅速な支援	2(2)	• 東北地方太平洋沖地震により、東北地方から関東地方の太平洋側の地域に存在する港湾及び空港において、津波による浸水や家屋・車両・船舶・木材などの漂流物が衝突、散乱すること等により甚大な被害が発生した。 • 釜石港及び大船渡港の湾口防波堤や八戸港では防波堤本体が水没するとともに開口部が洗掘され大きな被害を受けた。 • 研究所は、被災後の早い時期から国土交通省の要請を受けて、東北地方及び茨城県の各港湾・空港等に調査団(TEC-FORCE)を派遣し、港湾・空港及びその周辺における津波・地震による被災状況、復旧に向けた調査を行った。	• 災害発生時に国等からの派遣要請に基づき、迅速かつ適切に研究者を派遣し、被災状況の把握や技術的支援を行ったことは高く評価できる。 • 特に、港空研 TEC-FORCE を組織し、災害に対して迅速な調査活動が行われる体制を整備した結果、東北地方太平洋沖地震等の災害発生時には、国等からの派遣要請に対して調査団を派遣し、災害調査を迅速かつ有効に行うとともに、港湾・空港施設等の復旧に向けた技術支援に取り組んだことは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

・ 効果的な研究体制の整備について、貴委員会の評価結果をみると、「高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応するため、研究センターの改編など研究体制の見直しを図り、限られた人数で効率的な研究が行われていることは高く評価できる。具体的には、津波災害が太平洋沖で頻発している状況を受けて、タイムリーに津波防災研究センターをアジア・太平洋沿岸防災研究センターに改編している。このことは、東北地方太平洋沖地震・津波後において、迅速な災害調査活動を展開し、他機関に先駆けて調査成果を挙げることに繋がっており、極めて高く評価できる」等として「SS」評定(「特筆すべき優れた」実績を上げている)としている。

しかしながら、アジア・太平洋沿岸防災研究センターは、国内外の沿岸地域における地震・津波等の災害及び被害の軽減に関する研究について、高度化・多様化する研究ニーズに迅速に対応するために改編した組織であり、東北地方太平洋沖地震・津波への対応は本来のミッションであることから、このことをもって、「SS」評定とし、中期目標・年度計画において想定していた範囲を量的かつ質的にはるかに超えて事前には実現することが極めて困難と考えられた実績を上げているとの説明にはならない。

今後の評価に当たっては、アジア・太平洋沿岸防災研究センターについて、その役割・ミッションを精査の上、評定の理由、根拠等を明らかにし、厳格な評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人電子航法研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:平澤 愛祥)
目　　的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 電子航法に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.enri.go.jp/index.shtml 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第 2 期中期目標期間
＜総合評価＞	極めて順調	極めて順調	極めて順調	A	A	A
＜項目別評価＞						
Ⅰ.業務運営の効率化						
(1)組織運営	4 点	4 点	4 点	A	A	S
(2)人材活用	4 点	4 点	4 点	S	A	A
(3)業務運営	4 点	4 点	4 点	A	A	A
Ⅱ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上						
(1)社会ニーズに対応した研究開発の重点化	4 点×3	4 点×3	4 点×3	S×3	A×3	S
(2)基盤的研究	3 点	4 点	4 点	A	A	A
(3)研究開発の実施過程における措置	4 点	4 点	4 点	A	A	A
(4)共同研究・受託研究等	3 点	4 点	4 点	A	A	A
(5)研究成果の普及、成果の活用促進等	4 点×2	4 点×2	4 点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1
Ⅲ.予算、収支計画及び資金計画	3 点	4 点	4 点	A	A	A
Ⅳ.短期借入金の限度額	―	―	―	―	-	-
Ⅴ.重要財産の処分計画	―	―	―	―	-	-
Ⅵ.剰余金の使途	―	―	3 点	―	-	-
Ⅶ.その他業務運営に関する事項	3 点	3 点	3 点	A	A	A

備考

1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。
2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。
3. 第 2 期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。
4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

中期目標の達成に向けて着実な実施状況である。電子航法研究所は、行政の技術課題を解決することを任務としており、行政ニーズへの貢献を通じて社会に貢献している。各分野において秀でた実績をあげ、高いレベルで行政支援を実現している。特に、EIWAC2010の主催、KARIとの連携協定、欧米にも肩を並べるIGWGの主催などアジアの中核的研究機関としての認知度の上昇、更に国際標準・技術基準策定への貢献のためのRTCAの活動やEUROCAEからの要請による加盟など優れた実績をあげており、中でもEIWAC2010については、2010年主催のEIWAC2009から拡大し、アジア地域での国際会議としては質・規模共に最大規模となるワークショップを成功させ、その成果として研究所の国際プレゼンスが上昇し、HALAとの連携などの新たな国際連携が広がったことは、優れた成果である。

これら以外の事項についても、確実に年度計画を達成している。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 気象予測情報の航空交通管理への利用が、どのような形で展開されるのか今後に期待する。
- 国際連携が活発化してきたが、日本としてどのような内容の研究について国際活動を行うべきか、明確な戦略を持つ必要がある。
- 今後飛躍的な航空需要の拡大が見込まれるアジアの航空交通に関する中核的研究機関として、国際戦略のグランドデザイン構築を期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材活用	Ⅰ (2)	• 職員の自発的な能力向上を促し、これを最大限発揮させるためには、業績評価を職務、職責、社会ニーズへの貢献度等を勘案して厳正かつ公正に行うとともに、業績評価結果に基づいて適切な処遇を行う事が必要である。また、研究者のモチベーションを高める観点から、随時業績評価における課題を確認するとともに、必要に応じて評価手法の精査と改善を行うことが重要である。このため、平成20年度から「職員勤務評定検証委員会」を設置し、公平かつ公正な評価を行い、職務効率の向上に繋げるための検討を行っている。 • 平成22年度は、職責及び貢献度等を処遇に適切に反映させる一方、これまでの勤務評定に加えて「降任及び解雇に関する達」を制定し、公正かつ公平な評価をさらに進めている。	－
成果の活用促進等 ③国際協力等	Ⅱ (5)	• 平成 20 年度に開催した ATM/CNS に関する国際ワークショップ(EIWAC2009)の成功を踏まえ、航空交通管理(ATM)や通信・航法・監視(CNS)に関する世界の最新技術動向について関係者に紹介すると共に、研究成果の発表を通して世界の研究・開発機関と連携を深めることを目的に、第2回国際ワークショップ (ENRI International Workshop on ATM/CNS: EIWAC2010)を平成 22 年 11 月 10 日から 12 日の間、東京秋葉原の秋葉原コンベンションホールにおいて開催した。	(総合評価) • EIWAC2010 の主催、KARI との連携協定、欧米にも肩を並べる IGWG の主催などアジアの中核的研究機関としての認知度の上昇、更に国際標準・技術基準策定への貢献のためのRTCA の活動や EUROCAE からの要請による加盟など優れた実績をあげており、中でもEIWAC2010 については、2010 年主催のEIWAC2009から拡大し、アジア地域での国際会議としては質・規模共に最大規模となるワークショップを成功させ、その成果として研究所の国際プレゼンスが上昇し、HALA との連携などの新たな国際連携が広がったことは、優れた成果である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 岩沼分室については、東北地方太平洋沖地震・津波の発生により研究に不可欠な実験用航空機、GNSS実験設備等の主要な機材等が全損しており、法人から貴委員会に対して被災状況の報告が行われ、議論がされているところである。しかしながら、貴委員会の評定理由をみると被災状況についての記述がない。
今後の評価に当たっては、貴委員会において、評価結果の判定に影響を与える事象があった場合には、国民の理解に資する観点から評定理由等において言及すべきである。

法 人 名	独立行政法人航海訓練所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:岡野　良成)
目　　的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対する航海訓練。2 航海訓練に関する研究。3 前二号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田　仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下　國生)
ホームページ	法　　人:http://www.kohkun.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	順調	順調	A	A	A	1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 項目3. の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3. から項目6. までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3 点	4 点	4 点	A	A	A	
(2)人材の活用	3 点	3 点	4 点	S	S	S	
(3)業務運営の効率化	3 点×3	4 点×1 3 点×2	4 点×1 3 点×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)航海訓練の実施	3 点×9	4 点×3 3 点×6	4 点×5 3 点×4	S×5 A×4	S×3 A×6	S×3 A×6	
(2)研究の実施	3 点×2	3 点×2	4 点×1 3 点×1	A×2	A×2	A	
(3)成果の普及・活用促進	4 点×1 3 点×2	4 点×3	4 点×3	S×3	S×2 A×1	S	
(4)業務全般に関する項目			3 点	A	A		
3.予算、収支計画及び資金計画(4. 財務内容の改善)						A	
(1)自己収入の確保	3 点	3 点	3 点	A	A		
(2)予算、収支計画及び資金計画	3 点	3 点	3 点	A	A		
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－		
5.重要財産の処分計画	－	－	－	－	－		
6.剰余金の使途	－	3 点	3 点	A	A		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3 点	3 点	3 点	A	S	A	
(2)人事に関する計画	3 点	3 点	4 点	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
- 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 業務経費等の削減を強く押し進める点は評価できるが、そのことによって実際の航海訓練時間が短くなり、船員教育の非効率化につながると思われる。このことは、教育サービスの質の維持に関わる問題であるので、その点の改善に強く取り組んでいただきたい。
- 業務経費の燃料費については、練習船の減速運転以外の手段や方法によって軽減を図るべきであると考える。
- 研究成果など海事に係る知見の普及・活用推進について、より効果的な促進にむけて論文における査読の有無についても掲載されたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用の推進	1(2)	• 外部機関との人事交流により、業務の活性化や円滑な実施を図るとともに、実習生に対し社船の運航形態・業務等を説明するなど知見の活用を図っている。 • 国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、海運会社等との間で、目標を 18 名上回る 62 名の人事交流を行い、各機関との連携の円滑化などの活性化を図っている。	• 海運会社からの派遣を得て、社船運航形態・業務等に関する実習生の知見を向上させるとともに、航海訓練指導力を増進させる機会を作り、相互に顕著な交流効果を上げたことは高く評価できる • 目標を大きく上回る積極的な人事交流は高く評価できる。

業務運営の効率化の推進	1(3)	• 競争入札への移行による保険料の削減等の節減により、中期目標期間の初年度予算額に対して、一般管理費を約 10%(6, 724 千円)抑制している。 • 業務経費については、その6割を船舶の修繕費と燃料費が占める中、船舶の法定検査の一部を船内作業に振り替えた受検、練習船の減速運転等の効率的な運航等の節減により、同予算額に対し約9%(146, 939 千円)抑制している。	• 競争入札等により一般管理費を10%抑制できたことは高く評価できる。 • 燃料価格の高騰に対して、減速運航等さまざまな工夫で、業務経費を9%抑制できたことは高く評価できる。
航海訓練の実施	2(1)	• 外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力の強化を目的とし、①海事英語訓練(通常訓練及び外部委託訓練)及び②船舶運航の安全管理に関する訓練を実施している。 • 船員教育機関、海運業界等の関係者との意見交換会を 40 回、練習船の視察会を 14 回と目標回数を上回って開催し、業界のニーズを把握することに努めるとともに、関係者に実習生の現状について理解を深めさせている。また、意見交換会を通じて把握した業界のニーズを、各船に具体的な訓練方法を示すなどにより航海訓練に反映できるようにしている。 • 国際安全管理(ISM コード)コードに基づく安全管理システム(SMS)及び国際船舶保安規程(ISPS コード) に基づく船舶保安の体制の内部・外部審査を通じて、システムの維持・向上を図るとともに、それらを活用して練習船運航業務における報告・連絡手続き、作業手順等を徹底している。	• 通常訓練と外部委託訓練の併用といった海事英語訓練のプログラムの工夫により、海事英語試験の平均点が 10.5%上昇するなど、目に見える形での成果は評価できる。また、海運会社との連携により、実務に必要とされる英語の訓練を実施し、成果を上げている。 • 目標回数を大きく上回る意見交換会を積極的に開催し、関係者への理解を深める機会を提供したことは高く評価できる。 • 意見交換会により把握した、内航船員養成訓練、内航用練習船の基本構想及び仕様等についての業界ニーズを、具体的な航海訓練に反映させた点は高く評価できる。 • 安全管理システム及び国際船舶保安規定に基づく内部監査の実施、安全推進会議の開催による安全管理の推進は高く評価できる。 • SMSにリスクアセスメントを導入するなど、SMS及び船舶保安の体制における充実した取組は評価できる。 • 船舶保安の体制を、PDCAサイクルの中で、内外の審査によって検証し、維持・改善を図るとともに、練習船運航業務の報告・連絡手続きの徹底や作業手順の遵守等の有効な指針として活用していることは高く評価できる。
社会に対する成果の普及・活用促進	2(3)	• 海事関連行政機関及び船員教育機関等からの要請により、18 機関から 197 名(目標値の3倍以上)の研修員を受け入れ、運航実務研修を実施している。 • 国土交通省の新たな補助事業である開発途上国船員養成事業船員教育者乗船研修では、フィリピンから2名の研修員を受け入れている。また、インドネシア等3カ国から8名の船員教育関係者を受け入れた乗船研修を実施している。 • 海事広報活動推進のため、寄港地において 15 回の海事関係イベントに参加(練習船の一般公開等を26回、97,594名見学、航海訓練所等のパンフレット等(約 140,000 部)を配布)している。 • シップスクール(訪問型海事広報活動等)及び海事関連機関や地方自治体と連携した練習船見学会を、参加者の希望等に合わせ実施している(シップスクール 43 回開催 2,236 名参加・練習船見学会 10 回開催 554 名参加)。	• 国土交通政策と連携して、研修員の受入れ人数が目標値を3倍以上上回っている点や諸外国などの国際技術協力のための職員派遣は、積極的に技術移転を推進するものと評価できる。 • 開発途上国から研修員を受け入れることは、将来の事業拡大の可能性から、優れた取組として評価できる。 • 海事関係のイベント参加、一般公開等の実施による多数の見学者の来訪、シップスクール開催といった各種広報活動を通じ 10 万名を越える一般市民を集めたことは、海事思想の普及について、積極的に業務推進をしたと言え高く評価できる。
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	7(1)	• 内航用練習船建造の概念設計を作成し、「大成丸代船建造調査委員会」の最終とりまとめに活用するとともに、建造費にかかる予算要求を行い、政府の「元気な日本復活特別枠」によるパブリックコメントを経て予算化されている。	• 内航用練習船建造の概念設計を作成し、内航用練習船の建造費に係る予算要求を行い、政府のパブリックコメントを経て予算化されるなど、施設・設備の整備に関して、計画実現に向けて着実に前進しつつある点を評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

・該当なし。

法 人 名	独立行政法人海技教育機構(平成 18 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:鋤柄　好利)
目　　的	船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1　船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授。2　船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究。3　前二号の業務に附帯する業務。4　国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習)の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田　仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下　國生)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.mtea.ac.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	順調	順調	A	A	A	1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 項目3. の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 4. 第2期中期目標期間の評価では、項目3. から項目6. までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3 点	3 点	4 点	A	A	A	
(2)人材の活用	3 点	4 点	3 点	S	A	A	
(3)業務運営の効率化	3 点×3	3 点×3	4 点×1 3 点×2	S×1 A×2	A×3	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)海技教育の実施	4 点×1 3 点×11	4 点×5 3 点×7	4 点×6 3 点×6	SS×1 S×5 A×6	S×3 A×9	S×5 A×6	
(2)研究の実施	3 点	4 点	4 点	S	A	A	
(3)成果の普及・活用促進	4 点×1 3 点×2	4 点×3	4 点×2 3 点×1	S×1 A×2	A×3	A	
(4)内部統制の維持・充実			3点	A	A		
3.予算(4. 財務内容の改善)						A	
(1)自己収入の確保	3 点	3 点	3 点	A	A		
(2)予算、収支計画及び資金計画	3 点	3 点	3 点	A	A		
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－		
5.重要財産の処分等に関する計画	－	－	－	－	－		
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	－	－	3 点	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3 点	3 点	4 点	A	A	A	
(3)その他						－	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
- 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 国際条約の改正に的確に対応し、必要とされる海技教育を効果的・効率的に実施することを含め、今後とも継続的に教育体制の見直し・改善が期待される。
- 志願者数や合格率といった数字にとかく目が行きがちであるが、将来の日本の海運界を担う人材育成機関として「明るい将来があると希望をもって巣立っていく学生」の育成を今後も継続していただきたい。
- さらなる全国的な新聞、雑誌、広告紙など広報媒体を効果的に用いる方法を考える必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海技教育の実施	2(1)	• 海技士コース及び海上技術コースにおいては、模擬口述試験の実施や過去 10 年間の国家試験問題を整理し教材として使用する等資格取得のためのサポート体制を強化することにより、海技士国家試験合格率 100%を達成している。 • 専修科入学直後に課した数学の実力試験の結果から対象者を決定し、専修科校において、入学後に、普通科教員が直接学校を訪問	• 海技士国家試験合格率 100%達成しており、資格取得のサポート体制の充実・強化を図りながら、効率的・効果的に種々の教育システムを工夫・維持している点が優れた評価に値する。 • 入学後通信教育の実施によって基礎計算力の1割上昇を達成するなど、与えられた教育資源のなかで積極的な取組が見られ、成

	して行う面接授業とインターネットを活用した遠隔双方向授業(10 時間)を実施している。 • 授業開始前後において、ほぼ同一レベルの基礎計算力試験を実施した結果、成績の上昇(全体平均約1割得点上昇)がみられ、専修科校には普通科教員が配置されていないため、当該通信教育は、専修科生の基礎学力向上に資する効果的な取組であることが検証された。	果を出していることは高く評価できる。
	• 景気後退に伴う求人数の大幅な減少及び3月11 日に発生した東日本大震災の影響にもかかわらず、以下のような取組により、本科96.0％、専修科 98.7％、海上技術コース100%と、いずれも目標値を上回る就職率を達成している。本科及び専修科の女子は、全国的に女子の就職が厳しい状況にある中、100%(本科5名、専修科16名)の就職を達成している。 ⅰ 海事関連企業等に対する取組 ・ホームページへの生徒・学生情報の掲載と求人票の受付 ・本部による新規求人開拓 ・求人・就職状況のプレスリリース ・前年度を上回る会社訪問等 ⅱ 生徒・学生に対する取組 ・船社訪問の奨励 ・「海へのチャレンジフェア」への参加 ・卒業生による体験発表会の実施 ・相談しやすい環境づくり ・航海訓練所練習船を訪船しての就職指導	• 景気後退により求人数が減少する中で、海事関連企業等に対する積極的な情報提供や新規求人開拓に加え、生徒・学生に対する就職指導によって、海上技術コースにおいては100%、他の学科においても100%近い就職率を確保したことは高く評価できる。
	• 以下のような広報活動に取り組んだ結果、平成23年度入学試験において、定員に対する応募倍率は、本科2.86倍、専修科2.26倍を確保した。 ⅰ 中学校及び高等学校訪問 3,250 校 ⅱ 新聞・雑誌・広告等の利用 238 回 ⅲ 学校説明会への参加 36 回 ⅳ 体験入学の実施 29 回 ⅴ 学校案内等の送付 延べ25,073 箇所 ⅵ 学校見学の受入 ⅶ 卒業生の出身校に卒業報告 ⅷ ホームページの活用	• OBを活用しての3,000校以上の学校訪問、新聞・雑誌広告や学校説明会、体験入学など数多くの積極的な広報活動を通じて、定員に対する応募倍率を上昇させ、船員を目指す人材を多方面から継続的に確保したことは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし。

法 人 名	独立行政法人航空大学校(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:殿谷　正行)
目　　的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者の養成。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田　仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下　國生)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.kouku-dai.ac.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間
＜総合評価＞	順調	順調	順調	A	A	A
＜項目別評価＞						
1.業務運営の効率化						
(1)組織運営の効率化	3 点	3 点	4 点	S	A	A
(2)人材の活用	3 点	4 点	4 点	S	S	S
(3)業務運営の効率化	3 点×5	3 点×5	4 点×1 3 点×4	S×1 A×4	S×1 A×4	A×5
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上						
(1)教育の質の向上	3 点×5	4 点×1 3 点×4	4 点×4 3 点×1	S×2 A×3	S×1 A×4	S×1 A×4
(2)航空安全に係る教育等の充実	3 点×4	4 点×1 3 点×3	3 点×4	A×4	A×3 B×1	A×3 B×1
(3)航空技術安全行政への技術支援機能の充実	3 点×2	3 点×2	3 点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	A×2
(4)成果の活用・普及	3 点×2	4 点×1 3 点×1	4 点×1 3 点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1
(5)企画調整機能の拡充	3 点	3 点	3 点	A	A	A
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)	3 点	3 点	3 点	A	A	A
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	
5.重要財産の処分計画	－	－	－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	
7.その他業務運営に関する事項						
(1)施設・設備に関する計画	3 点	3 点	3 点	A	A	A
(2)人事に関する計画	3 点×2	3 点×2	3 点	A	A	A

備考

1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。
2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。
3. 第2期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、C の5段階評価。
4. 項目 3 の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。
5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。

2. 府省評価委員会による平成 22 度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
- 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況が認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 航空技術安全行政に対応した調査・研究の継続的取組みが期待される。
- 平成 22 年度のかく座事故については、こうした事故はいくら安全安心を期しても技術が未熟な学生で起こす確率は高いと考えられるが、平成 21 年度の胴体着陸事故に続き事故が発生したことを重く受け止め、再発防止のための教育等の充実が求められる。特に業務の効率化が安全を阻害する要因にならないよう注意して欲しい。
- 民間操縦士養成機関への技術的支援は、優れた取組みであり、今後も積極的に行うことを期待する。
- 教育の質的向上のために必要な最新機材が整備されることを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用	1(2)	• 内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約23%(26名)について、国等との人事交流を行っている。	• 計画を大幅に上回る人事交流が実施され、組織の活性化と人件費の抑制を図ったことは評価できる。
業務の効率化	1(3)	• 単発事業用課程において、以下の見直しを行うことにより、操縦訓練の充実、円滑化・効率化を図っている。 ➢ 単発事業用課程における訓練のフェーズ組み替え ➢ 帯広課程における単独飛行訓練の時間を精査し、一部を教官同乗の飛行訓練に変更 ➢ FTDの活用により、応用計器飛行時間	• 単発事業用課程の最終技能審査方法の見直しによって能力の高い学生の飛行時間を短縮できる仕組みを導入したことは、運営面の効率化につながるため積極的に評価できる。

		の見直し ➢ 単発事業用課程の最終技能審査において、仕上がりベースの技量見極めに変更し、20 年度入学生1名、21 年度入学生1名に適用 など	
調査・研究の実施等	2(1)	• 教育の質の向上及び効率化を図るため、以下に掲げる調査・研究を計画的に推進し、その成果を教育・訓練に反映させている。 ➢ 帯広課程におけるシラバス変更の検証を行い、追加教育の時間の変化が見られ、技能審査の不合格率が減少する等、新シラバスの有効性が確認できている。 ➢ MPL（Multi-crew PilotLicense）に関する研究成果をとりまとめ、准定期運送用操縦士に関する航空法改正作業に提供している。 ➢ 安全管理規程を改正して、SMS（SafetyManagement System）を導入し、各校の安全委員会においてパイロットレポート等の分析・評価を行い航空安全にフィードバックしている。「航空大学校におけるヒューマンエラーによるインシデントの発生傾向」について研究報告を取りまとめている。 など	• 帯広課程における新シラバスの検証を行い、その有効性を確認出来たことは評価できる。 • 我が国に新たな乗員養成制度（准定期運送用操縦士制度）を導入するために、MPLに関する研究成果を取りまとめ、航空局の航空法改正作業に寄与したことは積極的に評価できる。 • 安全管理システム（SMS）に関する調査研究の成果を、本邦指定養成施設の中で先駆けて導入し、ヒューマンファクター問題を含め事故予防に対応したことも高く評価できる。
航空安全に係る教育等の充実	2(1)	• 平成 22 年 11 月5日、宮崎空港で訓練機が滑走路上でかく座する事故が発生した後、速やかに全機体の特別点検を実施するとともに、全教官・学生への安全教育、進入・着陸の判断基準の明確化、学生単独飛行の認定基準の強化の再発防止策を施し、航空局及び地元等への説明を行っている。なお、11 月 18 日に航空局による安全監査（立入検査）が実施され、再発防止のための適切な措置が講じられていることの確認がなされている。 • また、学生単独飛行訓練における進入着陸フェーズでの事故が2年続けて発生したことから、特に「進入手順の見直し」、「学生単独飛行訓練の時間の見直し」等の安全対策を実施している。今後は、運輸安全委員会による事故調査の進展及びその結果を踏まえて、適時適切に対策を見直すこととしている。 など	• 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題と位置付け、安全管理体制や規程類の総点検を実施してきたことは評価できるものの、平成 21 年度に続き平成 22 年度においても事故が発生したことを重く受け止め、再発防止のための教育等の充実が求められる。
航空技術安全行政への技術支援の充実	2(3)	• 国土交通省航空局に対して航大が有する知見の提供を行い、技術支援を行っている。特に、MPLに関する調査研究の成果を航空法の改正作業に提供している。また、22 年 12 月に航空局幹部と航大理事長との会合を開催し、今後の乗員養成に関する意見交換を行っている。	• 我が国に新たな乗員養成制度（准定期運送用操縦士制度）を導入するために、MPLに関する研究成果を取りまとめ、航空局の航空法改正作業に寄与したことは積極的に評価できる。
航空思想の普及、啓発	2(4)	• 各校とも「空の日」行事を行うとともに、「航空教室」を16回、「市民航空講座」を13回実施し、航空思想の普及、啓発に努めている。	• 航空思想の普及・充実のために、計画をはるかに上回る行事等を実施し、かつ、地域コミュニティとの親睦・融和にも積極的に努めたことは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし。

法 人 名	自動車検査独立行政法人(平成 14 年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:竹内 浄)
目 的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	自動車検査分科会(分科会長:大聖 泰弘)
ホームﾍﾟｰｼﾞ	法 人:http://www.navi.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	4年(平成 19 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	第1期中期目標期間	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	A	順調	順調	A	A	A	1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 第1期中期目標期間の評価では、項目 3 から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞								
1.業務運営の効率化								
(1)組織運営	3 点	S						
(2)人材活用	3 点	A						
(3)業務の効率化	3 点	S						
(4)主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討	3 点	A						
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上								
(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	3 点×2	S						
(2)審査に係る利用者の方々の利便性の向上	3 点×3 2 点×1	B						
(3)適正かつ効率的な審査業務の実施の促進	4 点×1 3 点×1	S						
(4)国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施	4 点×1 3 点×3	S						
(5)国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力	3 点×3	A						
(6)自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保	4 点×1 3 点×2	A						
(7)国際的視野に立った業務のあり方の検討	3 点	A						
(8)海外技術支援発展途上国等からの技術協力要請に応じた自動車検査に関する専門技術的な支援	3 点	A						
3.予算	3 点	A						
4.短期借入金	－							
5.重要財産の処分計画	－							
6.剰余金の使途	－							
7.その他業務運営に関する事項								
(1)施設・設備に関する計画	3 点	A						
(2)人事に関する計画	3 点	A						
Ⅰ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上								
1.厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底			4 点×1 3 点×8	4 点×5 3 点×4	S×3 A×6	S×4 A×5	S×3 A×4	
2.検査情報の電子化等による検査の高度化			5 点×1 4 点×2 －×1	4 点×1 3 点×3	S×2 A×2	S×2 A×2	S×2 A×2	
3.受検者等の安全性・利便性の向上			4 点×1 3 点×4	4 点×4 3 点×1	S×3 A×2	S×1 A×3 B×1	S×1 A×1	

4.自動車社会の秩序維持			4点×2 3点×3	4点×3 3点×2	S×4 A×1	S×5	S×4
Ⅱ.業務運営の効率化							
1.組織運営			4点×1 3点×1	3点×2	A×2	A×2	A×2
2.業務運営			3点×3	4点×1 3点×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2
3.主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等			3点	3点	A	－	A
Ⅲ.予算、収支計画及び資金計画			3点	3点	A	A	A
Ⅳ.短期借入金の限度額			－	－	－	－	
Ⅴ.重要財産の処分計画			－	－	－	－	
Ⅵ.剰余金の使途			－	－	－	－	
Ⅶ.その他業務運営に関する事項							
1.施設及び設備に関する計画			3点	3点	A	A	A
2.人事に関する事項			3点	3点	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
- 項目別評点の最頻値

(法人の業務の実績)
- 検査法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施するため、組織を挙げて不当要求の防止に取り組んでおり、発生件数が前年度から減少する等の効果を上げるとともに、職員能力や意欲の向上に努めている。
- 受検者等の安全性を向上させるため、各種安全対策を実施することにより、事故削減目標を大きく上回って達成している。
- この他、街頭検査については、目標台数を大きく上回るだけでなく、深夜街頭検査、特別街頭検査等効果的な街頭検査にも努めている。また、リコール対策や盗難車両対策に貢献するという意識をもって日常の検査業務を実施するとともに、不正改造車撲滅のための啓発活動等も積極的に実施している。 など
- 以上のとおり、検査法人の業務は中期目標の達成に向けて、年度計画の着実な実施状況にあると認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底 (不当要求防止対策の充実)	Ⅰ1	・ 平成 22 年度の不当要求事案の発生状況は全国で 292 件であり、前年度の 347 件と比較すると 16%減少している。これは、警察への通報など不当要求者への組織的対応などによる継続的な対策が、抑止効果として表れているものと考えられる。	・ 不当要求に対して未然防止も含めて各種対策を実施しており、その結果、不当要求発生件数が大きく減少していることから、優れた実施状況にあると認められる。
受検者等の安全性・利便性の向上 (受検者等の事故防止対策の実施)	Ⅰ3	・ 平成 22 年度において、検査場での受検者等の事故は合計 155 件と平成 18 年度比 30%、前年度比4%減少した。また、平成 22 年度の検査法人による自責事故は 63 件と平成 18 年度比 45%、前年度比 21%減少している。 ・ 事故防止のための新たな取組を実施するとともに、引き続き、「安全衛生実施計画」の策定・徹底等の取組を実施した。	・ 排出ガス測定時に受検者が後続車にはさまれる事故が発生したことから、新たな人身事故防止対策として、排出ガス測定器の改良、待機場所を設置するなど、事故防止に取り組んだ結果事故件数の削減率は中期目標で定めた数値目標を大きく上回る事故削減の成果が得られており、優れた実施状況にあると認められる。
自動車社会の秩序維持 (不正改造車対策の強化(街頭検査の強化))	Ⅰ4	・ 各検査部等において、国土交通省、各都道府県警察等の関係機関と連携し、街頭検査を実施した。街頭検査の計画を定める際に、国土交通省や各都道府県警察等の協力を得て、検査回数や1回当たりの台数の増加に努めることにより、127,379 台の車両について街頭検査を実施し、目標台数の 12 万台を 6.1%上回った。 ・ 最近社会問題化している「旧車会」メンバーの不正改造車に対する特別街頭検査や国土交通省と協力して、色度計を導入するなど効率的かつ効果的な街頭検査に努めた。	・ 街頭検査の内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「初日の出暴走」や最近社会問題化している「旧車会」メンバーの不正改造車に対する特別街頭検査など、社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施しているなど、目標台数を上回るだけでなく、効果的な街頭検査の実施にも努めており、優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし。

法 人 名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:石川 裕己)
目 的	鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2 船舶の共有建造等。3 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4 運輸分野に関する基礎的研究。5 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会(分科会長:前川 宏一)
ホームﾍﾟｰｼﾞ	法 人:http://www.jrtt.go.jp/ 評価結果:http://www.jrtt.go.jp/01Organization/Plan/pdf/gyomuhyoka_h22.pdf
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	順調	順調	A	順調	A	A	1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2.項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4.※印の項目に関しては、項目 2.(4)と併せて評価している。また、＊印の項目に関しては、項目 1.(1)において評価している。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)総括的業務	3 点×8	3 点×8	A×2				
(2)鉄道建設業務	4 点×2 3 点×2	4 点×2 3 点×2	S×2 A×2				
(3)船舶共有建造業務	3 点	3 点	A				
(4)造船業構造転換業務			A				
(5)国鉄清算業務	3 点	3 点	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務	5 点×1 4 点×3 3 点×4	4 点×4 3 点×4	SS×1 S×3 A×2				
(2)船舶共有建造業務	4 点×1 3 点×1	4 点×1 3 点×1	A×2				
(3)鉄道助成業務	3 点×3	3 点×3	A×2				
(4)技術支援、調査研究開発、国際協力等業務	5 点×1 4 点×2 3 点×7	4 点×4 3 点×6	SS×1 S×3 A×1				
(5)造船業構造転換業務	3 点		A				
(6)国鉄清算業務	4 点×2 3 点×1	3 点×2	S×2 A×1				
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算、収支計画及び資金計画	3 点	3 点					
(2)総括的業務	4 点×2	3 点×2	S				
(3)船舶共有建造業務	4 点×1 3 点×2	4 点×2 3 点×1	S×1 A×2				
(4)改造融資業務等の適正な処理	3 点	3 点	A				
(5)実用化助成業務	3 点※	3 点※					
(6)造船業構造転換業務	3 点	3 点	A				
(7)内航海運活性化融資業務	3 点	3 点	A				
4.短期借入金の限度額	3 点	3 点					
5.重要財産の処分計画	－	－					
6.剰余金の使途	－	－					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	－	－					
(2)人事に関する計画	3 点＊	3 点＊					
(3)契約に関する計画	3 点	3 点					
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務				4 点×3 3 点×6	S×4 A×5	SS×1 S×2 A×6	
(2)船舶共有建造業務				5 点×1 4 点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)鉄道助成業務				3 点	A	A	
(4)技術力の活用、技術研究開発及び実用化に対する支援等				4 点×3 3 点×1	S×3 A×1	S×2 A×2	

(5)国鉄清算業務				3点×2	A×2	A×2
(6)業務全般に関する項目				3点×3	A×3	A×3
2.業務運営の効率化						
(1)組織の見直し				3点	A	A
(2)経費・事業費の削減				3点×2	A×2	A×2
(3)随意契約の見直し				3点	A	A
(4)資産の有効活用				3点	A	A
3.予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算、収支計画及び資金計画				3点	A	A
(2)財務内容の改善				4点×1 3点×3	A×4	S×1 A×3
4.短期借入金の限度額				3点	A	A
5.重要な財産の譲渡等に関する計画				－	－	
6.剰余金の使途				－	－	－
7.その他業務運営に関する重要事項						
(1)人事に関する計画				3点	A	A
(2)積立金の使途				－	－	－

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 各事業分野において、目標を上回る成果を達成しており、着実な業務実績をあげているものと評価できる。評点の分布状況からみて総合評定はAとした。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 高速鉄道および SES 船とも、地球温暖化防止の観点から、国内だけでなく海外にも広く技術を普及させるべきものであり、かつ、これがわが国の関連産業発展にもつながる。鉄道については引続き努力を続けて欲しい。船舶に関しては、新しい技術が発展しており、次は海外展開も検討して欲しい。
- 世界をリードする技術を維持するためには、人材の育成も極めて重要である。長期的な視野にたっての育成の努力をお願いしたい。
- 海外への鉄道技術普及に関しては、諸外国との競争となる分野も多くなり、我が国を挙げた取組の強化に合わせ、機構においても更なる努力を行うことが望ましい。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
鉄道建設業務	1(1)	• 建設中の整備新幹線の各線については、完成予定を達成できるよう、引き続き事業の着実な進捗を図った。特に、東北新幹線(八戸・新青森間)、九州新幹線(博多・新八代間)については、平成 22 年度の完成に向けて、設備・電気関係工事を完了させるとともに、地上監査、総合監査及び完成検査を着実に実施し、目標どおり22年度に2線をあわせて開業させた。	• 東北新幹線及び九州新幹線については、平成 16 年の政府・与党申合せにより、完成目標時期が2年間前倒しされたが、工期・要員等の厳しい制約条件の中で、監査実施手順に創意工夫を凝らすこと等により、JR三社との協議・調整を行った上で、22 年度に2線をあわせて開業させたことは、極めて高く評価できる。 • 新青森駅から鹿児島中央駅までの本州と九州を結ぶ新幹線ルートを年度内に同時に開業させたことは、国民経済に対し起爆的経済効果を生むものと期待され、本州から九州にかけての我が国の高速鉄道ネットワークの一つの骨格が完成した意義も極めて高く評価されなければならない。
船舶建造等における技術支援	1(2)	• 計画・設計・建造段階における技術支援を通じて、貨物船28隻と旅客船2隻(うち、SESがそれぞれ7隻と1隻)の共有船が竣工した。 • 先進二酸化炭素低減化船(1990年代初頭船と比較し、トンマイル当たり CO2 排出量を16%以上低減できる船舶)として、機構が平成 21 年度に船型開発を行った新船型(エラ船型)については、わずか1年の間に4隻を建造決定し、その内2隻が竣工した。	• 過去最多の8隻の共有SESの竣工を実現し、また2隻を建造中である。加えて先進二酸化炭素低減船として、機構の開発したエラ船型の普及が急速に促進するなど、社会の要望に応えることができる多様なSES船の実用化がなされており、顕著な実績を上げていると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人国際観光振興機構(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:間宮 忠敏)
目 的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝。2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営。3 通訳案内士法(昭和 24 年法律第 210 号)第 11 条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務。4 国際観光に関する調査及び研究。5 国際観光に関する出版物の刊行。6 前各号の業務に附帯する業務。7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第 79 号)第 11 条に規定する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	国際観光振興機構分科会(分科会長:佐藤 喜子光)
ホームページ	法 人:http://www.jnto.go.jp/jpn/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	順調	順調	S	順調	A	A	1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。 5. 項目 2.(3)の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 6. 第1期中期目標期間の評価では、項目 3.から項目 6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 7. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	4 点	4 点	S				
(1)組織運営	3 点	3 点	A				
(2)職員の意欲向上と能力啓発	4 点	4 点	S				
(3)業務運営の効率化の推進	4 点×1 3 点×2	4 点×2 3 点×1	S				
(4)人件費削減の取組み	4 点	4 点	S				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動	4 点×4 3 点×3	4 点×4 3 点×3	S×4 A×2				
(2)効率的・効果的な業務運営の促進	4 点×1 3 点×5 ※	4 点×1 3 点×5 ※	S×1 A×3				
(3)事業成果の公表((3)情報の公開)	4 点	4 点	S				
(4)附帯する業務	3 点	3 点					
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)自己収入の確保	4 点	4 点					
(2)予算(人件費の見積を含む。)	3 点	3 点					
(3)収支計画及び資金計画	3 点	3 点	S				
4.短期借入金の限度額	―	―					
5.重要財産の処分計画	―	―					
6.剰余金の使途	―	―					
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	※	※					
(2)事業パートナーとの連携強化	※	※	A				
(3)査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力の増強、入国手続きの簡素化等の施策に関する関係機関に対する要請	3 点	3 点					
Ⅰ.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.効率化目標の設定				4 点	A	A	
2.総人件費改革				3 点	A	A	
3.組織体制の整備				4 点	A	A	
4.関係機関との連携強化				3 点	A	A	
5.随意契約の見直し				3 点	A	A	
6.民間からの出向者等の活用				4 点	S	A	
7.プロパー職員の育成等				4 点	S	A	
8.内部統制の公表				3 点	A	A	
9.活動成果の明確化				3 点	S	S	
Ⅱ.国民に対して提供するサービスその他の業務の室の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1.海外宣伝業務				4 点×2 3 点×2	S×2 A×2	S×3 A×1	

2.国内受入体制整備支援業務				3点×2	A×2	A×2
3.国際会議等の誘致・開催支援業務				3点	B	B
Ⅲ.予算、収支計画及び資金計画						
1.自己収入の確保						
2.予算（人件費の見積りを含む。）				3点	A	B
3.収支計画及び資金計画						
Ⅳ.短期借入金の限度額				―	－	－
Ⅴ.重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画				―	－	－
Ⅵ.剰余金の使途				―	－	－
Ⅶ.その他業務運営に関する事項						
1.人事に関する計画						
2.積立金の使途				※	※	※
3.その他中期目標を達成するために必要な事項						

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 平成 22 年は訪日外国人旅行者数 1000 万人の目標達成年でもあったことから、世界的な経済不況や円高、東日本大震災等、厳しい条件の中で積極的に事業を展開し、震災前までは訪日外国人旅行者数は大幅増になっていた。このように積極的に事業を行いながら、業務運営の効率化や業務の質の向上にも積極的に取り組んでおり、中期目標・中期計画について着実な実施状況にあると認められる。

(法人の業務の実績)

- 海外事務所については、厳格に評価を行っており、加えて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、北京及びバンコク事務所と国際交流基金の事務所との共用化等を図るための諸準備をすすめるなど、着実な取組を行っている。
- 東日本大震災発生当日の3月 11 日深夜には、4言語の情報ポータルサイトを立ち上げ、地震津波情報、交通情報、放射線量情報等、訪日旅行への懸念を払拭するための客観情報の発信にも努めるとともに、TIC が英語・中国語・韓国語により 24 時間体制で電話対応を行ったことは、特筆すべき優れた取組であると認められる。 など

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海外宣伝業務 (海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供)	Ⅱ1	・ 平成 22 年9月6日、7日に東京で開催した個別相談会においてアンケート調査を実施し、参加者に個別相談会の満足度を5点満点で評価してもらったところ、回答者の評価平均点は 4.4 点で、平成 21 年度より 0.2 点評価が上がった。平成 22 年度は前年度に実施したアンケート結果を踏まえ、商談枠の拡大等改善に取り組んだ。	・「個別相談会」においてアンケート調査を実施し、満足度を5点満点で評価してもらったところ、回答者の評価平均点は 4.4 点で、平成 21 年度より0.2 点評価が上がった。また「インバウンド振興フォーラム」参加者アンケートで 98%が「役立った」と回答があるなど、高い評価を受けており、優れた実施状況にあると認められる。
海外宣伝業務 (広告宣伝・メディア広報事業)	Ⅱ1	・ 平成 22 年度の機構が運用する WEB サイトのアクセス数は、平成 21 年度実績から約 55.4%増の約1億 6,890 万ページビューとなり、平成 22 年度計画の数値目標である1億 4,800 万ページビューを上回った。 ・ 訪日旅行者の「食」に関する情報ニーズに応えるため、飲食店検索サイトを運営する㈱ぐるなびと連携し、「ぐるなび外国語版」で掲載している4言語(英、中[簡・繁]、韓)の飲食店情報を活用した飲食店検索システム「Japan Restaurant Search」の運用を開始した。	・ 角川マーケティング社との連携等の他にも、㈱ぐるなびと連携し英・中(繁体字・簡体字)・韓の4言語の飲食店検索システムの運用を開始するなど WEB サイト事業者と連携した取組を実施するなど、積極的に WEB を活用し、訪日外国人旅行者の利便向上を図っており、JNTO ウェブサイトのアクセス数は平成 21 年度実績から約 55.4%増の約1億 6,890 万ページビューとなり、平成 22 年度計画の数値目標である1億 4,800 万ページビューを上回っており、特筆すべき優れた実施状況にある。
海外宣伝業務 (訪日旅行商品の造成・販売支援)	Ⅱ1	・ 世界的な景気低迷等の訪日旅行需要の阻害要因があった一方、ビジット・ジャパン事業の効果的な実施等の促進要因も多く、平成 23 年3月 11 日に東日本大震災が発生するまでは、過去最高ペースを記録した平成 22 年度の訪日旅行者数と比例するように、実績は年度目標の 51.8 万人を大きく上回り、中期目標の 60 万人も達成した。	・ 機構が支援した旅行商品により訪日した外国人旅行者の数は、東日本大震災が発生するまでは過去最高ペースを記録し、最終の実績は年度目標の 51.8 万人を大きく上回り、中期目標の 60 万人も達成する 65.7 万人に達しており、優れた実績を上げていると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人水資源機構（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：青山　俊樹）
目　的	水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1　水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあっては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築　イ　ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設　ロ　イの施設と密接な関連を有する施設。2　次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあっては、委託に基づくものに限る。）　イ　水資源開発施設　ロ　愛知豊川用水施設　ハ　水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であって、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3　水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4　1から3の業務に附帯する業務。5　1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	水資源機構分科会（分科会長：濱田　政則）
ホームページ	法　　人：http://www.water.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第１期中期 目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	順調	順調	A	順調	A	A	1.総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2.項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、S、S、A、B、C の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4.項目 3 の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営	3 点	4 点	A				
(2)効率的な業務運営	3 点	3 点	A				
(3)事務的経費の節減	4 点	4 点	S				
(4)人件費の削減							
(5)事業費の縮減	3 点	3 点	A				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)計画的で的確な事業の実施 ※18 年度計画のみ(1)業務執行に係る基本姿勢	4 点×1 3 点×1 1 点×1	4 点×1 3 点×2	S×1 A×2				
(2)的確な施設の管理	4 点×2 3 点×1	4 点×1 3 点×2	S×1 A×2				
(3)災害復旧工事の実施	3 点	3 点	A				
(4)総合的なコストの縮減	4 点	4 点	S				
(5)環境保全への配慮	4 点	4 点	S				
(6)危機管理	3 点	3 点	A				
(7)工事及び施設管理の委託	3 点	3 点	A				
(8)関係機関との連携（建設）	3 点	3 点	A				
(8)関係機関との連携（管理）	3 点	3 点	A				
(9)説明責任の向上	3 点	3 点	A				
(10)事業関連地域との連携促進	3 点	3 点	A				
(11)技術力の維持・向上	4 点	4 点	S				
3.予算、収支計画及び資金計画 （財務内容の改善）	3 点	3 点	A				
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の処分等の計画							
6.剰余金の使途							
(1)一般積立金							
(2)その他積立金							
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3 点	3 点	A				
(2)人事に関する計画	3 点	3 点	A				
(3)積立金の使途	3 点	3 点	A				
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項	3 点	3 点	A				
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)的確な施設の運用と管理				4 点×2 3 点×1	SS×1 A×2	S×2 A	
(2)リスクへの的確な対応				3 点	A	S	
(3)計画的で的確な施設の整備				4 点×2	A×2	A×2	
(4)環境の保全				4 点	S	S	

(5)技術力の維持・向上と技術支援				4点	S	S
(6)関係機関との連携				2点	A	A
(7)水源地域等との連携						
(8)広報・広聴活動の充実				3点	A	A
(9)内部統制の強化と説明責任の向上				3点	S	S
2.業務運営の効率化						
(1)機動的な組織運営				4点	S	S
(2)効率的な業務運営						
(3)事務的経費の節減						
(4)総人件費改革に伴う人件費の削減						
(5)コスト構造改善の推進				3点	S	A
(6)事業費の縮減						
(7)適切な資産管理				3点	A	A
3.予算、収支計画及び資金計画				3点	A	A
(1)予算						
(2)収支計画						
(3)資金計画						
4.短期借入金の限度額						
5.重要な財産の処分等の計画						
6.剰余金の使途						
7.その他業務運営に関する事項				3点	A	A
(1)施設・設備に関する計画						
(2)人事に関する計画						
(3)積立金の使途						
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項						

2．府省評価委員会による平成22年度評価結果（H23．9．16）（主なものの要約）

（1）総合評価

（評定理由）

- 評価項目 16 項目のうち、Sが7、Aが9項目の評価となっており、記述による評価も踏まえ、総合評定については、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められることからAとした。

（課題・改善点、業務運営に関する意見等）

- 国内市場の行き詰まりの中で、海外に対する「水ビジネス」の可能性が期待されている。現行制度上、機構の業務としては制約が多すぎる嫌いがある。
- 現在の機構の業務内容や規定等から考えるとなかなか難しい面もあるかと思うが、機構が持っているノウハウを開発途上国に活かせるような国際貢献を期待したい。特にアジアには水資源が不足している地域や逆に多雨による被害に悩まされている国が多くある。機構が持つ水資源の有効活用能力や災害コントロール技術には多くの国が期待を寄せていると思われるので、法律の許す範囲内ではあるが他の機関や組織と協力し積極的な国際貢献に尽力されることを期待したい。
- 総人件費の削減に努められたことには大いに評価できるが、依然として対国家公務員指数は高いと言わざるを得ない。今後は、目標とする指数値と達成年次を明記し実行する必要がある。

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
洪水被害の防止又は軽減	1(1)	• 平成22年は、特に4月から7月にかけ全国的に降水量が多かった。機構施設では521回（約18.6回／年・施設）、延べ865日（約30.8日／年・施設）の防災態勢を執り、全22ダムのうち9ダムにおいて、延べ25回の洪水調節を実施（平成21年度は11ダム、延べ16回）し、洪水被害の軽減を図った。印旛沼開発施設では延べ7回の洪水に対し合計約6,679万㎥（印旛沼利水容量5.1杯分）の排水を実施し、浸水被害の軽減を図った。	• 全22ダムのうち9ダムにおいて、延べ25回の洪水調節を実施し、洪水被害の軽減を図るなど、的確な洪水対応が行われている。 • 異常洪水発生時の放流方式について既管理全ダムで検討し、草木ダムにおける操作要領（案）を作成したことは、洪水被害防止又は軽減にとって重要な取組であり高く評価できる。 • 新たに3市町との間で、ダム放流警報施設の活用等に係る協定を締結するなど、放流警報施設の活用拡大に向けた取組は高く評価できる。
リスク管理体制の整備	1(9)	• ダム等施設では、旧吉野川河口堰及び今切川河口堰について、学識経験者等で構成される委員会の指導を得て東南海、南海地震に対する耐震性の照査を実施している。用水路等施設では、施設の耐震性能の向上を図り、安全性に係る信頼を高めるために、大規模地震	• リスク管理委員会において、個別のリスクに係る対応等について審議し、リスク管理体制の整備を図っている。 • ダム施設等の耐震性照査を実施するほか、用水路等施設では、新たに福岡導水で地震対策工事に着手するなど5施設で耐震補

	に対する耐震補強等を平成21年度に引き続き4水路施設（豊川用水（二期）、両筑平野用水（二期）、木曽川用水、三重用水）で実施した。また、新たに福岡導水においては、大規模地震による地震動や液状化による地盤変位に対応するため、耐震性能を有する可とう管へ取り替える地震対策工事に着手した。旧吉野川河口堰及び今切川河口堰について、平成21年度の国土交通省による津波波高予測をもとに、全閉状態のゲート扉体が津波波力を受けた場合におけるローラ軸、戸当たり等への影響について解析を行い、この結果を踏まえ津波発生時におけるゲート操作方法に関する検討を開始した。	強等を実施しており、その取組は高く評価できる。 • リスク対応、異常渇水や大規模地震等への対策強化が着実に進められている。その結果、東日本大震災時には機動的かつ速やかな対応がなされ、霞ヶ浦用水の早期復旧、可搬式海水淡水化施設の活用など、適切な対応がなされたことは特筆に値する。極めて高く評価できる。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

」

法　人　名	独立行政法人自動車事故対策機構(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:金澤　悟)
目　　的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
主要業務	1　運行管理者への指導講習。2　運転者への適性診断。3　自動車事故被害者の治療養護施設の設置及び運営。4　介護料の支給。5　自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6　一部立替貸付け。7　自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8　自動車事故防止と被害者保護の調査研究。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田　仁)
分科会名	自動車事故対策機構分科会(分科会長:堀田　一吉)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.nasva.go.jp/index.html 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年(平成 19 年4月1日～平成 24 年3月 31 日)

1.　府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	第1期中期目標期間	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	順調	A	順調	順調	A	A	1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 第1期中期目標期間の評価では、項目 3.から項目 6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3 点	A					
(2)人材の活用	4 点	S					
(3)業務運営の効率化	4 点×7 3 点×8 2 点×1	S×6 A×3					
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務	4 点×1 3 点×5	S×1 A×4					
(2)適性診断業務	4 点×1 3 点×5	S×2 A×3					
(3)重度後遺障害者に対する援護	4 点×3 3 点×4 2 点×1	S×2 A×1 B×1					
(4)交通遺児等に対する支援	3 点	A					
(5)広報活動	3 点×2						
(6)自動車損害賠償保障制度の周知宣伝	3 点×2	A					
(7)情報提供	4 点×1 3 点×5	S×1 A×3					
3.予算、収支計画及び資金計画	3 点	A					
4.短期借入金の限度額	―						
5.重要財産の処分計画	―						
6.剰余金の使途	―						
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3 点	A					
(2)人事に関する計画	3 点	S					
Ⅰ.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化			3 点	3 点	A	A	
(2)人材の活用			3 点	4 点	S	S	
(3)業務運営の効率化			5 点×1 4 点×2 3 点×6 1 点×1	4 点×4 3 点×6	S×3 A×6	S×3 A×6	
Ⅱ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務・適性診断業務			3 点×2 2 点×1	4 点×1 3 点×2	S×2 A×1	S×2 A×1	
(2)指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援			4 点	4 点	S	S	
(3)療護施設の設置・運営			4 点×2 3 点×2	4 点×2 3 点×2	S×3	S×3 A×1	
(4)介護料支給等支援業務			3 点×1 2 点×1	3 点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	
(5)交通遺児等への生活資金の貸付			4 点×1 3 点×1	3 点×2	A×2	S×1 A×1	
(6)自動車事故による被害者への情報提供の充実			4 点	3 点	A	A	

(7)自動車アセスメント情報提供業務			4点×1 3点×5	4点×1 3点×5	A×6	A×6
(8)自動車事故対策に関する広報活動			3点	3点	A	A
Ⅲ.予算、収支計画及び資金計画			3点	3点	A	A
Ⅳ.短期借入金の限度額			―	―	－	－
Ⅴ.重要財産の処分計画			―	―	－	－
Ⅵ.剰余金の使途			―	―	－	－
Ⅶ.その他業務運営に関する事項						
(1)施設・設備に関する計画			2点	3点	A	A
(2)人事に関する計画			3点	3点	S	A

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 業務運営評価及び総合評価から本法人の業務実績は中期目標・年度計画にしたがって、順調に業務を実施、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると判断されるため。

(法人の業務の実績)

- 本法人は、自動車事故防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、平成 22 年度の業務の実績については、個別項目の多くは中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。
- 特に適性診断のIT化の取組強化、運輸安全マネジメントへの積極的取組など自動車事故防止対策の推進、自動車事故による重度後遺障害者の治療・看護を行う療護施設の確実な運営、療護施設の入院患者の治療改善効果の分析・公表や被害者等に対する各種情報提供を行う相談窓口の周知・運営、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援サービスの強化など被害者支援の充実を着実に進めた。
- これらの取組を通じた平成 22 年度の業務運営は、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- 内部統制については、全国会議の活用あるいは法人の長自らによる行動指針の周知徹底、監事による現地監査などが実施されていると認められる。今後とも、内部統制の現状を把握・検証し、必要な措置を講じていく必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援	Ⅱ(2)	・ 新たに適性診断の実施機関になろうとする団体に対してカウンセラー資格要件研修(6団体8名)・同教育訓練(2団体2名)や指導主任者資格要件研修(8団体 10 名)・同教育訓練(1団体1名)を実施した。このうち3団体が新たに認定を受けるに至った。 ・ 当機構以外の認定された適性診断実施機関に対して指導主任者の資格要件研修(4団体6名)・同教育訓練(8団体 16 名)を実施した。	・ 民間団体への支援については優れた実施状況にあると認められる。 ・ こうした取り組みは、指導講習・適性診断の実施について民間への移管を促進するとの閣議決定を具現化するための基礎となるものであり、今後ともこのような団体等に対する積極的な支援を期待する。
療護施設の設置・運営	Ⅱ(3)	・ 各療護センターにおいては、MRI等の高度先進医療機器による高度な治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式による質の高い看護を行い、平成 22 年度中の療護センターにおける脱却による退院患者数が 19 人あり、中期計画の5年間 75 人以上に対し、平成 19～22 年度の4年間で 75 人となり目標を達成した。また、委託病床においても療護センターに準じた適切な治療・看護を実施したことにより、平成 22 年度中の脱却よる退院患者数が4人あった。	・ 平成22年度の4療護センター別の分析によると、入院から退院までのスコア平均値の変化が最も大きかった岡山療護センターでは、事故後経過期間が6ヶ月未満の入院患者が全体の半数以上を占めていた。こうしたことから、特に事故後経過期間がより短いことが治療改善効果に大きな影響を与えているものと考えられる。 ・ 脱却者数において計画期間終了1年前に目標を達成するなど顕著な実績をあげたほか、現状分析等も怠らず、優れた実施状況であると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 生活資金貸付業務については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成 18 年 11 月 27 日)の「第2 融資等業務の見直し」において、「生活資金貸付業務については、人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図るものとする」との指摘を行っている。また、本法人の第2期中期計画においても、「債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図る」こととされている。

  本法人は、平成 19 年度及び 20 年度において債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによるコスト削減を行っていたものの、20 年度までにコスト要因分析を完了したことを理由として 21 年度以降コスト要因の分析を行っておらず、また、貴委員会の評価結果をみると、そのことについて指摘していない。

  今後の評価に当たっては、生活資金貸付業務の効率化を図る観点から、当委員会の指摘に沿って、債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによる更なるコスト削減の取組を促し、その適切性について評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人空港周辺整備機構（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：淡路　均）
目　的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
主要業務	1　空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2　空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3　周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。4　周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。5　1から4の業務に附帯する業務。6　特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	空港周辺整備機構分科会（分科会長：盛岡　通）
ホームページ	法　　人:http://www.oeia.or.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第１期中期 目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	順調	順調	S	順調	A	A	1.総合評価は、18年度から20年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2.項目別評価は、18年度から20年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3.第１期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、C の5段階評価。 4.項目 3 の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準（手法）は第２部第２節１（２）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3 点	3 点	S	4 点	A	S	
(2)人材の活用	3 点	3 点	A	3 点	A	A	
(3)業務の効率化	4 点×2	4 点×2	SS×1 S×3	4 点×1 3 点×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上	3 点×4	3 点×4	A×5	3 点×2	A×2	A×2	
(2)業務の確実な実施	5 点×1 4 点×2 3 点×3	4 点×2 3 点×4	SS×2 A×4				
(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施				3 点×8	S×1 A×8	A×9	
(3)空港と周辺地域の共生	3 点	3 点	A				
(3)随意契約の見直し				4 点	S	S	
(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備				－	－	－	
(5)業務の確実な実施				4 点×2 3 点×3	S×2 A×2 B×1	A×3 B×2	
(6)空港と周辺地域の共生				3 点	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善）	4 点	4 点	S	4 点	A	A	
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	－	－		－	－	－	
5.重要な財産の処分等に関する計画	－	－		－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－		－	－	－	
7.その他業務運営に関する事項	4 点×2	4 点×2 3 点×1	S×2 A×1	3 点×2	A×2	A×2	
(1)人事に関する計画							

２．府省評価委員会による平成 22 年度評価結果（H23.9.16）（主なものの要約）

(1)総合評価

（評定理由）
- 2項目を除き、いずれの項目も「A」以上であり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。

（課題・改善点、業務運営に関する意見等）
- 「再開発整備事業」、「大阪国際空港周辺の緑地整備」については、年度計画の数値目標に未到達であり、特に大阪の緑地整備は、完遂に向けてスピード感を持って取り組まれたい。
- 機構の業務は大きな転換点にあり、24 年7月頃に予定されている大阪国際空港に係る業務の新会社への移管に向けての組織上の対応等について、移行過程も含めて円滑な業務の遂行・承継を図られたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
随意契約の見直し	2(3)	• 平成 22 年5月に「随意契約等見直し計画」を	• 平成 22 年５月に新たな「随意契約等見直し

		策定し、同計画に沿った取組みを実施し、取組状況について契約監視委員会に報告、点検を受けるとともに、その結果を公表した。 ＜「随意契約等見直し計画」の取組状況概要＞ イ平成 22 年度における競争性のない随意契約 5件（金額:22,141 千円） ※随意契約等見直し計画における目標値 8件（金額:36,017 千円） ロ平成22年度における一者応札・一者応募 0件（金額: 0千円） ※平成 20 年度における一者応札・一者応募 6件（金額:12,804 千円）	計画」を策定した。また、同計画に沿った取組みを実施し、その取組状況について契約監視委員会に報告、点検を受けるとともにその結果を公表している。 •監事及び会計監査人による監査においても入札・契約の適正な実施についてチェックを受け、特に指摘事項がない旨、理事長に報告がなされている。 •そして、平成 22 年度においては、見直し計画に沿った取組みを行った結果、競争性のない随意契約について見直し計画の目標を達成したほか、一般競争入札等における一者応札・一者応募案件が０件となるなど、優れた実施状況にある。
再開発整備事業	2(5)	• 大阪・福岡両事業本部ともに継続事業を着実に実施した。 • また、福岡空港事業本部においては、連絡協議会幹事会や福岡空港周辺整備計画調査委員会幹事会で、今後の施設整備について関係自治体等と調整を行った。 • 大阪国際空港事業本部で実施している第１種区域（第２種区域を除く）での事業については、中期目標・中期計画における対象７件の事業のうち１件の事業を廃止した。（平成 22 年度末時点において累計３件の事業を廃止）	•第２種区域で行う事業については、関係自治体等と調整を図りつつ、着実な実施状況にあると認められる。 •しかし、大阪国際空港事業本部における第１種区域内（第２種区域を除く）の事業については１件を廃止しているものの、まだ４件が廃止されていない。
大阪国際空港周辺の緑地整備	2(5)	• 利用緑地及び緩衝緑地第１期事業の用地取得については、約 0.34ｈａを買収した。買収済みの土地については、約 1.87ｈａの造成・植栽を実施したが、地元調整の難航等により、一部翌年度へ繰越することとした。	• 利用緑地及び緩衝緑地第１期事業の用地取得については、約 0.34ｈａを買収した。 • 買収済みの土地約 1.87ｈａに関する造成・植栽については、地元調整の難航等により一部を翌年度に繰越すこととなったが、事業の約 90%以上進捗しており、概ね着実な実施状況にあると認められる。 • 事業完遂に向けて、スピード感を持って取り組まれたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

・ 随意契約の見直しについて、貴委員会の評価結果をみると、競争性のない随意契約について見直し計画の目標を達成したほか、一般競争入札等における一者応札・一者応募案件が0件となったことをもって、「S」評定（「優れた」実績を上げている）としているが、貴委員会においては、「S」評定を付するに当たっては、目覚ましく業務を実施していることが必要（単に順調に目標を達成しているのみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容が必要）であるとしている。

本法人の平成 22 年度の契約状況については、随意契約によることが真にやむを得ない契約5件を除き全て一般競争入札等になっており、かつ一者応札・一者応募案件もない状況になっているが、21 年度で既に、競争性のない随意契約は7件、一般競争入札等における一者応札・一者応募案件も2件まで減少しており、見直し計画に沿った取組が進められている。よって、平成 22 年度が、単に順調に目標を達成しているのみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容があるとまでは言い難い。

今後の評価に当たっては、経年的な事実関係等も的確に把握・分析し、厳格な評価を行うべきである。

法　人　名	独立行政法人海上災害防止センター（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：冨賀見　栄一）
目　　的	海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
主要業務	1　海上保安庁長官の指示による排出特定油の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2　船舶所有者その他の者の委託による、排出された油の広がり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3　海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4　海上防災のための措置に関する訓練。5　海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6　海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7　船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8　海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9　1から8の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	海上災害防止センター分科会（分科会長：藤野　正隆）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.mdpc.or.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月 1 日～平成 28 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	第1期中期目標期間	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	順調	順調	A	順調	A	A	1.総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2.項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4.項目3の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	－	－	A	3 点	－	－	
(2)業務運営の効率化	4 点×2 3 点×2	4 点×3	S×3 A×1	4 点×2 3 点×3	S×1 A×4	A×5	
(3)関係機関等との連携強化	3 点	3 点	A	3 点×2	A×2	A×2	
(4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討	4 点	4 点	S				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)海上防災措置実施事業	3 点×2	3 点×2	A×3	4 点×3	S×1 A×4	SS×1 S×1 A×3	
(2)機材事業	3 点×2	3 点×2	A	3 点×2	A×2	A×2	
(3)海上防災訓練事業	3 点×2	4 点×1 3 点×1	A×2	4 点×1 3 点×1	S×1 A×1	A×2	
(4)調査研究等事業	4 点	3 点	A×2	3 点×2	A×2	A×2	
(5)国際協力推進事業	3 点×2	3 点×2	A×2	3 点×2	A×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善）	3 点	3 点	A	3 点	A	A	
(1)自己収入の確保							
(2)予算							
(3)収支計画							
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	－	－		－	－	－	
5.重要な財産の譲渡等の計画	－	－		－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－		－	－	－	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設整備に関する計画	3 点	3 点	A	3 点×2	A×2	A×2	
(2)人事に関する計画	3 点×2	3 点×2	A	3 点×2	A×2	A×2	
(3)積立金の使途				－	－	－	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果（H23.9.16）（主なものの要約）

(1)総合評価

（評定理由）
- 最頻値の評定であるため。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）
- 給与水準（ラスパイレス指数114.7）について、危険かつ緊急的な海上災害への対応という法人の業務の性格上、海上防災に関する知識及び経験を十分に有する人材を確保する必要があることに加え、平成22年度においては海上防災関連業務の経験者を中途採用したことと相まって大幅に増加したという背景があることは理解できる。今後は、業務の特殊性を考慮のうえ、給与水準に係る主務大臣の検証結果を踏まえた措置を講ずるとともに、引き続き人件費の抑制に努め、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、平成22年度に係る契約については特段の指摘はなかったとのこ

とである。今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海上防災措置業務	1(1)	• 船舶所有者等からの委託に基づき、6件の事案に出動し、排出油等防除措置を適時・適確に実施した。	• 東日本大震災の発生に伴い生じた事案(4件)への対応については、センターの適時・適確な措置により、被害の拡大の防止、軽減に多大な貢献をしたものである。特に、千葉の石油コンビナートにおけるLPGタンク火災・爆発事故は、対応を一つ誤れば社会的に甚大な被害を及ぼしたものと予想されるところ、センターによる消火活動が適時・適確であったことから、被害を最小限に抑えることができたものであり、その活動は特筆すべき優れた実績として評価できる。
海上防災措置業務	1(1)	• 沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス(MDSS)を行った。	• 平成21年度実績については、沿岸部の石油・石化企業の防災意識等を向上させるものとして企業側に高く認知され、参加企業が着実に増加している優れた事業として高く評価を受けたものである。平成22年度実績については、前年度の実績を基に、さらに積極的に計画を実行したものとして評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人都市再生機構(平成 16 年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:小川 忠男)
目 的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組合員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者となろうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十条に規定する業務の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	都市再生機構分科会(分科会長:小林 重敬)
ホームページ	法 人:http://www.ur-net.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	第1期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	順調	順調	順調	A	A	A	1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 項目の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
Ⅰ 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	3 点	3 点	3 点	A			
2 事業リスクの管理	4 点	3 点	4 点	S			
3 事業評価の実施	4 点	4 点	3 点	S			
4 一般管理・事業費の削減	3 点	4 点	4 点	A			
5 総合的なコストの縮減	3 点	4 点	3 点	A			
6 入札及び契約の適正化の推進	3 点	3 点	3 点	A			
7 積極的な情報公開	3 点	3 点	3 点	A			
8 業務・システム最適化の実現	3 点	3 点	3 点	A			
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 公の政策目的に資する都市再生の推進					A×4	A×4	
2 住宅セーフティネットとしての役割への重点化・個別団地毎の特性に応じたストックの再生・活用					S×2 A×1 B×1	S×1 A×3	
3 新規に事業実施しないこととされた業務					A×2	A×1 B×1	
4 業務遂行に当たっての取組					A×3	S×1 A×2	
Ⅱ 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 都市機能の高度化及び都市の再生	4 点×2 3 点×4	4 点×1 3 点×5	4 点×2 3 点×4	S×2 A×4			
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等	3 点×3 2 点×1	4 点×1 3 点×3	3 点×4	A×2			
3 新規に事業着手しないこととされた事業等	4 点×2 3 点×1	4 点×2 3 点×1	4 点×1 3 点×2	S×2 A×2			
4 事業遂行に当たっての取組	4 点×1 3 点×2	3 点×3	3 点×3	A×3			
Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 業務運営の効率化					A	A	

2 適切な事業リスクの管理等					A	A
3 一般管理費・事業費の効率化					S	S
4 総合的なコスト構造の改善						
5 入札及び契約の適正化の推進					A	A
6 業務・システム最適化の実現					－	－
（財務内容の改善に関する事項）				S		
Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画	5 点	4 点	3 点		A	A
Ⅳ 短期借入金の限度額					－	－
Ⅴ 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	－	－	－		－	－
Ⅵ 剰余金の使途	－	－	－		－	－
（その他業務運営に関する重要な事項）				A×1 B×1		
Ⅶ その他業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画	－	－	－		－	－
2 人事に関する計画	3 点	3 点	3 点		A	A
3 子会社・関連会社等の整理合理化	3 点	2 点	2 点			
3 関係法人に係る取組					A	A
4 中期目標期間を超える負債負担		－	－	－	－	－
5 都市再生機構法第 33 条第2項に規定する積立金の使途					－	－

2．府省評価委員会による平成 22 年度評価結果（H23.9.16）（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価に至った理由）

- 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 平成 22 年 10 月に公表された「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会報告書」及びこの報告書に示された改革の方向性を具体的な取組みとして平成 23 年7月に公表された「独立行政法人都市再生機構の改革に係る工程表」並びに行政刷新会議に事業仕分けの評価結果を踏まえて平成 22 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受けて、今後、機構の組織・事業の透明性・効率性を高めるための取組みを着実に進めていく必要がある。
- 業務運営については、以下の事項等に留意した取組みが必要である。
  - 都市再生業務（特に、地方都市等の中心市街地の活性化）については、コーディネートの成果を検証する仕組みの確立に向けた取組みを行うこと。
  - 賃貸住宅業務は、機構が自立的に持続可能な経営を行う上で基幹となる事業であり、その収益性の維持・向上を図っていく取組みを行うこと。
  - ニュータウン用地については、新たな発想の用地利用（例えば、太陽光発電、風力発電等の再生エネルギーのための用地利用やこれらのエネルギーを活用した団地形成）についても検討していくこと。
  - 機構のラスパイレス指数については、国民の理解と納得が得られるよう、更なる改善に抜本的に取組む必要がある。なお、機構が行うまちづくり事業等は、職員一人ひとりの経験や能力を最大限に活かし実施していく必要があり、職員のインセンティブを確保し、組織の活性化を図るためには、職務・職責や業績を反映した給与体系の更なる徹底の取組みを行うこと。
- 今般の東日本大震災は、日本の住宅、ライフスタイル等への考え方にかなり根本的な変化をもたらすことになるものと考えられる。また、国際社会もアメリカの不況や中国のインフレ等再び構造変革期を迎えている。機構の業務のスリム化に向けた取組みについては順調にこなされているが、機構職員のモチベーションを維持するためにも、将来に向け、機構の新たな社会的役割や国際貢献などの新しい方向性をきちんと確立すべきである。
- 東日本大震災以降の復旧・復興の過程では、機構においても、被災者への機構賃貸住宅の提供、応急仮設住宅建設用地の提供や建設支援要員の派遣、被災市町村における復興計画の策定時に係る技術支援など、機構の役割をしっかりと自覚した対応がなされていることは評価できる。今回の大震災は、市場メカニズムの効率性の追求と、ある種の非効率を内在せざるを得ない公的な組織の公共性の追求のバランスの重要性を再度認識させるものであり、今後、社会全体でそれぞれを重要な目標として位置付け、追求し続ける多様性を確保することが課題である。機構においても、今後なお一層の努力を継続することを期待する。

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
住宅セーフティネットとしての役割への重点化	Ⅰ2	• 国の支援を受け、中層住宅へのエレベーターの後付設置に取り組み、全国 22 団地 126 棟で合計 367 基の設置工事を進め、うち 22 団地 117 棟で 336 基を供用開始するとともに、新たに全国 12 団地 31 棟で合計 72 基の設置を計画した。 など	• 踊場着床型のエレベーターはエレベーターホールと住戸フロアとの間に段差が残り、車いすの人などの利用が困難という状態がある。高齢化の状況は待ったなしであるため、段差のない完全なバリアフリー化の取組みも積極的に進めるべきである。
ニュータウン整備事業	Ⅰ3	• ニュータウン用地の供給・処分については、厳しい不動産市況が続く中、顧客ニーズに対応した商品の提供、民間事業者や地方公共団体との連携強化、あっせん制度等の拡充を契機とした間接営業の拡大	• ニュータウン用地については、新たな発想の用地利用（例えば、太陽光発電、風力発電等の再生エネルギーのための用地利用やこれらのエネルギーを活用した団地形成）についても検討していく必要がある。

		に努めたものの、年度計画面積 400ha程度に対し、実績は 288haと計画を下回る供給・処分となった。 など	
環境への配慮	Ⅰ4	• 平成 18～22 年度の5年間の二酸化炭素排出量の削減実績は累計約 11,500 トン、進捗率は約 82%（昨年実績：累計約 8,700 トン、進捗率約 62%） • 平成 22 年度に発注した機構賃貸住宅においては、平成 11 年省エネルギー基準を標準仕様として供給し、また、潜熱回収型給湯器等の高効率型給湯器、太陽光発電設備、LED照明、エレベーターのインバーター制御化など省エネルギー機器の導入を推進。 など	• 業務遂行に当たっての取組みについては、特に、二酸化炭素排出量の大幅な削減を行うなど環境負荷の低減に向けて優れた実施状況にある。 • 環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたものを、公共工事以外の物品についてはすべて 100%の調達目標を達成したほか、公共工事では4品目を追加した 66 品目について環境物品等の調達を推進していることは高く評価できる。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

・ 該当なし

		に努めたものの、年度計画面積 400ha程度に対し、実績は 288haと計画を下回る供給・処分となった。 など	
環境への配慮	Ⅰ4	• 平成 18～22 年度の5年間の二酸化炭素排出量の削減実績は累計約 11,500 トン、進捗率は約 82%（昨年実績：累計約 8,700 トン、進捗率約 62%） • 平成 22 年度に発注した機構賃貸住宅においては、平成 11 年省エネルギー基準を標準仕様として供給し、また、潜熱回収型給湯器等の高効率型給湯器、太陽光発電設備、LED照明、エレベーターのインバーター制御化など省エネルギー機器の導入を推進。 など	• 業務遂行に当たっての取組みについては、特に、二酸化炭素排出量の大幅な削減を行うなど環境負荷の低減に向けて優れた実施状況にある。 • 環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたものを、公共工事以外の物品についてはすべて 100%の調達目標を達成したほか、公共工事では4品目を追加した 66 品目について環境物品等の調達を推進していることは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

・ 該当なし

法　人　名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成 16 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:澤田　正晴)
目　　的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4　前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田　仁)
分科会名	奄美群島振興開発基金分科会(分科会長:來生　新)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.amami.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	第1期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	順調	概ね順調	概ね順調	A	A	A	1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)業務運営体制の効率化	3 点	3 点	3 点	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	4 点	4 点	4 点	S	S	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)保証業務	3 点×2	3 点×2	4 点×1 3 点×1	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	
(2)融資業務	3 点×2	4 点×1 3 点×1	4 点×1 3 点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)保証業務、融資業務共通事項	4 点×1 3 点×1	3 点×2	3 点×2	A×2	A×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)財務内容の改善	4 点×1 2 点×2	3 点×1 2 点×1 1 点×1	3 点×1 2 点×1 1 点×1	C	A×1 B×2	A×1 B×2	
(2)予算 (3)収支計画 (4)資金計画	3 点	3 点	1 点		B	B	
4.短期借入金の限度額	3 点	3 点	3 点		A	A	
5.重要財産の処分計画	－	－	－		－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－		－	－	
7.施設・設備に関する計画	－	－	－		－	－	
8.人事に関する計画	3 点	3 点	3 点	A	A	A	
9.その他業務運営に関する重要事項	3 点	3 点	3 点	A			

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 奄美基金は、唯一奄美に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が引き続き行われていることを認める。また、一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化、引き続き事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることは高く評価される。
- 一方で高いリスク管理債権割合及び累積欠損金については、財務の健全化に向けた取り組みを更に進めて改善を図る必要がある。
- 現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を再認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島の自立的発展に向けた取り組みを行っていく必要がある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 期中管理の徹底等を含む債権管理体制の強化に努めた結果、リスク管理債権額は昨年度より若干ながら減少し、更に一般管理費の抑制が行われ、財務内容の健全化に向けた努力が図られているが、引き続き第二期中期計画の達成に向けて、リスク管理債権割合の抑制、財務内容の健全化等に向けての取り組みを進めていく必要がある。
- 平成22年度の保証・融資実績は前年度に比し増加傾向が見られたが、昨今の経済状況の影響を受けて保証及び融資残高が共に減少傾向にある。奄美基金は唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として引き続き群島民のニーズを的確に把握しながら適切な業務運営を行っていく必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費の削減	1(2)	• 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、年度計画(対 20 年度計画比で6%以上削減)を上回り 10.1%の削減となっている。なお、人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画(対 17 年度比で5%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り 19.5%の削減。	(総合評価) • 一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化、引き続き事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることは高く評価される。
保証業務	2(1)	• スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図った。 • 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行った。 • 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関標との情報交換を随時行った。(72 回) • 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行った。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っている CRD 協会の担当者との情報交換を行った。	(総合評価) • 標準処理期間内に処理を行った割合は、88.6%となっている。引き続き、スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 • 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。
融資業務	2(2)	• スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図った。 • 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行った。 • 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行った。(51 回) • 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行った。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っている CRD 協会の担当者との情報交換を行った。	(総合評価) • 標準処理期間内に処理を行った割合は、97.8%となっている。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 • 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法　人　名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（平成 17 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：勢山　廣直）
目　　的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
主 要 業 務	1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10 の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	日本高速道路保有・債務返済機構分科会（分科会長：梶川　融）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.jehdra.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	3年（平成 22 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	第１期中期目標期間	H22 年度
＜総合評価＞	順調	順調	順調	A	A	A
＜項目別評価＞						
Ⅰ　業務運営の効率化						
1 組織運営の効率化	3 点	4 点	3 点	A	A	A
2 業務リスクの管理	4 点×1 3 点×1	4 点×1 3 点×1	4 点×1 3 点×1	S×1 A×1	S×2	S×2 A×1
3 業務コストの縮減	3 点	3 点	3 点	S	S	S
4 入札及び契約の適正化の推進	－	－	－	－	－	A
5 積極的な情報公開	4 点×1 3 点×5	4 点×1 3 点×6	4 点×3 3 点×4	S×1 A×6	S	S×1 A×7
6 業務評価の実施	3 点	3 点	3 点	A	A	A
Ⅱ　国民に提供するサービスその他の業務の質の向上						
1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け	3 点×2	3 点×2	3 点×2	A×2	A×2	A×2
2 承継債務及び会社からの引受け債務の早期の確実な返済	3 点×3	3 点×3	3 点×3	A×3	A×3	A×3
3 会社が負担した債務の引受け	3 点×2 2 点×1	3 点×2	3 点×3	A×3	A×4	A×3
4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け	3 点	3 点	3 点	A	A	A
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	－	3 点	3 点	－	A	－
6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み	4 点	4 点	4 点	S	S	S
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等	3 点	3 点	3 点	A	A	S
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	－	－	－	－	－	－
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	3 点	3 点	3 点	A	A	A
10 業務遂行に当たっての取組	3 点×5	3 点×5	4 点×2 3 点×3	S×1 A×4	S×2 A×4	S×2 A×3
Ⅲ　予算、収支計画及び資金計						

備考

1. 総合評価は、18 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。
2. 項目別評価は、18 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。
3. 第1期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。
4. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。

画						
1 財務体質の強化	3 点×2	3 点×2	3 点×2	S×1 A×1	A	S×1 A×1
2 予算 3 収支計画 4 資金計画	3 点	3 点	3 点	A	－	A
Ⅳ 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－
Ⅴ 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	－	－	－	－	－	－
Ⅵ 剰余金の使途	－	－	－	－	－	－
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画 2 人事に関する計画	3 点×4	3 点×4	4 点×1 3 点×3	S×1 A×3	S×1 A×3	A×3
3 機構法第 21 条第3項に規定する積立金の使途	－	－	－	－	－	A

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
- 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(法人の業務の実績)
- 金利、交通量、経済動向等の見通しについて、最新の知見に基づき十分検討し、「高速道路の料金割引に関する基本方針」及び「高速道路の当面の新たな料金割引について」等の政府の方針も踏まえ、協定及び業務実施計画を見直した。
- 多様な年限の政府保証債、政府保証借入金及び財投機関債を2兆 9,105 億円発行した(金利上昇リスク軽減の観点から長期債(10 年)・超長期債(20～30 年)を1兆 5,650 億円発行するとともに、資金調達の多様化の観点から、初めて期間1年の借入を2,650 億円実施)。
- 一般管理費や調達コストが計画を下回ったことなどから、平成 22 年度末時点における有利子債務残高 30.0 兆円(計画 30.9 兆円)に減少させた。
- 東北地方太平洋沖地震発生時において、東京本部の機能が停止する恐れがある中、直ちに非常体制を構築し、地震発生から3時間後には、防災業務要領に基づき重要継続業務(通行禁止要請等)の権限を関西業務部に移行し代行するなど、各部連携により業務を継続実施するとともに、福島第一原発の事故対応に使用する超重量車両の高速道路走行について、関係機関と走行条件等の調整を図り、搬送に協力するなど、迅速かつ的確に対応した。 など
- 中期計画の達成に向けた平成 22 年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務リスクの管理	Ⅰ2	・「高速道路の料金割引に関する基本方針(H22.12.24)」及び「高速道路の当面の新たな料金割引について(H23.2.16)」等の政府の方針を踏まえ、国民への意見募集を行った上で高速道路利便増進事業に関する計画を変更するとともに、協定及び業務実施計画を見直した。なお、平成 20 年 11 月の交通需要推計を採用し、新規引受債務の限度額について精査するとともに、計画管理費についても道路が常時良好な状態に保たれるよう留意しつつ、その算定を厳格に行い、債務返済計画を見直した。	・ 金利、交通量、経済動向等の見通しを踏まえ、協定及び業務実施計画の見直しを実現されたことは、高く評価できる。 おおむね5年を目処にこのような見直しを進めていくとのことであるが、昨今の著しい経済情勢の変化や震災などのリスクの高まりを鑑みると、見直しを検討する基準をより明確に定め、2～3年の期間で検討を重ねていくことが必要と思われる。高速道路会社と認識を共有することは重要と思われる。今後引き続き検討して欲しい。
高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	Ⅱ6	・ これまでに経営努力要件適合性を認定したもののうち、助成金交付申請のあった 36 件について、助成金(約6億9千万円)を交付した。	・ 会計検査院からの指摘はあったものの遅滞なく是正に対処しており、その他のコスト縮減も着実に実施されている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし。

法 人 名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成 19 年 4 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：島田　精一）
目　　的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から 13 の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本　孜）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.jhf.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h22jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成 19 年4月1日～平成 24 年3月 31 日)

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	備考
＜総合評価＞	概ね順調	順調	A	A	1. 総合評価は、19 年度から 20 年度までは、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、19 年度から 20 年度までは、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞					
Ⅰ 業務運営の効率化					
1 組織運営の効率化	3 点	3 点	A	A	
2 一般管理費等の低減	4 点×1 3 点×1	4 点×1 3 点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
3 業務・システム最適化	3 点	4 点	A	A	
4 入札及び計画の適正化	3 点	3 点	A	A	
5 業務の点検	3 点	3 点	A	C	
6 積極的な情報公開	4 点	3 点	A	A	
Ⅱ 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上					
1 証券化支援業務	4 点×2 3 点×5 2 点×1	3 点×7 2 点×1	S×2 A×7	S×2 A×7	
2 住宅融資保険業務	3 点×2 2 点×1	4 点×1 3 点×2	A×3	S×1 A×2	
3 住情報提供業務	4 点×1 3 点×2	4 点×1 3 点×2	A×3	S×1 A×2	
4 住宅資金融通業務	3 点×3 2 点×1	4 点×1 3 点×2 2 点×1	A×2 B×2	A×3 B×1	
5 団体信用生命保険等業務	2 点	3 点	A	A	
Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画					
1 収支改善 2 繰越損失金の低減	2 点	2 点	A	B	
3 リスク管理の徹底	3 点×5	3 点×4 2 点×1	A×5	A×5	
4 予算、収支計画及び資金計画	－	－	－	－	
Ⅳ 短期借入金の限度額	－	－	－	－	
Ⅴ 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	3 点	4 点	A	A	
Ⅵ 剰余金の使途	－	－	－	－	
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
1 施設、設備に関する計画	－	－	－	－	
2 人事に関する計画	4 点×1 3 点×1	4 点×1 3 点×1	A×2	A×2	
3 積立金の使途	－	－	－	－	

２．府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.9.16)(主なものの要約)

（１）総合評価

(評定理由)

- 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(法人の業務の実績)

- 証券化支援業務については、経済対策によるフラット３５の事業量の増加に伴うＭＢＳの発行増への準備としてコンティンジェンシープランを策定するなどの対応を実施するとともに、機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの期間である標準処理期間（３日）内の処理件数のシェアが平成 22 年度計画の目標（８割）を大きく上回ったほか、ＩＲ活動等や投資家向けセミナーへの参加など丁寧な広報活動を実施した結果、ＭＢＳ市場に参入する投資家が拡大するなどの改善が図られた。
- 収支の改善については、既往債権管理勘定以外の勘定（旧保証協会からの承継分を除く。）の単年度収支は、171 億円の当期総損失を計上しており、中期目標期間の最終年度までの単年度収支の黒字化等の実現に向けた取組の継続が必要となっている。
- 職員の不祥事事案が発生しているものの、通常の内部統制等のみによっては抑止することが難しかったものと考えられる。全体的な評価としては、事案の発生後速やかに再発防止策の策定を行っているなど、機構として中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。　など

（２）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	Ⅰ2	・ 一般管理費については、計画的な人員管理による人件費削減及び調達予定案件に係る事前チェック体制の構築等による物件費の削減により、中期計画策定時の想定(平成 22 年度▲12.0%)を大幅に上回る 21.2%の削減を実現した。	・ 一般管理費については、中期計画策定時の想定を上回る削減を実現しているが、今後、機構の財務状況を勘案しつつ、この成果を、例えば金利の引き下げなど、具体的に国民に還元していく方法について、検討を進める必要がある。
業務の点検	Ⅰ5	・ 平成 21 年度に実施した内部統制基本方針に規定する取組体制の整備状況(コンプライアンス委員会の設置、顧客説明管理者の設置、各種規定の制定等)の点検を踏まえ、当該取組体制において、内部統制基本方針に沿った取組事項(コンプライアンスプログラムの策定、顧客保護に関する研修等)の実施状況について点検を行った。なお、点検の結果、各取組事項が実施されていることを確認することができたが、一部の事項について課題が認識されたため、課題解決に向けて取組を行った。	・ 内部統制基本方針に規定するコンプライアンスや顧客保護に関する取組事項について、実施状況の点検が行われている。点検結果を踏まえ、平成 22 年度においては、コンプライアンスにかかる通報窓口(コンプライアンスヘルプライン)の設置や郵便物の誤送付の防止等に関する取組が行われた。 ・ 職員のコンプライアンスの徹底等については、職員の収賄容疑による逮捕という事態を重く受けとめ、同様の事件の再発防止を図る観点からも、より一層の取組を進める必要がある。
証券化支援業務	Ⅱ1	・ 経済対策に伴うフラット35の大幅な事業量増加にもかかわらず、審査部門の人員を増員するとともに、審査事務の標準化を図ることにより、審査の早期化に努めた結果、標準期間内に処理した件数は 86.1%となり、目標を達成するとともに、平成 21 年度の実績(84.2%)をさらに上回った。 ・ 海外投資家向けのビデオカンファレンスや地方投資家向けに特化したIR資料の作成を行うことにより、投資家のニーズを踏まえた効果的な情報提供を行った。これらの取組により、地方投資家等の新規参入(推定 22 社)がなされ、月次債の一起債当たりの購入投資家数は、平均で 50 社を超える水準となった(平成 21 年度は 30～40 社)。	・ 証券化支援業務については、経済対策によるフラット35の事業量の増加に伴うMBSの発行増への準備としてコンティンジェンシープランを策定するなどの対応を実施するとともに、機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの期間である標準処理期間(3日）内の処理件数のシェアが平成 22 年度計画の目標(8割)を大きく上回ったほか、IR活動等や投資家向けセミナーへの参加など丁寧な広報活動を実施した結果、MBS市場に参入する投資家が拡大するなどの改善が図られた。
繰越損失金の低減	Ⅲ1	・ 平成 21 年度に黒字となった既往債権管理勘定以外の勘定(保証協会承継業務に係るものを除く)の単年度収支は、保険引受リスク管理の高度化のため新たに責任準備金を計上したこと等により、証券化支援勘定において当期総損失 258 億円を計上した影響を受け、当期総損失 171 億円を計上することとなった。	・ 単年度収支が赤字になった原因の分析を行うとともに、業務運営の効率化を推進することなどにより、中期目標である単年度収支の黒字化に向け、収支の改善のための取組を徹底する必要がある。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし。

⑩　環　　境　　省

法 人 名	独立行政法人国立環境研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:大垣　眞一郎)
目　　的	地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。
主要業務	1　環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究(水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。)を行うこと。2　環境の保全に関する国内及び国外の情報(水俣病に関するものを除く。)の収集、整理及び提供を行うこと。3　2の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾　友矩)
分科会名	国立環境研究所部会(部会長:小池　勲夫)
ホームページ	法　　人:http://www.nies.go.jp/ 評価結果:http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2.(7)物品一括購入における業務費削減努力」及び「3. 財務内容の改善に関する事項」の※で記載した部分は、2.(3)で評価していることを示す。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)環境研究に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(2)環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	A	A	A	A	B	A	
(3)研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	A	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)戦略的かつ機動的な組織の編成	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の効率的な活用	A	A	A	A	A	A	
(3)財務の効率化	B	A	B	B	B	B	
(4)効率的な施設運用	A	A	A	A	A	A	
(5)情報技術等を活用した業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(6)業務における環境配慮	A	B	A	A	S	A	
(7)物品一括購入における業務費削減努力							
(8)業務運営の進行管理	A	A	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項	※	※	※	※	※	※	
4. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	B	A	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.5)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 環境研究については、重点研究プログラム、先導的・基盤的研究、知的研究基盤整備のいずれについても、適切な研究体制のもと、中期計画の目標の達成に向けて予定された各種のプログラムが着実かつ適切に進められ、外部評価においても高い評価を得ている。また、研究成果の評価・評価結果の研究への反映も概ね適切になされている。
- 環境情報の収集・整理・提供については、精力的な取組がなされているが、一部目標達成できなかった項目がある。引き続き、環境情報のユーザーや利用方法の把握に努め、正確かつ適切な環境情報をできるだけ広い範囲で利用できるよう工夫することが望まれる。
- 研究成果の積極的な発信と社会貢献については、研究成果の発信、産学官の交流、社会貢献など、全般的に適切に取り組まれている。また、我が国の環境政策への寄与についても、大きく貢献している。
- 業務運営については、コンプライアンスの徹底、重点課題への研究者の重点配置等、人的資源の効率的活用を図っているほか、コスト縮減についても成果を上げてきており、全体的に業務運営の改善が図られている。一方で、人材活用や契約関係の面では課題もあり、常勤人件費の削減など一研究機関のみでは解決が難しいものもあることから、国への働きかけ等も含めた対応が必要である。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
環境研究に関する業務	1(1)	• 二国間の環境保護協力協定、科学技術協力協定の枠組み等のもと、7ヶ国の研究機関と連携し、32 件の国際共同研究を実施。海外機関との文書に基づく共同研究等は 16ヶ国、1共同設立研究機関、1国際機関を相手として47 件。海外からの研究者・研修生等に	• 我が国を代表する環境の研究機関として国内外の環境研究機関との連携、あるいは国際的な活動への参加・協力も積極的に進められている。 • 4つの重点研究プログラムについては、最終年度の外部評価においても高い評価を受けてお

		は519名を受け入れ、年度目標を達成。 • 重点研究プログラム、知的研究基盤の整備及び基盤的な調査・研究活動の実施内容については23年3月の外部評価委員会による評価を受け、いずれも平均評点4(優れている)を超える高い評価を得た。 • 外部研究評価の結果については、今後の研究の進め方等に反映させるため、所内において検討を行い、今後の研究の進め方等について対処方針としてとりまとめ。	り、適切に進められていると評価。今後は、これらの重点研究プログラムの成果を互いにどのようにリンクさせて、環境施策の科学的根拠としてしっかりと反映されるかが次期戦略として期待される。 • 環境健康研究の中の「エコチル調査」では、震災の影響により研究の進展が遅れている点もあり、今後、遅れを取り戻す施策が必要。 • 国・法人が設定した評価基準により外部評価委員会が適切に機能し、評価内容、またその内容への対応も公開されるなど、高く評価できる。今後更なる改善に向けて、PDCAサイクルが有効に機能することが望まれる
環境情報の収集・整理・提供に関する業務	1(2)	• 環境研究技術ポータルサイトを発展させた「環境展望台」を公開。これに「環境 GIS」を統合し、環境情報を一貫して提供するポータルサイトとしての機能を持たせた。 • 環境研究・環境技術に関する情報のコンテンツの再編、内容の充実。ニュースと関連性のある環境技術解説へのリンク機能充実。	• 「環境展望台」の発信を始めるなど工夫が見られるが、技術的な運用上の問題で年度目標を達成できなかったことは残念。今後の早急な改善が求められる。 • 環境研究・環境技術関係サイトの利用件数は減少している。内容整備の努力は評価できるが外部利用者への利便性の配慮が求められる。
研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	1(3)	• プレスリリース(37 件)、テレビ等の報道・出演(88 件)、新聞報道(374 件)。 • 査読付き発表論文数(487 件)、誌上発表件数(702 件)、口頭発表件数(1,431 件)はいずれも年度目標を達成。 • 東日本大震災の発生に対応するとともに震災復旧・復興への貢献の一環として「東日本大震災関連ページ」を開設し(3/31)、研究所の取組等に関する情報発信を行った。 • 1 件の発明を職務発明に認定。5件の特許等が登録された。 • 公開シンポジウム(計 760 名参加)、研究所一般公開(計 3,958 名参加)を各2回実施。	• 学術分野における発表論文数、誌上発表件数、口頭発表件数については、13 年度から 17 年度までの平均値を上回り、成果を上げたものと評価。 • 今後は研究者1人当たりのアウトプットに関して考慮するとともに、論文の質をどう評価するかも課題。 • 知的所有権については活用されてこそ意義があるものなので適切な管理が必要。 • 所内視察者・見学者への対応等の実績が上がっており、その努力は評価できる。今後は国環研の環境研究における重要度に見合ったものとなっているかについての評価が必要。
戦略的かつ機動的な組織の編成	2(1)	• 「独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス運営委員会要領を制定し、同委員会において所内のコンプライアンスチェック体制を確認するとともに法令等に基づく届出のチェック等を行った。	• コンプライアンスに関してはチェック体制が整備・確認され、新規採用者についてもその周知徹底が図られたことは評価できる。以前見られたような法令違反を繰り返さないためにも不断の努力を期待する。
人材の効率的な活用	2(2)	• 重点研究プログラムを実施する3センター、1グループに研究者を重点的に配置。 • 若年者、女性及び外国人の能力活用等により研究活動等の基盤の強化を図るため、研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針を定めた。	• 人材配置の工夫がされているが、研究スタッフ構成については研究系契約職員の割合が高くなっており、長期的な視点、研究の継続性に対する注意を怠らないことが重要。 • 正規の職員は 30 歳以下の研究系の職員数が少ないことから、若手研究者の採用についてできる限り配慮する必要がある。
財務の効率化	2(3)	• 業務費については、運営費交付金の交付時点で業務経費は対前年度比1%減、一般管理費は同3%減で交付されている。22 年度の決算額(支出済額)は 6,548 百万円(対前年度比 693 百万円、11.8%増)。 • 受託収入等自己収入は、3,106 百万円(対前年度比 384 百万円、11.0%減)を確保(うち競争的資金 1,882 百万円。対前年度比 191 百万円、9.2%減)。	• 運営費交付金の業務費は「エコチル」のプロジェクトが増大したために一見増大しているが、基礎的な部分では削減は予定通り達成。 • 受託収入等の自己収入はいずれも減少している。社会的な影響に左右されがちな自己収入であるが、環境研の目的に沿った競争的な外部資金のより積極的な獲得が望まれる。
効率的な施設運用	2(4)	• 大型研究施設等の利用を進めるとともに、他機関との共同研究 50 件中 28 件で施設利用。研究施設スペース(928 ㎡)の利用再配分を決定。	• 国環研創設から 40 年近くが経過し、施設の改修見直しも本格的に進める時期になっている。この問題は研究所の将来構想とも密接に関係するので研究とリンクした具体の構想が望まれる。
業務における環境配慮	2(6)	• CO2排出量については、対 13 年度比・総排出量で30.2%の削減、電気・ガスのエネルギー消費量は、対 12 年度比で 33.2%の削減等、いずれも計画目標を上回った。	• CO2 削減、省エネ、廃棄物削減等に着実に取り組み、削減目標値等を大幅に上回る成果を上げていることは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人環境再生保全機構(平成 16 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:湊　亮策)
目　　的	公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
主要業務	1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害に係る健康被害の補償及び予防に関する業務を行うこと。 2 民間団体の環境保全活動への支援及びこれらの活動の振興に必要な調査研究、情報の収集・整理・提供等を行うこと。 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用に対する助成を行うこと。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場の維持管理積立金の管理を行うこと。 5 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害者の救済に関する業務(被害者の認定、救済金の給付、拠出金の徴収)を行うこと。 6 1～5からの業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾　友矩)
分科会名	環境再生保全機構部会(部会長:西間　三馨)
ホームページ	法　　人:http://www.erca.go.jp/index.html 評価結果:http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)公害健康被害補償業務	A	A	A	A	A	A	
(2)公害健康被害予防事業					B	A	
(3)地球環境基金業務	A	A	A	A	A	A	
(4)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	A	B	B	B	B	A	
(5)維持管理積立金の管理業務	A	B	B	B	A	A	
(6)石綿健康被害救済業務	A	A	A	A	A	A	
2 業務運営の効率化	A	B	A	A	A	A	
(1)組織運営	A	B	B	B	A	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)業務における環境配慮	A	A	A	A	A	A	
3 財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
(1)財務の状況			A	A	A	A	
(2)承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A	A	A	
(3)短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(4)重要な財産の処分等に関する計画					A	B	
4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	A	A	
(1)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分に関する事項					A	A	
(3)役職員の給与水準等			B	B			
(4)その他	A	－	A	A			

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.23)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度においては、年度計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項について、十分な成果を上げており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
公害健康被害補償業務	1(1)	• 汚染負荷量賦課金の徴収に関しては、申告額に対する収納率99%以上を維持した。 • 都道府県に対する納付金の納付に関しては、中期計画に掲げたオンライン申請比率70%の目標を達成した。	• 賦課金の徴収については、99%以上の高い徴収率が維持されている。 • オンライン申請については、中期計画に定めた70%を超えている。しかしながら、今後、未導入の理由を詳細に分析し、全ての都道府県がオンライン申請を導入するようさらなる努力を期待する。
公害健康被害予防事業	1(2)	• 運用収入については、安定的に確保することができた。 • 行政刷新会議の指摘を踏まえ、公害健康被害予防事業として役割が減少した事業の廃止・縮小、ぜん息等の患者の最新のニーズ	• 運用方針に基づき、有利かつ安定的な収入の確保が行われている。 • 行政刷新会議の指摘を踏まえ、ぜん息患者・地域住民の健康の確保・回復に繋がる事業への重点化を行うことができている。

		に基づく事業の方向性を定め、地域住民の健康の確保・回復につながる事業へ重点化した。 • 行政刷新会議の指摘を踏まえ、患者団体等16機関に対して、ヒアリングを実施し、最新のニーズを把握した。 • 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化して実施した。	• 行政刷新会議の指摘を踏まえ、患者団体等へのヒアリング調査を実施し、最新のニーズの把握を行い、新たな事業が創設された。 • 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化が図られている。
地球環境基金業務	1(3)	• 助成事業に関しては、平成21年度事後評価結果を踏まえ、23年度募集案内の要望審査の観点に追加要素となる事項として反映した。 • 振興事業に関しては、環境NGO・NPOの活動状況調査について、関東甲信ブロックのデータ2,186件を収集した。 • 基金の運用については、過去最高の寄付数を得たが、寄付総額は昨年度より減少した。	• 助成事業に関しては、国の政策に基づく重点分野に重点化し、また、事後評価結果を、助成金募集案内に反映させるとともに、情報提供を強化するなど、利用者の利便性が高められている。 • 振興事業に関しては、環境NGO・NPOの活動の調査結果及びアンケート調査を踏まえて研修内容を一層充実すべき。 • 基金の運用については、額の拡大に繋がる具体策の検討・実施が望まれる。
石綿健康被害救済業務	1(6)	• 認定更新業務については、申請漏れにより当該認定の更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう認定の更新時期等について周知徹底を図るとともに、申請書等の未提出者に対して督促を確実に実施したことにより、漏れなく更新手続が完了できた。 • 新認定・給付システムが本格稼働し、業務効率化やヒューマンエラーが回避でき、業務の安定的実施が図られた。	• 認定の更新時期等について周知徹底を図るとともに、申請書等の未提出者に対する督促を確実に実施したことにより、漏れなく更新手続が完了できている。 • 新認定・給付システムが円滑に本格稼働となり、業務の効率化、個人情報の管理など情報セキュリティが向上するなど、情報管理システムが適切に運用されている。
組織運営の効率化	2(1)	• 「内部統制基本方針」の制定等により、理事長がリーダーシップを発揮するための環境整備を推進した。 • 同方針に基づきリスク管理委員会を設置し、リスク管理のための基盤を整えた。	• 内部統制を有効に機能させるため、新たに「内部統制基本方針」を策定し、研修等を通じて役職員に周知徹底を図るなど、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を強化した。 • 「内部統制基本方針」に基づき、リスク管理委員会を新たに設置、組織で取り組むべき重要な課題(リスク)の見直しを実施するとともにリスクへの対応を検討した。
業務運営の効率化	2(2)	• 一般管理費及び業務経費については、ともに計画を上回る削減を行った。 • 契約に関しては、競争的契約の割合は、94.9%(前年度91.8%)となり概ね計画を達成、競争性のない随意契約件数は5件(前年度11件)、一者応札・応募の件数についても9件(前年度12件)と減少、また、随意契約5件については、その内容が契約監視委員会において妥当とされた。	• 業務の効率化等の努力の結果として、一般管理費及び業務経費の削減率が超過達成となっている。引き続き事業の外部委託等、経費の削減に努力することが望まれる。 • 随意契約の見直し等の努力についても評価できる。
財務の状況	3(1)	• 業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、運営費交付金の縮減が図られた。 • 各基金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用ができた。また、資金管理委員会の審査機能の強化したことで運用に係る内部統制の充実を図った。	• 平成22年度の総利益は16億円であり、利益剰余金は、前年度末の95億円に対して、平成22年度は、当期末残高は111億円となっている。
承継業務に係る債権・債務の適切な処理	3(2)	• 正常債権以外の債権の状態及び取組状況を可視化し、延滞発生時の初期動作等に重点的な取組みを行った結果、正常債権以外の債権の圧縮をすることができた。 • サービサーの新規委託に関しては、第2期中期計画期間中に、平成20年度期末の委託債権残高の2割増(28億円)を数値目標としているが、新たに3億円の新規委託を行った。	• 平成22年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理の強化により、349億円と前年度末に比べ33億円減少した。 • サービサーの新規委託については、当年度3億円の新たな委託を行い、中期目標に対する達成率は75%となっている。 • 今後とも、個別債権管理を厳格に行い、回収を強力に推進すべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

⑪　防　　衛　　省

法 人 名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（平成 14 年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：長岡 憲宗）
目　　的	駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者（駐留軍等労働者）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施（労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。）に関する業務を行うこと。2 駐留軍等労働者の給与の支給（額の決定、給与の支払を除く。）に関する業務を行うこと。3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施（法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理、表彰（永年勤続に係るものに限る。）を除く。）に関する業務を行うこと。
委員会名	防衛省独立行政法人評価委員会（委員長：東海 幹夫）
分科会名	－
ホームページ	法　　人：http://www.lmo.go.jp/ 評価結果：http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/dokuritsu/gijiroku/kekka.html
中期目標期間	5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第２期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A、B、C、D の4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA^{+}評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第２部第２節１（２）「評価基準等」を参照。 3. 平成 19 年1月9日に主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣に変更されている。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 業務の運営体制	A×5	A×4 B×1	A×5	A×5	A×5	A×5	
(2) 経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(3) 職員の意識の高揚							
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 駐留軍等労働者の募集	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 駐留軍等労働者の福利厚生施策	A×3	A×3	A×3	A	A	A×3	
(3) 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成	A	A×1 B×1	A	A×2	A×2	A×2	
3.予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要な財産の譲渡等	－	－	－	－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設設備に関する計画	－	－	－	－	－	－	
(2) 人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
8.年度計画以外の業務実績等							
(1) 随意契約の適正化		A	A	A	A	A	
(2) 保有資産			A	A	A	A	
(3) 官民競争入札			－	A	A	A	
(4) 内部統制			A×2	A	A	A×3	
(5) 給与水準及び総人件費改革			A	A	A	A	
(6) 目的積立金			A	A	A	A	
(7) 本部事務所の移転			C×2	C×2	A	B	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.24)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 平成22事業年度業務実績については、全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向けた進捗がなされたものと認められる。
- 具体的には、平成22年度は中期目標期間（5年間）の最終年度にあたり、その中期目標を着実に達成すべく、業務運営の効率化を図り、年度計画（平成22年度）に掲げている「年度平均4%の人員削減」や「人件費概ね4%、物件費概ね2%の経費の抑制」など、その抑制率を大きく上回る経費の抑制を図っている。
- 本部事務所が2か所に分かれていたことについて、平成22年に東京都へ移転・集約され、賃借料など経費の面を含め問題の解決が図られている。
- 次年度以降においても、引き続き、理事長のリーダーシップのもと、防衛省との連携を密にとりつつ、業務の徹底した効率化を図り、要員の縮減、経費の抑制を着実に実施するとともに、駐留軍等労働者の福利厚生の充実、ほう賞事業の見直し、保有資産の見直し、内部統制の充実・強化など、中期目標に掲げられた各種事項について積極的に取り組むことを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化(業務の運営体制)	1(1)	• 平成17年度末人員数396人から平成18年度～平成21年度の4年間にわたる削減数64人を減じた人員数332人に対し、本年度当初に各年度平均4.0%に当たる16人を削減して、人員数を316人とした。これにより4%の人員削減を達成した。 • 平成18年度～平成21年度に行った業務の集約化、管理部門の縮小、アウトソーシングの活用による本部組織のスリム化に加え、本年度当初において、労務管理課と労務給与課の統合労務厚生課内の係の統合、ポストの削減を行い、17年度末の人員に対し約25%の削減率を達成し、機構全体の削減率(20%)を上回る人員削減を実施する目標を達成した。 • 本年度当初において、富士支部の座間支部への統合及び横田支部、横須賀支部、座間支部においてアウトソーシングによる一般職員の削減を行った。また各支部の職員一人当たりが管理する駐留軍等労働者数について支部ごとのばらつきを是正し、支部間のバランスを考慮した適正な規模の職員配置とするため横田支部から1人、富士支部から1人、沖縄支部から4人の一般職員の横須賀支部への振替を行った。 など	• 人員の削減については、平成22年度に16人を削減し、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構年度計画(以下「年度計画」という。)(平成22年度)に掲げている「4%」の人員削減を達成した。削減した16人の内訳については、本部が、労務管理課と労務給与課の統合や労務厚生課内の係の統合などにより6名の削減、支部が、富士支部の座間支部への統合やアウトソーシングの実施により10人の削減が実施されている。次年度以降も、設定された目標に向け人員削減が計画的に行われることを期待する。 • アウトソーシングの推進については、機構の管理業務のうち、本部における文書受付・発信台帳の記入、職員の給与計算等の入力等の機械的・定型的業務について実施するとともに、機構の労務管理等事務のうち、横田支部、横須賀支部及び座間支部における応募者及び駐留軍等労働者からの各種提出書類の受付等の機械的・定型的業務について実施され、これらにより経費が削減されたことも確認した。人員削減によるコスト減と、アウトソーシングの活用によるコスト増を明確に示すことが必要である。また、本項目については、順調に実施されているが、さらなる努力を期待する。 など
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の募集)	2(1)	• 応募者の増加を図る周知活動等に努めた結果、紹介率は97.5%となった。 • 前年度に引き続きパンフレット、新聞、テレビ、ラジオ等の各種メディアを活用し、インターネットを利用した募集についての周知徹底を図った。沖縄県においては、インターネットを利用した応募の割合は年々増加しているものの、全体の応募者数が減少傾向にあることから、アンケート調査の結果から有効と考えられる無料配布の求人情報誌を新たに活用して周知徹底を図った。 • 平成20年5月に開始したインターネットを利用した事前募集の通年実施を本年度も継続した。その結果、インターネット利用による応募者数の全体に占める割合は、前年度の69.6%に引き続き70.0%と高い数字を維持した。 など	• 駐留軍等労働者の募集については、新聞、テレビ、ラジオ等の各種メディアを活用し、インターネットを利用した募集について周知活動を行っている。また、紹介率が前年度を上回る97．5%であった。沖縄支部においては、インターネットを利用した事前募集及び窓口での応募受付業務を通年実施がなされている。引き続き、効果的な募集を行うことを期待する。 • 関東地区における駐留軍等労働者の募集方式の変更については、平成21年度までに既に実施している職種に加え、在日米陸軍座間地区などが機構を通じて募集する方式に変更している。引き続き、米軍と必要な調整を行い、機構を通じて募集する方式への変更の推進に努めることを期待する。
年度計画以外の業務実績等(本部事務所の移転)	8(7)	• 防衛省評価委員会から2か所体制について非効率である旨指摘されたこと、及び平成22年4月、防衛省から本部事務所を東京都内の1か所に集約するよう指示を受けたことなどを踏まえ、本部内にプロジェクトチームを設置し、防衛省、在日米各軍司令部との移動に際する利便性等を考慮した移転先地の選定及び調査を行い、平成23年2月に本部事務所を東京都港区に移転・集約した。なお、経費については、平成20年2月に実施した本部事務所移転による経費削減の効果(賃借料や地域手当の削減額)を後退させることのないよう、新たな本部事務所に係る賃借料を抑制し、経費の節減に最大限努めた。 など	• 本部事務所については、これまで事務所が2か所に分かれていた状態であったため、当委員会においても業務運営の効率化の観点から望ましいものではなく、適切な措置を執るよう指摘をしたところであったが、平成22年4月の防衛省から東京都内の一か所へ集約するよう指示を受け、平成23年2月に東京都港区へ移転集約がなされた。また、移転後の事務所の賃借料については、移転前と比べ抑制されており、一連の問題の解決が図られたものと考えられる。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

⑫　法　　務　　省

法 人 名	日本司法支援センター(平成 18 年4月 10 日設立) (理事長:寺井　一弘)　※平成 18 事業年度評価から、独立行政法人同様に評価を実施。
目　　的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることに鑑み、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
主要業務	1　法制度、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する情報提供業務。2　資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務。3　国選弁護人等になろうとする弁護士との契約、国選弁護人等候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の支払いなどを行う国選弁護等関連業務。4　法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けた司法過疎対策業務。5　刑事手続への適切な関与や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、犯罪被害者等支援の情報収集、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務。
委員会名	日本司法支援センター評価委員会(委員長:山本　和彦)
分科会名	－
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.houterasu.or.jp/ 評価結果:http://www.moj.go.jp/content/000082299.pdf
中期目標期間	4年間(平成 22 年4月1日～平成 26 年3月 31 日)

1.　府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	第1期中期目標期間	評価項目	H22 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	＜総合評価＞	－	1. 18 年度から 21 年度まではA、B、Cの3段階評価。22 年度からはA、B、Cの3段階評価。ただし、B評価については、委員の協議により、必要に応じて、業務の実績が比較的良好な場合にはB⁺と評価できるものとする。 2. 中期目標に係る業務の実績に関してはA、B、Cの3段階評価。ただし、委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合にはA⁺と評価できる。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞						＜項目別評価＞		
1. 総合法律支援の充実のための措置						**1. 総合法律支援の充実のための措置**		
(1)　総括	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×3	A×2 B×3	A×2 B×3	(1)　業務運営の基本的姿勢等	A×4 B⁺×1 B×1	
(2)　情報提供・関係機関連携強化	A	A	A×2	A×2	A×1 B×1	(2)　組織の基盤整備等	A×3 B⁺×2 B×4	
(3)　民事法律扶助	B	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A⁺×1 B×1	(3)　外部機関等との関係	A×4	
(4)　国選弁護人確保	B	B	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	**2. 業務運営の効率化**		
(5)　司法過疎対策	B	B	B	B	B	(1)　総括	A×2 B×2	
(6)　犯罪被害者支援	A	A	A	A×2	A⁺	(2)　情報提供・犯罪被害者支援	A×1 B×1	
2. 業務運営の効率化						(3)　民事法律扶助・国選弁護人等確保	A×1 B×1	
(1)　総括	A	A	A	A	A	(4)　司法過疎対策	B	
(2)　情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	A	A	A×2	A×2	A×2	**3. 提供するサービスその他の業務の質の向上**		
(3)　民事法律扶助・国選弁護人確保	B	A×1 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	(1)　情報提供	A×5 B×2	
(4)　司法過疎対策	A	B	B	B	B	(2)　民事法律扶助	A×2 B⁺×1 B×2	
3. 提供するサービスその他の業務の質の向上						(3)　国選弁護人等確保	A×3	
(1)　情報提供	A	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	(4)　司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	A×1 B×1	
(2)　民事法律扶助	B	B	B×2	B×2	B×2	(5)　犯罪被害者支援	A×5	
(3)　国選弁護人確保	A	B	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	**4. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画**		
(4)　犯罪被害者支援	A	A	A×4	A×4 B×1	A⁺×1 A×3	(1)　総括	B	
(5)　司法過疎対策	A	A	A	A	A	(2)　民事法律扶助	B⁺×2	
(6)　関係機関連携強化	A	A	A	A	A	(3)　司法過疎対策	B×2	
4. 財務内容の改善	B	B	A×2 B×1	A×2 B×1	A×1 B×2	(4)　財務内容の公表	B	

5. 予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	A	A	(5) 予算，収支計画及び資金計画	A
6. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	**5. 短期借入金の限度額**	－
7. 重要な財産の譲渡等	－	－	－	－	－	**6. 重要な財産の譲渡**	－
8. 剰余金の使途	－	－	－	－	－	**7. 剰余金の使途**	－
9. その他業務運営に関する事項						**8. その他業務運営に関する事項**	A
(1) 施設・設備に関する計画	B	B	A	A	A		
(2) 人事に関する計画			B	B	B		

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 22年度における業務実績についての評価は、一言で総括すれば、「優れた取組が随所に認められる反面、様々な課題が未解消のまま残されていることも認められ、更なる改善の余地がある。」ということができよう。
- 優れた取組の例としては、東日本大震災で仙台コールセンターが被災するという緊急事態に際し、臨機応変の措置で情報提供業務の継続を確保したことや、相変わらず増加のやまない民事法律扶助事件及び平成21年5月に制度が開始されたばかりの裁判員裁判事件を始めとする各種事件について、与えられた使命を着実にこなしつつ、効率化と質の向上を同時に図ったこと、職員の質の向上を図るための各種取組(厳格な採用，適切な配置，充実した研修及び外部機関との人事交流等)を推進したこと等が挙げられる。これらは、利用者の立場に立った業務運営を常に心がける姿勢の重要性を冒頭でうたいあげる中期目標及び中期計画の精神にも合致するもので、高い評価に値する。今後も引き続き同様の取組がなされることを期待する。
- 他方、未解消の課題の主な例としては、①支援センターの認知度が一向に上がらないこと、②常勤弁護士の確保難及び司法過疎地域事務所の偏在不解消を含む司法過疎対策業務の進展が思わしくないこと、③民事法律扶助償還金収入その他の自己収入の確保が思わしくないことの3点を指摘できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	日本司法支援センターの業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の基本的姿勢等	1(1)	• 「一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、『自立』『協働』『創造』の精神で」使命に取り組むことを内容とする組織運営理念を策定。 • 出張法律相談体制の確保 ➢出張法律相談:7 地事務所で 232 件実施 ➢巡回法律相談:35 地方事務所で 1,453 件 ➢出張法律相談に対応可能な契約弁護士が 1,636 名、契約司法書士が 527 名増加 • 認知度調査では、認知度が 38.7%と前年度に比べ 1.4%上昇。	• 役職員への意見照会を含む手続により、利用者の立場に立った業務運営を基本に据える運営理念を新たに策定したほか、職場単位での接遇リーダーの育成を目指す研修の実施や、顧問会議のテーマに「サービスの質の向上」を選び意見を聴取する等の取組がなされており、支援センター全体として利用者本位の業務運営を常に心がける姿勢が認められる。 • 出張法律相談に対応可能な契約弁護士・契約司法書士の確保が進んでおり、出張相談・巡回相談の実績も十分である。全体として、高齢者・障害者に対する適切なサービス提供に向けた取組状況は高く評価できる。
総括 情報提供・犯罪被害者支援	2(1) 2(2)	• ラスパイレス指数(対国家公務員)は、81.0% • 人件費を除く一般管理費について、前年度比1%(22,961 千円)を上回る削減額を達成。 • コールセンターの運営については、22 年度末に現委託業者との契約が終了すること等から仙台市へ移転し、人件費など物件費の削減を実施。	• 人件費については、ラスパイレス指数は低水準を維持している。人件費以外の一般管理費の削減についても、対前年度比での削減目標率を達成しており、全体として、経費の合理化・効率化に向けた取組状況は良好である。 • コールセンターの場所を東京から仙台へ移転し、運営形態も業者への業務委託方式から自主運営方式に切り替えることとし、平成22年度中に所要の作業を終了した。よって、年間約1億4千万円の経費削減が見込まれるほか、より柔軟な業務運営も可能となる。
情報提供	3(1)	• コールセンター、地方事務所及びウェブによる利用者アンケートを実施。 ➢コールセンター:5段階評価で 4.5 の満足度 ➢地方事務所:5段階評価で 4.3 の満足度 ➢ウェブ:3.6 の満足度 • FAQの随時更新等。約 750 問を HP で公開	• 様々な媒体を用いて利用者アンケートを実施し、回答数が少ないホームページ上での調査を除き、良好な評価を得ている。アンケート調査に関しては、全体として、利用者の意見を業務に反映する仕組みが適切に構築されているものと評価できる。 • 新たな法制度や社会情勢の変化に対応するためのFAQの追加・更新等、迅速かつ適切な情報提供のための様々な取組が行われており、利用者の利便性の向上に向けた取組状況は良好と評価できる。

犯罪被害者支援	3(5)	・ 業務の在り方等の参考にするため、犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望についてアンケート調査を実施。 ・ 臨床心理士による二次的被害の防止に関する講義や全国で均質なサービスを提供するための情報共有等を目的とした職員研修・意見交換会を実施。 ・ 精通弁護士名簿登載者数:2,028 人 精通弁護士紹介件数:929 件 ・ 各契約弁護士・司法書士の取扱分野を考慮して法律相談援助や精通弁護士の紹介を実施し、緊急対応を要する案件には迅速に対応。	・ 犯罪被害者支援を行っている機関・団体等に対するアンケート調査を実施し、犯罪被害者及びその支援者からの意見等を聴取しており、意見聴取に関する取組状況は良好と評価できる。 ・ 二次被害防止を図るための実践的知識の習得や犯罪被害者の心情に配慮した対応を行うための研修及び意見交換会を実施するなど、犯罪被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況は良好と評価できる。 ・ 精通弁護士名簿登載者数及び紹介件数は着実に増加しているなど、取組状況は良好と評価できる。 ・ 精通弁護士を紹介する際に民事法律扶助の契約弁護士であるかを確認したり、各契約弁護士等の取扱分野を考慮したりするなど、極力、犯罪被害者のニーズに適合した受任者等を紹介するための工夫を行っており、取組状況は良好と評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

⑬　国立大学法人・大学共同利用機関法人

法 人 名	国立大学法人(86 法人)(平成 16 年4月1日設立) 大学共同利用機関法人(4法人)(平成 16 年4月1日設立)
目　　的	国立大学及び大学共同利用機関を設置すること。
主要業務	《国立大学法人》 1 国立大学を設置し、これを運営すること。 2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 3 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 5 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 6 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。 《大学共同利用機関法人》 1 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。 2 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。 3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。 4 当該大学共同利用機関における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 5 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
委員会名	国立大学法人評価委員会(委員長:北山　禎介)
分科会名	国立大学法人分科会(分科会長:﨑元　達郎)、 大学共同利用機関法人分科会(分科会長:伊井　春樹)
ホームページ	法人:資料3参照、 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1312550.htm
中期目標期間	6年間(平成 22 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 国立大学法人評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度 (全91法人)	H19 年度 (全91法人)	H20 年度 (全90法人)	H21 年度 (全90法人)	第1期中期目標期間	H22 年度 (全90法人)	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. 年度評価については、「特筆すべき進捗状況にある」、「順調に進んでいる」、「おおむね順調に進んでいる」、「やや遅れている」、「重大な改善事項がある」の5段階評価であり、中期目標期間評価については、「非常に優れている」、「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」、「重大な改善事項がある」の5段階評価。 2. 詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 国立大学法人評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人数は、統合前の旧法人を含む。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の改善・効率化							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	4 法人 (4%)	8 法人 (9%)	12 法人 (13%)	8 法人 (9%)	28 法人 (31%)	2 法人 (2%)	
順調に進んでいる(良好である)	66 法人 (73%)	57 法人 (62%)	52 法人 (58%)	61 法人 (68%)	48 法人 (54%)	72 法人 (80%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	18 法人 (20%)	19 法人 (21%)	19 法人 (21%)	17 法人 (19%)	13 法人 (14%)	16 法人 (18%)	
やや遅れている(不十分である)	3 法人 (3%)	7 法人 (8%)	7 法人 (8%)	4 法人 (4%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
2. 財務内容の改善							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	3 法人 (3%)	2 法人 (2%)	
順調に進んでいる(良好である)	81 法人 (89%)	84 法人 (93%)	77 法人 (86%)	83 法人 (92%)	79 法人 (88%)	83 法人 (92%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	7 法人 (8%)	5 法人 (5%)	10 法人 (11%)	7 法人 (8%)	7 法人 (8%)	5 法人 (6%)	
やや遅れている(不十分である)	3 法人 (3%)	2 法人 (2%)	3 法人 (3%)	0 法人 (0%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 0(%)	0 法人 (0%)	
3. 自己点検・評価及び情報提供							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	7 法人 (8%)	0 法人 (0%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
順調に進んでいる(良好である)	80 法人 (88%)	82 法人 (91%)	87 法人 (97%)	87 法人 (97%)	88 法人 (98%)	89 法人 (99%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	3 法人 (3%)	3 法人 (3%)	1 法人 (1%)	2 法人 (2%)	1 法人 (1%)	1 法人 (1%)	
やや遅れている(不十分である)	1 法人 (1%)	6 法人 (6%)	1 法人 (1%)	1 法人 (1%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
4. その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	3 法人 (3%)	3 法人 (3%)	
順調に進んでいる(良好である)	80 法人 (88%)	76 法人 (84%)	81 法人 (90%)	87 法人 (97%)	75 法人 (84%)	81 法人 (90%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	10 法人 (11%)	12 法人 (13%)	7 法人 (8%)	1 法人 (1%)	9 法人 (10%)	6 法人 (7%)	

やや遅れている(不十分である)	1 法人 (1%)	3 法人 (3%)	2 法人 (2%)	2 法人 (2%)	3 法人 (3%)	0 法人 (0%)
重大な改善事項がある (重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)

2. 国立大学法人評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.10.27)(主なものの要約)

(1)全体の状況

- 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営(施設設備の整備・活用等、安全管理、法令遵守)」の各項目とも、すべての法人が中期計画の達成に向けた進捗状況が、「特筆」、「順調」又は「おおむね順調」である。また、中期目標の前文に掲げる「法人の基本的な目標」に沿って、計画的に取り組んでいることが認められる。

(2)項目別評価(一例)

評価項目	(1との関連)	国立大学法人評価委員会による評価結果等
業務運営の改善・効率化	1	・第2期中期目標の達成に向けた重要施策推進のため、新たに「中期目標達成強化経費」、「中期計画達成推進費」又は「中期目標・中期計画達成強化経費」を創設。【北海道大学、新潟大学、大阪教育大学 等】 ・経営協議会の学外委員からの意見を積極的に取り入れ、法人運営の改善等に活用。【東京医科歯科大学、電気通信大学、京都教育大学、宮崎大学 等】
財務内容の改善	2	・地域医療への貢献と特徴のある診療を推進するため、平成 22 年 11 月に日本初の O-arm(オーアーム)ポータブル CT を導入し、脊椎外科、股関節外科において斬新な治療法が実施され、受診患者数が増加するとともに、診療請求額が増加。【浜松医科大学】
自己点検・評価及び情報提供	3	・第2期中期目標期間に何を実施するのかを分かりやすく示すため、重点的に取組む主な中期計画を樹木に見立てた絵で表し、ウェブサイトに掲載。【上越教育大学】
その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)	4	・従来使用していた各種サーバーを学内共有サーバーへ集約して、サーバー等を大幅に削減し、稼働率を向上させたことにより、消費電力を 48%削減。【北陸先端科学技術大学院大学】

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

平成 22 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関して、貴委員会においては、各法人における業務運営の実態把握に精力的に取り組み、評価を行っているところであるが、以下のとおり改善すべき点がみられた。

- 経営協議会について、貴委員会の評価結果をみると、経営協議会の議事録等の公表及び学外委員からの意見を基に具体的に改善した取組事例等について評価を行い、議事録等の公表が行われていない法人については、公開を促す評価が行われている。
  しかし、議事録等を公開している法人においては、学外委員から具体的にどのような意見が出され、その意見を基に具体的にどのように法人運営が改善されたのかは必ずしも明らかではない状況がみられる。
  今後の評価に当たっては、引き続き、経営協議会の議事録等の公表状況及び公表内容について確認を行い、学外委員の意見及びその具体的な法人運営への反映状況について公表が行われていない場合は、その公表を促すような評価を行うべきである。

- 各法人は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 18 年8月研究活動の不正行為に関する特別委員会報告)なども参考に公的研究費の不正使用の防止に取り組んでおり、貴委員会は、公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況及び運用状況について評価を行っているが、最近においても複数の法人において公的研究費の不正使用が指摘されている。
  今後の評価に当たっては、指摘された公的研究費の不正使用の発生原因を検証した上で、各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について、その有効性の観点から評価を行い、引き続き必要な改善を促すべきである。

- 保有資産については、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」(平成 21 年6月文部科学大臣決定)及び「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しについて」(平成 21 年6月文部科学大臣決定)において、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めること、さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等に努めることとされており、貴委員会は、各法人における資産の保有の必要性についての見直しや不要とされた資産の処分に向けた取組、既存施設の有効活用等の状況について評価を行っているとしている。
  しかし、貴委員会の評価結果をみると、当委員会が平成 21 年度業務実績の評価において指摘した保有資産の不断の見直しや処分等に向けた取組の適切性については評価結果において言及されていない法人もみられる。
  今後の評価に当たっては、各法人における資産の利用実態を的確に把握した上で、法人による資産の保有の必要性についての不断の見直しや不要とされた資産の処分に向けた取組、既存施設の有効活用等の適切性について評価し、必要な改善を促すべきである。

第３節　平成 23 年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

（１）取組方針の決定

平成 23 年度においても、政策評価・独立行政法人評価委員会では、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」（平成 19 年7月 11 日　政策評価・独立行政法人評価委員会）に基づき、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととした。特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を行うこととした（図表 52、53 及び資料 25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針（平成 19 年7月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会）」参照）。

図表52.　中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

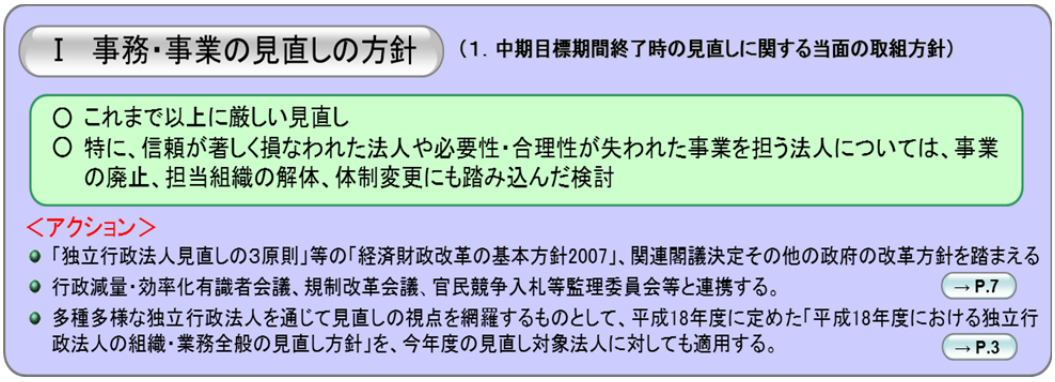

（注）政策評価・独立行政法人評価委員会が平成 19 年7月 11 日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針（概要）」による。

図表53.　中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針（見直しの視点）

（注）政策評価・独立行政法人評価委員会が平成 19 年7月 11 日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針（概要）」による。

（２）見直し作業

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 23 年度末に中期目標期間が終了する 9 法人を所管する7省の主務大臣から平成 23 年8月末までに当該法人に係る見直し当初案の提出を受け、独立行政法人評価分科会において各府省のヒアリングを実施するとともに、各ワーキング・グループが中心となって見直し作業を実施した（図表 48 および図表 49 参照）。

（３）勧告の方向性による指摘等

独立行政法人評価分科会及び各ワーキング・グループにおける見直しのための審議を受け、政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 23 年 12 月 9 日に独立行政法人9法人に係る主要な事務・事業の見直しについて、「平成 23 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を取りまとめ、各主務大臣に対して通知した。その概要は図表 54 に示すとおりである。

図表54. 平成 23 年度における「勧告の方向性」（報道資料）

平成 23 年 12 月 9 日

政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」（概要）

平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について

【勧告の方向性とは】

中期目標の期間（3～5年）が終了する際、各主務大臣が組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。

その中で、**総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（委員長：岡素之・住友商事（株）代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長：阿曽沼元博・順天堂大学客員教授・滋志会がん医療グループ代表）は、主務大臣が見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、主務大臣に通知**します。

本年は、平成23年度末に中期目標期間が終了する9独立行政法人を対象に指摘（延べ87項目）を取りまとめています。

⇒ 見直しの具体例はP.1～2を、法人別の主な指摘事項はP.3～7を参照。

1. 見直しの具体例

（1）法人のミッションを踏まえた事務・事業の見直し

○ **郵便貯金・簡易生命保険管理機構**（総務省）
- 業務委託先及び再委託先の内部統制機能活用などにより実地監査業務を充実

○ **国際協力機構**（外務省）
- 技協・有償・無償のODA事業については、開発途上国の真のニーズに応えるため、戦略的・効果的・効率的に実施。その際、PDCAサイクルを着実に推進
- 国内定員の在外定員へのシフト等により在外機能を強化

○ **科学技術振興機構**（文部科学省）
- 機構が行う競争的資金の配分等の事業については、これまで以上に研究成果等が国民生活や社会に還元される、あるいはされたことについて具体的に明確化
- 技術移転活動の活性化の推進、長期未利用特許の削減により、研究成果の活用と管理の適正化を推進

○ **労働政策研究・研修機構**（厚生労働省）
- 労働政策への寄与度を示す新たな数値目標を設定の上、労働政策の企画・立案に直接貢献する調査研究に重点化

○ **日本貿易保険**（経済産業省）
- リスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力を向上

○ **原子力安全基盤機構**（経済産業省）

度重なる検査ミス等により失墜した国民の信頼を回復し、原子力の安全性を確保するため、組織風土を刷新
- 検査の独立性と検査員の中立性・公正性の確保の観点から、検査を原子力事業者等の出身者に依存することがないような体制を構築
- 検査の在り方、内部チェックシステム、監視の仕組み等の抜本的な見直しと検査情報の開示
- 福島原発事故の教訓を踏まえたオフサイトセンターの在り方の検討及び管理運営方法の見直し
- 研究等業務は、福島原発事故収束への対応等の喫緊かつ最重要課題対応の研究に傾注
- 50歳以上の技術系職員が2／3以上を占めており、中長期的視点から人材の採用・育成

○ **自動車事故対策機構**（国土交通省）
- 療護センター運営業務について、センターの周知徹底、知見・成果の普及促進、在宅介護者等への支援を推進

○ **住宅金融支援機構**（国土交通省）
- 証券化支援事業について、その経営状況を勘案しつつ、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引下げの検討を含め商品の見直し等を実施　など

（2） 業務実施体制の見直し

○ **国際協力機構**（外務省）
・ 柔軟・機動的な組織体制構築のため、31部局145課の本部体制をスリム化

○ **自動車事故対策機構**（国土交通省）
・ 全国50か所に設置されている支所等について、安全指導業務への民間参入等を踏まえ、合理化を図る

◇ 事務・事業の縮減等を踏まえた組織・人員の合理化等
・ 郵便貯金・簡易生命保険管理機構（総務省）
・ 国際交流基金（外務省）
・ 労働政策研究・研修機構（厚生労働省）
・ 住宅金融支援機構（国土交通省）

など

（3） その他の見直し

○ **郵便貯金・簡易生命保険管理機構**（総務省）
・ 権利消滅金等の国庫納付

○ **国際協力機構、国際交流基金**（外務省）
・ 在勤手当等を見直し、次期中期計画等に的確に反映

○ **自動車事故対策機構**（国土交通省）
・ 安全指導業務（適性診断事業及び指導講習事業）への民間参入の促進

○ **住宅金融支援機構**（国土交通省）
・ 住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち賃貸住宅融資及びまちづくり融資について、民間の事業者による代替状況を踏まえ、機構の業務の見直しを検討

◇ 内部統制の充実・強化（各法人共通）

◇ 運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した運営費交付金額の算定

など

2. 平成23年度見直し対象法人の概要及び勧告の方向性の主な指摘事項

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数(人)	H23予算（億円）（）はうち国の財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	ページ
総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	・旧日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を管理し、これらに係る債務を履行すること	40	185,943 (―)	1） 業務委託先及び再委託先の内部統制機能を活用して、各組織で実施する内部監査結果の利用を進めるなど、実地監査業務を充実。 2） 郵便貯金残高や簡易生命保険契約件数の減少等を踏まえ、組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費を削減。その際、部の統合についても検討。 3） 郵便貯金の権利消滅金及び簡易生命保険の時効完成益が大宗を占める積立金等（22年度末で約600億円）について、真に必要な額を控除の上、国庫納付。	3
外務省	国際協力機構	・開発途上地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施 ・開発途上地域の住民を対象とする国民等による協力活動の促進	1,711	15,575 (2,116) (注4)	1） 技術協力、有償資金協力及び無償資金協力事業については、開発途上国の真のニーズに応えるため、従来の要請主義ではなく、各事業を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの強化等により、戦略的・効果的・効率的に実施。その際、事前、中間、事後の評価などＰＤＣＡサイクル（Plan-Do-Check-Act cycle）を着実に推進。 2） 開発途上国の真のニーズを的確に把握し、現場の実情を踏まえて迅速に対応できるよう、着実に国内定員を在外定員にシフトするなどにより、在外機能を総合的に強化。 3） 柔軟・機動的な組織体制構築のため、31部局所145課の本部体制について組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、その大括り化などにより、スリム化。 4） 法人職員、専門家等の在勤手当等について見直しを行い、次期中期計画等に的確に反映。	9

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数(人)	H23予算(億円) ( )はうち国の財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	ページ
	国際交流基金	・国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい ・海外における日本研究に対する援助及びあっせん、日本語の普及 ・国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん	213	181 (130)	1) 重複排除及び事業の効果的・効率的実施の観点から、文化庁等の関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、外務省及び基金が中心となって連携強化等のための仕組みを構築。また、実績が減少している事業等があることから、廃止や他機関への移管も含めた、法人の事業の不断の見直し。 2) 基本方針において文化芸術交流事業（国内）は原則実施しない等とされたこと等を踏まえ、総人件費削減に資する組織の再編及び人員配置の適正化。 3) 法人職員、海外運営専門員等の在勤手当について見直しを行い、次期中期計画等に的確に反映。	15
文部科学省	科学技術振興機構	・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発 ・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援 ・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	1,494	1,178 (1,050)	1) 科学技術の成果の社会への還元の一層の促進との政府方針（科学技術基本計画（H23.8.19閣決））を踏まえ事業再編を行うに当たり、これまで以上に研究成果等が国民生活や社会に還元される、あるいは還元されたことを具体的に明確化。 2) 競争的資金の配分に当たり、研究領域や研究総括等の選定に係る手順、選定の背景等の理由や経緯等を更に具体的に明らかにするとともに、事後評価を厳格化。 3) 特許については、戦略的な方針の下、技術移転活動の活性化を推進するとともに、長期間未利用となっている特許の再評価による計画的・継続的削減により、研究成果の活用の促進及び管理の適正化を推進。	29
厚生労働省	労働政策研究・研修機構	・内外の労働に関する事情及び労働政策についての調査研究 ・厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他関係者への研修	114	28 (27)	1) 調査研究テーマごとに、労働政策への寄与度を示す新たな数値目標を設定し、調査研究の事前・中間・事後の各段階の評価基準を明らかにした上で、外部評価委員会の活用により成果が期待できないと評価されたテーマは廃止することなどにより、労働政策の企画・立案に直接貢献する調査研究に重点化。 2) 調査員について、研究員と調査員の成果を明確にした上で、調査員の位置付けを改めて検証し、外部委託や非常勤職員を最大限活用した徹底的な業務見直しを行い、調査員の担う業務を厳選し要員も適正規模に縮減。	35

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数(人)	H23予算(億円) ( )はうち国の財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	ページ
					3) 労働行政担当職員研修業務の国への移管に伴い、間接部門の業務量が削減されることを踏まえ、組織の再編と併せて、職員構成も含めた業務運営体制の見直し。	
経済産業省	日本貿易保険	・貿易・投資など対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業	130	410 (—)	1) 貿易再保険特別会計の廃止に伴う新たな制度設計に当たっては、国の政策判断を的確に反映させつつ、法人のリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について検討。 2) リスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力を向上。 3) 保険金の支払いに関して的確な査定を行う観点から、会計検査院の指摘をも踏まえ、再発防止に向けた必要な措置を実施。	41
	原子力安全基盤機構	・原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務 ・原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価に関する業務 ・原子力災害の予防及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧に関する業務 ・エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び	426	216 (201)	繰り返される検査ミス等により失墜した国民の信頼を回復し、原子力の安全性を確保するため、組織風土を刷新し抜本的な意識改革を行うとともに、以下の見直し。 1) 検査等業務において、抜本的見直し。 ・ 検査等の業務の独立性と検査員等の中立性・公正性を確保するため、検査等の業務に従事させる原子力事業者等の出身者を極力低減させるとともに、検査対象を出身元とかかわりのない施設に限定。 ・ 抜き打ち検査の強化及び検査の在り方を抜本的に見直すとともにＪＮＥＳが行う全ての検査等について、検査の結果や検査での指摘事項、やり取り概要等の情報を開示。 ・ 品質管理レビューが正常に行われるよう、ＪＮＥＳ関係者以外の第三者がＪＮＥＳ検査を監視できるような体制を構築。 ・ 今後の原子力安全規制に関する実施体制・業務の在り方等の検討に当たり、新たな外部監視体制の構築等、ＪＮＥＳの枠組みを越えた検査等安全規制体制を検討。 2) オフサイトセンターについて、福島原発事故の教訓を踏まえハード面及びソフト面からその在り方の検討を行うとともに、同センターの管理運営方法について抜本的に見直し。	43

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数(人)	H23予算(億円) ()はうち国の財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	ページ
		研修に関する業務 ・エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務 ・上記に関する附帯業務			3) 研究等業務について、福島原発事故の収束に向けた取組や同事故の教訓を踏まえた対応の研究に傾注するため、安全研究テーマの抽出を目的とした基礎・基盤研究は廃止し、必要性の認められないプロジェクトや長期実施しているプロジェクト等は中止や一時停止等により、財源を捻出。 4) 原子力事業者等への業務委託については、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすく開示。 5) 50歳以上の技術系職員が3分の2以上を占め、今後数年間で100名以上の退職が予定されていることから、中長期的視点から人材の採用・育成を図り、検査技術等の継承が円滑に行えるよう集中した取組を展開。	43
国土交通省	自動車事故対策機構	・自動車運送事業者の運行管理者に対する指導講習 ・事業用自動車運転者に対する適性診断 ・自動車事故被害者の治療養護施設の設置・運用、介護料の支給 ・事故被害者・遺児への貸付	334	141 (107)	1) 安全指導業務(適性診断事業及び指導講習事業)への民間参入を促進するため、民間参入の障壁となる要因分析等を行った上で、具体的な取組方策の策定を明記。 2) 療護センターについて、公平な治療機会を確保する観点から、自動車事故被害者等に対するセンターの周知を徹底するとともに、知見・成果等の他の医療機関への普及や在宅介護者等への支援を促進。 3) 交通遺児等への生活資金貸付業務について、コスト削減等を行うとともに、その支援の在り方を含め検討。 4) 全国50か所に配置している支所等について、被害者援護業務を充実させる方向、安全指導業務への民間参入等を踏まえ、合理化を図る。	53
	住宅金融支援機構	・民間金融機関の長期固定金利の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託した上で、	923	106,332 (1,007)	1) 証券化支援業務については、引き続き、業務改善に努める必要。その際、住宅ローンの金利構成要素のうち、機構の経費相当額の金利部分について、証券化支援事業の経営状況を勘案しつつ、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引き下げの検討を含め商品の見直し等を実施。	57

6

主務省	法人名	主な業務	常勤職員数(人)	H23予算(億円) ()はうち国の財政支出額	勧告の方向性の主な指摘事項	ページ
		それを担保とした、MBS(資産担保証券)を発行することにより、長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する業務(証券化支援業務) **・民間金融機関の住宅ローンの保険を引き受けることにより、住宅ローンの供給を支援する業務** **・災害復興住宅融資等の政策上重要で民間金融機関では対応困難なものについて融資する業務**			**2) 住宅融資保険業務及び住宅融資貸付業務のうち基本方針において廃止することとされた業務に係る組織・人員を合理化。** **3) 全国11ブロックに分けている現在の支店体制について、統廃合を含めた配置等の見直し。** **4) 既往債権管理勘定以外の勘定全体(保証協会承継業務経理を除く。)について、第2期中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消。また、既往債権管理勘定についても債権管理・回収を的確に実施。** **5) 職員不祥事再発防止検討委員会の結果報告等を踏まえた内部統制システムについてPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Act cycle)を確立し、その具体的な取組を明記。**	

(注1)常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成23年4月現在。
(注2)H23予算は当初予算ベースの23年度計画における支出予算の総額(他勘定への繰入れを含む。)。
(注3)国の財政支出は「平成23年度予算及び財政投融資計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。
(注4)国際協力機構の有償資金協力部門については、平成23年度資金計画の額を計上。
(注5)住宅金融支援機構の主務省は、国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
(注6)「ページ」欄の記載は、冊子「平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」の該当ページを示す。

7

（４）見直し内容の決定及び新中期目標等への反映

平成 23 年度に見直しを行った独立行政法人9法人について、各主務大臣は、勧告の方向性を踏まえ、その趣旨が反映された主要な事務及び事業の見直し案（以下「見直し最終案」という。）を策定し、公表した。

見直し最終案を踏まえ、所管府省及び法人において個々の法人に係る新中期目標・新中期計画の策定作業が行われた。政策評価・独立行政法人評価委員会では、当該新中期目標等の案が勧告の方向性の指摘内容を反映したものとなっているか注視し、必要があれば、中期目標期間終了後速やかに勧告を行うこととしており、平成 23 年3月5日に独立行政法人評価分科会を開催して新中期目標等の審議を行ったが、結果として、各府省において策定された新中期目標等は、上記の勧告の方向性におおむね沿っているものと認められたことから、勧告の実施には至っていない。

資　料　編

資料 1-1　独立行政法人通則法

平成 11 年法律第 103 号
最終改正　平成 24 年法律第 47 号
（平成 24 年 10 月 1 日時点）

目次

第一章　総則
第一節　通則（第一条―第十一条）
第二節　独立行政法人評価委員会（第十二条）
第三節　設立（第十三条―第十七条）
第二章　役員及び職員（第十八条―第二十六条）
第三章　業務運営
第一節　業務（第二十七条・第二十八条）
第二節　中期目標等（第二十九条―第三十五条）
第四章　財務及び会計（第三十六条―第五十条）
第五章　人事管理
第一節　特定独立行政法人（第五十一条―第六十条）
第二節　特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条―第六十三条）
第六章　雑則（第六十四条―第六十八条）
第七章　罰則（第六十九条―第七十二条）
附則

第一章　総則

第一節　通則

（目的等）

第一条　この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2　各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条　この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2　この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条　独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2　独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3　この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（名称）

第四条　各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第五条　各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（法人格）

第六条　独立行政法人は、法人とする。

（事務所）

第七条　各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2　独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（財産的基礎等）

第八条　独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2　政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

3　独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（登記）

第九条　独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十条　独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 の準用）

第十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条 及び第七十八条 の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節　独立行政法人評価委員会

（独立行政法人評価委員会）

第十二条　独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会とする。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

２　評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二　その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

３　前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節　設立

（設立の手続）

第十三条　各独立行政法人の設立に関する手続については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

（法人の長及び監事となるべき者）

第十四条　主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

２　前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

３　第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

（設立委員）

第十五条　主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

２　設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

（設立の登記）

第十六条　第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条　独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十八条　各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

２　各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

３　各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

（役員の職務及び権限）

第十九条　法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

２　個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

３　前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

４　監事は、独立行政法人の業務を監査する。

５　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第二十条　法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一　当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二　前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

２　監事は、主務大臣が任命する。

３　第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

４　法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（役員の任期）

第二十一条　役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十三条　主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2　主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4　法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（代表権の制限）

第二十四条　独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

（代理人の選任）

第二十五条　法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十六条　独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章　業務運営

第一節　業務

（業務の範囲）

第二十七条　各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第二十八条　独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3　主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節　中期目標等

（中期目標）

第二十九条　主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二　業務運営の効率化に関する事項

三　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四　財務内容の改善に関する事項

五　その他業務運営に関する重要事項

3　主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条　独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四　短期借入金の限度額

四の二　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六　剰余金の使途

七　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3　主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5　独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第三十一条　独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表

しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条　独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2　前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3　評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4　評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5　審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条　独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条　独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2　前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3　第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条　主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2　主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第三十六条　独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2　独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

（企業会計原則）

第三十七条　独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第三十八条　独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

3　主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条　独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（会計監査人の選任）

第四十条　会計監査人は、主務大臣が選任する。

（会計監査人の資格）

第四十一条　会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項 に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

２　公認会計士法 の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

（会計監査人の任期）

第四十二条　会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

（会計監査人の解任）

第四十三条　主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二　会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（利益及び損失の処理）

第四十四条　独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

２　独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

３　独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

４　主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

５　第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（借入金等）

第四十五条　独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

２　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

３　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

４　主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

５　独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（財源措置）

第四十六条　政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二　独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

２　独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

３　独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

４　独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5　主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（不要財産に係る民間等出資の払戻し）

第四十六条の三　独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2　出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3　独立行政法人は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4　独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5　出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。

6　主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（余裕金の運用）

第四十七条　独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第四十八条　独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2　主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（会計規程）

第四十九条　独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（主務省令への委任）

第五十条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章　人事管理

第一節　特定独立行政法人

（役員及び職員の身分）

第五十一条　特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

（役員の報酬等）

第五十二条　特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2　特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第五十三条　主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2　評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一

般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（役員の服務）

第五十四条　特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2　前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の四 及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。

3　役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4　役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5　役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（役員の退職管理）

第五十四条の二　国家公務員法第十八条の二第一項 、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条 の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項 中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項 及び第百六条の十六 中「第百六条の二 から第百六条の四 まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項 の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3　内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項 の調査に関し必要があ

ると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。

4　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5　第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

（役員の災害補償）

第五十五条　役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

（役員に係る労働者災害補償保険法 の適用除外）

第五十六条　労働者災害補償保険法 （昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

（職員の給与）

第五十七条　特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2　特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律 （昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の勤務時間等）

第五十八条　特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 （平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条　次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一　労働者災害補償保険法 の規定

二　国家公務員法第十八条 、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四　一般職の職員の給与に関する法律 の規定

五　削除

六　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項 、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

七　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 の規定

八　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律 （平成十二年法律第百二十五号）第七条 から第九条 までの規定

九　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項 及び第七条 の規定

2　職員に関する国家公務員法 の適用については、同法第二条第六項 中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中 「、所轄庁の長」とあるのは 「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3　職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条 及び第六条第三項 の規定の適用については、同法第五条第一項 中「俸給、扶養

手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項 中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項 に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4　職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項 、第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第三条第一項 ただし書中「勤務時間法第十九条 に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十八条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5　職員に関する労働基準法 （昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号 及び第三十九条第八項 の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号 中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号 」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律 （平成三年法律第百九号）第三条第一項 」と、「同条第二号 」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号 」と、同法第三十九条第八項 中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号 」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項 」と、「同条第二号 」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号 」とする。

6　職員に関する船員法 （昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項 の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号 」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律 （平成三年法律第百九号）第三条第一項 」と、「同条第二号 」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 （平成三年法律第七十六号）第二条第二号 」とする。

（国会への報告等）

第六十条　特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条 又は第八十二条 の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2　政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3　特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章（第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節　特定独立行政法人以外の独立行政法人

（役員の兼職禁止）

第六十一条　特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（準用）

第六十二条　第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三

号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

（職員の給与等）

第六十三条　特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

２　特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章　雑則

（報告及び検査）

第六十四条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（違法行為等の是正）

第六十五条　主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

２　独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

（解散）

第六十六条　独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

（財務大臣との協議）

第六十七条　主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二　第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三　第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

三の二　第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

四　第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（主務大臣等）

第六十八条　この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章　罰則

第六十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幇助をした者も、同様とする。

一　正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者

二　第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三　第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者

四　第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五　第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項 の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。）

第六十九条の二　第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条　第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
五　第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
六　第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
七　第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
八　第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
九　第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条　第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国の無利子貸付け等）

第四条　国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2　前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4　国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5　独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附　則　（平成一一年一一月二五日法律第一四一号から平成二三年六月二四日法律第七四号まで）　略

附　則　（平成二四年六月二七日法律第四七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

資料 1-2　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令

平成 12 年政令第 316 号

最終改正　平成 24 年政令第 99 号

（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会）

第一条　独立行政法人通則法　（以下「通則法」という。）第三十二条第三項　（日本私立学校振興・共済事業団法　（平成九年法律第四十八号）第二十六条　、国立大学法人法　（平成十五年法律第百十二号）第三十五条　及び総合法律支援法　（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

（会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲）

第二条　通則法第三十九条　に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項　に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。）とする。

一　通則法第三十九条　に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。

二　通則法第三十八条第一項　の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であって最終の貸借対照表がないものにあっては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

（不要財産の国庫納付）

第二条の二　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十六条の二第一項　本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　現物による国庫納付に係る不要財産の内容

二　不要財産と認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

五　現物による国庫納付の予定時期

六　その他必要な事項

２　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項　本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（中期計画に定めた不要財産の国庫納付）

第二条の三　独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二　の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

２　主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

３　独立行政法人は、第一項の通知を行ったときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第二条の四　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項　の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（以下「譲渡収入による国庫納付」という。）について、同項　本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二　不要財産と認められる理由

三　納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

四　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

五　譲渡によって得られる収入の見込額

六　譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

七　当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

八　譲渡の方法

九　譲渡の予定時期

十　譲渡収入による国庫納付の予定時期

十一　その他必要な事項

２　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額（第二条の六第一項及び第二項第二号において「譲渡収

入額」という。）
三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
四　譲渡した時期
3　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。
4　主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の二第二項 本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。
5　独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。
（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）
第二条の五　独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二 の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。
2　主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。
3　前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があった場合について準用する。
（簿価超過額の国庫への納付）
第二条の六　独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額（以下この条において「簿価超過額」という。）があった場合には、通則法第四十六条の二第三項 ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二条の四第五項（前条第三項において準用する場合を含む。）の主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。
2　独立行政法人は、簿価超過額があった場合において、通則法第四十六条の二第三項 ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
二　帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額
三　簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由
3　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。
（国庫に納付する不要財産等の帰属する会計）
第二条の七　通則法第四十六条の二第一項 の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項 若しくは第三項 の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。
2　前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を主務大臣及び財務大臣が定めるものとする。
（資本金の減少に係る通知及び報告）
第二条の八　主務大臣は、通則法第四十六条の二第四項の規定により独立行政法人に対する政府からの出資がなかったものとされ、独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を独立行政法人に通知するものとする。
2　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。
3　主務大臣は、前項の報告があったときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。
（主務大臣への報告）
第三条　通則法第六十条第一項 の規定による報告は、一月一日現在における同項 に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。
（常勤職員の範囲）
第四条　通則法第六十条第一項 に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
一　国家公務員法 （昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条 又は第八十二条 の規定による休職又は停職の処分を受けた者
二　特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第五項 の規定により休職者とされた者
三　国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律 （昭和四十五年法律第百十七号）第二条第一項 の規定により派遣された者
四　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項 の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項 に規定する育児短時間勤務職員（同法第二十二条 の規定による勤務を

している者を含む。）
五　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律　（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項　に規定する自己啓発等休業をしている者

（積立金の処分に係る承認の手続）

第五条　別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号　に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項　又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項　の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一　別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

二　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

２　前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第六条　別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

２　主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第七条　国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第八条　別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。

２　前項の規定にかかわらず、別表の第一欄に掲げる独立行政法人が通則法第四十六条　の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律　（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号　の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であって平成二十三年度の一般会計補正予算（第３号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律　（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

（教育公務員の範囲）

第九条　独立行政法人酒類総合研究所法　（平成十一年法律第百六十四号）第九条第一項　、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法　（平成十一年法律第百六十五号）第九条第一項　、独立行政法人大学入試センター法　（平成十一年法律第百六十六号）第十条第一項　、独立行政法人国立科学博物館法　（平成十一年法律第百七十二号）第九条第一項　、独立行政法人物質・材料研究機構法　（平成十一年法律第百七十三号）第十条　、独立行政法人防災科学技術研究所法　（平成十一年法律第百七十四号）第十条　、独立行政法人放射線医学総合研究所法　（平成十一年法律第百七十六号）第九条　、独立行政法人国立美術館法　（平成十一年法律第百七十七号）第九条第一項　、独立行政法人国立文化財機構法　（平成十一年法律第百七十八号）第九条第一項　、独立行政法人経済産業研究所法　（平成十一年法律第二百号）第十条第一項　、独立行政法人産業技術総合研究所法　（平成十一年法律第二百三号）第十条第一項　、独立行政法人製品評価技術基盤機構法　（平成十一年法律第二百四号）第十条第一項　、独立行政法人造幣局法　（平成十四年法律第四十号）第十条第一項　、独立行政法人国立印刷局法　（平成十四年法律第四十一号）第十条第一項　、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法　（平成十四年法律第百四十五号）第十二条第一項　、独立行政法人中小企業基盤整備機構法　（平成十四年法律第百四十七号）第十条　、独立行政法人日本学術振興会法　（平成十四年法律第百五十九号）第十一条第一項　、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法　（平成十四年法律第百六十一号）第十三条　、独立行政法人日本スポーツ振興センター法　（平成十四

年法律第百六十二号）第十一条 、独立行政法人日本芸術文化振興会法 （平成十四年法律第百六十三号）第十条第一項 、独立行政法人労働政策研究・研修機構法 （平成十四年法律第百六十九号）第九条第一項 、独立行政法人日本貿易振興機構法 （平成十四年法律第百七十二号）第九条第一項 、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 （平成十四年法律第百九十二号）第十条 、独立行政法人日本学生支援機構法 （平成十五年法律第九十四号）第十条第一項 、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第九条第一項 、独立行政法人大学評価・学位授与機構法 （平成十五年法律第百十四号）第十一条第一項 、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十条第一項及び独立行政法人医薬基盤研究所法 （平成十六年法律第百三十五号）第十条 に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一　学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二　国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

（国の貸付金の償還期間等）

2　通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

3　前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

4　国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

5　国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

6　通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附　則　（平成一二年政令第三三三号から平成二二年政令第四一号まで）　略

附　則　（平成二二年政令第二二六号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条の規定に基づき主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に対するこの政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同令第二条の四第一項第一号中「譲渡収入による国庫納付」とあるのは「主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは「譲渡した」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあるのは「第一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは「第一項の申請に係る認可をした」と、同令第二条の六第二項中「第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書」とあるのは「第二条の四第一項の申請書」とし、同令第二条の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

附　則　（平成二十三年政令第一〇九号）　略

附　則　（平成二十三年政令第一六六号）　略

附　則　（平成二三年政令第三三四号）　略

附　則　（平成二四年政令第一〇号）　略

別表（第五条、第六条、第八条関係）　略

資料2　独立行政法人一覧

（平成24年4月1日）

内閣府所管 2
- ○ 国立公文書館
- 北方領土問題対策協会

消費者庁所管 1
- 国民生活センター

総務省所管 4
- 情報通信研究機構
- ○ 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管 2
- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管 4
- 酒類総合研究所
- ○ 造幣局
- ○ 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管 23
- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管 19
- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 労働者健康福祉機構
- ○ 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人
- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

農林水産省所管 13
- ○ 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管 11
- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- ○ 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管 20
- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管 2
- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管 1
- ○ 駐留軍等労働者労務管理機構

（注1）○印の法人は、特定独立行政法人（役職員が国家公務員の身分を有するもの（8法人））
（注2）法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略
（注3）原子力安全基盤機構の所管は、平成24年9月19日からは原子力規制委員会（環境省の外局として新設）

合計　102法人

（別添）独立行政法人国立病院機構　病院一覧

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

名　　称	郵便番号	住　　所	電話番号	ホームページ
北海道がんセンター	003-0804	北海道札幌市白石区菊水四条 2-3-54	011-811-9111	http://www.sap-cc.org/
北海道医療センター	063-0005	北海道札幌市西区山の手 5 条 7-1-1	011-611-8111	http://www.hosp.go.jp/~hokkaidomc/
函館病院	041-8512	北海道函館市川原町 18-16	0138-51-6281	http://hnh-hosp.jp/
旭川医療センター	070-8644	北海道旭川市花咲町 7-4048	0166-51-3161	http://www.hosp.go.jp/~asahikawamc/
帯広病院	080-8518	北海道帯広市西 18 条北 2-16	0155-33-3155	http://www.obihp.jp/
八雲病院	049-3198	北海道二海郡八雲町宮園町 128	0137-63-2126	http://www.hosp.go.jp/~yakumo/
弘前病院	036-8545	青森県弘前市大字富野町 1	0172-32-4311	http://www2.networks.ne.jp/~hirosaki/
八戸病院	031-0003	青森県八戸市吹上 3-13-1	0178-45-6111	http://www.hosp.go.jp/~hatinohe/
青森病院	038-1331	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	0172-62-4055	http://www.aoi-mori.net/~aomori/index01.html
盛岡病院	020-0133	岩手県盛岡市青山 1-25-1	019-647-2195	http://www.hosp.go.jp/~morioka/
花巻病院	025-0033	岩手県花巻市諏訪 500	0198-24-0511	http://www.nho-hanamaki.jp/
岩手病院	021-0056	岩手県一関市山目字泥田山下 48	0191-25-2221	http://www.hosp.go.jp/~iwate/
釜石病院	026-0053	岩手県釜石市定内町 4-7-1	0193-23-7111	http://www.hosp.go.jp/~kamaisi/
仙台医療センター	983-8520	宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-293-1111	http://www.snh.go.jp/
西多賀病院	982-8555	宮城県仙台市太白区鈎取本町 2-11-11	022-245-2111	http://www.hosp.go.jp/~nisitaga/
宮城病院	989-2202	宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原 100	0223-37-1131	http://www.mnh.go.jp/
あきた病院	018-1393	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184-73-2002	http://www.hosp.go.jp/~akita/
山形病院	990-0876	山形県山形市行才 126-2	023-684-5566	http://www.hosp.go.jp/~yamagata/
米沢病院	992-1202	山形県米沢市大字三沢 26100-1	0238-22-3210	http://www.omn.ne.jp/~kokuryou/
福島病院	962-8507	福島県須賀川市芦田塚 13	0248-75-2131	http://fukushima-hosp.com/
いわき病院	970-0224	福島県いわき市平豊間字兎渡路 291	0246-55-8261	http://www.hosp.go.jp/~iwaki/
水戸医療センター	311-3193	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280	029-240-7711	http://www.hosp.go.jp/~mito-mc/
霞ヶ浦医療センター	300-8585	茨城県土浦市下高津 2-7-14	029-822-5050	http://www.hosp.go.jp/~kasumi/
茨城東病院	319-1113	茨城県那珂郡東海村照沼 825	029-282-1151	http://www.hosp.go.jp/~ibaraki/
栃木病院	320-8580	栃木県宇都宮市中戸祭 1-10-37	028-622-5241	http://www.hosp.go.jp/~tochigi/
宇都宮病院	329-1193	栃木県宇都宮市下岡本町 2160	028-673-2111	http://www.hosp.go.jp/~utsuno/
高崎総合医療センター	370-0829	群馬県高崎市高松町 36	027-322-5901	http://www.tnho.jp/index.html
沼田病院	378-0051	群馬県沼田市上原町 1551-4	0278-23-2181	http://www.numata-hosp.jp/
西群馬病院	377-8511	群馬県渋川市金井 2854	0279-23-3030	http://www.hosp.go.jp/~wgunma/
西埼玉中央病院	359-1151	埼玉県所沢市若狭 2-1671	04-2948-1111	http://www.hosp.go.jp/~wsaitama/hospital/byouin_shoukai.html
埼玉病院	351-0102	埼玉県和光市諏訪 2-1	048-462-1101	http://www.hosp.go.jp/~saitamhp/
東埼玉病院	349-0196	埼玉県蓮田市大字黒浜 4147	048-768-1161	http://www.hosp.go.jp/~esaitama/
千葉医療センター	260-8606	千葉県千葉市中央区椿森 4-1-2	043-251-5311	http://www.hosp.go.jp/~chiba/
千葉東病院	260-8712	千葉県千葉市中央区仁戸名町 673	043-261-5171	http://www.hosp.go.jp/~chibae2/
下総精神医療センター	266-0007	千葉県千葉市緑区辺田町 578	043-291-1221	http://www.hosp.go.jp/~simofusa/
下志津病院	284-0003	千葉県四街道市鹿渡 934-5	043-422-2511	http://www.hosp.go.jp/~simosizu/
東京医療センター	152-8902	東京都目黒区東が丘 2-5-1	03-3411-0111	http://www.ntmc.go.jp/
災害医療センター	190-0014	東京都立川市緑町 3256	042-526-5511	http://www.hosp.go.jp/~tdmc/
東京病院	204-8585	東京都清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	http://www.hosp.go.jp/~tokyo/
村山医療センター	208-0011	東京都武蔵村山市学園 2-37-1	042-561-1221	http://www.murayama-hosp.jp/
横浜医療センター	245-8575	神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2	045-851-2621	http://www.yokohama-mc.com/
久里浜医療センター	239-0841	神奈川県横須賀市野比 5-3-1	046-848-1550	http://www.kurihama-alcoholism-center.jp/
箱根病院	250-0032	神奈川県小田原市風祭 412	0465-22-3196	http://www.hosp.go.jp/~hakone/
相模原病院	252-0392	神奈川県相模原市桜台 18-1	042-742-8311	http://www.hosp.go.jp/~sagami/
神奈川病院	257-8585	神奈川県秦野市落合 666-1	0463-81-1771	http://kanagawa-hosp.org/
西新潟中央病院	950-2085	新潟県新潟市西区真砂 1-14-1	025-265-3171	http://www.masa.go.jp/
新潟病院	945-8585	新潟県柏崎市赤坂町 3-52	0257-22-2126	http://www.niigata-nh.go.jp/
さいがた病院	949-3193	新潟県上越市大潟区犀潟 468-1	025-534-3131	http://www.saigata-nh.go.jp/
甲府病院	400-8533	山梨県甲府市天神町 11-35	055-253-6131	http://www.kofu-hosp.com/

名　　称	郵便番号	住　　所	電話番号	ホームページ
東長野病院	381-8567	長野県長野市上野 2-477	026-296-1111	http://www.hosp.go.jp/~enagano/index/topindex.htm
まつもと医療センター				
松本病院	399-8701	長野県松本市村井町南 2-20-30	0263-58-4567	http://mmcmatsu.jp/index.html
中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘 811	0263-58-3121	http://mmccyuushin.jp/index.html
信州上田医療センター	386-8610	長野県上田市緑が丘 1-27-21	0268-22-1890	http://www.nagano-hosp.go.jp/
小諸高原病院	384-8540	長野県小諸市甲 4598	0267-22-0870	http://www.hosp.go.jp/~komoro/
富山病院	939-2692	富山県富山市婦中町新町 3145	076-469-2135	http://www.toyama-hosp.jp/
北陸病院	939-1893	富山県南砺市信末 5963	0763-62-1340	http://www.hosp.go.jp/~hokuriku/
金沢医療センター	920-8650	石川県金沢市下石引町 1-1	076-262-4161	http://www.kanazawa-hosp.jp/
医王病院	920-0192	石川県金沢市岩出町ニ 73-1	076-258-1180	http://www.hosp.go.jp/~iou/
七尾病院	926-8531	石川県七尾市松百町八部 3-1	0767-53-1890	http://www.hosp.go.jp/~nanao/
石川病院	922-0405	石川県加賀市手塚町サ 150	0761-74-0700	http://www.hosp.go.jp/~isikawa/
長良医療センター	502-8558	岐阜県岐阜市長良 1300-7	058-232-7755	http://www.hosp.go.jp/~ngr/
静岡てんかん･神経医療センター	420-8688	静岡県静岡市葵区漆山 886	054-245-5446	http://www.shizuokamind.org/
静岡富士病院	418-0103	静岡県富士宮市上井出 814	0544-54-0700	http://www.hosp.go.jp/~fuji/
天竜病院	434-8511	静岡県浜松市浜北区於呂 4201-2	053-583-3111	http://www.tenryu-hosp.jp/
静岡医療センター	411-8611	静岡県駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000	http://www.hosp.go.jp/~tsh/top.html
名古屋医療センター	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4-1-1	052-951-1111	http://www.nnh.go.jp/
東名古屋病院	465-8620	愛知県名古屋市名東区梅森坂 5-101	052-801-1151	http://www.hosp.go.jp/~tomei/
東尾張病院	463-0802	愛知県名古屋市守山区大森北 2-1301	052-798-9711	http://www.hosp.go.jp/~eowari/
豊橋医療センター	440-8510	愛知県豊橋市飯村町字浜道上 50	0532-62-0301	http://www.hosp.go.jp/~tmc/
三重病院	514-0125	三重県津市大里窪田町 357	059-232-2531	http://www.hosp.go.jp/~mieh/
鈴鹿病院	513-8501	三重県鈴鹿市加佐登 3-2-1	059-378-1321	http://www.hosp.go.jp/~suzukaww/
三重中央医療センター	514-1101	三重県津市久居明神町 2158-5	059-259-1211	http://www.miechuo-hosp.jp/
榊原病院	514-1292	三重県津市榊原町 777	059-252-0211	http://www.hosp.go.jp/~sakakihp/
福井病院	914-0195	福井県敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	http://www.hosp.go.jp/~fukui/
あわら病院	910-4272	福井県あわら市北潟 238-1	0776-79-1211	http://www.hosp.go.jp/~awara/
滋賀病院	527-8505	滋賀県東近江市五智町 255	0748-22-3030	http://www.hosp.go.jp/~snh/
紫香楽病院	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧 997	0748-83-0101	http://www.hosp.go.jp/~sigaraki/
京都医療センター	612-8555	京都府京都市伏見区深草向畑町 1-1	075-641-9161	http://www.hosp.go.jp/~kyotolan/
宇多野病院	616-8255	京都府京都市右京区鳴滝音戸山町 8	075-461-5121	http://web.kyoto-inet.or.jp/org/utano/index.htm
舞鶴医療センター	625-8502	京都府舞鶴市字行永 2410	0773-62-2680	http://www.hosp.go.jp/~maizuru/
南京都病院	610-0113	京都府城陽市中芦原 11	0774-52-0065	http://www.hosp.go.jp/~skyoto/
大阪医療センター	540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331	http://www.onh.go.jp/
近畿中央胸部疾患センター	591-8555	大阪府堺市北区長曽根町 1180	072-252-3021	http://www.hosp.go.jp/~kch/
刀根山病院	560-8552	大阪府豊中市刀根山 5-1-1	06-6853-2001	http://www.hosp.go.jp/~toneyama/
大阪南医療センター	586-8521	大阪府河内長野市木戸東町 2-1	0721-53-5761	http://www.ommedc.jp/
神戸医療センター	654-0155	兵庫県神戸市須磨区西落合 3-1-1	078-791-0111	http://www.kobemc.go.jp/
姫路医療センター	670-8520	兵庫県姫路市本町 68	079-225-3211	http://www.hosp.go.jp/~hmj/
兵庫青野原病院	675-1350	兵庫県小野市南青野	0794-66-2233	http://www.hosp.go.jp/~aono/
兵庫中央病院	669-1592	兵庫県三田市大原 1314	079-563-2121	http://www.hosp.go.jp/~hch/
奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条 2-789	0742-45-4591	http://www.hosp.go.jp/~westnara/
やまと精神医療センター	639-1042	奈良県大和郡山市小泉町 2815	0743-52-3081	http://www.hosp.go.jp/~shoraiso/
南和歌山医療センター	646-8558	和歌山県田辺市たきない町 27-1	0739-26-7050	http://www.hosp.go.jp/~swymhp2/
和歌山病院	644-0044	和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138	0738-22-3256	http://www.wakayama-hosp.jp/
鳥取医療センター	689-0203	鳥取県鳥取市三津 876	0857-59-1111	http://www.hosp.go.jp/~nisitori/
米子医療センター	683-8518	鳥取県米子市車尾 4-17-1	0859-33-7111	http://www.nho-yonago.jp/
松江医療センター	690-8556	島根県松江市上乃木 5-8-31	0852-21-6131	http://www.hosp.go.jp/~matsue/
浜田医療センター	697-8511	島根県浜田市浅井町 777-12	0855-25-0505	http://www.hosp.go.jp/~hamada/
岡山医療センター	701-1192	岡山県岡山市田益 1711-1	086-294-9911	http://okayamamc.jp/index.php
南岡山医療センター	701-0304	岡山県都窪郡早島町早島 4066	086-482-1121	http://www.sokayama.jp/

名　　称	郵便番号	住　　所	電話番号	ホームページ
呉医療センター	737-0023	広島県呉市青山町 3-1	0823-22-3111	http://www.kure-nh.go.jp/
福山医療センター	720-8520	広島県福山市沖野上町 4-14-17	084-922-0001	http://www.fukuyama-hosp.go.jp/
広島西医療センター	739-0696	広島県大竹市玖波 4-1-1	0827-57-7151	http://www.hiro-nishi-nh.jp/
東広島医療センター	739-0041	広島県東広島市西条町寺家 513	082-423-2176	http://www.hiro-hosp.jp/
賀茂精神医療センター	739-2693	広島県東広島市黒瀬町南方 92	0823-82-3000	http://www.hosp.go.jp/~kamo/
関門医療センター	752-8510	山口県下関市長府外浦町 1-1	083-241-1199	http://www.hosp.go.jp/~simo/
山口宇部医療センター	755-0241	山口県宇部市東岐波 685	0836-58-2300	http://www.yamaguchi-hosp.jp/
岩国医療センター	740-8510	山口県岩国市黒磯町 2-5-1	0827-31-7121	http://www.iwakuni-nh.go.jp/
柳井医療センター	742-1352	山口県柳井市大字伊保庄 95	0820-27-0211	http://www.hosp.go.jp/~yanaihp/
東徳島医療センター	779-0193	徳島県板野郡板野町大寺字大向北 1-1	088-672-1171	http://www.hosp.go.jp/~eastt/
徳島病院	776-8585	徳島県吉野川市鴨島町敷地 1354	0883-24-2161	http://www.hosp.go.jp/~tokusima/
高松医療センター	761-0193	香川県高松市新田町乙 8	087-841-2146	http://www.hosp.go.jp/~takamath/
善通寺病院	765-8507	香川県善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-2211	http://www.hosp.go.jp/~zentuujh/
香川小児病院	765-8501	香川県善通寺市善通寺町 2603	0877-62-0885	http://www.hosp.go.jp/~kagawasy/
四国がんセンター	791-0280	愛媛県松山市南梅本町甲 160	089-999-1111	http://www.shikoku-cc.go.jp/index.html
愛媛病院	791-0281	愛媛県東温市横河原 366	089-964-2411	http://www.ehime-nh.go.jp/
高知病院	780-8077	高知県高知市朝倉西町 1-2-25	088-844-3111	http://www.kochihp.com/
小倉医療センター	802-8533	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-1	093-921-8881	http://www.kokura-hp.jp/
九州がんセンター	811-1395	福岡県福岡市南区野多目 3-1-1	092-541-3231	http://www.ia-nkcc.jp/
九州医療センター	810-8563	福岡県福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700	http://www.kyumed.jp/
福岡病院	811-1394	福岡県福岡市南区屋形原 4-39-1	092-565-5534	http://www.hosp.go.jp/~mfukuoka/
大牟田病院	837-0911	福岡県大牟田市大字橘 1044-1	0944-58-1122	http://www.hosp.go.jp/~oomuta/
福岡東医療センター	811-3195	福岡県古賀市千鳥 1-1-1	092-943-2331	http://www.fe-med.jp/
佐賀病院	849-8577	佐賀県佐賀市日の出 1-20-1	0952-30-7141	http://www.hosp.go.jp/~saga/
肥前精神医療センター	842-0192	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 160	0952-52-3231	http://www.hosp.go.jp/~hizen/
東佐賀病院	849-0101	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 7324	0942-94-2048	http://www.higashisaga-hosp.jp/
嬉野医療センター	843-0393	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙 2436	0954-43-1120	http://www.uresino.go.jp/
長崎病院	850-8523	長崎県長崎市桜木町 6-41	095-823-2261	http://www.nagasaki-n.jp/
長崎医療センター	856-8562	長崎県大村市久原 2-1001-1	0957-52-3121	http://www.hosp.go.jp/~nagasaki/
長崎川棚医療センター	859-3615	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 2005-1	0956-82-3121	http://www.nkmc.jp/
熊本医療センター	860-0008	熊本県熊本市二の丸 1-5	096-353-6501	http://www.hosp.go.jp/~knh/
熊本南病院	869-0593	熊本県宇城市松橋町豊福 2338	0964-32-0826	http://www.hosp.go.jp/~kumanann/
菊池病院	861-1116	熊本県合志市福原 208	096-248-2111	http://www.hosp.go.jp/~kikutihp/
熊本再春荘病院	861-1196	熊本県合志市須屋 2659	096-242-1000	http://www.hosp.go.jp/~saisyun/
大分医療センター	870-0263	大分県大分市横田 2-11-45	097-593-1111	http://www.hosp.go.jp/~oita/
別府医療センター	874-0011	大分県別府市大字内竈 1473	0977-67-1111	http://www.beppu-iryou.jp/
西別府病院	874-0840	大分県別府市大字鶴見 4548	0977-24-1221	http://www.nbnh.jp/
宮崎東病院	880-0911	宮崎県宮崎市大字田吉 4374-1	0985-56-2311	http://www.hosp.go.jp/~mhigashi/
都城病院	885-0014	宮崎県都城市祝吉町 5033-1	0986-23-4111	http://www.nho-miyakon.jp/
宮崎病院	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403-4	0983-27-1036	http://www.hosp.go.jp/~miyazaki/
鹿児島医療センター	892-0853	鹿児島県鹿児島市城山町 8-1	099-223-1151	http://kagomc.jp/
指宿病院	891-0498	鹿児島県指宿市十二町 4145	0993-22-2231	http://www.hosp.go.jp/~ibusuki1/
南九州病院	899-5293	鹿児島県姶良郡加治木町木田 1882	0995-62-2121	http://www.skyusyu.jp/
沖縄病院	901-2214	沖縄県宜野湾市我如古 3-20-14	098-898-2121	http://www.okinawa-hosp.jp/index.jsp
琉球病院	904-1201	沖縄県国頭郡金武町字金武 7958-1	098-968-2133	http://www.hosp.go.jp/~ryukyu1/index.html

（注）　各病院の名称には、「独立行政法人国立病院機構」が付されている。

資料3 国立大学法人等の一覧

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

〔国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づく法人〕（90 法人）

● 国立大学法人（86 法人）

法 人 名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
北海道大学	060-0808	北海道札幌市北区北 8 条西 5	011-716-2111	http://www.hokudai.ac.jp/
北海道教育大学	002-8501	北海道札幌市北区あいの里 5 条 3-1-3	011-778-0207	http://www.hokkyodai.ac.jp/
室蘭工業大学	050-8585	北海道室蘭市水元町 27-1	0143-46-5000	http://www.muroran-it.ac.jp/
小樽商科大学	047-8501	北海道小樽市緑 3-5-21	0134-27-5206	http://www.otaru-uc.ac.jp/
帯広畜産大学	080-8555	北海道帯広市稲田町西 2 線 11	0155-49-5216	http://www.obihiro.ac.jp/
旭川医科大学	078-8510	北海道旭川市緑が丘東 2 条 1-1-1	0166-65-2111	http://www.asahikawa-med.ac.jp/
北見工業大学	090-8507	北海道北見市公園町 165	0157-26-9113	http://www.kitami-it.ac.jp/
弘前大学	036-8560	青森県弘前市文京町 1	0172-36-2111	http://www.hirosaki-u.ac.jp/
岩手大学	020-8550	岩手県盛岡市上田 3-18-8	019-621-6006	http://www.iwate-u.ac.jp/
東北大学	980-8577	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1	022-217-4807	http://www.tohoku.ac.jp/
宮城教育大学	980-0845	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 149	022-214-3305	http://www.miyakyo-u.ac.jp/
秋田大学	010-8502	秋田県秋田市手形学園町 1-1	018-889-2207	http://www.akita-u.ac.jp/
山形大学	990-8560	山形県山形市小白川町 1-4-12	023-628-4006	http://www.yamagata-u.ac.jp/index-j.html
福島大学	960-1296	福島県福島市金谷川1	024-548-5151	http://www.fukushima-u.ac.jp/
茨城大学	310-8512	茨城県水戸市文京 2-1-1	029-228-8007	http://www.ibaraki.ac.jp/
筑波大学	305-8577	茨城県つくば市天王台 1-1-1	029-853-2024	http://www.tsukuba.ac.jp/
筑波技術大学	305-8520	茨城県つくば市天久保 4-3-15	029-858-9305	http://www.tsukuba-tech.ac.jp/
宇都宮大学	321-8505	栃木県宇都宮市峰町 350	028-649-8172	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/
群馬大学	371-8510	群馬県前橋市荒牧町 4-2	027-220-7111	http://www.gunma-u.ac.jp/
埼玉大学	338-8570	埼玉県さいたま市桜区下大久保 255	048-858-3005	http://www.saitama-u.ac.jp/
千葉大学	263-8522	千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33	043-290-2006	http://www.chiba-u.ac.jp/
東京大学	113-8654	東京都文京区本郷 7-3-1	03-5841-2012	http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html
東京医科歯科大学	113-8510	東京都文京区湯島 1-5-45	03-5803-5021	http://www.tmd.ac.jp/
東京外国語大学	183-8534	東京都府中市朝日町 3-11-1	042-330-5126	http://www.tufs.ac.jp/
東京学芸大学	184-8501	東京都小金井市貫井北町 4-1-1	042-329-7108	http://www.u-gakugei.ac.jp/
東京農工大学	183-8538	東京都府中市晴見町 3-8-1	042-367-5504	http://www.tuat.ac.jp/
東京芸術大学	110-8714	東京都台東区上野公園 12-8	050-5525-2013	http://www.geidai.ac.jp/
東京工業大学	152-8550	東京都目黒区大岡山 2-12-1	03-5734-2036	http://www.titech.ac.jp/
東京海洋大学	108-8477	東京都港区港南 4-5-7	03-5463-0400	http://www.kaiyodai.ac.jp/
お茶の水女子大学	112-8610	東京都文京区大塚 2-1-1	03-5978-5106	http://www.ocha.ac.jp/
電気通信大学	182-8585	東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1	042-443-5862	http://www.uec.ac.jp/
一橋大学	186-8601	東京都国立市中 2-1	042-580-8000	http://www.hit-u.ac.jp/
横浜国立大学	240-8501	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1	045-339-3014	http://www.ynu.ac.jp/
新潟大学	950-2181	新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8050	025-223-6161	http://www.niigata-u.ac.jp/
長岡技術科学大学	940-2188	新潟県長岡市上富岡町 1603-1	0258-46-6000	http://www.nagaokaut.ac.jp/
上越教育大学	943-8512	新潟県上越市山屋敷町1番地	025-522-2411	http://www.juen.ac.jp/
富山大学	930-8555	富山県富山市五福 3190	076-445-6011	http://www.u-toyama.ac.jp/
金沢大学	920-1192	石川県金沢市角間町	076-264-5111	http://www.kanazawa-u.ac.jp/
福井大学	910-8507	福井県福井市文京 3-9-1	0776-27-8936	http://www.u-fukui.ac.jp/
山梨大学	400-8510	山梨県甲府市武田 4-4-37	055-220-8004	http://www.yamanashi.ac.jp/
信州大学	390-8621	長野県松本市旭 3-1-1	0263-35-4600	http://www.shinshu-u.ac.jp/
岐阜大学	501-1193	岐阜県岐阜市柳戸 1-1	058-293-2006	http://www.gifu-u.ac.jp/
静岡大学	422-8529	静岡県静岡市駿河区大谷 836	054-237-1111	http://www.shizuoka.ac.jp/
浜松医科大学	431-3192	静岡県浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2113	http://www.hama-med.ac.jp/
名古屋大学	464-8601	愛知県名古屋市千種区不老町	052-789-5111	http://www.nagoya-u.ac.jp/
愛知教育大学	448-8542	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1	0566-26-2115	http://www.aichi-edu.ac.jp/
名古屋工業大学	466-8555	愛知県名古屋市昭和区御器所町	052-735-5000	http://www.nitech.ac.jp/
豊橋技術科学大学	441-8580	愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1	0532-47-0111	http://www.tut.ac.jp/
三重大学	514-8507	三重県津市栗真町屋町 1577	059-232-1211	http://www.mie-u.ac.jp/
滋賀大学	522-8522	滋賀県彦根市馬場 1-1-1	0749-27-1005	http://www.shiga-u.ac.jp/
滋賀医科大学	520-2192	滋賀県大津市瀬田月輪町	077-548-2111	http://www.shiga-med.ac.jp/
京都大学	606-8501	京都府京都市左京区吉田本町	075-753-2021	http://www.kyoto-u.ac.jp/
京都教育大学	612-8522	京都府京都市伏見区深草藤森町 1	075-644-8106	http://www.kyokyo-u.ac.jp/
京都工芸繊維大学	606-8585	京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町	075-724-7014	http://www.kit.ac.jp/
大阪大学	565-0871	大阪府吹田市山田丘 1-1	06-6877-5111	http://www.osaka-u.ac.jp/ja
大阪教育大学	582-8582	大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1	072-978-3213	http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/
兵庫教育大学	673-1494	兵庫県加東市下久米 942-1	0795-44-2010	http://www.hyogo-u.ac.jp/

神戸大学	657-8501	兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1	078-803-5031	http://www.kobe-u.ac.jp/
奈良教育大学	630-8528	奈良県奈良市高畑町	0742-27-9105	http://www.nara-edu.ac.jp/
奈良女子大学	630-8506	奈良県奈良市北魚屋東町	0742-20-3204	http://www.nara-wu.ac.jp/
和歌山大学	640-8510	和歌山県和歌山市栄谷 930	073-457-7007	http://www.wakayama-u.ac.jp/
鳥取大学	680-8550	鳥取県鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5007	http://www.tottori-u.ac.jp/
島根大学	690-8504	島根県松江市西川津町 1060	0852-32-6100	http://www.shimane-u.ac.jp/
岡山大学	700-8530	岡山県岡山市北区津島中 1-1-1	086-252-1111	http://www.okayama-u.ac.jp/
広島大学	739-8511	広島県東広島市鏡山 1-3-2	082-422-1111	http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html
山口大学	753-8511	山口県山口市吉田 1677-1	083-933-5000	http://www.yamaguchi-u.ac.jp/
徳島大学	770-8501	徳島県徳島市新蔵町 2-24	088-656-7000	http://www.tokushima-u.ac.jp/
鳴門教育大学	772-8502	徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748	088-687-6000	http://www.naruto-u.ac.jp/
香川大学	760-8521	香川県高松市幸町 1-1	087-832-1000	http://www.kagawa-u.ac.jp/
愛媛大学	790-8577	愛媛県松山市道後樋又 10-13	089-927-9000	http://www.ehime-u.ac.jp/
高知大学	780-8520	高知県高知市曙町 2-5-1	088-844-0111	http://www.kochi-u.ac.jp/JA/
福岡教育大学	811-4192	福岡県宗像市赤間文教町 1-1	0940-35-1200	http://www.fukuoka-edu.ac.jp/
九州大学	812-8581	福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1	092-642-2111	http://www.kyushu-u.ac.jp/
九州工業大学	804-8550	福岡県北九州市戸畑区仙水町 1-1	093-884-3006	http://www.kyutech.ac.jp
佐賀大学	840-8502	佐賀県佐賀市本庄町 1	0952-28-8113	http://www.saga-u.ac.jp/
長崎大学	852-8521	長崎県長崎市文教町 1-14	095-819-2016	http://www.nagasaki-u.ac.jp/
熊本大学	860-8555	熊本県熊本市黒髪 2-39-1	096-344-2111	http://www.kumamoto-u.ac.jp/
大分大学	870-1192	大分県大分市大字旦野原 700	097-554-7406	http://www.oita-u.ac.jp/
宮崎大学	889-2192	宮崎県宮崎市学園木花台西 1-1	0985-58-2854	http://www.miyazaki-u.ac.jp/
鹿児島大学	890-8580	鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24	099-285-7111	http://www.kagoshima-u.ac.jp/
鹿屋体育大学	891-2393	鹿児島県鹿屋市白水町 1	0994-46-4111	http://www.nifs-k.ac.jp/
琉球大学	903-0213	沖縄県中頭郡西原町字千原1	098-895-8012	http://www.u-ryukyu.ac.jp/
政策研究大学院大学	106-8677	東京都港区六本木 7-22-1	03-6439-6000	http://www.grips.ac.jp/jp/
総合研究大学院大学	240-0193	神奈川県三浦郡葉山町（湘南国際村）	046-858-1500	http://www.soken.ac.jp/
北陸先端科学技術大学院大学	923-1292	石川県能美市旭台 1-1	0761-51-1111	http://www.jaist.ac.jp/
奈良先端科学技術大学院大学	630-0192	奈良県生駒市高山町 8916-5（けいはんな学研都市）	0743-72-5111	http://www.naist.jp/

（注 1）法人の名称に含まれる、「国立大学法人」の部分は省略して表示している。
（注 2）各国立大学法人の中期目標・中期計画（文部科学省ホームページ内）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1320137.htm（平成 24 年 3 月）

● 大学共同利用機関法人（4法人）

法 人 名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
人間文化研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-9200	http://www.nihu.jp/
自然科学研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-5425-1300	http://www.nins.jp/
高エネルギー加速器研究機構	305-0801	茨城県つくば市大穂 1-1	029-864-1171	http://www.kek.jp/
情報・システム研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-6200	http://www.rois.ac.jp/

（注 3）法人の名称に含まれる、「大学共同利用機関法人」の部分は省略して表示している。
（注 4）各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画（文部科学省ホームページ内）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1320085.htm（平成 24 年 3 月）

〔日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第 48 号）に基づく業務〕（1業務）

法 人 名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）	102-8145	東京都千代田区富士見 1-10-12	03-3230-1321	http://www.shigaku.go.jp/

日本私立学校振興・共済事業団の中期目標・中期計画
http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_mokuhyo.htm（中期目標） http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_keikaku.htm（中期計画）

資料4

独立行政法人の常勤職員数の推移

（単位：人）

主務省名	特定	独立行政法人名		職員数										
				平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	23.1.1	24.1.1
内閣府	○	国立公文書館		41	43	42	42	42	42	41	41	40	39	46
		北方領土問題対策協会				19	19	19	19	19	18	18	18	17
		沖縄科学技術研究基盤整備機構						14	93	140	171	200	255	－
消費者庁		国民生活センター				117	115	115	116	115	119	124	126	129
総務省		情報通信研究機構		430	432	423	460	465	461	441	430	427	440	431
	○	統計センター				937	929	908	910	885	860	852	847	815
		平和祈念事業特別基金				19	19	19	19	18	16	16	15	14
		郵便貯金・簡易生命保険管理機構								40	40	40	40	40
外務省		国際協力機構				1,329	1,328	1,327	1,326	1,326	1,664	1,664	1,664	1,827
		国際交流基金				233	222	216	216	224	218	221	216	212
財務省		酒類総合研究所		50	50	50	50	50	48	47	49	46	47	43
	○	造幣局				1,217	1,171	1,143	1,115	1,076	1,037	1,010	969	946
	○	国立印刷局				5,512	5,378	5,217	5,081	4,945	4,810	4,695	4,590	4,525
		日本万国博覧会記念機構				54	51	54	53	50	48	48	48	48
文部科学省		国立特別支援教育総合研究所		80	80	78	76	77	74	73	72	72	70	67
		大学入試センター		103	101	105	108	103	104	102	101	99	94	94
		国立青少年教育振興機構	国立オリンピック記念青少年総合センター	63	62	62	62	63	607	590	552	540	537	527
			国立青年の家	305	301	303	305	307						
			国立少年自然の家	265	265	265	265	264						
		国立女性教育会館		28	28	27	28	27	27	27	27	24	25	25
		国立科学博物館		146	148	148	145	141	139	133	129	129	130	127
		物質・材料研究機構		548	548	542	542	549	900	860	873	920	922	847
		防災科学技術研究所		112	109	107	109	110	239	212	196	194	189	186
		放射線医学総合研究所		364	366	365	357	360	526	533	511	483	476	485
		国立美術館		113	113	121	128	127	125	125	125	119	114	111
		国立文化財機構	国立博物館	209	217	221	227	226	218	345	346	347	343	340
			文化財研究所	126	126	125	126	125	126					
		教員研修センター		53	53	51	52	51	50	48	46	42	40	42
		科学技術振興機構				2,749	2,884	2,814	2,436	2,096	1,709	1,588	1,668	1,440
		日本学術振興会				94	99	99	98	98	102	127	133	138
		理化学研究所				2,623	2,825	3,229	3,446	3,298	3,107	3,170	3,335	3,394
		宇宙航空研究開発機構				2,305	2,300	2,244	2,239	2,179	2,157	2,120	2,138	2,179
		日本スポーツ振興センター				407	385	357	348	333	328	345	344	339
		日本芸術文化振興会				326	321	318	306	305	299	306	301	295
		日本学生支援機構					532	534	513	486	452	449	466	485
		海洋研究開発機構					953	1,037	961	909	925	944	968	1,008
		国立高等専門学校機構					6,671	6,661	6,689	6,584	6,454	6,386	6,332	6,311
		大学評価・学位授与機構					141	144	139	140	145	139	132	117
		国立大学財務・経営センター					26	25	22	24	24	24	24	21
		日本原子力研究開発機構						4,853	4,715	4,659	4,683	4,679	4,725	4,760
厚生労働省		国立健康・栄養研究所		40	52	51	47	46	47	46	46	46	44	41
		労働安全衛生総合研究所	産業安全研究所	49	49	49	49	49	119	117	117	111	103	96
			産業医学総合研究所	76	75	74	73	72						
		勤労者退職金共済機構				269	270	267	262	257	257	257	255	276
		高齢・障害者雇用支援機構				736	708	715	714	714	714	722	716	－
		高齢・障害・求職者雇用支援機構												3,893
		福祉医療機構				264	252	251	271	259	253	260	255	250
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園				310	305	299	288	261	255	255	252	232
		労働政策研究・研修機構				140	137	135	134	129	125	121	118	114
		労働者健康福祉機構					13,667	13,549	13,621	13,803	13,763	13,911	14,144	14,534
		雇用・能力開発機構					4,386	4,228	4,059	3,930	3,817	3,684	3,571	－
	○	国立病院機構					46,153	47,423	48,346	49,473	50,043	51,058	52,303	53,700
		医薬品医療機器総合機構					259	291	312	344	424	527	601	644
		医薬基盤研究所						81	86	85	83	79	81	79
		年金・健康保険福祉施設整理機構						34	36	37	38	38	29	25
		年金積立金管理運用							81	77	76	75	72	71
		国立がん研究センター											1,514	1,617
		国立循環器病研究センター											1,010	1,073
		国立精神・神経医療研究センター											629	674
		国立国際医療研究センター											1,503	1,569
		国立成育医療研究センター											813	878
		国立長寿医療研究センター											380	413

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：人）

主務省名	特定	独立行政法人名		職員数										
				平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	23.1.1	24.1.1
農林水産省	○	農林水産消費安全技術センター	農林水産消費技術センター	453	454	512	509	498	474	688	688	667	673	658
			肥飼料検査所	137	139	150	151	152	148					
			農薬検査所	65	64	69	71	72	72					
		種苗管理センター		330	329	333	334	327	324	314	308	305	302	299
		家畜改良センター		932	926	928	921	908	897	883	869	852	832	816
		水産大学校		196	193	192	191	192	192	193	190	185	187	184
		農業・食品産業技術総合研究機構	農業・生物系特定産業技術研究機構	2,800	2,778	2,867	2,845	2,798	3,027	2,984	2,946	2,909	2,896	2,820
			農業工学研究所	131	134	130	131	130						
			食品総合研究所	131	128	125	125	128						
			農業者大学校	43	43	42	42	39						
		農業生物資源研究所		426	423	418	414	401	394	388	387	381	374	367
		農業環境技術研究所		192	193	192	191	189	186	178	180	171	172	167
		国際農林水産業研究センター		162	158	161	158	158	155	151	189	187	181	179
		森林総合研究所	森林総合研究所	689	685	672	667	664	658	785	1,326	1,268	1,199	1,128
			林木育種センター	146	147	145	145	147	144					
		水産総合研究センター	さけ・ます資源管理センター	144	143	143	142	135	1,005	1,009	972	958	987	968
			水産総合研究センター	775	759	885	876	870						
		農畜産業振興機構				212	208	207	204	195	193	198	198	214
		農業者年金基金				85	82	80	78	77	77	76	76	75
		農林漁業信用基金				125	123	119	117	112	106	109	111	105
経済産業省		経済産業研究所		38	38	55	45	45	49	47	48	44	46	47
		工業所有権情報・研修館		53	55	55	79	78	111	106	101	100	97	87
		日本貿易保険		158	157	153	147	153	146	141	149	153	134	136
		産業技術総合研究所		3,195	3,177	3,130	3,175	3,214	3,226	3,191	3,115	3,077	3,032	2,993
	○	製品評価技術基盤機構		407	408	421	434	424	416	411	405	396	401	397
		新エネルギー・産業技術総合開発機構				1,262	1,256	1,256	1,046	958	944	1,037	923	851
		日本貿易振興機構				1,671	1,645	1,609	1,663	1,628	1,578	1,543	1,506	1,542
		原子力安全基盤機構				394	433	451	446	450	465	446	415	422
		情報処理推進機構					210	206	197	192	180	182	181	171
		石油天然ガス・金属鉱物資源機構					473	509	493	484	472	476	470	464
		中小企業基盤整備機構					839	849	839	810	800	890	814	795
国土交通省		土木研究所	土木研究所	210	214	212	215	209	372	362	486	480	471	461
			北海道開発土木研究所	178	177	174	171	169						
		建築研究所		96	97	98	93	96	94	94	92	87	85	87
		交通安全環境研究所		99	102	100	99	98	96	99	101	97	100	100
		海上技術安全研究所		227	227	224	224	219	216	212	211	220	219	211
		港湾空港技術研究所		112	110	108	107	110	110	103	106	104	104	101
		電子航法研究所		64	64	64	65	63	60	60	60	60	60	60
		航海訓練所		464	459	453	444	442	435	434	425	433	421	414
		海技教育機構	海技大学校	84	82	82	79	79	213	207	203	201	207	202
			海員学校	148	148	147	144	137						
		航空大学校		123	123	120	121	119	118	118	116	116	114	110
		自動車検査			874	873	874	871	860	859	851	850	831	827
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構				1,891	1,861	1,830	1,799	1,768	1,694	1,672	1,593	1,598
		国際観光振興機構				102	102	105	101	97	94	88	92	89
		水資源機構				1,828	1,739	1,594	1,576	1,546	1,528	1,524	1,488	1,421
		自動車事故対策機構				340	337	336	334	334	334	334	334	334
		空港周辺整備機構				91	94	89	86	82	77	74	62	60
		海上災害防止センター				30	29	29	31	29	29	29	29	30
		都市再生機構					4,459	4,302	4,149	4,030	4,003	3,922	3,836	3,642
		奄美群島振興開発基金					20	20	20	19	18	18	18	18
		日本高速道路保有・債務返済機構						85	85	85	84	84	84	84
		住宅金融支援機構								998	979	960	936	916
環境省		国立環境研究所		256	263	272	274	262	253	249	243	240	252	258
		環境再生保全機構					125	114	156	154	152	146	145	144
防衛省	○	駐留軍等労働者労務管理機構			406	400	399	392	374	364	337	327	312	309
計				16,865	18,095	46,005	124,894	130,652	131,167	131,736	131,806	132,467	139,213	139,971

（注）1　政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　法人名及び特定・非特定とは、24年1月現在のものを示す。
3「職員数」は各年の1月1日現在の職員数（任期付きの常勤職員数を含む。）である。
4　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
5　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
6　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料5－1

職員の給与水準

（1） 事務・技術職員

主務省	法　人　名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成22年度	平成23年度	対前年度差	平成22年度	平成23年度	対前年度差
内閣府	◎ 国立公文書館	34	45.9	7,686	108.3	110.5	2.2	94.8	96.3	1.5
	北方領土問題対策協会	16	45.2	6,860	96.2	100.1	3.9	88.0	92.0	4.0
消費者庁	国民生活センター	95	42.0	7,025	111.1	111.8	0.7	100.1	100.4	0.3
総務省	情報通信研究機構	111	45.1	7,306	104.8	106.9	2.1	114.0	116.3	2.3
	◎ 統計センター	582	41.8	6,152	95.4	97.9	2.5	87.1	89.4	2.3
	平和祈念事業特別基金	11	47.4	7,548	109.0	108.6	▲ 0.4	95.8	101.0	5.2
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	21	45.8	7,757	109.6	110.6	1.0	95.3	96.4	1.1
法務省	日本司法支援センター	539	37.6	4,635	81.0	82.9	1.9	80.1	83.4	3.3
外務省	国際協力機構	923	42.0	7,871	127.8	124.3	▲ 3.5	109.3	106.5	▲ 2.8
	国際交流基金	101	42.2	7,679	120.5	119.5	▲ 1.0	100.2	99.2	▲ 1.0
財務省	酒類総合研究所	6	39.7	5,686	91.3	101.5	10.2	93.0	108.7	15.7
	◎ 造幣局	325	45.0	6,651	98.0	98.7	0.7	95.1	96.2	1.1
	◎ 国立印刷局	3,659	45.3	6,154	88.8	89.3	0.5	86.7	87.3	0.6
	日本万国博覧会記念機構	39	42.7	7,113	112.7	108.9	▲ 3.8	113.2	109.6	▲ 3.6
文　部科学省	国立特別支援教育総合研究所	18	41.3	5,809	94.3	92.6	▲ 1.7	96.4	95.4	▲ 1.0
	大学入試センター	54	40.9	6,290	100.0	102.8	2.8	87.0	89.7	2.7
	国立青少年教育振興機構	307	42.8	6,116	95.1	95.4	0.3	99.1	99.2	0.1
	国立女性教育会館	17	45.1	5,869	91.2	84.8	▲ 6.4	99.1	91.9	▲ 7.2
	国立科学博物館	47	43.1	6,648	101.8	100.9	▲ 0.9	89.2	88.8	▲ 0.4
	物質・材料研究機構	73	41.0	6,254	100.9	103.3	2.4	102.0	104.4	2.4
	防災科学技術研究所	23	44.7	6,995	104.5	104.0	▲ 0.5	105.4	103.8	▲ 1.6
	放射線医学総合研究所	117	43.3	5,581	83.9	85.7	1.8	86.1	87.8	1.7
	国立美術館	40	39.9	5,802	99.7	95.8	▲ 3.9	90.7	86.7	▲ 4.0
	国立文化財機構	92	41.4	5,896	96.9	94.0	▲ 2.9	91.5	88.3	▲ 3.2
	教員研修センター	29	47.3	7,245	99.2	99.8	0.6	96.5	97.2	0.7
	科学技術振興機構	468	42.1	7,344	114.4	114.7	0.3	98.9	99.5	0.6
	日本学術振興会	71	37.0	6,263	111.7	114.8	3.1	97.7	99.8	2.1
	理化学研究所	342	42.6	7,274	113.9	113.8	▲ 0.1	112.1	112.3	0.2
	宇宙航空研究開発機構	428	44.5	8,003	118.6	118.8	0.2	114.7	115.5	0.8
	日本スポーツ振興センター	279	43.1	7,116	109.1	109.4	0.3	100.0	100.3	0.3
	日本芸術文化振興会	208	47.8	7,107	101.6	102.5	0.9	88.1	89.1	1.0
	日本学生支援機構	340	45.3	6,957	106.6	103.7	▲ 2.9	93.2	90.7	▲ 2.5
	海洋研究開発機構	217	42.1	7,162	114.1	114.5	0.4	117.1	117.4	0.3
	国立高等専門学校機構	1,801	42.2	5,329	83.7	84.6	0.9	90.2	91.3	1.1
	大学評価・学位授与機構	69	35.3	5,032	99.9	98.7	▲ 1.2	101.7	100.7	▲ 1.0
	国立大学財務・経営センター	8	38.6	6,257	102.5	107.4	4.9	95.1	96.6	1.5
	日本原子力研究開発機構	2,669	44.7	7,727	115.5	115.5	0.0	123.8	124.0	0.2
厚　生労働省	国立健康・栄養研究所	9	41.5	6,820	114.4	109.3	▲ 5.1	98.8	97.9	▲ 0.9
	労働安全衛生総合研究所	3	35.5	5,239	107.5	98.9	▲ 8.6	107.5	98.9	▲ 8.6
	勤労者退職金共済機構	208	41.9	7,170	112.7	113.8	1.1	100.3	101.5	1.2
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	193	41.3	6,689	107.3	107.6	0.3	100.0	110.0	10.0
	福祉医療機構	215	40.2	7,052	117.4	116.4	▲ 1.0	102.2	101.5	▲ 0.7
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	25	47.1	6,776	96.0	95.7	▲ 0.3	101.8	100.7	▲ 1.1
	労働政策研究・研修機構	52	46.0	8,353	117.7	117.8	0.1	102.5	101.3	▲ 1.2
	労働者健康福祉機構	1,085	43.2	6,564	102.0	101.9	▲ 0.1	105.7	105.8	0.1
	◎ 国立病院機構	2,482	41.8	6,172	98.3	98.5	0.2	104.0	104.5	0.5
	医薬品医療機器総合機構	424	36.7	6,619	122.1	122.4	0.3	104.2	104.9	0.7
	医薬基盤研究所	17	38.8	6,339	113.2	110.2	▲ 3.0	116.1	113.0	▲ 3.1
	年金・健康保険福祉施設整理機構	8	46.1	6,684	103.7	99.8	▲ 3.9	95.6	91.6	▲ 4.0
	年金積立金管理運用	64	44.4	8,123	120.9	119.6	▲ 1.3	100.6	99.5	▲ 1.1
	国立がん研究センター	64	41.7	6,321	105.2	100.2	▲ 5.0	98.6	94.3	▲ 4.3
	国立循環器病研究センター	38	43.5	6,737	99.2	101.2	2.0	99.8	101.4	1.6
	国立精神・神経医療研究センター	25	41.5	6,400	107.2	103.1	▲ 4.1	108.1	104.2	▲ 3.9
	国立国際医療研究センター	75	40.5	6,243	104.9	102.9	▲ 2.0	97.3	95.3	▲ 2.0
	国立成育医療研究センター	29	42.3	6,761	109.5	105.6	▲ 3.9	98.1	95.1	▲ 3.0
	国立長寿医療研究センター	20	43.0	6,705	99.2	101.4	2.2	105.9	108.2	2.3
農　林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	534	43.9	6,589	98.8	98.8	0.0	100.4	100.2	▲ 0.2
	種苗管理センター	210	44.4	6,384	97.8	96.1	▲ 1.7	104.4	102.9	▲ 1.5
	家畜改良センター	269	43.4	6,250	96.7	96.3	▲ 0.4	105.0	104.6	▲ 0.4
	水産大学校	29	45.4	6,026	86.2	88.2	2.0	94.1	96.4	2.3
	農業・食品産業技術総合研究機構	525	44.1	6,407	96.7	96.5	▲ 0.2	100.8	101.5	0.7
	農業生物資源研究所	66	42.3	6,295	97.9	99.0	1.1	100.3	101.3	1.0
	農業環境技術研究所	26	43.2	6,383	99.9	97.5	▲ 2.4	101.1	99.4	▲ 1.7
	国際農林水産業研究センター	29	46.1	7,052	101.2	101.4	0.2	102.7	103.2	0.5
	森林総合研究所	566	44.0	6,615	100.1	99.6	▲ 0.5	103.7	103.7	0.0
	水産総合研究センター	233	42.3	6,070	95.4	95.8	0.4	101.3	101.9	0.6
	農畜産業振興機構	165	41.9	7,708	124.1	121.4	▲ 2.7	105.4	103.6	▲ 1.8
	農業者年金基金	49	43.8	7,532	117.3	113.6	▲ 3.7	101.7	101.4	▲ 0.3
	農林漁業信用基金	80	43.6	7,501	115.4	112.9	▲ 2.5	98.7	96.2	▲ 2.5

主務省	法　人　名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成22年度	平成23年度	対前年度差	平成22年度	平成23年度	対前年度差
経　済	経済産業研究所	25	45.4	6,334	93.3	**90.8**	▲ 2.5	78.1	**75.8**	▲ 2.3
産業省	工業所有権情報・研修館	45	46.7	7,940	113.3	**111.5**	▲ 1.8	101.7	**99.9**	▲ 1.8
	日本貿易保険	85	44.4	8,605	128.7	**126.9**	▲ 1.8	107.2	**106.5**	▲ 0.7
	産業技術総合研究所	555	44.0	7,011	105.2	**105.5**	0.3	105.7	**106.6**	0.9
	◎ 製品評価技術基盤機構	313	45.4	7,294	105.3	**104.9**	▲ 0.4	97.9	**98.0**	0.1
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	353	41.8	6,551	103.6	**103.9**	0.3	103.7	**104.1**	0.4
	日本貿易振興機構	422	41.1	7,548	122.9	**123.8**	0.9	109.0	**110.3**	1.3
	原子力安全基盤機構	224	48.4	8,884	119.3	**120.2**	0.9	102.2	**102.4**	0.2
	情報処理推進機構	105	42.6	7,375	113.9	**113.1**	▲ 0.8	95.7	**95.2**	▲ 0.5
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	307	45.5	8,105	117.0	**116.7**	▲ 0.3	117.0	**103.1**	▲ 13.9
	中小企業基盤整備機構	615	43.3	7,477	112.5	**113.9**	1.4	103.7	**104.9**	1.2
国　土	土木研究所	85	44.3	6,317	94.6	**94.1**	▲ 0.5	98.3	**97.3**	▲ 1.0
交通省	建築研究所	17	44.4	6,933	101.7	**101.4**	▲ 0.3	102.5	**101.5**	▲ 1.0
	交通安全環境研究所	38	37.1	5,734	105.9	**103.3**	▲ 2.6	109.1	**105.8**	▲ 3.3
	海上技術安全研究所	29	40.6	6,203	99.8	**103.1**	3.3	102.3	**105.6**	3.3
	港湾空港技術研究所	11	41.7	6,223	96.8	**96.9**	0.1	99.5	**98.9**	▲ 0.6
	電子航法研究所	9	39.8	6,299	104.6	**106.2**	1.6	105.5	**110.0**	4.5
	航海訓練所	11	39.7	5,905	103.9	**98.6**	▲ 5.3	105.1	**98.3**	▲ 6.8
	海技教育機構	53	46.9	6,655	96.5	**94.8**	▲ 1.7	98.2	**98.4**	0.2
	航空大学校	16	39.5	5,856	103.9	**102.3**	▲ 1.6	113.2	**112.3**	▲ 0.9
	自動車検査	487	36.7	5,167	95.3	**95.6**	0.3	99.5	**100.5**	1.0
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,192	47.2	7,987	113.0	**112.8**	▲ 0.2	113.6	**113.6**	0.0
	国際観光振興機構	37	43.9	7,067	108.9	**105.0**	▲ 3.9	91.3	**87.8**	▲ 3.5
	水資源機構	1,254	43.6	7,340	112.6	**112.1**	▲ 0.5	118.7	**118.1**	▲ 0.6
	自動車事故対策機構	240	46.1	7,337	104.7	**105.1**	0.4	104.4	**104.3**	▲ 0.1
	空港周辺整備機構	20	42.1	6,870	106.6	**109.9**	3.3	108.6	**112.8**	4.2
	海上災害防止センター	19	45.6	7,821	114.7	**113.8**	▲ 0.9	117.3	**114.1**	▲ 3.2
	都市再生機構	3,123	45.5	8,289	118.3	**119.7**	1.4	112.4	**113.6**	1.2
	奄美群島振興開発基金	16	42.4	6,083	93.4	**95.0**	1.6	100.5	**102.1**	1.6
	日本高速道路保有・債務返済機構	47	39.7	7,098	120.7	**118.5**	▲ 2.2	107.1	**103.9**	▲ 3.2
	住宅金融支援機構	805	43.6	8,257	125.5	**125.1**	▲ 0.4	114.2	**112.8**	▲ 1.4
環境省	国立環境研究所	36	46.3	7,450	102.5	**104.7**	2.2	102.0	**104.7**	2.7
	環境再生保全機構	90	42.4	6,886	112.8	**108.5**	▲ 4.3	111.6	**107.7**	▲ 3.9
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	189	39.5	5,313	91.3	**91.0**	▲ 0.3	90.8	**91.8**	1.0
全法人(103法人)		**32,869**	**43.5**	**6,926**	105.5	**105.7**	0.2	103.9	**104.0**	0.1

（注）1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年９月７日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）を示す。

3 「対国家公務員指数（年齢勘案）」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員（行政職（一））の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

（2） 研究職員

主務省	法　人　名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成22年度	平成23年度	対前年度差	平成22年度	平成23年度	対前年度差
総務省	情報通信研究機構	270	46.7	8,516	96.4	**93.2**	▲ 3.2	110.4	**108.4**	▲ 2.0
財務省	酒類総合研究所	24	43.3	7,522	93.5	**91.3**	▲ 2.2	103.8	**100.8**	▲ 3.0
	◎ 造幣局	5	44.7	6,841	79.0	**78.9**	▲ 0.1	76.0	**76.3**	0.3
	◎ 国立印刷局	92	42.0	6,061	77.1	**74.8**	▲ 2.3	96.1	**93.4**	▲ 2.7
文　部	国立特別支援教育総合研究所	34	48.6	8,511	88.5	**88.5**	0.0	93.0	**94.1**	1.1
科学省	国立女性教育会館	2	50.5	6,772	68.5	**65.4**	▲ 3.1	73.2	**74.9**	1.7
	国立科学博物館	62	49.8	9,280	93.9	**93.2**	▲ 0.7	91.2	**90.5**	▲ 0.7
	物質・材料研究機構	381	46.9	9,262	101.3	**101.9**	0.6	101.0	**102.6**	1.6
	防災科学技術研究所	52	45.2	8,772	102.6	**100.4**	▲ 2.2	104.5	**103.0**	▲ 1.5
	放射線医学総合研究所	167	45.0	8,027	93.0	**93.3**	0.3	97.7	**98.5**	0.8
	国立美術館	52	45.3	8,317	94.8	**94.0**	▲ 0.8	92.5	**91.9**	▲ 0.6
	国立文化財機構	160	44.6	8,430	98.3	**98.4**	0.1	99.7	**99.4**	▲ 0.3
	理化学研究所	308	46.3	9,951	110.4	**110.9**	0.5	108.9	**108.9**	0.0
	宇宙航空研究開発機構	798	42.9	8,254	101.4	**101.4**	0.0	104.5	**105.0**	0.5
	日本スポーツ振興センター	18	44.3	8,197	96.7	**96.6**	▲ 0.1	93.4	**93.0**	▲ 0.4
	海洋研究開発機構	52	45.5	8,647	96.1	**96.9**	0.8	99.2	**101.4**	2.2
	日本原子力研究開発機構	960	44.4	8,743	103.2	**103.4**	0.2	116.9	**118.6**	1.7
厚　生	国立健康・栄養研究所	12	51.6	10,501	101.6	**103.9**	2.3	98.2	**100.1**	1.9
労働省	労働安全衛生総合研究所	63	48.4	8,871	92.6	**93.0**	0.4	90.0	**90.9**	0.9
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	18	48.4	8,235	87.3	**86.8**	▲ 0.5	92.3	**93.1**	0.8
	労働政策研究・研修機構	22	48.3	9,393	99.4	**101.1**	1.7	98.0	**97.2**	▲ 0.8
	◎ 国立病院機構	9	49.9	7,991	82.8	**82.5**	▲ 0.3	87.4	**87.4**	0.0
	医薬基盤研究所	22	48.1	8,628	92.2	**91.5**	▲ 0.7	95.5	**95.2**	▲ 0.3
	国立がん研究センター	90	45.6	10,014	116.1	**113.3**	▲ 2.8	113.6	**110.0**	▲ 3.6
	国立循環器病研究センター	78	47.6	9,344	103.4	**100.8**	▲ 2.6	101.1	**99.6**	▲ 1.5
	国立精神・神経医療研究センター	48	49.2	10,882	112.8	**112.0**	▲ 0.8	109.3	**110.3**	1.0
	国立国際医療研究センター	28	50.7	11,291	118.4	**113.0**	▲ 5.4	114.2	**109.1**	▲ 5.1
	国立成育医療研究センター	22	51.9	11,481	118.2	**111.8**	▲ 6.4	114.0	**107.7**	▲ 6.3
	国立長寿医療研究センター	27	51.2	10,699	108.0	**106.4**	▲ 1.6	112.2	**111.3**	▲ 0.9
農　林	農業・食品産業技術総合研究機構	1,327	45.6	8,577	97.6	**98.1**	0.5	103.3	**104.4**	1.1
水産省	農業生物資源研究所	216	48.1	9,327	99.0	**99.3**	0.3	97.1	**98.6**	1.5
	農業環境技術研究所	100	47.6	9,360	101.2	**101.1**	▲ 0.1	98.9	**99.9**	1.0
	国際農林水産業研究センター	112	48.0	9,139	100.4	**97.7**	▲ 2.7	100.5	**98.5**	▲ 2.0
	森林総合研究所	418	46.5	8,914	99.0	**99.5**	0.5	100.8	**102.8**	2.0
	水産総合研究センター	452	47.2	8,294	91.3	**90.5**	▲ 0.8	99.2	**99.1**	▲ 0.1
経　済	経済産業研究所	7	40.2	8,379	124.1	**112.4**	▲ 11.7	119.6	**108.3**	▲ 11.3
産業省	産業技術総合研究所	1,898	46.9	9,464	104.1	**104.0**	▲ 0.1	103.4	**104.5**	1.1
	日本貿易振興機構	81	45.5	8,207	92.0	**92.7**	0.7	95.5	**96.9**	1.4
国　土	土木研究所	257	43.5	7,567	90.7	**91.2**	0.5	103.1	**102.3**	▲ 0.8
交通省	建築研究所	40	48.7	10,013	105.6	**104.3**	▲ 1.3	102.3	**102.4**	0.1
	交通安全環境研究所	31	46.3	8,762	96.6	**97.0**	0.4	96.1	**97.4**	1.3
	海上技術安全研究所	125	44.6	8,606	99.9	**100.8**	0.9	106.4	**108.4**	2.0
	港湾空港技術研究所	52	41.3	8,023	103.9	**104.3**	0.4	110.3	**110.8**	0.5
	電子航法研究所	35	43.6	8,508	104.9	**103.3**	▲ 1.6	104.4	**102.8**	▲ 1.6
環境省	国立環境研究所	141	47.5	9,559	104.0	**104.6**	0.6	101.2	**103.3**	2.1
全法人(45法人)		**9,168**	**45.9**	**8,866**	100.4	**100.2**	▲ 0.2	103.8	**104.5**	0.7

（注）1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年９月７日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）を示す。

3 「対国家公務員指数（年齢勘案）」は、各法人の研究職員の給与を、国家公務員（研究職）の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

（3） 病院医師

主務省	法　人　名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)		対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
				平成22年度	**平成23年度**	平成22年度	**平成23年度**	対前年度差	平成22年度	**平成23年度**	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	16	48.4	11,435	11,303	91.4	**89.2**	▲ 2.2	95.4	**97.8**	2.4
文科省	放射線医学総合研究所	14	50.5	12,205	12,564	96.9	**98.1**	1.2	98.9	**99.4**	0.5
厚労省	労働者健康福祉機構	907	46.3	13,361	12,982	107.3	**105.1**	▲ 2.2	106.5	**104.4**	▲ 2.1
	◎ 国立病院機構	3,831	47.2	13,778	13,875	110.9	**110.9**	0.0	108.4	**108.7**	0.3
	国立がん研究センター	178	47.0	14,451	14,855	116.3	**119.1**	2.8	121.6	**124.3**	2.7
	国立循環器病研究センター	102	45.7	13,365	13,186	108.1	**106.7**	▲ 1.4	119.6	**119.5**	▲ 0.1
	国立精神・神経医療研究センター	52	47.2	13,824	13,684	111.3	**109.2**	▲ 2.1	122.6	**120.4**	▲ 2.2
	国立国際医療研究センター	199	46.3	13,759	12,862	110.1	**103.2**	▲ 6.9	119.0	**113.3**	▲ 5.7
	国立成育医療研究センター	108	47.8	13,558	13,175	108.4	**104.6**	▲ 3.8	118.3	**117.4**	▲ 0.9
	国立長寿医療研究センター	45	47.6	15,114	14,616	120.2	**115.9**	▲ 4.3	119.0	**110.8**	▲ 8.2
全法人(10法人)		**5,452**	**47.0**	**13,696**	**13,688**	110.2	**109.7**	▲ 0.5	109.2	**109.0**	▲ 0.2

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与水準、契約状況等（平成23年度）」（平成24年９月７日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）を示す。

3 「対国家公務員指数（年齢勘案）」は、各法人の医師の給与を、国家公務員（医療職（一））の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

（4） 病院看護師

主務省	法　人　名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)		対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
				平成22年度	**平成23年度**	平成22年度	**平成23年度**	対前年度差	平成22年度	**平成23年度**	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	59	44.8	5,695	5,730	102.5	**104.8**	2.3	95.7	**98.5**	2.8
文科省	放射線医学総合研究所	30	46.1	5,552	5,631	99.0	**101.6**	2.6	95.8	**97.9**	2.1
厚労省	労働者健康福祉機構	6,265	37.5	5,385	5,306	109.8	**109.7**	▲ 0.1	109.2	**109.5**	0.3
	◎ 国立病院機構	25,365	37.4	4,812	4,821	98.3	**99.9**	1.6	97.3	**98.9**	1.6
	国立がん研究センター	576	33.5	4,907	4,870	107.2	**106.1**	▲ 1.1	104.2	**105.6**	1.4
	国立循環器病研究センター	369	32.8	4,854	4,841	109.1	**108.0**	▲ 1.1	103.8	**103.0**	▲ 0.8
	国立精神・神経医療研究センター	246	38.8	5,626	5,324	112.3	**107.5**	▲ 4.8	108.2	**102.7**	▲ 5.5
	国立国際医療研究センター	555	36.0	5,391	5,153	113.7	**108.5**	▲ 5.2	107.6	**104.8**	▲ 2.8
	国立成育医療研究センター	354	34.1	5,284	5,144	113.0	**111.9**	▲ 1.1	105.9	**108.6**	2.7
	国立長寿医療研究センター	127	39.5	5,214	4,990	103.6	**99.5**	▲ 4.1	102.6	**99.4**	▲ 3.2
全法人(10法人)		**33,946**	**37.3**	**4,941**	**4,927**	101.2	**102.3**	1.1	100.0	**101.2**	1.2

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年９月７日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）を示す。

3 「対国家公務員指数（年齢勘案）」は、各法人の看護師の給与を、国家公務員（医療職（三））の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

資料5－2

独立行政法人による平成24年度対国家公務員指数の推計値等一覧

（1）事務・技術職員

	独立行政法人 ＼ 項目		対国家公務員指数 年齢	対国家公務員指数 年齢＋地域	対国家公務員指数 年齢＋学歴	対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置（具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	目標水準	目標期限
1	内閣府	国立公文書館	110.5	98.7	108.1	96.3	職員の9割以上が東京都区部在勤で、地域手当支給額が国家公務員の平均値に比し高額になっていることが影響しているため。	国立公文書館は特定独立行政法人として、職員は国家公務員の身分を有している。その給与は国と同一水準であり、地域勘案の指数は100を切っておることから問題ないと考えている。	当館の役職員の給与水準は、特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、国と全く同一の水準となっている。したがって、人事院勧告に基づく給与制度改革と同様の措置を講じているところである。 今後も引き続き国に準じた給与の見直しに取り組んでいくこととしている。	110.9	97	110.9 （年齢） 97 （年齢＋地域＋学歴）	24年度
2	内閣府	北方領土問題対策協会	100.1	95.0	97.4	92.0	対国家公務員の指数では100.1とほぼ同水準である。また、当協会は東京都台東区及び札幌市に所在していることから、東京都特別区及び札幌市に在勤する者と比較した地域勘案では95.0、更に地域・学歴勘案では92.0となっており、国家公務員より低い水準であると考える。 当協会は、調査対象職員が15名と少人数であるため個人的な状況に影響されやすいものの、引き続き適正な給与水準を維持したい。 なお、平成24年度に見込まれる対国家公務員指数については、比較対象となる国家公務員の指数が不明なため、将来の具体的指数を予測することは困難ではあるが、引き続き、地域・学歴を考慮した指数についても今回同様、100以下となるよう努めることとしたい。	対国家公務員との比較指数について、①地域勘案（95.0）、②学歴勘案（97.4）、③地域・学歴勘案（92.0）いずれについても、100を下回っており、国家公務員より低い水準にあることから引き続き同水準を維持する必要がある。	対国家公務員の指数では100.1とほぼ同水準である。また、当協会は東京都台東区及び札幌市に所在していることから、東京都特別区及び札幌市に在勤する者と比較した地域勘案では95.0、更に地域・学歴勘案では92.0となっており、国家公務員より低い水準であると考える。 当協会は、調査対象職員が15名と少人数であるため個人的な状況に影響されやすいものの、引き続き適正な給与水準を維持したい。 なお、平成24年度に見込まれる対国家公務員指数については、比較対象となる国家公務員の指数が不明なため、将来の具体的指数を予測することは困難ではあるが、引き続き、地域・学歴を考慮した指数についても今回同様、100以下となるよう努めることとしたい。	99.9	92	100以下となるよう努める	24年度中
3	消費者庁	国民生活センター	111.8	103.9	107.5	100.4	当センターは、相談、調査及び商品テスト等の業務を行っているが、これらの業務を実施するためには、高度で専門的な知識が要求されることから、専門職として大卒以上の学歴を有する職員を採用してきた。このため、国家公務員（行政職（一））の大卒者52.6%に対して、当センターは95.1%（このうち大学院修了者は、27.0%）と、大卒以上の割合が極めて高い職員構成となっている。 また、当センターは、平成15年9月まで東京事務所を本部として、相模原市に設置した商品テスト・研修施設の職員を含め一括して本部で職員を採用してきた。その後、平成15年10月に本部を相模原市に移転したが、東京都港区及び神奈川県相模原市の両事務所で行う事業には一体関係が認められることから、同一の給与体系を適用している。このため、神奈川県相模原市に勤務する職員給与が、指数を高くする要因のひとつであることは否めない。 このような条件の中で、当センターでは、これまで、「特別手当の減額」、「管理職手当の縮減」、「昇給幅の抑制」や「管理職員及び補佐職員の人数の削減」等の措置を講じてきた。その結果、平成22年度において、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は100.1となり、国家公務員の給与水準とほぼ同等となったところである。 平成23年度は、国家公務員に先んじて平成18年度における俸給の切替に伴う俸給月額の経過措置を廃止し、あわせて国家公務員が平成23年4月に、これまで給与構造改革において抑制してきた昇給を若年・中年層に1号俸回復させたところ当センターではその実施を見送るなどの措置を講じて給与水準の抑制に努めてきたところである。しかしながら、平成23年度の地域・学歴を勘案した指数は平成22年度に比して0.3ポイント増となった。これは、国家公務員に比して低い給与であった職員が、消費者庁への出向、中途退職等により、指数算定対象から除外となったことによる影響がある。 今後も給与水準の適正化に向けた努力を引き続き継続する。 なお、管理職員の割合は、国家公務員の管理職割合（行政職（一）6級以上）15.4%に対し、当センターでは18.9%であり、平成17年度期首（23.5%）に比して4.6ポイント減少している。	給与水準については、引き続き適正化に努めることが必要である。 また、借上宿舎制度が運用されているが、現行制度については、国家公務員の宿舎制度に即して廃止すべきであり、必要に応じて住居手当を支給することが適当であると考えられる。現行制度の廃止後においても、対国家公務員指数が増加しないよう、給与水準全体の抑制に向け、更なる努力が必要である。	これまで、「特別手当の減額」、「管理職手当の縮減」、「昇給幅の抑制」や「管理職員及び補佐職員の人数の削減」等の措置を講じてきたところであるが、今後も地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について、国家公務員の給与水準との実質的な比較・検証を行い、引き続き国家公務員の給与水準と同等になるよう努めることとする。24年度においては、国家公務員が平成24年4月に実施した号俸の調整について同時期においての実施を見送り、夏期特別手当を減額した。	111.0	100.0	111程度 （年齢） 100程度 （年齢＋地域＋学歴）	24年度
4	総務省	情報通信研究機構	106.9	116.0	108.3	116.3	事務・技術職員の対国家公務員（行政職（一））の比較指標が高くなっている要因は、大部分の職員が都市部（東京都小金井市）を勤務地としているため、地域手当の支給率が国家公務員（行政職（一））全体の平均と比較して高くなることによると考えられる。なお、地域勘案した場合の指数が高くなるのは、小金井市については国の機関が無いことにより、級地の指定がなされていないため、指数の算出にあたり地域手当が0%の地域と比較しているためである。	対国家公務員の指数（年齢勘案）は、研究職員：93.2、事務・技術職員：106.9であり、法人全体としては、97.2となっている。なお、地域を勘案した指数が高くなる理由は、大部分の職員が勤務している東京都小金井市に国の機関がなく、級地の指定もないことから、非支給地と比較して指数が算出されるためである。事務・技術職員について、小金井市に勤務する職員から地域手当相当分を減じて、非支給地と比較した指数は104.4となるが、法人ではこの数値が100を超えない水準を目標としており、その推移を注視していく。	従来から、給与体系を国に準拠させるとともに、地域手当の支給率を凍結し給与の上昇を抑制する等、給与水準の適正化に向けた取り組みを行ってきたところである。今後とも地域手当の支給率の凍結等により、今中期計画期間中に年齢・地域を勘案した対国指数について、本部（東京都小金井市）職員に地域手当が支給されないと仮定して試算した数値が100を超えない水準とすることを目標とする。	104.4	113.7	本部職員に地域手当が支給されないと仮定して試算した数値が100を超えない水準	中期計画期間（27年度）中
5	総務省	平和祈念事業特別基金	108.6	95.1	112.3	101.0	対国家公務員の指数では108.6と100を超えているが、当基金は東京都新宿区に所在していることから、東京都特別区に在勤する者と比較した地域勘案では95.1となっており、概ね国家公務員と同水準であると考える。	法人の給与水準は、対国家公務員指数が108.6であるが、地域を勘案した指数では95.1となっており、適正な給与水準になっていると考えている。	対国家公務員の指数では108.6と100を超えているが、当基金は東京都新宿区に所在していることから、東京都特別区に在勤する者と比較した地域勘案では95.1となっており、概ね国家公務員と同水準であると考える。 当基金は、調査対象職員が少人数であるため個人的な状況に影響されやすいものの、東京都新宿区に所在することを考慮しつつ、引き続き適正な給与水準を維持したい。 なお、平成24年度に見込まれる対国家公務員指数については、比較対象となる国家公務員の指数が不明なため、将来の具体的指数を予測することは困難ではあるが、地域・学歴を勘案した国家公務員の指数に対して100となるよう最大限努めるとともに引き続き、地域を考慮した指数についても今回同様、100以下となるよう努めることとしたい。 平成24年度においては、年齢勘案で107、地域・学歴を考慮した指数で100.0以下になることを目標としたい。	107	100以下	107 （年齢） 100.0以下 （年齢＋地域＋学歴）	24年度
6	総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	110.6	95.2	110.2	96.4	当法人の給与水準は、対国家公務員（行政職（一））指数が110.6となっています。 これは、東京都特別区（港区）1箇所のみに設置され、かつ、国家公務員の地域手当に相当する手当を支給している当法人と地域手当未支給地を含む全国の平均で算出された国家公務員とで比較された指数となっているためです。 そこで、比較対象を合わせ、当法人と同じ地域（東京都特別区）に勤務する国家公務員に限定して比較すると、指数は95.2となっています。	対国家公務員の指数（年齢勘案）は110.6と100を超えているが、年齢・地域・学歴勘案では96.4と100以下となっている。今後も、国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、国家公務員の給与改正に合わせ改正を行っているか等、適正な給与水準の維持に努めているかを注視していく。	当法人の給与水準は、対国家公務員（行政職（一））の比較指数が110.6となっていますが、年齢・地域・学歴を勘案すると96.4となっています。 平成24年度に見込まれる対国家公務員指数は、年齢勘案で111程度、年齢・地域・学歴勘案で100を若干下回るものとなっています。 平成24年度においても、引き続き年齢・地域・学歴勘案の対国家公務員指数を100以下とすることを目標に、同年度中に国家公務員の給与改定が行われる場合にはこれに時期及び水準を合わせて給与改定を行うこと等により、適正な給与水準の維持に努めていくこととします。	111	100	100.0以下 （年齢＋地域＋学歴）	24年度
7	外務省	国際協力機構	124.3	110.4	119.7	106.5	1. 在職地域・学歴構成 比較対象の国家公務員行政職（一）に比べ、都市部在職者及び大学卒以上の者の比率が高いことから、対国家公務員指数は17.8ポイント高くなっている。 2. 高度の専門性及び類似業種の給与水準 開発途上国が抱える問題の分析、プロジェクトの企画・審査、開発途上国政府や国際機関との交渉といった業務を担うため、当法人の職員には、修士あるいは博士の学位取得者が一般的である国際機関職員と同様、高いレベルの語学力、折衝・調整能力に加え、高度の専門性が求められている。（当法人の大学院卒以上の者の割合は40%以上。また、当法人の平成24年度採用内定者のTOEIC平均スコアは840点であり、一般に新入職員に期待される430～660点（（財）国際ビジネスコミュニケーション協会発表）を大幅に上回る。）こうした中核的な人材は新卒採用で総合商社等と、経験者採用では国際機関等と競合していることから、競合先と同等とはいわないまでも、人材確保のために合理的な給与水準とする必要がある。 3. 援助機関としての職員構成 国際機関や他国援助機関においては、援助の実施にあたり高度な専門性が必要とされることから、職員全体のうち7～8割以上を相対的に給与水準が高い専門職員が占め、定型業務やアナリスト等が行う専門的なサポート業務については、コンサルタント等の外部人材を積極的に活用している。 当法人においても、同様の考えに基づき、国際機関や他国援助機関における専門職員に相当する職員のみを採用している。各年齢層での最高給与水準は国家公務員を下回るものの、このような職員構成の影響により、職員間の給与格差が小さく、職員全体での平均給与は高くなっている。	現状においても上記の理由により対国家公務員指数が高いことはやむを得ないが、地域・学歴勘案でも106.5であり、引き続き改善に取り組む必要がある。	勤務地限定・職務限定職員の任用に加え、役職定年制の導入等による職員構成の見直しを進めており、第二期中期計画の最終年度（平成23年度）までの目標（地域・学歴勘案109.8）を平成22年度に達成している。第三期中期計画においても、行政刷新会議の事業仕分けにおける指摘等も踏まえ、引き続き、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ（平成23年度の管理職割合は、平成22年度の23.9%から3.1ポイント減少して20.8%）により、地域・学歴補正後の対国家公務員指数の引き下げに努める。 （主な取組） 1. 職務限定職員の任用 2. 勤務地限定職員の任用	121.0	103.2	120.1 （年齢） 101.6 （年齢＋地域＋学歴）	28年度
8	外務省	国際交流基金	119.5	104.6	113.5	99.2	・在職地域・学歴構成による影響 特別都市手当（給与に各地域毎の賃金水準を反映させるための手当。国家公務員の地域手当に相当）が高く給与水準の高い東京特別区内に所在する本部の勤務者数の比率（当法人：91.1%）が国家公務員（28.9%）より高い。同じく給与水準の高い大卒者の比率（当法人：100%）が国家公務員（52.6%）より高い。 （当法人の比率は平成23年度給与公表対象者の値。国家公務員の比率は平成23年国家公務員給与等実態調査の行政職（一）適用職員による。）	対国家公務員指数は平成17年度以降一貫して低下しており、また22年度の外務省評価委員会においても、指数の抑制努力の成果が現れていることが確認されている。 以上を踏まえ、給与水準は適正であると認められる。 （参考） 対国家公務員指数の推移 平成17年度 126.3 108.9（地域・学歴勘案） 平成18年度 126.1 107.9 （同 上） 平成19年度 124.2 106.5 （同 上） 平成20年度 122.8 104.6 （同 上） 平成21年度 122.0 101.7 （同 上） 平成22年度 120.5 100.2 （同 上）	平成18年12月に制定した新しい給与制度で以下の施策を導入した。今後ともこの新給与制度の適切な運用により、給与水準の適正化に努める。 （1）本俸月額の引下げ：平均△5.8%（国家公務員の平均引下げ率△4.8%から△1.0%上乗せ） ⇒全体の給与水準の引下げ （2）等級・職階制の改定：年次昇給の割合を引下げ ⇒高年齢者層の給与水準の引下げ （3）役職手当の定額制の導入 ⇒平均役職手当額の引下げ （4）役職離脱の仕組みの導入（参事・副参事職の設置） ⇒高年齢者層の給与水準の引下げ 平成19年度には、同年人事院勧告で国家公務員で実施された若手職員の本俸月額の引き上げを実施しなかったとともに、管理職層の賞与支給月数を国家公務員以下に抑え、以降21年度まで同様に管理職層の賞与支給月数を国家公務員以下に据え置いた。また、21年度には国家公務員で本府省業務調整手当が新設されたが、同手当に当たるものは導入しなかった。平成22年度は管理職賞与を更に削減し、平成23年度もこれを継続した。今後とも人事院勧告への対応についてはその都度検討していく。 以上の措置により適切な給与水準の達成に取り組んだ結果、平成23年度における対国家公務員指数は119.5（地域・学歴換算指数99.2）となった。平成24年度以降については、適正な水準（地域・学歴換算指数で100以下）を引き続き維持することを目指し、給与制度の適切な運用を継続し、国家公務員給与の動きへの対応については随時検討を行う。	119.5	100以下	119.5 （年齢） 100以下 （年齢＋地域＋学歴）	24年度
9	財務省	酒類総合研究所	101.5	109.5	99.8	108.7	当研究所における事務・技術職員は、11名であるが、定型的・補助的業務は常勤職員以外の者(7名)で対応していることから、事務・技術職員に占める役付職員の割合が高くなっており、また、当研究所においては、調査対象者数が少ないことから、対国家公務員指数算出にあたって、これらの要因が大きく影響するものと考えられる。	当法人は、比較的規模の小さな組織であるため、調査対象者に占める役付職員の割合が高くなっていることから、本年度においてはわずかに100を超えたものの、法人の給与制度は国に準じており、給与水準は概ね適正であると考えられる。	事務・技術職員については、国からの出向者が多く、また役付職員の割合が高いため、国家公務員の給与規程に準じた給与規程で本俸・諸手当を支給した結果、指数が高水準となっていた。そこで、独自に職員を採用するなど指数の低減に努めている。 対国家公務員指数の目標を100.0以下とし、平成24年度は改善する。	85.4	91.7	100以下	24年度
10	財務省	日本万国博覧会記念機構	108.9	109.8	108.6	109.6	当機構の給与制度（本給表等）については、前身の認可法人日本万国博覧会記念協会から承継した制度が基本となっている。 また、当機構は労働関係法規の適用を受けることから、給与改定に当たっては労使協議を経て、これまで国家公務員の給与改定に準じた改定を実施するとともに、19年度には人事院勧告に準じた本給の引上げ改定を実施せず、20年度には昇給及び勤勉手当における上位区分者の割合を削減（21年度から実施）するなど、独自の取組みも行ってきたところである。 これらの取組みの効果は徐々に現れてくるものと考えるが、当機構は常勤職員48名の小規模な組織であり、かつ、その4割以上が出向者であることから、毎年度、調査対象者が大幅に入れ替わるため、機構の年齢階層毎の年間給与額が国と違って平準化されないことが、指数を大きく変動させる要因となっている。 なお、対国家公務員指数が高い理由としては、次のようなものが考えられる。 当機構の場合、極めて小規模な組織であることから、48歳～55歳の年齢階層に属する職員のほとんどが管理職であることが、指数を押し上げる要因の一つとなっている。 また、国家公務員では定額制とされている管理職手当（俸給の特別調整額）についても、当機構は定率制となっており、昇給に伴い管理職手当の支給額が逓増することも、指数の増要因と考えられる。 なお、管理職手当については、労使協議の結果、定額制とすることに合意が得られたことから、平成24年度より実施することとしている。	万博機構は小規模な組織であることから、比較的高い年齢層において管理職の占める割合が高くなるといった構造的な要因があるものの、給与水準が国家公務員を上回っており、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う等の給与水準の引き下げの努力を引き続き求める。	【講ずる措置】 ・管理職手当の見直し ・勤勉手当の期別支給割合の見直しに係る労使協議 ・定期昇給の抑制に係る労使協議 【具体的な改善策】 給与水準の適正化のための措置として、平成23年度末に管理職手当の見直しに係る労使協議が妥結、平成24年度以降実施するとともに、勤勉手当の見直しや定期昇給の抑制に係る労使協議を引き続き行っていくこととしている。	112.9	113.0	108程度	25年度末
11	文部科学省	大学入試センター	102.8	89.6	101.8	89.7	・大学入試センター職員の給与は「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。 ・年齢階層による対国家公務員指数は102.8であるが、これはセンターの所在地が東京都特別区で、地域手当を国の1級地(東京都特別区)の支給率(18%)で支給しているためであり、1級地での比較(年齢＋地域)で見ると89.6であり、適正な給与水準と考える。	地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、引き続き、より実態が反映された対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)で、国家公務員と同等以下の給与水準（100以下）を維持できるよう努めていきたい。	102程度	100以下	100以下 年齢＋地域＋学歴	24年度

	独立行政法人 ＼ 項目		対国家公務員指数 年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置（具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢	年齢＋地域＋学歴	目標水準	目標期限
12	文部科学省	国立科学博物館	100.9	89.4	100.0	88.8	本法人の事務・技術職員は東京23区及び茨城県つくば市にのみ在勤しており、それぞれ地域手当が支給されていることから、地域手当非支給地勤務者も含まれる国家公務員の行政職俸給表（一）適用者と比較すると、地域手当分が影響して100を上回っていると思われるなお、在勤地域を勘案した比較指標は89．4となり100未満く下回ることとなる。	地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	平成24年度における対国家公務員指数は、年齢勘案で100程度、地域・学歴勘案では引き続き100以下を見込んでいる。今後も国家公務員の給与制度を踏まえながら、引き続き適切な給与水準となるよう運用する。	100程度	100以下	100程度（年齢）	24年度
13	文部科学省	物質・材料研究機構	103.3	104.1	104.4	104.4	若年層の職員割合が多く、業績評価において職員割合に連動して若年層の職員が高い評価を受ける割合が多いことから、高い昇給区分が適用されているため国に比べ高くなっていると考えられる。	管理職員の割合が増えたことや若年層の職員が高い業績評価を受けていること等により比較指標は高くなっているが、法人の給与制度は国に準じており、給与水準は概ね適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	今後も、メリハリのある人事管理や、機構の職員給与規程の改正に当たっては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠することなどにより、国家公務員と同程度の水準が維持できるよう努める。 具体的期限は平成24年度とする。	100程度	101程度	国家公務員と同程度の水準	24年度
14	文部科学省	防災科学技術研究所	104.0	105.2	101.4	103.8	・高度な専門性と豊富な経験を有した者を採用したこと。 ・地域手当支給率3級地に在勤しており、地域手当非支給地勤務者が含まれる国家公務員の平均と比較する 。と受給者割合が高いこと ・職員全体に占める割合が最も高い56歳以上の職員すべてが役職手当（国家公務員の管理職手当相当）を受給していること。	高度な専門性と豊富な経験を有した人材を採用したことにより指数が高くなっているが、我が国の防災に関する研究開発を総合的に推進する中核機関として、人材の強化を図ったことは適切だと考える。また、給与水準公表対象職員がかないため、地域手当受給者割合や管理職手当受給者割合が高いこと等により指数が高くなっているが、法人の給与制度は国に準じており、給与水準は概ね適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	人事院勧告を踏まえた給与基準の見直しを行うとともに、適正な人事管理に努め、退職者の補塡については可能な限り吸収を図るなど計画的に人件費削減を行うことで給与水準をより適切なものとしていく。	103.5	103.3	100.0程度	27年度
15	文部科学省	科学技術振興機構	114.7	103.2	110.5	99.5	①地域手当の高い地域1級地に勤務する比率が高いこと（機構：81.6%（国：28.9%）） ・当機構はイノベーション創出に向けて、一流した研究開発マネージメントを担っており、有識者、研究者、企業など様々なユーザー及び専門家と密接に協議・連携して業務を行っている。そのため、それらの利便性から必然的に業務活動が東京中心となっている。 ②最先端の研究開発動向に通じた専門能力の高い高学歴な職員の比率が高いこと ・最先端の研究開発の支援、マネージメントなどを行う機構の業務を円滑に遂行するためには、広範な分野にわたる最先端の研究開発動向の把握能力や研究者・研究開発企業間のコーディネート能力など幅広い知識・能力を有する専門能力の高い人材が必要であり、大学卒以上（機構：94.2%（国：52.6%））、うち修士卒や博士卒（機構：48.5%（国：5.2%））の人材を積極的に採用している。 ・また、企業や研究機関での研究開発経験を持つ中途採用人材（中途採用比率：55.1%）を、年齢にかかわらず、即戦力として積極的に採用している。	地域差及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	＜今後の取組＞ 地域及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満であること等から給与水準は適正であると考えられるため、国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、引き続き、適正な給与水準を維持できるよう努めていきたい。 ＜目標水準及び具体的期限＞ 今後とも、より実態が反映された対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）で、国家公務員と同程度の給与水準（100程度）を維持できるよう努めていきたい。	―	100程度	100程度 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴	―
16	文部科学省	日本学術振興会	114.8	101.6	112.5	99.8	1．研究助成・学術の国際交流等を推進する業務を行っており、職員に大学卒・修士など高学歴の者が必要であり、実際に高学歴の者が多い。 （大学卒以上の割合　国52.56%　当法人92.03%） 2．文部科学省の施策を同省と一体的に実施している関係から、同省と地理的に近接している必要があり、勤務地が東京都特別区のみである。また、小規模な組織であり、地方に出先機関がない。 （地域手当支給区分1級地に在職する者の割合　国28.92%当法人100%） 3．小規模な組織のため、宿舎を保有しておらず、また、人事交流者が70%を占め、地方大学等から転居を伴い勤務する者が多いため、住居手当の受給者が多い。 （住居手当を受給している者の割合　国15.04%　当法人43.48%） （上記における国の割合については、平成23年国家公務員給与等実態調査の行政職（一）の者を使用した。）	地域差及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることと等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	1．人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施している。（主な改正 15年度△1.09%、17年度△0.3%、平成18年度△4.8%、平成21年度△0.2%、平成22年度△0.1%、平成23年度△0.23%） 2．給与体系等の見直し ・給与格付の引き下げ（平成16年7月、平成18年4月、平成20年4月、平成22年4月） ・給与水準の引き下げ（俸給表の見直し）（平成18年度）（△4.8%）（平成21年度）（△0.2%）（平成22年度）（△0.1%）（平成23年度）（△0.23%） ・管理職員手当の見直し（本給月額の20%→16%→20%）（平成18年度） ・管理職員ポストの削減（課長職△1（平成19年度）） ・職員の昇給号俸数の抑制（平成20年1月～）を実施。 3．経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記方策を実施することにより平成24年度において年齢勘案で114程度を目標とする。	114程度	－	114程度	24年度
17	文部科学省	理化学研究所	113.8	113.7	109.7	112.3	[法人の運営体制の特殊性] 理化学研究所では、行財政改革に適切に対応していくと共に、プロジェクト研究の効率的推進の観点から、事務・技術職員についても期間の定た期制職員、派遣職員を活用しているが、任期制職員等は給与体系や雇用関係が異なるため給与水準の比較対象となっていない。年俸額算定に際して真ち相当額を反映している任期付年俸制職員（9人）を比較対象としているものの、比較対象は定年制職員（少数精鋭主義による採用）を中心とする一部の指導的立場にある基幹職員（342人）のみとなっている。年俸額算定に際して真ち相当額の概念の無い大多数の任期制年俸制職員（734人）等は比較対象外であり、当該身分を含めることで実態に近づけた場合の対国家公務員指数は相当程度下がると考えている。 [管理職の割合] 管理職の割合は給与水準比較対象者中では、24.9%（85人）であるが、比較対象外の多数の任期制職員や派遣職員等を含めた場合は、11.5%（98人）であり、国家公務員と比べて遜色ない割合であると考えている。 [大卒以上の高学歴者の割合] 第3期科学技術基本計画における戦略重点科学技術の推進などが社会からの期待の高まりに応えるため高度人材が大量に必要となる一方で、行財政改革を踏まえた人員削減に対応するため、少数精鋭化を進めている。このため、高度な専門教育を受けた即戦力を中心に採用しており、その殆どが大学卒以上（91.8%）であり、大学院以上の学歴を有する者も28.4%おり、高学歴となっている。 [事務体制の合理的運営] 理化学研究所は、年度末人員では事務職員1人当たり研究系職員数6.1人をサポートしており、他の独立行政法人と比較しても事務系職員の少数精鋭化による合理的・効率的な業務運営に努めていると考えている。 [福利厚生面での比較] 理化学研究所における宿舎等については、借上げ住宅制度があるものの入居後10年以内であり、また、現在は一般管理費削減の影響で新規入居を制限している。一方、国家公務員は在職時から退職後6か月までへ入居可能となっており、住宅面では十分措置されているとは言い難い。このような福利厚生面での有利・不利を対国家公務員指数では十分に反映されていないと認識している。 [まとめ] 比較対象となる職員構成や給与の見直しにより対国家公務員指数が113.8となっているが、これは、算定対象者に業績反映度の高い多くの任期制の事務系職員が含まれていないこと、定年制の事務系職員の人数の合理化に努め、少数精鋭主義としていること等によるものであり、また、福利厚生面においても国家公務員と比較して十分ではない状況が、対国家公務員指数には反映されていないと認識している。	初公表時（平成15年度）の比較指標は130.4であり、今回と比較すると16.6ポイント減少している。これはその間、本給、役職手当、期末手当等の引下げ等を行った結果であり、今後も独立行政法人通則法による「職員の給与等」の趨勢に削り、労働組合の理解を得ながら、引き続き適正な給与水準の確保に取り組んでいく必要があると考える。	1．人事院勧告を踏まえた給与改定 特殊法人から独立行政法人へ移行した後も、人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定（15年度△1.09%、17年度△0.3%、19年度＋0.29%（若年層限定）、21年度△0.2%、22年度△0.1%）を実施している。また、55歳を超える管理職に対し本給及びこれに連動する手当について1.5%減額調整している。なお、給与構造改革については、労使交渉の関係から国家公務員と比較して1年遅れたが、19年度より平均△4.8%の給与改定を実施している。 2．手当の改正 （1）役職手当については、17年度管理職員の役職手当の0.05%引下げ、18年度課長代理級の役職手当の2.5%引下げ、19年度より役職手当の定額化を実施した他、22年度より55歳を超える管理職に対する役職手当及びこれに連動する手当を1.5%減組調整している。また、21年度においては昼手当（特家）を廃止している。 （2）平成20年度以降期末手当は段階的な見直しを行っており、非管理職において真ち0.3ヶ月の削減を実施している。これに加え、管理職、非管理職ともに人事院勧告を踏まえた削減を実施している。 3．労使交渉 給与改定等については、今後も独立行政法人通則法による「職員給与等」等、その趨旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んで行く。 4．少数精鋭主義の維持 対国家公務員指数の削減のため、現在の事務担当者に代えて、安い人件費で雇用可能な人材を複数名雇用し対処することも考えられるが、従前の業務と同等な業務運営の質を確保することが困難になると共に、総人件費改革の観点も踏まえ、現状の少数精鋭主義を維持していく。 5．対象職員の範囲 現在、対国家公務員指数の対象職員については、殆どが定年制事務職員を対象としているが、理化学研究所では任期制職員を活用したプロジェクト研究を円滑に進めている。これらご理解いただき、20年度より年俸額算定に際して真ち相当額を反映している任期制年俸制職員が比較対象となった。しかし、年俸額算定に際して真ち相当額の概念の無い大多数の任期制年俸制職員は比較対象外のままであり、引き続き、関係省庁へ国家公務員とから給与体系の異なる任期制職員についても比較の対象となるよう要望していきたい。 （注） ①中期計画において給与水準の適正化目標として掲げた対国家公務員指数（年齢勘案で事務・技術）100以下）は達成してきたところである。 ②右記の数値は臨時特例措置等の特殊要因により、大きく変動する可能性がある。	113.8程度（注）	112.3程度（注）	113.8以下 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴 112.3以下	24年度
18	文部科学省	宇宙航空研究開発機構	118.8	116.5	117.2	115.5	JAXAの業務としては、最先端技術を取り扱う企業等との契約交渉、契約締結業務に加えて、プロジェクト全体の全国・立案・調整等、先端的な宇宙航空分野の技術マネージメントに係る業務が組織の重要な要素をなしている特殊性がある。このような業務を遂行するために、高度な専門性（高学歴者割合の増加要因）と豊富な経験を持ったプロジェクトリーダーやマネージメント活動を行う人材を多く投入する必要があり、相当数の技術系管理職（管理職割合の増加要因）を擁さざるを得ない。 一方、JAXAは産学官と多岐にわたり密接に連携して業務を行う必要があることから、都市部に在勤する比率が高くなっている。（1級地、2級地、3級地の在勤割合、JAXA：79．2%、国：43．6%）	初公表時（平成15年度）の比較指標は122.2であり、今回と比較すると3.4ポイント減少している。これはその間、特地勤務手当に準ずる手当の廃止、地域調整手当の支給割合の引下げ等を行った結果であり、今後も独立行政法人通則法による「職員の給与等」の趨旨に則り、労働組合の理解を得ながら、引き続き適正な給与水準の確保に取り組んでいく必要があると考える。	1．手当の見直し （1）平成21年度から、段階的な引き下げを行い、地域調整手当を一律5%（ただし、東京都特別区のみ6%）とした。 （2）平成21年度から、特地勤務手当に準ずる手当を廃止し、段階的な削減を行っている。 （3）管理職について、国に比べて顕著な手当支給月数の0.15月削減（6月期0.045月削減、12月期0.105月削減） （4）平成23年度から、専門業務手当を主任手当に改変し、段階的な削減を行っている。 （5）平成23年度から、職責手当（管理職手当）を見直し、削減を行っている。 2．労使交渉 給与改定等については、今後も、独立行政法人通則法による「職員の給与等」の趨旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んでいく。 3．「給与の方向性」（平成19年12月　総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）に適切に対応し、平成20年4月からの新たな中期計画に「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等を盛り込み適切に対応している。 4．総人件費の削減 平成22年度まで（平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続している。（中期目標・中期計画にも明記） 5．平成24年度に見込まれる指数 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから、将来の具体的数値を予測することは困難であるが、平成24年度においても、労働組合、職員の協力を得つつ、上記施策等を推進することにより、適正な給与水準の確保に努めていく。	118.8以下	－	118.8（年齢）	24年度
19	文部科学省	日本スポーツ振興センター	109.4	100.6	108.2	100.3	①当センターの99%以上の職員の勤務地は、国家公務員に支給されている地域手当の支給区分の1級地から2級地に該当し、最も地域手当の支給割合が高い1級地（東京都特別区）に在勤する職員の割合は、国家公務員の29%に対して当センター74%となており、地域手当の支給割合の高い地域に勤務する職員の比率が高い。 ②当センター職員の大学卒以上の割合は75%となっており、国家公務員の53%を上回る割合である。 ③当センターは国家公務員と比較して職員宿舎が少ないため、住居手当を受給する職員割合が23%となっており、国家公務員の15%を上回っている。 ※国家公務員の割合は、平成23年国家公務員給与等実態調査結果の行政職俸給表（一）の適用を受ける者を対象として算出している。	地域手当の支給割合が高い地域に勤務する職員が74%と、国家公務員より45ポイント高いこと等により、比較指標は高くなっているが、法人の給与制度は国に準じており、給与水準は概ね適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	平成24年度の給与水準については、地域・学歴を勘案した指数が100以下の水準となることを目標として、社会一般の情勢を踏まえ、人事院勧告等に伴う国家公務員の給与改定を参考として、必要な措置を講じていくこととする。	109程度	100.0以下	地域・学歴勘案：100.0以下	24年度以降
20	文部科学省	日本芸術文化振興会	102.5	91.6	99.7	89.1	1．勤務地が1級地及び2級地のみであり、国家公務員と比較して地域手当支給割合の大きい地域に勤務する職員の比率が高い。（1級地：国28.9%、当法人85.4%） 2．学歴別で、大学卒以上の職員が、短大卒・高校卒・中学卒の職員と比較して多い。（大学卒：国52.6%、当法人82.6%） ※国家公務員の比率については、平成23年度国家公務員給与等実態調査の行政職（一）適用職員を対象として算出している。	地域差及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることと等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	○平成24年度における対国家公務員指数の目標 年齢・地域・学歴勘案　100以下 ○具体的改善策 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた給与規定の改定を行い、平成24年4月から平成28年3月まで特例減額を行うこととしている。今後も、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずる。 ○給与水準是正の目標水準及び具体的期限 今後とも、より実態が反映された対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）で国家公務員と同等以下の給与水準（100以下）を維持できるよう努める。 ○その他補足事項 管理職の割合21.6%（課長以上）	―	100以下	今後とも、より実態が反映された対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）で国家公務員と同等以下の給与水準（100以下）を維持できるよう努める。	―
21	文部科学省	日本学生支援機構	103.7	92.8	101.0	90.7	国家公務員と比較した場合、本機構は、地域手当支給割合の高い地域に勤務する職員の比率（82.6%）が高いことから、対国家公務員指数が高くなっている。なお、在勤地域を勘案した比較指標は92.8となり国家公務員の水準を下回ることとなる。	地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることと等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	「独立行政法人日本学生支援機構年度計画」において、平成24年度の人件費に関して、平成17年度の人件費に比べて5%以上削減することとしている。併せて役職員の給与についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等の措置を引き続き講ずる。また、事務の集中化等の効率化に伴う職員の削減、業務の外部委託等に伴う職員の削減などの措置を講ずる。また、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。	107.0以下	100.0以下	107.0以下	24年度

独立行政法人 ＼ 項目			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置（具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数		目標水準	目標期限
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴				年齢	年齢＋地域＋学歴		
22	文部科学省	海洋研究開発機構	114.5	118.5	111.6	117.4	(1)学歴構成 当機構は、地球環境変動研究、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物圏研究及びシミュレーションに関する研究の他、海洋に関する基盤技術開発において世界をリードする研究開発を推進しており、極めて高度な知識を有する研究者が在籍している。事務技術組織においては、これらの研究者と一体となり、機構の将来にわたって研究マネージメント、機構の組織運営等高度な業務を迅速かつ的確に遂行していくため、当機構の研究開発、研究施設・設備の運用等専門性の高い事業を理解し、企画立案力、折衝力及び国際調整力等の優れた能力を必要としている。従って、学歴が大卒以上（特に理工系修士課程修了者）の者を中心に採用しており、国家公務員行政職と比較して大卒以上の比率が非常に高い。 大学卒以上である職員の割合： ・国家公務員（行政職（一）適用者）：52．6%（うち修士以上卒：5．2%）* ・海洋研究開発機構：81．1%（うち修士以上卒35．0%） *人事院国家公務員給与の概要（平成24年4月）による (2)管理職員の割合 当機構は、研究者の流動性を維持し世界最先端の研究水準を維持するために研究者の多くを任期制職員として雇用しているとともに、研究遂行上必要とされる色々の役割と業態に対応するべく複数の雇用形態を併用した人員体制を採っており、多様な人員の管理に係る綿密な業務については各研究組織に事務部門をおき、研究推進に係る事務管理を一手に担う体制を採っている。また、当機構においては8隻に及ぶ船舶の運航管理及び勤務形態の複雑な船員の人員管理を行う事務組織が不可欠である。当機構においては経営企画室、総務部、経理部等といった管理部門と、研究推進部門及び船舶運航部門とが密に連携して迅速に判断を下し、高度な業務を遂行する必要があるため、各事務組織において多くの管理職員を必要としている。これらの組織においては業務の効率化を推進した結果、常勤職員においてはより担当業務が高度化する傾向にあり、その結果として国家公務員行政職と比較して管理職員の割合が高くなっている。	初公表時（平成16年度）の比較指標は117．1であり、今回と比較すると2.6ポイント減少している。これはその間、期末手当における国家公務員を超える支給月数の引下げや役職手当の引下げ、特別昇給の廃止等を行った結果であり、今後も独立行政法人通則法の趣旨に則り、労働組合の理解を得ながら、引き続き適正な給与水準の確保に取り組んでいく必要があると考える。	①平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 中期計画において目標とした、年齢勘案116.4未満を達成している状況ではあるが、引き続き適切な給与水準となるよう努める。 ②講ずる措置 人事評価による抑制的昇給制度の導入 管理職員の削減 ③給与水準の目標及び期限 目標：平成24年度のラスパイレス指数が平成23年度の値（114.5）を下回るよう努める。ただし、国家公務員においては国家公務員の給与の臨時特例に関する法律に基づく減額措置が平成24年4月から実施されているが、機構においては当該法律に準じた減額措置の実施が平成24年7月から実施予定であるため、平成24年度のラスパイレス指数は、減額措置の開始時期により影響を受ける可能性がある。 期限：平成24年度に係る指数における達成を期限とする。	114.5	—	114.5 （年齢）	24年度
23	文部科学省	国立大学財務・経営センター	107.4	95.9	107.3	96.6	当法人は、千葉県千葉市にある本部と東京都千代田区にある東京連絡所が勤務地となっており、それぞれ地域手当（10%及び18%）が支給されていることから国家公務員と比較した場合、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が高くなっている。	地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	平成24年度の常勤役職員に係る人件費について、削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。 なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。 当法人の給与は、国家公務員の給与制度を準用しているものの、職員数が、15名以下の小規模な組織であり、かつ人事交流により即戦力となる職員を確保していることから、人事異動による指数算定対象者が大きく変動し、これに応じて指数の値が大きく変動する。このように、法人の努力以外の要因で本指数が大幅に変動するため、指数の高低により給与水準の適切性を判断することには一定の限界がある。 （注）対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、平成24年度は上記措置により適正な給与水準となるよう努める。	105.0（注）	100.0（注）	105.0 （年齢） 100.0 （年齢＋地域＋学歴）	24年度
24	文部科学省	日本原子力研究開発機構	115.5	124.3	115.7	124.0	(1)人材確保及び類似業種の給与水準 原子力研究開発の拠点は都市部に立地することが困難である。このような状況の中で大都市に立地し先端的な技術開発を進める他分野の研究機関や電力会社等の民間企業と競って有為な人材を確保し、かつ、雇用の流動化の傾向が強まる中で優秀な人材を維持・育成していく必要がある。このため、採用困難の解消及び採用後の人材確保を目的に給与措置を講じてきている。独立行政法人の役職員の給与の妥当性については、類似の業務を営む民間企業との比較が必要不可欠とされていることから、参考指標として主な競合先であり人事交流先である電気業等との賃金水準の比較の結果、電気業を100とした場合、当機構の賃金水準は94．2となっており、賃金水準はおおむね均衡しているものと思われる。 (2)人員構成 当機構（旧日本原子力研究所と旧動力炉・核燃料開発事業団の和）の職員定数は、昭和42年から昭和54年に2,887人から4,914人と2,027人急増している。その後、昭和63年に5,348人となった後、平成23年には3,922人となり、この間約1,400人減少している。この定員減少に伴い、原子力施設の管理等に関する業務に関し可能な範囲でアウトソーシングを図っているが、そのような状況においても、高度の安全確保が求められているため、職員をこれらの業務の管理監督に従事させる必要がある。このような状況において、高年齢の階層が占める割合が高く、かつ、管理監督的職務に従事する職員の比率が高いことから、人員構成が指数上昇の一因となっている。 ○平均年齢　（平成23年国家公務員給与等実態調査　参考） 国家公務員（行政職(一)）　42．3（40歳以上の占める割合　57.8%） 原子力機構（事務・技術）44．7（40歳以上の占める割合　67.0%） (3)原子力研究開発の特殊性 当機構の研究開発の中核である茨城県那珂郡東海村においては、当機構施設のほか、原子力発電所、核燃料加工工場等多数の原子力関連事業所などが立地し、賃金水準は高い状況にある。茨城県の「市町村民所得推計」によると東海村の所得水準は、国家公務員の地域手当設定地域である水戸市等と同等である。 なお、空港など民間事業所等の特殊な集積状況により、官署の所在する近隣と大きく賃金事情が異なった事情にある等の特別の事情を踏まえ、給与措置を講じている例は、国家公務員においても存在している。	初公表時（平成17年度）の比較指標は120.3であり、今回と比較すると4.8ポイント減少している。これはその間、期末手当について人事院勧告以上の引下げを行った等の結果であり、今後も独立行政法人通則法の趣旨に則り、労働組合の理解を得ながら、引き続き適正な給与水準の確保に取り組んでいく必要があると考える。	○平成24年度に見込まれる対国家公務員指数（年齢勘案115.5未満：年齢・地域・学歴勘案124.0） ○具体的改善策 ①給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。 ②国家公務員が新設した本府省手当については導入しない。 ③諸手当等の水準について引き続き具体的な検討を行う。 ④平成24年度以降管理職数の縮減を図る。 ⑤国家公務員の臨時特例に関する法律に準じた減額措置を実施する。 ○給与水準是正の目標水準及び具体的期限 人材確保の観点から類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ指数の削減を図り、当面の目標として上記の施策を着実に履行し平成24年度の年齢勘案指数を平成23年度(115.5)未満とする。なお、⑤については、国家公務員が平成24年4月から実施されているが、機構においては平成24年7月から実施予定であり、平成24年度の年齢勘案指数は、減額措置の開始時期により影響を受ける可能性がある。	115.5	124.0	23年度 (115.5)未満（年齢）	24年度
25	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	109.3	96.2	110.1	97.9	研究所の事務職員は、全員が国からの出向者であることに加え、比較的給与の高い本省出身者も相当数含むため。（平成23年度：調査対象者9名中3名が本省出身者） また、当研究所は東京都新宿区にあり、全職員が国の基準と同様に地域手当18%（平成23年度）の支給対象となっていることが要因と考えられる。	地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。	当研究所における給与は国に準じた体系（国に準じた給与表等）を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。 なお、当研究所の給与水準は東京23区地区の国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置するなどの改善を図り、第3期中期目標期間内（～平成27年度）に対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）97.4を目標とする。 平成24年度見込み：対国家公務員指数（年齢勘案）107.6、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）97.4 また、事務部門については1部3課の最小限の組織体制となっており、管理職ポストについては4ポストあるが、業務の効率化を図り1ポストを併任で対応するなど、管理職のスリム化を図っているが、今後適正な業務遂行を前提に管理職ポストの在り方について検討を行ってまいりたい。	107.6	97.4	97.4 （年齢＋地域＋学歴）	27年度
26	厚生労働省	勤労者退職金共済機構	113.8	100.2	113.8	101.5	年齢のみで比較した国家公務員の給与水準との比較（対国家公務員指数）は113.8となっているが、これは比較の対象となる国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当機構の職員は全員が東京都特別区の勤務であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 東京都特別区に勤務する国家公務員の給与水準と比較すると、地域勘案指数では100.2となっているが、地域・学歴勘案では101.5とやや高くなっている。これは52～59歳の層で国と比べ管理職の割合が高いことによる。	地域・学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、給与水準の見直しについて検討していただきたい。	当機構の職員の勤務地は全員東京都特別区であり、東京都特別区勤務する国家公務員の給与水準との比較では101.5とやや高くなっているが、引き続き、人事院勧告に基づき給与水準の適正化を図るほか年齢・地域・学歴勘案指数が100を下回るよう以下の対応を図る。 ・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員の18%よりも低い水準に留めることとする。	113程度	100以下	110以下 （年齢） 100以下 （年齢＋地域＋学歴）	28年度を目途
27	厚生労働省	高齢・障害・求職者雇用支援機構	107.6	111.5	103.6	110.0	①　国家公務員の給与決定上の学歴を見ると大卒は52.6%（参考「平成23年国家公務員給与等実態調査の結果」）であるのに対し、機構の事務職員の94.7%が大卒以上であり、その割合を上回っていることによる。 ②　国家公務員の管理職員（俸給の特別調整額受給者）の割合が16.6%（参考「平成23年国家公務員給与等実態調査の結果」）であるのに対し、機構の事務職員のうち、職務手当の受給者の割合は30.2%となっている。機構の事務職員は、その大部分は、機構本部に配置されている。機構本部においては各府省の本省と同様に、業務の企画・調整及び対外的な業務運営にかかる責任の明確化、相互牽制体制の確保等の必要から地方支分部局に比べ管理職の比率が高くなっていることによる。 ③　本部を起点とした全国規模の異動が多く、借家・借間に居住する者が増加傾向にあるため、住居手当の支給水準は国家公務員同等であるが、支給される者が全体の24.7%を占め、国家公務員の15.0%（参考「平成23年国家公務員給与等実態調査の結果」）を大幅に上回っていることによる。 ④　また、職員給与は、これまで人材確保等の観点から、類似の非特定独立行政法人等の給与水準を勘案して定めてきたものであり、結果として比較指標の高さに影響していると考えている。 ⑤　地域・学歴勘案については、平成24年4月1日より、本部事務所が東京都特別区から千葉市へ移転されたため、平成22年度には100．0ポイントであったものが平成23年度には110．0ポイントと上昇した。これは、当機構の平均給与額を増額させるような制度変更を全く行っていないにもかかわらず、事務職員の大半を占める本部職員の比較対象となる国家公務員の平均給与額が1級地（東京都特別区（18%））から4級地（千葉市（10%））に在勤する者に変更となり、また、特に管理職については、東京都特別区に集中する本府省に在勤する管理職との比較ではなくなったこと等から、相対的に指数が上がったことによる。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成18・19年度に、俸給の大幅引下げ（役員△7%、職員平均△4．8%（中高年層最大約△7%））、昇給幅の細分化と昇給抑制、手当制度の見直し等の思い切った給与構造改革を実施した。 平成22年度において、在職地域・学歴構成による要因を勘案した対国指数は100．0ポイントとなったが、平成24年4月1日に本部事務所が東京都特別区から千葉市へ移転したことにより、地域・学歴勘案で110．0ポイントとなった。 今後は、新機構として、平成24年度に対国家公務員指数を年齢勘案で103ポイント程度、年齢・地域・学歴勘案で105ポイント程度とすることを目標として、以下の措置を講じたところであり、その達成を見込んでいるところである。 ・原則55歳を超える職員について、俸給月額及び職務手当等の支給額を一定率で減額（▲1.5%） ・次期昇給期における昇給号俸数の抑制	103程度	105程度	103程度 （年齢）	24年度

独立行政法人			対国家公務員指数 年齢	対国家公務員指数 年齢＋地域	対国家公務員指数 年齢＋学歴	対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置（具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	目標水準	目標期限
28	厚生労働省	福祉医療機構	116.4	103.4	113.6	101.5	①在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。 （職員（事務・技術）の割合…東京都特別区：90.7%、大阪市：9.3%） ②大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は52.6%（平成23年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員（事務・技術）の大学卒以上の比率は87.9%となっており、学歴構成による差があること。 ③管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。 ④民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。	地域・学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、給与水準の見直しについて検討していただきたい。	■今後講ずる措置 上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成24年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。 ・国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施 1.本俸 ① 課長相当職員以上（役員、7～5等級） △9.77% ② 課長代理、係長相当職員（4～3等級） △7.77% ③ 係員（2～1等級） △4.77% 2.役職手当 一律△10% 3.期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等 ・55歳を超える職員（3等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを実施（国△1.5%：機構△2.0%） ・特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。 なお、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。	116.4	100.5	概ね100 （年齢＋地域＋学歴）	24年度
29	厚生労働省	労働政策研究・研修機構	117.8	105.9	112.2	101.3	当機構事務職員の対国家公務員指数が100を超えている理由は、①主たる勤務地が東京都であり、地域手当（18%）に相当する手当の支給対象となっていること、②事務職員の88.2%が大卒以上（国家公務員行政職俸給表(一)職員は52.6%（「平成23年国家公務員給与等実態調査」））であることによるものであり、こうした地域差及び学歴差を調整した後の指数は101.3となっている。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただききたい。	事務職本俸の2%削減（平成16年度より実施）、事務職の職務手当支給率の削減（部長：20%→15%、課長15%→10%、課長補佐8%→6%、平成16年度より実施）後の額を基準とした定額化（平成22年度より実施）、事務職（一部管理職）の給与引き下げ（平成22年度より実施）を継続して実施したこと、平成23年度においても事務職（課長補佐以上）を対象とした1号俸昇給抑制期間を延長したことなどにより、平成23年度の給与水準は地域・学歴を調整した指数において国家公務員とほぼ均衡している。 当機構の職員数は少数であることから、給与水準は国家公務員の人事交流により影響が生じやすく、給与等を勘案した配置を引き続き要請するとともに、今後も国家公務員の給与減額支給措置を踏まえることにより、平成24年度には、対国家公務員指数の年齢勘案で概ね115.0、年齢・地域・学歴勘案指数で概ね100.0とするよう改善を図ることとする。	概ね115	概ね100	概ね100 （年齢＋地域＋学歴）	24年度
30	厚生労働省	労働者健康福祉機構	101.9	107.0	99.7	105.8	①低年齢層の平均給与額は国を下回っているが、中高年齢層の平均給与額が国を上回っており、給与体系における年功的要素が強いこと。 ②管理職として支給する職務手当の支給対象割合が高いこと。 （国の俸給の特別調整額対象人員割合16.6% 当法人の職務手当対象人員割合25.7%）	地域・学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、給与水準の見直しについて検討していただきたい。	年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを平成22年度に行い、平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定（最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化）を実施したことにより、平成23年度における対国家公務員指数は前年度を下回った。なお、経過措置により、対国家公務員指数に対する給与改定の影響は平成24年度以降も反映され、平成24年度における対国家公務員指数は、年齢勘案101.2、年齢・地域・学歴勘案105.0と見込まれる。平成24年度（平成25年度公表）までに、対国家公務員指数が年齢勘案で概ね101となるよう努力していく。（対国家公務員指数の見込、目標値は給与特例の影響を除く。）	101.2	105.0	概ね101（年齢）	24年度
31	厚生労働省	医薬品医療機器総合機構	122.4	108.2	118.7	104.9	①在勤地が東京都であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は、地方も含めた全国平均であるが、当機構の勤務地は地域手当（18%）の支給対象である東京都特別区であることによる地域差がある。 ②住居手当の1人当たりの平均支給額が高いこと 国家公務員（行政職（一））の1人当たり平均支給月額が3，848円に対し、当機構は10，226円となっている。なお、当機構の住居手当の支給基準、支給限度額は国家公務員と同じである。 ③高学歴者の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の学歴別人員構成費における大学卒以上の比率は52．6%、うち大学院修了者の比率は5．2%（平成23年国家公務員給与等実態調査）なのに対し、当機構における職員のうち、大学卒以上の比率は96．0%、うち大学院修了者の比率は75．7%となっている。なお、当機構が必要とする人材は、その確保に当たって製薬業界等と競合関係にあるが、業界の給与水準は、当機構と比較してかなり高いと言われており、相応な給与レベルとすることが必要である。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただききたい。	人事評価制度の導入に合わせ国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度を構築し、給与規程等の必要な改正（中高年齢層給与の俸給水準を引き下げる給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みの導入）を行い、平成19年4月から実施している。 ■今後の取組み 1 平成18年12月25日総合科学技術会議の意見具申を踏まえたドラッグラグの解消に向けた236人の増員及び平成20年5月19日対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言を踏まえたデバイスラグの解消に向けた69人の増員並びに平成20年7月31日薬害再発防止のための医薬品行政のあり方について（中間取りまとめ）を踏まえた早期に実施が必要な安全対策の充実・強化に向けた100人の増員を行うため、当機構の第2期中期計画においては、期末（平成25年度）の常勤職員数の上限を751人としている。 2 増員のための人員確保にあたっては、医薬品、医療機器に関する審査業務及び安全対策業務等に従事する技術系職員は高度かつ専門的な知識・経験が求められており、高学歴者、関連業務の経験者（企業出身者）などの優秀な人材の確保が不可欠である。 3 平成24年度に見込まれる対国家公務員指数は、年齢勘案で121.8（年齢・地域・学歴勘案で104.5）としているが、これは当機構では、新規採用者は、薬学等に関する高度かつ専門的な知識・経験を有する優秀な人材を安定的に確保していく観点等から国の研究職相当の給与水準を保つこととしているため、優秀な若手職員が増加していく間にあっては、対国家公務員指数を大幅に減少させることは困難と見込まれるためである。 4 しかし、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度（中高年齢層給与の俸給水準を引き下げる給与カーブのフラット化、賞与について支給総額の総枠を設ける仕組みの構築）を平成19年度に導入したことから、その着実な実施等により、平成24年度の対国家公務員指数について、年齢勘案で121.8（年齢・地域・学歴勘案で104.5）を目指すよう努力していく。 5 当機構は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、「固有の根拠法に基づき設立される法人とする」、その「具体的な制度の在り方については、…ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消のための戦略的な人材確保…等の観点から検討を進める」こととされており、さらに今般、政府の医療イノベーション会議において、「PMDAにおける審査員・安全対策要員の増員や質の向上を図る」ことなどが決定された（平成24年6月6日「医療イノベーション5カ年戦略」）ことも踏まえ、「平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して」（上記閣議決定）総合的な検討を進めていく。	121.8	104.5	104.5に近付ける （年齢＋地域＋学歴）	24年度
32	厚生労働省	医薬基盤研究所	110.2	113.7	108.0	113.0	当研究所の事務職員のほとんどが国からの出向職員であり、給与水準も国に準じた体系をとっていることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わりない。にもかかわらず、給与水準が異なる数値となっている要因としては、 ①組織的要因 出向者のほとんどが、国（特別区）からの出向者であり、異動保障として所在地の地域手当より高い異動保障を受けている者の割合が76.5%（17人中13人）となっており、地域指数が高い要因となっている。 ②職員構成の相違 当所職員の国家公務員行政職俸給表（一）6級相当以上の管理職の割合17.6%（17人中3人）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の6級以上の占める割合（15.4%）（「国家公務員給与の概要（平成24年4月）」より）よりも高いこと等が給与水準が高い要因となっている。 また、職員の大卒者の割合70.6%（17人中12人）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の大卒者の占める割合（52.6%）（「国家公務員給与の概要（平成24年4月）」より）よりも高いこと等が給与水準が高い要因となっている。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただききたい。	当研究所の職員の俸給、諸手当等の給与水準については、国の給与法改正を反映させているため法人独自の手当は一切ないところであり、国家公務員との比較において適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていくとともに、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置し、引き続き改善を図ることとし、将来的に目指す給与水準としては、平成27年度までに対国家公務員指数（年齢勘案）は105以下、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は110以下を目標とし、達成することとしたい。 平成24年度見込み：対国家公務員指数（年齢勘案）107程度、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）110程度	107程度	110程度	105以下〔年齢〕 110以下 （年齢＋地域＋学歴）	27年度
33	厚生労働省	年金積立金管理運用	119.6	103.4	115.2	99.5	①職員の勤務地が全員東京都特別区の勤務となっていること（国家公務員は相当数の職員が地方勤務） ②職員の大卒者の割合（87.5%）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の大卒者を占める割合（52.6%）よりも高いことから、国家公務員の給与水準（年額）より高くなっているが、地域・学歴勘案で見た場合、99.5ポイントと国家公務員を下回っているところである。	地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。	当法人においては、国の給与制度に準じて、 ・職員の給与については、年功的な給与上昇を抑制するため、給与カーブのフラット化とあわせて本俸表を9等級から5等級制に集約化したこと ・勤務実績を給与へ反映させるため国家公務員と同様に号俸を細分化したこと ・職務職責を端的に反映するため役職手当を定額化したこと 等、職員の給与制度の改正に取り組み、その結果、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は99.5ポイントとなっており、国家公務員水準を下回っている。 平成24年度の対国家公務員指数（推計）については、年齢勘案で概ね120ポイント、年齢・地域・学歴勘案で概ね100ポイントとなるものと見込まれる。今後も上記改正の適正な運用を行っていくとともに、国家公務員の給与見直しに基づく給与水準の適正化を図ることにより、平成24年度以降の年齢・地域・学歴勘案での対国家公務員指数については、概ね100ポイントとすることを目標とする。 なお、当法人が行う年金積立金の管理運用業務においては、運用機関出身者等の資質の高い人材が求められることから、国家公務員の給与水準に留意しつつ、民間金融機関等の給与水準を踏まえた処遇への配慮を要するところである。 （参考） ①支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 給与、報酬等支給総額は636,599千円であり、一般管理費及び業務経費の総額24,848,669千円に対 する割合は2.6%である。 ②管理職の割合及び取組状況 国の15.4%（平成23年国家公務員給与等実態調査（行政職（一）6級以上））に対し、当法人は21.9%と なっている。 ③大卒以上の高学歴者の割合 国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の52.6%に対し、当法人は87.5%となっている。	概ね120	概ね100	概ね100 （年齢＋地域＋学歴）	24年度
34	厚生労働省	国立がん研究センター	100.2	92.3	101.3	94.3	参考指数の地域勘案の指数が、対国家公務員92．3であり、国家公務員の指数を下回っていることから、地域手当（築地キャンパス18%、柏キャンパス6%）が給与水準において国を上回っている理由と考えられる。	国家公務員と同水準であり、適切な取組の結果と考えられる。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数100．2、地域・学歴勘案94．3となることが見込まれるが、優秀な人材の確保の観点から、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを総合的に考慮した上で、中期目標期間終了時（平成26年度末）までに年齢勘案で概ね100以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。	100.2	94.3	概ね100以下 （年齢）	26年度末
35	厚生労働省	国立循環器病研究センター	101.2	102.0	100.5	101.4	当法人は国家公務員の給与に準じて地域手当を支給しているが、在勤地（吹田市）が3級地であり、全職員に対して12/100の率で支給している。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただききたい。	引き続き、法人の業務の実績を考慮し、社会一般の情勢に適合した給与水準となるよう適切に対応していく。 平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数101.2、地域・学歴勘案101.4となることが見込まれるが、国家公務員の給与、公立・民間医療機関の給与等を総合的に考慮したうえで、適切な水準の確保について検討することにより平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね101.0となるよう努力していく。	101.2	101.4	概ね101.0 （年齢＋地域＋学歴）	24年度
36	厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	103.1	103.9	104.0	104.2	当法人の給与水準は、地域・学歴を勘案しても国家公務員の水準よりも高くなっている。当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については、引き続き削減を進めるとともに、適切な水準の確保について検討する。引き続き、人事院勧告、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを考慮し適切に対応していく。平成23年度に見込まれる国家公務員指数103.1 参考指数（地域・学歴勘案）104.2	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただききたい。	平成23年度の対国家公務員指数は年齢勘案で107となるよう努力したところ、103.1と大幅に引き下げた。なお、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な水準の確保について検討する。また、人事院勧告、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを考慮し適切に対応することにより平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数を概ね103となるよう努力していく。 平成24年度に見込まれる対国家公務員指数103.1、地域・学歴勘案104.2	103.1	104.2	103 （年齢）	24年度
37	厚生労働省	国立国際医療研究センター	102.9	93.7	103.7	95.3	当法人は、地域手当（戸山地区18%、清瀬地区15%、国府台地区10%）を支給していることが、対国家公務員指数100を上回っている理由と考えられる。なお参考指数で地域勘案が93．7と100を下回っている。	地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数102．9、地域・学歴勘案95．3となることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な水準の確保について検討する。 また、中期目標期間終了時（平成26年度末）までに対国家公務員指数で概ね102以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。	102.9	95.3	概ね102以下 （年齢）	26年末

	独立行政法人 ＼ 項目		対国家公務員指数 年齢	対国家公務員指数 年齢＋地域	対国家公務員指数 年齢＋学歴	対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置（具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	目標水準	目標期限
38	厚生労働省	国立成育医療研究センター	105.6	91.7	107.1	95.1	当法人は世田谷区にあり地域手当1級地（18%）の支給対象となっている。国の事務・技術職員平均給与は全国平均であるために100を上回っているが、地域勤務をした場合には91.7と100を下回ることとなる。（地域手当1級地の人員構成　国（行政職（一））28．9%、当法人100%）	地域・学歴を勘案するとも、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。	対国家公務員指数（地域・学歴勘案）は95．1と首都圏にある当センターとしては適切な水準にあると考えているが、「限界で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」に添うよう、法人の業績の実績を考慮し、社会一般の情勢に適合するよう検討していく。 なお、平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度と同様に、対国家公務員指数105．6、地域・学歴勘案95．1となることが見込まれるが、上述のとおり地域手当により較差が生じているところである。 ・当法人の地域手当1級地の構成人員　100% 平成24年度（平成25年度分決）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね95になるように努力していく。	105.6	95.1	概ね95（年齢＋地域＋学歴）	24年度
39	厚生労働省	国立長寿医療研究センター	101.4	108.0	102.3	108.2	当センターは地域手当率が6%となっていること、地域手当率の高い東京・名古屋からの異動者が複数名勤務していることが、給与水準を高くしている原因と思われる。また当法人の事務・技術職員には専門職以上の職員について管理職として役職手当の支給対象としている。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	当法人の給与水準は、地域・学歴を勘案しても国家公務員の水準よりも高くなっている。平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数101.4、地域・学歴勘案108.2となることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮したとて、効率化である部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な水準の確保については検証する。引き続き、人事院勧告、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを考慮し、適切に対応していき、平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね108.0となるよう努力していく。	101.4	108.2	概ね106.0（年齢＋地域＋学歴）	24年度
40	農林水産省	国際農林水産業研究センター	101.4	102.3	103.6	103.2	当法人は平成13年4月に農林水産省試験研究機関から特定独立行政法人に移行した独立行政法人（平成18年4月　非特定独立行政法人化）であり、職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。 　比較対象の全国に分布している国家公務員行政職（一）と比較して、全ての職員が地域手当（12%）又は特地勤務手当（12%）の支給対象者となっていることが、対国家公務員指数に影響していると推測される。 　また、平成23年度から新たな中期目標期間が開始することなど等に伴い、事務実施体制の整備のため、職員の異動を行ったが、特地勤務手当には、住居の移転を伴う異動の場合、特地勤務手当に準ずる手当が加算（6年間）されること、更に、地域手当の異動保障（2年間）及び広域異動手当（3年間）の支給対象者がいることも国と同等の措置であるが、職員数に占める支給対象者の割合が高いことが対国家公務員指数に影響していると推測される。 　なお、昨年度の主務大臣の検証結果を踏まえ、俸給の特別調整額について5級Ｖ種（課長補佐）への支給を廃止するなどの措置を講じている。	国家公務員とほぼ同じ水準であり、問題ないと考えている。	当法人は平成18年4月に農林水産省試験研究機関から特定独立行政法人に移行した独立行政法人（平成18年4月　非特定独立行政法人化）であり、職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定している。 「新たな人事管理制度」として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の抑制（管理職は期限の定めなく、標準で4号俸から2号俸へ、非管理職は平成23年10月1日までの間、標準で4号俸から3号俸へ、昇給幅を圧縮）を実施するとともに、平成20年度からは、管理職への昇格者数の抑制（管理職への昇格は、前年度の管理職減員数の3分の1を限度とする）、管理職ポスト才フ制度（57歳に達した年度の翌年度に管理職を離脱し、非管理職とする）、業務専門職（複雑型の人事体系構築のため、特定の業務に従事し、管理職を補助する業務を行う）を導入し、実施している。 2．給与水準是正の目標水準及び具体的期限 中期目標において、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を、平成24年度までに国家公務員と同程度とする旨明記されたことを踏まえ、当機構の中期計画にも同様に明記し、引き続き、給与水準の見直しを行うこととする。	100程度	100程度	100程度（年齢） 100程度（年齢）＋（地域）＋（学歴）	24年度
41	農林水産省	農畜産業振興機構	121.4	107.1	117.3	103.5	当機構の業務は、貸・置ともに増加するとともに、意思決定の迅速化と責任体制の明確化が必要とされている。このような業務を、的確かつ迅速に実施するためには、的確な判断と責任を有する職員が必要とされ、このことが、管理職の割合を高め、対国家公務員指数が高い一因となっている。 　なお、対国家公務員指数は121.4であるが、これは、給与水準の高い東京に勤務する職員の割合が約93%、大学卒以上の者の割合が88%といずれも高い状況にあり、これらの事情を踏まえて比較をしている「地域・学歴を勘案した対国家公務員指数」は103.6となっている。	給与構造の見直しとして俸給月額を引き下げることなどにより、平成24年度までに地域・学歴を勘案した指数を国家公務員と同程度とすることを中期目標に明記しており、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、中期目標を着実に実現するよう要請する。	1．具体的な改善策 平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に実施するとともに、平成19年度から「新たな人事管理制度」を実施することにより、人件費改善を進めている。また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。 　具体的な措置は、次のとおり。 ①平成17年12月から「給与構造の見直し」として、俸給月額について平成26年度まで等級別に14%～2%引下げ、管理職の職務手当の引下げ、管理職割合の引下げ等を着実に実施する。 ②「新たな人事管理制度」として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の抑制（管理職は期限の定めなく、標準で4号俸から2号俸へ、非管理職は平成23年10月1日までの間、標準で4号俸から3号俸へ、昇給幅を圧縮）を実施するとともに、平成20年度からは、管理職への昇格者数の抑制（管理職への昇格は、前年度の管理職減員数の3分の1を限度とする）、管理職ポスト才フ制度（57歳に達した年度の翌年度に管理職を離脱し、非管理職とする）、業務専門職（複雑型の人事体系構築のため、特定の業務に従事し、管理職を補助する業務を行う）を導入し、実施している。 2．給与水準是正の目標水準及び具体的期限 平成18年度の対国家公務員地域別指数110．0については、中期目標期間の終了時（平成24年度）までに10ポイント低下させる（中期計画に明記）。	119.8	100.0	100程度（年齢＋地域＋学歴）	24年度
42	農林水産省	農業者年金基金	113.6	99.4	114.3	101.4	1．職員の全員が東京特別区の勤務であるため、民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当（特別都市手当）の支給を受けていることから、指数が高くなっている。 （参考）国家公務員（行一）　28．9% 2．農業者年金は、農業者の確保という農政上の政策目的を達成するため、①農地制度と密接に関連する年金給付や被保険者資格等に関する審査・決定、②年金資金の運用、③年金数理に関する専門的事務等、高い専門性と判断能力が求められる多岐にわたる業務を行っている。 　このため、各業務ごとにこれらの能力と実績を有する責任者を配置する必要がある一方で、一般職員は必要最小限の者に留めていることから、管理職の割合が高くなっている。 （参考）国家公務員（行一）15．4%　農業者年金基金　22．2%	地域を勘案した指数は、国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。	1．具体的な改善策 ①給与改定 給与水準については、今後とも国家公務員の給与改定を勘案し給与水準の適正化に努める。 ②管理職割合の引下げ 組織・業務体制の見直しを行うことにより、中期目標期間の終了時（平成24年度）までに管理職割合を2割まで引下げ。 2．給与水準是正の目標水準及び具体的期限 平成18年度の対国家公務員地域別指数110．0については、中期目標期間の終了時（平成24年度）までに10ポイント低下させる（中期計画に明記）。	111.9	98.4	100（年齢＋地域）	24年度
43	農林水産省	農林漁業信用基金	112.9	98.0	110.4	96.2	1．職員全員が東京特別区の勤務であるため、国家公務員の場合と同様に、物価等も踏まえて、主に民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当（特別都市手当）の支給割合が高くなっている。 2．各都道府県に設置されている基金協会が行う農業者等に対する債務保証に対する保険等の業務を行っており、保険や金融に関する専門性の高い業務を行っていることから、高学歴（大卒）の職員の割合が高いこと。	地域・学歴を勘案した指数は、国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。	1．具体的な改善策 ①　特別都市手当（国の地域手当に相当）を抑制 　国の東京都特別区の地域手当は平成18年度以降5年間で6%引き上げられたが、信用基金は地域・学歴を勘案した国家公務員との比較指標（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が100に到達するまでは2%の引上げに抑制した。 【これまでの抑制状況】 （18.3.31現在）　（24.4.1現在） 国（東京特別区）　12%　→　18%（＋6%） 信用基金　6%　→　8%（＋2%に抑制） ②　業務体制の見直しなどにより、標準の管理職割合を中期目標期間の終了時（平成24年度）までに2割まで引き下げ、職務手当（国の管理職手当に相当）の支給額を削減させる。 【管理職割合の引下げ目標】 19年度4割　→　24年度2割に引下げ（2割削減） 24.4.1現在管理職割合　34.6% ③　昇任、昇格の運用改正 　従来と比較して、平成20年4月1日から1～2年遅らせることとした。 2．給与水準是正の目標水準及び具体的措置 　給与水準については、平成18年度の地域・学歴を勘案した国家公務員との比較指標（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）104.6について、中期目標期間の終了時（平成24年度）までに100まで低下させる（中期目標及び中期計画に明記）。	116.5	99.3	100（年齢＋地域＋学歴）	24年度
44	経済産業省	工業所有権情報・研修館	111.5	97.2	112.3	99.9	国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当館の給与水準比較対象職員全員が東京都特別区（1級地）で勤務しているため、対国家公務員指数を引き上げる要因となっているものである。 　なお、地域勘案の参考指数は97.2となっており、当館の職員の給与水準は同条件の国家公務員指数を下回っている。	在職地域を考慮した対国家公務員指数では97.2となっており、給与水準は適切である。	国家公務員との給与水準（年額）の比較指標が111.5となっているが、これは、国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当法人の給与水準比較対象職員全員が東京都特別区（1級地）で勤務しているため、対国家公務員指数を引き上げる要因となっているものである。 　なお、地域勘案の参考指数は97.2となっており、当法人の職員の給与水準は同条件の国家公務員指数を下回っている。 　上記のとおり、当法人は国と同様の給与水準であると認識しており、この水準を平成24年度においても維持することを目標とする。	111.5	99.9	111.5（年齢） 99.9（年齢＋地域＋学歴）	24年度
45	経済産業省	日本貿易保険	126.9	110.5	122.3	106.5	日本貿易保険は、その業務の性質上、国際金融等の高度な専門能力を有する人材を必要としている。独立行政法人化以降、中途採用を中心として労働市場から適切な人材の確保を行うとともに、民間金融機関からの出向などを含めた専門的人材による職員構成を実現してきており、国際金融等の専門的人材を確保するためには、労働市場における当該人材の給与水準と踏まえた給与水準が不可欠であり、こうした人材の市場価格による影響が挙げられる。 　また、全職員の在職地域が、東京（93%）及び大阪（7%）であることに加えて、大学・大学院卒の割合が国（行政職（一））の59%に対し、85%と高いことが挙げられ、これら在職地域や学歴を勘案すると、指数は106．5となる。	経済産業省としては、NEXIと人材が競合する労働市場における給与水準（上記）と比較すれば、NEXI給与水準が大幅に下回ること、経済産業省独立行政法人評価委員会によって「合理性はあるものと認める」とされた指数より低下していることから、NEXIの給与水準が国に比べて一定程度高くなっていることは合理的な理由があると認める。 　NEXIにおいては、引き続き、国際金融機関等の専門能力を有する人材確保の必要性を踏まえつつ、民間金融機関等の事例等も参考としながら、不断の見直しを行うことにより給与水準の適性確保に向けた取組を推進するとともに、経済産業省としてもそうした取り組みを促しつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会において毎年度定量的な検証を行い、その結果を公表するなどにより給与水準の適正性について注視していく。	独立行政法人通則法第63条第1項の規定や平成17年12月24日閣議決定「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度に従来の年功的な給与体系から、職務・職責に応じた給与システムに転換し、専門的な業務遂行能力に対して適切な処遇を行う人事制度としたほか、国の給与水準の見直し等を踏まえ、俸給表や諸手当等の見直しにより給与水準の適正確保を図ってきたところである。引き続き、平成22年12月7日閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直しにより、人件費や対国家公務員指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。	126	106	126（年齢） 106（年齢＋地域＋学歴）	24年度
46	経済産業省	産業技術総合研究所	105.5	106.1	107.1	106.6	産総研は、これまで財務上の手続きなどに係る定量的業務の合理化を図りながら、事務系職員の人数を削減（平成13年職員数753人→平成23年職員数683人）するなど効率的な運営に努めてきた。 　一方で、高度な研究成果について民間企業等への移転を図るべく、産学官連携や知的財産等の高度な業務に対応するための専門的知識を有した有能な人材が必要となってきている。 　そのため、産総研の新規採用事務職員は、過去5年の大学卒の割合が100%であるとともに、修士・博士課程卒業者が過去5年平均で全体の54.3%を占める。 これに対し、国家公務員における事務・技術職員の大学卒の割合は過去5年平均で50.2%、修士・博士課程修了者の割合は4.5%に留まる。 産総研の事務・技術職員は修士・博士課程修了者が多いため、対国家公務員指数を引き上げる一因となっている。 事務系の修士課程修了者の初任給を比較した場合、国家公務員とはほぼ同じ水準であるとともに、民間よりも低い水準となっている。	産総研の給与水準は、国と比べて5.5ポイント高くなっているものの、左記の要因を考慮すれば給与水準は適切である。産総研においては、引き続き、高度な業務に対応できる専門的知識を有した有能な人材確保の必要性を踏まえつつ、給与水準の適正確保に向けた取組を推進することとしており、経済産業省としてもそうした取組を促しつつ、給与水準の適正性について注視していく。	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数　105 　給与水準是正の目標水準　105 　給与水準是正の具体的期限　平成24年度 平成24年度においても、国家公務員の水準を参考にし、また、高いパフォーマンスの維持を図りつつ、給与水準の見直しに適切に取り組んでいくこととし、下記1の措置を導入するとともに、下記2の措置を平成24年9月末より導入する。 <具体的な改善策> 1．事務系契約職員等の中から定年制の職員に登用する制度を導入する。（平成24年4月） 2．事務職員に対し、特定の高位役職について一定の年齢に達した段階でその役職を離れることとする役職定年制を導入する。（平成24年9月末） ・部長クラス　　58歳（年度末において、その年齢に達した年度の翌年度9月末に役職定年） ・室長クラス　　55歳（同上） ・室長代理クラス　55歳（同上）	105	105	105	24年度
47	経済産業省	製品評価技術基盤機構	104.9	98.6	103.5	98.0	国と比較して地域手当支給割合の高い地域に職員が集中しているため、国に比べて給与水準が高くなっている。 地域勘案した場合の対国家公務員指数は98．6であり、ほぼ同水準となっている。	国に準じた給与体系を採っており、かつ、地域・学歴勘案した場合の対国家公務員指数は98．0であり、ほぼ同水準であるため、適切である。	国に準じた給与体系及び給与水準を継続・維持する予定。	104.9	98.0	98.0（年齢+地域＋学歴）	24年度
48	経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	103.9	104.8	102.4	104.1	1．学歴要因 　当機構は技術的知見を駆使した専門性の高い研究開発マネジメント業務を実施していることから、職員に占める高学歴者の割合が国家公務員に比べて高い（大学卒以上の割合・・・当：約53%＜当機構：約78%、大学院卒以上の割合・・・国：約5%　＜　当機構：約32%）ことが、対国家公務員指数を引き上げる一因となっている。 　学歴を考慮せずに平均給与額を比較した指数　103.9 　学歴を考慮して平均給与額を比較した指数　102.4（Δ1.5） ※平成23年国家公務員給与等実態調査における行政職（一）の学歴別人員構成比を引用。 2．その他要因 　国家公務員は、相対的に給与の高い本府省に勤務する職員割合が低い（※全体の約23%）状況であるのに対し、当機構は本部に勤務する職員の割合が高い（※全体の約90%）ことが、対国家公務員指数を引き上げている一因となっている。	当機構は、平成23年度対国家公務員指数は103.9ポイントと100ポイントを超えているが、左記の要因を踏まえれば合理的な理由があるものと認められる。また、給与水準を引き下げる取組みにより平成20年度に比べ1.1ポイント低減させていること、経済産業省独立行政法人評価委員会において給与水準は適正であると評価されていることから給与水準は適切であると判断できる。当機構は今後も政府の方針を踏まえつつ給与水準の引下げの取組みを適切に行っていくこととしており、当省としてもその取組みを促しつつ、給与水準の適正性について注視していく。	・平成23年度対国家公務員指数は、初任給のベースアップを見送ること等により103.9ポイントとなったが、今後も引き続き、本府省業務調整手当相当の手当導入の見送り等の措置を継続するとともに、第二期中期計画における総人件費削減への取組を着実に実施して参りたい。	105	105	103.8（年齢）	25年度

独立行政法人 \ 項目			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている 定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置 （具体的な改善策、給与水準是正の 目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる 対国家公務員指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 ＋ 地域	年齢 ＋ 学歴	年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴				年齢	年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴		
49	経済産業省	日本貿易振興機構	123.8	114.2	119.1	110.3	貿易投資の実施・促進機関という性格上、職員は、海外における日系企業のビジネス環境整備のために、相手国政府と調整や交渉をすることが求められる。そのため、語学力（英語のみならず、その他の特殊言語（*1）を含めたトリリンガルの割合が37.2%）、海外での交渉に必要とされる異文化への高い順応性、国際情勢への精通、貿易投資に関する高度な知識が必要となるなど、専門性の高い優れた人材を登用する必要がある。大学・大学院卒業者の割合も95.2%と国の行政職（一）の52.6%（「平成23年国家公務員給与等実態調査」より。以下同じ。）に比べ高くなっている。 さらに在職地域が東京、大阪で71.1%と地域手当の支給率が高い都市部に集中しており（行政職（一）の東京・大阪の割合は35.4%）、他地域勤務者についても国の制度を準用した異動保障制度対象者が過半を占めることも対国家公務員指数が高くなる要因となっている。加えて、雇用保障がないなど国家公務員と身分が異なることも一因となっている。 また、住居手当支給対象者の割合が19.7%と国に比べて高い（行政職（一）の住居手当支給割合は15.0%）ことも対国家公務員指数が高くなる理由の一つである。国家公務員（行政職（一）以外の職種も含む）の場合は、公務員宿舎に入居している割合が約4割と高く住居手当の支給を抑える要因になっていると考えられる。 なお、これら在職地域や学歴を加味した東京・大卒及び院卒の対国家公務員指数を独自に試算したところ106.4（22年度比+0.8）となった。 *1 アラビア、ペルシャ、トルコ、インドネシア、マレーシア、カンボジア、ウルドゥ、スワヒリ、タイ、タガログ、ベトナム、ラオス、モンゴル、中国、ポルトガル、韓国、ロシア語等 約25言語	当法人は、現状において左の理由にも記載されているとおり専門性の高い優れた人材を登用していること、大学、大学院卒の割合が高いこと、在職地域が都市部に集中していることなどの要因で対国家公務員指数が高くなっているが、給与構造改革として段階的に給与水準を引き下げる取り組みにより、平成17年度に比べ5.5ポイント低減したことや、経済産業省独立行政法人評価委員会においても給与水準は適正であると評価されていることを鑑みると、対国家公務員指数が高いことはやむを得ないが、更なる改善に取り組む必要がある。今後も政府の方針を踏まえつつ給与水準の引き下げの取り組みを適切に行っていくこととしている。	給与構造改革として、現給保障なしで役職員の俸給を平均で5.35%削減することとし、これを平成18年度より段階的に実施してきた。賞与については、国家公務員と同じ支給月数としている。 平成24年度は、本府省業務調整手当に相当する制度の導入見送り措置を継続するとともに、特定部署における一般管理事務を行う一般職の採用など雇用形態の多様化を通じた職員構成の見直しを引き続き進めていく。 また、当法人は、本部、アジア経済研究所、貿易情報センター等拠点ネットワークを最大限に活用し、貿易振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施するとともに、アジア地域等の経済等に関し、基礎的かつ総合的な調査研究等を行っており、中期計画に掲げた業務を効率的かつ効果的に遂行するためには、これら拠点機能を最大限に活用することが必要である。そのためには、各拠点における指揮命令及び責任の明確化を図ることが不可欠であり、必要な管理職を配置している。 拠点ネットワークの見直しが、管理職割合を引き下げる方策となる可能性はあるが、想定される以下のような影響を慎重に検討しながら、引き続き効率的かつ効果的な人員（管理職）配置に取り組んでいく。 ① 現行国内事務所ネットワーク体制を見直した場合、地方再生や地域産品の輸出促進等事業遂行への影響 ② アジア経済研究所の研究グループを見直した場合の研究分野縮小の是非 ③ 本部機構を見直した場合の中期計画・中期目標達成に向けた管理・責任体制への影響 俸給水準の低減と実際の削減効果の関係については、各年齢階層別の人数、個別の昇給状況、退職の状況、公務員の平均給与の変動等の前提が複雑に影響するため対国家公務員指数を一概に見込むことは難しいが、平成24年度の指数として右のとおり見込んでいる。 今後も引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、社会一般の情勢に適合したものとなるよう措置を講じていく。	123.5	110.1	123.6 （年齢） 110.1 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴	26年度
50	経済産業省	原子力安全基盤機構	120.2	106.9	115.6	102.4	給与水準については、平成23年度の対国家公務員指数は120．2であるが、当機構は他の移行法人とは異なり、平成15年10月に新規の法人として新しく設立されたため、組織立ち上げに当たっては、民間企業等から原子力安全分野の優秀な高学歴の専門技術者を即戦力として採用する必要があった。 また、職員の在勤地域が東京に集中していることや高学歴者が多数のため、対国家公務員指数が高くなる要因となっているが、地域・学歴を勘案すると102．4となっている。	「国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由」のとおり、在勤地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は102.4であり、今後の労務構成の変化などによる指数の低下見込みからすると、やむを得ないと考える。	今後、設立時に入社した職員の退職が見込まれ、また賞与に対する業績評価を引続き厳格にすることから、対国家公務員指数は下がる見込みで、平成24年度の対国家公務員指数は、118.6で、年齢・地域・学歴勘案で101.0となる見込みである。	118.6	101.0	101.0	24年度
51	経済産業省	情報処理推進機構	113.1	98.3	109.7	95.2	○全国平均の国家公務員の給与水準と当機構（東京都勤務）とを比較しているため。 国家公務員との給与水準（年額）の比較指標が113.1となっているが、これは国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当機構の給与水準比較対象職員全員が東京都特別区（1級地）で勤務しているため、対国家公務員指数を引き上げる要因となっているものである。なお、地域勘案の参考指数では98.3（▲14.8）となっている。 ○職員に占める高学歴者（大卒以上）の割合が、国家公務員と比較して高いため。 当機構の職員の大卒以上の割合は84.8%（うち修士卒以上の割合は23.8%）、国家公務員の大卒以上の割合は52.6%（うち修士卒以上の割合は5.2%）となっており、国家公務員に比較し、職員に占める高学歴者の割合が高い。なお、学歴を勘案した国家公務員との比較では109.7（▲3.4）となっている。（国家公務員の学歴分布については、「平成23年度国家公務員給与等実態調査の行政職（一）から引用） ○上記2点を勘案した「地域・学歴勘案」の指数は95.2となっており、当機構の職員の給与水準は同条件の国家公務員を下回っている。	国家公務員との給与水準の比較指標は113.1であるが、地域・学歴を勘案した比較では95.2と同条件の国家公務員より低くなっていることから、当機構の給与水準は適切な水準にあるといえる。	適正な人事管理に加え、退職者の補填について若返りを図る。 また、給与水準について国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施し、平成24年度において年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が100を超えないよう努力する。	113.3	95.4	100 （年齢＋地域＋学歴）	24年度
52	経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	116.7	106.1	113.2	103.1	当機構の業務は、資源国との資源外交を推進するとともに、地質構造調査、探鉱・開発プロジェクトの審査・資金供給、技術開発、情報の収集・分析・提供等の極めて高度で専門的なものである。 このため、上記の機構の業務を行うためには物理探査、地質学、地質構造解析などの専門技術のほか、語学能力等多岐にわたる高度な専門性が必要であるため、職員の大学卒以上の割合が高く、特に技術系職員の約半数が大学院修了者となっている。 職員の大学卒の割合を国と比較すると国が52.6%（行政職（一））に対し、当機構は81.0%（平成23年4月1日時点の常勤職員（在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。））であり、大学卒の比率が国と比べて高いことも対国家公務員指数を上げる一つの要因となっている。 なお、地域及び学歴を勘案した場合の対国家公務員指数は「103.1」である。 ※国については、平成23年国家公務員給与等実態調査より記載した。 また、資源ブームによって、資源獲得競争が激化する中、JOGMECは民間企業が参入困難な物理探査等の探鉱段階での先駆的業務を担っており、このような業務を行うためには技術的専門性を有する優秀な人材が必要。同業界他社への人材流出が増える中、地質学、物理探査、地球科学、製錬及び石油工学その他これらに準ずる分野での高度な技術的専門性を有する優秀な資源開発人材を確保するため、一定程度の処遇が求められることから、対国家公務員指数は高いものとなっている。 なお、民間資源業界各社の給与が高騰する中、JOGMECの平均給与は、業界大手各社の従業員平均給与を大幅に下回る水準である。 （参考）民間資源業界各社との平均年間給与額との比較 平均年齢　平均年間給与額 民間資源業界各社（大手5社平均）※　42.2歳　938万円 JOGMEC　45.5歳　810万円 ※各社平成22年度の有価証券報告書のデータによる	資源獲得競争が激化する中、資源系の人材獲得競争も激化し、資源系人材の人件費は高騰。ただし、同種の民間企業（資源開発会社・商社等）と比較して、JOGMECの給与は低水準。なお、総人件費は基準年（平成17年度）に比し、16.4%の削減（平成23年度：補正値※）を実現している。今後も、民間及び国家公務員の給与動向等を見つつ、人事制度の適切な運用を図る等、引き続き給与水準の適正化を図るよう指示していく。 ※人件費（補正値）とは、人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分をのぞいた削減率。	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数　118程度※ 地域勘案　108程度 学歴勘案　115程度 地域・学歴勘案　105程度 平成18年度126.1、平成19年度122.7、平成20年度122.3、平成21年度121.2、平成22年度117.0であった対国家公務員指数は平成23年度で116.7となり、給与水準を引き下げる取組により段階的に低減させている。（平成18年度に比べ9.4ポイント低減） 今後も、民間及び国家公務員の動向を見つつ、人事制度の厳格な運用を図る等により、平成25年度までに地域・学歴勘案で103となるよう、引き続き給与水準の適切な運営を行っていく。 ※給与特例法による国家公務員の特例減額の実施期間は平成24年4月から2年間である。当機構は国からの要請に応じ、労働組合及び職員代表と交渉を重ね、特例減額は平成24年6月から平成26年5月まで実施することとした。このため、平成24年度は特例減額の開始時期に2カ月の差異が生じ、その結果、対国家公務員指数増となる見込みである。 なお、平成26年度においては、実施期間に逆の差異が生ずるため、それに応じた指数の低減が見込まれる。	118程度	105程度	103 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴	25年度
53	経済産業省	中小企業基盤整備機構	113.9	107.0	110.7	104.9	中小機構全体の対国家公務員指数は113.9となっているが、これは大卒者の割合が高いこと及び地方の給与水準より高い本部勤務職員を支部に職員の5割超を重点的に配置することになるため、全体の指数が押し上げられていると考えられ、現に在勤地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は104.9となっている。 当機構の指数が高くなっている具体的な要因は以下のとおりである。 ア．国家公務員と中小機構の学歴別構成 大卒者の構成比を比較すると国（行政職（一））が52.6%に対し当機構は81.1%となっており、大卒者の割合が国と比べて高いことも、対国家公務員指数を上げるひとつの要因となっている。 （注：大卒者の割合については、平成23年度国家公務員給与等実態調査より記載。） イ．当機構の場合、全国的視点に立った施策を行うため、中期計画に従って職員の5割超を支部に重点的に配置するとともに、本部と支部を2～3年で異動する人事政策をとっている。このため、地方の給与水準より高い本部勤務職員を地方に配置することになるため、これが全体の指数を押し上げる結果となっている。 なお、異動保障が受けられる地域において実際に異動保障を受ける職員の割合も40.3%と高い数値となっている。	当法人は、中小企業者に対する財務、市場開拓、事業承継など、経営全般にわたる具体的な課題解決に資する助言、診断指導などを実施。また、商工会議所をはじめとする中小企業を支援する者に対する助言、指導なども実施。これらの業務は、より高い専門性を要するため、中小企業診断士などの有資格者が必要であり、事業性の観点から、当法人と同程度の規模、平均年齢等を勘案した民間コンサルティング会社との給与水準の比較においても低い水準となっており、さらに大卒者の割合が高いこと及び地方の給与水準より高い本部勤務職員を支部に職員の5割超を重点的に配置している等の要因を考慮すれば現時点での給与水準はやむを得ないと考える。 段階的に給与水準を引き下げる取り組みを実施しており、平成18年度対国家公務員指数（127.6）に比べ13．7ポイントの低減を達成しており、今後も人事院勧告等の方針を踏まえつつ、給与水準の引き下げの取り組みを促していく。	平成20年度から地域手当率の据え置き等を継続実施しており、また、平成21年度から、地域に密着して中・長期に、きめ細かく中小企業等の支援を可能とするエリア限定職制度（適用者は現本俸を抑制）を創設している。平成24年度も地域手当率の据え置き等の継続実施とエリア限定職の増等により、給与水準の抑制に取り組んでいく所存である。	111.8程度	103.0程度	103程度 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴	25年度
54	国土交通省	建築研究所	101.4	102.0	101.3	101.5	当所の給与水準については給与規程上、国家公務員と同等である。しかしながら、国家公務員に比べて指数が高いのは、以下の要因が考えられる。 今回の比較指標の対象となった職員の多くは本府省からの転入者であり、「国家公務員給与の概要(平成24年4月)」によれば、本省職員の給与水準は地方機関勤務の職員に比べ高い事が示されており、当所の対象者のうち本府省出身者の割合は、41.2%と、行政職俸給表(一)の本府省職員の割合23.4%を大きく上回っている。 また、それに伴い、地域手当の異動保障の支給の対象となる職員の割合が高くなっている。	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。 国との人事交流の機会において手当支給の必要のない人選の配慮を求める。	98.4	99.0	98.4 （年齢） 99.0 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴	24年度
55	国土交通省	交通安全環境研究所	103.3	105.6	103.6	105.8	事務・技術職が国の水準を上回っている要因としては、次の点に起因する。 ・年齢階層48～51歳（対象者1名）は全て管理職員である。 ・地域手当の異動保障、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の支給の対象となる職員の割合が影響している可能性がある。 以上の点について、調査対象の職員数が少ないことからそれぞれの状況が全体の対国家公務員指数に大きく影響しているものである。俸給、諸手当等給与水準は国家公務員の給与水準と同様であり、指数が国の水準を上回っている点については、調査対象職員数が少ないことに起因する指数の変動の範囲内としてやむを得ないものと考える。	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。 国との人事交流の機会において手当支給の必要のない人選の配慮を求める。	102.0	104.0	100.0 （年齢） 100.0 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴	27年度
56	国土交通省	海上技術安全研究所	103.1	106.3	103.0	105.6	当研究所の給与体系は、国家公務員に準拠しており、国の給与水準と同等となっている。しかし、事務職員の給与水準公表対象人員が29名と少ないため、一人の給与変動が全体の指数に大きな影響を与える特徴がある。今回の場合、52～55歳の年齢階層に該当する職員（対象者：2名）の指数が高いことが全体に影響している。具体的には52～55歳の年齢階層職員すべてが管理職員に該当することに起因するため。	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。	100.0	100.0	100.0 （年齢） 100.0 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴	24年度
57	国土交通省	電子航法研究所	106.2	109.2	110.2	110.0	当研究所は平成13年度の独立行政法人化以前は国の機関であったことから、職員給与は国に準じて支給しているところであるが、各手当に関する支給額の平均は、扶養手当は12，727円（国における月額平均12，296円※）、地域手当は41，538円（同35，537円※）、住居手当は4，705円（同3，848円※）、俸給の特別調整額（管理職手当）は11，058円（同11，599円※）、単身赴任手当等その他9，897円（同7，238円※）となっているため、対国家公務員指数が高くなっている。 なお、事務・技術職員の調査対象人員は9人と少なく、指数算出のための母数が小さいため、人事異動に伴う属人的な事情等により、指数が大きく左右されてしまうことがある。 ※「平成23年国家公務員給与等実態調査（人事院）」から引用	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。 国との人事交流の機会において手当支給の必要のない人選の配慮を求める。	106.2を下回る指数	109.3	100.0 （年齢） 100.0 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴	27年度
58	国土交通省	航空大学校	102.3	112.0	105.4	112.3	当校は平成13年度の独立行政法人化以前は国の機関であったことから、職員給与は国に準じて支給しているところであるが、都市部（東京都特別区、大阪市）の官署に在籍していた国家公務員からの出向者がおり、これらの職員に対する地域手当の異動保障（調査対象人員中50．0%が受給）や単身赴任手当（調査対象人員中6．3%が受給）等の支給が、対国家公務員指数（特に地域勘案、地域・学歴勘案）を押し上げる要因となっている。《参考》 ○国家公務員における各手当の受給者割合 ・ 地域手当異動保障（非支給地）：24.2% ・ 単身赴任手当　：8.1% ※「平成23年国家公務員給与等実態調査（人事院）」より算出 ○国家公務員における地域手当の支給割合（平成23年度） ・1級地（18%）：東京都特別区　・4級地（10%）：京都市等 ・2級地（15%）：大阪市等　・5級地（6%）：静岡市等 ・3級地（12%）：名古屋市等　・6級地（3%）：札幌市等 ・非支給地：航空大学校所在地（宮崎市、帯広市、岩沼市）等	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。 国との人事交流の機会において手当支給の必要のない人選の配慮を求める。 中期計画において平成27年度までに対国家公務員指数を100．0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直すこととしている。 【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】 年齢勘案 100．3、年齢・地域・学歴勘案 110．1	100.3	110.1	100.0 （年齢） 100.0 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴	27年度

	項目 / 独立行政法人		対国家公務員指数 年齢	対国家公務員指数 年齢＋地域	対国家公務員指数 年齢＋学歴	対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置（具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	目標水準	目標期限
59	国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	112.8	113.3	112.8	113.6	1 人材確保の観点 給与の支給基準については、日本で唯一、整備新幹線等の高速鉄道建設を担う機関として、当該業務の安定的な実施のため、専門的知識・技術を有する優秀な人材を確保しておく必要があること、また、2～3年周期で全国異動をする勤務条件であることから、このような事情を考慮した給与体系となっている。 【採用状況】 国家公務員：大卒程度（Ⅰ種・Ⅱ種試験）3,223名（56.4%） 高卒程度（Ⅲ種試験）　2,487名（43.6%） 機　構：大卒、大学院卒　20名（100%） 【主な資格の保有者（平成23年度末現在）】 博士14名、技術士123名、鉄道設計技士27名、一級建築士38名 2 勤務地分布の特性 （1）勤 務 地 当機構の大半の職員（約90%）が従事する鉄道建設事業にあっては、東日本の拠点を東京支社（東京都特別区）に西日本の拠点を大阪支社（大阪府大阪市）に置いていること、また、電気、機械関係業務を効率化の観点から、東京支社に一元化していること等から、大都市に勤務する職員の割合が高くなっている。 【大都市（国の地域手当1級地～3級地までの地域）に勤務する職員の割合】 国家公務員：43.6%　機構：50.5% 【地域手当非支給地に勤務する職員の割合】 国家公務員：27.6%　機構：20.7% （2）高い頻度での広域異動 鉄道建設事業は、有期事業であり、余剰人員を抱えないために、大半の職員を対象として、事業の進捗、業務量の変動に対応しながら高い頻度で全国規模での人事異動を実施せざるを得ない。このため、全国規模の転勤が2～3年程度で繰り返されることが常態化しており、これに伴って関連する手当が支給される者の割合が高くなっている。 【広域異動手当（異動前後の勤務箇所間の距離300km以上）を受給する職員の割合】 国家公務員：4.9%　機構：16.4% 【単身赴任手当受給者の割合】 国家公務員：8.1%　機構：23.4% 3 人員構成等による特性 ・管 理 職 新規採用を抑制するとともに業務のアウトソーシングを積極的に進めてきた結果、管理的業務が中心となり、国家公務員に比べ管理職の割合が高くなっている。 【管理職の割合】　国家公務員：15.4%　機構：22.4%	平成23年度の検討結果を踏まえ、今後講ずる措置に加えて、国家公務員の給与改定に準じた引き下げ措置についても確実に実施し、さらに役職員の給与体系の在り方について、国民の理解と納得が得られるより実なる改善に抜本的に取り組む必要がある。	1 平成23年度においては、本社課長補佐手当の廃止に伴う経過措置を前年度末に完了させたことにより当該手当相当分を削減したこと、職務手当の見直しを行ったこと等により、対国家公務員指数は112.8となった。 2 平成24年度以降も、俸給や諸手当の見直し等も含めて、他の独立行政法人の取組みを調査し、当機構への適用の可否を検証し、可能なものから実施する。また、職員採用形態の多様化に向けた取り組みを、引き続き実施することとする。 3 平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、給与水準の適正化に向け更なる取組みを進め、平成30年度には、年齢勤案のラスパイレス指数を国家公務員と同程度のものとなるよう努める。 【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数　112.8を下回る指数 年齢・地域・学歴勤案　113.6を下回る指数	112.8を下回る指数	113.6を下回る指数	国家公務員と同程度（年齢）	30年度
60	国土交通省	国際観光振興機構	105.0	90.8	101.4	87.8	当機構の職員は約9割が高学歴（大学卒又は大学院修了）の者で構成されていること、当機構の事務所は、東京都特別区に所在しており地方組織が無いことから、年齢のみを勘案した対国家公務員指数と比べると高くなっている。	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	当機構の現状では、年齢勤案での対国家公務員指数では105.0と上回っているものの、実態に即した地域等（地域勤案及び地域・学歴勤案）で見れば、それぞれ90.8及び87.8と対国家公務員指数を下回っている状況にある。 このため現状を踏まえ、引き続き、国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図る。 また、国との人事交流の機会において給与水準を考慮した人選を求めるよう努めていく。 【今後見込まれる対国家公務員指数】 年齢・地域・学歴勤案　100.0を下回る指数	107.0	95.0	100.0未満 年齢＋地域＋学歴	24年度
61	国土交通省	水資源機構	112.1	118.5	112.1	118.1	機構の給与水準については、以下の理由により高くなっているものと考えます。 （1）事業の性格から業務場所は山間僻地が多く、また、水の安定供給のため危機管理上24時間即応体制をとり、災害発生時は流域住民の生命、財産を守るため、最前線の現場に出動する必要があるなど、危険かつ困難な状況の中で、常に緊張感を持って業務を行う必要があること等を考慮し、人材を確保するために必要な給与水準とすること。 ①渇水対応（平成23年度実績） 機構の管理する7水系で対応した施設×対応日数で算出 利根川水系　　18日 吉野川水系　　408日 筑後川水系　　129日 ②防災対応（平成23年度実績） 防災態勢（注意態勢、第一・第二警戒態勢、非常態勢）を執った回数 1，815回 延べ5，150日 地震（震度4以上またはダム基礎地盤において25gal以上）により臨時点検を行った回数 146回（対前年度55．3%増） ③水質事故対応（平成23年度実績） 7水系において機構が対応した水質事故（油脂類、化学物質等の流入等） 36件 水質被害の拡大防止に努めた結果、市民生活や産業活動に支障を来すような水質事故にはつながらなかった。 （対応方法別内訳） オイルマット等設置　23件 水質調査等　　5件 巡視・監視　　8件 （2）機構は、水の安定的な供給や洪水調節を行うこと及びダム・水路など様々な形態の施設の管理・運用を行う必要があるため、職員に全国転勤をさせ、常に関する豊富な経験を積ませている。このため、職員を本社において一括採用し、一律の給与水準にて配置していること。また、単身赴任者の比率が国家公務員（行政職（一））と比較して高いことから給与の水準は高くなっています。 平成23年4月1日現在における国家公務員（行政職（一））（平成23年国家公務員給与等実態調査）による機構との比較 単身赴任者　　国家公務員　8．1% 機構　24．0%	平成23年度の検討結果を踏まえ、今後講ずる措置に加えて、国家公務員の給与改定に準じた引き下げ措置についても確実に実施し、さらに役職員の給与体系の在り方について、国民の理解と納得が得られるより実なる改善に抜本的に取り組む必要がある。	機構の給与水準については、全国規模での人事異動等の勤務実態を踏まえて決定してきたが、利水者や国民の皆様のご理解が得られないものとなっていると認識し、これまでに以下に掲げる給与抑制等の措置を講じています。 （1）職員本給のカット 平成17年度から職員の本給カット（本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。）を実施しており、平成23年度においては本給の5%カットを引き続き実施しました。 （2）昇給の停止等 平成22年度においては昇給の1ヶ月延伸を実施し、平成23年度においては昇給の停止を実施しました。 （3）職員本給の現給保障の段階的廃止 平成18年4月に実施された国家公務員の給与構造改革に準じ、機構の職員本給を平均4.8%引き下げたことに伴い、現給保障として、引き下げ前の職員本給との差額を支給する措置については、平成24年度までに段階的に廃止することとしており、平成23年度においては100分の50を引き下げました。 （4）地域手当のカット等 平成22年度及び平成23年度においては、地域手当の20%カットを実施するとともに、地域手当の異動保障の凍結を実施しました。 （5）業績手当の支給月数の減 管理職に対する平成21年12月期業績手当については、国家公務員に準じた支給月数の引き下げ（0.35月）に加え、さらに、0.05月～0.1月カットを行いました。 （6）地域勤務型職員制度の拡大 平成17年度から50歳以上の職員を対象とし、同一地域内での異動を行う職員については、本給（本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。）を一律に減額する制度を導入しています。なお、平成21年度より、本制度は、年齢制限を撤廃して運用しています。 今後とも利水者や国民の皆様のより一層のご理解が得られますよう、平成24年度においては、以下に掲げる給与抑制等の措置を講じて、引き続き給与水準の適正化を図っていくこととしています。 （1）職員本給及び地域手当のカット並びに地域手当の異動保障の凍結 平成24年度においても、引き続き本給の5%カット及び地域手当の20%カットを実施するとともに、地域手当の異動保障の凍結を実施することとしています。 （2）昇給の停止 平成24年度においても、引き続き昇給を停止することとしています。 （3）職員本給の現給保障の廃止 現給保障については、平成24年度に廃止することとしています。 （4）地域勤務型職員制度の運用 地域勤務型職員の制度については、引き続き運用することとしています。 また、今後の給与水準の中期的な目標として、平成21年度の対国家公務員指数から5年間で10ポイント程度低減させることとし、これに向けて取り組みを進め、平成30年度には国家公務員と同程度のものとなるよう努めることとしています。 【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数　111.1　　年齢・地域・学歴勤案　117.1	111.1	117.1	①平成21年度の対国家公務員指数（116.0）から10ポイント程度低減 ②国家公務員と同程度（年齢）	①26年度 ②30年度
62	国土交通省	自動車事故対策機構	105.1	105.3	103.4	104.3	・全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置し、それぞれに専門知識と経験を有する管理職員を配置しているため、管理職員数割合が高いこと。 ・業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため、大卒者割合が高いこと。 ・利用者が都市部に集中していることから、業務遂行上、地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員の割合が高いこと。	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	これまでに講じた具体的な改善策 ・平成21年度初より、全職員の俸給について約5%の引き下げを実施した。 ・管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、 平成23年度までに平成18年度比で約16%に相当する管理職（194人中31人）の削減 を実施した。 ・国家公務員の給与改正等を踏まえ、勤勉手当等の見直しを実施した。 今後講ずる措置 ・引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。 ・国との人事交流の機会において手当支給の必要のない人選の配慮を求める。 【平成28年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数　100．0 年齢・地域・学歴勤案　100.0	105.0	104.0	100.0（年齢） 100.0 年齢＋地域＋学歴	28年度
63	国土交通省	空港周辺整備機構	109.9	112.8	109.8	112.8	当機構の職員給与は平成15年の独立行政法人化以降の取組により、国に準じて支給しているところであるが、当機構の職員は本省からの出向者が多いこと、またそれに伴い地域手当の異動保障や単身赴任手当を受けている者が多いことから、上記指数の状況で見た給与水準については、国家公務員に比べ高くなっている。 ・異動保障 地域手当の異動保障を受けている者の割合は行政職俸給表（一）の適用職員（4級地）は8%※に対して、機構40.0%となっている。また異動保障を受ける者全員が東京都特別区からの出向者であることから、対国家公務員指数（特に地域勤案）を高くさせる結果となっている。 ※「平成23年国家公務員給与等実態調査（人事院）」より算出 <参考>： 国家公務員における地域手当の支給割合（平成23年度） ・1級地（18%）：東京都特別区 ・2級地（15%）：大阪市等 ・3級地（12%）：名古屋市等 ・4級地（10%）：空港周辺整備機構在地（池田市及び福岡市）等 ・今年度の特殊要因 当機構の調査対象者は、平成24年7月の大阪国際空港事業本部の廃止に向けた組織見直しに伴い、平成22年度の37名から20名へと大幅に減ったため、個々の給与額が全体の指数にもたらす影響が大きくなっている。 この中で、56歳～59歳の年齢階層において、対象者3名の内2名が部長級、1名が課長級の職員であることから、指数が121.5となっており、全体の指数が大きく上がった要因となっている。 なお、56歳以上の職員を除いた17名の職員で計算したラスパイレス指数は、106.8とほぼ前年度並みの指数となっている。	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	これまでに給与水準適正化のために以下の措置を講じてきており、引き続き以下の措置を継続実施する。 ・部及び課の統廃合により管理職割合を減少（平成15年10月の独立行政法人移行時から実施） ・55歳以上の昇給停止を実施（H18.4.1施行） ・課長代理級の管理職手当を完全廃止（H19.4.1施行） ・管理職手当を減額（H21.1.1施行） ・寒冷に係る管理職加算率を引き下げ（H21.1.1施行） ・自宅に係る住居手当を廃止（H21.12.1施行） ・55歳を超える管理職員の俸給等を1.5%減額（H22.12.1施行） ・寒冷に係る課長級の管理職加算率を廃止（H24.4.1施行） 以上を踏まえ、引き続き国に準じた取組を行い、当機構職員の給与水準を適切なものとする。 【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数108.8 年齢・地域・学歴勤案　111．7	108.8	111.7	108.8（年齢） 111.7 年齢＋地域＋学歴	24年度
64	国土交通省	海上災害防止センター	113.8	114.5	113.0	114.8	○民営法人化を控え即戦力となる職員を多数採用していること 当センターは、独立行政法人の事務事業の見直し基本方針を受けて、民間法人へ移行することとされている。そのための準備として、独立行政法人設立時に約半数をめていた国からの出向を段階的に減員し、事業の確実な実施のため、即戦力となる船舶職員（大型船乗船免状取得者）や海上防災関連業務の経験者を採用している。特に、22年度以降、流入全体の約27%の職員を中途採用により確保したが、これら職員の採用にあたっては、前職の給与水準が参考となっていることから、国（一般事務職員）と比較して給与水準が高くなる要因となっている。 ○当センターは、国の防災体制の一翼を担い海上防災業務を行う中核機関として全国展開しているが、わずか30名の組織であるにもか関わらず、分掌すべき業務が多岐にわたるため、国と比較して管理職の比率が高く、給与水準が高くなる要因となっている。（国：15.4%、当センター：42.3%） ○当センターは、扶養手当が支給される職員の比率が国の比率よりも高いため、給与水準が高くなる要因となっている。（国：57%、当センター：79%）	平成23年度の検討結果を踏まえ、今後講ずる措置に加えて、国家公務員の給与改定に準じた引き下げ措置についても確実に実施し、さらに役職員の給与体系の在り方について、国民の理解と納得が得られるより実なる改善に抜本的に取り組む必要がある。	これまでに役員報酬の減額、俸給表の引下げ、枠外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を行ってきたところであり、今後もこれら取り組みを継続する。 なお、出向者に代わる職員の積極採用と並行して若手職員の採用も予定しており、これら取り組みを通じて人件費の抑制を図る予定である。 【平成24年度に見込まれる国家公務員指数】 ・年齢勤案　112.8 ・年齢・地域・学歴勤案　113.1 【目標水準・期限】 平成27年度までに国家公務員指数を110以下に引き下げる	112.8	113.1	110以下（年齢）	27年度

独立行政法人 ＼ 項目			対国家公務員指数 年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置（具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢	年齢＋地域＋学歴	目標水準	目標期限
65	国土交通省	都市再生機構	119.7	115.7	116.2	113.6	1 経緯 機構は、公的機関であることから国の給与水準を参考としているものの、民間の事業によく似た事業を行っていることから、公団としての設立当初、同種の事業を実施している民間の給与水準を参考に国家公務員より高めの設定がなされ、また、国家公務員とは異なり労働三権が保障された法人であることから、国から自主交渉財源が別途付与され、その範囲内で労使交渉を経て給与改定を実施してきた経緯があります。 2 定量的な要因 国との差については、 ① 勤務地による差（国は全国広範囲に所在、機構は主に都市部に所在） ［地域手当4級地以上の支給地に勤務する職員の割合：国56%、機構88%］ ② 学歴構成による差 ［大卒以上の者の割合：国53%、機構81%］（うち、大学院修了者の割合：国5%、機構20%） →上記①、②の地域・学歴の違いを総合的に調整すると、実質的な対国家公務員指数は113．6となります。 また、上記要因以外にも、 ③ 扶養手当（国家公務員と比較して支給対象者の割合が高い。）［受給者割合：国57%、機構67%］ ④ 管理職に係る役職手当（中期計画に定める職員数削減のため職員の新規採用を抑制してきたこと等から、国家公務員と比較して支給割合が高くなる。）［受給者割合：国17%、機構23%］ このような手当の支給比率の違いも給与水準に一定の影響があるものと考えています。 ※注：上記①～④の国における割合は、「平成23年国家公務員給与等実態調査」行政職（一）より算出 3 人材確保の必要性 更に、当機構は都市再生事業等及び賃貸住宅の管理・活用等の業務の実施機関であり、これらの業務を適切かつ円滑に推進するためには、市街地再開発、密集市街地整備や区画整理等の事業手法、あるいは不動産関連法令等に関する専門的な知識が求められるなど、専門性の高い優れた人材を継続的に確保し定着させていく必要性があることを考慮する必要があります。 ※主な資格の取得者数（平成23年11月現在） ・技術士 約120名　・土木施工管理技士（1級）約260名 ・不動産鑑定士（補） 約20名　・宅地建物取引主任者 約940名 ・1級建築士 約370名　・再開発プランナー 約160名 ・2級建築士 約100名　・マンション管理士 約170名 ・被災建築物応急危険度判定士 約220名 ・被災宅地危険度判定士 約420名 4 上記のように、当機構の給与水準については、過去からの経緯や、勤務地、学歴等の定量的な要因等のほか、業務を的確に実施していくために優れた人材を継続的に確保する必要があり、一定数の資格保有者が必要である、といった国との相違を踏まえると、結果として対国家公務員指数について国を上回る水準となっています。 なお、現在、現地業務等のアウトソーシングを進めつつ常勤職員数の計画的削減に取り組んでいるところであり、その結果、企画・立案等の業務に従事する者の割合が年々高くなる傾向にあります。	平成23年度の検討結果を踏まえ、今後講ずる措置に加えて、国家公務員の給与改定に準じた引き下げ措置についても確実に実施し、さらに役職員の給与体系の在り方について、国民の理解と納得が得られるよう更なる改善に抜本的に取り組む必要がある。	1 当機構においては、国の給与構造改革に準じて平成19年度より給与構造改革を実施し、概ね5年間で本給水準を4.8%引き下げるとともに、 ①昇給額について最大約4割の縮減を実施 ②特に全職員の3／4を占める非管理職層（国に対して相対的に高い部分）について国を上回る大幅な引下げの実施 ③全職員について昇給を1号給抑制する措置を4年間にわたって実施（H19.4～H23.3） などの改革を行いました。この改革を通じて、年功的な給与上昇を抑制するとともに、より職務・職責に応じた給与体系に転換しました。 平成23年度においては、国が平成23年4月に実施済である中堅・若手職員に対する昇給の1号回復措置を実施しなかったことに加え、国が平成21年度で終了している給与構造の改革に伴う昇給の1号抑制措置を平成23年6月までの間継続しました。 これに加え、役職員の給与の在り方について、より一層国民の理解と納得が得られるものとするべく、給与水準の適正化に向けた更なる取組み方策を講ずることとしたところです。具体的には、給与構造の改革に伴う経過措置の段階的廃止や、55歳を超える職員に対する本給等の1.5%減額措置の対象拡大など、国を上回る取組みを既に4月から実施しているところです。 今後も年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた新たな給与体系の継続的な運用を進めるとともに、業務の見直しとあわせて組織のスリム化を進め、管理職数を削減すること等により、給与水準の適正化を図ることとしています。 2 当機構としては、平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、給与水準の適正化を図っていくことにより、平成30年度までに地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度としていくことを目指してまいりたいと考えています。 【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数 119.7を下回る指数　年齢・地域・学歴勘案 113.6を下回る指数 ※注：国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく臨時特例措置及びこれに関連して当機構が講ずる措置を考慮しない条件で比較した場合。	119.7を下回る指数	113.6を下回る指数	国家公務員と同程度 年齢＋地域＋学歴	30年度
66	国土交通省	日本高速道路保有・債務返済機構	118.5	106.0	115.5	103.9	高速道路機構は、勤務地が東京と大阪のみであることに加え、企業で言えば本社の企画・財務部門などの専門性の高い統括的業務に特化した組織であり、しかも時限的な組織であるため、プロパー職員を採用せず、高度な専門性・ノウハウを有する者の出向のみで業務運営を行っていることが、給与水準を高める要因となっているものと考えられます。 (1)勤務地による差異 ①地域手当15%以上の支給地（東京都特別区、大阪市）に勤務する者の占める割合 機構：100% ⇔ 国（行一）：33.9% ②地域手当18%以上の支給地（東京都特別区）に勤務する者の占める割合 機構：87.2% ⇔ 国（行一）：28.9% (2)職員の学歴構成による差異（大卒以上の占める割合） 機構：78.7% ⇔ 国（行一）：52.6% (3)管理職（課長以上）の割合による差異 機構：14.9% ⇔ 国（行一）俸給の特別調整額Ⅰ種及びⅡ種受給者：3.6% (4)当機構には現場組織はなく、企業で言えば本社の企画・財務部門やホールディングカンパニーのように専門性の高い統括業務に特化した組織であること ※国（行一）の割合については、「平成23年国家公務員給与実態調査」による。	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員と同等となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組んでまいります。 当機構は、平成17年10月の設立以来、民間で言えば本社の企画・財務部門に相当する組織として、即戦力となる優秀な人材の出向を得て、組織として業務ノウハウの蓄積を図ってきたところですが、今後とも、これまでに蓄積したノウハウを活かしながら、国民に理解の得られる給与水準とするため、人事院勧告を考慮するとともに、出向者を通じて若返りを図るなど、適材適所の人員配置や効率的な組織運営を進めてまいります。 【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数 116.0 年齢・地域・学歴勘案 103.9未満	116.0	103.9未満	116.0（年齢） 103.9未満 年齢＋地域＋学歴	24年度
67	国土交通省	住宅金融支援機構	125.1	115.5	121.3	112.8	・当機構は、住宅金融公庫を前身とし、市場重視型の新たな住宅金融システムを整備し、長期・固定の民間住宅ローンの安定的供給を実現するための証券化支援業務を中心とする金融機関として平成19年4月1日に設立された法人である。 ・証券化支援業務を中心とする当機構の業務を円滑かつ適切に遂行するには、専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材を確保し、定着させ、さらに、その能力を十分に発揮してもらうための処遇を行うことが必要である。 ・こうした点から、当機構の給与水準については、Ⅱ－1－②－ア「給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方」に記載した給与水準の決定に際しての考慮事項を踏まえつつ、民間金融機関等の例も参考にしながら判断している。 ・下表は、当機構と職員数や支店数が同程度の規模の民間金融機関等との比較表であるが、給与水準については概ね同水準となっている。 平均給与の比較（平成22年度） （職員数（人）／支店数（店舗）／平均年齢／平均給与（千円）） 当機構：944／11／42.8歳／8,384 金融機関A：1,493／29／39.7歳／7,709 金融機関B：1,505／18／40.3歳／7,636 金融機関C：1,067／12／37.8歳／7,690 金融機関D：1,102／10／38.3歳／10,807 注：民間金融機関等の平均給与等のデータは、有価証券報告書より抜粋。 注：有価証券報告書に記載されている各民間金融機関等の平均給与には、時間外勤務手当及び通勤手当が含まれているため、上表の当機構の平均給与も時間外勤務手当及び通勤手当を含んだものとしている。 ・［illegible］在すること、業務 （［illegible］した場合は対国家公務員指数は116.7→115.5）や大卒以上の学歴の職員の割合が高いこと（学歴を勘案した場合は対国家公務員指数は121.8→121.3、地域・学歴を勘案した場合は対国家公務員指数は114.2→112.8）の影響が大きい。	平成23年度の検討結果を踏まえ、今後講ずる措置に加えて、国家公務員の給与改定に準じた引き下げ措置についても確実に実施し、さらに役職員の給与体系の在り方について、国民の理解と納得が得られるよう更なる改善に抜本的に取り組む必要がある。	【措置の内容】 1.機構における取組状況（平成18年度～平成23年度） 給与水準の適正化については、当機構の前身である住宅金融公庫の時代から以下のとおり取り組んでいる。 (1) 公庫における取組状況（平成18年度） ・本俸を平均6%引下げ（管理職は平成17年10月先行実施） ・平均昇給率を国家公務員の1/2程度に抑制 (2) 機構における取組状況（平成19年度～） ＜平成19年度＞ ・本俸を平均5.03%引下げ ・賞与の年間支給月数を0.3か月引下げ（4.75か月→4.45か月＊） ＊平成19年4月1日現在の年間支給月数ベース ＜平成20年度＞ ・業務職（平成19・20年度に総合職から業務職に転換した職員）本俸の平均5%引下げを実施 ＜平成21年度＞ ・業務職（平成21年度に総合職から業務職に転換した職員）本俸の平均5%引下げを実施 ・本俸月額及び賞与支給月数の引下げ 国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ（平均改定率▲0.24%）及び賞与支給月数の引下げ（▲0.35か月（4.50か月→4.15か月））を実施 ＜平成22年度＞ ・業務職（平成22年度に総合職から業務職に転換した職員）本俸の平均5%引下げを実施 ・業務職（住宅金融公庫時代に非転勤職であった職員）本俸の現給保障を打ち切り（平成19年3月比で5%引下げ） ・管理職手当の支給区分を見直し（支給総額ベースで約3%引下げ） ・本俸月額及び賞与支給月数の引下げ 国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ（平均改定率▲0.19%）及び賞与支給月数の引下げ（▲0.20か月（4.15か月→3.95か月））を実施 ＜平成23年度＞ ・管理職定年制（平成23年度末に55歳超となる職員を対象）の実施 ・管理職手当の最高額の引下げ ・給与体系の見直しを含めた人事・給与制度の導入（平成24年度以降順次実施） 2. 機構において今後講ずる措置 ＜平成24年度＞ ・給与表の最高号俸を81号俸に短縮したことに伴う該当職員の定期昇給停止 ＜平成26年度＞ ・従来の職種（業務職）を廃止し、新職種（ビジネスキャリア職）を創設（給与水準は従来と比較し、概ね1割程度引下げ） 【現状における効果及び今後の対国家公務員指数の見込み】 給与水準の適正化に向けた取組の結果、平成23年度は平成17年度の水準に比べ地域・学歴考慮後で13.2ポイント（年齢のみを勘案した場合は9.9ポイント）低下している。 今後は平成28年度までに地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度としていくことを目指し、平成23年度に導入した給与体系の見直しを含めた人事・給与制度等を平成24年度以降着実に実施する。 【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数 125.1を下回る指数 年齢・地域・学歴勘案 112.8を下回る指数 （※平成24年度の指数は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく措置を実施しない場合に見込まれる指数である。）	125.1を下回る指数	112.8を下回る指数	国家公務員と同程度 年齢＋地域＋学歴	28年度
68	環境省	国立環境研究所	104.7	104.7	104.8	104.7	独立行政法人国立環境研究所の対象である事務職員数は36人しかいないので、一人ひとりの人事異動による給与変動が全体の指数に影響を大きく与えるという特性がある。平成23年度調査においても、これまでと同様、その特性が結果に大きく影響した。具体的には、国との人事交流において、多数の級号俸低位者の人事異動が年度途中にあったために本年度調査対象者における1級在職者の割合が13.9%と小さくなり（平成22年度調査における1級在職者は18.6%）、相対的に調査対象者全体の在職級が高くなった。また、人事交流者のうち、地域手当上位級地からの転入者が多数を占めたので、その経過措置による影響が及んだ。 さらに、住居手当支給者が調査対象者の27.5%（国家公務員行(一)15.0%（平成23年国家公務員給与等実態調査より））と高いことが要因の1つと考えられる。	国との人事交流等、法人として予期できない不確定要素により指数が100を超えたが、今後とも国の制度に留意しつつ、適正な給与水準を維持していく必要がある。	【改善策】 今後とも国の制度に留意し、国に準拠した給与制度をとっていく。 【目標水準】 平成22年度同水準（102.5）を維持 【具体的期限】 平成24年度以降 ＜平成24年度に見込まれる対国家公務員指数＞ 平成22年度同水準（102.5）	102.5	102.5	22年度同水準（102.5）	24年度以降
69	環境省	環境再生保全機構	108.5	109.0	105.5	107.7	当機構は、環境分野の政策実施機関として、環境分野における専門性と知識・能力を有する人材を確保してきたことから、大卒以上の者の占める割合が国に比べ高くなっていることが対国家公務員指数を上げる要因の一つと考えられる。 また、当機構は特殊法人整理合理化計画に基づき、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団が実施していた多岐にわたる業務を承継しており、各業務の専門部署を設置した結果、機構の管理職割合（22.2%）が国（15.4%）より高くなっていることも、対国家公務員指数を上げる要因の一つと考えられる。	機構の職員構成が国家公務員に比べ、大学卒以上の職員の割合が高く（機構83.3%、国52.6%）、また、管理職の構成割合も高い（機構22.2%、国15.4%）ため、指数が高くなっているものと考えられる。 なお、これまで給与水準の低減のための各種取り組みを実施してきたことにより、対国家公務員指数は、概ね順調に低減していると言えるが、引き続き、業務の実績を考慮しつつ社会一般の情勢に適合した水準に向けた措置を講ずる必要がある。	1. 行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間における人員の5%以上の削減を、前倒しで平成20年度に達成しているが、総人件費改革に基づく取組を、引き続き継続する。 2. 給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを計画的かつ着実に実施することにより給与水準の低減を図る。 〈具体的な改善策〉 （平成23年度に講じた措置） ①引き続き55歳を超える管理職員の本俸を1.5%減額して支給。 ②組織改正で課の数を減らし、管理職数を2削減した。 ③賞与、昇給に法人の業績評価や職員の勤務成績に反映するため、人事評価制度の見直しを行った。 （平成24年度に講じる措置） 今後の業務の見直し等に併せて、管理職数の削減に努める等の措置を講ずることにより、平成23年度の対国家公務員指数を水準を維持する。 〈給与水準是正の目標水準及び具体的期限〉 平成18年度の対国家公務員指数119.3について、平成23年度までに対国家公務員指数を概ね112程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね109程度とする目標は達成したが、引き続き、給与水準の是正に対する取り組みを進める。 なお、平成24年度の対国家公務員指数は平成23年度と同水準（年齢勘案109程度、地域・学歴勘案108程度）と見込んでいる。	109程度	108程度	23年度と同水準	24年度

（注）1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年9月7日 総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 本表は、独立行政法人の給与水準（事務・技術職員）が対国家公務員指数（年齢勘案）が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成23年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期限を取りまとめたものである。

3 対国家公務員指数（年齢・地域勘案）は、年齢階層に加え、在勤地域における国家公務員（以下「国」という。）の地域手当の級地区分を比較要素として算出した指数である。一般的に、法人の所在地が国の地域手当支給割合の高い地域であれば年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は低く現れるのに対し、国の地域手当支給割合の低い地域や非支給地であれば年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は高く現れる。また、法人の所在地が都市にあっても国の機関が存在しない地域である場合には、当該地域に対しては国の地域手当の級地区分の設定がないことから、その法人の所在地は一律に国の地域手当の非支給地に当たると整理しているため、その法人については、年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は高く現れることとなる。

（2）研究職員

独立行政法人 ＼ 項目			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置（具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数		目標水準	目標期限
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴				年齢	年齢＋地域＋学歴		
1	文部科学省	物質・材料研究機構	101.9	101.7	102.9	102.6	高度な研究開発の推進に対応するため、H19年度～H22年度の全ての採用者を博士課程修了者としていることから、国に比べ高くなっていると考えられる。	物質・材料研究機構は、国家戦略の一翼を担う物質・材料研究の中核的機関であり、今後も優れた研究成果をあげていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化等を定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指標が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	○平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 対公務員指数　102程度 （地域勘案　102程度、学歴勘案　103程度、地域・学歴勘案　103程度） ○目標水準と具体的期限 国内外に開かれた世界最高峰の研究機関として物質・材料研究分野で中核的な役割を果たして行くためには、今後も博士課程修了者等の高学歴で優秀な国内外の研究者の採用を行っていくことが不可欠である。 これにより、大卒以上、特に博士課程修了者の割合が高まることとなるが、メリハリのある人事管理や、機構の職員給与規程の改正に当たっては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠することなどにより、現状と同程度の水準が維持できるよう努める。具体的期限は平成24年度とする。	102程度	103程度	101.9程度 （年齢）	24年度
2	文部科学省	防災科学技術研究所	100.4	104.4	100.5	103.0	専門的知識を有する博士課程修了者を選考により採用し、相応しい給与を支給しているため	全国に配置された基盤的地震観測網の維持・運用において実績を上げてきており、東日本大震災を踏まえて、今後も優れた研究成果を上げていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化などを定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の指数が若干高い傾向にあるが、適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	人事院勧告を踏まえた給与基準の見直しを行うとともに、退職者の補填については可能な限り若返りを図るなど計画的に人事管理を行っていく。	100.4	103.0	100.4	27年度
3	文部科学省	理化学研究所	110.9	108.6	111.0	108.9	[法人の運営体制の特殊性] 理化学研究所では、研究の進展に伴い、発展的にプロジェクト研究等として研究事業を効率的に進めるため、任期制職員、派遣職員を積極的に活用しているが、任期制職員等は給与体系や雇用関係が異なるため給与水準の比較対象となっていない。このため、比較対象は定年制職員（少数精鋭主義による採用）を中心とする一部の基幹職員（308人）のみとなっているが、比較対象外である任期制年俸制職員（1035人）等を含めることで実態に近づけた場合の対国家公務員指数は相当程度下がると考えている。 [管理職の割合] 管理職の割合は、比較対象者中では28.9%（89人）であり、国家公務員（研究職）と比較して遜色ない割合であると考えている。なお、比較対象外である多数の任期制職員や派遣職員を含めた場合は、13.8%（285人）である。 [大卒以上の高学歴者の割合] 第3期科学技術基本計画における戦略重点科学技術の推進など社会からの期待の高まりに応えるため高度人材が大量に必要となる一方で、行財政改革を踏まえた人員削減に対応するため、少数精鋭化を進めている。このため、研究者においては即戦力となる一線級の研究者を必要とすることから、高度な専門教育を受けた即戦力で、他機関等での研究経験を有したものを中心に採用しており、その殆どが大卒以上（97.1%）、大学院以上の学歴を有する者は94.5%となっており、高学歴となっている。 [福利厚生面での比較] 理化学研究所における宿舎等については、借上げ住宅制度があるものの入居後10年以内であり、また、現在は一般管理費削減の影響で新規入居を制限している。一方、国家公務員は在職時から退職後6か月まで入居可能となっており、住宅面では十分措置されているとは言い難い。このような福利厚生面での有利・不利を対国家公務員指数では十分に反映されていないと認識している。 [まとめ] 対国家公務員指数が110.9となっているが、算定対象者に多くの任期制研究職員が含まれていないこと、研究を進展するために優秀な人材を確保する必要があることによるものである。また、福利厚生面においても国家公務員と比較して十分ではない状況が対国家公務員指数には反映されていないと認識している。	世界最高水準の研究機関として多様な分野で顕著な研究成果をあげ、横断研究等による研究成果の社会還元のための取組も進めている。今後も優れた研究成果をあげていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化等を定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指標が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	1．人事院勧告を踏まえた給与改定 2．手当の改正 3．労使交渉 以上の3点については、事務・技術職員に対して講ずる措置と同様に取り組んでいく。 4．少数精鋭主義の維持 対国家公務員指数の削減のためには、現在の研究者に代えて人件費の低い者を雇用するのでは、研究のポテンシャルを維持できない。従来からの研究の維持・向上を図るためには総人件費改革の観点も踏まえ、現状の少数精鋭主義を維持していく。 5．定年制研究職員の年俸制 研究者の意欲の向上と適切な流動性を確保する必要があることから、主任研究員、准主任研究員に年俸制を導入しており、給与に退職金相当の前払い費用を含めている。また、20年度より新たに採用した一般の研究職員にも年俸制を適用した。 6．対象職員の範囲 現在、対国家公務員指数の対象職員については、殆どが定年制研究職員を対象としているが、理化学研究所では任期制職員を活用したプロジェクト研究を円滑に進めている。これらをご理解いただき、引き続き、関係省庁へ国家公務員と給与体系の異なる任期制職員についても比較の対象となるよう要望していきたい。 （注）①年俸制化に伴う退職金前払い費用の影響により、対国家公務員指数は高くなる傾向にある。②右記の数値は臨時特例措置等の特殊要因により、大きく変動する可能性がある。	110.9程度 （注）	108.9程度 （注）	110以下 （年齢） （110以下 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴）	24年度
4	文部科学省	宇宙航空研究開発機構	101.4	103.5	103.5	105.0	当機構は、他の独立行政法人と異なり、国際約束の宇宙基地協力協定（国会承認）に位置づけられた機関として、国の重要施策である国際宇宙ステーション計画の推進に取り組んでいる他、地球観測サミットにおける地球観測に関する10年実施計画への日本の貢献を着実に実施していくために必要な人工衛星の研究開発や世界のトップレベルを競う宇宙科学探査など、先進的かつ民間で実施するには極めてリスクの高いチャレンジングな業務を行っている。これらの成功は、中期目標において明確に目標として掲げられており、中期目標終了時には成果を踏まえ、組織の改廃をも含めて見直すこととされている。つまり、当機構はリスクの高い業務を成功させることを国民から期待されながら、一つの失敗が組織の改廃をも含めて見直されるという厳格な評価制度の下に置かれた組織である。 このようなリスクの高いミッションを成功させ続けるためには、宇宙航空科学技術をはじめとしたあらゆる関連分野において、専門性が高く、かつ新たな分野を吸収し応用する学習能力に長けた優秀な研究職員を確保・維持・育成し、我が国の総力を上げて研究開発を続けて行く必要がある。このため、研究者の殆どが大卒であるため、給与水準を高める一因となっている。また、事務・技術職員と同様に、高度な専門性と豊富な経験をもったプロジェクトリーダーやマネージメント活動を行う人材を多く投入する必要があるため、管理職の割合が高くなっている。	古川宇宙飛行士のISS長期滞在及び各種実験、「はやぶさ」が持ち帰ったサンプル分析結果が高い評価を得る等、数多くの成果を上げ、我が国の高い技術を世界に示してきており、今後も優れた研究成果をあげていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化等を定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指標が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	1．手当の見直し （1）平成21年度から、段階的な引き下げを行い、地域調整手当を一律5%（ただし、東京都特別区のみ6%）としている。 （2）平成21年度から、特地勤務手当に準ずる手当を廃止し、段階的な削減を行っている。 （3）管理職について、国に比べて期末手当支給月数の0.15月削減（6月期0.045月削減、12月期0.105月削減） （4）平成23年度から、専門業務手当を主任手当に改変し、段階的な削減を行っている。 （5）平成23年度から、職責手当（管理職手当）を見直し、削減を行っている。 2．労使交渉 給与改定等については、今後も、独立行政法人通則法による「職員の給与等」の趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んでいく。 3．「勧告の方向性」（平成19年12月　総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）に適切に対応し、平成20年4月からの新たな中期計画に「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等を盛り込み適切に対応している。 4．総人件費の削減 平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続している。（中期目標・中期計画にも明記） 5．平成24年度に見込まれる指数 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから、将来の具体的数値を予測することは困難であるが、平成24年度においても、労働組合、職員の協力も得つつ、上記施策等を推進することにより、適正な給与水準の確保に努めていく。	101.4以下	－	101.4 （年齢）	24年度
5	文部科学省	日本原子力研究開発機構	103.4	122.4	103.0	118.6	（1）人材確保及び類似業種の給与水準 原子力研究開発の拠点は都市部に立地することが困難である。このような状況の中で大都市に立地し先端的な技術開発を進める他分野の研究機関や電力会社等の民間企業と競って有為な人材を確保し、かつ、雇用の流動化の傾向が強まる中で優秀な人材を維持・育成していく必要がある。このため、採用困難の解消及び採用後の人材確保を目的に給与措置を講じてきている。独立行政法人の役職員の給与の妥当性については、類似の業務を営む民間企業との比較が必要不可欠とされていることから、参考指標として主な競合先であり人事交流先である電気業等との賃金水準の比較の結果、電気業を100とした場合、当機構の賃金水準は94．2となっており、賃金水準はおおむね均衡しているものと思われる。 （2）人員構成 当機構（旧日本原子力研究所と旧動力炉・核燃料開発事業団の和）の職員定数は、昭和42年から昭和54年に2,887人から4,914人と2,027人急増している。その後、昭和63年に5,348人となった後、平成23年には3,922人となり、この間約1,400人減少している。この定員減少に伴い、原子力施設の管理等に関する業務に関し可能な範囲でアウトソーシングを図っているが、そのような状況においても、高度の安全確保が求められているため、職員をこれらの業務の管理監督に従事させる必要がある。このような状況において、高年齢の階層が占める割合が高く、かつ、管理監督的職務に従事する職員の比率が高いことから、人員構成が指数上昇の一因となっている。 ○平均年齢　（平成23年国家公務員給与等実態調査　参考） 国家公務員（行政職(一)）　42．3（40歳以上の占める割合　57.8%） 原子力機構（事務・技術）44．7（40歳以上の占める割合　67.0%） （3）原子力研究開発の特殊性 当機構の研究開発の中核である茨城県那珂郡東海村においては、当機構施設のほか、原子力発電所、核燃料加工工場等多数の原子力関連事業所などが立地し、賃金水準は高い状況にある。茨城県の「市町村民所得推計」によると東海村の所得水準は、国家公務員の地域手当設定地域である水戸市等と同等である。 なお、空港など民間事業所等の特殊な集積状況により、官署の所在する近隣と大きく賃金事情が異なった事情にある等の特別の事情を踏まえ、給与措置を講じている例は、国家公務員においても存在している。	核融合研究開発、量子ビーム応用研究等において世界をリードする実績をあげてきており、我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関として、今後も優れた研究成果をあげていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化等を定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指標が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	○平成24年度に見込まれる対国家公務員指数（年齢勘案103.4以下：年齢・地域・学歴勘案118.6） ○具体的改善策 ①給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。 ②国家公務員が新設した本府省手当については導入しない。 ③諸手当等の水準について引き続き具体的な検討を行う。 ④平成24年度以降管理職数の縮減を図る。 ⑤国家公務員の臨時特例に関する法律に準じた減額措置を実施する。 ○給与水準是正の目標水準及び具体的期限 人材確保の観点から類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ指数の削減を図り、当面の目標として上記の施策を着実に履行し平成24年度の年齢勘案指数を平成23年度以下とする。なお、⑤については、国家公務員が平成24年4月から実施されているが、機構においては平成24年7月から実施予定であり、平成24年度の年齢勘案指数は、減額措置の開始時期により影響を受ける可能性がある。	103.4	118.6	23年度以下 （年齢）	24年度
6	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	103.9	100.8	103.0	100.1	当研究所の研究職員は全研究者が大学卒業であり、その殆どが博士課程を修了（集計対象12人中12人）していること。 また、当研究所は東京都新宿区にあり、全職員が国の基準と同様に地域手当18%（平成23年度）の支給対象となっていることが要因と考えられる。	地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員と同水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。	当研究所における給与は国に準じた体系（国に準じた給与表等）を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。なお、研究職員に占める管理職の割合は58.6%（29人中17人）であるが、退職者の補充を行う際に若い職員を積極的に登用することにより、割合の引き下げを図ることとする。 また、人事異動、特に定年等による退職者の補充を行う際には、原則公募により中途採用や若い職員の配置をさらに積極的に進めるなどの改善を図り、第3期中期目標期間内（～平成27年度）に対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）97.4を目標とする。 平成24年度見込み：対国家公務員指数（年齢勘案）101.6、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）98.2	101.6	98.2	（97.4 年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴）	27年度
7	厚生労働省	労働政策研究・研修機構	101.1	97.8	100.2	97.2	当機構研究職員の対国家公務員指数が100を超えている理由は、①すべての研究職員の勤務地が東京都であり、地域手当（18%）に相当する手当の支給対象となっていること、②すべての研究職員が大卒以上（国家公務員研究職俸給表職員は97.3%（「平成23年国家公務員給与等実態調査」））であることによるものであり、こうした地域差及び学歴差を調整した後の指数はは97.2ポイントとなり、国の水準を下回っている。	地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。	平成23年度の地域・学歴勘案指数は97.2ポイントであるが、引き続き、研究職員の適切な定員管理を行うとともに、国家公務員の給与水準や社会一般の情勢等を考慮して給与水準の見直しを行い、平成24年度においても、対国家公務員指数の年齢勘案及び年齢・地域・学歴勘案指数で100.0を上回らないよう努めていく。	概ね100	概ね100	概ね100 （年齢）	24年度
8	厚生労働省	国立がん研究センター	113.3	109.8	113.2	110.0	国の初任給調整手当と同旨の医師手当について、医師免許を有する研究者の支給額が国よりも高い額を支給していること、地域手当（築地キャンパス18%、柏キャンパス6%）が高いこと、また、調査対象の研究員のうち、管理職員に対して支給する役職手当の支給対象者が72.2%を占めていることが、給与水準において国を上回っている理由であると考えられる。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただききたい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員113．3、地域・学歴勘案110．0となることが見込まれるが、高度かつ専門的な知識・経験を有する優秀な人材の確保の観点から、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを総合的に考慮した上で、中期目標期間終了時（平成26年度末）までに年齢勘案で概ね113以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。	113.3	110.0	概ね113以下 （年齢）	26年度末
9	厚生労働省	国立循環器病研究センター	100.8	100.3	100.1	99.6	・当法人は国家公務員の給与に準じて地域手当を支給しているが、在勤地（吹田市）が3級地であり、全職員に対して12/100の率で支給している。 ・優秀な研究職員を確保するため、医師の資格を必要とする研究職員に対して医師に準じた医師手当を支給している。	地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。	引き続き、法人の業務の実績を考慮し、社会一般の情勢に適合した給与水準となるよう適切に対応していく。 平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数100.8、地域・学歴勘案99..6となることが見込まれるが、事業種別が研究を主としていることから、優秀な職員を確保する必要があり、特に医師の資格を必要とする研究職員に対して医師に準じた医師手当の支給等、処遇改善を行ったところである。今後も国家公務員の給与、公立・民間施設の給与等を総合的に考慮したうえで、適切な水準の確保について検討することにより平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね99.0となるよう努力していく。	100.8	99.6	概ね99.0 （年齢 ＋ 地域 ＋ 学歴）	24年度
10	厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	112.0	110.8	111.4	110.3	研究職員については、医師免許を有する職員に対し、医師手当の支給対象としており、研究職員の6割が医師手当の支給対象者となっていることが、給与水準の高い理由としてあげられる。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただききたい。	優秀な人材確保のため、研究職員の確保状況に配慮しつつ、国家公務員の研究職員の給与、公立・民間研究機関の研究職員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討する。また、人事院勧告、公立・民間研究機関の研究職員の給与及び業務の実績などを考慮し適切に対応することにより平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数を概ね112となるよう努力していく。 平成24年度に見込まれる対国家公務員指数112.0、地域・学歴勘案110.3	112	110.3	112 （年齢）	24年度

	項目 / 独立行政法人		対国家公務員指数 年齢	対国家公務員指数 年齢＋地域	対国家公務員指数 年齢＋学歴	対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置（具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	目標水準	目標期限
11	厚生労働省	国立国際医療研究センター	113.0	109.8	112.0	109.1	地域手当（戸山地区18%、国府台地区10%）が高いこと、管理・監督的立場にある主任研究員、室長以上の職員の給与は年俸制であること、また、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給（主任研究員、室長以上）及び国の初任給調整手当に準じた医師手当の支給（医師免許の所有者）しているが、対国家公務員指数を上回っている理由と、考えられる。（医師手当支給者割合約64%）	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、113．0、地域・学歴勘案109．1となることが見込まれるが、研究者については、優秀な人材を確保するため、当法人の事業運営、民間研究機関の研究者の給与及び国家公務員の研究者の給与等を総合的に考慮した上で、中期目標期間終了時（平成26年度末）までに対国家公務員指数で概ね112以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。	113	109.1	概ね112以下（年齢）	26年度末
12	厚生労働省	国立成育医療研究センター	111.8	108.5	110.6	107.7	①当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の研究職員の平均給与は全国平均であるため111．8となっているが、地域勘案をした場合には109．5と指数が低くなる。 （地域手当1級地の人員構成　国（研究職）43．3%、当法人10 0%） ②研究職に対する初任給調整手当は、当法人では医師手当として支給している。その対象者は63.6%と国家公務員の約10倍となっている。 （初任給調整手当の人員構成　国（研究職）6．9%、当法人63.6%）	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数111．8、地域・学歴勘案107．7となることが見込まれるが、国から求められる政策医療を推進し、発展させるために優秀な研究者の確保が不可欠であり、センターでの雇用を維持・確保するためには給与面での改善は避けられないところであり、研究者の確保状況に配慮しつつ、当センターの業務の実績、公立・民間医療機関等の給与や社会一般の情勢等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討を行い、平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね107になるように努力していく。	111.8	107.7	概ね107（年齢＋地域＋学歴）	24年度
13	厚生労働省	国立長寿医療研究センター	106.4	111.3	105.3	111.3	①事業種別が、研究を主としていることから、特に優秀な研究職を採用する必要性があり、研究職種の年俸制を採用していること。 ②勤務成績が優秀な研究者について、業績手当を増額できる仕組みを導入していること。 ③国の研究職調整手当においては、地域手当の支給割合が10/100未満の地域に所在する機関に支給する仕組みとなっているが、当センターにおいては9/100となっており、研究職に対して支給対象となっていること。（任期付職員は除く。）	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数106．4、地域・学歴勘案111．3となることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間医療機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね111となるよう努力していく。	106.4	111.3	概ね111.0（年齢＋地域＋学歴）	24年度
14	農林水産省	農業環境技術研究所	101.1	100.7	100.4	99.9	当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。 なお、指数が国家公務員以上となった要因としては、参考の地域勘案、学歴勘案、地域・学歴勘案の各指数は国家公務員とほぼ同一、あるいは低い値となっていることから、全員がつくば市勤務であり地域手当が12%が支給されていること、また、国家公務員の研究職俸給表適用者は、初任給決定上の学歴が高校卒、短大卒の者が在職しているが、当法人の研究職員は全員大学卒の学歴による初任給決定がなされているため、異なる年齢分布比較で指数を算出した場合は、対国家公務員よりも指数が高くなっているものと考えられる。また、当法人の研究職員の修士学位・博士学位の取得率が高く（今回対象者の76.0%）、さらに18年度以降は博士学位取得者のみを選考採用していることから、同年齢であっても俸給格付けの高い者が多いことが推察される。	国家公務員とほぼ同じ水準であり、問題ないと考えている。	中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行うとともに独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し給与水準の決定を行うことにより、引き続き適切な給与水準の維持に努める。	100程度	100程度	100程度（年齢） 100程度（年齢＋（地域）＋（学歴））	24年度
15	経済産業省	経済産業研究所	112.4	108.4	112.1	108.3	当研究所は、わが国の産業政策のあり方について学術的に裏付けされた質の高い政策研究・提言を行うことを理念とする政策研究機関であり、国内外の優秀な研究者を確保する必要がある。研究員は任期付年俸制であること（永続的な雇用を保証していない こと）及び退職金を支給しないこと、過半が博士号保有者であること等から、高めの水準になっている。しかしながら、研究員の新陳代謝により、平成22年度の指数は昨年度（平成22年度）と比べて124.1から112.4と減少した。	経済産業研究所は、我が国の産業政策のあり方について、学術的に裏付けされた質の高い政策研究-提言を行うことを理念とする政策研究機関であり、国内外の優秀な研究者を確保する必要がある。研究員は任期付年俸制であること（永続的な雇用を保証していないこと）及び退職金を支給しないこと、過半が博士号保有者であること等から、高めの水準となっている。	当研究所の研究職員は少数であり、かつ、流動的な雇用形態を採用しているため、その採用状況によって年度毎に給与水準の変動が大きい。平成23年度の指数(112)が平成22年度の指数(124)よりも相当に低くなっているのは、23年度に2人席研究員が立て続けに退職し、その代わりに、国際レベルの外国人研究者を採用したが、年度の途中であったため、指数の算定上は含まれていないためである。これは、研究者の入れ替わりによる一時的な状況であり、平成24年度には平成22年度までの従来の水準程度に戻ることが想定される。	120程度	120程度	120程度	24年度
16	経済産業省	産業技術総合研究所	104.0	105.1	103.9	104.5	産総研は、大学等で得られた基礎研究の成果を民間企業における製品化とつなげるための研究開発を実施することを目的としている。 この目的を達成するためには、最先端の研究を行い、国際競争に勝つための民間企業と同様の高いレベルで研究開発を推進し成果を生み出すことのできる優秀な人材を確保しなければならない。 産総研は、新規採用研究職員の全員が修士・博士課程修了者（平成23年度　新規採用予定者　うち69名博士課程修了者　比率92%）であると共に、産総研の研究職員の修士・博士課程修了者の比率は90.7%（1898名中1722名）となっており、国家公務員の研究職における比率（平成23年国家公務員給与等実態調査　71.4%）に比べて高い。 このように、高学歴で高い研究能力を有する研究者を確保するためには、研究職の労働市場をふまえた給与水準を考慮する必要があり、そのことが給与水準を高める一因となっていると考えられるが、産総研の博士課程修了者の初任給は、国家公務員、民間とほぼ同じ水準である。	産総研の給与水準は、国と比べて4．0ポイント高くなっているものの、左記の要因を考慮すれば給与水準は適切である。 産総研においては、引き続き、高度な業務に対応できる専門的知識を有した有能な人材確保の必要性を踏まえつつ、給与水準の適正確保に向けた取組を推進することとしており、経済産業省としてもそうした取組を促しつつ、給与水準の適正性について注視していく。	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数　103.5 給与水準是正の目標水準　103.5 給与水準是正の具体的期限　平成24年度 平成24年度においても、国家公務員の水準を参考にし、また、高いパフォーマンスの維持を図りつつ、給与水準の見直しに適切に取り組んでいく。	103.5	103.5	103.5	24年度
17	国土交通省	建築研究所	104.3	103.2	103.5	102.4	当所の給与水準については給与規程上、国家公務員と同等であるも、しかしながら、国家公務員に比べて指数が高いのは、以下の要因が考えられる。 研究職員は、少ない人員で広範な分野を研究するため、国家公務員採用Ⅰ種試験合格者相当の研究員を多数採用しており、特に博士号を有する者が多い。なお、博士号を有する者は対象者40名のうち34名であり、初任給の決定において修号俸が高くなっている。	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。 【平成24年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数103 8 年齢・地域・学歴勘案　100.8	103.8	100.8	103.8（年齢） 100.8（年齢＋地域＋学歴）	24年度
18	国土交通省	海上技術安全研究所	100.8	107.4	101.6	108.4	当研究所の給与体系は、国家公務員に準拠しており、国の給与水準と同等となっている。23事業年度において、32歳～39歳までの年齢階層の職員のうち、昇格者が8名（公表対象者17名の52.9%）いたことが影響しているため。	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。 平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 対国家公務員指数　100.0 年齢・地域・学歴勘案　100．0	100.0	100.0	100.0（年齢） 100.0（年齢＋地域＋学歴）	24年度
19	国土交通省	港湾空港技術研究所	104.3	108.9	106.2	110.8	港湾及び空港の整備等の分野において、世界最先端の実験・研究施設を駆使して総合的に研究及び技術開発を行っている我が国唯一の機関であることから、少数精鋭の研究者で業務を行っており、その研究領域に精通した者を採用しているため博士号取得者が占める割合が51．9%（対象人員52人中27人）と極めて高く、その結果給与水準が高くなっているものと推定される。	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。 【平成27年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数　103.9を下回る指数 年齢・地域・学歴勘案　110.3を下回る指数	104.3を下回る指数	110.8を下回る指数	103.9を下回る指数（年齢） 110.3を下回る指数（年齢＋地域＋学歴）	27年度
20	国土交通省	電子航法研究所	103.3	103.6	103.4	102.8	当研究所は、研究開発業務に係る高度な専門的知識・能力を持つ者に対して、国に準拠した当所の給与規程に基づき管理職手当を支給している。 また当研究所は、職務の専門性から高い学歴の研究者が多く、国の研究職の大学院修了者が71.4%※に対し、当所研究職員は81.1%となっており、それに応じて給与が高くなっていることも対国家公務員指数を上げる要因となっている。 ※「平成23年人事院勧告　参考資料」から引用	国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。 【平成27年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数　100.0 年齢・地域・学歴勘案　100.0	103.9	104.2	100.0（年齢） 100.0（年齢＋地域＋学歴）	27年度
21	環境省	国立環境研究所	104.6	104.1	103.9	103.3	地域・学歴を勘案した場合、独立行政法人国立環境研究所の研究職員の博士号取得率は調査対象者の95%となっている。また、近年、高まってきている地球温暖化問題、廃棄物問題等の環境問題や災害環境の研究需要に対応しなければならないため、任期付研究員制度や契約職員制度を積極的に活用するなど、常勤職員数を増やせないでも研究の質と量を高める必要性がますます高くなっている。契約職員等の管理・指導など管理業務を含め、その役割に応じた処遇を行っていることに要因があると考えている。	上記理由により100を上回ってはいるが、今後とも国の制度に留意しつつ、適正な給与水準を維持していく必要がある。	【改善策】 今後とも国の制度に留意し、国に準拠した給与制度をとっていく。 【目標水準】 平成22年度同水準（104.0）を維持 【具体的期限】 平成24年度以降 ＜平成24年度に見込まれる対国家公務員指数＞ 平成22年度同水準（104.0）	104	102.7	22年度同水準（104）	24年度以降

（注）1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年9月7日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 本表は、独立行政法人の給与水準（研究職員）が対国家公務員指数（年齢勘案）が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成23年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期限を取りまとめたものである。

3 対国家公務員指数（年齢・地域勘案）は、年齢階層に加え、在勤地域における国家公務員（以下「国」という。）の地域手当の級地区分を比較要素として算出した指数である。一般的に、法人の所在地が国の地域手当支給割合の高い地域であれば年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は低く現れるのに対し、国の地域手当支給割合の低い地域や非支給地であれば年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は高く現れる。また、法人の所在地が都市にあっても国の機関が存在しない地域である場合には、当該地域に対しては国の地域手当の級地区分の設定がないことから、その法人の所在地は一律に国の地域手当の非支給地に当たると整理しているため、その法人については、年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は高く現れることとなる。

（3）病院医師

独立行政法人			対国家公務員指数 年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置（具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢	年齢＋地域＋学歴	目標水準	目標期限
1	厚生労働省	労働者健康福祉機構	105.1	104.4	105.1	104.4	①医師確保が困難である施設に勤務する医師全員に対して俸給の加算措置（1ヶ月当たり50,000円）を実施していること。 ②本調査の対象となる医師のうち、管理職員に対して支給する職務手当の支給対象者の割合が高いこと。 （国の俸給の特別調整額対象人員割合15.4%　当法人の職務手当対象人員割合77.2%）	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。	国家公務員の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。 平成24年度における対国家公務員指数は、年齢勘案104.6、年齢・地域・学歴勘案103.9と見込みまれる。しかし、上述のとおり、国立と公立・医療法人の給与水準と比較した場合に、公立病院を下回り、特に民間病院の医師と大きな格差が生じているところであり、公立・医療法人の病院医師の給与体系を総合的に勘案しながら、適正な給与水準の検討を行うこととし、平成24年度（平成25年度公表）には対国家公務員指数（年齢勘案）概ね105を目標とする。（対国家公務員指数の見込、目標値は給与特例の影響は除く。）	104.6	103.9	概ね105（年齢）	24年度
2	厚生労働省	国立病院機構	110.9	108.7	110.9	108.7	①　国の病院医師に対する初任給調整手当においては、医師確保が困難な地方の手当額がより高くなる制度となっており、当機構においてもほぼ準ずる制度（医師手当）を導入しているところであるが、当機構においては、地方に勤務する職員の割合が国よりも高いこと。 （地域手当1～3級地の人員構成　　国：25.1%、機構：14.2%） （地域手当非支給地の人員構成　　国：31.1%、機構：44.6%） 注）国の地域手当支給地別人員構成は、平成23年国家公務員給与等実態調査（医療職（一））の公表データより算出 ②　医長以上の医師への年俸制において、前年度の診療によって得られた収入の一定割合等を原資とし、勤務成績が良好な医師については、各年度に支給する業績年俸（賞与）を前年度の額の最大1.2倍まで増額できる仕組みを導入していること。 また、医長以上の医師については、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としていること。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。 平成24年度における対国家公務員指数は、平成23年度とほぼ同様に、年齢勘案 110.9、年齢・地域・学歴勘案 108.7となることが見込まれる。しかし、上述のとおり、国立と公立・医療法人の給与水準と比較した場合に、公立病院や民間病院を下回っているところであり、公立・医療法人の病院医師の給与体系を総合的に勘案しながら、平成24年度（平成25年度公表）を目途に、対国家公務員指数が年齢勘案で概ね110になるよう適正な給与水準に向けて検討していく。 （参考） ・支出総額に占める役職員の給与、報酬等支給総額の割合　36.6% 支出総額　9,134億円 役職員の給与・報酬等支給額　3,342億円 ・病院医師における管理職（医長以上）の割合　58.1% ・病院医師における大卒以上の高学歴者の割合　100%	概ね110	概ね108	概ね110（年齢）	24年度目途
3	厚生労働省	国立がん研究センター	119.1	124.3	119.1	124.3	国の初任給調整手当と同旨の医師手当の支給区分が、築地キャンパスは三種、柏キャンパスは一種であり、地方の手当額がより高くなる制度で支給していること、また、調査対象の医師のうち、管理職員に対して支給する役職手当の支給対象者が69.8%を占めていることが、給与水準において国を上回っている理由であると考えられる。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員119．1、地域・学歴勘案124．3となることが見込まれるが、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、中期目標期間終了時（平成26年度末）までに年齢勘案で概ね119以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。	119.1	124.3	概ね119以下（年齢）	26年度末
4	厚生労働省	国立循環器病研究センター	106.7	119.5	106.7	119.5	・優秀な医師を確保するため、独法移行時に先行独法である国立病院機構に準じた給与面での支給を行っている。 1.国の初任給調整手当と同旨である医師手当を支給している。 2.専門医資格に対する医師手当加算を支給している。 ・医長以上の医師については、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としている。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきい。	引き続き、法人の業務の実績を考慮し、社会一般の情勢に適合した給与水準となるよう適切に対応していく。 平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数106.7、地域・学歴勘案119.5となることが見込まれるが、上述のとおり、医師確保が厳しい情勢のなか、優秀な医師を確保するための処遇改善が重要課題でもあり、国家公務員の医師給与、公立・民間医療機関の医師の給与等を総合的に考慮したうえで、適切な水準の確保について検討することにより平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね119.0となるよう努力していく。	106.7	119.5	概ね119.0（年齢＋地域＋学歴）	24年度
5	厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	109.2	120.4	109.2	120.4	医師については、医師確保の観点から基本給の引き下げの見送り、医師手当の支給等の措置を講じていることが給与水準の高い理由としてあげられる。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきい。	優秀な医師確保のため、医師の確保状況に配慮しつつ、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討する。また、人事院勧告、民間病院の医師の給与及び業務の実績などを考慮し適切に対応することにより、平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数を概ね109となるよう努力していく。 平成24年に見込まれる対国家公務員指数109.2、地域・学歴勘案120.4	109.2	120.4	概ね109（年齢）	24年度
6	厚生労働省	国立国際医療研究センター	103.2	113.3	103.2	113.3	法人運営に与える影響が大きい、管理・監督的立場にある医長以上の職員の給与は、業績反映をより徹底させ、貢献度に見合う給与を支払う（法人全体の業績向上に繋がる。）ために年俸制としていること。また、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象及び国の初任給調整手当に準じた医師手当（特定の分野における専門知識を有する場合は加算あり）支給対象としていることなどが、対国家公務員指数を上回っている理由と考えられる。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、108．5、地域・学歴勘案104．8となることが見込まれるが、看護師不足については、当法人においても例外ではないところであり、看護師の確保状況に配慮しつつ、当法人の事業運営、民間医療機関の看護師の給与及び国家公務員の看護師の給与等を総合的に考慮した上で、中期目標期間終了時（平成26年度末）までに対国家公務員指数で概ね108以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。	103.2	113.3	概ね103以下（年齢）	26年度末
7	厚生労働省	国立成育医療研究センター	104.6	117.4	104.6	117.4	①当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の病院医師の平均給与は全国平均であるため104．6となっているが、地域勘案をした場合には117．4と指数が高くなっている。これは、国の場合、医師の確保対策として初任給調整手当が地方に手厚くなっていることから地域勘案した場合には他の職種とは違う傾向となっている。 （地域手当1級地の人員構成　国（医療職（一））11．0%、当法人100%） ②医長以上の医師については、病院における管理職として国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としたこと、及び年俸制を導入した。 （国の俸給の特別調整額対象人員割合：医療職（一）15．4%、当法人の役職手当対象人員割合：52.8%）	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数104．6、地域・学歴勘案117．4となることが見込まれるが、社会問題化している医師不足については、当センターにおいても例外ではないところであり、医師の確保状況に配慮しつつ、当センターの業務の実績、公立・民間医療機関等の給与や社会一般の情勢等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討を行い、平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね117になるように努力していく。	104.6	117.4	概ね117（年齢＋地域＋学歴）	24年度
8	厚生労働省	国立長寿医療研究センター	115.9	110.8	115.9	110.8	①国の病院医師に対する初任給調整手当においては、医師確保が困難な地方の手当額がより高くなる制度となっており、当センターにおいてもほぼ準ずる制度（医師手当）を導入しているところであるが、当センターの地域手当級別支給割合が5級地に該当することから、国の病院医師の手当額より増加していること。 ②医長以上の医師の年俸制において、勤務成績が良好な医師について、業績手当を増額できる仕組みを導入していること。 ③医長以上の医師においては、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としていること。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数115.9、地域・学歴勘案110.8となることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに,適切な給与水準の確保について検討を行い、平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね110となるよう努力していく。	115.9	110.8	概ね110.0（年齢＋地域＋学歴）	24年度

（注）1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年9月7日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 本表は、独立行政法人の給与水準（病院医師）が対国家公務員指数（年齢勘案）が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成23年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期限を取りまとめたものである。

3 対国家公務員指数（年齢・地域勘案）は、年齢階層に加え、在勤地域における国家公務員の地域手当の級地区分を比較要素として算出した指数である。病院医師の給与は、都市に勤務する医師より人材確保が困難である地方に勤務する医師の方が高いという実情にあり、対国家公務員指数の年齢勘案指数と年齢・地域勘案指数の関係において他の職員（事務・技術職員、研究職員及び病院看護師）の場合とは異なる傾向が現れることとなる。

（4）病院看護師

	項目 / 独立行政法人		対国家公務員指数 年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置（具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限）	平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢	年齢＋地域＋学歴	目標水準	目標期限
1	財務省	国立印刷局	104.8	98.6	102.8	98.5	病院が東京都北区にあるため、地域手当の支給割合が最も高い地域である東京都特別区に在勤する看護師の割合が90%(59人中53人)となっており、国の医療職俸給表(三)の職員の割合(4.9%)(平成23年「国家公務員給与等実態調査」による。)より高いことと等により、全国平均の対国家公務員指数において100を上回っている。	当法人の給与水準は、給与法の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを考慮して決定され、上記のとおり在勤地域区分を比較要素に加えた地域勘案及び地域・学歴勘案を行った対国家公務員指数は国家公務員より低い水準となっており、適切に取組みが行われているものと認められる。	参考指標として掲載する在勤地域区分も比較要素に加えた地域勘案及び地域・学歴勘案の対国家公務員指数では、それぞれ98.6、98.5と100を下回っていることから、特別の措置を講ずる必要性はないものと考えている。 なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）」において、「病院事業については、現行中期目標期間終了時までに本法人の事業としては廃止すべく、公的医療機関への移譲以外の措置も選択肢に含めて取り組む」とされたことを踏まえ、鋭意取り組んでいる。	104.8	98.5	－	－
2	文部科学省	放射線医学総合研究所	101.6	97.9	100.0	97.9	当法人は、より実態を反映した対国家公務員指数（地域・学歴勘案）で97.9であり、国家公務員よりも低い給与水準となっている。 なお、対国家公務員指数において、当法人の給与水準が国家公務員より高くなっている理由は、比較対象となる職員全員が地域手当の支給対象地域（4級地）に勤務しているためである。	地域差及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることや等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	国家公務員の給与水準を考慮し、引き続き適正な給与水準を維持すべく取り組んでいく。	101.6	97.9	－	－
3	厚生労働省	労働者健康福祉機構	109.7	110.2	108.4	109.5	①低年齢層の平均給与額は国を下回っていることに対し、中高年齢層の平均給与額は国を上回っており、給与体系における年功的要素が強いこと。 ②師長以上の看護師については、病院における管理職として支給する職務手当の支給対象としていること。（国の俸給の特別調整額対象人員割合0.9%　当法人の職務手当対象人員割合6.5%） ③労災病院の選定において、急性期医療等への対応のため、正看護師の割合が高いこと。 （国の正看護師割合87.9%（国家公務員給与等実態調査第3表より）当法人の正看護師割合99.2%）	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを平成22年度に行い、平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定（最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化）を実施したことにより、平成23年度における対国家公務員指数は前年度を下回った。なお、経過措置により、対国家公務員指数に対する給与改定の影響は平成24年度以降も反映され、平成24年度における対国家公務員指数は、年齢勘案108.7、年齢・地域・学歴勘案108.0と見込まれる。 今後、平成22度に実施した給与改定の効果等を踏まえ、看護師の確保状況や雇用できない場合に当法人の事業運営に与える影響、国家公務員の看護師の給与、公立・民間医療機関の看護師の給与等を総合的に勘案し、適切な水準の確保について検討することにより、平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数が年齢勘案で概ね108となるよう努力していく。（対国家公務員指数の見込、目標値は給与特例の影響を除く。）	108.7	108.0	概ね108（年齢）	24年度
4	厚生労働省	国立がん研究センター	106.1	105.4	104.2	105.6	専門性の高い看護師の確保と既に勤務している看護師のスキルアップを目的とした専門看護手当を支給していること、また、調査対象の看護師のうち、管理職員に対して支給する役職手当の支給対象者が7.6%を占めていること、さらには、地域手当（築地キャンパス18%、柏キャンパス6%）が高いことが給与水準において国を上回っている理由の一つと考えられる。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員106．1、地域・学歴勘案105．6となることが見込まれるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、中期目標期間終了時（平成26年度末）までに年齢勘案で概ね106以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。	106.1	105.6	概ね106以下（年齢）	26年度末
5	厚生労働省	国立循環器病研究センター	108.0	103.4	106.6	103.0	・当法人は国家公務員の給与に準じて地域手当を支給しているが、在勤地（吹田市）が3級地であり、全職員に対して12/100の率で支給している。 ・看護師長以上の職員については、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としている。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	引き続き、法人の業務の実績を考慮し、社会一般の情勢に適合した給与水準となるよう適切に対応していく。 平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数108.0、地域・学歴勘案103.0となることが見込まれるが、高度専門医療を担うナショナルセンターとして、優秀な看護師確保には非常に苦慮している現状から看護師の処遇改善が重要課題でもある。今後、国家公務員の給与、公立・民間医療機関の給与等を総合的に考慮したうえで、適切な水準の確保について検討することにより平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数を概ね102となるよう努力していく。	108.0	103.0	概ね102.0（年齢＋地域＋学歴）	24年度
6	厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	107.5	101.8	106.8	102.7	看護師については、特殊業務手当の支給対象となる重症心身障害児（者）、筋ジストロィー、精神病棟で勤務する看護師が一般医療機関に比して多いことが給与水準の高い理由としてあげられる。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	看護業務の充実のため、看護師の確保状況に配慮しつつ、国家公務員の看護師の給与、公立・民間医療機関の看護師の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討する。また、人事院勧告、民間病院の看護師の給与及び業務の実績などを考慮し適切に対応することにより平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数を概ね107となるよう努力していく。 平成24年に見込まれる対国家公務員指数107.5、地域・学歴勘案102.7である。なお、看護師については、特殊業務手当の支給対象となる心身障害者（児）、筋ジストロフィー、精神病棟で勤務する看護師が一般医療機器関に比して多いことが給与水準の高い理由として挙げられるが、この様な特殊な看護を提供する看護師を確保することは困難であるため、今後の給与水準の検討にあたり、看護師の確保状況に十分配慮する必要がある。	107.5	102.7	107（年齢）	24年度
7	厚生労働省	国立国際医療研究センター	108.5	103.4	107.1	104.8	地域手当（戸山地区18%、国府台地区10%）が高いこと、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当などの支給が、対国家公務員指数を上回っている理由と考えられる。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、108．5、地域・学歴勘案104．8となることが見込まれるが、看護師不足については、当法人においても例外ではないところであり、看護師の確保状況に配慮しつつ、当法人の事業運営、民間医療機関の看護師の給与及び国家公務員の看護師の給与等を総合的に考慮した上で、中期目標期間終了時（平成26年度末）までに対国家公務員指数で概ね108以下となるよう、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。	108.5	104.8	概ね108以下（年齢）	26年度末
8	厚生労働省	国立成育医療研究センター	111.9	107.7	110.3	108.6	①当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の病院看護師の平均給与は全国平均であるため111．9となっているが、地域勘案をした場合には107．7と指数が低くなる。（地域手当1級地の人員構成　国（医療職（三））4．9%、当法人10．0%） ②師長以上の看護師については、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としている。（国の俸給の特別調整額対象人員割合：医療職（三）0．9%、当法人の役職手当対象人員割合：5.1%） ③国における俸給の調整額は、職務の複雑政及び困難性に基づき他の職種に比して著しく特殊な勤務に従事する手当として あり、特別集中治療室等に勤務する医療従事者が対象になっており、当法人では同様の手当として特殊勤務手当を設けている。当法人では特別集中治療室が25床あり、手当支給対象者が18%を占めている。	地域、学歴等を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから、国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成24年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、平成23年度とほぼ同様に、対国家公務員指数111．9、地域・学歴勘案108．6となることが見込まれるが、首都圏における看護師等の確保については、大学病院や大規模病院が林立し、売り手市場となっていることから、看護師、助産師の確保状況に配慮しつつ、当センターの業務の実績、公立・民間医療機関等の給与や社会一般の情勢等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な水準の確保について検討を行い、平成24年度（平成25年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね108になるように努力していく。	111.9	108.6	概ね108（年齢＋地域＋学歴）	24年度

（注）1「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年9月7日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 本表は、独立行政法人の給与水準（病院医師）が対国家公務員指数（年齢勘案）が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果、各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策、各法人が独自に試算した平成23年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期限を取りまとめたものである。

3 対国家公務員指数（年齢・地域勘案）は、年齢階層に加え、在勤地域における国家公務員（以下「国」という。）の地域手当の級地区分を比較要素として算出した指数である。一般的に、法人の所在地が国の地域手当支給割合の高い地域であれば年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は低く現れるのに対し、国の地域手当支給割合の低い地域や非支給地であれば年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は高く現れる。また、法人の所在地が都市にあっても国の機関が存在しない地域である場合には、当該地域に対しては国の地域手当の級地区分の設定がないことから、その法人の所在地は一律に国の地域手当の非支給地に当たると整理しているため、その法人については、年齢勘案による指数に比べ年齢・地域勘案による指数は高く現れることとなる。

資料5－3

役員報酬の支給状況（役員報酬は支給総額を記載）

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参　考)		
		法人の長	理事	監事	予算額（百万円）	役員数（人）	職員数（人）
内閣府	◎ 国立公文書館	19,089	※ 6,347	－	2,492	2	47
			※ 9,946				
	北方領土問題対策協会	※ 14,727	※ 9,116	－	1,685	2	17
		※ 3,393	※ 1,736				
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	※ 10,267	※ 12,866	※ 5,036	11,846	3	323
				※ 1,438			
消費者庁	国民生活センター	17,496	14,653	－	10,452	4	126
			14,697				
			13,546				
			◆ 1,184				
総務省	情報通信研究機構	21,639	※ 6,051	※ 4,946	35,463	7	430
			※ 8,787	※ 9,439			
			14,510				
			14,912				
			15,196				
			15,171				
	◎ 統計センター	18,788	13,815	－	10,130	3	815
			14,918				
	平和祈念事業特別基金	16,197	14,092	－	5,572	2	11
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	※ 10,160	15,346	※ 7,114	18,594,295	3	39
		※ 8,572		※ 5,930			
法務省	日本司法支援センター	※ 15,671	15,631	－	45,710	2	913
		※ 327					
外務省	国際協力機構	21,278	※ 6,880	※ 7,158	147,038	9	1,827
			※ 8,255	※ 5,976			
			15,894	※ 7,121			
			15,878	※ 5,998			
			15,895				
			※ 5,892				
			※ 10,225				
			※ 6,827				
			※ 9,050				
			※ 9,662				
			※ 7,876				
	国際交流基金	※ 9,172	※ 7,543	－	18,350	3	219
		※ 7,727	※ 6,356				
			15,195				
財務省	酒類総合研究所	15,933	10,457	－	1,095	2	42
	◎ 造幣局	19,719	※ 8,345	14,510	25,145	6	912
			※ 7,530	13,627			
			14,540				
			13,537				
	◎ 国立印刷局	※ 7,380	※ 6,353	15,050	74,131	6	4,396
			※ 11,270	13,837			
			13,927				
			13,598				
			14,886				
	日本万国博覧会記念機構	17,035	14,475	※ 6,499	3,731	4	48
			14,293	※ 6,578			
文　部科学省	国立特別支援教育総合研究所	16,552	14,253	－	1,113	2	65
	大学入試センター	17,485	15,056	13,898	10,748	3	94
	国立青少年教育振興機構	17,485	13,936	－	11,053	3	526
			※ 13,895				
			13,962				
	国立女性教育会館	※ 4,281	※ 6,859	－	683	2	25
		※ 9,422	※ 4,106				
	国立科学博物館	19,012	14,918	－	3,773	2	127
	物質・材料研究機構	19,231	16,686	15,227	18,700	5	567
			17,294				
			15,926				
	防災科学技術研究所	16,753	15,735	13,213	9,083	3	134
	放射線医学総合研究所	18,890	13,604	※ 15,155	14,042	3	404
			15,076				

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参　考)		
		法人の長	理事	監事	予算額（百万円）	役員数（人）	職員数（人）
文　部科学省	国立美術館	18,296	14,218	－	13,080	4	110
			16,526				
			※ 2,674				
	国立文化財機構	17,474	15,891	－	13,947	4	333
			※ 6,088				
			※ 9,183				
			※ 5,265				
			※ 7,339				
	教員研修センター	17,012	※ 12,054	－	1,435	2	41
	科学技術振興機構	※ 8,398	15,099	※ 5,911	117,808	6	831
		※ 7,042	14,035	※ 5,014			
			※ 6,863				
			※ 5,793				
			14,060				
	日本学術振興会	※ 8,567	※ 7,289	13,074	291,685	4	91
		※ 7,208	※ 4,759				
			※ 11,921				
			※ 2,590				
	理化学研究所	20,591	16,636	13,433	93,673	8	2,023
			15,373	※ 6,500			
			15,204	※ 5,521			
			14,966				
			13,987				
	宇宙航空研究開発機構	20,944	18,351	14,500	228,706	11	1,965
			16,144	※ 6,980			
			15,974	※ 5,891			
			15,278				
			15,048				
			15,312				
			14,614				
			※ 5,536				
			※ 8,530				
	日本スポーツ振興センター	※ 8,856	14,925	※ 6,687	111,960	6	338
		※ 7,613	14,985	※ 5,612			
			※ 6,509				
			※ 8,519				
			※ 7,392				
			※ 7,643				
	日本芸術文化振興会	17,942	※ 6,454	※ 6,739	19,619	5	295
			※ 8,522	※ 5,669			
			15,013				
			13,639				
	日本学生支援機構	※ 11,918	17,076	13,689	2,248,041	6	482
			16,093				
			15,950				
			16,078				
	海洋研究開発機構	18,009	14,942	12,773	53,672	5	631
			14,960				
			13,664				
	国立高等専門学校機構	17,673	15,048	－	84,321	6	6,300
			14,064				
			13,212				
			14,015				
			13,231				
	大学評価・学位授与機構	17,937	13,317	－	1,642	3	117
			13,490				
	国立大学財務・経営センター	16,426	14,001	－	164,378	2	21
	日本原子力研究開発機構	20,024	17,217	14,048	209,888	11	4,392
			15,233	※ 6,632			
			14,885	※ 5,385			
			14,885				
			16,709				
			※ 7,418				
			※ 6,017				
			※ 13,698				
			※ 2,917				
			14,885				

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参　考)		
		法人の長	理事	監事	予算額（百万円）	役員数（人）	職員数（人）
厚　生 労働省	国立健康・栄養研究所	17,409	※　5,378	－	791	2	36
			※　10,084				
	労働安全衛生総合研究所	16,909	15,738	13,623	2,327	4	86
			14,490				
	勤労者退職金共済機構	17,435	16,283	※　6,580	707,130	5	269
			14,656	※　5,553			
			14,777				
			※　7,354				
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	14,391	※　7,433	12,059	103,773	7	3,893
			※　7,293				
			※　5,462				
			※　6,539				
			※　6,647				
			※　1,746				
			※　4,772				
			13,335				
			※　6,756				
	福祉医療機構	16,894	※　7,450	※　6,549	194,098	5	249
			※　7,608	※　4,615			
			15,295				
			※　7,470				
			※　7,682				
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	12,843	11,264	－	4,031	3	215
			11,515				
	労働政策研究・研修機構	16,639	14,213	13,065	2,766	4	114
			※　7,000				
			※　5,949				
	雇用・能力開発機構	※　8,704	※　7,130	※　6,220	468,278	5	3,117
			※　7,247				
			※　7,208				
	労働者健康福祉機構	18,312	15,102	12,846	322,446	6	14,393
			15,106				
			13,787				
			※　5,549				
			※　9,435				
	◎ 国立病院機構	22,765	※　8,830	13,865	896,792	7	51,389
			※　10,000				
			15,894				
			16,036				
			15,955				
			15,985				
	医薬品医療機器総合機構	16,543	※　5,999	13,889	30,250	5	635
			※　8,603				
			※　5,931				
			※　8,655				
			14,562				
	医薬基盤研究所	17,805	－	－	9,429	1	78
	年金・健康保険福祉施設整理機構	22,208	－	－	25,472	1	24
	年金積立金管理運用	19,157	15,667	13,313	35,542	3	71
	国立がん研究センター	20,042	－	－	53,915	1	1,490
	国立循環器病研究センター	18,243	16,938	－	27,836	2	942
	国立精神・神経医療研究センター	18,398	16,914	－	14,510	3	624
			18,253				
	国立国際医療研究センター	20,208	15,959	－	40,888	4	1,459
			17,537				
			17,363				
	国立成育医療研究センター	18,699	－	－	21,500	1	851
	国立長寿医療研究センター	19,270	16,797	－	10,646	3	413
			16,942				
農　林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	13,184	12,660	10,462	6,984	5	657
			12,621				
			10,584				
	種苗管理センター	15,972	12,623	－	3,066	3	297
			11,291				
	家畜改良センター	15,515	12,666	－	9,247	3	791
			11,841				
	水産大学校	14,842	13,383	－	2,846	2	184

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参　考)		
		法人の長	理事	監事	予算額（百万円）	役員数（人）	職員数（人）
農　林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	17,563	17,675	13,594	53,632	15	2,753
			15,522	※ 10,749			
			※ 5,376	※ 2,610			
			※ 7,116	13,679			
			14,367				
			14,952				
			※ 7,772				
			※ 5,694				
			13,944				
			14,394				
			13,944				
			15,117				
			13,895				
	農業生物資源研究所	17,892	12,901	10,674	9,734	4	344
			14,076				
	農業環境技術研究所	15,070	13,069	11,085	3,942	3	166
	国際農林水産業研究センター	13,807	13,126	10,761	3,879	3	174
	森林総合研究所	16,838	15,556	13,457	69,237	6	1,092
			15,143				
			14,290				
			16,693				
			※ 7,536				
			※ 7,742				
	水産総合研究センター	15,190	14,123	12,096	27,182	8	907
			※ 5,276	10,727			
			※ 7,546				
			14,565				
			14,251				
			14,215				
	農畜産業振興機構	※ 9,023	※ 8,292	13,000	464,417	10	213
		※ 7,673	※ 8,579	※ 6,438			
			16,084	※ 5,328			
			※ 14,027				
			※ 2,005				
			※ 7,403				
			※ 7,629				
			※ 6,496				
			※ 7,608				
			※ 7,600				
			※ 7,601				
			※ 7,453				
			※ 6,300				
	農業者年金基金	※ 7,563	※ 7,565	13,512	219,043	4	75
		※ 8,891	※ 7,402				
			※ 6,166				
			※ 7,419				
	農林漁業信用基金	19,832	※ 8,305	※ 6,313	220,306	9	105
			※ 8,565	※ 5,332			
			※ 7,850	13,014			
			15,548				
			※ 6,284				
			※ 5,937				
			※ 7,644				
			※ 7,386				
			※ 7,668				
			※ 6,208				
経　済産業省	経済産業研究所	19,209	14,461	－	1,509	2	47
		◆ 2,849					
	工業所有権情報・研修館	※ 9,343	13,662	－	9,736	2	87
		※ 7,111	◆ 667				
	日本貿易保険	22,289	※ 15,046	12,271	32,073	4	141
			※ 4,414				
			14,839				
			◆ 3,044				

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参　考)		
		法人の長	理事	監事	予算額（百万円）	役員数（人）	職員数（人）
経　済産業省	産業技術総合研究所	22,964	18,590	13,386	90,882	13	2,987
			17,188	11,744			
			16,593	◆ 1,668			
			17,459				
			17,150				
			17,234				
			17,126				
			17,387				
			17,234				
			17,653				
			◆ 715				
	◎ 製品評価技術基盤機構	18,227	14,152	8,735	7,762	4	396
			14,447	◆ 816			
			◆ 330				
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	※ 12,837	※ 8,485	※ 8,775	165,195	8	837
		※ 7,932	※ 10,655	※ 5,487			
			16,667				
			16,829				
			※ 10,205				
			※ 6,332				
			16,764				
			15,760				
			◆ 931				
	日本貿易振興機構	※ 12,616	※ 9,069	※ 7,833	29,804	9	1,535
		※ 8,286	※ 9,602	※ 5,716			
			※ 6,460				
			※ 9,590				
			※ 8,451				
			※ 7,824				
			※ 9,520				
			※ 6,343				
			16,276				
			16,211				
			16,597				
	原子力安全基盤機構	※ 9,191	※ 9,320	※ 5,865	23,123	5	421
		※ 10,022	※ 8,460	※ 8,586			
			16,643	※ 12,457			
			16,979				
			◆ 301				
	情報処理推進機構	18,842	18,223	14,921	10,253	4	172
		◆ 869	16,501				
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	20,743	18,111	14,104	1,579,672	10	459
			15,589	※ 5,426			
			15,615	※ 8,573			
			※ 14,635				
			※ 966				
			※ 14,765				
			※ 940				
			15,513				
			15,466				
			◆ 91				
	中小企業基盤整備機構	20,462	14,533	13,946	1,554,976	12	768
			15,259	※ 4,271			
			14,791	※ 9,462			
			14,346	※ 4,253			
			14,573	※ 9,849			
			※ 6,507				
			※ 8,712				
			※ 6,463				
			※ 8,396				
			※ 6,565				
			※ 8,679				
			◆ 831				
			◆ 831				
			◆ 631				
			◆ 631				

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参　考)		
		法人の長	理事	監事	予算額（百万円）	役員数（人）	職員数（人）
国　土交通省	土木研究所	17,819	14,288	13,379	9,517	4	450
			14,514				
	建築研究所	15,721	14,218	13,499	2,042	3	83
	交通安全環境研究所	16,558	13,122	－	2,339	2	100
	海上技術安全研究所	15,510	※ 7,001	12,033	3,399	4	209
			※ 7,682				
			14,390				
	港湾空港技術研究所	※ 11,465	16,009	※ 8,945	2,498	3	93
	電子航法研究所	16,747	※ 4,372	12,301	2,585	3	56
			※ 10,406				
	航海訓練所	18,078	13,201	13,146	6,171	4	421
			※ 4,980				
			※ 9,806				
	海技教育機構	16,345	12,456	12,708	2,812	4	201
			12,512				
	航空大学校	13,901	－	9,502	2,950	2	107
	自動車検査	19,266	※ 5,910	14,158	11,288	5	818
			※ 10,144				
			16,091				
			16,060				
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	20,806	18,744	※ 6,927	3,198,312	13	1,597
			※ 8,767	※ 7,091			
			※ 9,073	※ 7,465			
			※ 7,657	※ 5,198			
			※ 7,843	※ 6,898			
			15,489	※ 5,695			
			15,358				
			※ 7,631				
			※ 6,398				
			※ 7,659				
			※ 7,831				
			15,663				
			15,227				
	国際観光振興機構	※ 8,885	※ 7,153	※ 6,591	3,110	4	85
		※ 7,837	※ 7,374	※ 5,906			
			14,525				
			※ 7,180				
	水資源機構	※ 9,468	※ 8,187	13,081	187,868	9	1,419
		※ 7,861	※ 8,569	※ 3,912			
			14,409	※ 5,358			
			14,424				
			※ 7,021				
			※ 5,903				
			※ 7,080				
			※ 7,290				
			14,637				
	自動車事故対策機構	17,320	14,366	13,209	14,096	6	334
			14,468	13,369			
			13,337				
	空港周辺整備機構	※ 8,343	※ 7,656	12,740	5,794	5	59
		※ 6,991	14,752				
			13,984				
			13,122				
	海上災害防止センター	15,360	13,575	※ 6,224	1,752	4	30
			12,590	※ 5,276			
	都市再生機構	20,644	18,036	※ 4,260	2,168,600	13	3,537
			17,054	※ 9,459			
			17,097	14,226			
			15,383	14,015			
			15,464				
			※ 12,298				
			※ 3,209				
			※ 4,708				
			※ 10,424				
			※ 5,235				
			※ 10,357				
			16,176				

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参　考)		
		法人の長	理事	監事	予算額（百万円）	役員数（人）	職員数（人）
国　土交通省	奄美群島振興開発基金	11,215	9,164	－	3,013	2	19
	日本高速道路保有・債務返済機構	21,566	17,752	14,543	4,286,285	6	84
			16,151	14,740			
			16,232				
	住宅金融支援機構	19,729	※　3,378	14,609	11,011,789	11	918
			17,863	14,643			
			16,085	14,046			
			16,286				
			16,173				
			15,525				
			16,224				
環境省	国立環境研究所	16,490	15,553	－	17,443	3	257
			13,831				
	環境再生保全機構	17,464	14,151	12,890	88,687	5	143
			15,107				
			15,296				
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	18,830	12,446	12,426	3,397	4	309
			12,524				
合　計		1,812,380	4,596,476	1,196,734			

（注）1：行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年9月7日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成

2 年間報酬は平成23年度に支給された実際の総額を記載しており、※は平成23年度の在籍期間が1年間に満たないことを示す。

3 ◆は23年度以前に辞めた者に対して23年度中に支払われた業績給であることを示す。

4 「－」は該当する役員がいないことを示す。

5 ◎は特定独立行政法人（公務員型）を示す。

6 「年間報酬」には、諸手当を含む。

7 「理事」には、副理事長等を含む。

8 「予算額」は、平成23年度計画（変更された場合には変更後の計画）に記載されている業務経費、施設整備費等を含む支出予算の総額である。

9 「役員数」は、平成24年3月31日現在の常勤役員数である。

10 「職員数」は、平成24年3月31日現在の常勤職員数（下記の職員を除く。）である。

・競争的研究資金により雇用される任期付職員

・研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（「第三期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

11 合計欄は、平成23年度内に廃止された2法人（雇用・能力開発機構、沖縄科学技術研究基盤整備機構）を除いている。

資料5－4

役員の退職手当の支給状況

（1）理事長

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	6,810	4	0	平成23年9月30日	1.0
法務省	日本司法支援センター	6,743	5	1	平成23年4月9日	1.0
財務省	酒類総合研究所	7,542	6	0	平成23年3月31日	1.0
	◎ 国立印刷局	6,346	4	3	平成23年7月27日	1.0
文部科学省	国立女性教育会館	9,113	7	3	平成23年6月30日	1.0
厚生労働省	勤労者退職金共済機構	10,625	7	3	平成22年12月31日	1.0
	労働政策研究・研修機構	4,597	3	3	平成22年12月31日	1.0
	労働者健康福祉機構	10,081	6	6	平成22年9月30日	1.0
経済産業省	経済産業研究所	9,906	5	8	平成23年3月31日	1.0
	工業所有権情報・研修館	9,665	6	11	平成23年9月1日	1.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6,132	4	0	平成23年9月30日	1.0
	日本貿易振興機構	7,580	4	6	平成23年9月30日	1.0
理 事 長 計		95,140				

（2）理事（常勤）

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
消費者庁	国民生活センター	4,087	3	6	平成22年11月30日	1.0
総務省	◎ 統計センター	4,692	4	0	平成23年3月31日	1.0
外務省	国際協力機構	5,850	4	0	平成23年9月30日	1.0
		6,230	4	10	平成22年3月31日	1.0
		4,953	3	11	平成23年8月31日	1.0
財務省	◎ 造幣局	2,980	2	2	平成23年9月30日	1.0
		4,680	4	0	平成23年3月31日	1.0
		1,661	1	5	平成22年8月14日	1.0
	◎ 国立印刷局	2,751	2	0	平成23年7月25日	1.0
		7,020	6	0	平成23年3月31日	1.0
		4,680	4	0	平成23年3月31日	1.0
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	7,215	6	2	平成23年3月31日	1.0
	物質・材料研究機構	9,078	6	0	平成23年3月31日	1.1
	国立美術館	7,909	5	9	平成22年12月31日	1.0
	理化学研究所	7,578	6	0	平成23年3月31日	1.0
	海洋研究開発機構	2,469	2	0	平成23年3月31日	1.0
	国立青少年教育振興機構	3,258	3	0	平成23年3月31日	1.0
	国立文化財機構	8,260	6	0	平成22年3月31日	1.0
厚生労働省	雇用・能力開発機構	2,781	2	6	平成22年2月28日	0.9
		5,005	4	6	平成22年2月28日	0.9
		6,767	6	1	平成22年3月31日	0.9
		2,317	2	1	平成22年3月31日	0.9
	労働者健康福祉機構	2,740	2	2	平成22年9月30日	1.0
		5,046	4	0	平成23年3月31日	1.0
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	6,312	6	0	平成23年3月31日	1.0
		3,402	4	0	平成23年3月31日	1.0
	農業・食品産業技術総合研究機構	3,676	2	8	平成22年3月31日	1.0
		4,620	3	8	平成22年3月31日	1.0
		1,173	1	0	平成22年3月31日	1.0
		4,692	4	0	平成22年3月31日	1.0
	森林総合研究所	3,056	2	5	平成21年9月30日	1.0
	農畜産業振興機構	2,257	1	8	平成23年3月1日	1.0
	農林漁業信用基金	7,158	5	4	平成21年12月31日	1.0
		1,849	1	6	平成21年12月31日	1.0
経済産業省	工業所有権情報・研修館	4,344	4	0	平成23年3月31日	1.0
	産業技術総合研究所	3,831	3	8	平成23年3月31日	1.0
	日本貿易保険	8,877	6	1	平成23年4月30日	1.0
		5,011	3	9	平成23年3月31日	1.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	4,144	3	1	平成23年7月15日	1.0
		2,184	1	9	平成23年9月30日	1.0
	日本貿易振興機構	4,065	3	3	平成23年6月30日	1.0
		3,753	3	0	平成23年9月30日	1.0
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2,282	2	0	平成22年2月28日	0.9
		1,373	1	1	平成22年2月28日	1.0
		4,088	3	7	平成22年2月28日	0.9
		106	0	1	平成22年4月16日	1.0
	中小企業基盤整備機構	3,719	3	1	平成23年7月15日	1.0
国土交通省	奄美群島振興開発基金	4,237	5	0	平成22年9月30日	1.0
理 事 計		210,216				

（３）監事（常勤）

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	4,680	4	0	平成23年9月30日	1.0
外務省	国際協力機構	2,292	2	0	平成22年9月30日	1.0
		4,572	4	0	平成23年9月30日	1.0
財務省	◎ 造幣局	4,680	4	0	平成23年3月31日	1.0
	◎ 国立印刷局	7,020	6	0	平成23年3月31日	1.0
	日本万国博覧会記念機構	4,968	5	3	平成23年9月30日	0.9
文部科学省	防災科学技術研究所	5,448	5	0	平成23年3月31日	1.0
	教員研修センター	5,430	5	0	平成23年3月31日	1.0
	宇宙航空研究開発機構	2,196	1	11	平成22年9月30日	1.0
厚生労働省	雇用・能力開発機構	1,588	1	8	平成22年2月28日	0.9
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	3,591	3	8	平成22年3月31日	1.0
	森林総合研究所	2,178	2	0	平成22年3月31日	1.0
	農林漁業信用基金	2,471	2	4	平成21年7月31日	1.0
		6,920	6	0	平成21年9月30日	1.0
		616	0	7	平成22年2月14日	1.0
経済産業省	日本貿易保険	4,217	4	0	平成23年3月31日	1.0
	◎ 製品評価技術基盤機構	2,650	4	0	平成23年3月31日	1.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	2,231	2	1	平成23年9月30日	1.0
	日本貿易振興機構	3,963	3	6	平成23年9月30日	1.0
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	668	0	7	平成22年2月28日	1.0
	中小企業基盤整備機構	2,244	2	0	平成23年6月30日	1.0
		2,244	2	0	平成23年6月30日	1.0
監 事 計		76,867				

（注）１　「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年９月７日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

２ ◎は特定独立行政法人（公務員型）を示す。

３ 公表時点において、退職手当支給額の全額が確定し、平成23年度中にその全額を支払い終えた者のみを記載している。

４ 「理事」には副理事長等を含む。

５ 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乗ずる率であり、各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。

資料5－5

総人件費改革の取組

（1） 人件費の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a)（平成17年度実績）	平成23年度実績(b)	(b)-(a)	増減率	増減率（補正値）	人件費削減に向けた取組内容と不達成の場合、その理由	主務大臣の検証結果
消費者庁		（千円）	（千円）	（千円）	%	%		
	国民生活センター	1,053,292	930,679	▲ 122,613	▲ 11.6	▲ 8.2	給与改定に際して国家公務員を上回るマイナス改定を実施するとともに、一般職員の特別手当の支給割合の引き下げ、職務手当（管理職手当）の定額化による引き下げ及び管理職数の抑制等による。	「給与、報酬等支給総額」については、平成17年度比で8．2%の削減を行っているものの、非常勤職員の雇用を増やした結果、非常勤役職員等給与が大幅に増加している。この結果、最広義人件費の総額が増加していることは適切でなく、正規職員による更なる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員は真に必要な業務に限定し、地方消費者行政に対する「集中育成・強化期間」の取組体制を整えた平成21年度の水準まで最広義人件費の抑制に努めるべきである。
総務省	情報通信研究機構	4,098,259	3,766,195	▲ 332,064	▲ 8.1	▲ 4.7	国家公務員給与制度改革を適切に反映した役職員の給与制度を構築。 平成23年度において平成17年度決算比6%の人件費削減を達成できなかった理由については、年度内に退職を予定していた職員の退職時期の遅れ、退職しなくなった職員が発生したことなどによる。	平成22年度は削減目標を達成しているが、平成23年度は達成できていない。これは、当初退職を予定していた者が退職を取りやめた一方で、第三期中期計画に基づく研究開発を実施するための人材を確保したことが影響しているものと認識している。 人件費削減については、政府における総人件費削減の取り組みを踏まえ、地域手当の支給率（12%）の引き上げ凍結や超過勤務の縮減を継続するとともに、平成23年度の削減目標が達成できなかったことから、職員数の抑制など効率的な運営の達成に向けて検討を進めるべきだと考える。
	平和祈念事業特別基金	196,690	144,234	▲ 52,456	▲ 26.7	▲ 23.2	-	中期計画のとおり適正に実施されていると考える。
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構 ＊	417,861	374,842	▲ 43,019	▲ 10.3	▲ 6.2	超過勤務手当の管理の徹底等により削減。	平成23年度は平成19年度と比較し6.2%削減しており、中期計画のとおり達成された。
外務省	国際協力機構	16,739,530	14,983,107	▲ 1,756,423	▲ 10.5	▲ 7.1	-	中期目標において示した人件費削減の取組について、計画通りに推移していることを確認し
	国際交流基金	2,221,219	1,906,513	▲ 314,706	▲ 14.2	▲ 10.7	平成18年12月に導入した新給与制度の運用等による総人件費の抑制に努めた一方、職員の休職、育児休業、退職も重なって、新入職員採用と昇給による増要因を合わせても、総額は対17年度比で10.7%の減となった。	役職員人件費（総人件費改革対象分）については、対17年度（基準年）比で 6ヵ年で10.7%の削減となっており、6年目（23年度）の目標である6%を大幅に上回る削減を達成した。22年度の外務省評価委員会においても、順調な削減努力がなされていることが確認されている。以上を踏まえ、総人件費削減は順調であると認められる。
財務省	酒類総合研究所 ◇	422,521	330,311	▲ 92,210	▲ 21.8	▲ 18.4	中期計画に基づき人件費削減を行った。 また、人事院勧告を踏まえた「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に定める俸給表の改定内容（改定率△0.23%）に準じて、平成24年3月以降の俸給を引き下げるなど、役職員の給与について必要な見直しを行った。	平成23年度計画において、『『行政改革の重要方針』等を踏まえ、平成22年度予算額に対して1%以上の削減を行う。』こととしており、平成22年度の予算額（非常勤役員報酬、法定福利費及び退職金を除く。）408,229千円に対して、平成23年度の給与、報酬等支給総額（若手任期付研究者を含む。）は339,201千円であり、16.9%（69,028千円）の削減となっている。 また、総人件費改革の対象となる給与、報酬等支給総額（若手任期付研究者を除く。）は平成22年度の344,694千円に対し平成23年度が330,311千円であり、4.2%の削減となっていることから適正に総人件費の削減に取り組んでいる。
	日本万国博覧会記念機構	482,041	426,850	▲ 55,191	▲ 11.4	▲ 8.0	業務効率化による超過勤務の抑制や再任用職員の非常勤化等の取組みにより、平成23年度の総人件費は対17年度比で▲8.02%と目標を達成した。	超過勤務の抑制や再任用職員の非常勤化等の取り組みにより、平成23年度の総人件費は平成17年度比で▲8.02%と目標を達成している。
文　部科学省	国立特別支援教育総合研究所	664,822	551,428	▲ 113,394	▲ 17.1	▲ 13.6	平成17年度を基準とした平成18年度から平成22年度までの5年間で5%削減した額に、1%削減した額以上の削減を行っている。（戦略重点従事者は該当なし）	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	大学入試センター	812,241	731,590	▲ 80,651	▲ 9.9	▲ 6.5	-	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	国立青少年教育振興機構	4,477,401	3,470,918	▲ 1,006,483	▲ 22.5	▲ 19.0	組織の見直し、給与水準の適正化など計画的な人件費削減の取り組みにより、常勤職員給与が減少した。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	国立女性教育会館	209,334	176,109	▲ 33,225	▲ 15.9	▲ 12.4	「行政改革の重要方針」（H17.12.24閣議決定）を踏まえ、退職手当、福利厚生費及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成17年度と比して5年間で5%以上削減を図る。さらに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて役職員の給与について必要な見直しを進める。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	国立科学博物館 ◇	1,221,881	1,082,847	▲ 139,034	▲ 11.4	▲ 7.9	着実に人件費削減を進めているため	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	物質・材料研究機構 ☆♯◇	5,450,049	4,803,855	▲ 646,194	▲ 11.9	▲ 8.4	任期付職員について、運営費交付金による雇用を削減し、外部資金、競争的資金による雇用を行った。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	防災科学技術研究所 ☆♯◇	1,267,729	997,762	▲ 269,967	▲ 21.3	▲ 17.9	計画的に削減を行い目標を達成した。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	放射線医学総合研究所 ☆♯◇	3,445,569	3,126,522	▲ 319,047	▲ 9.3	▲ 5.8	平成24年3月から施行された「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を考慮した平成23年度の人件費削減率（補正値）では△5.8%という数値であるが、平成23年度人事院勧告分を考慮しない場合（実態ベース）の削減率では、△6.1%という数値になる。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	国立美術館	1,016,067	912,127	▲ 103,940	▲ 10.2	▲ 6.8	-	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	国立文化財機構	2,878,750	2,607,399	▲ 271,351	▲ 9.4	▲ 6.0	定年退職者の後任不補充、管理職員の兼務による人員削減等	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	教員研修センター	416,199	346,764	▲ 69,435	▲ 16.7	▲ 13.3	他機関転出者の後任補充をせず人件費削減を図ったため	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える
	科学技術振興機構 ☆◇	5,903,150	5,346,482	▲ 556,668	▲ 9.4	▲ 6.0	既存事業の一部廃止や縮小を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与の見直しを行った。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	日本学術振興会 ☆	734,615	656,850	▲ 77,765	▲ 10.6	▲ 7.2	給与体系の見直しによるもの	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

文部科学省	宇宙航空研究開発機構 ☆#◇	17,870,864	16,073,638	▲ 1,797,226	▲ 10.1	▲ 6.6	人的資源は科学技術を支える知の源泉であり、特に最先端の科学技術の結集である宇宙・航空分野においては、優れた人材の確保が重要である。我が国の中核的研究機関である宇宙航空研究開発機構においては、業務の実施に不可欠な人材の確保・育成・維持に努めつつ、その合理化・効率化を進めているところである。 今後も退職者（定年及び勧奨）数の推移を踏まえ、計画的な採用（新卒及び経験者）を実施することにより、給与費の削減に努めることとする。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	日本スポーツ振興センター	2,969,565	2,599,372	▲ 370,193	▲ 12.5	▲ 9.0	職員数の削減及び給与構造改革を踏まえた給与水準の見直しを実施	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	日本芸術文化振興会	2,431,199	2,191,858	▲ 239,341	▲ 9.8	▲ 6.4	平成22年度において、平成17年度の人件費に比較して、5%以上削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	日本学生支援機構	4,253,487	3,448,857	▲ 804,630	▲ 18.9	▲ 15.5	前年度に引き続き定型的業務の外部委託推進を図りつつ、職員の期末・勤勉手当について、国家公務員と同水準の支給月数とした。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	海洋研究開発機構 ☆#◇	5,802,460	4,752,825	▲ 1,049,635	▲ 18.1	▲ 14.7	-	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	国立高等専門学校機構	48,837,144	43,075,111	▲ 5,762,033	▲ 11.8	▲ 8.4	-	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	大学評価・学位授与機構	1,017,337	758,134	▲ 259,203	▲ 25.5	▲ 22.0	業務量に応じた人員の適正配置による事務職員数の縮減及び国家公務員給与の削減に準じた給与削減等の取組を実施した	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	国立大学財務・経営センター	252,248	189,436	▲ 62,812	▲ 24.9	▲ 21.5	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律　第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減を着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
	日本原子力研究開発機構 ☆#◇	40,687,464	36,836,054	▲ 3,851,410	▲ 9.5	▲ 6.0	職員（任期の定めのない者）の採用抑制、期末手当の引下げにより減少した。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
厚生労働省	国立健康・栄養研究所 ◇	429,528	357,853	▲ 71,675	▲ 16.7	▲ 13.3	退職者の補充に若い職員の配置を積極的に進めたことによる。	総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。
	労働安全衛生総合研究所 ◇	1,015,390	804,584	▲ 210,806	▲ 20.8	▲ 17.3	人事院勧告に準拠して俸給表の改定を行うとともに、計画的に定員削減を実施してきたため。	総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。
	勤労者退職金共済機構	2,480,731	2,018,063	▲ 462,668	▲ 18.7	▲ 15.2	計画的な定員削減を実施してきたこと、及び超過勤務の縮減の取り組みを行ったため	総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	35,762,480	26,404,824	▲ 9,357,656	▲ 26.2	▲ 22.7	「給与、報酬等支給総額」については、中期計画に掲げる人員削減を着実に実施したこと等により、基準年度に比べ△22.7%の削減となった（「平成23年度実績」等については、平成23年10月1日に独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され、職業能力開発業務等が移管されたことから、独立行政法人雇用・能力開発機構の支出額を把握し、合算して補正した。）。	総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。
	福祉医療機構	2,412,895	1,980,361	▲ 432,534	▲ 17.9	▲ 14.5	常勤職員数の抑制、管理職ポストの削減など、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行ってきた結果、平成23年度における給与、報酬等支給総額は対基準年度比△14.5%となった。	総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。
	労働政策研究・研修機構 ◇	1,201,763	968,670	▲ 233,093	▲ 19.4	▲ 16.0	職員給与の見直し、事務系管理職の賞与削減及び業務の重点化等による人員の抑制等により「平成22年度までに5%以上の削減」は既に22年度に達成（△16.2%）しており、23年度も16.0%の削減となっている。	総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。
	雇用・能力開発機構	34,203,169	11,043,546	▲ 23,159,623	－	－	-	-
	労働者健康福祉機構	101,685,384	107,453,159	5,767,775	5.7	9.1	平成17年度の総人件費総額は1,017億円であったが、平成23年度においては1,075億円となっており、5.7%増になっている。 その理由については、診療業務（病院）の実施に当たり、良質な医療を提供しつつ、労災病院に求められる役割を着実に果たしていくためには、医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の人員増は不可欠であるため、人件費の増加はやむをえなかったものである。 一方で、こうした義務的・不可避的な増加分を除いた人件費については、賞与削減や俸給表の見直し等を実施するなどの給与改革や施設の統廃合、アウトソーシング等による人員減を推進することで、人件費削減に努めている。 （※仮に事務・技能職員のみ比較した場合は、平成23年度の人件費総額は平成17年度比で▲16.9%となる。）	平成23年度の総人件費は平成17年度比5.7（補正値9.1）%増であり、経済財政運営と構造改革に関する基本方針（平成18年7月7日閣議決定）の総人件費削減目標（平成17年度比6%減）が達成されていないことは事実である。 総人件費削減目標が達成されなかった理由は、平成17年度に社会問題となったアスベスト疾患への対応等や、救急救命センター、ICU、HCUの整備、急性期医療に対応する看護体制の強化などを行う必要があることから、診療部門で医師及び看護師を増員したためと考えられる。 一方、医療職以外の事務・技能職員の人件費については、▲16.9（補正値13.4）%減であり、効率化の努力も行われている。 これらの点について国民の皆様に納得いただけるよう、アスベスト関連疾患への対応などの政策医療の取組が着実に行われていること等について、十分な説明責任を果たしていただき、より一層の効率的な運営の促進を図っていただきたい。

厚生労働省	国立病院機構	304,525,998	334,096,380	29,570,382	9.7	13.1	(注1) 「人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は0.7%、平成20年度は0%、平成21年度は▲2.4%、平成22年度は▲1.5%、平成23年度は▲0.23%となっている。 (注2) 平成23年度の給与、報酬等支給総額の実績は、平成24年6月期の業績手当等において人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を調整した額(152,578千円)を除いて算出している。 (注3) 注1の「人件費削減率(補正値)」を用いずに、国立病院機構の実態に応じて国の給与改定に沿って補正値を算出した場合は、国立病院機構の平成23年度における総人件費改革の対象となる人件費は、341,199百万円となり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費304,526百万円と比較すると36,673百万円の増となり、最終的な総人件費の増は、約12.0%となる。 (1) 総人件費削減に向けた取組として ① 技能職の退職後不補充 ② 非効率病棟の整理・集約、事務職の削減等 ③ 独法移行時の給与カーブの変更・調整額の廃止 などを行った結果、削減額は平成18年度から平成23年度までの6年間で30,001百万円となり、総人件費改革の基準値で ある平成17年度人件費304,526百万円の9.85%の削減を行った。 (2) 一方、国立病院機構としての役割を果たすための人件費増として、 ① 他の設置主体では代替困難な医療の体制整備(心神喪失者等医療観察法や障害者自立支援法等) ② 地域医療計画を踏まえた救命救急、周産期医療等への対応や政策医療の推進のための対応、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善等のための体制整備 ③ 医師不足解消に向けた取組・救急医等の処遇改善及び地域医療との連携強化のための体制整備 などを行った結果、平成18年度から平成23年度までの6年間で66,675百万円の増となっている。 引き続き、技能職の退職後不補充、非常勤職員への切替及びアウトソーシング化、非効率病棟となっている病棟の整理・集約等により人件費削減を図っていくが、国立病院機構としての役割を果たしていくためには一定の人件費増は避けられないものとなっている。 また、平成22年度の「業務実績の評価結果」において、厚生労働省独立行政法人評価委員会からは、総人件費改革の取組について、次の意見・評価を受けている。 [平成22年度業務実績の評価結果] 「総人件費改革の取組として、技能職の退職不補充、非効率病棟の整理・集約、事務職の削減、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度以降平成22年度までの削減額266億円(8.72%)については高く評価できる。 他方、増額は560億円あり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費と比すると294億円増となり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を合わせた率(対医業収益)55.3%は、平成17年度決算(57.8%)に比べて2.5ポイント低下している。 また、他の設置主体では代替困難な心神喪失者等医療観察法等に基づく医療体制の整備、医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。 今後とも適正な人件費管理を行っていくことは必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況のなかで、患者の目線に立った安全かつ良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには、引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であるとともに、事務職やコメディカルの配置抑制が既に限界に達していることも踏まえると、医療現場に対する総人件費改革の一律の適用はもはや困難であり、早期改善を強く望む。」	平成23年度の総人件費は平成17年度比9.7(補正値13.1)%増であり、経済財政運営と構造改革に関する基本方針(平成18年7月7日閣議決定)の総人件費削減目標(平成17年度比6%減)が達成されていないことは事実である。 総人件費削減目標が達成されなかった理由は、他の設置主体に比べて手薄な人員配置になっている状況の中で、心神喪失者医療観察法や障害者自立支援法等の対応など他の設置主体では代替困難な医療体制の整備や、救命救急センター、ICU、HCUの整備、周産期医療に対応する看護体制の強化などを行う必要性があり、診療部門で医師及び看護師を増員したためと考えられる。なお、その結果、病院事業では、大幅な収支改善(平成23年度医業収支は534億円の黒字)となっている。 一方、医療職以外の事務・技能職員の人件費については、22.5(補正値19.1)%減であり、効率化の努力も行われている。 これらの点について国民の皆様に納得いただけるよう、心神喪失者医療観察法や障害者自立支援法等の対応など他の設置主体では代替困難な医療体制の整備や、救命救急センター、ICU、HCUの整備、周産期医療の体制整備などの政策医療の取組が着実に行われていること等について、十分な説明責任を果たしていただき、より一層の効率的な運営の促進を図っていただきたい。
	医薬品医療機器総合機構	4,736,703	4,729,868	▲ 6,835	▲ 0.1	3.3	平成17年度(基準年度)の総人件費総額が47.4(億円)だったものが、平成23年度においては、47.3(億円)になっており、▲0.1%となっているが、人事院勧告を踏まえた補正値を考慮した場合は3.3%増となっている。 総人件費改革の取組においては、審査部門の増員分は平成17年度基準額の補正が認められ増員の影響は除外されているが、安全対策部門の増員分については補正が認められないため、結果として安全対策部門の増員分が削減率の押し上げる要因となっている。 なお、仮に安全対策部門も補正が認められた場合、平成23年度の人件費総額はH17年度比で▲8.4%(補正値)となり、削減目標は達成できている。	平成23年度の総人件費は平成17年度比0.1%減(補正値3.3%増)であり、経済財政運営と構造改革に関する基本方針(平成18年7月7日閣議決定)の総人件費削減目標(平成17年度比6%減)が達成されていないことは事実である。 総人件費削減目標が達成されなかった理由は、平成21年度に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」で安全対策部門の体制を強化することになり、肝炎対策、新型インフルエンザ対策等の喫緊の課題への対応策として法人の増員を行ったためと考えられる。 一方、安全対策部門の増員分を除いた人件費については、11.9(補正値8.4)%減であり、効率化の努力も行われている。 これらの点について国民の皆様に納得いただけるよう、安全対策への取組が着実に進んでいること等に関して十分な説明責任を果たしていただき、より一層の効率的な運営の促進を図っていただきたい。
	医薬基盤研究所 ◇	641,885	534,525	▲ 107,360	▲ 16.7	▲ 13.3	常勤職員の中途採用や欠員の補充にあたっては若年者の採用をすすめるとともに、非常勤職員の活用を行って常勤職員数及び人件費の抑制に努めたため。	総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。
	年金積立金管理運用	803,974	635,779	▲ 168,195	▲ 20.9	▲ 17.5	給与カーブのフラット化、号俸の細分化等給与改定による効果等	総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。

総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額(千円)	304,525,998	305,957,856	312,968,784	314,203,948	319,214,055	326,958,545	334,096,380
人件費削減率(%)		0.5	2.8	3.2	4.8	7.4	9.7
人件費削減率(補正値)(%)		0.5	2.1	2.5	6.5	10.6	13.1

厚生労働省	国立がん研究センター ◇※	9,686,612	11,368,314	1,681,702	17.4	19.1	今般の人件費の増加は、がんその他の悪性新生物に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立がん研究センターの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。 (※:がんその他の悪性新生物に関する治験の推進、外科医や麻酔科医の確保による診療体制の強化、夜勤体制の強化等)今後の対応として、技能職の退職後不補充等により、人件費の削減に努める。また、人件費・材料費の伸びの抑制等により病院収支の更なる向上に努め、外部研究費や知的財産の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、22年度のCRC(治験コーディネーター)増員等を最大限に活用して治験・臨床研究の数の増加に努め、研究成果等について国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立がん研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。	平成23年度の総人件費は平成21年度比17.4(補正値19.1)%増であり、経済財政運営と構造改革に関する基本方針(平成18年7月7日閣議決定)の総人件費削減目標(平成21年度比2%減)が達成されていないことは事実である。 総人件費削減目標が達成されなかった理由は、がんその他の悪性新生物に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)などを行う必要性があることから、診療部門で医師及び看護師を増員したため等と考えられる。 また、医療職以外の事務・技能職員の人件費も、独立行政法人化移行後の経営分析や監査業務への対応や、DPC体制強化等を行う必要があったことなどの理由により増加している。この点については大変遺憾である。(なお、この点につき、法人は今後平成25年度までに平成21年度比4.3%削減する見込みとしている。) これらの点について国民の皆様に納得いただけるよう、肝臓がんの全ゲノム解読による、肝炎ウイルス関連肝がんに特徴的な変異パターンの世界初となる発見など特筆すべき研究成果が得られたこと等について、十分な説明責任を果たしていただきたい。また、特に事務・技能職員の人件費削減は確実に実施するなど効率的な運営に向けた適切な取組を実施していただきたい。 (※)がんその他の悪性新生物に関する治験の推進、診療体制の強化、夜勤体制の強化等
	国立循環器病研究センター ☆※	6,761,655	7,451,407	689,752	10.2	11.9	・平成23年度の事務・技能職の人数は、対17年度比で▲8.9%となっており、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、救急医や外科医、産科医等の適切な配置や臓器移植の取組の強化等により、病院収支の更なる向上に努める。外部研究費等の獲得についても努力するほか、研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。 ・人件費の増加は、循環器病に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立循環器病研究センターの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたためである。 (※:循環器病に係る治験の推進、救命救急センターやCCUの体制強化等)	平成23年度の総人件費は平成21年度比10.2(補正値11.9)%増であり、経済財政運営と構造改革に関する基本方針(平成18年7月7日閣議決定)の総人件費削減目標(平成21年度比2%減)が達成されていないことは事実である。 総人件費削減目標が達成されなかった理由は、循環器病に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供のための人材確保(※)などを行う必要性があることから、診療部門で医師及び看護師を増員したため等と考えられる。 一方、医療職以外の事務・技能職員の人件費については、平成21年度比2.8(補正値1.1)%減であり、効率化の努力も行われているが十分でない。この点については大変遺憾である。(なお、この点につき、法人は今後技能職の退職者不補充により、平成24年度までに平成21年度比5.0%削減する見込みとしている。) これらの点について国民の皆様に納得いただけるよう、血管拡張など様々な作用を持つアドレノメデュリンの下肢抹消動脈閉塞症への世界初の臨床応用など特筆すべき研究成果が得られたこと等について、十分な説明責任を果たしていただき、より一層の効率的な運営の促進を図っていただきたい。また、特に事務・技能職員の人件費削減は確実に実施するなど効率的な運営に向けた適切な取組を実施していただきたい。 (※)循環器病に係る治験の推進、救命救急センターやCCUの体制強化等
	国立精神・神経医療研究センター ☆※	4,298,832	4,825,856	527,024	12.3	14.0	○ 国立精神・神経医療センターの総人件費は平成23年度48.3億円となっており、平成21年度比で12.3%(補正値14.0%)増となっている。 ○ 今般の人件費の増加は、精神・神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達障害に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立精神・神経医療研究センターの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたためである。 (※:精神・神経疾患患者の合併症の治療等診療体制の強化、精神科病棟13:1看護、一般病棟7:1看護の実施等) ○今後の対応として、事務職、技能職の退職後不補充等により、より一層の人件費削減・効率化が必要と考えている。また、平均在院日数の短縮化や病床回転率の向上、診療報酬に係る上位基準取得等により病院収支の赤字幅の縮減に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立精神・神経医療研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。	成23年度の総人件費は平成21年度比12.3(補正値14.0)%増であり、経済財政運営と構造改革に関する基本方針(平成18年7月7日閣議決定)の総人件費削減目標(平成21年度比2%減)が達成されていないことは事実である。 総人件費削減目標が達成されなかった理由は、精神・神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達障害に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供のための人材確保(※)などを行う必要性があることから、診療部門で医師及び看護師を増員したため等と考えられる。 また、医療職以外の事務・技能職員の人件費も、独立行政法人移行後の経営分析や監査業務に適切に対応する必要があったことなどの理由により増加している。この点については大変遺憾である。(なお、この点につき、法人は今後平成24年度までに平成21年度比9.9%削減する見込みとしている。) これらの点について国民の皆様に納得いただけるよう、筋難病である先天性筋ジストロフィーの原因解明、神経軸索変性を制御する新しい分子メカニズムの解明、難病である視神経脊髄炎の原因解明など特筆すべき研究成果が得られたこと等について、十分な説明責任を果たしていただきたい。また、特に事務・技能職員の人件費削減は確実に実施するなど効率的な運営に向けた適切な取組を実施していただきたい。(※)精神・神経疾患患者の合併症の治療等診療体制の強化、精神科病棟13:1看護、一般病棟7:1看護の実施等
	国立国際医療研究センター ◇※	10,670,854	11,583,631	912,777	8.6	10.3	○国立国際医療研究センターの総人件費は平成23年度116.8億円となっており、平成21年度比で8.6%(補正値10.3%)増となっている。 ○今般の増員は、新興・再興感染症、糖尿病、肝炎等に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、国立国際医療研究センターの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。 (※:新興・再興感染症等に係る治験の推進、救命救急センターやNICU、ICU等の体制強化等) ○今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、結核病棟や精神病棟における平均在院日数のできる限りの短縮化や、平成22年8月の病棟建替えに伴う重症患者の受入体制の強化等により、病院収支の赤字幅の縮減に努める。外部研究費等の獲得についても努力するほか、研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。	平成23年度の総人件費は平成21年度比8.6(補正値10.3)%増であり、経済財政運営と構造改革に関する基本方針(平成18年7月7日閣議決定)の総人件費削減目標(平成21年度比2%減)が達成されていないことは事実である。 総人件費削減目標が達成されなかった理由は、新興・再興感染症、糖尿病、肝炎等に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供のための人材確保(※)などを行う必要性があることから、診療部門で医師及び看護師を増員したため等と考えられる。 一方、医療職以外の事務・技能職員の人件費については、平成21年度比4.3(補正値2.6)%減であり、効率化の努力も行われている。 これらの点について国民の皆様に納得いただけるよう、B型肝炎の新たな創薬標的やアジア人特有の糖尿病関連遺伝子の発見など特筆すべき研究成果が得られたこと等について、十分な説明責任を果たしていただき、より一層の効率的な運営の促進を図っていただきたい。 (※)新興・再興感染症等に係る治験の推進、救命救急センターやNICU、ICU等の体制強化等

厚生労働省	国立成育医療研究センター ※	5,667,754	6,603,082	935,328	16.5	18.2	○ 国立成育医療研究センターの総人件費は平成23年度66.0億円となっており、平成21年度比で16.5%（補正値18.2%）増となっている。 ○ 今般の人件費の増加は、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保（※）など、NCの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。 （※：成育医療に係る治験の推進、NICUやICU等の体制強化、周産期病棟30床の増設等） ○ 今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、救急医や産科医の適切な配置等により病院収支の更なる向上に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。また、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、24年度以降の独立行政法人等の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う国立成育医療研究センターが、より一層の成果を発揮できるよう、その研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。	平成23年度の総人件費は平成21年度比16.5（補正値18.2）%増であり、経済財政運営と構造改革に関する基本方針（平成18年7月7日閣議決定）の総人件費削減目標（平成21年度比2%減）が達成されていないことは事実である。 総人件費削減目標が達成されなかった理由は、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供のための人材確保（※）などを行う必要性があることから、診療部門で医師及び看護師を増員したため等と考えられる。 また、医療職以外の事務・技能職員の人件費も、独立行政法人移行後の経営分析や監査業務に適切に対応する必要があったことなどの理由により増加している。この点については大変遺憾である。（なお、この点につき、法人は今後平成24年度までに平成21年度比5.9%削減する見込みとしている。） これらの点について国民の皆様に納得いただけるよう、小児難病に対する遺伝子治療や再生医療の開発に向けた研究など特筆すべき研究成果が得られたこと等について、十分な説明責任を果たしていただきたい。また、特に事務・技能職員の人件費削減は確実に実施するなど効率的な運営に向けた適切な取組を実施していただきたい。 （※）成育医療に係る治験の推進、NICUやMFICUの体制強化、周産期病棟30床の増設等
	国立長寿医療研究センター ☆※	2,866,398	3,040,447	174,049	6.1	7.8	国立長寿医療研究センターの平成23年度における総人件費改革の対象となる人件費は、3,042,864千円であり、21年度2,866,398千円と比較すると、176,466千円（6.2%）の増となっている。これは、認知症を始めとする加齢に伴う疾患に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保など、国立長寿医療研究センターの役割を着実に果たすために、医師・その他医療職等の増員等をした影響が大きい。今後も当年度に引き続き、事務職・技能職の退職後の不補充、非常勤職員への切替及びアウトソーシング化により、一層の人件費削減・効率化に努める。	平成23年度の総人件費は平成21年度比6.1（補正値7.8）%増であり、経済財政運営と構造改革に関する基本方針（平成18年7月7日閣議決定）の総人件費削減目標（平成21年度比2%減）が達成されていないことは事実である。 総人件費削減目標が達成されなかった理由は認知症を始めとする加齢に伴う疾患に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供のための人材確保（※）などを行う必要性があることから、診療部門で医師及び看護師を増員したため等と考えられる。 一方、医療職以外の事務・技能職員の人件費については、平成21年度比3.4（補正値1.7）%減であり、効率化の努力も行われているが十分でない。この点については大変遺憾である。（なお、この点につき、法人は今後平成24年度までに平成21年度比7.0%削減する見込みとしている。） これらの点について国民の皆様に納得いただけるよう、アルツハイマー病の原因とされるタンパク質・ベータアミロイドが脳内に蓄積する仕組みの解明など特筆すべき研究成果が得られたこと等について、十分な説明責任を果たしていただきたい。また、特に事務・技能職員の人件費削減は確実に実施するなど効率的な運営に向けた適切な取組を実施していただきたい。 （※）認知症等に係る治験の推進、医師・その他医療職の増員による診療体制強化等
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	4,886,806	4,321,528	▲ 565,278	▲ 11.6	▲ 8.1	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、8.1%の削減を行い目標を達成した。	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、8.1%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
	種苗管理センター	2,111,090	1,916,129	▲ 194,961	▲ 9.2	▲ 5.8	中期計画において設定した削減目標である平成17年度と比較して6%以上の削減に対し、平成23年度人件費削減率（補正値）が△5．8%となったことの要因は、人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分△0．23%ついて、平成23年度の「給与、報酬等支給総額」に反映することができなかったことによる。	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、人事院勧告による改定分（△0.23%）を含めると6.0%の削減であり、適正に取り組んでいると考えている。 なお、総人件費削減の取組についてより丁寧な説明責任を果たすとともに、今後とも効率的な業務運営に努める必要がある。
	家畜改良センター	5,317,225	4,803,255	▲ 513,970	▲ 9.7	▲ 6.2	総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、6.2%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
	水産大学校	1,436,682	1,300,336	▲ 136,346	▲ 9.5	▲ 6.1	定年退職者に対して新規採用を抑制すること等により、平成23年度において、6%以上の削減計画を達成した。	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、6.1%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
	農業・食品産業技術総合研究機構 ◇	23,135,042	21,055,284	▲ 2,079,758	▲ 9.0	▲ 5.6	中期計画において、設定した削減目標である平成17年度と比較して6%以上の削減に対し、平成23年度人件費削減率（補正値）が5.6%となったことの要因は以下のとおり。緊急性を有する震災対応により、超過勤務の縮減が困難であったこと及び震災の影響等により自己都合、勧奨退職者が例年実績に比べて減少したことによる。（0.28%）また、人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定（△0.23%）の影響分がある。（0.23%）	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、人事院勧告による改定分（△0.23%）を含めて5.8%の達成にとどまっている。 平成24年3月には役員報酬や管理職手当を減額し、未達成相当額については、平成24年7月まで役員報酬を減額することなどにより、平成24年度において削減するとしており、これを確実に実現するよう要請する。
	農業生物資源研究所 ◇	3,289,445	2,971,771	▲ 317,674	▲ 9.7	▲ 6.2	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、6.2%の削減を行い目標を達成した。	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、6.2%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
	農業環境技術研究所 ◇	1,557,363	1,361,826	▲ 195,537	▲ 12.6	▲ 9.1	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、9.1%の削減を行い目標を達成した。	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、9.1%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
	国際農林水産業研究センター ◇	1,376,381	1,226,655	▲ 149,726	▲ 10.9	▲ 7.4	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、7.4%の削減を行い目標を達成した。	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、7.4%の削減となっており、適正に取り組んでいる。

農林水産省	森林総合研究所 ◇	6,272,070	5,632,389	▲ 639,681	▲ 10.2	▲ 6.8	採用抑制による常勤職員数の減少化を行った。	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、6.8%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
	水産総合研究センター ◇	7,667,558	6,929,260	▲ 738,298	▲ 9.6	▲ 6.2	退職者の不補充等により、平成23年度において、6%以上の削減計画を達成した。	平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、6.2%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
	農畜産業振興機構	2,189,367	1,821,340	▲ 368,027	▲ 16.8	▲ 13.4	①人件費改革として、平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進した。②平成19年度からは「新たな人事管理制度」を導入し、人件費を削減した。	平成23年度においては、平成17年度比で13.4%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
	農業者年金基金	754,840	636,739	▲ 118,101	▲ 15.6	▲ 12.2	減少の要因としては、 ①平成23年度計画に基づき常勤職員数の1名削減②管理職手当の引下げ措置、 を行ったため。	平成23年度においては、平成17年度比で12.2%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
	農林漁業信用基金	1,211,881	992,594	▲ 219,287	▲ 18.1	▲ 14.7	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、14.7%の削減を行い目標を達成した。	平成23年度においては、平成17年度比で14.7%の削減となっており、適正に取り組んでいる。
経済産業省	経済産業研究所	444,806	390,553	▲ 54,253	▲ 12.2	▲ 8.8	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく取組を、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ、平成23年度まで継続する(6年間で6%以上の削減)。	総人件費削減の進ちょくについては、流動的な雇用人材の活用や人員配置の工夫により目標達成に向けて堅調に推移しており、24年度も努力を継続する。
	工業所有権情報・研修館	1,043,901	786,904	▲ 256,997	▲ 24.6	▲ 21.2	6年間で21.2%の人件費を削減し(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)、削減目標を大幅に達成した。	給与構造改革を踏まえ、平成23年度まで「行政改革の重要方針」に基づく国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)に準じた取組を継続した結果、平成23年度までの6年間で人件費を21.2%削減(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)しており、削減目標を上回る取組を行っていると評価できる。
	産業技術総合研究所 ☆# ◇	29,336,933	26,559,086	▲ 2,777,847	▲ 9.5	▲ 6.0	5年間で5%以上の人件費削減(削減率5%)。但し、平成17年度(競争的研究資金による職員にかかる人件費を除く給与、報酬等支給総額29,336,933千円)を基準としている。	総人件費の削減については、平成23年度の削減目標である平成17年度比△6%に対し、△6.04%となっており、順調に進捗したと判断される。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 ◇	6,614,531	5,171,297	▲ 1,443,234	▲ 21.8	▲ 18.4	民間出向者の計画的な抑制、退職者の不補充による人員削減等	総人件費の削減については、平成23年度の削減目標である平成17年度比△6%に対し、△18.4%となっており、順調に進捗していると判断される。
	日本貿易振興機構	13,664,699	11,288,665	▲ 2,376,034	▲ 17.4	▲ 14.0	給与構造改革および採用抑制等を実施。	人事院勧告を参考にした給与改定、給与構造改革および採用抑制を実施することにより、総人件費削減に努めており、下記のとおり平成19年度以降、人件費削減率(補正値)で毎年前年度比1%以上削減されていることから、適切な取組と検証する。
	原子力安全基盤機構	4,688,323	4,223,462	▲ 464,861	▲ 9.9	▲ 6.5	計画的な採用を進めたことなどにより、平成17年度比6%超の削減を達成。	総人件費の削減については、平成23年度の削減目標である平成17年度比△6%に対し、△6.5%となっており、順調に進捗していると判断される。
	情報処理推進機構	1,757,044	1,465,456	▲ 291,588	▲ 16.6	▲ 13.2	国家公務員の給与構造改革等を踏まえて、役職員給与について適切に見直しを実施。	平成23年度は、6年間で6%以上を基本とする削減を大きく上回る16.6%の削減を達成していることから、着実に実施されていることを確認。
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,004,745	4,010,421	▲ 994,324	▲ 19.9	▲ 16.4	給与、報酬等支給総額については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、給与、報酬等について必要な見直しを進め、これにより支給額を抑制し、前年度と比較して減額となっている。	給与水準を引き下げる取り組みにより、総人件費については、基準年(平成17年度)に比し、16.4%の削減(平成23年度:補正値※)を実現している。 今後も総人件費の削減目標や給与水準の低減の計画的かつ着実な達成のため給与水準の適切な運営を行っていく。 ※補正値とは、人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率。
	中小企業基盤整備機構	7,982,538	6,551,246	▲ 1,431,292	▲ 17.9	▲ 14.5	地域手当率の据え置きの継続、エリア限定職の増等給与水準の抑制及び人件費削減に努める。	総人件費の削減については、平成18年度以降の6年間で平成17年度比△6%以上の削減目標に対し、△14.5%となっており、順調に進捗していると判断される。当法人は今後も行政改革の重要方針を踏まえた人件費改革を継続し、今後も総人件費の削減目標や給与水準の低減の計画的かつ着実な達成のため給与水準の適切な運営を促していく。
国土交通省	土木研究所 ◇	3,708,094	3,329,234	▲ 378,860	▲ 10.2	▲ 6.8	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	建築研究所 ◇	834,225	762,949	▲ 71,276	▲ 8.5	▲ 5.1	人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成23年度まで削減を継続する。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	交通安全環境研究所 ◇	819,577	738,796	▲ 80,781	▲ 9.9	▲ 6.4	「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成23年度までにおいて、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、役職員の給与に関しても国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを推進する。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	海上技術安全研究所 #◇	1,926,186	1,669,412	▲ 256,774	▲ 13.3	▲ 9.9	各般の事業運営の効率化を通じ、人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的なするための行政改革の推進に関する法律」(平成18 年法律第47 号)を踏まえ、平成18 年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23 年度も引き続き実施する。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。

国　土交通省	港湾空港技術研究所　◇	863,828	759,319	▲ 104,509	▲ 12.1	▲ 8.7	「行政改革の重要方針」を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととし、役職員の給与についても国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを実施する	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	電子航法研究所　☆◇	606,377	502,124	▲ 104,253	▲ 17.2	▲ 13.8	「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成17年度予算を基準として平成18年度からの5年間で5%以上の削減を実施した。平成23年度以降についても人件費削減の取組を引き続き着実に実施する。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減することとされているところ、当該法人においては既に達成済みであるが、平成23年度においても政府における総人件費削減の取組を踏まえ着実に実施しており、適正に取り組んでいる。
	航海訓練所	3,744,390	3,107,298	▲ 637,092	▲ 17.0	▲ 13.6	各般の業務運営の効率化を通じて、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとする。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	海技教育機構	1,739,035	1,542,405	▲ 196,630	▲ 11.3	▲ 7.9	各般の業務運営の効率化を通じて、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとする。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	16,603,447	13,122,252	▲ 3,481,195	▲ 21.0	▲ 17.5	中期計画における人件費削減の取組み及び定年退職により職員数が減少しているため。なお、人事院勧告分の削減額については役員分についてのみ記載した(職員分については労使交渉継続中)。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	国際観光振興機構	1,132,559	907,027	▲ 225,532	▲ 19.9	▲ 16.5	削減5%以上を目標に人件費改革に取り組むとともに、これまで適正かつ厳格な人事考課を実施し、これを給与に反映させてきた。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	水資源機構	14,338,034	11,864,325	▲ 2,473,709	▲ 17.3	▲ 14.1	給与抑制措置及び人員の削減による。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	自動車事故対策機構	2,909,116	2,531,422	▲ 377,694	▲ 13.0	▲ 9.6	役職員の俸給について、約5%の引き下げ(平成21年度初より)、管理職の削減及び国家公務員の給与改正等を踏まえた勤勉手当等の見直しを実施した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	海上災害防止センター	310,515	262,762	▲ 47,753	▲ 15.4	▲ 11.9	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえながら、経営基盤の強化につながるHNS業務の拡充・強化のための体制整備を行いつつ、厳しく見直すこととしている。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	奄美群島振興開発基金	151,912	129,705	▲ 22,207	▲ 14.6	▲ 11.2	・職員の新規採用見送り ・本部職員の特地勤務手当の段階的引き下げ(廃止) (17年度:9%→18年度:6%→19年度:3%→20年度:廃止) ・定期昇給の抑制 ・管理職手当の削減 ・国家公務員に準じた給与改定の実施	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	日本高速道路保有・債務返済機構　△	946,338	808,909	▲ 137,429	▲ 14.5	▲ 11.1	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施し、さらに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成23年度まで人件費改革の取組を継続するとともに、中期目標期間を通じて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととしております。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	住宅金融支援機構　◎	9,755,681	8,047,255	▲ 1,708,426	▲ 17.5	▲ 14.1	・給与水準の適正化に向けた取組(賞与の年間支給月数の引下げ等)及び職員数の減を主な要因として、中期計画において設定した削減目標を上回る削減率となっている。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
環境省	国立環境研究所　◇	2,323,935	2,034,506	▲ 289,429	▲ 12.5	▲ 9.0	「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ見直している。	総人件費については、閣議決定を踏まえた給与削減が適切に実施され、達成されている。

（2） 人員の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準(a)（平成17年度実績）	平成23年度実績 (b)	(b)-(a)	増減率	人員削減に向けた取組内容と不達成の場合、その理由	主務大臣の検証結果
内閣府	国立公文書館	（人） 44	（人） 39	（人） ▲ 5	% ▲ 11.4	-	常勤職員を平成17年度末比11.4%削減するなど、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を着実に推進している。
	北方領土問題対策協会	21	19	▲ 2	▲ 9.5	-	総人件費の削減については着実に行われているところであり、引き続き、関係法令や中期目標、中期計画等を踏まえた削減努力を継続することが必要である。
総務省	統計センター ◇	912	818	▲ 94	▲ 10.3	-	常勤役職員数は、国家公務員の定員の純減目標に準じた削減の取組を実施しており、総人件費改革の取組の最終目標年度である平成23年度は818人（目標844人）となり、目標を達成した。
財務省	造幣局	1,112	918	▲ 194	▲ 17.4	中期計画に基づく人員削減。	第2期中期計画において、国の行政機関における定員の純減目標（平成17年度末定員を基準とし、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減）より高い目標（平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間で10%以上の削減）を設定しており、平成22年度末において目標を上回る実績（△15.2%）を上げている。さらに、平成23年度末においては17.4%の削減となっており、適切に取組みが行われているものと認められる。
	国立印刷局	5,056	4,402	▲ 654	▲ 12.9	中期計画に基づく人員削減。	第2期中期計画において、国の行政機関における定員の純減目標（平成17年度末定員を基準とし、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減）より高い目標（平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間で10%以上の削減）を設定しており、平成22年度末において目標を上回る実績（△11.5%）を上げている。さらに、平成23年度末においては12.9%の削減となっており、適切に取組みが行われているものと認められる。
文部科学省	理化学研究所 ☆＃◇	2,233	2,031	▲ 202	▲ 9.0	総人件費改革への対応と、新規課題の推進を両立するため、常勤職員の採用を極力抑制してきた。	平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。
厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	302	218	▲ 84	▲ 27.8	平成17年度を基準として5%以上の人員の削減	総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。
	年金・健康保険福祉施設整理機構	36	25	▲ 11	▲ 30.6	中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針・平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を行うこと。 ・国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進めること。 ・総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。	総人件費削減目標を達成している。これは、経営改善努力など適切な取組の結果と考えられる。今後も引き続き効率的な運営を行っていただきたい。
経済産業省	日本貿易保険	157	145	▲ 12	▲ 7.6	平成22年度末の人員数は135人となり、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえた「平成17年度末と比較して5%以上の人員削減」という目標を達成した。 また、平成23年度末の人員数は145人となり、「平成20年度末の97%以内」とする目標も達成した。	NEXIにおいては「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」による人件費削減・人員純減を上回る取組を行っていることを認める。
	製品評価技術基盤機構	429	400	▲ 29	▲ 6.8	-	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」に基づく総人件費改革の取組みについては、平成18年度からの5年間で5%以上の純減目標を達成し、適切に実施している。引き続き、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成23年度まで総人件費改革の取組みを継続する。
国土交通省	航空大学校	124	109	▲ 15	▲ 12.1	人件費削減の取り組みについては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から平成22年度までの5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を第3期中期計画においても引き続き着実に実施するため「人事に関する計画」により、基準日（平成23年4月1日）における常勤役職員数112名を中期目標期間の最終年度（平成27年度）までに約10%程度削減することを指標としており、平成23年度においては、平成22年度人員数より3名（△2．6%）削減した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	自動車検査	876	823	▲ 53	▲ 6.1	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）を踏まえ、適正に取り組んでいる。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	空港周辺整備機構	95	64	▲ 31	▲ 32.6	業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ることとし、組織定員等の見直しを推進した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。
	都市再生機構	4,326	3,550	▲ 776	▲ 17.9	第1期中期計画（平成16年7月から平成20年度末まで）においては、特殊法人最終年度（平成15年度）における旧都市公団と旧地域公団を合わせた職員数約4,700人を、平成20年度末までに4,000人以下の体制とする人員削減目標を掲げ、これを達成した。	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。

環境省	環境再生保全機構	161	148	▲ 13	▲ 8.1	中期計画に基づき常勤職員数を削減。	平成20年度に達成しており、適正である。
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	396	313	▲ 83	▲ 21.0	中期計画に定めた削減計画に基づき、人員削減を行った。	今中期目標における総人件費削減（人員削減）については、平成22年度比15％を目標として10％以上の人員削減を実施するため、各年度平均2％以上の人員削減をするとしているところ、平成23年度においても前年比約2％に当たる6名を確実に削減しており、着実に目標を達成している。

（注）1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年9月7日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 各法人は、中期目標・中期計画に定められた人件費の削減又は人員の純減を図ることとなるが、本表(a)欄に示した金額又は人数は、その取組の結果を実績に基づいて測定し、目標達成を判断する際の基準となるものである。
3 削減の対象となる人件費の範囲は、常勤の役員及び職員に支給される報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。
4 削減の対象となる人員の範囲は、常勤の役員及び職員である。
5 増減率（補正値）とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職（一）職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0％、平成19年度は0.7％、平成20年度は0％、平成21年度は▲2.4％、平成22年度は▲1.5％、平成23年度は▲0.23％となっている。
6 ＊は平成19年10月に設立された法人であり、基準額については、中期計画にあるとおり、「平成19年度の当該経費相当額（人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。））相当額を標準的な年間あたり経費に換算した額」を算出した。
7 ☆は、競争的研究資金により任期付職員を雇用している法人であることを示す。競争的研究資金については、公募により交付先が決定され、あらかじめ人件費を見込むことができない。このため、同資金による人件費については削減対象とされていない。
8 ＃は、研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金による任期付職員を雇用している法人であることを示す。同資金については、あらかじめ人件費を見込むことができないことに加え、その政策的意義に鑑み、同資金による人件費については削減対象とはされていない。
9 ◇は、国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（「第三期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）を雇用している法人であることを示す。研究開発法人における当該人件費については、その政策的意義に鑑み、削減対象とはされていない。
10 △は平成17年度途中に設立された法人であり、基準額は設立から平成17年度末までの支給実績を基に推計している。
11 ◎は平成19年4月に設立された法人であり、基準額については、中期計画に記載のとおり、「平成18年度の住宅金融公庫の人件費（機構が権利及び義務を承継した保証協会に係る人件費を含む。）」を算出した。
12 ※は平成22年4月に設立された法人であり、平成21年度実績を基準額とし、中期計画に記載のとおり、平成22年度は1％以上を基本とする削減に取り組み、この取組を平成23年度まで継続することとされている。
13 国立公文書館は、平成23年4月の公文書管理法施行に伴い、移管公文書の大幅な増加や利用請求の権利化に伴う審査業務など質・量共に新規業務が追加されるため、8人増員している。当該増員分は、削減対象とされていない。
14 国民生活センターの実績額には、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い（平成20年6月9日付）」に基づき、廃止された他の独立行政法人の職員で同センターが採用した者に対する給与・報酬等は含めていない。
15 国際協力機構の基準額については、平成20年10月1日の国際協力銀行の海外経済協力業務の承継に伴う増員分（339人）を含んで算出したものとなっている。
また、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において「財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する」とされたことから、同機構に内製化された研修監理業務等に係る人件費（155人、365,541千円）を平成23年度給与、報酬等支給総額から除外した額となっている。
16 科学技術振興機構は、事業仕分けの結果を踏まえた日本科学未来館の運営見直しに伴い雇用される職員の人件費を除算した額となっている。当該人件費については、削減対象とされていない。
17 勤労者退職金共済機構及び高齢・障害・求職者雇用支援機構の基準額及び実績額は、平成23年10月に雇用・能力開発機構が廃止され、財形業務、職業能力開発業務等が両機構に移管されたことから、雇用・能力開発機構の支出額（廃止又は国に移管した業務に係る支出額に相当する額を除く。）を把握 し、合算して補正した額である。
18 高齢・障害・求職者雇用支援機構の基準額には、第1期中期計画上、「精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラム」に係る人件費は事業開始（平成17年10月）後1年間の人件費を含むとされており、平成18年4月～同年9月までの実績を平成17年度の実績額5,282,594千円に加え記載している。
19 雇用・能力開発機構は平成23年10月に廃止されたため、実績額は平成23年4月1日から9月30日までの該当する額を記載している。
20 医薬品医療機器総合機構の基準額については、平成18年12月25日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため、機構の審査人員について3年間で概ね倍増とされたことを踏まえ、平成23年度までの医薬品審査人員の増員分に係る人件費（1,531,975千円）及び、「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言」（平成20年5月19日対日投資有識者会議）において、デバイス・ラグの解消に向けた取組として、医療機器の審査員（35人）を概ね5年で3倍増（100人程度）とするとされたことを踏まえ、平成23年度までの医療機器審査人員の増員分に係る人件費（339,519千円）を基準年度（平成17年度）の実績額に加えて補正した額となっている。
21 国際農林水産業研究センター及び森林総合研究所は、平成20年4月1日の旧緑資源機構の業務承継に伴い増員となっているが、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」に基づき、人件費の5％以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除算した額となっている。これらの人件費については、削減対象とされていない。
22 工業所有権情報・研修館の基準額については、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分（34人）を含んで算出したものとなっている。
23 土木研究所の基準額については、平成20年4月1日の業務移管に伴う増員分（138人）を含んで算出したものとなっている。
24 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、その開学については、主任研究員が50人程度に達した時点を目途とするとされていることから、対象法人とはされていなかった。
25 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

資料5－6

給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成22年度（千円）	**平成23年度（千円）**	対前年度比較増▲減	
				増減額（千円）	対前年度比（%）
内閣府	◎ 国立公文書館	373,221	**423,090**	49,869	13.4
	北方領土問題対策協会	160,590	**154,466**	▲ 6,124	▲ 3.8
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 ＃	1,744,539	**1,228,192**	▲ 516,347	▲ 29.6
消費者庁	国民生活センター	969,383	**965,894**	▲ 3,489	▲ 0.4
総務省	情報通信研究機構	3,760,145	**3,771,950**	11,805	0.3
	◎ 統計センター	5,151,801	**5,020,608**	▲ 131,193	▲ 2.5
	平和祈念事業特別基金	144,286	**144,619**	333	0.2
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	376,216	**373,051**	▲ 3,165	▲ 0.8
法務省	日本司法支援センター ＃	4,608,131	**4,952,061**	343,930	7.5
外務省	国際協力機構	15,039,929	**14,983,107**	▲ 56,822	▲ 0.4
	国際交流基金	1,959,976	**1,906,513**	▲ 53,463	▲ 2.7
財務省	酒類総合研究所	360,057	**339,201**	▲ 20,856	▲ 5.8
	◎ 造幣局	6,382,313	**6,254,816**	▲ 127,497	▲ 2.0
	◎ 国立印刷局	29,981,900	**29,740,841**	▲ 241,059	▲ 0.8
	日本万国博覧会記念機構	421,977	**427,624**	5,647	1.3
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	577,902	**551,540**	▲ 26,362	▲ 4.6
	大学入試センター	737,343	**732,635**	▲ 4,708	▲ 0.6
	国立青少年教育振興機構	3,512,269	**3,470,918**	▲ 41,351	▲ 1.2
	国立女性教育会館	185,004	**176,156**	▲ 8,848	▲ 4.8
	国立科学博物館	1,108,846	**1,082,847**	▲ 25,999	▲ 2.3
	物質・材料研究機構	6,538,741	**6,161,037**	▲ 377,704	▲ 5.8
	防災科学技術研究所	1,369,287	**1,340,040**	▲ 29,247	▲ 2.1
	放射線医学総合研究所	3,527,989	**3,549,448**	21,459	0.6
	国立美術館	922,677	**912,127**	▲ 10,550	▲ 1.1
	国立文化財機構	2,619,439	**2,607,399**	▲ 12,040	▲ 0.5
	教員研修センター	363,019	**346,764**	▲ 16,255	▲ 4.5
	科学技術振興機構	10,451,125	**9,772,578**	▲ 678,547	▲ 6.5
	日本学術振興会	906,734	**915,895**	9,161	1.0
	理化学研究所	21,168,057	**21,320,644**	152,587	0.7
	宇宙航空研究開発機構	18,050,870	**18,457,347**	406,477	2.3
	日本スポーツ振興センター	2,685,731	**2,623,873**	▲ 61,858	▲ 2.3
	日本芸術文化振興会	2,230,009	**2,191,858**	▲ 38,151	▲ 1.7
	日本学生支援機構	3,449,879	**3,448,857**	▲ 1,022	▲ 0.0
	海洋研究開発機構	6,629,108	**6,883,028**	253,920	3.8
	国立高等専門学校機構	43,346,854	**43,075,111**	▲ 271,743	▲ 0.6
	大学評価・学位授与機構	837,407	**758,134**	▲ 79,273	▲ 9.5
	国立大学財務・経営センター	212,018	**189,436**	▲ 22,582	▲ 10.7
	日本原子力研究開発機構	38,969,194	**38,794,443**	▲ 174,751	▲ 0.4
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	409,164	**390,436**	▲ 18,728	▲ 4.6
	労働安全衛生総合研究所	910,067	**866,966**	▲ 43,101	▲ 4.7
	勤労者退職金共済機構	1,851,698	**1,911,684**	59,986	3.2
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	4,782,938	**16,074,302**	11,291,364	236.1
	福祉医療機構	2,022,320	**1,983,754**	▲ 38,566	▲ 1.9
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,937,829	**1,785,164**	▲ 152,665	▲ 7.9
	労働政策研究・研修機構	968,964	**970,364**	1,400	0.1
	雇用・能力開発機構 ※	25,081,187	**11,043,546**	▲ 14,037,641	▲ 56.0
	労働者健康福祉機構	107,156,138	**107,453,338**	297,200	0.3
	◎ 国立病院機構	326,958,545	**334,248,958**	7,290,413	2.2
	医薬品医療機器総合機構	4,434,994	**4,735,099**	300,105	6.8
	医薬基盤研究所	628,809	**612,503**	▲ 16,306	▲ 2.6
	年金・健康保険福祉施設整理機構	212,698	**172,043**	▲ 40,655	▲ 19.1
	年金積立金管理運用	642,449	**636,599**	▲ 5,850	▲ 0.9
	国立がん研究センター	11,002,525	**11,739,876**	737,351	6.7
	国立循環器病研究センター	7,272,502	**7,647,952**	375,450	5.2
	国立精神・神経医療研究センター	4,521,246	**4,840,027**	318,781	7.1
	国立国際医療研究センター	11,166,535	**11,675,503**	508,968	4.6
	国立成育医療研究センター	6,331,968	**6,606,126**	274,158	4.3
	国立長寿医療研究センター	2,953,520	**3,042,864**	89,344	3.0

主務省	法人名	平成22年度（千円）	**平成23年度（千円）**	対前年度比較増▲減	
				増減額（千円）	対前年度比（%）
農　林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,366,692	**4,321,528**	▲ 45,164	▲ 1.0
	種苗管理センター	1,931,664	**1,916,129**	▲ 15,535	▲ 0.8
	家畜改良センター	4,883,684	**4,813,441**	▲ 70,243	▲ 1.4
	水産大学校	1,306,296	**1,300,336**	▲ 5,960	▲ 0.5
	農業・食品産業技術総合研究機構	21,702,345	**21,479,631**	▲ 222,714	▲ 1.0
	農業生物資源研究所	3,140,262	**3,111,894**	▲ 28,368	▲ 0.9
	農業環境技術研究所	1,472,285	**1,448,699**	▲ 23,586	▲ 1.6
	国際農林水産業研究センター	1,574,634	**1,553,957**	▲ 20,677	▲ 1.3
	森林総合研究所	9,323,533	**8,872,524**	▲ 451,009	▲ 4.8
	水産総合研究センター	7,269,258	**7,257,169**	▲ 12,089	▲ 0.2
	農畜産業振興機構	1,829,574	**1,821,340**	▲ 8,234	▲ 0.5
	農業者年金基金	637,038	**636,739**	▲ 299	▲ 0.0
	農林漁業信用基金	1,048,620	**992,594**	▲ 56,026	▲ 5.3
経　済産業省	経済産業研究所	367,063	**390,553**	23,490	6.4
	工業所有権情報・研修館	899,257	**786,904**	▲ 112,353	▲ 12.5
	日本貿易保険	1,318,187	**1,247,925**	▲ 70,262	▲ 5.3
	産業技術総合研究所	27,264,374	**27,090,571**	▲ 173,803	▲ 0.6
	◎ 製品評価技術基盤機構	2,994,550	**2,985,040**	▲ 9,510	▲ 0.3
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	5,628,327	**5,171,297**	▲ 457,030	▲ 8.1
	日本貿易振興機構	11,428,622	**11,288,665**	▲ 139,957	▲ 1.2
	原子力安全基盤機構	3,990,616	**4,232,769**	242,153	6.1
	情報処理推進機構	1,544,862	**1,465,456**	▲ 79,406	▲ 5.1
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,073,681	**4,010,421**	▲ 63,260	▲ 1.6
	中小企業基盤整備機構	6,668,711	**6,551,246**	▲ 117,465	▲ 1.8
国　土交通省	土木研究所	3,486,403	**3,465,008**	▲ 21,395	▲ 0.6
	建築研究所	784,722	**799,494**	14,772	1.9
	交通安全環境研究所	768,858	**774,731**	5,873	0.8
	海上技術安全研究所	1,822,973	**1,730,108**	▲ 92,865	▲ 5.1
	港湾空港技術研究所	834,758	**813,835**	▲ 20,923	▲ 2.5
	電子航法研究所	544,136	**520,114**	▲ 24,022	▲ 4.4
	航海訓練所	3,235,307	**3,107,298**	▲ 128,009	▲ 4.0
	海技教育機構	1,579,960	**1,542,405**	▲ 37,555	▲ 2.4
	航空大学校	812,771	**753,364**	▲ 59,407	▲ 7.3
	自動車検査	4,997,361	**4,995,012**	▲ 2,349	▲ 0.0
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	13,429,905	**13,122,252**	▲ 307,653	▲ 2.3
	国際観光振興機構	943,739	**907,027**	▲ 36,712	▲ 3.9
	水資源機構	12,331,853	**11,864,325**	▲ 467,528	▲ 3.8
	自動車事故対策機構	2,543,351	**2,531,422**	▲ 11,929	▲ 0.5
	空港周辺整備機構	555,778	**523,118**	▲ 32,660	▲ 5.9
	海上災害防止センター	274,874	**262,762**	▲ 12,112	▲ 4.4
	都市再生機構	31,600,691	**31,142,997**	▲ 457,694	▲ 1.4
	奄美群島振興開発基金	122,362	**129,705**	7,343	6.0
	日本高速道路保有・債務返済機構	787,715	**808,909**	21,194	2.7
	住宅金融支援機構	8,096,813	**8,047,255**	▲ 49,558	▲ 0.6
環境省	国立環境研究所	2,210,099	**2,210,247**	148	0.0
	環境再生保全機構	945,197	**953,334**	8,137	0.9
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,841,019	**1,833,992**	▲ 7,027	▲ 0.4

（注）1「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年9月7日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）であることを示す。

3「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

4 ＃は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学（仮称）の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていなかった。

・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

5 ※は平成23年10月に廃止された法人であり、23年度の支給総額は平成23年4月1日から同年9月30日までの額である。また、同法人の業務の一部は勤労者退職金共済機構及び高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管されている。

6「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成22年度と23年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

資料5－6（参考1）

最広義人件費

主務省	法人名	平成22年度（千円）	**平成23年度（千円）**	対前年度比較増▲減	
				増減額（千円）	対前年度比（%）
内閣府	◎ 国立公文書館	759,124	**852,588**	93,464	12.3
	北方領土問題対策協会	236,975	**236,298**	▲ 677	▲ 0.3
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 ＃	1,986,622	**1,408,876**	▲ 577,746	▲ 29.1
消費者庁	国民生活センター	1,577,716	**1,603,043**	25,327	1.6
総務省	情報通信研究機構	8,445,153	**8,338,279**	▲ 106,874	▲ 1.3
	◎ 統計センター	7,503,516	**7,456,706**	▲ 46,810	▲ 0.6
	平和祈念事業特別基金	260,081	**238,432**	▲ 21,649	▲ 8.3
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	469,635	**483,701**	14,066	3.0
法務省	＃	6,685,099	**7,587,688**	902,589	13.5
外務省	国際協力機構	19,587,930	**19,884,690**	296,760	1.5
	国際交流基金	3,323,611	**3,266,453**	▲ 57,158	▲ 1.7
財務省	酒類総合研究所	516,318	**533,688**	17,370	3.4
	◎ 造幣局	9,503,277	**9,267,872**	▲ 235,405	▲ 2.5
	◎ 国立印刷局	41,643,617	**41,568,822**	▲ 74,795	▲ 0.2
	日本万国博覧会記念機構	567,835	**604,075**	36,240	6.4
文　部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	748,013	**782,717**	34,704	4.6
	大学入試センター	1,006,738	**1,083,545**	76,807	7.6
	国立青少年教育振興機構	4,719,858	**4,494,926**	▲ 224,932	▲ 4.8
	国立女性教育会館	258,490	**261,757**	3,267	1.3
	国立科学博物館	1,791,128	**1,669,729**	▲ 121,399	▲ 6.8
	物質・材料研究機構	9,317,496	**8,946,412**	▲ 371,084	▲ 4.0
	防災科学技術研究所	1,968,395	**1,778,872**	▲ 189,523	▲ 9.6
	放射線医学総合研究所	5,211,578	**5,253,339**	41,761	0.8
	国立美術館	1,354,800	**1,423,731**	68,931	5.1
	国立文化財機構	4,115,735	**4,043,551**	▲ 72,184	▲ 1.8
	教員研修センター	447,312	**448,694**	1,382	0.3
	科学技術振興機構	16,446,647	**15,424,598**	▲ 1,022,049	▲ 6.2
	日本学術振興会	1,403,682	**1,425,209**	21,527	1.5
	理化学研究所	29,887,284	**29,749,375**	▲ 137,909	▲ 0.5
	宇宙航空研究開発機構	25,302,879	**25,659,886**	357,007	1.4
	日本スポーツ振興センター	4,970,042	**4,869,291**	▲ 100,751	▲ 2.0
	日本芸術文化振興会	2,900,104	**2,921,569**	21,465	0.7
	日本学生支援機構	5,261,562	**4,964,763**	▲ 296,799	▲ 5.6
	海洋研究開発機構	9,223,620	**9,054,665**	▲ 168,955	▲ 1.8
	国立高等専門学校機構	58,591,230	**56,935,427**	▲ 1,655,803	▲ 2.8
	大学評価・学位授与機構	1,069,472	**975,937**	▲ 93,535	▲ 8.7
	国立大学財務・経営センター	280,059	**240,246**	▲ 39,813	▲ 14.2
	日本原子力研究開発機構	52,599,271	**52,250,398**	▲ 348,873	▲ 0.7
厚　生 労働省	国立健康・栄養研究所	603,068	**601,344**	▲ 1,724	▲ 0.3
	労働安全衛生総合研究所	1,105,048	**1,022,743**	▲ 82,305	▲ 7.4
	勤労者退職金共済機構	2,444,988	**2,650,838**	205,850	8.4
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	8,525,827	**28,916,483**	20,390,656	239.2
	福祉医療機構	2,828,091	**2,867,376**	39,285	1.4
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	3,110,206	**3,028,824**	▲ 81,382	▲ 2.6
	労働政策研究・研修機構	1,439,876	**1,539,657**	99,781	6.9
	雇用・能力開発機構 ※	40,184,310	**17,187,310**	▲ 22,997,000	▲ 57.2
	労働者健康福祉機構	148,204,448	**148,783,623**	579,175	0.4
	◎ 国立病院機構	445,289,705	**457,398,692**	12,108,987	2.7
	医薬品医療機器総合機構	6,643,019	**7,087,000**	443,981	6.7
	医薬基盤研究所	1,425,318	**1,426,640**	1,322	0.1
	年金・健康保険福祉施設整理機構	319,690	**292,028**	▲ 27,662	▲ 8.7
	年金積立金管理運用	770,381	**791,485**	21,104	2.7
	国立がん研究センター	15,232,880	**16,845,290**	1,612,410	10.6
	国立循環器病研究センター	9,913,621	**10,856,210**	942,589	9.5
	国立精神・神経医療研究センター	6,710,161	**7,313,604**	603,443	9.0
	国立国際医療研究センター	14,885,617	**16,447,735**	1,562,118	10.5
	国立成育医療研究センター	9,075,058	**9,632,389**	557,331	6.1
	国立長寿医療研究センター	3,829,631	**4,197,528**	367,897	9.6

主務省	法人名	平成22年度（千円）	**平成23年度（千円）**	対前年度比較増▲減	
				増減額（千円）	対前年度比（%）
農　林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	5,335,420	**5,250,550**	▲ 84,870	▲ 1.6
	種苗管理センター	2,407,786	**2,416,774**	8,988	0.4
	家畜改良センター	6,425,539	**6,217,218**	▲ 208,321	▲ 3.2
	水産大学校	1,663,170	**1,771,336**	108,166	6.5
	農業・食品産業技術総合研究機構	30,149,598	**29,485,789**	▲ 663,809	▲ 2.2
	農業生物資源研究所	4,845,375	**4,814,295**	▲ 31,080	▲ 0.6
	農業環境技術研究所	2,184,886	**2,261,273**	76,387	3.5
	国際農林水産業研究センター	2,435,369	**2,259,339**	▲ 176,030	▲ 7.2
	森林総合研究所	13,127,101	**11,882,958**	▲ 1,244,143	▲ 9.5
	水産総合研究センター	10,194,888	**10,504,885**	309,997	3.0
	農畜産業振興機構	2,302,350	**2,382,176**	79,826	3.5
	農業者年金基金	808,804	**768,225**	▲ 40,579	▲ 5.0
	農林漁業信用基金	1,336,746	**1,301,239**	▲ 35,507	▲ 2.7
経　済産業省	経済産業研究所	796,323	**790,991**	▲ 5,332	▲ 0.7
	工業所有権情報・研修館	1,390,844	**1,104,701**	▲ 286,143	▲ 20.6
	日本貿易保険	1,695,027	**1,655,654**	▲ 39,373	▲ 2.3
	産業技術総合研究所	43,654,032	**43,124,280**	▲ 529,752	▲ 1.2
	◎ 製品評価技術基盤機構	4,640,725	**4,455,607**	▲ 185,118	▲ 4.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6,547,777	**5,998,777**	▲ 549,000	▲ 8.4
	日本貿易振興機構	15,770,393	**15,275,956**	▲ 494,437	▲ 3.1
	原子力安全基盤機構	5,678,740	**5,989,803**	311,063	5.5
	情報処理推進機構	2,865,014	**3,018,020**	153,006	5.3
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7,784,796	**7,576,055**	▲ 208,741	▲ 2.7
	中小企業基盤整備機構	10,464,133	**9,702,572**	▲ 761,561	▲ 7.3
国　土交通省	土木研究所	4,394,881	**4,510,609**	115,728	2.6
	建築研究所	1,138,847	**1,133,559**	▲ 5,288	▲ 0.5
	交通安全環境研究所	1,231,016	**1,324,004**	92,988	7.6
	海上技術安全研究所	2,521,266	**2,350,940**	▲ 170,326	▲ 6.8
	港湾空港技術研究所	1,271,962	**1,148,239**	▲ 123,723	▲ 9.7
	電子航法研究所	782,308	**697,232**	▲ 85,076	▲ 10.9
	航海訓練所	4,216,487	**3,861,929**	▲ 354,558	▲ 8.4
	海技教育機構	2,120,165	**2,048,259**	▲ 71,906	▲ 3.4
	航空大学校	1,217,312	**1,181,269**	▲ 36,043	▲ 3.0
	自動車検査	6,363,223	**6,704,418**	341,195	5.4
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	21,148,501	**20,604,196**	▲ 544,305	▲ 2.6
	国際観光振興機構	1,258,515	**1,274,570**	16,055	1.3
	水資源機構	17,434,546	**16,864,850**	▲ 569,696	▲ 3.3
	自動車事故対策機構	3,492,048	**3,422,641**	▲ 69,407	▲ 2.0
	空港周辺整備機構	746,734	**684,437**	▲ 62,297	▲ 8.3
	海上災害防止センター	415,349	**407,755**	▲ 7,594	▲ 1.8
	都市再生機構	43,072,170	**44,413,263**	1,341,093	3.1
	奄美群島振興開発基金	156,136	**159,480**	3,344	2.1
	日本高速道路保有・債務返済機構	920,395	**952,264**	31,869	3.5
	住宅金融支援機構	10,865,158	**10,405,105**	▲ 460,053	▲ 4.2
環境省	国立環境研究所	5,174,049	**4,813,192**	▲ 360,857	▲ 7.0
	環境再生保全機構	1,367,337	**1,341,310**	▲ 26,027	▲ 1.9
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,146,147	**2,149,360**	3,213	0.1

（注）1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年9月7日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）であることを示す。

3 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- 給与、報酬等支給総額（常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額）
- 退職手当支給額（常勤役職員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額）
- 非常勤役職員等給与（非常勤役職員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額）
- 福利厚生費（すべての役員及び職員（非常勤職員等を含む。）に係る法定福利費と法定外福利費の合計額）

4 ＃は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学（仮称）の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていなかった。

・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

5 ※は平成23年10月に廃止された法人であり、23年度の支給総額は平成23年4月1日から同年9月30日までの額である。また、同法人の業務の一部は勤労者退職金共済機構及び高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管されている。

6 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成22年度と23年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

資料5－6（参考2）

最広義人件費の内訳

主務省	法人名	給与、報酬等支給総額	構成比	退職手当支給額	構成比	非常勤役職員等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費
		（千円）	（%）	（千円）	（%）	（千円）	（%）	（千円）	（%）	（千円）
内閣府	◎ 国立公文書館	423,090	49.6	4,297	0.5	342,665	40.2	82,536	9.7	852,588
	北方領土問題対策協会	154,466	65.4	4,061	1.7	50,493	21.4	27,279	11.5	236,298
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 ＃	1,228,192	87.2	746	0.1	19,313	1.4	160,625	11.4	1,408,876
消費者庁	国民生活センター	965,894	60.3	137,291	8.6	330,930	20.6	168,928	10.5	1,603,043
総務省	情報通信研究機構	3,771,950	45.2	274,355	3.3	3,517,361	42.2	774,613	9.3	8,338,279
	◎ 統計センター	5,020,608	67.3	838,974	11.3	920,263	12.3	676,861	9.1	7,456,706
	平和祈念事業特別基金	144,619	60.7	0	0.0	64,619	27.1	29,194	12.2	238,432
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	373,051	77.1	11,490	2.4	17,748	3.7	81,412	16.8	483,701
法務省	日本司法支援センター ＃	4,952,061	65.3	83,325	1.1	1,469,397	19.4	1,082,905	14.3	7,587,688
外務省	国際協力機構	15,348,648	77.2	1,459,717	7.3	512,206	2.6	2,564,119	12.9	19,884,690
	国際交流基金	1,906,513	58.4	124,575	3.8	939,801	28.8	295,564	9.0	3,266,453
財務省	酒類総合研究所	339,201	63.6	52,580	9.9	85,435	16.0	56,472	10.6	533,688
	◎ 造幣局	6,254,816	67.5	899,824	9.7	397,594	4.3	1,715,638	18.5	9,267,872
	◎ 国立印刷局	29,740,841	71.5	3,335,752	8.0	1,027,837	2.5	7,464,392	18.0	41,568,822
	日本万国博覧会記念機構	427,624	70.8	67,177	11.1	34,435	5.7	74,839	12.4	604,075
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	551,540	70.5	117,936	15.1	36,300	4.6	76,941	9.8	782,717
	大学入試センター	732,635	67.6	102,078	9.4	140,977	13.0	107,855	10.0	1,083,545
	国立青少年教育振興機構	3,470,918	77.2	147,561	3.3	388,528	8.6	487,917	10.9	4,494,926
	国立女性教育会館	176,156	67.3	9,113	3.5	48,509	18.5	27,979	10.7	261,757
	国立科学博物館	1,082,847	64.9	98,870	5.9	314,444	18.8	173,568	10.4	1,669,729
	物質・材料研究機構	6,161,037	68.9	382,348	4.3	1,486,366	16.6	916,661	10.2	8,946,412
	防災科学技術研究所	1,340,040	75.3	77,805	4.4	163,775	9.2	197,252	11.1	1,778,872
	放射線医学総合研究所	3,549,448	67.6	382,819	7.3	774,309	14.7	546,762	10.4	5,253,339
	国立美術館	912,127	64.1	56,702	4.0	302,530	21.2	152,372	10.7	1,423,731
	国立文化財機構	2,607,399	64.5	171,959	4.3	839,375	20.8	424,818	10.5	4,043,551
	教員研修センター	346,764	77.3	12,450	2.8	43,692	9.7	45,788	10.2	448,694
	科学技術振興機構	9,772,578	63.4	185,008	1.2	3,630,126	23.5	1,836,886	11.9	15,424,598
	日本学術振興会	915,895	64.3	19,650	1.4	334,587	23.5	155,077	10.9	1,425,209
	理化学研究所	21,320,644	71.7	487,933	1.6	4,219,562	14.2	3,721,236	12.5	29,749,375
	宇宙航空研究開発機構	18,457,347	71.9	1,597,190	6.2	2,957,328	11.5	2,648,020	10.3	25,659,886
	日本スポーツ振興センター	2,623,873	53.9	304,808	6.3	1,227,362	25.2	713,247	14.6	4,869,291
	日本芸術文化振興会	2,191,858	75.0	178,861	6.1	142,828	4.9	408,022	14.0	2,921,569
	日本学生支援機構	3,448,857	69.5	270,157	5.4	664,737	13.4	581,012	11.7	4,964,763
	海洋研究開発機構	6,883,028	76.0	154,484	1.7	433,193	4.8	1,583,959	17.5	9,054,665
	国立高等専門学校機構	43,075,111	75.7	4,902,176	8.6	3,149,390	5.5	5,808,748	10.2	56,935,427
	大学評価・学位授与機構	758,134	77.7	5,083	0.5	109,920	11.3	102,800	10.5	975,937
	国立大学財務・経営センター	189,436	78.9	4,308	1.8	19,499	8.1	27,003	11.2	240,246
	日本原子力研究開発機構	38,794,443	74.2	4,269,337	8.2	1,978,630	3.8	7,207,988	13.8	52,250,398
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	390,436	64.9	39,467	6.6	112,407	18.7	59,034	9.8	601,344
	労働安全衛生総合研究所	866,966	84.8	27,833	2.7	15,054	1.5	112,890	11.0	1,022,743
	勤労者退職金共済機構	1,911,684	72.1	214,698	8.1	186,965	7.1	337,490	12.7	2,650,838
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	16,074,302	55.6	3,660,019	12.7	5,586,060	19.3	3,596,102	12.4	28,916,483
	福祉医療機構	1,983,754	69.2	199,227	6.9	258,664	9.0	425,731	14.8	2,867,376
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,785,164	58.9	572,364	18.9	359,868	11.9	311,428	10.3	3,028,824
	労働政策研究・研修機構	970,364	63.0	165,379	10.7	208,697	13.6	195,215	12.7	1,539,657
	雇用・能力開発機構 ※	11,043,546	64.3	442,951	2.6	3,154,861	18.4	2,545,952	14.8	17,187,310
	労働者健康福祉機構	107,453,338	72.2	7,534,156	5.1	17,702,740	11.9	16,093,387	10.8	148,783,623
	◎ 国立病院機構	334,248,958	73.1	20,650,114	4.5	33,615,589	7.3	68,884,030	15.1	457,398,692
	医薬品医療機器総合機構	4,735,099	66.8	40,773	0.6	1,470,882	20.8	840,246	11.9	7,087,000
	医薬基盤研究所	612,503	42.9	22,334	1.6	611,847	42.9	179,956	12.6	1,426,640
	年金・健康保険福祉施設整理機構	172,043	58.9	19,782	6.8	73,610	25.2	26,593	9.1	292,028
	年金積立金管理運用	636,599	80.4	38,221	4.8	26,111	3.3	90,554	11.4	791,485
	国立がん研究センター	11,739,876	69.7	447,909	2.7	2,918,266	17.3	1,739,239	10.3	16,845,290
	国立循環器病研究センター	7,647,952	70.4	289,501	2.7	1,715,049	15.8	1,203,708	11.1	10,856,210
	国立精神・神経医療研究センター	4,840,027	66.2	279,228	3.8	1,466,341	20.0	728,008	10.0	7,313,604
	国立国際医療研究センター	11,675,503	71.0	606,267	3.7	2,479,302	15.1	1,686,663	10.3	16,447,735
	国立成育医療研究センター	6,606,126	68.6	195,269	2.0	1,855,703	19.3	975,291	10.1	9,632,389
	国立長寿医療研究センター	3,042,864	72.5	188,390	4.5	547,929	13.1	418,345	10.0	4,197,528

主務省	法人名	給与、報酬等支給総額	構成比	退職手当支給額	構成比	非常勤役職員等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,321,528	82.3	313,699	6.0	44,704	0.9	570,619	10.9	5,250,550
	種苗管理センター	1,916,129	79.3	119,354	4.9	101,832	4.2	279,459	11.6	2,416,774
	家畜改良センター	4,813,441	77.4	570,778	9.2	154,159	2.5	678,840	10.9	6,217,218
	水産大学校	1,300,336	73.4	234,462	13.2	49,029	2.8	187,509	10.6	1,771,336
	農業・食品産業技術総合研究機構	21,479,631	72.8	1,758,744	6.0	2,960,844	10.0	3,286,570	11.1	29,485,789
	農業生物資源研究所	3,111,894	64.6	192,931	4.0	977,779	20.3	531,691	11.0	4,814,295
	農業環境技術研究所	1,448,699	64.1	214,594	9.5	361,524	16.0	236,456	10.5	2,261,273
	国際農林水産業研究センター	1,553,957	68.8	86,429	3.8	355,781	15.7	263,172	11.6	2,259,339
	森林総合研究所	8,872,524	74.7	849,319	7.1	646,198	5.4	1,514,917	12.7	11,882,958
	水産総合研究センター	7,257,169	69.1	837,602	8.0	1,248,472	11.9	1,161,641	11.1	10,504,885
	農畜産業振興機構	1,821,340	76.5	154,041	6.5	110,314	4.6	296,480	12.4	2,382,176
	農業者年金基金	636,739	82.9	0	0.0	33,440	4.4	98,046	12.8	768,225
	農林漁業信用基金	992,594	76.3	121,025	9.3	21,393	1.6	166,226	12.8	1,301,239
経済産業省	経済産業研究所	390,553	49.4	11,419	1.4	341,445	43.2	47,574	6.0	790,991
	工業所有権情報・研修館	786,904	71.2	14,009	1.3	183,618	16.6	120,170	10.9	1,104,701
	日本貿易保険	1,247,925	75.4	24,925	1.5	233,436	14.1	149,368	9.0	1,655,654
	産業技術総合研究所	27,090,571	62.8	2,565,579	5.9	9,020,656	20.9	4,447,474	10.3	43,124,280
	◎ 製品評価技術基盤機構	2,985,040	67.0	234,151	5.3	827,201	18.6	409,215	9.2	4,455,607
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	5,171,297	86.2	189,444	3.2	39,477	0.7	598,559	10.0	5,998,777
	日本貿易振興機構	11,288,665	73.9	818,874	5.4	1,707,056	11.2	1,461,361	9.6	15,275,956
	原子力安全基盤機構	4,232,769	70.7	113,376	1.9	991,611	16.6	652,047	10.9	5,989,803
	情報処理推進機構	1,465,456	48.6	10,793	0.4	1,353,796	44.9	187,975	6.2	3,018,020
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,010,421	52.9	559,274	7.4	2,145,320	28.3	861,039	11.4	7,576,055
	中小企業基盤整備機構	6,551,246	67.5	777,072	8.0	1,371,583	14.1	1,002,671	10.3	9,702,572
国土交通省	土木研究所	3,465,008	76.8	76,072	1.7	441,183	9.8	528,346	11.7	4,510,609
	建築研究所	799,494	70.5	44,723	3.9	162,743	14.4	126,599	11.2	1,133,559
	交通安全環境研究所	774,731	58.5	146,566	11.1	271,258	20.5	131,449	9.9	1,324,004
	海上技術安全研究所	1,730,108	73.6	227,374	9.7	151,155	6.4	242,303	10.3	2,350,940
	港湾空港技術研究所	813,835	70.9	62,535	5.4	151,671	13.2	120,198	10.5	1,148,239
	電子航法研究所	520,114	74.6	8,405	1.2	101,049	14.5	67,664	9.7	697,232
	航海訓練所	3,107,298	80.5	273,066	7.1	20,706	0.5	460,859	11.9	3,861,929
	海技教育機構	1,542,405	75.3	181,642	8.9	111,784	5.5	212,428	10.4	2,048,259
	航空大学校	753,364	63.8	157,504	13.3	156,457	13.2	113,944	9.6	1,181,269
	自動車検査	4,995,012	74.5	553,583	8.3	435,377	6.5	720,446	10.7	6,704,418
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	13,122,252	63.7	1,797,702	8.7	2,060,032	10.0	3,624,210	17.6	20,604,196
	国際観光振興機構	907,027	71.2	142,454	11.2	74,573	5.9	150,516	11.8	1,274,570
	水資源機構	11,864,325	70.3	1,276,136	7.6	1,017,409	6.0	2,706,980	16.1	16,864,850
	自動車事故対策機構	2,531,422	74.0	162,448	4.7	332,534	9.7	396,237	11.6	3,422,641
	空港周辺整備機構	523,118	76.4	43,969	6.4	35,081	5.1	82,269	12.0	684,437
	海上災害防止センター	262,762	64.4	5,590	1.4	85,587	21.0	53,816	13.2	407,755
	都市再生機構	31,142,997	70.1	6,938,119	15.6	836,136	1.9	5,496,011	12.4	44,413,263
	奄美群島振興開発基金	129,705	81.3	4,238	2.7	5,944	3.7	19,593	12.3	159,480
	日本高速道路保有・債務返済機構	808,909	84.9	0	0.0	18,001	1.9	125,354	13.2	952,264
	住宅金融支援機構	8,047,255	77.3	210,738	2.0	963,690	9.3	1,183,422	11.4	10,405,105
環境省	国立環境研究所	2,210,247	45.9	340,769	7.1	1,765,803	36.7	496,373	10.3	4,813,192
	環境再生保全機構	953,334	71.1	72,746	5.4	143,338	10.7	171,892	12.8	1,341,310
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,833,992	85.3	40,533	1.9	42,561	2.0	232,274	10.8	2,149,360

（注）1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成23年度）」（平成24年9月7日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）であることを示す。

3 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。
- 給与、報酬等支給総額（常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額）
- 退職手当支給額（常勤役職員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額）
- 非常勤役職員等給与（非常勤役職員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額）
- 福利厚生費（すべての役員及び職員（非常勤職員等を含む。）に係る法定福利費と法定外福利費の合計額）

4 ＃は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。
・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学（仮称）の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていなかった。
・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、平成21年度に大幅に事務量が増大することが見込まれていたことから、対象法人とはされていない。

5 ※は平成23年10月に廃止された法人であり、23年度の支給総額は平成23年4月1日から同年9月30日までの額である。また、同法人の業務の一部は勤労者退職金共済機構及び高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管されている。

6 千円未満を切り捨ててあるので、合計額（最広義人件費）が一致しない場合がある。

資料6

独立行政法人の役員の状況

（単位：人）

主務省名	独立行政法人名	役員								
		理事長・理事			監事			合計		
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
内閣府	国立公文書館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	北方領土問題対策協会	1	5	6	0	2	2	1	7	8
消費者庁	国民生活センター	4	0	4	0	2	2	4	2	6
総務省	情報通信研究機構	6	0	6	1	1	2	7	1	8
	統計センター	3	1	4	0	2	2	3	3	6
	平和祈念事業特別基金	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	0	2	1	1	2	3	1	4
外務省	国際協力機構	7	0	7	2	0	2	9	0	9
	国際交流基金	3	0	3	0	2	2	3	2	5
財務省	酒類総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	造幣局	4	0	4	2	0	2	6	0	6
	国立印刷局	4	0	4	2	0	2	6	0	6
	日本万国博覧会記念機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	大学入試センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	国立青少年教育振興機構	4	2	6	0	2	2	4	4	8
	国立女性教育会館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	国立科学博物館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	物質・材料研究機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	防災科学技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	放射線医学総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	国立美術館	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	国立文化財機構	4	0	4	0	2	2	4	2	6
	教員研修センター	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	科学技術振興機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	日本学術振興会	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	理化学研究所	6	0	6	2	0	2	8	0	8
	宇宙航空研究開発機構	9	0	9	2	0	2	11	0	11
	日本スポーツ振興センター	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	日本芸術文化振興会	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	日本学生支援機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	海洋研究開発機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	国立高等専門学校機構	6	1	7	0	2	2	6	3	9
	大学評価・学位授与機構	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	国立大学財務・経営センター	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	日本原子力研究開発機構	9	0	9	2	0	2	11	0	11
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	労働安全衛生総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	勤労者退職金共済機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	6	0	6	1	1	2	7	1	8
	福祉医療機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	労働政策研究・研修機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	労働者健康福祉機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	国立病院機構	6	9	15	1	1	2	7	10	17
	医薬品医療機器総合機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	医薬基盤研究所	1	1	2	0	2	2	1	3	4
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1	1	2	0	2	2	1	3	4
	年金積立金管理運用	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	国立がん研究センター	1	5	6	0	2	2	1	7	8
	国立循環器病研究センター	2	2	4	0	2	2	2	4	6
	国立精神・神経医療研究センター	3	2	5	0	2	2	3	4	7
	国立国際医療研究センター	4	3	7	0	2	2	4	5	9
	国立成育医療研究センター	1	3	4	0	2	2	1	5	6
	国立長寿医療研究センター	3	1	4	0	2	2	3	3	6
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	種苗管理センター	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	家畜改良センター	3	2	5	0	2	2	3	4	7
	水産大学校	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	農業・食品産業技術総合研究機構	12	0	12	3	0	3	15	0	15
	農業生物資源研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	農業環境技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	国際農林水産業研究センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：人）

主務省名	独立行政法人名	役員								
		理事長・理事			監事			合計		
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
農林水産省	森林総合研究所	6	0	6	1	1	2	7	1	8
	水産総合研究センター	6	0	6	2	0	2	8	0	8
	農畜産業振興機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10
	農業者年金基金	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	農林漁業信用基金	7	0	7	2	0	2	9	0	9
経済産業省	経済産業研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	工業所有権情報・研修館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	日本貿易保険	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	産業技術総合研究所	11	1	12	2	0	2	13	1	14
	製品評価技術基盤機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7	0	7	1	1	2	8	1	9
	日本貿易振興機構	8	0	8	1	1	2	9	1	10
	原子力安全基盤機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	情報処理推進機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10
	中小企業基盤整備機構	9	1	10	3	0	3	12	1	13
国土交通省	土木研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	建築研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	交通安全環境研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	海上技術安全研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	港湾空港技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	電子航法研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	航海訓練所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	海技教育機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	航空大学校	1	0	1	1	1	2	2	1	3
	自動車検査	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	10	0	10	3	0	3	13	0	13
	国際観光振興機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	水資源機構	7	0	7	2	0	2	9	0	9
	自動車事故対策機構	4	0	4	2	0	2	6	0	6
	空港周辺整備機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	海上災害防止センター	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	都市再生機構	10	0	10	3	0	3	13	0	13
	奄美群島振興開発基金	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	日本高速道路保有・債務返済機構	4	0	4	2	0	2	6	0	6
	住宅金融支援機構	8	0	8	3	0	3	11	0	11
環境省	国立環境研究所	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	環境再生保全機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
計	102法人	403	40	443	91	118	209	494	158	652

（注）1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 平成24年１月１日現在の状況である。
3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料７

独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況

所管府省名	法人名	役員の状況										子会社等の役員の状況									
		役員数（人）										退職公務員・当該法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	当該子会社等の役員数の計（人）								
		常勤	非常勤	計	うち退職公務員			うち役員出向者	うち独立行政法人等の退職者				常勤	非常勤	計	うち退職公務員			うち当該法人の退職者		
					常勤	非常勤	計	常勤	常勤	非常勤	計					常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
内閣府	国立公文書館	2	2	4	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	北方領土問題対策協会	2	7	9	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3	1	4	－	－	－	1	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消費者庁	国民生活センター	4	2	6	－	－	－	－	2	2	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総務省	情報通信研究機構	7	1	8	－	－	－	3	3	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	統計センター	3	3	6	1	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	平和祈念事業特別基金	2	2	4	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	3	1	4	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外務省	国際協力機構	9	－	9	1	－	1	2	4	－	4	2	3	40	43	－	1	1	2(0)	2(1)	4(1)
	国際交流基金	3	2	5	1	－	1	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
財務省	造幣局	6	－	6	1	－	1	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立印刷局	6	－	6	－	－	－	2	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	酒類総合研究所	2	2	4	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	日本万国博覧会記念機構	4	1	5	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	2	2	4	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	大学入試センター	3	1	4	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立青少年教育振興機構	4	4	8	1	－	1	2	1	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立女性教育会館	2	2	4	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立科学博物館	2	2	4	1	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	物質・材料研究機構	5	1	6	－	－	－	1	3	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	防災科学技術研究所	3	1	4	－	－	－	1	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	放射線医学総合研究所	4	1	5	－	－	－	2	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立美術館	3	2	5	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立文化財機構	4	2	6	2	－	2	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	教員研修センター	2	2	4	1	－	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	科学技術振興機構	6	1	7	－	－	－	1	3	－	3	4	8	28	36	－	10	10	5	4(1)	9(1)
	日本学術振興会	4	1	5	－	－	－	1	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	理化学研究所	8	－	8	－	－	－	2	2	－	2	1	5	11	16	2	1	3	1	－	1
	宇宙航空研究開発機構	11	－	11	1	－	1	－	8	－	8	4	18	36	54	2	2	4	8(2)	1(1)	9(3)
	日本スポーツ振興センター	6	1	7	－	－	－	3	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	日本芸術文化振興会	5	1	6	－	－	－	1	2	－	2	1	1	16	17	－	－	－	－	1	1
	日本学生支援機構	6	1	7	－	－	－	2	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	海洋研究開発機構	5	1	6	1	－	1	－	4	－	4	3	21	10	31	1	－	1	2	－	2
	国立高等専門学校機構	6	3	9	－	－	－	1	3	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	大学評価・学位授与機構	3	2	5	－	－	－	1	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立大学財務・経営センター	2	2	4	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	日本原子力研究開発機構	11	－	11	3	－	3	1	5	－	5	16	61	52	113	1	2	3	39	10	49
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	2	4	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	労働安全衛生総合研究所	4	1	5	－	－	－	2	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	勤労者退職金共済機構	5	1	6	1	－	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高齢・障害者・求職者 雇用支援機構	7	1	8	－	－	－	2	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	福祉医療機構	4	1	5	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	3	2	5	2	－	2	－	1	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	労働政策研究・研修機構	4	1	5	1	－	1	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	労働者健康福祉機構	6	1	7	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立病院機構	7	10	17	－	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	医薬品医療機器総合機構	5	1	6	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	医薬基盤研究所	1	3	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1	3	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	年金積立金管理運用独立行政法人	3	1	4	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立がん研究センター	1	7	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立循環器病研究センター	2	4	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立精神・神経医療研究センター	3	4	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立国際医療研究センター	4	5	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立成育医療研究センター	1	5	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国立長寿医療研究センター	3	3	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

所管府省名	法人名	役員の状況										子会社等の役員の状況									
		役員数（人）										退職公務員・当該法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	当該子会社等の役員数の計（人）								
		常勤	非常勤	計	うち退職公務員			うち役員出向者	うち独立行政法人等の退職者				常勤	非常勤	計	うち退職公務員			うち当該法人の退職者		
					常勤	非常勤	計	常勤	常勤	非常勤	計		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	5	1	6	－	－	－	3	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	農畜産業振興機構	10	－	10	－	－	－	6	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	農業者年金基金	4	1	5	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	農林漁業信用基金	9	－	9	－	－	－	4	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	種苗管理センター	3	2	5	1	－	1	2	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	家畜改良センター	3	4	7	－	－	－	2	1	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	農業・食品産業技術総合研究機構	15	－	15	－	－	－	5	8	－	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	農業生物資源研究所	4	1	5	1	－	1	－	2	1	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	農業環境技術研究所	3	1	4	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	国際農林水産業研究センター	3	1	4	－	－	－	－	3	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	森林総合研究所	7	1	8	－	－	－	3	3	1	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産総合研究センター	8	－	8	－	－	－	4	3	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産大学校	2	2	4	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
経済産業省	経済産業研究所	2	2	4	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	工業所有権情報・研修館	2	2	4	－	－	－	1	－	－	－	1	4	14	18	3	2	5	1(1)	－	1(1)
	日本貿易保険	4	1	5	1	－	1	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	産業技術総合研究所	13	1	14	1	－	1	1	9	－	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製品評価技術基盤機構	4	1	5	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	8	1	9	－	－	－	3	2	－	2	5	7	71	78	6	9	15	－	－	－
	日本貿易振興機構	9	1	10	1	－	1	3	5(0)	－	5(0)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	原子力安全基盤機構	6	－	6	1	－	1	2	2(1)	－	2(1)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	情報処理推進機構	4	1	5	1	－	1	－	－	－	－	1	1	17	18	－	1	1	－	－	－
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	10	－	10	2	－	2	1	5(1)	－	5(1)	18	45	77	122	10	2	12	7(3)	7	14(3)
	中小企業基盤整備機構	12	1	13	2	－	2	5	5(0)	－	5(0)	2	3	12	15	－	1	1	3	－	3
国土交通省	土木研究所	4	1	5	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建築研究所	3	1	4	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	交通安全環境研究所	2	2	4	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	海上技術安全研究所	4	1	5	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	港湾空港技術研究所	3	1	4	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電子航法研究所	3	1	4	1	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	航海訓練所	4	1	5	－	－	－	2	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	海技教育機構	4	1	5	1	－	1	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	航空大学校	2	1	3	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自動車検査	5	1	6	－	－	－	2	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	13	－	13	1	－	1	5	4	－	4	3	7	18	25	1	2	3	5	4(2)	9(2)
	国際観光振興機構	4	1	5	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水資源機構	9	－	9	1	－	1	3	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自動車事故対策機構	6	－	6	1	－	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	空港周辺整備機構	5	1	6	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	海上災害防止センター	4	1	5	1	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	都市再生機構	13	－	13	2	－	2	4	3	－	3	17	100	61	161	4	4	8	60(3)	4(1)	64(4)
	奄美群島振興開発基金	2	2	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	日本高速道路保有・債務返済機構	6	－	6	1	－	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	住宅金融支援機構	10	－	10	1	－	1	3	4	－	4	2	10	6	16	1	－	1	5(1)	1	6(1)
環境省	国立環境研究所	3	2	5	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	環境再生保全機構	5	1	6	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	4	1	5	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	103法人	497	158	655	43	2	45	135	151(2)	9(0)	160(2)	80	294	469	763	31	37	68	138(10)	34(6)	172(16)

（注１）「平成23年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」（平成23年12月22日　内閣官房及び総務省）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

（注２）「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者（①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員（ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。）又は④国からの出向者を除く。）をいう。

（注３）各法人の役員の状況のうち「独立行政法人等の退職者」は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）の対象法人の退職者（当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者）である。

（注４）複数府省共管の法人は、主たる所管府省にのみ掲載している。

（注５）「独立行政法人等の退職者」の数には、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いたものを含む。

（注６）退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人等の役員となった場合は、双方の欄に記載するとともに、「独立行政法人等の退職者」の欄に（ ）内書きで記載している。

（注７）退職公務員が法人役職員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者」の欄に（ ）内書きで記載している。

資料 8-1　役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針 （平成 16.7.23 独法分科会決定）	補足説明
役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の当分科会の検討に当たっては、以下の方針とする。	
１．業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする。	○　「1.0 を基本とする」の意味は、独立行政法人において、中期目標の順調な達成など良好かつ適切な業績があげられた期間中に、対象となる役員が適切に職責を果たした場合に、業績勘案率が 1.0 となるという意味である。 ○　各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委」という。）は、それぞれが業績評価の結果等から業績勘案率を算定する方法（算式・評定の換算率等）を定めている。当分科会としては、その算定方法が方針と合わない場合は、それによって算定された数値（以下「基礎業績勘案率」という。）は当分科会の審議を拘束しないものとする。 ○　当分科会としては、各府省評価委資料中の基礎業績勘案率を用いることができない場合は、これまで明らかになった評価結果等を踏まえて、1.0 以下の数値を設定する。
２．各府省独立行政法人評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績（以下「法人等の業績」という。）の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。	○　本来、各府省評価委及び当分科会の検討は厳格・適正を確保したものでなければならない。その上で、ここで特に「厳格な検討が求められる」としているのは、国の独立行政法人に対する国民の批判や期待を十分に踏まえて慎重な検討が要する場合を示そうとしたものである。 ○　したがって、例示された「各府省評価委から通知された業績勘案率が 1.0 を超える場合」以外には、例えば、退職役員の在職期間に係る法人等の業績が良好でない場合、退職役員の職責の範囲内において不適切な業務運営が行われた場合などがここでいう「厳格な検討が求められる場合」に該当すると考えられる。 ○　「客観性の確保」とは、単に算定式と算定過程が明らかであることでは足りず、算定結果について客観的な妥当性が認められることである。
①　退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	○　左は、1.0 を超える業績勘案率と結論する場合に、「厳格な検討」としては、過去の通常の業績との明確な対比が必要であることを示そうとしたものである。
②　業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	○　法人等の業績の反映重視の結果として、原則として、対象となる役員の在職期間に係る当該法人の業績評価の結果が確定していることが望ましい。しかしながら、役員の在職期間が法人の会計年度の途中から始まったり、途中で終了した場合や、業績評価の結果が確定するのに相当の時間が見込まれるときであって、役員への退職手当の適正な支給の観点から業績勘案率の算定が急がれる場合がある。 左は、そのような場合に、業績評価の結果が確定していない期間について法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定すべきことを示そうとしたものである。

③　業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。	
④　在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。	○　現在の退職手当の算定は、在職時に受けた役員報酬の月額を基礎としている。また、役員報酬は、独立行政法人通則法第 52 条の規定に基づき、法人の業務の実績を考慮して定められる基準により、役員の業績を考慮しながら支給される。したがって、通常であれば、役員報酬に法人等の業績等は反映されており、結果として、退職手当も業績等と整合的であるはずである。しかしながら、既に役員の業績等を考慮して報酬を加減算してある場合に、退職手当の時点で業績勘案率をもって、さらに加減算すれば過度の考慮がなされる結果を招くおそれがある。 　左は、そのような場合には、過度の加減算がなされた結果を招かないように検討することも含むものである。
⑤　退職役員の個人的な業績を考慮する場合、 ・　考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。 ・　過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・　個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。 ・　役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。	○　左の「考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていない」とは、まず、法人の業績が十分であることが必要であることを示そうとするものである。 　このような考え方の根拠としては、独立行政法人の役員の退職手当の性格についての次のような理解がある。すなわち、役員の退職手当は、通常の月例報酬のような役員の勤労の単なる対価ではなく、少なくとも役員の法人経営への貢献に対する報償的な性格を有するものと考えられる。したがって、法人の業績不振等、法人自体が報償を十分に支給できる環境にない場合には、役員の個人的な業績にかかわらず、十全な支給はできないときがある。 ○　左の「法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績」とは、役員が、職責の範囲内で自らの活動により貢献した業績を示そうとするものである。
⑥　法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。	
⑦　退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。	○　左は、法人等の業績を判断する指標の一つとして、経営努力の結果を示す目的積立金の有無、その金額の水準について勘案するべきことを示そうとするものである。
⑧　理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	○　理事長、理事、監事等の職責の評価に当たっては、退職役員の職責が明らかにされるべきである。また、その退職役員の職責に応じて講ずるべきと考えられる措置が適切に講じられる必要がある。 ○　不祥事や事故等が起こった場合の事後処理や再発防止策を講ずることなどは、通常であれば、この職責内の措置として認識される。したがって、不祥事や事故等の発生に係る職責に応じた減算がなされるべき場合に、通常の事後処理が行われたことでは減算分を相殺するに至らないものと考えられる。
⑨　各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。	○　左は、各府省評価委における十分な検討の確保等の必要性を示そうとするものである。したがって、当分科会としては、業績勘案率の検討に当たって勘案するべき事項について、各府省評価委の検討結果が不明であったり、各府省評価委の検討後に発覚したりした場合などについて、十分な検討の確保がなされていないと思料する場合、各府省評価委に対し意見の開陳や再検討を要請することになる。

資料 8-2

業績勘案率に係る基本的なチェックの手順

＜ステージ１　算定方法の分析と基礎業績勘案率の仮置き＞

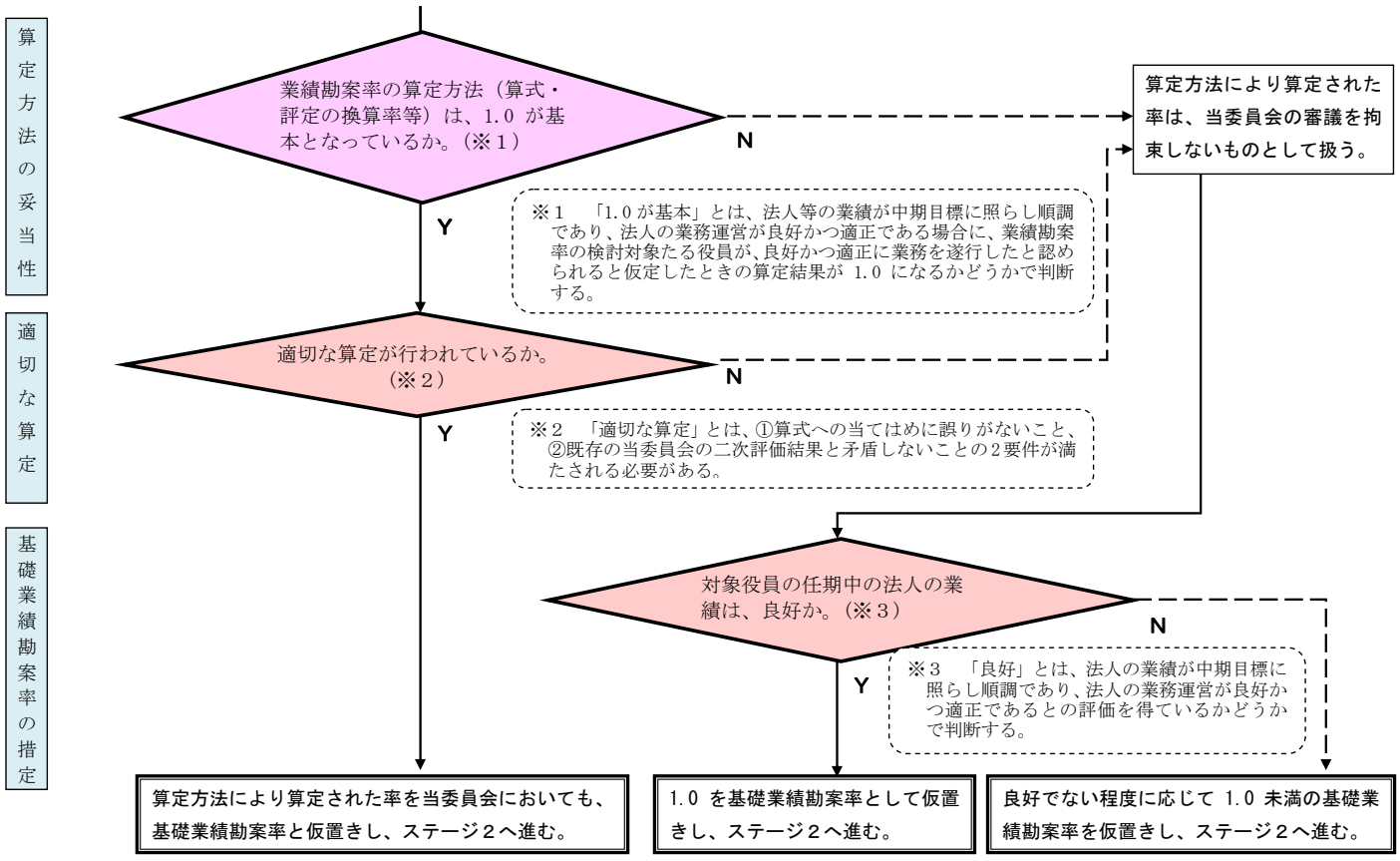

＜ステージ２　仮置き基礎業績勘案率と退職手当支給の可能性等の検討＞

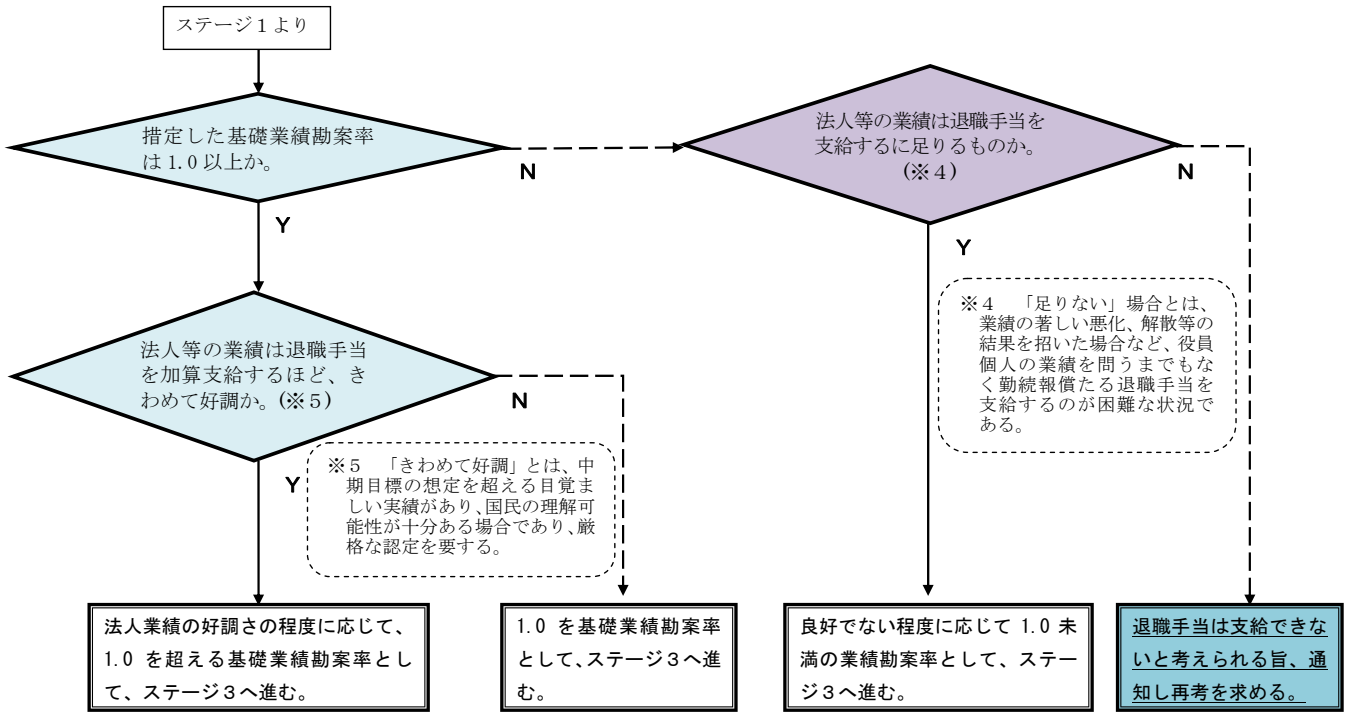

ステージ２で得られた基礎業績勘案率を、ステージ３ではＡと表記する。

＜ステージ３　個人業績の勘案（３つのチェック）＞（※６）

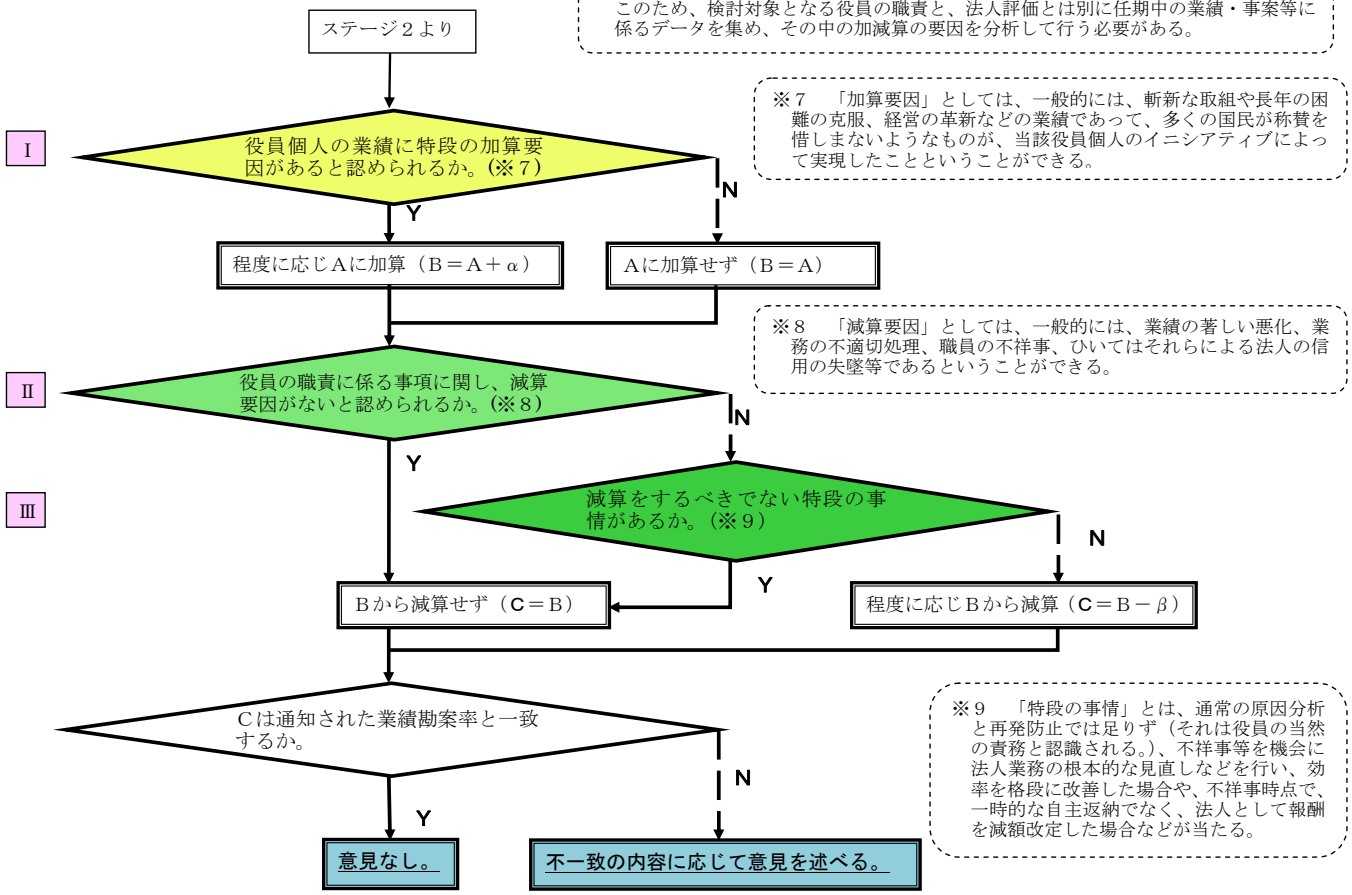

※６　適切な「個人業績の勘案」は、個別の適切な退職手当支給のための要点である。このため、検討対象となる役員の職責と、法人評価とは別に任期中の業績・事案等に係るデータを集め、その中の加減算の要因を分析して行う必要がある。

※７　「加算要因」としては、一般的には、斬新な取組や長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が称賛を惜しまないようなものが、当該役員個人のイニシアティブによって実現したことということができる。

※８　「減算要因」としては、一般的には、業績の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不祥事、ひいてはそれらによる法人の信用の失墜等であるということができる。

※９　「特段の事情」とは、通常の原因分析と再発防止では足りず（それは役員の当然の責務と認識される。）、不祥事等を機会に法人業務の根本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合や、不祥事時点で、一時的な自主返納でなく、法人として報酬を減額改定した場合などが当たる。

資料9

財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況

主務省名	法人名	監査報告日	会計監査人等の名称
内閣府	国立公文書館		
	国民生活センター		
	北方領土問題対策協会	平成23年6月21日	有限責任あずさ監査法人
	沖縄科学技術研究基盤整備機構		
総務省	情報通信研究機構	平成23年6月1日	有限責任監査法人トーマツ
	統計センター ※	平成23年5月20日	監査法人ブレインワーク
	平和祈念事業特別基金	平成23年6月23日	新日本有限責任監査法人
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	平成23年6月29日	有限責任あずさ監査法人
外務省	国際協力機構	平成23年6月24日	新日本有限責任監査法人
	国際交流基金	平成23年6月21日	新日本有限責任監査法人
財務省	酒類総合研究所		
	造幣局	平成23年6月22日	有限責任監査法人トーマツ
	国立印刷局	平成23年6月8日	有限責任監査法人トーマツ
	日本万国博覧会記念機構	平成23年6月13日	有限責任監査法人トーマツ
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所		
	大学入試センター	平成23年6月2日	有限責任監査法人トーマツ
	国立青少年教育振興機構	平成23年5月31日	有限責任あずさ監査法人
	国立女性教育会館		
	国立科学博物館	平成23年6月3日	新日本有限責任監査法人
	物質・材料研究機構	平成23年6月17日	有限責任監査法人トーマツ
	防災科学技術研究所	平成23年6月8日	有限責任あずさ監査法人
	放射線医学総合研究所	平成23年6月10日	有限責任監査法人トーマツ
	国立美術館	平成23年6月16日	新日本有限責任監査法人
	国立文化財機構	平成23年6月9日	新日本有限責任監査法人
	教員研修センター※	平成23年6月15日	新日本有限責任監査法人
	科学技術振興機構	平成23年6月20日	有限責任監査法人トーマツ
	日本学術振興会	平成23年6月23日	新日本有限責任監査法人
	理化学研究所	平成23年6月23日	有限責任あずさ監査法人
	宇宙航空研究開発機構	平成23年6月22日	有限責任あずさ監査法人
	日本スポーツ振興センター※	平成23年6月20日	新日本有限責任監査法人
	日本芸術文化振興会	平成23年6月10日	有限責任監査法人トーマツ
	日本学生支援機構	平成23年6月23日	新日本有限責任監査法人
	海洋研究開発機構	平成23年6月15日	有限責任監査法人トーマツ
	国立高等専門学校機構	平成23年6月21日	有限責任監査法人トーマツ
	大学評価・学位授与機構※	平成23年6月22日	新日本有限責任監査法人
	国立大学財務・経営センター	平成23年6月24日	有限責任あずさ監査法人
	日本原子力研究開発機構	平成23年6月17日	有限責任あずさ監査法人
厚生労働省	国立健康・栄養研究所		
	労働安全衛生総合研究所	平成23年6月17日	監査法人ブレインワーク
	勤労者退職金共済機構	平成23年6月24日	有限責任あずさ監査法人
	高齢・障害者雇用支援機構	平成23年6月16日	有限責任監査法人トーマツ
	福祉医療機構	平成23年6月24日	新日本有限責任監査法人
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	平成23年6月24日	新日本有限責任監査法人
	労働政策研究・研修機構 ※	平成23年6月14日	有限責任あずさ監査法人
	雇用・能力開発機構	平成23年6月24日	有限責任あずさ監査法人
	労働者健康福祉機構	平成23年6月23日	有限責任あずさ監査法人
	国立病院機構	平成23年6月24日	新日本有限責任監査法人
	医薬品医療機器総合機構	平成23年6月21日	新日本有限責任監査法人
	医薬基盤研究所	平成23年6月22日	有限責任監査法人トーマツ
	年金・健康保険福祉施設整理機構	平成23年6月17日	有限責任監査法人トーマツ
	年金積立金管理運用	平成23年6月17日	有限責任あずさ監査法人
	国立がん研究センター	平成23年6月21日	新日本有限責任監査法人
	国立循環器病研究センター	平成23年6月20日	有限責任あずさ監査法人
	国立精神・神経医療研究センター	平成23年6月24日	新日本有限責任監査法人
	国立国際医療研究センター	平成23年6月27日	新日本有限責任監査法人
	国立成育医療研究センター	平成23年6月27日	新日本有限責任監査法人
	国立長寿医療研究センター	平成23年6月20日	有限責任あずさ監査法人

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

主務省名	法人名	監査報告日	会計監査人等の名称
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	平成23年6月1日	有限責任監査法人トーマツ
	種苗管理センター		
	家畜改良センター	平成23年6月1日	有限責任監査法人トーマツ
	水産大学校		
	農業・食品産業技術総合研究機構	平成23年6月13日	新日本有限責任監査法人
	農業生物資源研究所	平成23年5月24日	有限責任監査法人トーマツ
	農業環境技術研究所	平成23年6月10日	有限責任あずさ監査法人
	国際農林水産業研究センター ※	平成23年6月10日	新日本有限責任監査法人
	森林総合研究所	平成23年6月14日	新日本有限責任監査法人
	水産総合研究センター	平成23年6月8日	有限責任あずさ監査法人
	農畜産業振興機構	平成23年6月24日	有限責任あずさ監査法人
	農業者年金基金	平成23年6月23日	新日本有限責任監査法人
	農林漁業信用基金	平成23年6月17日	有限責任あずさ監査法人
経済産業省	経済産業研究所		
	工業所有権情報・研修館		
	日本貿易保険	平成23年6月14日	有限責任あずさ監査法人
	産業技術総合研究所	平成23年6月20日	有限責任監査法人トーマツ
	製品評価技術基盤機構	平成23年6月14日	有限責任あずさ監査法人
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	平成23年6月23日	有限責任あずさ監査法人
	日本貿易振興機構	平成23年6月13日	有限責任あずさ監査法人
	原子力安全基盤機構	平成23年6月15日	有限責任あずさ監査法人
	情報処理推進機構	平成23年6月22日	有限責任あずさ監査法人
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	平成23年6月20日	新日本有限責任監査法人
	中小企業基盤整備機構	平成23年6月16日	新日本有限責任監査法人
国土交通省	土木研究所	平成23年6月9日	有限責任監査法人トーマツ
	建築研究所	平成23年6月7日	優成監査法人
	交通安全環境研究所	平成23年6月22日	新日本有限責任監査法人
	海上技術安全研究所	平成23年6月20日	有限責任あずさ監査法人
	港湾空港技術研究所	平成23年6月10日	新日本有限責任監査法人
	電子航法研究所		
	航海訓練所		
	海技教育機構	平成23年6月17日	有限責任監査法人トーマツ
	航空大学校		
	自動車検査	平成23年6月14日	新日本有限責任監査法人
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	平成23年6月21日	有限責任あずさ監査法人
	国際観光振興機構		
	水資源機構	平成23年6月27日	有限責任あずさ監査法人
	自動車事故対策機構	平成23年6月23日	有限責任あずさ監査法人
	空港周辺整備機構	平成23年6月10日	有限責任監査法人トーマツ
	海上災害防止センター	平成23年6月22日	有限責任監査法人トーマツ
	都市再生機構	平成23年6月23日	新日本有限責任監査法人
	奄美群島振興開発基金	平成23年6月27日	有限責任あずさ監査法人
	日本高速道路保有・債務返済機構	平成23年6月22日	有限責任監査法人トーマツ
	住宅金融支援機構	平成23年6月24日	有限責任あずさ監査法人
環境省	国立環境研究所	平成23年6月27日	有限責任あずさ監査法人
	環境再生保全機構	平成23年6月23日	有限責任あずさ監査法人
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構		
計（104法人）			

（注） 1 各法人の平成22年度の会計監査人等による監査報告書に基づき作成した。

2 資本金額が100億円以上の法人、負債金額が200億円以上の法人及び個別法に長期借入金又は債券発行の規定が置かれている法人が、会計監査人による監査を義務付けられている（通則法第39条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）第２条）。
なお、当該法人以外で、法人の任意により公認会計士又は監査法人による独立行政法人通則法第39条に準じた監査を受けている法人については、法人名に※を付している。

3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料10

独立行政法人の資本金

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
内閣府	国立公文書館		7,180	7,180	7,180	7,180	7,180
	国民生活センター		9,167	9,167	9,167	9,167	9,167
	北方領土問題対策協会		276	276	276	276	276
	沖縄科学技術研究基盤整備機構		1,357	1,357	1,357	1,357	1,357
総務省	情報通信研究機構		167,497	171,337	174,197	175,617	173,866
	統計センター		－	－	－	－	－
	平和祈念事業特別基金		40,000	20,000	20,000	20,000	100
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構			7,000	7,000	7,000	7,000
外務省	国際協力機構		88,508	83,333	83,333	83,333	83,333
	国際交流基金		112,971	112,971	112,971	112,971	77,970
財務省	酒類総合研究所		9,833	9,833	9,833	9,833	9,833
	造幣局		66,857	66,857	66,857	66,857	64,539
	国立印刷局		300,800	300,800	300,800	300,800	176,745
	日本万国博覧会記念機構		121,978	121,978	121,978	121,978	121,978
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所		6,049	6,049	6,049	6,049	6,049
	大学入試センター		11,592	11,592	11,592	11,592	11,592
	国立青少年教育振興機構		123,687	123,687	123,687	123,687	113,564
	国立女性教育会館		3,615	3,615	3,615	3,615	3,615
	国立科学博物館		73,943	73,943	73,943	73,943	73,941
	物質・材料研究機構		76,459	76,459	76,459	76,459	76,459
	防災科学技術研究所		58,903	58,903	58,903	58,903	58,903
	放射線医学総合研究所		33,648	33,648	33,648	33,648	33,510
	国立美術館		81,019	81,019	81,019	81,019	81,019
	国立文化財機構	国立博物館	86,706	104,714	104,714	104,714	104,714
		文化財研究所	17,167				
	教員研修センター		3,891	3,891	3,891	3,891	3,891
	科学技術振興機構		193,482	193,882	193,882	193,882	193,853
	日本学術振興会		1,064	1,064	1,064	1,064	1,064
	理化学研究所		266,048	266,048	266,048	266,048	266,048
	宇宙航空研究開発機構		544,408	544,408	544,408	544,408	544,408
	日本スポーツ振興センター		203,955	226,140	226,140	226,552	226,552
	日本芸術文化振興会		246,819	246,819	246,819	246,819	246,819
	日本学生支援機構		100	100	100	100	100
	海洋研究開発機構		84,215	84,215	84,215	84,215	84,215
	国立高等専門学校機構		278,680	278,680	278,680	278,680	278,679
	大学評価・学位授与機構		7,471	7,471	7,471	7,471	7,471
	国立大学財務・経営センター		9,602	9,602	9,602	9,602	9,602
	日本原子力研究開発機構		808,594	808,594	808,594	808,594	808,594
厚生労働省	国立健康・栄養研究所		－	－	－	－	－
	労働安全衛生総合研究所		11,786	11,786	11,786	11,786	11,786
	勤労者退職金共済機構		－	－	－	－	－
	高齢・障害者雇用支援機構		12,228	12,228	12,228	12,228	12,126
	福祉医療機構		4,016,552	3,574,171	3,009,463	2,685,298	2,058,178
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		15,189	15,189	15,189	15,189	15,189
	労働政策研究・研修機構		6,360	6,360	6,360	6,360	6,360
	雇用・能力開発機構		787,109	783,229	768,292	747,838	707,765
	労働者健康福祉機構		153,713	152,674	149,859	148,280	147,758
	国立病院機構		143,758	143,758	143,758	195,608	212,958
	医薬品医療機器総合機構		1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
	医薬基盤研究所		54,489	55,689	56,889	57,685	58,056
	年金・健康保険福祉施設整理機構		179,241	147,911	206,954	143,284	98,331
	年金積立金管理運用		100	100	100	100	100
	国立がん研究センター		－	－	－	－	91,662
	国立循環器病研究センター		－	－	－	－	28,692
	国立精神・神経医療研究センター		－	－	－	－	37,330
	国立国際医療研究センター		－	－	－	－	67,888
	国立成育医療研究センター		－	－	－	－	36,486
	国立長寿医療研究センター		－	－	－	－	10,334

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	農林水産消費技術センター	3,541	10,386	10,386	10,386	10,386
		肥飼料検査所	1,671				
		農薬検査所	3,760				
	種苗管理センター		9,702	9,702	9,702	9,702	9,697
	家畜改良センター		48,228	48,228	48,228	48,228	48,224
	水産大学校		9,459	9,459	9,459	9,459	8,986
	森林総合研究所	森林総合研究所	47,391	49,587	692,997	706,315	716,580
		林木育種センター	1,909				
		緑資源機構	667,031	680,719			
	農業・食品産業技術総合研究機構		314,751	315,419	316,135	316,691	317,052
	農業生物資源研究所		40,319	40,319	40,319	40,319	40,314
	農業環境技術研究所		34,353	34,353	34,353	34,353	34,353
	国際農林水産業研究センター		8,470	8,470	8,470	8,470	8,470
	水産総合研究センター		60,196	60,196	60,196	60,196	59,826
	農畜産業振興機構		35,990	35,990	30,960	30,960	30,959
	農業者年金基金		-	－	－	－	－
	農林漁業信用基金		205,236	205,236	207,797	215,816	217,412
経済産業省	経済産業研究所		－	－	－	－	－
	工業所有権情報・研修館		－	－	－	－	－
	日本貿易保険		104,352	104,352	104,352	104,352	104,352
	産業技術総合研究所		286,086	286,086	286,086	286,086	286,086
	製品評価技術基盤機構		19,072	19,072	19,072	19,072	19,072
	新エネルギー・産業技術総合開発機構		143,711	143,711	129,358	134,858	122,908
	日本貿易振興機構		88,344	83,590	82,890	82,590	55,972
	原子力安全基盤機構		－	－	－	－	－
	情報処理推進機構		84,131	35,981	35,981	35,981	24,976
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構		187,929	201,337	247,787	303,258	363,203
	中小企業基盤整備機構		1,096,285	1,095,543	1,094,207	1,118,419	1,114,838
国土交通省	土木研究所		35,868	35,868	35,868	35,868	35,868
	建築研究所		20,384	20,384	20,384	20,384	20,384
	交通安全環境研究所		22,625	22,625	22,625	22,625	22,625
	海上技術安全研究所		38,352	38,352	38,352	38,352	38,352
	港湾空港技術研究所		14,053	14,053	14,053	14,053	14,053
	電子航法研究所		4,258	4,258	4,258	4,258	4,258
	航海訓練所		5,007	5,007	5,007	5,007	4,812
	海技教育機構		14,578	14,578	14,578	14,578	14,095
	航空大学校		4,970	4,970	4,970	4,970	4,934
	自動車検査		12,031	12,031	12,031	12,031	12,031
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構		82,601	86,652	94,603	119,603	118,449
	国際観光振興機構		1,398	1,398	1,398	1,398	1,398
	水資源機構		9,060	9,060	9,060	9,060	9,060
	自動車事故対策機構		13,174	13,174	13,174	13,174	13,174
	空港周辺整備機構		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	海上災害防止センター		486	486	486	486	486
	都市再生機構		916,401	948,501	1,000,601	1,058,169	1,058,169
	奄美群島振興開発基金		14,432	14,934	15,436	15,770	16,104
	日本高速道路保有・債務返済機構		4,596,575	4,728,075	4,855,291	4,983,551	5,114,375
	住宅金融支援機構			319,700	405,700	901,300	697,655
環境省	国立環境研究所		38,666	38,666	38,666	38,666	38,666
	環境再生保全機構		16,045	16,045	16,045	16,045	16,045
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構		977	977	977	977	977
計（104法人）			18,894,504	18,889,837	18,635,248	19,093,396	18,421,221

（注）1　各年度の貸借対照表に基づき作成した。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
4　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
5　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
6　国際協力機構の資本金は、有償資金協力業務に係るものを除く。

資料11－1

独立行政法人の平成20年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	1,833	－	－	－	4	－	－	－	－	1,837
	国民生活センター	2,951	－	354	－	144	－	－	－	－	3,449
	北方領土問題対策協会	652	188	－	66	84	－	－	－	－	989
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,454	－	6,286	26	－	－	－	－	－	10,766
総務省	情報通信研究機構	35,330	736	58	5,815	1,128	4,200	171	－	－	47,438
	統計センター	9,399	－	－	14	753	－	－	－	－	10,166
	平和祈念事業特別基金	750	－	－	－	10,302	－	－	－	－	11,052
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	20,945,759	－	4,989,768	－	－	25,935,528
外務省	国際協力機構	153,786	－	3,084	2,819	732	－	－	－	697	161,117
	国際交流基金	12,892	－	－	708	3,309	－	－	－	－	16,909
財務省	酒類総合研究所	1,171	－	－	42	37	－	－	－	－	1,249
	造幣局	－	－	－	－	32,050	－	－	－	－	32,050
	国立印刷局	－	－	－	－	82,035	－	－	－	－	82,035
	通関情報処理センター	－	－	－	－	5,692	－	－	－	－	5,692
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,709	－	－	－	－	3,709
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,176	－	48	－	3	－	－	－	－	1,227
	大学入試センター	422	－	－	－	10,553	－	－	－	－	10,975
	国立青少年教育振興機構	10,477	－	245	－	1,248	－	－	－	－	11,970
	国立女性教育会館	645	－	82	5	93	－	－	－	－	825
	国立国語研究所	1,111	－	－	0	9	－	－	－	－	1,120
	国立科学博物館	3,125	－	－	－	287	－	－	－	－	3,412
	物質・材料研究機構	15,429	－	320	2,960	119	－	－	－	－	18,828
	防災科学技術研究所	8,433	－	36	2,145	400	－	－	－	－	11,015
	放射線医学総合研究所	12,407	－	100	631	2,201	－	－	－	－	15,339
	国立美術館	5,790	－	8,970	－	975	－	－	－	－	15,735
	国立文化財機構	8,772	－	1,698	26	1,109	－	－	－	－	11,605
	教員研修センター	1,439	－	192	－	136	－	－	－	－	1,767
	科学技術振興機構	105,058	－	－	303	8,817	－	－	471	－	114,648
	日本学術振興会	28,859	127,118	－	725	405	－	－	－	－	157,108
	理化学研究所	60,139	23,321	7,500	6,482	562	－	－	－	－	98,003
	宇宙航空研究開発機構	130,227	50,975	6,283	51,349	1,000	－	－	－	－	239,834
	日本スポーツ振興センター	7,071	2,563	2,272	1	61,990	－	1,369	－	451	75,717
	日本芸術文化振興会	11,023	－	874	55	4,913	－	－	－	－	16,865
	日本学生支援機構	19,289	58,190	－	361	17,526	975,641	333,839	－	－	1,404,846
	海洋研究開発機構	38,431	－	330	157	4,472	－	－	－	－	43,389
	国立高等専門学校機構	67,659	－	2,587	－	14,807	－	－	－	－	85,053
	大学評価・学位授与機構	1,896	－	－	266	198	－	－	－	－	2,360
	国立大学財務・経営センター	496	－	－	－	14,043	67,400	105,149	278	－	187,366
	メディア教育開発センター	1,927	－	－	－	72	－	－	－	－	1,999
	日本原子力研究開発機構	168,697	4,611	12,827	1,164	12,554	－	－	－	－	199,852
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	791	－	－	51	57	－	－	－	－	899
	労働安全衛生総合研究所	2,516	－	251	15	12	－	－	－	－	2,793
	勤労者退職金共済機構	3,519	7,547	－	－	514,007	－	1,330	－	－	526,403
	高齢・障害者雇用支援機構	17,458	27,222	33	－	17,486	－	－	－	－	62,198
	福祉医療機構	4,281	62,899	－	－	229,853	－	11,289	－	－	308,322
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,596	－	90	－	1,526	－	－	－	－	4,212
	労働政策研究・研修機構	3,045	－	267	7	93	－	－	－	－	3,413
	雇用・能力開発機構	76,910	32,875	1,724	0	504,235	－	－	－	－	615,745
	労働者健康福祉機構	10,666	16,340	8,832	0	260,505	5,214	5,484	－	－	307,042
	国立病院機構	47,854	－	6,491	－	749,674	59,486	－	－	－	863,506
	医薬品医療機器総合機構	611	193	－	2,339	13,575	－	－	－	－	16,718
	医薬基盤研究所	11,283	－	273	166	257	1,200	122	－	－	13,300
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	43,051	－	－	42,345	－	85,395
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	4,228,891	11,047,755	5,358,555	－	－	20,635,201
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,405	－	698	0	36	0	380	485	－	9,004
	種苗管理センター	3,006	－	187	57	143	－	－	200	－	3,594
	家畜改良センター	8,072	－	392	141	583	－	－	290	－	9,478
	水産大学校	2,100	－	193	58	524	－	－	151	－	3,026

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	49,631	－	2,903	7,797	748	1,401	158	286	－	62,923
	農業生物資源研究所	7,209	－	279	3,690	14	－	1,069	227	－	12,488
	農業環境技術研究所	3,306	－	55	931	3	－	－	0	－	4,296
	国際農林水産業研究センター	3,601	－	38	197	7	－	－	64	－	3,908
	森林総合研究所	10,180	31,418	287	1,400	25,741	24,553	－	－	－	93,578
	水産総合研究センター	17,273	－	3,128	4,886	2,332	－	－	853	－	28,472
	農畜産業振興機構	2,284	106,841	－	－	86,695	53,273	32,960	－	－	282,054
	農業者年金基金	3,890	125,455	－	－	15,013	270,406	－	－	－	414,763
	農林漁業信用基金	－	1,830	－	3	144,677	71,376	－	－	－	217,886
経済産業省	経済産業研究所	1,599	－	－	2	1	－	－	55	－	1,658
	工業所有権情報・研修館	13,659	－	－	－	81	－	－	－	－	13,740
	日本貿易保険	－	－	－	－	11,149	－	19,682	－	－	30,831
	産業技術総合研究所	64,237	－	4,239	13,435	4,382	－	－	－	－	86,293
	製品評価技術基盤機構	7,466	－	120	316	1,435	－	－	－	－	9,337
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	145,428	51,587	－	30,842	2,235	5,000	1,185	－	－	236,279
	日本貿易振興機構	23,885	2,382	－	8,628	4,181	－	－	－	－	39,076
	原子力安全基盤機構	22,506	－	－	－	1,280	－	－	－	－	23,786
	情報処理推進機構	5,006	－	－	－	3,284	－	－	－	－	8,291
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	27,494	3,055	－	96,160	23,644	828,300	649,416	－	－	1,628,069
	中小企業基盤整備機構	21,641	64	－	307	702,388	16,715	584,516	－	－	1,325,629
国土交通省	土木研究所	9,492	－	730	2,917	76	－	－	－	－	13,215
	建築研究所	2,011	－	87	160	35	－	－	－	－	2,293
	交通安全環境研究所	1,730	－	430	1,526	－	－	－	－	－	3,686
	海上技術安全研究所	2,961	－	549	954	41	－	－	－	－	4,505
	港湾空港技術研究所	1,340	－	398	1,275	34	－	－	－	－	3,048
	電子航法研究所	1,640	－	87	283	－	－	－	－	－	2,010
	航海訓練所	6,567	－	52	7	26	－	－	－	－	6,652
	海技教育機構	2,745	－	118	35	142	－	－	－	－	3,040
	航空大学校	2,773	－	103	－	126	－	－	－	－	3,002
	自動車検査	1,544	－	4,058	－	8,670	－	－	－	－	14,273
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	620	208,527	－	41,816	930,927	559,751	324,619	－	－	2,066,260
	国際観光振興機構	2,017	－	－	－	1,585	－	－	－	－	3,602
	水資源機構	－	59,863	－	1,080	165,235	20,500	－	－	－	246,678
	自動車事故対策機構	8,105	3,118	997	－	1,750	－	896	－	－	14,866
	空港周辺整備機構	－	2,103	－	7,392	1,614	580	－	135	－	11,824
	海上災害防止センター	－	－	－	1,747	71	－	－	1,145	0	2,964
	都市再生機構	－	70,224	－	25,810	1,269,800	1,750,607	－	－	－	3,116,441
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	466	802	2,839	－	－	4,107
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	34	－	－	2,010,038	3,150,516	－	－	－	5,160,588
	住宅金融支援機構	－	205,000	－	－	1,559,713	3,907,760	4,838,319	－	－	10,510,792
環境省	国立環境研究所	9,675	－	499	4,055	－	－	－	－	－	14,229
	環境再生保全機構	2,197	18,616	－	0	73,031	13,900	－	－	－	107,745
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,768	－	－	－	－	－	－	－	－	3,768
合計（101法人）		1,624,809	1,304,895	92,734	336,605	34,861,408	22,836,336	17,263,115	46,985	1,148	78,368,038

（注）1　平成20年４月１日現在の状況である。
2　予算額は、各法人における平成20年度計画（年度当初予算）による。
3　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4　国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
5　海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
6　出資金・借入金等には、債券を含む。
7　その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
8　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
9　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
11　国際協力機構の平成20年度計画における予算額（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料11－2

独立行政法人の平成21年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	2,074	－	－	－	5	－	－	－	－	2,079
	国民生活センター	3,202	－	－	－	144	－	－	－	－	3,346
	北方領土問題対策協会	648	181	－	58	79	－	－	－	－	966
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,862	－	5,511	－	－	－	55	－	－	10,428
総務省	情報通信研究機構	34,200	713	60	5,354	446	2,600	943	－	－	44,317
	統計センター	10,350	－	－	15	748	－	－	－	－	11,113
	平和祈念事業特別基金	698	－	－	－	3,876	－	－	－	－	4,574
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	19,021,422	－	4,909,057	－	－	23,930,479
外務省	国際協力機構	155,850	－	2,770	2,693	607	－	－	－	817	162,737
	国際交流基金	12,569	－	－	808	3,772	－	－	－	－	17,149
財務省	酒類総合研究所	1,142	－	－	40	41	－	－	－	－	1,223
	造幣局	－	－	－	－	48,144	－	－	－	－	48,144
	国立印刷局	－	－	－	－	80,789	－	－	－	－	80,789
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	4,040	－	－	－	－	4,040
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,260	－	48	－	3	－	－	－	－	1,311
	大学入試センター	254	－	－	－	10,765	－	－	－	－	11,019
	国立青少年教育振興機構	10,138	－	4,462	－	1,357	－	－	－	－	15,957
	国立女性教育会館	630	－	278	5	97	－	－	－	－	1,010
	国立国語研究所	509	－	－	0	5	－	－	－	－	514
	国立科学博物館	3,120	－	－	－	315	－	－	－	－	3,435
	物質・材料研究機構	15,049	－	278	2,204	124	－	－	－	－	17,655
	防災科学技術研究所	8,230	－	121	2,149	400	－	－	－	－	10,900
	放射線医学総合研究所	11,712	－	64	397	2,201	－	－	－	－	14,374
	国立美術館	5,773	－	6,903	－	985	－	－	－	－	13,661
	国立文化財機構	8,368	－	3,674	26	1,120	－	－	－	－	13,188
	教員研修センター	1,382	－	192	－	137	－	－	－	－	1,711
	科学技術振興機構	106,657	－	－	0	9,015	－	－	198	－	115,870
	日本学術振興会	28,672	128,343	－	598	456	－	－	－	－	158,070
	理化学研究所	59,190	28,897	7,017	8,982	608	－	－	－	－	104,693
	宇宙航空研究開発機構	139,703	46,505	6,242	49,234	1,000	－	－	－	－	242,684
	日本スポーツ振興センター	6,026	2,563	3,063	1	84,578	－	8,078	－	1,002	105,310
	日本芸術文化振興会	10,985	－	900	10	4,433	－	－	－	－	16,328
	日本学生支援機構	18,282	62,814	－	720	20,974	1,165,074	369,134	－	－	1,636,997
	海洋研究開発機構	38,560	－	450	3,954	2,727	－	－	－	－	45,692
	国立高等専門学校機構	66,982	－	1,955	－	14,971	－	－	－	－	83,908
	大学評価・学位授与機構	1,858	－	－	0	274	－	－	－	－	2,131
	国立大学財務・経営センター	482	－	－	－	14,573	59,500	99,354	－	－	173,910
	日本原子力研究開発機構	169,111	6,169	9,038	1,137	12,255	－	－	－	－	197,710
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	789	－	－	45	47	－	－	－	－	881
	労働安全衛生総合研究所	2,536	－	248	14	－	－	12	－	－	2,810
	勤労者退職金共済機構	3,270	7,465	－	－	508,943	－	1,181	－	－	520,859
	高齢・障害者雇用支援機構	17,756	25,552	61	－	16,942	－	－	－	－	60,311
	福祉医療機構	4,138	60,736	－	－	218,269	－	12,708	－	－	295,851
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,382	－	－	－	1,503	－	－	－	－	3,885
	労働政策研究・研修機構	2,892	－	316	－	100	－	－	－	－	3,308
	雇用・能力開発機構	72,955	31,253	1,724	0	476,317	－	－	－	－	582,249
	労働者健康福祉機構	10,694	18,977	2,747	0	267,734	4,146	5,899	－	－	310,197
	国立病院機構	45,972	－	3,217	－	759,345	50,500	－	－		859,033
	医薬品医療機器総合機構	570	588	－	2,310	31,092	－	－	－	－	34,558
	医薬基盤研究所	11,152	－	262	406	285	800	111	－	－	13,016
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	45,608	－	－	54,836	－	100,444
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	3,856,595	371,400	4,739,803	－	－	8,967,798
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,544	－	134	0	28	－	－	343	－	8,049
	種苗管理センター	2,939	－	183	57	143	－	246	98	－	3,667
	家畜改良センター	8,160	－	345	141	629	－	－	163	－	9,438
	水産大学校	2,042	－	327	58	536	－	－	130	－	3,093

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	48,148	－	2,006	7,797	970	901	50	749	－	60,619
	農業生物資源研究所	7,210	－	175	3,690	1,624	－	－	195	－	12,894
	農業環境技術研究所	3,155	－	80	931	3	－	－	0	－	4,169
	国際農林水産業研究センター	3,756	－	84	197	7	－	－	81	－	4,126
	森林総合研究所	10,124	27,430	258	1,390	23,020	23,918	－	14	－	86,154
	水産総合研究センター	16,655	－	3,521	4,886	2,332	－	－	662	－	28,056
	農畜産業振興機構	2,222	106,840	－	－	83,628	64,469	83,263	－	－	340,419
	農業者年金基金	3,791	125,121	－	－	14,748	92,923	－	－	－	236,582
	農林漁業信用基金	－	1,788	－	3	160,694	71,187	－	－	－	233,673
経済産業省	経済産業研究所	1,577	－	－	3	2	－	－	72	－	1,653
	工業所有権情報・研修館	13,249	－	－	－	81	－	－	－	－	13,330
	日本貿易保険	－	－	－	－	14,022	－	67,916	－	－	81,938
	産業技術総合研究所	63,306	－	4,112	13,882	5,325	－	－	－	60	86,685
	製品評価技術基盤機構	7,392	－	265	248	1,973	－	－	－	－	9,880
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	141,484	39,357	－	43,322	2,325	10,500	667	－	－	237,656
	日本貿易振興機構	23,319	2,628	－	8,277	5,997	－	－	－	－	40,220
	原子力安全基盤機構	22,190	－	－	－	1,448	－	－	－	－	23,638
	情報処理推進機構	4,842	－	－	－	3,250	－	－	－	－	8,092
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	24,523	4,897	－	86,874	**21,723**	1,119,025	694,980	－	－	1,952,022
	中小企業基盤整備機構	21,303	881	－	4,199	727,023	1,957	612,551	－	－	1,367,914
国土交通省	土木研究所	9,330	－	565	2,892	85	－	－	－	－	12,872
	建築研究所	2,011	－	85	160	42	－	－	－	－	2,298
	交通安全環境研究所	1,761	－	359	921	－	－	－	－	－	3,041
	海上技術安全研究所	2,947	－	601	633	41	－	－	－	－	4,222
	港湾空港技術研究所	1,337	－	**1,056**	1,205	**34**	－	－	－	－	3,633
	電子航法研究所	1,618	－	125	503	－	－	－	0	－	2,246
	航海訓練所	6,283	－	0	8	44	－	－	－	－	6,335
	海技教育機構	2,752	－	71	28	175	－	－	－	－	3,026
	航空大学校	2,660	－	99	－	127	－	－	－	－	2,886
	自動車検査	1,373	－	3,720	－	9,055	－	－	－	－	14,147
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	610	223,229	－	47,797	910,861	562,000	325,562	－	－	2,070,059
	国際観光振興機構	1,999	－	－	－	1,587	－	－	－	－	3,586
	水資源機構	－	57,663	－	1,369	157,650	21,700	－	－	－	238,382
	自動車事故対策機構	7,819	3,125	456	－	1,871	－	805	－	－	14,076
	空港周辺整備機構	－	2,491	－	7,298	1,125	1,819	－	－	－	12,732
	海上災害防止センター	－	－	－	1,651	100	－	－	1,299	－	3,051
	都市再生機構	－	61,498	－	25,145	1,166,985	974,519	－	－	－	2,228,147
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	404	702	2,801	－	－	3,907
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	29	－	－	1,595,524	2,431,660	－	－	－	4,027,212
	住宅金融支援機構	－	131,400	－	－	1,500,650	4,329,065	4,540,891	－	－	10,502,006
環境省	国立環境研究所	9,292	－	534	4,055	80	－	－	－	－	13,961
	環境再生保全機構	2,114	27,854	－	－	61,433	21,400	－	－	－	112,802
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,657	－	－	－	－	－	－	－	－	3,657
合計（99法人）		1,610,128	1,236,987	80,762	350,780	32,009,670	11,381,765	16,476,067	58,840	1,879	63,206,873

（注）1　平成21年4月1日現在の状況である。
2　予算額は、各法人における平成21年度計画（年度当初予算）による。
3　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4　国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
5　海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
6　出資金・借入金等には、債券を含む。
7　その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
8　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
9　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
11　国際協力機構の平成21年度計画における予算額（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料11－3

独立行政法人の平成22年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	2,220	－	123	－	5	－	－	－	－	2,348
	国民生活センター	3,202	－	－	－	144	－	－	2,916	－	6,262
	北方領土問題対策協会	655	178	140	61	75	－	－	－	－	1,109
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	8,167	－	5,142	－	89	－	－	2,598	－	15,996
総務省	情報通信研究機構	30,900	509	5,077	4,904	216	1,400	791	－	－	43,797
	統計センター	9,784	－	－	15	754	－	－	－	－	10,553
	平和祈念事業特別基金	354	－	－	－	1,096	－	－	－	－	1,450
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	16,959,843	－	4,811,142	－	－	21,770,984
外務省	国際協力機構	147,986	－	－	2,014	591	－	594	－	－	151,185
	国際交流基金	12,851	－	－	824	3,194	－	－	－	－	16,868
財務省	酒類総合研究所	1,064	－	－	32	43	－	－	－	－	1,139
	造幣局	－	－	－	－	26,064	－	－	－	－	26,064
	国立印刷局	－	－	－	－	79,358	－	－	－	－	79,358
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	4,182	－	－	－	－	4,182
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,138	－	48	－	3	－	－	－	－	1,189
	大学入試センター	80	－	－	－	10,742	－	－	－	－	10,822
	国立青少年教育振興機構	9,761	－	4,787	－	1,503	－	－	－	－	16,051
	国立女性教育会館	590	－	1,743	5	87	－	－	－	－	2,425
	国立科学博物館	3,044	－	－	－	347	－	－	－	－	3,391
	物質・材料研究機構	14,051	－	106	2,314	130	－	－	－	－	16,601
	防災科学技術研究所	7,973	－	0	2,153	400	－	－	－	－	10,525
	放射線医学総合研究所	11,444	－	627	30	2,446	－	－	－	－	14,546
	国立美術館	5,859	－	6,699	－	995	－	－	－	－	13,553
	国立文化財機構	8,192	－	3,992	26	1,132	－	－	－	－	13,342
	教員研修センター	1,215	－	192	－	139	－	－	－	－	1,546
	科学技術振興機構	102,662	－	98	0	8,863	－	－	89	－	111,712
	日本学術振興会	28,021	170,104	－	506	652	－	－	－	－	199,283
	理化学研究所	58,312	31,519	2,037	3,155	667	－	－	－	－	95,689
	宇宙航空研究開発機構	130,392	43,284	6,328	48,055	1,000	－	－	－	－	229,059
	日本スポーツ振興センター	5,945	2,562	3,815	1	84,649	－	9,000	－	586	106,557
	日本芸術文化振興会	10,570	4,494	615	6	4,461	－	－	－	－	20,146
	日本学生支援機構	17,839	62,985	－	477	27,046	1,579,903	424,147	－	－	2,112,398
	海洋研究開発機構	36,337	1,510	450	2,319	2,439	－	－	－	－	43,054
	国立高等専門学校機構	66,281	－	2,225	－	15,608	－	－	－	－	84,114
	大学評価・学位授与機構	1,755	－	－	－	205	－	－	－	－	1,960
	国立大学財務・経営センター	455	－	－	－	26,726	53,400	77,177	－	－	157,758
	日本原子力研究開発機構	167,937	7,108	5,939	1,137	11,719	－	－	22,342	－	216,182
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	739	－	－	59	40	－	－	－	－	838
	労働安全衛生総合研究所	2,075	－	231	33	12	－	－	－	－	2,351
	勤労者退職金共済機構	－	8,989	－	－	511,330	－	1,169	－	－	521,488
	高齢・障害者雇用支援機構	14,679	17,185	－	－	14,341	－	－	－	－	46,206
	福祉医療機構	4,121	56,500	－	－	475,022	－	15,233	－	－	550,876
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,264	－	291	－	1,481	－	－	－	－	4,036
	労働政策研究・研修機構	2,769	－	70	－	100	－	－	－	－	2,940
	雇用・能力開発機構	61,946	21,531	1,196	0	458,812	－	－	－	－	543,485
	労働者健康福祉機構	9,477	20,355	2,494	0	276,008	3,237	6,763	－	－	318,333
	国立病院機構	43,682	－	3,121	－	803,632	49,184	－	－	－	899,619
	医薬品医療機器総合機構	443	781	－	2,167	28,395	－	－	－	－	31,786
	医薬基盤研究所	9,742	－	175	458	312	400	111	－	－	11,198
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	44,115	－	－	59,864	－	103,979
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	3,930,912	265,900	6,975,931	－	－	11,172,743
	国立がん研究センター	8,803	－	520	－	39,983	2,800	－	－	－	52,105
	国立循環器病研究センター	5,902	－	－	－	20,395	300	－	－	－	26,597
	国立精神・神経医療研究センター	4,595	－	1,618	－	16,498	－	－	－	－	22,713
	国立国際医療研究センター	8,455	－	742	－	37,293	700	－	－	－	47,190
	国立成育医療研究センター	5,008	－	－	－	15,899	－	－	－	－	20,908
	国立長寿医療研究センター	3,459	－	－	－	6,895	－	－	－	－	10,354

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,969	－	102	0	28	―	―	408	－	7,508
	種苗管理センター	2,654	－	170	57	143	―	118	115	－	3,257
	家畜改良センター	7,805	－	345	141	666	―	―	300	－	9,257
	水産大学校	1,866	－	241	58	536	―	―	188	－	2,889
	農業・食品産業技術総合研究機構	45,839	―	992	7,797	724	1,701	19	849	―	57,919
	農業生物資源研究所	6,982	―	216	3,690	15	―	855	216	―	11,973
	農業環境技術研究所	3,066	―	127	931	3	―	―	116	―	4,243
	国際農林水産業研究センター	3,714	―	60	197	7	―	―	38	―	4,017
	森林総合研究所	9,973	22,432	258	1,387	21,997	18,184	―	152	―	74,382
	水産総合研究センター	16,048	―	3,039	4,886	2,333	―	―	861	―	27,167
	農畜産業振興機構	1,883	93,106	―	―	98,160	81,300	109,859	―	―	384,310
	農業者年金基金	3,657	125,750	―	―	14,534	95,992	－	76	―	240,009
	農林漁業信用基金	―	1,941	―	3	151,809	70,608	―	―	―	224,362
経済産業省	経済産業研究所	1,530	―	―	4	1	―	―	47	―	1,582
	工業所有権情報・研修館	12,787	―	－	－	101	―	―	－	―	12,888
	日本貿易保険	―	―	―	―	14,202	―	16,958	－	―	31,160
	産業技術総合研究所	61,407	―	1,321	14,154	3,917	―	－	－	―	80,799
	製品評価技術基盤機構	7,155	―	－	203	1,070	―	－	－	―	8,428
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	132,359	29,544	―	42,824	4,864	5,000	698	－	―	215,290
	日本貿易振興機構	22,845	2,400	―	5,319	7,232	―	―	－	―	37,796
	原子力安全基盤機構	20,696	－	－	－	1,556	―	―	－	―	22,252
	情報処理推進機構	4,697	－	－	－	3,421	―	―	－	―	8,118
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	21,126	6,625	22,473	95,203	16,080	474,942	928,780	－	―	1,565,230
	中小企業基盤整備機構	20,265	469	－	175	734,040	17,281	607,773	－	―	1,380,000
国土交通省	土木研究所	9,124	―	497	2,835	85	―	―	－	―	12,541
	建築研究所	1,924	―	98	160	42	―	―	－	―	2,224
	交通安全環境研究所	1,569	―	322	921	―	―	―	－	―	2,812
	海上技術安全研究所	2,933	―	349	574	49	―	―	－	―	3,905
	港湾空港技術研究所	1,385	―	132	1,139	35	―	―	70	―	2,761
	電子航法研究所	1,597	―	139	415	―	―	―	0	―	2,151
	航海訓練所	5,951	―	0	5	106	―	―	―	―	6,062
	海技教育機構	2,509	―	112	28	183	―	―	―	―	2,832
	航空大学校	2,653	―	103	－	127	―	―	―	―	2,883
	自動車検査	1,257	―	2,717	―	9,158	―	―	―	―	13,132
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	529	178,097	―	36,134	878,417	433,024	325,155	―	―	1,851,356
	国際観光振興機構	1,905	―	―	―	1,589	―	―	―	―	3,494
	水資源機構	―	41,391	―	1,144	150,080	19,000	―	―	―	211,614
	自動車事故対策機構	7,420	3,133	384	―	2,023	―	764	―	―	13,724
	空港周辺整備機構	―	1,617	―	5,965	1,180	67	―	―	―	8,828
	海上災害防止センター	―	―	―	1,616	76	―	―	1,391	0	3,085
	都市再生機構	―	41,906	―	23,861	1,125,554	1,273,780	―	―	―	2,465,101
	奄美群島振興開発基金	―	―	―	―	327	334	2,629	―	―	3,289
	日本高速道路保有・債務返済機構	―	28	―	―	1,436,355	3,331,866	―	―	―	4,768,250
	住宅金融支援機構	―	104,914	―	―	1,680,908	3,927,678	4,565,565	―	―	10,279,065
環境省	国立環境研究所	12,127	―	292	4,055	39	―	―	―	―	16,513
	環境再生保全機構	1,990	27,400	―	―	57,750	11,400	―	―	―	98,539
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,488	―	―	―	―	―	―	―	―	3,488
合計（104法人）		1,568,879	1,130,347	95,130	326,632	30,380,610	11,719,381	18,881,231	92,636	586	64,195,428

(注)1　平成22年4月1日現在の状況である。

2　予算額は、各法人における平成22年度計画（年度当初予算）による。

3　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4　国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5　海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6　出資金･借入金等には、債券を含む。

7　その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

11　国際協力機構の平成22年度計画における予算額（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料11－4

独立行政法人の平成23年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	2,130	－	254	－	38	－	－	－	－	2,421
	国民生活センター	3,144	－	－	－	144	－	－	3,195	－	6,482
	北方領土問題対策協会	1,326	171	71	53	65	－	－	－	－	1,685
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	5,406	－	1,402	－	126	－	－	4,912	－	11,846
総務省	情報通信研究機構	30,281	474	58	4,087	81	－	561	－	－	35,542
	統計センター	9,426	－	－	22	682	－	－	－	－	10,130
	平和祈念事業特別基金	－	－	－	－	4,413	－	－	－	－	4,413
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	15,188,277	－	3,407,933	－	－	18,596,209
外務省	国際協力機構	145,681	－	－	1,512	573	－	1,596	－	57	149,419
	国際交流基金	13,032	－	－	448	2,923	－	－	－	－	16,402
財務省	酒類総合研究所	1,020	－	－	32	43	－	－	－	－	1,095
	造幣局	－	－	－	－	26,058	－	－	－	－	26,058
	国立印刷局	－	－	－	－	74,468	－	－	－	－	74,468
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,760	－	－	－	－	3,760
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,082	－	28	－	4	－	－	－	－	1,114
	大学入試センター	－	－	－	－	11,093	－	－	－	－	11,093
	国立青少年教育振興機構	9,478	－	57	－	1,518	－	－	－	－	11,053
	国立女性教育会館	562	－	－	5	117	－	－	－	－	684
	国立科学博物館	3,385	－	－	－	388	－	－	－	－	3,773
	物質・材料研究機構	13,624	1,448	210	3,028	391	－	－	－	－	18,700
	防災科学技術研究所	7,516	－	70	1,097	400	－	－	－	－	9,083
	放射線医学総合研究所	11,124	－	472	－	2,446	－	－	－	－	14,042
	国立美術館	5,973	－	6,063	－	1,044	－	－	－	－	13,080
	国立文化財機構	7,941	－	4,792	26	1,188	－	－	－	－	13,947
	教員研修センター	1,123	－	173	－	140	－	－	－	－	1,436
	科学技術振興機構	104,818	－	142	5,371	7,017	－	－	353	194	117,896
	日本学術振興会	29,230	160,475	－	563	523	－	－	－	－	190,790
	理化学研究所	58,378	28,861	1,066	4,248	697	－	－	－	－	93,249
	宇宙航空研究開発機構	122,426	42,641	7,532	36,358	1,000	－	－	－	－	209,958
	日本スポーツ振興センター	6,135	2,561	3,046	996	84,501	－	16,106	－	303	113,648
	日本芸術文化振興会	10,244	4,299	412	5	4,659	－	－	－	－	19,619
	日本学生支援機構	15,755	57,903	－	350	32,589	1,677,246	463,874	－	－	2,247,718
	海洋研究開発機構	36,028	1,290	477	2,752	1,509	－	－	－	－	42,058
	国立高等専門学校機構	63,854	－	1,953	－	16,048	－	－	－	－	81,855
	大学評価・学位授与機構	1,484	－	－	－	158	－	－	－	－	1,642
	国立大学財務・経営センター	393	－	－	－	25,049	59,800	79,137	－	－	164,378
	日本原子力研究開発機構	160,411	12,292	8,791	1,132	11,541	－	－	31,510	－	225,677
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	691	－	－	63	36	－	－	－	－	791
	労働安全衛生総合研究所	2,048	－	211	54	14	－	－	－	－	2,327
	勤労者退職金共済機構	－	8,784	－	－	512,442	－	1,161	－	－	522,387
	高齢・障害者雇用支援機構	14,051	12,302	169	－	20,592	－	－	－	－	47,113
	福祉医療機構	3,948	46,261	－	－	185,218	－	16,132	－	－	251,559
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,261	－	－	－	1,526	－	－	－	－	3,787
	労働政策研究・研修機構	2,596	－	70	－	100	－	－	－	－	2,766
	雇用・能力開発機構	58,502	17,310	1,135	0	394,974	－	－	－	－	471,922
	労働者健康福祉機構	9,049	19,473	2,457	－	286,905	2,799	8,234	－	－	328,917
	国立病院機構	36,202	－	2,472		848,736	32,186	3,256	－	－	922,851
	医薬品医療機器総合機構	353	1,221	－	2,070	24,215	－	－	－	－	27,858
	医薬基盤研究所	7,998	－	889	268	298	－	111	－	－	9,564
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	876	－	－	24,596	－	25,472
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	3,799,998	215,200	6,670,993	－	－	10,686,191
	国立がん研究センター	8,755	－	1,019	－	58,830	4,969	－	－	－	73,573
	国立循環器病研究センター	5,428	－	629	－	39,566	－	－	－	－	45,622
	国立精神・神経医療研究センター	4,513	－	－	－	11,673	－	－	－	－	16,186
	国立国際医療研究センター	7,514	－	1,004	－	34,072	2,500		－	－	45,090
	国立成育医療研究センター	4,666	－	400	－	16,829	－	－	－	－	21,894
	国立長寿医療研究センター	3,613	－	－	－	7,281	－	－	－	－	10,894

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,834	－	71	0	48	－	－	－	－	6,954
	種苗管理センター	2,741	－	23	57	204	－	－	－	－	3,026
	家畜改良センター	7,386	－	310	201	1,329	－	－	－	－	9,226
	水産大学校	1,969	－	203	131	544	－	－	－	－	2,846
	農業・食品産業技術総合研究機構	44,765	－	1,278	6,643	611	300	36	－	－	53,632
	農業生物資源研究所	6,882	－	226	2,611	14	－	－	－	－	9,734
	農業環境技術研究所	3,018	－	132	711	1	－	－	－	－	3,863
	国際農林水産業研究センター	3,532	－	48	282	16	－	－	－	－	3,879
	森林総合研究所	9,765	16,515	232	1,507	19,261	17,780	－	－	－	65,060
	水産総合研究センター	15,787	760	2,117	2,832	1,709	－	－	－	－	23,204
	農畜産業振興機構	1,887	130,490	－	－	92,771	54,279	62,056	－	－	341,482
	農業者年金基金	3,364	124,672	－	－	14,605	90,593	－	229	－	233,464
	農林漁業信用基金	－	2,321	－	3	165,067	72,808	－	－	－	240,199
経済産業省	経済産業研究所	1,492	－	－	－	5	－	0	－	－	1,497
	工業所有権情報・研修館	9,636	－	－	－	100	－	－	－	－	9,737
	日本貿易保険	－	－	－	－	14,112	－	26,857	－	－	40,969
	産業技術総合研究所	60,390	－	1,600	12,917	6,377	－	－	－	－	81,284
	製品評価技術基盤機構	7,040	－	29	81	629	－	－	－	－	7,779
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	128,706	3,123	－	16,336	3,992	1,200	1,127	－	－	154,484
	日本貿易振興機構	22,729	2,485	－	1,476	3,114	－	－	－	－	29,804
	原子力安全基盤機構	20,090	－	－	－	1,482	－	－	－	－	21,572
	情報処理推進機構	4,035	－	－	－	3,388	－	87	－	－	7,510
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	18,146	7,228	2,480	83,565	22,522	1,018,993	423,489	－	－	1,576,424
	中小企業基盤整備機構	19,800	100	－	55	725,647	11,844	585,572	－	－	1,343,016
国土交通省	土木研究所	8,540	－	482	438	57	－	－	－	－	9,517
	建築研究所	1,745	－	96	160	42	－	－	－	－	2,043
	交通安全環境研究所	1,676	－	165	498	－	－	－	－	－	2,339
	海上技術安全研究所	2,795	－	－	563	**41**	－	－	－	－	3,399
	港湾空港技術研究所	1,248	－	149	1,025	－	－	76	－	－	2,498
	電子航法研究所	1,499	－	99	253	－	－	－	－	－	1,851
	航海訓練所	5,608	－	450	－	113	－	－	－	－	6,171
	海技教育機構	2,482	－	112	28	190	－	－	－	－	2,812
	航空大学校	2,304	－	73	－	574	－	－	－	－	2,951
	自動車検査	892	－	1,419	－	8,966	－	11	－	－	11,288
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	522	184,906	－	40,793	848,896	476,234	326,772	－	－	1,878,122
	国際観光振興機構	1,972	－	－	－	1,138	－	－	－	－	3,110
	水資源機構	－	32,840	－	1,001	137,519	18,800	－	－	－	190,160
	自動車事故対策機構	7,144	3,210	380	－	1,947	－	722	－	－	13,402
	空港周辺整備機構	－	1,411	－	3,115	1,218	－	－	58	－	5,802
	海上災害防止センター	－	－	－	1,730	201	－	－	－	－	1,931
	都市再生機構	－	34,439	－	22,323	998,289	1,113,632	－	－	－	2,168,685
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	308	334	2,537	－	－	3,179
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	17	－	－	1,392,466	2,620,796	－	－	－	4,013,280
	住宅金融支援機構	－	89,826	－	－	1,469,399	3,215,113	4,892,966	－	－	9,667,304
環境省	国立環境研究所	13,523	－	263	3,611	46	－	－	－	－	17,443
	環境再生保全機構	1,929	24,722	－	－	54,310	7,800	－	－	－	88,761
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,397	－	－	－	－	－	－	－	－	3,397
合計（104法人）		1,511,868	1,076,831	59,961	269,486	27,743,120	10,715,206	16,991,402	64,853	554	58,433,277

（注）1　平成23年4月1日現在の状況である。
2　予算額は、各法人における平成23年度計画（年度当初予算）による。
3　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4　国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
5　航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
6　出資金・借入金等には、債券を含む。
7　その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
8　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
9　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
11　国際協力機構の平成23年度計画における予算額（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料11－5

独立行政法人の平成24年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	2,031	－	253	－	38	－	－	－	－	2,322
	国民生活センター	2,814	－	－	－	148	－	－	1,396	－	4,357
	北方領土問題対策協会	1,321	170	－	55	64	－	－	－	－	1,610
総務省	情報通信研究機構	29,666	472	58	10,375	120	－	507	－	－	41,197
	統計センター	8,846	－	－	25	866	－	－	－	－	9,737
	平和祈念事業特別基金	－	－	－	－	1,947	－	－	－	－	1,947
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	13,499,964	－	3,564,200	－	－	17,064,164
外務省	国際協力機構	145,379	－	－	1,553	363	－	－	－	－	147,296
	国際交流基金	12,812	－	－	22	2,614	－	－	－	－	15,448
財務省	酒類総合研究所	1,050	－	－	32	43	－	－	－	－	1,125
	造幣局	－	－	－	－	26,385	－	－	－	－	26,385
	国立印刷局	－	－	－	－	73,136	－	－	－	－	73,136
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,998	－	－	－	－	3,998
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	989	－	23	－	5	－	－	－	－	1,016
	大学入試センター	－	－	－	－	11,255	－	－	－	－	11,255
	国立青少年教育振興機構	9,323	－	200	－	1,533	－	－	－	－	11,056
	国立女性教育会館	547	－	－	5	119	－	－	－	－	671
	国立科学博物館	3,034	－	－	－	404	－	－	－	－	3,438
	物質・材料研究機構	13,482	1,448	60	3,028	391	－	－	－	－	18,409
	防災科学技術研究所	7,096	12,613	4,359	1,101	400	－	－	－	－	25,569
	放射線医学総合研究所	12,095	－	1,166	－	2,226	－	－	－	－	15,487
	国立美術館	7,784	－	5,347	－	1,095	－	－	－	－	14,226
	国立文化財機構	7,602	－	6,884	26	1,309	－	－	－	－	15,821
	教員研修センター	1,025	－	155	－	142	－	－	－	－	1,322
	科学技術振興機構	105,029	－	112	3,747	6,790	－	－	659	－	116,338
	日本学術振興会	29,229	230,844	－	221	519	－	－	－	－	260,813
	理化学研究所	58,076	26,506	90	4,588	776	－	－	－	－	90,036
	宇宙航空研究開発機構	119,758	45,156	7,096	35,929	1,000	－	－	－	－	208,939
	日本スポーツ振興センター	5,881	2,560	3,755	1,089	99,700	－	14,865	－	2,216	130,065
	日本芸術文化振興会	10,062	3,796	114	0	4,598	－	－	－	－	18,570
	日本学生支援機構	15,119	52,439	－	81	36,250	1,692,026	502,139	－	－	2,298,054
	海洋研究開発機構	36,140	6,421	241	2,937	1,509	－	－	－	－	47,248
	国立高等専門学校機構	63,006	－	2,051	－	13,458	－	3,148	－	－	81,663
	大学評価・学位授与機構	1,371	－	－	－	218	－	－	－	－	1,588
	国立大学財務・経営センター	351	－	－	－	23,032	56,900	78,527	－	－	158,810
	日本原子力研究開発機構	149,025	13,800	6,987	1,392	11,552	－	－	43,897	－	226,654
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	667	－	－	63	29	－	－	－	－	760
	労働安全衛生総合研究所	2,023	－	56	107	17	－	－	－	－	2,203
	勤労者退職金共済機構	435	8,814	－	－	756,172	－	1,212	－	－	766,634
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	71,725	11,840	1,695	78	45,072	－	－	－	－	130,409
	福祉医療機構	3,589	51,924	－	－	175,746	－	12,505	－	－	243,763
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,977		561	－	1,454	－	－	－	－	3,992
	労働政策研究・研修機構	2,568	－	90	－	61	－	－	－	－	2,719
	労働者健康福祉機構	8,230	22,849	2,662	－	291,916	2,321	10,027	－	－	338,005
	国立病院機構	28,623	－	108	－	870,383	34,087	18,982	－	－	952,183
	医薬品医療機器総合機構	344	1,450	－	1,986	10,001	－	13,165	－	－	26,945
	医薬基盤研究所	7,335	20	1,625	59	287	－	111	－	－	9,437
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	5,708	－	－	23,029	－	28,737
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	3,563,923	－	8,871,159	－	－	12,435,082
	国立がん研究センター	8,204	－	1,948	－	47,391	3,218	－	－	－	60,761
	国立循環器病研究センター	5,091	－	－	－	26,397	－	－	－	－	31,488
	国立精神・神経医療研究センター	4,761	－	1,344	－	10,108	－	－	－	－	16,214
	国立国際医療研究センター	7,321	－	1,278	－	34,113	900	－	－	－	43,612
	国立成育医療研究センター	4,405	－	451	－	17,898	－	－	－	－	22,754
	国立長寿医療研究センター	3,852	－	－	－	5,394	－	－	－	－	9,246

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,861	－	264	0	48	－	－	－	－	7,173
	種苗管理センター	3,026	－	244	57	153	－	－	－	－	3,480
	家畜改良センター	7,444		279	201	765	－	－	553	－	9,242
	水産大学校	1,990	－	269	133	544	－	－	－	－	2,937
	農業・食品産業技術総合研究機構	42,832	－	1,154	6,480	607	300	4	－	－	51,377
	農業生物資源研究所	6,820	－	398	2,611	15	－	－	－	－	9,843
	農業環境技術研究所	2,845	－	430	711	1	－	－	－	－	3,988
	国際農林水産業研究センター	3,519	－	44	282	10	－	－	－	－	3,855
	森林総合研究所	9,660	17,244	2,029	1,507	17,368	17,879	－	－	－	65,686
	水産総合研究センター	15,796	760	201	2,832	1,709	－	－	5,632	－	26,929
	農畜産業振興機構	1,631	108,070	－	－	83,929	43,764	74,883	－	－	312,276
	農業者年金基金	3,341	124,560	－	－	14,899	89,918	－	442	－	233,159
	農林漁業信用基金	－	5,802	－	3	139,420	70,205	－	－	－	215,429
経済産業省	経済産業研究所	1,447	－	－	－	6	－	－	－	－	1,453
	工業所有権情報・研修館	9,537	－	－	－	100	－	－	－	－	9,638
	日本貿易保険	－	－	－	－	18,766	－	55,774	－	－	74,540
	産業技術総合研究所	60,078	－	837	11,217	7,601	－	－	－	－	79,734
	製品評価技術基盤機構	6,829	－	283	271	643	－	－	－	1,104	9,130
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	121,891	309	－	7,958	3,489	500	1,094	－	－	135,242
	日本貿易振興機構	22,377	2,527	－	2,017	2,975	－	－	－	－	29,896
	原子力安全基盤機構	20,599	－	－	－	222	－	－	－	－	20,822
	情報処理推進機構	3,876	－	－	－	3,411	－	59	－	－	7,345
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	16,884	6,535	－	140,115	15,604	954,297	560,408	－	－	1,693,842
	中小企業基盤整備機構	24,523	310	－	69	766,323	23,654	624,802	－	－	1,439,682
国土交通省	土木研究所	8,464	－	458	438	57	－	－	－	－	9,417
	建築研究所	1,733	－	91	160	42	－	－	－	－	2,026
	交通安全環境研究所	1,574	－	164	498	－	－	－	－	－	2,236
	海上技術安全研究所	2,706	－	95	612	41	－	－	－	－	3,454
	港湾空港技術研究所	1,276	－	963	1,025	－	－	76	－	－	3,340
	電子航法研究所	1,451	－	39	147	－	－	－	－	－	1,637
	航海訓練所	5,552	－	450	－	118	－	－	－	－	6,120
	海技教育機構	2,482	－	－	28	198	－	－	－	－	2,708
	航空大学校	2,074	－	132	－	654	－	－	－	－	2,859
	自動車検査	883	－	1,539	－	8,756	－	11	351	－	11,540
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	452	188,646	－	50,386	844,521	397,018	345,258	－	－	1,826,279
	国際観光振興機構	1,884	－	－	－	936	－	－	－	－	2,820
	水資源機構	－	29,557	－	1,231	132,031	17,900	－	－	－	180,719
	自動車事故対策機構	6,943	3,288	379	－	2,086	－	715	－	－	13,411
	空港周辺整備機構	－	620	－	1,949	756	－	－	－	－	3,325
	海上災害防止センター	－	－	－	1,685	92	－	－	－	－	1,777
	都市再生機構	－	34,347	－	21,363	1,002,027	1,477,832	5,636	－	－	2,541,206
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	281	334	2,414	－	－	3,029
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	26	－	－	1,554,411	3,021,884	－	－	－	4,576,321
	住宅金融支援機構	－	64,209	－	－	1,277,930	2,937,003	3,914,173	－	－	8,193,314
環境省	国立環境研究所	12,111	－	263	3,611	54	－	－	－	－	16,039
	環境再生保全機構	1,832	22,416	－	－	51,183	7,800	－	－	－	83,230
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,356	－	－	－	－	－	－	－	－	3,356
合計（102法人）		1,469,672	1,102,348	61,774	328,096	25,644,819	10,849,740	18,675,854	75,959	3,320	58,211,575

（注）1　平成24年4月1日現在の状況である。
2　予算額は、各法人における平成24年度計画（年度当初予算）による。
3　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4　国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
5　航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
6　出資金・借入金等には、債券を含む。
7　その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
8　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
9　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
11　国際協力機構の平成24年度計画における予算額（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料12－1

独立行政法人の平成20年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,035	－	－	497	305	－	－	1,837
	国民生活センター	1,534	354	－	1,333	228	－	－	3,449
	北方領土問題対策協会	638	－	66	231	55	－	－	989
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,779	6,286	－	339	362	－	－	10,766
総務省	情報通信研究機構	38,632	1,059	5,815	－	2,511	1,082	－	49,098
	統計センター	2,135	－	14	7,657	360	－	－	10,166
	平和祈念事業特別基金	10,726	－	－	－	326	－	－	11,052
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,944,932	－	－	574	116	4,989,768	－	25,935,392
外務省	国際協力機構	142,997	3,084	2,819	－	12,097	120	－	161,117
	国際交流基金	14,065	－	－	1,840	1,852	－	－	17,757
財務省	酒類総合研究所	437	－	42	517	253	－	－	1,249
	造幣局	17,855	2,410	－	10,374	－	－	－	30,639
	国立印刷局	25,076	7,886	－	45,954	－	－	－	78,916
	通関情報処理センター	5,399	－	－	487	244	－	－	6,130
	日本万国博覧会記念機構	1,120	－	－	596	1,902	32	－	3,650
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	359	48	－	820	－	－	－	1,227
	大学入試センター	9,974	－	－	938	62	－	－	10,975
	国立青少年教育振興機構	4,590	245	－	5,122	2,013	－	－	11,970
	国立女性教育会館	397	82	5	－	341	－	－	825
	国立国語研究所	456	－	0	608	56	－	－	1,120
	国立科学博物館	1,577	－	－	1,197	638	－	－	3,412
	物質・材料研究機構	8,823	320	2,960	5,847	878	－	－	18,828
	防災科学技術研究所	6,882	36	2,145	1,764	187	－	－	11,015
	放射線医学総合研究所	10,243	100	631	3,813	551	－	－	15,339
	国立美術館	4,047	8,970	－	1,133	1,585	－	－	15,735
	国立文化財機構	4,756	1,698	26	3,636	1,489	－	－	11,605
	教員研修センター	689	192	－	524	362	－	－	1,767
	科学技術振興機構	106,538	－	303	5,127	2,151	－	－	114,118
	日本学術振興会	27,802	－	725	832	263	127,485	－	157,108
	理化学研究所	49,985	7,500	6,482	7,752	2,728	23,557	－	98,003
	宇宙航空研究開発機構	123,763	6,283	51,349	－	7,464	50,975	－	239,834
	日本スポーツ振興センター	22,255	2,272	1	4,030	477	45,542	－	74,577
	日本芸術文化振興会	12,523	874	55	2,944	469	－	－	16,865
	日本学生支援機構	16,832	－	－	4,856	1,335	1,398,711	－	1,421,734
	海洋研究開発機構	38,803	330	157	3,212	887	－	－	43,389
	国立高等専門学校機構	62,486	2,587	－	－	18,343	1,637	－	85,053
	大学評価・学位授与機構	623	－	266	1,141	140	190	－	2,360
	国立大学財務・経営センター	400	－	－	272	119	186,575	－	187,366
	メディア教育開発センター	1,022	－	－	816	103	58	－	1,999
	日本原子力研究開発機構	155,527	12,827	1,164	－	18,148	12,187	－	199,852
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	157	－	103	550	89	－	－	899
	労働安全衛生総合研究所	873	251	15	1,373	281	－	－	2,793
	勤労者退職金共済機構	7,442	－	－	2,745	116	530,552	－	540,854
	高齢・障害者雇用支援機構	63,562	33	－	6,512	1,112	－	－	71,219
	福祉医療機構	6,123	－	－	3,055	519	201,107	－	210,804
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	708	90	－	3,310	104	－	－	4,212
	労働政策研究・研修機構	1,103	267	－	1,518	525	－	－	3,413
	雇用・能力開発機構	565,102	1,724	0	40,644	2,480	410	－	610,360
	労働者健康福祉機構	268,502	8,832	0	12,893	7,667	6,020	－	303,915
	国立病院機構	689,020	76,456	－	－	－	78,853	－	844,329
	医薬品医療機器総合機構	18,822	－	－	4,232	2,607	－	－	25,662
	医薬基盤研究所	11,163	272	－	1,059	1,057	122	－	13,674
	年金・健康保険福祉施設整理機構	7,307	－	－	424	47	34,566	43,051	85,395
	年金積立金管理運用	43,806	－	－	1,038	636	16,406,318	－	16,451,798

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	1,032	698	0	6,024	871	380	－	9,004
	種苗管理センター	293	187	57	2,510	346	200	－	3,594
	家畜改良センター	1,660	392	141	6,646	639	－	－	9,478
	水産大学校	584	193	58	1,965	226	－	－	3,026
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,977	2,903	7,797	29,321	3,160	△ 98	－	63,058
	農業生物資源研究所	2,841	279	3,690	4,155	454	606	－	12,025
	農業環境技術研究所	870	55	931	2,071	368	－	－	4,296
	国際農林水産業研究センター	1,502	38	197	2,022	145	－	－	3,905
	森林総合研究所	32,191	287	1,400	14,021	2,256	41,542	－	91,696
	水産総合研究センター	8,943	3,665	4,886	9,992	1,046	△ 60	－	28,472
	農畜産業振興機構	245,316	－	－	2,722	683	38,707	－	287,428
	農業者年金基金	164,402	－	－	901	802	233,358	－	399,463
	農林漁業信用基金	222,531	－	－	1,443	691	－	－	224,665
経済産業省	経済産業研究所	1,397	－	2	－	259	－	－	1,658
	工業所有権情報・研修館	12,327	－	－	970	443	－	－	13,740
	日本貿易保険	5,443	－	－	1,399	－	23,989	－	30,831
	産業技術総合研究所	57,293	4,239	11,570	－	－	13,191	－	86,293
	製品評価技術基盤機構	7,497	120	316	－	1,280	－	－	9,213
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	144,888	－	30,842	－	9,564	52,360	－	237,655
	日本貿易振興機構	28,688	－	8,239	－	2,149	－	－	39,076
	原子力安全基盤機構	21,780	－	－	－	2,006	－	－	23,786
	情報処理推進機構	9,872	－	－	－	1,953	－	－	11,826
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	64,511	－	96,160	－	1,761	1,494,955	－	1,657,387
	中小企業基盤整備機構	737,695	－	307	－	1,805	749,350	－	1,489,157
国土交通省	土木研究所	4,616	730	2,832	4,380	658	－	－	13,215
	建築研究所	713	87	155	1,038	300	－	－	2,293
	交通安全環境研究所	630	430	1,495	1,023	108	－	－	3,686
	海上技術安全研究所	602	549	925	2,316	113	－	－	4,505
	港湾空港技術研究所	240	398	1,250	1,056	103	－	－	3,048
	電子航法研究所	882	87	261	730	50	－	－	2,010
	航海訓練所	1,783	52	7	4,604	206	－	－	6,652
	海技教育機構	416	118	35	2,233	238	－	－	3,040
	航空大学校	1,223	103	－	1,406	270	－	－	3,002
	自動車検査	2,507	4,058	5	6,415	1,170	118	－	14,273
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	688,792	－	36,748	22,632	9,917	1,383,488	－	2,141,578
	国際観光振興機構	1,174	－	849	1,303	276	－	－	3,602
	水資源機構	80,329	179	856	18,019	2,714	150,994	－	253,090
	自動車事故対策機構	8,293	997	－	3,466	1,162	1,629	－	15,547
	空港周辺整備機構	3,750	－	6,938	899	237	－	－	11,824
	海上災害防止センター	－	－	1,238	－	412	15	1,299	2,964
	都市再生機構	800,558	－	25,093	46,163	11,071	2,243,020	－	3,125,904
	奄美群島振興開発基金	18	－	－	168	64	3,217	－	3,467
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,269	－	－	1,030	1,035	5,153,555	－	5,158,889
	住宅金融支援機構	221,209	－	－	10,974	5,895	9,624,698	－	9,862,776
環境省	国立環境研究所	6,119	499	4,055	3,042	514	－	－	14,229
	環境再生保全機構	73,117	－	0	1,864	732	33,838	－	109,550
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	601	－	－	2,475	754	－	－	3,831
合計（101法人）		27,259,776	174,711	324,478	429,534	169,546	45,338,919	44,350	73,741,317

（注）１　平成20年４月１日現在の状況である。
２　予算額は、各法人における平成20年度計画（年度当初予算）による。
３　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
４　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
５　海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
６　人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
７　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
８　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
９　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成20年度計画における予算額（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料12－2

独立行政法人の平成21年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,285	－	－	473	321	－	－	2,079
	国民生活センター	1,787	－	－	1,337	221	－	－	3,345
	北方領土問題対策協会	634	－	58	231	44	－	－	966
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,973	5,511	－	379	565	－	－	10,428
総務省	情報通信研究機構	35,962	849	5,354	－	2,428	604	－	45,196
	統計センター	2,911	－	15	7,839	348	－	－	11,113
	平和祈念事業特別基金	4,254	－	－	－	320	－	－	4,574
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	19,019,772	－	－	564	118	4,909,057	－	23,929,511
外務省	国際協力機構	145,383	2,770	2,693	－	11,875	16	－	162,737
	国際交流基金	14,562	－	－	1,787	800	－	－	17,149
財務省	酒類総合研究所	416	－	40	521	246	－	－	1,223
	造幣局	34,793	2,950	－	10,250	－	－	－	47,993
	国立印刷局	24,520	8,525	－	44,493	－	－	－	77,538
	日本万国博覧会記念機構	1,232	－	－	610	1,925	67	－	3,834
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	351	48	－	913	－	－	－	1,311
	大学入試センター	10,013	－	－	946	60	－	－	11,019
	国立青少年教育振興機構	4,567	4,462	－	4,976	1,952	－	－	15,957
	国立女性教育会館	374	278	5	－	353	－	－	1,010
	国立国語研究所	105	－	0	387	22	－	－	514
	国立科学博物館	1,548	－	－	1,181	706	－	－	3,435
	物質・材料研究機構	8,499	278	2,204	5,836	838	－	－	17,655
	防災科学技術研究所	6,498	121	2,149	1,951	181	－	－	10,900
	放射線医学総合研究所	9,596	64	397	3,783	533	－	－	14,374
	国立美術館	4,137	6,903	－	1,156	1,465	－	－	13,661
	国立文化財機構	5,138	3,674	26	3,330	1,020	－	－	13,188
	教員研修センター	675	192	－	499	345	－	－	1,711
	科学技術振興機構	108,032	－	0	5,275	2,068	－	－	115,376
	日本学術振興会	27,637	－	598	821	252	128,761	－	158,070
	理化学研究所	49,334	7,017	8,982	7,578	2,634	29,149	－	104,693
	宇宙航空研究開発機構	133,373	6,242	49,234	－	7,330	46,505	－	242,684
	日本スポーツ振興センター	32,439	3,063	1	3,793	459	65,530	－	105,284
	日本芸術文化振興会	12,210	900	10	2,866	342	－	－	16,328
	日本学生支援機構	15,742	－	720	4,718	1,332	1,637,060	－	1,659,571
	海洋研究開発機構	37,247	450	3,954	3,165	877	－	－	45,692
	国立高等専門学校機構	67,799	1,955	－	－	12,340	1,814	－	83,908
	大学評価・学位授与機構	569	－	－	1,160	136	266	－	2,131
	国立大学財務・経営センター	104	－	－	276	104	170,372	－	170,857
	日本原子力研究開発機構	158,093	9,050	1,137	－	17,406	12,024	－	197,710
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	156	－	87	551	87	－	－	881
	労働安全衛生総合研究所	864	248	14	1,410	273	－	－	2,810
	勤労者退職金共済機構	7,677	－	－	2,691	146	524,768	－	535,282
	高齢・障害者雇用支援機構	58,810	61	－	6,647	1,139	－	－	66,656
	福祉医療機構	5,583	－	－	2,927	514	199,281	－	208,305
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	694	－	－	3,088	103	－	－	3,885
	労働政策研究・研修機構	1,033	316	－	1,451	509	－	－	3,308
	雇用・能力開発機構	529,004	1,724	0	39,199	2,447	395	－	572,769
	労働者健康福祉機構	279,247	2,747	0	13,600	7,254	4,981	－	307,828
	国立病院機構	723,251	70,139	－	－	－	72,456	－	865,845
	医薬品医療機器総合機構	23,441	－	－	5,790	1,660	－	－	30,891
	医薬基盤研究所	10,912	262	－	771	897	100	－	12,941
	年金・健康保険福祉施設整理機構	10,723	－	－	483	46	43,584	45,607	100,443
	年金積立金管理運用	44,988	－	－	982	336	5,111,210	－	5,157,516

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	1,025	134	0	5,769	1,121	－	－	8,049
	種苗管理センター	291	183	57	2,454	337	344	0	3,667
	家畜改良センター	1,650	345	141	6,680	622	－	－	9,438
	水産大学校	580	327	58	1,907	221	－	－	3,093
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,314	2,006	7,797	28,561	3,079	40	－	60,797
	農業生物資源研究所	3,869	175	3,690	4,162	434	－	－	12,331
	農業環境技術研究所	864	80	931	1,935	358	－	－	4,169
	国際農林水産業研究センター	1,493	84	197	2,207	141	－	－	4,123
	森林総合研究所	29,035	258	1,390	13,224	2,059	40,617	－	86,583
	水産総合研究センター	8,935	3,818	4,886	9,501	1,007	△ 91	－	28,056
	農畜産業振興機構	288,780	－	－	2,677	674	51,512	－	343,642
	農業者年金基金	157,623	－	－	858	776	62,340	－	221,597
	農林漁業信用基金	233,496	－	－	1,431	670	－	－	235,598
経済産業省	経済産業研究所	1,374	－	3	－	229	－	－	1,606
	工業所有権情報・研修館	11,939	－	－	961	430	－	－	13,330
	日本貿易保険	15,957	－	－	1,386	－	64,595	－	81,938
	産業技術総合研究所	57,622	4,112	12,007	－	－	12,944	－	86,685
	製品評価技術基盤機構	6,369	265	248	－	1,204	1,392	－	9,479
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	146,976	－	43,322	－	9,036	43,107	－	242,441
	日本貿易振興機構	30,225	－	7,936	－	2,059	－	－	40,220
	原子力安全基盤機構	21,451	－	－	－	2,186	－	－	23,638
	情報処理推進機構	9,273	－	－	－	1,849	－	－	11,122
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	47,346	－	86,874	－	1,750	1,827,635	－	1,963,605
	中小企業基盤整備機構	674,317	－	3,930	－	1,745	753,232	－	1,433,224
国土交通省	土木研究所	4,569	565	2,808	4,292	639	－	－	12,872
	建築研究所	706	85	155	1,056	296	－	－	2,298
	交通安全環境研究所	624	359	892	1,062	104	－	－	3,041
	海上技術安全研究所	594	601	604	2,313	110	－	－	4,222
	港湾空港技術研究所	238	1,056	1,180	1,056	103	－	－	3,633
	電子航法研究所	956	125	465	651	49	－	－	2,246
	航海訓練所	1,779	－	8	4,344	204	－	－	6,335
	海技教育機構	396	71	28	2,264	267	－	－	3,026
	航空大学校	1,242	99	－	1,297	248	－	－	2,886
	自動車検査	2,765	3,720	5	6,387	1,148	124	－	14,147
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	728,192	－	44,103	22,012	9,398	1,330,476	－	2,134,181
	国際観光振興機構	1,185	－	851	1,281	268	－	－	3,586
	水資源機構	84,216	225	1,164	17,912	2,549	123,879	－	229,946
	自動車事故対策機構	8,098	456	－	3,514	1,153	1,313	－	14,533
	空港周辺整備機構	4,769	－	6,887	842	234	－	－	12,732
	海上災害防止センター	－	－	1,239	－	407	15	1,391	3,051
	都市再生機構	735,810	－	24,512	45,867	12,174	1,409,764	－	2,228,127
	奄美群島振興開発基金	11	－	－	166	63	3,160	－	3,400
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,112	－	－	1,037	1,027	3,914,429	－	3,919,606
	住宅金融支援機構	210,824	－	－	11,142	5,470	8,965,462	－	9,192,897
環境省	国立環境研究所	6,052	534	4,055	2,818	502	－	－	13,961
	環境再生保全機構	68,077	－	－	1,732	489	40,292	－	110,590
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	568	－	－	2,342	747	－	－	3,657
合計（99法人）		25,316,534	160,482	340,101	421,784	157,013	31,604,581	46,998	58,047,489

（注）１　平成21年４月１日現在の状況である。
２　予算額は、各法人における平成21年度計画（年度当初予算）による。
３　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
４　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
５　海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
６　人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
７　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
８　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
９　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成21年度計画における予算額（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料12－3

独立行政法人の平成22年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,424	123	－	467	334	－	－	2,348
	国民生活センター	4,744	－	－	1,303	214	－	－	6,262
	北方領土問題対策協会	634	140	61	231	44	－	－	1,109
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,910	9,945	－	357	784	－	－	15,996
総務省	情報通信研究機構	30,998	9,154	4,904	―	2,345	130	－	47,531
	統計センター	2,616	―	15	7,585	337	―	－	10,553
	平和祈念事業特別基金	417	―	―	―	156	―	877	1,450
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	16,959,235	―	―	501	68	4,811,142	―	21,770,945
外務省	国際協力機構	137,903	594	2,014	―	10,658	17	―	151,185
	国際交流基金	14,354	―	―	1,729	786	―	―	16,868
財務省	酒類総合研究所	379	－	32	491	237	―	―	1,139
	造幣局	12,392	1,445	－	9,385	－	―	―	23,222
	国立印刷局	24,272	9,812	－	42,226	－	―	―	76,310
	日本万国博覧会記念機構	1,547	―	－	594	1,852	73	―	4,066
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	328	48	－	814	―	－	―	1,189
	大学入試センター	9,792	－	－	970	58	－	―	10,821
	国立青少年教育振興機構	4,544	4,787	－	4,826	1,894	－	―	16,051
	国立女性教育会館	405	1,743	5	－	272	－	―	2,425
	国立科学博物館	1,518	－	－	1,138	735	－	―	3,391
	物質・材料研究機構	7,564	106	2,314	5,817	800	－	―	16,601
	防災科学技術研究所	6,213	0	2,153	1,984	175	－	―	10,525
	放射線医学総合研究所	9,744	627	30	3,629	516	－	―	14,546
	国立美術館	4,332	6,699	－	1,096	1,426	－	―	13,553
	国立文化財機構	5,179	3,992	26	3,165	980	－	―	13,342
	教員研修センター	560	192	－	466	328	－	―	1,546
	科学技術振興機構	104,159	98	－	4,976	1,951	－	―	111,184
	日本学術振興会	27,003	－	506	961	467	216,210	―	245,148
	理化学研究所	48,662	2,037	3,155	7,372	2,677	31,787	―	95,689
	宇宙航空研究開発機構	124,221	6,328	48,055	－	7,171	43,284	―	229,059
	日本スポーツ振興センター	31,772	3,815	1	3,845	442	65,728	―	105,604
	日本芸術文化振興会	16,475	615	6	2,762	288	－	―	20,146
	日本学生支援機構	15,947	－	477	4,654	1,448	2,094,711	―	2,117,237
	海洋研究開発機構	34,790	450	2,319	3,118	867	1,510	―	43,054
	国立高等専門学校機構	67,862	2,225	－	－	12,177	1,850	―	84,114
	大学評価・学位授与機構	454	－	－	1,196	112	197	―	1,960
	国立大学財務・経営センター	91	－	－	266	101	158,719	―	159,176
	日本原子力研究開発機構	158,593	5,939	1,137	－	16,032	7,108	27,373	216,182
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	115	－	95	543	85	－	－	838
	労働安全衛生総合研究所	689	231	33	1,145	252	－	－	2,351
	勤労者退職金共済機構	7,241	－	－	2,463	119	562,392	－	572,215
	高齢・障害者雇用支援機構	50,215	－	－	6,356	1,062	－	－	57,633
	福祉医療機構	5,088	－	－	2,911	487	192,588	－	201,074
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	679	291	－	2,963	103	－	－	4,036
	労働政策研究・研修機構	938	70	－	1,423	508	－	－	2,940
	雇用・能力開発機構	502,470	1,196	0	34,784	2,401	108	－	540,958
	労働者健康福祉機構	289,965	2,494	0	11,785	7,821	3,763	－	315,828
	国立病院機構	739,054	57,394	－	－	－	71,129	－	867,576
	医薬品医療機器総合機構	24,197	－	－	6,298	1,259	－	－	31,754
	医薬基盤研究所	9,762	175	－	813	224	86	－	11,060
	年金・健康保険福祉施設整理機構	8,060	－	－	204	23	95,693	－	103,979
	年金積立金管理運用	34,814	－	－	－	485	13,718,934	－	13,754,233
	国立がん研究センター	33,518	11,082	－	－	－	2,939	－	47,539
	国立循環器病研究センター	21,910	1,668	－	－	－	225	－	23,804
	国立精神・神経医療研究センター	10,207	11,577	－	－	－	251	－	22,035
	国立国際医療研究センター	27,116	15,431	－	－	－	2,444	－	44,991
	国立成育医療研究センター	14,893	2,670	－	－	－	1,307	－	18,870
	国立長寿医療研究センター	7,230	2,565	－	－	－	176	－	9,971

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	1,015	102	0	5,740	650	－	－	7,508
	種苗管理センター	288	170	57	2,181	327	233	0	3,257
	家畜改良センター	1,634	345	141	6,534	603	－	－	9,257
	水産大学校	575	241	58	1,801	214	－	－	2,889
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,109	992	7,797	27,505	2,985	△ 327	－	58,060
	農業生物資源研究所	2,796	216	3,690	3,993	423	855	－	11,973
	農業環境技術研究所	856	127	931	1,982	347	－	－	4,243
	国際農林水産業研究センター	1,478	60	197	2,141	137	－	－	4,014
	森林総合研究所	20,112	258	1,387	12,340	1,763	38,780	－	74,637
	水産総合研究センター	8,784	3,265	4,886	9,376	977	△ 121	－	27,167
	農畜産業振興機構	331,986	－	－	2,610	664	67,459	－	402,720
	農業者年金基金	152,363	－	－	854	751	71,280	－	225,248
	農林漁業信用基金	221,446	－	－	1,417	649	－	－	223,512
経済産業省	経済産業研究所	1,328	－	4	－	250	－	－	1,582
	工業所有権情報・研修館	11,516	－	－	953	420	－	－	12,888
	日本貿易保険	17,949	－	－	1,373	－	11,838	－	31,160
	産業技術総合研究所	54,545	1,321	12,237	－	－	12,696	－	80,799
	製品評価技術基盤機構	6,332	－	203	－	1,017	820	－	8,373
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	135,284	－	42,824	－	8,663	33,035	－	219,807
	日本貿易振興機構	30,788	－	5,033	－	1,975	－	－	37,796
	原子力安全基盤機構	20,005	－	－	－	2,247	－	－	22,252
	情報処理推進機構	9,046	－	－	－	1,843	－	－	10,888
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	32,390	22,473	95,203	－	1,920	1,412,704	－	1,564,690
	中小企業基盤整備機構	676,728	－	175	－	1,698	758,398	－	1,436,997
国土交通省	土木研究所	4,433	497	2,752	4,226	632	－	－	12,541
	建築研究所	655	98	155	1,024	292	－	－	2,224
	交通安全環境研究所	588	322	891	910	101	－	－	2,812
	海上技術安全研究所	547	349	551	2,362	96	－	－	3,905
	港湾空港技術研究所	223	202	1,114	1,122	100	－	－	2,761
	電子航法研究所	869	139	377	719	47	－	－	2,151
	航海訓練所	1,483	－	5	4,371	203	－	－	6,062
	海技教育機構	385	112	28	2,077	230	－	－	2,832
	航空大学校	1,218	103	－	1,313	249	－	－	2,883
	自動車検査	2,819	2,717	5	6,330	1,136	125	－	13,132
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	641,786	－	33,384	20,658	9,186	1,238,674	－	1,943,688
	国際観光振興機構	1,127	－	851	1,250	266	－	－	3,494
	水資源機構	64,368	281	1,017	17,733	2,507	112,546	－	198,452
	自動車事故対策機構	7,966	384	－	3,414	1,142	1,241	－	14,146
	空港周辺整備機構	2,291	－	5,646	680	211	－	－	8,828
	海上災害防止センター	－	－	1,200	－	413	14	1,457	3,085
	都市再生機構	740,618	－	22,592	46,847	12,417	1,642,693	－	2,465,166
	奄美群島振興開発基金	5	－	－	163	62	3,065	－	3,296
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,094	－	－	974	618	4,765,986	－	4,770,672
	住宅金融支援機構	205,398	－	－	10,821	4,405	10,048,444	－	10,269,070
環境省	国立環境研究所	8,610	292	4,055	3,067	489	－	－	16,513
	環境再生保全機構	66,855	－	－	1,670	474	27,383	－	96,382
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	568	－	－	2,218	702	－	－	3,488
合計（104法人）		23,178,453	212,824	316,784	404,361	150,062	42,332,322	29,707	66,624,512

（注）1　平成22年４月１日現在の状況である。
2　予算額は、各法人における平成22年度計画（年度当初予算）による。
3　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
5　海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
6　人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
7　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成22年度計画における予算額（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料12－4

独立行政法人の平成23年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,350	254	－	509	309	－	－	2,421
	国民生活センター	4,989	－	－	1,285	208	－	－	6,482
	北方領土問題対策協会	1,290	71	53	228	43	－	－	1,685
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	5,034	6,314	－	215	283	－	－	11,846
総務省	情報通信研究機構	27,635	1,352	4,087	－	2,361	28	－	35,463
	統計センター	2,772	－	22	7,066	270	－	－	10,130
	平和祈念事業特別基金	4,411	－	－	－	－	－	2	4,413
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	15,185,800	－	－	500	61	3,407,933	－	18,594,295
外務省	国際協力機構	136,006	1,596	1,512	－	10,296	9	－	149,419
	国際交流基金	15,753	－	－	1,585	774	－	－	18,112
財務省	酒類総合研究所	351	－	32	478	234	－	－	1,095
	造幣局	12,023	3,979	－	9,144	－	－	－	25,145
	国立印刷局	22,142	10,278	－	41,711	－	－	－	74,131
	日本万国博覧会記念機構	1,240	－	－	598	1,812	81	－	3,731
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	282	28	－	803	－	－	－	1,114
	大学入試センター	9,793	－	－	897	58	－	－	10,749
	国立青少年教育振興機構	4,522	57	－	4,637	1,837	－	－	11,053
	国立女性教育会館	374	－	5	－	305	－	－	684
	国立科学博物館	1,996	－	－	1,122	655	－	－	3,773
	物質・材料研究機構	7,655	210	3,028	5,598	762	1,448	－	18,700
	防災科学技術研究所	5,889	70	1,097	1,858	170	－	－	9,083
	放射線医学総合研究所	9,480	472	－	3,590	404	96	－	14,042
	国立美術館	4,603	6,063	－	1,104	1,310	－	－	13,080
	国立文化財機構	5,056	4,792	26	3,118	955	－	－	13,947
	教員研修センター	529	173	－	439	295	－	－	1,436
	科学技術振興機構	105,897	142	5,371	4,450	1,947	－	－	117,808
	日本学術振興会	28,229	－	567	948	335	206,087	－	236,164
	理化学研究所	49,093	1,066	4,248	7,164	2,535	29,143	－	93,249
	宇宙航空研究開発機構	116,412	7,532	36,358	－	7,014	42,641	－	209,958
	日本スポーツ振興センター	38,621	3,046	996	3,761	430	65,538	－	112,392
	日本芸術文化振興会	16,124	412	5	2,766	312	－	－	19,619
	日本学生支援機構	14,637	－	350	4,368	1,426	2,227,260	－	2,248,042
	海洋研究開発機構	33,700	477	2,752	2,979	858	1,290	－	42,058
	国立高等専門学校機構	63,291	1,953	－	－	14,220	2,391	－	81,855
	大学評価・学位授与機構	349	－	－	1,065	77	150	－	1,642
	国立大学財務・経営センター	59	－	－	238	98	163,523	－	163,918
	日本原子力研究開発機構	151,362	8,822	1,129	－	15,687	12,292	36,386	225,677
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	113	－	94	501	83	－	－	791
	労働安全衛生総合研究所	682	211	54	1,133	247	－	－	2,327
	勤労者退職金共済機構	6,171	－	－	2,499	102	522,472	－	531,243
	高齢・障害者雇用支援機構	44,494	169	－	6,829	1,125	－	－	52,616
	福祉医療機構	4,327	－	－	2,885	446	181,058	－	188,716
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	673	－	－	3,012	102	－	－	3,787
	労働政策研究・研修機構	844	70	－	1,375	478	－	－	2,766
	雇用・能力開発機構	433,040	1,135	0	31,640	2,348	115	－	468,278
	労働者健康福祉機構	297,645	2,457	－	12,178	6,851	3,315	－	322,447
	国立病院機構	765,521	64,837	－	－	－	66,434	－	896,792
	医薬品医療機器総合機構	22,726	－	－	6,310	1,214	－	－	30,250
	医薬基盤研究所	7,501	889	－	753	212	75	－	9,430
	年金・健康保険福祉施設整理機構	11,413	－	－	407	46	－	13,605	25,472
	年金積立金管理運用	35,044	－	－	－	499	6,886,934	－	6,922,477
	国立がん研究センター	41,810	9,242	－	－	－	2,863	－	53,915
	国立循環器病研究センター	24,272	3,240	－	－	－	324	－	27,836
	国立精神・神経医療研究センター	11,620	2,706	－	－	－	184	－	14,510
	国立国際医療研究センター	30,974	8,256	－	－	－	1,658	－	40,888
	国立成育医療研究センター	17,529	2,578	－	－	－	1,397	－	21,503
	国立長寿医療研究センター	7,752	2,678	－	－	－	216	－	10,647

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	965	71	0	5,311	607	－	－	6,954
	種苗管理センター	280	79	57	2,301	308	－	－	3,026
	家畜改良センター	1,523	310	201	6,052	575	－	－	8,662
	水産大学校	534	203	131	1,782	197	―	―	2,846
	農業・食品産業技術総合研究機構	16,678	1,278	6,643	26,526	2,524	―	―	53,649
	農業生物資源研究所	2,596	226	2,611	3,899	401	－	－	9,734
	農業環境技術研究所	780	132	711	1,908	331	－	－	3,863
	国際農林水産業研究センター	1,433	48	282	1,982	131	―	―	3,876
	森林総合研究所	14,310	232	1,507	11,500	1,627	35,736	－	64,911
	水産総合研究センター	8,180	2,117	2,832	9,260	816	―	―	23,204
	農畜産業振興機構	286,523	－	－	2,760	655	75,351	－	365,289
	農業者年金基金	146,814	－	－	818	711	70,700	－	219,043
	農林漁業信用基金	218,349	－	－	1,341	617	－	－	220,306
経済産業省	経済産業研究所	1,254	－	－	－	242	－	－	1,497
	工業所有権情報・研修館	8,487	－	－	851	399	－	－	9,737
	日本貿易保険	16,941	－	－	1,360	－	22,668	－	40,969
	産業技術総合研究所	56,048	1,600	11,175	－	－	12,461	－	81,284
	製品評価技術基盤機構	6,320	29	81	－	985	347	－	7,762
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	127,433	－	16,336	－	8,367	3,252	－	155,388
	日本貿易振興機構	26,476	－	1,397	－	1,931	－	－	29,804
	原子力安全基盤機構	19,333	－	－	－	2,239	－	－	21,572
	情報処理推進機構	8,479	－	－	－	1,774	－	－	10,253
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	38,931	2,480	83,565	－	1,673	1,453,024	－	1,579,673
	中小企業基盤整備機構	765,179	－	55	－	1,685	674,391	－	1,441,310
国土交通省	土木研究所	3,897	482	425	4,137	576	―	―	9,517
	建築研究所	561	96	155	943	288	―	―	2,043
	交通安全環境研究所	576	165	468	1,038	92	―	―	2,339
	海上技術安全研究所	523	－	525	2,258	93	―	―	3,399
	港湾空港技術研究所	247	149	1,005	1,002	95	―	―	2,498
	電子航法研究所	822	99	215	669	46	―	―	1,851
	航海訓練所	1,344	450	―	4,186	191	―	―	6,171
	海技教育機構	367	112	28	2,086	219	―	―	2,812
	航空大学校	1,409	73	―	1,225	244	―	―	2,951
	自動車検査	2,654	1,419	5	5,684	1,019	156	351	11,288
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	626,950	―	38,480	20,256	8,753	1,233,839	―	1,928,277
	国際観光振興機構	1,104	―	451	1,296	259	―	―	3,110
	水資源機構	61,741	640	786	16,690	2,246	92,879	―	174,983
	自動車事故対策機構	7,803	380	―	3,341	1,114	1,459	―	14,096
	空港周辺整備機構	2,079	―	2,860	655	208	―	―	5,802
	海上災害防止センター	0	0	1,347	―	398	7	―	1,752
	都市再生機構	650,539	―	21,203	47,016	11,800	1,438,050	―	2,168,608
	奄美群島振興開発基金	3	―	―	161	61	2,790	―	3,013
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,566	―	―	984	618	4,017,738	―	4,022,906
	住宅金融支援機構	181,875	―	―	11,029	4,038	10,436,262	―	10,633,205
環境省	国立環境研究所	10,042	263	3,611	3,053	474	―	―	17,443
	環境再生保全機構	64,369	―	―	1,658	459	22,201	―	88,687
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	568	－	－	2,180	650	－	－	3,397
合計（104法人）		21,249,785	170,760	260,934	392,944	144,830	33,420,266	50,344	55,689,862

（注）１　平成23年４月１日現在の状況である。
２　予算額は、各法人における平成23年度計画（年度当初予算）による。
３　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
４　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
５　航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
６　人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
７　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
８　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
９　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成23年度計画における予算額（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料12－5

独立行政法人の平成24年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,280	253	－	509	280	－	－	2,322
	国民生活センター	2,958	－	－	1,197	202	－	－	4,357
	北方領土問題対策協会	1,292	－	55	220	43	－		1,610
総務省	情報通信研究機構	34,539	58	10,500	－	2,205	－	－	47,302
	統計センター	2,458	－	25	6,984	270	－	－	9,737
	平和祈念事業特別基金	1,027	－	－	－	－	－	920	1,947
	郵便貯金･簡易生命保険管理機構	13,499,455	－	－	450	83	3,564,200	－	17,064,188
外務省	国際協力機構	135,632	－	1,553	－	10,106	5	－	147,296
	国際交流基金	14,913	－	－	1,557	751	－	－	17,222
財務省	酒類総合研究所	407	－	32	453	233	－	－	1,125
	造幣局	12,956	6,508	－	9,086	－	－	－	28,550
	国立印刷局	21,212	13,675	－	42,212	－	－	－	77,099
	日本万国博覧会記念機構	1,401	－	－	598	1,747	82	－	3,828
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	254	23	－	739	－	－	－	1,016
	大学入試センター	10,246	－	－	951	58	－	－	11,255
	国立青少年教育振興機構	4,510	200	－	4,538	1,808	－	－	11,056
	国立女性教育会館	370	－	5	－	296	－	－	671
	国立科学博物館	1,647	－	－	1,108	683	－	－	3,438
	物質・材料研究機構	7,373	60	3,028	5,762	737	1,448	－	18,409
	防災科学技術研究所	5,420	4,359	1,101	1,913	163	12,613	－	25,569
	放射線医学総合研究所	10,300	166	－	3,532	393	1,096	－	15,487
	国立美術館	6,593	5,347	－	1,104	1,182	－	－	14,226
	国立文化財機構	5,021	6,884	26	3,079	811	－	－	15,821
	教員研修センター	491	155	－	415	261	－	－	1,322
	科学技術振興機構	96,921	112	3,747	13,302	1,691			115,772
	日本学術振興会	28,264	－	223	985	717	241,634	―	271,823
	理化学研究所	48,607	90	4,588	6,998	2,898	26,854	－	90,036
	宇宙航空研究開発機構	113,888	7,096	35,929	―	6,870	45,156	－	208,939
	日本スポーツ振興センター	40,750	3,755	1,089	3,709	422	79,946	－	129,670
	日本芸術文化振興会	15,422	114	0	2,751	283	－	－	18,570
	日本学生支援機構	13,593	－	81	4,294	1,301	2,305,385	－	2,324,654
	海洋研究開発機構	33,806	241	2,937	2,995	849	6,421	－	47,248
	国立高等専門学校機構	62,424	2,809	－	－	14,040	2,390	－	81,663
	大学評価・学位授与機構	295	－	－	1,017	67	210	－	1,588
	国立大学財務・経営センター	32	－	－	225	95	158,155	－	158,507
	日本原子力研究開発機構	139,968	4,787	1,389	－	15,051	16,129	49,330	226,654
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	103	－	88	489	80	－	－	760
	労働安全衛生総合研究所	675	56	107	1,123	242	－	－	2,203
	勤労者退職金共済機構	328,272	－	－	2,720	296	518,229	－	849,516
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	93,864	1,695	78	38,213	2,932	－	－	136,783
	福祉医療機構	3,714	－	－	2,815	415	182,885	－	189,828
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	680	561	－	2,672	79	－	－	3,992
	労働政策研究・研修機構	798	90	－	1,363	468	－	－	2,719
	労働者健康福祉機構	313,182	2,662	－	11,205	6,922	2,656	－	336,627
	国立病院機構	791,853	88,695	－	－	－	63,715	－	944,264
	医薬品医療機器総合機構	29,466	－	－	731	1,232	－	－	31,429
	医薬基盤研究所	6,625	1,625	－	779	204	74	－	9,305
	年金・健康保険福祉施設整理機構	12,087	－	－	407	46	－	16,197	28,737
	年金積立金管理運用	35,783	－	－	－	535	8,871,327	－	8,907,645
	国立がん研究センター	42,901	5,951	－	－	－	3,135	－	51,987
	国立循環器病研究センター	23,982	534	－	－	－	319	－	24,835
	国立精神・神経医療研究センター	12,371	1,437	－	－	－	208	－	14,016
	国立国際医療研究センター	33,046	5,777	－	－	－	2,069	－	40,893
	国立成育医療研究センター	18,450	1,189	－	－	－	2,301	－	21,940
	国立長寿医療研究センター	8,431	1,190	－	－	－	230	－	9,851

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	881	264	0	5,442	586	－	－	7,173
	種苗管理センター	276	244	57	2,604	298	－	－	3,480
	家畜改良センター	1,502	557	201	6,151	556	－	－	8,967
	水産大学校	549	269	133	1,789	197	－	－	2,937
	農業・食品産業技術総合研究機構	14,917	1,154	6,480	26,360	2,423	－	－	51,334
	農業生物資源研究所	2,560	398	2,611	3,887	387	－	－	9,843
	農業環境技術研究所	769	430	711	1,757	320	－	－	3,988
	国際農林水産業研究センター	1,413	44	282	1,993	126	－	－	3,858
	森林総合研究所	13,907	2,029	1,507	11,194	1,367	36,923	－	66,926
	水産総合研究センター	8,374	5,833	2,832	9,103	788	－	－	26,929
	農畜産業振興機構	290,092	－	－	2,656	646	33,589	－	326,984
	農業者年金基金	141,621	－	－	797	958	75,900	－	219,276
	農林漁業信用基金	213,582	－	－	1,335	593	－	－	215,509
経済産業省	経済産業研究所	1,218	－	－	－	235	－	－	1,453
	工業所有権情報・研修館	8,437	－	－	851	350	－	－	9,638
	日本貿易保険	24,026	－	－	1,247	－	49,267	－	74,540
	産業技術総合研究所	57,167	837	9,628	－	－	12,102	－	79,734
	製品評価技術基盤機構	7,011	283	271	－	853	712	－	9,130
	新エネルギー・産業技術総合開発	120,517	－	7,958	－	8,098	309	－	136,883
	日本貿易振興機構	26,348	－	1,834	－	1,714	－	－	29,896
	原子力安全基盤機構	19,666	－	－	－	2,195	－	－	21,861
	情報処理推進機構	8,350	－	－	－	1,750	－	－	10,099
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	42,120	－	140,115	－	1,818	1,515,611	－	1,699,664
	中小企業基盤整備機構	780,465	－	69	－	1,625	722,237	－	1,504,397
国土交通省	土木研究所	3,858	458	425	4,104	572	－	－	9,417
	建築研究所	556	91	155	940	284	－	－	2,026
	交通安全環境研究所	574	164	473	935	90	－	－	2,236
	海上技術安全研究所	544	95	574	2,151	90	－	－	3,454
	港湾空港技術研究所	245	963	1,005	1,033	94	－	－	3,340
	電子航法研究所	789	39	125	639	45	－	－	1,637
	航海訓練所	1,416	450	－	4,064	190	－	－	6,120
	海技教育機構	370	－	28	2,095	215	－	－	2,708
	航空大学校	1,418	132	－	1,071	239	－	－	2,859
	自動車検査	2,744	1,539	5	5,684	927	153	488	11,540
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	658,262	－	47,079	20,323	7,995	1,141,465	－	1,875,124
	国際観光振興機構	1,103	―	299	1,164	254	―	―	2,820
	水資源機構	59,936	791	1,026	16,129	2,146	92,649	－	172,677
	自動車事故対策機構	7,847	379	－	3,376	1,014	1,539	－	14,155
	空港周辺整備機構	961	－	1,763	391	153	－	－	3,269
	海上災害防止センター	－	－	1,241	－	409	－	－	1,650
	都市再生機構	699,598	－	20,352	44,840	9,950	1,766,500	－	2,541,239
	奄美群島振興開発基金	2	－	－	160	60	2,840	－	3,062
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,459	－	－	974	602	4,536,355	－	4,541,390
	住宅金融支援機構	174,043	－	－	10,472	3,519	7,943,486	－	8,131,520
環境省	国立環境研究所	8,653	263	3,611	3,026	486	－	－	16,039
	環境再生保全機構	62,500	－	－	1,709	480	19,817	－	84,507
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	586	－	－	2,147	622	－	－	3,356
合計（102法人）		19,607,240	185,860	319,431	389,793	138,366	34,060,326	66,935	54,767,951

（注）１　平成24年４月１日現在の状況である。
２　予算額は、各法人における平成24年度計画（年度当初予算）による。
３　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
４　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
５　航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
６　人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
７　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
８　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
９　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成24年度計画における予算額（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料13

平成24年度独立行政法人に対する財政支出

(単位:百万円)

法人名	23年度予算額(当初)	24年度概算額	増減	
国立公文書館	2,384	2,284	△ 99	△4.2%
国民生活センター	3,144	2,814	△ 329	△10.5%
北方領土問題対策協会	1,568	1,491	△ 77	△4.9%
沖縄科学技術研究基盤整備機構	6,807	ー	△ 6,807	△100.0%
統計センター	9,426	8,846	△ 580	△6.2%
情報通信研究機構	33,472	33,460	△ 11	△0.0%
国際交流基金	13,032	12,812	△ 220	△1.7%
国際協力機構	211,579	203,677	△ 7,902	△3.7%
酒類総合研究所	1,020	1,050	30	2.9%
国立科学博物館	3,385	3,034	△ 351	△10.4%
国立女性教育会館	562	547	△ 15	△2.7%
国立特別支援教育総合研究所	1,110	1,012	△ 98	△8.8%
教員研修センター	1,295	1,181	△ 115	△8.8%
科学技術振興機構	104,960	105,141	182	0.2%
日本学術振興会	274,865	259,775	△ 15,090	△5.5%
物質・材料研究機構	15,181	14,876	△ 305	△2.0%
理化学研究所	88,195	84,672	△ 3,523	△4.0%
放射線医学総合研究所	11,596	13,261	1,665	14.4%
防災科学技術研究所	7,586	24,068	16,482	217.3%
宇宙航空研究開発機構	207,458	206,439	△ 1,019	△0.5%
日本スポーツ振興センター	11,287	11,017	△ 270	△2.4%
日本芸術文化振興会	15,155	13,972	△ 1,183	△7.8%
国立美術館	12,035	13,131	1,096	9.1%
国立文化財機構	12,733	14,486	1,753	13.8%
大学評価・学位授与機構	1,484	1,371	△ 113	△7.6%
国立大学財務・経営センター	393	351	△ 42	△10.7%
国立高等専門学校機構	65,064	64,512	△ 552	△0.8%
日本学生支援機構	144,218	147,110	2,891	2.0%
海洋研究開発機構	37,796	42,802	5,006	13.2%
日本原子力研究開発機構	181,503	169,822	△ 11,681	△6.4%
国立青少年教育振興機構	9,536	9,523	△ 13	△0.1%
国立健康・栄養研究所	691	667	△ 24	△3.5%
勤労者退職金共済機構	9,762	9,249	512	△5.2%
福祉医療機構	32,863	32,825	△ 38	△0.1%
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,261	2,538	277	12.3%
労働政策研究・研修機構	2,666	2,658	△ 8	△0.3%
高齢・障害・求職者雇用支援機構	85,744	85,259	△ 485	△0.6%
労働者健康福祉機構	30,979	33,741	2,762	8.9%
医薬品医療機器総合機構	1,672	1,795	122	7.3%
国立病院機構	37,149	29,766	△ 7,382	△19.9%
医薬基盤研究所	8,887	8,959	72	0.8%
労働安全衛生総合研究所	2,259	2,079	△ 180	△8.0%
国立がん研究センター	9,343	8,295	△ 1,048	△11.2%
国立循環器病研究センター	5,435	5,091	△ 344	△6.3%
国立精神・神経医療研究センター	4,524	5,278	753	16.6%
国立国際医療研究センター	7,775	7,441	△ 334	△4.3%
国立成育医療研究センター	5,066	5,132	66	1.3%

法人名	23年度予算額(当初)	24年度概算額	増減	
国立長寿医療研究センター	3,613	3,852	238	6.6%
農林水産消費安全技術センター	6,906	7,125	219	3.2%
農畜産業振興機構	120,626	99,060	△ 21,566	△17.9%
種苗管理センター	2,765	3,270	505	18.3%
家畜改良センター	7,696	7,723	27	0.4%
農業者年金基金	128,036	127,900	△ 136	△0.1%
農業生物資源研究所	7,108	7,036	△ 73	△1.0%
農業環境技術研究所	3,238	3,097	△ 142	△4.4%
国際農林水産業研究センター	3,581	3,563	△18	△0.5%
農林漁業信用基金	3,721	6,682	2,960	79.6%
森林総合研究所	37,408	37,871	463	1.2%
水産大学校	2,172	2,259	88	4.0%
水産総合研究センター	17,993	16,197	△ 1,797	△10.0%
農業・食品産業技術総合研究機構	46,360	43,502	△ 2,858	△6.2%
経済産業研究所	1,492	1,447	△ 45	△3.0%
日本貿易振興機構	26,155	25,804	△ 352	△1.3%
産業技術総合研究所	62,325	60,963	△ 1,361	△2.2%
新エネルギー・産業技術総合開発機構	149,365	130,659	△ 18,706	△12.5%
製品評価技術基盤機構	7,134	7,074	△ 60	△0.8%
情報処理推進機構	4,035	3,876	△ 159	△3.9%
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	131,519	292,672	161,154	122.5%
原子力安全基盤機構	20,091	20,600	509	2.5%
工業所有権情報・研修館	9,636	9,537	△ 99	△1.0%
中小企業基盤整備機構	19,901	38,233	18,333	92.1%
土木研究所	9,037	8,936	△ 102	△1.1%
建築研究所	1,844	1,824	△ 19	△1.1%
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	87,784	96,505	8,721	9.9%
国際観光振興機構	1,972	1,884	△ 87	△4.4%
交通安全環境研究所	1,854	1,738	△ 116	△6.3%
海上技術安全研究所	2,819	2,812	△ 8	△0.3%
航海訓練所	6,058	6,002	△ 55	△0.9%
港湾空港技術研究所	1,397	1,425	27	2.0%
航空大学校	2,377	2,206	△ 171	△7.2%
電子航法研究所	1,598	1,490	△ 108	△6.7%
水資源機構	32,840	29,557	△ 3,283	△10.0%
自動車事故対策機構	10,734	10,610	△ 124	△1.2%
自動車検査	2,311	2,422	111	4.8%
空港周辺整備機構	898	388	△ 510	△56.7%
奄美群島振興開発基金	200	200	―	0.0%
都市再生機構	34,771	34,679	△ 92	△0.3%
日本高速道路保有・債務返済機構	83,725	83,451	△ 274	△0.3%
海技教育機構	2,594	2,482	△112	△4.3%
住宅金融支援機構	100,734	114,612	13,878	13.8%
国立環境研究所	14,219	12,646	△1,573	△11.1%
環境再生保全機構	25,151	22,748	△ 2,404	△9.6%
駐留軍等労働者労務管理機構	3,397	3,356	△ 41	△1.2%
合計	2,988,097	3,111,285	123,188	4.1%

(注)

1.「独立行政法人及び公益法人向け財政支出等の概要」(財務省平成24年1月)による。

2. 計数は、それぞれ四捨五入している。

資料14－1

独立行政法人の平成18年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,869	－	－	－	5	－	－	－	－	1,874
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,307	－	－	－	6	－	－	－	－	4,314
	国民生活センター	2,972	－	107	－	208	－	0	0	0	3,287
	北方領土問題対策協会	654	156	－	66	82	－	－	－	－	958
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,148	－	1,228	－	－	－	1	－	－	5,377
総務省	情報通信研究機構	36,964	1,033	441	6,574	2,359	3,460	607	－	－	51,440
	統計センター	9,466	－	－	25	0	－	－	81	－	9,572
	平和祈念事業特別基金	907	－	－	－	844	－	－	－	－	1,751
外務省	国際協力機構	157,516	－	461	2,753	3,609	－	－	－	－	164,338
	国際交流基金	13,389	－	－	－	3,018	－	－	－	1,206	17,613
財務省	酒類総合研究所	1,276	－	－	38	46	－	－	－	－	1,360
	造幣局	－	－	－	－	27,618	－	－	－	－	27,618
	国立印刷局	－	－	－	－	103,890	－	－	－	－	103,890
	通関情報処理センター	－	－	－	－	10,689	－	48	－	－	10,737
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	4,366	－	－	－	－	4,366
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,206	－	79	1	11	－	－	－	－	1,298
	大学入試センター	497	－	－	－	11,088	－	－	－	－	11,585
	国立青少年教育振興機構	11,522	－	1,269	－	1,095	18	280	－	－	14,184
	国立女性教育会館	669	－	83	21	91	0	－	－	－	863
	国立国語研究所	1,095	－	－	37	10	－	－	－	－	1,142
	国立科学博物館	3,244	－	2,764	－	644	－	－	－	－	6,652
	物質・材料研究機構	15,968	－	519	3,489	271	－	－	－	－	20,247
	防災科学技術研究所	8,495	－	761	2,096	86	－	－	－	－	11,438
	放射線医学総合研究所	13,140	－	380	1,455	2,264	－	－	－	－	17,238
	国立美術館	6,779	－	－	－	816	－	－	－	－	7,595
	国立博物館	6,103	－	－	－	1,478	51	－	－	－	7,633
	文化財研究所	2,985	－	－	626	63	8	10	－	－	3,693
	教員研修センター	1,611	－	237	1	151	－	－	－	－	2,000
	科学技術振興機構	101,437	－	－	2,616	11,299	622	612	59	12	116,657
	日本学術振興会	29,364	109,228	－	166	498	－	－	－	－	139,255
	理化学研究所	67,921	2,718	3,544	13,640	659	－	－	－	－	88,482
	宇宙航空研究開発機構	138,293	33,260	9,300	50,183	－	－	1,241	－	－	232,277
	日本スポーツ振興センター	4,782	2,564	2,947	9	34,648	22,400	320	－	511	68,181
	日本芸術文化振興会	11,583	－	412	32	5,154	－	－	－	－	17,181
	日本学生支援機構	21,963	30,207	119	－	15,933	545,636	288,435	－	－	902,293
	海洋研究開発機構	35,734	－	786	7,506	4,814	－	－	－	－	48,840
	国立高等専門学校機構	70,065	－	6,775	－	15,448	－	－	－	372	92,660
	大学評価・学位授与機構	2,074	－	－	－	232	－	－	－	－	2,306
	国立大学財務・経営センター	546	－	－	－	2,217	65,817	105,784	－	6,472	180,835
	メディア教育開発センター	2,292	－	－	－	218	－	－	－	－	2,510
	日本原子力研究開発機構	161,838	1,241	26,854	14,568	3,643	－	－	－	－	208,145
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	908	－	－	144	66	37	65	286	－	1,506
	労働安全衛生総合研究所	2,478	－	398	38	0	－	9	－	－	2,923
	勤労者退職金共済機構	3,797	7,149	－	－	513,519	－	1,169	－	－	525,634
	高齢・障害者雇用支援機構	18,336	48,306	36	45	21,260	－	－	－	－	87,983
	福祉医療機構	10,957	74,352	－	－	248,615	1,014	11,225	－	－	346,162
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,620	8	50	3	1,643	50	－	－	－	4,374
	労働政策研究・研修機構	3,338	－	92	5	－	－	222	－	－	3,658
	雇用・能力開発機構	86,153	38,788	1,557	1,248	443,109	－	0	－	－	570,855
	労働者健康福祉機構	11,281	15,060	11,971	30	252,023	4,745	11,353	－	－	306,464
	国立病院機構	50,609	－	14,883	－	721,116	14,300	－	－	－	800,907
	医薬品医療機器総合機構	656	192	－	2,362	9,744	－	31	－	－	12,984
	医薬基盤研究所	11,443	－	200	163	470	1,378	－	－	－	13,654
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	27,241	－	－	4,263	－	31,504
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	3,968,523	13,631,152	5,887,196	－	－	23,486,871
農林水産省	農林水産消費技術センター	5,565	－	578	45	13	－	－	－	－	6,200
	種苗管理センター	3,133	－	211	83	151	－	－	－	－	3,577
	家畜改良センター	8,363	－	457	246	789	－	－	－	－	9,855
	肥飼料検査所	1,772	－	30	15	36	－	－	－	－	1,853
	農薬検査所	829	－	－	1	0	－	8	－	－	838
	林木育種センター	1,905	－	328	49	－	－	－	－	－	2,281
	水産大学校	2,182	－	2,953	111	545	－	－	－	－	5,792
	農業・食品産業技術総合研究機構	50,463	41	2,053	9,021	818	188	638	－	－	63,223
	農業生物資源研究所	7,467	－	439	3,964	25	－	－	23	－	11,918
	農業環境技術研究所	3,280	－	101	1,060	13	－	－	－	－	4,455
	国際農林水産業研究センター	3,237	－	47	146	24	－	－	－	－	3,453
	森林総合研究所	8,443	－	451	1,726	105	－	－	－	－	10,725
	水産総合研究センター	17,397	－	1,606	5,100	1,942	－	－	－	－	26,045
	農畜産業振興機構	2,120	132,617	－	－	71,195	38,776	52,312	－	－	297,020
	農業者年金基金	4,028	151,374	－	－	16,102	19,700	－	－	－	191,204
	農林漁業信用基金	－	2,605	－	8	71,625	10,305	－	－	－	84,543
	緑資源機構	－	48,411	－	548	29,315	28,879	－	－	－	107,153
経済産業省	経済産業研究所	1,641	－	－	－	1	－	－	－	－	1,642
	工業所有権情報・研修館	12,773	－	－	－	99	－	－	－	－	12,872
	日本貿易保険	－	－	－	－	11,892	－	101,994	42,795	－	156,680
	産業技術総合研究所	66,437	－	7,275	27,609	5,548	－	－	－	－	106,869
	製品評価技術基盤機構	7,625	－	120	929	322	－	194	－	－	9,191
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	163,520	43,784	－	4,699	5,773	2,023	1,787	－	－	221,588

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
	日本貿易振興機構	23,923	2,660	－	7,150	3,873	－	－	－	－	37,606
	原子力安全基盤機構	23,605	－	－	440	1,696	－	－	－	－	25,741
	情報処理推進機構	5,196	－	－	775	4,562	－	－	－	－	10,533
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	38,892	1,051	－	91,842	43,374	478,518	331,783	－	－	985,461
	中小企業基盤整備機構	22,160	28,044	1,479	1,349	776,674	2,025	574,423	－	－	1,406,154
国土交通省	土木研究所	6,448	－	591	3,427	207	－	－	－	－	10,673
	建築研究所	2,028	－	88	194	48	－	－	－	－	2,358
	交通安全環境研究所	1,768	－	256	2,020	－	－	28	－	－	4,072
	海上技術安全研究所	3,069	－	182	802	49	－	－	－	－	4,101
	港湾空港技術研究所	1,392	－	305	1,686	72	－	－	－	－	3,455
	電子航法研究所	1,687	－	44	270	5	－	－	－	－	2,007
	航海訓練所	6,654	－	126	7	56	－	－	－	－	6,843
	海技教育機構	2,932	－	－	35	144	－	－	－	－	3,111
	航空大学校	2,888	－	112	－	112	－	－	－	－	3,113
	自動車検査	8,922	－	2,312	－	14	－	－	905	－	12,153
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	761	234,170	－	17,252	1,385,669	462,756	－	－	－	2,100,608
	国際観光振興機構	2,267	－	－	－	1,289	－	－	－	－	3,556
	水資源機構	－	65,808	－	8,985	166,362	20,365	－	－	－	261,519
	自動車事故対策機構	8,689	2,842	819	－	1,869	－	921	－	－	15,140
	空港周辺整備機構	－	2,632	－	9,417	2,310	－	－	－	－	14,360
	海上災害防止センター	－	－	－	1,260	118	－	－	－	－	1,378
	都市再生機構	－	98,434	－	26,468	1,600,488	1,051,183	－	－	－	2,776,573
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	388	702	2,340	－	－	3,430
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	16	－	－	2,017,817	2,845,188	－	－	－	4,863,021
環　境　省	国立環境研究所	9,616	－	415	3,816	149	－	－	－	－	13,995
	環境再生保全機構	2,422	19,729	－	78	75,811	11,099	－	1,758	－	110,897
合計（104法人）		1,704,749	1,198,480	111,631	342,573	12,776,389	19,262,395	7,375,036	50,170	8,573	42,829,999

（注）1　決算額は、各法人における平成18年度決算報告書による。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4　海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5　出資金・借入金等には、債券を含む。
6　その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料14－2

独立行政法人の平成19年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,856	－	－	－	6	－	－	68	－	1,930
	国民生活センター	2,803	－	123	－	158	－	－	－	－	3,084
	北方領土問題対策協会	632	193	－	50	94	－	－	－	－	970
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,283	－	1,861	－	39	－	－	－	－	6,183
総務省	情報通信研究機構	36,266	807	54	5,591	347	3,840	2,217	－	－	49,122
	統計センター	9,067	－	－	21	0	－	－	842	－	9,930
	平和祈念事業特別基金	849	－	－	－	6,943	－	－	－	－	7,792
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	10,886,280	－	3,911,429	－	－	14,797,708
外務省	国際協力機構	155,626	－	1,041	2,766	1,475	－	－	－	－	160,907
	国際交流基金	13,049	－	－	253	3,624	－	－	－	12	16,938
財務省	酒類総合研究所	1,222	－	－	44	39	－	－	－	－	1,306
	造幣局	－	－	－	－	25,515	－	－	－	－	25,515
	国立印刷局	－	－	－	－	90,642	－	－	－	－	90,642
	通関情報処理センター	－	－	－	－	10,307	－	24	－	－	10,331
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,706	－	－	－	－	3,706
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,207	10	58	4	10	－	－	40	－	1,329
	大学入試センター	444	－	－	2	10,938	－	－	－	－	11,385
	国立青少年教育振興機構	10,913	－	867	59	1,163	8	146	－	－	13,157
	国立女性教育会館	724	－	116	19	109	0	3	－	－	971
	国立国語研究所	1,129	－	－	49	17	－	－	－	－	1,195
	国立科学博物館	3,222	－	－	－	831	－	－	－	－	4,053
	物質・材料研究機構	15,803	930	308	3,342	313	－	－	－	－	20,697
	防災科学技術研究所	8,369	－	6,529	760	210	－	－	－	－	15,868
	放射線医学総合研究所	12,851	－	1,644	1,520	2,575	－	－	－	－	18,590
	国立美術館	6,042	－	6,393	－	1,515	－	－	－	－	13,949
	国立文化財機構	9,042	－	148	527	1,558	149	－	－	－	11,423
	教員研修センター	1,511	－	192	1	150	－	－	－	－	1,854
	科学技術振興機構	103,463	－	－	2,582	9,866	400	－	514	－	116,825
	日本学術振興会	29,024	129,830	－	649	512	－	－	－	－	160,014
	理化学研究所	62,334	16,062	2,313	9,821	1,018	－	－	－	22	91,570
	宇宙航空研究開発機構	128,826	46,661	8,237	32,519	－	－	1,607	－	－	217,851
	日本スポーツ振興センター	5,375	2,564	1,506	－	85,538	－	79	－	386	95,448
	日本芸術文化振興会	11,482	－	801	56	5,022	－	－	－	－	17,361
	日本学生支援機構	21,446	45,436	72	98	17,903	675,899	320,629	－	－	1,081,484
	海洋研究開発機構	37,190	9	810	7,601	2,728	－	－	－	－	48,337
	国立高等専門学校機構	69,030	－	6,914	－	16,475	－	－	－	3	92,442
	大学評価・学位授与機構	1,996	－	－	0	370	－	－	－	－	2,366
	国立大学財務・経営センター	522	－	－	12	7,494	68,569	107,060	－	3,063	186,720
	メディア教育開発センター	2,083	－	－	－	182	－	－	－	－	2,265
	日本原子力研究開発機構	163,224	3,072	23,373	16,846	3,627	－	9,420	－	－	219,563
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	812	－	－	127	56	34	27	69	－	1,125
	労働安全衛生総合研究所	2,514	－	396	19	－	－	14	－	－	2,943
	勤労者退職金共済機構	3,662	7,312	－	－	497,436	－	1,240	－	－	509,650
	高齢・障害者雇用支援機構	17,786	33,288	35	－	19,821	－	－	－	－	70,930
	福祉医療機構	10,056	67,341	－	－	238,315	64	11,191	－	－	326,966
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,553	15	67	3	1,653	－	－	－	－	4,291
	労働政策研究・研修機構	3,131	－	180	0	－	－	70	－	－	3,381
	雇用・能力開発機構	79,692	31,192	1,315	1,411	433,788	－	－	－	－	547,398
	労働者健康福祉機構	11,433	17,515	10,040	33	258,325	5,168	7,934	－	－	310,448
	国立病院機構	49,848	－	6,204	－	744,138	14,985	4,442	－	－	819,618
	医薬品医療機器総合機構	621	20,654	－	2,276	11,369	－	47	－	－	34,968
	医薬基盤研究所	11,333	－	264	425	483	1,200	－	－	－	13,706
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	38,491	－	－	28,472	－	66,963
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	△ 5,516,733	16,115,630	5,228,628	－	－	15,827,525
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,858	－	752	48	57	－	－	－	－	8,716
	種苗管理センター	2,985	9	205	82	139	－	255	－	－	3,675
	家畜改良センター	8,404	－	436	377	967	－	－	314	－	10,498
	水産大学校	2,186	－	2,494	115	629	－	－	177	－	5,600
	農業・食品産業技術総合研究機構	49,804	67	645	10,151	1,518	668	430	－	－	63,283
	農業生物資源研究所	7,526	－	217	5,003	39	－	－	469	－	13,254
	農業環境技術研究所	3,142	－	97	1,601	1	－	－	－	－	4,842
	国際農林水産業研究センター	3,275	69	74	318	16	－	－	－	－	3,752
	森林総合研究所	10,317	－	619	1,778	130	－	－	39	－	12,884
	水産総合研究センター	17,502	－	1,044	4,734	2,264	－	－	447	－	25,991
	農畜産業振興機構	2,002	132,693	－	－	118,926	24,296	373	－	－	278,290
	農業者年金基金	3,963	152,699	－	－	15,620	54,100	－	－	－	226,381
	農林漁業信用基金	－	1,105	－	5	81,296	8,715	－	－	－	91,122
	緑資源機構	－	47,570	－	507	27,637	29,687	－	－	－	105,401
経済産業省	経済産業研究所	1,746	－	－	3	5	－	1	－	－	1,755
	工業所有権情報・研修館	14,232	－	－	－	89	－	－	－	－	14,321
	日本貿易保険	－	－	－	－	12,690	－	43,864	33,781	－	90,334
	産業技術総合研究所	65,682	－	6,700	21,690	5,325	－	－	－	－	99,397
	製品評価技術基盤機構	7,588	－	102	590	845	－	－	－	－	9,125
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	154,858	64,611	－	9,843	4,041	－	2,169	－	－	235,522

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
	日本貿易振興機構	24,408	2,970	－	7,666	3,887	－	－	－	－	38,932
	原子力安全基盤機構	22,877	－	－	247	1,684	－	－	－	－	24,808
	情報処理推進機構	5,117	－	－	117	3,833	－	－	－	－	9,067
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	33,296	2,212	－	109,782	33,955	663,113	457,730	－	－	1,300,089
	中小企業基盤整備機構	21,993	57	969	2,530	703,944	1,512	545,181	－	－	1,276,186
国土交通省	土木研究所	6,361	－	572	3,142	144	－	－	－	－	10,219
	建築研究所	2,045	－	117	166	56	－	－	－	－	2,384
	交通安全環境研究所	1,770	－	339	1,613	17	－	－	－	－	3,740
	海上技術安全研究所	3,010	－	585	963	45	－	－	－	－	4,603
	港湾空港技術研究所	1,371	－	230	1,436	69	－	－	－	－	3,106
	電子航法研究所	1,684	－	55	560	3	－	－	－	－	2,302
	航海訓練所	6,518	－	295	7	56	－	－	－	－	6,876
	海技教育機構	2,818	－	－	28	170	－	－	－	－	3,015
	航空大学校	2,855	－	101	－	130	－	－	－	－	3,086
	自動車検査	7,753	－	1,769	－	3,604	－	－	－	－	13,125
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	738	205,463	－	25,346	1,326,377	436,831	－	－	－	1,994,756
	国際観光振興機構	2,111	－	－	－	1,562	－	－	－	－	3,673
	水資源機構	－	62,868	－	1,605	153,450	36,613	－	－	－	254,536
	自動車事故対策機構	8,429	2,950	－	－	2,098	992	－	－	－	14,469
	空港周辺整備機構	－	3,011	－	6,360	1,126	－	－	－	－	10,497
	海上災害防止センター	－	－	－	1,613	311	－	－	－	－	1,924
	都市再生機構	－	89,352	－	22,517	1,708,694	1,124,562	－	－	－	2,945,125
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	357	802	2,319	－	－	3,478
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	2,867	－	－	2,012,034	3,213,752	－	－	－	5,228,652
	住宅金融支援機構	－	275,050	－	－	1,948,557	3,106,383	4,519,376	－	－	9,849,366
環　境　省	国立環境研究所	9,680	－	826	3,740	19	－	－	－	－	14,265
	環境再生保全機構	2,392	26,466	－	10	74,332	11,500	－	2,336	－	117,036
防　衛　省	駐留軍等労働者労務管理機構	4,184	－	－	－	14	－	－	－	－	4,198
	合計（102法人）	1,660,826	1,494,980	101,104	335,779	16,179,203	25,599,472	15,177,905	67,568	3,486	60,620,349

（注）1　決算額は、各法人における平成19年度決算報告書による。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4　海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5　出資金・借入金等には、債券を含む。
6　その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料14－3

独立行政法人の平成20年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,833	－	－	－	6	－	－	－	－	1,839
	国民生活センター	12,842	－	724	－	128	－	－	－	－	13,694
	北方領土問題対策協会	652	144	－	58	79	－	－	－	－	934
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,454	－	6,888	8	－	－	30	－	－	11,380
総務省	情報通信研究機構	35,330	586	49	14,823	230	2,860	1,298	－	－	55,176
	統計センター	9,399	－	－	15	753	－	100	4	－	10,272
	平和祈念事業特別基金	750	－	－	－	9,540	－	0	－	－	10,290
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	20,492,057	－	5,723,846	－	－	26,215,903
外務省	国際協力機構	153,786	－	－	2,745	1,132	－	8,867	－	3	166,532
	国際交流基金	12,892	－	－	1,095	3,320	－	－	－	－	17,308
財務省	酒類総合研究所	1,171	－	－	54	48	－	－	－	－	1,273
	造幣局	－	－	－	－	25,496	－	－	－	－	25,496
	国立印刷局	－	－	－	－	81,922	－	－	－	－	81,922
	通関情報処理センター	－	－	－	－	5,180	－	13	－	－	5,193
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,554	－	－	－	－	3,554
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,176	－	48	6	12	－	－	76	－	1,318
	大学入試センター	422	－	－	1	10,919	－	－	－	－	11,342
	国立青少年教育振興機構	10,477	－	245	106	1,158	9	157	94	－	12,246
	国立女性教育会館	645	－	82	11	108	－	6	－	－	852
	国立国語研究所	1,111	－	－	41	25	－	－	－	－	1,178
	国立科学博物館	3,125	－	29	－	648	－	－	－	－	3,803
	物質・材料研究機構	15,429	1,068	314	2,641	391	－	－	－	－	19,843
	防災科学技術研究所	8,433	－	245	1,811	235	－	－	－	－	10,724
	放射線医学総合研究所	12,407	－	1,321	1,215	3,018	－	－	－	－	17,961
	国立美術館	5,790	－	9,250	－	1,379	－	－	－	－	16,419
	国立文化財機構	8,771	－	1,872	514	1,913	－	－	－	－	13,070
	教員研修センター	1,439	－	192	1	158	－	－	－	－	1,790
	科学技術振興機構	105,058	－	－	2,213	8,802	－	－	676	－	116,749
	日本学術振興会	28,859	125,946	－	1,000	422	－	－	－	－	156,227
	理化学研究所	60,139	16,209	18,952	10,486	790	－	－	－	－	106,576
	宇宙航空研究開発機構	130,227	51,410	6,300	40,188	830	－	－	－	－	228,955
	日本スポーツ振興センター	7,071	2,563	1,821	125	115,480	－	949	－	184	128,193
	日本芸術文化振興会	11,023	－	874	25	4,868	－	－	－	－	16,790
	日本学生支援機構	19,289	53,143	48	266	21,018	971,693	356,700	－	－	1,422,157
	海洋研究開発機構	38,431	11	330	4,473	2,766	－	－	－	－	46,010
	国立高等専門学校機構	67,659	－	7,089	－	16,993	－	－	－	152	91,893
	大学評価・学位授与機構	1,896	－	－	266	223	－	－	－	－	2,384
	国立大学財務・経営センター	496	－	－	3	39,023	65,797	80,837	－	－	186,156
	メディア教育開発センター	1,927	－	－	－	149	－	－	－	－	2,076
	日本原子力研究開発機構	168,697	4,285	15,356	17,509	2,503	－	9,422	－	－	217,772
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	791	－	－	92	77	－	－	114	－	1,073
	労働安全衛生総合研究所	2,516	－	251	66	18	－	－	－	－	2,851
	勤労者退職金共済機構	3,519	7,219	－	－	502,181	－	1,095	－	－	514,013
	高齢・障害者雇用支援機構	17,458	29,577	33	－	18,046	－	－	－	－	65,113
	福祉医療機構	4,281	62,689	－	－	228,807	－	11,707	－	－	307,485
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,596	43	75	1	1,592	－	－	－	－	4,307
	労働政策研究・研修機構	3,045	－	184	－	－	－	77	－	－	3,307
	雇用・能力開発機構	76,910	30,920	1,509	1,373	435,155	－	－	－	－	545,866
	労働者健康福祉機構	10,666	18,176	8,832	104	257,490	4,316	8,380	－	－	307,965
	国立病院機構	47,854	－	3,600	－	757,814	－	57,539	－	－	866,807
	医薬品医療機器総合機構	611	188	－	2,191	12,863	－	68	－	－	15,921
	医薬基盤研究所	11,283	－	1,150	484	442	1,200	122	－	－	14,681
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	54,620	－	－	42,278	－	96,898
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	△ 9,347,931	12,547,802	5,427,546	－	－	8,627,417
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,555	－	1,380	74	66	－	400	485	－	9,960
	種苗管理センター	3,006	－	186	88	140	－	－	235	－	3,655
	家畜改良センター	8,072	－	390	409	989	－	－	543	－	10,403
	水産大学校	2,100	－	19	128	566	－	－	204	－	3,017
	農業・食品産業技術総合研究機構	49,632	19	2,008	9,452	782	716	206	－	－	62,816
	農業生物資源研究所	7,209	－	278	4,824	26	－	589	679	－	13,604
	農業環境技術研究所	3,306	－	48	1,671	3	－	－	－	－	5,028
	国際農林水産業研究センター	3,601	327	38	558	10	－	－	64	－	4,598
	森林総合研究所	10,180	42,117	342	1,964	26,708	26,852	－	－	－	108,162
	水産総合研究センター	17,273	10	3,368	4,831	2,413	－	－	894	－	28,790
	農畜産業振興機構	2,284	111,409	－	－	114,289	50,277	43,685	－	－	321,943
	農業者年金基金	3,890	125,337	－	－	15,461	258,300	－	－	－	402,988
	農林漁業信用基金	－	6,874	－	3	67,687	6,467	－	－	－	81,031
経済産業省	経済産業研究所	1,708	－	－	7	6	－	1	－	－	1,721
	工業所有権情報・研修館	13,659	－	－	－	83	－	0	－	－	13,742
	日本貿易保険	－	－	－	－	13,278	－	79,321	38,822	－	131,420
	産業技術総合研究所	65,925	－	9,269	20,616	5,968	－	－	－	－	101,778
	製品評価技術基盤機構	7,466	－	117	594	1,929	－	－	－	－	10,107
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	154,826	53,784	－	4,709	5,269	2,100	2,825	－	－	223,513

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
	日本貿易振興機構	23,885	2,554	－	5,694	4,772	－	－	－	－	36,905
	原子力安全基盤機構	22,506	－	－	93	1,283	－	－	－	－	23,882
	情報処理推進機構	5,006	－	－	124	3,448	－	－	－	－	8,578
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	27,494	2,262	－	97,247	16,396	748,605	650,056	－	－	1,542,058
	中小企業基盤整備機構	21,641	169	524	4,666	698,965	13,188	570,080	－	－	1,309,234
国土交通省	土木研究所	9,492	－	738	592	122	－	－	－	－	10,943
	建築研究所	2,011	－	87	194	63	－	－	－	－	2,356
	交通安全環境研究所	1,731	－	407	861	31	－	－	－	－	3,030
	海上技術安全研究所	2,961	－	549	1,411	54	－	－	－	－	4,976
	港湾空港技術研究所	1,340	－	398	1,726	89	－	－	－	－	3,553
	電子航法研究所	1,640	－	63	238	3	－	－	－	－	1,944
	航海訓練所	6,567	－	48	5	68	－	－	－	－	6,688
	海技教育機構	2,745	－	107	29	181	－	－	－	－	3,063
	航空大学校	2,773	－	96	－	210	－	－	－	－	3,079
	自動車検査	1,544	－	3,917	－	9,646	－	－	－	－	15,107
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	620	223,601	－	33,090	944,197	533,591	－	－	－	1,735,098
	国際観光振興機構	2,017	－	－	－	1,533	－	－	－	－	3,550
	水資源機構	－	48,992	－	1,345	177,710	19,598	－	－	－	247,645
	自動車事故対策機構	8,105	2,957	791	－	2,282	－	866	－	－	15,000
	空港周辺整備機構	－	1,795	－	5,032	1,174	469	－	－	－	8,470
	海上災害防止センター	－	－	－	1,740	84	－	－	－	－	1,824
	都市再生機構	－	81,320	－	18,102	1,128,832	1,812,457	－	－	－	3,040,711
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	350	602	2,293	－	－	3,245
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	5,695	－	－	1,916,745	3,056,789	－	－	－	4,979,228
	住宅金融支援機構	－	177,797	－	－	1,752,012	2,217,173	4,791,147	－	－	8,938,129
環　境　省	国立環境研究所	9,675	－	668	3,631	－	－	21	－	－	13,995
	環境再生保全機構	2,197	25,811	－	10	69,262	9,298	－	－	－	106,577
防　衛　省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,768	－	－	－	6	－	－	－	－	3,773
	合計（101法人）	1,646,046	1,317,007	113,499	331,768	20,763,641	22,350,159	17,830,249	85,168	339	64,437,871

（注）1　決算額は、各法人における平成20年度決算報告書による。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4　海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5　出資金・借入金等には、債券を含む。
6　その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成20年度決算（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。
11　通関情報処理センターについては平成20年10月1日付で解散したため、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

資料14－4

独立行政法人の平成21年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	2,074	－	－	－	5	－	－	20	－	2,099
	国民生活センター	3,202	－	－	－	217	－	－	798	－	4,216
	北方領土問題対策協会	648	131	4	61	74	－	－	－	－	918
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	5,718	－	6,832	－	－	－	42	－	－	12,592
総務省	情報通信研究機構	34,200	657	47	5,913	414	1,420	1,068	－	－	43,718
	統計センター	10,350	－	－	20	749	－	1	0	－	11,120
	平和祈念事業特別基金	698	－	－	－	1,839	－	－	－	－	2,537
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	18,973,921	－	5,666,150	－	－	24,640,071
外務省	国際協力機構	161,652	－	－	2,666	4,189	－	64,816	－	190	233,513
	国際交流基金	12,569			1,622	3,642	－	－	－	－	17,833
財務省	酒類総合研究所	1,142	－	－	49	52	－	－	－	－	1,242
	造幣局	－	－	－	－	33,712	－	－	－	－	33,712
	国立印刷局	－	－	－	－	83,502	－	－	－	－	83,502
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,993	－	－	－	－	3,993
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,260	―	25	5	41	―	―	158	―	1,490
	大学入試センター	254	―	―	1	11,121	―	―	―	―	11,377
	国立青少年教育振興機構	10,138	―	4,514	113	1,247	7	157	101	―	16,278
	国立女性教育会館	630	―	108	15	109	―	1	―	―	862
	国立国語研究所	510	―	―	13	20	―	―	―	―	542
	国立科学博物館	3,120	25	2,187	―	703	―	―	―	―	6,035
	物質・材料研究機構	15,049	1,572	373	2,936	498	―	―	―	―	20,429
	防災科学技術研究所	8,230	80	391	1,090	201	―	―	―	―	9,990
	放射線医学総合研究所	11,712	―	3,967	845	2,641	―	―	―	―	19,164
	国立美術館	5,773	1,049	7,205	―	1,314	―	―	―	―	15,342
	国立文化財機構	8,367	548	2,331	525	2,038	―	―	―	―	13,808
	教員研修センター	1,381	―	192	1	157	―	―	―	―	1,732
	科学技術振興機構	107,459	―	31	4,745	8,886	―	―	290	―	121,411
	日本学術振興会	29,167	282,786	―	938	456	―	―	―	―	313,348
	理化学研究所	59,190	20,680	24,044	13,241	745	―	―	―	―	117,899
	宇宙航空研究開発機構	143,414	50,703	8,178	43,206	721	―	―	―	―	246,223
	日本スポーツ振興センター	6,026	3,190	2,659	328	100,644	―	6,045	―	474	119,366
	日本芸術文化振興会	10,985	5,178	1,803	11	4,751	―	―	―	―	22,728
	日本学生支援機構	26,172	57,788	47	652	24,961	1,191,620	400,960	―	―	1,702,200
	海洋研究開発機構	38,560	211	560	6,211	3,191	―	―	―	―	48,734
	国立高等専門学校機構	66,982	―	8,753	―	22,105	―	―	―	118	97,958
	大学評価・学位授与機構	1,858	―	―	―	275	―	20	―	―	2,152
	国立大学財務・経営センター	482	―	―	12	7,527	56,395	111,946	―	―	176,362
	日本原子力研究開発機構	169,111	7,905	10,001	19,441	2,906	―	9,458	―	―	218,823
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	789	－	－	61	96	－	－	117	－	1,064
	労働安全衛生総合研究所	2,536	－	224	133	19	－	－	－	－	2,911
	勤労者退職金共済機構	3,270	6,456	－	－	521,052	－	1,130	－	－	531,909
	高齢・障害者雇用支援機構	17,756	25,552	61	－	15,583	－	－	－	－	58,952
	福祉医療機構	4,138	61,770	－	－	211,101	－	12,145	－	－	289,154
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,382	25	68	1	1,781	－	－	－	－	4,258
	労働政策研究・研修機構	2,892	－	302	－	－	－	70	－	－	3,264
	雇用・能力開発機構	72,955	37,454	1,441	1,780	404,895	－	－	－	－	518,525
	労働者健康福祉機構	10,694	26,687	1,439	484	265,059	3,718	8,088	－	－	316,170
	国立病院機構	45,972	－	4,105	－	776,464	－	55,739	－	－	882,281
	医薬品医療機器総合機構	570	478	－	2,134	29,492	－	37	－	－	32,711
	医薬基盤研究所	11,152	－	262	548	491	796	111	－	－	13,359
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	55,822	－	－	54,722	－	110,545
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	9,185,332	438,941	4,385,630	－	－	14,009,903
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,544	17	111	33	57	－	－	343	－	8,104
	種苗管理センター	3,011	－	200	60	149	－	116	170	－	3,706
	家畜改良センター	8,160	－	302	348	1,077	－	－	524	－	10,412
	水産大学校	2,042	―	565	170	587	―	―	161	―	3,524
	農業・食品産業技術総合研究機構	48,148	100	2,989	9,947	1,731	556	73	―	―	63,544
	農業生物資源研究所	7,210	4	220	4,674	384	－	－	1,212	－	13,705
	農業環境技術研究所	3,155	173	79	1,504	4	－	－	－	－	4,915
	国際農林水産業研究センター	3,756	319	83	482	22	―	―	81	―	4,744
	森林総合研究所	10,124	48,013	338	2,569	24,244	24,415	－	－	－	109,703
	水産総合研究センター	16,655	783	4,467	4,299	2,225	―	―	1,133	―	29,560
	農畜産業振興機構	2,222	128,835	－	－	133,417	66,323	47,333	－	－	378,129
	農業者年金基金	3,791	124,980	－	－	14,875	83,100	－	－	－	226,745
	農林漁業信用基金	－	11,506	－	2	78,519	10,945	－	－	－	100,972
経済産業省	経済産業研究所	1,788	－	－	6	6	－	－	－	－	1,801
	工業所有権情報・研修館	13,249	－	－	－	109	－	0	－	－	13,357
	日本貿易保険	－	－	－	－	15,210	－	59,503	44,192	－	118,905
	産業技術総合研究所	66,555	－	17,963	21,547	8,281	－	－	－	54	114,400
	製品評価技術基盤機構	7,392	－	246	375	1,934	－	－	－	－	9,946
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	190,299	45,059	－	64,022	4,613	5,500	965	－	－	310,457

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
	日本貿易振興機構	23,319	3,811	－	6,602	3,620	－	－	－	－	37,351
	原子力安全基盤機構	22,190	－	－	－	1,527	－	－	－	－	23,718
	情報処理推進機構	4,842	－	－	153	3,304	－	420	－	－	8,720
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	24,523	2,838	5,011	97,134	24,823	996,928	694,980	－	－	1,846,236
	中小企業基盤整備機構	21,303	709	－	4,438	908,000	38,322	647,480	－	－	1,620,252
国土交通省	土木研究所	9,330	－	543	450	183	－	－	－	－	10,506
	建築研究所	2,011	－	232	172	54	－	－	－	－	2,469
	交通安全環境研究所	1,762	－	224	691	－	－	28	－	－	2,705
	海上技術安全研究所	2,947	－	601	828	115	－	－	－	－	4,491
	港湾空港技術研究所	1,337	－	1,349	1,412	－	－	74	－	－	4,172
	電子航法研究所	1,618	－	－	127	－	－	6	－	－	1,750
	航海訓練所	6,283	－	－	6	32	－	93	－	－	6,415
	海技教育機構	2,753	－	74	32	185	－	－	－	－	3,044
	航空大学校	2,660	－	100	－	129	－	－	－	－	2,889
	自動車検査	1,373	－	3,615	－	9,308	－	20	－	－	14,315
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	610	261,539	－	43,722	937,395	531,357	－	－	－	1,774,623
	国際観光振興機構	1,999	－	－	－	1,635	－	－	－	－	3,634
	水資源機構	－	51,860	－	1,105	159,422	22,399	－	－	－	234,786
	自動車事故対策機構	7,819	3,004	453	－	2,318	－	799	－	－	14,393
	空港周辺整備機構	－	1,043	－	4,392	1,083	1,002	－	－	－	7,521
	海上災害防止センター	－	－	－	1,639	112	－	－	－	－	1,751
	都市再生機構	－	76,365	－	24,837	1,057,893	786,372	－	－	－	1,945,467
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	304	334	2,369	－	－	3,007
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	20	－	－	1,510,823	2,463,042	－	－	－	3,973,884
	住宅金融支援機構	－	531,405	－	－	2,144,022	2,850,103	5,345,900	－	－	10,871,430
環境省	国立環境研究所	9,292	－	1,653	3,478	－	－	25	－	－	14,448
	環境再生保全機構	2,114	27,478	－	1	62,410	10,999	－	－	－	103,001
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,657	－	－	－	5	－	－	－	－	3,661
計	合計（99法人）	1,682,032	1,910,786	133,571	411,058	37,886,898	9,584,593	17,523,798	104,022	836	69,237,594

（注）1 決算額は、各法人における平成21年度決算報告書による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4 海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5 出資金・借入金等には、債券を含む。
6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10 国際協力機構の平成21年度決算（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。
11 国立国語研究所については平成21年10月1日付で解散したため、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

資料14－5

独立行政法人の平成22年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	2,220	－	13	－	5	－	－	－	－	2,238
	国民生活センター	3,202	－	－	－	219	－	－	817	－	4,237
	北方領土問題対策協会	655	135	136	53	68	－	－	－	－	1,047
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	8,167	－	2,849	－	－	－	81	－	－	11,097
総務省	情報通信研究機構	30,900	552	4,852	15,988	242	1,260	947	－	－	54,740
	統計センター	9,784	－	－	15	752	－	6	0	－	10,556
	平和祈念事業特別基金	354	－	－	－	15,116	－	－	－	－	15,470
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	16,627,810	－	4,800,106	－	－	21,427,916
外務省	国際協力機構	151,726	－	－	2,011	3,464	－	90,789	－	12	248,001
	国際交流基金	12,851	－	－	644	3,066	－	－	－	－	16,561
財務省	酒類総合研究所	1,064	－	－	27	50	－	－	－	－	1,142
	造幣局	－	－	－	－	28,376	－	－	－	－	28,376
	国立印刷局	－	－	－	－	79,713	－	－	－	－	79,713
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	4,197	－	－	－	－	4,197
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,138	－	32	7	15	－	－	205	－	1,397
	大学入試センター	80	－	－	1	11,233	－	－	―	－	11,314
	国立青少年教育振興機構	9,761	－	4,689	89	1,629	8	－	237	－	16,414
	国立女性教育会館	590	－	1,681	14	78	－	5	－	－	2,369
	国立科学博物館	3,044	25	2,609	－	749	－	－	－	－	6,427
	物質・材料研究機構	14,051	1,589	2,699	4,546	666	－	－	－	－	23,550
	防災科学技術研究所	7,973	117	326	1,171	158	－	46	－	－	9,791
	放射線医学総合研究所	11,444	69	543	602	2,482	－	－	－	－	15,140
	国立美術館	5,859	－	7,836	－	1,445	－	－	－	－	15,140
	国立文化財機構	8,192	136	5,094	518	1,723	－	－	－	－	15,663
	教員研修センター	1,215	－	192	1	160	－	－	－	－	1,568
	科学技術振興機構	102,662	－	25,484	6,149	9,052	－	－	454	－	143,801
	日本学術振興会	28,021	146,228	－	185	－	－	874	－	－	175,308
	理化学研究所	58,312	43,281	9,778	13,224	1,423	－	－	－	－	126,019
	宇宙航空研究開発機構	130,392	57,420	5,753	48,204	917	－	－	－	－	242,686
	日本スポーツ振興センター	5,945	2,562	2,674	969	106,709	－	8,978	－	724	128,560
	日本芸術文化振興会	10,570	4,493	3,081	39	4,354	－	－	－	－	22,537
	日本学生支援機構	17,839	50,771	－	727	29,606	1,580,579	456,651	－	－	2,136,173
	海洋研究開発機構	36,337	3,427	450	3,143	1,808	－	－	－	－	45,165
	国立高等専門学校機構	66,281	－	1,625	－	14,075	－	4,204	－	－	86,185
	大学評価・学位授与機構	1,754	－	－	－	208	－	15	－	－	1,978
	国立大学財務・経営センター	455	－	－	－	6,228	41,454	97,229	－	－	145,366
	日本原子力研究開発機構	167,937	9,452	6,981	13,004	5,440	－	9,515	－	－	212,328
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	739	－	－	61	78	－	－	170	－	1,047
	労働安全衛生総合研究所	2,075	－	231	270	17	－	－	－	－	2,593
	勤労者退職金共済機構	－	8,480	－	－	555,738	－	1,305	－	－	565,524
	高齢・障害者雇用支援機構	14,679	16,381	－	－	13,770	－	－	－	－	44,830
	福祉医療機構	4,121	56,962	－	－	455,190	－	15,329	－	－	531,601
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,264	15	340	2	1,836	－	－	－	－	4,456
	労働政策研究・研修機構	2,769	－	62	－	－	－	66	－	－	2,897
	雇用・能力開発機構	61,946	28,708	935	2,201	372,208	－	－	－	－	465,999
	労働者健康福祉機構	9,477	20,552	2,493	763	275,611	3,015	10,429	－	－	322,339
	国立病院機構	43,682	－	2,364	－	828,463	17,200	56,359	－	－	948,067
	医薬品医療機器総合機構	443	10,244	－	2,000	24,378	－	84	－	－	37,150
	医薬基盤研究所	9,742	－	56	518	544	398	111	－	－	11,369
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	58,120	－	－	60,123	－	118,244
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	△ 299,654	656,271	6,854,607	－	－	7,211,224
	国立がん研究センター	8,803	－	－	－	77,299	－	－	－	－	86,102
	国立循環器病研究センター	5,902	－	－	－	32,371	120	－	－	－	38,393
	国立精神・神経医療研究センター	4,595	－	－	－	17,363	－	－	－	－	21,958
	国立国際医療研究センター	8,455	－	－	－	39,746	－	－	－	－	48,201
	国立成育医療研究センター	5,008	－	－	－	17,217	－	－	－	－	22,225
	国立長寿医療研究センター	3,459	－	－	－	6,915	－	－	－	－	10,374
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,969	4	96	13	51	－	－	408	－	7,542
	種苗管理センター	2,822	－	169	64	164	－	－	121	－	3,339
	家畜改良センター	7,805	－	113	238	1,170	－	－	1,027	－	10,352
	水産大学校	1,866	－	241	144	576	－	－	238	－	3,065
	農業・食品産業技術総合研究機構	45,839	836	385	7,893	698	477	21	－	－	56,149
	農業生物資源研究所	6,982	2	215	4,134	906	－	－	1,403	－	13,643
	農業環境技術研究所	3,066	24	126	1,361	3	－	－	116	－	4,696
	国際農林水産業研究センター	3,714	314	60	524	13	－	－	38	－	4,663
	森林総合研究所	9,973	28,279	257	1,761	23,541	19,364	－	－	－	83,174
	水産総合研究センター	16,047	826	3,164	3,918	2,583	－	－	1,544	－	28,083
	農畜産業振興機構	1,883	92,560	－	－	133,837	74,586	3,824	－	－	306,692
	農業者年金基金	3,657	125,603	－	－	14,773	86,000	－	46	－	230,079
	農林漁業信用基金	－	1,907	－	1	76,273	5,792	－	－	－	83,974

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
経済産業省	経済産業研究所	1,960	－	－	5	5	－	－	－	－	1,970
	工業所有権情報・研修館	12,787	－	－	－	79	－	－	－	－	12,865
	日本貿易保険	－	－	－	－	16,073	－	46,527	9,373	－	71,973
	産業技術総合研究所	61,407	－	8,718	16,434	10,427	－	－	－	－	96,985
	製品評価技術基盤機構	7,155	－	105	313	917	－	－	－	－	8,491
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	166,595	33,700	－	49,722	25,635	8,663	1,410	－	－	285,725
	日本貿易振興機構	22,845	2,197	－	4,232	7,367	－	－	－	－	36,641
	原子力安全基盤機構	20,696	－	－	－	1,413	－	－	－	－	22,110
	情報処理推進機構	4,697	－	－	155	3,326	－	484	－	－	8,661
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	21,126	3,660	15,847	101,381	28,599	506,663	929,217	－	－	1,606,493
	中小企業基盤整備機構	20,265	459	－	425	690,513	12,426	586,912	－	－	1,311,000
国土交通省	土木研究所	9,124	－	389	268	158	－	－	－	－	9,939
	建築研究所	1,924	－	78	170	49	－	－	－	－	2,221
	交通安全環境研究所	1,570	－	319	412	－	－	29	－	－	2,330
	海上技術安全研究所	2,933	－	349	565	183	－	－	－	－	4,030
	港湾空港技術研究所	1,385	－	206	1,550	－	－	107	－	－	3,247
	電子航法研究所	1,598	－	231	76	－	－	5	－	－	1,910
	航海訓練所	5,951	－	－	4	37	－	148	－	－	6,139
	海技教育機構	2,509	－	112	36	193	－	－	－	－	2,849
	航空大学校	2,653	－	72	－	135	－	－	－	－	2,860
	自動車検査	1,257	－	2,464	－	9,193	－	21	－	－	12,936
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	529	237,993	－	34,516	899,998	422,679	－	－	－	1,595,715
	国際観光振興機構	1,905	－	－	－	1,742	－	－	－	－	3,647
	水資源機構	－	50,462	－	717	151,046	21,600	－	－	－	223,825
	自動車事故対策機構	7,420	3,097	347	－	2,387	－	749	－	－	14,000
	空港周辺整備機構	－	593	－	2,491	1,196	－	－	－	－	4,281
	海上災害防止センター	－	－	－	1,892	84	－	－	－	－	1,975
	都市再生機構	－	41,647	－	19,507	1,126,423	1,071,928	－	－	－	2,259,505
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	288	334	2,319	－	－	2,941
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	26	－	－	1,555,156	3,041,308	－	－	－	4,596,489
	住宅金融支援機構	－	326,666	－	－	1,549,991	2,555,887	5,273,621	－	－	9,706,165
環境省	国立環境研究所	12,128	－	298	3,108	－	－	23	－	－	15,557
	環境再生保全機構	1,990	26,893	－	3	59,143	7,000	－	－	－	95,028
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,488	－	－	－	－	－	4	－	－	3,492
計	合計（104法人）	1,607,454	1,439,347	130,219	375,179	25,836,790	10,135,012	19,253,157	76,320	736	58,854,209

（注）1 決算額は、各法人における平成22年度決算報告書による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4 海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5 出資金・借入金等には、債券を含む。
6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10 国際協力機構の平成22年度決算（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料15－1

独立行政法人の平成18年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	1,009	－	－	446	299	－	1,755
	駐留軍等労働者労務管理機構	630	－	－	2,613	777	－	4,021
	国民生活センター	1,609	107	－	1,206	288	－	3,211
	北方領土問題対策協会	596	－	66	216	48	－	926
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,234	1,228	－	214	351	29	5,056
総務省	情報通信研究機構	37,746	441	6,574	－	2,565	1,385	48,714
	統計センター	2,116	－	25	7,034	201	－	9,376
	平和祈念事業特別基金	1,309	－	－	231	164	－	1,704
外務省	国際協力機構	148,649	461	2,591	7,111	2,845	2,527	164,183
	国際交流基金	13,336	－	－	2,705	1,794	－	17,835
財務省	酒類総合研究所	429	－	38	516	267	－	1,250
	造幣局	10,835	4,003	－	11,216	－	－	26,054
	国立印刷局	27,864	6,479	－	46,276	－	－	80,620
	通関情報処理センター	9,290	－	－	964	404	－	10,658
	日本万国博覧会記念機構	1,439	－	－	578	1,973	31	4,020
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	328	65	1	755	61	0	1,211
	大学入試センター	9,784	－	－	986	110	－	10,881
	国立青少年教育振興機構	5,352	1,269	56	5,123	2,123	92	14,015
	国立女性教育会館	434	53	21	－	326	－	835
	国立国語研究所	423	－	31	580	112	0	1,146
	国立科学博物館	1,707	2,764	－	1,183	600	－	6,253
	物質・材料研究機構	7,867	519	3,489	5,975	1,035	－	18,885
	防災科学技術研究所	5,897	760	2,063	1,966	178	－	10,864
	放射線医学総合研究所	10,867	380	1,455	3,748	－	－	16,449
	国立美術館	5,277	－	－	1,181	816	－	7,274
	国立博物館	3,921	518	－	2,083	860	－	7,382
	文化財研究所	1,260	516	590	1,302	463	13	4,144
	教員研修センター	1,100	237	1	540	493	－	2,371
	科学技術振興機構	112,058	－	2,484	5,081	2,162	－	121,786
	日本学術振興会	27,843	－	146	832	304	109,050	138,174
	理化学研究所	57,384	3,537	13,623	7,875	3,022	2,823	88,265
	宇宙航空研究開発機構	123,072	9,299	47,627	18,318	3,074	33,215	234,606
	日本スポーツ振興センター	11,656	2,947	9	3,696	506	51,610	70,424
	日本芸術文化振興会	13,098	412	23	2,908	471	－	16,912
	日本学生支援機構	18,695	74	－	5,413	1,435	891,290	916,907
	海洋研究開発機構	33,264	784	7,257	3,068	984	－	45,357
	国立高等専門学校機構	64,537	6,775	－	－	18,514	2,016	91,842
	大学評価・学位授与機構	651	－	－	1,189	185	206	2,231
	国立大学財務・経営センター	137	－	－	254	126	180,326	180,842
	メディア教育開発センター	1,243	－	－	961	109	204	2,518
	日本原子力研究開発機構	95,515	28,149	14,463	51,951	12,999	1,239	204,316
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	161	－	282	595	92	307	1,437
	労働安全衛生総合研究所	884	395	36	1,214	278	－	2,807
	勤労者退職金共済機構	9,380	－	－	557	193	429,892	440,022
	高齢・障害者雇用支援機構	80,332	33	32	6,405	1,157	－	87,959
	福祉医療機構	7,373	－	－	2,844	431	203,473	214,121
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	766	50	2	3,184	88	100	4,190
	労働政策研究・研修機構	1,098	87	－	1,520	695	－	3,400
	雇用・能力開発機構	515,639	1,557	1,248	43,987	2,089	996	565,516
	労働者健康福祉機構	260,921	11,971	30	14,011	7,669	6,256	300,859
	国立病院機構	667,564	33,981	－	－	－	134,320	835,866
	医薬品医療機器総合機構	6,730	－	－	3,010	1,842	23	11,606
	医薬基盤研究所	11,457	200	－	856	998	127	13,638
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1,374	－	－	331	38	1,288	3,031
	年金積立金管理運用	31,792	－	－	841	365	21,883,002	21,916,001
農林水産省	農林水産消費技術センター	604	578	45	3,963	498	－	5,688
	種苗管理センター	463	211	83	2,525	208	－	3,489
	家畜改良センター	2,176	457	246	6,247	398	－	9,524
	肥飼料検査所	297	30	15	1,167	171	－	1,680
	農薬検査所	182	9	1	561	49	8	810
	林木育種センター	686	328	48	1,204	－	－	2,264
	水産大学校	569	2,953	111	1,720	262	－	5,615
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,333	2,062	8,963	23,385	3,166	94	62,002
	農業生物資源研究所	2,669	443	3,981	3,888	459	－	11,439
	農業環境技術研究所	913	101	1,058	1,931	309	－	4,312
	国際農林水産業研究センター	1,429	47	145	1,623	122	－	3,365
	森林総合研究所	1,276	451	1,727	6,234	972	26	10,686
	水産総合研究センター	8,887	1,606	5,100	9,125	535	－	25,253
	農畜産業振興機構	182,839	－	－	2,726	599	78,869	265,033
	農業者年金基金	172,094	－	－	860	476	－	173,430
	農林漁業信用基金	86,653	－	－	1,386	484	－	88,522
	緑資源機構	50,487	－	510	8,273	1,119	44,987	105,376
経済産業省	経済産業研究所	1,260	－	－	－	250	－	1,509
	工業所有権情報・研修館	10,762	－	－	711	400	－	11,874
	日本貿易保険	4,337	0	0	1,426	0	150,918	156,680
	産業技術総合研究所	59,299	8,233	24,193	－	－	13,331	105,057
	製品評価技術基盤機構	6,915	120	927	－	1,324	－	9,287
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	193,791	－	4,699	－	9,776	45,138	253,405

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	29,128	－	6,862	－	2,061	－	38,051
	原子力安全基盤機構	25,971	－	440	－	2,114	－	28,525
	情報処理推進機構	6,798	－	744	－	1,941	－	9,483
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	48,627	－	93,798	－	1,482	817,978	916,885
	中小企業基盤整備機構	647,259	－	1,674	－	1,900	520,251	1,171,084
国土交通省	土木研究所	2,584	591	3,305	3,428	604	－	10,512
	建築研究所	704	88	182	1,035	302	－	2,311
	交通安全環境研究所	643	256	2,028	929	57	－	3,913
	海上技術安全研究所	656	182	774	2,334	118	－	4,064
	港湾空港技術研究所	270	305	1,659	1,045	121	－	3,400
	電子航法研究所	817	44	260	702	52	－	1,874
	航海訓練所	1,987	126	7	4,518	200	－	6,839
	海技教育機構	335	－	33	2,270	251	－	2,888
	航空大学校	1,250	112	－	1,377	271	－	3,011
	自動車検査	1,826	2,312	－	5,961	1,151	－	11,249
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	757,771	－	14,675	21,406	7,882	1,131,956	1,933,689
	国際観光振興機構	1,171	－	779	1,360	301	－	3,611
	水資源機構	90,746	246	7,555	17,489	2,021	139,609	257,667
	自動車事故対策機構	7,714	819	－	3,476	1,183	226	13,417
	空港周辺整備機構	5,206	－	8,928	887	196	－	15,217
	海上災害防止センター	－	－	787	－	427	15	1,229
	都市再生機構	736,378	－	25,256	46,206	8,867	2,106,586	2,923,293
	奄美群島振興開発基金	30	－	－	173	64	2,782	3,049
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,859	－	－	1,050	510	4,796,404	4,800,823
環　境　省	国立環境研究所	5,667	415	3,873	2,812	492	133	13,392
	環境再生保全機構	65,934	－	77	1,601	632	47,491	115,735
計	合計（104法人）	5,719,184	143,176	329,811	486,663	135,756	33,832,642	40,607,237

（注）1　各法人における平成18年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
4　海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費を含む。
5　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料15－2

独立行政法人の平成19年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	1,111	－	－	459	314	－	1,884
	国民生活センター	1,441	117	－	1,300	343	0	3,201
	北方領土問題対策協会	587	－	50	245	79	－	962
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,876	1,921	－	261	367	18	6,443
総務省	情報通信研究機構	37,947	419	5,591	－	2,530	1,236	47,724
	統計センター	1,909	－	21	7,590	195	－	9,715
	平和祈念事業特別基金	7,394	－	－	227	135	－	7,757
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	10,875,759	－	－	233	48	3,911,429	14,787,468
外務省	国際協力機構	143,590	1,041	2,560	3,757	8,531	－	159,480
	国際交流基金	13,459	－	－	1,923	1,680	－	17,062
財務省	酒類総合研究所	451	－	44	487	259	－	1,241
	造幣局	9,734	4,735	－	10,548	－	－	25,016
	国立印刷局	26,357	9,821	－	45,672	－	－	81,850
	通関情報処理センター	8,250	－	－	947	477	－	9,674
	日本万国博覧会記念機構	734	－	－	599	1,967	31	3,331
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	325	58	4	792	61	11	1,251
	大学入試センター	9,963	－	2	944	106	－	11,015
	国立青少年教育振興機構	5,428	867	59	4,918	1,681	－	12,954
	国立女性教育会館	484	116	19	－	347	－	967
	国立国語研究所	354	－	49	593	101	0	1,097
	国立科学博物館	1,867	－	－	1,167	692	－	3,725
	物質・材料研究機構	9,105	308	3,342	5,916	939	930	20,541
	防災科学技術研究所	6,123	6,525	731	1,866	181	－	15,426
	放射線医学総合研究所	10,865	1,632	1,520	4,022	459	637	18,499
	国立美術館	3,797	6,393	－	1,267	1,960	－	13,417
	国立文化財機構	5,667	148	486	3,483	1,191	－	10,975
	教員研修センター	763	192	1	510	355	－	1,821
	科学技術振興機構	99,826	－	2,470	5,023	2,197	－	109,516
	日本学術振興会	27,303	－	636	830	276	127,878	156,923
	理化学研究所	55,409	2,312	9,830	7,675	2,901	16,365	94,492
	宇宙航空研究開発機構	114,601	8,194	31,941	18,859	3,147	46,653	223,394
	日本スポーツ振興センター	21,269	1,506	－	3,690	574	67,520	94,559
	日本芸術文化振興会	13,347	801	54	3,032	457	－	17,691
	日本学生支援機構	18,580	72	－	4,985	1,487	1,062,060	1,087,184
	海洋研究開発機構	37,549	789	8,200	3,089	960	9	50,596
	国立高等専門学校機構	65,986	6,914	－	－	16,143	2,828	91,871
	大学評価・学位授与機構	568	－	－	1,109	178	341	2,197
	国立大学財務・経営センター	151	－	12	256	109	183,960	184,487
	メディア教育開発センター	1,142	－	－	894	106	168	2,310
	日本原子力研究開発機構	101,632	23,197	16,778	51,251	12,395	8,124	213,377
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	172	－	240	511	88	2	1,012
	労働安全衛生総合研究所	877	351	18	1,293	275	－	2,814
	勤労者退職金共済機構	8,917	－	－	541	192	475,665	485,315
	高齢・障害者雇用支援機構	64,642	34	－	6,339	1,057	－	72,072
	福祉医療機構	6,634	－	－	2,909	446	200,410	210,399
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,139	67	3	3,131	142	－	4,482
	労働政策研究・研修機構	931	180	－	1,472	501	－	3,085
	雇用・能力開発機構	489,129	1,315	1,411	42,131	2,479	592	537,057
	労働者健康福祉機構	269,776	10,040	33	14,342	7,587	6,381	308,159
	国立病院機構	688,940	34,511	－	－	－	123,324	846,775
	医薬品医療機器総合機構	9,513	－	－	3,304	2,211	23	15,051
	医薬基盤研究所	11,318	264	－	806	989	126	13,503
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1,322	－	－	381	33	65,228	66,963
	年金積立金管理運用	35,090	－	－	886	279	25,304,478	25,340,733
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	1,028	752	49	5,763	674	－	8,266
	種苗管理センター	461	205	82	2,405	179	255	3,587
	家畜改良センター	2,293	436	378	6,426	414	－	9,947
	水産大学校	553	2,494	115	1,759	261	－	5,182
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,412	646	10,166	28,377	2,915	577	62,092
	農業生物資源研究所	2,855	217	4,998	4,021	458	－	12,549
	農業環境技術研究所	930	97	1,585	1,991	280	－	4,883
	国際農林水産業研究センター	1,486	74	318	1,664	119	－	3,660
	森林総合研究所	1,855	619	1,777	7,530	1,033	－	12,814
	水産総合研究センター	9,345	1,044	4,734	9,456	494	－	25,074
	農畜産業振興機構	200,860	－	－	2,694	612	39,899	244,064
	農業者年金基金	154,804	－	－	900	496	56,047	212,247
	農林漁業信用基金	90,621	－	－	1,425	514	－	92,560
	緑資源機構	47,618	－	507	8,025	989	44,578	101,715
経済産業省	経済産業研究所	1,388	－	2	－	246	－	1,637
	工業所有権情報・研修館	11,515	－	－	928	419	－	12,862
	日本貿易保険	4,823	－	－	1,411	－	84,100	90,334
	産業技術総合研究所	60,608	6,578	18,836	－	－	13,265	99,288
	製品評価技術基盤機構	6,307	102	591	－	1,222	556	8,777
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	152,727	－	9,843	－	9,594	65,677	237,841

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	28,885	－	7,271	－	1,992	－	38,148
	原子力安全基盤機構	19,945	－	247	－	1,928	－	22,120
	情報処理推進機構	8,215	－	117	－	1,867	－	10,200
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	56,637	－	113,004	－	1,510	1,134,607	1,305,758
	中小企業基盤整備機構	672,204	－	2,787	－	1,845	728,572	1,405,407
国土交通省	土木研究所	2,527	572	3,027	3,344	582	－	10,051
	建築研究所	739	117	151	1,092	275	－	2,374
	交通安全環境研究所	148	339	1,515	1,000	80	437	3,519
	海上技術安全研究所	616	585	942	2,344	114	－	4,601
	港湾空港技術研究所	289	230	1,402	1,081	121	－	3,123
	電子航法研究所	922	55	525	739	51	－	2,292
	航海訓練所	1,899	295	7	4,364	201	－	6,766
	海技教育機構	430	－	28	2,160	242	－	2,860
	航空大学校	1,312	101	－	1,446	309	－	3,168
	自動車検査	2,095	1,645	8	6,000	1,165	－	10,913
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	619,185	－	20,593	20,484	8,326	1,043,788	1,712,375
	国際観光振興機構	1,092	－	1,033	1,284	271	―	3,681
	水資源機構	79,667	292	1,968	17,126	2,149	155,064	256,265
	自動車事故対策機構	7,774	－	－	3,489	1,167	418	12,848
	空港周辺整備機構	4,572	－	5,874	923	207	－	11,576
	海上災害防止センター	－	－	1,417	－	414	15	1,846
	都市再生機構	722,963	－	18,199	44,195	9,658	2,162,840	2,957,856
	奄美群島振興開発基金	22	－	－	173	61	2,840	3,096
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,704	－	－	1,009	605	5,342,717	5,347,036
	住宅金融支援機構	190,139	－	－	11,504	4,659	11,066,100	11,272,403
環境省	国立環境研究所	6,233	826	3,673	2,739	447	－	13,916
	環境再生保全機構	60,776	－	10	1,580	628	41,130	104,124
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	592	－	－	2,588	855	－	4,035
計	合計（102法人）	16,597,174	143,161	323,884	493,904	144,855	53,589,909	71,292,249

（注）1　各法人における平成19年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
4　海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費を含む。
5　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
7　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料15－3

独立行政法人の平成20年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	1,056	－	－	461	280	－	1,797
	国民生活センター	1,507	708	－	1,318	227	－	3,759
	北方領土問題対策協会	592	－	58	206	54	－	910
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,464	6,896	－	293	374	－	12,027
総務省	情報通信研究機構	38,199	838	14,823	－	2,509	1,082	57,451
	統計センター	1,964	－	15	7,123	341	－	9,442
	平和祈念事業特別基金	9,753	－	－	208	72	－	10,033
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,465,608	－	－	496	65	5,723,846	26,190,014
外務省	国際協力機構	138,526	3,304	2,449	3,341	7,808	5,627	161,054
	国際交流基金	13,344	－	－	1,798	1,386	－	16,529
財務省	酒類総合研究所	442	－	54	463	249	－	1,208
	造幣局	11,149	2,117	－	10,321	－	－	23,587
	国立印刷局	23,717	7,720	－	44,554	－	－	75,990
	通関情報処理センター	4,069	－	－	467	261	－	4,797
	日本万国博覧会記念機構	903	－	－	582	1,872	30	3,388
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	335	31	6	717	53	0	1,141
	大学入試センター	10,151	－	1	863	101	－	11,116
	国立青少年教育振興機構	5,461	245	106	4,590	1,742	－	12,144
	国立女性教育会館	443	82	11	202	97	－	835
	国立国語研究所	371	－	41	627	103	－	1,143
	国立科学博物館	1,728	29	－	1,108	574	－	3,440
	物質・材料研究機構	9,226	314	2,635	5,639	927	1,068	19,808
	防災科学技術研究所	6,932	244	1,785	1,610	182	－	10,752
	放射線医学総合研究所	10,506	1,334	1,215	3,579	393	－	17,026
	国立美術館	4,164	9,250	－	1,113	1,607	－	16,133
	国立文化財機構	5,098	2,106	503	3,507	1,173	－	12,388
	教員研修センター	778	192	0	478	370	－	1,818
	科学技術振興機構	103,177	－	2,111	4,881	2,073	－	112,242
	日本学術振興会	27,244	－	825	803	263	125,605	154,740
	理化学研究所	46,664	10,706	10,479	7,430	2,726	24,635	102,641
	宇宙航空研究開発機構	108,132	6,294	38,979	19,138	3,105	51,391	227,040
	日本スポーツ振興センター	24,723	1,821	122	3,499	474	90,772	121,411
	日本芸術文化振興会	11,884	874	21	3,033	424	－	16,236
	日本学生支援機構	16,639	48	266	4,643	1,454	1,386,835	1,409,885
	海洋研究開発機構	39,213	322	4,374	2,985	839	11	47,744
	国立高等専門学校機構	67,188	7,089	－	－	15,511	3,494	93,282
	大学評価・学位授与機構	466	－	266	1,249	113	197	2,290
	国立大学財務・経営センター	125	－	3	246	101	179,961	180,435
	メディア教育開発センター	971	－	－	806	102	140	2,020
	日本原子力研究開発機構	116,349	15,219	17,589	49,535	12,146	8,242	219,078
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	159	－	166	545	86	0	956
	労働安全衛生総合研究所	775	235	53	1,359	269	－	2,691
	勤労者退職金共済機構	6,867	－	－	2,655	149	512,645	522,316
	高齢・障害者雇用支援機構	61,723	33	－	6,088	1,034	－	68,878
	福祉医療機構	5,888	－	－	2,679	466	200,548	209,581
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	849	75	1	3,019	89	－	4,033
	労働政策研究・研修機構	910	184	－	1,394	480	－	2,969
	雇用・能力開発機構	477,813	1,509	1,373	39,228	2,421	312	522,656
	労働者健康福祉機構	264,639	8,832	104	12,854	7,613	5,877	299,919
	国立病院機構	697,413	57,710	－	－	－	107,935	863,058
	医薬品医療機器総合機構	21,118	－	－	3,910	2,443	20	27,491
	医薬基盤研究所	11,748	1,147	－	862	958	121	14,836
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1,452	－	－	375	29	95,042	96,898
	年金積立金管理運用	29,842	－	－	904	326	17,975,618	18,006,690
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	946	1,380	75	5,615	705	400	9,122
	種苗管理センター	453	186	88	2,428	179	235	3,568
	家畜改良センター	2,323	390	409	6,364	389	－	9,875
	水産大学校	574	19	128	1,777	223	－	2,721
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,587	2,010	9,432	28,344	2,759	17	62,149
	農業生物資源研究所	2,852	278	4,813	3,941	451	41	12,376
	農業環境技術研究所	900	48	1,655	1,955	321	－	4,879
	国際農林水産業研究センター	1,854	38	530	1,984	122	－	4,528
	森林総合研究所	43,854	342	1,963	13,558	1,838	44,024	105,577
	水産総合研究センター	9,496	3,368	4,831	9,356	563	－	27,614
	農畜産業振興機構	280,183	－	－	2,585	487	26,020	309,274
	農業者年金基金	151,660	－	－	816	692	233,358	386,526
	農林漁業信用基金	76,886	－	1	1,303	433	－	78,623
経済産業省	経済産業研究所	1,250	－	6	－	239	－	1,495
	工業所有権情報・研修館	10,885	－	－	846	368	－	12,100
	日本貿易保険	5,797	－	－	1,398	－	85,448	92,644
	産業技術総合研究所	60,020	10,944	18,285	－	－	12,757	102,006
	製品評価技術基盤機構	5,894	117	593		1,030	1,160	8,795
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	135,240	－	4,709	－	9,272	56,430	205,651

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	28,252	－	5,179	－	2,018	－	35,448
	原子力安全基盤機構	21,061	－	93	－	2,130	－	23,284
	情報処理推進機構	6,730	－	124	－	1,081	－	7,934
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	23,942	－	92,949	－	1,407	1,390,298	1,508,595
	中小企業基盤整備機構	742,280	－	4,794	－	1,713	733,778	1,482,564
国土交通省	土木研究所	4,557	739	578	4,091	581	－	10,545
	建築研究所	728	87	182	1,034	301	－	2,332
	交通安全環境研究所	155	407	861	1,020	97	420	2,959
	海上技術安全研究所	553	549	1,332	2,289	111	－	4,834
	港湾空港技術研究所	198	398	1,683	1,113	115	－	3,507
	電子航法研究所	787	63	216	742	50	－	1,859
	航海訓練所	1,955	48	5	4,414	198	－	6,621
	海技教育機構	455	107	28	2,112	222	－	2,925
	航空大学校	1,316	96	－	1,360	262	－	3,034
	自動車検査	2,562	3,917	10	6,081	1,191	158	13,918
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	653,374	－	30,878	20,333	7,451	1,047,517	1,759,552
	国際観光振興機構	952	－	944	1,280	249	－	3,425
	水資源機構	69,178	56	957	16,860	2,046	157,640	246,737
	自動車事故対策機構	7,427	791	－	3,439	1,124	1,521	14,301
	空港周辺整備機構	2,964	－	4,626	808	206	－	8,604
	海上災害防止センター	－	－	1,198	－	392	15	1,604
	都市再生機構	698,460	－	18,373	40,282	8,875	2,293,796	3,059,786
	奄美群島振興開発基金	15	－	－	191	62	2,220	2,488
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,758	－	－	971	666	4,980,881	4,985,276
	住宅金融支援機構	181,217	－	－	10,841	4,453	8,661,594	8,858,105
環境省	国立環境研究所	5,984	668	3,654	2,821	435	1	13,564
	環境再生保全機構	65,169	－	10	1,475	602	33,428	100,684
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	519	－	－	2,382	695	－	3,596
計	合計（101法人）	26,248,659	174,554	316,626	477,993	137,318	46,264,211	73,619,350

（注）1　各法人における平成20年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
4　海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費を含む。
5　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
7　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
8　国際協力機構の平成20年度決算（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。
9　通関情報処理センターについては平成20年10月１日付で解散したため、平成20年４月１日から平成20年９月30日までの６ヶ月決算になっている。

資料15－4

独立行政法人の平成21年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	1,258	－	－	493	299	－	2,051
	国民生活センター	2,361	－	－	1,253	212	－	3,826
	北方領土問題対策協会	571	4	61	202	43	－	879
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,880	15,772	－	294	565	－	20,511
総務省	情報通信研究機構	35,295	1,196	5,913	－	2,407	604	45,414
	統計センター	2,431	－	20	7,355	358	1	10,165
	平和祈念事業特別基金	1,999	－	－	193	66	－	2,258
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	18,967,935	－	－	452	59	5,666,150	24,634,597
外務省	国際協力機構	145,564	2,771	2,360	2,879	7,675	62,107	223,357
	国際交流基金	12,697	－	－	1,688	817	－	15,202
財務省	酒類総合研究所	407	－	49	530	222	－	1,208
	造幣局	18,275	2,506	－	9,838	－	－	30,620
	国立印刷局	22,984	7,220	－	42,804	－	－	73,008
	日本万国博覧会記念機構	1,109	－	－	568	1,842	78	3,597
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	377	25	5	786	60	―	1,253
	大学入試センター	10,616	―	1	870	72	―	11,559
	国立青少年教育振興機構	5,307	4,514	113	4,381	1,883	―	16,197
	国立女性教育会館	423	108	15	192	115	―	852
	国立国語研究所	196	―	13	336	78	―	623
	国立科学博物館	2,290	2,187	―	1,101	701	25	6,305
	物質・材料研究機構	8,486	373	2,936	5,596	952	1,572	19,916
	防災科学技術研究所	6,712	384	1,004	1,696	151	79	10,026
	放射線医学総合研究所	9,957	3,945	845	3,570	379	―	18,696
	国立美術館	3,932	7,150	―	1,189	1,467	1,049	14,787
	国立文化財機構	6,144	2,212	492	3,244	1,066	542	13,700
	教員研修センター	662	192	0	457	340	―	1,652
	科学技術振興機構	115,463	31	2,044	4,794	1,911	―	124,243
	日本学術振興会	28,106	―	999	855	312	143,840	174,113
	理化学研究所	46,432	14,508	13,238	7,154	2,597	30,446	114,377
	宇宙航空研究開発機構	119,036	8,167	42,843	17,277	2,977	50,672	240,972
	日本スポーツ振興センター	28,921	2,659	326	3,372	423	82,158	117,859
	日本芸術文化振興会	16,704	1,803	10	2,929	286	―	21,732
	日本学生支援機構	16,066	47	652	4,341	1,545	1,667,123	1,689,774
	海洋研究開発機構	34,570	483	6,087	3,005	865	211	45,221
	国立高等専門学校機構	65,556	8,753	―	―	14,736	8,355	97,400
	大学評価・学位授与機構	456	―	―	1,164	86	273	1,979
	国立大学財務・経営センター	80	―	12	223	84	178,396	178,795
	日本原子力研究開発機構	129,051	9,917	18,916	48,134	11,650	12,335	230,003
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	149	－	143	518	82	2	894
	労働安全衛生総合研究所	770	115	64	1,289	177	－	2,415
	勤労者退職金共済機構	6,730	－	－	2,517	225	500,601	510,073
	高齢・障害者雇用支援機構	57,688	61	－	6,213	960	－	64,922
	福祉医療機構	5,414	－	－	2,634	394	188,443	196,885
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,219	68	1	2,794	90	0	4,171
	労働政策研究・研修機構	842	302	－	1,256	453	－	2,854
	雇用・能力開発機構	446,991	1,441	1,780	36,875	2,297	286	489,669
	労働者健康福祉機構	283,138	1,439	473	13,157	7,056	4,464	309,727
	国立病院機構	717,491	76,416	－	－	－	85,030	878,936
	医薬品医療機器総合機構	27,240	－	－	534	1,065	8	28,848
	医薬基盤研究所	11,074	239	－	722	868	99	13,003
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1,425	－	－	385	31	108,704	110,545
	年金積立金管理運用	27,043	－	－	－	1,150	4,824,890	4,853,083
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	1,038	111	33	5,275	1,004	17	7,478
	種苗管理センター	453	200	60	2,407	159	286	3,565
	家畜改良センター	2,139	302	348	6,193	353	－	9,335
	水産大学校	588	565	170	1,702	192	－	3,217
	農業・食品産業技術総合研究機構	18,893	3,012	9,949	27,342	2,781	166	62,143
	農業生物資源研究所	2,752	220	4,667	3,869	430	332	12,270
	農業環境技術研究所	958	79	1,488	1,722	270	169	4,686
	国際農林水産業研究センター	1,801	83	465	2,029	118	―	4,496
	森林総合研究所	51,810	338	2,570	12,610	1,597	39,087	108,012
	水産総合研究センター	9,898	4,467	4,299	8,794	564	－	28,020
	農畜産業振興機構	270,591	－	－	2,420	560	51,420	324,991
	農業者年金基金	147,574	－	－	747	618	62,340	211,279
	農林漁業信用基金	80,233	－	－	1,314	478	－	82,025
経済産業省	経済産業研究所	1,124	－	6	－	224	－	1,354
	工業所有権情報・研修館	10,306	－	－	819	361	－	11,486
	日本貿易保険	4,705	－	－	1,603	－	96,075	102,384
	産業技術総合研究所	67,504	19,285	18,582	－	－	11,597	116,967
	製品評価技術基盤機構	6,078	246	375	－	986	1,254	8,939
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	156,371	－	64,022	－	8,679	45,565	274,638

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	26,354	－	6,198	－	1,904	－	34,455
	原子力安全基盤機構	19,361	－	－	－	1,882		21,242
	情報処理推進機構	7,569	－	153	－	894	－	8,617
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	40,869	4,774	97,251	－	1,280	1,674,410	1,818,584
	中小企業基盤整備機構	732,280	－	4,159	－	1,596	625,228	1,363,263
国土交通省	土木研究所	4,441	543	414	4,056	596	92	10,142
	建築研究所	667	232	168	996	280		2,343
	交通安全環境研究所	157	231	691	1,022	96	402	2,598
	海上技術安全研究所	603	601	784	2,318	105	－	4,411
	港湾空港技術研究所	261	1,349	1,446	1,032	82	－	4,170
	電子航法研究所	742	－	111	613	49	－	1,514
	航海訓練所	1,877	－	6	4,005	186	－	6,074
	海技教育機構	447	74	31	2,131	237	－	2,921
	航空大学校	1,303	100	－	1,247	215	－	2,866
	自動車検査	3,007	3,615	8	5,810	1,127	146	13,711
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	703,742	－	41,791	19,629	7,009	992,287	1,764,457
	国際観光振興機構	1,053	－	959	1,099	254	－	3,365
	水資源機構	71,457	123	826	16,875	1,825	154,989	246,095
	自動車事故対策機構	7,423	453	－	3,225	1,142	1,185	13,428
	空港周辺整備機構	2,614	－	4,041	722	183	－	7,560
	海上災害防止センター	－	－	1,201	－	389	15	1,605
	都市再生機構	693,059	－	23,642	41,781	9,845	1,165,877	1,934,204
	奄美群島振興開発基金	9	－	－	143	53	2,354	2,559
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,469	－	－	918	530	3,874,694	3,878,611
	住宅金融支援機構	178,858	－	－	10,381	3,990	8,316,361	8,509,589
環境省	国立環境研究所	6,135	1,653	3,427	2,484	450	－	14,149
	環境再生保全機構	58,132	－	1	1,298	453	37,099	96,983
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	544	－	－	2,226	703	－	3,472
計	合計（99法人）	24,859,772	219,663	395,756	456,966	130,878	30,771,990	56,835,025

（注）１ 各法人における平成21年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。
２ 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
３ 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
４ 海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費を含む。
５ 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
６ 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
７ 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
８ 国際協力機構の平成21年度決算（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。
９ 国立国語研究所については平成21年10月１日付で解散したため、平成21年４月１日から平成21年９月30日までの６ヶ月決算になっている。

資料15－5

独立行政法人の平成22年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	1,394	13	－	425	329	－	2,161
	国民生活センター	2,462	－	－	1,252	221	－	3,934
	北方領土問題対策協会	564	136	53	205	43	－	1,001
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,784	2,849	－	331	785	－	8,750
総務省	情報通信研究機構	34,342	10,881	15,988	－	2,343	131	63,686
	統計センター	2,229	－	15	6,962	295	－	9,501
	平和祈念事業特別基金	15,220	－	－	80	36	－	15,336
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	16,601,721	－	－	441	59	4,800,106	21,402,327
外務省	国際協力機構	135,916	202	1,881	2,799	6,192	90,599	237,590
	国際交流基金	13,128	－	－	1,680	785	－	15,594
財務省	酒類総合研究所	403	－	27	412	255	－	1,096
	造幣局	14,282	1,209	－	9,315	－	－	24,807
	国立印刷局	21,691	7,454	－	41,325	－	－	70,470
	日本万国博覧会記念機構	1,104	－	－	554	1,805	78	3,542
文部科学	国立特別支援教育総合研究所	480	32	7	704	86	1	1,310
	大学入試センター	10,066	－	1	930	70	－	11,067
	国立青少年教育振興機構	5,307	4,689	89	4,171	1,776	－	16,032
	国立女性教育会館	393	1,681	14	185	91	－	2,365
	国立科学博物館	2,591	2,609	－	1,109	707	25	7,041
	物質・材料研究機構	9,387	2,699	4,546	5,479	1,126	1,572	24,811
	防災科学技術研究所	6,850	326	1,126	1,691	171	125	10,288
	放射線医学総合研究所	11,446	543	602	3,425	502	69	16,586
	国立美術館	4,992	7,892	－	1,038	1,315	－	15,238
	国立文化財機構	6,915	5,094	507	3,163	932	142	16,753
	教員研修センター	682	192	0	419	325	－	1,618
	科学技術振興機構	103,145	25,189	8,492	4,597	1,854	－	143,278
	日本学術振興会	26,872	－	185	920	501	186,335	214,812
	理化学研究所	49,251	9,776	13,215	6,889	2,521	43,524	125,177
	宇宙航空研究開発機構	107,920	5,748	46,818	17,531	2,595	57,258	237,871
	日本スポーツ振興センター	32,232	2,674	853	3,632	441	85,498	125,329
	日本芸術文化振興会	16,346	3,081	35	2,776	292	－	22,528
	日本学生支援機構	16,218	－	727	4,287	1,426	2,087,630	2,110,288
	海洋研究開発機構	34,509	433	4,081	2,989	833	2,859	45,704
	国立高等専門学校機構	65,825	2,324	－	－	13,921	3,490	85,560
	大学評価・学位授与機構	422	－	－	1,073	86	208	1,790
	国立大学財務・経営センター	64	－	－	252	87	145,688	146,091
	日本原子力研究開発機構	97,118	6,833	12,221	47,534	10,834	9,254	183,794
厚生労働	国立健康・栄養研究所	122	－	128	477	82	1	810
	労働安全衛生総合研究所	651	231	91	1,091	171	－	2,236
	勤労者退職金共済機構	6,186	－	－	2,112	196	447,015	455,508
	高齢・障害者雇用支援機構	43,311	－	－	5,850	853	－	50,015
	福祉医療機構	4,543	－	－	2,511	403	185,182	192,639
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,204	60	1	2,783	92	－	4,140
	労働政策研究・研修機構	706	62	－	1,238	424	－	2,430
	雇用・能力開発機構	419,399	927	2,201	33,144	2,016	109	457,796
	労働者健康福祉機構	280,871	2,493	724	12,364	6,770	3,741	306,964
	国立病院機構	744,369	51,802	－	－	－	149,841	946,012
	医薬品医療機器総合機構	20,474	－	－	555	865	11	21,905
	医薬基盤研究所	9,628	56	－	759	199	86	10,727
	年金・健康保険福祉施設整理機構	4,686	－	－	323	28	113,206	118,245
	年金積立金管理運用	26,150	－	－	－	273	16,668,226	16,694,648
	国立がん研究センター	32,762	2,685	－	－	－	24,848	60,295
	国立循環器病研究センター	19,178	934	－	－	－	11,599	31,711
	国立精神・神経医療研究センター	9,564	7,383	－	－	－	601	17,548
	国立国際医療研究センター	25,275	5,731	－	－	－	2,146	33,152
	国立成育医療研究センター	14,917	2,352	－	－	－	1,293	18,563
	国立長寿医療研究センター	6,301	312	－	－	－	199	6,812

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
農林水産	農林水産消費安全技術センター	954	96	13	5,262	672	4	7,001
	種苗管理センター	457	169	64	2,300	190	121	3,299
	家畜改良センター	2,555	113	238	6,249	351	－	9,507
	水産大学校	597	241	144	1,616	194	－	2,791
	農業・食品産業技術総合研究機構	18,192	385	7,885	26,574	2,692	953	56,681
	農業生物資源研究所	3,104	215	4,130	3,817	415	405	12,086
	農業環境技術研究所	906	126	1,335	1,783	277	18	4,447
	国際農林水産業研究センター	1,765	60	472	2,035	123	－	4,455
	森林総合研究所	26,396	257	1,751	12,115	1,477	37,573	79,568
	水産総合研究センター	10,255	3,164	3,867	8,723	476	－	26,486
	農畜産業振興機構	224,772			2,247	458	67,424	294,902
	農業者年金基金	142,168	－	－	779	556	71,280	214,782
	農林漁業信用基金	79,331	－	－	1,313	428	－	81,072
経済産業	経済産業研究所	1,102	－	0	－	269	－	1,371
	工業所有権情報・研修館	10,211	－	－	813	340	－	11,364
	日本貿易保険	4,817	－	－	1,471	－	49,835	56,123
	産業技術総合研究所	58,538	9,537	15,552	－	－	8,134	91,761
	製品評価技術基盤機構	7,020	105	313	－	920	812	9,171
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	161,514	－	49,722	－	8,202	54,609	274,047
	日本貿易振興機構	29,888	－	3,916	－	1,810	－	35,614
	原子力安全基盤機構	20,232	－	－	－	2,077	－	22,309
	情報処理推進機構	6,204	－	155	－	1,023	－	7,382
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	44,810	15,846	100,995	－	1,570	1,423,016	1,586,237
	中小企業基盤整備機構	677,165	－	444	－	1,501	595,260	1,274,370
国土交通	土木研究所	4,594	389	266	4,068	570	75	9,962
	建築研究所	727	78	163	936	318	－	2,221
	交通安全環境研究所	297	313	412	904	75	532	2,533
	海上技術安全研究所	594	349	642	2,348	96	－	4,029
	港湾空港技術研究所	270	206	1,516	1,099	99	－	3,189
	電子航法研究所	971	231	59	685	47	－	1,994
	航海訓練所	1,664	－	4	4,192	186	－	6,045
	海技教育機構	533	112	34	2,105	265	－	3,048
	航空大学校	1,364	72	－	1,171	263	－	2,869
	自動車検査	3,044	2,464	14	5,635	1,102	147	12,407
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	693,063	－	33,651	18,644	6,696	912,654	1,664,708
	国際観光振興機構	1,293	－	604	1,144	245	－	3,285
	水資源機構	62,228	25	405	16,122	1,706	111,775	192,262
	自動車事故対策機構	7,518	347	－	3,166	1,096	1,094	13,221
	空港周辺整備機構	1,212	－	2,199	636	148	－	4,194
	海上災害防止センター	－	－	1,530	－	378	14	1,922
	都市再生機構	616,287	－	14,396	41,868	10,941	1,591,064	2,274,555
	奄美群島振興開発基金	5	－	－	150	53	1,711	1,919
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,611	－	－	901	457	4,661,865	4,665,834
	住宅金融支援機構	171,885	－	－	10,154	3,316	10,917,743	11,103,099
環境省	国立環境研究所	9,174	298	3,148	2,783	507	0	15,910
	環境再生保全機構	55,099	－	3	1,174	443	27,094	83,813
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	541	－	－	2,091	668	－	3,300
計	合計（104法人）	22,296,495	214,785	364,670	442,855	123,708	45,657,908	69,100,427

（注）1 各法人における平成22年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
4 海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費を含む。
5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
8 国際協力機構の平成22年度決算（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料16

運営費交付金の収益化基準の採用状況（平成22年度）

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
内閣府	国立公文書館	－	－	○
	国民生活センター	－	－	○
	北方領土問題対策協会	－	－	○
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	○（研究事業費、大学院大学の設置準備に係る事業費）	○（一般管理費）	－
総務省	情報通信研究機構	－	－	○
	統計センター	－	○（退職手当及び業務部門の非常勤職員手当を除く人件費）	○（左記以外の費用）
	平和祈念事業特別基金	○（慰藉事業経費の一部）	○（左記以外の経費）	
外務省	国際協力機構	－	－	○
	国際交流基金	－	－	○
財務省	酒類総合研究所	○（人件費のうち退職金）	○（一般管理費の一部）	○（人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部）
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	－	－	○
	大学入試センター	－	－	○
	国立青少年教育振興機構	○（退職一時金及び基金事業に係るもの）	○（左記以外の費用）	－
	国立女性教育会館	○（研修受入事業、交流事業、調査研究事業及び情報事業に係る物件費相当並びに退職手当に係る経費相当）	○（人件費相当及び管理業務に係る物件費相当）	－
	国立科学博物館	○（企画展の実施経費、コレクション構築経費、プロジェクト研究経費、館長支援経費、人件費のうち退職手当および特に指定するもの）	○（人件費（退職手当除く）および左記に掲げる業務以外の業務経費）	○（その他、臨時に発生する計画外の発生費用）
	物質・材料研究機構	－	－	○
	防災科学技術研究所	－	－	○
	放射線医学総合研究所	－	－	○
	国立美術館	○（展覧会に係る業務、美術作品等の購入並びに修復、展覧会に関係する教育普及業務及び人件費のうち退職手当に係る経費）	○（退職手当以外の人件費及び左記以外の業務に係る経費）	－
	国立文化財機構	○（人件費のうちの退職手当並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するもの）	○（人件費のうちの役員給与、職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費（特に指定するものを除く）及び減価償却費）	○（財務費用、その他計画外の発生費用）
	教員研修センター	－	－	○
	科学技術振興機構	○（業務費）	○（一般管理費）	－
	日本学術振興会	○	－	－
	理化学研究所	－	－	○
	宇宙航空研究開発機構	－	－	○
	日本スポーツ振興センター	－	－	○
	日本芸術文化振興会	－	－	○
	日本学生支援機構	○（奨学金業務システム開発業務及び国際交流会館等の譲渡に要する業務経費）	○（左記以外の費用）	－
	海洋研究開発機構	－	－	○
	国立高等専門学校機構	○（特別教育研究経費の一部）	○（両記以外の費用）	○（退職手当等の特殊要因経費及び特別教育研究経費の一部）
	大学評価・学位授与機構	－	－	○（業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、業務の性質上困難であるため）
	国立大学財務・経営センター	－	－	○（業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、業務の性質上困難であるため）
	日本原子力研究開発機構	－	－	○（業務が多岐にわたっており、それぞれが相互に複雑に関連し合いながら実施されていることから、個々の業務の達成度の客観的な把握や一定の期間の経過を業務の進行と見なすことが困難であるため）

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	－	○ （人件費（除く退職手当））	○ （左記以外の費用）
	労働安全衛生総合研究所	－	－	○
	勤労者退職金共済機構	－	－	○
	高齢・障害者雇用支援機構	－	○ （一般管理費のうち、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応していると判断できる経費）	○ （左記以外の費用）
	福祉医療機構	－	－	○
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	－	－	○
	労働政策研究・研修機構	－	○ （管理部門の活動経費である一般管理費のうち、業務の実施と運営費交付金財源との対応関係が明らかである年間業務契約を行っている費用）	○ （左記以外の費用）
	雇用・能力開発機構	－	○ （業務の実施と運営費交付金との対応関係を明らかにできる人件費及び一般管理費の一部）	○ （左記以外の費用）
	労働者健康福祉機構	－	○ （看護専門学校事業、勤労者予防医療センター事業の業務経費）	○ （左記以外の費用）
	国立病院機構	○	－	－
	医薬品医療機器総合機構	－	－	○
	医薬基盤研究所	－	－	○
	国立がん研究センター	○	－	－
	国立循環器病研究センター	○	－	－
	国立精神・神経医療研究センター	○	－	－
	国立国際医療研究センター	○	－	－
	国立成育医療研究センター	○	－	－
	国立長寿医療研究センター	○	－	－
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	－	－	○
	種苗管理センター	－	－	○
	家畜改良センター	－	－	○
	水産大学校	－	－	○
	農業・食品産業技術総合研究機構	－	－	○
	農業生物資源研究所	－	－	○
	農業環境技術研究所	－	－	○
	国際農林水産業研究センター	－	－	○
	森林総合研究所	－	－	○
	水産総合研究センター	－	－	○
	農畜産業振興機構	－	－	○
	農業者年金基金	－	－	○
経済産業省	経済産業研究所	○ （調査及び研究業務、政策提言・普及業務、資料収集管理業務）	○ （左記以外の経費）	－
	工業所有権情報・研修館	－	－	○
	産業技術総合研究所	－	－	○
	製品評価技術基盤機構	－	－	○
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	－	－	○
	日本貿易振興機構	－	－	○
	原子力安全基盤機構	－	－	○
	情報処理推進機構	－	－	○
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	－	－	○
	中小企業基盤整備機構	－	－	○
国土交通省	土木研究所	－	－	○
	建築研究所	－	－	○
	交通安全環境研究所	－	－	○
	海上技術安全研究所	－	－	○
	港湾空港技術研究所	－	－	○
	電子航法研究所	－	－	○
	航海訓練所	○ （練習船経費及び退職手当等）	○ （管理・業務部門経費及び人件費等）	○ （想定されない事故・緊急対応経費）
	海技教育機構	－	－	○
	航空大学校	－	－	○
	自動車検査	－	－	○
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	－	－	○
	国際観光振興機構	－	－	○
	自動車事故対策機構	－	－	○
環境省	国立環境研究所	－	－	○
	環境再生保全機構	－	－	○
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	○ （退職準備研修費、健康診断費、退職手当等）	○ （人件費(給与費)、物件費、心の健康対策費等）	－

（注）1 各法人の平成22年度の財務諸表（重要な会計方針の注記）による。
2 運営費交付金を受け入れていない法人については本表から除いている。
3 （ ）内には、該当する収益化基準を採用している経費の内訳を記載した。

資料17

法定勘定区分又はセグメント区分の状況（平成22年度）

主務省名	独立行政法人名	法定勘定区分の状況		セグメント区分の状況		
		区分数	内容	区分類型	区分数	内容
内閣府	国立公文書館	－	－	事業	2	国立公文書館、アジア歴史資料センター
	国民生活センター	－	－	事業	7	広報事業、情報・分析事業、相談事業　商品テスト事業等
	北方領土問題対策協会	2	一般業務勘定、貸付業務勘定	－	－	－
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	－	－	事業	2	研究ユニット事業、研究サービス事業
総務省	情報通信研究機構	5	一般勘定、基盤技術研究促進勘定、債務保証勘定　等	事業	6	一般勘定を新世代ネットワーク構築技術の研究開発事業、ユニバーサルコミュニケーション基盤技術の研究開発事業、安心・安全のための情報通信技術の研究開発事業　等に区分
	平和祈念事業特別基金	－	－	事業	4	労苦継承事業、書状等贈呈事業、特別記念事業、特別給付金支給事業
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	郵便貯金勘定、簡易生命保険勘定	－	－	－
外務省	国際協力機構	2	一般勘定、有償資金協力勘定	事業	3	運営費交付金事業、受託事業、自己資金事業
	国際交流基金	－	－	事業	5	文化芸術交流事業、日本語教育事業、日本研究・知的交流事業、調査研究・情報提供等事業、その他の事業
財務省	造幣局	－	－	事業	2	貨幣製造事業、その他の事業
	国立印刷局	－	－	事業	2	セキュリティ製品事業、情報製品事業
	日本万国博覧会記念機構	2	第一号勘定（公園事業）、第二号勘定（基金事業）	－	－	－
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	－	－	事業	5	研究活動、研修事業、教育相談活動　等
	国立青少年教育振興機構	－	－	事業	2	青少年教育事業、基金事業
	国立女性教育会館	－	－	事業	5	研修受入事業、交流事業、調査研究事業　情報事業　等
	国立科学博物館	－	－	事業	3	展示事業、調査研究事業、教育・普及事業
	物質・材料研究機構	－	－	事業	5	ナノ物質・材料、高信頼性材料等、萌芽研究　等
	防災科学技術研究所	－	－	事業	4	地震研究、火山研究、E-defense研究　等
	放射線医学総合研究所	－	－	事業	4	放射線に関するライフサイエンス研究、放射線安全研究、緊急被ばく医療研究　等
	国立美術館	－	－	施設	6	東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館、法人本部
	国立文化財機構	－	－	施設	7	東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、法人本部
	科学技術振興機構	2	一般勘定、文献情報提供勘定	事業	5	新技術創出研究、企業化開発、科学技術情報流通促進　等
	日本学術振興会	3	一般勘定、先端研究助成業務勘定、研究者海外派遣業務勘定	事業	8	研究者の養成、国際交流、科学研究費補助金　等
	理化学研究所	－	－	事業	4	研究事業、バイオリソース関連事業、成果普及事業　等
	宇宙航空研究開発機構	－	－	事業	8	衛星による宇宙利用、宇宙科学研究、宇宙探査　等
	日本スポーツ振興センター	4	投票勘定、災害共済給付勘定、免責特約勘定　等	事業	5	スポーツ振興投票事業、災害共済給付及び免責特約事業、スポーツ施設運営事業　等
	日本芸術文化振興会	－	－	事業	7	1.「文部科学省令による区分」として、基金、国立劇場、新国立劇場 2.「事業区分別セグメント情報」として、助成事業、公演事業、研修事業　調査研究事業
	日本学生支援機構	－	－	事業	3	奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業
	海洋研究開発機構	－	－	事業	2	研究開発事業、運用・展開事業
	大学評価・学位授与機構	－	－	事業	5	国立大学法人評価事業等、機関別認証評価事業、分野別認証評価事業、学位授与事業　その他
	国立大学財務・経営センター	2	一般勘定、施設整備勘定	事業	3	国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業、国立大学法人等に対する財務経営支援事業、大学共同利用施設の管理運営事業
	日本原子力研究開発機構	3	一般勘定、電源利用勘定、埋設処分業務勘定	事業	8	高速増殖炉サイクル技術の確立に向けた研究開発、高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発、核融合エネルギーを取り出す技術システムの研究開発、量子ビームによる科学技術競争力向上と産業利用に貢献する研究開発、エネルギー利用に係る高度化と共通的科学技術基盤及び安全の確保と核不拡散、放射性廃棄物の埋設処分、自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に関わる技術開発、国内外との連携強化と社会からの要請に対応する活動
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	2	一般勘定、社会復帰促進等事業勘定	－	－	－
	勤労者退職金共済機構	4	一般の中小企業退職金共済事業等勘定、建設業退職金共済事業等勘定、清酒製造業退職金共済事業等勘定　等	事業	3	給付経理、融資経理、特別給付経理
	高齢・障害者雇用支援機構	3	高齢・障害者雇用支援勘定、障害者職業能力開発勘定、障害者雇用納付金勘定	事業	2	高齢・障害者雇用支援勘定を高齢者雇用支援事業　障害者雇用支援事業に区分
	福祉医療機構	15	一般勘定、共済勘定、保険勘定　等	事業	15	一般勘定を5つに、共済勘定を2つに、保険勘定を2つに区分
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	－	－	事業	7	施設運営業務、知的障害者自立支援等調査・研究、知的障害者自立支援等情報提供　等
	労働政策研究・研修機構	3	一般勘定、労災勘定、雇用勘定	－	－	－
	雇用・能力開発機構	3	一般勘定、財形勘定、宿舎等勘定	事業	2	一般勘定を雇用保険事業経理、雇用促進融資事業経理に区分
	労働者健康福祉機構	－	－	事業	8	労災病院事業、産業保健活動事業、未払賃金立替払事業等
	国立病院機構	－	－	事業	3	診療事業、教育研修事業、臨床研究事業に区分
	医薬品医療機器総合機構	6	副作用救済勘定、感染救済勘定、審査等勘定　等	事業	2	審査等勘定を審査等事業、安全対策等事業に区分
	医薬基盤研究所	3	開発振興勘定、研究振興勘定、承継勘定	事業	3	開発振興勘定を基盤的技術研究事業、難病・疾患資源研究事業、研究開発振興事業に区分
	年金・健康保険福祉施設整理機構	3	厚生年金勘定、国民年金勘定、健康保険勘定	－	－	－
	年金積立金管理運用	4	厚生年金勘定、国民年金勘定、総合勘定　等	－	－	－

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

主務省名	独立行政法人名	法定勘定区分の状況		セグメント区分の状況		
		区分数	内容	区分類型	区分数	内容
	国立がん研究センター	－	－	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
	国立循環器病研究センター	－	－	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
	国立精神・神経医療研究センター	－	－	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
	国立国際医療研究センター	－	－	事業	7	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業、国際協力事業、国立看護大学校事業
	国立成育医療研究センター	－	－	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
	国立長寿医療研究センター	－	－	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	－	－	事業	6	肥料及び土壌改良資材関係、農薬関係、飼料及び飼料添加物関係、食品等の調査・分析・情報提供業務関係、農林物資の検査・指導業務関係、農林物資の調査研究・講習業務関係
	種苗管理センター	－	－	事業	5	栽培試験事業、種苗検査事業、種苗生産事業、調査研究事業、遺伝資源事業
	家畜改良センター	－	－	事業	4	家畜改良事業、飼料作物種苗の生産及び配布事業、技術の開発実用化事業、その他の事業
	農業・食品産業技術総合研究機構	5	農業技術研究業務勘定、基礎的研究業務勘定、民間研究促進業務勘定　等	事業施設	18	農業技術研究業務勘定を14の研究施設に、民間研究促進業務勘定を2つの事業に、農業機械化促進業務勘定を2つの事業に区分
	農業生物資源研究所	－	－	事業	3	バイオリソース、ゲノム生体情報、バイテク活用
	国際農林水産業研究センター	－	－	事業	4	生物資源利用研究事業、環境資源管理研究事業、環境変動対策研究事業、国際動向把握研究事業
	森林総合研究所	3	研究･育種勘定、特定地域整備等勘定、水源林勘定	事業	6	研究･育種勘定を4つに、特定地域整備等勘定を2つに区分
	水産総合研究センター	2	試験研究・技術開発勘定、海洋水産資源開発勘定	－	－	－
	農畜産業振興機構	7	畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定　等	－	－	－
	農業者年金基金	4	特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定、旧年金勘定　等	事業	8	特例付加年金勘定を3つに、農業者老齢年金等勘定を3つに、旧年金勘定を2つに区分
	農林漁業信用基金	5	農業信用保険勘定、林業信用保証勘定、漁業信用保険勘定、農業災害補償関係勘定、漁業災害補償関係勘定	事業	8	農業信用保険勘定を2つに、林業信用保証勘定を3つに、漁業信用保険勘定を3つに区分
経済産業省	産業技術総合研究所	－	－	事業	4	第1号業務（鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務）等4つに区分
	製品評価技術基盤機構	－	－	事業	5	バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、生活安全分野、講習関係業務
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7	一般勘定、電源利用勘定、エネルギー需給勘定、基盤技術研究促進勘定　等	事業	4	産業技術開発関連業務及び新ｴﾈﾙｷﾞｰ・省ｴﾈﾙｷﾞｰ関連業務等、ｸﾚｼﾞｯﾄ取得関連業務、債務保証経過業務・貸付経過業務、石炭経過業務
	日本貿易振興機構	－	－	事業	2	貿易・投資振興業務、開発途上国経済研究活動業務
	原子力安全基盤機構	3	立地勘定、利用勘定、その他の勘定	事業	6	検査等、解析及び評価、原子力災害の予防等、調査・試験等、情報の収集・整理等、その他原子力安全の確保
	情報処理推進機構	4	一般勘定、試験勘定、事業化勘定、地域事業出資業務勘定	事業	7	プログラム開発普及業務、情報処理技術者試験業務、事業運営業務　等
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5	石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定、金属鉱業一般勘定　等	事業	5	石油開発、金属開発、資源備蓄、鉱害防止、資産買収
	中小企業基盤整備機構	8	一般勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定　等	事業	7	一般勘定を2つに、小規模企業共済勘定を3つに、中小企業倒産防止共済勘定を2つに区分
国土交通省	土木研究所	－	－	事業	4	つくば中央研究所、寒地土木研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター、構造物メンテナンス研究センター
	建築研究所	－	－	事業	7	構造グループ、環境グループ、国際地震工学センター　等
	交通安全環境研究所	2	一般勘定、審査勘定	―	－	－
	港湾空港技術研究所	－	－	事業	6	海洋・水工部、地盤・構造部、施工・制御技術部　等
	海技教育機構	－	－	事業	4	海技士教育科、技術教育科、その他　等
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	5	建設勘定、海事勘定、基礎的研究等勘定　等	事業	8	海事勘定を4つに、基礎的研究等勘定を2つに、助成勘定を2つに区分
	国際観光振興機構	2	一般勘定、交付金勘定	－	－	－
	水資源機構	－	－	事業施設	11	1 「区分経理によるセグメント情報」として、3つに区分 2 「施設の機能別分類によるセグメント情報」として、3つに区分 3 「水系によるセグメント情報」として、5つに区分
	自動車事故対策機構	－	－	事業	3	貸付業務、療護業務、一般業務
	空港周辺整備機構	－	－	事業	4	大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業　等
	海上災害防止センター	2	防災措置業務勘定、その他業務勘定	事業	5	防災措置、機材、消防船、訓練、調査研究
	都市再生機構	2	都市再生勘定、宅地造成等経過勘定	事業	5	都市再生勘定を2つに、宅地造成等経過勘定を3つに区分
	奄美群島振興開発基金	－	－	事業	2	保証業務、融資業務
	日本高速道路保有・債務返済機構	2	高速道路勘定、鉄道勘定	－	－	－
	住宅金融支援機構	5	証券化支援勘定、住宅融資保険勘定、財形住宅資金貸付勘定　等	事業	4	証券化支援勘定を2つに、住宅資金貸付等勘定を2つに区分
環境省	環境再生保全機構	4	公害健康被害補償予防業務勘定、石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定、承継勘定	事業	5	公害健康被害補償予防業務勘定を2つに、基金勘定を3つに区分
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	－	－	事業	3	労務管理の実施に関する業務等、給与の支給に関する業務等、福利厚生の実施に関する業務等
計		150			382	

（注）1 各法人の平成22年度の財務諸表（附属明細書）による。
2 セグメント区分の内容欄における「事業」は事業等別の、「施設」は施設別のセグメント区分を行っていることを示す。
3 セグメント区分には「法人共通」（「全社」、「全法人」、「共通勘定」等の名称を使用しているものを含む。）を除いて記載している。
4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料18－1

純資産と主な資産・負債の状況（平成22年度）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	純資産	資産				負債			
			有形固定資産	貸付金	その他資産	資産 計	借入金・債券	引当金・準備金	その他負債	負債 計
内閣府	国立公文書館	4,790	5,399	－	554	5,953	－	－	1,163	1,163
	国民生活センター	8,558	9,146	－	9,777	18,923	－	－	10,366	10,366
	北方領土問題対策協会	1,997	278	5,000	1,511	6,789	4,552	－	240	4,791
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	25,726	32,129	－	4,340	36,469	－	－	10,743	10,743
総務省	情報通信研究機構	111,845	84,043	71	74,895	159,009	28	1,041	46,095	47,164
	統計センター	1,354	1,407	－	4,240	5,647	－	－	4,292	4,292
	平和祈念事業特別基金	1,712	9	－	10,384	10,393	－	8,401	280	8,681
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	67,717	23	16,755,894	45,714,685	62,470,601	16,755,894	90,778	45,556,212	62,402,884
外務省	国際協力機構	71,131	53,788	3,608	133,507	190,904	－	－	119,773	119,773
	国際交流基金	72,668	10,529	－	69,049	79,578	－	13	6,897	6,910
財務省	酒類総合研究所	6,789	6,940	－	538	7,478	－	－	689	689
	造幣局	77,557	65,482	－	39,491	104,972	－	20,344	7,071	27,416
	国立印刷局	224,415	230,262	－	91,436	321,698	－	89,321	7,961	97,283
	日本万国博覧会記念機構	141,679	107,166	－	42,398	149,563	－	741	7,143	7,885
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	6,486	6,484	－	381	6,864	－	－	378	378
	大学入試センター	12,401	12,170	－	2,229	14,400	－	716	1,283	1,999
	国立青少年教育振興機構	99,658	100,133	－	2,771	102,904	－	－	3,245	3,245
	国立女性教育会館	2,790	2,833	－	1,263	4,096	－	－	1,306	1,306
	国立科学博物館	76,548	79,491	－	4,401	83,893	－	77	7,267	7,344
	物質・材料研究機構	64,662	82,105	－	6,567	88,671	－	312	23,697	24,009
	防災科学技術研究所	58,369	65,799	－	3,344	69,143	－	－	10,773	10,773
	放射線医学総合研究所	25,170	37,371	－	4,365	41,736	－	19	16,547	16,566
	国立美術館	150,286	149,744	－	4,282	154,026	－	－	3,740	3,740
	国立文化財機構	193,334	197,735	－	4,915	202,650	－	－	9,316	9,316
	教員研修センター	4,449	4,937	－	349	5,285	－	－	836	836
	科学技術振興機構	104,270	78,676	－	70,783	149,459	－	217	44,972	45,189
	日本学術振興会	1,807	276	－	110,775	111,051	－	8	109,236	109,244
	理化学研究所	220,043	308,003	－	53,809	361,812	－	－	141,768	141,768
	宇宙航空研究開発機構	277,991	489,189	－	177,892	667,081	－	－	389,091	389,091
	日本スポーツ振興センター	226,833	194,459	－	104,105	298,564	－	30,229	41,502	71,731
	日本芸術文化振興会	237,712	163,282	－	82,688	245,970	－	90	8,168	8,259
	日本学生支援機構	57,807	55,710	6,583,406	242,353	6,881,469	6,805,178	－	18,483	6,823,661
	海洋研究開発機構	65,723	81,207	－	14,581	95,788	－	－	30,065	30,065
	国立高等専門学校機構	251,246	275,132	19	16,727	291,878	－	41	40,591	40,632
	大学評価・学位授与機構	6,334	6,614	－	591	7,205	－	－	871	871
	国立大学財務・経営センター	38,301	7,576	881,548	32,898	922,022	881,549	－	2,172	883,721
	日本原子力研究開発機構	545,044	632,913	－	127,876	760,790	－	－	215,746	215,746
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	252	52	－	294	346	－	－	94	94
	労働安全衛生総合研究所	11,427	11,297	－	1,487	12,784	－	－	1,357	1,357
	勤労者退職金共済機構	△148,881	4,358	276	4,486,390	4,491,024	－	4,633,888	6,016	4,639,905
	高齢・障害者雇用支援機構	10,911	10,369	－	27,769	38,138	－	17,439	9,788	27,227
	福祉医療機構	2,115,666	2,623	4,926,463	509,244	5,438,331	3,214,157	90,236	18,271	3,322,665
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	13,001	13,504	－	1,210	14,714	－	－	1,713	1,713
	労働政策研究・研修機構	6,537	6,315	－	2,218	8,533	－	－	1,996	1,996
	労働者健康福祉機構	155,502	279,636	1,303	180,482	461,421	3,015	220,587	82,316	305,919
	雇用・能力開発機構	580,487	569,714	792,751	117,158	1,479,622	814,900	704	83,531	899,135
	国立病院機構	481,292	945,019	434	331,618	1,277,072	513,119	148,584	134,077	795,780
	医薬品医療機器総合機構	14,682	808	－	57,182	57,990	－	19,146	24,162	43,308
	医薬基盤研究所	22,134	16,185	278	10,239	26,702	376	5	4,187	4,568
	年金・健康保険福祉施設整理機構	107,700	4	－	109,347	109,350	－	640	1,010	1,650
	年金積立金管理運用	698,974	806	－	116,317,655	116,318,460	－	708	115,618,778	115,619,486
	国立がん研究センター	97,269	92,896	－	31,248	124,143	15,481	802	10,591	26,874
	国立循環器病研究センター	32,447	18,133	－	22,053	40,185	2,095	518	5,126	7,739
	国立精神・神経医療研究センター	37,494	38,097	－	6,055	44,152	3,079	356	3,223	6,658
	国立国際医療研究センター	70,169	74,912	－	22,107	97,019	18,243	816	7,791	26,850
	国立成育医療研究センター	39,522	47,426	－	7,690	55,116	9,564	477	5,552	15,593
	国立長寿医療研究センター	10,092	9,768	－	4,392	14,160	854	205	3,008	4,068
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	10,559	10,274	－	2,294	12,567	－	－	2,008	2,008
	種苗管理センター	9,353	9,375	－	775	10,150	－	－	797	797
	家畜改良センター	41,303	43,991	－	2,217	46,208	－	－	4,905	4,905
	水産大学校	12,819	12,772	－	1,070	13,842	－	－	1,023	1,023
	農業・食品産業技術総合研究機構	275,628	270,856	28	21,832	292,716	123	8	16,957	17,088
	農業生物資源研究所	31,005	31,622	－	3,108	34,731	－	87	3,639	3,726
	農業環境技術研究所	32,041	32,275	－	1,261	33,536	－	－	1,494	1,494
	国際農林水産業研究センター	8,126	8,210	－	1,007	9,216	－	－	1,091	1,091
	森林総合研究所	776,065	951,827	34	314,999	1,266,860	302,772	4,700	183,322	490,795
	水産総合研究センター	56,168	53,869	－	9,549	63,418	－	96	7,154	7,250
	農畜産業振興機構	△20,950	706	－	372,792	373,498	74,586	1,218	318,644	394,448
	農業者年金基金	2,442	55	1,421	560,476	561,952	400,200	154,747	4,563	559,510
	農林漁業信用基金	238,436	1,068	86,626	253,176	340,870	12,590	15,956	73,888	102,434

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	純資産	資産				負債			
			有形固定資産	貸付金	その他資産	資産　計	借入金・債券	引当金・準備金	その他負債	負債　計
経済産業省	経済産業研究所	651	23	－	838	862	－	－	210	210
	工業所有権情報・研修館	7,492	28	－	12,013	12,041	－	－	4,549	4,549
	日本貿易保険	303,699	1,689	－	337,573	339,262	－	22,795	12,768	35,563
	産業技術総合研究所	310,061	331,870	－	26,408	358,278	－	89	48,128	48,217
	製品評価技術基盤機構	15,392	16,397	－	4,110	20,506	－	－	5,115	5,115
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	69,185	2,408	340	144,484	147,232	54	3,378	74,615	78,047
	日本貿易振興機構	58,248	44,672	700	21,114	66,486	－	－	8,239	8,239
	原子力安全基盤機構	1,468	4,215	－	20,503	24,718	－	88	23,162	23,250
	情報処理推進機構	23,615	604	－	28,738	29,341	－	540	5,186	5,726
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	373,193	67,514	453,508	599,865	1,120,887	473,626	229	273,839	747,694
	中小企業基盤整備機構	318,469	54,183	1,032,563	9,784,280	10,871,027	4,313	8,589,194	1,959,051	10,552,557
国土交通省	土木研究所	32,063	32,719	－	3,044	35,762	－	－	3,699	3,699
	建築研究所	14,001	14,161	－	588	14,749	－	－	748	748
	交通安全環境研究所	15,167	15,994	－	772	16,766	－	51	1,548	1,599
	海上技術安全研究所	33,904	34,624	－	694	35,318	－	－	1,414	1,414
	港湾空港技術研究所	12,621	12,691	－	901	13,592	－	28	943	971
	電子航法研究所	4,258	4,717	－	908	5,624	－	－	1,366	1,366
	航海訓練所	4,488	4,275	－	1,809	6,084	－	－	1,596	1,596
	海技教育機構	10,241	10,942	－	1,218	12,160	－	－	1,919	1,919
	航空大学校	3,917	3,976	－	554	4,530	－	－	613	613
	自動車検査	17,795	25,572	－	6,589	32,161	－	2,553	11,813	14,366
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,649,139	5,224,820	160,556	7,011,579	12,396,954	3,977,471	1,836,090	3,934,254	9,747,815
	国際観光振興機構	1,084	76	－	1,986	2,063	－	22	957	979
	水資源機構	113,950	3,004,023	－	1,209,129	4,213,152	687,101	38,639	3,373,462	4,099,202
	自動車事故対策機構	11,103	11,375	9,068	11,976	32,418	13,798	－	7,517	21,315
	空港周辺整備機構	2,442	4,061	－	3,748	7,809	2,392	115	2,861	5,367
	海上災害防止センター	5,456	1,694	－	5,339	7,033	7	180	1,390	1,577
	都市再生機構	784,005	12,959,471	21,410	1,952,483	14,933,364	13,298,950	124,459	725,950	14,149,359
	奄美群島振興開発基金	10,902	88	5,833	10,552	16,472	333	286	4,951	5,570
	日本高速道路保有・債務返済機構	8,162,368	40,430,657	163,041	559,051	41,152,749	30,192,564	1,815,954	981,864	32,990,381
	住宅金融支援機構	325,231	35,844	25,347,339	10,844,060	36,227,242	33,419,471	166,323	2,316,218	35,902,011
環境省	国立環境研究所	30,910	34,950	－	6,150	41,100	－	－	10,190	10,190
	環境再生保全機構	70,673	179	8,210	299,015	307,404	69,086	13,202	154,443	236,731
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	1,893	1,114	－	1,371	2,485	－	－	593	593
計		23,173,962	69,598,882	57,241,728	203,970,583	330,811,192	111,971,520	18,168,486	177,497,223	307,637,230

（注）1　各法人の平成22年度の財務諸表（貸借対照表）による。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　「貸付金」欄には、短期及び長期貸付金の合計から貸倒引当金を控除した残高を記載している。
4　「借入金・債券」欄には、一年以内返済予定の長期借入金・債券、短期借入金・債券の合計額が含まれている。なお債券について、発行差額がある場合には額面金額から控除した残高を記載している。
5　引当金には賞与引当金・役員賞与引当金・退職給与引当金・災害損失引当金等の引当金合計額を記載している。準備金には保険契約準備金、共済契約準備金等の準備金の合計額を記載している。
6　郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負債に計上されている郵便貯金はその他負債に計上している。
7　国際協力機構の純資産と主な資産・負債の状況（平成22年度）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料18-2

当期総利益（損失）の状況（平成22年度）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	法人税等	積立金取崩額	当期総利益（△損失）
内閣府	国立公文書館	2,070	2,069	24	23	－	－	△2
	国民生活センター	4,007	4,008	0	－	－	－	1
	北方領土問題対策協会	880	879	15	16	－	－	0
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	5,850	5,893	65	60	－	－	38
総務省	情報通信研究機構	49,353	49,829	1,392	316	21	246	△375
	統計センター	9,433	9,867	1	1	－	0	434
	平和祈念事業特別基金	15,208	592	165	14,825	－	－	43
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	16,579,137	16,606,165	－	－	－	－	27,029
外務省	国際協力機構	238,652	239,805	38	2	－	12	1,129
	国際交流基金	16,359	15,304	5	5	－	－	△1,054
財務省	酒類総合研究所	1,088	1,404	1	－	－	－	314
	造幣局	26,770	28,845	370	226	－	－	1,931
	国立印刷局	66,175	74,477	3,444	331	－	－	5,190
	日本万国博覧会記念機構	3,225	3,376	370	360	－	－	142
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,223	1,311	－	－	－	－	87
	大学入試センター	10,921	11,455	613	4	－	7	△67
	国立青少年教育振興機構	11,614	11,634	10	337	－	0	346
	国立女性教育会館	1,633	1,645	1	5	－	－	16
	国立科学博物館	3,881	4,091	92	14	－	1	134
	物質・材料研究機構	20,873	22,685	557	221	－	104	1,581
	防災科学技術研究所	9,847	10,044	6	－	－	4	195
	放射線医学総合研究所	14,269	14,419	432	184	－	9	△88
	国立美術館	5,791	6,333	4	0	－	0	539
	国立文化財機構	9,703	9,844	12	11	－	2	143
	教員研修センター	1,400	1,432	20	－	－	－	12
	科学技術振興機構	113,862	114,652	4,147	4,170	44	0	769
	日本学術振興会	214,420	214,793	70	－	0	－	303
	理化学研究所	79,900	80,805	277	239	24	295	1,138
	宇宙航空研究開発機構	205,050	187,659	99	99	24	－	△17,415
	日本スポーツ振興センター	107,211	116,620	16,148	8,984	－	259	2,504
	日本芸術文化振興会	19,094	18,897	0	47	0	－	△151
	日本学生支援機構	129,157	132,525	7	50	－	－	3,410
	海洋研究開発機構	42,735	42,852	117	125	12	78	192
	国立高等専門学校機構	80,962	81,045	375	473	－	39	219
	大学評価・学位授与機構	1,792	1,792	－	－	－	－	－
	国立大学財務・経営センター	30,290	26,631	10	－	－	3,700	31
	日本原子力研究開発機構	161,701	163,825	458	446	58	1,541	3,595
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	832	1,005	0	1	－	－	174
	労働安全衛生総合研究所	1,986	2,782	1	1	－	－	796
	勤労者退職金共済機構	597,889	567,991	－	11,595	－	－	△18,303
	高齢・障害者雇用支援機構	50,146	40,195	1	9,955	－	－	4
	福祉医療機構	175,191	252,281	15,503	3,444	－	38	65,068
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	4,034	4,048	14	－	－	－	－
	労働政策研究・研修機構	2,370	2,391	8	－	－	－	13
	雇用・能力開発機構	127,373	139,258	1,184	－	－	246	10,947
	労働者健康福祉機構	303,189	304,798	204	50	－	－	1,454
	国立病院機構	821,265	879,575	9,460	682	－	－	49,531
	医薬品医療機器総合機構	22,275	27,380	0	－	－	－	5,105
	医薬基盤研究所	10,657	10,505	25	6	－	59	△111
	年金・健康保険福祉施設整理機構	34,863	49,900	429	8,914	－	－	23,521
	年金積立金管理運用	28,271	△299,727	148	－	－	－	△328,146
	国立がん研究センター	41,318	44,280	706	327	－	－	2,583
	国立循環器病研究センター	23,395	24,470	234	726	－	－	1,567
	国立精神・神経医療研究センター	11,731	11,705	362	326	－	－	△62
	国立国際医療研究センター	31,919	31,865	1,519	823	－	－	△750
	国立成育医療研究センター	18,955	20,173	564	525	－	－	1,178
	国立長寿医療研究センター	7,625	7,472	298	242	－	－	△209

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	法人税等	積立金取崩額	当期総利益（△損失）
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,988	7,013	16	1,645	－	0	1,654
	種苗管理センター	3,002	3,204	7	1	－	－	197
	家畜改良センター	9,330	10,168	8	8	－	1	839
	水産大学校	2,553	3,193	8	8	－	－	640
	農業・食品産業技術総合研究機構	55,618	57,917	419	484	78	113	2,398
	農業生物資源研究所	11,266	11,931	169	82	－	32	610
	農業環境技術研究所	4,382	4,957	8	10	－	14	592
	国際農林水産業研究センター	4,418	4,824	5	1	－	0	402
	森林総合研究所	116,460	117,871	56	4	－	79	1,438
	水産総合研究センター	21,490	23,368	140	44	－	18	1,799
	農畜産業振興機構	227,123	163,294	74	60,638	－	6,930	3,664
	農業者年金基金	158,600	157,818	73	11	－	－	△845
	農林漁業信用基金	13,442	13,920	3	136	－	741	1,353
経済産業省	経済産業研究所	1,365	1,964	0	－	－	－	599
	工業所有権情報・研修館	11,344	18,803	－	－	－	－	7,459
	日本貿易保険	11,334	17,111	1,141	16,972	－	－	21,607
	産業技術総合研究所	85,297	84,486	1,135	622	－	6,088	4,764
	製品評価技術基盤機構	8,514	9,726	74	24	－	39	1,201
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	255,779	249,512	125	351	－	4	△6,037
	日本貿易振興機構	35,761	39,989	39	11	－	－	4,200
	原子力安全基盤機構	20,042	20,267	100	1	－	－	126
	情報処理推進機構	7,334	7,847	115	76	10	－	463
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	124,845	114,356	284	291	－	3,079	△7,402
	中小企業基盤整備機構	748,494	715,478	1,630	5,607	51	3,706	△25,383
国土交通省	土木研究所	9,539	10,553	－	－	－	11	1,024
	建築研究所	2,106	2,239	－	－	－	－	133
	交通安全環境研究所	2,427	2,312	3	2	－	7	△109
	海上技術安全研究所	3,770	3,850	25	－	－	4	59
	港湾空港技術研究所	3,072	3,150	8	0	－	1	71
	電子航法研究所	1,758	2,112	10	10	－	5	360
	航海訓練所	6,121	6,242	－	－	－	－	120
	海技教育機構	2,893	3,341	4	4	－	－	447
	航空大学校	2,790	2,839	48	79	－	－	80
	自動車検査	9,468	10,482	1,031	1,029	－	－	1,012
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	851,625	959,520	478	1,193	－	51,050	159,660
	国際観光振興機構	3,298	3,402	1	0	－	3	106
	水資源機構	127,530	131,201	－	－	－	4,456	8,127
	自動車事故対策機構	11,780	11,840	23	－	－	35	72
	空港周辺整備機構	3,584	3,999	8	5	－	－	411
	海上災害防止センター	1,921	2,059	12	－	51	－	75
	都市再生機構	1,024,967	1,113,167	47,571	3,892	－	－	44,522
	奄美群島振興開発基金	415	232	0	37	－	－	△146
	日本高速道路保有・債務返済機構	1,450,074	1,463,318	7,228	422,818	－	40	428,875
	住宅金融支援機構	1,298,548	1,254,550	15,865	18,802	－	4,471	△36,590
環境省	国立環境研究所	15,099	16,242	10	10	－	11	1,153
	環境再生保全機構	69,221	70,565	－	222	－	31	1,597
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,248	3,517	51	1	－	－	219
	計（104法人）	27,460,857	27,381,597	138,007	604,319	373	87,611	474,289

（注）1 各法人の平成22年度の財務諸表（損益計算書）による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 国際協力機構の当期総利益の状況（平成22年度）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料19

運営費交付金債務の状況

（百万円）

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務残存率（22年度）
				18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
内閣府	国立公文書館	18	1,869	118	50	50	－	－	－
		19	1,856		45	45	－	－	－
		20	1,833			39	－	－	－
		21	2,074				－	－	－
		22	2,220					81	3.6%
		計		230	206	246	－	81	
	国民生活センター	18	2,972	216	－	－	－	－	－
		19	2,803		－	－	－	－	－
		20	12,842			9,922	9,125	8,472	66.0%
		21	3,202				384	221	6.9%
		22	3,202					307	9.6%
		計		576	－	9,922	9,509	8,999	
	北方領土問題対策協会	18	654	34	－	－	－	－	－
		19	632		－	－	－	－	－
		20	652			36	36	36	5.5%
		21	648				45	45	6.9%
		22	655					47	7.2%
		計		100	－	36	81	128	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	18	4,148	1,087	－	－	－	－	－
		19	4,283		760	－	－	－	－
		20	4,454			－	－	－	－
		21	5,718				913	20	0.3%
		22	8,167					3,512	43.0%
		計		1,087	760	－	913	3,532	
総務省	情報通信研究機構	18	36,964	2,837	428	－	－	－	－
		19	36,266		4,503	700	－	－	－
		20	35,330			3,203	－	－	－
		21	34,200				3,413	－	－
		22	30,900					－	－
		計		2,837	4,931	3,903	3,413	－	
	統計センター	18	9,466	142	－	－	－	－	－
		19	9,067		－	－	－	－	－
		20	9,399			303	303	303	3.2%
		21	10,350				615	615	5.9%
		22	9,784					648	6.6%
		計		1,521	－	303	918	1,566	
	平和祈念事業特別基金	18	907	45	－	－	－	－	－
		19	849		－	－	－	－	－
		20	750			7	7	7	0.9%
		21	698				145	145	20.8%
		22	354					76	21.5%
		計		382	－	7	152	229	
外務省	国際協力機構	18	157,516	－	－	－	－	－	－
		19	155,626		6,899	515	478	477	0.3%
		20	153,786			14,957	4,082	1,168	0.8%
		21	161,652				19,416	2,231	1.4%
		22	151,726					27,029	17.8%
		計		－	6,899	15,472	23,976	30,906	
	国際交流基金	18	13,389	－	－	－	－	－	－
		19	13,049		382	321	321	321	2.5%
		20	12,892			701	622	571	4.4%
		21	12,569				1,417	1,346	10.7%
		22	12,851					1,111	8.6%
		計		－	382	1,023	2,360	3,350	
財務省	酒類総合研究所	18	1,276	108	91	91	37	－	－
		19	1,222		80	80	75	－	－
		20	1,171			64	64	－	－
		21	1,142				92	－	－
		22	1,064					－	－
		計		108	171	235	268	－	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	18	1,206	40	－	－	－	－	－
		19	1,207		76	－	－	－	－
		20	1,176			158	－	－	－
		21	1,260				205	－	－
		22	1,138					－	－
		計		40	76	158	205	－	
	大学入試センター	18	497	－	－	－	－	－	－
		19	444		－	－	－	－	－
		20	422			－	－	－	－
		21	254				4	－	－
		22	80					－	－
		計		－	－	－	4	－	
	国立青少年教育振興機構	18	11,522	108	108	43	43	－	－
		19	10,913		192	163	127	－	－
		20	10,477			77	12	－	－
		21	10,138				55	－	－
		22	9,761					－	－
		計		108	299	283	237	－	
	国立女性教育会館	18	669	－	－	－	－	－	－
		19	724		－	－	－	－	－
		20	645			5	5	－	－
		21	630				－	－	－
		22	590					－	－
		計		－	－	5	5	－	
	国立科学博物館	18	3,244	378	－	－	－	－	－
		19	3,222		686	452	－	－	－
		20	3,125			591	496	－	－
		21	3,120				286	－	－
		22	3,044					－	－
		計		378	686	1,043	782	－	
	物質・材料研究機構	18	15,968	1,363	－	－	－	－	－
		19	15,803		1,416	－	－	－	－
		20	15,429			1,308	550	－	－
		21	15,049				1,147	－	－
		22	14,050					－	－
		計		1,363	1,416	1,308	1,697	－	
	防災科学技術研究所	18	8,495	539	－	－	－	－	－
		19	8,369		950	22	－	－	－
		20	8,433			871	－	－	－
		21	8,230				767	－	－
		22	7,973					－	－
		計		539	950	893	767	－	

主務省名	独立行政法人名		運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	交付金債務 残存率（22年度）
	放射線医学総合研究所		18	13,140	1,205	116	16	1	－	－
			19	12,851		972	90	41	－	－
			20	12,407			1,235	72	－	－
			21	11,712				1,385	－	－
			22	11,444					－	－
			計		1,205	1,088	1,341	1,498	－	
	国立美術館		18	6,779	33	15	－	－	－	－
			19	6,042		172	45	－	－	－
			20	5,790			188	－	－	－
			21	5,773				572	－	－
			22	5,859					－	－
			計		33	187	232	572	－	
	国立文化財機構	国立博物館	17	6,622	－					
			18	6,103	783					
			計		783					
		文化財研究所	17	3,046	－					
			18	2,985	9					
			計		9					
		国立文化財機構	18	－	－	－	－	－	－	－
			19	9,042		752	－	－	－	－
			20	8,771			1,350	80	－	－
			21	8,367				1,118	－	－
			22	8,192					－	－
			計		－	752	1,350	1,197	－	
	教員研修センター		18	1,611	－	－	－	－	－	－
			19	1,511		32	－	－	－	－
			20	1,439			3	－	－	－
			21	1,381				81	－	－
			22	1,215					－	－
			計		－	32	3	81	－	
	科学技術振興機構		18	101,437	－	－	－	－	－	－
			19	103,463		6,143	982	135	135	0.1%
			20	105,058			9,407	612	532	0.5%
			21	107,459				3,090	259	0.2%
			22	102,662					6,139	6.0%
			計		－	6,143	10,389	3,837	7,065	
	日本学術振興会		18	29,364	558	－	－	－	－	－
			19	29,024		－	－	－	－	－
			20	28,859			126	－	－	－
			21	28,672				101	0	0.0%
			22	28,021					278	1.0%
			計		1,040	－	126	101	278	
	理化学研究所		18	67,921	4,216	－	－	－	－	－
			19	62,334		－	－	－	－	－
			20	60,139			3,953	11	6	0.0%
			21	59,190				7,362	284	0.5%
			22	58,312					7,248	12.4%
			計		4,273	－	3,953	7,372	7,538	
	宇宙航空研究開発機構		18	138,293	9,770	－	－	－	－	－
			19	128,826		－	－	－	－	－
			20	130,227			6,706	960	292	0.2%
			21	143,414				10,099	1,414	1.0%
			22	130,392					15,089	11.6%
			計		10,659	－	6,706	11,059	16,795	
	日本スポーツ振興センター		18	4,782	290	－	－	－	－	－
			19	5,375		－	－	－	－	－
			20	7,071			2,002	1,007	901	12.7%
			21	6,026				511	511	8.5%
			22	5,945					229	3.9%
			計		687	－	2,002	1,518	1,641	
	日本芸術文化振興会		18	11,583	323	－	－	－	－	－
			19	11,482		－	－	－	－	－
			20	11,023			422	229	25	0.2%
			21	10,985				605	340	3.1%
			22	10,570					495	4.7%
			計		499	－	422	833	861	
	日本学生支援機構		18	21,963	－	－	－	－	－	－
			19	21,446		－	－	－	－	－
			20	19,289			－	－	－	－
			21	26,172				364	－	－
			22	17,839					162	0.9%
			計		－	－	－	364	162	
	海洋研究開発機構		18	35,734	3,437	15	－	－	－	－
			19	37,190		2,984	－	－	－	－
			20	38,431			－	－	－	－
			21	38,560				2,421	196	0.5%
			22	36,337					2,103	5.8%
			計		3,442	3,001	－	2,421	2,299	
	国立高等専門学校機構		18	70,065	942	943	－	－	－	－
			19	69,030		193	－	－	－	－
			20	67,659			－	－	－	－
			21	66,982				395	377	0.6%
			22	66,280					651	1.0%
			計		1,987	2,184	－	395	1,029	
	大学評価・学位授与機構		18	2,074	68	68	－	－	－	－
			19	1,996		171	－	－	－	－
			20	1,896			－	－	－	－
			21	1,858				171	171	9.2%
			22	1,754					187	10.7%
			計		193	363	－	171	358	
	国立大学財務・経営センター		18	546	66	60	－	－	－	－
			19	522		26	－	－	－	－
			20	496			－	－	－	－
			21	482				97	88	18.3%
			22	455					62	13.6%
			計		120	128	－	97	150	
	日本原子力研究開発機構		18	161,838	13,446	－	－	－	－	－
			19	163,224		20,329	－	－	－	－
			20	168,697			19,223	－	－	－
			21	169,111				－	－	－
			22	167,937					17,219	10.3%
			計		13,446	20,329	19,223	－	17,219	

主務省名	独立行政法人名		運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	交付金債務残存率（22年度）
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	18	908	60	55	53	53	−	−
		19	812		47	46	46	−	−
		20	791			5	5	−	−
		21	789				11	−	−
		22	739					−	−
		計		60	102	103	115	−	
	労働安全衛生総合研究所	18	2,478	103	73	73	73	−	−
		19	2,514		45	45	45	−	−
		20	2,516			166	166	−	−
		21	2,536				329	−	−
		22	2,075					−	−
		計		103	118	284	613	−	
	勤労者退職金共済機構	18	3,797	91	−	−	−	−	−
		19	3,662		−	−	−	−	−
		20	3,519			111	−	−	−
		21	3,270				0	−	−
		22	−					−	−
		計		168	−	111	0	−	
	高齢・障害者雇用支援機構	18	18,336	1,188	−	−	−	−	−
		19	17,786		−	−	−	−	−
		20	17,458			1,419	1,419	1,419	8.1%
		21	17,756				2,115	2,115	11.9%
		22	14,679					2,212	15.1%
		計		4,943	−	1,419	3,534	5,746	
	福祉医療機構	18	10,957	1,287	−	−	−	−	−
		19	10,055		−	−	−	−	−
		20	4,281			68	57	52	1.2%
		21	4,138				70	70	1.7%
		22	4,121					556	13.5%
		計		1,299	−	68	127	678	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	18	2,620	317	−	−	−	−	−
		19	2,553		−	−	−	−	−
		20	2,596			273	1	−	−
		21	2,382				385	120	5.0%
		22	2,264					316	14.0%
		計		317	−	273	386	436	
	労働政策研究・研修機構	18	3,338	−	−	−	−	−	−
		19	3,131		299	299	299	299	9.5%
		20	3,045			339	339	339	11.1%
		21	2,892				404	404	14.0%
		22	2,769					460	16.6%
		計		−	299	638	1,042	1,502	
	雇用・能力開発機構	18	86,153	−	−	−	−	−	−
		19	79,692		1,393	1,393	1,393	1,393	1.7%
		20	76,910			4,974	4,974	4,974	6.5%
		21	72,955				4,196	4,196	5.8%
		22	61,946					3,972	6.4%
		計		−	1,393	6,367	10,563	14,535	
	労働者健康福祉機構	18	11,281	312	312	−	−	−	−
		19	11,433		305	−	−	−	−
		20	10,666			−	−	−	−
		21	10,694				548	137	1.3%
		22	9,477					372	3.9%
		計		1,033	1,251	−	548	509	
	国立病院機構	18	50,609	544	−	−	−	−	−
		19	49,848		1,391	−	−	−	−
		20	47,854			−	−	−	−
		21	45,972				−	−	−
		22	43,682					426	1.0%
		計		544	1,391	−	−	426	
	医薬品医療機器総合機構	18	656	64	64	−	−	−	−
		19	621		27	−	−	−	−
		20	611			−	−	−	−
		21	570				159	159	27.9%
		22	443					47	10.6%
		計		220	91	−	159	206	
	医薬基盤研究所	18	11,443	251	251	47	−	−	−
		19	11,333		144	42	−	−	−
		20	11,283			115	−	−	−
		21	11,152				−	−	−
		22	9,742					376	3.9%
		計		688	806	459	−	376	
	国立がん研究センター	22	8,803					523	5.9%
		計						523	
	国立循環器病研究センター	22	5,902					279	4.7%
		計						279	
	国立精神・神経医療研究センター	22	4,595					227	4.9%
		計						227	
	国立国際医療研究センター	22	8,455					615	7.3%
		計						615	
	国立成育医療研究センター	22	5,508					191	3.5%
		計						191	
	国立長寿医療研究センター	22	3,459					274	7.9%
		計						274	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター 農林水産消費技術センター	18	5,565	504	485	0			
		19	−			−			
		計		504	485	0			
	肥飼料検査所	18	1,772	−					
		19	−						
		計		−					
	農薬検査所	18	829	−					
		19	−						
		計		−					
	農林水産消費安全技術センター	19	7,858		452	343	0	−	−
		20	7,555			921	408	−	−
		21	7,544				1,114	−	−
		22	6,969					−	−
		計			452	1,264	1,523	−	
	種苗管理センター	18	3,133	89	86	−	−	−	−
		19	2,985		85	72	−	−	−
		20	3,006			185	168	−	−
		21	2,939				165	−	−
		22	2,654					−	−
		計		89	171	257	333		

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度	及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	交付金債務残存率（22年度）
	家畜改良センター	18	8,363	322	290	－	－	－	－
		19	8,404		268	162	－	－	－
		20	8,072			369	300	－	－
		21	8,160				735	－	－
		22	7,805					－	－
		計		322	558	532	1,035	－	
	水産大学校	18	2,182	226	197	46	46	－	－
		19	2,186		183	130	1	－	－
		20	2,100			273	241	－	－
		21	2,042				321	－	－
		22	1,866					－	－
		計		226	380	449	609	－	
	農業・食品産業技術総合研究機構	18	50,463	963	621	330	0	－	－
		19	49,804		1,346	429	3	－	－
		20	49,632			1,920	863	－	－
		21	48,148				2,427	－	－
		22	45,839					－	－
		計		963	1,967	2,679	3,293	－	
	農業生物資源研究所	18	7,467	481	225	－	－	－	－
		19	7,526		482	197	－	－	－
		20	7,209			519	214	－	－
		21	7,210				664	－	－
		22	6,982					－	－
		計		481	707	716	879	－	
	農業環境技術研究所	18	3,280	136	－	－	－	－	－
		19	3,142		92	－	－	－	－
		20	3,306			237	－	－	－
		21	3,155				462	－	－
		22	3,066					－	－
		計		136	92	237	462	－	
	国際農林水産業研究センター	18	3,237	82	64	－	－	－	－
		19	3,275		108	81	－	－	－
		20	3,601			62	38	－	－
		21	3,756				236	－	－
		22	3,714					－	－
		計		82	172	143	274	－	
	森林総合研究所 森林総合研究所	18	8,443	41	－	－	－	－	－
		19	10,317		62	30	30	－	－
		20	10,180			198	193	－	－
		21	10,124				301	－	－
		22	9,973					－	－
		計		41	62	228	524	－	
	森林総合研究所 材料育種センター	18	1,905		－				
		19							
		計		－	－				
	水産総合研究センター	18	17,397	968	364	0	－	－	－
		19	17,502		1,096	317	0	－	－
		20	17,273			1,240	684	－	－
		21	16,655				1,291	－	－
		22	16,047					－	－
		計		968	1,460	1,556	1,974	－	
	農畜産業振興機構	18	2,120	148	－	－	－	－	－
		19	2,002		－	－	－	－	－
		20	2,284			537	537	537	23.5%
		21	2,222				483	483	21.7%
		22	1,883					362	19.2%
		計		874	－	537	1,019	1,381	
	農業者年金基金	18	4,028	753	－	－	－	－	－
		19	3,963		－	－	－	－	－
		20	3,890			218	218	172	4.4%
		21	3,791				483	483	12.7%
		22	3,657					421	11.5%
		計		753	－	218	701	1,075	
	農林漁業信用基金	18	―	－	－	－	－	－	－
		19	―		－	－	－	－	－
		20	―			－	－	－	－
		21	―				－	－	－
		22	―					－	－
		計		16	－	－	－	－	
経済産業省	経済産業研究所	18	1,641	128	34	25	25	－	－
		19	1,619		75	28	28	－	－
		20	1,599			158	23	－	－
		21	1,577				354	－	－
		22	1,530					－	－
		計		128	109	211	431	－	
	工業所有権情報・研修館	18	12,773	997	707	704	704	－	－
		19	14,232		1,745	1,712	1,712	－	－
		20	13,659			1,676	1,676	－	－
		21	13,249				1,870	－	－
		22	12,787					－	－
		計		997	2,451	4,092	5,962	－	
	産業技術総合研究所	18	66,437	5,089	－	－	－	－	－
		19	65,682		4,810	－	－	－	－
		20	65,925			6,176	－	－	－
		21	66,555				－	－	－
		22	61,407					5,538	9.0%
		計		5,089	4,810	6,176	－	5,538	
	製品評価技術基盤機構	18	7,626	153	－	－	－	－	－
		19	7,588		394	－	－	－	－
		20	7,466			1,150	0	－	－
		21	7,392				1,688	－	－
		22	7,155					－	－
		計		153	394	1,150	1,688	－	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	18	163,520	5,613	－	－	－	－	－
		19	154,858		－	－	－	－	－
		20	154,826			15,633	－	－	－
		21	190,299				49,264	17	0.0%
		22	166,595					59,602	35.8%
		計		5,613	－	15,633	49,264	59,619	
	日本貿易振興機構	18	23,923	－	－	－	－	－	－
		19	24,408		794	－	－	－	－
		20	23,885			1,637	－	－	－
		21	23,319				3,380	－	－
		22	22,845					－	－
		計		－	794	1,637	3,380	－	

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	交付金債務 残存率(22年度)
	原子力安全基盤機構	18	23,605	－	－	－	－	－	－
		19	22,877		3,283	2,028	2,028	2,028	8.9%
		20	22,506			2,675	366	366	1.6%
		21	22,190				5,356	1,982	8.9%
		22	20,696					4,775	23.1%
		計		－	3,283	4,703	7,749	9,150	
	情報処理推進機構	18	5,196	1,410	－	－	－	－	－
		19	5,177		－	－	－	－	－
		20	5,006			740	－	－	－
		21	4,842				1,103	－	－
		22	4,697					1,944	41.4%
		計		1,410	－	740	1,103	1,944	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	18	38,892	25,461	－	－	－	－	－
		19	33,296		－	－	－	－	－
		20	27,494			10,520	6,231	2,919	10.6%
		21	24,523				10,213	7,050	28.7%
		22	21,126					6,598	31.2%
		計		49,151	－	10,520	16,445	16,567	
	中小企業基盤整備機構	18	22,160	3,220	101	－	－	－	－
		19	21,993		3,130	－	－	－	－
		20	21,641			－	－	－	－
		21	21,303				1,698	1,596	7.5%
		22	20,265					1,395	6.9%
		計		3,666	3,365	－	1,698	2,991	
国土交通省	土木研究所	18	6,448	114	35	35	35	－	－
		19	6,361		224	169	161	－	－
		20	9,492			453	306	－	－
		21	9,330				518	－	－
		22	9,124					－	－
		計		114	260	657	1,021	－	
	建築研究所	18	2,028	32	－	－	－	－	－
		19	2,045		9	2	1	－	－
		20	2,011			7	－	－	－
		21	2,011				123	－	－
		22	1,924					－	－
		計		32	9	9	124	－	
	交通安全環境研究所	18	1,768	172	74	69	69	－	－
		19	1,770		105	98	98	－	－
		20	1,731			43	41	－	－
		21	1,762				108	－	－
		22	1,570					－	－
		計		172	179	209	316	－	
	海上技術安全研究所	18	3,069	36	31	31	26	－	－
		19	3,010		－	0	－	－	－
		20	2,961			79	27	－	－
		21	2,947				47	－	－
		22	2,933					－	－
		計		36	31	110	100	－	
	港湾空港技術研究所	18	1,392	23	8	8	2	－	－
		19	1,371		0	0	0	－	－
		20	1,340			60	60	－	－
		21	1,337				24	－	－
		22	1,385					－	－
		計		23	8	68	86	－	
	電子航法研究所	18	1,687	130	34	34	34	－	－
		19	1,684		90	89	89	－	－
		20	1,640			85	31	－	－
		21	1,618				291	－	－
		22	1,598					－	－
		計		130	124	208	445	－	
	航海訓練所	18	6,654	104	0	－	－	－	－
		19	6,518		70	－	－	－	－
		20	6,567			137	－	－	－
		21	6,283				113	－	－
		22	5,951					－	－
		計		104	70	137	113	－	
	海技教育機構	18	2,932	227	－	－	－	－	－
		19	2,818		384	－	－	－	－
		20	2,745			524	－	－	－
		21	2,753				646	－	－
		22	2,509					－	－
		計		227	384	524	646	－	
	航空大学校	18	2,888	102	20	20	－	－	－
		19	2,855		－	－	－	－	－
		20	2,773			45	－	－	－
		21	2,660				88	－	－
		22	2,653					－	－
		計		102	20	65	88	－	
	自動車検査	18	8,922	－	－	－	―	－	－
		19	7,753		262	173	173	－	－
		20	1,544			46	0	－	－
		21	1,373				17	－	－
		22	1,257					－	－
		計		－	262	219	191	－	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	18	761	51	－	－	－	－	－
		19	738		－	－	－	－	－
		20	620			25	25	25	4.0%
		21	610				25	25	4.1%
		22	529					33	6.2%
		計		60	－	25	50	83	
	国際観光振興機構	18	2,267	122	－	－	―	－	－
		19	2,111		－	－	―	－	－
		20	2,017			10	10	－	－
		21	1,999				163	－	－
		22	1,905					302	15.9%
		計		122	－	10	173	302	
	自動車事故対策機構	18	8,689	－	－	－	―	－	－
		19	8,429		1,454	1,441	1,440	1,440	17.1%
		20	8,105			1,293	1,282	1,282	15.8%
		21	7,819				1,302	1,290	16.5%
		22	7,420					953	12.8%
		計		－	1,454	2,733	4,024	4,965	

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	交付金債務残存率（22年度）
環境省	国立環境研究所	18	9,616	641	201	－	―	－	－
		19	9,680		712	380	199	－	－
		20	9,675			937	366	－	－
		21	9,292				975	－	－
		22	12,128					－	－
		計		641	913	1,317	1,540	－	
	環境再生保全機構	18	2,422	1,633	960	－	―	－	－
		19	2,392		1,732	－	―	－	－
		20	2,197			－	―	－	－
		21	2,114				553	553	26.2%
		22	1,990					572	28.7%
		計		2,336	2,754	－	553	1,125	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	18	4,307	27	0	0	0	－	－
		19	4,184		30	1	1	－	－
		20	3,768			32	0	－	－
		21	3,657				35	－	－
		22	3,488					－	－
		計		27	30	33	36	－	
		18	1,701,363	96,576	7,186	1,675	1,148	―	－
		19	1,657,547		74,891	13,122	8,925	6,093	0.4%
		20	1,642,899			135,147	39,541	24,398	1.5%
		21	1,680,744				154,129	28,943	1.7%
		22	1,607,354					176,014	11.0%
		計		132,808	84,644	150,308	203,742	235,449	

（注）1 各法人の財務諸表（附属明細書）による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 運営費交付金を受け入れていない法人については本表から除いている。
4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
5 平成17年度以前交付分の運営費交付金に関する記載を省略しているため、各年度の運営費交付金債務残高の合計が一致しないことがある。

資料20-1

目的積立金及び利益剰余金等の状況

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	22年度末時点における残高の状況					22年度利益の処分状況			目的積立金の内容
		① 目的積立金	② 積立金	③ その他の積立金等	④ 当期未処分利益（当期未処理損失）	⑤=(左記合計) 利益剰余金（欠損金）	⑥ 当期総利益（△損失）	⑦ うち、目的積立金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立金積立率（%）	
内閣府	国立公文書館	－	－	－	△ 2	△ 2	△ 2	－	－	
	国民生活センター	－	8	－	1	9	1	－	－	
	北方領土問題対策協会		706	－	0	706	0	－	－	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	－	96	－	38	134	38	－	－	
総務省	情報通信研究機構	－	1,175	993	△59,912	△57,743	△375	－	－	
	統計センター	－	919	0	434	1,354	434	－	－	
	平和祈念事業特別基金	－	391	230	43	664	43	－	－	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	33,688	－	27,029	60,717	27,029	－	－	
外務省	国際協力機構	－	1,696	2,092	1,129	4,917	1,129	－	－	
	国際交流基金	－	－	－	△ 2,436	△ 2,436	△ 1,054	－	－	
財務省	酒類総合研究所	－	5	1	314	320	314	－	－	
	造幣局	－	1,758	9,528	1,931	13,216	1,931	－	－	
	国立印刷局	－	16,290	26,077	5,190	47,557	5,190	－	－	
	日本万国博覧会記念機構	－	747	－	142	889	142	－	－	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	－	37	－	87	124	87	－	－	
	大学入試センター	－	1,308	145	△ 67	1,385	△ 67	－	－	
	国立青少年教育振興機構	－	24	2	346	372	346	－	－	
	国立女性教育会館	－	20	－	16	36	16	－	－	
	国立科学博物館	－	6	1	134	141	134	－	－	
	物質・材料研究機構	－	321	－	1,581	1,902	1,581	－	－	
	防災科学技術研究所	－	40	7	195	242	195	－	－	
	放射線医学総合研究所	－	996	3	△ 88	910	△ 88	－	－	
	国立美術館	－	1,085	376	539	1,999	539	－	－	
	国立文化財機構	－	9	－	143	152	143	－	－	
	教員研修センター	－	4	－	12	16	12	－	－	
	科学技術振興機構	194	1,279	－	△ 75,590	△ 74,116	769	84	11%	業務充実改善・施設改修等積立金
	日本学術振興会	－	801	－	303	1,105	303	－	－	
	理化学研究所	22	2,154	992	1,138	4,306	1,138	61	5%	知的財産管理・技術移転等積立金
	宇宙航空研究開発機構	－	18,687	－	△ 26,039	△ 7,352	△ 17,415	－	－	
	日本スポーツ振興センター	－	3,418	2,095	2,504	8,017	2,504	－	－	
	日本芸術文化振興会	－	374	784	△ 151	1,007	△ 151	－	－	
	日本学生支援機構	－	332	624	3,410	4,367	3,410	－	－	
	海洋研究開発機構	－	229	175	192	596	192	－	－	
	国立高等専門学校機構	－	347	70	219	636	219	－	－	
	大学評価・学位授与機構	－	－	－	－	－	－	－	－	
	国立大学財務・経営センター	－	39	30,784	31	30,854	31	－	－	
	日本原子力研究開発機構	8,641	－	5,369	3,595	17,606	3,595	－	－	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	－	79	－	174	252	174	－	－	
	労働安全衛生総合研究所	－	48	－	796	844	796	－	－	
	勤労者退職金共済機構	－	18,571	49,594	△ 217,110	△ 148,945	△ 18,303	－	－	
	高齢・障害者雇用支援機構	－	18	－	4	22	4	－	－	
	福祉医療機構	－	1,943	1,198	55,433	58,575	65,068	－	－	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	－	－	－	－	－	－	－	－	
	労働政策研究・研修機構	－	－	5	13	18	13	－	－	
	雇用・能力開発機構	－	35,426	25,564	△ 1,096	59,893	10,947	－	－	
	労働者健康福祉機構	－	－	－	△ 34,988	△ 34,988	1,454	－	－	
	国立病院機構	25,599	9,157	－	49,531	84,287	49,531	－	－	
	医薬品医療機器総合機構	－	2,004	7,057	5,105	14,166	5,105	－	－	
	医薬基盤研究所	－	－	233	△ 31,901	△ 31,668	△ 111	－	－	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	110,630	110,630	23,521	－	－	
	年金積立金管理運用	－	4,015,752	－	△ 3,316,877	698,874	△ 328,146	－	－	
	国立がん研究センター	－	－	－	2,583	2,583	2,583	－	－	
	国立循環器病研究センター	－	－	－	1,567	1,567	1,567	－	－	
	国立精神・神経医療研究センター	－	－	－	△ 62	△ 62	△ 62	－	－	
	国立国際医療研究センター	－	－	－	△ 750	△ 750	△ 750	－	－	
	国立成育医療研究センター	－	－	－	1,178	1,178	1,178	－	－	
	国立長寿医療研究センター	－	－	－	△ 209	△ 209	△ 209	－	－	

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	22年度末時点における残高の状況					22年度利益の処分状況			目的積立金の内容
		① 目的積立金	② 積立金	③ その他の積立金等	④ 当期未処分利益（当期未処理損失）	⑤=(左記合計) 利益剰余金（欠損金）	⑥ 当期総利益（△損失）	⑦ うち、目的積立金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立金積立率（%）	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	－	81	1	1,654	1,736	1,654	－	－	
	種苗管理センター	－	3	－	197	200	197	－	－	
	家畜改良センター	－	129	1	839	969	839	－	－	
	水産大学校	－	26	0	640	667	640	－	－	
	農業・食品産業技術総合研究機構	－	2,979	281	△ 26,799	△ 23,539	2,398	－	－	
	農業生物資源研究所	－	276	95	610	981	610	－	－	
	農業環境技術研究所	－	93	28	592	713	592	－	－	
	国際農林水産業研究センター	－	109	0	402	511	402	－	－	
	森林総合研究所	－	2,631	4,288	1,438	8,357	1,438	－	－	
	水産総合研究センター	－	292	5	1,799	2,096	1,799	－	－	
	農畜産業振興機構	－	1,220	14,166	△ 67,295	△ 51,908	3,664	－	－	
	農業者年金基金	－	13	3,273	△ 845	2,442	△ 845	－	－	
	農林漁業信用基金	－	3,150	4,856	1,353	9,359	1,353	－	－	
経済産業省	経済産業研究所	－	53	－	599	651	599	－	－	
	工業所有権情報・研修館	－	31	－	7,459	7,491	7,459	－	－	
	日本貿易保険	－	16,733	20,349	21,607	58,689	21,607	－	－	
	産業技術総合研究所	－	－	10,677	4,764	15,441	4,764	－	－	
	製品評価技術基盤機構	－	747	18	1,201	1,966	1,201	－	－	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	－	3,766	68	△ 56,482	△ 52,648	△ 6,037	－	－	
	日本貿易振興機構	－	524	464	4,200	5,187	4,200	－	－	
	原子力安全基盤機構	－	620	47	126	793	126	－	－	
	情報処理推進機構	－	605	720	△ 1,979	△ 653	463	－	－	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	－	313	19,534	△ 14,288	5,558	△ 7,402	－	－	
	中小企業基盤整備機構	－	342	14,306	△ 805,596	△ 790,948	△ 25,383	－	－	
国土交通省	土木研究所	0	42	5	1,024	1,071	1,024	－	－	研究開発及び研究基盤整備等積立金
	建築研究所	0	78	－	133	211	133	－	－	研究開発及び研究基盤整備積立金
	交通安全環境研究所	－	440	51	△ 109	382	△ 109	－	－	
	海上技術安全研究所	－	184	7	59	249	59	－	－	
	港湾空港技術研究所	－	361	1	71	433	71	－	－	
	電子航法研究所	－	18	－	360	378	360	－	－	
	航海訓練所	－	522	－	120	642	120	－	－	
	海技教育機構	－	－	－	108	108	447	－	－	
	航空大学校	－	－	－	79	79	80	－	－	
	自動車検査	－	367	－	1,012	1,378	1,012	－	－	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	－	111,653	1,902,129	105,064	2,118,846	159,660	－	－	
	国際観光振興機構	－	59	5	106	170	106	－	－	
	水資源機構	－	14,402	83,363	8,127	105,892	8,127	－	－	
	自動車事故対策機構	－	218	15	72	305	72	－	－	
	空港周辺整備機構	－	633	－	411	1,045	411	－	－	
	海上災害防止センター	－	2,773	－	75	2,849	75	－	－	
	都市再生機構	－	－	－	△ 305,062	△ 305,062	44,522	－	－	
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	△ 5,201	△ 5,201	△ 146	－	－	
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	1,772,109	1,417	428,875	2,202,401	428,875	－	－	
	住宅金融支援機構	316,881	59,682	－	△ 748,598	△ 372,035	△ 36,590	－	－	団信特約料長期安定化積立金
環境省	国立環境研究所	－	132	44	1,153	1,329	1,153	－	－	
	環境再生保全機構	－	1,687	7,793	1,597	11,077	1,597	－	－	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	－	798	－	219	1,016	219	－	－	
	計　（104法人）	351,337	6,172,881	2,252,006	△ 4,923,677	3,852,548	474,289	145		

（注）１　各法人の平成22年度財務諸表（貸借対照表及び利益の処分（又は損失の処理）に関する書類）による。
２　「①目的積立金」及び「⑦うち、目的積立金積立額」は、独立行政法人通則法第44条第３項に基づく主務大臣の承認を受けた額を記載している。
３　「②積立金」は、同条第１項に基づく積立金の額を記載している。
４　「③その他の積立金等」は、①及び②以外の積立金等の額を記載しており、具体的には前中期目標期間繰越積立金及び各法人の個別法により積立が強制される積立金である。
５　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
６　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
７　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
８　国際協力機構の目的積立金及び利益剰余金等の状況は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料20-2

国庫納付による支出の状況(平成22年度)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	国庫納付額	内訳			左記以外の現物納付
			中期目標期間終了に伴う積立金の納付	通則法第46条の2の規定に基づく不要財産に係る国庫納付	その他(左記以外の個別法等に基づく納付、出資の返還など)	
内閣府	国立公文書館	281	281	−	−	−
	国民生活センター	−	−	−	−	−
	北方領土問題対策協会	−	−	−	−	−
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	−	−	−	−	−
総務省	情報通信研究機構	7,297	−	7,297	−	−
	統計センター	−	−	−	−	−
	平和祈念事業特別基金	−	−	−	−	慰霊碑等
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	−	−	−	−	−
外務省	国際協力機構	−	−	−	−	−
	国際交流基金	34,982	−	34,982	−	−
財務省	酒類総合研究所	−	−	−	−	−
	造幣局	11,634	−	2,652	8,982	
	国立印刷局	25,908	−	25,908	−	大手町第2敷地、久我山運動場、博物館(市ヶ谷センター)
	日本万国博覧会記念機構	−	−	−	−	−
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	−	−	−	−	
	大学入試センター	−	−	−	−	
	国立青少年教育振興機構	10,238	−	10,238	−	−
	国立女性教育会館	−	−	−	−	−
	国立科学博物館	3	−	3	−	−
	物質・材料研究機構	−	−	−	−	−
	防災科学技術研究所	−	−	−	−	−
	放射線医学総合研究所	368	−	368	−	−
	国立美術館	−	−	−	−	−
	国立文化財機構	−	−	−	−	−
	教員研修センター	−	−	−	−	−
	科学技術振興機構	33	−	−	33	−
	日本学術振興会	−	−	−	−	−
	理化学研究所	−	−	−	−	−
	宇宙航空研究開発機構	−	−	−	−	−
	日本スポーツ振興センター	8,070	−	−	8,070	−
	日本芸術文化振興会	−	−	−	−	−
	日本学生支援機構	−	−	−	−	−
	海洋研究開発機構	−	−	−	−	−
	国立高等専門学校機構	−	−	1	−	−
	大学評価・学位授与機構	−	−	−	−	−
	国立大学財務・経営センター	−	−	−	−	−
	日本原子力研究開発機構	398	398	−	−	−
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	−	−	−	−	−
	労働安全衛生総合研究所	−	−	−	−	−
	勤労者退職金共済機構	−	−	−	−	−
	高齢・障害者雇用支援機構	210	−	210	−	−
	福祉医療機構	718,476	−	292,344	426,132	−
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	−	−	−	−	−
	労働政策研究・研修機構	−	−	−	−	−
	雇用・能力開発機構	5,633	−	5,633	−	−
	労働者健康福祉機構	36		11	25	土地等2物件
	国立病院機構	−	−	−	−	−
	医薬品医療機器総合機構	−	−	−	−	−
	医薬基盤研究所	807	775	32	−	−
	年金・健康保険福祉施設整理機構	89,178	−	−	89,178	−
	年金積立金管理運用	250,314	−	−	250,314	−
	国立がん研究センター	−	−	−	−	−
	国立循環器病研究センター	−	−	−	−	−
	国立精神・神経医療研究センター	−	−	−	−	−
	国立国際医療研究センター	−	−	−	−	−
	国立成育医療研究センター	−	−	−	−	−
	国立長寿医療研究センター	−	−	−	−	−

(次ページへ続く)

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	国庫納付額	内訳			左記以外の現物納付
			中期目標期間終了に伴う積立金の納付	通則法第46条の2の規定に基づく不要財産に係る国庫納付	その他（左記以外の個別法等に基づく納付、出資の返還など）	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	－	－	－	－	－
	種苗管理センター	5	－	5	－	－
	家畜改良センター	5	－	5	－	－
	水産大学校	84	－	84	－	－
	農業・食品産業技術総合研究機構	69	－	32	36	－
	農業生物資源研究所	5	－	5	－	－
	農業環境技術研究所	2	－	2	－	－
	国際農林水産業研究センター	0	－	0	－	－
	森林総合研究所	524	－	524	－	－
	水産総合研究センター	37	－	37	－	－
	農畜産業振興機構	22,360	－	310	22,050	－
	農業者年金基金	68	－	68	－	－
	農林漁業信用基金	－	－	－	－	－
経済産業省	経済産業研究所	－	－	－	－	－
	工業所有権情報・研修館	－	－	－	－	－
	日本貿易保険	－	－	－	－	－
	産業技術総合研究所	1,970	1,970	－	－	－
	製品評価技術基盤機構	－	－	－	－	－
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	20,660	－	20,660	－	－
	日本貿易振興機構	25,467	－	25,467	－	－
	原子力安全基盤機構	－	－	－	－	－
	情報処理推進機構	10,415	－	10,415	－	－
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,276	－	3,276	－	－
	中小企業基盤整備機構	3,581	－	3,541	40	－
国土交通省	土木研究所	－	－	－	－	－
	建築研究所	－	－	－	－	－
	交通安全環境研究所	－	－	－	－	－
	海上技術安全研究所	－	－	－	－	－
	港湾空港技術研究所	－	－	－	－	－
	電子航法研究所	－	－	－	－	－
	航海訓練所	114	－	114	－	－
	海技教育機構	7	－	7	－	－
	航空大学校	23	－	23	－	－
	自動車検査	－	－	－	－	－
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,654	－	3,654	－	－
	国際観光振興機構	－	－	－	－	－
	水資源機構	－	－	－	－	－
	自動車事故対策機構	－	－	－	－	－
	空港周辺整備機構	－	－	－	－	－
	海上災害防止センター	－	－	－	－	－
	都市再生機構	－	－	－	－	－
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	－
	日本高速道路保有・債務返済機構	35	35	－	－	－
	住宅金融支援機構	230,000	－	230,000	－	－
環境省	国立環境研究所	0	－	0	－	－
	環境再生保全機構	－	－	－	－	－
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	－	－	－	－	－
計（104法人）		1,486,227	3,459	677,910	804,859	－

（注）1 各法人の平成22年度の財務諸表（キャッシュフロー計算書及び附属明細書）から、当年度に納付した金額を記載。
2 中期目標期間終了に伴う積立金の納付については、平成21年度に中期目標期間が終了した法人について記載している。
3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
6 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
7 国からの借入金の償還、施設費の返還及び補助金の返還などは記載の対象から除いている。

資料21

行政サービス実施コストの状況(平成22年度)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却相当額	損益外減損損失相当額	損益外利息費用相当額	損益外除売却差額相当額	引当外賞与見積額	引当外退職給付増加見積額	機会費用	(控除)法人税及び国庫納付額	計(行政サービス実施コスト)
内閣府	国立公文書館	2,067	205	－	－	1	2	△36	82	－	2,321
	国民生活センター	3,788	132	－	－	0	△3	△55	108	－	3,971
	北方領土問題対策協会	772	10	－	1	16	1	14	16	－	829
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	5,849	942	－	－	－	1	10	352	△0	7,154
総務省	情報通信研究機構	33,108	2,005	115	12	－	9	264	4,839	△100	40,250
	統計センター	8,663	－	－	－	－	△16	△199	558	－	9,006
	平和祈念事業特別基金	15,082	－	－	－	－	0	9	126	△165	15,053
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	△27,029	－	－	－	－	－	7	88	－	△26,934
外務省	国際協力機構	234,230	1,735	165	2	△114	△19	870	842	－	237,711
	国際交流基金	12,759	517	－	12	△989	△6	135	1,551	－	13,979
財務省	酒類総合研究所	1,012	102	－	－	－	－	△21	82	－	1,182
	造幣局	△1,730	－	275	－	△150	－	－	818	△308	△1,095
	国立印刷局	△5,190	－	516	－	114	－	1	2,981	△3,350	△4,929
	日本万国博覧会記念機構	△107	－	－	－	－	－	16	1,531	－	1,440
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,208	164	－	－	－	△4	△3	81	－	1,446
	大学入試センター	302	67	－	－	－	－	－	135	－	504
	国立青少年教育振興機構	9,922	3,285	－	－	△97	1	△24	1,474	－	14,560
	国立女性教育会館	1,536	106	146	－	－	△0	17	45	－	1,850
	国立科学博物館	3,223	1,216	－	1	103	△7	△16	1,147	－	5,666
	物質・材料研究機構	16,088	1,860	－	25	－	△24	△143	1,134	－	18,939
	防災科学技術研究所	9,145	4,567	－	－	－	△2	△81	1,098	－	14,727
	放射線医学総合研究所	11,684	1,916	－	110	－	△4	△39	350	△229	13,788
	国立美術館	4,352	2,320	2	－	－	△5	64	1,801	－	8,534
	国立文化財機構	7,527	2,321	－	－	42	△7	12	2,431	－	12,327
	教員研修センター	1,259	159	－	－	－	△2	17	55	－	1,488
	科学技術振興機構	111,766	2,993	－	－	－	△0	152	2,133	△47	116,996
	日本学術振興会	213,388	87	－	－	28	△7	8	10	△0	213,513
	理化学研究所	68,288	13,990	23	－	△831	△5	1,035	5,261	△24	87,737
	宇宙航空研究開発機構	186,097	31,161	60	3	40	△12	659	4,228	△24	222,211
	日本スポーツ振興センター	△508	2,997	－	3	380	32	△712	2,694	△8,070	△3,184
	日本芸術文化振興会	14,641	2,948	－	－	11	△2	541	3,100	△0	21,239
	日本学生支援機構	98,824	1,298	7	－	－	△10	237	15,291	△7	115,640
	海洋研究開発機構	37,803	5,592	38	－	－	△5	△308	1,544	△12	44,652
	国立高等専門学校機構	65,288	8,572	21	34	－	66	△1,758	3,268	－	75,492
	大学評価・学位授与機構	1,572	154	－	－	－	3	26	93	－	1,849
	国立大学財務・経営センター	4,175	282	－	－	－	1	24	95	－	4,577
	日本原子力研究開発機構	146,656	45,175	502	75	517	△99	△8,795	8,430	△58	192,402
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	726	－	－	－	－	△15	△32	118	－	796
	労働安全衛生総合研究所	1,953	336	－	1	－	6	41	134	－	2,471
	勤労者退職金共済機構	26,790	－	－	－	－	－	4	－	－	26,794
	高齢・障害者雇用支援機構	36,383	291	16	4	166	△14	182	517	－	37,545
	福祉医療機構	△17,390	40	－	－	△10,925	11	234	29,752	△2,480	△758
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,203	300	2	－	0	△4	△159	165	－	2,506
	労働政策研究・研修機構	2,312	145	－	0	1	△5	25	87	－	2,564
	雇用・能力開発機構	77,609	23,920	16,352	1,484	18,410	△206	377	6,960	△22	144,885
	労働者健康福祉機構	26,972	433	309	－	168	△18	68	2,551	△15	30,469
	国立病院機構	△3,468	2,426	61	－	△56	－	－	4,955	－	3,918
	医薬品医療機器総合機構	△3,272	22	－	－	0	6	65	7	－	△3,173
	医薬基盤研究所	9,893	617	－	－	1	△1	37	676	△6	11,218
	年金・健康保険福祉施設整理機構	△23,521	－	4,156	－	－	－	6	1,470	－	△17,889
	年金積立金管理運用	328,146	－	－	－	－	－	7	1	－	328,154
	国立がん研究センター	6,751	1,072	－	－	－	－	2	1,044	－	8,869
	国立循環器病研究センター	4,664	757	－	－	－	－	168	310	－	5,899
	国立精神・神経医療研究センター	5,092	631	－	－	10	－	40	408	－	6,180
	国立国際医療研究センター	9,072	676	49	－	－	－	101	796	－	10,694
	国立成育医療研究センター	4,302	432			1		439	455		5,629
	国立長寿医療研究センター	3,530	619	－	－	0	－	△6	117	－	4,260
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,940	563	2	22	－	△10	105	587	－	8,209
	種苗管理センター	2,779	392	5	－	3	△5	65	116	－	3,354
	家畜改良センター	7,932	1,251	0			△17	△22	514	△1	9,658
	水産大学校	1,842	805	－	－	23	△2	△1	160	－	2,828
	農業・食品産業技術総合研究機構	48,031	4,288	0	－	164	△29	425	3,718	△78	56,518
	農業生物資源研究所	7,197	1,783	67	0	－	△14	69	387	－	9,489
	農業環境技術研究所	3,038	717	－	0	－	△1	8	397	－	4,158
	国際農林水産業研究センター	3,940	179	－	－	19	△6	△94	96	－	4,133
	森林総合研究所	86,858	779	－	－	－	△70	△59	9,487	－	97,016
	水産総合研究センター	17,101	3,758	－	5	1,453	△4	264	708	－	23,284
	農畜産業振興機構	93,054	－	－	－	－	△9	226	389	△23,743	69,918
	農業者年金基金	144,537	－	－	－	－	0	54	－	－	144,591
	農林漁業信用基金	833	－	－	－	－	21	－	2,487	－	3,342

(次ページへ続く)

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却相当額	損益外減損損失相当額	損益外利息費用相当額	損益外除売却差額相当額	引当外賞与見積額	引当外退職給付増加見積額	機会費用	（控除）法人税及び国庫納付額	計（行政サービス実施コスト）
経済産業省	経済産業研究所	1,355	－	－	－	－	△1	△17	121	－	1,458
	工業所有権情報・研修館	11,266	－	－	－	－	△5	△30	192	－	11,422
	日本貿易保険	△21,598	－	－	－	－	－	29	1,315	－	△20,254
	産業技術総合研究所	63,029	12,836	793	－	－	△131	184	4,008	－	80,719
	製品評価技術基盤機構	7,123	562	－	－	3	△10	△91	389	－	7,977
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	198,474	6	5	－	△47	△11	143	2,625	△618	200,576
	日本貿易振興機構	24,219	520	70	5	△735	△41	875	835	－	25,747
	原子力安全基盤機構	19,139	－	104	－	－	－	72	11	－	19,326
	情報処理推進機構	3,450	417	－	－	3	1	22	417	△10	4,300
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	36,654	227	398	－	25	△12	△52	4,295	△553	40,982
	中小企業基盤整備機構	54,871	863	－	－	△50	△0	△274	13,998	△51	69,358
国土交通省	土木研究所	9,169	905	77	－	22	△10	137	994	－	11,292
	建築研究所	1,920	491	－	－	－	△3	28	497	－	2,934
	交通安全環境研究所	1,989	495	－	－	1	△4	△102	188	－	2,567
	海上技術安全研究所	3,055	359	－	－	0	△11	△150	423	－	3,676
	港湾空港技術研究所	1,419	618	－	－	－	△11	△334	157		1,848
	電子航法研究所	1,687	60	183	－	0	△5	△10	49	－	1,964
	航海訓練所	5,933	643	－	121	－	△15	△134	181	－	6,729
	海技教育機構	2,647	549	－	83	2	△4	△37	137	－	3,376
	航空大学校	2,686	71	103	－	0	△19	△8	54	－	2,888
	自動車検査	1,204	5,997	－	387	－	－	△35	2,880	－	10,434
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	△40,187	964	3,234	－	0	△0	99	5,238	－	△30,652
	国際観光振興機構	1,674	0	－	－	－	△3	△161	11	－	1,522
	水資源機構	55,497	248	806		0	△54	32	93	－	56,622
	自動車事故対策機構	9,449	784	－	－	46	△15	48	317	－	10,628
	空港周辺整備機構	194	－	1	－	－	－	38	50	－	282
	海上災害防止センター	△70	－	－	－	－	－	4	7	△51	△110
	都市再生機構	52,291	－	－	－	－	－	76	15,807	－	68,174
	奄美群島振興開発基金	146	－	－	－	－	－	－	200	－	346
	日本高速道路保有・債務返済機構	△6,137	605	－	－	－	－	11	69,428	－	63,908
	住宅金融支援機構	122,323	－	－	－	－	－	7	11,476	－	133,807
環境省	国立環境研究所	12,169	1,377	－	24	2	△20	△62	380	△0	13,869
	環境再生保全機構	13,981	0	－	－	－	4	40	201	－	14,226
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,294	3	－	－	－	9	123	11	－	3,441
	計（104法人）	2,874,655	215,707	28,662	2,412	7,779	△877	△4,965	276,428	△40,021	3,359,810

（注）1 各法人の平成22年度の財務諸表（行政サービス実施コスト計算書）による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 年金・健康保険福祉施設整理機構の損益外減損損失相当額は、損益外販売用不動産評価替差額金の金額を記載している。
4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
7 国際協力機構の行政サービス実施コストの状況（平成22年度）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料22　　府省独立行政法人評価委員会　委員会名簿　（平成24年4月1日現在）

（注）1　◎印は委員長（分科会長）、○印は委員長（分科会長）代理を示す。
　　2　★印の府省は、平成24年4月1日が委員の改選中（委員長・分科会長の互選中等含む）であったため、平成24年7月1日現在の状況を記載している。

委員会名		委員・臨時委員	氏　名	現　職
内閣府	本委員会	◎　委員長	山本　豊	京都大学大学院法学研究科教授
		○　委員	御厨　貴	放送大学教授、東京大学名誉教授
		委員	石川　恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
		委員	伊集院　礼子	ジャーナリスト
		委員	上野　俊彦	上智大学外国語学部教授
		委員	遠藤　紘一	リコージャパン（株）顧問
		委員	大隈　暁子	公認会計士
		委員	大河内　美保	主婦連合会参与
		委員	中野目　徹	筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
		委員	長岡　美奈	公認会計士
		委員	沼尾　波子	日本大学経済学部教授
		委員	野口　貴公美	中央大学法学部教授
		委員	平澤　冷	東京大学名誉教授
		委員	渡邉　光一	国士舘大学大学院客員教授
	国立公文書館	◎　委員	御厨　貴	放送大学教授、東京大学名誉教授
		○　委員	大隈　暁子	公認会計士
		委員	石川　恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
		委員	中野目　徹	筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
		委員	野口　貴公美	中央大学法学部教授
	沖縄科学技術基盤整備機構	◎　委員	平澤　冷	東京大学名誉教授
		○　委員	遠藤　紘一	リコージャパン（株）顧問
		委員	伊集院　礼子	ジャーナリスト
		委員	長岡　美奈	公認会計士
		委員	御厨　貴	放送大学教授、東京大学先端科学技術研究センター客員教授
	北方領土問題対策協会分科会	◎　委員	上野　俊彦	上智大学外国語学部教授
		○　委員	渡邉　光一	国士舘大学大学院客員教授
		委員	石川　恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
		委員	大隈　暁子	公認会計士
		委員	沼尾　波子	日本大学経済学部教授
	国立生活センター分科会	◎　委員	山本　豊	京都大学大学院法学研究科教授
		○　委員	伊集院　礼子	ジャーナリスト
		委員	大河内　美保	主婦連合会参与
		委員	長岡　美奈	公認会計士
		委員	沼尾　波子	日本大学経済学部教授
総務省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委員	森永　規彦	広島国際大学学長
		○　委員	亀井　昭宏	早稲田大学名誉教授
		委員	岩田　正美	日本女子大学人間社会学部教授
		委員	梅比良　正弘	茨城大学工学部教授
		委員	奥林　康司	大阪国際大学ビジネス学部教授
		委員	釜江　廣志	東京経済大学経済学部教授
		委員	黒田　道子	東京工科大学コンピュータサイエンス学部長
		委員	佐藤　修三	株式会社NTTデータイントラマート顧問
		委員	重川　純子	埼玉大学教育学部教授
		委員	高畑　文雄	早稲田大学理工学術院教授
		委員	椿　広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長
		委員	土井　美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監
		委員	東倉　洋一	国立情報学研究所名誉教授 研究戦略室特任教授
		委員	堀川　末子	弁護士
		委員	米山　高生	一橋大学大学院商学研究科教授
		専門委員	池内　克史	東京大学大学院情報学環教授
		専門委員	石川　恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
		専門委員	磯部　哲	慶應義塾大学法科大学院准教授
		専門委員	引頭　麻実	株式会社大和総研執行役員第一コンサルティング本部長
		専門委員	大場　亨	地理情報システム学会代議員
		専門委員	大場　みち子	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授
		専門委員	小笠原　直	公認会計士
		専門委員	生越　由美	東京理科大学専門職大学院教授
		専門委員	小野　武美	東京経済大学経営学部教授
		専門委員	恩藏　三穂	高千穂大学商学部教授
		専門委員	梶川　融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員（CEO）
		専門委員	兼川　真紀	弁護士
		専門委員	加納　貞彦	認定NPO法人健康医療評価研究機構（iHope）学術諮問委員
		専門委員	小林　稔	和光大学経済経営学部教授
		専門委員	小巻　泰之	日本大学経済学部教授
		専門委員	佐野　真理子	主婦連合会事務局長
		専門委員	篠原　弘道	日本電信電話株式会社取締役研究企画部門長
		専門委員	鈴木　清	公認会計士
		専門委員	園田　智昭	慶應義塾大学商学部教授
		専門委員	玉井　清	慶應義塾大学法学部教授
		専門委員	知野　恵子	読売新聞東京本社編集委員
		専門委員	津谷　典子	慶應義塾大学経済学部教授
		専門委員	時任　英人	倉敷芸術科学大学産業科学技術学部教授
		専門委員	中須賀　真一	東京大学大学院工学系研究科教授

委員会名		委員・臨時委員	氏　名	現　職
		専門委員	仲地　博	沖縄大学副学長
		専門委員	丹生谷　美穂	弁護士
		専門委員	仁藤　雅夫	スカパーJSAT株式会社取締役執行役執行役員副社長経営戦略本部長
		専門委員	原田　順子	放送大学准教授
		専門委員	藤井　良一	名古屋大学理事・副総長
		専門委員	藤原　まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
		専門委員	水野　秀樹	東海大学工学部教授
		専門委員	三谷　政昭	東京電機大学工学部教授
		専門委員	宮村　健一郎	東洋大学経営学部教授
		専門委員	椋田　哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
		専門委員	森　由美子	関東学園大学経済学部教授
		専門委員	森末　暢博	弁護士
		専門委員	矢入　郁子	上智大学理工学部情報理工学科准教授
		専門委員	ルディー和子	ウィトンアクトン社代表取締役
		専門委員	若林　和子	公認会計士
	平和祈念事業特別基金分科会	◎　委員	亀井　昭宏	早稲田大学名誉教授
		○　委員	奥林　康司	大阪国際大学ビジネス学部教授
		委員	堀川　末子	弁護士
		専門委員	兼川　真紀	弁護士
		専門委員	鈴木　清	公認会計士
		専門委員	玉井　清	慶應義塾大学法学部教授
		専門委員	時任　英人	倉敷芸術科学大学産業科学技術学部教授
		専門委員	仲地　博	沖縄大学副学長
		専門委員	原田　順子	放送大学准教授
		専門委員	ルディー和子	ウィトンアクトン社代表取締役
	情報通信・宇宙開発分科会	◎　委員	森永　規彦	広島国際大学学長
		○　委員	高畑　文雄	早稲田大学理工学術院教授
		委員	梅比良　正弘	茨城大学工学部教授
		委員	黒田　道子	東京工科大学コンピュータサイエンス学部長
		委員	土井　美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監
		委員	東倉　洋一	国立情報学研究所名誉教授 研究戦略室特任教授
		専門委員	池内　克史	東京大学大学院情報学環教授
		専門委員	大場　みち子	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授
		専門委員	生越　由美	東京理科大学専門職大学院教授
		専門委員	小野　武美	東京経済大学経営学部教授
		専門委員	加納　貞彦	認定NPO法人健康医療評価研究機構(iHope) 学術諮問委員
		専門委員	篠原　弘道	日本電信電話株式会社取締役研究企画部門長
		専門委員	園田　智昭	慶應義塾大学商学部教授
		専門委員	知野　恵子	読売新聞東京本社編集委員
		専門委員	中須賀　真一	東京大学大学院工学系研究科教授
		専門委員	仁藤　雅夫	スカパーJSAT株式会社取締役執行役員副社長経営戦略本部長
		専門委員	藤井　良一	名古屋大学理事・副総長
		専門委員	水野　秀樹	東海大学工学部教授
		専門委員	三谷　政昭	東京電機大学工学部教授
		専門委員	椋田　哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
		専門委員	森　由美子	関東学園大学経済学部教授
		専門委員	矢入　郁子	上智大学理工学部情報理工学科准教授
		専門委員	若林　和子	公認会計士
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	◎　委員	釜江　廣志	東京経済大学経済学部教授
		○　委員	米山　高生	一橋大学大学院商学研究科教授
		委員	重川　純子	埼玉大学教育学部教授
		専門委員	石川　恵子	実践女子大学人間社会学部准教授
		専門委員	恩藏　三穂	高千穂大学商学部教授
		専門委員	梶川　融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員(CEO)
		専門委員	佐野　真理子	主婦連合会事務局長
		専門委員	丹生谷　美穂	弁護士
		専門委員	宮村　健一郎	東洋大学経営学部教授
	統計センター分科会	◎　委員	佐藤　修三	株式会社NTTデータイントラマート顧問
		○　委員	岩田　正美	日本女子大学人間社会学部教授
		委員	椿　広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長
		専門委員	磯部　哲	慶應義塾大学法科大学院准教授
		専門委員	引頭　麻実	株式会社大和総研執行役員第一コンサルティング本部長
		専門委員	大場　亨	地理情報システム学会代議員
		専門委員	小笠原　直	公認会計士
		専門委員	小林　稔	和光大学経済経営学部教授
		専門委員	小巻　泰之	日本大学経済学部教授
		専門委員	津谷　典子	慶應義塾大学経済学部教授
		専門委員	藤原　まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
		専門委員	森末　暢博	弁護士
外務省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委員	井口　武雄	三井住友海上火災保険株式会社シニアアドバイザー
		委員	青山　伸一	公認会計士
		委員	縣　公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
		委員	上野　田鶴子	特定非営利活動法人日本語教育研究所理事長
		委員	上子　秋生	立命館大学政策科学部教授
		委員	小松　浩	毎日新聞社論説委員
		委員	白石　隆	政策研究大学院大学学長
		委員	建畠　哲	京都市立芸術大学　学長
		委員	手納　美枝	アカシアジャパン・デルタポイント株式会社　代表取締役

委員会名		委員・臨時委員	氏　名	現　職
		委　員	都丸　潤子	早稲田大学政治経済学術院　教授
		委　員	榛木　恵子	特定非営利活動法人関西NGO協議会顧問
		委　員	吉田　和浩	広島大学教育開発国際協力研究センター教授
		委　員	吉本　光宏	株式会社ニッセイ基礎研究所　主席研究員　芸術文化プロジェクト室長
	国際交流基金分科会	◎　委　員	建畠　哲	京都市立芸術大学　学長
		○　委　員	手納　美枝	アカシアジャパン・デルタポイント株式会社　代表取締役
		委　員	青山　伸一	公認会計士
		委　員	縣　公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
		委　員	井口　武雄	三井住友海上火災保険株式会社シニアアドバイザー
		委　員	上野田鶴子	特定非営利活動法人日本語教育研究所理事長
		委　員	上子　秋生	立命館大学政策科学部教授
		委　員	小松　浩	毎日新聞社論説委員
		委　員	吉本　光宏	株式会社ニッセイ基礎研究所　主席研究員　芸術文化プロジェクト室長
	国際協力機構分科会	◎　委　員	白石　隆	政策研究大学院大学学長
		○　委　員	縣　公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
		委　員	青山　伸一	公認会計士
		委　員	井口　武雄	三井住友海上火災保険株式会社シニアアドバイザー
		委　員	上子　秋生	立命館大学政策科学部教授
		委　員	小松　浩	毎日新聞社論説委員
		委　員	都丸　潤子	早稲田大学政治経済学術院教授
		委　員	榛木　恵子	特定非営利活動法人関西NGO協議会顧問
		委　員	吉田　和浩	広島大学教育開発国際協力研究センター教授
	コンプライアンス部会	◎　委　員	青山　伸一	公認会計士
		委　員	上子　秋生	立命館大学政策科学部教授
		専門委員	出雲　明子	東海大学政治経済学部　専任講師
財務省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委　員	牟田　博光	国立大学法人東京工業大学名誉教授
		○　委　員	岩村　充	早稲田大学大学院商学研究科教授
		委　員	阿部　啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
		委　員	内田　真人	成城大学社会イノベーション学部教授
		委　員	勝尾　裕子	学習院大学経済学部教授
		委　員	川口　有一郎	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
		委　員	櫻井　宏二郎	専修大学経済学部教授
		委　員	篠﨑　由紀子	株式会社都市生活研究所代表取締役社長
		委　員	島崎　規子	城西国際大学経営情報学部総合経営学科教授
		委　員	菅谷　実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
		委　員	中西　友子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		委　員	椿本　介三	国立大学法人大阪大学名誉教授
		委　員	原田　喜美枝	中央大学商学部教授
		委　員	原田　英生	流通経済大学経済学部教授
		委　員	三島　良直	国立大学法人東京工業大学理事・副学長
		委　員	守島　基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
		委　員	家森　信善	国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科教授
		委　員	横山　彰	中央大学総合政策学部教授
		委　員	米澤　康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
		委　員	和気　洋子	慶應義塾大学商学部教授
		臨時委員	泉田　洋一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		臨時委員	井上　定彦	公立大学法人島根県立大学名誉教授
		臨時委員	遠藤　尚秀	新日本有限責任監査法人　パートナー
		臨時委員	大前　孝太郎	慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師
		臨時委員	小川　昭一	株式会社池田泉州銀行特別顧問、株式会社自然総研会長
		臨時委員	尾崎　雅俊	弁護士
		臨時委員	北村　敬子	中央大学商学部教授
		臨時委員	駒城　素子	国立大学法人お茶の水女子大学名誉教授
		臨時委員	崎田　裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
		臨時委員	櫻井　敬子	学習院大学法学部教授
		臨時委員	佐々田　美雪	大阪芸術大学芸術学部工芸学科教授
		臨時委員	佐藤　友美子	財団法人サントリー文化財団上席研究フェロー
		臨時委員	髙木　勇三	公認会計士　監査法人五大会長
		臨時委員	髙田　博行	公認会計士、LEC東京リーガルマインド大学大学院研究科長・教授
		臨時委員	立花　宏	株式会社情報通信総合研究所特別研究員
		臨時委員	田辺　国昭	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
		臨時委員	中瀬　勲	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
		臨時委員	中西　載慶	東京農業大学短期大学部教授
		臨時委員	西野　裕久	有限責任あずさ監査法人パートナー
		臨時委員	西山　真	国立大学法人東京大学生物生産工学研究センター教授
		臨時委員	根本　祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授
		臨時委員	広重　美希	元財団法人日本消費者協会出版啓発部啓発課長
		臨時委員	牧田　東一	桜美林大学法学政治学系学系長・教授
		臨時委員	間島　進吾	中央大学商学部教授
		臨時委員	真屋　尚生	日本大学商学部教授
	農林漁業信用基金分科会	◎　委　員	櫻井　宏二郎	専修大学経済学部教授
		○　委　員	原田　喜美枝	中央大学商学部教授
		臨時委員	泉田　洋一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		臨時委員	立花　宏	株式会社情報通信総合研究所特別研究員
		臨時委員	真屋　尚生	日本大学商学部教授
	造幣局分科会	◎　委　員	牟田　博光	国立大学法人東京工業大学名誉教授
		○　委　員	三島　良直	国立大学法人東京工業大学理事・副学長
		臨時委員	井上　定彦	公立大学法人島根県立大学名誉教授
		臨時委員	遠藤　尚秀	新日本有限責任監査法人　パートナー

委員会名		委員・臨時委員	氏　名	現　職
		臨時委員	尾崎　雅俊	弁護士
		臨時委員	佐々田　美雪	大阪芸術大学芸術学部工芸学科教授
		臨時委員	佐藤　友美子	財団法人サントリー文化財団上席研究フェロー
	国立印刷局分科会	◎　委　員	岩村　充	早稲田大学大学院商学研究科教授
		○　委　員	内田　真人	成城大学社会イノベーション学部教授
		臨時委員	井上　定彦	公立大学法人島根県立大学名誉教授
		臨時委員	駒城　素子	国立大学法人お茶の水女子大学名誉教授
		臨時委員	櫻井　敬子	学習院大学法学部教授
		臨時委員	髙木　勇三	公認会計士、監査法人五大会長
		臨時委員	田辺　国昭	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
	日本万国博覧会記念機構分科会	◎　委　員	橋本　介三	国立大学法人大阪大学名誉教授
		○　委　員	篠崎　由紀子	株式会社都市生活研究所代表取締役社長
		臨時委員	小川　昭一	株式会社池田泉州銀行特別顧問、株式会社自然総研会長
		臨時委員	崎田　裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
		臨時委員	中瀬　勲	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
		臨時委員	西野　裕久	有限責任あずさ監査法人パートナー
		臨時委員	牧田　東一	桜美林大学法学政治学系学系長・教授
	酒類総合研究所分科会	◎　委　員	阿部　啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
		○　委　員	守島　基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
		臨時委員	北村　敬子	中央大学商学部教授
		臨時委員	髙木　勇三	公認会計士、監査法人五大会長
		臨時委員	中西　載慶	東京農業大学短期大学部教授
		臨時委員	西山　真	国立大学法人東京大学生物生産工学研究センター教授
		臨時委員	広重　美希	元財団法人日本消費者協会出版啓発部啓発課長
	情報通信研究機構部会	委　員	和気　洋子	慶應義塾大学商学部教授
		委　員	菅谷　実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
		臨時委員	田辺　国昭	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
	中小企業基盤整備機構部会	◎　委　員	米澤　康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
		○　委　員	勝尾　裕子	学習院大学経済学部教授
		臨時委員	真屋　尚生	日本大学商学部教授
	農業・食品産業技術総合研究機構	◎　委　員	原田　英生	流通経済大学経済学部教授
		○　委　員	中西　友子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		臨時委員	間島　進吾	中央大学商学部教授
	奄美群島振興開発基金部会	◎　委　員	横山　彰	中央大学総合政策学部教授
		○　委　員	島崎　規子	城西国際大学経営情報学部総合経営学科教授
		臨時委員	根本　祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授
	住宅金融支援機構分科会	◎　委　員	川口　有一郎	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
		○　委　員	家森　信善	国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科教授
		臨時委員	大前　孝太郎	慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師
		臨時委員	北村　敬子	中央大学商学部教授
		臨時委員	髙田　博行	公認会計士、LEC東京リーガルマインド大学大学院研究科長・教授
文部科学省独立行政法人評価委員会	本委員会	○　委　員	青木　昭明	公益財団法人ソニー教育財団評議員
		委　員	秋池　玲子	ボストンコンサルティンググループパートナー＆マネージング・ディレクター
		委　員	板本　登	株式会社ニッセイ代表取締役社長
		委　員	岩井　雄一	十文字学園女子大学教授
		委　員	荻上　紘一	大妻女子大学学長
		委　員	奥野　信宏	中京大学理事・総合政策学部教授
		◎　委　員	門永　宗之助	Intrinsics代表
		委　員	工藤　裕子	中央大学法学部教授
		委　員	栗原　和枝	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授
		委　員	小林　寳道	東京大学名誉教授
		委　員	榊　裕之	豊田工業大学長
		委　員	佐野　慶子	日本公認会計士協会常務理事、佐野公認会計士事務所長
		委　員	嶋田　実名子	花王株式会社コーポレートコミュニケーション部門理事
		委　員	舘　昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
		委　員	田渕　雪子	株式会社三菱総合研究所政策評価チーフコンサルタント主席研究員
		委　員	都河　明子	前東京大学男女共同参画室特任教授・元東京医科歯科大学教授
		委　員	友永　道子	公認会計士
		委　員	鳥井　弘之	NPO法人テクノ未来塾理事長
		委　員	西村　紀	大阪大学蛋白質研究所招聘教授、神戸大学医学部質量分析総合センター副所長・客員教授
		委　員	林　良博	財団法人山階鳥類研究所所長
		委　員	前田　富士男	中部大学人文学部教授
		委　員	矢口　彰	財団法人日本デジタル道路地図協会専務理事
		委　員	山下　廣順	独立行政法人科学技術振興機構科学技術システム改革事業推進プログラム主管
		委　員	山本　健一	演劇評論家
	初等中等教育分科会	○　委　員	岩井　雄一	十文字学園女子大学教授
		◎　委　員	舘　昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
		臨時委員	安藤　隆男	筑波大学大学院人間総合科学研究科・障害科学系　教授
		臨時委員	石原　多賀子	金沢大学監事
		臨時委員	内田　照雄	東京都自閉症協会理事
		臨時委員	加治佐　哲也	兵庫教育大学学長
		臨時委員	勝方　信一	教育ジャーナリスト
		臨時委員	杉本　由美子	神奈川県立座間養護学校長
		臨時委員	長谷川　孝夫	元千葉県鴨川市教育委員会教育長
		臨時委員	古川　勝也	長崎県立諫早特別支援学校長
		臨時委員	三上　裕三	元聖徳大学児童学部教授
		臨時委員	村林　守	三重中京大学現代法経学部教授
	高等教育分	委　員	荻上　紘一	大妻女子大学学長

委員会名	委員・臨時委員	氏　名	現　職
科会	○　委　員	奥野　信宏	中京大学理事・総合政策学部教授
	委　員	榊　裕之	豊田工業大学長
	◎　委　員	佐野　慶子	日本公認会計士協会常務理事、佐野公認会計士事務所長
	臨時委員	石堂　正信	株式会社JR東日本リテールネット常務取締役
	臨時委員	板谷　謹悟	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授
	臨時委員	井上　光輝	豊橋技術科学大学大学院　電気・電子情報工学系教授
	臨時委員	剣持　庸一	公益社団法人日本工学教育協会専務理事
	臨時委員	佐藤　淳	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
	臨時委員	佐藤　誠二	静岡大学人文社会科学部長・人文社会科学研究科長
	臨時委員	高石　恭子	甲南大学文学部教授
	臨時委員	田中　清	銀座ファースト法律事務所所長　弁護士
	臨時委員	椿　愼美	公認会計士
	臨時委員	鳥養　映子	山梨大学大学院医学工学総合研究部教授
	臨時委員	藤澤　武彦	財団法人ちば県民保健予防財団理事長
	臨時委員	古阪　幸代	三機工業株式会社ファシリティシステム事業部ワークプレイス戦略部長
	臨時委員	益田　祐一	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
	臨時委員	松本　香	公認会計士、公認会計士松本香事務所長、フォスター電機株式会社取締役
	臨時委員	松本　裕育	元千葉県立松戸国際高等学校長
	臨時委員	溝上　智恵子	筑波大学大学院図書館情報メディア研究科図書館情報メディア専攻長
	臨時委員	宮内　忍	公認会計士　宮内公認会計士事務所
	臨時委員	山田　礼子	同志社大学社会学部教授
	臨時委員	山本　清	東京大学大学院教育学研究科教授
	臨時委員	吉田　文	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	臨時委員	渡辺　孝	芝浦工業大学工学マネジメント研究科教授
	臨時委員	渡辺　善子	日本アイ・ビー・エム株式会社常務監査役
社会教育分科会	○　委　員	都河　明子	前東京大学男女共同参画室特任教授・元東京医科歯科大学教授
	◎　委　員	林　良博	財団法人山階鳥類研究所所長
	臨時委員	植草　茂樹	新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー、公認会計士
	臨時委員	大宮　登	高崎経済大学副学長
	臨時委員	菅谷　博	ミュージアムパーク茨城県自然博物館館長
	臨時委員	鈴山　雅子	三重大学男女共同参画コーディネーター客員教授
	臨時委員	高木　尚	丸亀市教育委員会委員
	臨時委員	高山　昌茂	協和監査法人代表
	臨時委員	萩原　なつ子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授、日本NPOセンター常務理事
	臨時委員	堀　由紀子	新江ノ島水族館館長、岐阜県世界淡水魚園水族館長
	臨時委員	八嶋　真理子	横浜市立瀬谷さくら小学校校長
	臨時委員	山極　清子	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授
	臨時委員	山本　珠美	香川大学教育・学生支援機構生涯学習教育研究センター准教授
スポーツ・青少年分科会	○　委　員	板本　登	株式会社ニッセイ代表取締役社長
	委　員	工藤　裕子	中央大学法学部教授
	◎　委　員	小林　寛道	東京大学名誉教授
	臨時委員	麻生　朋子	公益財団法人コカ・コーラ教育・環境財団企画事業部環境教育担当部長
	臨時委員	小幡　純子	上智大学法科大学院長
	臨時委員	北村　信彦	公認会計士
	臨時委員	高橋　和子	横浜国立大学教授
	臨時委員	橘　直隆	元筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
	臨時委員	田中 ウルヴェ 京	株式会社MJコンテス代表取締役社長
	臨時委員	田邊　陽子	日本大学法学部准教授
	臨時委員	中西　茂	読売新聞北海道支社編集委員兼論説委員
	臨時委員	古川　和	株式会社アクションラーニング研究所代表取締役、NPO法人体験型科学教育研究所理事
	臨時委員	宮西　嘉樹	東京海上日動火災保険株式会社本店営業第六部長
	臨時委員	矢崎　良明	板橋区立志村第一小学校長
科学技術・学術分科会	委　員	青木　昭明	公益財団法人ソニー教育財団評議員
	委　員	秋池　玲子	ボストンコンサルティンググループパートナー＆マネージング・ディレクター
	◎　委　員	門永　宗之助	Intrinsics代表
	委　員	栗原　和枝	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授
	委　員	友永　道子	公認会計士
	○　委　員	鳥井　弘之	NPO法人テクノ未来塾理事長
	委　員	西村　紀	大阪大学蛋白質研究所招聘教授、神戸大学医学部質量分析総合センター副所長・客員教授
	委　員	矢口　彰	財団法人日本デジタル道路地図協会専務理事
	委　員	山下　廣順	独立行政法人科学技術振興機構科学技術システム改革事業推進プログラム主管
	臨時委員	愛川　展功	財団法人日本船舶技術研究協会理事長
	臨時委員	赤川　泉	東海大学海洋学部海洋生物学科教授
	臨時委員	小豆島　明	横浜国立大学大学院工学研究院教授
	臨時委員	稲永　忍	ものつくり大学学長、株式会社トーエル特別顧問
	臨時委員	井上　伸昭	富士フイルム株式会社取締役常務執行役員R＆D統括本部長
	臨時委員	上野山　雄	パナソニック株式会社役員
	臨時委員	遠藤　守信	信州大学エキゾチック・ナノカーボンの創成と応用プロジェクト拠点特別特任教授
	臨時委員	大久保　修平	東京大学地震研究所教授、高エネルギー素粒子地球物理学研究センター長
	臨時委員	太田　英美	新日鉄エンジニアリング株式会社常任監査役
	臨時委員	岡本　義朗	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社主席研究員
	臨時委員	岡山　博人	東京大学大学院医学系研究科教授
	臨時委員	柿崎　平	株式会社日本総合研究所上席主任研究員
	臨時委員	梶　昭次郎	帝京大学理工学部教授
	臨時委員	樫谷　隆夫	公認会計士・税理士
	臨時委員	加藤　晴也	バイテク情報普及会事務局長
	臨時委員	北澤　京子	株式会社日経BP（日経メディカル副編集長）

委員会名		委員・臨時委員	氏　名	現　職
		臨時委員	小出　重幸	科学ジャーナリスト
		臨時委員	小原　雄治	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事
		臨時委員	島村　誠	東日本旅客鉄道株式会社JR東日本研究開発センター防災研究所所長
		臨時委員	瀬川　至朗	早稲田大学政治経済学術院教授、大学院政治学研究科ジャーナリズムコースプログラム・マネージャー
		臨時委員	高井　治	関東学院大学特約教員
		臨時委員	高倉　かほる	元国際基督教大学教養学部理学科教授
		臨時委員	高梨　智弘	T＆T PARTNERS会長・公認会計士
		臨時委員	髙橋　徳行	トヨタ自動車株式会社顧問
		臨時委員	寶馨	京都大学防災研究所教授
		臨時委員	瀧澤　美奈子	有限会社帝国出版リンデン科学ジャーナリスト
		臨時委員	田中　知	東京大学大学院工学系研究科教授
		臨時委員	田中　成明	財団法人国際高等研究所副所長、京都大学名誉教授
		臨時委員	玉川　洋一	福井大学大学院工学研究科教授
		臨時委員	玉木　長良	北海道大学院医学研究科教授
		臨時委員	知野　恵子	読売新聞東京本社編集委員
		臨時委員	土屋　俊	独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部教授
		臨時委員	津山　雅樹	社団法人日本電機工業会原子力部長
		臨時委員	土井　美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監
		臨時委員	当麻　純一	財団法人電力中央研究所知的財産センター所長
		臨時委員	富岡　義博	電気事業連合会原子力部長
		臨時委員	永井　良三	自治医科大学学長
		臨時委員	永田　京子	東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授
		臨時委員	長辻　象平	産経新聞論説委員
		臨時委員	中西　友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		臨時委員	橋本　操	新日本製鐵株式会社技術開発本部フェロー・先端技術研究所長
		臨時委員	花輪　公雄	東北大学大学院理学研究科教授
		臨時委員	平野　正雄	カーライル・グループマネージングディレクター・共同代表
		臨時委員	藤井　敏嗣	東京大学名誉教授
		臨時委員	本藏　義守	東京工業大学大学院理工学研究科特任教授
		臨時委員	間島　進吾	中央大学商学部教授、公認会計士
		臨時委員	三木　俊克	独立行政法人工業所有権情報・研修館　理事長
		臨時委員	水谷　惟恭	豊橋技術科学大学監事（非常勤）
		臨時委員	三橋　紀夫	東京女子医科大学放射線腫瘍学講座主任教授
		臨時委員	宮崎　久美子	東京工業大学大学院イノベーションマネージメント教授
		臨時委員	山下　俊一	公立大学法人福島県立医科大学副学長
		臨時委員	山田　弘司	自然科学研究機構核融合科学研究所教授
		臨時委員	横山　直樹	株式会社富士通研究所フェロー
		臨時委員	吉田　二朗	株式会社東芝研究開発センター表示基盤ラボラトリー参事
		臨時委員	吉村　忍	東京大学大学院工学系研究科教授
		臨時委員	和気　洋子	慶應義塾大学商学部教授
	文化分科会	○　委員	嶋田　実名子	花王株式会社コーポレートコミュニケーション部門理事
		委員	田渕　雪子	株式会社三菱総合研究所政策評価チーフコンサルタント主席研究員
		◎　委員	前田　富士男	中部大学人文学部教授
		委員	山本　健一	演劇評論家
		臨時委員	市川　政憲	茨城県近代美術館館長
		臨時委員	上原　真人	京都大学大学院文学研究科教授
		臨時委員	内田　篤呉	MOA美術館副館長・学芸部長
		臨時委員	金原　宏行	常葉美術館館長、豊橋市美術博物館館長
		臨時委員	神山　彰	明治大学文学部教授
		臨時委員	佐々木　涼子	舞踊評論家、東京女子大学教授
		臨時委員	佐野　みどり	学習院大学文学部教授
		臨時委員	石戸谷　結子	音楽評論家
		臨時委員	武田　潔	早稲田大学文学学術院教授
		臨時委員	竹本　幹夫	早稲田大学文学学術院教授、早稲田大学演劇博物館館長
		臨時委員	永村　眞	日本女子大学文学部教授
		臨時委員	宮島　博和	公認会計士
厚生労働省独立行政法人評価委員会★	本委員会	◎　委員	猿田　享男	慶応義塾大学名誉教授
		○　委員	山口　修	国立大学法人横浜国立大学経営学部教授
		委員	田村　昌三	国立大学法人東京大学名誉教授
		委員	武見　ゆかり	女子栄養大学教授
		委員	岩渕　勝好	東北福祉大学教授
		委員	清水　涼子	関西大学大学院会計研究科教授（公認会計士）
		委員	金倉　譲	大阪大学大学院医学系研究科教授
		委員	田宮　菜奈子	国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
		委員	永井　良三	自治医科大学学長
		委員	内山　聖	国立大学法人新潟大学医歯学総合病院長
		委員	祖父江　元	国立大学法人名古屋大学大学院医学系研究科教授
		委員	和田　義博	公認会計士
		委員	田極　春美	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社主任研究員
		委員	髙瀬　髙明	共同通信社編集委員
		委員	今村　肇	東洋大学経済学部総合政策学科教授
		委員	宮本　みち子	放送大学教養学部教授
		委員	松尾　清一	名古屋大学医学部付属病院長
		委員	高田　一夫	一橋大学社会学部教授
		委員	加藤　善孝	公認会計士
		委員	真野　俊樹	多摩大学医療リスクマネジメントセンター教授
		委員	大島　道子	静岡英和学院大学人間社会学部地域福祉学科教授
		委員	石渡　和実	東洋英和女学院大学人間科学部教授

委員会名		委員・臨時委員	氏　名	現　職
		委員	五十嵐　邦彦	公認会計士
		委員	平井　みどり	国立大学法人神戸大学医学部附属病院薬剤部長・教授
		委員	尾﨑　勝	社団法人日本水道協会専務理事
		委員	茂庭　竹生	東海大学名誉教授
		委員	川北　英隆	国立大学法人京都大学大学院経営管理研究部教授
		委員	竹原　均	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
		委員	安浪　重樹	公認会計士
	調査研究部会	◎　委員	田村　昌三	国立大学法人横浜国立大学教授・国立大学法人東京大学名誉教授
		○　委員	武見　ゆかり	女子栄養大学教授
		委員	岩渕　勝好	東北福祉大学教授
		委員	清水　涼子	関西大学大学院会計研究科教授（公認会計士）
		委員	金倉　譲	大阪大学大学院医学系研究科教授
		委員	田宮　菜奈子	国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
		臨時委員	馬場　明道	兵庫医療大学教授・副学長
		臨時委員	酒井　一博	財団法人労働科学研究所常務理事・所長
		臨時委員	中村　英夫	日本大学理工学部電子情報工学科教授
		臨時委員	政安　静子	社会福祉法人新世会特別養護老人ホームいくり苑那珂副施設長
	高度専門医療研究部会	◎　委員	永井　良三	自治医科大学学長
		○　委員	猿田　享男	慶応義塾大学名誉教授
		委員	内山　聖	国立大学法人新潟大学医歯学総合病院長
		委員	祖父江　元	国立大学法人名古屋大学大学院医学系研究科教授
		委員	和田　義博	公認会計士
		臨時委員	夏目　誠	株式会社JR東日本リテールネット代表取締役社長
		臨時委員	花井　十伍	全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人
		臨時委員	本田　麻由美	読売新聞東京本社社会保障部記者
		臨時委員	三好　敏昭	日本製薬工業協会常務理事
	国立病院部会★	◎　委員	猿田　享男	慶応義塾大学名誉教授
		○　委員	田極　春美	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社主任研究員
		委員	髙瀬　髙明	共同通信社編集委員
		委員	和田　義博	公認会計士
		臨時委員	海辺　陽子	癌と共に生きる会副会長
		臨時委員	夏目　誠	株式会社JR東日本リテールネット代表取締役社長
		臨時委員	富田　博樹	日本赤十字社事業局長
	労働部会	◎　委員	今村　肇	東洋大学経済学部総合政策学科教授
		○　委員	宮本　みち子	放送大学教養学部教授
		委員	松尾　清一	名古屋大学医学部付属病院長
		委員	高田　一夫	一橋大学社会学部教授
		委員	加藤　善孝	公認会計士
		臨時委員	川端　大二	川端人材開発研究所所長
		臨時委員	伊丹　一成	株式会社日鐵テクノリサーチ常務取締役
		臨時委員	中野　敏子	明治学院大学社会学部教授
		臨時委員	本寺　大志	株式会社ヘイコンサルティンググループ プリンシパル
	医療・福祉部会	◎　委員	真野　俊樹	多摩大学医療リスクマネジメントセンター教授
		○　委員	大島　道子	静岡英和学院大学人間社会学部地域福祉学科教授
		委員	石渡　和実	東洋英和女学院大学人間科学部教授
		委員	五十嵐　邦彦	公認会計士
		委員	平井　みどり	国立大学法人神戸大学医学部附属病院薬剤部長・教授
		臨時委員	浅野　信久	公益財団法人国際金融情報センター欧州部長
		臨時委員	關　宏之	前広島国際大学医療福祉学部教授
		臨時委員	橋田　充	京都大学大学院薬学研究科教授
		臨時委員	松原　由美	株式会社明治安田生活福祉研究所主任研究員
	水資源部会	◎　委員	尾﨑　勝	社団法人日本水道協会専務理事
		○　委員	茂庭　竹生	東海大学名誉教授
		臨時委員	水谷　昌弘	日本ダクタイル鉄管協会常勤顧問／関西支部長
	年金部会	◎　委員	山口　修	国立大学法人横浜国立大学経営学部教授
		○　委員	川北　英隆	国立大学法人京都大学大学院経営管理研究部教授
		委員	竹原　均	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
		委員	安浪　重樹	公認会計士
		臨時委員	安達　茂夫	日本ブランド農業事業協同組合代表取締役
		臨時委員	大野　早苗	武蔵大学経済学部教授
		臨時委員	光多　長温	国立大学法人鳥取大学地域学部特任教授
農林水産省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委員	淵野　雄二郎	国立大学法人東京農工大学名誉教授
		○　委員	青柳　義朗	藤沢市代表監査委員
		委員	安部　新一	宮城学院女子大学学芸学部教授
		委員	荒牧　知子	荒牧公認会計士事務所所長
		委員	小川　和夫	財団法人目黒寄生虫館館長
		委員	菅　いづみ	全国消費者団体連絡会事務局
		委員	経塚　義也	有限責任あずさ監査法人パートナー
		委員	小坂　智規	社団法人大日本水産会顧問
		委員	児玉　洋子	株式会社日本農業新聞編集局営農生活部部長
		委員	齋藤　修	国立大学法人千葉大学大学院園芸学研究科教授
		委員	酒井　秀夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		委員	佐藤　安紀子	ウーマンズフォーラム魚「海のくに・日本」編集長
		委員	島本　美保子	法政大学社会学部教授
		委員	辻　雅司	株式会社水産タイムズ社理事
		委員	夏目　智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
		委員	西澤　直子	公立大学法人石川県立大学生物資源工学研究所教授
		委員	野村　哲郎	京都産業大学総合生命科学部教授
		委員	早坂　みどり	住空間工房代表

委員会名		委員・臨時委員	氏　　名	現　　職
		委　員	平松　和昭	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
		委　員	大西　茂志	全国農業協同組合中央会常務理事
		委　員	三井　昭二	国立大学法人三重大学名誉教授
		委　員	森田　明	宮城大学食産業学部フードビジネス学科准教授
		委　員	安元　杏	主婦連合会常任委員
		委　員	横田　絵理	慶應義塾大学商学部教授
		委　員	渡邉　和男	国立大学法人筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
		専門委員	綾部　園子	高崎健康福祉大学健康福祉学部教授
		専門委員	荒井　修亮	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科准教授
		専門委員	石田　裕美	女子栄養大学栄養学部教授
		専門委員	市田　知子	明治大学農学部教授
		専門委員	上田　宏	国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター共生生態系保全領域教授
		専門委員	大下　誠一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		専門委員	梶　孝幸	十勝農業協同組合連合会農産部長
		専門委員	片桐　成夫	国立大学法人島根大学名誉教授
		専門委員	加藤　徹	宮城大学理事兼食産業学部教授
		専門委員	金井　幸雄	国立大学法人筑波大学教育推進部特任教授
		専門委員	加茂前　秀夫	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院教授
		専門委員	川上　晴代	栃木県環境森林部林業振興課木材利用推進班副主幹（豊かな森林づくりレディースネットワーク2１会員）
		専門委員	窪川　かおる	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科特任教授
		専門委員	小﨑　隆	公立大学法人首都大学東京都市環境学部教授
		専門委員	小島　克己	国立大学法人東京大学アジア生物資源環境研究センター教授
		専門委員	小林　正伸	神奈川県農業技術センター果樹花き研究部長兼農業環境研究部長
		専門委員	竹田　芳彦	地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部長兼中央農業試験場長
		専門委員	田中　忠次	社団法人地域環境資源センター理事長
		専門委員	田村　早苗	青森大学大学院環境科学研究科教授
		専門委員	竹山　幸雄	社団法人北海道家畜人工授精師協会会長
		専門委員	堤　清樹	財団法人東京都内湾漁業環境整備協会主事
		専門委員	戸澤　正彦	山梨県土地改良事業団体連合会総括監
		専門委員	富田　文一郎	社団法人日本木材加工技術協会会長
		専門委員	中嶋　康博	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		専門委員	長戸　康郎	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		専門委員	長村　智司	大阪テクノ・ホルティ園芸専門学校校長
		専門委員	馬場　治	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部教授
		専門委員	肘井　直樹	国立大学法人名古屋大学大学院生命農学研究科教授
		専門委員	深見　元弘	国立大学法人宇都宮大学名誉教授
		専門委員	福田　晋	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
		専門委員	布施　伸枝	有限責任監査法人トーマツマネジャー
		専門委員	松井　徹	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
		専門委員	箕浦　正広	住友林業株式会社山林環境本部山林・環境部海外植林グループグループマネージャー
		専門委員	森田　慎二郎	東北文化学園大学医療福祉学部教授
		専門委員	山尾　政博	国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科教授
		専門委員	米森　敬三	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
	農業分科会	◎　委　員	淵野　雄二郎	国立大学法人東京農工大学名誉教授
		○　委　員	青柳　義朗	藤沢市代表監査委員
		委　員	安部　新一	宮城学院女子大学学芸学部教授
		委　員	菅　いづみ	全国消費者団体連絡会事務局
		委　員	夏目　智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
		委　員	野村　哲郎	京都産業大学総合生命科学部教授
		委　員	平松　和昭	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
		委　員	森田　明	宮城大学食産業学部フードビジネス学科准教授
		委　員	渡邉　和男	国立大学法人筑波大学生命環境系教授
		専門委員	石田　裕美	女子栄養大学栄養学部教授
		専門委員	梶　孝幸	十勝農業協同組合連合会農産部長
		専門委員	加茂前　秀夫	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院教授
		専門委員	小林　正伸	神奈川県農業技術センター果樹花き研究部長兼農業環境研究部長
		専門委員	竹山　幸雄	社団法人北海道家畜人工授精師協会会長
		専門委員	戸澤　正彦	山梨県土地改良事業団体連合会総括監
		専門委員	富田　文一郎	社団法人日本木材加工技術協会会長
		専門委員	中嶋　康博	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		専門委員	長村　智司	大阪テクノ・ホルティ園芸専門学校校長
		専門委員	馬場　治	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部教授
		専門委員	深見　元弘	国立大学法人宇都宮大学名誉教授
		専門委員	福田　晋	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
		専門委員	布施　伸枝	有限責任監査法人トーマツマネジャー
		専門委員	松井　徹	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
		専門委員	森田　慎二郎	東北文化学園大学医療福祉学部教授
	農業技術分科会	◎　委　員	齋藤　修	国立大学法人千葉大学大学院園芸学研究科教授
		○　委　員	西澤　直子	公立大学法人石川県立大学生物資源工学研究所教授
		委　員	荒牧　知子	荒牧公認会計士事務所所長
		委　員	児玉　洋子	株式会社日本農業新聞編集局営農生活部部長
		委　員	大西　茂志	全国農業協同組合中央会常務理事
		専門委員	綾部　園子	高崎健康福祉大学健康福祉学部教授
		専門委員	市田　知子	明治大学農学部教授
		専門委員	大下　誠一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		専門委員	金井　幸雄	国立大学法人筑波大学教育推進部特任教授

委員会名		委員・臨時委員	氏　名	現　職
		専門委員	小 﨑　隆	公立大学法人首都大学東京都市環境学部教授
		専門委員	竹 田　芳 彦	地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部長兼中央農業試験場長
		専門委員	田 中　忠 次	社団法人地域環境資源センター理事長
		専門委員	長 戸　康 郎	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		専門委員	米 森　敬 三	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
	林野分科会	◎　委員	酒 井　秀 夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		○　委員	三 井　昭 二	国立大学法人三重大学名誉教授
		委員	経 塚　義 也	有限責任あずさ監査法人パートナー
		委員	島 本　美保子	法政大学社会学部教授
		委員	早 坂　みどり	住空間工房代表
		専門委員	片 桐　成 夫	国立大学法人島根大学名誉教授
		専門委員	加 藤　徹	宮城大学理事兼食産業学部教授
		専門委員	川 上　晴 代	栃木県環境森林部林業振興課木材利用推進班副主幹（ 豊かな森林づくりレディースネットワーク2１会員）
		専門委員	小 島　克 己	国立大学法人東京大学アジア生物資源環境研究センター教授
		専門委員	田 村　早 苗	青森大学大学院環境科学研究科教授
		専門委員	肘 井　直 樹	国立大学法人名古屋大学大学院生命農学研究科教授
		専門委員	箕 浦　正 広	住友林業株式会社山林環境本部山林・環境部海外植林グループグループマネージャー
	水産分科会	◎　委員	小 川　和 夫	財団法人目黒寄生虫館館長
		○　委員	横 田　絵 理	慶應義塾大学商学部教授
		委員	小 坂　智 規	社団法人大日本水産会顧問
		委員	佐 藤　安紀子	ウーマンズフォーラム魚「海のくに・日本」編集長
		委員	辻　雅 司	株式会社水産タイムズ社理事
		委員	安 元　杏	主婦連合会常任委員
		専門委員	荒 井　修 亮	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科准教授
		専門委員	上 田　宏	国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター共生生態系保全領域教授
		専門委員	窪 川　かおる	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科特任教授
		専門委員	堤　清 樹	財団法人東京都内湾漁業環境整備協会主事
		専門委員	山 尾　政 博	国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科教授
経済産業省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委員	室 伏　きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
		委員	荒 牧　知 子	公認会計士
		委員	在 原　典 男	早稲田大学名誉教授
		委員	内 山　洋 司	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
		委員	大 橋　弘 忠	国立大学法人東京大学大学院工学研究科教授
		委員	小 野　俊 彦	日新製鋼株式会社相談役
		委員	加 護 野　忠 男	甲南大学特別客員教授
		委員	岸　輝 雄	独立行政法人物質・材料研究機構名誉顧問・東京大学名誉教授
		委員	小 泉　明	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
		委員	坂 本　敦 子	株式会社プライムタイム代表取締役
		委員	高 原　明 生	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
		委員	手 柴　貞 夫	協和発酵キリン株式会社社友
		委員	中 村　紀 子	株式会社ポピンズ代表取締役
		委員	早 川　眞一郎	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授
		委員	松 山　隆 司	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科教授
		委員	宮 内　忍	公認会計士
		委員	向 殿　政 男	明治大学理工学部教授
		委員	谷 田 部　雅 嗣	日本放送協会解説委員
		委員	横 田　絵 理	慶應義塾大学商学部教授
	経済産業研究所分科会	◎　委員	小 野　俊 彦	日新製鋼株式会社相談役
		臨時委員	小 笠 原　直	監査法人アヴァンティア　法人代表・代表社員
		臨時委員	古 城　佳 子	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授
	工業所有権情報・研修館分科会	◎　委員	早 川　眞一郎	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授
		臨時委員	生 方　眞 哉	株式会社生方製作所代表取締役会長
		臨時委員	高 田　仁	国立大学法人九州大学大学院経済学研究院准教授
		臨時委員	松 田　嘉 夫	弁理士
	通商・貿易分科会日本貿易保険部会	◎　委員	横 田　絵 理	慶應義塾大学商学部教授
		臨時委員	安 念　潤 司	中央大学法科大学院教授
		臨時委員	清 水　幸 比古	日揮株式会社特別顧問
		臨時委員	寺 村　元 伸	三菱商事株式会社顧問
		臨時委員	伴　英 康	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社株式調査部マネージングディレクター
	通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会	◎　委員	高 原　明 生	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
		臨時委員	秋 元　真 理 子	株式会社旭リサーチセンター主幹研究員
		臨時委員	田 中　嘉 郎	株式会社前川製作所代表取締役社長
		臨時委員	松 浦　正 則	株式会社松浦機械製作所代表取締役会長
		臨時委員	吉 村　尚 憲	三菱商事株式会社顧問
		専門委員	リチャード　ダイク	テスト技術研究所株式会社代表取締役
	産業技術分科会産業技術総合研究所部会★	◎　委員	室 伏　きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
		委員	手 柴　貞 夫	協和発酵キリン株式会社社友
		臨時委員	赤 池　学	株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所代表取締役
		臨時委員	谷 川　徹	国立大学法人九州大学産学連携センター教授
		臨時委員	堤　敦 司	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授
		臨時委員	森 本　典 繁	日本アイ・ビー・エム株式会社基礎研究所所長
	産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部	◎　委員	岸　輝 雄	独立行政法人物質・材料研究機構名誉顧問・東京大学名誉教授
		委員	谷 田 部　雅 嗣	日本放送協会解説委員
		臨時委員	石 谷　久	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会代表理事・東京大学名誉教授
		臨時委員	末 吉　竹 二 郎	国連環境計画・金融イニシアティブ・アジア太平洋地区特別顧問
		臨時委員	松 田　修 一	早稲田大学名誉教授

委員会名		委員・臨時委員	氏　　名	現　　職
	会	臨時委員	渡　辺　　孝	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授
	産業技術分科会日本原子力研究開発機構部会	◎　委　員	内　山　洋　司	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
		臨時委員	浅　田　浄　江	ウイメンズ・エナジー・ネットワーク(WEN)代表／消費生活アドバイザー
		臨時委員	津　山　雅　樹	社団法人日本電機工業会原子力部長
		臨時委員	富　岡　義　博	電気事業連合会原子力部長
		臨時委員	山　崎　晴　雄	公立大学法人首都大学東京都市環境学部地理環境コース教授
	技術基盤分科会製品評価技術基盤機構部会	◎　委　員	向　殿　政　男	明治大学理工学部教授
		臨時委員	大　橋　　守	一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター事務局長
		臨時委員	菊　池　純　一	青山学院大学法学部教授
		臨時委員	戸　坂　　修	味の素株式会社顧問
		臨時委員	藤　本　瞭　一	早稲田大学招聘研究員／非常勤講師
		臨時委員	中　江　清　彦	住友化学株式会社取締役
	技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会	◎　委　員	大　橋　弘　忠	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻教授
		臨時委員	遠　藤　怜	株式会社ジャムコ顧問
		臨時委員	小　笠　原　直	監査法人アヴァンティア　法人代表・代表社員
		臨時委員	東　嶋　和　子	科学ジャーナリスト
		臨時委員	山　本　章　夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻教授
	資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会	◎　委　員	在　原　典　男	早稲田大学名誉教授
		臨時委員	梅　津　良　昭	国立大学法人東北大学名誉教授
		臨時委員	小　山　　堅	一般財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事
		臨時委員	小　西　彦　衛	公認会計士
		臨時委員	橘　川　武　郎	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
		臨時委員	永　田　　理	トヨタ自動車株式会社常務役員
		臨時委員	木　村　　滋	電気事業連合会副会長
	資源分科会水資源機構部会	◎　委　員	小　泉　　明	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
		臨時委員	栩　木　　誠	日本経済新聞社編集委員
		臨時委員	山　谷　修　作	東洋大学経済学部教授
	情報処理推進機構分科会	◎　委　員	松　山　隆　司	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科教授
		臨時委員	阿　草　清　滋	国立大学法人名古屋大学大学院情報科学研究科教授
		臨時委員	太　田　民　夫	ジャーナリスト
		臨時委員	櫛　木　好　明	パナソニック株式会社顧問
		臨時委員	徳　田　英　幸	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長
	中小企業基盤整備機構分科会	◎　委　員	加護野　忠男	甲南大学特別客員教授
		委　員	荒　牧　知　子	公認会計士
		臨時委員	佐　藤　博　樹	国立大学法人東京大学大学院情報学環教授
		臨時委員	杉　浦　滋　彦	理工協産株式会社代表取締役社長
		臨時委員	渡　邊　佳　英	大崎電気工業株式会社代表取締役会長
国土交通省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委　員	家　田　　仁	東京大学大学院工学系研究科　教授
		委　員	石　田　東　生	筑波大学大学院システム情報工学研究科　教授
		委　員	井出　多加子	成蹊大学経済学部　教授
		委　員	上　村　多恵子	(社)京都経済同友会　常任幹事
		委　員	梶　川　　融	太陽ASG有限責任監査法人　総括代表社員
		委　員	角　紀代恵	立教大学法学部長
		委　員	菊　池　きよみ	弁護士
		委　員	黒　田　勝　彦	神戸大学　名誉教授
		委　員	酒　井　正　子	帝京大学経済学部　教授
		委　員	佐　藤　喜子光	地域力創造研究所　理事長
		委　員	角　洋　一	横浜国立大学大学院工学研究院　教授
		委　員	大　聖　泰　弘	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科　教授
		委　員	友　永　道　子	公認会計士
		委　員	長　沢　美智子	弁護士
		委　員	中　村　里　佳	公認会計士
		委　員	西　川　孝　夫	首都大学東京　名誉教授
		委　員	濱　田　政　則	早稲田大学理工学術院社会環境工学科　教授
		委　員	福　井　康　子	都市経済研究所　取締役
		委　員	堀　田　一　吉	慶應義塾大学商学部　教授
		委　員	前　川　宏　一	東京大学大学院工学系研究科　教授
		委　員	三　上　　隆	北海道大学　理事・副学長
		委　員	宮　下　國　生	関西外国語大学外国語学部　教授
		委　員	村　本　孜	成城大学社会イノベーション研究科長
		委　員	盛　岡　　通	関西大学環境都市工学部　教授
		委　員	野　城　智　也	東京大学生産技術研究所　教授
		委　員	山　田　　正	中央大学理工学部　教授
		委　員	笠　　京　子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科　教授
		委　員	渡　邊　　豊	東京海洋大学海洋工学部　教授
		臨時委員	浅　野　正一郎	国立情報学研究所　教授
		臨時委員	浅　見　泰　司	東京大学空間情報科学研究センター長
		臨時委員	有　賀　　徹	昭和大学医学部　教授・昭和大学病院長
		臨時委員	安　藤　正　雄	千葉大学大学院工学研究科　教授
		臨時委員	石　川　幹　子	東京大学大学院工学系研究科　教授
		臨時委員	磯　部　雅　彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科　教授
		臨時委員	井　上　和　也	京都大学　名誉教授
		臨時委員	大　内　　学	日本航空機操縦士協会 会長
		臨時委員	太　垣　尚　司	立命館大学大学院　教授
		臨時委員	太　田　和　博	専修大学商学部　教授
		臨時委員	大　森　文　彦	弁護士
		臨時委員	岡　田　勝　也	国士舘大学理工学部　教授
		臨時委員	加賀屋　誠一	室蘭工業大学　理事・副学長
		臨時委員	春　日　伸　予	芝浦工業大学工学部　教授

委員会名	委員・臨時委員	氏　名	現　職
	臨時委員	上窪　良和	第一中央船舶(株)　代表取締役社長
	臨時委員	川端　由美	自動車ジャーナリスト
	臨時委員	黒田　克司	公認会計士　日本公認会計士協会　常務理事
	臨時委員	桑島　進	東京海洋大学　名誉教授
	臨時委員	河野　通方	独立行政法人大学評価・学位授与機構　教授
	臨時委員	小島　茂	(社)日本船長協会　会長
	臨時委員	児玉　桂子	日本社会事業大学大学院　特任教授
	臨時委員	小塚　荘一郎	学習院大学法学部　教授
	臨時委員	重信　千代乃	(株)重信設計　専務取締役
	臨時委員	篠原　文也	政治解説者、ジャーナリスト
	臨時委員	鳶　信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	島田　一彦	弁護士
	臨時委員	菅原　進一	東京理科大学総合研究機構　教授
	臨時委員	関　利恵子	信州大学経済学部　准教授
	臨時委員	高田　博行	公認会計士
	臨時委員	高田　正彦	元エアーニッポン(株)　常勤監査役
	臨時委員	土居　丈朗	慶應義塾大学経済学部　教授
	臨時委員	中井　検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科　教授
	臨時委員	長澤　徹明	北海道大学　名誉教授
	臨時委員	永田　邦和	鹿児島大学法文学部　准教授
	臨時委員	波木　恵美	鬼怒川グランドホテル夢の季　代表取締役社長
	臨時委員	西村　幸夫	東京大学　副学長
	臨時委員	野本　修	弁護士
	臨時委員	羽原　敬二	関西大学政策創造学部　教授
	臨時委員	林　裕子	北海道大学大学院保健科学研究院　准教授
	臨時委員	平塚　惣一	(株)商船三井　専務執行役員
	臨時委員	平林　茂	石油海事協会　専務理事
	臨時委員	深田　晶恵	(株)生活設計塾クルー　取締役
	臨時委員	藤野　陽三	東京大学大学院工学系研究科　教授
	臨時委員	古川　修	芝浦工業大学システム理工学部　教授
	臨時委員	北條　正樹	京都大学大学院工学研究科　教授
	臨時委員	前田　泰生	電源開発(株)取締役副社長
	臨時委員	松尾　亜紀子	慶應義塾大学理工学部　教授
	臨時委員	水尾　衣里	名城大学人間学部　教授
	臨時委員	宮本　昌幸	明星大学理工学部　教授
	臨時委員	廻　洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部　教授
	臨時委員	森野　美徳	都市ジャーナリスト
	臨時委員	安河内　恵子	九州工業大学大学院情報工学研究院　准教授
	臨時委員	山岸　彩子	公認会計士
	臨時委員	大和　裕幸	東京大学大学院新領域創成科学研究科　教授
	臨時委員	行正　晴實	公認会計士
	臨時委員	吉田　圭介	川崎汽船(株)　専務執行役員
	臨時委員	依田　照彦	早稲田大学大学院創造理工学研究科　教授
	臨時委員	李家　賢一	東京大学大学院工学系研究科　教授
土木研究所分科会	◎　委員	石田　東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
	委員	長沢美智子	弁護士
	委員	三上　隆	北海道大学 理事・副学長
	委員	山田　正	中央大学理工学部 教授
	臨時委員	井上　和也	京都大学 名誉教授
	臨時委員	加賀屋誠一	室蘭工業大学 理事・副学長
	臨時委員	鳶　信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	長澤　徹明	北海道大学 名誉教授
	臨時委員	藤野　陽三	東京大学大学院工学系研究科 教授
	臨時委員	山岸　彩子	公認会計士
建築研究所分科会	◎　委員	西川　孝夫	首都大学東京 名誉教授
	委員	長沢美智子	弁護士
	臨時委員	安藤　正雄	千葉大学大学院工学研究科 教授
	臨時委員	鳶　信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	菅原　進一	東京理科大学総合研究機構 教授
	臨時委員	中井　検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科　教授
	臨時委員	山岸　彩子	公認会計士
交通関係研究所分科会	◎　委員	角　洋一	横浜国立大学大学院工学研究院 教授
	委員	井出　多加子	成蹊大学経済学部　教授
	委員	友永　道子	公認会計士
	臨時委員	浅野正一郎	国立情報学研究所 教授
	臨時委員	河野　通方	独立行政法人大学評価・学位授与機構 教授
	臨時委員	松尾　亜紀子	慶應義塾大学理工学部 教授
	臨時委員	宮本　昌幸	明星大学理工学部 教授
	臨時委員	大和　裕幸	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
港湾空港技術研究所分科会	◎　委員	黒田　勝彦	神戸大学　名誉教授
	委員	上村　多恵子	(社)京都経済同友会 常任幹事
	委員	菊池きよみ	弁護士
	臨時委員	磯部　雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
	臨時委員	行正　晴實	公認会計士
	臨時委員	依田　照彦	早稲田大学大学院創造理工学研究科　教授
教育機関分科会	◎　委員	宮下　國生	関西外国語大学外国語学部　教授
	委員	酒井　正子	帝京大学経済学部 教授
	臨時委員	上窪　良和	第一中央船舶(株)　代表取締役社長
	臨時委員	桑島　進	東京海洋大学 名誉教授

委員会名		委員・臨時委員	氏　　名	現　　職
		臨時委員	小 島　　茂	(社)日本船長協会 会長
		臨時委員	関　利 恵 子	信州大学経済学部　准教授
		臨時委員	高 田　正 彦	元エアーニッポン(株) 常勤監査役
		臨時委員	羽 原　敬 二	関西大学政策創造学部 教授
		臨時委員	廻　　洋 子	淑徳大学国際コミュニケーション学部 教授
		臨時委員	吉 田　圭 介	川崎汽船(株) 専務執行役員
		臨時委員	李 家　賢 一	東京大学大学院工学系研究科　教授
	自動車検査分科会	◎　委　員	大 聖　泰 弘	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 教授
		委　員	友 永　道 子	公認会計士
		委　員	福 井　康 子	都市経済研究所 取締役
		臨時委員	川 端　由 美	自動車ジャーナリスト
		臨時委員	島 田　一 彦	弁護士
		臨時委員	古 川　　修	芝浦工業大学システム理工学部 教授
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	◎　委　員	前 川　宏 一	東京大学大学院工学系研究科 教授
		委　員	角　　洋 一	横浜国立大学大学院工学研究院 教授
		委　員	宮 下　國 生	関西外国語大学外国語学部　教授
		委　員	笠　　京 子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授
		臨時委員	岡 田　勝 也	国士舘大学理工学部 教授
		臨時委員	関　利 恵 子	信州大学経済学部　准教授
		臨時委員	北 條　正 樹	京都大学大学院工学研究科 教授
	国際観光振興機構分科会	◎　委　員	佐藤喜子光	地域力創造研究所　理事長
		委　員	笠　　京 子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授
		臨時委員	篠 原　文 也	政治解説者、ジャーナリスト
		臨時委員	波 木　恵 美	鬼怒川グランドホテル夢の季　代表取締役社長
		臨時委員	西 村　幸 夫	東京大学　副学長
	水資源機構分科会	◎　委　員	濱 田　政 則	早稲田大学理工学術院社会環境工学科　教授
		委　員	中 村　里 佳	公認会計士
		臨時委員	石 川　幹 子	東京大学大学院工学系研究科 教授
		臨時委員	井 上　和 也	京都大学 名誉教授
		臨時委員	前 田　泰 生	電源開発(株)取締役副社長
		臨時委員	森 野　美 徳	都市ジャーナリスト
	自動車事故対策機構分科会	◎　委　員	堀 田　一 吉	慶應義塾大学商学部 教授
		委　員	友 永　道 子	公認会計士
		委　員	福 井　康 子	都市経済研究所 取締役
		臨時委員	有 賀　　徹	昭和大学医学部　教授・昭和大学病院長
		臨時委員	春 日　伸 予	芝浦工業大学工学部　教授
		臨時委員	島 田　一 彦	弁護士
		臨時委員	林　　裕 子	北海道大学大学院保健科学研究院　准教授
	空港周辺整備機構分科会	◎　委　員	盛 岡　　通	関西大学環境都市工学部 教授
		委　員	石 田　東 生	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
		臨時委員	大 内　　学	日本航空機操縦士協会　会長
		臨時委員	廻　　洋 子	淑徳大学国際コミュニケーション学部 教授
		臨時委員	安河内恵子	九州工業大学大学院情報工学研究院 准教授
		臨時委員	山 岸　彩 子	公認会計士
	海上災害防止センター分科会	◎　委　員	宮 下　國 生	関西外国語大学外国語学部　教授
		委　員	笠　　京 子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授
		委　員	渡 邉　　豊	東京海洋大学海洋工学部　教授
		臨時委員	小 塚　荘一郎	学習院大学法学部 教授
		臨時委員	平 塚　惣 一	(株)商船三井 専務執行役員
		臨時委員	平 林　　茂	石油海事協会 専務理事
		臨時委員	行 正　晴 實	公認会計士
	都市再生機構分科会	委　員	野 城　智 也	東京大学生産技術研究所 教授
		委　員	長 沢 美 智 子	弁護士
		臨時委員	浅 見　泰 司	東京大学空間情報科学研究センター長
		臨時委員	黒 田　克 司	公認会計士・日本公認会計士協会常務理事
		臨時委員	児 玉　桂 子	日本社会事業大学大学院 特任教授
		臨時委員	鳶　　信 彦	ジャーナリスト
		臨時委員	中 井　検 裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科　教授
	奄美群島振興開発基金分科会	委　員	菊 池 きよみ	弁護士
		臨時委員	重 信 千 代 乃	(株)重信設計 専務取締役
		臨時委員	高 田　博 行	公認会計士
		臨時委員	永 田　邦 和	鹿児島大学法文学部 准教授
	日本高速道路保有・債務返済機構分科会	◎　委　員	梶 川　　融	太陽ASG監査法人 総括代表社員
		委　員	石 田　東 生	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
		委　員	井出　多加子	成蹊大学経済学部 教授
		委　員	上村　多恵子	(社)京都経済同友会 常任幹事
		委　員	角　紀代恵	立教大学法学部長
		臨時委員	太 田　和 博	専修大学商学部 教授
		臨時委員	野 本　　修	弁護士
		臨時委員	水 尾　衣 里	名城大学人間学部 教授
	住宅金融支援機構分科会	◎　委　員	村 本　　孜	成城大学 社会イノベーション研究科長
		委　員	角　紀代恵	立教大学法学部長
		委　員	中 村　里 佳	公認会計士
		臨時委員	浅 見　泰 司	東京大学空間情報科学研究センター長
		臨時委員	大 垣　尚 司	立命館大学大学院　教授
		臨時委員	大 森　文 彦	弁護士
		臨時委員	土 居　丈 朗	慶應義塾大学経済学部　教授
		臨時委員	深 田　晶 恵	(株)生活設計塾クルー　取締役
環境省	本委員会	◎　委　員	松 尾　友 矩	東洋大学常勤理事

委員会名		委員・臨時委員	氏　名	現　職
		○　委員	小池　勲夫	琉球大学監事
		委員	沖　陽子	岡山大学環境管理センター長
		委員	桑野　園子	大阪大学名誉教授
		委員	佐和　隆光	滋賀大学長
		委員	中村　紀子	(株)ポピンズコーポレーション代表取締役CEO
		委員	西間　三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長
		臨時委員	有田　芳子	主婦連合会副会長
		臨時委員	泉　淳一	公認会計士
		臨時委員	能谷　洋一	東京農業大学地域環境科学部教授
		臨時委員	髙橋　滋	一橋大学大学院法学研究科教授
		臨時委員	萩原　なつ子	立教大学社会学部教授
		臨時委員	花木　啓祐	東京大学大学院工学系研究科教授
	国立環境研究所部会	◎　委員	小池　勲夫	琉球大学監事
		○　委員	佐和　隆光	滋賀大学長
		委員	沖　陽子	岡山大学環境管理センター長
		委員	西間　三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長
		委員	松尾　友矩	東洋大学常勤理事
		臨時委員	泉　淳一	公認会計士
		臨時委員	能谷　洋一	東京農業大学地域環境科学部教授
		臨時委員	髙橋　滋	一橋大学大学院法学研究科教授
		臨時委員	花木　啓祐	東京大学大学院工学系研究科教授
	環境再生保全機構部会	◎　委員	西間　三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長
		○　委員	桑野　園子	大阪大学名誉教授
		委員	中村　紀子	(株)ポピンズコーポレーション代表取締役CEO
		委員	松尾　友矩	東洋大学常勤理事
		臨時委員	有田　芳子	主婦連合会副会長
		臨時委員	泉　淳一	公認会計士
		臨時委員	髙橋　滋	一橋大学大学院法学研究科教授
		臨時委員	萩原　なつ子	立教大学社会学部教授
防衛省独立行政法人評価委員会		◎　委員	新井　誠	中央大学法学部教授・筑波大学大学院ビジネス科学研究科名誉教授
		○　委員	中村　義人	東洋大学経営学部教授
		委員	内藤　恵	慶應義塾大学法学部教授
		委員	山谷　清志	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
		委員	山田　澤明	株式会社野村総合研究所常勤監査役
日本司法支援センター評価委員会		◎　委員	山本　和彦	一橋大学教授
		○　委員	吉川　精一	弁護士
		委員	井野　勢津子	アマゾンジャパン株式会社ファイナンスディレクター
		委員	遠藤　忠宏	公認会計士
		委員	小林　純子	弁理士
		委員	坂本　かよみ	消費生活専門相談員
		委員	嶋津　昭	財団法人地域総合整備財団顧問
		委員	髙部　道彦	弁護士
		委員	知久　公子	司法書士
		委員	村瀬　均	東京高等裁判所判事
国立大学法人評価委員会	総会	◎　委員	北山　禎介	三井住友銀行取締役会長
		○　委員	伊井　春樹	公益財団法人阪急文化財団逸翁美術館長
		委員	飯野　正子	津田塾大学長
		委員	大浦　義博	株式会社バイオフロンティアパートナーズ代表取締役
		委員	奥野　武俊	公立大学法人大阪府立大学理事長、大阪府立大学長
		委員	河田　悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
		委員	桐野　高明	独立行政法人国立病院機構理事長
		委員	﨑元　達郎	放送大学熊本学習センター所長
		委員	佐野　慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士
		委員	田籠　喜三	TAGS-Tallent growth support-　代表
		委員	橘・フクシマ・咲	G&S Global Advisors Inc.代表取締役社長
		委員	柘植　綾夫	日本工学会長
		委員	寺島　実郎	財団法人日本総合研究所会長、多摩大学長
		委員	中小路　久美代	株式会社SRA先端技術研究所所長
		委員	南雲　光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
		委員	早川　信夫	日本放送協会放送総局解説委員室解説主幹
		委員	松井　恒雄	中部大学教授
		委員	前原　金一	公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
		委員	宮内　忍	宮内公認会計士事務所公認会計士
		臨時委員	伊丹　敬之	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・研究科長
		臨時委員	笠井　治	弁護士、首都大学東京法科大学院教授
		臨時委員	津坂　美樹	ボストンコンサルティンググループシニアパートナー

委員会名		委員・臨時委員	氏　　名	現　　職
		臨時委員	納 富　雅 也	NTT物性科学基礎研究所主幹研究員
		臨時委員	水 戸　英 則	学校法人二松学舎理事長
		臨時委員	森 山　幹 弘	南山大学外国語学部教授・図書館長
	国立大学法人分科会	◎　委　員	﨑 元　達 郎	放送大学熊本学習センター所長
		○　委　員	宮 内　忍	宮内公認会計士事務所公認会計士
		委　員	奥 野　武 俊	公立大学法人大阪府立大学理事長、大阪府立大学長
		委　員	河 田　悌 一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
		委　員	南 雲　光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
		委　員	桐 野　高 明	独立行政法人国立病院機構理事長
		委　員	早 川　信 夫	日本放送協会放送総局解説委員室解説主幹
		委　員	前 原　金 一	公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
		臨時委員	伊 丹　敬 之	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・研究科長
		臨時委員	笠 井　治	弁護士、首都大学東京法科大学院教授
		臨時委員	津 坂　美 樹	ボストンコンサルティンググループシニアパートナー
		臨時委員	納 富　雅 也	NTT物性科学基礎研究所主幹研究員
		臨時委員	水 戸　英 則	学校法人二松学舎理事長
		臨時委員	森 山　幹 弘	南山大学外国語学部教授・図書館長
	国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会	◎　委　員	奥 野　武 俊	公立大学法人大阪府立大学理事長、大阪府立大学長
		○　委　員	宮 内　忍	宮内公認会計士事務所公認会計士
		委　員	南 雲　光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
		臨時委員	笠 井　治	弁護士、首都大学東京法科大学院教授
		臨時委員	水 戸　英 則	学校法人二松学舎理事長
	大学共同利用機関法人分科会	◎　委　員	伊 井　春 樹	公益財団法人阪急文化財団逸翁美術館長
		○　委　員	柘 植　綾 夫	日本工学会長
		委　員	飯 野　正 子	津田塾大学長
		委　員	佐 野　慶 子	佐野公認会計士事務所公認会計士
		委　員	中小路　久美代	株式会社SRA先端技術研究所所長
		委　員	松 井　恒 雄	中部大学教授
		専門委員	稲 永　忍	株式会社トーエル常勤特別顧問、ものつくり大学長
		専門委員	岡 部　洋 一	放送大学長
		専門委員	尾 道　一 哉	味の素株式会社執行役員、イノベーション研究所、フロンティア研究所長
		専門委員	中 村　雅 美	江戸川大学情報文化学科教授
		専門委員	西 村　いくこ	京都大学大学院理学研究科教授
		専門委員	野 上　智 行	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
		専門委員	横 山　広 美	東京大学大学院理学系研究科准教授
		専門委員	吉 本　高 志	独立行政法人大学入試センター理事長
	大学共同利用機関法人分科会業務及び財務等審議専門部会	◎　委　員	松 井　恒 雄	中部大学教授
		○　委　員	佐 野　慶 子	佐野公認会計士事務所公認会計士
		専門委員	中 村　雅 美	江戸川大学情報文化学科教授

資料 23　中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

平成 15 年 8 月 1 日
閣　議　決　定

独立行政法人制度は、主務大臣が示した中期目標に基づき、当該法人がその達成のための中期計画を定めて自律的・自主的に業務を遂行すること、独立行政法人評価委員会が業務実績等を厳格に事後評価すること、並びにこうした評価等に基づき事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保する仕組みである。

独立行政法人制度を有効に機能させるため、主務大臣は、その所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にし、その中で独立行政法人が担う役割の位置付けを明らかにするとともに、各独立行政法人の「存在意義」を国民に対し説明しなければならない。

特に、特殊法人及び認可法人において組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張といった問題点が指摘されてきたことを踏まえ、独立行政法人においては、中期目標期間終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核と位置付けられている。この仕組みにより、各主務大臣及び独立行政法人は、経済社会情勢等を勘案し行政主体が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止あるいは民営化を行い、また、時宜に応じた業務運営に改めるなど、組織及び業務の在り方全般について機動的・弾力的な対応を行うことが求められている。

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

1．審議会の勧告と見直し内容の予算への反映

独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関し、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 32 条第3項に規定する政令で定める審議会（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「審議会」という。）は、主務大臣に勧告ができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施し、又は廃止の場合の円滑な経過措置を実施していくためには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。

したがって、審議会は、あらかじめ勧告を行うに当たっての視点を示すため、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針（以下「勧告方針」という。）を作成するものとする。その際、別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」（以下「基準」という。）1（独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点）に掲げる視点のそれぞれについて、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならない。また、審議会は、今後の独立行政法人制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ基準1に掲げる視点以外にも必要な視点及び当該視点の具体的な検討に資するチェック事項を検討し、示すことにより、勧告方針を適宜改定するものとする。

2．概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1．の勧告方針に即して審議会が勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準2（事務及び事業の改廃に係る具体的措置）及び3（組織形態の見直しに係る具体的措置）に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならない。

3．概算決定後、次の中期目標期間開始までの取組

2．において決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定するほか、独立行政法人の個別法の改正・廃止が必要な場合、主務大臣は国会に所要の法律案を提出することとする。

見直し内容の具体化に当たっては、通則法第 59 条により読み替えられる国家公務員法第 78 条の規定等の趣旨を踏まえつつ、職員の雇用の安定、労働条件等に配慮し、円滑な実施を図る。

4．中期目標期間終了時における勧告及び主務大臣の見直し

審議会は、1．から3．までの過程で検討、決定した内容を踏まえて、中期目標期間終了後遅滞なく通則法第 35 条第3項に基づく勧告を行うこととし、主務大臣は、当該決定内容及び勧告を踏まえて見直し内容を正式に決定するものとする。

別紙　中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

1 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点
- ① 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等
  - ⅰ）政策目的の達成状況
  - ⅱ）社会経済情勢の変化の状況
  - ⅲ）国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係
  - ⅳ）利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況
- ② 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

(2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点
- ⅰ）現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係
- ⅱ）現行の実施主体の財務状況
- ⅲ）関連する事務及び事業の実施主体との分担関係
- ⅳ）現行の実施主体の組織形態、人事との関係

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点
- ⅰ）効率化、質の向上等の達成状況
- ⅱ）効率化、質の向上等に係る指標の動向
- ⅲ）勘定区分の機能状況
- ⅳ）受益者負担の在り方

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- 事務及び事業の廃止
- 民間又は地方公共団体への移管
- 事務及び事業に関する制度的独占の廃止
- 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- 事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管
- 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- 事務及び事業の運営の合理化・適正化

・ 市場テスト（事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとすること。）その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

(1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。

法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

(2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。

法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

(3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

資料 24 独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日
閣　議　決　定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1．基本的姿勢

(1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。

(2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。

(3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。

また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

(4) 今後、下記2．に掲げる視点により、独立行政法人について、平成21年11月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2．見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。

② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。

③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の 地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。

④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。

⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した 効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の視点から検証し、必要な措置を講じる。

① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。

② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制 の在り方は適切か。

③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。

④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。

⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。

⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。

⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。

⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争

が確保されているか。

⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。

⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。

⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

(1)「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

(2)「国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月30日閣議決定）」については、純減目標数から平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。

(3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成15年8月1日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

資料25 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針

平成19年7月11日
政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人制度においては、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業の担い手となる独立行政法人について、その自主性を確保し、効率的かつ効果的な業務運営の実現を図るとともに、業務実績に関する厳格な事後評価と組織・業務全般に関する定期的な見直しを行う仕組みが確立されている。しかしながら、昨今、一部の独立行政法人の業務に関連する不祥事案が相次いで明るみになっており、遺憾ながら、個別の独立行政法人に対する国民の信頼が失われるだけでなく、制度全体が不信の目で見られ、その根幹が揺らぎかねない事態になりつつある。

こうした状況を踏まえると、中期目標期間終了時における組織・業務全般に関する見直しを行うに当たっては、制度に対する国民の信頼回復につながるような厳しい取組が不可欠であり、当委員会としても、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととする。特に、信頼が著しく損なわれた法人や、過去においては必要であったとしても現時点では独立行政法人が行う必要性や合理性が薄れたと考えられるような事務・事業を担う法人については、当該事務・事業の廃止や担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を躊躇することなく行うこととする。

また、業務実績評価に関し、各府省の独立行政法人評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘が国会での議論やマスコミ報道等でなされていることも事実である。各府省の独立行政法人評価委員会においては、この現状を虚心坦懐に受け止め、従来の評価の客観性・厳格性について検証した上で、評価の質の更なる向上のため研さんを積むことが求められている。当委員会としては、このような認識に立ち、各府省の独立行政法人評価委員会による研さんの努力に協力する観点から、評価のあるべき方向について、引き続き国民の目線で厳しい指摘を行うべく、検討を行うこととする。

以上のような中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価の具体的な取組について、当委員会としては、下記の方針に基づきこれを行うこととする。

記

1 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

中期目標期間終了時の見直しの対象となる法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性においては、上記の問題意識及び基本的な方針に沿った厳しい指摘を行うこととし、行政減量・効率化有識者会議との一層緊密な連携を図りつつ、「独立行政法人見直しの3原則」を含む別添1「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年6月 19 日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。）や関連する閣議決定その他政府の種々の改革方針を踏まえるとともに、規制改革会議や官民競争入札等監理委員会など独立行政法人の業務の見直しに関連する諸機関における議論の動向を踏まえて検討を行うこととする。

また、検討の具体的な視点については、特殊法人等から移行して設立された法人の見直しを初めて行うに当たって独立行政法人の組織・業務全般の見直しの視点を網羅的に取りまとめた別添2「平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」（平成18年7月18日政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「18 年度見直し方針」という。）を基本としつつ、必要な読み替えを行った上で適用することとする。

2 業務実績評価に関する当面の取組方針 略

※別添1・2 略

資料26　平成19年度業務実績評価の取組について

平成 20 年7月 14 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

1 考え方等

○ 年度業務実績評価の取組については、17 年度業務実績評価までは毎年度方針等を策定・公表してきたところであるが、18 年度業務実績評価からは中長期的にも対応できるよう、昨年7月に「業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を委員会決定したところである。平成19年度業務実績評価についても基本的には当面の取組方針に基づき評価を行う。

○ 昨年末に「独立行政法人整理合理化計画」(以下「整理合理化計画」という。)が閣議決定されるなど政府における新たな取組がはじまっていることから評価に際してはこうした取組にも的確に対応する必要がある。

○ 当面の取組方針では、評価に際し政府の種々の改革方針を踏まえることとしており、方針自体の改訂の必要はないと考えられる。しかしながら、以下のとおり 19 年度業務実績評価において特に配意すべき事項がある。

ⅰ 府省評価委員会の評価結果が、国民に分かりやすい、納得できるものとなっているか。法人及び府省評価委員会は、評価に際し、業務実績等必要な事項について十分に説明責任を果たそうとしているか(注1)。

ⅱ 府省評価委員会が評価を行うに当たり、その評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかの検証はなされているか。

ⅲ 府省評価委員会及び法人の取組が、十分に整理合理化計画等の昨今の政府の取組や方針の考え方を踏まえているか(注2)。

ⅳ 府省評価委員会及び法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針に留まらない更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか。

ⅴ 府省評価委員会の評価に際し、昨年来、法人に関し、政府が決定・強化した取組や方針(随意契約の見直し(注3)、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)を踏まえて、必要な検討が行われているか。

(注) 1 「十分に説明責任を果たしているかどうか」の検証には、「府省評価委員会の評価結果が、事務・事業の重要度や社会的な関心の度合いを踏まえて適切な説明をしているか。」、「必要な情報・データを集め、根拠を示した上で評価をしているか。」といったチェックを含み、その際、府省評価委員会の評価プロセスの把握にも努める。

2 整理合理化計画における評価委員会関係の記載は別紙1参照。

3 随意契約の評価については、別紙2参照。

2 当面の作業において着目する事項

○ 年度業務実績評価において着目すべき事項については、8月末に提出される評価結果等の分析等を行うことにより具体的な検討を行うことになるが、当面の作業においては以下の事項に着目する。

ⅰ 欠損金、剰余金、不良債権及び交付金債務

ⅱ 既往の勧告の方向性・年度評価に対する意見における指摘事項

ⅲ 府省評価委員会の既往の評定・評価結果

ⅳ 独立行政法人の新規業務、大幅な制度改正及び統合法人の組織運営

ⅴ 類似の業務を行っている法人等がある業務

ⅵ 整理合理化計画等で決定された取組(随意契約の見直し、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)

※ 別紙1・2 (略)

資料27　入札・契約の適正化に係る評価における関心事項

平成 20 年９月５日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会
随意契約等評価臨時検討チーム

入札・契約の適正化に係る政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の評価における関心事項は以下のとおりである。

同関心事項のうち、「Ⅱ 個々の契約に係る評価」については、各府省評価委員会において追加的評価を行う場合には、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 32 条第3項に基づく各府省評価委員会から当委員会に対する通知については、別途、追加・補足の通知を可とする。

また、「Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価」については、通常の年度評価の枠組みの中で評価することが適当と考えるが、各府省評価委員会において、「Ⅱ」に係る評価に伴い追加的評価(体制の機能性の追加的評価等)が必要となる場合、更には、本関心事項に基づき入札・契約に係る事項全体について改めて評価を行う場合においても、上記と同様、別途の通知を可とする。

当委員会では、これらの評価結果(通知)を踏まえ評価することとする。

Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価

1 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握した上で、整備内容の適切性について評価を行っているか。

2 契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているかについて評価を行っているか。

内部審査体制や第三者による審査体制が整備されていない場合、法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量等を勘案し、これらの体制を整備する必要性について評価を行っているか。また、整備されている場合、競争性・透明性確保の観点から有効に機能しているかについて評価を行っているか。

監事による監査は、これらの体制の整備状況を踏まえた上で行っているかについて評価を行っているか。

3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について把握した上で、これらの実施状況等について評価を行っているか。

また、計画どおりに進んでいない場合、その原因を把握・分析しているか。

Ⅱ 個々の契約に係る評価

○ 監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス(チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等)や入札監視委員会などの第三者によるチェックプロセスを把握した上で、関連公益法人との間で随意契約を締結しているもの、落札率が高いもの、応札者が1者のみであるものなどがある場合において、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、評価委員会自らが監事等によるチェックプロセスのフォローを行っているか。

資料 28 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点

平成 21 年3月 30 日
改正 平成 22 年5月 31 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）は、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）が行う独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価の結果について、当面、以下の視点から二次評価を実施し、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第5項（第 34 条第3項で準用される場合を含む。）に基づく意見を述べることとする。

第１　基本的な視点

府省評価委員会の評価においては、対象となる個別の法人の業務の目的、内容、性格に応じて様々な評価の視点からの議論が行われるが、当委員会における議論の蓄積を含む独立行政法人制度の施行後の運用実績を踏まえると、少なくとも次の3点については、評価において共通に求められる基本的な視点ということができる。

1　法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること。

2　評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること。

3　法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること。

当委員会としては、評価を行うことにより、法人の業務に係る政策目的が達成され、ひいては国民生活の向上が図られるべきであることを念頭に置き、上述3つの視点について、常に問題意識を持ちながら、府省評価委員会の評価結果の適正性が確保されているかについて評価を行うこととする。その際、当該評価が以下の各法人に共通する個別的な視点について適切に扱っているかを関心事項とする。

第２　各法人に共通する個別的な視点

１　政府方針等

○　法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針（以下「政府方針」という。）において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。

○　当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、当該年度において取り組むこととされている事項や、当委員会が府省評価委員会に通知した年度業務実績評価意見において指摘した事項についての評価が的確に行われているか。

○　当委員会がこれまで府省評価委員会に示してきた業務実績評価に関する関心事項等を踏まえた評価の取組が行われているか。

○　法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項等を踏まえた評価が行われているか。

２　財務状況

（１）　当期総利益（又は当期総損失）

○　当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。

（２）　利益剰余金（又は繰越欠損金）

○　利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。

○　繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。

さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。

（３）　運営費交付金債務

○　当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。

○　運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。

３　保有資産の管理・運用等

（１）保有資産全般の見直し

ア　実物資産

○　実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価が行われているか。

見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

○　政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

イ　金融資産

○　金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価が行われているか。

○　資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

ウ　知的財産等

○　特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。

○　検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

（２）資産の運用・管理

ア　実物資産

○　活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性についての評価が行われているか。

○　実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組についての評価が行われているか。

イ　金融資産

a)資金の運用

○　資金の運用について、次の事項が明らかにされているか。（ⅱについては事前に明らかにされているか。）

ⅰ　資金運用の実績

ⅱ　資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」と

いう。）
○ 資金の運用体制の整備状況についての評価が行われているか。
○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。
b) 債権の管理等
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。
○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、ⅰ）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ⅱ）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。
ウ 知的財産等
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。

4 人件費管理

（1） 給与水準

○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。
・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。
○ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

（2） 総人件費

○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

（3） その他

○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

5 契約

（1） 契約に係る規程類、体制

○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。

（2） 随意契約見直し計画

○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。

（3） 個々の契約

○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。

6 内部統制

○ 内部統制（業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性）に係る取組についての評価が行われているか。
（注）内部統制に係る取組については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年３月に取りまとめた報告書を参考とする。

7 関連法人

○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。
当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。
○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。
（注） 関連法人：特定関連会社、関連会社及び関連公益法人（「独立行政法人会計基準」（平成 12 年２月 16 日独立行政法人会計基準研究会）第 103 連結の範囲、第 114 関連会社等に対する持分法の適用、第 125 関連公益法人等の範囲参照）

8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価

○ 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。

9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価

○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。

【 本視点の適用時期等】

○ 本視点は、平成 20 年度の業務の実績に係る評価から適用する。
○ 本視点の委員会決定に伴い、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」（平成 19 年７月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）の記の２（業務実績評価に関する当面の取組方針）は廃止する。

【改正後の本視点の適用時期】

○ 平成 22 年５月 31 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定による改正後の本視点は、平成 21 年度の業務の実績に係る評価から適用する。

資料 29-1 平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 22 年５月 31 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 21 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年3月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第１ 基本的な視点」関係

1－1－1 次の点について特に留意する。
● 新中期目標の初年度に当たる法人について、設定されている中期目標と、当該目標に係る業務によって達成・貢献することが求められている政策目的との関係（又は政策の中での位置付け）についての分析
● 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証
● 評価の基準の客観性・明確性
● 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ

１－１－２ 次のアプローチを注視する。
● 評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

「第２ 各法人に共通する個別的な視点」関係
「１ 政府方針等」について
２－１－１ 次の点について特に留意する。
● 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 20 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
● 平成 20 年度業務実績評価における指摘事項への対応（他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。）
２－１－２ 次のアプローチに特に留意する。
● これまでに実施された事業仕分けの評価結果を踏まえた業務の見直し等に踏み込むアプローチ
● 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議）で示された横断的見直しの方針に沿った資産・事業・組織に関する見直し等に踏み込むアプローチ
「２ 財務状況」について
２－２ 法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないかとの観点から、その規模の適切性についての評価に特に留意する。
「３ 保有資産の管理・運用等」について
２－３－１ 保有する資産全般の見直し状況について、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12 月 25 日閣議決定）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 25 日閣議決定）等を踏まえ、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。その際、積立金の規模にも注目する。また、財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証した上で、保有資産の要否及び種類を決定しているか考慮する。
（実物資産）
● 建物、構築物、土地等について、
ⅰ）法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、
ⅱ）事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性
ⅲ）現在の場所に立地する業務上の必要性等
ⅳ）資産の利用度等
ⅴ）経済合理性
といった観点に沿った保有の必要性についての検証（民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて検証）
● 上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候の状況等を踏まえ、
ⅰ）本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、
ⅱ）効果的な処分
といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組
（金融資産）
● 個別法に基づく事業において運用する資産（以下「事業用資産」という。）について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組
● 事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮し上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組
● 融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討
（知的財産等）
● 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組
２－３－２ 資産の運用・管理について、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。
（実物資産）
● 建物、構築物、土地等について、
ⅰ）活用状況等の把握
ⅱ）活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証
ⅲ）維持管理経費、施設利用収入等の把握
ⅳ）アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組
※ 民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて評価
（金融資産）
● 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立
● 融資等業務による債権で貸借対照表計上額が 100 億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組
（知的財産等）
● 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組
ⅰ）出願に関する方針の策定
ⅱ）出願の是非を審査する体制の整備
ⅲ）知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動
ⅳ）知的財産の活用目標の設定
ⅴ）知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等
「４ 人件費管理」について
２－４ 諸手当及び法定外福利費について、平成 20 年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応についての評価に特に留意する。その際、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」（平成 22 年 5 月 6 日総務省行政管理局長通知）の内容にも留意する。
「５ 契約」について
２－５ 契約について、平成 20 年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応のほか、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき法人が行うこととされた点検及び見直しの取組状況についての評価に特に留意する。
「６ 内部統制」について
２－６－１ 法人の長のマネジメントに係る以下の評価について、特に留意する。
● 法人の長がマネジメントを発揮できる環境は整備されているか。
● 法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。
● 法人のミッション達成を阻害する課題（リスク）のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。
● 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。
２－６－２ 法人の長のマネジメントに係る以下の推奨的な取組についての評価について、注視する。
● マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか（評価指標の設定を含む）。
● アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクシ

ョンプランや予算等に反映させているか。
２－６－３　監事の以下の活動についての評価に特に留意する。
●　監事監査において、前述（２－６－１）の法人の長のマネジメントについて留意したか。
●　監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。

「７　関連法人」について

２－７－１　次の点に特に留意する。
●　委託先における財務内容を踏まえた上で、業務委託の必要性、契約金額の妥当性等についての評価
●　出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性についての評価

「８　中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について

２－８－１　次の点に特に留意する。
●　中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価

２－８－２　次のアプローチを注視する。
●　業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察に踏み込むアプローチ

「９　業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について

２－９　次のアプローチを注視する。
●　法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ
●　法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチ

資料 29-2　平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 23 年４月 26 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 22 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこととする。具体的な取組に当たっては、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的・効率的に行うものとし、特に留意すべき事項等については、以下によるものとする。

１　保有資産の管理・運用等

平成21年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての適切性についての評価に、特に留意する。
●　二次評価意見の中で明らかにした利用率が低調な施設等について、勧告の方向性（平成 22 年 11 月 26 日関係府省あて通知）又は「独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組
●　実施許諾に至っていない特許権等に関する見直し状況が必ずしも明らかでない法人について、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合の取組状況や進捗状況等を踏まえた法人における特許権等に関する見直し

２　内部統制

２－１　平成21年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての評価に、特に留意する。また、その評価に当たっては、各法人は、二次評価意見への対応・取組を業務実績報告書等で明らかにし、府省評価委員会はこれを基に評価を行い、府省評価委員会としての見解を明らかにしているかに留意する。
●　法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。
●　法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出しを行い、組織全体として取組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。

２－２　内部統制の充実・強化に向けた、府省評価委員会及び法人における積極的な取組について注視する。

３　その他

以上のほか、次の取組についての評価に、特に留意する。
●　当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 22 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
●　上記「保有資産の管理・運用等」及び「内部統制」以外の平成 21 年度業務実績評価における指摘事項への対応状況

資料 29-3　平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 24 年５月 21 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成23年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。））に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第１　基本的な視点」関係

１－１　次の点について特に留意する。
●　法人のミッションに沿った適切な評価指標に基づく業績の評価
●　過去の実績等をも踏まえた的確な業績水準の判断
●　法人のミッション遂行に向けた取組の効率性、生産性等及びサービスの質の向上を促すアプローチ
●　分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ
●　被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組と法人のミッションとの関係、法人の業績低下等と震災との関係を精査した厳格な評価

「第２　各法人に共通する個別的な視点」関係

「１　政府方針等」について

２－１　次の点について特に留意する。
●　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成 23 年度において取り組むこととされている事項

についての法人の取組状況
● 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 23 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
● 平成 22 年度業務実績評価における指摘事項への対応（他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。）
● 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定）で示された観点を踏まえた見直しを促すアプローチ

「3　保有資産の管理・運用等」について

２－３－１　基本方針に基づき不断の見直しが求められている保有資産について、法人による以下の取組に特に留意する。

（実物資産）
● 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）で示された方針等を踏まえた見直しを促すアプローチ
● 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、ⅰ）利用実態の把握状況、Ⅱ）利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況

（金融資産）
● いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況
ⅰ）運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの
ⅱ）当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの

２－３―２　年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用について、法人における運用委託先の選定・管理・監督に関し、次の点に特に留意する。
● 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況
● 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況
● 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況

「6　内部統制」について

２－６　内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、監事の監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意する。
また、内部統制の充実・強化に関する法人・監事・評価委員会の積極的な取組を注視する。
（注）法人の長の取組に関する評価については、これまでに当委員会が示した二次意見における留意点等を踏まえるものとする。

「9　業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価　」について

２－９　自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組を注視する。

資料 30 独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針

平成 22 年 12 月 7 日
閣 議 決 定

Ⅰ 独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成13年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適当かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

Ⅱ 事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基づき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置は、別表のとおりである。

１．研究開発関係

○ 国の政策に基づく研究開発を確実に実施するため、国の政策目的や優先度を踏まえて、研究開発テーマを重点化する。

○ 複数の独立行政法人が類似の研究開発を行っている場合、事業の再編・統廃合等により重複排除を図り、重点的な研究開発を推進する。

○ 資金配分先の選択が固定化しないようにするとともに、優先度に即して、より効率的・効果的なものに資金配分がなされるように、競争的資金制度の大くくり化を図る。

○ 国と独立行政法人がそれぞれ類似の競争的資金制度を有している場合、可能な限り、より効率的に実施できる体制の下で一元化する。

○ 研究開発以外の業務に付随して行う調査研究について、主たる業務を行う上で必要不可欠なものに重点化する。

２．金融関係

○ 民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する。

○ 政策的意義が高く引き続き独立行政法人で実施すべきと考えられる金融関係事業については、リスク審査を強化するなどして、財務内容の健全化を進める。

○ 債権管理・資金回収を強化する。

○ 共済、年金及び保険については、資産運用管理を強化し、運用益の拡大や繰越欠損金の解消を図る。

３．研修・試験関係

○ 独立採算が可能で、民間でも実施能力のあるものについては、民間で行うものとする。また、独立行政法人で行うものについても、可能な限り、民間委託を推進する。その際、公的な位置付けが必要な試験については、その位置付けの維持に留意する。

○ 自治体の権限に関連するもの、地域のニーズに応じてきめ細やかに実施すべきもの及び既に自治体が類似事業を実施しているものについては自治体への移管を図る。

○ 実績の低い研修等は廃止するとともに、政策的意義について改めて検証し事業の重点化を図るなど、事業の効率化・重点化を推進する。

４．施設管理・運営関係

○ 稼働率が低いもの、他に代替施設があるもの等、政策的意義が低いものは廃止する。

○ 民間や自治体でも実施可能なものについては、独立行政法人は業務を行わない。

５．検査・分析関係

○ 技術面等から民間で実施可能な定型的検査・分析等の業務については、公平・中立性を確保した上で、可能な限り民間で実施する。

６．病院関係

○ 診療事業については、交付金対象事業を国の政策上特に必要と認められる分野に限定し、国費に頼らない形での実施を目指す。

○ 管理部門の縮小、地域事務所の見直し、人員削減等により事務・間接部門の一層の効率化を図る。

７．その他

① 情報収集・提供

○ 民間や他法人が類似の情報収集・提供業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

② 交流・招へい

○ 民間や他法人が類似の交流・招へい業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

③ 助成・振興

○ 事業の実施に当たっては、国が要件等を具体的に定めるとともに、政策的意義を十分検証し、事業規模を必要最小限とする。

○ 中小企業やベンチャー企業等の研究開発に関し、その成功時の売上等に係る納付を前提として、独立行政法人が財投資金から調達して行う支援事業は原則として廃止する。

Ⅲ 資産・運営の見直しについて

独立行政法人の資産・運営については、以下の取組を進める。また、各独立行政法人の資産・運営について個別に講ずべき措置は、別表のとおりである。

１．不要資産の国庫返納

○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。

○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。

○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。

２．事務所等の見直し

○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。

○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。

○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。

○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。

○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

３．取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約に

ついての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

④ 調達の見直し

○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

ア）調達に係る仕様要件の見直しを行う。

イ）調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。

ウ）価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18 年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7 月6 日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

4．人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月１日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。

○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。

ア）国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。

イ）主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。

ウ）総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。

○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

② 管理運営の適正化

○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。

○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。

○　組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

5．自己収入の拡大

○　特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。

○　また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。

○　出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

6．事業の審査、評価

○　複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○　また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

資料30別添

各独立行政法人について講ずべき措置

内閣府　国立公文書館

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般の利用等	借上施設に係る経費縮減	23年度から実施	アジア歴史資料センターの移転により経費を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	組織体制の効率化	23年度から実施	公文書等の管理に関する法律の施行に際し、業務フローや事務処理手順を見直し、民間委託等を進めることにより、一層の効率化を図る。

【その他】

03	国立公文書館の組織の在り方については、公文書等の管理に関する法律に係る附帯決議等で指摘されている立法府・司法府との関係性も考慮しながら検討を進める。

内閣府　北方領土問題対策協会

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	四島交流事業の実施方法の見直し	23年度から実施	四島交流事業に使用する後継船舶の就航（平成24年度）に合わせ、事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る。
		広報啓発の重点化による効率化	23年度中に実施	既存の広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図る。
02	北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率化を図る。

内閣府　沖縄科学技術研究基盤整備機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	先行的研究事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率的実施を図る。
02	大学院大学設置準備活動	運営委員会の経費縮減	22年度中に実施	運営委員会は沖縄で開催するとともに、その開催経費を縮減する。
03	施設の整備	施設整備費の縮減	22年度から実施	第３研究棟を含め施設整備計画を見直すとともに、民間資金の活用に努めること等により、施設整備費を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る法人負担分の見直し	23年度から実施	借上職員宿舎の使用料については、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。
05	人件費の見直し	給与水準の適正化	22年度から実施	給与水準を引き下げる現行の５か年計画を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
06	組織体制の整備	法人管理・運営の抜本的な見直し	22年度中に実施	実効的な権限を有する専任の事務局長を選任するとともに、予算執行管理の適正化を担保するための内部組織を設置し、事前・事後の確認を強化する。あわせて、監督官庁（内閣府）に報告・連絡するための仕組みを構築し、適正な管理・運営を担保する。
07		学校法人移行後における適切な管理・運営のための仕組みの検討	22年度から実施	平成23年度中に私立学校法に基づく学校法人への移行を目指しているところ、移行後における関係法令に基づいた適正な管理・運営を担保するための具体的な仕組みとして、例えば以下の事項について、学園に対する経費補助の前提となる事業計画への記載を求め、内閣府においてその取組状況を確認すること等を早急に検討する。 ・適正な管理・運営のために学園が採るべき措置 ・定期的な連絡会議の開催等、内閣府との連携の確保に関する措置

消費者庁　国民生活センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	広報事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、 ・消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う ・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行う との基本的な考え方の下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。 相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。 商品テスト事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方策について具体化する。 そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。
02	情報・分析事業			
03	相談事業			
04	商品テスト事業			
05	研修事業	研修施設における研修の廃止	23年度中に実施	相模原の研修施設で行う研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する。
06	裁判外紛争解決手続（ADR）事業	事業の効率化	22年度から実施	事業の一層の効率化を図る。
07	企画調整事業			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
08	不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施	東京事務所を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。
10	取引関係の見直し	密接な関係を有する公益法人との関係整理	22年度から実施	事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
12	組織の見直し	法人の在り方の見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。

総務省	情報通信研究機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	新世代ネットワーク技術の研究開発	事業規模の縮減	23年度から実施	「新世代ネットワーク技術領域」については、「フォトニックネットワーク技術に関する研究開発」に係る委託研究の縮減、「次世代ネットワーク（NGN）」関連委託研究の廃止等を図り、「新世代ネットワーク」研究への重点化を行う。 「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」については、「電気通信サービスにおける情報信憑性検証技術」の廃止等を行い、自動音声翻訳技術等の研究への重点化を行う。 「安心・安全のための情報通信技術領域」については、情報セキュリティに係る委託研究の一部廃止等により研究の重点化を行う。 以上により、研究の重点化等を図るとともに、重複排除の徹底、研究成果の在り方の見直し等を行い、事業規模を縮減する。 また、外部委託経費について、平成23年度概算要求の算定において対前年度予算比約24%の縮減が図られている新世代ネットワーク技術領域と同様に他の技術領域についても見直しを行い、外部委託経費全体として５分の１を超える予算縮減を図るとともに、委託研究課題の評価・見直しを随時行うなど効率的な研究開発を推進する。
02	ユニバーサル・コミュニケーション技術の研究開発			
03	ICT安心・安全技術の研究開発			
04	高度通信・放送研究開発に対する助成	一部メニューの廃止 国の判断・責任の下で実施	23年度中に実施	当該事業のうち、平成21年11月の事業仕分け結果を受け廃止された「通信・放送新規事業に対する助成」と類似の事業である「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」を廃止する。 国で実施している「戦略的情報通信研究開発推進制度」と事業を統合し、又はそれぞれの位置付けの明確化を図り効率的に実施し、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
05	海外からの研究者の招へい等	類似事業との一体化による効率化	23年度中に実施	本法人において実施している「国際研究協力ジャパントラスト事業」と運用面での一体的な実施を図り、効率化する。
06	情報バリアフリーの促進（字幕番組・解説番組等の制作促進）	助成率の見直しによる予算規模の縮減、事業の在り方の見直し	23年度以降実施	字幕番組については、その普及状況にかんがみ、助成率を縮減し、将来的に放送事業者自身の努力にゆだねるなど事業の在り方について検討し、国の直接実施も含めて事業を見直す。
07	情報バリアフリーの促進（身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進）	交付先事業者の事業計画等の監督強化、事業の在り方の見直し	22年度から実施	交付先事業者における配分予算と執行額に差が生じている状況にかんがみ、交付先事業者の事業計画等の監督を強化し、予算の適切な執行を図る。 また、本法人の専門性がいかされる事業かどうか検証し、国の直接実施も含め事業の在り方を見直す。
08	民間基盤技術研究促進業務	新規採択の廃止	22年度中に実施	新規案件の採択は行わないこととし、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。
		不要資産の国庫納付	23年度中に実施	
		既往案件の監督強化	22年度から実施	委託対象事業の事業化計画等に関する進ちょく状況や売上状況等の把握、把握したデータ等に基づく売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施する。
09	情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流	事業規模の縮減及び事業の在り方の見直し	22年度から実施	「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」の廃止及び既往出資案件の縮小と併せて縮減するとともに、本法人の事業としての廃止を含めて事業の在り方を見直す。
10	情報通信ベンチャーへの出資	新規出資の廃止	23年度中に実施	新規出資は行わないこととし、既出資案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。
		不要資産の国庫納付		
		既出資案件の監督強化	22年度から実施	事業化計画等に関する進ちょく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づく配当の促進により、資金回収の徹底を図る。
11	地域通信・放送開発事業に対する支援	当該事業の実施主体の検討	22年度中に実施	民間出資・出えんによる信用基金の運用益による利子補給事業及び債務保証事業であり、どのような主体が実施するのが適当か検討し、本法人の事業としての廃止について、平成22年度末までに結論を得る。
12	通信・放送新規事業に対する債務保証			
13	情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証			
14	無線設備の機器の試験に係る事業	民間実施	23年度中に実施	総務省が実施する一般競争入札において民間事業者が応札した場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、本法人においては、次年度以降の入札への参加を取りやめる。
15	無線設備の機器の較正に係る事業	民間実施	23年度中に実施	引き続き民間参入を促進し、本法人の事業のうち指定較正機関の較正用機器の較正を除き、民間実施を図る。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
16	不要資産の国庫返納	衛星放送受信対策基金	22年度中に実施	本法人における、衛星放送受信対策基金による衛星放送受信設備設置助成の終了に伴い、衛星放送受信対策基金（30億円）の全額を国庫納付する。
17		基盤技術研究促進勘定の政府出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約66億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。
18		出資勘定の承継時出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約18億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。
19		通信・放送承継勘定の承継時出資金	23年度以降実施	平成24年度末までの業務の完了に努め、保有国債などの資産（平成21年度末約181億円）のうち、不要な資産を業務の終了予定年度より前倒しして国庫納付する。
20		高度電気通信施設整備促進基金	22年度中に実施	平成22年度から平成30年度の既往分の必要額を除き、基金（約41.6億円）を国庫納付する。
21	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ事務所については、廃止又は共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
22			22年度以降実施	タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、現在実施中のプロジェクトが終了する時に廃止する。
23	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
24	業務運営の効率化等	特許保有コストの低減、実施許諾収入の増加	22年度から実施	特許について、収入に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減、技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る。

【その他】

25	資金配分機能については、研究開発機能との一体的な実施により効率化が図られる場合に限ることとし、次世代ネットワーク（NGN）、屋内可視光通信技術の委託研究のように、一体的な実施によって効率化が図られない資金配分機能については、本法人の事業としては廃止し、国の判断・責任の下で実施する事業として、平成23年度中に整理・検討する。

総務省　統計センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	製表事業	経常統計調査等に係る経費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の経常統計調査等に掛かる経費について、平成22年度と比較して20%縮減する。
		一般管理費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の一般管理費について、平成22年度と比較して20%縮減する。
		研究の重点化	22年度から実施	コンピュータ利用による統計業務の効率化のための研究（符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究）に重点化し、オートコーディングシステムの実用化に向けた技術の研究・開発については、早期に実用化を図る。
02	政府統計共同利用システム運営事業	効率的・効果的な運用	22年度から実施	統計利用に係るワンストップサービスの実現、統計調査のオンライン化の推進等、システムの効率的・効果的な運用に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
03	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
04	業務運営の効率化等	自己収入の拡大	22年度から実施	オーダーメード集計、匿名データの提供による公的統計の二次利用拡大等に取り組み、自己収入の計画的な拡大に努める。

総務省　平和祈念事業特別基金

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	戦後強制抑留者への特別給付金の支給	－	－	－

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	業務実施体制の見直し	22年度から実施	戦後強制抑留者への特別給付金業務の実施体制について見直し、効率的な体制で業務を実施する。

総務省　郵便貯金・簡易生命保険管理機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	郵便貯金管理業務	－	－	－
02	簡易生命保険管理業務	－	－	－

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
03	組織体制の整備	業務実施体制の効率化	22年度から実施	業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。

外務省	国際協力機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	技術協力 （研修員受入れ）	海外研修員受入事業の抜本的な見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・国別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。
		研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち食費以外の名目（交通費、通信費等）で支給している生活費（1,580円/日）については、廃止を含めた見直しを行う。
02	技術協力 （技術協力プロジェクト）	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
03	技術協力 （開発計画調査型）	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
04	有償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。
05	無償資金協力			
06	国民等の協力活動の促進及び助長（青年海外協力隊及びシニアボランティア）	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	23年度から実施	青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。 ・資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。
		青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な縮減	23年度から実施	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に縮減する。 ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を縮減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直す。 ・二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支給額の大幅な削減を行う。
		国内積立金の抜本的な見直し	23年度から実施	帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（２年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。
07	国民等の協力活動の促進及び助長（草の根技術協力）	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。
08	海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の移管	23年度中に実施	日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。
		先進地農業研修等の営農普及事業の廃止	22年度中に実施	海外移住者への支援を目的に実施してきた営農普及事業を廃止する。
		日系個別研修の事業規模の見直し	24年度から実施	日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。
09	災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	22年度から実施	国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。
10	人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	23年度から実施	海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。
		ジュニア専門員のOJT研修の廃止	23年度中に実施	機構職員の業務を代替する研修を廃止する。
11	調査・研究 （調査）	一般競争入札の実施	23年度から実施	協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係見直し」に再掲。）。
	調査・研究 （研究）	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用の推進		研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。
		援助実績の情報発信及び事業で得られた課題の確実な反映		援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。
12	附帯事業等	広報事業の効率的実施	23年度から実施	広報事業については、引き続き経費の縮減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
13	不要資産の国庫返納	区分所有の保有宿舎	22年度以降実施	区分所有の保有宿舎をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舎数を精査し、宿舎が不足する場合には、借上宿舎により必要最小限の戸数を充当する。
14		勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館	23年度中に実施	勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。
15		広尾センター	24年度以降実施	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。
16		財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施	本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。
17		施設整備資金	23年度以降実施	施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。
18	事務所等の見直し	ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止	23年度中に実施	ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。
19		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統廃合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
20		麻布分室の処分	23年度中に実施	麻布分室を処分する。
21		国際センター	23年度以降実施	国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。
22	取引関係の見直し	契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職歴等）、機構との取引等の状況（直近３か年の会計年度ごとの取引高、一者応札（応募）か否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。
23		関連法人等の利益剰余金のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。
24		一般競争入札への移行	23年度以降実施	「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。
25			23年度から実施	各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費縮減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。
26			24年度から実施	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。
27			23年度から実施	技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。（再掲）
28	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	ラスパイレス指数が高いことから、これを確実に引き下げるため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。
29		在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。
30	組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。
31	業務運営の効率化等	機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り縮減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費縮減を図る。
32		訓練所の業務の効率的な実施	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。

外務省　国際交流基金

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	海外日本語教育、学習への支援及び推進	関西国際センターの研修事業規模の縮減	23年度中に実施	関西国際センターが実施している日本語研修については、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）の廃止、在日外交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減する。
		海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減	23年度中に実施	日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。
		研修員手当の現金支給の原則廃止	23年度中に実施	食費の一部を除き、研修手当（交通費、書籍購入費等）の現金支給は廃止する。
		日本語能力試験の自己収入の拡大	23年度中に実施	海外における日本語能力試験の受験箇所の増加等により黒字を維持し、自己収入の拡大を図る。
02	日本研究・知的交流	知的交流の効果的な実施	22年度から実施	知的交流については、引き続き、知的交流の担い手の育成等を図りつつ、効率的・効果的に実施する。
03	文化芸術交流の促進	海外に重点化した事業の実施	22年度から実施	文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。
04	国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援	広報関係予算の削減	23年度中に実施	定期刊行物、年次報告、一般公報等の広報関係予算については、ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。
		国内における地域交流事業の廃止	23年度中に実施	国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。
		情報ライブラリーの利用者数の増大	22年度から実施	本部事務所内に設置されている「情報ライブラリー」については、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。
05	在外事業その他	海外事務所の事業の効率化	23年度中に実施	海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力すること等により、効率化・合理化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
06	不要資産の国庫返納	運用資金（基金）	22年度中に実施	日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金（基金）342億円を国庫納付する。
07		不要資産の譲渡収入等	22年度中に実施	不要財産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分（８億円）を国庫納付する。
08		区分所有の宿舎	23年度中に実施	職員宿舎の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舎を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。
10			22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
11	人件費の見直し	在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証等を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。
12	業務運営の効率化等	日本語研修センターの設置・運営に係る国費負担の縮減	23年度以降実施	日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮減を図る。

財務省　酒類総合研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	分析・鑑定	税務行政に直結する業務として重点化	23年度から実施	税務行政に直結する業務として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02	品質評価	民間による単独実施へ移行	23年度から実施	民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進する。民間との共催化が困難な場合は廃止を検討する。
03	講習			
04	研究・調査	研究内容の重点化	23年度から実施	分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・分析手法の開発に重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。また、民間機関・大学等との共同研究を推進する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	事務所等の見直し	東京事務所の在り方の検討	23年度以降実施	施設の文化財的価値にも配慮した上で、在り方を検討する。

財務省　造幣局

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	貨幣製造事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02	その他事業（金属工芸品の製造等）	対象事業の限定	23年度から実施	金属工芸品の製造については、貨幣製造・偽造防止技術の維持・向上に資するものに限定する。受注品については、公共性が高い場合に限ることとし、また、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造は行わない。
03	貴金属の品位証明	将来的な廃止の検討	23年度から実施	民間で行われている品位証明の実施状況等を踏まえつつ、将来的な事業廃止に向けた検討を行う。
04	貨幣等に関する研究開発	貨幣等製造事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	東京支局庁舎分室、白浜・伊東・宮島分室、本局独身寮、観音宿舎の一部	22年度中に実施	東京支局庁舎分室、白浜・伊東・宮島分室、本局独身寮と観音宿舎（広島市）の一部については、処分し、売却収入を国庫納付する。
06		枚方宿舎、四条畷宿舎等	23年度中に実施	枚方宿舎、四条畷宿舎等を国庫納付する。
07	保有資産の見直し	東京支局の有効活用の可能性の検討	22年度以降実施	東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえ、豊島区の再開発事業の検討に参画しつつ、有効活用の可能性について引き続き検討する。
08		北・南宿舎の廃止の検討	22年度以降実施	北・南宿舎（豊島区東池袋）については、豊島区の再開発事業の進ちょく状況に併せて廃止を検討する。

財務省　国立印刷局

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	セキュリティ製品事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02	情報製品事業	対象事業の限定	23年度から実施	公共上の見地から必要な事業（官報、国会用製品、予算書・決算書、法令全書等）に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造を行わない。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
03	銀行券等に関する研究開発	セキュリティ製品事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
04	病院	公的医療機関への移譲	23年度から実施	過去に打診を行ったところも含め公的医療機関に幅広く打診を行い、今中期目標期間中の移譲に向けて鋭意取り組む。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場	22年度中に実施	大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場については、速やかに現物納付する。
06		旧鎌倉・京都宿泊所、那須・伊東保養所等	22年度中に実施	旧鎌倉・京都宿泊所、那須・伊東保養所等については、処分し、売却収入を国庫納付する。
07	保有資産の見直し	虎の門工場	22年度以降実施	虎の門工場については、印刷機能を滝野川工場へ移転し、虎の門敷地を含む周辺地権者との再開発事業の進ちょく状況を踏まえつつ、移転後の資産処分について引き続き検討する。
08	職員宿舎の見直し	都内宿舎等の廃止・集約化	22年度以降実施	山の手線内宿舎については、平成25年度末までに廃止・集約化し、あわせて、平成24年度末までに、老朽化したその他都内宿舎等の集約化等を検討する。

財務省　日本万国博覧会記念機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	公園事業	大阪府への移管	－	公園事業の大阪府への移管に併せて、法人は廃止する。その前提として、財産関係の整理に関する大阪府との協議を進める。 また、大阪府が現在取り組んでいる万博公園南側ゾーン活性化事業に協力することとし、本法人が廃止される際には、国は機構と大阪府との契約条件を承継する。
02	基金事業	当面事業を継続しつつ、扱いを決定	－	当面事業を継続する。基金については、公園事業の大阪府への移管に関する協議の中で、その扱いを決定する。
03	公園事業勘定の投資有価証券の扱い	国出資見合い分の国庫返納	－	大阪府との協議の中で、国出資見合い分が国庫に返納されるよう整理する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
04	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
05	法人の見直し	大阪府との協議を前提に日本万国博覧会記念機構を廃止	大阪府との協議が整った時以降実施	大阪府との協議が整うことを前提に、日本万国博覧会記念機構を廃止する。

文部科学省　国立特別支援教育総合研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究活動	研究課題の精選	23年度から実施	ナショナルセンターとして行うべき実際的・先導的研究課題を精選する。
02	研修事業	特別支援教育研究研修員制度の効率化・合理化	23年度から実施	ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減する。
03	教育相談	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。教育相談データベースの効果的運用の推進を図る。
04	情報普及	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。
		研究所セミナーの統合	23年度から実施	毎年２回開催している研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。
05	国際交流・国際貢献	国際セミナーの廃止	23年度から実施	毎年開催している国際セミナーを廃止する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
06	保有資産の見直し	職員研修館	22年度以降実施	職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。
07	事務所等の見直し	リエゾンオフィスの廃止	23年度中に実施	リエゾンオフィス（芝浦）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。

文部科学省　大学入試センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	大学入試センター試験の実施	独立採算への移行	23年度から実施	運営費交付金をゼロとし、運営費交付金に頼らない構造での運営とする。
02	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	調査研究の重点化	23年度から実施	センター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化する。
03	大学入学志望者の進路選択に資する大学情報の提供	事業の廃止	22年度中に実施	ガイダンスセミナーを廃止する。また、ハートシステム、ガイドブックを廃止する。

文部科学省　国立青少年教育振興機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	青少年教育事業	国立青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等	22年度から実施	自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これら以外の主体による運営についても検討を行う。さらに、稼働率の低い施設については、廃止に向けた検討を行う。当面の課題として施設利用料金の見直しや企画事業の在り方について検討を行う。
		国立オリンピック記念青少年総合センターの在り方の見直し	22年度から実施	国立青少年交流の家、自然の家に関する上記の取組と合わせ、国立オリンピック記念青少年総合センターについて、更なる効率的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。
02	子どもゆめ基金事業	子どもゆめ基金の国庫返納	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
03	不要資産の国庫返納	子どもゆめ基金	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。

文部科学省　国立女性教育会館

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研修受入・交流事業	自己収入の拡大	22年度中に実施	宿泊施設の利用料の引上げにより自己収入を拡大する。
		優先度の高い事業の重点化	23年度中に実施	研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選する。また、研修成果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映する。
02	調査研究事業	事業の効率化	23年度から実施	引き続き事業の効率的実施を図る。
03	情報事業	自己収入の拡大	23年度～27年度に実施	情報センターのデータベース利用に一部受益者負担を導入する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	借地の一部返還	23年度以降実施	女性教育会館の借地の一部返還に関する埼玉県との交渉を通じて、借地料の引下げを図る。

文部科学省　国立科学博物館

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	調査研究、資料収集・保管、展示・学習支援活動	自己収入の拡大	22年度から実施	事業の拡充と協賛・寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を図る。特に、YS-11については定期的な公開を行うとともに、公開に関する協賛等を得て、自己収入の拡大を図る。あわせて、YS-11の保管経費の縮減と公開の在り方について検討を行う。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	不要資産の国庫返納	新宿分館	24年度中に実施	新宿分館の機能を筑波に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。
03		霞ヶ浦地区	22年度中に実施	霞ヶ浦地区を現物納付する。
04	取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借の入札方式について、企画競争を導入する。
05	組織体制の整備	経常研究に関する外部評価の導入	23年度から実施	経常研究については、テーマの選定、進行管理、結果の評価の各段階において、外部評価を導入する。
06	制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。

文部科学省　物質・材料研究機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	ナノテクノロジーを活用する新物質・新材料の創成のための研究の推進事業	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、ナノテクノロジー関連研究については、理化学研究所との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。
02	社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発の推進			
03	研究成果の普及とその活用の促進、及び物質・材料研究の中核機関としての活動	事業の効率化	23年度から実施	事業の効率的な遂行を図り、一般管理費を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
04	不要資産の国庫返納	目黒地区事務所	24年度中に実施	目黒地区事務所の機能をつくば市に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。
05	事務所等の見直し	東京会議室の廃止	23年度中に実施	東京会議室を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターへ集約化する。
06	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
07	組織体制の整備	管理部門の組織の見直し等	23年度から実施	管理部門の組織の見直し及び一般管理費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合等の組織の再編による効率化を図る。

文部科学省　防災科学技術研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	地震災害による被害の軽減に関する研究開発及び災害に強い社会の形成に役立つ研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、地震研究については、海洋研究開発機構との間での統合を念頭に更に緊密な連携を進める。
02	火山災害による被害の軽減に関する研究開発事業			
03	気象災害・土砂災害・雪氷災害等による被害軽減に関する研究開発事業	自己収入の拡大	23年度中に実施	Eディフェンスの余剰スペースの貸出しを行うことにより、自己収入の拡大を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	雪氷防災研究センター新庄支所の廃止	24年度中に実施	雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。
05		地震防災フロンティアセンターの見直し	23年度中に実施	神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化する。
06	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

文部科学省　放射線医学総合研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	放射線安全・緊急被ばく医療研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、理化学研究所との間で整理統合の検討を進める。
02	放射線に関するライフサイエンス研究事業			
03	放射線基盤技術と研究環境の整備・管理			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	那珂湊支所の廃止	22年度中に実施	那珂湊支所を廃止し、その機能を本所（千葉市）に集約する。
05	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

文部科学省　国立美術館

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	収集・保管・展示・調査研究事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を引き続き行う。具体的には、企業からの支援（協賛金等）の獲得、募金箱の設置のほか、「キャンパスメンバーズ」等への加入者の増大などに取り組む。
02	教育普及事業	キュレーター（学芸担当員）研修の見直し	23年度中に実施	ナショナルセンターとして、参加実績が低調であることにかんがみ、キュレーター研修の在り方を見直す。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
03	取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。
04	制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。

文部科学省　国立文化財機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	展覧事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を行う。具体的には寄付や賛助会員等への加入者の増加、募金箱の設置、映画等のロケーションのための建物等の貸与や会議・セミナーのための会議室の貸与等により引き続き取り組む。
02	教育普及事業			
03	調査研究事業			
04	展示出版事業			
05	情報公開事業			
06	国際研究協力事業			
07	研修事業			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
08	取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等	23年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。
09	制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。

文部科学省　教員研修センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	各地域で中核的な役割を担う校長・教員その他の学校教育関係職員に対する研修	自治体への移管等	23年度から実施	原則として事業を自治体に移管することとし、国による実施が必要不可欠なもののみ限定的に実施する。
02	学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言、援助			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
03	保有資産の見直し	つくば本部	27年度中に実施	つくば本部の土地について、平成26年度の購入完了後の国庫納付等を検討する。
04	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（虎ノ門）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。
05		研修・宿泊施設の管理	23年度から実施	研修・宿泊施設の管理については全面的に民間委託を行い、経費を縮減する。

文部科学省　科学技術振興機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	新技術創出研究事業	事業の優先度の明確化、重点化、競争的資金制度の大括り化の徹底	23年度から実施	政府における総合科学技術会議の在り方に関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、地域イノベーション創出総合支援事業については平成25年度末までに、理科支援員等配置事業については平成24年度末までに廃止する。 また、競争的資金制度の大括り化を徹底させ、トップダウン型の競争的資金制度を統合する中で事業運営を効率化する。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。
02	新技術の企業化開発事業			
03	国際研究交流事業			
04	科学コミュニケーションの推進事業	日本科学未来館の直轄運営	22年度から実施（実施済み）	日本科学未来館については、科学技術広報財団への委託を取りやめ、直轄運営とする（22年10月）。
05	科学技術情報流通促進事業	科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施	23年度から実施	科学技術文献情報提供事業については、平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。
		電子情報発信・流通促進事業等の一層の効率化	23年度中に実施	科学技術情報連携活用推進事業、電子情報発信・流通促進事業、技術者継続的能力開発事業、研究者人材データベース構築事業、バイオインフォマティクス推進センター事業については、一層の効率化を図り、事業規模を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
06	不要資産の国庫返納	伊東研修施設	23年度中に実施	伊東研修施設の持分所有権を処分し、売却収入を国庫納付する。
07		与野宿舎、池袋宿舎	23年度以降実施	与野宿舎、池袋宿舎については、現入居者が退去次第、速やかに国庫納付の手続を開始する。
08	事務所等の見直し	二番町事務所等７事務所の集約化	23年度を目途に実施	二番町事務所等７事務所については、平成23年度を目途に集約化し、コストを縮減する（年間1.6億円以上のコストダウンを実現する）。
09		海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ、北京の海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
10		イノベーションブランチ岐阜の廃止	22年度中に実施（実施済み）	イノベーションブランチ岐阜を廃止する（22年9月）。
11		イノベーションプラザ等（19か所）の廃止	23年度以降実施	全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、自治体等への移管等を進め、廃止する。
12	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
13	組織体制の整備	間接部門の整理統合等	22年度から実施	間接部門を整理統合することにより経費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合による効率化を図る。

文部科学省　日本学術振興会

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	学術研究の助成	文部科学省との役割分担の見直し等、競争的資金制度の大括り化の推進	23年度中に実施	事業遂行に関する文部科学省との役割分担の見直しや審査結果・進ちょく評価結果に関する他機関との情報提供を通じた事業の効率的な遂行を実現する。 また、科学研究費補助金制度については、本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っている「特別推進研究」、「若手研究（A・B）」については、本法人に一元化する。さらに、大括り化の検討を含め、効果的、効率的な研究助成を実施する観点から研究種目を継続的に見直す。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。
02	学術の振興に関する調査及び研究	ガバナンスの強化、センター研究員への謝金支払の適正化、学術研究動向調査研究の適正化	23年度から実施	学術システム研究センターの組織運営について、外部有識者の登用等によるガバナンスの強化を図る。また、センター研究員への謝金支払について、勤務実態を把握した上で支払う。学術研究動向調査研究に係る経費については、一律支給ではなく、計画書を踏まえて支給する。
03	研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進等、その他事業	事業の廃止・縮減を含めた整理合理化	22年度から実施	国際交流事業の廃止・縮減を含めた整理合理化など見直しを行う。特に、外国開催国際研究集会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止する。アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業の統合・メニュー化、及び、論文博士号取得希望者への援助の在り方については平成23年度中に検討し、結論を得て、平成24年度から実施する。また、産学協力総合研究連絡会議等の運営の在り方については平成22年度中に検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	一番町事務所、一番町第二事務所の移転集約化	22年度以降実施	一番町にある２か所の国内事務所について移転・集約化の可能性を検討する。
05		海外事務所の見直し	22年度中に実施	北京、バンコクの海外事務所を他の研究開発法人等と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。

文部科学省　理化学研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	新たな研究領域を開拓し科学技術に飛躍的進歩をもたらす先端的融合研究の推進	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、放射線医学総合研究所との間で整理統合の検討を進める。また、ナノテクノロジー関連研究については、物質・材料研究機構との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。また、委託業務については、費用対効果を検証し、経費縮減を図る。
02	国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進			
03	最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進			
04	研究環境の整備・研究成果の還元及び優秀な研究者の育成・輩出等	委託業務の経費縮減	23年度中に実施	植物科学研究事業及びバイオリソース事業については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	保有資産の見直し	板橋分所	23年度以降実施	板橋分所については、当該分所が担っている機能の代替措置の検討を進め、その結果を踏まえ資産の処分を検討する。
06	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（丸の内）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。
07		海外事務所の見直し	23年度から実施	中国事務所について、平成22年度中に開設の認可が下りた場合、平成23年度に準備室を廃止し、科学技術振興機構と共用の中国事務所を設置する。平成22年度中に認可が下りない場合、平成23年度に現行の準備室の運用を廃止し、科学技術振興機構の事務所の一部を活用する。
08	職員宿舎の見直し	借上宿舎数、自己負担率の見直し	23年度から実施	職員宿舎の借上宿舎数、自己負担率の見直しについて、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。
09	取引関係の見直し	SPring－８の業務委託見直し	23年度から実施	SPring－８関連業務については、委託する業務の範囲や契約形態を見直し、競争性を高めるなど、効率的・効果的な運営を図る。
10		調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

文部科学省　宇宙航空研究開発機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	衛星による宇宙利用	研究プロジェクトの重点化 民間資金の一層の活用	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める。飛行船関連事業については廃止する。また、研究の実施に際し資金調達を多様化するなど、民間資金を一層活用する具体的方策について検討する。また、後年度の資金計画及び平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果（「資金計画の見直し」及び「予算要求の縮減」）を踏まえ、適切に対応する。
02	宇宙科学研究・宇宙探査			
03	国際宇宙ステーション			
04	宇宙輸送			
05	航空科学技術事業			
06	宇宙航空技術基盤の強化			
07	JAXAi（広報施設）の運営	廃止	22年度中に実施	現行JAXAiを廃止する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
08	事務所等の見直し	JAXAi（広報施設）の廃止	22年度中に実施	現行JAXAiを廃止する。
09		東京事務所の見直し	24年度中に実施	効率化の観点から、東京事務所（丸の内）と大手町分室（丸の内）の整理統合を実施する。
10		鹿児島厚生施設の廃止	22年度中に実施	鹿児島厚生施設を廃止する。
11		名古屋駐在員事務所の廃止	23年度中に実施	名古屋駐在員事務所を廃止する。
12		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの駐在員事務所を他の研究開発法人の海外事務所と共用化するなど、駐在員事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
13	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
14	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

文部科学省　日本スポーツ振興センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	代々木競技場の売店設置料金に売上比例方式の導入を図る。
02	国際競技力向上のための研究・支援等業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	西が丘サッカー場の命名権の売却や固定広告物の掲示等の導入を図る。
03	スポーツ振興投票業務	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
04	スポーツ振興基金等業務			
05	災害共済給付業務、学校安全支援業務	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は原則として廃止	23年度中に実施	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は廃止する。検査・研修施設も廃止する。ただし、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、保健所や関係機関等と調整を行いつつ、必要最小限の機能については同一法人内の他部局等へ移管・統合する（ただし、へき地における食に関する支援事業については24年度末までに実施する。）。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
06	不要資産の国庫返納	検査・研修施設	24年度中に実施	検査・研修施設（阿佐谷）については国庫納付する。
07	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	24年度中に実施	ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討する。

文部科学省　日本芸術文化振興会

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	芸術文化活動に対する支援	事業の優先度を踏まえた重点化	23年度中に実施	事業の優先度を踏まえ、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行う。
02	伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演			
03	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修			
04	伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	自己収入の拡大	23年度中に実施	自己収入の拡大を図るため、引き続き寄付金収入の増加等に取り組む。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。
06	組織体制の整備	運営体制の在り方の検討	23年度中に実施	新国立劇場及び国立劇場おきなわについて、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団への委託が実施されているが、法人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る。

文部科学省　日本学生支援機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	奨学金貸与事業	減額返還制度の導入	22年度中に実施	経済的理由による返還猶予者に対し、減額返還の仕組みを導入する。
02	留学生支援事業	留学生宿舎等（国際交流会館等）の設置・運営の廃止	23年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。
		留学情報センターの廃止	22年度中に実施	留学情報センター（東京・神戸）は廃止する。
		私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借り上げ宿舎支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。
03	学生生活支援事業	学生支援情報データベースの廃止	22年度中に実施	学生支援情報データベースを廃止する。
		冊子「大学と学生」の廃止	22年度中に実施	冊子「大学と学生」を廃止する。
		研修事業の重点化、有料化	23年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。
		各種調査の重点化	23年度中に実施	各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	保有資産の見直し	国際交流会館等	23年度以降実施	国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。
05		職員宿舎	23年度以降実施	職員宿舎（7か所）については、真に必要な宿舎以外のものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用をする。
06	事務所等の見直し	市谷事務所の在り方を検討	24年度中に実施	市谷事務所の在り方については、国際交流会館等の廃止、経済合理性等を勘案しつつ、検討し、一定の結論を得る。
07		海外事務所の見直し	22年度中に実施	バンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
08		東海北陸支部（分室）の在り方を検討	23年度以降実施	東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討する。

文部科学省　海洋研究開発機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	地球環境変動研究	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、次世代モデル研究については見直しを行う。また、地震研究については、防災科学技術研究所との統合を念頭に、更に緊密な連携を進める。さらに、ブレカンプリアンエコシステムラボユニットに関する研究について、その内容を見直す。
02	地球内部ダイナミクス研究			
03	海洋・極限環境生物圏研究			
04	海洋に関する基盤技術開発			
05	深海地球ドリリング計画推進			
06	地球シミュレータ計画推進		23年度中に実施	深海地球ドリリング計画推進及び地球内部ダイナミクス研究については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。
07	科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者等への施設・設備等の共用			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
08	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（西新橋）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化する。
09		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン事務所について、廃止又は規模縮小及び他の研究開発法人との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
10	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

文部科学省　国立高等専門学校機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	国立高等専門学校の設置・運営	国立高等専門学校の高度化再編	22年度から実施	各地域のニーズや入学志願者の動向等を踏まえた上で、個々の高等専門学校の自主性・自律性等を尊重しつつ、引き続き国立高等専門学校の高度化再編の可能性を検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（田町）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。
03	保有資産の見直し	研修・宿泊施設の売却	23年度中に実施	長野工業高専黒姫団地、鳥羽商船神奈川団地を売却する。ただし、後援会からの寄付により取得した経緯に留意しつつ、売却収入の扱いについては検討する。
04	職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る上限額の設定	23年度中に実施	借上宿舎に係る上限値の設定について、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。

文部科学省　大学評価・学位授与機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	認証評価事業（大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価）	民間評価機関による事業実施の検討	22年度以降実施	民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフッティングを図る。
02	認証評価事業（専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価）	民間評価機関による事業実施の検討	22年度中に実施	民間評価機関を含む関係者による公開の検討の場を設け、対応を検討し、結論を得る。
03	国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価	機構が業務を独占しない評価の在り方の検討	22年末までに実施	機構が業務を独占しない評価の在り方について対応を検討する。
		運営体制の見直し	23年度から実施	運営体制の見直し（人員減）等により事業費を縮減する。
04	学位授与事業	自己収入の拡大	23年度から実施	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、国費を投入しない。
05	調査及び研究	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
06	情報の収集・整理・提供	既存の大学情報データベースの廃止	23年度から実施	既存の大学情報データベースについては廃止する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
07	事務所等の見直し	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、国立大学財務・経営センターとともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。

文部科学省　国立大学財務・経営センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し（承継債務償還については、施設費貸付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達の現状にかんがみて当面継続する。
02	施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し（旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性と資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。
		事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。
03	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度以降実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。
			22年度中に実施	財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施	独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運営業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運営業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。
05	事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施	学術総合センターの１、２階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。
06		東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。
07	法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施	国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。

文部科学省　日本原子力研究開発機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	高速増殖炉(FBR)サイクル技術	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については廃止する。 また、廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発及び高速増殖炉サイクル実用化研究開発等については、平成22年10月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。 もんじゅを軸とした高速増殖炉の開発については、必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整えるとともに、電気事業者や原子力関連事業者等の関係者による外部委員会を設置し、事業の進め方に関するガバナンスの強化を図る。
02	高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発			
03	核融合研究開発		23年度中に実施	
04	量子ビーム応用研究			
05	原子力基礎基盤研究、安全・核不拡散研究、再処理技術開発		23年度から実施	
06	廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発事業			
07	システム計算科学センターの運営	システム計算科学センターの廃止	23年度中に実施	システム計算科学センター（上野）を廃止し、その機能を東京大学内へ移転する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
08	不要資産の国庫返納	那珂核融合研究所未利用地	25年度以降実施	那珂核融合研究所未利用地を処分する。
09	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（内幸町）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。
10		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
11	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
12	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

厚生労働省　国立健康・栄養研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	調査研究	国の生活習慣病対策等の施策に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	22年度から実施	国の生活習慣病対策等の施策については、より効果的な反映が見込まれる研究に重点化し、研究能力向上のための創造的研究については、廃止する。 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、研究所が実施する研究について他の研究機関との連携の在り方について検討する。
		自己収入の拡大	23年度から実施	業務の実施に当たっては、例えば、研究資金の２分の１以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努める。
02	健康増進法に基づく業務	収去食品の試験について、業務の効率的な実施の観点から民間登録試験機関での試験を導入	23年度から実施	試験業務については、現在、民間登録試験機関により実施している表示許可試験に加え、収去食品の試験（表示と内容成分が一致しているか等の検査・確認）についても、民間登録試験機関が当該業務を実施できるよう標準的な試験手順等について検討を進め、速やかに導入する。これにより、法人の業務を精度維持・管理、検査方法の標準化等に重点化する。
		受益者負担の見直し	23年度から実施	表示許可試験における手数料額については、コストに見合った水準に是正する。
03	国際協力、産学連携等対外的な業務	業務の効率化	22年度から実施	政府関係部局等との連携を強め、業務の効率化を図る。
04	栄養情報担当者（NR）制度	民間の第三者機関で実施（法人での実施を廃止）	22年度から実施	既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、本法人の業務としては廃止し、速やかに民間の第三者機関に移管する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	組織体制の整備	業務廃止に伴う要員の合理化	23年度から実施	収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及び栄養情報担当者（NR）制度の業務廃止に伴う要員の見直しを行う。

厚生労働省　労働安全衛生総合研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	労働安全衛生に関する調査研究	政策実現に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	23年度から実施	調査研究については、労災病院の臨床研究データ等の活用、労働現場の積極的訪問等を通じた現場の喫緊の課題への重点化等により研究の効率化を図り、業務を縮減する。具体的には、調査研究業務について、外部評価者を活用するなどの方法により業務内容を厳選する。
			22年度から実施	他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討する。
		自己収入の拡大	23年度から実施	競争的研究資金の獲得額の向上に向け、例えば、研究資金の３分の１以上を競争的研究資金によって獲得するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。
			22年度から実施	研究施設・設備の有償貸与等により自己収入の拡大に努める。

厚生労働省　勤労者退職金共済機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	退職金共済事業	業務の一元化、共通化による効率化	22年度から実施	法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行い、コスト削減を図る。
			23年度中に実施	清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化を進め、コスト削減を図る。
		未請求退職金の発生防止	22年度から実施	受給資格を有するにもかかわらず未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。 ・退職後の早期住所把握（６か月後から３か月後）を行う。 ・住基ネットの活用を検討する。
		効果的な加入促進	23年度以降実施	共済制度の基盤強化のため、更に効果的な加入促進を図る。 ・大都市等での勧誘を強化する。 ・高い加入実績を得ている団体を積極的に活用するとともに、今後の新規拡大が見込まれる分野の業界団体への委託等を検討する。 ・相談コーナーを削減（８か所から２か所）するとともに、コールセンター化を検討する。
02	勤労者財産形成促進業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については雇用・能力開発機構から引き継ぐ。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
03	不要資産の国庫返納	越谷職員宿舎	22年度中に実施	越谷職員宿舎を国庫納付する。
04		松戸職員宿舎		松戸職員宿舎の建物を国庫納付する。
05	保有資産の見直し	本部ビル（別館を含む）の移転・売却	23年度以降実施	本部ビル（別館を含む）については、建物の耐用年数（耐用年数50年。現在42年経過）が経過した時点（それ以前であっても移転、売却が合理的となればその時点）で本部を移転し、土地を売却する。
06	組織体制の整備	業務終了時に担当組織を廃止	23年度中に実施	適格退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織を廃止する。また、管理部門のスリム化を図る。
07	業務運営の効率化等	累積欠損金の確実な解消	22年度から実施	累積欠損金の確実な解消を図るとともに、必要に応じて、各退職金共済事業の予定運用利回りを的確に変更する。
08		予定運用利回りの的確な変更	22年度から実施	各退職金共済事業の予定運用利回りについては、毎年度の運用利回りの実績との乖離を明らかにした上で、必要に応じて、的確に変更する。
09		資産運用の透明性を確保	23年度中に実施	基本ポートフォリオ等に関するALM研究会、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会の会議資料や議事要旨の公表等により、透明性の向上を図る。

厚生労働省　高齢・障害者雇用支援機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	高年齢者雇用支援業務	業務の見直し	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、高年齢者雇用の在り方についての検討状況等を踏まえ、現行の枠組みによる実施方法が合理的かつ効果的・効率的かという観点から検討し、平成24年度中に結論を得る。
02	高年齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	援助対象を小規模企業に重点化し、業務を縮減	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談業務については、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。
03	障害者職業センターの設置運営等	地域障害者職業センター業務等を縮減し、一層の効率化	22年度から実施	地域障害者職業センターの事務集約化により管理部門を縮減する。 当該センターで行う職業リハビリテーションサービスの対象者は、地域の就労支援機関では対応困難な障害者に重点化する。
			23年度から実施	障害者雇用納付金関係業務等の地方業務については、委託方式を廃止し、地域障害者職業センターを活用するなどの方法で実施する。また、当該センターの従来業務と併せて効率化を図るとともに、地方業務の円滑かつ効率的な実施を徹底する。
			22年度から実施	障害者職業能力開発校の運営については、職業的重度障害者（とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者）に対する先導的な職業訓練に重点化する。
04	障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給	支給事務に係る総コスト削減	23年度から実施	都道府県雇用開発協会への委託を取りやめ、業務の実施に当たり、総コストの削減及び業務の効率化を図る。
05	障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	啓発事務の重点化による業務の縮減	23年度から実施	事業の実施状況や実施主体等を更に検討し、一層の効率化を図ることにより、業務を縮減する。
06	職業能力開発業務（職業訓練業務）	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ。
			24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。
07	【暫定業務】雇用促進住宅業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ(平成33年度までに処理を完了する。)。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
08	不要資産の国庫返納	石川障害者職業センター跡地、旧三重障害者職業センター	23年度中に実施	石川障害者職業センター跡地及び旧三重障害者職業センターを国庫納付する。
09		岩手１号職員宿舎、富士見職員宿舎	23年度以降実施	岩手１号職員宿舎及び富士見職員宿舎については、職員の退去後、速やかに国庫納付する。
10	事務所等の見直し	東京本部を廃止し、現存する幕張本部に機能を移転	23年度以降実施	雇用・能力開発機構の廃止法の施行後に本部を移転し、速やかに集約化を図る。

厚生労働省　福祉医療機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	福祉貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。 さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。
02	医療貸付事業			
03	福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。
			23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
04	福祉保健医療情報サービス（WAMNET事業）	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネージャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。
05	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。
07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
08	心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
09	【経過業務】承継年金住宅融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
10	不要資産の国庫返納	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舎	22年度中に実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787億円）及び戸塚宿舎を国庫納付する。
11		公庫総合運動場、宝塚宿舎ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほかを国庫納付する。
12		東久留米宿舎、小金井宿舎ほか	24年度以降実施	東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。
13		政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。
14	組織体制の整備	大阪事務所管理部門の廃止	22年度中に実施	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。

厚生労働省　国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	施設の設置・運営	人員削減等による効率化	22年度から実施	施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。
02	調査、研究及び情報の提供			
03	養成及び研修			
04	援助及び助言			

厚生労働省　労働政策研究・研修機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	労働政策研究、情報の収集・整理	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）の廃止	23年度から実施	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）業務を廃止する。
		労働政策に資する研究テーマへの重点化、業務の縮減	23年度から実施	労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。
02	成果普及等	一部業務の廃止及び縮減	23年度から実施	高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。また、その他の業務についても、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等により、業務の縮減を図る。
		出版物等の販売促進	23年度から実施	例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で１割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。
03	労働行政担当職員研修（労働大学校）	事業規模は縮減した上で、国が実施	23年度以降実施	労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。 その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	不要資産の国庫返納	政府出資金	23年度中に実施	一般勘定及び雇用勘定における不要資産（約３億円）を国庫納付する。
05	事務所等の見直し	霞ヶ関事務所	22年度中に実施	霞ヶ関事務所を廃止する。
06	保有資産の見直し	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物の国庫納付	23年度以降実施	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。

厚生労働省　雇用・能力開発機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	職業能力開発業務（職業訓練業務）	高齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクセンター等）は、高齢・障害・求職者雇用支援機構へ移管する。
			24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。
		ポリテクセンター等の都道府県への譲渡の推進	22年度から実施	ポリテクセンター等については、平成24年度までの間、受入条件が整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。
		地域職業訓練センター等の自治体への譲渡又は廃止	22年度中に実施	地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジの業務を自治体へ譲渡又は廃止する。
02	雇用管理に関する業務（助成金支給業務）	国に移管	23年度中に実施	雇用管理に関する業務（助成金支給業務）については、都道府県労働局（国）に移管する。
03	勤労者財産形成促進業務	廃止及び勤労者退職金共済機構への業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については勤労者退職金共済機構へ移管する。
04	【暫定業務】雇用促進住宅業務	高齢・障害・求職者雇用支援機構への業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務を高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する(平成33年度までに処理を完了する。)。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	雇用促進住宅利益剰余金	23年度中に実施	雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金（平成21年度末約576億円）については、平成23年度当初に必要な資金額を算出することにより、早急に納付額を確定し、国庫納付する。 なお、国庫納付に伴い、業務の効率化等あらゆる努力を行っても、なお将来事業に必要な資金が不足した場合には、必要な措置を講ずる。
06		国際能力開発支援センター剰余金等	23年度中に実施	当該センターの廃止に伴い、運営委託契約の精算業務を行い、委託先に留保されていた剰余金等（平成21年度末約５億円）については早急に引渡額を確定し、国庫納付する。
07		国際能力開発支援センターほか	22年度中に実施	国際能力開発支援センターほかを国庫納付する。
08		佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほか	23年度以降実施	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかを国庫納付する。
09		雇用促進住宅	33年度までに実施	雇用促進住宅を国庫納付する（保有数1,429住宅）。
10		職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地を売却し、国庫納付する。
11	保有資産の見直し	雇用促進住宅の処分	33年度までに実施	雇用促進住宅を順次処分し、国庫納付する（保有数1,429住宅）。
12		保有宿舎の廃止	22年度以降実施	すべての宿舎について整理を進め、平成23年度末までに、設立時の宿舎数に比して４割を超える宿舎を廃止する。木造（戸建て）宿舎は、原則として廃止する。
13		職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）を廃止し、売却する。
14	法人の廃止	雇用・能力開発機構の廃止	23年度中に実施	雇用・能力開発機構については、平成23年４月１日に廃止する。

厚生労働省　労働者健康福祉機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	労災病院業務等	（病院等業務） 診療連携の構築等、病院等業務の効率化、業務及び施設の一部廃止	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での国立病院との診療連携の構築や国立病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒しして早期に取りまとめる。
			23年度から実施	労災リハビリテーション作業所は現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。
			22年度から実施	経費の縮減、事業規模の見直しなど経営改善のための具体的な取組を推進し、運営費交付金を縮減する。
		（地方組織） 産業保健推進センター業務等の縮減 助成金事業の廃止	22年度から実施	産業保健推進センターの３分の２を上回る統廃合（ブロック化）、業務の縮減並びに管理部門等の集約化及び効率化を図る。当該センターの業務は、専門的・実践的な研修・助言等の業務に特化し、窓口を設置しての相談業務を廃止する。
			24年度末までに廃止	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を廃止する。
02	未払賃金の立替払事業	管理コストの効率化	22年度から実施	企業の倒産に当たっての雇用者の未払賃金の立替払業務について、更なる業務の効率化を図る。 立替払後の事業主等への求償については、求償権行使の周知徹底や裁判所への債権届出等必要な処理を速やかに行い、適切かつ厳格な債権回収を図る。
03	納骨堂業務	業務内容の改善	22年度から実施	産業殉職者の遺族等に配慮しつつ、業務改善に努める。
04	【経過業務】労働安全衛生融資等の貸付金回収業務	適切な債権管理	22年度から実施	貸付債権を適切に管理し、確実な回収に努める。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほか	22年度中に実施	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほかを国庫納付する。
06		労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほか	24年度以降実施	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほかを国庫納付する。
07	職員宿舎の見直し	宿舎料の適正化	23年度中に実施	適切な水準となるように宿舎使用料の見直しを行う。
08	取引関係の見直し	調達の効率化	22年度から実施	後発医薬品の積極的な導入、医療機器の共同購入の拡大等により購入金額を縮減する。
09	業務運営の効率化	繰越欠損金の解消	22年度から実施	繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。

厚生労働省　国立病院機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	診療事業	診療連携の構築等、拠出金比率の引下げ、ブロック事務所の廃止を前提とした合理化スケジュールの公表	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での労災病院との診療連携の構築や労災病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討する。 また、ブロック事務所については、平成22年度末を目途に、廃止した場合の課題等を整理した上で、廃止を前提とした合理化のスケジュールを公表し、着実に実施する。 診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。
02	臨床研究事業			
03	教育研修事業		23年度中に実施	診療事業に関する運営費交付金については、その使途を国の政策上特に体制確保が求められる医療のための費用に限定することにより縮減する。 長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を３%から2.4%へ引き下げる。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	不要資産の国庫返納	旧十勝療養所跡地ほか	22年度中に実施	旧十勝療養所跡地ほかを国庫納付する。
05	取引関係の見直し	契約の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、一者応札・一者応募となった契約については、個々に点検・見直しを実施する。 共同入札で購入する医薬品リストの見直し、共同入札対象とする医療機器の機種拡大等に取り組み、引き続き診療事業等に要するコストの削減を図る。
06	業務運営の効率化等	拠出金比率の引下げ	23年度中に実施	長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を３%から2.4%へ引き下げる。
07		事務・事業の効率化等	22年度から実施	長期債務残高の存在や老朽化する病院施設、医療機器設備の更新等に要する資金需要等にかんがみ、計画的に投資を進めるなど、事務事業の更なる効率化を図る。 また、十分な説明責任を果たすため、早急にガバナンスを強化する。

厚生労働省　医薬品医療機器総合機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	健康被害救済業務	更なる効率化	22年度から実施	適切な人員配置等による管理運営費の見直し等により、更なる効率化を図る。
02	審査関連業務	ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消	22年度から実施	ドラッグ・ラグは平成23年度までに、デバイス・ラグは平成25年度までに解消するとの目標に向け、主要業務への重点化に注力するとともに、具体的戦略として審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表（アクション・プラン）を作成する。また、毎年度、その進ちょく状況について評価・検証等を行い、確実に実施する。
03	安全対策業務	ガバナンスの抜本的な改革・強化	22年度から実施	厚生労働省からの出向者の削減等によるガバナンスの確保に努めるとともに、業務上の課題の解決に向けた取組に当たっては、最少限の人員増加、適切な人員配置を行った上で、成果について検証するなどPDCAサイクルによる適切な業務改善を行う。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	人事管理の見直し	国からの現役出向者の削減	22年度から実施	国からの現役出向者を削減し、課長級以上の職員に占めるプロパー職員の割合を４年以内に50%以上とする。
05	組織体制の整備	相談体制の見直し	22年度から実施	新医薬品・医療機器の審査の迅速化に資するために必要な相談を充実させつつ、現在の相談体制を見直す。
06		審査関連業務、安全対策業務の業務拡充	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消に向け、効率的な人材確保に注力するなど審査関連業務等を拡充する。
07		研修の強化	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを解消するために、人材育成のための研修を強化する。

厚生労働省　医薬基盤研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	基盤的技術研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の３事業に重点化する。また、ワクチン研究は、重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 単独研究については、本法人の技術及び設備の観点から当該法人の特徴がいかせる分野に特化し、研究を厳選する。 共同研究については、技術及び設備を踏まえ、本法人が研究の中核となる研究に特化する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。
			23年度から実施	代謝疾患関連の難病治療研究については、研究対象を神経変性疾患等に重点化するなどの見直しを図り、業務の縮減に努める。
02	生物資源研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、研究分野を重点化しつつ、難病以外のDNAバンクの廃止等により業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業については、類似する研究機関との役割分担を明確化し、重複研究を排除する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。
		自己収入の拡大	22年度から実施	細胞培養・分譲事業については、コストに見合った適正価格での分譲を行い、自己収入を拡大する。
			23年度から実施	関係法人と共同で実施しているバンク事業については、本法人が実施し、自己収入の拡大を図るスキームを構築する。
03	基礎的研究推進事業	国で実施	23年度から実施	厚生労働省、特定法人との関係、厚生労働省科学研究費等との関係の見直しを行った上、国で実施する。
04	実用化研究支援事業	事業の廃止、納付金の国庫納付	23年度から実施	事業を廃止する。ただし、委託金交付先からの納付金回収が終了するまで経過業務は継続する。 既存の委託研究については、今後、研究成果が生じた場合に、委託先からの納付金を国庫納付する。
05	希少疾病用医薬品等開発振興事業	国で実施	23年度から実施	国による実施スキームを構築する。
06	【経過業務】承継事業	事業の廃止	35年度までに実施	事業を廃止する。ただし、既出融資の回収が終了するまで経過業務は継続する。 業務縮小に伴う債権の回収・管理業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
07	不要資産の国庫返納	政府出資金（開発振興勘定）	23年度中に実施	開発振興勘定における投資有価証券及び長期性預金（約25億円）を国庫納付する。
08		政府出資金（承継勘定）	23年度以降実施	承継勘定における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券（約48億円）については、早急に返納額を確定した上で一部を国庫納付する。
09		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（一部）	22年度中に実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、地方自治体に売却した土地の売却額を国庫納付する。
10		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（その他）	24年度以降実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地を国庫納付する。
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

厚生労働省　年金・健康保険福祉施設整理機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	厚生年金病院・社会保険病院の取扱い	病院の計画的な整理	22年度中に実施	病院については、早期の計画的整理完了に向けて適切に事業を推進する。
		業務の効率化	22年度から実施	オフィスの縮小、コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	サテライトオフィス	23年度以降実施	サテライトオフィス（東京）を廃止する。

厚生労働省　年金積立金管理運用独立行政法人

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	年金積立金の管理・運用	年金積立金の適切な運用及び運用実績の適切な開示	22年度から実施	株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散等について、年金積立金の管理・運営の在り方を検討するために設置された運用委員会の意見を活用しつつ、適切な管理運用を推進し、運用実績の適切な開示を図る。
		業務の効率化	22年度から実施	コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	不要資産の国庫返納	日野職員宿舎	23年度中に実施	日野職員宿舎を国庫納付する。
03		行徳職員宿舎	24年度中に実施	行徳職員宿舎を国庫納付する。
04	組織体制の整備	監査機能の強化	22年度中に実施	監査内容の充実、金融実務経験者の監事への採用等により監査機能の強化を図る。
05	業務運営の効率化等	内部統制の徹底	22年度中に実施	職員の研修、管理の強化等により、内部統制を徹底する。

厚生労働省　国立がん研究センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省　国立循環器病研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省　国立精神・神経医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省　国立国際医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	国際協力事業			
07	看護大学校事業			
08	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
09	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
10		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省　国立成育医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省　国立長寿医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

農林水産省　農林水産消費安全技術センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農薬関係事業	自己収入の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査事業並びに農薬、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。また、新試験の項目の追加（飼料添加物関係試験、重金属管理関係試験）による業務量の増加については、人員増とならないように業務の効率化を行う。
02	飼料及び飼料添加物関係事業			
03	肥料及び土壌改良資材関係事業			
04	食品等関係事業	消費者庁、国民生活センター等との役割分担の明確化	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	24年度以降実施	堺ほ場の廃止に伴い生じた不要資産を国庫納付する。
06	事務所等の見直し	門司事務所の見直し	24年度中に実施	門司事務所について、統合に必要な経費とその確保について検討し、福岡センター（旧肥飼料検査所）と統合して業務の効率化を図る方向で検討を進める。
07		札幌センターの効率的な業務運営	23年度から実施	小樽事務所の機能を札幌市内の新事務所に移転し、旧札幌センターと一体的に運営するとしているが、いまだに統合の効果が限定的であるため、統合の利点をいかした、より効果的・効率的な業務運営を図る。
08		堺ほ場の廃止	24年度中に実施	他の法人とほ場の共同利用を図るなどの方法により、堺ほ場を廃止する。

農林水産省　種苗管理センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	一層の効率化（栽培試験業務の民間委託等による効率化）	23年度以降実施	栽培試験の効率化の観点から、現在一部の品種において実施されている民間委託の拡大を図るため、公募案件数を拡大する。栽培試験の結果については、電子媒体での検定・報告を推進し、審査等に係るコストについて一層の効率化を図る。
		品種保護相談役（品種保護Gメン）事業の見直し	22年度から実施	海外における育成者権侵害については、類似性試験対象作物の拡大、侵害情報の提供など税関等における水際対策への協力を主とし、品種保護Gメンの東アジア地域への派遣事業については、事業規模を縮減する。
02	農作物の種苗の検査	受益者負担の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査については、管理費も含めて検査コストに見合った手数料を徴収するように価格設定を見直す。
03	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	ばれいしょ及びさとうきびの原原種配布価格の引上げによる自己収入の拡大	23年度から実施	本法人による原原種の生産コストと本法人から都道府県への原原種の配布価格とに大きな乖離があるため、特にばれいしょについて関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなく原原種の配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。
		余剰・規格外原原種の処分方法の見直しによる自己収入の拡大	22年度から実施	余剰・規格外原原種の処分については、一般種苗用の販売の拡大など自己収入の拡大を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
04	取引関係見直し	規格外原原種の処分に係る取引の見直し	23年度から実施	余剰・規格外原原種の処分のうち、でん粉原料用として売却するものについては、民間企業等に随意契約で売却されているため、契約の在り方を見直し、一般競争入札に改める。

農林水産省　家畜改良センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	全国的な視点での家畜改良	家畜改良業務の事業規模の縮減（家畜の多様化、系統造成の支援に特化）	23年度以降実施	乳用種雄牛の検定業務の民間移行、系統豚造成の段階的廃止等により事業規模を縮減するとともに、種畜の多様化に特化した業務体系に移行する（泌乳持続性や飼料利用性の重視など）。
		精液採取用種雄牛の貸付業務の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	精液採取用種雄牛の貸付けの入札については、応札者数が少ないことから、周知活動を強化するなどの方法により更に競争性を高める。
		調査研究業務について事業規模の縮減	23年度から実施	業務効率化のための調査に特化し、より研究要素の強い業務（資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査）は他の研究開発法人（特に農業・食品産業技術総合研究機構（畜産草地研究所））や大学、民間等にゆだねるなど役割分担を明確化し、事業規模を縮減する。
02	飼料作物種苗の増殖	種苗（原種）の提供価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	提供価格については、栽培用種子の農家への販売価格に及ぼす影響に留意しつつ、原則として生産コストに見合った金額に見直すとともに、より競争的な契約手続を導入し、自己収入の拡大を図る。
03	牛トレーサビリティ業務	－	－	－
04	種畜検査及び種苗検査	種畜検査の自治体移管	23年度以降実施	総コストの縮減を図りつつ、各都道府県における検査能力水準の斉一化、検査結果についての責任問題の整理を行い、事業を自治体に移管する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	23年度以降実施	「取引関係の見直し」に伴い生じた不要資産を国庫納付する。
06	取引関係見直し	土地等の貸付けの見直し	23年度以降実施	本所（福島県）において貸付けを行っている土地（社団法人家畜改良事業団：土地約700㎡・建物約460㎡・無償、社団法人ジャパンケネルクラブ：土地約1万㎡、約21万円/年）については、土地の売却又は適正価格による貸付けを行う。
07	人件費の見直し	技術専門職員の見直し	23年度以降実施	技術専門職員が担当する家畜管理、飼料生産業務等については、費用対効果の観点から十分に精査し、アウトソーシングを促進する。

農林水産省　水産大学校

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	水産に関する学理及び技術の教授及び研究	水産業を担う人材の育成教育の在り方に係る検討及び事業規模の縮減	23年度から実施	事業仕分けの結果を踏まえ、専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るほか、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について引き続き検討する。また、次期中期目標期間において、田名臨海実験実習場を廃止し国庫納付することなどを検討し、事業規模を縮減する。

農林水産省　農業・食品産業技術総合研究機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農業・食品産業技術研究等業務（試験研究並びに調査、プロジェクト研究（受託研究））	研究テーマの重点化と組織・人員の見直し	23年度以降実施	研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、６センター、８研究所及びその下に設置されている28研究拠点・支所・試験地において硬直的に事業を実施している体制について整理し、見直しを行う。 また、政策部局による評価を本法人の内部評価に反映させ、ニーズや進ちょくに合わせて機動的に研究の中止・変更を行う。現在の研究テーマについても、以下の事業の廃止を含め、農業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。 「農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発」「地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発」「農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会学的解明」等本法人で実施する必要性に乏しい研究課題を廃止する。この際、３Ｄドームシアターを処分する。 「フェロモン利用等を基幹とした農薬を50%削減するりんご栽培技術の開発」「RNAサイレンシング等を活用した大豆わい化病抵抗性付与技術の開発」「育種工学的手法による甘しょへの病害抵抗性付与技術の開発」等研究の進ちょく状況により他機関に研究をゆだねることが適当な課題を廃止する。 「北海道地域における高生産性畑輪作システムの確立」事業に関連する「大型機械テラドス」に係る研究等の研究開始から相当期間経過しても民間での活用実績が少ない研究を廃止し、機器を処分する。 「経営計画・販売管理・財務分析を統合した経営意思決定支援システムの開発」「農村景観シミュレーター」事業等のシステム開発については、研究成果の早期民間移転を図る。
		共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、４法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していること、プロジェクト研究以外でも４法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、４法人の研究や人員を一体化・融合することでシナジー効果・効率化を図る。
02	農業・食品産業技術研究等業務（教授業務）	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直し	22年中に実施	農業者大学校については、平成23年度から新規募集が停止されているところであり、「廃止」との事業仕分けの結果を踏まえ、在学生に配慮しつつ、農業経営者育成教育の在り方を抜本的に見直す。
03	農業機械化促進業務	研究業務の実現可能性の高い研究テーマへの重点化による規模の縮減	23年度から実施	研究業務については、研究テーマの採択に係る事前審査及び中間審査を強化する。 農業政策上緊急的に措置が必要なもの、及び、実現可能性（高コストでないことを含む）が高い分野に限定し、事業実施のための評価スキーム等を確立する。 共同研究における民間企業の負担割合を増加し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう見直す。
		受益者負担の拡大	24年度から実施	型式検査業務及び安全鑑定業務については、更なる受益者負担の拡大を図る。
04	基礎的研究業務	事業実施方法・主体の見直し	23年度から実施	平成23年度の新規採択から、自己への資金配分はやめ、主体については国又は他の専門的機関等への一元化を検討する。
		ウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業の廃止	22年度中に実施	事業開始から10年が経過しており、事業継続の必要性に乏しいため、事業を廃止する。
05	民間研究促進業務	事業の廃止の検討	23年度から実施	平成23年度から新規採択は行わず既存案件の業務を残して廃止することを検討する。
06	【経過業務】特例業務	事業の廃止	27年度中に実施	平成27年度までに株式の処分等を行い、業務を廃止する。この際、残余資産があれば国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
07	不要資産の国庫返納	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債	23年度中に実施	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債（約２億円）を国庫納付する。
08		土地の売却等によって生じた不要資産	23年度中に実施	農業者大学校の本部所在地への移転の際に生じた不要資産（約8.6億円）を国庫納付する。
09		農業者大学校用施設	24年度以降実施	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直しに伴い、農業者大学校関連施設のうち、不要となるものを国庫納付する。
10	事務所等の見直し	東京事務所の移転	23年度中に実施	東京事務所、東京リエゾンオフィスについては、本部（つくば市）を含めた東京23区外へコストを縮減する形で移転する。
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。
12		新たなガバナンス体制の構築	23年度以降実施	研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、６センター及び８研究所の下に設置されている28研究拠点・支所・試験地については、硬直的に事業を実施している体制の見直しを行う。

【その他】

13	４研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

農林水産省　農業生物資源研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	生物資源の農業上の開発・利用に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、４法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも４法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、４法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。
		依頼照射事業の自己収入の拡大	23年度から実施	放射線育種場について、依頼照射料金（野外照射：12,100円、室内照射：5,800円）を見直し、自己収入の拡大を図る。この際、依頼照射が無料となっている他の法人、国大法人に対し有料化を検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	放射線育種場寄宿舎の廃止	23年度以降実施	放射線育種場に設置されている寄宿舎を廃止する（平成21年度利用率6.5%）。
03	組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：743万円、特許収入：171万円）。

【その他】

04	４研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

農林水産省　農業環境技術研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、４法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも４法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、４法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化につながる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：12万円、特許収入：23万円）。

【その他】

03	４研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

農林水産省　国際農林水産業研究センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	開発途上地域の農林水産業に関する技術の試験研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、４法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも４法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、４法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。
		オープンラボ（島嶼環境技術開発棟）の利用料徴収による自己収入の拡大	23年度から実施	当該施設について、受益者負担拡大の観点から利用料を徴収し自己収入を拡大する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：1053万円、特許収入：16万円）。

【その他】

03	４研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

農林水産省　森林総合研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	森林・林業分野の研究の推進	研究課題の重点化（事業規模の適正化）	23年度から実施	森林・林業政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。 また、本省の政策部局における施策ニーズに一層的確に対応するよう、現在の研究テーマについて森林・林業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、研究課題の重点化を図り、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。 この際、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を廃止する。
		国立環境研究所との連携等	23年度から実施	温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、国立環境研究所において関連する研究が行われており、引き続き研究課題の重複の排除を図るとともに、国立環境研究所との連携を強化する。
02	林木育種事業	種苗配布価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	少量多品種の種苗を育成し、都道府県に原種を配布しているが、より低コストで大量生産された種苗の市場価格と同程度の価格設定であるため、優良種苗の普及に配慮しつつ配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。
03	水源林造成事業	事業の効率化等	23年度から実施	水源林造成事業に掛かる経費については、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積もるなど事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。 また、経過措置として旧緑資源機構から本法人が承継した水源林造成事業は、当分の間、本法人での実施を継続することとしているが、水源林造成事業の受け皿法人の検討について早期に結論を得る。
04	特定中山間保全整備事業等	事業の廃止	25年度目途実施	特定中山間保全整備事業は、現在実施中の２区域の事業完了をもって廃止する。
			24年度目途実施	農用地総合整備事業は、現在実施中の４区域の事業完了をもって廃止する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05	事務所等の見直し	森林農地整備センター本部及び関東整備局の移転・共用化	23年度から実施	森林農地整備センター本部（川崎）及び関東整備局（赤坂）については、森林総合研究所の本所（つくば）との統合を含め、業務効率化の観点から適切な形での移転・共用化を検討し、実施する。
06		各整備局及び水源林整備事務所の縮減	24年度から実施	水源林整備事務所（33か所）について、事務所数の縮減を進める。また、各整備局と研究部門の事務所（５か所）との共用化について検討する。
07		分室の廃止	23年度中に実施	成宗分室（東京都杉並区）及び青山分室（岩手県盛岡市）を廃止する。

農林水産省　水産総合研究センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	水産物の安定供給確保のための研究開発	水産業に成果が直結する研究に特化した整理統合を行い、重点化（事業規模の縮減）	23年度から実施	水産業に係る政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化を図るなど事業実施体制を見直し、事業規模の縮減を図る。 また、本省が行う水産業に係る施策の内容を法人の内部評価に反映させ、現在の研究テーマについては、水産業に係る政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、調査研究の重点化を図る。 この際、「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」を廃止する。
02	水産業の健全な発展と安全・安心な水産物供給のための研究開発			
03	研究開発の基盤となる基礎的・先導的研究開発及びモニタリング等			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04	不要資産の国庫返納	漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金	23年度中に実施	漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金のうち約11億円を国庫納付する。
05	事務所等の見直し	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化	23年度以降実施	栽培漁業センター、さけます事業所及び水産研究所の組織の一元化によって事業所数の更なる縮減を図るとともに、技術普及・モニタリングのみを行っているさけますセンターについては、近隣のさけます事業所への統合を図る。
06		利用率の低い宿泊施設の在り方の見直し	23年度以降実施	西海区水産研究所石垣支所研修宿泊棟（稼働率：６%）、北海道区水産研究所外来研究員宿泊所（稼働率：７%）、東北区水産研究所外来研修員宿泊施設（稼働率：３%）等の利用率の低い施設については、これらの宿泊施設の近年の利用状況、必要性及び費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止を含めて検討する。

農林水産省　農畜産業振興機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	畜産関係業務	プール資金の在り方を見直し、緊急性のある事業以外は国直轄で実施することも含め、事業を整理・縮減	23年度から実施	経営安定及び需給・価格安定事業のうち、緊急性が必ずしも高くない資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業については国直轄で実施するとともに、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止し、その他畜産業振興事業については更に事業を縮減する。また、本法人の保有資金及び公益法人に造成している基金を真に必要な限度まで縮減する（財団法人畜産環境整備機構のリース基金の段階的な廃止、引上げ等）。
02	野菜関係業務	指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について事業規模の縮減、制度設計の見直し	23年度から実施	指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費全体分における資金の保有率を50%から30%に低減するなどプール資金の在り方を見直すことにより、事業規模を縮減する。
		契約野菜安定供給制度について事業の廃止を含めた抜本的な制度の見直し	23年度から実施	契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援や、野菜の価格・数量変動への対応などを踏まえた契約野菜関係についての新しい支援政策を制度化し、利用実績が著しく低い現行事業の実施は取りやめる。
03	砂糖関係業務	砂糖勘定の累積欠損の低減	23年度から実施	砂糖勘定の累積欠損を低減するため、負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出を適正化するとともに、生産者等による経営努力のインセンティブをより高める枠組みとなるよう見直しを行う。
04	情報収集提供業務	事業規模の縮減	23年度から実施	海外事務所を廃止することに伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	野菜関係業務の未活用資金	22年度から実施	野菜関係業務の縮減に対応し不要となる資金の国庫納付については、事業仕分け結果を踏まえ、年内に結論を得て、措置する。
06	事務所等の見直し	海外事務所の廃止	22年度中に実施	海外事務所を廃止する。
07		本部事務所経費の縮減	23年度から実施	本部事務所（麻布台）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。

農林水産省　農業者年金基金

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農業者年金事業（新制度）	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づく業務改善等	23年度から実施	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づき、農業者年金事業の業務の改善等を着実に行う。
02	農業者年金事業（旧制度）	－	－	－
03	農地等の買入資金に係る債権管理（旧制度）	－	－	－

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	本部事務所経費の縮減	23年度から実施	本部事務所（西新橋）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。

農林水産省　農林漁業信用基金

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農業信用保険業務（農業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（農業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。
02	林業信用保証業務（林業信用保証勘定）	低利預託原資貸付業務（林業）の再設計	23年度から実施	ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、制度の見直しの検討を進める。
03	漁業信用保険業務（漁業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（漁業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。
04	農業災害補償関係業務（農業災害補償関係勘定）	事業の見直し	23年度以降実施	中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減する。
05	漁業災害補償関係業務（漁業災害補償関係勘定）			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
06	不要資産の国庫返納	農業信用保険勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を廃止し、政府出資金全額（125億円）を国庫納付する。
		林業信用保証勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を再設計し、政府出資金全額（171億円）のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない金額（73億円）を国庫納付する。
		漁業信用保険勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を廃止し、政府出資金全額（60億円）を国庫納付する。
		農業災害補償関係勘定の利益剰余金及び政府出資金	23年度中に実施	事業の見直しに伴い当該勘定の利益剰余金及び政府出資金のうち40億円を国庫納付する。

経済産業省　経済産業研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	調査及び研究業務	研究テーマの重点化による国費の縮減 自己収入の拡大	23年度から実施	経済産業政策における課題の把握を踏まえた研究など、経済産業政策形成への貢献度が高い研究に重点化するための仕組みを作り、予算の効率的な執行を通じて国費投入を縮減する。 競争的資金の獲得等により、引き続き自己収入の拡大に努める。
		計画的な予算執行	22年度から実施	運営費交付金について、研究管理を厳格に行い、計画的な予算執行に努める。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	分室の廃止又は徹底的な効率利用	23年度以降実施	分室の廃止又は他の法人との共用化等、施設の徹底的な効率利用を図る。
03	組織体制の整備	政策シンクタンク機能の強化	22年度中に実施	政策シンクタンク機能を強化するため、大学、産業界等の外部専門家からなる委員会を設置し、研究の進行に応じ適切な関与を行う。

経済産業省　工業所有権情報・研修館

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	工業所有権情報の収集及び提供事業	特許電子図書館（IPDL）事業の廃止	26年度中に実施	特許電子図書館（IPDL）事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、本法人の事業としては廃止する。 なお、窓口業務等を行うに当たっては、ユーザーに対する質の向上に努める。
		他法人等との連携強化	22年度から実施	相談業務について、特許庁のほか、地方経済産業局等や民間法人においても各種相談業務が実施されていることから、相談業務を含め、役割分担の整理及び連携強化を行い、効率的に業務を実施する。
02	工業所有権情報の流通促進事業	事業の廃止	22年度中に実施	廃止する。
03	人材育成事業	特許庁職員向け研修の国直接実施	23年度から実施	特許庁職員向け研修については、制度的見直しの中で、国が直接実施する事業として整理・検討する。
		特許庁職員向け研修を除く研修の民間実施等	24年度以降に実施	特許庁職員向け研修を除く研修の実施については、民間の判断に任せる。ただし、特許庁の業務の迅速化等に資する研修については、必要に応じて、民間に対する補助の導入等、適切な業務実施の在り方について検討を行う。
04	知財情報活用の高度化推進	国の他の施策との役割分担・連携の精査	22年度中に実施	大学・中小企業支援施策との役割分担・連携を検証した上で、効率的に業務を実施する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	事務所等の見直し	地方閲覧室の廃止	22年度中に実施	すべての地方閲覧室を廃止する。
06	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善、特定の企業との関係の見直し	22年度から実施	公開特許公報英文抄録作成及び欧米特許明細書等和文抄録作成については、適正な規模に分割した上での調達に改めるなどの改善を図り、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努め、特定の企業への契約の集中について改善を図る。
07	組織体制の整備	特許庁の新業務システムの運用開始に伴う体制・職員の縮小の計画的実施	26年度から実施	特許庁の新業務システムの運用開始に伴い、体制・職員の縮小を計画的に実施する。また、現行システム稼働の間の経費について抑制を図る。

【その他】

08	独立行政法人の形態で行うことが真に効率的かどうか、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施することを検討する。（国の直接実施とする場合に当たっては、当該事業が真に国が行うべきものであるかどうかを厳しく精査する）。

経済産業省　日本貿易保険

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	貿易保険事業	民間事業者の事業機会拡大のための環境整備	22年度から実施	民間事業者への販売委託や民間保険との協調保険といった取組の推進に加え、平成23年度を目途に導入する新たな取組を検討し、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備する。
		利便性の向上	23年度から実施	中小企業関係機関等との連携を強化し、地方の中小企業が貿易保険を利用する上での利便性を向上させる。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	大阪支店の規模の見直し	23年度中に実施	大阪支店については、地方の中小企業等に対する利便性向上に配意しつつ、機能を中小企業等の顧客に対するサービスに限定し、それに見合った規模に縮小する。
03		海外事務所の見直し	22年度から実施	各海外事務所については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。また、必要性について検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。
04	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に努める。
05	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。

【その他】

06	平成22年10月の事業仕分け結果（「特別会計の廃止（国以外の主体に移管）」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」）を踏まえ、特別会計の枠組みの在り方における新たな制度設計の中で、本法人の在り方について全般的な見直しを行う。その際、貿易保険の利用者に不便が生じないよう対応する。

経済産業省　産業技術総合研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	鉱工業等に関する科学技術の研究開発等	研究テーマの重点化による事業規模の見直し	22年度から実施	グリーンイノベーション、ライフイノベーション等の分野への重点化により、事業規模の見直しを行う。また、毎年度、外部専門家による評価を実施し、産業創出の展望が見えないと判断されたテーマはその年度をもって廃止する。平成22年度においては、高レベル放射性廃棄物の放射線源としての利用に係る研究課題の廃止を検討する。
		重複排除・連携強化	22年度から実施	運営費交付金による研究開発については、本法人の新規テーマ設定を審査する諮問委員会への他の独立行政法人の研究者等の参加、他の独立行政法人との研究協力協定の締結等の調整システムを構築し、関連分野の研究開発を実施する他の独立行政法人との重複排除・連携強化を徹底する。
		新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の資金の獲得の見直し	23年度から実施	NEDOの資金の獲得を見直し、本法人が実質的に単独で行う研究プロジェクトについては、NEDOの資金を使用しない。
02	国家計量標準の整備	研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施	国家計量標準の開発に係る研究については、グリーンイノベーション、ライフイノベーション、産業国際展開（国際通商を支援する計量標準等）の分野に重点化する。新規の国家計量標準の整備はこれらの分野に限定する。
03	地質調査	地質調査、研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施	地質調査、地質情報活用に係る研究については、領土の保全を含む資源確保、原子力発電所等インフラ立地、防災等の政策的観点から必要性が高い地域、研究テーマに重点化する。地質図幅の作成数については、全国一律の整備を見直し、インフラ立地等の観点から早急に作成する必要のある地域等に限定する。
04	地域産業の技術力の向上	地域センターの研究分野の重点化	23年度から実施	地域センターにおける研究分野については、地域の産業集積、技術的特性をいかし、我が国の産業競争力強化のための技術開発センターとしての重点化を促進し、本部における研究との役割分担・連携を徹底する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	直方サイト	22年度中に実施	直方サイトを国庫納付する。
06	事務所等の見直し	地域における研究サイトの廃止	22年度以降実施	秋葉原サイトを平成23年３月に廃止する。 つくば苅間サイト、小金井サイトについてはそれぞれ、平成22年度末、平成23年度末に見直しを行い、共同研究終了時に廃止する。 その他研究サイトについては、研究プロジェクト終了時に、廃止を含めた見直しを徹底する。
07		特許生物寄託センターと製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	本法人の特許生物寄託センターと、製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。
08	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
09	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	22年度から26年度	企業との共同研究などの促進、国内のみならず海外からの資金獲得、研究施設の外部利用等の際の受益者負担の適正化等により、外部資金による研究規模が第３期中期目標期間（平成22年度から平成26年度）終了時までに運営費交付金の50%以上となることを目指す。

経済産業省　製品評価技術基盤機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	製品安全関連業務	国民生活センター等との連携強化等	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析で、本法人が分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。 各支所で行っている製品事故の原因究明等に係る業務については、消防、警察等とそれぞれの役割を踏まえた連携の在り方を検証し、業務のより効果的・効率的な実施を図る。
		地方支所の効率化	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。
02	化学物質管理関連業務	事業の在り方の見直し	23年度から実施	化学物質審査規制法に基づく規制業務が主であることから、どのような形で行うことが真に効率的か事業の在り方を検討する。
		化学物質管理関連業務の効率化	23年度から実施	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出に当たり、二次元コードの利用を促進することにより、届出事業者の利便性の向上及び電子化処理等の一層の効率化を図る。
03	バイオテクノロジー関連業務	特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。
		生物遺伝資源センターの業務実施の見直し	23年度以降実施	生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用及び人員の業務兼務等によるコスト削減を行う。
04	適合性認定関連業務	適合性認定関連業務の効率化	23年度から実施	標準物質総合情報システムへの情報入力を自ら行うことができる事業者の拡大を図ることにより、当該システムに係る業務の効率化を図る。
05	講習業務	事業の廃止	22年度から実施	電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習については、民間にゆだねる具体的な方策を平成22年度から検討を行い、所要の見直しを行った上で、本法人の業務としては廃止する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
06	事務所等の見直し	地方支所の効率化（再掲）	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。
07		特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合（再掲）	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。
08	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	22年度から実施	各事業分野において運営費交付金以外の外部資金（委託費等）の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。

経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	【研究開発関連業務】技術シーズ育成事業	研究開発関連業務の事業の重点化	23年度から実施	資金配分を徹底的に見直し、他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化等に取り組み、事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。
02	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業①研究開発	研究開発関連業務の抜本的見直し 事業規模の縮減・重点化 ア）ナショナルプロジェクトについて、一者への資金配分の徹底的な見直し イ）産業技術総合研究所との関係の見直し ウ）本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 エ）他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	研究開発関連業務については、研究開発法人の在り方が見直される中で、文部科学省や産業技術総合研究所等との関係も含めて抜本的にその在り方を見直す。 あらかじめ研究内容等を設定した政府主導の国家プロジェクトに重点化することとし、以下の取組を行う。 ・ナショナルプロジェクトについて、本法人の研究開発マネジメント機能がいかされない、一者への資金配分の徹底的な見直し ・本法人が実質的に研究開発マネジメントをしていない産総研への資金配分は全廃するなど、資金配分の徹底的な見直し ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化 以上により、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえた事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。
03	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業②実証事業			
04	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業③基盤技術促進事業	新規採択の廃止、資金回収の徹底	23年度から実施	新規採択については廃止し、既往案件について、事業化計画等に関する進ちょく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づき、研究委託先からの収益納付・配当の促進により資金回収の徹底を図る。
05	【研究開発関連業務】実用化・企業化促進事業	事業規模の縮減・見直し ア）本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 イ）他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	予算の効率的な使用を進めるとともに、以下の取組を行う。 ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化
06	新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等①導入補助等	単純な普及支援の廃止又は他の民間団体への移管による国費の縮減	23年度中に実施	専門性を有しない単純な普及支援は、廃止又は他の民間団体へ移管することにより、国費を縮減する。
		補助事業の重点化等による見直し	22年度から実施	専門性を有する普及支援については、平成21年11月の事業仕分け結果を踏まえた先端的な技術・設備への補助対象の重点化を行うとともに、地球温暖化対策に向けた議論を踏まえ、事業の見直しを行う。
07	新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等②新エネ債務保証	新エネルギー利用等債務保証の資金の国庫納付	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要な額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。
08	新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等③石炭資源開発	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。
09	京都メカニズム事業	国の判断・責任の下で実施	27年度までに実施	京都クレジットの取得は平成25年度末に終了見込みであることから、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づき、クレジット量の検証等が終了した段階で廃止する。 平成25年度以降の新たなメカニズムについては、国際的な検討状況等を踏まえつつ、独立行政法人の制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
10	【経過業務】鉱工業承継業務	鉱工業承継勘定の出資金の国庫納付	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。
11	【経過業務】石炭経過業務	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
12	不要資産の国庫返納	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金（約10.6億円）を国庫納付する。
13		省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金（約21.8億円）を国庫納付する。
14		新エネルギー利用等債務保証の資金（再掲）	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要な額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。
15		鉱工業承継勘定の出資金（再掲）	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。
16		省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金	23年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金（５億円）を国庫納付する。
17		区分所有宿舎	23年度以降実施	区分所有宿舎（６戸）の売却を行い、売却収入を国庫納付する。
18		粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫	22年度以降実施	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫については引き続き売却処分等を実施する。
19		伊東敷地	22年度以降実施	伊東敷地を国庫納付する。
20		研究設備（噴出試験設備）	22年度以降実施	平成22年度末の地熱開発促進調査事業終了後、売却する。
21		白金台研修センター	23年度中に実施	白金台研修センターを現物納付する。
22	事務所等の見直し	地方支部の廃止	24年度以降実施	地方支部（北海道、関西、九州）については、小規模な北海道支部は廃止し、関西・九州支部は管理機能を本部に統合する。 なお、九州支部は石炭関連業務の石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管問題を踏まえて検討する。
23		会議室の共用化	23年度中に実施	東京会議室について、他の独立行政法人と共用化を図り、本法人単独での借上げは廃止する。
24		海外事務所の見直し	22年度中に実施	各海外事務所について、廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
25	取引関係の見直し	民間からの出向者数の見直し	23年度から実施	民間からの出向者数については、平成22年４月の事業仕分け結果を踏まえ、計画的に抑制する。

経済産業省　日本貿易振興機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	我が国中小企業等の国際ビジネス支援	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある８か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。
		海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。
		事業規模の見直し	23年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、経費の縮減等の措置を講じつつ、海外有力展示会への出展に係る中小企業への支援、ミッション派遣の際の相手国政府等との調整、海外市場動向を踏まえた輸出有望案件の発掘等、これまでに構築された内外のネットワークをいかした事業に重点化するとともに、国内事業者向けＥＰＡ制度の情報提供等、必要性の低下した事業を廃止し、事業規模を見直す。
		利用料金等の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	国内外で提供している各種サービスについて、無償・有償の範囲の検討や利用料金等の見直しを行い、自己収入の拡大を図る。
02	対日投資拡大	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の縮減	23年度中に実施	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）テンポラリーオフィスについて、企業の入居率が低いものがあることなどを踏まえ、その規模について見直し、効率化した上で、入居率が改善しないものは廃止する。
		対日投資ハンドブック発行事業の廃止	22年度中に実施	対日投資ハンドブック発行事業を廃止する。
03	開発途上国との貿易取引拡大	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくものへの特化	23年度中に実施	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（EPAに基づき相手国に対して行う専門家派遣等産業協力事業、TICADⅣのフォローアップ等）に特化し、それ以外の事業は原則として実施しないこととする。
		ASEAN・インド物流円滑化支援事業の廃止	22年度中に実施	ASEAN・インド物流円滑化支援事業を廃止する。
04	調査・研究等	アジア経済研究所の日本貿易振興機構との統合効果の検証	23年度中に実施	アジア地域等の調査業務については、アジア経済研究所と日本貿易振興機構の統合によるシナジー効果を検証しつつ、両者の業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	敷金・保証金等	22年度及び23年度以降実施	敷金・保証金等（約353億円）を国庫納付する。
06		有価証券評価差額金	23年度中に実施	有価証券評価差額金（約6.2億円）を国庫納付する。
07		JETRO会館	23年度中に実施	JETRO会館を国庫納付する。
08	事務所等の見直し	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進（再掲）	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある８か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。
09		海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止（再掲）	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。
10	事務所等の見直し	職員宿舎の集約化、職員宿舎の自己負担割合の見直し	22年度中に実施	低い入居率等効率的利用が図られていない職員住宅を見直し、集約化を図る。また、職員宿舎の職員の自己負担率については、国家公務員の負担率に準じ、引上げを検討する。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（人件費の抜本的改革）を踏まえ、ラスパイレス指数を更に引き下げるため、賞与の引下げ等の措置を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
12	人事管理の見直し	現役出向の見直し	22年度から実施	現役出向については、その必要性を検証し、適材適所を徹底する。
13	業務運営の効率化等	管理費の見直し	22年度から実施	管理費を抜本的に見直し、縮減する。

経済産業省　原子力安全基盤機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	検査等業務	国の判断・責任の下で実施	23年度から実施	事務・事業の見直しを行った上で、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
02	安全審査等関連業務			
03	防災関連業務			
04	調査、試験、研究等業務			
05	情報の収集、整理等業務			
06	防災関連業務（再掲）	業務の重点化	23年度から実施	軽水炉における防護対策計画の策定手順等については、知見が蓄積されてきたことから、新型炉・核燃料施設事故や複合事故への対応など、より専門性の高い防災対策に重点化する。
07	調査、試験、研究等業務（再掲）	外部評価の充実	23年度から実施	計画段階からの外部評価を充実することにより、規制の充実・高度化に直結するものに重点化する。
08	情報の収集、整理等業務（再掲）	業務の重点化	23年度から実施	情報収集業務については、民間データベースの活用や収集対象とする情報の絞込み等により効率化を図り、事故トラブル情報の分析業務に重点化する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
09	事務所等の見直し	ワシントン事務所の徹底的な効率利用	22年度から実施	海外事務所（ワシントン）については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。
10		本部事務所の見直し	23年度以降実施	緊急時対応の必要性を踏まえた上で、効率化の観点から、２か所の本部事務所を早期に統合する。
11	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善等	22年度から実施	公告期間の延長、情報提供の促進、分りやすい仕様書等の作成、入札説明会の開催、応札要件の緩和等を講じ、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。 また、公益法人との契約については、一般競争入札に趣旨に反していないかどうかの観点から徹底的に見直す。特に継続的に契約の相手方となっている公益法人との契約については、ゼロベースで見直す。
12	業務運営の効率化等	管理・業務支援等のIT総コストの削減	22年度から実施	サーバリース費用、運用管理費用、ランニングコスト等の削減等を図り、平成23年度のIT総コストを平成22年度比で30%以上の削減を達成する。

経済産業省　情報処理推進機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	情報セキュリティ等対策の推進	国費の縮減及び仕組みの見直し	23年度中に実施	情報セキュリティ対策業務の実施体制を見直し、予算の効率的な執行、人件費の節減等により一層のコスト削減努力を行い、重点化する。
02	情報システムの信頼性の向上	民営化を含めた抜本的な見直し	24年度中に実施	これまでの事業の成果が情報システムの信頼性の向上にどのように貢献したかを厳格に評価し、民間による事業の代替可能性を検討した上で、事業の在り方を抜本的に見直す。その際、適切な受益者負担の在り方も検討する。
03	高度IT人材の育成（スキル標準等）	民間では代替困難な業務以外の廃止	24年度中に実施	情報処理技術者試験以外のIT人材の育成業務については、情報処理技術者試験の適切な運営に不可欠な業務など、民間では代替が困難な業務に特化し、他の業務は廃止する。
04	高度IT人材の育成（情報処理技術者試験等）	試験実施業務の民間実施	23年度中に実施	平成22年11月の事業仕分け結果を踏まえ、公的な試験という位置付けは維持しつつ、試験の企画業務（問題作成等）以外の試験実施の業務のすべてを民間で実施する。地方組織（６地方支部）は全廃する。
05	オープン・クラウド環境整備	事業の廃止（独立行政法人の事業として行わない）	23年度中に実施	緊急性、官民の役割分担を踏まえ、独立行政法人の事業としては廃止する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
06	不要資産の国庫返納	信用基金	22年度中に実施	債務保証事業の廃止に伴い、信用基金（約90.5億円）を国庫納付する。
07		一般勘定の資産	23年度中に実施	信用基金を除く一般勘定の資産についても精査した上で、金額が確定次第、40億円以上の国庫納付を行う。
08		地域事業出資業務勘定の出資金	22年度中に実施	解散分配金（約11.4億円）を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	情報処理技術者試験の実施のための借上事務所の廃止	24年度末までに実施	情報処理技術者試験の実施のための借上事務所を廃止する。
10	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
11	業務運営の効率化等	出版物の有料化による自己収入の拡大	22年度から実施	印刷製本物やセミナー等の有料化を順次実施し、自己収入の拡大を図る。

経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	石油等探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給（出資・債務保証）	厳格なリスク審査体制及び案件管理体制の構築	22年度から実施	資源確保に向けた支援を適切に図る一方で、出資金の回収可能性や保証債務の返済確実性を一層高めるため、案件採択時の厳格なリスク審査及び採択後の適切な案件管理を実施する。
02	金属鉱物探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給（出融資・債務保証）			
03	技術開発	補助率の見直し、事業の重点化	23年度から実施	GTL（天然ガスの液体燃料化）技術実証研究事業については、民間企業からの資金導入を促進する観点から、補助率を３分の２から２分の１に引き下げるとともに、石油開発促進事業については、基盤研究、国際研究協力の案件の厳選により事業の重点化を図る。
04	調査・情報提供	海外地質構造調査等事業の重点化	23年度から実施	海外地質構造調査等事業の予算規模については、資源確保に向けた取組を適切に図る一方で、調査対象地域の厳選により事業の重点化を図る。
		探査船「資源」による海洋資源探査事業の実施体制の見直し	22年度から実施	探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐり、問題が発生したことにかんがみ、同事業の実施体制について、コスト、契約内容等の精査により実施体制の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。
05	国家備蓄（石油・石油ガス）統合管理	国家石油備蓄管理に係るコストの削減	22年度から実施	国家石油備蓄基地の統合管理受託業務について、安定的な操業と安全の確保を図りつつ、一般競争入札の導入、基地修繕保全等の委託費の精査等によりコスト削減を図る。
06	民間備蓄に関する支援業務（民間備蓄融資、共同備蓄出融資）	資金調達の着実な実施	22年度から実施	民間備蓄融資に係る資金の調達については、安定性かつ効率性を踏まえつつ、着実な実施に努める。
07	希少金属鉱産物（レアメタル）備蓄事業	国家備蓄の着実な実施	22年度から実施	国家備蓄の機動的な積み増し、放出を可能とする体制の整備、短期的な供給障害に備えるための国家備蓄物資の安全・適切な管理運営を効率的かつ着実に実施する。
08	鉱害防止事業に係る地方公共団体等への技術支援等業務	鉱害防止対策に資する技術支援の重点化	22年度から実施	鉱害防止対策に資する技術支援については、地方公共団体等のニーズが高く、実用化・普及効果の高いものに重点化を図る。
09	鉱害防止事業に係る融資	鉱害防止義務者等に対する着実な支援	22年度から実施	鉱害防止事業への融資については、鉱害防止事業計画の妥当性等について技術的な知見を十分活用して審査を行い、確実な鉱害防止事業の実施を効率的に支援する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
10	不要資産の国庫返納	鉱害保証債務基金	22年度中に実施	鉱害保証債務基金（約2.9億円）を国庫納付する。
11		宿舎買換資金残（石油、金属）	22年度中に実施	旧宿舎の売却収入のうち、新宿舎の買換資金に充当した分を除いた残金（約3.3億円）を国庫納付する。
12		運営費交付金債務	22年度中に実施	使用する見込みがなくなった運営費交付金債務（約24億円）を国庫納付する。
13		箱根研修施設	22年度中に実施	箱根研修施設を国庫納付する。
14		旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫	22年度中に実施	旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、処分を完了する。
15	事務所等の見直し	石油備蓄基地事務所の見直し	22年度中に実施	石油備蓄基地事務所の業務について、安全性を確保しつつ、人員配置等の精査により、経費縮減等の見直しを図る。
16	事務所等の見直し	JOGMEC東京カンファレンスルームの処分	23年度中に実施	JOGMEC東京カンファレンスルームは、本部移転後に処分する。
17		海外事務所の廃止又は共用化	22年度から実施	海外事務所について、資源国との関係強化、探鉱開発プロジェクト発掘等の観点から、設置の必要性について見直す。また、施設の共用化・効率化を推進するための検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。
18	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。
19		内部統制の強化	22年度から実施	複数年継続している競争性のない随意契約を始め、契約全般について、コスト、契約内容等の精査により契約の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。 また、本法人が行う入札、執行管理、確定・監査等の一連の契約管理体制全般を見直すとともに、コンプライアンスの強化に向けた具体的な取組を行い、探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる問題と同種の問題を発生させない組織運営体制を確保する。
20	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	現給保障の廃止等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

経済産業省　中小企業基盤整備機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	相談・助言・情報提供事業	事業の重点化、日本貿易振興機構との連携強化	22年度から実施	民間や自治体で実施している支援と本法人で行うべき支援について整理し、重点化を図る。また、国際展開支援に関して日本貿易振興機構等との連携強化を図る。
02	ハンズオン等支援事業			
03	ファンド出資事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、地域応援ファンドは廃止し、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに重点化を図り、事業規模を見直す。
04	インキュベーション事業（施設の整備・運営）	自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分	23年度から実施	ビジネスインキュベーター（全国32か所）については、自治体等でも施設が整備・運営されていることを踏まえ、将来的には自治体等に施設及び事業を順次移管する方向で検討を開始する。 特に、入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。
		運営の効率化	23年度から実施	各施設へのインキュベーション・マネージャーの配置方法等について見直し、人件費及びその活動に要する費用について効率化を図る。
05	研修事業（大学校）	中小企業大学校の在り方の見直し	23年度から実施	中小企業大学校については、自治体・民間との調整を進めつつ、中小企業に真に必要な研修の機会を維持するとの前提で、廃止も含め、効果的・効率的な研修の在り方について検討し、具体的な結論を得て実施に着手する。
06	高度化事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、「連鎖化事業」や「経営改革事業」など、政策意義が低下した事業については廃止するとともに、事業メニューの見直しにより重点化し、事業規模の見直しを図る。
		貸付資金の回収の強化	22年度から実施	貸付資金の回収を強化する。
07	小規模企業共済事業	繰越欠損金の解消	引き続き実施（35年度ころまで）	平成21年度に策定された繰越欠損金削減計画に沿って、策定後15年間で繰越欠損金の解消に努める。
08	中小企業倒産防止共済事業	貸付債権の回収率の向上、管理コストの縮減	22年度から実施	貸付債権の回収率の向上に引き続き努める。管理コストについて、「業務・システムの最適化計画」等によりコストの縮減を図る（小規模共済事業と共通）。
09	直接出資・債務保証	不要額の国庫返納等	22年度以降実施	第２種信用基金について、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
			23年度以降実施	また、事業再生円滑化債務保証、事業再構築円滑化等債務保証について、平成23年度末までの実績を踏まえ、それ以降の制度利用見込みについて分析・評価する。その結果必要な場合には基金規模の見直しを行い、不要額について国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
10	不要資産の国庫返納	一般勘定流動資産相当の余剰資金2000億円	23年度から実施	一般勘定資産について、可及的速やかに2000億円を国庫納付する。その際、機構全体の財務の健全性が確保されるよう納付方法に留意するとともに、緊急の中小企業対策等に必要な資金が確保されることに留意する。
11		第１種信用基金	22年度中に実施	第１種信用基金（約28億円）を国庫納付する。
12		第２種信用基金（再掲）	22年度以降実施	経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
13	不要資産の国庫返納	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金	22年度中に実施	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金について、その一部（４億円）を国庫納付する。
14		施設整備等勘定の出資金	22年度中に実施	出資先第３セクターの清算による回収金（約1.2億円）を国庫納付する。
15		産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金	23年度中に実施	産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金について、利子補給事業が終了後、その残余（約0.1億円）を速やかに国庫納付する。
16	事務所等の見直し	地方事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	地方事務所については、日本貿易振興機構の事務所との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。
17		RIN常設展示場の廃止	23年度中に実施	地域資源アンテナショップRIN常設展示場を廃止する。
18		試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体移管	22年度以降実施	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体への移管を図る。
19		インキュベーション施設の廃止又は自治体等へ移管（再掲）	23年度以降実施	入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。
20		工業用水道施設の福岡県への早期移管	25年度までに実施	工業用水道施設については、福岡県への早期移管に向け、引き続き交渉を進める。
21		福利厚生施設として利用する共用持分権の売却	22年度中に実施	福利厚生施設として利用する共用持分権については、売却手続を完了する。
22	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	現給保障の段階的廃止等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

国土交通省　土木研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	安全・安心な社会の実現に向けた研究開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、港湾空港技術研究所における研究との連携を強化する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する道路・河川等に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
02	生き生きとした暮らしの出来る社会の実現に向けた研究開発等			
03	国際競争力を支える活力ある社会の実現に向けた研究開発等			
04	環境と調和した社会の実現に向けた研究開発等			
05	北海道の農水産業の基盤整備に向けた研究開発等			
06	その他基礎的・先導的な研究開発等			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
07	不要資産の国庫返納	別海実験場、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設（一部）	23年度中に実施	売却が不可能な場合は早急に現物納付する。
08	事務所等の見直し	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化等	24年度中に実施	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携を強化する。
09		寒地技術推進室の集約化	24年度中に実施	寒地土木研究所のうち現在４か所ある寒地技術推進室の支所について、業務運営の効率化等の観点から集約化する。

国土交通省　建築研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	22年度中に実施（該当研究課題の廃止）	基準作成関連研究に重点化する観点から、「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」「世界の台風常襲地域における都市緑化技術の体系化研究」の研究を廃止する。 大型実験施設については、研究内容に応じて他法人（例：防災科学技術研究所）の施設を積極的に活用する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する建築・都市計画に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
			23年度から実施（その他）	

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省　交通安全環境研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	自動車等に係る安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効利用確保に関する国の技術基準策定等に資する研究等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	実使用条件におけるCO2低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに関する研究については、実用化の目途が明確になっていないため、廃止する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する自動車・鉄道の安全・環境分野における基準案の策定、施策の企画立案等に資する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
02	鉄道等に係る安全の確保及び環境の保全に関する国の技術基準策定等に資する研究等			
03	自動車のリコール技術検証業務	効率的な実施体制の検討	23年度以降実施	自動車リコール技術検証業務・審査業務の強化に当たり、自動車検査独立行政法人の人員やノウハウ等既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた実施体制を検討する。
04	自動車の審査業務			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05	組織体制の整備	自動車事故対策機構からの自動車アセスメント事業の移管	23年度から実施	平成23年度においては、自動車事故対策機構からの移管について、本法人の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。

国土交通省　海上技術安全研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	「艤装工程における生産性向上のための技術開発」については、日本財団の助成事業により日本中小型造船工業会が同種の調査等を実施するなど民間による取組が行われており、本法人が必ずしも実施する必要がないため、このような研究は国から民間への研究助成等に移行することにより廃止する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する船舶・海洋構造物等に関する安全・環境基準や海難事故に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	大阪支所の移管を検討	23年度中に実施	大阪支所については、三鷹本所への統合による廃止又は中小企業等の活用が見込まれる実験施設の自治体等への移管を検討する。
03	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省　港湾空港技術研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	安心して暮らせる国土の形成に資する研究	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	港湾・沿岸域での中小型風力発電システムの具体的利用についての研究については、海上技術安全研究所において、洋上風力発電システムの安全評価等の研究を実施していることから、海上技術安全研究所と連携の強化を図る。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
02	快適な国土の形成に資する研究			
03	活力ある社会・経済の実現に資する研究			

国土交通省　電子航法研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	混雑空港の容量拡大に関する研究開発については、今後の空港整備の方向性等に関わる研究であり、他の研究開発機関との連携の強化を図る。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する航空管制に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行い、事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
02	混雑空港の容量拡大に関する研究開発			
03	予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発			

国土交通省　航海訓練所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	航海訓練事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に訓練負担金(平成21年度月額5,000円)を、航海訓練を委託している船員教育機関15校（商船系大学２校、商船系高等専門学校５校、海技教育機構の海技大学校１校、海上技術短期大学校３校及び海上技術学校４校。以下同じ。）と協議し、毎年、月額1,000円ずつの引上げを図る（平成27年度月額11,000円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（各船員教育機関及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。
		自己収入の拡大	22年度から実施	教科参考資料の市販等により、自己収入の拡大に努める。
		船舶の代替建造に併せた業務の効率化	代替船の運航時以降実施	老朽化している練習船「大成丸」の代替建造に当たっては、必要最小限の規模の練習船とすることで燃料等運航経費を縮減する。
		船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校との連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	船舶の代替建造に併せた要員の縮減	代替船の運航時以降実施	練習船「大成丸」の代替建造に伴う練習船隊の整備に併せて、要員を縮減する。

国土交通省　海技教育機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	船員養成・再教育事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に海上技術学校及び短期大学校の授業料（平成21年度月額5,000円）を公立高校並に引き上げる（平成27年度月額9,900円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（授業料及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。
		船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校（商船系大学２校、商船系高等専門学校５校、海技教育機構の海技大学校１校、海上技術短期大学校３校及び海上技術学校４校。以下同じ。）の連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02	不要資産の国庫返納	海技大学校児島分校	22年度以降実施	児島分校（倉敷）を国庫納付する。
03	事務所等の見直し	児島清算室の廃止	22年度以降実施	児島清算室を廃止する。

国土交通省　航空大学校

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	航空機操縦士養成事業	受益者負担の拡大	22年度から実施	卒業生は基本的に全員が民間航空会社に就職している実態や、操縦士の養成の際に多くの経費を要している実態を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させることとし、その具体的な内容について次期中期計画において示す。 また、その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。
		私立大学の養成課程への協力	22年度から実施	航空機操縦士の養成における民間参入拡大のため、私立大学等の民間養成機関における航空機操縦士の養成が安定的になされるように、民間養成機関への技術支援を着実に実施する。

国土交通省　自動車検査独立行政法人

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	被害者援護業務	－	－	－
02	安全指導業務	安全指導業務の見直し	22年度から実施	適性診断事業及び指導講習事業については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。 具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業務移管を進める。 指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進める。
03	自動車アセスメント	自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管	23年度から実施	平成23年度においては、交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	支所の合理化	22年度以降実施	経費削減の観点から、事業規模に応じた賃借料の削減の取組を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応じて、支所の合理化を進める。

国土交通省　鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	鉄道建設等業務	コスト縮減の取組等の推進	22年度から実施	現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開する。
02	鉄道助成業務（補助金等交付業務等）	補助金交付業務の一部の国への移管	23年度から実施	補助金等交付業務については、交付先・内容が特定的なものである「財団法人鉄道総合技術研究所に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、国に移管する。
03	特例業務（国鉄清算業務）	利益剰余金の国庫納付	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
04	船舶の共有建造等業務	財務内容の健全化の向上等	22年度から実施	今後の業務の在り方については、重点集中改革期間における取組の成果を踏まえつつ、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を検討し、その結果を次期中期目標等に反映する。
05	高度船舶技術開発等業務	利子補給及び債務保証業務の終了	22年度中に実施	利子補給及び債務保証業務は、業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了する。
06	造船業構造転換業務【経過業務】	－	－	－
07	基礎的研究業務	法人の業務としては廃止	24年度以降実施	法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施する。
08	内航海運活性化融資業務	－	－	－

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
09	不要資産の国庫返納	特例業務勘定の利益剰余金	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
10		鉄道施設貸付・譲渡事業の出資金	22年度中に実施	鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金12億5000万円を国庫納付する。
11		高度船舶技術開発等業務における信用基金	23年度中に実施	利子補給及び債務保証業務に係る信用基金（政府出資金）10億円を国庫納付する。
12	事務所等の見直し	地方機関の見直し	23年度以降実施	国鉄清算事業東日本支社（大宮）、国鉄清算事業西日本支社（淀川区）、品川作業所等について、土地処分の進ちょく等に応じて、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。また、鉄道建設本部東京支社（芝公園）について、事務所借上経費を削減する観点から、移転等を検討する。
13	職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
14	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

国土交通省　国際観光振興機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等	企画・立案・調査業務の国への移管、民間との役割分担	23年度から実施	企画・立案・調査に関わる業務は国（観光庁）に一元化し、法人は海外事務所を基盤とした業務に重点化する（例：調査事業については、海外で実施する必要のあるもののみを法人が行い、国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査は国に移管する。）。 民間と競合する海外プロモーションの国委託事業へは不参加とし、民間にゆだねる。
		法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）の廃止	23年度から実施	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）を廃止する。民間委託は業務の効率化を図った上で行う。
		通訳案内士試験業務の民間等への移管	24年度以降実施	通訳案内士試験の執行業務については、他の実施主体に移管することを検討する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	海外事務所13か所の統廃合等	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際交流基金の事務所との共用化等を図る。
03			22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
04		本部事務所の移転	23年度以降実施	経費節減の観点から、本部事務所（有楽町）を移転する。

国土交通省　水資源機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	ダム・用水路等の新築・改築	実施中の事業の完了	－	水の供給量を増大させる施設の新築事業は、現在実施中の６事業の完了をもって終了する。
02	ダム・用水路等の管理	維持管理業務等の民間委託の拡大等	22年度から実施	施設の監視等のうち単純定型業務、維持・補修・更新等の工事、施設管理に係る点検業務、測量・調査・設計等の業務については、コストを検証しつつ可能なものについては民間委託の更なる拡大を図る。 ダム等の施設操作・水管理に係る業務において、取水設備の操作、水質保全施設の運用、日々の気象・水象のデータの管理等のうち、安全や利害調整に直結しない業務については、コストを検証しつつ可能な部分について民間委託を行う。 これらの取組について、可能なものから着実に進めるとともに、平成23年中に計画を策定し、進めていく。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務について、利水者等の意見を踏まえ、検討する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
03	職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎について、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
04	取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	平成22年６月に作成した新たな「随意契約等見直し計画」等に基づき、随意契約の厳格な適用を図るとともに、公告期間等の改善、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し、複数年契約の導入等実質的な競争性を確保するための取組を早急に進める。
05	保有資産の見直し	利益剰余金の国庫返納の早急な検討	22年度から実施	機構の利益剰余金の国庫への返還について早急に検討を行い、有効に活用する。
06	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

国土交通省　空港周辺整備機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	民家防音事業、移転補償事業、再開発整備事業、緑地造成事業（いわゆる空港周辺環境対策）	事業規模の縮減	23年度以降実施	周辺環境対策の進ちょく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。 関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。
		大阪国際空港事業本部の業務移管	23年度以降実施	大阪国際空港の周辺環境対策については、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に併せて新会社に移管する方向で検討し、速やかに結論を得る。
		福岡空港事業本部の業務については今後検討	23年度以降実施	福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	業務運営の効率化等	組織・人員の縮減等	22年度以降実施	周辺環境対策の進ちょくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。

国土交通省　海上災害防止センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	防災措置業務	民間主体への移行	24年度以降実施	油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、実施主体は公益法人などの民間主体とする。
02	機材業務			
03	訓練業務			
04	調査研究業務			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	政府出資金の国庫返納	防災基金に係る政府出資金	24年度以降実施	民間主体への移行に際し、今後とも防災基金に対する国の関与を維持しつつ、現センターが独立行政法人として受け入れている政府出資金3.27億円については国庫納付する。

国土交通省　都市再生機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	事務・事業全般について	事務・事業全般の見直し及び機構の在り方の検討	22年度から実施	機構は、14兆円の負債及び3500億円の繰越欠損金を有していることから、これによる将来的な国民負担の発生を避けるため、以下の取組を含め、事務・事業全般について抜本的な見直しを行い、これを踏まえた新たな経営改善計画を策定する。また、組織の見直しを含め、機構の在り方について検討する。
02	都市再生事業	都市再生事業実施に係る基準を明確化し、事業規模の縮減	22年度から実施	事業実施に係る４基準 ・政策的意義を有していること ・民間のみでは実施困難な要因を有していること ・機構の事業採算性が確保されていること ・事業実施において適切な民間誘導がなされること について、新たな基準に盛り込むべき事項を平成22年中に作成し、平成23年度予算案に反映させるとともに、今後の事業規模の縮減を図る。 また、リスク管理や事業中止の判断、事業を適切に推進していく上で必要な事項について、併せて検討する。
03	賃貸住宅事業	市場家賃部分の民間への移行、高齢者・低所得者向け住宅の自治体又は国への移行	23年度から実施	機構の負債等の縮減のため、賃貸住宅事業の規模を縮減する。機構が保有する住宅の譲渡に当たっては、機構の財務体質を悪化させないため、売却価格が将来に渡る収入を上回るようにする。 機構が保有する住宅のうち、政策的に公的関与の必要性の低いものについては、民間への移行を積極的に進める。まずは都心部の高額家賃物件から民間への入札を実施することとし、その結果を踏まえ、さらに、上記の考え方にのっとり、民間への移行を進める。また、築年数や入居状況、将来需要の見通し等を踏まえて用途転換や集約化を進める住宅については、それらを着実に進めるとともに、それに伴って発生する余剰地については、公的な利用を図るほか民間への処分等を着実に進める。 あわせて、自治体における政策上の必要性を十分に踏まえ、自治体への譲渡等に向けた協議を進める。 これらの内容については、定期的に検証・精査する枠組みを構築するとともに、毎年度、適切な情報公開を進める。 以上の措置の実施に際しては、居住者の居住の安定に配慮しつつ、丁寧に進める。 なお、機構が保有している住宅については、管理業務を一般競争入札等により実施するなど、可能な限り管理コストの縮減を図る。また、自治体への譲渡等に向けた協議が成立しなかった住宅については、自治体と連携した適切な管理・運営の仕組みの構築を図るとともに、住宅管理の在り方について検討する。
04	ニュータウン事業	土地の供給・処分完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	現在実施中の事業については、平成25年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。
05	特定公園施設業務	業務完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	公園管理者との調整、施設譲渡等を行い、平成30年度までの業務完了に向けた取組を促進する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
06	保有資産の見直し	本社及び新宿アイランドタワー	23年度以降実施	本社及び新宿アイランドタワーについて、自ら保有するよりもコストを削減する観点から、処分・移転について検討する。
07		研修センター	23年度以降実施	研修センターを廃止し、早期に処分する。
08		賃貸事業用事務所等施設等の処分	22年度から実施	賃貸事業用事務所等施設、居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）、分譲住宅団地内賃貸施設及び倉庫について、計画・条件に従って順次売却を進める。
09	職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
10	取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、競争性のない随意契約は、事務所賃貸借等の真にやむを得ないものに限定し、それ以外は、平成22年度までに競争性のある契約に移行する（平成25年度から前倒し）。一者応札については、再入札の実施や公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、競争性を確保する。
11		関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。
12		関係法人の整理・統廃合等	23年度以降実施	機構と関係法人の複雑な資本関係を整理する観点から、関係法人の整理・統廃合について、早急に工程表を策定する。また、引き続き、機構から関係法人への再就職あっせんは行わないなど、不適切な再就職を生じさせないための措置を講じる。
13	人件費等の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	職務・職責に応じた給与体系の運用、業務の見直しとあわせた組織のスリム化・管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費や一般管理費の一層の抑制に取り組む。
14	組織体制の整備	外部評価の適切な反映	22年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省　奄美群島振興開発基金

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	保証業務	財務内容の健全化の向上	22年度から実施	審査の厳格化、事業者に対する経営・再生支援の措置等によるリスク管理債権の削減、債権管理・回収の強化等により、財務内容の健全化に努める。
02	融資業務			

国土交通省　日本高速道路保有・債務返済機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等	高速道路会社も含めた債務残高の公表の検討	23年度から実施	本法人の決算時において、高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表することを検討する。
		道路管理者（国）の権限代行に係る業務の効率的実施	23年度から実施	高速道路の管理業務効率化の観点から、本法人が行っている道路管理者（国）の権限代行業務について、特殊車両通行許可の事務において包括的な事前協議を実施するとともに、道路占用許可の事務においてチェックリストを導入し、業務の見直しを行う。
02	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理等	－	－	－

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
03	事務所等の見直し	東京事務所の移転	22年度から実施	経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について検討する。

国土交通省　住宅金融支援機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	証券化支援事業	ALMリスク対応出資金の国庫返納	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
		金利変動準備基金の国庫返納	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
02	住宅融資保険事業	廃止	24年度から実施	平成21年4月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ（平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下率上乗せ）が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等（フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
		高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。
03	住宅資金貸付事業	賃貸住宅融資の廃止	23年度から実施	現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
		高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。
		まちづくり融資の廃止	24年度から実施	まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
04	既往債権管理業務	－	－	－
05	団体信用生命保険事業	－	－	－
06	住情報提供事業	廃止	23年度から実施	事業を廃止し、民間にゆだねる（当該事業には、証券化支援事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まない。）。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
07	不要資産の国庫返納	ALMリスク対応出資金	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
08		金利変動準備基金	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
09		証券化支援事業に係る政府出資金2000億円	22年度中に実施	平成21年度第１次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（2000億円）について、改正通則法施行後に確実に返納する。
10	不要資産の国庫返納	まちづくり融資に係る政府出資金300億円	22年度中に実施	平成21年度第１次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（300億円）について、改正通則法施行後に確実に返納する。
11	事務所等の見直し	見直し計画を早期に策定	22年度から実施	平成22年度中に、本部、事務所、宿舎、借上事務所等の全資産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舎等の統廃合を検討する。
12	職員宿舎等の見直し	職員宿舎及び公庫総合運動場の処分	22年度から実施	職員宿舎及び公庫総合運動場について、売却を進める。
13	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

環境省　国立環境研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業①　重点研究プログラム	環境研究の効率的な実施	23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガスの削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、森林総合研究所において関連する研究が行われていることから、今後とも両研究所間で研究課題の重複の排除を図りつつ、当該研究機関との連携を強化する。
02	研究事業②　基盤的な調査・研究活動		23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、大気・水圏中の有害物質動態の解明とその予測モデルに係る研究開発等については、他の研究機関等における研究成果も活用し、効率的に実施する。
03	研究事業③　知的研究基盤の整備		23年度から実施	環境試料等の収集・保存については、環境試料の長期保存事業等を実施している国内外の他の研究機関との連携を図りつつ行うこととし、研究資材のコスト縮減に資するよう効率的・効果的に取り組む。
04	環境情報の収集・整理・提供に関する業務	情報提供の効率化	23年度から実施	刊行物の発行部数等を見直すとともに、研究内容等の情報発信を国民に分かりやすい形で行う。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	生態系研究フィールドⅡ（実験ほ場）	27年度以降実施	生態系研究フィールドⅡ（実験ほ場）については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。
06	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
07	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。
08	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	23年度から実施	競争的な外部資金を獲得するよう努めるほか、民間等からの研究受託を更に推進し、自己収入の拡大を図る。
09	内部統制の強化	コンプライアンス委員会の設置等	22年度から実施	本法人が策定した「独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」（平成22年９月）に基づき、コンプライアンス委員会を速やかに設置し、チェック体制の早期構築等を図る。

環境省　環境再生保全機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	公害健康被害補償業務	徴収業務等の効率的な実施	22年度から実施	汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。
02	公害健康被害予防事業	事業の抜本的な見直し	22年度から実施	「そらプロジェクト」の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。 ・本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。
		事業実施効果の的確な把握	22年度中に実施	事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。
03	地球環境基金事業	事業の効率的な運営	23年度から実施	NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に募金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。
04	PCB廃棄物処理助成業務	助成業務の適正な実施	22年度から実施	本業務については、環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方策を踏まえ、適正に実施する。
05	最終処分場維持管理積立金管理業務	積立金の適正な管理・運用	22年度から実施	本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。
06	石綿健康被害救済業務	組織体制の見直し	25年度までに実施	石綿による健康被害の救済に関する法律附則第６条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。
07	承継業務（旧環境事業団から承継した貸付け事業等に係る債権の管理・回収）	債権回収額の増大	23年度から実施	返済の確実性が見込まれない債権については、本法人直轄による回収の計画的な実施、サービサーへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
08	不要資産の国庫返納	戸塚宿舎	23年度以降実施	戸塚宿舎を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	本部事務所の会議室等の縮減	25年度までに実施	本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。
10		大阪支部の廃止	25年度までに実施	大阪支部を廃止する。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
12	組織体制の見直し	組織体制の効率化	23年度から実施	各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。

防衛省　駐留軍等労働者労務管理機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	駐留軍等に対する労務提供等	業務の在り方の見直し	22年度から実施	米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化及び大幅な要員縮減に取り組む。あわせて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務実施体制についての結論をできる限り早期に得て、所要の措置を講ずる。
		ほう賞事業の見直し	22年度から実施	駐留軍労働者に対するほう賞事業については、その在り方の見直しを在日米軍等と協議する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	不要資産の国庫返納	コザ支部	23年度中に実施	コザ支部の土地等を速やかに国庫納付する。
03		支部事務所	23年度以降実施	各支部の事務所については、業務の在り方の見直しを踏まえ、近傍に所在する防衛事務所庁舎への入居などを検討し、早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。その結果、本法人が保有する支部の土地等のうち、不要となるものを国庫納付する。
04	事務所等の見直し	本部事務所の移転等	22年度中に実施	本部事務所については、早期に本部機能を集約化し、賃借料の縮減を図ることのできる場所に移転する。

資料 31　独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

平成 24 年 1 月 20 日
閣　議　決　定

Ⅰ　独立行政法人の制度及び組織の見直しの背景と基本的考え方

独立行政法人制度は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施することが必要な事務・事業につき、一般的な行政組織とは別に実施することが必要な専門性の高い分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な実施が求められる分野等について、国からの一定の関与を保持しつつ国から独立した組織体が政策を実施することによって、より質の高い行政サービスの提供を目指す仕組みであった。

しかしながら、独立行政法人制度については、創設から 10 年以上が経過し、組織の在り方と業務運営の両面で綻びが露呈するに至っている。
政府は、平成 21 年 12 月、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」を閣議決定し、同 22 年４月には独立行政法人の事務・事業に係る事業仕分けを実施した。また、同年 12 月には、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を閣議決定し、これらに基づく取組を行ってきたが、その過程において、

① 主務大臣や監事による法人の外部・内部のガバナンスが不十分であること（組織規律の問題）
② 運営費交付金の使途が不透明であり、無駄や非効率な業務運営が生じていること（財政規律の問題）
③ 目標設定が不明確であり、客観的な評価が困難なこと。また、評価に府省横断的な統一性がないなど、評価の実効性が欠けていること（目標・評価の問題）
④ 業務運営に対する第三者のチェックが不足しているほか、不要資産の保有、不透明な取引関係の存在など業務運営の透明性が低いこと（説明責任・透明性の問題）

などが明らかとなった。

また、現行の独立行政法人制度は、様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人全てを一律の制度にはめ込んでおり、独立行政法人に期待されていた国の政策を効果的に実施する機能が十分に発揮できない仕組みになっていると考えられる。

我が国の厳しい財政状況や、東日本大震災からの復興に向けて政府を挙げての取組が求められている状況に鑑みれば、独立行政法人制度についても、上記の問題に的確に対応した新たな法人制度に再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮されるようにし、経済成長や国民生活の向上につなげていくことが不可欠である。

このような認識の下、今般、全法人一律の現行制度と全法人の組織の在り方を、以下に掲げる考え方に沿って抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置を取りまとめた。

① 国の政策実施機能の強化等の観点から、国や民間との関係も視野に入れて組織をゼロベースで見直し、廃止や、自律的な経営が可能な法人の民営化等を実施する。
② 廃止又は民営化等を行うべき法人以外の法人については、各法人の事務・事業の特性に着目して類型化し、類型ごとに最適なガバナンスを構築する。
③ 類型を踏まえつつ、政策実施機能の強化や効率性の向上の観点から法人を再編する。
④ 新たな法人制度に共通するルールを整備する。

今後、この改革の実施に必要な措置を速やかに講じ、新たな法人について、その政策実施機能が最大限に発揮され、国民からの信頼を確保し得るものとなるよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。

Ⅱ　独立行政法人の制度の見直し

１．法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築

現行の独立行政法人制度を抜本的に見直し、新たな法人制度を構築するに当たっては、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、以下のような分類を行った上で、それぞれについて最適なガバナンスを構築することにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにすることが必要である。

新たな法人制度に位置付けられる法人については、その事務・事業の特性を踏まえ、国の関与の在り方の違い等に鑑み、大きく次の二つに分類することができる。

① 一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる法人（以下「成果目標達成法人」という。）
② 国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人（以下「行政執行法人」という。）

これらの法人についてのガバナンスの在り方については、以下のとおりである。

なお、固有の根拠法に基づき設立される法人や、既存の法体系を活用して設立される法人については、それぞれの法体系の下で業務運営を行うこととなる。

⑴　成果目標達成法人

成果目標達成法人は、多種多様な事務・事業を実施しており、それぞれに期待される政策実施機能も様々であることから、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、一定の類型化を行った上で、当該類型に即したガバナンスを構築することとし、その具体的な内容については、別紙で示した類型に即し、必要に応じ個別法も含めた法制的な対応（ふさわしい名称を含む。）を行う。

なお、一つの法人において複数の類型に跨る事務・事業を行っている場合には、法人の経理を区分するなどした上で、複数のガバナンスが適用されることもあり得る。また、いずれの類型にも該当しない事務・事業を行う法人については、「２．新たな法人制度に共通するルールの整備」に示すガバナンスが適用されることになる。

①　研究開発型

法人の主要な業務として、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型

【構築すべきガバナンス】

・不適切な支出をより確実に抑止するため、研究領域や業務内容に応じて役員の分担・責務を明確にした業務管理を図るとともに、支出の内部チェックの取組の強化や、大規模事業の実施状況の透明性の向上等を図る。

・研究開発面における国際水準にも即した適切な目標設定・評価の双方に資するため、主務大臣の下に、学識経験者等（適切な場合は外国人も参加）から構成される専門の研究評価委員会（仮称）の設置を法定し、研究開発の専門性を踏まえた成果重視の実践的な評価を行う。なお、委員の任命に当たっては制度所管府省と協議するなど人選の適切性を確保する。その際、提言型政策仕分けの指摘等も踏まえ、時期を明確にした実効的な成果指標の設定を図るほか、評価に当たっては、国際的な動向等も踏まえた共通的運用を図るとともに、業務全般の点検等については、他の類型と同様に対応することとする。

・科学技術イノベーション政策を国家戦略として位置付け、その推進の司令塔機能を担う「科学技術イノベーション戦略本部（仮称）」の設置が内閣府で検討されているが、主務大臣による目標の設定、業務実績評価等に対する戦略本部の関与については、後述する制度所管府省に設置する第三者機関が果たす役割との関係を整理する必要があり、第三者機関は、主務大臣の判断の中立性・客観性を確保する観点から、他の類型に該当するものも含めた全ての法人について横断的に点検する。一方、戦略本部は、科学技術イノベーション政策を推進する観点から、例えば、国際水準で統一的な評価指針を整備した上で、点検するものと考えられる。このように両者による法人への関与の観点、役割分担等を整理し、法人に期待される機能を的確に発揮させる効率的な仕組みとし、いわゆる「評価疲れ」を生じさせないよう配慮する。なお、国家戦略に基づく重点化、府省・官民連携の促進等、効率的・効果的な推進体制の構築につながる国の研究開発に係る司令塔機能の強化等の見直しと併せ、研究資金の配分に係る戦略本部との役割分担や重複排除等の観点からの見直しなど、組織を含む各法人の在り方について必要な見直しを行うこととする。

・競争性、透明性、公正性、効率性等を確保しつつ、事務・事業の特性、調達する財・サービスの性質等を考慮した法人の契約・調達の基準やルールの構築について、更に検討する。この点も含め、世界の第一線と戦う研究開発の特性に応じ、国際的頭脳循環（ブレインサーキュレーション）の促進、イノベーション創出促進の観点からの自己収入の扱い、会計基準の在り方、適切な中期目標期間の設定等の仕組みや、これに関連する運用について、戦略本部の司令塔機能が的確に発揮され、その法人の業務に応じた適切な内容となるよう、関係部局とも協議し、法定化も含め必要な対応を行う。

②　文化振興型

美術品・文化財の保存・活用や芸能の振興等文化・芸術等の分野の振興に関する事務・事業を行う法人類型

【構築すべきガバナンス】

・有識者による審議機関を設置し、重要事項を審議する。
・民間等の資金の活用を図り、国の負担を増やさない形で事業を充実し、必要な収蔵品を機動的・効果的に購入等するための仕組み（基金）の整備を検討する。

③　大学連携型

大学との連携の下で、大学の運営等を支援する事務・事業を行っている法人類型

【構築すべきガバナンス】
・有識者による審議機関を設置し、重要事項を審議するほか、業務運営について法人の長に意見を述べるとともに、法人の長の任命に当たっては、主務大臣に意見を述べることとする。

④　金融業務型

政策的手段として出融資、債務保証等といった金融的手法による事務・事業を行っている法人類型

【構築すべきガバナンス】
・法人の財務状況を専門的に点検する体制の整備を図り、内部ガバナンスをより高度化する。
・金融庁検査がなじむ業務について、主務省と金融庁との連携、検査体制の整備を図った上で、金融庁検査を導入する。

⑤　国際業務型

世界各地に海外事務所を設置し、開発援助、文化交流、貿易振興及び観光振興といった国際関係業務を主な事務・事業とする法人類型

【構築すべきガバナンス】
・利用者の利便性向上のため、海外事務所の機能的な統合によるワンストップサービスの実現を図るなど、より効率的・効果的な業務運営を実現する。また、業務における事業連携及び海外事務所の機能的な統合を促進する目標・評価に係る共通ルールを設定する。

⑥　人材育成型

政策上必要と判断された特定の分野において、専門性の高い教育を実施することにより、当該分野を支える人材を育成する事務・事業を行う法人類型

【構築すべきガバナンス】
・授業料のほか、裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。
・法人の中期目標について、関係する職種への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、具体的・定量的な目標を設定する。

⑦　行政事業型

個別の法令に規定された事業を、補助金等の使途が定められた財源により行う法人類型

【構築すべきガバナンス】
・中期目標管理においては、業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について、主務大臣による評価を実施する。
・運営費交付金が充てられている事業の内容を精査し、可能な限り補助金等に切り替えるものとする。

⑵　行政執行法人

行政執行法人の行う事務・事業については、毎年度主務大臣からの具体的な指示等に基づき実施されていることから、中期的な目標管理にはなじみにくく、基本的に単年度ごとの目標管理の下で効率的な業務運営を図ることが適切である。また、執行に関する法人の裁量が小さいことから、意思決定の仕組みを必要最小限の簡素なものとすることが適当である。

【構築すべきガバナンス】
・確実な事務・事業の執行を確保するため、法人の業務全般にわたり、主務大臣が特に必要と認める場合には、法人に対する命令を発することができることとする。
・原則として中期目標管理を行わないこととし、毎年度、主務大臣が目標の達成状況についての評価を行う。主務大臣が行った評価結果については、後述する第三者機関において、中期的な管理が適切と考えられる設備費・人件費等の業務効率性に係る事項を含め、一定期間ごとに中立的・客観的な点検を行う仕組みとする。
・中期目標管理から毎年度の目標管理に変更することと併せ、交付金による事業については、その業務の執行に対する額について、毎年度、積算に基づき交付金を交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰り越しを認める。交付金

によらない事業については、事業の特性に対応した取扱いとする。
・単年度の財政措置とすることに伴い、交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

2．新たな法人制度に共通するルールの整備

新たな法人制度において、最適なガバナンスの下で法人がより的確に政策実施機能を発揮できるようにするため、各法人に共通して適用すべき事項は以下のとおりである。なお、行政執行法人については、中期目標管理を行わないという特性上、適用になじまないガバナンスが存在する。

⑴ 法人の内外から業務運営を適正化する仕組みの導入

現行制度上、違法是正要求等、極めて限定されたものにとどまっている主務大臣の関与について、政策の責任主体である主務大臣が、法人の業務運営に関し、必要な場合に新たな措置を講じることを可能とするとともに、法人の内部ガバナンスについて、責任の明確化や監事の権限の拡充を通じ、その機能を強化することなどにより、法人の適正な業務運営を確保する仕組みを導入する。

① 国の関与の強化

○ 毎年度の業務実績評価により、成果が不十分な場合や事務・事業が非効率と認められる場合、主務大臣が、業務運営の改善のための必要な措置を講じることができることとする。

○ 法人の違法行為及びそのおそれがある場合や、著しく不適切な運営が明らかになった場合等に、主務大臣が、適正な業務運営を確保するための必要な措置を講じることができることとする。

② 監事機能の強化等による法人の内部ガバナンスの強化

○ 監事等の調査権限を整備するとともに、監査報告の作成等に係る義務を明確にするほか、監事の任期を延長する。

○ 法人の業務執行の適正化を図るため、内部統制システムの構築を義務化する。併せて、法人の長を始め役員及び会計監査人の業務運営上の義務を明確にし、その違反により損害が生じた場合の責任が的確に取られるよう、必要な措置を講じる。

③ 役員任命の在り方

○ 法人の役員の任命については、公務員の天下りに対する国民の厳しい批判を踏まえ、公募を活用し、透明性・公正性を確保しながら適材を得る仕組みを徹底する。

⑵ 財政規律の抜本的な強化

現行制度上、使途が明示、公開されていない運営費交付金等について、法人運営への国の事前関与と事後評価を適切に組み合わせ、法人の経営努力を促進しつつ、財政資金の効率的・効果的な使用を徹底するとともに、財政規律を抜本的に強化する。

① 適正な財務運営のための基本ルール

○ 本来の事務・事業の目的に沿った資金の活用を明確に義務付けるとともに、法人内部における不要資産の留保を防止する仕組みを構築する。

○ 主務大臣の業務実績評価の結果を毎年度の交付金の算定に反映するほか、監事等による法人の業務運営の適正さを担保する仕組みや会計基準等の見直しを行うことにより、財務運営の適正化を図る。

○ 法人の経営努力により自己収入の増加が見込まれる法人にあっては、受益と負担の関係を考慮した上で、自己収入の目標について可能な限り具体化・定量化し、自己収入の増加と経営努力との関係を明らかにすることにより、目標達成に向けた経営努力を促進する。

② 法人の主体的な経営努力を促進する仕組みの強化

○ 自己収入の増加分のうち、経営努力の寄与の度合いが高いと認められる部分の一定割合は交付金の算定の際に控除しないこととする。一方、目標不達成の部分については、次期以降の交付金の算定の際に実質的に削減することにつき、事務・事業の内容や継続性等を踏まえて判断する。

○ 剰余金の処理の際に、法人の業務と交付金の対応関係を明らかにした上で、目標を上回った自己収入の増加や交付金の節減努力による利益につき、一定割合について適切に経営努力を認める仕組みとする。また、一定の合理的理由が認められる場合には、中期目標期間を超える繰り越しを認める。

③ 説明責任と透明性の強化

○ 概算要求時及び年度計画において、法人の事業別の予算の積算（見積り）を添付するとともに、その執行実績を事業報告書に添付・公表することを法人に義務付け、業務運営の透明性と法人の説明責任を向上させる。

○ また、これにより、事業別の予算の積算と執行実績の乖離を把握し、相当程度乖離している場合には、その理由を明示する。

○　不要又は過大な会費の支出を含め不適切な支出をチェックし、公表する仕組みを構築する。

⑶　一貫性・実効性のある目標・評価の仕組みの構築

政策の責任主体たる国（主務大臣）が目標を設定するものの、自ら評価を行わないという現行制度を見直し、政策実施機関としての法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効的で一貫性のある目標・評価の仕組みを構築する。

①　評価主体の変更等

○　法人の毎年度及び中期目標期間の業務実績の評価主体について、政策の一貫性を確保するため、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会から主務大臣に変更する。

○　目標設定の明確性・客観性や、評価の評語（Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ等）や基準について、府省横断的に統一性を持たせるなど、主務大臣が行う目標設定・評価の実効性を上げるために、制度所管府省がガイドラインの整備等を行う。

②　中期目標管理の仕組みの見直し

○　主務大臣が各事業年度の業務実績評価結果を踏まえ、中期目標の達成を図る観点から法人に対し所要の措置を講じることとするなど、実効性のある毎年度の評価の仕組みを構築する。

○　中期目標期間の業務実績評価の結果に基づき、次期中期目標の策定や法人の組織・業務の見直しに適切に反映できるよう、中期目標期間の終了時までに、業務実績評価及びそれに基づく措置が可能となるスケジュールによる中期目標期間の評価の仕組みを構築する。

③　法人の存続の必要性の検証

○　政策責任者である主務大臣が、中期目標期間の終了時までに、業務実績等を踏まえ、法人の存廃等の必要性について検証し、必要な措置を講じる仕組みを制度化する。

⑷　国民目線での第三者チェックと情報公開の推進

新たに設置する中立・公正な第三者機関による国民目線での点検等の仕組みと行政評価・監視、行政事業レビュー等の既存の仕組みを効果的に組み合わせ、法人の中期目標管理等に関する主務大臣の適正な対応を確保する仕組みを整備する。

また、法人の組織や業務運営の状況に関する情報について、国民に積極的かつ分かりやすく提供する取組を強化し、併せて、契約・調達等の透明性の向上や会計基準の見直し等を行う。

①　主務大臣の判断に係る国民目線での第三者チェックの仕組みの整備

○　主務大臣が行う法人の中期目標の設定や中期目標期間の業務実績評価等について、制度所管府省に設置する第三者機関が点検し、主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

○　評価結果について第三者機関による点検を行うほか、行政評価・監視の仕組みや行政事業レビュー等の手法について、事務の効率性にも配慮しつつ、それぞれの趣旨・目的を勘案して適切に組み合わせ、効果的に活用することにより、法人の業務運営の適正性を確保する。

○　法人の存廃等に係る主務大臣の判断について、公平・中立性の観点から第三者機関が点検し、主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

②　業務運営に係る情報公開の推進等

○　法人の組織・業務運営等の状況について、事業部門・間接部門別職員数、公務員ＯＢの再就職先との取引状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途や資産保有状況に係る情報を新たに公表することとするなど、情報公開の内容を拡充する。また、国民向け説明会を開催するなど、法人に関する情報を国民に分かりやすく公表することとし、その具体的内容について更に検討する。

○　随意契約、一者応札等の見直しや契約・調達手法の多様化等、契約・調達の適正化を進める取組を促進するとともに、関連会社等との契約の透明性を高め、多額の不要額が認められる場合には適切に返納させる取組を強化する。また、法人の業務運営の透明性・公正性を確保する観点から、法人から関連会社等への再就職を法律により規制することとする。

③　会計基準等の見直し

○　法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業別に区分された情報を充実するとともに、事業と財源の対応関係を明らかにすることにより、原則として業務達成基準を採用すること等の見直しを行うこととし、詳細について更に検討する。

Ⅲ　独立行政法人の組織の見直し

各独立行政法人の組織について講ずべき措置は、別紙のとおりである。

Ⅳ　新たな法人制度及び組織への移行に当たっての措置

○　独立行政法人から新たな法人制度及び組織への移行に当たっては、次のような合理化を徹底する。

①　国を含む他の主体に事務・事業を移管した上で廃止する法人については、事務・事業の徹底した合理化を行った上で移管する。

②　民営化等を行う法人については、その業務が真に効率的かつ効果的に行われるものとなるよう、民業補完の観点に留意しつつ制度設計を行う。

③　他の法人との統合等を行う法人については、事務・事業及び組織をそのまま引き継ぐのではなく、整理・合理化を徹底的に行った上で統合する。役員の体制についても必要最小限の規模とする。

④　上記以外の法人についても、新たな法人に移行するに当たっては、事務・事業及び組織の維持を所与のものとせず、その徹底的な合理化を図る。

○　合理化・効率化を推進するに当たっては、間接部門における効率的なシェアードサービスや民間の専門家の知見を積極的に活用し、事業部門の再編、業務フローの見直し、業務処理システムの統一化等、真に実効性ある方策を講じるとともに、間接部門の余剰人材を事業部門に振り分けるなど、全体としての業務の最適化を図る。その際、中長期的な観点からの費用対効果分析も併せて行い、資源の有効活用を図る。

また、新たな組織形態に移行した後においては、上記の取組を始め、行政事業レビューの活用等により、事務・事業について不断の見直しを行う。

○　制度及び組織の見直しに基づく取組を進めるに当たっては、独立行政法人の職員の雇用の安定に配慮する。

○　独立行政法人については、我が国の厳しい財政状況や、政府を挙げて東日本大震災に対処する必要性に鑑み、新たな組織形態への移行までの間においても、現在の中期計画において定められている効率化等に関する取組の内容以上の取組を実施するなど、引き続き一層の合理化に努める。

○　この改革の実施に必要な措置については、平成 26 年４月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して講じるものとする。

別紙
各独立行政法人について講ずべき措置

内閣府

【国立公文書館】

○　公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）で定める法施行後5年を目途とする見直しの中で、特別の法人化を含めた検討を行う。

【北方領土問題対策協会】

○　成果目標達成法人とする。

消費者庁

【国民生活センター】

○　消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管する。

総務省

【情報通信研究機構】

○　研究開発型の成果目標達成法人とする。

【統計センター】

○　本法人は、国と連携を図りつつ、国の統計に係る製表事業等を確実かつ正確に実施することが求められているものであるが、今後の業務の在り方、当該業務を行う職員の身分等について検討し、法人の分類について早急に結論を得る。

【平和祈念事業特別基金】

○　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法

律の廃止等に関する法律(平成 18 年法律第 119 号)の規定に基づき、平成 25 年4月1日までの政令で定める日に廃止する。

【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】

○ 郵政改革法案において、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」とされており、同規定に基づいた措置を講ずる。

外務省

【国際協力機構】

○ 国際業務型の成果目標達成法人とする。なお、有償資金協力業務については金融業務型のガバナンスを適用する。

○ 本法人と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。

【国際交流基金】

○ 国際業務型の成果目標達成法人とする。国際観光振興機構との統合あるいは連携強化の在り方について協議の場を設置し、検討を行い、本年度中に方向性について整理した上で平成 24 年夏までに結論を得る。

○ 本法人と国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。

財務省

【酒類総合研究所】

○ 本法人を廃止し、必要な定員・予算を確保した上で、その機能を一体として国に移管する。

【造幣局】

○ 偽造等への緊急対応が可能となる柔軟性を確保しつつ、行政執行法人とする。

【国立印刷局】

○ 偽造等への緊急対応が可能となる柔軟性を確保しつつ、行政執行法人とする。なお、病院事業については、現行中期目標期間終了時までに本法人の事業としては廃止すべく、公的医療機関への移譲以外の措置も選択肢に含めて取り組む。

【日本万国博覧会記念機構】

○ 大阪府との財産関係の整理に関する協議が整うことを前提に、法人を廃止する。

文部科学省

【国立特別支援教育総合研究所】

○ 成果目標達成法人とする。

【大学入試センター、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

○ 大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする。

○ 国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。

○ 統合後の法人については、学位授与に係る手数料の引上げ等により、自己収入比率を高め、将来的に運営費交付金に頼らない構造での運営を目指す。

○ 日本学生支援機構については、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までに結論を得る。なお、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得る。

【国立青少年教育振興機構】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 国立青少年交流の家等の自治体・民間への移管等に向けた取組や稼働率の低い施設の廃止に向けた検討を積極的に進め、その上で、将来的な独立採算制への移行、他法人との統合等を検討する。

【国立女性教育会館】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 女性教育及び男女共同参画の推進という政策目標の達成に向けて、本法人の機能、在り方及び効率化に関する抜本的な検討を関係者等の参画を得て行い、平成24年夏までに結論を得る。

【国立科学博物館】

○ 文化振興型の成果目標達成法人とする。

【物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所及び海洋研究開発機構】

○ 上記5法人については、以下の措置を実施するとともに、研究開発の特性に応じた制度が構築されることに併せて統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 物質・材料研究機構については、ニーズ主導を徹底し、更に具体的なイノベーション創出を図るため、産学官共同事業に関する計画策定及び資源配分等の判断を企業・大学と合同で行う意思決定システムを新たに整備する。また、国際的水準での成果を更に実現するため、世界材料研究所フォーラム等の国際協力の枠組みを活用して主要な材料研究所の運営に関する国際的基準を新たに採用・実施し、本法人の運営戦略へ反映する。

○ 科学技術振興機構については、業務内容を、①ニーズ主導への転換による科学技術イノベーションの創出に向けて基礎研究から応用研究までを効率的に実施、②日本全体の研究基盤としてのソフトインフラの整備、の大きく2つに再編する。また、内部組織を大くくり化・再編して効率化するとともに、組織横断的にニーズ主導・イノベーション志向を徹底するため、全体の統括機能を強化することで、ガバナンス体制を整備する。さらに、本法人と理化学研究所の実施している研究について、プロジェクトスタート時及びプロジェクトの進捗途中にそれぞれの研究テーマに重複・無駄がないか、あるとすればどちらの法人において実施することが望ましいかを調整する、理事クラスの合同コーディネーション会議（仮称）を設置し、定期的（年2回程度）に開催することとする、といった組織改革を実現する。また、本法人については、研究開発の資金配分機関としての性格を有しているが、資金配分実施機関については、事業仕分け等の議論を踏まえ、その在り方を抜本的に見直す必要があることから、その見直しの中で本法人の機能、役割及び在り方についても検討する。

○ 理化学研究所については、独創的シーズ創出のみならず、科学技術イノベーション創出のため、ニーズ主導

への転換に向けて、研究分野の融合・総合化等の見直しを行い、併せて、現在、本法人に設置されている組織の再編整理を進める。その上で、組織横断的にニーズ主導・イノベーション志向を徹底するための統括組織を整備してガバナンスを強化する。さらに、本法人と科学技術振興機構の実施している研究について、プロジェクトスタート時及びプロジェクトの進捗途中にそれぞれの研究テーマに重複・無駄がないか、あるとすればどちらの法人において実施することが望ましいかを調整する、理事クラスの合同コーディネーション会議（仮称）を設置し、定期的（年2回程度）に開催することとする、といった組織改革を実現する。

【放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構】

○ 研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 今後行われる中長期的な原子力政策及びエネルギー政策の見直しの議論等の結果を踏まえるとともに、事故対策・安全確保対策への重点的取組の必要性に伴い、国の組織と一体になって、事故の収束へ向けた中長期的な取組や安全対策に関する人材の確保・養成等の重要課題に効果的に取り組むことができるよう、平成24年末を目途に成案を得るべく、原子力関連の独立行政法人の将来的な統合等も含めた在り方について検討する。

【国立美術館、国立文化財機構及び日本芸術文化振興会】

○ 上記3法人は統合し、文化振興型の成果目標達成法人とする。

○ 統合に際しては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月7日閣議決定）において「国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する」とされた趣旨を十分踏まえ、必要な職員数・予算を確保するとともに、真に自己収入の増加に向けたインセンティブが確保されることが不可欠である。このため、統合に際しては、①一定の自己収入を美術品等の管理等を行う専門職員の確保に使用できるようにする、②目的積立金が運用上、弾力的に認定されるようにする、③我が国の美術品や文化財等の海外への流出等を防ぐとともに魅力ある収蔵品を機動的・効果的に購入できるように、また、トップクラスの伝統芸能の伝承者や現代舞台芸術の実演家等を招へいする際に2年ないし3年後の公演となる契約等ができるように民間資金等を活用した「基金」を設置する、④シナジー効果を十全に発揮するため法人本部機能を拡充するといった制度設計・運用を行う。

【教員研修センター】

○ 学校教育関係職員に対して、国による実施が必要不可欠な研修を行う等の事業は、国の判断と責任の下で実施すべき業務である。更なる教員の資質能力の向上は国の重要課題であることから、必要な定員・予算を確保した上で、本法人の機能を一体として国に移管するとともに、併せてその機能強化を図る。

【日本学術振興会】

○ 大学連携型の成果目標達成法人とする。

○ 本法人については、研究者向け学術研究の資金配分機関としての性格を有しているが、資金配分実施機関については、事業仕分け等の議論を踏まえ、その在り方を抜本的に見直す必要があることから、その見直しの中で本法人の機能、役割及び在り方についても検討する。

【宇宙航空研究開発機構】

○ 研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 宇宙基本法（平成 20 年法律第 43 号）の趣旨を踏まえ、国民生活や産業等の視点を宇宙開発に導入することにより、防災研究との連携強化や経済成長への寄与を図るため、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号）を改正し、本法人の業務内容を見直す。

【日本スポーツ振興センター】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 施設管理やスポーツ振興投票業務において、民間へ

の委託等により、更なる効率化を図ることとし、民間委託方法の検討を含めた具体的な効率化策を平成 24 年夏までに作成する。また、民間委託等による効率化が十分な効果を挙げられないと認められる場合には、他法人との統合、業務の再編等の可能性について引き続き検討する。

【国立高等専門学校機構】

○ 成果目標達成法人とする。

厚生労働省

【国立健康・栄養研究所及び医薬基盤研究所】

○ 上記2法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 日本発の革新的な医薬品等の研究開発を早急かつ確実に推進するための支援機能を強化し、国際的な創薬競争における遅れを取り戻す観点から、医薬基盤研究所は、創薬支援に中心的に取り組むこととし、また、医薬基盤研究所、理化学研究所、産業技術総合研究所等を含めた国を挙げての創薬体制を整備するため、創薬支援の在り方について、内閣官房医療イノベーション推進室を中心に、厚生労働省、文部科学省、経済産業省等が連携して検討を進め、早期に結論を得る。

【労働安全衛生総合研究所及び労働政策研究・研修機構】

○ 上記2法人を統合し、成果目標達成法人とする。

【勤労者退職金共済機構】

○ 高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とする。

【高齢・障害・求職者雇用支援機構】

○ 成果目標達成法人とする。

【福祉医療機構】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 金融業務については、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能の強化等を図るとともに、金融庁検査の導入及び高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。

○ 福祉医療政策の動向や金融経済の環境を注視しつつ、政策金融業務を行う既存の法人と同様の法人形態への将来的な移行も含め、その業務や組織の在り方について、引き続き適時に見直しを行う。

【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

○ 成果目標達成法人とする。

【労働者健康福祉機構】

○ 固有の根拠法に基づき設立される法人とする。

○ 国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す。

○ 具体的な制度の在り方については、例えば、国民負担の最小化、担うべき政策医療の明確化、国との関係の明確化、適切な目標管理システムの構築、民間医療機関との役割分担、組織肥大化の防止、医療の質の向上、財務の透明性確保、適正な利益配分等の観点から検討を進める。

○ 固有の根拠法に基づき設立される法人とするに当たっては、労災病院関係業務等の真に必要な事務・事業に限定する。

○ 国立病院機構との連携を進めつつ、将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行う。

【国立病院機構】

○ 固有の根拠法に基づき設立される法人とする。

○ 国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す。

○ 具体的な制度の在り方については、例えば、国民負担の最小化、担うべき政策医療の明確化、国との関係の明確化、適切な目標管理システムの構築、民間医療機関との役割分担、組織肥大化の防止、医療の質の向上、財務の透明性確保、適正な利益配分等の観点から検討を進める。

○ 固有の根拠法に基づき設立される法人とするまでに、職員の非公務員化に伴う問題の解決に向けた所要の調整を行う。

○ 労働者健康福祉機構との連携を進めつつ、将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行う。

【医薬品医療機器総合機構】

○ 固有の根拠法に基づき設立される法人とする。

○ 本法人が行う医薬品等の審査業務は、国民の生命・安全に関わるものであること、また、審査結果は主務大臣の責任に直結することから、国の責任に応じた適切な監督権限を設け、国の関与を強化する。また、このような業務の特性を踏まえ、その業務運営における中立性・公平性を確保する観点から、本法人のガバナンスは新たな法人制度に比較し厳格なものとする。

○ 具体的な制度の在り方については、例えば、事業仕分け、「新成長戦略」(平成 22 年6月 18 日閣議決定)等で指摘されたドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消のための戦略的な人材確保、出向者の在り方を含めた法人のガバナンスの抜本的な見直し、透明性及び説明責任を確保するための積極的な情報公開、外部の目による徹底した評価の仕組みの導入、国民負担の最小化等の観点から検討を進める。

【年金・健康保険福祉施設整理機構】

○ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 73 号)の規定に基づき、病院(社会保険病院・厚生年金病院等)を直接経営する業務を主とする地域医療機能推進機構へ移行することとなっており、それまでに法人の在り方について検討する。

【年金積立金管理運用独立行政法人】

○ 固有の根拠法に基づき設立される法人とする。

○ 本法人の業務は、貴重な国民の財産である年金資産の管理・運用であり、運用による損失は国の負担に直結することから、適切な監督権限を設け、国の関与を強化する。また、このような業務の特性を踏まえ、その業務運営における中立性を確保しつつ、本法人のガバナンスは新たな法人制度に比較し厳格なものとする。

○ 具体的な制度の在り方については、例えば、国としての責任が果たせる監督権限の導入、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能等の強化や経営に係る責任の明確化、透明性及び説明責任を確保するための積極的な情報公開、外部の目による徹底した評価の導入等の観点から検討を進める。

【国立高度専門医療研究センター(国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター)】

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成 20 年法律第 93 号)の附則第 24 条の規定に基づき、この法律の施行後3年以内に、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。その際、医療や創薬に関係する他の研究所との統合や機能面による再整理も含め、既存の枠組みにとらわれない検討を進める。

農林水産省

【農林水産消費安全技術センター】

○ 行政執行法人とする。

【種苗管理センター及び家畜改良センター】

○ 上記2法人を統合し、成果目標達成法人とする。

【水産大学校及び水産総合研究センター】

○ 水産大学校が持つ水産業界を担う即戦力となる人材育成機能と、水産総合研究センターが持つ水産政策の基盤となる研究開発機能の一層の向上を図ることとし、水産分野の人材育成機能及び研究開発機能をより拡充させた新たな法人を成果目標達成法人として設置する。

○ その際は、人材育成機関、研究開発機関それぞれの組織の自立性、意思決定の独自性に配慮しつつ、水産大学校においては、その名称、立地（下関市）、施設を維持し、代表権を有する役員を置く。

○ 人材育成業務については、人材育成型のガバナンスを適用し、水産関連業界への就職率の向上と受益者負担の在り方を検討する。

○ 新法人の設置時期については、水産大学校の在校生への影響を考慮する。

【農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター】

○ 上記4法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 現在各法人が有している能力を維持・向上させる観点から、平常時、災害対応等緊急時の如何にかかわらず、適切かつ迅速な意思決定によりその機能を最大限に発揮させるマネジメント体制を構築する。

【森林総合研究所】

○ 研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 水源林造成事業等については、行政事業型のガバナンスを適用する。

【農畜産業振興機構】

○ 行政事業型の成果目標達成法人とする。

【農業者年金基金】

○ 高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とする。

【農林漁業信用基金】

○ 民間等からの出資の整理等を含め関係者と協議の上、特殊会社化について検討する。また、金融庁検査を導入する。

経済産業省

【経済産業研究所、産業技術総合研究所及び情報処理推進機構】

○ 上記3法人については、統合の効果が十分に確保されるよう、業務運営の在り方を見直すとともに、役員数の削減を含む組織や事業規模の見直し、間接部門の効率化等について明確な目標を速やかに設定して、抜本的な合理化を行った上で統合することとし、研究開発型の成果目標達成法人とする。

【工業所有権情報・研修館】

○ 成果目標達成法人とする。

【日本貿易保険】

○ 「日本再生の基本戦略」（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に係る政府保証、安定的な非課税措置、経済産業大臣による指揮監督、予算管理及び組織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、全額政府出資の特殊会社に移行する。

【製品評価技術基盤機構】

○ 行政執行法人とする。

【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

○ 研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ なお、本法人については、研究開発の資金配分機関としての性格を有しているが、資金配分実施機関については、事業仕分け等の議論を踏まえ、その在り方を抜本的に見直す必要があることから、その見直しの中で本法人の機能、役割及び在り方についても検討する。

【日本貿易振興機構】

○ 国際業務型の成果目標達成法人とする。

○ 本法人と国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。

○ 本法人と中小企業基盤整備機構の地方事務所については、自治体等と調整しつつ、機能的な統合を進めることとし、中小企業の海外進出に係る業務について総合的に支援する体制を構築する。

【原子力安全基盤機構】

○ 経済産業省から環境省に移管後、平成 24 年末を目途に成案を得ることとされている原子力安全規制組織の在り方の検討の中で、本法人の扱いを検討する。

○ 今後行われる中長期的な原子力政策及びエネルギー政策の見直しの議論等の結果を踏まえるとともに、事故対策・安全確保対策への重点的取組の必要性に伴い、国の組織と一体になって、事故の収束へ向けた中長期的な取組や安全対策に関する人材の確保・養成等の重要課題に効果的に取り組むことができるよう、平成24年末を目途に成案を得るべく、原子力関連の独立行政法人の将来的な統合等も含めた在り方について検討する。

【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 金融的手法を用いたリスクマネー供給業務については、資源獲得の不確実性や民間金融機関では対応困難なカントリーリスク等の特殊性等を踏まえ、高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。

【中小企業基盤整備機構】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 金融的手法を用いた業務については、高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用し、金融庁検査を導入する。

○ 本法人と日本貿易振興機構の地方事務所については、自治体等と調整しつつ、機能的な統合を進めることとし、中小企業の海外進出に係る業務について総合的に支援する体制を構築する。

国土交通省

【土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所】

○ 上記5法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 現在各法人が有している能力を維持・向上させる観点から、各分野に関して、平常時、災害対応等緊急時の如何にかかわらず、適切かつ迅速な意思決定によりその機能を最大限に発揮させるマネジメント体制を構築する。

○ また、現在各研究所が有するプレゼンスを損なうことのないよう、統合後に各研究所の名称を引き続き使用することも含めて検討する。

【交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人】

○ 上記2法人を統合し、成果目標達成法人とする。なお、国から移管される検査・登録業務の詳細等が明らかになった段階で、法人の分類について改めて検討することとする。

○ 交通安全環境研究所の研究業務については、統合後の法人が実施する検査・審査等の業務に必要な調査、試験、評価等の基本業務に付随する業務を行う。

【航海訓練所及び海技教育機構】

○ 上記2法人を統合し、人材育成型の成果目標達成法人とする。

○ 統合後の法人は、船員養成を一層効果的・効率的に行う観点から、商船系国立大学、商船系高等専門学校及び関係者との間で一層の連携強化を図り、他の船員養成機関とともに各機関が有する施設や機能の一体的な運用を行う。

○ 海運業界を始めとする関係者の受益者負担について、その在り方を整理し、人的・物的協力を含む適切な負担の拡大を図っていく。

【航空大学校】

○ 人材育成型の成果目標達成法人とする。

○ 民間のパイロット養成事業を積極的に支援し、また、これを活用していくことにより、効率的なパイロット供給に努めることとし、航空大学校については、今後、パイロットの需給バランス、私立大学の動向、国際競争力の確保、航空会社の意見等を踏まえ、パイロット養成事業を民間に委ねていくことにつき検討する。

【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

○ 行政事業型の成果目標達成法人とする。

○ 特例業務及び船舶に関する業務には一般の成果目標達成法人のガバナンスを適用し、このうち内航海運活性化融資業務には高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。

【国際観光振興機構】

○ 国際業務型の成果目標達成法人とする。国際交流基金との統合あるいは連携強化の在り方について協議の場を設置し、検討を行い、本年度中に方向性について整理した上で平成 24 年夏までに結論を得る。

○ 本法人と国際協力機構、国際交流基金及び日本貿易振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。

【水資源機構】

○ 行政事業型の成果目標達成法人とする。

○ 利害調整や安全確保のための中核的な判断に関わる業務を除き、外部に委託又は移管し、大幅にスリム化する。スリム化に当たっては、業務の外部への委託又は移管がコスト削減に結び付くよう、類似の業務を集約するなど業務の再構築を図る。

【自動車事故対策機構】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 自動車アセスメント業務は、交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人に移管する。

【空港周辺整備機構】

○ 今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等を進める中で、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方向で検討する。

○ それまでの間、成果目標達成法人とする。

【海上災害防止センター】

○ 油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、民間主体に移行する方針とされており、これに向けた法整備を可及的速やかに進める。

【都市再生機構】

○ 地方都市を含めた高齢化・人口減少社会への対応など本法人の役割の変化に伴い、持続可能なまちづくりを効率的かつ的確に実施できるよう、業務の見直しと併せ、分割・再編し、スリム化することを検討する。

○ 検討に当たっては、外部の有識者から成る検討の場を内閣府に設置し、住宅・都市再生両部門の連携が図られるようにすること、住宅・都市再生の事業による収益が本法人の有する多額の負債の返済に充てられる仕組みとすること等に留意しつつ、本年度中に方向性について結論を得る。さらに、賃貸住宅の居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ、国民負担が増加しないよう留意しつつ、会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成 24 年夏までに結論を得る。また、東日本大震災の復興事業の推進に留意しつつ検討を進める。

【奄美群島振興開発基金】

○ 今後、本法人の機能を安定的かつ効果的に果たしていくため、具体的な繰越欠損金の解消に向けた計画を定めるとともに、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野に入れつつ、信用保証業務や自治体からの出資の扱いなどの問題を検討した上で組織・業務の見直しを行う。

○ 高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とし、金融庁検査を導入する。

【日本高速道路保有・債務返済機構】

○ 成果目標達成法人とする。

【住宅金融支援機構】

○ 本法人の業務をより効率的に実施するため、会社法のガバナンスの導入も含め、組織の在り方について、外部の有識者から成る検討の場を内閣府に設置して検討し、本年度中に基本的な論点について整理した上で平成 24 年夏までに結論を得る。その際、現在の金融市場が不安定な状況にあることから、MBS 市場の混乱やこれに伴う長期固定の住宅ローンの金利の上昇などの事態を招かないよう十分に配慮する。

環境省

【国立環境研究所】

○ 研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 平成 24 年末を目途に成案を得ることとされている原子力安全規制組織の在り方の検討の中で、本法人の扱いを検討する。

【環境再生保全機構】

○ 行政事業型の成果目標達成法人とする。

防衛省

【駐留軍等労働者労務管理機構】

○ 行政執行法人とする。

(注)上記の講ずべき措置のうち、特定の類型の成果目標達成法人に位置付けることが適当としている法人については、その法人が実施する主な事務・事業に着目して整理を行ったものであり、当該法人が他の類型に係る事務・事業を行っている場合、必要に応じ、当該事務・事業については当該他の類型のガバナンスを適用する。